

昭和三十三年法律第二十六号

租税特別措置法

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第二条の二）

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得（第三条―第九条の九）

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例（第十条―第十九条）

第二款 特定船舶に係る特別修繕準備金（第二十条・第二十一条）

第三款 鉱業所得の特例（第二十二条―第二十四条）

第四款 農業所得の特例（第二十四条の二―第二十五条）

第五款 その他の特例（第二十五条の二―第二十八条の四）

第三節 給与所得及び退職所得等（第二十九条―第二十九条の四）

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の特例（第三十条・第三十条の二）

第二款 長期譲渡所得の特例（第三十一条―第三十一条の四）

第三款 短期譲渡所得の特例（第三十二条）

第四款 取用等の場合の特例（第三十三条の六）

第五款 特定事業の用地買取等の場合の特例（第三十四条―第三十四条の三）

第六款 居住用財産の譲渡所得の特例（第三十五条）

第七款 譲渡所得の特例（第三十五条の二）

第七款の二 居住用財産の買換えの場合の特例（第三十六条）

第七款の三 長期譲渡所得の特例（第三十六条の二―第三十六条の五）

第八款 特定事業用資産の買換えの場合の特例（第三十七條の九）

第九款 有価証券の譲渡による所得の特例（第三十七條の十一―第三十八條）

第十款 その他の特例（第三十九條―第四十条の三）

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等（第四十条の三の三・第四十条の四）

第四節の三 居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 居住者の外国関係会社に係る所得の特例（第四十条の四―第四十条の六）

第二款 特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の特例（第四十条の七―第四十条の九）

第五節 住宅借入金等有する場合の特例（第四十一条―第四十一条の三）

第六節 その他の特例（第四十一条の三の十―第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三）

第二節 準備金等（第五十五条―第五十七条の九）

第三節 鉱業所得の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の特例（第五十九条の二）

第三節の三 特許権等の譲渡等による所得の特例（第五十九条の三）

第三節の四 沖繩の認定法人の課税の特例（第六十条）

第三節の五 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（第六十一条）

第四節 認定農地所有適格法人の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の二 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特例（第六十二条の三・第六十二条の四）

第六節 資産の譲渡の場合の特例（第六十一条―第六十五条の二）

第一款 収用等の特例（第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買取等の特例（第六十五条の三―第六十五条の五）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定資産の買換えの場合の特例（第六十五条の七―第六十六条）

第五款 二特定長期所有土地等の所得の特例（第六十五条の五）

第二款 二特定長期所有土地等の所得の特例（第六十五条の五）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定資産の買換えの場合の特例（第六十五条の七―第六十六条）

第六節の二 株式等の特例（第六十六条）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の二）

第七節の二 二国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四―第六十六条の五）

第七節の三 支払利子等に係る課税の特例（第六十六条の五）

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例（第六十六条の五の二・第六十六条の五の三）

第七節の四 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の特例（第六十六条の六）

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一―第六十八条の六）

第四章 相続税法の特例（第六十九条―第七十条の十三）

第四章の二 地価税法の特例（第七十一条―第七十一条の十七）

第五章 登録免許税法の特例（第七十二条―第七十四条の七）

第六章 消費税法の特例（第八十五条―第八十六条の七）

第二節 酒税法の特例（第八十七条―第八十七条の八）

第二節の二 たばこ税法の特例（第八十八条―第八十八条の四）

第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例（第八十八条の五―第九十条の三）

第三節の二 石油石炭税法の特例

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二―第九十条の三の四）

第二款 その他の特例（第九十条の四―第九十条の七）

第三節の三 航空機燃料税法の特例（第九十条の八―第九十条の九）

第三節の四 自動車重量税法の特例（第九十条の十一―第九十条の十五）

第三節の五 国際観光旅客税法の特例（第九十条の十六）

第四節 印紙税法の特例（第九十一条―第九十二条）

第七章 利子等の割合の特例（第九十三条―第九十六条）

第八章 雑則（第九十七条・第九十八条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、地方税法、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、国際観光旅客税、印紙税その他の内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、地方税法(平成二十六年法律第七十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第六十九号)、地価税法(平成三年法律第六十九号)、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)、消費税(昭和六十三年法律第八十八号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)、揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)、地方揮発油税法(昭和三十年法律第四号)、石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)、航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)、自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)、国際観光旅客税法(平成三十年法律第六号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)及び国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の特例を設けることについて規定するものとする。

(用語の意義)

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国内又は国外 それぞれ所得税法第二条第一項第二号又は第二号に規定する国内又は国外をいう。
- 二 居住者又は非居住者 それぞれ所得税法第二条第一項第三号又は第五号に規定する居住者又は非居住者をいう。
- 二 内国法人又は外国法人 それぞれ所得税法第二条第一項第六号又は第七号に規定する内国法人又は外国法人をいい、それぞれ同項第八号に規定する人格のない社団等、第一号に規定する国内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同号に規定する国外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。
- 三及び四 削除

- 五 法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託又は有価証券 それぞれ所得税法第二条第一項第八号の三から第十三号まで、第十五号から第十五号の五まで又は第十七号に規定する法人課税信託、恒久的施設、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公社債投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託又は有価証券をいう。
- 六 減価償却資産 所得税法第二条第一項第九号に規定する減価償却資産をいう。
- 六の二 繰延資産 所得税法第二条第一項第十号に規定する繰延資産をいう。
- 七 利子所得 配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得をいう。
- 八 配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額 それぞれ所得税法第二条第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得をいう。
- 九 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額 それぞれ所得税法第二十二条第二項又は第三項に規定する総所得金額又は退職所得金額若しくは山林所得金額をいう。
- 十 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書をいう。
- 十一 青色申告書 所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。
- 十二 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。
- 十三 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
- 十四 確定申告期限 所得税法第二条第一項第四十一号に規定する確定申告期限をいう。
- 十五 更正の請求 国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

- 十六 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。
- 2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 国内又は国外 それぞれ法人税法第二条第一号又は第二号に規定する国内又は国外をいう。
  - 二 内国法人又は外国法人 それぞれ法人税法第二条第三号又は第四号に規定する内国法人又は外国法人をいい、それぞれ第二号に規定する人格のない社団等、前号に規定する国内に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同号に規定する国外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。
  - 三 公共法人 法人税法第二条第五号に規定する公共法人をいう。
  - 四 公益法人等 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。
  - 五 協同組合等 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。
  - 二 人格のない社団等 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。
  - 二 普通法人 法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。
  - 三 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。
  - 四 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。
  - 五 分割法人 法人税法第十二号の二に規定する分割法人をいう。
  - 六 分割承継法人 法人税法第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。
  - 七 現物出資法人 法人税法第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。
  - 八 被現物出資法人 法人税法第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。
  - 九 現物分配法人 法人税法第十二号の五の二に規定する現物分配法人をいう。
  - 十 被現物分配法人 法人税法第十二号の五の三に規定する被現物分配法人をいう。
  - 十の二 株式交換等完全子法人 法人税法第十二条第十二号の六の二に規定する株式交換等完全子法人をいう。
  - 十の三 株式移転完全子法人 法人税法第十二条第十二号の六の五に規定する株式移転完全子法人をいう。
  - 十の四 通算親法人 法人税法第十二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。

- 十の五 通算子法人 法人税法第十二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。
- 十の六 通算法人 法人税法第十二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。
- 十の七 通算完全支配関係 法人税法第十二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。
- 十一 適格合併 法人税法第十二条第八号に規定する適格合併をいう。
- 十二 分割型分割 法人税法第十二条第九号に規定する分割型分割をいう。
- 十三 分社型分割 法人税法第十二条第十号に規定する分社型分割をいう。
- 十四 適格分割 法人税法第十二条第十号の二に規定する適格分割をいう。
- 十五 適格分割型分割 法人税法第十二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。
- 十六 適格現物出資 法人税法第十二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。
- 十七 適格現物分配 法人税法第十二条第十二号の十五に規定する適格現物分配をいう。
- 十七の二 恒久的施設 法人税法第十二条第十二号の十九に規定する恒久的施設をいう。
- 十八 収益事業 法人税法第十三条に規定する収益事業をいう。
- 十九 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。
- 二十 利益積立金額 法人税法第十八条に規定する利益積立金額をいう。
- 二十一 欠損金額 法人税法第十九号に規定する欠損金額をいう。
- 二十二 棚卸資産 法人税法第二十号に規定する棚卸資産をいう。
- 二十三 固定資産 法人税法第二十二号に規定する固定資産をいう。
- 二十四 減価償却資産 法人税法第二十二号の三に規定する減価償却資産をいう。
- 二十五 繰延資産 法人税法第二十四号に規定する繰延資産をいう。
- 二十六 損金経理 法人税法第二十五条に規定する損金経理(同法第七十二条第一項第一号又は第四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間(第十号の五に規定する通算子法人にあつては、同法七十二

条第五項第一号に規定する期間)に係る決算において費用又は損失として経理すること)をいう。

- 二十七 法人課税信託 法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。
- 二十八 確定申告書等 法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載したものと並びに同法第二十一条に規定する確定申告書をいう。
- 二十九 青色申告書 法人税法第二条第三十六号に規定する青色申告書をいう。
- 三十 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。
- 三十一 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
- 三十二 更正請求書 国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書をいう。

3 第四章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 期限内申告書 国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書をいう。
- 二 期限後申告書 国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。
- 三 修正申告書 国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。
- 四 第六章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 酒類 酒税法第二条第一項に規定する酒類をいう。
- 二 酒類製造者 酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。
- 三 製造たばこ たばこ税法第三条に規定する製造たばこをいう。
- 四 製造たばこ製造者 たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。
- 五 原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭 それぞれ石油石炭税法第二条第一号から第四号までに規定する原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭をいう。
- 六 航空機燃料 航空機燃料税法第二条第二号に規定する航空機燃料をいう。
- 七 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保税地域をいう。

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律(第四章から第六章までを除く。)の規定を適用する。

- 2 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を次章において適用する場合について準用する。
- 3 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、第一項の規定を第三章において適用する場合について準用する。
- 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 所得税の特例

第一節 所得及び配当所得

(利子所得の分離課税等)

第三条 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等で次に掲げるもの以外のもの(同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収を行わないものとして政令で定めるもの(次条において「不適用利子」という。)を除く。以下この条において「一般利子等」という。)については、同法第二十二条及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

- 一 特定公社債(第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち第三十七条の十一第二項第一号又は第五号から第十四号までに掲げるものをいう。第四号において同じ。)の利子
- 二 公社債投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう)により行われたもの又はその受益権が第三十

七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの収益の分配

四 特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日(無記名の公社債の利子については、その支払をした日)においてその者(以下この号において「対象者」という。)又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該公社債の利子の支払をした法人が法人税法第二十条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該対象者その他の政令で定める者が支払を受けるもの

- 2 前項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける一般利子等で、所得税法第六十四号第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものについては、適用しない。
- 3 一般利子等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する所得税法第九十三条及び第六十五条の五の三の規定の適用については、同法第九十三条第一項中の「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配(一般利子等の分配)とあるのは「(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三条第一項(利子所得の分離課税等)の規定の適用を受けた同項に規定する一般利子等をいう。以下同じ)を除く。以下この項において同じ)。」と、「同項に」とあるのは「(第七十六条第三項に」と、同法第六十五条の五の三第一項中の「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配(一般利子等を除く。以下この項において同じ)。」と、「同項に」とあるのは「同条第三項に」とする。

- 4 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき一般利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者並びに業務に関連して他人のために名義人として一般利子等の支払を受ける者から当該一般利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及び当該名義人として当該一般利子等の支払を受ける者については、所得税法第二百二十四条、第二百二十五条第一項及び第二百二十八条第一項並びに次条のうち当該一般利子等に係る部分の規定は、適用しない。

(利子所得等に係る支払調書の特例)

第三条の二 居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人に対し国内において平成二十八年

一月一日以後に支払うべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等(不適用利子を除く。)又は投資信託(公社債投資信託、特定株式投資信託(信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。)及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(同項に規定する剰余金の配当(以下この節において「剰余金の配当」という。)を除く。)の支払をする

者は、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日(無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託(特定株式投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日)の属する月の翌末日までに税務署長に提出しななければならない。

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 居住者が、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債(国その他の者が発行した外国通貨で表示された公社債で政令で定めるもの(次項において「外貨建公社債」という。)を除く。)又は公社債投資信託の受益権の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項に規定する利子等で第三項第一号及び第二号に掲げるもの以外のもの(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外一般公社債等の利子等」という。)につき、国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この条において「支払の取扱者」という。)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外一般公社債等の利子等については、同法第二十二條及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき

所得と区分し、その支払を受けるべき

金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債（外貨建公社債を除く。）又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（国外において支払されるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

3 平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外公社債等の利子等の交付をする際、その交付をする金額（当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額）に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国内に納付しなければならぬ。

4 前二項の場合において、平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきその支払の際に課される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、次に定めるところによる。

一 当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外一般公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。

二 当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等である場合には、第二項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外公社債等の利子等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定

する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三条の第三項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6 所得税法別表第一に掲げる内国法人又は第八条第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは同条第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、政令で定めるところにより、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、当該国外公社債等の利子等については、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外公社債等の利子等を有する居住者については、当該国外公社債等の利子等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外公社債等の利子等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

一 当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項に規定する支払を受けるべき利子等の額とみなす。

二 当該国外公社債等の利子等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

8 第六項に規定する内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払の取扱者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の

情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供することができる。この場合において、当該内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等は、当該申告書を当該支払の取扱者に提出したものとみなす。

9 第五項及び前二項に定めるもののほか、国外公社債等の利子等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百五条の規定の特例その他第一項から第四項まで及び第六項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に係る限度額の特例）

第三条の四 国内に住所を有する個人で所得税法

第十条第一項に規定する障害者等（次条において「障害者等」という。）であるものが、平成六年一月一日以後に同項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券に係る同法第十条の規定の適用については、同条第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

（障害者等の少額公債の利子の非課税）

第四条 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

一 その公債につき社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されていること。

二 その公債の額面金額と当該販売機関の営業所等において特別非課税貯蓄申込書を提出し

て購入した他の公債の額面金額との合計額が、その個人が当該販売機関の営業所等を経由して提出した次に取扱いする所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（次項において準用する同条第四項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額）を超えないこと。

2 所得税法第十条第二項から第十項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項から第七項まで及び第十項中「非課税貯蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告書」と、同条第二項及び第十項中「非課税貯蓄申込書」とあるのは「特別非課税貯蓄申込書」と、同条第三項、第七項及び第十項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第四条第一項」と、同条第四項から第七項まで及び第九項中「非課税貯蓄限度額変更申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄限度額変更申告書」と、同条第八項中「第一項、第三項又は」とあるのは「租税特別措置法第四条第一項又は第三項若しくは」と読み替えるものとする。

3 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、平成六年一月一日以後に購入する公債に係る前二項の規定の適用については、前項において準用する所得税法第十条第七項第一号中「三百万円」とあるのは、「三百五十万円」とする。

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるものの営業所又は事務所（以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。）において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づき預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定められるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条及び次条において「預入等」とい

う。）

う。)をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。)を、同法第二条第二号に規定する資金の支払者(所得税法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該資金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該資金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業事業主に限る。第四項において「特定資金支払者」という。)が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。)に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。)を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

- 一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額(第五項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書の提出があつた場合は、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。)を超えない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子の額が、その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合(その合同運用信託が貸付信託である場合には、その収益の分

配の計算期間を通じて社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されている場合に限る。)その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

- 三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて(その有価証券が当該計算期間の途中において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。)、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの(以下この条において「額面金額等」という。))とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配
- 四 その生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済掛金の額とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して払込みをした他の生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額との合計額が、その生命保険若しくは損害保険の保険期間又は生命共済の共済期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る保険料の金額又は共済掛金の額の合計額を控除した金額に相当する差益

前項の規定は、第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、退職、転任その他の理由により、当該申告書に記載した資金の支払者に係る前項に規定する勤労者に該当しないこととなつた場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において預入等をしてい

る財産形成非課税住宅貯蓄申込書は、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」という。))に、勤務先(特定資金支払者が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合には、当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。第七項において同じ。))の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付し、これを勤務先等及び第一項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の預入等しようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

- 一 当該金融機関の営業所等、第一項に規定する資金の支払者及び勤務先等の名称及び所在地
- 二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の別
- 三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成住宅貯蓄が第一項の規定の適用を受けようとするもの現在高(有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。))に係る最高限度額

既に次条第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した金融機関の営業所等の名称及び同項第三号の最高限度額(同条第五項

に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額)

- 5 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書(次項において「財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」という。))を、当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。
- 6 前二項の場合において、財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。
- 7 財産形成非課税住宅貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合(政令で定める場合を除く。))には提出することができないものとし、財産形成非課税住宅貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。
- 一 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百五十万円を超えるものである場合
- 二 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百五十万円を超えるものである場合
- 三 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、財産形成非課税住宅貯蓄申込書及び財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一

項は、政令で定める。

号口若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)

**第四条の三** 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。)に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの(以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。)の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類(以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。)を、前条第一項に規定する賃金の支払者(所得税法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。)の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの(以下この条において「勤務先」という。)(当該賃金の支払者(勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。))が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体(以下この条において「事務代行団体」という。)(委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。)を経由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に

限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申込書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額(第五項に規定する財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。)を超えない場合。その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合。その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの(以下この条において「額面金額等」という。))とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、その有価証券の利子又は収益の分配の計算期間を通じて(その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて)、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申込書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合。その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四 その生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額とその金融機関の営業所等において財産形成非課税年金貯蓄申込書を提出して払込みをした他の生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生

命共済の共済掛金の額との合計額が、勤労者財産形成年金貯蓄契約の締結の日から当該契約に定める年金支払開始日(勤労者財産形成促進法第六条第二項第二号又は第三号に規定する年金支払開始日という。)までの期間を通じて、その者がその勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合。その生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約に基づき支払われる年金(当該契約が災害、疾病その他やむを得ない事情により解約された場合に支払われる解約返戻金その他の政令で定める金額を含む。)の額のうち当該生命保険若しくは損害保険に係る保険料の金額又は生命共済に係る共済掛金の額の合計額を超える部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する差益

2 前項の規定は、第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人が勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく金銭の支払を勤労者財産形成促進法第六条第二項第一号、第二号口又は第三号口に定める方法以外の方法により受けた場合その他の政令で定める場合には、当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき預入等をした財産形成年金貯蓄に係る前項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益のうち政令で定めるものについては、適用しない。

3 財産形成非課税年金貯蓄申込書は、次項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

4 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申告書」という。))に、勤務先(特定賃金支払者が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合には、当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。第七項において同じ。))の長の第四号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤務先等及び第一項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄の預入等をしようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 財産形成非課税年金貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合(政令で定める場合を除く。)には提出することができないものとし、財産形成非課税年金貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに

一 当該金融機関の営業所等、第一項に規定する賃金の支払者及び勤務先等の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成年金貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。)に係る最高限度額

四 既に金融機関の営業所等を経由して前条第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出している場合には、当該金融機関の営業所等ごとの名称及び当該申告書に記載した同項第三号の最高限度額(同条第五項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額)を、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書(次項において「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」という。))を、当該財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

5 財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額(既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額)を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書(次項において「財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書」という。))を、当該財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

6 前二項の場合において、財産形成非課税年金貯蓄申告書又は財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。

一 財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された第四項第三号に掲げる最高限度額が五百五十万円（生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金に係るものその他政令で定めるものにあつては、三百八十五万円）を超えるものである場合

二 財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載された第四項第三号及び第四号に掲げる最高限度額の合計額が五百五十万円を超えるものである場合

8 第一項に規定する勤務者が、同項の規定の適用を受けようとする財産形成年金貯蓄を金融機関の営業所等において預入等をした場合には、その者は、当該財産形成年金貯蓄に係る有価証券又は預金証書その他の証書につき、保管の委託、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されなければならないものとし、金融機関の営業所等の長は、当該財産形成年金貯蓄の預入等の受入れをする場合には、政令で定めるところにより、各人別の口座を設け、当該財産形成年金貯蓄に関する事項を当該口座により管理しなければならぬ。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、財産形成非課税年金貯蓄申込書及び財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合又は同項の賃金の支払者に係る勤務者でないこととなつた場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10 勤務者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤務者財産形成促進法第六條第二項第一号若しくはハ、同項第二号若しくはハ又は同項第三号若しくはハに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実（当該事実が生じた日が同項第一号口又は同項第二号口若しくは同項第三号口に規定する年金支払開始日以後である場合には、当該年金支払開始日以後五年以内に生じた当該事実に限る。）が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適

用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（財産形成非課税申告書等の提出の特例）

第四條の三の二 第四條の二第一項に規定する勤務者（以下この項及び第五項において「勤務者」という。）は、次の各号に掲げる書類の提出（以下第三項までにおいて「財産形成非課税申告書等の提出」という。）の際に經由すべき同條第一項又は前條第一項に規定する勤務先（以下第三項まで及び第五項において「勤務先」という。）が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による当該各号に規定する書類（以下第三項までにおいて「財産形成非課税申込書等」という。）に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、財産形成非課税申込書等の提出に代えて、当該勤務先に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、その者の氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成非課税申込書等を当該勤務先に提出したものとみなす。

2 次の各号に掲げる勤務先（以下この項、次項及び第六項において「委託勤務先」という。）の長は、当該各号の委託に係る事務代行団体（第四條の二第一項又は前條第一項に規定する事務代行団体をいう。以下この項において同じ。）の事務所その他これに準ずるもので当該各号の事務を行うもの（以下この項、次項及び第六項において「事務代行先」という。）が電磁的方法による記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、財産形成非課税申込書等の提出（当該各号に掲げる勤務先の区分に応じ当該各号に定める書類の提出に限る。）に代えて、当該各号の委託に係る事務代行先に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該委託勤務先の長は、当該委託勤務先の名称を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成非課税申込書等を当該金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

一 前項第一号から第三号までに規定する書類を受理した勤務先であつて、当該勤務先に係る第四條の二第一項に規定する特定貸付金支払者が同項に規定する勤務者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をして、いる場合における当該勤務先 前項第一号から第三号までに規定する書類

二 前項第四号から第六号までに規定する書類を受理した勤務先であつて、当該勤務先に係る前條第一項に規定する特定貸付金支払者が同項に規定する勤務者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託をしている場合における当該勤務先 前項第四号から第六号までに規定する書類

3 財産形成非課税申込書等を受理した勤務先（委託勤務先を除く。以下この項及び第六項において「事務実施勤務先」という。）の長又は財産形成非課税申込書等を受理した事務代行先の長は、当該財産形成非課税申込書等提出すべき又は当該財産形成非課税申込書等提出する際に經由すべき第四條の二第一項に規定する金融機関の営業所等が電磁的方法による記載事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、財産形成非課税申込書等の提出に

代えて、当該金融機関の営業所等に対し、当該記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事務実施勤務先の長又は事務代行先の長は、当該事務実施勤務先又は事務代行先の名称を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものを講じなければならないものとし、当該措置を講じているときは、その財産形成非課税申込書等を当該金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

4 前項の規定の適用がある場合における第四條の二第六項及び前條第六項の規定の適用については、これらの規定中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれらの」とあるのは「に記載すべき事項をこれらの」と、「に受理されたとき」とあるのは「が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

5 勤務者は、第一項（第二号又は第五号に係る部分に限る。）の規定により記載事項を電磁的方法により提供する場合においては、第四條の二第四項に規定する同項第四号に掲げる事項を証する書類又は前條第四項に規定する同項第四号に掲げる事項を証する書類の第四條の二第四項又は前條第四項の規定による提出に代えて、政令で定めるところにより、その勤務先に対し、これらの書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該勤務者は、これらの規定により第四條の二第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は前條第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書にこれらの書類を添付して、提出したものとみなす。

6 前項の規定は、委託勤務先の長が第二項（第一項第二号又は第五号に掲げる書類の提出に係る部分に限る。）の規定により記載事項を電磁的方法により提供する場合又は事務実施勤務先の長若しくは事務代行先の長が第三項（第一項第二号又は第五号に掲げる書類の提出に係る部分に限る。）の規定により記載事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。

7 前三項に定めるもののほか、記載事項を電磁的方法により提供する場合における前二條の規定及び第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（勤務者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例）  
第四條の四 勤務者財産形成促進法第二條第一号に規定する勤務者（第三項において「勤務者」

という。)が、同法第六条第一項、第二項又は第四項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約(第三項において「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。)に係る生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約(次項において「勤労者財産形成貯蓄保険契約等」という。)に基づき支払を受ける差益(当該勤労者財産形成貯蓄契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険に係る保険料の金額又は生命共済に係る共済掛金の額の合計額を控除した残額又は第四条の第二項第四号若しくは第四条の第三項第四号に規定する差益をいう。)については、所得税法第二十三条第一項に規定する利子等とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

2 勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、所得税法第七十六条第一項から第四項まで及び第七十七条第一項の規定は、適用しない。

3 勤労者が、勤労者財産形成貯蓄契約等に基づき購入した証券投資信託(その規定に係る受益権の募集が第三条第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。)の受益権につき、当該証券投資信託の終了(当該証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産(信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)の交付がされた信託の併合に係るものに限る。)又は一部の解約があつた場合において、当該終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該証券投資信託について信託されている金額(当該証券投資信託の受益権に係る部分の金額に限る。)に達するまでの金額は、第三十七条の十一第四項の規定にかかわらず、当該金額を同条第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

4 (特定寄附信託の利子所得の非課税)  
 第五条の五 特定寄附信託契約に基づき設定された信託(以下この条において「特定寄附信託」という。)の信託財産につき生ずる公債債若し

くは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配(公債債の利子又は貸付信託の収益の分配にあつては、当該公債債又は貸付信託の受益権が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、当該公債債又は貸付信託の受益権が当該信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。第三項及び第八項において「利子等」という。)については、所得税を課さない。

2 前項に規定する特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。)との間で締結した当該居住者を受益者とする信託契約で、当該信託財産を所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金(第四十一条の十八の二第一項の規定により特定寄附金とみなされたものを含む。)のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資するものとして政令で定めるもの(第八項において「対象特定寄附金」という。)として支出することを主たる目的とする(その他計画的な寄附が適正に実施されるための要件として政令で定める要件が定められているもの)をいう。

3 第一項の規定は、前項の居住者が、同項に規定する特定寄附信託契約の締結の後、最初に第一項の規定の適用を受けようとする利子等の支払を受ける日の前日までに、その者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。)その他の財務省令で定める事項を記載した申告書(以下この条において「特定寄附信託申告書」という。)に、当該特定寄附信託契約の契約書の写しを添付して、これを当該特定寄附信託契約に係る特定寄附信託の受託者の営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この条において「営業所等」という。)を経由し、当該特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 前項の場合において、特定寄附信託申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項の特定寄附信託の受託者の営業所等においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなす。

5 第三項の居住者は、同項の規定による特定寄附信託申告書の提出に代えて、同項の特定寄附信託の受託者の営業所等に対し、当該特定寄附信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法(第三条の三第八項に規定する電磁的方法をいう。第七項において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該居住者は、当該特定寄附信託申告書を当該特定寄附信託の受託者の営業所等に提出したものとみなす。

6 前項の規定の適用がある場合における第四項の規定の適用については、同項中「が同項」とあるのは「に記載すべき事項が同項」と、「受理がされた日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

7 第三項の居住者は、第五項の規定により特定寄附信託申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合においては、第三項に規定する特定寄附信託契約の契約書の写しの同項の規定による提出に代えて、同項の特定寄附信託の受託者の営業所等に対し、当該写しに記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該居住者は、同項の規定により当該特定寄附信託申告書に当該写しを添付して、提出したものとみなす。

8 第二項に規定する特定寄附信託契約又はその履行につき、その信託財産を対象特定寄附金として支出することを主たる目的としなくなつたことその他の計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実として政令で定める事実が生じた場合には、当該特定寄附信託契約の締結の時から当該事実が生じた日までの間に支払われた利子等については、第一項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において当該利子等の支払があつたものと、当該特定寄附信託契約に係る特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとそれぞれみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

9 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第七十八条の規定並びに第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の規定の適用については、同法第七十八条第二項中「学校の入

学に関するものを除く」とあるのは「租税特別措置法第四条の五第一項(特定寄附信託の利子所得の非課税)の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分及び学校の入学に関するものを除く」と、第四十一条の十八の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは「第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分並びにその寄附をした者」とする。

10 第三項から前項までに定めるもののほか、特定寄附信託の信託財産につき備え付けるべき帳簿に関する事項、特定寄附信託申告書を提出した者がその提出後当該特定寄附信託申告書に記載した事項を変更した又は変更する場合における届出に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 (納税準備預金の利子の非課税)  
 第五条 納税準備預金の利子については、所得税を課さない。ただし、当該預金から租税の納付の目的以外の目的のために引き出された金額がある場合には、その引出しの日の属する利子の計算期間に対応する利子については、所得税を課する。

2 前項に規定する納税準備預金とは、租税の納付に充てることを目的として銀行その他の政令で定める金融機関に対して預金で当該金融機関が他の預金と区分して経理しているものをいう。

5 (振替国債等の利子の課税の特例)  
 第五条の二 非居住者又は外国人が、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関(以下この条において「特定振替機関等」という。)又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所(以下この条において「営業所等」という。)又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債(同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。)又は同法百十三条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる地方債(以下この条において「振替地方債」という。)につきその利子(第八條第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。)の支払を受ける場合において、



振替国債又は振替地方債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再開接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子については、当該外国投資信託が、証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第二号及び第十一項において「適格外国証券投資信託」という。）である場合に限り、適用する。

一 次に掲げる要件

イ 当該外国投資信託の設定に係る受益権の募集が、国外において、金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものに相当するものにより行われたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書（同条第十項に規定する目論見書をいう。以下この項において同じ。）その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われていること。

ロ 当該外国投資信託の設定に係る受益権の募集が国内においても行われる場合には、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 当該受益権の募集が、国内において、金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものにより行われたものであること。

(2) (1)の募集が行われた当該受益権に係る収益の分配が国内における第三条の三第一項に規定する支払の取扱者又は第八条の三第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付されること。

(3) 当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその募集及び収益の分配が(1)及び(2)の規定に従って行われる旨の記載がなされていること。

二 当該外国投資信託の受益権の全てが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその受益権の全てが他の適格外国証券投資信託の信託財産として取得されるものである旨の記載がなされていること。

3 外国法令に基づいて設定された信託で所得税法第十三条第三項第二号に規定する退職年金等信託に類するもの（同条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託（次項において「受益者等課税信託」という。）に該当するものに限る。）のうち、当該外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの（以下この項及び次項において「外国年金信託」という。）の信託財産につき生ずる振替国債又は振替地方債の利子については、当該外国年金信託の受託者が当該利子の支払を受けるものとして、第一項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「収益及び費用は」とあるのは、「収益（租税特別措置法第五条の二第三項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子を除く。）及び費用は」とする。

4 第一項の規定は、非居住者又は外国法人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この

項において「組合契約」という。）に係る同法第六百六十八条に規定する組合財産（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項において「組合財産」という。）又は信託（受益者等課税信託に限り、外国年金信託を除く。以下この条において同じ。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、当該非居住者又は外国法人が第一項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該組合契約に係る組合の業務を執行する者又は当該信託の受託者（以下この条において「業務執行者等」という。）が、当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき同項の規定の適用を受けようとする際、当該組合又は当該信託の名称、当該業務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「組合等届出書」という。）並びに当該組合契約に係る組合契約書又は当該信託に係る信託契約書の写し（以下この条において「組合契約書等の写し」という。）を、同項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出している場合に限り、適用する。

5 第一項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子で、所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき（当該非居住者が前項の組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子については、当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、前項の業務執行者等が、組合等届出書及び組合契約書の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項

に規定する税務署長に提出しているとき）は、当該支払を受ける利子については、第九条の三の二及び同法第二百二十二条の規定は、適用しない。

6 第一項及び前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定並びに第三条の二及び第八條の五の規定の適用については、同法第二百二十五条第一項第八号中「外国法人」とあるのは「外国法人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（当該非居住者又は外国法人が租税特別措置法第五条の二第二項（振替国債等の利子の課税の特例）に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同項又は同条第五項後段の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、第三条の二中「居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者又は内国法人若しくは恒久的施設を有する外国法人」とあるのは「非居住者又は外国法人」と、「所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）」とあるのは「第五条の二第二項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子にあつては、同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」と、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（第五条の二第五項後段の規定の適用を受けるものを除く。）」とする。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる者を含む。）のうち、同法第十三条の規定に基づき国債を取り扱うことについて国から同意を得た者又は同条の規定に基づき地方債を取り扱うことについて当該地方債の発行者から同意を得た者をいう。

二 特定口座管理機関 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関（次号及び第七号において「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。

三 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、次のいずれかに該当するもの（外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。

イ 特定口座管理機関が社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ロ イ又はハの規定により特定間接口座管理機関に該当するものが社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国間接口座管理機関のうち、所得税法第二十一条第八号の四ただし書に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約国その他の外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。

六 振替記載等 社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。

七 外国再間接口座管理機関 口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号に掲げる者に該当するものに限るものとし、内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。）のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 外国間接口座管理機関が社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ロ イ又はハの規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

ハ ロの規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

八 外国間接口座管理機関 外国口座管理機関のうち、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者

九 国税庁長官は、前項第四号の承認の申請があった場合において、その申請を行った者につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第四号に規定する政令で定めるところに従って行われていないと認められること。

二 その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること。

三 その者が第十四項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十五項若しくは第十六項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

十 国税庁長官は、第七項第四号の承認を受けた者について次のいずれかに該当する事実が生じたとき、その承認を取り消すことができる。

一 税務署長が当該承認を受けた者に対してこの条の規定に基づく措置を適正に実施しているかどうかを確認するために必要と認められる書類の提出を求めた場合において、当該者が遅滞なくこれを提出しなかつたこと。

二 前項各号のいずれかに該当する事実

三 第一項又は第四項の場合において、非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写しが第一項に規定する税務署長に提出されたときは、その提出の際に經由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等においてその受理がされた時にその提出があつたものとみなす。

十一 非課税適用申告書を提出する者は、その提出の際、当該非課税適用申告書を提出する特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者が非居住者であつては、適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を提示しなくてはならないものとし、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所（同項の規定の適用がある場合にあつては、当該非課税適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所並びに適格外国証券投資信託の名称並びに当該適格外国証券投資信託に係る同項の記載）を当該書類により確認しなければならないものとする。

十二 非課税適用申告書を提出した者又は組合等届出書を提出した業務執行者等が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後最初に当該非課税適用申告書又は当該組合等届出書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受け持っている振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該各号に定める申告書又は届出書及び組合契約書の写しを、当該特定振替機関等を經由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受け持っている特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受け持っている特定振替機関等）を經由して第一項に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に定める申告書又は届出書及び組合契約書等の写しを提出したときは、その提出した日以後に支払を受ける当該振替国債及び振替地方債の利子については、同項及び第五項後段の規定は、適用しない。

十三 第十項の規定は、前項第一号及び第三号に定める申告書の提出並びに同項第二号及び第四号に定める届出書及び組合契約書等の写しの提出について、第十一項の規定は、前項第一号及び第三号に定める申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第十項中「第一項又は第四項」とあるのは「第十二項」と、「非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写し」が第一項」とあるのは「これら二の号に定める申告書」と、「氏名又は住所」とあるのは「氏名若しくは住所」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは住所」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは住所並びに住所」と、「住所又は変更後の氏名若しくは住所」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは住所並びに住所」と、「住所又は変更後の氏名若しくは住所」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは住所並びに住所」と読み替へるものとする。

十四 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該特定振替機

は外国法人（第二項の規定の適用がある場合にあつては、適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人）に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を提示しなくてはならないものとし、当該特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所（同項の規定の適用がある場合にあつては、当該非課税適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所並びに適格外国証券投資信託の名称並びに当該適格外国証券投資信託に係る同項の記載）を当該書類により確認しなければならないものとする。

十二 非課税適用申告書を提出した者又は組合等届出書を提出した業務執行者等が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後最初に当該非課税適用申告書又は当該組合等届出書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受け持っている振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該各号に定める申告書又は届出書及び組合契約書の写しを、当該特定振替機関等を經由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受け持っている特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受け持っている特定振替機関等）を經由して第一項に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に定める申告書又は届出書及び組合契約書等の写しを提出したときは、その提出した日以後に支払を受ける当該振替国債及び振替地方債の利子については、同項及び第五項後段の規定は、適用しない。

十三 第十項の規定は、前項第一号及び第三号に定める申告書の提出並びに同項第二号及び第四号に定める届出書及び組合契約書等の写しの提出について、第十一項の規定は、前項第一号及び第三号に定める申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第十項中「第一項又は第四項」とあるのは「第十二項」と、「非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写し」が第一項」とあるのは「これら二の号に定める申告書」と、「氏名又は住所」とあるのは「氏名若しくは住所」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは住所」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは住所並びに住所」と、「住所又は変更後の氏名若しくは住所」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは住所並びに住所」と、「住所又は変更後の氏名若しくは住所」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは住所並びに住所」と読み替へるものとする。

十四 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該特定振替機

15 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債につきその利子の支払を受ける場合には、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替国債又は振替地方債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

16 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債につきその利子の支払を受ける場合には、政令で定めるところにより、当該非課税適用申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所、その支払を受ける利子の額その他の財務省令で定める事項を、その支払の確定した日の属する月の翌月十日までに、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

17 第一項の非居住者若しくは外国法人、第四項の業務執行者等又は第十二項の非課税適用申告書を提出した者若しくは組合等届出書を提出した業務執行者等（以下この項において「非居住者等」という。）は、第一項若しくは第五項後段の規定による非課税適用申告書の提出、第四項若しくは第五項後段の規定による組合等届出書及び組合契約書の写しの提出又は第十二項の規定による同項第一号若しくは第三号に定める申告書若しくは同項第二号若しくは第四号に定める届出書及び組合契約書の写しの提出に代えて、これらの提出の際に經由すべき特定振替機関等に対し（これらの提出の際に適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由すべき場合には、当該適格外国仲介業者を経由して当該特定振替機関等に対し）、当該非課税適用申告書に記載すべき事項、当該組合等届出書に記載すべき事項及び当該組合等届出書に係る組合契約書の写しに記載されている事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、当該非課税適用申告書、当該組合等届出書及び組合契約書の写し又は当該申告書若しくは当該届出書及び組合契約書の写しを当該特定振替機関等に提出したものとみなす。

18 前項の規定の適用がある場合における第十項及び第十三項の規定の適用については、第十項中「又は組合等届出書及び組合契約書の写し」とあるのは「に記載すべき事項又は組合等届出書に記載すべき事項及び組合契約書の写しに記載されている事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」と、第十三項中「又は組合等届出書及び組合契約書の写し」とあるのは「に記載すべき事項又は組合等届出書に記載すべき事項及び組合契約書の写しに記載されている事項」と、「同項各号に定める申告書又は届出書及び組合契約書の写し」とあるのは「同項第一号若しくは第三号に定める申告書に記載すべき事項又は同項第二号若しくは第四号に定める届出書に記載すべき事項及びこれらの号に定める組合契約書の写しに記載されている事項」とする。

19 非居住者又は外国法人が信託（その信託の受託者が特定口座管理機関であるものに限る。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債（当該非居住者又は外国法人が特定振替機関から振替記載等を受けるものに限る。）の利子につき第四項の規定により第一項の規定の適用を受ける場合における同項、第四項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	当該特定振替機関等	特定受託者（第十九項に規定する信託の受託者をいう。以下この条において同じ。）
第四項	特定振替機関等の本店	特定受託者の本店
第五項	特定振替機関等	特定受託者の
第六項	同条第一項に規定する特定振替機関等と、第三条の二	同条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、第三条の二
第十項	特定振替機関等	同条第十九項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、当該特定受託者
第十一項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。第十四項において同じ。）
第十二項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。第十四項において同じ。）

20 第十五項及び第十六項の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
 （振替社債等の利子の課税の特例）  
 第五節の三 非居住者又は外国法人が、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項及び第三項において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている特定振替社債等につきその利子（第八節第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合において、特定振替社債等の利子につき最初この項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（前条第一項に規定する住所をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替社債等が第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債（第七項及び第八項において「一般社債等」という。）に該当するものである場合には、適格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。  
 2 前項の規定は、特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者（特定振替社債等の発行をする

者との間に政令で定める特殊の関係のある者である。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替社債等の利子（第九項において準用する前条第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの又は第九項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるものとするものを除く。）については、適用しない。

3 第一項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける特定振替社債等の利子で、所得税法第六十四条第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者（当該特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者でないものに限る。以下この項において同じ。）が、非課税適用申告書を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき（当該非居住者が前条第四項の組合財産又は信託財産に属する特定振替社債等につき支払を受ける利子については、当該非居住者が、非課税適用申告書を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき）は、当該支払を受ける利子については、第九条の三の二及び同法第二百一十二条の規定は、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替機関 社債、株式等の振替に関する法律第二項に規定する振替機関のうち、同法第十三条の規定に基づき社債（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「社債等」という。）を取り扱うことについて当該社債等の同条第一項の発行者から同意を得た者をいう。

二 特定口座管理機関 前条第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。

三 特定間接口座管理機関 前条第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第二項第八号の四ただし書に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。

六 振替記載等 前条第七項第六号に規定する振替記載等をいう。

七 特定振替社債等 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第二号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（次に掲げるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうち、その利子の額が当該振替社債等の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。

イ 社債、株式等の振替に関する法律第一百五条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第一百五十五条に規定する投資法人債

ロ 社債、株式等の振替に関する法律第七十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第一百七十七条に規定する相互会社

ハ 社債、株式等の振替に関する法律第八十条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第十八条に規定する特定社債

ニ 社債、株式等の振替に関する法律第二百一十條において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第二十條に規定する特別法人債

ホ 社債、株式等の振替に関する法律第一百七十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第二百二十七条に規定する外債

ヘ 社債、株式等の振替に関する法律第九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債

ト 社債、株式等の振替に関する法律第二百五十條に規定する振替転換特定社債

チ 社債、株式等の振替に関する法律第二百五十三條に規定する振替新優先出資引受権付特定社債

八 適格口座管理機関 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

九 外国再間接口座管理機関 前条第七項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

十 外国間接口座管理機関 前条第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

5 国税庁長官は、前項第八号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第八号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二 その者が第八項に規定する通知を行うこと又は第九項において準用する前条第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調査の提出を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

6 国税庁長官は、第四項第八号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたとき、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

7 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものを除く。以下この項において同

じ。）につきその利子の支払を受ける場合には、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

8 適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）につきその利子の支払を受ける場合には、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該利子の支払をする方法により、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

9 前条第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十四項まで及び第十六項から第十九項までの規定は、特定振替社債等の利子について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第二項	前項	次条第一項
前条第三項	第一項の	次条第一項の
同条第一項中	同法第十三条第一項中	同法第十三条第一項中

その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

8 適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）につきその利子の支払を受ける場合には、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該利子の支払をする方法により、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

9 前条第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十四項まで及び第十六項から第十九項までの規定は、特定振替社債等の利子について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 3 columns: 前条第四項, 前条第六項, 前条第八項. Rows include 第五項の二第三項, 第五項の二第三項後段, etc.

Table with 3 columns: 前条第十項, 前条第七項, 前条第九項. Rows include 第一項又は, 第一項とあるものは, etc.

Table with 3 columns: 前条第十項, 前条第四項, 前条第九項. Includes section 10 and 11 regarding specific provisions for interest taxation.

Table with 3 columns: 前条第十項, 前条第九項, 前条第六項. Includes section 11 and 12 regarding specific provisions for interest taxation and exchange rate.

名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、その支払を受ける際、その利子の支払をする者（当該利子の支払が支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この項、第八項及び第十項において「支払の取扱者」という。）を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者及び利子の支払をする者）を経由してその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その支払を受ける利子については、所得税を課さない。

5 前項の規定は、民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける当該民間国外債の利子については、適用しない。

6 第四項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける民間国外債の利子で、所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が、第四項の規定による非課税適用申告書を提出しており、かつ、当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者でないときは、当該支払を受ける利子については、同法第二百二十二条の規定は適用せず、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの（第六条第六項後段の規定により同法第二百二十二条の規定による所得税の徴収がされなかつたものを除く。）」として、同項の規定を適用する。

7 第四項の場合において、非課税適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項に規定する利子の支払をする者においてその受理がされた時にその提出があつたものとみなす。

8 第四項の非居住者若しくは外国法人又は第六項後段の非居住者（以下この項において「非居住者等」という。）は、第四項の規定による非課税適用申告書の提出に代えて、同項の利子の支払をする者に対し（当該利子の支払が支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該支払の取扱者を経由して当該利子の支払をする者に対し）、当該非課税適用申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であ

つて財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、当該非課税適用申告書を当該利子の支払をする者に提出したものとみなす。

9 前項の規定の適用がある場合における第七項の規定の適用については、同項中「非課税適用申告書」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

10 非居住者又は外国法人が、平成十年四月一日以後に発行された特定民間国外債であつて支払の取扱者が政令で定めるところにより保管の委託をしているものにつきその利子の支払を受ける場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）において、当該保管の委託を受けている支払の取扱者（以下この項において「保管支払取扱者」という。）で当該特定民間国外債の利子の受領の媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）をするものが、その媒介等に基づきその利子の交付を受けるときまでに、その利子（第三条の三第三項又は第六項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受けるべき者につき次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他財務省令で定める事項（以下この項及び第十五項において「利子受領者情報」という。）をその利子の支払をする者に対し（その利子の交付が、当該保管支払取扱者が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者を経由してその利子の支払をする者に対し）通知をし、かつ、その利子の支払をする者が、その利子の支払を行う際その利子の支払を受けるべき者に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類（当該保管支払取扱者から通知をされた利子受領者情報に基づき記載されたものに限る。同項において「利子受領者確認書」という。）を作成し、これをその支払をする者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第四項の規定による非課税適用申告書の提出をしたものとみなす。

一 当該利子の支払を受けるべき者が全て当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者

でない非居住者又は外国法人である場合、その旨

二 当該利子の支払を受けるべき者に居住者、内国法人又は当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人が含まれている場合、当該利子の支払を受けるべき者のうち当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者でない非居住者及び外国法人がその支払を受けるべき金額の合計額

11 第四項及び第七項から前項までの規定は、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるもの（内国法人に限る。次項において「国内金融機関等」という。）が平成十年四月一日以後に発行された民間国外債の利子（第三条の三第二項又は第六項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第四項中「民間国外債（その利子の額が当該民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者（民間国外債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に関する政令で定める指標を基礎として算定されるものを除く。次項、第六項、第十二項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「民間国外債」と、「氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」とあるのは「名称、本店又は主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号」と、前項中「場合（当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者が支払を受ける場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第一号中「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住者若しくは外国法人又は次項に規定する国内金融機関等」と、同項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人（次項に規定する国内金融機関等を除く。）」と、「及び外国法人」とあるのは「及び外国法人並びに同項に規定する国内金融機関等」と読み替えるものとする。

12 第十項に規定する特定民間国外債とは、次に掲げる要件を満たしている民間国外債をいう。

一 当該民間国外債の発行をする者が締結する引受契約等（債券の発行に係る引受け、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるもの（以下この号において「引受け等」とい

う。）に関する契約をいう。以下この号において同じ。）に、当該民間国外債の引受け等を行う者は、当該民間国外債を居住者、内国法人（国内金融機関等を除く。）並びに当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者及び外国法人（当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者又は外国法人であつて当該引受契約等を締結する者が、当該引受契約等を締結する他の者が当該引受契約等に基づく募集又は売出しその他これらに準ずるもの）に際して当該引受契約等に係る当該民間国外債の全部を取得させ、又は売り付けることができなかつた場合におけるその残部を、当該引受契約等を締結する他の者から取得し、又は買い付ける場合における当該引受契約等を締結する者を除く。）に対して当該引受契約等に基づく募集又は売出し、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずるものにより取得させ、又は売り付けなければならない旨の定めがあること。

二 当該民間国外債の券面及びその発行に係る目論見書（当該民間国外債の券面が発行されている目論見書）に、当該民間国外債の発行に係る目論見書に、居住者、内国法人又は当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人が当該民間国外債の利子の支払を受ける場合（国内金融機関等が前項において準用する第四項及び第七項の規定により非課税適用申告書を提出している場合（前項において準用する第十項の規定により非課税適用申告書を提出したものとみなされる場合を含む。）及び第三条の三第六項に規定する内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等（以下この号において「公共法人等」という。）が国内における同条第一項に規定する支払の取扱者を通じて支払を受ける場合（当該公共法人等による同条第六項に規定する申告書の提出がある場合に限る。）を除く。）には、当該民間国外債の利子について所得税が課される旨の記載があること。

13 前各項の規定は、平成十年四月一日以後に発行された外貨債（外貨公債の発行に関する法律（昭和二十八年法律第六十三号）第二条第一項及び第四条に規定する外貨債のうち、国外において発行されたものでその利子の支払が国外において行われるものに限る。）の利子について

準用する。この場合において、第三項中「第六  
条第一項（民間国外債等の利子の課税の特例）」  
とあるのは「第六条第十三項（民間国外債等の  
利子の課税の特例）において準用する同条第一  
項」と、第六項中「第六条第六項後段」とある  
のは「第六条第十三項において準用する同条第  
六項後段」と読み替えるものとする。

14 民間国外債の発行をした者で第四項又は第六  
項後段の規定の適用があるものとして当該民間  
国外債の利子につき所得税法第二百二十二条の規  
定による所得税の徴収をしなかつたものは、政  
令で定めるところにより、当該発行をした者の  
特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名  
又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は  
本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財  
務省令で定める事項を記載した書類を税務署長  
に提出しなければならない。

15 第三項に定めるもののほか、非課税適用申告  
書に記載された事項の確認のための手続その他  
の非課税適用申告書の提出に関する事項、利子  
受領者情報の通知並びにその通知に係る情報の  
保存及び管理に関する事項、利子受領者情報の  
通知があつた場合において当該利子受領者情報  
に変更がないときにおけるその通知の省略の特  
例、利子受領者確認書の提出に関する事項、民  
間国外債の利子につき第二項の規定により所得  
税を徴収された者が確定申告書の提出をする場  
合に添付すべき書類に関する事項その他第一  
項、第二項及び第四項から前項までの規定の適  
用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別国際金融取引勘定において経理された預  
金等の利子の非課税）

第七条 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年  
法律第二百二十八号）第二十一条第三項に規定  
する金融機関が、平成十年四月一日以後に、外  
国法人で同項に規定する非居住者であることに  
つき財務省令で定めるところにより証明がされ  
たものから預入を受け、又は借り入れる預金又  
は借入金で同項に規定する特別国際金融取引勘  
定（以下この条において「特別国際金融取引勘  
定」という。）において経理したものにつき、  
当該外国法人に対して支払う利子（債券の買戻  
又は売戻条件付売買取引として政令で定めるも  
のから生ずる差益として政令で定めるものを含  
む。）については、所得税を課さない。ただし、  
同法第二十一条第四項の規定に基づき定められ  
た政令の規定のうち特別国際金融取引勘定の経

理に関する事項に係るものに違反する事実が生  
じた場合の当該利子で当該事実が生じた日の属  
する計算期間に係るものについては、この限り  
でない。

（金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉  
徴収の不適用）

第八条 国内に営業所を有する銀行その他の政令  
で定める金融機関（以下この条において「金融  
機関」という。）が支払を受ける公社債若しく  
は預貯金の利子、合同運用信託若しくは公募公  
社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に  
関する法律第二条第二項に規定する委託者非指  
定型投資信託に限る。第四号において「特定公  
募公社債等運用投資信託」という。）の収益の  
分配又は社債的受益権（資産の流動化に関する  
法律（平成十年法律第五号）第二百三十条第  
一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以  
下この章において同じ。）の剰余金の配当で次  
に掲げるものについては、所得税法第七十四  
条、第七十五条、第七十八条、第七十九  
条及び第二百二十二条第一項から第三項までの規  
定は、適用しない。

一 社債、株式等の振替に関する法律に規定す  
る振替口座簿（第四号及び第五号において  
「振替口座簿」という。）に記載又は記録がさ  
れた公社債の利子（金融機関の信託業務の兼  
営等に関する法律により同法第一条第一項に  
規定する信託業務を営む金融機関の当該記載  
又は記録がされた公社債の利子で政令で定め  
るものを除く。）

二 特定管理方法（社債（所得税法第二条第一  
項第九号に規定する社債であつて、金融商品  
取引法第二十九条の二第一項第八号に規定す  
る権利に該当するものをいう。以下この号、  
次項第二号及び第三項第二号において同じ。）  
の譲渡についての制限を付すことその他の政  
令で定める要件を満たす方法をいう。以下こ  
の号、次項第二号及び第三項第二号において  
同じ。）により金融機関の固有財産として保  
管され、又は同法第二条第九項に規定する金  
融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規  
定する第一種金融商品取引業者を行う者に限  
る。次項第二号及び第三項第二号において  
「金融商品取引業者」という。）若しくは同法  
第二条第十一項に規定する登録金融機関（次  
項第二号及び第三項第二号において「登録金  
融機関」という。）に特定管理方法による保

管の委託がされた社債の利子（前号に規定す  
る金融機関の当該保管の委託がされた社債の  
利子で政令で定めるものを除く。）

三 金融機関に対する預貯金の利子（政令で定  
めるものを除く。）

四 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機  
関を受益者とする合同運用信託又は特定公募  
公社債等運用投資信託の収益の分配でその委  
託した期間（貸付信託の収益の分配について  
は、その受益証券（当該受益証券に表示され  
べき権利を含む。）が引き続き記名式であ  
つた、又は振替口座簿に記載若しくは記録が  
された、又は期間）内に生じたもの

五 振替口座簿に記載又は記録がされた社債的  
受益権の剰余金の配当（第一号に規定する金  
融機関の当該記載又は記録がされた社債的受  
益権の剰余金の配当で政令で定めるものを除  
く。）

2 金融商品取引業者、金融商品取引清算機関又  
は証券金融会社で政令で定めるもの（第二号及  
び次項において「金融商品取引業者等」とい  
う。）が支払を受ける公社債の利子又は社債的  
受益権の剰余金の配当で次に掲げるものにつ  
いては、所得税法第七十四条、第七十五条、  
第七十七条、第七十九条及び第二百二十二条  
第一項から第三項までの規定は、適用しない。

一 前項第一号又は第五号に掲げる公社債の利  
子又は社債的受益権の剰余金の配当

二 特定管理方法により金融商品取引業者等の  
固有財産として保管され、又は他の金融商品  
取引業者若しくは登録金融機関に特定管理方  
法による保管の委託がされた社債の利子

三 内国法人（金融機関、金融商品取引業者等そ  
の他政令で定める法人を除くものとし、公社債  
及び社債的受益権の主たる取引者として政令で  
定めるものに限る。）が支払を受ける公社債の  
利子又は社債的受益権の剰余金の配当で次に掲  
げるものうち政令で定めるものについては、  
所得税法第七十四条、第七十五条及び第二  
百二十二条第三項の規定は、適用しない。

一 第一項第一号又は第五号に掲げる公社債の  
利子又は社債的受益権の剰余金の配当

二 金融商品取引業者又は登録金融機関に特定  
管理方法による保管の委託がされた社債の  
利子

4 金融機関は、第一項第四号に規定する収益の  
分配につき支払を受ける際、財務省令で定める  
ところにより、その収益の分配のうち同項の規  
定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分  
した明細書を、その支払の取扱者を経由して、  
その収益の分配に係る所得税の所得税法第十七  
条の規定による納税地（同法第十八条第二項の  
規定による指定があつた場合には、その指定を  
された納税地）の所轄税務署長に提出しなけれ  
ばならない。

5 前項の金融機関は、同項の規定による明細書  
の提出に代えて、同項の支払の取扱者に対し、  
当該明細書に記載すべき事項を第三条の第三  
項に規定する電磁的方法により提供することが  
できる。この場合において、当該金融機関は、  
当該明細書を当該支払の取扱者に提出したもの  
とみなす。

6 第一項第四号に規定する委託した期間又は記  
名式であつた期間若しくは記載若しくは記録が  
されていた期間及びこれらの期間内に生じた部  
分の金額の計算に関し必要な事項は、財務省令  
で定める。

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に  
係る配当所得の分離課税等）

第八条の二 居住者又は恒久的施設を有する非居  
住者が平成二十八年一月一日以後に国内にお  
いて支払を受けるべき剰余金の配当で次に掲げる  
受益権の収益の分配に係るもの（以下この条に  
おいて「私募公社債等運用投資信託等の収益の  
分配に係る配当等」という。）については、所  
得税法第二十二条及び第八十九条並びに第六  
十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分  
し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十  
五の税率を適用して所得税を課する。

一 公社債等運用投資信託（その設定に係る受  
益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第  
三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に  
掲げる場合に該当するものとして政令で定め  
るものをいう。）により行われたものを除く  
。）の受益権（第三十七条の十一第二項第一  
号に掲げる株式等に該当するものを除く。）

二 特定目的信託（その信託契約の締結時にお  
いて資産の流動化に関する法律第二百二十四  
条に規定する原委託者（第八条の四第一項第  
五号、第八条の五第一項第六号、第九条の三  
第五号、第九条の三の二第一項第五号及び第  
三十七号の十一第二項第四号において「原委  
託者」という。）が有する社債的受益権の募  
集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規

定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるもの(いう。)により行われたものを除く。)の社会的受益権(第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。)

2 前項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等で、所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しないものについては、適用しない。

3 非居住者、内国法人又は外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等(恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべきものにあつては、所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当しないものに限る。)に対する同法第七十條、第七十五條又は第七十九條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

4 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に対する所得税法第八十二條又は第二百三十三條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

5 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する第九條の六の三及び第九條の六の四の規定の適用については、第九條の六の三第三項及び第九條の六の四第三項中「剰余金の配当」とあるのは、「剰余金の配当(第八條の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等を除く。以下この項において同じ。)」とする。

6 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者並びに業務に関連して他人のために名義人として私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける者から当該私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及び当該名義人として当該私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等の支払を受ける者については、所得税法第二

二十四條、第二百二十五條第一項及び第二百二十八條第一項のうち当該私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に係る部分の規定は、適用しない。  
(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)

第八條の三 居住者が、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された前条第一項各号に掲げる受益権の収益の分配に係る剰余金の配当(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者が政令で定めるもの(以下この条において「支払の取扱者」という。)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外私募公社債等運用投資信託等の配当等については、所得税法第二十二條及び第八十九條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。以下この条において同じ。)は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益権又は社債的受益権の収益の分配又は剰余金の配当に係る同法第二十四條第一項に規定する配当等(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外投資信託等の配当等」という。)につき、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外投資信託等の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について次の各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を適用して所得税を課する。

一 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等 百分の十五  
二 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等 以外の国外投資信託等の配当等 百分の二十  
平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外投資信託等の配当等(国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外投資信託等の配当等の交付をする際、その交付をする金額(当該国外

投資信託等の配当等が国外私募公社債等運用投資信託等の配当等である場合において、次項に規定する外国所得税の額があるときは、その額を加算した金額)に前項各号に掲げる国外投資信託等の配当等の区分に応じ当該各号に定める税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国内に納付しなければならない。

4 前二項の場合において、居住者又は内国法人が支払を受けるべき国外投資信託等の配当等につきその支払の際に課される所得税法第九十五條第一項に規定する外国所得税(政令で定めるものを含む。)の額があるときは、次に定めるところによる。

一 当該国外投資信託等の配当等が国外私募公社債等運用投資信託等の配当等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外私募公社債等運用投資信託等の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五條の規定の適用については、ないものとする。

二 当該国外投資信託等の配当等が第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等である場合には、同項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外投資信託等の配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外投資信託等の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第八條の三第二項(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等)に規定する国外投資信託等の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6 第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外投資信託等の配当等を有する居住者については、当該国外投資信託

等の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八條の五の規定を適用する。

一 当該国外投資信託等の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八條の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額又は同条第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなす。

二 当該国外投資信託等の配当等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

7 前二項に定めるもののほか、国外投資信託等の配当等に係る所得税法第二百二十四條及び第二百二十五條の規定の特例その他第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例)  
第八條の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十三條第一項に規定する利子等(第三條第一項に規定する一般利子等、第三條の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第五項において「利子等」という。)又は同法第二十四條第一項に規定する配当等(第八條の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、前条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等その他政令で定めるものを除く。以下この項、第四項及び第五項において「配当等」という。)で次に掲げるもの(以下この項、次項及び第四項において「上場株式等の配当等」という。)を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第三項第三号の規定により読み

等)の配当等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外投資信託等の配当等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八條の五の規定を適用する。



替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額（をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

一 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日（当該配当等が所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日。以下この号及び第九項において同じ。）においてその内国法人の発行済株式（投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二

条第十二項に規定する投資法人をいう。第三号、第九条の三第三号及び第九条の三の二第三項第三号において同じ。）にあつては、発行済みの投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十四条に規定する投資口をいう。以下この項、次条第一項第四号、第九

条の三第三号並びに第九条の三の二第一項第三号及び第三項第三号において同じ。以下この号及び第九項並びに第九条の三第一号において同じ。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含む。以下この章において同じ。）又は出資を有する者（当該配当等の支払を受ける者で当該配当等の支払に係る基準日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第二十条第十号に規定する同族会社に該当することとなる法人と合算して当該内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有することとなるものを含む。）が当該内国法人から支払を受ける配当等以外のもの

二 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

三 特定投資法人（その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条に規定す

る投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資法人をいう。）の投資口の配当等

四 特定受益証券発行信託（その信託法（平成十八年法律第八十号）第三条第一号に規定する信託契約（次条第一項第五号、第九条の三第三号、第九条の三の二第一項第四号及び第三十七条の十一第二項第三号の二において「信託契約」という。）の締結時において委託者が取得する受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものに限る。）の収益の分配

五 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八條の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

六 第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

二 前項の規定のうち、上場株式等の配当等で同項第一号から第三号までに掲げるもの（同項第二号に掲げる収益の分配にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限る。以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限り適用するものとし、居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当に係る配当所得について所得税法第二十二條及び第八十九條又は第六十五條の規定の適用を受けた場合には、その者がその同一の年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項の規定は、適用しない。

三 第一項の規定の適用がある場合における所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二條第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第八條の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）とする。」とする。

二 所得税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額を除く。）とする。」とする。

三 所得税法第七十一條及び第七十二條から第八十七條までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

四 所得税法第九十二條、第九十三條、第九十五条、第六十五條の五の三及び第六十五條の六の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「ものを除く。」とあるのは「ものを除く。」及び租税特別措置法第八條の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同項の規定の適用を受けようとするものに限る。）と、「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び同項」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第八條の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十三條第一項中「収益の分配の支払を受ける場合」とあるのは「収益の分配若しくは特定法人の配当等（租税特別措置法第九條の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収の特例）に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当、同法第九條の六の二第一項（投資法人の配当等に係る源泉徴収の特例）に規定する投資法人の同条第三項に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等、特定目的信託の受益権の剰余金の配当又は同法第九條の六の四第一項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収の特例）に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当をいう。以下同じ。）の支払又は同法第九條の三の二第一項（上場株式等の配

当等に係る源泉徴収義務等の特例）に規定する上場株式等の配当等（以下「特定上場株式等の配当等」という。）の交付を受ける場合（当該収益の分配、当該特定法人の配当等又は当該特定上場株式等の配当等について同法第八條の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に限る。）と、「同項」とあるのは「第六十七條第三項」と、「金額」とあるのは「金額、当該特定法人の配当等に係る特定法人調整外国税相当額（同法第九條の六第三項に規定する特定目的会社分配調整外国税相当額、同法第九條の六の二第三項に規定する投資法人分配調整外国税相当額、同法第九條の六の三第三項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収の特例）に規定する特定目的信託分配調整外国税相当額及び同法第九條の六の四第三項に規定する特定投資信託分配調整外国税相当額をいう。以下同じ。）及び当該特定上場株式等の配当等に係る同法第九條の三の二第三項の規定により控除された同項各号に定める金額に相当する金額のうち所得税の額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定める金額（以下「特定調整外国税相当額」という。）（一）と、「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び同法第八條の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五條第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八條の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」と、「をその年分の所得税の額」とあるのは「をその年分の所得税の額及び同項の規定による所得税の額」と、同条第二項及び第三項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第八條の四第一項（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同法第八條の四第一項の規定による所得税の額」と、同法第六十五條の五の三第一項中「の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するもの支払」とあるのは「若しくは特定法人の配当等の支払又は特定上場株式等の配当等の交付を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するもの支払又は交付を受ける場合であり、かつ、当該収益の分配、当該特定法人の配当等又は当該特定上場株式等の配当等について租税特別措置法第八條の四





者」という。)を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外株式の配当等について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

2 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外株式の配当等の国内における支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外株式の配当等の交付をする際、その交付をする金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国内に納付しなければならない。

3 前二項の場合において、国外株式の配当等の支払の際に徴収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税(政令で定めるものを含む。)の額があるときは、第一項に規定する支払を受けるべき金額及び前項に規定する交付をする金額は、当該国外株式の配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

4 第二項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外株式の配当等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第九條の二第一項(国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収の特例)に規定する国外株式の配当等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5 国外株式の配当等につき第二項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外株式の配当等を有する居住者については、次に定めるところにより、第八條の五の規定を適用する。

- 一 当該国外株式の配当等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額(第三項の規定の適用がある場合には、同項に規定する控除した後の金額)については、当該金額を第八條の五第一項第一号に規定する支払を受けるべき金額又は同条第四項に規定する支払を受けるべき配当等の額とみなす。
- 二 当該国外株式の配当等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

6 前二項に定めるもののほか、国外株式の配当等に係る所得税法第二百二十四条及び第二百二十五条の規定の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例)

第九條之三 平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等(以下この条及び次条において「配当等」という。)で次に掲げるものに係る同法第七十條、第七十五條、第七十九條、第八十二條及び第二百十三條の規定並びに第八條の三第二項及び第三項並びに前条第一項及び第二項の規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十五の税率とする。

一 第三十七條の十一第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る基準日(当該配当等が所得税法第二十五條第一項の規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る配当等である場合には、政令で定める日)においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人(次条第一項において「大口株主等」という。)以外の者が支払を受けるもの

- 二 次に掲げる投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募(金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われたもの(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配
- イ 公社債投資信託以外の証券投資信託
- ロ 証券投資信託以外の投資信託(公募公社債等運用投資信託を除く。)
- 三 特定投資法人(その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合により行われたものとして政令で定めるもの)の投資口の配当等
- 四 特定受益証券発行信託(その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八條の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。)
- 五 特定目的信託(その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八條の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。)

する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合により行われたものとして政令で定めるもの)の投資口の配当等

第九條の三の二 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人(所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。)若しくは外国法人に対して支払われる次に掲げる利子等(同法第二十三條第一項に規定する利子等をいう。以下この項及び第八項において同じ。)又は配当等で政令で定めるもの(国内において支払われるものに限るものとし、第九條の四の二第一項の規定の適用を受ける収益の分配を除く。以下この条において「上場株式等の配当等」という。)の国内における支払の取扱者が政令で定めるもの(第三項及び第八項において「支払の取扱者」という。)

は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該上場株式等の配当等の交付をする際、その交付をする金額(第三項の規定により控除する同項各号に定める金額がある場合には、当該金額その他の政令で定める金額を加算した金額)に百分の十五(第一号に掲げる配当等その他の配当等の支払をする内国法人に係る大口株主等に対し交付をするものについては、百分の二十)の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国内に納付しなければならない。

- 一 第三十七條の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は配当等
- 二 投資信託でその設定に係る受益権の募集が前条第二号に規定する公募により行われたもの(特定株式投資信託を除く。)
- 三 特定投資法人(前条第三号に規定する特定投資法人をいう。)

四 特定受益証券発行信託(その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八條の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。)

五 特定目的信託(その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八條の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。)

六 第三條第一項第一号に規定する特定公社債の利子

2 前項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等の支払をする者については、所得税法第八十一條第一項並びに第二百十二條第一項及び第三項のうち当該上場株式等の配当等に係る部分の規定は、適用しない。

- 3 第一項の場合において、支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額があるときは、当該各号に定める金額は、同項の規定により徴収して納付すべき当該上場株式等の配当等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。
- 一 投資信託(法人税法第二条第二十九号ロに掲げる信託に限る。以下この号において「証券投資信託等」という。)
- 二 特定目的会社の利益の配当(所得税法第二十四條第一項に規定する利益の配当をいう。以下この号において同じ。)
- 三 当該特定目的会社が納付した外国法人税の額(法人税法第六十九條第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。)



4 所得税法第七條第一項第五号、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項の規定は、同法第八十條の二第一項に規定する外国信託会社が、その引き受けた証券投資信託以外の投資信託の信託財産に属する公債債等につき同法第六十一條第一項第八号（同号ハを除ク。）又は第九号に掲げる国内源泉所得（以下この項において「特定国内源泉所得」という。）の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公債債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公債債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該特定国内源泉所得については、適用しない。（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）

第九條の四の二 内国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人を除く。次項において同じ。）又は恒久的施設を有する外国法人が国内において次に掲げる信託（その受益権が金融商品取引法第二條第十六項に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。次項及び第三項において「上場証券投資信託等」という。）の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配（恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるものにあつては、法人税法第四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）については、所得税法第七十四條、第七十五條、第七十八條、第七十九條及び第二百十二條第一項から第三項までの規定並びに第八條の三第二項及び第三項の規定は、適用しない。

一 公債債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第九條の三第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）

二 特定受益証券発行信託

2 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託等の終了（当該上場証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合に於ては、当該上場証券投資信託等の受益者等に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）

の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（恒久的施設を有する外国法人に対し支払われるものにあつては、当該恒久的施設に帰せられるものに限る。以下この項及び次項において「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調査書（以下この条において「上場証券投資信託等の償還金等の支払調査書」という。）を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調査書の提出に関する調査について必要があるときは、当該上場証券投資信託等の償還金等の支払調査書提出する義務がある者に質問し、その者の償還金等の支払に係る上場証券投資信託等に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託等の償還金等の支払調査書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を持参し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（公募株式等証券投資信託の受益権を買い取つた金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例）

第九條の五 金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限

る。）その他政令で定める者（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）が募集その他の政令で定める取扱いを行った公債債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募（同法第二條第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの（特定株式投資信託及び前條第一項に規定する上場証券投資信託等を除く。以下この項及び次項において「公募株式等証券投資信託」という。）の受益権を当該取扱いに係る顧客から買い取つた場合において、当該受益権が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されているものであるときは、当該金融商品取引業者等が当該買取りの日又は同日の翌営業日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）に当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が当該受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、所得税法第七十四條、第七十五條、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、金融商品取引業者等が、政令で定めるところにより、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配につき同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配の支払をする者（次項において「支払者」という。）を經由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

3 前項の金融商品取引業者等は、同項の規定による申告書の提出に代えて、同項の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を第三條の三第八項に規定する電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該申告書を当該支払者に提出したものとみなす。（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）

第九條の六 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二條第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が納付した外国法人税の額（法人税法第六十九條第一項に

規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下第九條の六の四までにおいて同じ。）は、政令で定めるところにより、当該特定目的会社の利益の配当（所得税法第二十四條第一項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2 前項の規定の適用を受ける特定目的会社が居住者、非居住者、内国法人又は外国法人に対し利益の配当の支払をする場合における所得税法第八十二條第二号に規定する配当等の金額、同法第二十三條第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同法第二十二條に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定目的会社の利益の配当の支払を受ける場合（当該非居住者にあつては、所得税法第六十四條第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するもの）の支払を受ける場合に限る。）において、当該利益の配当に係る特定目的会社分配時調整外国税相当額（当該特定目的会社が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該利益の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける利益の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三條第一項及び第六十五條の五の三第一項中「一の収益の分配」とあるのは、「一の収益の分配又は租税特別措置法第九條の六第一項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当」と、「同項」とあるのは、「第六十六條第三項」と、「金額」とあるのは、「金額及び同法第九條の六第三項に規定する特定目的会社分配時調整外国税相当額」とする。

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的会社の利益の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するもの）の支払を受ける場合に限る。）において、当該利益の配当に係る特定目的会社分配時調整外国税相当額（当該特定目的会社が納付した外

国法人税の額（法人税法第六十九條第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下第九條の六の四までにおいて同じ。）は、政令で定めるところにより、当該特定目的会社の利益の配当（所得税法第二十四條第一項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2 前項の規定の適用を受ける特定目的会社が居住者、非居住者、内国法人又は外国法人に対し利益の配当の支払をする場合における所得税法第八十二條第二号に規定する配当等の金額、同法第二十三條第一項第一号に規定する国内源泉所得の金額又は同法第二十二條に規定する配当等の金額は、これらの規定にかかわらず、これらの金額に前項の規定により控除する金額を加算した金額とする。

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定目的会社の利益の配当の支払を受ける場合（当該非居住者にあつては、所得税法第六十四條第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するもの）の支払を受ける場合に限る。）において、当該利益の配当に係る特定目的会社分配時調整外国税相当額（当該特定目的会社が納付した外

国法人税の額で第一項の規定により当該利益の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける利益の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。)があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の第二項及び第四百四十四条の二の第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は特定目的会社の租税特別措置法第九條の六第一項(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例)」に規定する利益の配当」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第七百七十六條第三項又は」と、「金額」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九條の六第四項に規定する特定目的会社分配調整外国税相当額」とする。

5 第一項の特定目的会社が当該特定目的会社の利益の配当の支払を受ける者を行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)  
**第九條の六の二** 投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第十二條に規定する投資法人をいう。以下この条において同じ。)が納付した外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該投資法人の配当等(所得税法第二十四條第一項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。)に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が投資法人の投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二十四條に規定する投資口をいう。次項において同じ。)の配当等の支払を受ける場合(当該非居住者にあつては、所得税法第六百六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。)において、当該配当等に係る投資法人分配調整外国税相当額(当該投資法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該配当等に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける配当等に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。)

があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三條第一項及び第六百六十五條の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九條の六の二第一項(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)」に規定する投資法人の同条第三項に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等」と、「同項」とあるのは「第六百七十六條第三項」と、「金額」とあるのは「金額及び同法第九條の六の二第三項に規定する投資法人分配調整外国税相当額」とする。

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が投資法人の投資口の配当等の支払を受ける場合(当該外国法人にあつては、法人税法第四百四十一條第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。)において、当該配当等に係る投資法人分配調整外国税相当額(当該投資法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該配当等に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける配当等に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。)があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九條の二第一項及び第四百四十四條の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は投資法人の租税特別措置法第九條の六の二第三項(投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例)」に規定する投資口の同条第一項に規定する配当等」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第七百七十六條第三項又は」と、「金額」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九條の六の二第四項に規定する投資法人分配調整外国税相当額」とする。

5 第一項の投資法人が当該投資法人の配当等の支払を受ける者を行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)  
**第九條の六の三** 特定目的信託に係る受託法人(所得税法第六條の三に規定する受託法人(第一條の二第二項において準用する同法第六條の三第一号の規定により内国法人としてこの法律

の規定を適用するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)が納付した外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定目的信託の剰余金の配当に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2 第九條の六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定目的信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合(当該非居住者にあつては、所得税法第六百六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。)において、当該剰余金の配当に係る特定目的信託分配調整外国税相当額(当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。)があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三條第一項及び第六百六十五條の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は特定目的信託の受益権の剰余金の配当」と、「金額」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九條の六の三第三項(特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)」に規定する特定目的信託分配調整外国税相当額」とする。

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定目的信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合(当該外国法人にあつては、法人税法第六百四十一條第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。)において、当該剰余金の配当に係る特定目的信託分配調整外国税相当額(当該特定目的信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。)があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九條の二第一項及び第四百四十四條の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は投資法人の租税特別措置法第九條の六の三第三項(特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)」に規定する特定目的信託分配調整外国税相当額」とする。

5 第一項の投資法人が当該投資法人の配当等の支払を受ける者を行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は第二條第二十九號の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託の受益権の剰余金の配当」と、「金額」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九條の六の三第四項(特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)」に規定する特定目的信託分配調整外国税相当額」とする。

5 第一項の受託法人が特定目的信託の剰余金の配当の支払を受ける者を行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)  
**第九條の六の四** 特定投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。)に係る受託法人(所得税法第六條の三に規定する受託法人(第二條の二第二項において準用する同法第六條の三第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)が納付した外国法人税の額は、政令で定めるところにより、当該特定投資信託の剰余金の配当に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

2 第九條の六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

3 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定投資信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合(当該非居住者にあつては、所得税法第六百六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。)において、当該剰余金の配当に係る特定投資信託分配調整外国税相当額(当該特定投資信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。)があるときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する同法の規定の適用については、同法第九十三條第一項及び第六百六十五條の五の三第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九條の六の四第一項(特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例)」に規定する特定投資信託

の剰余金の配当に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。

の受益権の剰余金の配当」と、「同項」とあるのは「第百七十六条第三項」と、「金額」とあるのは「金額及び同法第九条の六の四第三項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額」とする。

4 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が特定投資信託の受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合（当該外国法人にあつては、法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）において、当該剰余金の配当に係る特定投資信託分配時調整外国税相当額（当該特定投資信託に係る受託法人が納付した外国法人税の額で第一項の規定により当該剰余金の配当に係る所得税の額から控除された金額のうち当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける剰余金の配当に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額をいう。）があるときは、当該内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する同法及び地方税法の規定の適用については、法人税法第六十九条の二第一項及び第百四十四条の二の二第一項中「の収益の分配」とあるのは「の収益の分配又は租税特別措置法第九条の六の四第一項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）に規定する特定投資信託の受益権の剰余金の配当」と、「同項又は同法」とあるのは「所得税法第百七十六条第三項又は」と、「金額」とあるのは「金額及び租税特別措置法第九条の六の四第四項に規定する特定投資信託分配時調整外国税相当額」とする。

5 第一項の受託法人が特定投資信託の剰余金の配当の支払を受ける者に行う通知に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例）

9 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）による財産の取得（相続税法又は第七十条の七の三若しくは第七十条の七の七の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定により納付すべき相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（こ

れらの申告書の提出後において同法第四条第一項に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格（同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額）の計算の基礎に算入された金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所引上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式を発行した株式会社以外の株式会社（以下この項において「非上場会社」という。）の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場

合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金額の額が当該非上場会社の法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の十第三項及び第三十七条の十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「の金額」とあるのは、「の金額（第九条の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。）」とする。

3 第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

9 第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等（以下この条及び次条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同項に規定する営業所をいう。次条において同じ。）に第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等及び第八条の三第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等

の配当等を除く。以下この条及び次条において「配当等」という。）で次に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で政令で定めるものであるものに限る。第三十七条の十四第三十四項及び第三十五項において「非課税口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一 当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の次に掲げる配当等で、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

イ 第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の配当等で、内国法人から支払がされる当該配当等の支払に係る第八条の四第一項第一号に規定する基準日においてその内国法人の発行済株式（同号に規定する発行済株式をいう。）又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるもの以外のもの

ロ 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配

ハ 第八条の四第一項第三号に掲げる特定投資法人の投資口の配当等

ニ 当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の次に掲げる配当等で、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後二十年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

イ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの収益の分配

勘定に係る非課税口座内上場株式等の第一号イからハまでに掲げる配当等で、当該特定非課税管理勘定を設けた日以後に支払を受けるべきもの

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

9 金融商品取引業者等の営業所に第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる第三十七条の十四の二第二項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払を受けるべき当該未成年者口座内上場株式等の配当等で前条第一号イからハまでに掲げるもの（当該金融商品取引業者等が同条に規定する国内における支払の取扱者であるものに限る。以下この条並びに第三十七条の十四の二第二十七項及び第三十一項において「未成年者口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一 第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等 当該未成年者口座に当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間

二 第三十七条の十四の二第五項第四号に規定する継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等 当該未成年者口座に当該継続管理勘定を設けた日から当該未成年者口座を開設した者がその年一月一日において十八歳である年の前年十二月三十一日までの間

2 未成年者口座及び第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日までに同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この条において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該未成年



者口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

3 前項の規定の適用があつた未成年者口座内上場株式等の配当等については、同項の規定にかかわらず、前項の契約不履行等事由が生じた時に支払があつたものとみなされた当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額ごとに行うものとする。

第二節 不動産所得及び事業所得  
特別 特別税額控除及び減価償却の特例

第十條 青色申告書を提出する個人(その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の試験研究費の額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じて計算した金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、控除上限額(当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額をいう。)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該控除上限額を限度とする。

一 増減試験研究費割合が零以上である場合(第三号に掲げる場合を除く。) 百分の十一・五から、百分の十二から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を減算した割合

二 増減試験研究費割合が零に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。) 百分の八・五から、その満たない部分の割合に二十五分の八・五(次に掲げる年分にあつては、それぞれ次に定める割合)を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が零に満たないときは、零)

イ 令和十一年以前の年分 三十分の八・五  
ロ 令和十二年分及び令和十三年分 二十七分の八・五  
三 その年が事業を開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日

の属する年を除く。以下この条において「開業年」という。)である場合又は比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・五

前項の青色申告書を提出する個人の令和四年から令和八年までの各年分における同項の規定の適用については、同項の税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 次号に掲げる年分以外の年分 当該年分の試験研究費の額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。)を乗じて計算した金額

イ 増減試験研究費割合が百分の十二を超える場合(ハに掲げる場合を除く。) 百分の十一・五に、当該増減試験研究費割合から百分の十二を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

ロ 増減試験研究費割合が百分の十二以下である場合(ハに掲げる場合を除く。) 百分の十一・五から、百分の十二から当該増減試験研究費割合を減算した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を減算した割合(当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一)

ハ その年が開業年である場合又は比較試験研究費の額が零である場合 百分の八・五

二 試験研究費割合が百分の十を超える年分 当該年分の試験研究費の額に次に掲げる割合を合計した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該合計した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。)を乗じて計算した金額

イ 前号イからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める割合  
ロ イに掲げる割合に控除増率(当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合  
第一項の青色申告書を提出する個人の令和六年から令和八年までの各年分のうち次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用について

は、同項の控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額に、当該調整前事業所得税額に当該各号に定める割合(第一号及び第三号に掲げる年分のいずれにも該当する年分にあつては、第一号に定める割合と第三号に定める割合とのうちいずれか高い割合)を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 増減試験研究費割合が百分の四を超える年分(開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。) 当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)

二 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える年分(開業年の年分、比較試験研究費の額が零である年分及び次号に掲げる年分を除く。) 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。)

三 試験研究費割合が百分の十を超える年分 当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)

四 中小事業者で青色申告書を提出するもの(その年分(第一項の規定の適用を受ける年分及び事業を廃止した日の属する年分を除く。))において、試験研究費の額がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該年分の試験研究費の額の百分の十二に相当する金額(以下この項において「中小事業者税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、中小事業者控除上限額(当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額をいう。)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該中小事業者控除上限額を限度とする。

前項の中小事業者で青色申告書を提出するもの(令和四年から令和八年までの各年分のうち

次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、同項の中小事業者税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、当該試験研究費の額に、百分の十二に当該各号に定める割合を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。)を乗じて計算した金額とする。

一 増減試験研究費割合が百分の十二を超える年分(開業年の年分、比較試験研究費の額が零である年分及び試験研究費割合が百分の十を超える年分を除く。) 当該増減試験研究費割合から百分の十二を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合

二 試験研究費割合が百分の十を超える年分(開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分のいずれにも該当しない年分を除く。) 百分の十二に当該各号に定める割合を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)

三 増減試験研究費割合が百分の十一を超える年分(開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。) 次に掲げる割合を合計した割合

イ 第一号に定める割合  
ロ イに掲げる割合に前号に規定する控除増率を乗じて計算した割合

ハ 前号に定める割合  
第四項の中小事業者で青色申告書を提出するもの(令和四年から令和八年までの各年分のうち次の各号に掲げる年分における同項の規定の適用については、同項の中小事業者控除上限額は、同項の規定にかかわらず、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。)

一 増減試験研究費割合が百分の十二を超える年分(開業年の年分及び比較試験研究費の額が零である年分を除く。) 当該調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額

二 試験研究費割合が百分の十を超える年分(前号に掲げる年分を除く。) 当該調整前事業

業所得税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

7 青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）において、特別試験研究費の額（その年において第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。）がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「特別試験研究費控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 その年分の特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二 その年分の特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なもの又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

三 その年分の特別試験研究費の額のうち前二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 試験研究費の額 次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一号第一号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には当該金額を控除した金額とし、当該個人

人が居住者である場合の当該個人の同法第九十五条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除く。）をいう。

イ 次に掲げる費用の額（所得税法第三十七条第一項の事業所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額に該当するものを除く。）で各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの

(1) 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）のために要する費用（研究開発費として経理をした金額のうち、ロに規定する固定資産（所得税法第二条第一項第十八号に規定する固定資産をいう。以下この号において同じ。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又はロに規定する繰延資産となる費用の額がある場合における当該固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除く。以下この号において同じ。）で政令で定めらるるもの

(2) 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定める試験研究のために要する費用で政令で定めらるるもの

ロ イ(1)又は(2)に掲げる費用の額（事業所得の金額に係るものに限る。）で各年分において研究開発費として経理をした金額のうち、棚卸資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。第八号において同じ。）若しくは固定資産（事業の用に供する時においてイ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（イ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額

二 増減試験研究費割合 増減試験研究費の額（第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする年（以下この項及び第十一項において

「適用年」という。）の年分の試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいう。）の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。

三 比較試験研究費の額 適用年前三年以内の各年分の試験研究費の額（当該各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合には、当該年については、当該年の試験研究費の額に十二を乗じてこれを当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）の合計額を当該適用年前三年以内の各年（事業を開始した日の属する年以後の年に限る。）の年数で除して計算した金額をいう。

四 調整前事業所得税額 事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額をいう。

五 試験研究費割合 適用年の年分の試験研究費の平均売上金額に対する割合をいう。

六 中小事業者 中小事業者に該当する個人として政令で定めるものをいう。

七 特別試験研究費の額 試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その他の者に委託する試験研究、中小企業者（第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者をいう。）からその有する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究、高度専門知識等（専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。）を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めらるるものをいう。

八 平均売上金額 適用年の年分及び当該適用年前三年以内の各年分の売上金額（棚卸資産の販売による収入金額その他の政令で定める金額をいう。）の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

9 前項第三号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

10 第一項、第四項及び第七項の規定は、確定申告書（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合に、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、確定申告書に添付された書類に記載された試験研究費の額又は特別試験研究費の額を限度とする。

11 前三項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする個人が事業所得を生ずべき事業を相続又は包括遺贈により承継した者である場合における適用年の三年前の年から当該適用年の前年までの各年分の試験研究費の額の計算その他第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めらるる。

12 その年分の所得税について第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第二章（税額の計算）」並びに租税特別措置法第十条第一項、第四項及び第七項（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除）とする。

第十條の二 削除  
（中小事業者が機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十條の三 第十條第八項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この条において「中小事業者」という。）が、平成十年六月一日から令和七年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、次に掲げる減価償却資産（第一号から第三号までに掲げる減価償却資産にあつては政令で定める規模のものに限るものとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小事業者の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用（第五号に規定する事業を営む者で政令で定めるもの以外の者の貸付けの用を除く。以下こ

の条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。)の年分における当該中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額(第五号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該中小事業者が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 機械及び装置(その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)  
 二 工具(製品の品質管理の向上等に資するものとして工務省令で定めるものに限る。)  
 三 ソフトウェア(政令で定めるものに限る。)  
 四 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)  
 五 政令で定める海上運送業の用に供される船舶(輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。)

2 前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該中小事業者が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 中小事業者が、指定期間内に、特定機械装置等その製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小事業者の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該中小事業者の供用年における税額控除限度額が、当該中小事業者の当該供用年の年分の調整前事業所得税額(第十條第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額(その年におけるその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は第十條の五の第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該個人のその年の前年(当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6 第一項の規定は、中小事業者が所有権移転外リース取引(所得税法第六十七条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定機械装置等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項の規定は、確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)とあるのは、第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十條の三第三項及び第四項(中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除)とする。(地域経済牽引事業の促進区域において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十條の四 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)の施行の日から令和七年三月三十一日

までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、当該個人が行う同条に規定する承認地域経済牽引事業(以下同項までにおいて「承認地域経済牽引事業」という。)に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第四條第二項第一号に規定する促進区域(第三項において「促進区域」という。)内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画(同法第十四條第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び第三項において同じ。)に従つて特定地域経済牽引事業施設等(承認地域経済牽引事業計画に定められた施設。以下この項及び第三項において同じ。)の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定事業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき(貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。)は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該特定事業用機械等の取得価額(その特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。)に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定事業

用機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四十（平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた個人（第三項第一号において「特定個人」という。）がその承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ。）の用に供したのものについては、百分の五十）  
二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二十

2 前項の規定により当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定事業用機械等を承認地域経済牽引事業の用に供した年の翌年度の事業所得の金額の計算上、当該特定事業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と同一の金額以下に金額を当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該個人が行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等とその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき第一項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める

割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。  
一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四（特定個人がその承認地域経済牽引事業の用に供したものについては、百分の五（その承認地域経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして政令で定めるものである場合には、百分の六）とする。）  
二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二

4 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定事業用機械等については、適用しない。  
5 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定事業用機械等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定事業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定事業用機械等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定事業用機械等の取得価額を限度とする。  
7 その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の四第三項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までに規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の四の二 青色申告書を提出する個人で地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この項及び第三項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（第三項において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（第三項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第五号イ又はロに掲げられた地域（当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第三項において「拡充型計画」という。）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域）内において、当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。以下この項において「特定業務施設」という。）に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定建物等」という。）でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する

年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（その特定建物等に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定建物等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定建物等の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定建物等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定建物等を事業の用に供した年の翌年度の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と同一の金額以下に金額を当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 青色申告書を提出する個人で指定期間内に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第五号イ又はロに掲げられた地域（当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（その特定建物等に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定建物等の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第三項において「基準取得価額」という。）の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定建物等の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定建物等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定建物等を事業の用に供した年の翌年度の事業所得の金額の計算上、当該特定建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と同一の金額以下に金額を当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 青色申告書を提出する個人で指定期間内に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第五号イ又はロに掲げられた地域（当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以

下この項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)が拡充型計画である場合には、同法第十七条の二第一項第二号に規定する地方活力向上地域)内において、当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等とその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該個人の営む事業の用に供した場合において、当該特定建物等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該特定建物等の基準取得価額の百分の四(当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七)に相当する金額の合計額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十條第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定建物等については、適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定建物等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む)に同項の規定による控除の対象となる特定建物等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定建物等の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された特定建物等の取得価額を限度とする。

7 その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十條第

一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第十条の四の二第三項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除)」とする。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(地方活力向上地域等において雇用人の数が増加した場合の所得税額の特別控除)

第十條の五 青色申告書を提出する個人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者(地域再生法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十九号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(次項及び第三項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。))について同条第三項の認定(次項及び第三項において「計画の認定」という)を受けた個人に限る。次項において「認定事業者」という。)であるものが、適用年において、第一号に掲げる要件を満たす場合には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、第二号に掲げる金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額(第十條第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第五条第一項に規定する適用事業を行ない、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行っていないこと。

二 次に掲げる金額の合計額

イ 三十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用人数(当該地方事業所基準雇用人数が当該適用年の基準雇用人数を超える場合には、当該基準雇用人数を同じ)のうち当該適用年の特定新規雇用人数に達するまでの数(イにおいて「特定新規雇用人数」という。)を乗じ

て計算した金額(当該適用年の移転型特定新規雇用人数がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用人数基礎数のうち当該移転型特定新規雇用人数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額)を乗じて計算した金額を加算した金額(二十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用人数から当該適用年の新規雇用人総数を控除した数のうち当該適用年の特定新規雇用人数に達するまでの数(ロにおいて「特定新規雇用人数基礎数」という。)を乗じて計算した金額(当該適用年の移転型地方事業所基準雇用人数から当該適用年の移転型新規雇用人総数を控除した数のうち当該適用年の移転型特定新規雇用人数に達するまでの数(ロにおいて「移転型特定新規雇用人数基礎数」という)が零を超える場合には、二十万円に、当該特定新規雇用人数基礎数のうち当該移転型特定新規雇用人数基礎数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額)を乗じて計算した金額を加算した金額)を乗じて計算した金額。以下この

2 青色申告書を提出する個人で認定事業者(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人に限る。)であるもののうち、前項の規定の適用を受ける又は受けたもの(前条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの(以下この項において「要件適格個人」という)を含む)が、その適用を受ける年(要件適格個人にあつては、同条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年)以後の各適用年(当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日の属する年以後の各年で基準雇用人数又は地方事業所基準雇用人数が零に満たない年以後の各年を除く)において、前項第一号に掲げる要件を満たす場合には、当該個人の当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、四十万円に当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用人数を乗じて計算した金額(当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内に係る当該個人の当該適用年の地方事業所特別基準雇用人数を乗じて計算した金額。以下この

項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額(当該適用年において前項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定業務施設 地域再生法第五條第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八條第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域(当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域)において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

二 基準日 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人の当該計画の認定を受けた日(当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、当該特定業務施設を事業の用に供した日)をいう。

三 適用年 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日の属する年以後三年内の各年(事業を開始した日の属する年(相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く)及び事業を廃止した日の属する年を除く)をいう。

四 雇用人 個人の使用人(当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ)のうち一般被保険者(雇用保険法第六十條の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう)に該当するものをいう。

五 高年齢雇用者 個人の使用人のうち高年齢被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者をいう。）に該当するものをいう。

六 基準雇用者数 適用年の十二月三十一日における雇用者の数から当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数を減算した数をいう。

七 地方事業所基準雇用者数 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日が適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの期間内であるものに限る。）の当該計画の認定に係る特定業務施設（以下この項において「適用対象特定業務施設」という。）のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

八 特定雇用者 次に掲げる要件を満たす雇用者という。

イ その個人との間で労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条第一項に規定する短時間労働者でないこと。

九 特定新規雇用者数 適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において適用対象特定業務施設に勤務するもの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十 移転型特定新規雇用者数 適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において移転型適用対象特定業務施設（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人の当該計

画の認定に係る適用対象特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）に勤務するもの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十一 新規雇用者総数 適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において適用対象特定業務施設に勤務するもの（次号及び第十五号において「新規雇用者」という。）の総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十二 特定非新規雇用者数 適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するもの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十三 移転型地方事業所基準雇用者数 移転型適用対象特定業務施設のみを個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十四 移転型新規雇用者総数 適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するもの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十五 移転型特定非新規雇用者数 適用年（当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するもの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十六 地方事業所特別基準雇用者数 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生

法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた個人（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日が適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの期間内であるものに限る。）の当該適用年及び当該適用年前の各年のうち、当該基準日の属する年以後の各年のイに掲げる数のうちロに掲げる数に達するまでの数の合計数をいう。

イ 当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数

ロ 当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該個人の事業所と、当該個人の特定雇用者のみを当該個人の雇用者と、それぞれみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数

四 第一項の規定は、前条第一項から第三項までの規定の適用を受ける年分については、適用しない。

五 第一項及び第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年並びにその前年及び前々年において、これらの規定に規定する個人に離職者（当該個人の雇用者又は高年齢雇用者であつた者で、当該個人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたものをいう。）がないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限り、適用する。

六 第一項及び第二項の規定は、確定申告書（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額の計算の基礎となる地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数は、確定申告書に添付された書類に記載された地方事業所基準雇用者数又は地方事業所特別基準雇用者数を限度とする。

七 第三項から前項までに定めるもののほか、第二項に規定する個人が同項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書に添付すべき書類その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

八 その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五第一項及び第二項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の五の二 削除  
（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の三 特定中小事業者（第十条第八項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するものうち中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第六項に規定する特定事業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。）が、平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもの）で、その特定中小事業者のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するものうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む事業の用（第十条の三第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合に、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」とい

う。)の年分における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等について同項の規定により計算した償却費の額(以下この項において「普通償却額」という。)と特別償却限度額(当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額とす。ただし、当該特定経営力向上設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定経営力向上設備等を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定経営力向上設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下に金額で当該特定中小事業者が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ。

3 特定中小事業者が、指定期間内に、特定経営力向上設備等とその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小事業者の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定経営力向上設備等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該特定経営力向上設備等の取得価額の百分の十に相当する金額の合計額(以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。)を控除する。

この場合において、当該特定中小事業者の供用年における税額控除限度額が、当該特定中小事業者の当該供用年の年分の調整前事業所得税額(第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。)の百分の二十に相当する金額(第十条の三第三項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所

得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその指定事業の用に供した特定経営力向上設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又は第十条の三第三項及び第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年(当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。)における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額をいう。

6 第一項の規定は、特定中小事業者が所有権移転外リース取引により取得した特定経営力向上設備等については、適用しない。

7 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定経営力向上設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第三項の規定は、確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる特定経営力向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額は、確定

申告書に添付された書類に記載された特定経営力向上設備等の取得価額を限度とする。

9 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十条の五の三第三項及び第四項(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取付した場合の所得税額の特別控除)」とする。

11 第六項から前項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)

第十条の五の四 青色申告書を提出する個人が、令和五年から令和九年までの各年(令和五年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合(第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。)が百分の三以上であるとき(その年十二月三十一日において当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。)は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該個人のその年の控除対象雇用者給

与等支給増加額(その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額)に百分の十(その年において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合(その年において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合)を加算した割合)を乗じて計算した金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額(第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項から第四項までにおいて同じ。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること 百分の五(継続雇用者給与等支給増加割合が百分の五以上である場合には百分の十とし、継続雇用者給与等支給増加割合が百分の七以上である場合には百分の十五とする。)

二 次に掲げる要件の全てを満たすこと 百分の五

イ 当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額(その教育訓練費に充てるため他の者(その個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。第五項第三号において同じ。)から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。)からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ 当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の当該個人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三 その年十二月三十一日において次に掲げる者のいずれかに該当すること 百分の五

と。

イ 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主

ロ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主

2 青色申告書を提出する個人が、令和七年から令和九年までの各年（前項の規定の適用を受ける年、令和七年以後に事業を開始した個人のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、その年十二月三十一日において当該個人に該当する場合において、その年において当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるときは、当該個人のその年の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該個人のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十（その年において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合（その年において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「特定税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定税額控除限度額が、当該個人のその年の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

イ 継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること 百分の十五

ロ 二次に掲げる要件の全てを満たすこと 百分の五

イ 当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した

金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ 当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の当該個人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと 百分の五

イ その年十二月三十一日において次世代育成支援対策推進法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ロ その年において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条の認定を受けたこと（同法第四条の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び同条の雇用環境の整備の状況が特に良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ハ その年十二月三十一日において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

3 第十条第八項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小事業者」という。）が、令和元年から令和九年までの各年（前二項の規定の適用を受ける年、令和元年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年及びその事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において当該中小事業者の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合（第一号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の一・五以上であるときは、当該中小事業者のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該中小事業者のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十五（その年において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十五に当該各号に定める割合（その年において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合に

は、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項及び第五項第十一号において「中小事業者税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 雇用者給与等支給増加割合が百分の二・五以上であること 百分の十五

二 次に掲げる要件の全てを満たすこと 百分の十

イ 当該中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の五以上であること。

ロ 当該中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の当該中小事業者の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと 百分の五

イ その年において次世代育成支援対策推進法第十三条の認定を受けたこと（同法第二条に規定する次世代育成支援対策の実施の状況が良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ロ その年十二月三十一日において次世代育成支援対策推進法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ハ その年において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条の認定を受けたこと（同法第四条の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び同条の雇用環境の整備の状況が良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ニ その年十二月三十一日において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

4 青色申告書を提出する個人の各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において当該個人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において前三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内雇用者 個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

二 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三 継続雇用者給与等支給額 継続雇用者（個人の各年（以下この項において「適用年」という。）及び当該適用年の前年の各月分のその個人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に対する当該適用年の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するもの額及び役務の提供の対価として支払を受ける金額を除く。以下この号において「補填額」という。）がある場合には、当該補填額を控除した金額。以下この項において同じ。）として政令で定める金額をいう。

四 継続雇用者比較給与等支給額 前号の個人の継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

五 控除対象雇用者給与等支給増加額 個人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該個人の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額を超え、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

イ 当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した

金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ 当該個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額の当該個人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと 百分の五

イ その年十二月三十一日において次世代育成支援対策推進法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ロ その年において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条の認定を受けたこと（同法第四条の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び同条の雇用環境の整備の状況が特に良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）。

ハ その年十二月三十一日において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

5 等支給額を超える場合において、当該個人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額（その年において前三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内雇用者 個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

二 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三 継続雇用者給与等支給額 継続雇用者（個人の各年（以下この項において「適用年」という。）及び当該適用年の前年の各月分のその個人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に対する当該適用年の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するもの額及び役務の提供の対価として支払を受ける金額を除く。以下この号において「補填額」という。）がある場合には、当該補填額を控除した金額。以下この項において同じ。）として政令で定める金額をいう。

四 継続雇用者比較給与等支給額 前号の個人の継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

五 控除対象雇用者給与等支給増加額 個人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該個人の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額を超え、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。



イ 雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

六 教育訓練費 個人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

七 比較教育訓練費の額 個人の適用年の前年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額（当該個人が当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年の教育訓練費の額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいう。

八 雇用者給与等支給額 個人の適用年の前年の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。

九 特定個人 常時使用する従業員の数が二十人以下の個人をいう。

十 比較雇用者給与等支給額 個人の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

十一 繰越税額控除限度超過額 個人の適用年の前年以前五年内の各年（当該適用年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。）における中小事業者税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該適用年の前年以前四年内の各年分の

所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。  
前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。  
第一項から第三項までの規定は、確定申告書（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額（第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項から第三項までの規定により控除される金額の計算の基礎となる控除対象雇用者給与等支給増加額は、確定申告書に添付された書類に記載された控除対象雇用者給与等支給増加額を限度とする。

第四項の規定は、第三項の規定の適用を受けた年以後の各年分の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする個人が事業所得を生ずべき事業を相続又は包括遺贈により承継した者である場合における比較教育訓練費の額又は比較雇用者給与等支給額の計算、継続雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

その年分の所得税について第一項から第四項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計

算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の四第一項から第四項まで（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。  
（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十條の五の五 青色申告書を提出する個人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十八条に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和七年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び第三項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十八条に規定する認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）の製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

前項の規定により当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を

事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）百分の

事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十條の五の五 青色申告書を提出する個人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十八条に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和七年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び第三項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十八条に規定する認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）の製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

前項の規定により当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を

事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）百分の

事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

前項の規定により当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を

事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

青色申告書を提出する個人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条に規定する認定導入事業者であるものが、指定期間内に、当該個人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額に百分の十五（次の各号に掲げる認定特定高度情報通信技術活用設備については、当該各号に定める割合）を乗じて計算した金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十條第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）百分の

事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

前項の規定により当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を

事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）百分の

事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島

ハ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により豪雪地帯として指定された地域

ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十一年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域

ト 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄

又 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

二 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備 百分の九（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、百分の五）

三 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備 百分の三

四 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

五 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、認定特定高度情報通信技術活用設備の償却

費の額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

六 第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

七 その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十條の五の五第三項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

八 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十條の五の六 青色申告書を取得した場合又は所得税額の特別控除

業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一條の三五第一項に規定する認定事業適応事業者（第五項を除き、以下この条において「認定事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、産業競争力強化法第二十一條の二三第三項に規定する認定事業適応計画に従って実施される同法第二十一條の三五第一項に規定する情報技術事業適応（以下第八項までにおいて「情報技術事業適応」という。）の用に供するために特定ソフトウェア（政令で定めるソフトウェアをいう。以下この項及び第七項において同じ。）の新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適

応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。以下この条において同じ。）を支出する場

合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェア若しくはその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究（第十條第八項第一号イ（一）に規定する試験研究又は同号イ（二）の用に供されるものとして財務省令で定めるもの（第七項において「産業試験研究用資産」という。）を除く。以下この項及び次項において「情報技術事業適応設備」という。）

）その製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該個人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第五項、第七項及び第九項において同じ。）は、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該情報技術事業適応設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該情報技術事業適応設備について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該情報技術事業適応設備の取得価額（情報技術事業適応の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用を支出すソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額の合計額（以下この条において「対象資産合計額」という。）が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）と、次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該情報技術事業適応設備の償却費として同法第四十九條第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

二 前項の規定により当該情報技術事業適応設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該情報技術事業適応設備を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該情報技術事業適応設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算

した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算

した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該情報技術事業適応設備を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該情報技術事業適応設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該情報技術事業適応設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業適応繰延資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と、その満たない金額以下

した金額との合計額に相当する金額とすること  
 ができる。

5 青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第七十号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の規定に係る同法第二十一条の二十三第一項に規定する認定事業適応事業者(その同条第二項に規定する認定事業適応計画(同法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。以下この条において「認定エネルギー」利用環境負荷低減事業適応計画」という。)に当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行う同法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応(以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。)のための措置として同法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備(以下この条において「生産工程効率化等設備」という。)を導入する旨の記載があるものに限る。第九項において「認定エネルギー」利用環境負荷低減事業適応事業者」という。)であるものが、当該認定の日から同日以後三年を経過する日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該生産工程効率化等設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該生産工程効率化等設備について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該生産工程効率化等設備の取得価額(その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備の取得価額の合計額が五百億円を超える場合には、五百億円にその事業の用に供した生産工程効率化等設備の取得価

額が当該合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額。第九項において「基準取得価額」という。)の百分の五十に相当する金額をいう。)との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該生産工程効率化等設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

6 前項の規定により当該生産工程効率化等設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該生産工程効率化等設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該生産工程効率化等設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

7 青色申告書を提出する個人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェア若しくはその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品(産業試験研究用資産を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該個人の事業の用に供したときは、当該情報技術事業適応設備につき第一項又は第五項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該情報技術事業適応設備の取得価額(対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)の百分の三(情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するもの

として政令で定めるものの用に供する情報技術事業適応設備については、百分の五)に相当する金額の合計額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の調整前事業所得税額(第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項及び第九項において同じ。)の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

8 青色申告書を提出する個人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合において、その支出した費用に係る繰延資産(以下この項において「事業適応繰延資産」という。)につき第三項の規定の適用を受けないときは、支出年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該事業適応繰延資産の額(対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)の百分の三(情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、百分の五)に相当する金額の合計額(以下この項において「繰延資産税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の支出年における繰延資産税額控除限度額が、当該個人の当該支出年の年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額(前項の規定により当該支出年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9 青色申告書を提出する個人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第七十号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の規定に係る認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、当該認定の日から同日以後三年を経過する日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備につき第一項、第五項又は第七項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該生産工程効率化等設備の基準取得価額に次の各号に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額(以下この項において「生産工程効率化等設備税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における生産工程効率化等設備税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額(前二項の規定により当該供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 第十条第八項第六号に規定する中小事業者(次号において「中小事業者」という。)が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの 百分の十四

二 次に掲げる生産工程効率化等設備 百分の十

イ 中小事業者が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうち前号に掲げるもの以外のもの

ロ 中小事業者以外の個人が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもの以外の生産工程効率化等設備 百分の五

10 第一項及び第五項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備については、適用しない。

11 第一項から第六項までの規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、第一項に規定する情報技術事業適応設備、第三項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備の償却費の額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

12 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一 第一項及び第七項の規定 令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の三十五第一項に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第七項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二 第三項及び第八項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

三 第五項及び第九項の規定 令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたもの

13 第七項から第九項までの規定は、確定申告書（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合に、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となる第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類の添

付がある場合に限り、適用する。この場合において、第七項から第九項までの規定により控除される金額の計算の基礎となる第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された第七項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第八項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備の取得価額を限度とする。

14 その年分の所得税について第七項から第九項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、「第三章（税額の計算）とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の六第七項から第九項まで（事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除）」とする。

15 第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第九項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條の六 個人がその年において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額が当該個人のその年分の第十條第八項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の九十に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、その超える部分の金額（以下この条において「調整前事業所得税額超過額」という。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除しない。この場合において、当該調整前事業所得税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一 第十條第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

二 第十條第四項の規定 同項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

三 第十條第七項の規定 同項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による

控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

四 第十條の第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

五 第十條の第四第三項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

六 第十條の四の二第三項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

七 第十條の五第一項又は第二項の規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第二項に規定する地方事業所特別税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

八 第十條の五の三第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

九 第十條の五の四第一項から第四項までの規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額、同条第二項に規定する特定税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

十 第十條の五の五第三項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

11 前条第七項から第九項までの規定 それぞれ同条第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額、同条第八項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第九項に規定する生産工程効率化等設備税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額

12 前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に關する特例を定めてある規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に關する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしなくても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第十條の三第四項、第十條の五の三第四項又は第十條の五の四第四項の規定その他これらに類する所得税の繰越税額控除に關する規定として政令で定める規定をいう。次項及び第四項において同じ。）を適用したならば、その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除することができる最終の年の十二月三十一日までの期間をいう。

3 第一項の個人の同項の規定の適用を受けた年（以下この項及び次項において「超過年」という。）の翌年以後の各年分（超過年の翌年からその年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合の各年分に限る。）において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により調整前事業所得税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過年における当該各号に掲げる規定による控除をしなくても控除しきれなかつた金額として、第十條の三第五項、第十條の五の三第五項又は第十條の五の四第五項第十一号の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものその他これに類するものとして政令で定める金額に限り、繰越税額控除に關する規定を適用する。

4 前項の規定は、超過年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に調整前事業所得税額超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申

告書（同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる調整前事業所得税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 個人（第十条第八項第六号に規定する中小事業者を除く。第一号及び第二号において同じ。）が、令和元年から令和九年までの各年（以下この項及び次項において「対象年」という。）において第一項第一号、第三号、第五号、第十号又は第十一号に掲げる規定（以下この項及び次項において「特定税額控除規定」という。）の適用を受けようとする場合において、当該対象年において次に掲げる要件のいずれにも該当しないとき（当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡又は譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない場合であつて、当該対象年の前年の事業所得の金額が当該対象年の前年分の事業所得の金額以下である場合と）特定税額控除規定は、適用しない。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合

合 当該個人の第十条の五の四第五項第三号に規定する継続雇用者給与等支給額（ロ及び第七項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第五項第四号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第七項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一以上であること。

- (1) 当該対象年の十二月三十一日において当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合
- (2) 当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年のい

ずれにも該当しない場合であつて当該対象年の前年分の事業所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年若しくは事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年に該当する場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該個人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十（前号イ（一）及び（二）に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十）に相当する金額を超えること。

イ 当該個人が当該対象年において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該対象年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額

ロ 当該個人がその有する減価償却資産につき当該対象年の前年分の事業所得の金額の計算上、その償却費として必要経費に算入した金額の合計額

6 前項に規定する個人が対象年において特定税額控除規定の適用を受ける場合（同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合に限る。）における第十号第十項、第十条の四第六項、第十条の五の五第六項及び前条第三項の規定の適用については、これらの規定により添付すべき書類は、これらの規定に規定する書類及び当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類とする。

7 第四項及び前項に定めるもののほか、第一項各号に定める金額に係る同項に規定する控除可能期間が同一となる場合の調整前事業所得税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における第五項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第三項まで又は第五

- (1) 当該対象年の十二月三十一日において当該個人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合
- (2) 当該対象年が事業を開始した日の属する年、相続若しくは包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡若しくは譲受けをした日の属する年のい

項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定船舶の特別償却）

第十一条 青色申告書を提出する個人で政令で定める海上運送業（以下この項において「特定海上運送業」という。）を営むものが、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶のうち次の各号に掲げるもの（以下この条において「特定船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定船舶を製作して、これを当該個人の特定海上運送業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定船舶をその用に供した場合又は政令で定める個人以外のもので貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定船舶について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該特定船舶の取得価額に当該各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定船舶の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 その個人の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画（以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。）に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶（以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。）のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶（同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と

- 一 その個人の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画（以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。）に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶（以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。）のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶（同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と

外国との間を往来する船舶をいう。以下この項において同じ。）当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれかに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ その個人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「特定先進船舶」という。） 百分の三十（日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。）に該当するものについては、百分の三十二）

二 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作されたものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（前号に掲げる船舶を除く。） 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれかに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ 特定先進船舶 百分の二十八（日本船舶に該当するものについては、百分の三十）

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十

五（日本船舶に該当するものについては、百分の二十七）

三 前二号に掲げる船舶以外の外航船舶 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれかに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合

イ 特定先進船舶 百分の十八（日本船舶に該当するものについては、百分の二十）

ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）

四 外航船舶以外の船舶 百分の十六（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八）

前項の規定により当該特定船舶の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定船舶を事業の

- 一 その個人の海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十九条の五に規定する認定外航船舶確保等計画（以下この号及び次号において「認定外航船舶確保等計画」という。）に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶（以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。）のうち当該認定外航船舶確保等計画に従つて取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶（同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。）であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と

用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定船舶の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額と同一の満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、特定船舶の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

(被災代替資産等の特別償却)

第十一条の二 個人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下この項において「特定非常災害」という。）に係る同条第一項の特定非常災害発生日（以下この項において「特定非常災害発生日」という。）から当該特定非常災害発生日の翌日以後五年を経過する日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で当該特定非常災害に基因して当該個人の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の用に供することができなくなつた建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該個人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなつた建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該個人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲

げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、これらの減価償却資産（以下この条において「被災代替資産等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合（当該個人が第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合）を乗じて計算した金額をいう。）との合計額以下の金額として当該個人が必要経費として計算した金額として同法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

資産	割合	割合
一 建物又は構築物	百分の十五（当該特定非常災害発生日の翌日から起算して三年を経過した日（以下この表において「発災後三年経過日」という。）以後に取得又は建設をしたものについては、百分の十）	百分の十八（発災後三年経過日以後に取得又は建設をしたものについては、百分の十二）
二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたもの	百分の三十（発災後三年経過日以後に取得又は製作をしたものについては、百分の二十）	百分の三十（発災後三年経過日以後に取得又は製作をしたものについては、百分の二十）

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける被災代替資産等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、被災代替資産等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

第十一条の三 青色申告書を提出する個人で第十条第八項第六号に規定する中小事業者であるもののうち中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第五十六条第一項又は第五十八条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するもの（以下この項において「特定中小事業者」という。）が、その認定を受けた日から同日以後一年を経過する日までの間に、その認定に係る同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画（同法第五十七条第一項の規定による変更の認定又は同法第五十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画等」という。）に係る事業継続力強化設備等（同法第五十六条第二項第二号に規定する事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備（機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴つて取得し、又は製作するものを含む。政令で定める規模のものに限る。以下第三項までにおいて「特定事業継続力強化設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定事業継続力強化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定中小事

業者の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定事業継続力強化設備等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該特定中小事業者の事業所得の金額の計算上、当該特定事業継続力強化設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定事業継続力強化設備等について同項の規定により計算した償却費の額と同一の満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定事業継続力強化設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の三第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた個人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等については、適用しない。

4 第十一条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

第十一条の四 青色申告書を提出する個人で環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるもの、同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械等

他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの及び第三項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人と同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該環境負荷低減事業活動用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業活動用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額と合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該環境負荷低減事業活動用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第十九条第四項に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

二 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十二條第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

2 青色申告書を提出する個人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成する機械そ

他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人と同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第三号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該基盤確立事業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額と合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該基盤確立事業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

3 第十一条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける環境負荷低減事業活動用資産又は前項の規定の適用を受ける基盤確立事業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の四第一項本文又は第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

4 第十一条第三項の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

5 前項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）  
**第十一条の五** 青色申告書を提出する個人で農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用を促進に関する法律（令和六年法律第...号）第八條第三項に規定する認定生産方式革新事業者であるものが、同法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に、当該認定生産方式革新事業者として行う同法第二条第三項に規

定する生産方式革新事業活動（同法第七条第三項に規定する措置を含む。）の用に供するため次に掲げる機械その他の減価償却資産（以下この項及び次項において「生産方式革新事業活動用資産等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は生産方式革新事業活動用資産等を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の当該生産方式革新事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該生産方式革新事業活動用資産等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該生産方式革新事業活動用資産等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該生産方式革新事業活動用資産等について同項の規定により計算した償却費の額と次の各号に掲げる生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じ当該各号に定める金額と合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該生産方式革新事業活動用資産等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用を促進に関する法律第八條第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に記載された同法第七条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農作業の効率化等を通じて農業の生産性の向上に著しく資するものとして政令で定めるもの。その取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額

二 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用を促進に関する法律第八條第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に記載された同法第七条第四項第二号に規定する設備等を構成する機械及び装置のうち、当該認定生産方式革新実施計画に係る同法第二条第三項に規定する農業者等が行う同項に規定する生産方式革新事業活動の促進に特に資するものとして政令で定めるもの。その取得価額の百分の二十五に相当する金額

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける生産方式革新事業活動用資産等の償却

費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の五第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）  
**第十二条** 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者が該当するものが、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をその場の第四欄に掲げる減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該個人の第十条の五の五第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）以下この項及び第三項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該個人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該工業用機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該工業用機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額に当該各号の第五欄に掲げる割合を乗じて計算した金額として計算した金額とする。ただし、当該工業用機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

事業者	区域	事業	資産	割合

一 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二 沖繩 振興 特別 措置 法第 五十 一条 第一 項に 規定 する 認定 事業 業者	三 沖繩 振興 特別 措置 法第 五十 一条 第一 項に 規定 する 認定 事業 業者	四 沖繩 振興 特別 措置 法第 五十 一条 第一 項に 規定 する 認定 事業 業者	五 沖繩 振興 特別 措置 法第 五十 一条 第一 項に 規定 する 認定 事業 業者	六 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	七 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	八 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	九 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十一 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十二 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十三 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十四 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十五 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十六 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十七 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十八 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	十九 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十一 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十二 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十三 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十四 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十五 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十六 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十七 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十八 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	二十九 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十一 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十二 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十三 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十四 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十五 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十六 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十七 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十八 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	三十九 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十一 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十二 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十三 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十四 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十五 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十六 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十七 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十八 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	四十九 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者	五十 沖繩 振興 特別 措置 法第 三十 六条 に規 定す る認 定事 業者
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

2	青色申告書を提出する個人が、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、沖繩振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域内において旅館業のうち政令で定める事業（以下この項において「旅館業」という。）の用に供する設備で政令で定める規模のもの取得等（取得又は製作若しくは建設をい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び第四項において同じ。）をする場合において、その取得等をした設備を当該地域内において当該個人の旅館業の用に供したとき（当該地域の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち政令で定める建物及びその附属設備（前項の規定の適用を受けるもの及び所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「旅館業用建物等」という。）及び次項において必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該旅館業用建物等について同項の規定により計算した償却費の額と其の取得価額の百分の八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該旅館業用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。
---	---

3	第一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける旅館業用機械等又は前項の規定の適用を受ける旅館業用建物等の償却費の額を計算する
---	--

4	青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から令和七年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで）の期間のうち政令で定める期間内に、同表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合において、その取得等をした設備（第一項若しくは第二項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を当該地区内において当該個人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するものうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るもの百分の百三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百四十八）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該産業振興機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。
---	---

5	前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができない償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該産業振興機械等について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該産業振興機械等につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。）と其の満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ
---	---

6	第十一条第三項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。
---	------------------------------------



7 前項に定めるもののほか、第二項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(医療用機器等の特別償却)

第十二条の二 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、医療用の機械及び装置並びに器具及び備品(政令で定める規模のものに限る。)のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとして政令で定めるもの(以下この項及び第四項において「医療用機器」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は医療用機器を製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該医療用機器の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十二に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該医療用機器の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、器具及び備品(医療用の機械及び装置を含む。)並びにソフトウェア(政令で定める規模のものに限る。)のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保に必要な医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要なものとして政令で定めるもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び第四項において「勤務時間短縮用設備等」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は勤務時間短縮用設備等を製作して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該勤務時間短縮用設備等をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該勤務時間短縮用設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該勤務時間短縮用設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十二に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該勤務時間短縮用設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

3 青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に係る同法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等(以下この項において「構想区域等」という。)内において、病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち当該構想区域等に係る同法第一項の協議の場における協議に基づく病床の機能(同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。)の分化及び連携の推進に係るものとして政令で定めるもの(以下この項及び次項において「構想適合病院用建物等」という。)の取得等(取得又は模様替をいう。)のための工事(改築、修繕又は建設を含む。)をして、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該構想適合病院用建物等をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該構想適合病院用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該構想適合病院用建物等について同項の規定により計算した金額と、その取得価額の百分の八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該構想適合病院用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4 第十一条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける医療用機器、第二項の規定の適用を受ける勤務時間短縮用設備等又は前項の規定の適用を受ける構想適合病院用建物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の二第一項本文、

第二項本文又は第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十三条 青色申告書を提出する個人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十九号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、当該個人の認定輸出事業計画(同条第二項に規定する認定輸出事業計画をいう。)に記載された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十七条第三項に規定する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二項第一項に規定する農林水産物若しくは同条第二項に規定する食品の生産、製造、加工若しくは流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして政令で定めるもの(開発研究(新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。)の用に供されるものを除く。以下この項及び次項において「輸出事業用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の輸出事業(同法第三十七条第一項に規定する輸出事業をいう。以下この項において同じ。)の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該輸出事業用資産をその輸出事業の用に供した場合を除く。)には、その輸出事業の用に供した日(以下この項において「供用日」という。)以後五年以内の日の属する各年分(当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた年分に限る。)の事業所得の金額の計算上、当該輸出事業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、供用日以後五年以内(当該認定輸出事業計画について同法第三十八条第二項の規定による認定の取消しがあった場合には、供用日からその認定の取消しがあった日までの期間)でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該輸出事業用資産

5 第十一条第三項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。

2 前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該輸出事業用資産の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができず償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該輸出事業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定(当該輸出事業用資産について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。)にかかわらず、当該輸出事業用資産の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額(その年の翌年において当該輸出事業用資産につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項の規定により必要経費に算入することができず償却費の限度額に相当する金額)と、その満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条 (特定都市再生建築物の割増償却) 青色申告書を提出する個人が、昭和六十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、特定都市再生建築物で新築されたものを取得し、又は特定都市再生建築物を新築して、これを当該個人の事業(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定都市再生建築物をその事業の用に供した場合を除く。)には、その事業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分(当該特定都市再生建築物の償却費として必要経費に算入する金額は、その事業の用に供した日以後五年以内でその用に供して

いる期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定都市再生建築物について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百二十五（次項第一号に掲げる地域内において整備される建築物に係るものについては、百分の百五十）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定都市再生建築物の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはない。

2 前項に規定する特定都市再生建築物とは、次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定計画（第一号に掲げる地域については同法第十九条の二第二項の規定により公表された同法第十九条の二第二項に規定する整備計画及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二十五条第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区域計画を、第二号に掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む。）に基づいて行われる都市再生特別措置法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるものに係る建物及びその附属設備をいう。

一 都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

二 都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（前号に掲げる地域に該当するものを除く。）

3 前条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける同項の特定都市再生建築物の償却費の額を計算する場合については準用する。

4 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

5 前項に定めるもののほか、第一項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（倉庫用建物等の割増償却）

第十五条 青色申告書を提出する個人で特定総合効率化計画（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第六条第一項に規定する総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下こ

の項において同じ。）について同条第一項の認定を受けたものが、昭和四十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの（その認定に係る特定総合効率化計画（同法第七条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に記載された同法第四条第三号に規定する特定流通業務施設（以下この項において「特定流通業務施設」という。）であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該個人の倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する倉庫業（以下この項において「倉庫業」という。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその倉庫業の用に供した場合を除く。）には、その倉庫業の用に供した日以後五年以内の日の属する各年分（当該倉庫用建物等が物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして政令で定める要件を満たす特定流通業務施設であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた年分に限る。）の事業所得の金額の計算上、当該倉庫用建物等の償却費として必要経費に算入する金額は、その倉庫業の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該倉庫用建物等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百八に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該倉庫用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはない。

第十六条から第十八条まで 削除

第十九条 個人の有する減価償却資産がその年に用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 第十条の三から第十条の四の二まで、第十条の五の三、第十条の五の五、第十条の五の六又は第十一条から第十五条までの規定

二 前号に掲げるもののほか、減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

2 個人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうち第十条第八項第一号に規定する試験研究費の額が含まれる場合において、当該試験研究費の額につき同条第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたときは、当該減価償却資産又は繰延資産については、前項各号に掲げる規定は、適用しない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける倉庫用建物等の償却費の額を計算する場合について準用する。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条 削除

第二十一条 青色申告書を提出する個人が、各年（事業（当該個人の事業所得を生ずべき事業又は不動産所得を生ずべき業務をいう。以下この条において同じ。）を廃止した日の属する年を除く。）において、その事業の用に供する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第一号の規定による定期検査（以下この項において「定期検査」という。）を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のものを除く。以下この条において「特定船舶」という。）について行う定期検査を受けるための修繕（以下この条において「特別の修繕」という。）に要する費用の支出に備えるため、当該特定船舶ごとに、積立限度額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項に規定する積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 前項の個人が同項の特定船舶につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項の個人が、同項の特定船舶につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶の種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該個人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について前項の特定船舶と状況の類似する他の船舶につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が、当該特別修繕準備金に係る特定船舶（以下この条において「準備金設定特定船舶」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により総収入金額となつた金額又は前年十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人の各年の十二月三十一日において、前年から繰り越された準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定特定船舶に係る特別の修繕の完了予定日として政令で定める日の属する年の十二月三十一日の翌日か

2 前項に規定する積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 前項の個人が同項の特定船舶につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項の個人が、同項の特定船舶につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶の種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該個人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について前項の特定船舶と状況の類似する他の船舶につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が、当該特別修繕準備金に係る特定船舶（以下この条において「準備金設定特定船舶」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により総収入金額となつた金額又は前年十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人の各年の十二月三十一日において、前年から繰り越された準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定特定船舶に係る特別の修繕の完了予定日として政令で定める日の属する年の十二月三十一日の翌日か

2 前項に規定する積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 前項の個人が同項の特定船舶につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項の個人が、同項の特定船舶につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶の種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該個人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について前項の特定船舶と状況の類似する他の船舶につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が、当該特別修繕準備金に係る特定船舶（以下この条において「準備金設定特定船舶」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により総収入金額となつた金額又は前年十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人の各年の十二月三十一日において、前年から繰り越された準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定特定船舶に係る特別の修繕の完了予定日として政令で定める日の属する年の十二月三十一日の翌日か

ら二年を経過したもの（以下この項において「特別修繕予定日経過準備金」という。）がある場合には、当該特別修繕予定日経過準備金額については、その経過した日の属する年の十二月三十一日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額の五分の一に相当する金額（当該金額がその年十二月三十一日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額を超える場合には、当該特別修繕準備金の金額に相当する金額）を、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上総収入金額に算入する。

5 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 準備金設定特定船舶について特別の修繕が完了した場合 その完了した日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定特定船舶について特別の修繕が行われないこととなった場合 その行われないこととなった日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額

三 準備金設定特定船舶をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特別修繕準備金の金額は、その日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は所得税法第四百四十二条の申請書（以下この条及び第二十四条の二において「青色申告書の承認申請書」という。）を提出した者でないときは、その死亡の日における特別修繕準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

9 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡の日における特別修繕準備金の金額は、当該相続人に係る特別修繕準備金の金額とみなす。

10 前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の特別修繕準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

**第三款 鉱業所得の課税の特例（探鉱準備金）**

第二十二條 青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（第一号において「指定期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、安定的な供給を確保することが特に必要なものとして政令で定める鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか低い金額以下の金額を探鉱準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その必要経費に算入する。

一 当該個人が採掘した当該鉱物の販売によるその年の指定期間内における収入金額として政令で定める金額の百分の十二に相当する金額

二 前号に規定する収入金額に係る所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額

2 前項に規定する新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘削に要する費用その他の探鉱のために要する費用で政令で定めるものをいう。

3 その年の十二月三十一日において、第一項に規定する個人の前年から繰り越された探鉱準備金の金額（同日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその積立てをした年の翌年一月一日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した探鉱準備金の金額は、その五年を経過した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の探鉱準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する探鉱準備金の金額をその積立てをした年別に区分した各金額のうち、その積立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとす

5 第一項の探鉱準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における探鉱準備金の金額は、その日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

た日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における探鉱準備金の金額は、その日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

6 前条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 前条第八項から第十項までの規定は、第一項の探鉱準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の鉱業を承継した場合について準用する。

**第二十三條 前条第一項の探鉱準備金の金額（新鉱床探鉱費の特別控除）**

第二十三條 前条第一項の探鉱準備金の金額（同条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する個人が、各年において、同条第一項に規定する新鉱床探鉱費の支出を行つた場合又は事業所得の金額の計算上政令で定める探鉱用機械設備（第一号において「探鉱用機械設備」という。）の償却費として必要経費に算入する金額がある場合には、その年分の事業所得の金額の計算上、これらの支出又は償却費に係る必要経費に算入する金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、必要経費に算入する。

一 その年において支出する当該新鉱床探鉱費の額に相当する金額（その年において探鉱の実施のために交付される国の補助金がある場合には、当該補助金に相当する金額を控除した金額）とその年の当該探鉱用機械設備についてこの法律及び所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入した償却費の額との合計額

二 その年において前条第三項又は第四項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた同条第一項の探鉱準備金の金額に相当する金額

三 その年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により必要

経費に算入される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第二十四条 削除

第四款 農業所得の課税の特例

(農業経営基盤強化準備金)

第二十四条の二 青色申告書を提出する個人で農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定又は同法第十四条の四第一項に規定する青年等就農計画に係る同項の認定を受けたもの(第三項第一号及び第七項において「認定農業者等」という。)(同法第十九条第一項に規定する地域計画の区域において農業を担う者として財務省令で定めるものに限る。)が、平成十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)(において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金(第一号において「交付金等」という。))の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画又は同法第十四条の五第二項に規定する認定就農計画(第三項第二号イ及び第七項において「認定計画等」という。))の定めるところに従って行う農業経営基盤強化(同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。第一号において同じ。))に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額  
二 その積立てをした年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額その年の十二月三十一日において、前項に規定する個人の前年から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額(同日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。))のうちその積立てをした年の翌年一月一日から五年を経過したものがあつた場合には、その五年を経過した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3

第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第二号又は第四号に掲げる場合において、第二号イ若しくはロ又は第四号に規定する農業経営基盤強化準備金の金額をその積立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。

一 認定農業者等に該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた日における農業経営基盤強化準備金の金額  
二 農用地等(次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。))の取得(同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。)(又は製作若しくは建設(イ及びロにおいて「取得等」という。))をした場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 認定計画等の定めるところにより農用地等の取得等をした場合 その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額  
ロ 農用地等(農業用の器具及び備品並びにソフトウェアを除く。ロにおいて同じ。))の取得等をした場合(イに掲げる場合を除く。)(その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額その譲渡し、又は廃止した場合  
三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における農業経営基盤強化準備金の金額  
四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において農業経営基盤強化準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における農業経営基盤強化準備金のうちその取り崩した金額に相当する金額

第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における農業経営基盤強化準備金の金額は、その日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、前二項及び第六項から第八項までの規定は、適用しない。

4

第二十一条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。  
第二十一条第八項から第十項までの規定は、第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の農業経営基盤強化準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

5

第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人(所得税法第二条第一項第二十九号に規定する特別障害者に該当する者に限る。)(の推定相続人(当該農業経営基盤強化準備金に係る認定計画等の認定農業者等である者に限る。))が当該農業経営基盤強化準備金に係る事業の全部を譲り受けた場合(その事業の全部を譲り受けた日の属する年において当該個人が第三項第一号、第二号又は第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)(において、当該推定相続人が、その事業の全部を譲り受けた日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができるときは、青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その事業の全部を譲り受けた日における農業経営基盤強化準備金の金額は、当該推定相続人に係る農業経営基盤強化準備金の金額とみなす。この場合において、当該個人については、第三項の規定は、適用しない。

6

前項に規定する推定相続人が同項に規定する事業の全部を譲り受けた日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出したときは、第三項及び前項の規定にかかわらず、そ

7

第七項の規定は、同項に規定する推定相続人の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、当該推定相続人に係る同項の個人の第一項の農業経営基盤強化準備金として同項の規定により積み立てた金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8

前項に規定する推定相続人が同項に規定する事業の全部を譲り受けた日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出したときは、第三項及び前項の規定にかかわらず、そ

9

第七項の規定は、同項に規定する推定相続人の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、当該推定相続人に係る同項の個人の第一項の農業経営基盤強化準備金として同項の規定により積み立てた金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

10

第五項、第六項及び前項に定めるもののほか、第一項から第四項まで、第七項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条の三

前条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額(同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。))を有する個人(同条第一項の規定の適用を受けることができる個人を含む。)(が、各年において、同項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。))の取得(贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。))をし、又は農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア(政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該個人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。))でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等(以下この項及び第五項において「農用地等」という。))を当該個人の事業の用に供した場合

の却下の日における同項の農業経営基盤強化準備金の金額は、当該推定相続人に係る同項に規定する個人の当該事業の全部を譲渡した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第七項の規定は、同項に規定する推定相続人の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、当該推定相続人に係る同項の個人の第一項の農業経営基盤強化準備金として同項の規定により積み立てた金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第五項、第六項及び前項に定めるもののほか、第一項から第四項まで、第七項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

前条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額(同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。))を有する個人(同条第一項の規定の適用を受けることができる個人を含む。)(が、各年において、同項に規定する認定計画等の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。))の取得(贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。))をし、又は農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア(政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該個人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。))でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等(以下この項及び第五項において「農用地等」という。))を当該個人の事業の用に供した場合

の却下の日における同項の農業経営基盤強化準備金の金額は、当該推定相続人に係る同項に規定する個人の当該事業の全部を譲渡した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 次に掲げる金額の合計額

イ その年の前年から繰り越された前条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額（その年の前年の十二月三十一日までに同条第二項又は第三項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には当該金額を控除した金額）のうち、その年において同条第二項又は第三項（第二号ロに係る部分を除く。）の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

ロ その年において交付を受けた前条第一項に規定する交付金等の額のうち同項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として政令で定める金額

二 その年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第十九条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受けた農用地等について所得税に関する法令の規定を適用する場合における当該農用地等の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 農業（所得税法第二十一条第三十五号に規定する事業をいう。）を営む個人が、昭和五十六年から令和八年までの各年におい

て、次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の九第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合に八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。次項において同じ。）であり、かつ、その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内であるときは、当該個人その売却をした日の属する年分のその売却により生じた事業所得に対する所得税を免除する。

一 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行う売却 当該個人が飼育した肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるところに委託して行う売却 当該個人が飼育した生産後一年未満の肉用牛

2 前項に規定する個人が、同項に規定する各年において、同項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれているとき（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものであるときを含む。）は、当該個人その売却をした日の属する年分の総所得金額に係る所得税の額は、所得税法第二編第二章から第四章までの規定により計算した所得税の額によらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

一 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないものの売却価額及び免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合における当該超える部分の免税対象飼育牛の売却価額の合計額に百分の五を乗じて計算した金額

二 その年において前項各号に掲げる売却の方法により売却した当該各号に定める肉用牛に

係る事業所得の金額がないものとみなして計算した場合におけるその年分の総所得金額につき、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章の規定により計算した所得税の額に相当する金額

3 前二項に規定する肉用牛とは、次に掲げる牛以外の牛をいう。

一 種雄牛

二 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されたもの

4 第一項又は第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨及びこれらの規定に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があり、かつ、これらの規定に規定する肉用牛の売却が第一項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の証する書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。第一項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、その提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。

6 その年分の所得税について第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第二十五条第二項（肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）」とする。

7 第一項及び第二項に定めるもののほか、第一項の規定により免除される所得税の額の計算方法その他同項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五款 その他の特例

（青色申告特別控除）

第二十五条之二 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人のその承認を受けている年分（第三項の規定の適用を受ける年分を除く。）の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額は、所得税法第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第三十二

条第三項の規定により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

一 十万円

二 所得税法第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第三十二条第三項の規定により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、同項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額に対応する部分の金額を除く。第三項第二号において同じ。）又は山林所得の金額の合計額

2 前項の規定により控除すべき金額は、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から順次控除する。

3 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（所得税法第六十七条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が、同法第四十八条第一項の規定により、当該事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその承認を受けている年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る取引を記録している場合（これらの所得の金額に係る一切の取引の内容を詳細に記録している場合として財務省令で定める場合に限る。）には、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額は、同法第二十六条第二項又は第二十七条第二項の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額から次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。

一 五十五万円

二 所得税法第二十六条第二項又は第二十七条第二項の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額

4 前項に規定する個人が同項に規定する場合に該当する場合において、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであるときは、同項第一号中「五十五万円」とあるのは、「六十五万円」として、同項の規定を適用することができる。

一 その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、財務省令で定めるところにより、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項若しく

は第三項に規定する財務省令で定めるところに従い、当該帳簿書類に係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の同条第六号に規定する電子計算機出力マインクフィルムによる保存を行つていないこと（当該帳簿書類に係る当該電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の同条第六号に規定する電子計算機出力マインクフィルムによる保存が、同法第八条第四項に規定する財務省令で定める要件を満たしている場合に限る。）。

二 その年分の所得税の確定申告書の提出期限までに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載すべき事項（前項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項を含む。）及び前項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信したことを。

5 第三項の規定により控除すべき金額は、不動産所得の金額又は事業所得の金額から順次控除する。

6 第三項（第四項の規定により、同項第二号に掲げる要件を満たしている者について適用する場合を除く。）の規定は、確定申告書に第三項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項の記載並びに同項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、当該確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り、適用する。

**第二十六条** 医療又は歯科医療を営む個人が、各

年において社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該個人が営む医療又は歯科医療から生ずる事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額

が七千万円以下であるときは、その年分の事業所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る費用として必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七条第一項及び第二編第二章第二節第四款の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

二千五百万円以下の金額	百分の七十
二千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の七十
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の六十
四千万円を超え五千万円以下の金額	百分の五十

2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）（防衛省の職員に給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十三年法律第六十八号）、母子保健法（昭和四十二年法律第四十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第八十二條第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。）を

支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。）、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

二 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第十五条の二第二項第一号に掲げる居宅介護のうち同条第二項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション）若しくは短期入所療養介護、同条第五項に規定する介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護又は同条第四項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスに限る。若しくは出産扶助のための助産又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十六号）附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改

正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二十三号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）の規定に基づく医療

四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定によつて居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション）又は短期入所療養介護に限る。のうち当該居宅介護サービス費の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定によつて介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション）又は介護予防短期入所療養介護に限る。のうち当該介護予防サービス費の額の算定に係る当該指定介護予防サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により

定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に係る指定療養介護医療（療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。）のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療のうち当該障害児入所医療費の額の算定に係る当該障害児入所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

六 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の規定によつて特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

3 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により事業所得の金額を計算した旨の記載がない場合には、適用しない。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例）  
**第二十七条** 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者に該

当する個人、外交員その他これらに類する者として政令で定める個人が事業所得又は雑所得を有する場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が五十五万円（当該個人が給与所得を有する場合にあつては、五十五万円から所得税法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額を控除した残額。以下この条において同じ。）に満たないときは、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七条第一項及び第二編第二章第二節第四款第一目から第五目までの規定にかかわらず、五十五万円を政令で定めるところにより事業所得に係る金額と雑所得に係る金額とに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの金額とする。この場合において、当該それぞれの金額は、その年分の事業所得に係る総収入金額又は雑所得に係る総収入金額（同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係るものを除く。）を限度とする。

（有限责任事業組合の特例）  
**第二十七条の二** 有限责任事業組合に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限责任事業組合契約（以下この条において「組合契約」という。）を締結している組合員である個人が、各年において、当該組合契約に基づいて営まれる事業（以下この条において「組合事業」という。）から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得を有する場合において当該組合事業によるこれらの所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額のうち当該組合事業に係る当該個人の出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額に相当する金額は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

2 組合契約を締結している組合員である個人で確定申告書を提出するものは、確定申告書に当該個人の前項に規定する出資の価額を基礎として計算した金額に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなればならない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がな

かつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該書類の提出があつたときは、この限りでない。

3 組合契約を締結している組合員である個人は、前項の確定申告書を提出する場合を除き、財務省令で定めるところにより、その年中の組合事業による不動産所得、事業所得又は山林所得に係る同項の書類を、その年の翌年三月十五日までに、税務署長に提出しなればならない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例）

**第二十八条** 個人が、各年において、長期間にわたつて使用され、又は運用される基金に係る負担金又は掛金で次に掲げるものを支出した場合に、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 中小企業者又は農林漁業者（農林漁業者の組織する団体を含む。）に対する信用の保証をすることを主たる目的とする法人で政令で定めるものに対する当該信用の保証をするための業務に係る基金に充てるための負担金

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第二条第二項に規定する共済契約に係る掛金

三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に設けられた金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第十二条の規定による鉱害防止事業基金に充てるための負担金

四 公害の発生による損失を補填するための業務、商品の価格の安定に資するための業務その他の特定の業務で政令で定めるものを行うことを主たる目的とする法人税法第二条第六号に規定する公益法人等若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人で、当該特定の業務が国若しくは地方公共団体の施策の実施に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすもの又は当該特定の業務を行う同条第五号に規定する公共法人で政令で定めるものに対する当該特定の業務に係る基金に充てるための負担金

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人の締結していた同号に規定する共済契約につき解除があつた後同号に規定する共済契約を締結した当該個人がその解除の日から同日以後二年を経過する日までの間に当該共済契約について支出する同号に掲げる掛金については、適用しない。

3 第一項の規定は、確定申告書に同項に規定する金額の必要経費に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）

**第二十八条の二** 中小事業者（第十条第八項第六号に規定する中小事業者で青色申告書を提出するもの）のうち、事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。が、平成十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小事業者の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第九条第一項各号に掲げる規定の適用を受けるもの）その他政令で定めるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）については、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額を、当該中小事業者のその業務の用に供した年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合において、当該中小事業者のその業務の用に供した年分における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該業務の用に供した年がその業務を開始した日の属する年又はその業務を廃止した日の属する年である場合には、これらの年については、三百万円を十二で除し、これにこれらの年において業務を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達する

までの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項の規定は、確定申告書に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資産については、同項の規定する法令の規定を適用する場合においては、同項によりその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入された金額は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入しない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例)

第二十八條の二 青色申告書を提出する個人が、当該個人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの(次項において「債務処理計画」という。)に基づきその有する債務の免除を受けた場合(当該免除により受ける経済的利益的価値額について所得税法第四十四條の二第一項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該個人の不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される減価償却資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの(以下この条において「対象資産」という。)の価額について当該準則に定められた方法により評定が行われているときは、その対象資産の損失の額として政令で定める金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、当該必要経費に算入する金額は、この項の規定を適用しないで計算した当該年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額を限度とする。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定による不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算、対象資産の種類その他財務省令で定める事項を記載した明細書及び債務処理計画に関する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた個人が対象資産について行うべき所得税法第四十九條第一項に規定する償却費の計算、その者が対象資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算その他対象資産に係る同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第二十八條の三 事業の整備その他の事業活動に関する制限につき、法令の制定、条約その他の国際約束の締結その他これらに準ずるものとして政令で定める行為(以下この項において「法令の制定等」という。)があつたことに伴い、その営む事業の廃止又は転換をしなければならぬこととなる個人(以下この条において「廃止業者等」という。)が、その事業の廃止又は転換をすることとなることにより国若しくは地方公共団体の補助金(これに準ずるものを含む。)又は残存事業者等(当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう。)の拠出した補償金で、政令で定めるもの(以下この条において「転廃業助成金等」という。)の交付を受けた場合(当該転廃業助成金等の交付の目的に応じ当該廃止業者等の属する団体その他の者を通じて交付を受けた場合を含む。以下この条において同じ。)においては、当該転廃業助成金等のうち、その個人が有する当該事業に係る機械その他の減価償却資産の減価を補填するための費用として政令で定めるものに対応する部分(以下この項において「減価補填金」という。)の金額は、当該減価補填金の交付を受けた日の属する年分の各種所得の金額(所得税法第二條第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この条において同じ。)の計算上、総収入金額に算入しない。

2 廃止業者等である個人が転廃業助成金等の交付を受けた場合において、当該転廃業助成金等のうちその営む事業の廃止又は転換を助成する

ための費用として政令で定めるものに対応する部分(以下この条において「転廃業助成金」という。)の金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその交付を受けた日の属する年の十二月三十一日までに政令で定める資産の取得(所有権移転外リース取引による取得を除き、建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)又は改良(取壊し及び除去を含む。以下この条において同じ。)をしたときは、当該転廃業助成金の金額のうち当該資産の取得又は改良に要した金額に相当する金額は、同年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

3 前項の規定は、同項の個人が交付を受けた転廃業助成金等のうち転廃業助成金の金額の全部又は一部に相当する金額をもつてその交付を受けた日の属する年の翌年一月一日からその交付を受けた日後二年を経過する日までの期間(工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同年一月一日から政令で定める日までの期間)内に同項に規定する資産の取得又は改良をとする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。この場合において、同項中「当該転廃業助成金の金額」とあるのは、「当該転廃業助成金の金額(その交付を受けた日の属する年分の所得税についてこの項の規定の適用を受けている場合には、この項の規定により総収入金額に算入しないこととされた金額を控除した金額)」と、「当該資産の取得又は改良に要した金額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた当該資産の取得又は改良に要する金額の見積額」と読み替えるものとする。

4 廃止業者等である個人がその交付を受けた転廃業助成金等のうち転廃業助成金の金額がある場合において、当該転廃業助成金の金額のうち第二項(前項において準用する場合を含む。)の規定により総収入金額に算入しないこととされた金額以外の部分の金額があるときは、当該金額に相当する金額は、その交付を受けた日の属する年分の一時所得に係る収入金額とする。

5 第一項及び第二項(第三項において準用する場合を含む。)以下次項までにおいて同じ。)の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、これらの規定による各種所得の金額の計算及び第一項に

規定する減価償却資産又は第二項に規定する資産の取得若しくは改良に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

7 第三項において準用する第二項の規定の適用を受けた者は、次の各号に定める日から四月以内に転廃業助成金等の交付を受けた日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 第三項において準用する第二項に規定する資産の取得又は改良をした場合において、当該資産の取得又は改良に要した金額が第三項に規定する税務署長の承認を受けた当該資産の取得又は改良に要する金額の見積額に満たないとき、当該資産の取得又は改良をした日

二 第三項に規定する期間内に同項において準用する第二項に規定する資産の取得又は改良をしなかつた場合、その期間を経過した日

8 前項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行う。

9 第七項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第二十八條

規定する減価償却資産又は第二項に規定する資産の取得若しくは改良に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

7 第三項において準用する第二項の規定の適用を受けた者は、次の各号に定める日から四月以内に転廃業助成金等の交付を受けた日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 第三項において準用する第二項に規定する資産の取得又は改良をした場合において、当該資産の取得又は改良に要した金額が第三項に規定する税務署長の承認を受けた当該資産の取得又は改良に要する金額の見積額に満たないとき、当該資産の取得又は改良をした日

二 第三項に規定する期間内に同項において準用する第二項に規定する資産の取得又は改良をしなかつた場合、その期間を経過した日

8 前項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行う。

9 第七項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第二十八條



の第三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十条第一項第十号に規定する確定申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十条の三第七項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

10 第三項の規定の適用を受けた者は、同項に規定する資産の取得又は改良をした場合において、当該取得又は改良に要した金額が第三項に規定する税務署長の承認を受けた取得又は改良に要する金額の見積額に対して過大となつたときは、当該資産の取得又は改良をした日から四月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、転廃業助成金等の交付を受けた日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができ

11 個人が第二項（第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受けた場合には、第二項の規定の適用に係る同項の資産については、第十九条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

12 第一項又は第二項の規定の適用を受けた個人が第一項に規定する減価償却資産又は第二項の規定の適用に係る同項の資産について行うべき所得税法第四十九条第一項に規定する償却費の計算、その者がこれらの資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算その他転廃業助成金等に係る同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八條の四 個人が、他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）から取得をした土地（国内にあるものに限る。以下この条において同じ。）又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）で事業所得又は雑所得の基因となるものうち、その年一月一日において所有期間が五年以

下であるもの（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。）の譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人（当該個人が非居住者である場合の同号に規定する事業場等を含む。）に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの（次項及び第三項第一号において「賃借権の設定等」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に關し報酬を受ける行為その他の行為が土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において「土地の譲渡等」という。）をした場合には、当該土地の譲渡等による事業所得及び雑所得については、同法第二十二條及び第八十九条並びに第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額（第五項第二号の規定により読み替えられた所得税法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の百分の四十に相当する金額

二 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡（賃借権の設定等を含む。）をした土地等をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

3 第一項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

一 一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡（賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。）で政令で定めるもの

二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うこ

とを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（政令で定める法人に対する土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡を除く。）

三 土地等の譲渡で第三十三條の四第一項に規定する取用交換等によるもの（当該取用交換等のうち政令で定めるものによる土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項の許可（同法第四條第二項に規定する都市計画区域内において行われる同條第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この項において「開発許可」という。）を受けた個人（開発許可に基づく地位を承継した個人を含む。）が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件（当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及びロに掲げる要件）に該当するもの

イ 当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であること。

ロ 当該譲渡に係る宅地の造成が当該開発許可の内容に適合していること。

ハ 当該譲渡が公募の方法により行われたものであること。

五 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件（当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件）に該当するもの

イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受け行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。

ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。

六 個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供された一団の宅地（その面積が千平方メートル以上のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第四号イ及びハに掲げる要件に該当するもの（前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

七 次に掲げる一団の宅地（その面積が千平方メートル未満のものに限る。）の全部又は一部の当該個人による譲渡で、当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの

イ 当該個人が造成した一団の宅地であることが優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長（その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者）の認定を受けたもの

ロ 一団の宅地で、当該個人が自己の計算により新築した住宅又は政令で定める請負の方法により新築した住宅（その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。）の敷地の用に供されたもの（イに掲げる宅地に該当するものを除く。）

八 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二條第三号に規定する宅地建物取引業者である個人の行う土地等（住宅の敷地の用に供されているもの）で政令で定めるもの（譲渡でその取得後政令で定める期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に關し報酬を受ける行為に類するものとして政令で定めるもの）

4 第一項及び前項に定めるもののほか、同項第四号ハの公募の方法に關する事項その他第一項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二條第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項

第三十号の規定中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第二十八号の四第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下「土地等に係る事業所得等の金額」という。）とする。

二 所得税法第四十四条の第二項、第六十九条、第七十条、第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額」とする。

三 所得税法第九十二条、第九十五条及び第六十五条の六の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第二十八号の四第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第二十八号の四第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額」と同項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条及び第六十五条の六中「その年の所得税の額」とあるのは「その年の所得税の額及び租税特別措置法第二十八号の四第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

四 前三号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定は、個人が平成十年一月一日から令和八年三月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

**第三節 給与所得及び退職所得等**

**第二十九条 削除**

（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）  
**第二十九条の二** 会社法（平成十七年法律第八十二号）第九十二条第二項の決議（同法第八十二号）第九十二条の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四

十条第一項の規定による取締役会の決議を含む。）により新株予約権（政令で定めるものに限る。以下この項において「新株予約権」という。）を与えられる者とされた当該決議（以下この条において「付与決議」という。）のあつた株式会社若しくは当該株式会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める関係にある法人の取締役、執行役員若しくは使用人である個人（当該付与決議のあつた日において当該株式会社（以下この項及び次項において「大口株主」という。）及び同日において当該株式会社の大口株主に該当する者の配偶者その他の当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人（以下この項及び次項において「大口株主の特別関係者」という。）を除く。以下この項、次項及び第六項において「取締役等」という。）若しくは当該取締役等の相続人（政令で定めるものに限る。）取項及び第六項において「権利承継相続人」という。）又は当該株式会社若しくは当該法人の取締役、執行役員及び使用人である個人（大口株主及び大口株主の特別関係者を除き、中小企業等経営強化法第十三条に規定する認定新規中小企業者等に該当する当該株式会社が同法第九条第二項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画（当該新株予約権の行使の日以前に同項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に従つて行つた同法第二条第八項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓に従事する同項に規定する社外高度人材（当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて当該新株予約権を与えられる者に限る。以下この項において同じ。）で、当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の同法第八条第二項第二号に掲げる実施時期の開始の日（当該認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更により新たに当該社外高度人材活用新事業分野開拓に従事することとなつた社外高度人材にあつては、当該変更について受けた同法第九条第一項の規定による認定の日。次項第二号において「実施時期の開始等の日」という。）から当該新株予約権の行使の日まで引き続き居住者である

者に限る。以下この条において「特定従事者」という。）が、当該付与決議に基づき当該株式会社が当該取締役等又は当該特定従事者との間に締結された契約により与えられた当該新株予約権（当該新株予約権に係る契約において、次に掲げる要件（当該新株予約権が当該取締役等に對して与えられたものである場合には、第一号から第六号までに掲げる要件）が定められているものに限る。以下この条において「特定新株予約権」という。）を当該契約に従つて行使することにより当該特定新株予約権に係る株式の取得をした場合には、所得税を課さない。ただし、当該取締役等若しくは権利承継相続人又は当該特定従事者（以下この項及び次項において「権利者」という。）が、当該特定新株予約権の行使をすることにより、その年における当該行使に際し払い込むべき額（以下この項及び次項第三号において「権利行使価額」という。）（当該特定新株予約権に係る付与決議の日において、当該特定新株予約権に係る契約を締結した株式会社）がその設立の日以後の期間が五年未満のものである場合には当該権利行使価額を二で除して計算した金額とし、当該株式会社がその設立の日以後の期間が五年以上二十年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には当該権利行使価額を三で除して計算した金額とする。以下この項（第三号を除く。）及び次項第三号において同じ。）と当該権利者がその年において既にした当該特定新株予約権及び他の特定新株予約権の行使に係る権利行使価額との合計額が、千二百万円を超えることとなる場合には、当該千二百万円を超えることとなる特定新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。

一 当該新株予約権の行使は、当該新株予約権に係る付与決議の日後二年を経過した日から当該付与決議の日後十年を経過する日（当該付与決議の日において当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社がその設立の日以後の期間が五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には、当該付与決議の日後十五年を経過する日）までの間に行わなければならないこと。

二 当該新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、千二百万円を超えないこと。

三 当該新株予約権の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社の株式の当該契約の締結の時に掲げる一株当たりの価額に相当する金額以上であること。

四 当該新株予約権については、譲渡をしてはならないこととされていること。

五 当該新株予約権の行使に係る株式の交付が当該交付のために付与決議がされた会社法第二百三十八条第一項に定める事項に反しないで行われるものであること。

六 当該新株予約権の行使により取得をする株式につき、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 当該行使に係る株式会社と金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるもの（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この条において同じ。）への記載若しくは記録、保管の委託又は管理及び処分に係る信託（以下この条において「管理等信託」という。）に関する取決め（当該振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座又は当該管理等信託に係る契約が権利者の別に開設され、又は締結されるものであること、当該口座又は契約においては新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式以外の株式を受け入れないことその他の政令で定める要件が定められるものに限る。）に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社を通じて、当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所若しくは事務所（第四項において「営業所等」という。）に保管の委託若しくは管理等信託がされること。

ロ 当該行使に係る株式会社と当該契約により当該新株予約権を与えられた者との間であらかじめ締結される新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式（譲渡制限株式に限る。ロにおいて同じ。）の管理に関する取決め（当該管理に係る契約が権利者の別に締結されるものであること

と、当該株式会社が、新株予約権の行使により交付をされる当該株式会社の株式につき帳簿を備え、権利者の別に、当該株式の取得その他の異動状況に関する事項を記載し、又は記録することによって、当該株式を当該株式と同一銘柄の他の株式と区分して管理することその他の政令で定める要件が定められるものに限る。）に従い、政令で定めるところにより、当該取得後直ちに、当該株式会社により管理がされること。

七 当該契約により当該新株予約権を与えられた者は、当該契約を締結した日から当該新株予約権の行使の日までの間において国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下この号及び第五項において同じ。）をする場合には、当該国外転出をする時までに当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社にその旨を通知しなければならぬこと。

八 当該契約により当該新株予約権を与えられた者に係る中小企業等経営強化法第九条第二項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画（次項第二号及び第四号において「認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画」という。）につき当該新株予約権の行使の日以前に同条第二項の規定による認定の取消しがあった場合には、当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社は、速やかに、その者にその旨を通知しなければならないこと。

二 前項本文の規定は、権利者が特定新株予約権の行使をする際、次に掲げる要件（権利者が行使をする特定新株予約権が取締役等に対して与えられたものである場合には、第一号及び第三号に掲げる要件）を満たす場合に限り、適用する。

一 当該権利者が、当該権利者（その者が権利承継相続人である場合には、その者の被相続人である取締役等）が当該特定新株予約権に係る付与決議の日において当該行使に係る株式会社の大口株主及び大口株主の特別関係者に該当しなかつたことを誓約する書面を当該株式会社提出（当該書面の提出に代えて行う電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）による当該書面に記載すべき事項の提供を含む。）をしたこと。

二 当該権利者が、当該権利者に係る認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画の実施時期の開始等の日から当該行使の日まで引き続き居住者であったことを誓約する書面を当該行使に係る株式会社に提出（当該書面の提出に代えて行う電磁的方法による当該書面に記載すべき事項の提供を含む。）をしたこと。

三 当該権利者が、当該特定新株予約権の行使の日の属する年における当該権利者の他の特定新株予約権の行使の有無（当該他の特定新株予約権の行使があつた場合には、当該行使に係る権利行使価額及びその行使年月日）その他財務省令で定める事項を記載した書面を当該行使に係る株式会社に提出（当該書面に記載すべき事項の提供を含む。次号において同じ。）をしたこと。

四 当該行使に係る株式会社が、当該権利者に係る認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画につき中小企業等経営強化法第九条第二項の規定による認定の取消しがあつたことを確認し、当該権利者から提出を受けた前号の書面（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を含む。）に当該確認をした事実を記載し、又は記録したこと。

三 前項第一号から第三号までの株式会社は、同項第一号から第三号までの書面の同項第一号から第三号までに規定する提出を受けた場合には、財務省令で定めるところにより、これらの書面（電磁的方法により提供されたこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を保存しなければならない。

四 次に掲げる事由により、第一項本文の規定の適用を受けた個人（以下この項及び次項において「特例適用者」という。）が有する当該適用を受けて取得をした株式その他これに類する株式として政令で定めるもの（第一項第六号に規定する取決めに従い金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、若しくは金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託若しくは管理等信託がされているもの又は同号口に規定する取決めに従い同号口に規定する株式

会社（当該株式会社を法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人とする合併により同項第六号口に規定する管理に係る契約の移転を受けた当該合併に係る同条第十二号に規定する合併法人その他の財務省令で定める法人を含む。以下この項及び第七項において同じ。）により管理がされているものに限る。以下この条において「特定株式」という。）の全部又は一部の返還又は移転があつた場合（特例適用者から相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第一項第一号に規定する公益信託の受託者に対するものであつてその信託財産とするためのもの及び包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）により特定株式（特定従事者に対して与えられた特定新株予約権の行使により取得をした株式その他これに類する株式として政令で定めるものを除く。以下この項及び次項において「取締役等の特定株式」という。）の取得をした個人（以下この項において「承継特例適用者」という。）が、当該取締役等の特定株式を第一項第六号口に規定する取決めの引続き当該取締役等の特定株式に係る金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、若しくは金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託若しくは管理等信託をし、又は当該取締役等の特定株式を同号口に規定する取決めに従い引き続き当該取締役等の特定株式の管理をしてきた同号口に規定する株式会社により管理をさせる場合を除く。）には、当該返還又は移転があつた特定株式については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額による返還を受けたものと、第一号に掲げる事由による返還を受けたものと、第一号に掲げる事由による返還を受けた特例適用者については、当該事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額をもつて当該返還を受けた特定株式の数の相当する数の当該特定株式と同一銘柄の株式の取得をしたものとそれぞれみなして、第三十七条の十及び第三十七条の十一の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。次に掲げる事由により、承継特例適用者が有する承継特定株式（特例適用者から当該相続又は遺贈により取得をした取締役等の特定株式その他これに類する株式として政令で定めるもの）で、第一項第六号口に規定する取決めに従い引き続き当該取締役等の特定株式に係る金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録

を受け、若しくは金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託若しくは管理等信託がされ、又は同号口に規定する取決めに従い引き続き当該取締役等の特定株式の管理をしていた同号口に規定する株式会社により管理がされているものをいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部の返還又は移転があつた場合についても、同様とする。

一 当該金融商品取引業者等の振替口座簿への記載若しくは記録、保管の委託若しくは管理等信託又は第一項第六号口に規定する株式会社による管理に係る契約の解約又は終了（同号口又は口に規定する取決めに従つてされる譲渡に係る終了その他政令で定める終了を除く。）

二 贈与（法人に対するもの及び公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この号において「公益信託」という。）の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）を除く。）又は相続（限定承認に係るものを除く。）若しくは遺贈（法人に対するもの並びに公益信託の受託者である個人に対するもの（その信託財産とするためのものに限る。）及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）

三 第一項第六号口又は口に規定する取決めに従つてされる譲渡以外の譲渡でその譲渡の時における価額より低い価額によりされるもの（所得税法第五十九条第一項第二号に規定する譲渡に該当するものを除く。）

特例適用者が国外転出をする場合には、その国外転出の時に有する特定株式（取締役等の特定株式を除く。）のうちその国外転出の時における価額に相当する金額として政令で定める金額（以下この項において「国外転出時価額」という。）がその取得に要した金額として政令で定める金額を超えるもので政令で定めるもの（以下この項において「特定従事者の特定株式」という。）については、その国外転出の時に、権利行使時価額（当該特定従事者の特定株式の国外転出時価額と当該特例適用者が当該特定従事者の特定株式に係る特定新株予約権の行使をした日における当該特定従事者の特定株式の価額に相当する金額として政令で定める金額のうちいづれか少ない金額をいう。以下この項において同じ。）による譲渡があつたものと、当

該特例適用者については、その国外転出の時  
に、当該権利行使時価額をもつて当該特定従事  
者の特定株式の数に相当する数の当該特定従事  
者の特定株式と同一銘柄の株式の取得をしたも  
のとそれぞれみなして、第三十七条の十及び第  
三十七條の十一の規定その他の所得税に関する  
法令の規定を適用する。

6 付与決議に基づく契約により取締役等若しく  
は権利承継相続人又は特定従事者に特定新株予  
約権を与える株式会社は、政令で定めるところ  
により、当該特定新株予約権の付与に関する調  
書（以下この条において「特定新株予約権の付  
与に関する調書」という。）を、その付与をし  
た日の属する年の翌年一月三十一日までに、税  
務署長に提出しなければならない。

7 第一項第六号イ又はロに規定する取決めに従  
い、特定株式又は承継特定株式につき、振替口  
座簿への記載若しくは記録をし、若しくは保管  
の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受け  
ている金融商品取引業者等又は管理をしている  
同号ロに規定する株式会社は、政令で定めると  
ころにより、当該特定株式又は承継特定株式の  
受入れ若しくは取得又は交付その他の異動状況  
に関する調査（以下この条において「特定株式  
等の異動状況に関する調査」という。）を、毎  
年一月三十一日までに、税務署長に提出しなけ  
ればならない。

8 第一項本文の規定の適用を受ける場合におけ  
る株式の取得価額の計算の特例、同項本文の規  
定の適用を受ける場合における株式の譲渡に係  
る国内源泉所得の範囲及び非居住者に対する課  
税の方法の特例、特定株式又は承継特定株式の  
譲渡に係る所得税法第二百二十四条の三及び第  
二百二十五条の規定の特例、特定株式の取得に  
係る同法第二百二十八条の二の規定の特例その  
他第一項、第四項及び第五項の規定の適用に関  
し必要な事項は、政令で定める。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特  
定新株予約権の付与に関する調査又は特定株式  
等の異動状況に関する調査の提出に関する調査  
について必要があるときは、当該特定新株予約  
権の付与に関する調査若しくは特定株式等の異  
動状況に関する調査を提出する義務がある者に  
質問し、その者の特定新株予約権の付与若しく  
は特定株式若しくは承継特定株式の受入れ若し  
くは取得若しくは交付その他の異動状況に関す  
る帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物

件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を  
求めることができる。

10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特  
定新株予約権の付与に関する調査又は特定株式  
等の異動状況に関する調査の提出に関する調査  
について必要があるときは、当該調査において  
提出された物件を留め置くことができる。

11 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第  
九項の規定による質問、検査又は提示若しくは  
提出の要求をする場合には、その身分を示す証  
明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、  
これを提示しなければならない。

12 第九項及び第十項の規定による当該職員の権  
限は、犯罪捜査のために認められたものと解し  
てはならない。

13 前項に定めるもののほか、第十項の規定の適  
用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（勤労者が受ける財産形成給付金等に係る課税  
の特例）  
第二十九条の三 勤労者財産形成促進法第二条第  
一号に規定する勤労者が、同法第六条の二第二  
項に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同  
法第六条の三第二項に規定する第一種勤労者財  
産形成基金契約若しくは同条第三項に規定する  
第二種勤労者財産形成基金契約に基づき一時金  
として支払を受ける同法第六条の二第二項に規  
定する財産形成給付金又は同法第六条の四第二  
項に規定する第一種財産形成基金給付金若しく  
は同条第三項に規定する第二種財産形成基金給  
付金（以下この条において「財産形成給付金  
等」という。）のうち、同法第六条の二第一項  
第六号又は同法第六条の三第二項第六号若しく  
は同条第三項第五号に規定する中途支払理由由  
でやむを得ないものとして政令で定めるもの以外  
の理由により支払を受ける財産形成給付金等の  
額は、同法第六条の二第二項に規定する信託会  
社等又は同法第六条の三第二項に規定する信託  
会社等若しくは同条第三項に規定する銀行等が  
それぞれ支払をする所得税法第二十八条第一項  
に規定する給与等の金額とみなし、その他の財  
産形成給付金等の額は、これらの者がそれぞれ  
支払をする一時所得に係る収入金額とみなし  
て、同法の規定を適用する。  
（退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課  
税の特例）  
第二十九条の四 賃金の支払の確保等に関する法  
律（昭和五十一年法律第三十四号）第七条（同

法第十六条の規定により読み替えて適用される  
場合を含む。以下この条において同じ。）に規  
定する事業主に係る事業を退職した労働者が同  
法第七条の規定により同条の未払賃金に係る債  
務で所得税法第二十八条第一項に規定する給与  
等に係るものにつき弁済を受けた金額は、当該  
事業主から当該退職の日において支払を受ける  
べき同法第三十条第一項に規定する退職手当等  
の金額とみなして、同法の規定を適用する。

第四節 山林所得及び譲渡所得等  
第一款 山林所得の課税の特例  
（山林所得の概算経費控除）  
第三十条 個人が、その年の十五年前の年の十二  
月三十一日以前から引き続き所有していた山林  
を伐採し、又は譲渡した場合において、当該伐  
採又は譲渡による山林所得の金額の計算上総収  
入金額から控除すべき必要経費は、所得税法第  
三十七條第二項並びに第二編第二章第二節第四  
款及び第五款の規定にかかわらず、当該伐採又  
は譲渡による収入金額（当該伐採又は譲渡に関  
し、伐採費、運搬費その他の財務省令で定める  
費用を要したときは、当該費用を控除した金  
額）に第四項の規定により定められた割合を乗  
じて算出した金額（その控除した金額又は山林  
所得を生ずべき業務につきその年において生じ  
た同法第七十條第三項に規定する被災事業用資  
産の損失の金額があるときは、これらの金額を  
加算した金額）とすることができる。

2 前項の規定の適用については、相続、遺贈又は  
贈与により取得した山林は、相続人、受遺者  
又は受贈者が引き続き所有していたものとみな  
す。ただし、次に掲げる山林については、この  
限りでない。  
一 昭和二十八年中に包括遺贈により取得した  
山林  
二 昭和二十八年一月一日から昭和三十六年十  
二月三十一日までの間に遺贈（包括遺贈及び  
相続人に対する特定遺贈を除く。次号におい  
て同じ。）又は贈与（相続人に対する贈与で  
被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ず  
べきものを除く。次号及び第四号において同  
じ。）により取得した山林  
三 昭和三十七年一月一日から昭和四十年三月  
三十一日までの間に遺贈又は贈与により取得  
した山林で旧所得税法（昭和二十二年法律第  
二十七号）第五条の二第三項の規定の適用を  
受けなかつたもの

四 昭和四十年四月一日から昭和四十七年十二  
月三十一日までの間に相続（限定承認に係る  
ものに限る。次号において同じ。）、遺贈（包  
括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの  
及び相続人に対する特定遺贈を除く。）又は  
贈与により取得した山林で所得税法の一部を  
改正する法律（昭和四十八年法律第八号）に  
よる改正前の所得税法第五十九條第二項の規  
定の適用を受けなかつたもの  
五 昭和四十八年一月一日以後に相続、遺贈  
（公益信託に関する法律第二条第一項第一号  
に規定する公益信託（以下この号において  
「公益信託」という。）の受託者に対するもの  
（その信託財産とするためのものに限る。）及  
び包括遺贈のうち限定承認に係るものに限  
る。）又は贈与（公益信託の受託者に対する  
もの（その信託財産とするためのものに限  
る。）に限る。）により取得した山林

3 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定  
の適用を受ける旨の記載がない場合には、適用  
しない。

4 第一項の規定により同項に規定する伐採又は  
譲渡による収入金額に乘すべき割合は、その伐  
採又は譲渡の日の属する年の十五年前の年の翌  
年一月一日における山林の価額として政令で定  
めることにより計算した金額及び同日以後に  
おいて通常要すべき管理費その他の必要経費  
（同項に規定する伐採費、運搬費その他の財務  
省令で定める費用を除く。）を基礎として、財  
務省令で定める。

（山林所得に係る森林計画特別控除）  
第三十条の二 個人が、平成二十四年から令和八  
年までの各年において、その有する山林につき  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
十一条第五項（同法第十二条第三項において準  
用する場合、木材の安定供給の確保に関する特  
別措置法（平成八年法律第四十七号）第八条の  
規定により読み替えて適用される場合）及び同法  
第九条第二項又は第三項の規定により読み替  
えて適用される森林法第十二条第三項において準  
用する場合を含む。）の規定による市町村の長  
（同法第十九条の規定の適用がある場合には、  
同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該  
各号に定める者。第五項において同じ。）の認  
定を受けた同法第十一条第一項に規定する森林  
経営計画（同法第五項第二号ロに規定する公益  
的機能別森林施業を実施するためのものとして

財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第九條第四項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。第五項及び第八項において「森林経営計画」という)に基づいてその山林の全部又は一部の伐採をし、又は譲渡(交換及び出資による譲渡その他政令で定める譲渡を除く)をした場合(所得税法第五十九條第一項第一号の規定の適用がある場合及び森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)第二條第二項第二号に規定する森林保健施設を整備するために当該伐採又は譲渡の日の場合を除く)には、当該伐採又は譲渡の日の属する年分の当該伐採又は譲渡に係る山林所得の金額に対する所得税法第三十二條第三項の規定の適用については、同項に規定する必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から当該山林に係る森林計画特別控除額を控除した残額に相当する金額とする。

2 前項に規定する森林計画特別控除額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額(第二号に規定する必要経費の額を前条第一項の規定により算出する場合にあつては、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項に規定する山林の伐採又は譲渡に係る収入金額(当該伐採又は譲渡に關し、伐採費、運搬費その他の財務省令で定める費用を要したときは、当該費用を控除した金額)の百分の二十(当該収入金額が二千万円を超える場合には、その超える部分の金額については、百分の十)に相当する金額

二 前号に規定する収入金額の百分の五十に相当する金額から所得税法第三十二條第三項に規定する必要経費の額(前号に規定する費用を要したとき、又はその年において生じた前条第一項に規定する被災事業用資産の損失の金額があるときは、当該費用のうち当該被災事業用資産の損失の金額のうち当該収入金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)を控除した残額

3 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による山林所得の金額の計算に關する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告

書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載を有する書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 森林経営計画につき森林法第十六條又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第九條第四項の規定による認定の取消しがあつた場合における第一項の規定の適用については、当該森林経営計画に係る同項に規定する市町村の長の認定を受けなかつたものとみなす。この場合において、当該認定の取消しがあつた日の属する年の前年以前の各年分の山林所得につき同項の規定の適用を受けた個人は、当該認定の取消しがあつた日から四月以内に、当該各年分(この項前段の規定により第一項の規定の適用を受けないこととなる年分に限る)の所得税に關する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

6 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による更正を行う。

7 第五項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第五項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第三十条の二第五項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは、「租税特別措置法第二條第一項第十号に規定する確定申告書」と、同法第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは、「租税特別措置法第三十条の二第五項の規定による修正申告書」と、同法

第六十五條第一項、第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは、「租税特別措置法第二條第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

8 森林経営計画につき第五項に規定する認定の取消しがあつた場合における税務署長への通知に關し必要な事項は、政令で定める。

第二款 長期譲渡所得の課税の特例

第三十一條 個人が、その有する土地若しくは土地の上に存する権利(以下第三十二條までにおいて「土地等」という)又は建物及びその附属設備若しくは構築物(以下同条までにおいて「建物等」という)で、その年一月一日において所有期間が五年を超えるものの譲渡(建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人(当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一條第一項第一号に規定する事業場等を含む)に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの(第三十三條から第三十七條の六まで及び第三十七條の八において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という)を含む。以下第三十二條までにおいて同じ)をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額(同法第三十三條第三項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、第三十二條第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項及び第三十一條の四において「長期譲渡所得の金額」という)に對し、長期譲渡所得の金額(第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下第三十一條の三までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という)の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に關す

る法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項に規定する所有期間とは、当該個人がその譲渡をした土地等又は建物等をその取得(建設を含む)をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二條第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同法第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十一條第一項(長期譲渡所得の課税の特例)(同法第三十一條の二(優良住宅地の造成等)のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)又は第三十一條の三(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)の規定により適用される場合を含む。以下同じ)に規定する長期譲渡所得の金額(以下「長期譲渡所得の金額」という)とする。

二 所得税法第六十九條の規定の適用については、同法第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十一條第一項(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲渡所得がないものとして計算した金額とする)」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(長期譲渡所得の金額を除く)」とする。

三 所得税法第七十一條及び第七十二條から第八十七條までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、長期譲渡所得の金額」とする。

四 所得税法第九十二條、第九十五條及び第六十五條の六の規定の適用については、同法第九十二條第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第三十一條第一項(長期譲渡所得の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十一條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」と、同法第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する課税長期譲渡所得金額に係る所得税額」と、同法第九十五條及び第六十五條の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額

及び租税特別措置法第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第三十一条の二 個人が、昭和六十二年十月一日から令和七年十二月三十一日までの間に、その有する土地等その年一月一日において前条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときは、当該譲渡（次条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）による譲渡所得については、前条第一項前段の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の十に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額  
イ 二百万円  
ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額

2 前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。

一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの  
二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるもの  
三 対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの（土地開発公社に対する政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

二の二 土地開発公社に対する次に掲げる土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が独立行政法人都市再生機構が施行するそれぞれ次に定める事業の用に供されるもの  
イ 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（以下第三十四条の二までにおいて「被災市街地復興推進地域」という。）内にある土地等  
ロ 同法による被災市街地復興土地地区画整理事業（以下第三十四条の二までにおいて「被災市街地復興土地地区画整理事業」という。）

三 被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域内にある土地等 都市再生法（昭和四十四年法律第三十八号）による第二種市街地再開発事業（以下第三十三条の四第一項に規定する収用交換等によるもの（前三号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。））

四 都市再生法による第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（前各号に掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

六 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域内における同法第八条に規定する認定建替計画（当該認定建替計画に定められた新築する建築物の敷地面積の合計が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に係る建築物の建替えを行う事業の同法第七条第一項に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

七 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同条に規定する都市再生事業（当該認定計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が一ヘクタール以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第二十三条に規定する認定事業者（当該認定計画に定めるところにより当該認定事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

八 国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に定められている同法第二条第二項に規定する特定事業又は当該特定事業の実施に伴い必要となる施設を整備する事業（これらの事業のうち、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして財務省令で定めるものに限る。）を行う者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十三条第一項の規定により行われた裁定（同法第十条第一項第一号に掲げる権利に係るものに限るものとし、同法第十八条の規定により失効したものを除く。以下この号において「裁定」という。）に係る同法第十条第二項の裁定申請書（以下この号において「裁定申請書」という。）に記載された同項第二号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第一号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第二号の二まで又は第四号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第五号に規定する特定所有者不明土地をいう。以下この号において同じ。）又は当該特定所有者不明土地の上に存する権利

十 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求若しくは同法第五十六条第一項の申出に基づくマンション建替事業（同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第一項第五号に規定する施行者（以下この号において同じ。））に対する土地等の譲渡又は同法第二条第一項第六号に規定する施行行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同項第七号に規定する施行行マンションの延べ面積が当該施行行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの（第六号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十一 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百二十四条第一項の請求に基づく同法第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法百十三條に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンション（良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものに限る。））に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施

ロ 当該裁定申請書に添付された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第三項第一号に掲げる事業計画書の同号ハに掲げる計画に当該事業者が取得するものとして記載された特定所有者不明土地以外の土地又は当該土地の上に存する権利（当該裁定申請書に記載された当該事業者が当該特定所有者不明土地以外の土地をイに掲げる特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められないものとして政令で定める事業に該当する場合における当該記載がされたものを除く。）

十 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求若しくは同法第五十六条第一項の申出に基づくマンション建替事業（同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第一項第五号に規定する施行者（以下この号において同じ。））に対する土地等の譲渡又は同法第二条第一項第六号に規定する施行行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同項第七号に規定する施行行マンションの延べ面積が当該施行行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの（第六号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十一 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百二十四条第一項の請求に基づく同法第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法百十三條に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンション（良好な居住環境を備えたものとして政令で定めるものに限る。））に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施

路、公園、広場その他の公共の用に供する施

設に関する事項その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。以下この号において同じ。を實施する者に対する土地等の譲渡又は当該マンション敷地売却事業に係る同法第四百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第四百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づく当該マンション敷地売却事業を實施する者に対する土地等の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション敷地売却事業の用に供されるもの

十二 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める区域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から第十号まで又は次号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十三 都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める区域内において行われる同法第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号において「開発許可」という。）を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人又は当該地位を承継した個人。第五項において同じ。）又は法人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である法人又は当該地位を承継した法人。第五項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第六号から第九号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル（開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域内の当該一団の宅地の面積

にあつては、政令で定める面積）以上のものであること。  
ロ 当該一団の宅地の造成が当該開発許可の内容に適合して行われると認められるものであること。

十四 その宅地の造成につき都市計画法第二十九条第一項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第五項において同じ。）又は法人（当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人が当該造成を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該造成を行う場合には、当該分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人とする。次号及び同項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第十号まで又は前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル（政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積）以上のものであること。  
ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において造成されるものであること。  
ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。

十五 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該

建設を行う場合には、その死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第五項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には、当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び同項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第十号まで又は前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 一団の住宅にあつてはその建設される住宅の戸数が二十五戸以上のものであること。  
ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。）が十五以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであることその他の政令で定める要件を満たすものであること。  
ハ 前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。

ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事（当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が千平方メートル未満のものにあつては、市町村長）の認定を受けたものであること。

十六 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等。同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができ権利

の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第十号まで又は前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 住宅にあつては、その建設される住宅の床面積及びその住宅の用に供される土地等の面積が政令で定める要件を満たすものであること。  
ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては、前号ロに規定する政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 住宅又は中高層の耐火共同住宅が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他住宅の建築に関する法令に適合するものであると認められること。

3 第一項の規定は、個人が、昭和六十二年十月一日から令和七年十二月三十一日までの間に、その有する土地等その年一月一日において前条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日まで）の期間。第五項において「予定期間」という。）内に前項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確定であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。第八項において同じ。）に該当するときについて準用する。この場合において、第一項中「優良住宅地等のための譲渡」とあるのは、「第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡」と読み替えるものとする。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、個人が、その有する土地等に

つき、第三十三條から第三十三條の四まで、第三十四條から第三十五條の三まで、第三十六條の二、第三十六條の五、第三十七條、第三十七條の四から第三十七條の六まで又は第三十七條の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は前項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地等のための譲渡に該当しないものとみなす。

5 第三項の規定の適用を受けた者から同項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該第三項の規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡に係る前項に規定する書類の交付を受けた場合には、納税地の所轄税務署長に対し、財務省令で定めるところにより、当該書類を提出しなければならない。

7 第三項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二條第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第三項に規定する予定期間内に第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが事実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、第三項、第五項及び次項から第十項までの規定の適用については、第三項に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

8 第三項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する予定期間内に第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこ

となつた場合には、当該予定期間を経過した日から四月以内の第三項の規定の適用を受けた譲渡のあつた日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。この場合において、その該当しないこととなつた譲渡は、同項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地等のための譲渡ではなかつたものとみなす。

9 前項の場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四條又は第二十六條の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第八項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第八項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十一條の二第八項に規定する修正申告書の提出期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二條第一項第十号に規定する確定申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第三十一條の二第八項の規定による修正申告書」と、同法第六十五條第一項、第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二條第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第三十一條の特例  
課税の特例  
第三十一條の三 個人が、その有する土地等又は建物等でその年一月一日において第三十一條第二項に規定する所有期間が十年を超えるものうち居住用財産に該当するものの譲渡（当該個

人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするもの及び所得税法第五十八條の規定又は前条、第三十三條から第三十三條の三まで、第三十五條の三、第三十六條の二、第三十六條の五、第三十七條、第三十七條の四、第三十七條の五（同条第六項を除く。）、第三十七條の六若しくは第三十七條の八の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該個人がその年の前年又は前々年において既にこの項の規定の適用を受けている場合を除く。）には、当該譲渡による譲渡所得については、第三十一條第一項前段の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に對し課する所得税の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の十に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六百万円  
ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の十五に相当する金額

2 前項に規定する居住用財産とは、次に掲げる家屋又は土地等という。  
一 当該個人がその居住の用に供している家屋  
二 政令で定めるもののうち国内にあるもの  
三 前号に掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）

四 前二号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等  
四 当該個人が第一号に掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一條第二項に規定する所有期間が十年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十一條の四 個人が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していた土地等又は建物等を譲渡した場合における長期譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費は、所得税法第三十八條及び第六十一條の規定にかかわらず、当該収入金額の百分の五に相当する金額とする。ただし、当該金額がそれぞれ次の各号に掲げる金額に満たないことが証明された場合には、当該各号に掲げる金額とする。

一 その土地等の取得に要した金額と改良費の額との合計額  
二 その建物等の取得に要した金額と設備費及び改良費の額との合計額につき所得税法第三十八條第二項の規定を適用した場合に同項の規定により取得費とされる金額

2 第三十條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項本文中「山林」とあるのは「第三十一條の四第一項に規定する土地等又は建物等（以下この項において「土地建物等」という。）と、同項ただし書中「山林」とあるのは「土地建物等」と読み替へるものとする。

第三十條の特例  
第三十二條 個人が、その有する土地等又は建物等で、その年一月一日において第三十一條第二項に規定する所有期間が五年以下であるもの（その年中に取得をした土地等又は建物等で政令で定めるものを含む。）の譲渡をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年の当該譲渡に係る譲渡所得の金額（同法第三十三條第三項に規定する譲渡所得の特別

用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。



控除額の控除をしないで計算した金額とし、第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項において「短期譲渡所得の金額」という。に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（第四項において準用する第三十一条第三項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、個人が、その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式又は出資（当該株式又は出資のうち次に掲げる出資、投資口又は受益権に該当するものを除く。以下この項において「株式等」という。）の譲渡で、その年一月一日において前項に規定する所有期間が五年以下である土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるものをした場合において、当該譲渡による所得が、事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして政令で定める株式等の譲渡による所得に該当するときに準用する。

一 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社であつて第六十七条の十四第一項第一号ロ（一）若しくは（二）に掲げるもの又は同号ロ（三）若しくは（四）に掲げるもの（同項第二号ニに規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するもの同法第二条第五項に規定する優先出資及び同条第六項に規定する特定出資

二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人であつて、第六十七条の十五第一項第一号ロ（一）又は（二）に掲げるもの（同項第二号ニに規定する同族会社に該当するものを除く。）に該当するもの同法第二条第十四項に規定する投資口

三 法人課税信託のうち特定目的信託であつて、第六十八条の三の二第一項第一号ロに掲げる要件に該当するもの（同項第二号イに規

定する同族会社に該当するものを除く。）の受益権

四 法人課税信託のうち法人税法第二条第二十九号の二に掲げる投資信託であつて、第六十八号の三の三第一項第一号ロに掲げる要件に該当するもの（同項第二号イに規定する同族会社に該当するものを除く。）の受益権

3 第二十八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに係る第一項の規定の適用については、同項中「百分の三十」とあるのは、「百分の十五」とする。

4 第三十一条第三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）（同法第三十一条の二（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）又は第三十一条の三（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とあるのは、「第三十二条第一項又は第二項（短期譲渡所得の課税の特例）」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）」に規定する譲渡による譲渡所得」とあるのは、「第三十二条第一項（短期譲渡所得の課税の特例）」に規定する譲渡による譲渡所得又は同条第二項に規定する譲渡による所得」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第四号中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十二条第一項又は第二項」と、「長期譲渡所得の課税の特例」とあるのは「短期譲渡所得の課税の特例」と、「課税長期譲渡所得の金額」とあるのは「課税短期譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。

第四款 収用等の場合の譲渡所得の特例  
別控除等  
（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第三十三条 個人の有する資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条、次条第二項及び第三十三条の四におい

て同じ。）で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（次条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額（当該資産の譲渡（消滅及び価値の減少を含む。以下この条において同じ。）に要した費用がある場合には、当該補償金、対価又は清算金の額のうちから支出したものと政令で定める金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換、買収又は消滅（以下第三十三条の四までにおいて「収用等」という。）のあつた日の属する年の十二月三十一日までに当該収用等により譲渡した資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるもの（以下この条において「代替資産」という。）の取得（所有権移転外リース取引による取得を除き、製作及び建設を含む。以下この条において同じ。）をしたときは、その者については、その選択により、当該収用等により取得した補償金、対価又は清算金の額が当該代替資産に係る取得に要した金額（以下第三十七条の八までにおいて「取得価額」という。）以下である場合にあつては、当該譲渡した資産（第三号の清算金を同号の土地等とともに取得した場合には、当該譲渡した資産のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定める部分。以下この項において同じ。）の譲渡がなかつたものとし、当該補償金、対価又は清算金の額が当該取得価額を超える場合にあつては、当該譲渡した資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分について譲渡があつたものとして、第三十一条（第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。第三十三条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十四条の二第一項第一号、第三十四条の三第一項第一号、第三十五条第一項第一号、第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項を除き、以下第三十七条の八までにおいて同じ。）若しくは前条又は同法第三十二条若しくは第三十三条の規定を適用することができる。

一 資産が土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）、都市計画法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律

（昭和三十三年法律第九十八号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第三百四十四号）、都市再開発法、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、森林法、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法その他政令で定めるその他の法令（以下この条において「土地収用法等」という。）の規定に基づいて収用され、補償金を取得する場合（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

二 資産について買取りの申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて収用されることとなる場合において、当該資産が買い取られ、対価を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

三 土地又は土地の上に存する権利（以下第三十三条の三までにおいて「土地等」という。）につき土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下第三十四条の二までにおいて「大都市地域住宅等供給促進法」という。）による住宅街区整備事業、新都市基盤整備法による土地整理又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地区画整理法第九十四条（大都市地域住宅等供給促進法第八十二条第一項及び新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による清算金（土地区画整理法第九十条（同項及び新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき宅地若しくはその部分を定められなかつたこと及び大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項又は第九十条第一項の規定により大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第四項に規定する施設住宅の一部等又は大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若

しくは施設住宅敷地に関する権利を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の第二十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（同法第五十三条の二の第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の二 資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により同法第九十一条の規定による補償金（同法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと又は同法第一百十一条の規定により読み替えられた同法の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第七十一条第一項又は第三項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の三 資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により同法第二百二十六条の規定による補償金（同法第二百二十二条第三項の規定により防災施設建築物の一部等若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと又は政令で定める規定により防災建築施設の部分若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第二百三十一項又は第三項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場

合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

三の四 土地等が都市計画法第五十二条の四第一項（同法第五十七条の五及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十五条において準用する場合を含む。）又は都市計画法第五十六条第一項の規定に基づいて買い取られ、対価を取得する場合（第三十四条第二項第二号及び第二号の二に掲げられる場合に該当する場合を除く。）。

三の五 土地区画整理法による土地区画整理事業で同法第九十九条第一項に規定する減価補償金（次号において「減価補償金」という。）を交付すべきこととなるものが施行される場合において、公共施設の用地に充てるべきものとして当該事業の施行区域（同法第二条第八項に規定する施行区域をいう。同号において同じ。）内の土地等が買い取られ、対価を取得するとき。

三の六 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区域内にある土地等について、これらの者が当該被災市街地復興土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善に関する事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（前一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

三の七 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する住宅被災市町村の区域において施行する都市再開発法による第二種市街地再開発事業の施行区域（都市計画法第十二条第二項の規定により第二種市街地再開発事業について都市計画に定められた施行区域をいう。）内にある土地等について、当該第二種市街地再開発事業の用に供するためにこれらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られ、対価を取得する場合（第二号又は次条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

四 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住

宅経営に係る事業の用に供するため土地等が買い取られ、対価を取得する場合

五 資産が土地収用法等の規定により収用された場合（第二号の規定に該当する買取りがあつた場合を含む。）において、当該資産に関して有する所有権以外の権利が消滅し、補償金又は対価を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

六 資産に関して有する権利で都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものが、同法第八十七条の規定により消滅し、同法第九十一条の規定による補償金を取得する場合（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

六の二 資産に関して有する権利で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものが、同法第二百二十一条の規定により消滅し、同法第二百二十六条の規定による補償金を取得する場合（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

七 国若しくは地方公共団体（その設立に係る団体が政令で定めるものを含む。）が行い、若しくは土地収用法第三条に規定する事業の施行者若しくはその事業の用に供するために行う公有水面理立法（大正十年法律第五十七号）の規定に基づく公有水面の理立て又は当該施行者が行う当該事業の施行に伴う漁業権、入漁権、漁港水面施設運営権その他水の利用に関する権利又は鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）の消滅（これらの権利の価値の減少を含む。）により、補償金又は対価を取得する場合

八 前各号に掲げる場合のほか、国又は地方公共団体が、建築基準法第十一条第一項若しくは漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十三条第一項その他政令で定めるその他の法令の規定に基づき行う処分に伴う資産の買取り若しくは消滅（価値の減少を含む。）により、又はこれらの規定に基づき行う買収の処分により補償金又は対価を取得する場合

2 前項の規定は、個人が同項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該個人が、収用等のあつた日の属する年の前年中（当該収用等により当該個人の有する資産の譲渡することとなることが明らかとなつた日以

後の期間に限る。）に代替資産となるべき資産の取得をしたとき（当該代替資産となるべき資産が土地等である場合において、工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情があるときは、政令で定める期間内に取得をしたとき）について準用する。この場合において、同項中「その選択により」とあるのは、「その選択により、政令で定めるところにより」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定は、個人が同項各号に掲げる場合に該当した場合において、その者が当該各号に規定する補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて取得指定期間（収用等のあつた日の属する年の翌年一月一日から収用等のあつた日以後二年を経過した日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他のやむを得ない事情があるため、当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合）で政令で定める場合には、当該代替資産については、同年一月一日から政令で定める日までの期間）をいう。）内に代替資産の取得をする見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「の額」とあるのは、「の額（第三項に規定する収用等のあつた日の属する年において当該補償金、対価若しくは清算金の額の一部に相当する金額をもつて同項に規定する代替資産の取得をした場合又は同項に規定する収用等に係る次に規定する前年中に同項に規定する代替資産となるべき資産の取得をした場合には、これらの資産の取得価額を控除した金額。以下この項において同じ。）」と、「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替へるものとする。

4 個人の有する資産が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、第一項（前二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第一号の場合にあつては同号に規定する土地等、第二号又は第三号の場合にあつてはこれらの号に規定する土地の上にある資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権、第四号の場合にあつては同号に規定する権利（第二号から第四号まで）に規定する補償金（これらの資産の価額の一部を補償するものである場合には、これらの資産のうちその補償金

に対応するものとして政令で定める部分)について、収用等による譲渡があつたものとみなす。この場合においては、第一号、第二号若しくは第四号に規定する補償金若しくは対価の額又は第三号に規定する補償金の額をもつて、第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額とみなす。

一 土地等が土地収用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合(土地等について使用の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて使用されることと取用方法等において、当該土地等が契約により使用され、対価を取得するときを含む。)において、当該土地等を使用させることが譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けに該当するとき(政令で定める場合に該当する場合を除く。)

二 土地等が第一項第一号から第三号の三までの規定、前号の規定若しくは次条第一項第二号若しくは第三十三条の三第一項の規定に該当することとなつたことに伴ひ、その土地の上にある資産につき、土地収用法等の規定に基づき収用をし、若しくは取壊し若しくは除去をしなければならなくなつた場合又は第一項第八号に規定する法令の規定若しくは大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)第十一条の規定に基づき行つて若しくは地方公共団体の処分に伴ひ、その土地の上にある資産の取壊し若しくは除去をしなければならなくなつた場合において、これらの資産若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権(当該配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第一号において同じ。)の対価又はこれらの資産若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき(政令で定める場合に該当する場合を除く。)

三 土地等が第三十三条の三第九項の規定に該当することとなつたことに伴ひ、その土地の上にある資産が土地区画整理法第七十七条の規定により除却される場合において、当該資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権の損失に対して、同法第七十八条第一項の規定による補償金を取得するとき。

四 配偶者居住権の目的となつて居る建物の敷地の用に供される土地等が第一項第一号、第

二号、第三号の二若しくは第三号の三の規定若しくは第一号の規定に該当することとなつたことに伴ひ当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値が減少した場合又は配偶者居住権の目的となつて居る建物が同項第一号、第二号若しくは第五号の規定に該当することとなつたことに伴ひ当該建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅した場合において、これらの権利の対価又はこれらの権利の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき(第二号に掲げる場合又は政令で定める場合に該当する場合を除く。)

五 第一項第一号、第五号、第七号又は第八号に規定する補償金の額は、名義がいずれであるかを問わず、資産の収用等の対価たる金額をいうものとし、収用等に際して交付を受ける移転料その他当該資産の収用等の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

六 第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、これらの規定による山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかつたこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類並びに当該明細書及び財務省令で定める書類の提出があつたときは、この限りでない。

七 前項に規定する確定申告書を提出する者は、政令で定めるところにより、代替資産の明細に関する財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。個人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、代替資産の第三項に規定する取得指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に代替資産の取得をする見込みである、かつ、財務省令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、

同項及び第三十三条の五の規定の適用については、同項に規定する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。(交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

第三十三条の二 個人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該各号に規定する資産とともに補償金、対価又は清算金(以下この款において「補償金等」という。)を取得した場合を含む。)には、その者については、その選択により、当該各号に規定する収用、買取り又は交換(以下この款において「交換処分等」という。)により譲渡した資産(当該各号に規定する資産とともに補償金等を取得した場合)には、当該譲渡した資産のうち当該補償金等の額に、当該譲渡した資産以外のものとして政令で定める部分)の譲渡がなかつたものとして、第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十二条、第三十三条若しくは第三十五条の規定を適用することができる。

一 資産につき土地収用法等の規定による収用があつた場合(前条第一項第二号又は第四号の規定に該当する買取りがあつた場合を含む。)において、当該資産又は当該資産に係る配偶者居住権と同種の資産その他のこれらに代わるべき資産として政令で定めるものを取得するとき。

二 土地等につき土地改良法による土地改良事業又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業が施行された場合において、当該土地等に係る交換により土地等を取得するとき。

2 前条第一項から第四項までの規定は、個人の有する資産で前項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、個人が、当該各号に規定する資産とともに補償金等を取得し、その額の全部若しくは一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をしたとき、若しくは取得をする見込みであるとき、又は代替資産となるべき資産の取得をしたときについて準用する。この場合において、同条第一項中「当該譲渡した資産」とあるのは、「当該譲渡した資産のうち当該補償金等の額に対応するものとして政令で定める部分」と読み替えるものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前条第七項の規定は、前項において準用する同条第六項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第七項中「代替資産」とあるのは、「交換処分等により取得した資産又は代替資産」と読み替えるものとする。

5 前条第八項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第八項中「第三項」とあるのは、「次条第二項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

第三十三条の三 個人が、その有する土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、土地改良法による土地改良事業又は大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等又は土地区画整理法第九十三条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分、大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第一項に規定する施設住宅の一部等若しくは大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を取得したときは、第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、換地処分により譲渡した土地等(土地等とともに清算金を取得した場合又は中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第十六条第一項、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第三十九条第一項、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第十九条第一項、大都市地域住宅等供給促進法第二十一条第一項若しくは地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第二十八条第一項の規定による保留地が定められた場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分)の譲渡がなかつたものとみなす。

2 個人が、その有する資産につき都市再開発法

による第一種市街地再開発事業が施行された場合において当該資産に係る権利変換により施設建築物の一部を取得する権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(当該資産に係る権利変換が同法第百十條第一項又は第百十條の第二項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利)若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得したとき、又はその有する資産が同法による第二種市街地再開発事業の施行に伴い買収され、若しくは収用された場合において同法第百十八條の十一第一項の規定によりその対価として同項に規定する建築施設の部分的給付(当該給付が同法第百十八條の二十五の三第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付)を受ける権利を取得したときは、第二十八條の四、第三十一條若しくは第三十二條又は所得税法第二十七條、第三十三條若しくは第三十五條の規定の適用については、当該権利変換又は買取り若しくは収用により譲渡した資産(当該給付を受ける権利とともに補償金等を取付した場合には、当該譲渡した資産のうち当該補償金等の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分。次項及び次条第一項において「旧資産」という。)の譲渡がなかつたものとみなす。

3 前項の規定の適用を受けた場合において、同項の施設建築物の一部を取得する権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利(都市再開発法第百十條第一項又は第百十條の第二項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)若しくは前項に規定する給付を受ける権利につき譲渡、相続(限定承認に係るものに限る。以下この条、第三十三條の六、第三十六條の四、第三十七條の三、第三十七條の六及び第三十七條の八第四項において同じ。)遺贈(法人に対するもの並びに公益信託に関する法律第二條第一項第一号に規定する公益信託(以下この項において「公益信託」という。)の受託者である個人に対するもの(その信託財産

とするためのものに限る。)及び個人に対する

包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。以下この条、第三十三條の六、第三十六條の四、第三十七條の三、第三十七條の六及び第三十七條の八第四項において同じ。)若しくは贈与(法人に対するもの及び公益信託の受託者である個人に対するもの(その信託財産とするためのものに限る。))に限る。以下この条、第三十三條の六、第三十六條の四、第三十七條の三、第三十七條の六及び第三十七條の八第四項において同じ。)があつたとき、又は前項に規定する建築施設の部分(都市再開発法第百十八條の二十五の三第一項の規定により定められた管理処分計画に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。)につき同法第百十八條の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき(同法第百十八條の十二第一項又は第百十八條の十九第一項の規定により譲受け希望の申出を撤回したものとみなされる場合を含む。)は、政令で定めるところにより、当該譲渡、相続、遺贈若しくは贈与又は譲受け希望の申出の撤回があつた日若しくは同法第百十八條の十二第一項若しくは第百十八條の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日において旧資産の譲渡、相続、遺贈若しくは贈与又は収用等による譲渡があつたものとみなして第二十八條の四、第三十一條、第三十二條若しくは第三十三條又は所得税法第二十七條、第三十三條、第三十五條、第四十條若しくは第五十九條の規定を適用し、前項の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(都市再開発法第百十條の第二項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権又は前項に規定する給付を受ける権利につき都市再開発法第百十條第一項(同法第百十條の第二項又は第百十條の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は第百十八條の二十四(同法第百十八條の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定によりこれらの規定に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において旧資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分につき収用等による譲渡

があつたものとみなして第三十三條の規定を適用する。

4 個人が、その有する資産につき密集市街地

における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(当該資産に係る権利変換が同法第百五十五條第一項又は第百五十七條第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利)又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得したときは、第二十八條の四、第三十一條若しくは第三十二條又は所得税法第二十七條、第三十三條若しくは第三十五條の規定の適用については、当該権利変換により譲渡した資産(次項及び次条第一項において「防災旧資産」という。)の譲渡がなかつたものとみなす。

5 前項の規定の適用を受けた場合において、同項の防災施設建築物の一部を取得する権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百五十五條の四、第三十一條若しくは第三十二條又は所得税法第二十七條、第三十三條、第三十五條、第四十條若しくは第五十九條の規定を適用し、前項の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百五十五條第一項の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を含む。))又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百四十八條第一項(政令

で定める規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同項に規定する差額に

相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において防災旧資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分につき収用等による譲渡があつたものとみなして第三十三條の規定を適用する。

6 個人が、その有する資産(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第四号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、当該資産に係る同法の権利変換により同項第七号に規定する施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権(同項第十九号に規定する敷地利用権をいう。)を取得したときは、第二十八條の四、第三十一條若しくは第三十二條又は所得税法第二十七條、第三十三條若しくは第三十五條の規定の適用については、当該権利変換により譲渡した資産(次項において「変換前資産」という。)の譲渡がなかつたものとみなす。

7

前項の規定の適用を受けた場合において、同項の施行再建マンションに関する権利を取得する権利につき譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、相続、遺贈又は贈与のあつた日において変換前資産の譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたものとみなして第二十八條の四、第三十一條若しくは第三十二條又は所得税法第二十七條、第三十三條、第三十五條、第四十條若しくは第五十九條の規定を適用し、当該施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は同項の施行再建マンションに係る敷地利用権につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第八十五條の規定により同条に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において変換前資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分につき譲渡があつたものとみなして第二十八條の四、第三十一條若しくは第三十二條又は所得税法第二十七條、第三十三條若しくは第三十五條の規定を適用する。

8 個人が、その有する資産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第十二号に規定する敷地分割事業が実施された場合において、当該資産に係る同法の敷地権利変

換により同法第九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分、同項第五号に規定する非除却敷地持分等又は同項第八号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分を取得したときは、第二十八号の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該敷地権利変換により譲渡した資産（当該資産につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百五号の規定により同条に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなつた場合には、当該譲渡した資産のうち当該差額に相当する金額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

9 個人が、その有する土地等（所得税法第二十一条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）で被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により、土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等（以下この項、次項及び第三十三号の六第一項第四号において、「代替住宅等」という。）を取得したときは、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条の規定の適用については、当該換地処分により譲渡した土地等（代替住宅等とともに清算金を取得した場合又は被災市街地復興特別措置法第七号第一項の規定により保留地が定められた場合には、当該譲渡した土地等のうち当該清算金の額又は当該保留地の対価の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

10 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、被災市街地復興土地地区画整理事業の施行者から交付を受けた土地等に係る換地処分により代替住宅等を取得したことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

11 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてや

むを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第九項の規定を適用することができる。

12 第九項の規定の適用を受ける同項に規定する換地処分による土地等の譲渡については、第一項の規定は、適用しない。

13 個人の有する土地又は土地の上に存する権利で被災市街地復興推進地域内にあるものにつき被災市街地復興土地地区画整理事業が施行された場合において、当該個人が、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分により土地等及びその土地等の上に建設された被災市街地復興特別措置法第十五条第一項に規定する住宅又は同条第二項に規定する住宅等を取得したときにおける第一項の規定の適用については、当該換地処分による土地又は土地の上に存する権利の譲渡につき第九項の規定の適用を受ける場合を除き、当該換地処分により取得した当該住宅又は当該住宅等は第一項に規定する清算金に、当該住宅又は当該住宅等の価額は同項に規定する清算金の額にそれぞれ該当するものとみなす。

（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）

第三十三号の四 個人の有する資産で第三十三号第一項各号又は第三十三号の二第一項各号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（第三十三号第四項の規定により同項第一号に規定する土地等、同項第二号若しくは第三号に規定する土地の上にある資産若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権又は同項第四号に規定する権利につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合、前条第三項の規定により旧資産又は旧資産のうち同項の政令で定める部分につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び同条第五項の規定により防災旧資産のうち同項の政令で定める部分につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む。）において、その者がその年中にその該当することとなつた資産のいずれについても第三十三号又は第三十三号の二の規定の適用を受けないとき（同条の規定の適用を受けず、かつ、第三十三号の規定の適用を受けた場合において、次条第一項の規定による修正申告書を提出したことにより第三十三号の規定の適用を受けないこととなるときを含む。）は、これらの全部の資産の収用等又は交換処分

等（以下この条において「収用交換等」という。）による譲渡に対する第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第三十二条若しくは第三十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額（以下この条において「長期譲渡所得の金額」とある。）は、長期譲渡所得の金額から五千万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十三号の四第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が五千万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額」とする。

二 第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額（以下この条において「短期譲渡所得の金額」とある。）は、短期譲渡所得の金額から五千万円（短期譲渡所得の金額のうち第三十三号の四第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が五千万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額」とする。

三 所得税法第三十二条第三項の山林所得に係る収入金額から必要経費を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から五千万円（当該残額に相当する金額が五千万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額）を控除した金額とする。

四 所得税法第三十三条第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から五千万円（当該残額に相当する金額が五千万円に満たない場合には、当該残額に相当する金額）を控除した金額とする。

2 前項の場合において、当該個人のその年中の収用交換等による資産の譲渡について同項各号のうち二以上の号の規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて五千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合に、当該各号に定める資産については、適用しない。

一 第一項に規定する資産の収用交換等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取壊し、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出をする者（以下この条において「公共事業施行者」という。）

から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき、土地収用法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申請（同日以前にされたものに限り。）に基づき同法第十五条の十一第一項に規定する仲裁判断があつた場合、同法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合若しくは同項第六号の規定による届出をする場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合 当該資産

二 一の収用交換等に係る事業につき第一項に規定する資産の収用交換等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が二以上の年にわたつてされたとき 当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

三 第一項に規定する資産の収用交換等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の者からされた場合（当該申出を受けた者の死亡によりその者から当該資産を取得した者が当該譲渡をした場合を除く。）当該資産

4 第一項の規定は、同項の規定の適用があるものとした場合においてもその年分の確定申告書を提出しなければならぬ者については、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書又は同項の修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書若しくは第一項の修正申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書若しくは第一項の修正申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

6 公共事業施行者は、財務省令で定めるところにより、第三項の買取り等の申出に係る資産の

から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき、土地収用法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申請（同日以前にされたものに限り。）に基づき同法第十五条の十一第一項に規定する仲裁判断があつた場合、同法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合若しくは同項第六号の規定による届出をする場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合 当該資産

二 一の収用交換等に係る事業につき第一項に規定する資産の収用交換等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が二以上の年にわたつてされたとき 当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産

三 第一項に規定する資産の収用交換等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の者からされた場合（当該申出を受けた者の死亡によりその者から当該資産を取得した者が当該譲渡をした場合を除く。）当該資産

4 第一項の規定は、同項の規定の適用があるものとした場合においてもその年分の確定申告書を提出しなければならぬ者については、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書又は同項の修正申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書若しくは第一項の修正申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書若しくは第一項の修正申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

6 公共事業施行者は、財務省令で定めるところにより、第三項の買取り等の申出に係る資産の

全部につき第四項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 所得税法第三十二条第一項に規定する延納の許可に係る所得税の額の計算の基礎となつた山林所得の金額又は譲渡所得の金額のうち第一項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る部分の金額がある場合には、当該延納に係る同法第三十六条の規定による利子税のうち当該譲渡に係る山林所得の金額又は譲渡所得の金額に對する所得税の額に對する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、免除する。

(収用交換等に伴い代替資産を取得した場合の更正の請求、修正申告等)

第三十三条の五 第三十三条第三項(第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を受けた者は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ、当該各号に定める日から四月以内、当該収用交換等のあつた日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 代替資産の取得をした場合において、当該資産の取得価額が第三十三条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する取得価額の見積額に満たないとき 当該資産の取得をした日

二 第三十三条第三項に規定する取得指定期間内に代替資産の取得をしなかつた場合 当該取得指定期間を経過した日

2 前項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正に對する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、こ

れを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第三十三条の五第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号中「期限内申告書」とあるのは、「租税特別措置法第二十条第一項第十号に規定する確定申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは、「租税特別措置法第三十三条の五第一項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

4 第三十三条第三項の規定の適用を受けた者は、同項に規定する取得指定期間内に代替資産の取得をした場合において、その取得価額が同項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する取得価額の見積額に對して過大となつたときは、当該代替資産の取得をした日から四月以内に、納税地の所轄税務署長に對し、その収用交換等のあつた日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができ、(収用交換等により取得した代替資産等の取得価額の計算)

第三十三条の六 第三十三条、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十三条の三の規定の適用を受けた者(前条第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第二項の規定による更正を受けたため、第三十三条(第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けないこととなつた者を除く。)が代替資産又は交換処分等、換地処分若しくは権利交換(都市再開発法第八十八条第二項の規定による施設建築物の一部若しくは同条第五項の規定による施設建築物の一部についての借家権若しくは同法第一百十條第三項若しくは第一百十條の二第四項の規定による同法第一百十條第二項(同法第一百十條の二第二項において準用する場合を含む。))の施設建築物に関する権利、同法

第一百八条の十一第一項(同法第一百八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定による建築施設の部分若しくは施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十二条第二項の規定による防災施設建築物の一部若しくは同条第五項の規定による防災施設建築物の一部についての借家権若しくは同法第二百五十五條第四項若しくは第二百五十七條第三項の規定による同法第二百五十五條第二項(同法第二百五十七條第二項において準用する場合を含む。))の防災施設建築物に関する権利又はマンションの建築替え等の円滑化に関する法律第七十一条第二項の規定による施行再建マンションの区分所有権(政令で定めるものに限る。)若しくは同条第三項の規定による施行再建マンションの部分についての借家権の取得を含む。第三号において同じ。)により取得した資産(以下この条において「代替資産等」という。))について所得税法第四十九條第一項の規定により償却費の額を計算するとき、又は代替資産等につきその取得した日以後譲渡(譲渡所得の基となる贈与等の貸付けを含む。)、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するとき、政令で定めるところにより、第三十三条、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十三条の三の規定の適用を受けた資産(以下この項において「譲渡資産」という。))の取得の時期を当該代替資産等の取得の時期とし、譲渡資産の取得価額並びに設備費及び改良費の額の合計額(第三十六条の四、第三十七条の三、第三十七条の五及び第三十七条の六において「取得価額等」という。))のうち当該代替資産等に對する部分として政令で定めるところにより計算した金額をその取得価額とする。ただし、取得価額については、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、その取得価額とされる金額に、当該各号に定める金額のうち政令で定めるところにより計算した金額をそれぞれ加算した金額を、その取得価額とする。

一 譲渡資産に係る収用交換等による譲渡に關して第三十三条第一項に規定する費用がある場合 当該費用に相當する金額

二 代替資産の取得価額が、譲渡資産に係る補償金等の額(当該資産の収用交換等による譲

渡に要した費用がある場合には、第三十三条第一項に規定する政令で定める金額を控除した金額)を超える場合又は同条第三項(第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた第三十三条第一項に規定する取得価額の見積額(当該補償金等の額以下のものに限る。))を超える場合(前条第四項の規定による更正の請求をした場合を除く。)) その超える金額

三 交換処分等、換地処分又は権利交換により取得した資産の価額が譲渡資産の価額を超え、かつ、その差額に相當する金額を交換処分等、換地処分又は権利交換に際して支出した場合、その支出した金額

四 代替住宅等を取得するために要した経費の額がある場合 当該経費の額

2 個人が第三十三条、第三十三条の二第一項若しくは第二項又は第三十三条の三第二項、第四項若しくは第六項の規定の適用を受けた場合には、代替資産等については、第十九條第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

第三十四条 個人の有する土地又は土地の上に存する権利(以下この款において「土地等」という。))が特定土地区画整理事業等のために買収される場合に該当することとなつた場合には、その者がその年中にその該当することとなつた土地等(第三十五条の規定の適用を受ける部分を除く。))の全部又は一部につき第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条又は第三十七条の四の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に對する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額(二)とあるのは、「長期譲渡所得の金額から二千万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が二千万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には二千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部

分の金額とのいずれか低い金額とする。)を控除した金額(一)とする。

二 第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額(二)とあるのは、「短期譲渡所得の金額から二十万円(短期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が二十万円に満たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額(一)とする。」

2 前項に規定する特定土地地区画整理事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が土地地区画整理法による土地地区画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善、宅地の造成、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業の用に供するためこれらの者(地方公共団体の設立に係る団体で政令で定めるものを含む。)に買い取られる場合(第三十三条第一項第三号の四から第三号の六までの規定の適用がある場合を除く。)
- 二 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該第一種市街地再開発事業を行う都市再開発法第十一条第二項の認可を受けて設立された市街地再開発組合に買い取られる場合
- 二の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第二項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合
- 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第十二条第一項、都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二条)第十七条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)第八条第一項、

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第四十九条第四項(同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第一号)第五条第二項又は公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)第九条第二項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合

三の二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合(当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。)

三の三 都市緑地法第十七条の二第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合(当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。)

四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二十条第一項の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第一項の規定により特別地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体(その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。)に買い取られる場合(当該重要文化財若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立科学博物館、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第十八号)第二十一条第六号に掲げる業務を主たる目的とするもの)のうち政令で定めるものに限る。)

五 又は文化財保護法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体に買い取られる場合(当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には、当該文化財保存活用支援団体が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政

令で定める要件を満たす場合に限る。)を含むものとし、第三十三条第一項第二号の規定の適用がある場合を除く。)

五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内の土地が同条第三項に規定する保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合

六 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和四十七年法律第三十二号)第三条第一項の同意を得た同項に規定する集団移転促進事業計画において定められた同法第二条第一項に規定する移転促進区域内にある同法第三条第二項第六号に規定する農地等が当該集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合(第三十三条第一項第二号の規定の適用がある場合を除く。)

七 農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十二条の四第一項に規定する区域内にあるものが、同条第二項の規定に基づき、同項の農地中間管理機構に買い取られる場合(当該農地中間管理機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。)

3 個人の有する土地等につき、一の事業で前項各号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用があるものとした場合においてもその年分の確定申告書を提出しななければならない者については、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、第二項各号の買取りをする者から交付を受けた第一項の土地等の買取りがあつたことを証する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又

は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

6 第二項各号の買取りをする者は、財務省令で定めるところにより、第一項の土地等の買取りに係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除)

第三十四条の二 個人の有する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合に該当することとなつた場合には、その者がその年中にその該当することとなつた土地等(第三十五条の規定の適用を受ける部分を除く。)の全部又は一部につき第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条又は第三十七条の四の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額(一)とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千五百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には千五百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。」を控除した金額(一)とする。
- 二 第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額(二)とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百万円(短期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千五百万円に満たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額(一)とする。」
- 2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。
  - 一 地方公共団体(その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。第十二号において同

じ。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業(政令で定める事業を除く。)の用に供するためにこれらの者により買収される場合(第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第一項第一号又は前条第二項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

二 第三十三条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく収用(同項第二号の買取り及び同条第四項第一号の使用を含む。)を行う者若しくはその者に代わるべき者として政令で定める者によつて当該収用の対償に充てるため買収される場合、住宅地区改良法第二条第六項に規定する改良地区の区域外に建設するため買収される場合又は公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買収される場合(第三十三条第一項第二号若しくは第四号若しくは第三十三条の二第一項第一号に掲げる場合又は政令で定める場合に限る。)

三 一団の宅地の造成に関する事業(次に掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。)(イ)の用に供するために、平成六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に、買収取られる場合(政令で定める場合に限る。)

イ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業(当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区(ロ)において「施行地区」という。)の全部が都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域に含まれるものに限る。)として行われるものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成に係る一団の土地(イ)の土地区画整理事業の施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。)の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該事業により造成される宅地の分譲が公募の方法により行われるものであること。

四 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第六条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社又は政令で定める法人に買収取られる場合(第三十三条第一項第二号又は前条第二項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第九条第二項の規定により買収取られる場合

六 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構(政令で定めるものに限る。)(イ)が同法第二条第二号に掲げる沿道整備道路の沿道の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者により買収取られる場合(第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

七 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三百条第一項に規定する防災街区整備推進機構(政令で定めるものに限る。)(イ)が同法第二条第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、都市計画法第八条第一項第五号の二に掲げる、都定防災街区整備地区又は同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者により買収取られる場合(第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

八 地方公共団体又は中心市街地の活性化に関する法律第六十一条第一項に規定する中心市街地整備推進機構(政令で定めるものに限る。)(イ)が同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地(以下この号において「認定中心市街地」という。))の整備のために同法第十二条第一項に規定する認定基本計画の内容に即して行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるもの用に供するために、認定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者により買収取られる場合(第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

九 地方公共団体又は景観法(平成十六年法律第九十号)第九十二条第一項に規定する景観整備機構(政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)(イ)が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号に規定する景観重要公共施設の整備に関する事業(当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)(イ)の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者により買収取られる場合(第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

十 地方公共団体又は都市再生特別措置法第九十八号第一項に規定する都市再生推進法人(政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)(イ)が同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業(当該事業が当該都市再生推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)(イ)の用に供するために、当該都市再生整備計画又は立地適正化計画の区域内にある土地等が、これらの者により買収取られる場合(第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

十一 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年

法律第四十号)第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人(政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)(イ)が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業(当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。)(イ)の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者により買収取られる場合(第三十三条第一項第二号若しくは第四号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号、第五号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。)

十二 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものに供するために地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものにより買収取られる場合

イ 当該計画に係る区域の面積が政令で定める面積以上であり、かつ、当該事業の施行区域の面積が政令で定める面積以上であること。

ロ 当該事業の施行区域内の道路、公園、緑地その他の公共の用に供する空地の面積が当該施行区域内に造成される土地の用途区分に応じた適正に確保されるものであること。

十三 次に掲げる事業(都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)(イ)の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人により買収取られる場合

イ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づ



く同法第二条第二項に規定する商店街活性化事業又は同法第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第二条第三項に規定する商店街活性化支援事業

口 中心市街地の活性化に関する法律第四十九條第二項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく同法第七條第七項に規定する中小小売商業高度化事業（同項第一号から第四号まで又は第七号に掲げるものに限る。）

十四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十一條の四十八第一項に規定する宅地等供給事業のうち同法第十條第五項第三号に掲げるもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五條第一項第三号ロに規定する他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものに用い供するために買い取られる場合

十四の二 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二條第二項第五号イ又は第三項第五号イに規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したものに用い供するために買い取られる場合

十五 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人（以下この号において「特定法人」という。）が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第二條第二項に規定する特定施設（同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。）の整備の事業（当該事業が同法第四條第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定める

ところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合（第三十三條第一項第二号若しくは第三十三條の二第三項第一号に掲げる場合又は第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

十六 広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第二十三條第三項の規定による認可を受けた同項の基本計画に基づいて行われる同法第二條第一項第四号に掲げる廃棄物の搬入施設の整備の事業の用に供するために、広域臨海環境整備センターに買い取られる場合

十七 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第六條第一項に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法第十一條第一項、第十二條第二項又は第十五條第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人に買い取られる場合

十八 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十二條第一項の規定により規制区域として指定された区域内の土地等が同法第十九條第二項の規定により買い取られる場合

十九 国、地方公共団体その他政令で定める法人が作成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法第九條第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同法第一項の土地利用基本計画に定められたものうち政令で定めるものに基づき、当該事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体（その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合

二十 都市再開発法第七條の六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八條第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七條において準用する場合を含む）、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二條第三項又は被災市街地復興特別措置法第八條第三項の規定により土地等が買い取られる場合

二十一 土地区画整理法による土地区画整理事業（同法第三條第一項の規定によるものを除く。）が施行された場合において、土地等の上に存する建物又は構築物（以下この号において「建物等」という。）が建築基準法第三條第二項に規定する建築物その他の政令で定

める建物等に該当していることにより換地（当該土地の上に存する権利の目的となるべき土地を含む。以下この号において同じ。）を定めることが困難であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた当該土地等について土地区画整理法第九十條の規定により換地が定められなかったことに伴い同法第九十四條の規定による清算金を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

二十一の二 土地等につき被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、被災市街地復興特別措置法第七條第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき

二十二 土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第四号に規定するマンション建替え事業が施行された場合において、当該土地等に係る同法の権利変換により同法第七十五條の規定による補償金（当該個人（同法第一号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により同法第五十六條第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき、又は当該土地等が同法第十五條第一項若しくは第六十四條第一項若しくは第三項の請求（当該個人にやむを得ない事情があつたと認められる場合として政令で定める場合にされたものに限る。）により買い取られたとき

二十二の二 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第五條第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七條第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）に該当する決議特定要除却認定マンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第九條第一項に規定する決議特定要除却認定マンションをいう。以下この号において同じ。）の敷地の用に供されている土地等につきマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二條第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業（当該マンション敷地売却事業に係る同法第百十三條に規定する認定買受計画に、決議特定要除却認定マンションを除却した後の土

地に新たに建築される同項第一号に規定するマンションに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る同法第四十一條第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法第百四十五條において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づき同法第五十一條の規定による同法第百四十二條第一項第三号の分配金を取得するとき、又は当該土地等が同法第百二十四條第一項の請求により買い取られたとき

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七條第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第一項の規定により環境大臣が特別保護地区として指定した区域内の土地のうち文化財保護法第九條第一項の規定により天然記念物として指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地を国若しくは地方公共団体においてその保存をすべきものとして政令で定めるものが国若しくは地方公共団体に買い取られる場合（第三十三條第一項第二号又は前條第二項第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二十四 自然公園法第七十二條に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第七十三條第一項に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第二十二條第一項に規定する特別地域内における行為に関する同法第二章第四節の規定による規制と同等の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地又は自然環境保全法第四十五條第一項に規定する都道府県自然環境保全地域のうち同法第四十六條第一項に規定する条例の定めるところにより特別地区として指定された地区で、当該地区内における行為につき同法第二十五條第一項に規定する特別地区内における行為に関する同法第四章第二節の規定による規制と同等の規制が行われている地区として環境大臣が認定した地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合

二十五 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人（以下この号において「特定法人」という。）が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第二條第二項に規定する特定施設（同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。）の整備の事業（当該事業が同法第四條第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定める

二十五 農業経営基盤強化促進法第四十一条第一号に規定する農用地で農業振興地域の整備に関する法律第八条第二号第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、農業経営基盤強化促進法第二十二号第二項の協議に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買

取られる場合  
3 個人の有する土地等で被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二十一号の二に掲げる場合に該当することとなった場合には、同号の保留地が定められた場合は第三十三号の三第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

4 個人の有する土地等につき、一の事業で第二項第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号、第二十二号又は第二十三号の二の買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれら規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

5 前条第四項及び第五項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第六項の規定は第二項各号の買取りをする者について、それぞれ準用する。  
（農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）  
第三十四条の三 個人の有する土地等が農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当することとなった場合には、その者がその年中にその該当することとなった土地等の全部又は一部につき第三十七条又は第三十七条の四の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から八百万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の三第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が八百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額と

し、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には八百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額」とする。

二 第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から八百万円（短期譲渡所得の金額のうち第三十四条の三第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が八百万円に満たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額」とする。

2 前項に規定する農地保有の合理化等のために譲渡した場合は、次に掲げる場合をいう。  
一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三条に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合（第三十四条第二項第七号又は前条第二項第二十五号の規定の適用がある場合を除く。）  
二 農業振興地域の整備に関する法律第八号第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十号）第十八条第七項の規定による公告があつた同条第一項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合（第三十四条第二項第七号又は前条第二項第二十五号の規定の適用がある場合を除く。）  
三 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百一十二号）第五条第二項の規定により同条第一項に規定する実施計画において定められた同条第二項第一号に規定する産業導入地区内の土地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等及び当該農用地等の上に存する権利に限る。）を当該実施計画に係る農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第四条第二項第四号に規定する施設用地の用に供するため譲渡した場合

四 土地等（土地改良法第二条第一項に規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき同条第一項第一号から第三号までに掲げる土地改良事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により

同法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（当該土地等について、同法第八号第五項第二号に規定する施設用の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は同法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得する

五 林業経営の規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化に資するため、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九条第二項第七号又は第九号第一項第九号の事業を行う森林組合又は森林組合連合会に委託して森林法第五号第一項の規定による地域森林計画の対象とされた山林に係る土地を譲渡した場合  
六 土地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等及び同法第八号第二項第三号に規定する農用地等とすることが適当な土地並びにこれらの土地の上に存する権利に限る。）につき同法第十三条の二第一項又は第二項の事業が施行された場合において、同法第十三条の三の規定による清算金を取得する

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるものの添付がある場合に限り、適用する。  
4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

同法第五十四号の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（当該土地等について、同法第八号第五項第二号に規定する施設用の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は同法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得する

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除

第三十五条 個人の有する資産が、居住用財産を譲渡した場合に該当することとなつた場合には、その年中にその該当することとなつた全部の資産の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から三千万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十五条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が三千万円に満たない場合には当該資産の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には三千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該資産の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。）を控除した金額」とする。

二 第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」とあるのは、「短期譲渡所得の金額から三千万円（短期譲渡所得の金額のうち第三十五条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が三千万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額」とする。

2 前項に規定する居住用財産を譲渡した場合は、次に掲げる場合（当該個人がその年の前年又は前々年において既に同項（次項の規定により適用する場合を除く。）又は第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五若しくは第四十一条の五の二の規定の適用を受けている場合を除く。）をいう。  
一 その居住の用に供している家屋で政令で定めるもの（以下この項において「居住用家屋」という。）の譲渡（当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対するもの及び所得税法第五十八条の規定又は第三十三条から第三十三条の四まで、第三十七条、第三十七条の四若しくは第三十七条の八の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）又は居住用家屋とともにその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡（譲渡所得の基因となる不動

同法第五十四号の二第四項（同法第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する清算金（当該土地等について、同法第八号第五項第二号に規定する施設用の用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は同法第五十三条の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため同法第五十三条の二の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得する

産等の貸付けを含む。以下この項及び次項に  
おいて同じ。)をした場合

二 災害により滅失した居住用家屋の敷地の用  
に供されていた土地若しくは当該土地の上に  
存する権利の譲渡又は居住用家屋で当該個人  
の居住の用に供されなくなつたものの譲渡若  
しくは居住用家屋で当該個人の居住の用に供  
されなくなつたものとともにするその敷地の  
用に供されている土地若しくは当該土地の上  
に存する権利の譲渡を、これらの居住用家屋  
が当該個人の居住の用に供されなくなつた日  
から同日以後三年を経過する日の属する年の  
十二月三十一日までの間にした場合

3

相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生  
ずる贈与を含む。以下第六項までにおいて同  
じ。)による被相続人居住用家屋及び被相続人  
居住用家屋の敷地等の取得をした相続人(包括  
受遺者を含む。以下この項及び次項において同  
じ。)が、平成二十八年四月一日から令和九年  
十二月三十一日までの間に、次に掲げる譲渡  
(当該相続の開始があつた日から同日以後三年  
を経過する日の属する年の十二月三十一日ま  
での間にしたものに限るものとし、第三十九條  
の規定の適用を受けるもの及びその譲渡の対価の  
額が一億円を超えるものを除く。以下この条に  
おいて「対象譲渡」という。)をした場合(当  
該相続人が既に当該相続又は遺贈に係る当該被  
相続人居住用家屋又は当該被相続人居住用家屋  
の敷地等の対象譲渡についてこの項の規定の適  
用を受けている場合を除き、第三号に掲げる譲  
渡をした場合にあつては、当該譲渡の時から当  
該譲渡の日の属する年の翌年二月十五日まで  
の間に、当該被相続人居住用家屋が耐震基準(地  
震に対する安全性に係る規定又は基準として政  
令で定めるものをいう。第一号ロにおいて同  
じ。)に適合することとなつた場合又は当該被  
相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却  
がされ、若しくはその全部が滅失をした場合に  
限る。)には、第一項に規定する居住用財産を  
譲渡した場合に該当するものとみなして、同項  
の規定を適用する。

一 当該相続若しくは遺贈により取得をした被  
相続人居住用家屋(当該相続の後継に当該被  
相続人居住用家屋につき行われた増築、改築  
(当該被相続人居住用家屋の全部の取壊し又  
は除却をした後にするもの及びその全部が滅  
失をした後にするものを除く)、修繕又は模

様替(第三号において「増改築等」という。  
)に係る部分を含むものとし、次に掲げる要件  
を満たすものに限る。以下この号において同  
じ。)の政令で定める部分の譲渡又は当該被  
相続人居住用家屋とともにする当該相続若し  
しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家  
屋の敷地等(イに掲げる要件を満たすものに  
限る。)の政令で定める部分の譲渡

イ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業  
用の用、貸付けの用又は居住の用に供されて  
いたことがないこと。  
ロ 当該譲渡の時に耐震基準に適合す  
るものであること。

二

当該相続又は遺贈により取得をした被相続  
人居住用家屋(イに掲げる要件を満たすもの  
に限る。)の全部の取壊し若しくは除却をし  
た後又はその全部が滅失をした後における当  
該相続又は遺贈により取得をした被相続人居  
住用家屋の敷地等(ロ及びハに掲げる要件を  
満たすものに限る。)の政令で定める部分の  
譲渡

イ 当該相続の時から当該取壊し、除却又は  
滅失の時まで事業用の用、貸付けの用又は居  
住の用に供されていたことがないこと。  
ロ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業  
用の用、貸付けの用又は居住の用に供されて  
いたことがないこと。  
ハ 当該取壊し、除却又は滅失の時から当該  
譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に  
供されていたことがないこと。

三

当該相続若しくは遺贈により取得をした被  
相続人居住用家屋(当該相続の後継に当該被  
相続人居住用家屋につき行われた増改築等に  
係る部分を含むものとし、当該相続の時から  
当該譲渡の時まで事業用の用、貸付けの用又は  
居住の用に供されていたことがないものに限  
る。以下この号において同じ。)の政令で定  
める部分の譲渡又は当該被相続人居住用家屋  
とともにする当該相続若しくは遺贈により取  
得をした被相続人居住用家屋の敷地等(当該  
相続の時から当該譲渡の時まで事業用の用、貸  
付けの用又は居住の用に供されていたことが  
ないものに限る。)の政令で定める部分の譲  
渡(これらの譲渡のうち第一号に掲げる譲渡  
に該当するものを除く。)

4

前項の場合において、当該相続又は遺贈によ  
る被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋

の敷地等の取得をした相続人の数が三人以上  
あるときにおける第一項の規定の適用について  
は、同項第一号中「二千万円」とあるのは  
二千万円(第三十五條第二項各号に掲げる場  
合に該当して同条第一項の規定の適用を受ける  
場合には、三千万円の範囲内において、政令で  
定めるところにより計算した金額。以下この項  
において同じ。)(と、「三千万円」とある  
のは「二千万円」と、「三千万円から」とあ  
るのは「二千万円から」と、同項第二号中「三  
千万円」とあるのは「二千万円(第三十五條  
第二項各号に掲げる場合に該当して同条第一項  
の規定の適用を受ける場合には、三千万円の範  
囲内において、政令で定めるところにより計算  
した金額。以下この項において同じ。)(と、「  
二千万円」とあるのは「二千万円」とす  
る。

5 前二項及び次項に規定する被相続人居住用家  
屋とは、当該相続の開始の直前において当該相  
続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含  
む。以下この項及び次項において同じ。)の居  
住の用(居住の用に供することができない事由  
において政令で定める事由(以下この項及び次項  
において「特定事由」という。))により当該相  
続の開始の直前において当該被相続人の居住の  
用に供されていなかった場合(政令で定める要  
件を満たす場合に限る。)における当該特定事  
由により居住の用に供されなくなる直前の当該  
被相続人の居住の用(第三号において「対象従  
前居住の用」という。)を含む。)に供されてい  
た家屋(次に掲げる要件を満たすものに限る。)  
で政令で定めるものをいい、前二項及び次項に  
規定する被相続人居住用家屋の敷地等とは、当  
該相続の開始の直前において当該被相続人居  
住用家屋の敷地の用に供されていた土地として政  
令で定めるもの又は当該土地の上に存する権利  
をいう。

一 昭和五十六年五月三十一日以前に建築され  
たこと。  
二 建物の区分所有等に関する法律第一條の規  
定に該当する建物でないこと。  
三 当該相続の開始の直前において当該被相続  
人以外に居住をしていた者がいなかったこと  
(当該被相続人の当該居住の用に供されてい  
た家屋が対象従前居住の用に供されなかった家  
屋である場合には、当該特定事由により当該  
家屋が居住の用に供されなくなる直前におい

て当該被相続人以外に居住をしていた者がい  
なかつたこと。)

6 第三項の規定は、当該相続又は遺贈による被  
相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷  
地等の取得をした相続人(包括受遺者を含む。  
次項から第九項までにおいて「居住用家屋取得  
相続人」という。))が、当該相続の時から第三  
項の規定の適用を受ける者の対象譲渡をした日  
の属する年の十二月三十一日までの間に、当該  
対象譲渡をした資産と当該相続の開始の直前  
において一体として当該被相続人の居住の用(特  
定事由により当該被相続人居住用家屋が当該相  
続の開始の直前において当該被相続人の居住  
の用に供されていなかった場合(前項に規定する  
政令で定める要件を満たす場合に限る。))には、  
政令で定める用途)に供されていた家屋(当該  
相続の後継に当該家屋につき行われた増築、改  
築(当該家屋の全部の取壊し又は除却をした後  
にするもの及びその全部が滅失をした後にする  
ものを除く)、修繕又は模様替に係る部分を含  
む。)で政令で定めるもの又は当該家屋の敷地  
の用に供されていた土地として政令で定めるも  
の若しくは当該土地の上に存する権利(次項に  
おいて「対象譲渡資産(一家屋等」という。))  
の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付  
けを含み、第三十三條の四第一項に規定する取  
用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡  
(次項において「取用交換等による譲渡」とい  
う。)を除く。以下この条において「適用前譲  
渡」という。)をしていない場合において、当該  
適用前譲渡に係る対価の額と当該対象譲渡に係  
る対価の額との合計額が一億円を超えることと  
なるときは、適用しない。

7 第三項の規定は、居住用家屋取得相続人が、  
同項の規定の適用を受ける者の対象譲渡をした  
日の属する年の翌年一月一日から当該対象譲渡  
をした日以後三年を経過する日の属する年の十  
二月三十一日までの間に、対象譲渡資産(一家  
屋等の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の  
貸付けを含み、取用交換等による譲渡を除く。  
以下この条において「適用後譲渡」という。))  
をした場合において、当該適用後譲渡に係る対  
価の額と当該対象譲渡に係る対価の額(適用前  
譲渡がある場合には、前項の合計額)との合計  
額が一億円を超えることとなつたときは、適用  
しない。

8 第三項の規定の適用を受けようとする者は、  
他の居住用家屋取得相続人に対し、対象譲渡を

した旨、対象譲渡をした日その他参考となるべき事項の通知をしなければならぬ。この場合において、当該通知を受けた居住用家屋取得相続人で適用前譲渡をしている者は当該通知を受けた後遅滞なく、当該通知を受けた居住用家屋取得相続人で適用後譲渡をした者は当該適用後譲渡をした後遅滞なく、それぞれ、当該通知をした日、その譲渡の対価の額その他参考となるべき事項の通知をしなければならない。

9 対象譲渡につき第三項の規定の適用を受けている者は、第七項の規定に該当することとなつた場合には、居住用家屋取得相続人がその該当することとなつた適用後譲渡をした日から四月を経過する日までに当該対象譲渡をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

10 前項の規定に該当する場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

11 第三十三条の五第三項の規定は、第九項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十五条第九項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十五条第九項」と読み替へるものとする。

12 第一項の規定は、その適用を受けようとする者の同項に規定する資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める事項の記載があり、かつ、当該譲渡による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

13 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

14 第五項から前項までに定めるもののほか、適用前譲渡及び適用後譲渡の対価の額の算定の方法その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除  
(特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除)  
第三十五条の二 個人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に取得(当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他政令で定めるものを除く。)をした国内にある土地又は土地の上に存する権利(以下この項及び次項において「土地等」という。)で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合には、その者がその年中にその譲渡をした土地等の全部又は一部につき第三十三条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四又は第三十七条の八の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条の規定の適用については、同条第一項中「長期譲渡所得の金額(一)とあるのは、長期譲渡所得の金額から千円(長期譲渡所得の金額のうち第三十五条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千円に満たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額(一)とする。

2 前項の土地等の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、所得税法第五十八条の規定又は第三十三条の四若しくは第三十四条から前条までの規定の適用を受ける譲渡を含まないものとする。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるものの添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類

の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

(低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除)  
第三十五条の三 個人が、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にある土地基本法(平成元年法律第八十四号)第十三条第四項に規定する低未利用土地(以下この項及び次項第二号において「低未利用土地」という。)又は当該低未利用土地の上に存する権利(以下第四項までにおいて「低未利用土地等」と総称する。)で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡を令和二年七月一日から令和七年十二月三十一日までの間にした場合(当該譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。)には、その者がその年中にその譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部につき第三十三条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四又は第三十七条の八の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の低未利用土地等の譲渡に対する第三十一条の規定の適用については、同条第一項中「長期譲渡所得の金額(一)とあるのは、「長期譲渡所得の金額から百万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十五条の三第一項の規定に該当する同項に規定する低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額が百万円に満たない場合には、当該低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額(一)とする。

2 前項の低未利用土地等の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、次に掲げる譲渡を含まないものとする。

一 当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してする譲渡

二 その譲渡の対価(当該低未利用土地等の譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。)の額が五百万円(当該低未利用土地等が次に掲げる区域内にある場合には、八百万円)を超えるもの

イ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める区域

ロ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十五条第一項に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域(イに掲げる区域を除く。)

3 所得税法第五十八条の規定又は第三十三条の四若しくは第三十四条から前条までの規定の適用を受ける譲渡

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であつた土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)を当該前年又は前々年中にした場合において、その者が当該譲渡につき同項の規定の適用を受けているときは、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等の譲渡の後の利用に関する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第七款 譲渡所得の特別控除の特例  
第三十六条 個人がその有する資産の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この条において同じ。)をした場合において、その年中の当該資産の譲渡につき、第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は前条第一項の規定のうち二以上の規定の適用を受けることにより控除すべき金額の合計額が五千万円を超えることとなるときは、これらの規定により控除すべき金額は、通じて五千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

第七款の二 居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例  
(特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例)  
第三十六条の二 個人が、平成五年四月一日から令和七年十二月三十一日までの間に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一条第二項

に規定する所有期間が十年を超えるもののうち次に掲げるもの（以下この条及び次条において「譲渡資産」という。）の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額が一億円を超えるもの、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするもの、第三十三条から第三十三條の四まで、第三十七條、第三十七條の四又は第三十七條の八の規定の適用を受けるもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）をした場合において、平成五年四月一日（当該譲渡の日が平成七年一月一日以後であるときは、当該譲渡の日が属する年の前年一月一日）から当該譲渡の日が属する年の十二月三十一日までの間に、当該個人の居住の用に供する家屋又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、政令で定めるものうち国内にあるもの（以下この条及び次条において「買換資産」という。）の取得（建設を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から当該譲渡の日が属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、当該個人がその年又はその年の前年若しくは前々年において第三十一条の第三項、第三十五條第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定の適用を受けている場合を除き、当該譲渡資産の譲渡による収入金額が当該買換資産の取得価額以下である場合にあつては当該譲渡資産の譲渡がなかつたものとし、当該収入金額が当該取得価額を超える場合にあつては当該譲渡資産のうちその超える金額に相当するものとして政令で定める部分の譲渡があつたものとして、第三十一条の規定を適用する。

一 当該個人がその居住の用に供している家屋（当該個人がその居住の用に供している期間として政令で定める期間が十年以上であるものに限り、）で政令で定めるものうち国内にあるもの

二 前号に掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経

過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限り、）

三 前二号に掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

四 当該個人の第一号に掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利（当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限り、）

2 前項の規定は、平成五年四月一日から令和七年十二月三十一日までの間に譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年一月一日から同年十二月三十一日（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに買換資産の取得をするのが困難となつた場合において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。次条第二項第二号において「取得期限」という。）までの間に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該取得をした買換資産を当該個人の居住の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、前項中「当該譲渡の日が属する年の十二月三十一日までの間」とあるのは「次項に規定する取得期限まで」と、「から当該譲渡の日が属する年の翌年十二月三十一日までの間」とあるのは「取得する年の翌年十二月三十一日まで」と、「取得価額」とあるのは「取得価額とその取得価額の見積額との合計額以下」と、「当該取得価額」とあるのは「当該合計額」と読み替へるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年又はその年の前年若しくは前々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に

供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（第三十三條の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡（次項において「収用交換等による譲渡」という。）を除く。以下この項及び次項において「前三年以内の譲渡」という。）をしてい

4 第一項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年又は翌々年に、当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡（収用交換等による譲渡を除く。）をした場合において、当該家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡に係る対価の額と当該譲渡資産の譲渡に係る対価の額（前三年以内の譲渡がある場合には、前項の合計額）との合計額が一億円を超えることとなつたときは、適用しない。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

7 第三十三條第七項の規定は、第五項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第七項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替へるものとする。

8 前三項に定めるもののほか、譲渡資産及び買換資産の範囲その他第一項、第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（特定の居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等）

第三十六條の三 前条第一項の規定の適用を受けた者は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年の

翌年十二月三十一日までに、買換資産を当該個人の居住の用に供しない場合又は供しなくなつた場合には、同日から四月を経過する日までに当該譲渡の日が属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

2 前条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつたときにあつては当該買換資産の同条第二項に規定する取得をした日（当該取得をした日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日。以下この項において同じ。）から四月を経過する日までに同条第二項に規定する譲渡の日が属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときにあつては当該買換資産の取得をした日又は同号に該当することとなつた日から四月を経過する日までに当該譲渡の日が属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第二項の規定により読み替へられた同条第一項に規定する取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 取得期限までに買換資産の取得をしていないとき、又は買換資産の取得をした場合において当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産を当該個人の居住の用に供しないとき、若しくは供しなくなつたとき。

3 譲渡資産の譲渡につき前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている者は、同条第四項の規定に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた譲渡をした日から四月を経過する日までに当該譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

4 第一項、第二項第二号若しくは前項の規定に該当する場合又は第二項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申



<p>定により補償金を取得する場合</p> <p>二 次に掲げる区域（イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。）内にある土地等、建物又は構築物</p> <p>イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）</p> <p>第二条第三項に規定する既成市街地</p> <p>ロ 近畿圏整備法（昭和三十一年法律第二百二十九号）</p> <p>第二条第三項に規定する既成都市区域</p> <p>ハ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）</p> <p>第二条第三項に規定する政令で定める区域</p> <p>ニ イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域</p> <p>三 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該個人により取得をされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の一月一日において所有期間（第三十一条第二項に規定する所有期間をいう。第五項において同じ。）が十年を超えるもの</p>	<p>既成市街地等内にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施策の実施に伴い、当該施策に従つて取得をされるもの（政令で定めるものを除く。）</p>
---	---

<p>四 船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限るものとし、漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）の用に供されるものを除く。以下この号において同じ。）のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの（建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。）</p>	<p>あるものに限る。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>船舶（政令で定めるものに限る。）</p>
--	---

<p>2 前項の規定を適用する場合において、その年中の買換資産のうち土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ同項の表の各号の下欄ごとに区分をし、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該年中において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。</p> <p>3 前二項の規定は、昭和四十五年一月一日から令和八年十二月三十一日（第一項の表の第三号の上欄に掲げる資産にあつては、同年三月三十一日）までの間に同表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の前年中（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内）に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をしたものに限る。）を当該各号の下欄に掲げる地域内にある当該個人の事業の用に供した</p>	<p>場合（当該取得の日から一年以内に当該事業の用に供しなくなった場合を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」とあるのは、「政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年一月一日から令和八年十二月三十一日（第一項の表の第三号の上欄に掲げる資産にあつては、同年三月三十一日）までの間に同表の各号の上欄に掲げる資産で事業の用に供しているもの譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年の一月一日から同年の十二月三十一日までの期間（前項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、同日までに当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。次条第二項第二号において「取得指定期間」という。）内当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、第一項中「ときは、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」とあるのは、「ときは」と、「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第一項（前二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、その年一月一日において所有期間が五年以下である土地等（その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む。）の譲渡（第二十八条の四第三項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものを除く。）については、適用しない。</p> <p>6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の同項の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡をした</p>
---	---

<p>7 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合限り、第一項の規定を適用することができる。</p> <p>8 個人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の第四項に規定する取得指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項及び次条の規定の適用については、同項に規定する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。</p> <p>9 第三十三条第七項の規定は、第六項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第七項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第一項の規定（同項の表の第三号に係る部分に限る。）を適用する場合において、個人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が第一号に掲げる地域内にある資産に該当し、かつ、当該個人が取得をした、若しくは取得をする見込みである同表の第三号の下欄に掲げる資産（以下この項において「第三号買換資産」という。）が第二号若しくは第三号に掲げる地域内にある資産に該当するとき、又は個人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある主たる事務所資産（当該個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。）に該当し、かつ、当該個人が取得をした、若しくは取得をする見込みである第三号買換資産が第一号に掲げ</p>	<p>資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合限り、適用する。</p> <p>7 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合限り、第一項の規定を適用することができる。</p> <p>8 個人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の第四項に規定する取得指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項及び次条の規定の適用については、同項に規定する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。</p> <p>9 第三十三条第七項の規定は、第六項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第七項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第一項の規定（同項の表の第三号に係る部分に限る。）を適用する場合において、個人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が第一号に掲げる地域内にある資産に該当し、かつ、当該個人が取得をした、若しくは取得をする見込みである同表の第三号の下欄に掲げる資産（以下この項において「第三号買換資産」という。）が第二号若しくは第三号に掲げる地域内にある資産に該当するとき、又は個人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある主たる事務所資産（当該個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。）に該当し、かつ、当該個人が取得をした、若しくは取得をする見込みである第三号買換資産が第一号に掲げ</p>
--	--

る地域内にある主たる事務所資産に該当するときは、この第三号買換資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域（次号において「集中地域」という。）以外の地域 第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。
- 二 集中地域（次号に掲げる地域を除く。） 第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十五」とする。
- 三 地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの 第一項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、「が同表の第一号の上欄に掲げる資産（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七條の三第二項において同じ。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十」とあるのは「及び当該買換資産のいずれもが第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の六十」とする。

11 第二項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により譲渡がなかつたものとされる部分の金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第五項の規定は、個人が平成十年一月一日から令和八年三月三十一日までの間にした土地等の譲渡については、適用しない。

（特定の事業用資産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等）

第三十七條の二 前条第一項の規定の適用を受けた者は、買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用に供しない場合又は供しなくなつた場合には、これらの事情に該当することとなつた日から四月以内に同項の譲渡をした日の属する年分の所得税に於いての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

2 前条第四項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に該当する場合で過

大となつたときにあつては、当該買換資産の取得をした日から四月以内に同条第四項の譲渡をした日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることが出来るものとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときにあつては、当該買換資産の取得をした日又は同号に該当する事情が生じた日から四月以内に同項の譲渡をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬものとする。

一 前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、その取得価額が同条第四項において準用する同条第一項に規定する取得価額の見積額に対して過不足額があるとき、又はその買換資産の地域が同条第四項の地域と異なることとなつたこと、その買換資産（同表の第三号に係るものに限る。以下この号において同じ。）の同条第十項各号に掲げる地域の区分が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合どうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該各号に掲げる地域と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合どうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供することとなつたことにより同条第一項に規定する譲渡があつたものとされる部分の金額に過不足額があるとき。

二 取得指定期間内に前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をせず、又は同条第四項の事業の用に供せず、若しくは供しなくなつた場合

3 第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

4 第三十三條の五第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十七條の二第一項又

は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三條の五第一項」とあるのは「第三十七條の二第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

（買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等）

第三十七條の三 第三十七條第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた者（前条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出した者、又は同条第三項の規定による更正を受けたため、第三十七條第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）の買換資産に係る所得税法第四十九條第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（第三十七條第一項の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

一 第三十七條第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうちその超える額及び当該買換資産の取得価額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額に相当する金額

二 第三十七條第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうち当該収入金額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額に相当する金額

三 第三十七條第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等のうち当該収入金額の百分の二十に相当する金額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額と当該百分の二十に相当する金額との合計額にその満たない額を加算した金額に相当する金額

2 前項の場合において、第三十七條第一項に規定する譲渡をした資産が同項の表の第一号の上欄に掲げる資産に該当するものであり、かつ、買換資産又は取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当するときに於いて同項の規定の適用を受けたときにおける前項の規定の適用については、同項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

3 第一項の場合（第三十七條第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合に限る。）における第一項の規定の適用については、同項の買換資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ当該各号に定めるところによる。

- 一 第三十七條第十項第一号に掲げる地域 第一項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。
- 二 第三十七條第十項第二号に掲げる地域 第一項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の二十五」とする。
- 三 第三十七條第十項第三号に掲げる地域 第一項第一号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」（当該譲渡をした資産及び当該買換資産のいずれもが同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の四十。以下この項において同じ。）と、「当該百分の二十」とあるのは「当該百分の三十」と、同項第二号及び第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

4 個人が第三十七條第一項の規定の適用を受けた場合には、買換資産については、第十九條第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

（特定の事業用資産を交換した場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七條の四 個人が、昭和四十五年一月一日から令和八年十二月三十一日（第三十七條第一項の表の第三号の上欄に掲げる資産にあつては、同年三月三十一日）までの間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもののうち事業の用に供しているもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三條の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資



産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条、次条及び第三十七条の八において同じ。取得し、又は支払った場合を含む。又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（第一号において「他資産との交換の場合」という。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）は、当該個人がその交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十七条第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第三十七条第一項の取得をし、同項の届出をしたものとみなす。

（既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

第三十七条の五 個人が、その有する資産で次の表の各号の上欄に掲げるもの（第一号の上欄に掲げる資産にあつては、当該個人の事業の用に供して用いるものを除く。以下この項、次項及び第五項において「譲渡資産」という。）の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二若しくは第三十七条の規定の適用を受けるもの又は贈与、交換若しくは出資によるものを除く。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡の日属する年の十二月三十一日までに、当該各号の下欄に掲げる資産の取得（建設を含むものとし、贈与、交換又は所有権移転外リース取引によるものを除く。以下この条において同じ。）をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（以下この項、第四項及び第五項において「買換資産」という。）を、第一号の買換資産にあつては当該個人の居住の用（当該個人の親族の居住の用を含む。以下この項において同じ。）に供したとき（当該期間内に居住の用に供しなくなつたときを除く。）、若しくは第二号の買換資産にあつては当該個人の事業の用若しくは居住の用に供したとき（当該期間内にこれらの用

譲渡資産	買換資産
<p>一次に掲げる区域又は地区内にある土地若しくは土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）、建物（その附属設備を含む。以下この条において同じ。）又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の中高層の耐火建築物（以下この条において「中高層耐火建築物」という。）の建築を政令で定める事業（以下この項において「特定民間再開発事業」という。）の用に供するために譲渡されるもの（当該特定民間再開発事業の施行される土地の区域内にあるものに限る。）</p> <p>第三十七条第一項の表の第二号の上欄に規定する既成市街地等（同欄の二に掲げる区域を除く。）</p> <p>都市計画法第四十四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二條の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区その他これに類する地区として政令で定める地区</p>	<p>当該特定民間再開発事業の施行により当該土地等の上に建築された中高層耐火建築物若しくは当該特定民間再開発事業の施行される地区（都市計画法第四條第一項に規定する都市計画に都市再開発法第二條の三第一項第二号に掲げる地区として定められた地区その他これに類する地区として政令で定める地区に限る。）内で行われる他の特定民間再開発事業その他の政令で定める事業の施行により当該地区内に建築された政令で定める中高層の耐火建築物（これらの建築物の敷地の用に供されている土地等を含む。）又はこれらの建築物に係る構築物</p>

<p>区（イに掲げる区域内にある地区を除く。）</p> <p>二次に掲げる区域内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に地上階数三以上の中高層の耐火共同住宅（主として住宅の用に供される建築物で政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の建築を政令で定める事業の用に供するために譲渡されるもの（当該事業の施行される土地の区域内にあるものに限るものとし、前号に掲げる資産に該当するものを除く。）</p> <p>イ 前号の上欄のイに規定する既成市街地等</p> <p>ロ 首都圏整備法第二條第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二條第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二二号）第二條第三項に規定する都市整備区域（第三十七条第一項の表の第二号の上欄のハに掲げる区域を除く。）のうち、イに掲げる既成市街地等に準ずる区域として政令で定める区域</p> <p>ハ 中心市街地の活性化に関する法律第十二條第一項に規定する認定基本計画に基づいて行われる同法第七條第六項に規定する中心市街地共同住宅供給事業（同法第四項に規定する都市福利施設の整備を行う事業と一体的</p>	<p>当該事業の施行により当該土地等の上に建築された耐火共同住宅（当該地の用に供されている土地等を含む。）又は当該耐火共同住宅に係る構築物</p>
--	---

<p>第三十七條の五 第三十七條の五第一項の表</p>	<p>第三十七條の五 第三十七條の五第一項</p>
<p>第三十七條の七 第三十七條の七第一項の表</p>	<p>第三十七條の七 第三十七條の七第一項</p>
<p>第三十七條の八 第三十七條の八第一項の表</p>	<p>第三十七條の八 第三十七條の八第一項</p>

に行われるものに限る。）の区域

2 前項の規定は、譲渡資産の譲渡をした個人が、取得指定期間（当該譲渡をした日の属する年の翌年の一月一日から同年の十二月三十一日までの期間（政令で定めるやむを得ない事情があるため、同日までに同項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）をいう。）内に同表の各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該個人の同項に規定する事業の用又は居住の用に供する見込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額の見積額」と読み替えるものとする。

3 第三十七條第六項から第九項まで、第三十七條の二及び第三十七條の三第四項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七條の五 第三十七條の五第一項	第三十七條の五 第三十七條の五第一項
第三十七條の五第一項（同法第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項並びに第三十七條の三第四項において同じ。）の規定は、第三十七條の五第一項	第三十七條の五第一項（同法第二項において準用する場合を含む。以下この項及び次項並びに第三十七條の三第四項において同じ。）の規定は、第三十七條の五第一項

第三十七條の七 第三十七條の七第一項	第三十七條の七 第三十七條の七第一項
第三十七條の七第一項の表	第三十七條の七第一項の表

第三十七條の八 第三十七條の八第一項	第三十七條の八 第三十七條の八第一項
第三十七條の八第一項の表	第三十七條の八第一項の表

第三十七條の五 第三十七條の五第一項の表

第三十七條の七 第三十七條の七第一項の表

第三十七條の八 第三十七條の八第一項の表

第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第四項に規定する取得指定期間	取得指定期間(同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)	取得指定期間(同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)
同項及び次条	同項に規定する取得指定期間	前条第一項	同項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該個人の事業の用	前条第四項	同条第四項	前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした	とき、又はその買換資産の地域が同条第四項の地域と異なることとなつたこと、その買換資産(同表の第三号に係るものに限る。以下この号において同じ。)の同条第十項各号に掲げる地域の区分が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資	取得指定期間(同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)	取得指定期間(同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)

第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第三十七條の二第 二項	第四項に規定する取得指定期間	取得指定期間(同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)	取得指定期間(同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)
同項の事業の用	同項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をせず、又は同条第二項	同条第一項に規定する事業の用若しくは居住の	同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をせず、又は同条第二項	同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をせず、又は同条第二項	同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をせず、又は同条第二項	同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした	とき、又はその買換資産の地域が同条第四項の地域と異なることとなつたこと、その買換資産(同表の第三号に係るものに限る。以下この号において同じ。)の同条第十項各号に掲げる地域の区分が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資	取得指定期間(同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)	取得指定期間(同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)

6 第一項の規定の適用を受けた者(前項において準用する第三十七條の二第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は前項において準用する同条第三項の規定による更正を受けたため、第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。)の買換資産に係る所得税法第四十九條第一項の規定による償却費の額を計算するとき、又は当該買換資産の取得の日以後その譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む)、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(第一項の譲渡に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額)とする。

一 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした資産の取得価額のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした資産の取得価額等に相当する金額

三 第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

個人が、その有する資産で譲渡資産に該当するもの(以下この項において「交換譲渡資産」という。)と買換資産に該当する資産(以下この項において「交換取得資産」という。)との交換(政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。)をした場合(交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。)又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合(以下この項において「他資産との交換の場合」という。)における第一項(第二項において準用する場合を含む。)及び前項の規定並びに第三項において準用する第三十七條第六項、第七項及び第九項、第三十七條の二並びに第三十七條の三第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該交換譲渡資産(他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。)は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の譲渡をしたものとみなす。

二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第一項の取得をしたものとみなす。

個人が、その有する資産で第一項の表の第一号の上欄に掲げるものの譲渡をした場合において、当該個人が同号の下欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物又は当該中高層耐火建築物に係る構築物の取得をすることが困難であ

7 前項の個人が同項の規定により第三十一條の三の規定の適用を受ける場合の確定申告書の記載事項その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の交換分合により土地等を取付した場合の課税の特例)

第三十七條の六 個人の有する土地又は土地の上存する権利(所得税法第二條第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものに該当するものを除く。以下この項及び第四項において「土地等」という。)が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に規定する交換分合により譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)をした土地等(当該各号に規定する土地等とともに当該各号に規定する清算金の取得をした場合には、当該譲渡をした土地等のうち当該清算金の額に対応する部分以外のものとして政令で定める部分)の譲渡がなかつたものとして、第三十一條又は第三十二條の規定を適用する。

一 農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第二項の規定による交換分合により土地等の譲渡(第三十四條から第三十五條の三、第三十七條又は第三十七條の四の規定の適用を受けるものを除く。)をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合(当該土地等とともに同法第十三條の五において準用する土地改良法第二百二條第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。)

二 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六號)第七條第二項第三号の規定による交換分合(政令で定める区域内において同法第二章第三節に定めるところにより行われたものに限る。)により土地等(農住組合の組合員である個人その他政令で定める者の有する土地等に限る。)の譲渡(第三十三條、第三十三

条の四、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四又は前条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十一条において準用する土地改良法第二百二条第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項各号に規定する交換分合に係る交換分合計画の写しとして財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた個人が同項各号に規定する交換分合により取得した土地等（以下この項及び次項において「交換取得資産」という。）につきその取得した日以後譲渡、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、当該交換取得資産に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、当該交換分合により譲渡をした土地等（以下この項において「交換譲渡資産」という。）の取得の時期を当該交換取得資産の取得の時期とし、次に掲げる金額の合計額をその取得価額とする。

- 一 交換譲渡資産の取得価額等（当該交換譲渡資産の譲渡に要した費用がある場合には当該費用の額を加算した金額とし、交換取得資産とともに第一項各号に規定する清算金を取得した場合には当該取得価額等及び譲渡に要した費用の額のうち当該清算金の額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とする。）
- 二 交換譲渡資産とともに第一項各号に規定する清算金を支出して交換取得資産を取得した場合には、当該清算金の額
- 三 交換取得資産を取得するために要した経費の額がある場合には、当該経費の額

5 交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場

合には、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

**第三十七条の七 削除**

（特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例）

**第三十七条の八 個人が、その有する国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第九條第二項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項及び第三項において「特定普通財産」という。）に隣接する土地（当該特定普通財産の上に存する権利を含むものとし、所得税法第二條第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの）に該当するものを除く。以下この項及び第四項において「所有隣接土地等」という。）につき、国有財産特別措置法第九條第二項の規定により当該所有隣接土地等と当該特定普通財産との交換（政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。）をしたとき（交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。）は、当該所有隣接土地等（当該特定普通財産とともに交換差金を取得した場合）は、当該所有隣接土地等のうち当該交換差金に相当するものとして政令で定める部分を除く。）の交換がなかつたものとして、第三十一條又は第三十二條の規定を適用する。**

2 第三十七條第六項及び第七項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十七條第六項	第一項	第三十七條の八第一項
同項の譲渡	同項に規定する所有隣接土地等（以下「所有隣接土地等」という。）の同項に規定する交換	
当該譲渡をした資産	当該交換の日における当該交換により譲渡した所有隣接土地等及び当該交換により取得した同項に規定する特定普通	

価額、買換資産の取得価額又はその見積（財産（以下「特定普通財産」という。）の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払つた場合には、当該所有隣接土地等及び特定普通財産の価額並びに当該交換差金の額））

**第三十七條の九 削除**

**第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等**

（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）  
 第三十七條の十 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に一般株式等（株式等のうち次条第二項に規定する上場株式等以外のものをいう。以下この条において同じ。）の譲渡（金融商品取引法第二十八條第八項第三号イに掲げる取引（第三十七條の十一の二第二項において「有価証券先物取引」という。）の方法により行うもの並びに法人の自己の株式又は出資の第三項第五号に規定する取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）をした場合には、当該一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（所得税法第四十一條の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二條第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「一般株式等に係る譲渡所得等」という。）については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に對し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第六項第五号の規定により読み替へられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用に付して、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 この条において「株式等」とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含まないものとし、ゴ

4 第一項の規定の適用を受けた者の交換取得資産について、当該交換取得資産を取得した日以後その譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。次項において同じ。）、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該交換取得資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（所有隣接土地等の第一項の交換に要した費用があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の額を加算した金額）とする。

- 一 第一項の交換により交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額のうち当該交換差金に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額とし
- 二 第一項の交換の日において当該交換により譲渡した所有隣接土地等の価額が交換取得資産の価額に等しい場合 当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額に相当する金額
- 三 第一項の交換により交換取得資産を取得した場合（交換差金を支払つた場合に限る。） 当該交換により譲渡した所有隣接土地等の取得価額に当該交換差金の額を加算した金額に相当する金額

5 交換取得資産の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する場

合には、確定申告書に当該交換取得資産の取得価額が前項の規定により計算されている旨及びその計算の明細を記載するものとする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）  
 第三十七條の十 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に一般株式等（株式等のうち次条第二項に規定する上場株式等以外のものをいう。以下この条において同じ。）の譲渡（金融商品取引法第二十八條第八項第三号イに掲げる取引（第三十七條の十一の二第二項において「有価証券先物取引」という。）の方法により行うもの並びに法人の自己の株式又は出資の第三項第五号に規定する取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るものを除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）をした場合には、当該一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（所得税法第四十一條の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二條第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「一般株式等に係る譲渡所得等」という。）については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に對し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第六項第五号の規定により読み替へられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用に付して、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 この条において「株式等」とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含まないものとし、ゴ

ルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。をいう。

一 株式(株主又は投資主(投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条に規定する投資主をいう。))となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権(同条第十七項に規定する新投資口予約権を含む。以下この号において同じ。))及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。)

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分(出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含むものとし、次号に掲げるものを除く。)

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資(優先出資者(同法第十三条第一項の優先出資者をいう。))となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含む。))及び資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資(優先出資社員(同法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。))となる権利及び同法第五条第一項第二号二(2)に規定する引受権を含む。)

#### 四 投資信託の受益権

##### 五 特定受益証券発行信託の受益権

##### 六 社債的受益権

七 公社債(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等その他政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。))

3 一般株式等を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該一般株式等につき交付を受ける次に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。次条第三項において同じ。))及び政令で定める事由により当該一般株式等につき交付を受ける政令で定める金額は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

一 法人(法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く。以下この項において同じ。))の所得税法第二条第一項第八号の二に規定す

る株主等(以下この項において「株主等」という。))がその法人の合併(法人課税信託に係る信託の併合を含む。以下この号において同じ。)(当該法人の株主等に法人税法第二条第十二号に規定する合併法人(信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。))又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。次号及び第三号において「発行済株式等」という。))の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係がある法人のうちいずれか一の方法の株式又は出資以外の資産(当該株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付がされた金銭その他の資産及び合併に反対する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付がされる金銭その他の資産を除く。))により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二 法人の株主等がその法人の分割(法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として同条第十二号の三に規定する分割承継法人(信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。))又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係がある法人のうちいずれか一の法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかつたもので、当該株式又は出資が法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人(信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。以下この号において同じ。))の発行済株式等の総数又は総額のうち占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除く。))により交付を受ける金

銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額  
三 法人の株主等がその法人の行った法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分

配(当該法人の株主等に同号に規定する完全子法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかつたもので、当該株式又は出資が同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうち占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものを除く。))により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

四 法人の株主等がその法人の資本の払戻し(株式に係る剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。))のうち法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割(法人課税信託に係る信託の分割を含む。))によるもの及び同条第十二号の十五の二に規定する株式分配以外のもの並びに所得税法第二十四条第一項に規定する出資等減少分配をいう。))により、又はその法人の解散による残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

五 法人の株主等がその法人の自己の株式又は出資の取得(金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第二項において同じ。))の開設する市場における購入による取得その他の政令で定める取得及び所得税法第五十七条の四第三項第一号から第三号までに掲げる株式又は出資の同項に規定する場合に該当する場合における取得を除く。))により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

六 法人の株主等がその法人の出資の消却(取得した出資について行うものを除く。))、その法人の出資の払戻し、その法人からの退社若しくは脱退による持分の払戻し又はその法人の株式若しくは出資をその法人が取得することなく消滅させることにより交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

七 法人の株主等がその法人の組織変更(当該組織変更の際に当該組織変更をしたその法人の株式又は出資以外の資産が交付されたものに限る。))により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

八 公社債の元本の償還(買入れの方法による償還を含む。以下この号において同じ。))により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額(当該金銭又は金銭以外の資産ととも交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で元本の価額の変動に基因するものの価額を含むものとし、第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産でその償還の日においてその者(以下この号において「対象者」という。))又は当該対象者と政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときに交付する当該対象者その他の政令で定める者が交付を受けるものの価額を除く。))の合計額

九 分離利子公社債(公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるものうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。))に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

4 投資信託若しくは特定受益証券発行信託(以下この項において「投資信託等」という。))の受益権で一般株式等に該当するもの又は社債的受益権で一般株式等に該当するもの又は居住者又は恒久的施設を有する非居住者がこれらの受益権につき交付を受ける次に掲げる金額は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

一 その上場廃止特定受益証券発行信託(その受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていたことその他の政令で定める要件に該当する特定受益証券発行信託をいう。以下この号及び次号において同じ。))の終了(当該上場廃止特定受益証券発行信託の信託の併合に係るものではない場合にあつては、当該上場廃止特定受益証券発行信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産(信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。))の交付がされた信託の併合に係るものに限る。))又は一部解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二 その投資信託等(上場廃止特定受益証券発行信託を除く。以下この号において同じ。))

の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあっては、当該投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該投資信託等について信託されている金額（当該投資信託等の受益権に係る部分の金額に限る。）に達するまでの金額

三 その特定受益証券発行信託に係る信託の分割（分割信託（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する信託をいう。次条第四項第二号において同じ。）の受益者に承継信託（信託の分割により受託者を同一とする他の信託をいう。同号において同じ。）の受益権以外の資産（信託の分割に反対する当該受益者に対する信託法第百三条第六項に規定する受益権取得請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち当該特定受益証券発行信託について信託されている金額（当該特定受益証券発行信託に係る部分の金額に限る。）に達するまでの金額

四 社債的受益権の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

五 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

六 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二十条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十七條の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）とする。

二 所得税法第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は雑所得」とあるのは、「譲渡所得又は雑所得」とする。

三 所得税法第三十三條第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは、「一般株式等に係る譲渡所得の金額」と、「譲渡に要した費用の額」とあるのは、「譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「とする」とする。

四 所得税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは、「譲渡所得の金額（事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、租税特別措置法第三十七條の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額を除く。）」とする。

五 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七條までの規定の適用については、これら八十七條まで「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

六 所得税法第九十二条、第九十五条及び第九十六条の六の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第三十七條の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第三十七條の十第一項の規定による所得税の額」と、同法第九十五条及び第九十六条の六中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第三十七條の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合には、

おける所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條の十一 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「上場株式等に係る譲渡所得等」という。）については、同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第六項において準用する前条第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

二 この条において「上場株式等」とは、株式等（前条第二項に規定する株式等をいう。第一号において同じ。）のうち次に掲げるものをいう。

一 株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの

二 投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八條の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（第三條の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

三 第八條の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十四項に規定する投資口

三の二 特定受益証券発行信託（その信託契約の締結時において委託者が取得する受益権の募集が第八條の四第一項第四号に規定する公募により行われたものに限る。）の受益権

四 特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が第八條の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権

五 国債及び地方債

六 外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券

七 会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十九項に規定する投資法人債、同法第三十九條の十二第二項に規定する短期投資法人債、資産の流動化に関する法律第二條第七項に規定する特定社債及び同条第八項に規定する特定短期社債を除く。）

八 公社債でその発行の際の金融商品取引法第二條第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたもの

九 社債のうち、その発行の日前九月以内（外国法人にあつては、十二月以内）に金融商品取引法第五條第一項に規定する有価証券届出書、同法第二十四條第一項に規定する有価証券報告書その他政令で定める書類（第十一号ロにおいて「有価証券報告書等」という。）を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの

十 金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において同じ。）において当該金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類及び総額、その公社債の発行者の財務状況及び事業の内容その他当該公社債及び当該発行者に關して明らかとされるべき基本的な情報）をいう。以下この号において同じ。）に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、当該公社債が当該公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの

十一 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの

イ 金融商品取引法第二條第四項に規定する有価証券の売出し（同項に規定する売付け勧誘等であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定める場合に該

当するものに限る。)に依りて取得した公社債(ロにおいて「売出し公社債」という。)で、当該取得の時から引き続き当該有価証券の売出しをした金融商品取引業者等(第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等という。ロにおいて同じ。)の営業所(同号に規定する営業所をいう。ロにおいて同じ。)において保管の委託がされているもの

ロ 金融商品取引法第二十四条第四項に規定する売付け勧誘等に依りて取得した公社債(売出し公社債を除く。)で、当該取得の日以前九月以内(外国法人にあつては、十二月以内)に有価証券報告書を提出している会社が発行したもの(当該取得の時から引き続き当該売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限る。)

十二 外国法人が発行し、又は保証する債券で政令で定めるもの

十三 銀行業若しくは金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者(同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)若しくは外国の法令に準拠して当該国において銀行業若しくは同法第二十八条第八項に規定する金融商品取引業者を行う法人(以下この号において「銀行等」という。)又は次に掲げる者が発行した公社債(その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。)

イ 銀行等がその発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係(ロにおいて「完全支配の関係」という。)にある法人

ロ 親法人(銀行等の発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係のある法人をいう。)が完全支配の関係にある当該銀行等以外の法人

十四 平成二十七年十二月三十一日以前に発行された公社債(その発行の時に法人税法第二十条第十号に規定する同族会社に該当する会社が発行したものを除く。)

三 上場株式等を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該上場株式等につき交付を受ける前条第三項各号に掲げる金額及び同項

に規定する政令で定める事由により当該上場株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

四 投資信託若しくは特定受益証券発行信託(以下この項において「投資信託等」という。)の受益権で上場株式等に該当するもの又は社債的受益権で上場株式等に該当するものを有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者がこれらの受益権につき交付を受ける次に掲げる金額は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

一 その投資信託等の終了(当該投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産(信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)の交付がされた信託)により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二 その特定受益証券発行信託に係る信託の分割(分割信託の受益者に承継信託の受益権以外の資産(信託の分割に反対する当該受益者に対する信託法第百三条第六項に規定する受益権取得請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。)の交付がされたものに限る。)により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三 社債的受益権の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

五 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 前条第六項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三十七条の十第一項(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)」とあるのは、「第三十七条の十一第一項(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは、「上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、「一般

株式等に係る譲渡所得等が」とあるのは、「上場株式等に係る譲渡所得等が」と、「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは、「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは、「第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。

(特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十一の二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者について、その有する特定管理株式等(当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の開設する特定口座(次条第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この項において同じ。)に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等(政令で定めるところにより特定口座に移管されたものを除く。))が上場株式等(前条第二項に規定する上場株式等をいう。以下第三十七条の十一の四まで、第三十七条の十一の六及び第三十七条の十二の二において同じ。)に該当しないこととなつた内国法人が発行した株式又は公社債につき、当該上場株式等に該当しないこととなつた日以後引き続き当該特定口座を開設する金融商品取引業者等(同号に規定する金融商品取引業者等という。)に開設される特定管理口座(当該特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなつた内国法人が発行した株式又は公社債につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他の財務省令で定める要件を満たす口座をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この項及び次項並びに次条第一項及び第三項において同じ。)に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている当該内国法人が発行した株式又は公社債をいう。

額として政令で定める金額は第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条及び第三十七条の十二の二の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該特定管理株式等又は特定口座内公社債を発行した内国法人が解散(合併による解散を除く。)をし、その清算が終了したとき。

二 前号に掲げる事実を事実として政令で定めるもの

居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において同じ。)の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを除く。有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下第三十七条の十一の六まで、第三十七条の十二の二及び第三十七条の十三の三において同じ。)をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等(第三十七条の十第二項に規定する株式等という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

四 事務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)

**第三十七條の十一の三** 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座(その者が二以上の特定口座を有する場合に、それぞれ特定口座。以下この項及び次項において同じ。)に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等(以下第三十七條の十一の六までにおいて「特定口座内保管上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等(第三十七條の十第二項に規定する株式等という。次項において同じ。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

**2** 金融商品取引法第五十六條の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引(有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて財務省令で定める取引をいう。)(以下この条及び次条において「信用取引等」という。)を行う居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡(当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付け付けた取引の決済のために行う場合に限る。以下この項、次項及び第八項において「信用取引等」に係る上場株式等の譲渡という。)

**3** この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定口座 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、前二項の規定の適用を受けるため、金融商品取引法第二條第九項に規定する

金融商品取引業者(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。)、同法第二條第十一項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二條第十一項に規定する投資信託委託会社(以下この条、次条及び第三十七條の十一の六において「金融商品取引業者等」という。)の営業所(国内にある営業所又は事務所をいう。以下この条、次条及び第三十七條の十一の六において同じ。)の長に、政令で定めるところにより、その口座の名称、当該金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に設ける勘定の種類、その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等の譲渡及びその口座において処理された信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算につき第一項又は前項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(以下第六項までにおいて「特定口座開設届出書」という。)の提出(当該特定口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次条第一項及び第三十七條の十一の六第二項において同じ。))による当該特定口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下第六項までにおいて同じ。)をして、当該金融商品取引業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき開設された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座(当該口座においてこれらの契約及び第三十七條の十一の六第四項第一号に規定する上場株式等配当受領委任契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。)をいう。

二 上場株式等保管委託契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約(信用取引等に係るものを除く。)で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた特定保管勘定(当該契約に基づき当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。)(以下この条、次条及び第三十七條の十一の六において「特定保管勘定」という。))において、当該特定保管勘定において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等(政令で定めるものを除く。)(のみを受け入れること、当該特定保管勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすることその他政令で定める事項が定められているもの)をいう。

イ 特定口座開設届出書の提出後に、当該金融商品取引業者等への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。)(以下取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等)で、その取得後直ちに当該口座に受け入れるもの

ロ 当該金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定口座(口において「他の特定口座」という。)から、政令で定めるところにより、当該他の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部又は一部の移管がされる場合(当該特定口座内保管上場株式等の一部の移管がされる場合にあつては、当該移管がされる特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等は全て当該移管がされる特定口座内保管上場株式等に含まれる場合に限る。)(の当該移管がされる上場株式等

ハ イ及びロに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

三 上場株式等信用取引等契約 前項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の信用取引等に係る契約で、その契約書において、上場株式等の信用取引等は当該信用取引に係る口座に設け

四 特定口座開設届出書の提出しようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、前項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書(電子署名等)に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三條第一項に規定する署名用電子証明書その他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。であつて財務省令で定めるものをいう。を送信して氏名、生年月日、住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項、次項及び第七項において同じ。))及び個人番号(個人番号を有しない者その他政令で定める者)であつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

五 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている特定口座開設届出書並びに当該金融商品取引業者等に既に特定口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出がされた特定口座開設届出書(当該特定口座が第三十七條の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を構成する口座である場合に提出がされた特定口座開設届出書及び同号に規定する課税未成年者口座を構成する口座として特定口座を開設するために提出がされた特定口座開設届出書を除く。)(以下この条において「特定口座開設届出書」という。))については、これを受理することができない。

六 前項に定めるもののほか、金融商品取引業者等が特定口座につき備え付けるべき帳簿に関する

る事項、特定口座開設届出書の提出をした個人がその提出後当該特定口座開設届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は第一項若しくは第二項の規定の適用をやめようとする場合における届出に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等に開設されていた特定口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額、当該特定口座に受け入れた第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等（次項及び第十一項において「上場株式等の配当等」という。）の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十一日（年中の途中で上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日）までに、一通を当該金融商品取引業者等の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

8 金融商品取引業者等に開設されていた特定口座で、その年中に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡及び当該特定口座で処理した信用取引等に係る上場株式等の譲渡並びに当該特定口座への上場株式等の配当等の受け入れが行われなかったものがある場合には、当該金融商品取引業者等は、前項の規定にかかわらず、当該特定口座に係る同項の規定による報告書を当該特定口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して交付することを要しない。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をその者に交付しなければならない。

9 金融商品取引業者等は、第七項及び前項ただし書の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、これらの規定に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、当該報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第四十二条の三第四項第三号において同じ。）により提供することができる。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をその者に交付しなければならない。

10 前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第七項又は第八項ただし書の報告書を交付したものとみなす。

11 特定口座において処理された上場株式等の譲渡又は特定口座に受け入れた上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百五十五条の規定の特例その他第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定口座及び当該特定口座における上場株式等の取扱に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

13 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

14 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十二項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

15 第十二項及び第十三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

16 前項に定めるもののほか、第十三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十一の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内においてその営業所に開設された特定口座（前条第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該特定口座において処理され

た上場株式等の信用取引等の決済（当該信用取引に係る株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。）の受渡しが行われることとなるものを除く。以下第三十七条の十一の六までにおいて「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額の支払をする金融商品取引業者等は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から、政令で定めるところにより、その年最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時までに、当該金融商品取引業者等の当該特定口座を開設する営業所の長に特定口座源泉徴収届出書（この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した書類をいう。以下この項において同じ。）の提出（当該特定口座源泉徴収届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座源泉徴収届出書の記載すべき事項の提供を含む。）があつた場合において、その年中に行われた当該特定口座（以下同条までにおいて「源泉徴収選択口座」という。）に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により源泉徴収選択口座内調整所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、当該源泉徴収選択口座内調整所得金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）までに、これを国に納付しなければならない。

2 前項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額とは、金融商品取引業者等の営業所に開設されている居住者又は恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（所得税法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により譲渡があつたものとみなされたものを除く。以下この項及び次項において「対象譲渡等」という。）が行われた場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の当該源泉徴収選択口座に係る第一号に掲げる金額（次項において「源泉徴

収口座内通算所得金額」という。）が第二号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内直前通算所得金額」という。）を超えるときにおける当該超える部分の金額をいう。

一 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ その年において当該対象譲渡等の時の以前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額（特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る収入金額として政令で定める金額をいう。次号イにおいて同じ。）の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額（その譲渡をした特定口座内保管上場株式等の取得に要した金額及びその譲渡に要した費用の金額として政令で定める金額をいう。同号イにおいて同じ。）の総額を控除した金額

ロ その年において当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差益の金額として政令で定める金額（次号ロにおいて「差益金額」という。）の総額から当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差損の金額として政令で定める金額（同号ロにおいて「差損金額」という。）の総額を控除した金額

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ その年において当該対象譲渡等の時の以前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額の総額を控除した金額

ロ その年において当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差益金額の総額から当該対象譲渡等の時の以前に行われた上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた差損金額の総額を控除した金額

居住者又は恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座を開設している金融商品取引業者等は、当該源泉徴収選択口座において、その年中に行われた対象譲渡等により当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴

収口座内通算所得金額」という。）が第二号に掲げる金額（次項において「源泉徴収口座内直前通算所得金額」という。）を超えるときにおける当該超える部分の金額をいう。

一 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

イ その年において当該対象譲渡等の時の以前にした特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る譲渡収入金額の総額からその譲渡をした特定口座内保管上場株式等に係る取得費等の金額の総額を控除した金額



取口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合又はその年中に行われた対象譲渡等につき特定費用の金額(その者が締結した金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約に基づき当該金融商品取引業者等に支払うべき費用の額のうち当該対象譲渡等に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額)でその年十二月三十一日(政令で定める場合にあつては、政令で定める日)において前項第一号イに規定する取得費等の金額の総額並びに同号ロに規定する差益金額及び差損金額の計算上処理された金額に含まれないものをいう。以下この項において同じ。)がある場合には、その都度、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、当該満たない部分の金額又は当該特定費用の金額(当該特定費用の金額が当該源泉徴収選択口座においてその年最後に行われた対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)に百分の十五を乗じて計算した金額に相当する所得税を還付しなければならない。

4 第一項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

5 前項に定めるもののほか、第一項の規定により徴収された所得税の額がある場合における所得税に関する法令の適用に関する特例その他同項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得)

**第三十七条の十一の五** その年分の所得税に係る源泉徴収選択口座を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、当該源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項若しくは第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第二百一十一条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二百一十一条第三項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得

金額の計算上当該各号に掲げる金額(当該各号に掲げる金額が同一の源泉徴収選択口座に係るものである場合には、当該源泉徴収選択口座については、第一号に掲げる金額及び第二号に掲げる金額)を除外したところにより、同法第二百二十条から第二百二十七条まで(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)及び第三十七条の十二の二第九項(第三十七条の十三の三第十項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二百二十三条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定を適用することができる。

一 その年中に当該源泉徴収選択口座(その者が源泉徴収選択口座を二以上有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座。次号において同じ。)に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき第三十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

二 その年中に源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額並びにこれらの所得の金額の計算上生じた損失の金額

三 前項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定(当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。)をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例)

**第三十七条の十一の六** 源泉徴収選択口座を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける第八号の四第一項に規定する上場株式等の配当等(以下この条において「上場株式等の配当等」という。)のうち、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該源泉徴収

選択口座を開設している金融商品取引業者等と締結した上場株式配当等受領委任契約に基づき当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れられたもの(以下この条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等(所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第四項第一号において同じ。)及び配当等(同法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。同号において同じ。)に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 前項の規定の適用を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に、長に、政令で定めるところにより、当該金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地、当該金融商品取引業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼する旨、当該受入れられた上場株式等の配当等について同項の規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載し届出書(以下この項において「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」という。)の提出(当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に記載すべき事項の提供を含む。次項において「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出」という。)をしなければならない。

3 前項の源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる上場株式等の配当等で当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出を受けた日以後に支払の確定するもの(無記名の公社債の利子、所得税法第二百二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配にあつては、同日以後に支払われるもの)

のうち当該金融商品取引業者等が支払の取扱いをするもの(政令で定める要件を満たすものに限る。)の全てを、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の源泉徴収選択口座に係る特定上場株式配当等勘定に受け入れるものとする。ただし、政令で定めるところにより、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該上場株式等の配当等の特定上場株式配当等勘定への受入れをやめることを依頼する旨を記載した届出書を提出した場合は、この限りでない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 上場株式配当等受領委任契約 第一項の規定の適用を受けるために同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の配当等の受領の委任に関する契約で、その契約書において、当該金融商品取引業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当等を当該上場株式等の配当等の受領に係る源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れることができること、当該特定上場株式配当等勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる次に掲げる利子等又は配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に係る金融商品取引業者等の社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限る。)のみを受け入れることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ 第三号の三第二項に規定する国外公社債等の利子等(同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等を除く。)で同条第三項の規定に基づき当該金融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

ロ 第八号の三第二項第二号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第三項の規定に基づき当該金融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

ハ 第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等で同条第二項の規定に基づき当該金

融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

二 第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等と同項の規定に基づき当該融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

二 特定上場株式配当等勘定 上場株式配当等受領委任契約に基づき源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等につき、当該上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいう。

5 源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等が、源泉徴収選択口座内配当等につき、第三条の三第三項（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。次項及び第七項において同じ。）、第八条の三第三項（同条第二項第二号に係る部分に限る。次項及び第七項において同じ。）、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定に基づき徴収した所得税の額の納期限は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する徴収の日の属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）とする。

6 前項の金融商品取引業者等が居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額は、政令で定めるところにより、その年中に交付した源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を第三号の三第三項に規定する国外公社債等の利子等、第八条の三第三項に規定する国外投資信託等の配当等、第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等又は第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等に係るこれらの規定に規定する交付をする金額とみなしてこれらの規定を適用して計算した金額とする。

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡につき第三十七条の十一の三第一項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額

及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二 その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された差金決済に係る第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

7 前項の場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に当該金融商品取引業者等が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第三条の三第三項、第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定により既に徴収した所得税の額が前項の規定を適用して計算した所得税の額を超えるときは、当該金融商品取引業者等は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、当該超える部分の金額に相当する所得税を還付しなければならない。

8 源泉徴収選択口座内配当等については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、所得税法第三十六条の規定にかかわらず、その年において当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等から交付を受けた金額とする。

9 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する源泉徴収選択口座内配当等についての第八条の五第一項の規定の適用は、同条第四項の規定にかかわらず、第一項の規定により計算されたその年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等（その者が二以上の源泉徴収選択口座において源泉徴収選択口座内配当等を有する場合においては、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等）に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額ごとに行うものとする。

10 第六項の金融商品取引業者等が同項の規定により源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納付すべき所得税の額の計算上当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額につき前条第一項の規定の適用を受けない場合には、当該源泉徴収選択口座内配

当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額については、第八条の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

11 前三項に定めるもののほか、第七項の規定により所得税を還付する場合における手続の細目その他第一項から第七項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）  
第三十七条の十二 恒久的施設を有しない非居住者が平成二十八年一月一日以後に一般株式等（第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡（同条第一項に規定する譲渡をいう。第三項において同じ。）をした場合には、当該非居住者の所得税法第六十六条第四号第一項第二号に掲げる国内源泉所得のうち、第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等（以下この項及び次項において「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）については、同法第六十六条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び次項において「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）に對し、一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第七項において準用する第三十七条の十一第一項に規定する金額）に對し、同法第六十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。

2 一般株式等を有する恒久的施設を有しない非居住者が、当該一般株式等につき交付を受ける第三十七条の十第三項第一号から第七号までに掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。第四項において同じ。）及び第三十七条の十第三項に規定する政令で定める事由により当該一般株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額（当該非居住者の同法第六十六条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）は、一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

3 恒久的施設を有しない非居住者が平成二十八年一月一日以後に上場株式等（第三十七条の十

一 第二項に規定する上場株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡をした場合には、当該非居住者の所得税法第六十六条第一項第二号に掲げる国内源泉所得のうち、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等（以下この項及び次項において「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）については、同法第六十六条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び第五項において「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）に對し、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第八項において準用する第三十七条の十第六項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八條、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。

4 上場株式等を有する恒久的施設を有しない非居住者が、当該上場株式等につき交付を受ける第三十七条の十第三項第一号から第七号までに掲げる金額及び同項に規定する政令で定める事由により当該上場株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額（当該非居住者の所得税法第六十六条第一項第二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）は、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

5 第一項及び第三項の場合において、一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額及び上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額の計算上生じた損失の額があるときは、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の額は生じなかつたものとみなす。

6 第二項及び第三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第三十七条の十第六項第三号から第五号まで及び第七号の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項第三号中「一般株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは、「租税特別措置法第三十七条の十二第一項（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に對す

る課税の特例)に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)のうち譲渡所得に該当する部分の金額」と、同項第四号中「第三十七条の十第一項(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七号の十二第二項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と、同項第五号中「第七十一条及び第七十二条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読み替えるものとする。

8 前項の規定は、第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「第三十七条の十二第一項」とあるのは「第三十七号の十二第三項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と読み替えるものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三十七条の十二の二 確定申告書(第九項(第三十七号の十三の第三十項において準用する場合を含む。))において準用する所得税法第二百二十三号第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による申告書を含む。以下この条において同じ。)を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の平成二十八年分以後の各年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、第三十七条の十一第一項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の第八号の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者等が、上場株式等の譲渡のうち次に掲げる上場株式等の譲渡(第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生

じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七号の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。次号において「金融商品取引業者」という。)

二 金融商品取引業者に対する上場株式等の譲渡

三 登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

四 第三十七号の十第三項又は第三十七号の十第四項各号に規定する事由による上場株式等の譲渡

五 上場株式等を発行した法人の行う株式交換又は株式移転による当該法人に係る法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人又は同条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人に対する当該上場株式等の譲渡

六 上場株式等を発行した法人に対して会社法第九十二条第一項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡その他これに類する上場株式等の譲渡として政令で定めるもの

七 上場株式等を発行した法人に対して会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第六十四条の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十条ノ六第一項の規定に基づいて行う同項に規定する端株の譲渡

八 上場株式等を発行した法人が行う会社法第二百三十四号第一項又は第二百三十五号第一項(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。))の規定による一株又は一口に満たない端株に係る上場株式等の競売(会社法第二百三十四号

第二項(同法第二百三十五号第二項又は他の法律において準用する場合を含む。))の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。)による当該上場株式等の譲渡

九 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次号において同じ。)の営業所(国内にある営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。)に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者(次号において単に「外国証券業者」という。)

十 信託会社の営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者に対して行うもの

十一 所得税法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされた上場株式等の譲渡

1 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用がある場合における第八号の四の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(第三十七号の十二の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

5 確定申告書を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。)を有する場合には、第三十七号の十一第一項後段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び第八号の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(第一項の規定の適用がある場合にはその適用後の金額。以下この項において同じ。))を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

6 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者等が、平成十五年一月一日以後に、上場株式等の譲渡のうち第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡(第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七号の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。)をいう。

7 第五項の規定は、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第五項の確定申告書に同項の規定による控除を受け金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 第五項の規定の適用がある場合における第八号の四(第三項を除く。))及び第三十七号の十一(第六項を除く。))の規定の適用については、第八号の四第一項及び第三十七号の十一第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(第三十七号の十二の二第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。)」とする。

9 所得税法第二百二十三号第一項(第二号を除く。)(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第五項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第二百二十三号第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第二百二十二号第一項又は第二百二十三号第一項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出することができない場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同項中「第七十条第一項若しく

は第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用を受け、又は第四百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付の手続等）の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは「租税特別措置法第三十七條の十二の二第五項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用を受けようとするときは」と、「次項各号に掲げる」とあるのは「その年において生じた同条第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）」、その年の前年以前三年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額その他の政令で定める」と、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額（第七十條第一項若しくは第二項又は第七十一條第一項）とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十七條の十二の二第五項）」と、及び第四百四十二條第二項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。同号において同じ」とあるのは「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額」とあるのは「同法第三十七條の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法第三十七條の十二の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と読み替へるものとする。

10 第五項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二條第六号ハ（一）中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法第三十七條の十二の二第六項（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

11 その年の翌年以後はその年において第五項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書の記載事項の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七條の十三 平成十五年四月一日以後に、次の各号に掲げる株式会社（以下この項及び第

三十七條の十三の三第一項において「特定中小会社」という。）の区分に応じ当該各号に定める株式（以下この項及び同条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下同条までにおいて同じ。）により取得（第二十九條の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下第三十七條の十三の三までにおいて同じ。）をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二條第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。）が、当該特定株式を払込みにより取得をした場合に、同条第三十七條の十第一項及び第三十七條の十一第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額として政令で定める金額の合計額（適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しない場合における第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しない場合における第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）の合計額（以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。）が当該政令で定める金額の合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額に相当する金額）を控除する。

一 中小企業等経営強化法第六條に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社 当該株式会社により発行される株式

二 内国法人のうちその設立の日以後十年を経過していない株式会社（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二條第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であ

ることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。） 当該株式会社により発行される株式で次に掲げるもの

イ 投資事業有限責任組合に関する法律（平成十年法律第九十号）第二條第二項に規定する投資事業有限責任組合（財務省令で定めるものに限る。）に係る同法第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をされるもの

ロ 金融商品取引法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（財務省令で定めるものに限る。）が行う同項に規定する電子募集取扱業務により取得をされるもの

三 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第五十七條の二第一項に規定する指定会社で平成二十六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に同項の規定による指定を受けたものの 当該指定会社により発行される株式

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する控除対象特定株式の取得に要した金額として政令で定める金額、適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限る。適用する。

3 第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等）

第三十七條の十三の二 令和五年四月一日以後、その設立の日の属する年十二月三十一日において中小企業等経営強化法第六條に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が一年未満の株式会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものによりその設立の際に発行される株式（以下この項において「設立特定株式」という。）を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）が、当該設立特定株式を払込みにより取得をした場合における第三十七條の十第

一項及び第三十七條の十一第一項の規定の適用については、政令で定めるところにより、その年分の第三十七條の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中に当該払込みにより取得をした設立特定株式（その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象設立特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額（適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しない場合における第三十七條の十第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。第三項において同じ。）の合計額（以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。）が当該取得に要した金額の合計額に満たない場合には、当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額に相当する金額）を控除する。

2 前項の規定の適用を受けた控除対象設立特定株式及び当該控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、前条第一項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、控除対象設立特定株式の取得に要した金額、適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同項の控除の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限る。適用する。

4 その年において第一項の規定の適用を受けた金額が二十億円を超える場合における控除対象設立特定株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）

第三十七條の十三の三 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者又は恒久的施

設を有する非居住者（第三十七条の十三第一項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者（当該特定株式が前条第一項に規定する設立特定株式に該当する場合には、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者を含む。）に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該特定中小会社の設立の日から当該特定中小会社（当該特定中小会社であった株式会社を含む。）が発行した株式に係る上場等の日（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所の上場された日その他の政令で定める日をいう。）の前日まで（第八項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたこと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が終了したこと。  
 二 前号に掲げる事実に関する事実として政令で定めるもの。  
 三 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

四 確定申告書（第十項において準用する第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第二百三十三条第一項（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項、次項及び第七項において同じ。）を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定株式に係る譲渡損失の金額がある場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七条の十三第一項又は前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

五 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。  
 六 第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十一の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三の第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。  
 七 確定申告書を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第四項又はこの項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七条の十三第一項又は前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）以下この項において同じ。）及び第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三十七条の十三第一項若しくは前条第一項の規定又は第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該年分の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

八 第四項、第五項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の親族その他の特別の関係がある者に対してする譲渡その他の政令で定めるものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

九 第三十七条の十二の二第七項、第八項及び第十項の規定は、第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第五項の規定」とあるのは、「第三十七条の十三の第三項の規定」と、「前項」とあるのは、「同条第八項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは、「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「添付がある確定申告書」とあるのは、「添付がある確定申告書（同条第四項に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）」と、「第五項の確定申告書」とあるのは、「同条第七項の確定申告書」と、同条第八項中「第五項の規定の適用がある場合における第八項の四（第三項を除く。）」とあるのは、「第三十七条の十三の第三項の規定の適用がある場合における第三十七条の十（第六項を除く。）」と、「第八項の四第一項」とあるのは、「第三十七条の十第一項」と、「計算した金額（第三十七条の十二の二第五項」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三の第三項」と、同条第十項中「第五項」とあるのは、「第三十七条の十三の第三項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは、「上場株式等に係る譲渡損失の金額若しくは同法第三十七条の十三の第三第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の繰越控除等）」に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。

十 第三十七条の十二の二第九項の規定は、その年の翌年以後において第七項の規定の適用を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者について準用する。この場合において、同条第九項中「第五項の」とあるのは、「第三十七条の十三の第三項の」と、「譲渡損失の繰越控除」の」とあるのは、「譲渡損失の繰越控除」又は第三十七条の十三の第三項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。

十一 控込みににより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項、第四項及び第七項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例）  
 第三十七条の十三の四 個人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金

その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の親族その他の特別の関係がある者に対してする譲渡その他の政令で定めるものを除く。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該譲渡をした日の属する年分の第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第三十七条の十二の二第七項、第八項及び第十項の規定は、第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第五項の規定」とあるのは、「第三十七条の十三の第三項の規定」と、「前項」とあるのは、「同条第八項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは、「特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「添付がある確定申告書」とあるのは、「添付がある確定申告書（同条第四項に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）」と、「第五項の確定申告書」とあるのは、「同条第七項の確定申告書」と、同条第八項中「第五項の規定の適用がある場合における第八項の四（第三項を除く。）」とあるのは、「第三十七条の十三の第三項の規定の適用がある場合における第三十七条の十（第六項を除く。）」と、「第八項の四第一項」とあるのは、「第三十七条の十第一項」と、「計算した金額（第三十七条の十二の二第五項」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三の第三項」と、同条第十項中「第五項」とあるのは、「第三十七条の十三の第三項」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは、「上場株式等に係る譲渡損失の金額若しくは同法第三十七条の十三の第三第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の繰越控除等）」に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。

第三十七条の十二の二第九項の規定は、その年の翌年以後において第七項の規定の適用を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者について準用する。この場合において、同条第九項中「第五項の」とあるのは、「第三十七条の十三の第三項の」と、「譲渡損失の繰越控除」の」とあるのは、「譲渡損失の繰越控除」又は第三十七条の十三の第三項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるものとする。

第三十七条の十三の四 個人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金

小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）」の」と、「同条第六項」とあるのは、「同法第三十七条の十二の二第六項」と、「その他の」とあるのは、「その年において生じた同法第三十七条の十三の第三第八項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（同条第四項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。以下この項において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）、その年の前年以前三年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額その他の」と、「とあるのは、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは、「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項」とあるのは、「及び特定株式に係る譲渡損失の金額（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項又は第三十七条の十三の第三項）」と、「を」と、「これらの金額」とあるのは、「当該上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは、「を」と、「第三十七条の十一第一項」とあるのは、「第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、第三十七条の十一第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条の十三の四 個人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金

第三十七条の十三の四 個人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金

第三十七条の十三の四 個人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式の譲渡をし、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金

金の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち占める割合が百分の八十に満たない場合並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社(同号に規定する同族会社であること)についての判定の基礎となつた株主のうち同号に規定する同族会社でない法人又は所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等がある場合には、当該法人又は人格のない社団等をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても法人税法第二条第十号に規定する同族会社となるものに限る。)に該当する場合を除く。)における第三十七条、第三十から前条まで又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該譲渡をした所有株式(当該株式交付により交付を受けた金銭又は金銭以外の資産(当該株式交付親会社の株式を除く。))がある場合には、当該所有株式のうち、当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額(当該株式交付親会社の株式の価額を除く。)に対応する部分以外のものとして政令で定める部分)の譲渡がなかつたものとみなす。

2 前項の個人が非居住者である場合における同項の規定の適用に関する事項、同項の交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

**第三十七条の十四 金融商品取引業者等(第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)**の営業所(同号に規定する営業所をいう。以下この条及び次条において同じ。)

に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、非課税上場株式等管理契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この条及び次条において同じ。)に記載若しくは記録がされ、若しくは当該非課税口座に保管の委託がされている第一号に掲げる同号に規定する上場株式等、非課税累積投資契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該非課税口座に保管の委託がされている第二号に掲げる第一号に規定する上場株式等又は特定非課税累積投資契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該非課税口座に保管の委託がされている第三号に掲げる第一号に規定する上場株式等若しくは第四号に掲げる第一号に規定する上場株式等(次項から第四項までにおいて「非課税口座内上場株式等」と総称する。)のそれぞれ次の各号に定める譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含むものとし、金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条において同じ。)をした場合には、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(所得税法第四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、所得税を課さない。

一 当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る上場株式等(次に掲げる株式等、受益権及び投資口をいう。以下この条(第三項を除く。))及び次条(第三項及び第五項第六号を除く。)において同じ。)

二 当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に当該非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡(第三十七条の十第二項に規定する株式等(第四項及び次条において「株式等」という。))で第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げるもの(同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。))又は新株予約権付社債(資産の流動化に関する法律第三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第三百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。)のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの

ロ 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八号の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの(第三号の二に規定する特定株式投資信託を除く。)の受益権

ハ 第八号の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

二 当該非課税口座に設けられた累積投資勘定に係る上場株式等で次に掲げるもの。当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後二十年を経過する日までの間に当該非課税累積投資契約に基づく譲渡(公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの)

ロ 前号ロに掲げる上場株式等

三 当該非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に係る上場株式等で前号イ又はロに掲げるもの。当該特定累積投資勘定を設けた日以後に行う当該特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

四 当該非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に係る上場株式等で第一号イからハまでに掲げるもの。当該特定非課税管理勘定を設けた日以後に行う当該特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

2 非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 前二項の場合において、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等(その者が二以上の非課税口座を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。))の譲渡をしたときは、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等(第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。))の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

4 次に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項において同じ。))があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額(以下この項及び次条において「払出し時の金額」という。))により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があつたものと、第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取戻したものと、第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取戻した者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取戻したものとそれぞれみなして、前三項及び第三十四項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 非課税口座から他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座(次項第二号及び第四号において「他の保管口座」という。))への移管、非課税管理勘定から当該非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定への移管、非課税口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還又は非課税口座の廃止

二 贈与又は相続若しくは遺贈

三 非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 非課税口座 居住者又は恒久的施設を有する非居住者(その年一月一日において十八歳以上である者に限る。)が、第九条の八及び前各項の規定の適用を受けるため、その口座

を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所に長に、政令で定めるところにより、その口座に設ける勘定の種類、当該金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について第九条の八及び前各項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座開設届出書」という。）の提出（当該非課税口座開設届出書の提出に代えて行う電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）による当該非課税口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。次項から第十二項まで及び第三十一項から第三十二項までにおいて同じ。）をして、当該金融商品取引業者等との間で締結した次に掲げる契約に基づきそれぞれ次に定める期間内に開設された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（当該口座において非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

イ 非課税上場株式等管理契約 平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日までの期間

ロ 非課税累積投資契約 平成三十年一月一日から令和五年十二月三十一日までの期間

ハ 特定非課税累積投資契約 令和六年一月一日以後の期間

二 非課税上場株式等管理契約 第九条の八（第一号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第一号に係る部分に限る。）及び前三項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘

定において行うこと、当該非課税管理勘定において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（第二十二項の規定による同項第一号に規定する継続適用届出書の提出をした者（第四号及び第六号において「継続適用届出書提出者」という。）が出国（同項に規定する出国をいう。第四号及び第六号において同じ。）をした日からその者に係る帰国届出書の提出（第二十四項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出をいう。第四号及び第六号において同じ。）があつた日までの間に取得をしたもの、第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたものその他の政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること、当該非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売却による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他の政令で定める方法によりすること、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該非課税管理勘定に係る上場株式等は、ロの移管がされるものを除き、当該非課税管理勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されることがその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ 次に掲げる上場株式等で、当該口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額（払込みにより取得をした上場株式等については、その払い込んだ金額。第六号イ及びハ（一）並びに第二十七項において同じ。）をい、（二）の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。第四号イ並びに第六号イ及びハにおいて同じ。）の合計額が百二十万円（ロに掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

(1) 当該期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の

媒介、取次ぎ又は代理を含む。第四号及び第六号において同じ。）により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。第四号及び第六号において同じ。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの

(2) 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座（次条第五項第一号に規定する未成年者口座をいう。第三十一項及び第三十二項において同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定をいう。第三号において同じ。）から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等（ロに掲げるものを除く。）

ロ 他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

ハ イ及びロに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

三 非課税管理勘定 非課税上場株式等管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該勘定は、平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日までの期間内の各年（累積投資勘定が設けられる年を除く。ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

ロ 当該勘定は、勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。第五号ロにおいて同じ。）

の第一号に規定する提出又は政令で定める書類の提出が年の中途においてされた場合におけるこれらの提出がされた日の属する年にあつてはこれらの提出の日とし、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあっては第二十一項の規定により同項の所轄事務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）において設けられること。

四 非課税累積投資契約 第九条の八（第二号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第二号に係る部分に限る。）及び前三項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、一定額の同号イ又はロに掲げる上場株式等につき、定期的に継続して、当該金融商品取引業者等に買付けの委託をし、当該金融商品取引業者等から取得し、又は当該金融商品取引業者等が行う募集により取得するものを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする上場株式等の銘柄が定められているものをいう。第六号において同じ。）により取得した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る記録若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた累積投資勘定において行うこと、当該累積投資勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同項第二号イ及びロに掲げる上場株式等（当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして政令で定める要件を満たすもの（以下第六号までにおいて「累積投資上場株式等」という。））に限り、継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をしたものその他の政令で定めるものを除く。）のうち次に掲げるもののみを受け入れること、当該金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基準経過日（当該口座に初めて累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以後五

年を経過した日ごとの日をいう。)における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所その他の政令で定める事項を確認することとされていること、当該累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている累積投資上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること、当該累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から二十年を経過した日において当該累積投資勘定に係る累積投資上場株式等は当該累積投資勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ 当該口座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間(イにおいて「受入期間」という。)内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした累積投資上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした累積投資上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う累積投資上場株式等の募集により取得をした累積投資上場株式等のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額が四十万円を超えないもの

ロ イに掲げるもののほか政令で定める累積投資上場株式等

五 累積投資勘定 非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる累積投資上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該勘定は、平成三十年一月一日から令和五年十二月三十一日までの期間内の各年(非課税管理勘定が設けられる年を除く。ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。)においてのみ設けられること。

ロ 当該勘定は、勘定設定期間内の各年の一月一日(非課税口座開設届出書の第一号に規定する提出又は政令で定める書類の提出が年の中途においてされた場合におけるこ

これらの提出がされた日の属する年にあつてはこれらの提出の日とし、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日(その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日)とする。)において設けられること。

六 特定非課税累積投資契約 第九条の八(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定並びに第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び前三項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと、当該特定累積投資勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同項第三号に掲げる上場株式等(累積投資上場株式等に限り、継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつてイに掲げるものを除く。以下この号及び次号において「特定累積投資上場株式等」という。)のうちイ及びロに掲げるもの(イに掲げるものにあつては、累積投資契約により取得したものに限る。)のみを受け入れること、当該特定非課税管理勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同項第四号に掲げる上場株式等(継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をしたもの、第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたもの、その上場株式等が上場されている金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものその他が政令で定めるものを除く。)のうちハ及びニに掲げるもののみを受け入れること、当該金

融商品取引業者等は、政令で定めるところにより基準経過日(当該口座に初めて特定累積投資勘定を設けた日から十年を経過した日及び同日の翌日以後五年を経過した日ごとの日をいう。)における当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の住所その他の政令で定める事項を確認することとされていること、当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ 当該口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間(イにおいて「受入期間」という。)内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした特定累積投資上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした特定累積投資上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う特定累積投資上場株式等の募集のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額が百二十万円を超えないもの(特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該口座に受け入れているハの上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(同年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。ハ(二)及び第二十九項において同じ。)の合計額が千八百万円を超えることとなる)における当該特定累積投資上場株式等を除く。)イに掲げるもののほか政令で定める特定累積投資上場株式等

ハ 当該口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間(ハにおいて「受入期間」という。)内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等又は当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該口座に保管の委託がされている上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得をした上場株式等その他の政令で定めるものうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二百四十万円を超えないもの(上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなる)ときにおける当該上場株式等を除く。)

イ 当該勘定は、令和六年以後の各年(ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。)においてのみ設けられること。

買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等又は当該口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該口座に保管の委託がされている上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得をした上場株式等その他の政令で定めるものうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が二百四十万円を超えないもの(上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなる)ときにおける当該上場株式等を除く。)

(1) 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(当該属する年の前年十二月三十一日に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいう。第二十九項において同じ。)の合計額が千二百万円を超える場合

(2) 当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れているイの特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が千八百万円を超える場合

ニ ハに掲げるもののほか政令で定める上場株式等

七 特定累積投資勘定 特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる特定累積投資上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該勘定は、令和六年以後の各年(ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。)においてのみ設けられること。

ロ 当該勘定は、勘定設定期間内の各年の一月一日(非課税口座開設届出書(勘定廃止



通知書又は非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類が添付されたもの、第九号に規定する勘定廃止通知書記載事項又は第十号に規定する非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされたもの及び当該非課税口座開設届出書の第一号に規定する提出と併せて行われる電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供があるものを除く。次項及び第七項において同じ。）の当該提出が年の中途においてされた場合における当該提出がされた日の属する年における当該提出の日とし、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類が提出された場合、当該勘定廃止通知書記載事項の記載がされて非課税口座開設届出書の提出がされた場合又は電磁的方法による当該勘定廃止通知書記載事項若しくは当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供がされた場合にあつては第二十一項の規定により同項の所轄税務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日とする。）において設けられること。

八 特定非課税管理勘定 特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。

九 勘定廃止通知書 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十三項から第十五項までの規定の定めるところにより第十三項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この条において「勘定廃止通知書記載事項」という。）の記載のあるものをいう。

十 非課税口座廃止通知書 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十六項から第十八項までの規定の定めるところにより第十六

項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税口座を廃止した年月日、当該廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無その他の財務省令で定める事項（以下この条において「非課税口座廃止通知書記載事項」という。）の記載のあるものをいう。

六 非課税口座開設届出書の提出を受けた前項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該非課税口座開設届出書に記載された事項その他の財務省令で定める事項（既に個人番号を告知している者として政令で定める者（第八項において「番号既告知者」という。）から提出を受けた非課税口座開設届出書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。以下この項及び次項において「届出事項」という。）を、特定電子情報処理組織を使用する方法（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六

条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定めるところをいう。以下この条及び次条において同じ。）により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座開設届出書につき帳簿を備え、当該非課税口座開設届出書の提出をした者の各人別に、届出事項を記載し、又は記録しなければならない。

七 前項の届出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該届出事項に係る非課税口座開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）についての当該届出事項の提供を受けた時前における当該所轄税務署長又は他の税務署長に対する前項の規定による届出事項の提供の有無の確認をするものとし、当該確認をした当該所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該届出事項に係る非課税口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係

る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、第二号に定める事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提出者に対し、同号に定める該当する旨及びその理由を通知しなければならない。

一 当該届出事項の提供を受けた時前に当該所轄税務署長及び他の税務署長に対して届出事項の提供がない場合、当該届出事項に係る非課税口座開設届出書が第九項の規定により受理することができないもの及び第十一項の規定により提出をすることができないものに該当しない旨その他財務省令で定める事項

二 当該届出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項の提供がある場合、当該届出事項に係る非課税口座開設届出書が第九項の規定により受理することができないもの又は第十一項の規定により提出をすることができないものに該当する旨及びその理由その他財務省令で定める事項

八 非課税口座開設届出書の提出しようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書を送信して氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項、次項及び第三十四項において同じ。）及び個人番号（番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

九 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている非課税口座開設届出書並びに当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書については、これを受理することができない。

十 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等

以外の金融商品取引業者等の営業所の長に對し、非課税口座開設届出書の提出をする場合には、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書その他財務省令で定める書類を非課税口座開設届出書に添付し、勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項を記載し、又は非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項の提供をしなければならない。

十一 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の長に對し、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書若しくは非課税口座開設届出書その他財務省令で定める書類が添付されたもの、勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座開設届出書の記載がされたもの及び当該非課税口座開設届出書の提出と併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座開設届出書の記載事項の提供があるものを除く。）の提出をすることができない。

十二 その非課税口座開設届出書が第九項の規定により受理することができないもの又は前項の規定により提出をすることができないものに該当する場合には、当該非課税口座開設届出書の提出により開設された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座は、当該口座の開設の時から非課税口座に該当しないものとして、第五項第一号の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

十三 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税口座（以下この項及び次項において「変更前非課税口座」という。）に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を当該変更前非課税口座以外の非課税口座（以下この項において「他の非課税口座」という。）に設けようとする場合には、その者は、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、当該変更前非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年十月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又

は特定非課税管理勘定を他の非課税口座に設けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下第十五項までにおいて「金融商品取引業者等変更届出書」という。）の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下同項までにおいて同じ。）をしなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出をする日以前に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受領することができない。

14 前項の規定による金融商品取引業者等変更届出書の提出があつた場合には、次に定めるところによる。

一 当該金融商品取引業者等変更届出書に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられているときは、当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定は、当該提出があつた時に廃止されるものとする。

二 当該金融商品取引業者等変更届出書の提出があつた日の属する年の翌年以後の各年においては、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、当該変更前非課税口座に新たに非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設けることができなないものとする。ただし、当該金融商品取引業者等の営業所の長が、同日若しくは第十九項の規定により勘定廃止届出書若しくは非課税口座廃止届出書その他財務省令で定める書類の提出又は電磁的方法による勘定廃止届出書記載事項若しくは非課税口座廃止届出書記載事項の提供を受け、かつ、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄事務局長から第二十一項第一号に定める事項の提供を受けた場合は、この限りでない。

15 金融商品取引業者等変更届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出をした者の氏名、当該金融

商品取引業者等変更届出書の提出を受けた旨、非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この項及び第二十一項において「変更届出事項」という。）を特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄事務局長に提供しなければならないものとし、当該変更届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等変更届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、勘定廃止届出書の交付又は電磁的方法による勘定廃止届出書記載事項の提供をしなければならない。

16 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税口座につき第九条の八及び第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、当該非課税口座を廃止する旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座廃止届出書」という。）の提出（当該非課税口座廃止届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該非課税口座廃止届出書に記載すべき事項の提供を含む。次項及び第十八項において同じ。）をしなければならない。

17 非課税口座廃止届出書の提出があつた場合には、その提出があつた時に当該非課税口座廃止届出書に係る非課税口座が廃止されるものとし、当該非課税口座に受け入れた上場株式等につき当該提出の時に支払を受けるべき第九条の八に規定する配当等及び当該提出の時に当該上場株式等の譲渡による所得については、同条及び第一項から第三項までの規定は、適用しない。

18 非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該非課税口座廃止届出書の提出を受けた者の氏名、非課税口座廃止届出書の提出を受けた旨、非課税口座を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この項及び第二十一項において「廃止届出事項」という。）を特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄事務局長に提供しなければならないものとし、当該廃止届出事項の提供をした金融商品取

引業者等の営業所の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるときに限り、当該非課税口座廃止届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、非課税口座廃止届出書の交付又は電磁的方法による非課税口座廃止届出書記載事項の提供をしなければならない。

一 当該非課税口座廃止届出書の提出を一月一日から九月三十日までの間に受けた場合 当該提出を受けた日において当該非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたとき。

二 当該非課税口座廃止届出書の提出を十月一日から十二月三十一日までの間に受けた場合 当該提出を受けた日において当該非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられることとなつていいたとき。

19 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が勘定廃止届出書若しくは非課税口座廃止届出書その他財務省令で定める書類を提出し、又は電磁的方法による勘定廃止届出書記載事項若しくは非課税口座廃止届出書記載事項の提供をして当該非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を設けようとする場合には、その者は、その設けようとする非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に係る年分の前年十月一日から同日以後一年を経過する日までの間に、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、これらの書類を提出し、又は電磁的方法による勘定廃止届出書記載事項若しくは非課税口座廃止届出書記載事項の提供をしなければならない。この場合において、「提出事項」といふ。を特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄事務局長（次項において「所轄事務局長」という。）に提供しなければならない。

引業者等の営業所の長は、当該非課税口座廃止届出書の提出を受けた後速やかに、当該非課税口座廃止届出書の提出をした者の氏名、非課税口座を廃止した年月日その他の財務省令で定める書類及び電磁的方法により提供された当該非課税口座廃止

通知書記載事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を受領することができない。

20 第十項又は前項の勘定廃止届出書又は非課税口座廃止届出書その他財務省令で定める書類（非課税口座開設届出書に添付して提出されるこれらの書類、勘定廃止届出書記載事項又は非課税口座開設届出書の提出がされた場合における当該勘定廃止届出書記載事項又は当該非課税口座廃止届出書記載事項及び電磁的方法により提供された勘定廃止届出書記載事項又は非課税口座廃止届出書記載事項を含む。以下この項及び次項において「廃止届出事項」という。）の提出又は提供を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出又は提供を受けた後速やかに、当該提出又は提供をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、当該廃止届出書の提出又は提供を受けた旨、当該廃止届出書に係る非課税管理勘定、累積投資勘定若しくは特定累積投資勘定が廃止された年月日（次項において「廃止年月日」と総称する。）その他の財務省令で定める事項（以下この項及び次項において「提出事項」といふ。）を特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄事務局長（次項において「所轄事務局長」という。）に提供しなければならない。

21 当該提出事項の提供を受けた所轄事務局長は、当該廃止届出書の提出又は提供をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）に係る第十五項又は第十八項の規定による変更届出事項又は廃止届出事項（当該提出事項に係る廃止年月日と同一のものに限る。）の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄事務局長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融

通知書記載事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を受領することができない。

商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により提供しななければならない。

一 当該提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項の提供がある場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。)当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の非課税口座の開設又は当該営業所に開設された当該提出者の非課税口座への非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定の設定ができる旨その他財務省令で定める事項

二 当該提出者に係る変更届出事項若しくは廃止届出事項の提供がない場合又は当該提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項(廃止年月日が同一のものに限る。)の提供がある場合 当該金融商品取引業者等の営業所における当該提出者の非課税口座の開設又は当該営業所に開設された当該提出者の非課税口座への非課税管理勘定、累積投資勘定及び特定累積投資勘定の設定ができない旨並びにその理由その他財務省令で定める事項

22 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国(居住者にあつては国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有する非居住者にあつては恒久的施設を有しないこととなることをいう。以下この項及び第二十六項並びに次条第二十六項において同じ。)により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国の日の前日まで、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める届出書の提出(当該届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含む。)をしなければならない。

一 帰国(居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当することとなることをいう。第二十四項において同じ。)をした後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする居住者(当該出国の日に属する年分の所得税につき所得税法第六十条の第二

一項の規定の適用を受ける者を除く。)又は恒久的施設を有する非居住者で、その者に係る同法第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をするものが、引き続き第一項から第四項まで及び第九条の八の規定の適用を受けようとする場合、その旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書(次項、第二十四項及び第二十六項において「継続適用届出書」という。)

二 前号に掲げる場合以外の場合 出国をする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書

23 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項の規定による継続適用届出書の提出をした場合には、その者は、引き続き居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当する者とみなして、この条(第六項から第十五項まで、第十九項から前項まで、第三十一項及び第三十二項を除く。)及び第九条の八の規定を適用する。

24 第二十二項の規定による継続適用届出書の提出をした者が帰国をした後再び同項第一号の非課税口座において非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする場合には、その者は、当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに、当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に帰国届出書(帰国をした旨、帰国をした年月日、当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書をいう。以下第二十六項までにおいて同じ。)の提出(当該帰国届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該帰国届出書に記載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。)をしなければならない。

25 第八項及び第九項の規定は、帰国届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び当該帰国届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。この場合において、同項中「非課税口座開設届出

書並びに当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された非課税口座開設届出書」とあるのは、「帰国届出書」と読み替えるものとする。

26 非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなつた場合には、その者は当該出国の時に当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第十六項に規定する提出をしたものと、第二十二項の規定による継続適用届出書の提出をした者が当該継続適用届出書の提出をした日から起算して五年を経過する日の属する年の十二月三十一日までに第二十四項の規定による帰国届出書の提出をしなかつた場合には、その者は同日に当該継続適用届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座廃止届出書の第十六項に規定する提出をしたものとそれぞれみなして、第十七項及び第十八項の規定を適用する。

27 金融商品取引業者等の営業所の長は、令和七年以後の各年の十二月三十一日(以下この項において「基準日」という。)において当該営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れられている上場株式等がある場合には、当該非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び生年月日、当該上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項(以下この項及び次項において「基準額提供事項」という。)を、基準日の属する年(同項及び第二十九項において「基準年」という。)の翌年一月三十一日までに、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該基準額提供事項につき帳簿を備え、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の各人別に、基準額提供事項を記載し、又は記録しなければならない。

28 前項の基準額提供事項の提供を受けた同項の所轄税務署長は、当該基準額提供事項に係る居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で当該基準額提供事項に係る基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長が同項の所轄税務署長と異なる場合には、当該所在地の所轄税務署長に当該基準額提供事項を通知するものとする。

29 居住者又は恒久的施設を有する非居住者の非課税口座で基準年の翌年分の特定累積投資勘定が設けられているものが開設されている金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長は、当該特定累積投資勘定及び当該特定累積投資勘定と同時に設けられた特定非課税管理勘定に係る特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額その他の財務省令で定める事項を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、当該事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、当該特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額を通知しなければならない。

30 金融商品取引業者等の営業所の長が、政令で定めるところにより第六項、第十五項、第十八項、第二十項、第二十七項その他政令で定める規定に規定する所轄税務署長(以下この項において「所轄税務署長」という。)の承認を受けた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、これらの規定にかかわらず、特定電子情報処理組織を使用する方法又は第二十七項の方法により、これらの規定により提供すべきこととされている事項(以下この項において「提供事項」という。)を財務省令で定める税務署長に提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提供事項を所轄税務署長に提供したものとみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

31 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年から令和五年までの各年(その年一月一日において当該居住者又は恒久的施設を有

する非居住者が十八歳である年に限る。)の一月一日において金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日において当該金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座開設届出書の提出をしたものと、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日に当該金融商品取引業者等と非課税上場株式等管理契約を締結したものと、当該金融商品取引業者等の営業所の長は同日に第六項に規定する所轄税務署長に同項に規定する届出事項を提出したものとそれぞれみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

32 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和六年以後の各年(その年一月一日において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が十八歳である年に限る。)の一月一日において金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者は同日において当該金融商品取引業者等の営業所の長は同日に第六項に規定する所轄税務署長に同項に規定する届出事項を提出したものとそれぞれみなして、第九条の八及びこの条の規定を適用する。

33 第八項から前項までに定めるもののほか、金融商品取引業者等が非課税口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、非課税口座開設届出書の提出をした個人がその提出後当該非課税口座開設届出書に記載した事項を変更した又は変更する場合における届出に関する事項その他第一項から第七項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

34 金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座で非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたものがある場合には、財務省令で定めるところにより、当該非課税口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該非課税口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の配当等の額その他の財

務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該非課税口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

35 非課税口座において処理された上場株式等の譲渡又は非課税口座内上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百五十五条の規定の特例その他前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

36 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三十四項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の非課税口座及び当該非課税口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

37 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三十四項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

38 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三十六項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

39 第三十六項及び第三十七項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

40 前項に定めるもののほか、第三十七項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)

第三十七条の十四の二 金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる未成年者口座内上場株式等(未成年者口座管理契約に基づき当該未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該未成年者口座に保管の委託がされている上場株式等をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める期間内に、当該未成年者口座内上場株式等の当該未成年者口座管理契約に基づく譲渡をした場合には、当該譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(所得税法第

四十一条の二の規定に該当する事業所得及び雑所得並びに第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、所得税を課さない。

一 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等 当該未成年者口座に当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間

二 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等 当該未成年者口座に当該継続管理勘定を設けた日から当該未成年者口座を開設した者がその年一月一日において十八歳である年の前年十二月三十一日までの間

2 未成年者口座管理契約に基づく未成年者口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該未成年者口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に關する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3 前二項の場合において、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をしたときは、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等(第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等をいう。第五項第六号において同じ。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

4 次に掲げる事由により、非課税管理勘定又は継続管理勘定からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し(振替によるものを含む。以下この項及び第六項第四号において同じ。)があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額(以下この条において「払出し時の金額」という。)により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、第一号に掲げる移管若しくは返還又は第三号に掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座を開設し、又は開設し

ていた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は第三号に掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前三項及び第二十七項の規定その他の所得税に關する法令の規定を適用する。

一 未成年者口座管理契約に従つて行う未成年者口座から他の株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座(次項及び第六項第二号において「他の保管口座」という。)への移管、非課税管理勘定から当該非課税管理勘定が設けられている未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管又は未成年者口座内上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還

二 相続又は遺贈  
三 次に掲げる事由(当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年三月三十一日において十八歳である年(以下この条において「基準年」という。)の一月一日又は令和六年一月一日のいずれか早い日以後に生じたものに限る。)

イ 未成年者口座の廃止  
ロ 贈与

ハ 未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 未成年者口座 居住者又は恒久的施設を有する非居住者(その年一月一日において十八歳未満である者又はその年中に出生した者に限る。)が、第九条の九及び前各項の規定の適用を受けるため、政令で定めるところにより、その口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地、その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がさ

れ、又はその口座に保管の委託がされている上場株式等の所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（次号へにおいて「配当等」という。）に係る配当所得及び当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得について第九条の九及び前各項の規定の適用を受ける旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「未成年者口座開設届出書」という。）に、未成年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通知書を添付して、これを当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該未成年者口座開設届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該未成年者口座開設届出書に記載すべき事項の提供を含む。第十七項から第十九項まで及び第二十六項において同じ。）をして、当該金融商品取引業者等との間で締結した未成年者口座管理契約に基づき平成二十八年四月一日から令和五年十二月三十一日までの間に開設された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（当該口座において未成年者口座管理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）をいう。

二 未成年者口座管理契約 第九条の九及び前各項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

イ 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において行うこと。

ロ 当該非課税管理勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等（第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得したものその他の政令で定めるものを除く。）のみを受け入れること。

(1) 次に掲げる上場株式等で、当該口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に

受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、(i)の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。第八項第二号において同じ。）の合計額が八十万円（二）に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

(i) 当該期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの

(ii) 当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等（二）に掲げるものを除く。）

(2) 当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

(3) (一)及び(二)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

ハ 当該継続管理勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(1) 当該口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等（二）に掲げるものを除く。）で、

当該移管に係る払出し時の金額の合計額が八十万円（二）に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

(2) 当該継続管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

(3) (一)及び(二)に掲げるもののほか政令で定める上場株式等

ニ 当該非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること。

ホ 次に掲げる上場株式等は、それぞれ次に定める移管をすること。

(1) 当該口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日（一）において「五年経過日」という。）において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（ロ（一）（i）若しくは（二）又はハ（一）若しくは（二）の移管がされるものを除く。）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

(i) 当該五年経過日の属する年の翌年三月三十一日において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が十八歳未満である場合 当該五年経過日の翌日に政令で定めるところにより行う当該口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

(ii) (一)に掲げる場合以外の場合 当該五年経過日の翌日に政令で定めるところにより行う他の保管口座への移管

(2) 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十八歳である年の前年十二月三十一日において有する継続管理勘定に係る上場株式等

同日の翌日に政令で定めるところにより行う他の保管口座への移管

ヘ 当該非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日までは、次に定めるところによること。

(1) 当該上場株式等の当該口座から他の保管口座で当該口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還（災害、疾病その他の政令で定めるやむを得ない事由（第六号二において「災害等事由」という。）による移管又は返還で当該口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下この号及び次項において「災害等事由による返還等」という。）その他政令で定める事由による移管又は返還を除く。）をしないこと。

(2) 当該上場株式等の二に規定する方法以外の方法による譲渡で政令で定めるもの又は贈与をしないこと。

(3) 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が第三十七条の十一第三項又は第四項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含む。第八項において同じ。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（政令で定めるものを除く。第六号ハにおいて「譲渡対価の金銭等」という。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託をすること。

ト 当該口座につきホ若しくはヘに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由（第二十項において「未成年者口座等廃止事由」という。）が生じた時に当該口座及び当該口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止すること。

チ イからトまでに掲げるもののほか政令で定める事項

三 非課税管理勘定 未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成二十八年から令和五年までの各年（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年一月一日において十八歳未満である年及び出生した日の属する年に限る。）の一月一日（未成年者非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつてはその提出の日とし、未成年者口座廃止通知書が提出された場合にあつては第二十四項の規定により同項の所轄事務署長から同項第一号に定める事項の提供があつた日（その非課税管理勘定を設定しようとする年の一月一日前に当該事項の提供があつた場合には、同日）とする。）に設けられるものをいう。

四 継続管理勘定 未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和六年から令和十年までの各年（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年一月一日において十八歳未満である年に限る。）の一月一日に設けられるものをいう。

五 課税未成年者口座 未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所又は当該金融商品取引業者等と政令で定める関係にある法人の営業所に開設している口座で、第三十七条の十一の第三項第一号に規定する特定口座（以下この号及び次号において「特定口座」という。）又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座（これらの口座において課税未成年者口座管理契約に基づき取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限る。）により構成されるもの（二以上の特定口座が含まれないものに限る。）のうち、当該未成年者口座と同時に設けられるものをいう。

六 課税未成年者口座管理契約 第九条の九及び前各項の規定の適用を受ける第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、前号の特定口座又は預金口座、貯金口座若しくは顧客から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成される口座を開設する際に未成年者口座を開設する金融商品取引業者等と締結した契約（未成年者口座管理契約と同時に締結されるものに限る。）で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

- イ 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、第三十七条の十一の第三項第二号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（課税未成年者口座管理契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。）において行うこと。
- ロ 当該課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、第三十七条の十一の第三項第二号の規定にかかわらず、当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること。
- ハ 当該上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該口座に預入れ又は預託をすること。
- ニ 当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日まで、次に定めるところによること。
- (1) 当該上場株式等の当該口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券の当該居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者への返還（災害等事由による移管又は返還で当該口座及び当該口座と同時設けられた未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（三）及びホにおいて「災害等事由による返還等」という。）その他政令で定める事由による移管又は返還を除く。）をしないこと。
- (2) 当該上場株式等のロに規定する方法以外の方法による譲渡で政令で定めるもの又は贈与をしないこと。
- (3) 当該金銭その他の資産の当該口座からの払出し（当該口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除く。）をしないこと。
- ホ 当該口座につきハ若しくはニに掲げる要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由（第二十項において「課税未成年者口座等廃止事由」という。）が生じた時に当該口座及び当該口座と同時設けられた未成年者口座を廃止すること。
- ヘ 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の一月一日において、当該口座が開設されている金融商品取引業者等に重複して開設されている当該口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該口座を構成する特定口座を廃止すること。
- ト イからヘまでに掲げるもののほか政令で定める事項
- 七 未成年者非課税適用確認書 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第十二項から第十六項までの規定の定めるところにより第十五項に規定する所轄事務署長から交付を受けた書類で、未成年者口座に非課税管理勘定を設けることができる旨、その者の氏名及び生年月日その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。
- 八 未成年者口座廃止通知書 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、第二十項から第

- 二十二項までの規定の定めるところにより第二十項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、未成年者口座を廃止した年月日、当該廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。
- 6 未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準年の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日までに契約不履行等事由（未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座管理契約若しくはこれら履行につき前項第二号若しくはハ若しくは第六号若しくはニに掲げる要件に該当しない事由が生じたこと又は未成年者口座若しくは課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものを除く。）をしたことをいう。以下この項、第八項及び第二十八項において同じ。）が生じた場合には、次に定めるところにより、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。
- 一 当該未成年者口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については第一項及び第二項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- 二 当該未成年者口座の開設の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管（前項第二号（一）に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については第四項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約

不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（前項第二号（二）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

7 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が当該未成年者口座内上場株式等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

8 未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基

準年の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日までに当該未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合には、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等は、当該契約不履行等事由が生じたことによる未成年者口座の廃止の際、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 次に掲げる金額の合計額  
イ 当該未成年者口座を開設した日から当該廃止の日までの間に支払われた当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の譲渡の対価の額の合計額（当該譲渡の対価のうち、その金銭その他の資産を当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかつたものの額を除く。）  
ロ 当該未成年者口座を開設した日から当該廃止の日までの間に当該未成年者口座から課税未成年者口座に移管がされた上場株式等の当該移管があつた時における払出し時の金額の合計額

ハ 当該未成年者口座を廃止した日において当該未成年者口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされていの上場株式等の同日における払出し時の金額の合計額  
ニ 当該未成年者口座を開設した日から当該未成年者口座を廃止した日までの間に当該未成年者口座に記録若しくは記録又は保管の委託がされた第五項第二号ロ（一）（イ）に掲げる上場株式等の取得対価の額及びその取得に要した費用の額並びにその譲渡に係る費用の額の合計額（その譲渡の対価に係る金銭その他の資産を、当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に預入れ又は預託をしなかつた未成年者口座内上場株式等の取得対価の額及びその取得に要した費用の額並びにその譲渡に要した費用の額その他政令で定める金額を除く。）

9 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

10 その年分の所得税に係る未成年者口座を有していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の譲渡につき第六項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定に基づいて計算された当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を有するものは、その年分の所得税については、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額若しくは第三十七条の十二の二第二項若しくは第六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額又は所得税法第二十一条第一項（同法第六十六条六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額若しくは同法第二百二十一条第三項（同法第六十六条六条において準用する場合を含む。）に規定する公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の計算上当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を除外したところにより、同法第六十六条から第六十二条まで（これらの規定を同法第六十六条六条において準用する場合を含む。）の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の三十項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三条第一項（同法第六十六条六条において準用する場合を含む。）の規定を適用することができる。

11 前項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者のその年分の所得税について国税通則法第二十五条の規定による決定（当該決定に係る同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を含む。）をする場合におけるこれらの規定の適用については、同項の規定に該当する未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、これらの条に規定する課税標準等には含まれないものとする。

12 未成年者非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）及び個人番号（既に個人番号を告知している者として政令で定める者（第十五項において「番号既告知者」という。）にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項及び第十四項において同じ。）そ

13 前項の申請書の提出をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書を送信して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

14 金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている同項の申請書については、これを受理することができない。

15 第十二項の申請書の提出を受けた同項の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該申請書に記載された事項（番号既告知者から提出を受けた申請書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。以下この項及び次項において「申請事項」という。）を、特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該申請書につき帳簿を備え、当該申請書の提出をした者の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

16 前項の申請事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該申請事項に係る申請書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「申請者」という。）についての当該申請事項の提供を受けた時前における当該所轄税務署長又は他の税務署長に対する前項の規定による申請事項の提供の有無の確認をするものとし、当該確認をした当該所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は書面を、当該申請事項に係る申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の

他の財務省令で定める事項を記載した申請書を、平成二十八年一月一日から令和五年九月三十日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。次項、第十五項及び第十六項において同じ。）をしなければならない。

営業所の長を経由して当該申請者に交付しなればならない。

一 当該申請事項の提供を受けた時前に当該所轄事務署長及び他の税務署長に対して申請事項の提供がない場合 未成年者非課税適用確認書

二 前号に掲げる場合以外の場合 未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨その他財務省令で定める事項を記載した書面

17 第十三項及び第十四項の規定は、未成年者口座開設届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び当該未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長について準用する。

18 現に未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長及び当該金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、未成年者口座開設届出書の提出をすることはできない。

19 未成年者非課税適用確認書を添付した未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、その未成年者口座開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月日及び個人番号その他の財務省令で定める事項を、特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄事務署長に提供しなければならない。

20 未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該未成年者口座につき第九条の九及び第一項から第四項までの規定の適用を受けることをやめようとする場合には、その者は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に、当該未成年者口座を廃止する旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下第二十二項までにおいて「未成年者口座廃止届出書」という。）の提出（当該未成年者口座廃止届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該未成年者口座廃止届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下第二十二項までにおいて同じ。）をしなければならぬものとし、未成年者口座管理契約若しくは課税未成年者口座

管理契約又はこれらの履行につき未成年者口座等廃止事由又は課税未成年者口座等廃止事由が生じたことにより未成年者口座が廃止された場合には、これらの事由が生じた時に、当該未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなす。

21 未成年者口座廃止届出書の提出があつた場合には、その提出があつた時に当該未成年者口座廃止届出書に係る未成年者口座が廃止されるもとの時、当該未成年者口座に受け入れられた上場株式等につき当該提出の時に支払を受けていたべき第九条の九第一項に規定する配当等及び当該提出の時に当該上場株式等の譲渡による所得については、同項及び第一項から第三項までの規定は、適用しない。

22 未成年者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該未成年者口座廃止届出書の提出をした者の氏名及び個人番号、未成年者口座を廃止した年月日その他の財務省令で定める事項（以下この項及び第二十四項において「廃止届出事項」という。）を特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄事務署長に提供しなければならないものとし、当該廃止届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長は、当該未成年者口座廃止届出書（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において十七歳である年の九月三十日又は令和五年九月三十日のいずれか早い日までに提出がされたもの）に限り、当該提出の日の属する年の一月一日において十七歳である居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設している未成年者口座で当該未成年者口座に係る同日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしていたものに係る未成年者口座廃止届出書を除く。）の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し、未成年者口座廃止届出書を交付しなければならない。

23 未成年者口座開設届出書に添付して提出された未成年者口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び個人番号、当該提出を受けた届出書の提出を受けた旨、当該提出を受けた未成年者口座が開設された年月日（次項において「提出者」という。）に係る第二十二項の規定による廃止届出事項（当該提出事項に係る廃止年月日と同一のものに限る。）の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄事務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線と接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。

一 当該提出者に係る廃止届出事項の提供がある場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該金融商品取引業者等の営業所に係る当該提出者の未成年者口座の開設がで

二 当該提出者に係る廃止届出事項の提供がない場合又は当該提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄事務署長若しくは他の税務署長に対して同一の提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合 当該金融商品取引業者等の営業所に係る当該提出者の未成年者口座の開設がで

24 当該提出事項の提供を受けた所轄事務署長は、当該未成年者口座廃止届出書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）に係る第二十二項の規定による廃止届出事項（当該提出事項に係る廃止年月日と同一のものに限る。）の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄事務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線と接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。

一 当該提出者に係る廃止届出事項の提供がある場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該金融商品取引業者等の営業所に係る当該提出者の未成年者口座の開設がで

規定する所轄事務署長（以下この項において「所轄事務署長」という。）の承認を受けた場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、これらの規定にかかわらず、特定電子情報処理組織を使用する方法により、これらの規定により提供すべきこととされている事項（以下この項において「提供事項」という。）を財務省令で定める税務署長に提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提供事項を所轄事務署長に提供したものとみなして、第九条の九及びこの条の規定を適用する。

26 第十七項から前項までに定めるもののほか、第十六項の所轄事務署長が同項の金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に定める書類又は書面の交付をする際に当該所轄事務署長が当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報に関する事項、金融商品取引業者等が未成年者口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、未成年者口座開設届出書の提出をした個人がその提出後当該未成年者口座開設届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は出国をする場合における届出に関する事項その他第一項から第十六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

27 金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた未成年者口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号、その年中に当該未成年者口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の配当等の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該未成年者口座を開設する営業所の所在地の所轄事務署長に提出しなければならない。

28 第八項の場合において、同項の金融商品取引業者等は、同項の契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までに同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に前項に規定する報告書を交付しなければならない。

29 金融商品取引業者等は、前項の規定による報告書の交付に代えて、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の承諾を得て、



当該報告書に記載すべき事項を第三十七条の十一の三第九項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をその者に交付しなければならぬ。

30 前項本文の場合において、同項の金融商品取引業者等は、第二十八項の報告書を交付したものとみなす。

31 未成年者口座において処理された上場株式等の譲渡又は未成年者口座内上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他第二十七項及び第二十八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

32 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十七項の報告書の提出に關する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の未成年者口座及び当該未成年者口座における上場株式等の取扱いに關する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

33 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十七項の報告書の提出に關する調査について必要があるときは、当該調査に關して提出された物件を留め置くことができる。

34 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三十二項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

35 第三十二項及び第三十三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

36 前項に定めるもののほか、第三十三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十四の三 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式（出資を含む。以下この条及び次条において同じ。）につき、その株式を發行した内国法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く。以下この条及び併親法人の株式（同条第一項に規定する特定非適格合併により交付を受ける外国合併親法人の

株式で第六十八条の二の三第五項第一号に規定する特定輕課税外国法人等（次項及び第四項において「特定輕課税外国法人等」という。）の株式に該当するもの（以下この項において「課税外国親法人株式」という。）及び当該非居住者が恒久的施設に對して管理する株式（以下この条において「恒久的施設管理株式」という。）に對して交付を受けるもの（課税外国親法人株式を除く。第五項において「恒久的施設管理合併親法人株式」という。）を除く。以下この項において「外国合併親法人株式」という。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外国合併親法人株式の価額に相當する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等をいう。次項、第三項及び次条において同じ。）に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等をいう。次項、第三項及び次条において同じ。）に係る収入金額と、その有する株式の上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等をいう。次項、第三項及び次条において同じ。）に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

2 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を發行した内国法人の行つた特定分割型分割により外国分割承継親法人の株式（次条第二項に規定する特定非適格分割型分割により交付を受ける外国分割承継親法人の株式で特定輕課税外国法人等の株式に該当するもの（以下この項において「課税外国親法人株式」という。）及び当該非居住者が恒久的施設管理株式に對して交付を受けるもの（課税外国親法人株式を除く。第五項において「恒久的施設管理分割承継親法人株式」という。）を除く。以下この項において「外国分割承継親法人株式」という。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外国分割承継親法人株式の価額に相當する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等）に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

3 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を發行した内国法人の行つた特定株式分配により外国完全子法人の株式（当該非居住者が恒久的施設管理株式に對して交付を受けるもの（第五項において「恒久的施設管理完全子法人株式」という。）を除く。以下この項において「外国完全子法人株式」という。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外国完全子法人株式の価額に相當する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

4 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を發行した内国法人の行つた特定株式交換により法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人に對し当該旧株の譲渡をし、かつ、外国株式交換完全支配親法人の株式（次条第三項に規定する特定非適格株式交換により交付を受ける外国株式交換完全支配親法人の株式で特定輕課税外国法人等の株式に該当するもの（以下この項において「課税外国親法人株式」という。）及び当該非居住者が恒久的施設管理株式に對して交付を受けるもの（課税外国親法人株式を除く。次項において「外国株式交換完全支配親法人株式」という。）を除く。以下この項において「外国株式交換完全支配親法人株式」という。）の交付を受けた場合には、当該旧株のうちその交付を受けた外国株式交換完全支配親法人株式に對する部分の譲渡については、所得税法第六十五条第一項の規定により同法第五十七条の四第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定は、適用しない。

5 恒久的施設を有する非居住者が、恒久的施設管理外国株式（特定合併により交付を受ける恒久的施設管理合併親法人株式、特定分割型分割により交付を受ける恒久的施設管理分割承継親法人株式、特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式及び特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式）及び特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式及び特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式）の交付を受ける場合には、その交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式及び特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式の価額に相當する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定合併 合併で、法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人の株主等（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）に外国合併親法人のうちいずれか一の外国法人の株式以外の資産（当該株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付された金銭その他の資産及び合併に反對する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものをいう。
- 二 外国合併親法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人との間に当該合併法人の發行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「發行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある外国法人をいう。
- 三 特定分割型分割 法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割で、同号イに規定する分割対価資産として外国分割承継親法人のうちいずれか一の外国法人の株式以外の資産が交付されなかつたもの（当該株式が同条第十二号の二に規定する分割法人の發行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）をいう。
- 四 外国分割承継親法人 法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人との間に当該分割承継法人の發行済株式等の全部を直接

と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

3 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その株式を發行した内国法人の行つた特定株式分配により外国完全子法人の株式（当該非居住者が恒久的施設管理株式に對して交付を受けるもの（第五項において「恒久的施設管理完全子法人株式」という。）を除く。以下この項において「外国完全子法人株式」という。）の交付を受ける場合には、その交付を受ける外国完全子法人株式の価額に相當する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

4 恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式（以下この項において「旧株」という。）につき、その旧株を發行した内国法人の行つた特定株式交換により法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人に對し当該旧株の譲渡をし、かつ、外国株式交換完全支配親法人の株式（次条第三項に規定する特定非適格株式交換により交付を受ける外国株式交換完全支配親法人の株式で特定輕課税外国法人等の株式に該当するもの（以下この項において「課税外国親法人株式」という。）及び当該非居住者が恒久的施設管理株式に對して交付を受けるもの（課税外国親法人株式を除く。次項において「外国株式交換完全支配親法人株式」という。）を除く。以下この項において「外国株式交換完全支配親法人株式」という。）の交付を受けた場合には、当該旧株のうちその交付を受けた外国株式交換完全支配親法人株式に對する部分の譲渡については、所得税法第六十五条第一項の規定により同法第五十七条の四第一項の規定に準じて計算する場合における同項の規定は、適用しない。

5 恒久的施設を有する非居住者が、恒久的施設管理外国株式（特定合併により交付を受ける恒久的施設管理合併親法人株式、特定分割型分割により交付を受ける恒久的施設管理分割承継親法人株式、特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式及び特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式）の交付を受ける場合には、その交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式及び特定株式分配により交付を受ける恒久的施設管理完全子法人株式の価額に相當する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定合併 合併で、法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人の株主等（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）に外国合併親法人のうちいずれか一の外国法人の株式以外の資産（当該株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として交付された金銭その他の資産及び合併に反對する当該株主等に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものをいう。
- 二 外国合併親法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人との間に当該合併法人の發行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「發行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある外国法人をいう。
- 三 特定分割型分割 法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割で、同号イに規定する分割対価資産として外国分割承継親法人のうちいずれか一の外国法人の株式以外の資産が交付されなかつたもの（当該株式が同条第十二号の二に規定する分割法人の發行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）をいう。
- 四 外国分割承継親法人 法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人との間に当該分割承継法人の發行済株式等の全部を直接

又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある外国法人をいう。

五 特定株式分配 法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配で、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人の株主等に外国完全子法人の株式以外の資産が交付されなかつたもの（当該株式が当該現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。）をいう。

六 外国完全子法人 法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人（外国法人に限る。）をいう。

七 特定株式交換 株式交換で、法人税法第二条第十二号の六に規定する株式交換完全子法人の株主に外国株式交換完全支配親法人のうちいずれか一の外国法人の株式以外の資産（当該株主に対する剰余金の配当として交付された金銭その他の資産及び株式交換に反対する当該株主に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものをいう。

八 外国株式交換完全支配親法人 法人税法第二条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある外国法人をいう。

九 第一項から第三項までに規定するその有する株式が上場株式等に該当する場合における第三十七号の十二の二の規定の適用については、同条第二項第四号中「又は第三十七号の十一第四項各号」とあるのは「若しくは第三十七号の十一第四項各号又は第三十七号の十四の三第一項から第三項まで」と、同条第六項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号（同項第四号の規定を第三十七号の十四の三第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

税外国親法人株式を除く。）の交付を受ける場合について準用する。この場合において、第一項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第六十四号第一項第二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。」と、「一般株式等に係る譲渡所得等（第三十七号の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等）」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七号の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得）」と、「上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七号の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等）」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七号の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得）」と、第二項及び第三項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第六十四号第一項第二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と読み替えるものとする。

一 第一項から第四項までの規定の適用がある場合におけるその交付を受けた株式の取得価額の計算の特例、第五項の規定の適用がある場合における国内源泉所得の範囲の特例その他第一項から第五項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七号の十四の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その有する株式につき、その有する非居住者等（前条第六項第一号に規定する特定合併のうち、法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併に該当しないものをいう。）により外国合併親法人株式（同項第二号に規定する外国合併親法人の株式をいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合において、当該外国合併親法人株式が特定軽課税外国法人等（第六十八号の二の三第五項第一号に規定する特定軽課税外国法人等をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、その交付を受ける外国合併親法人株式の価額に相当する金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）は、その有する株式が一般株式等

等に該当する場合には一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

る譲渡所得等」とあるのは、「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは、「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と読み替えるものとする。

6 第一項から第三項までの規定の適用がある場合におけるその交付を受けた株式の取得価額の計算の特例その他第一項から第三項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例)

第三十七条の十五 第四十一条の十二第七項に規定する償還差益につき同条第一項の規定の適用を受ける同条第七項に規定する割引債、預金保除法第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等、貸付信託の受益権その他政令で定めるもの(次項において「貸付信託の受益権等」という。)の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 貸付信託の受益権等の譲渡による収入金額が当該貸付信託の受益権等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額については、同法の規定の適用については、ないものとみなす。

(株式等の譲渡の対価に係る支払調書等の特例)

第三十八条 所得税法第二百二十五条第一項第十号又は第十一号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、これらの規定に規定する支払又は交付に関する調書を同一の個人又は同号に規定する内国法人若しくは外国法人に対する一回の支払又は交付ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払又は交付の確定した日の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなればならない。

2 業務に關連して他人のために名義人として所得税法第二百二十八条第二項に規定する株式等の譲渡の対価の支払(同項に規定する支払をいう。以下この項において同じ。)を受ける者は、財務省令で定めるところにより、同条第二項に規定する対価に関する調書を同一の者に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払を受けた日の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなればならない。

3 投資信託若しくは特定受益証券発行信託(以下この項及び第五項において「投資信託等」という。)でその受益権が第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)に該当するもの又は公社債、社債的受益権若しくは所得税法第二百二十四条の三第四項第三号に規定する分離利子公社債(以下この項及び第五項において「公社債等」という。)で上場株式等に該当するものを有する者(法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの(第五項において「公共法人等」という。)を除く。)が、当該投資信託等又は公社債等に係る同条第四項に規定する償還金等(国内において交付されるものに限る。以下この項及び次項において「償還金等」という。)を国内における交付の取扱者で政令で定めるもの(以下この項において「交付の取扱者」という。)を通じて交付を受ける場合には、当該交付の取扱者を当該償還金等に係る同条第四項及び所得税法第二百二十五条第一項第十号又は第十一号に規定する交付をする者とみなして、これらの規定を適用する。

4 前項の規定の適用を受ける償還金等の交付をする者については、所得税法第二百二十四条の三第四項及び第二百二十五条第一項の規定のうち当該償還金等に係る部分の規定は、適用しない。

5 国外において発行された投資信託等の受益権又は公社債等を有する者(公共法人等を除く。)が、当該投資信託等又は公社債等に係る所得税法第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等(国外において交付されるものに限る。以下この項において同じ。)を国内における交付の取扱者で政令で定めるもの(以下この項において「交付の取扱者」という。)を通じて交付を受ける場合には、当該償還金等は国内において交付されるものと、当該交付の取扱者は当該償還金等に係る同条第四項及び同法第二百二十五条第一項第十号又は第十一号に規定する交付をする者とそれぞれみなして、これらの規定を適用する。

6 第三項又は前項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する償還金等に係る所得税法第二百二十八条の規定の特例その他第三項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十款 その他の特例

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第三十九条 相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)による財産の取得(相続税法又は第七十条の五、第七十条の六の九、第七十条の七の三若しくは第七十条の七の七の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。第六項において同じ。)をした個人で当該相続又は遺贈につき同法の規定による相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書(これらの申告書の提出後において同法第四十一条に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書。第四項第一号において「相続税申告書」という。)の提出期限(同号において「相続税申告期限」という。)の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格(同法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算の基礎に算入された資産の譲渡(第三十一条第一項に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。以下この項、第四項及び第八項において同じ。)をした場合における譲渡所得に係る所得税法第三十三条第三項の規定の適用については、同項に規定する取得費は、当該取得費に相当する金額に当該相続税額のうち当該譲渡をした資産に対応する部分として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書又は修正申告書(所得税法第五十一条の四第一項の規定により提出するものに限る。次項において同じ。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定による譲渡所得の金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書若しくは修正申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書若しくは修正申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 次の各号に掲げる者が第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡について同項の規定を適用することにより、当該譲渡をした者の当該譲渡の日の属する年分の所得税につき所得税法第五十三条の二第一項各号に掲げる場合に該当することとなる場合には、その者は、それぞれ次の各号に定める日までに、税務署長に対し、更正の請求をすることができ

一 当該資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続税申告書の提出(第六十九条の三第五項第一号(第七十条第九項において準用する場合を含む。))の規定により第二項第三項第一号に規定する期限内申告書とみなされるもの提出を含む。以下この号において「相続税の期限内申告書の提出」という。)をした者(当該確定申告期限までに既に相続税申告書の提出をした者及び当該相続税の期限内申告書の提出後に確定申告書の提出をした者を除く。) 当該相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月を経過する日

二 当該資産の譲渡をした日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。)の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の三第六項前段の規定の適用があつたことにより、同法第五十五条の三第一項の規定による修正申告書の提出又は同法第五十三条の三第一項の規定による更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正(当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第九項において「更正」という。)があつた者 当該修正申告書の提出又は更正があつた日の翌日から四月を経過する日

三 当該資産の譲渡をした日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。)の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき所得税法第五十一条の六第一項に規定する遺産分割等の事由が生じたことにより、同項の規定による修正申告書の提出又は同法第五十三条の五の規定による更正の請求に基づく更正があつた者 当該修正申告書の提出又は更正があつた日の翌日から四月を経過する日

第二項及び第三項の規定は、前項の規定により更正の請求をする場合について準用する。こ

の場合において、第二項中「確定申告書又は修正申告書（所得税法第五十一条の四第一項の規定により提出するものに限る。次項において同じ。）に、前項」とあるのは「更正請求書に、同項」と、第三項中「確定申告書若しくは修正申告書」とあるのは、「次項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日までに更正請求書」と、「添付がない確定申告書若しくは修正申告書」とあるのは、「添付がない更正請求書」と、「その提出」とあるのは「同日までにその提出」と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する相続税法の規定による相続税額は、同一の被相続人（第七十条の六第一項に規定する被相続人をいう。）からの相続又は遺贈による財産の取得をした者のうちに同条第一項の規定の適用を受ける者がある場合には、同条第二項に規定する納付すべき相続税の額とし、同法第二十条、第二十一条の十五第三項又は第二十一条の十六第四項の規定により控除される金額がある場合には、同法の規定による相続税額又は当該納付すべき相続税の額に当該金額を加算した金額とする。

7 第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産には、相続又は遺贈による当該資産の移転につき所得税法第五十九条第一項又は第六十条の三第一項の規定の適用を受けた資産（同条第四項ただし書の規定の適用を受けるもの又は同項本文の規定が適用されないこととなつたものを除く。）を含まないものとし、当該課税価格の計算の基礎に算入された資産につき第三十三条の三の規定の適用を受けた場合における当該資産に係る同条第一項若しくは第九項の換地処分又は同条第二項、第四項、第六項若しくは第八項の権利変換により取得した資産を含むものとする。

8 第一項の規定を適用する場合において、同項の規定により同項に規定する取得費に加算する金額は、譲渡をした資産ごとに計算するものとする。

9 第一項の規定の適用を受けた個人が相続税法第三十二条第一項の規定による更正の請求を行ったことにより第一項の相続税額が減少した場合において、当該相続税額が減少したことに伴い修正申告書を提出したこと又は更正があつたことにより納付すべき所得税の額については、所得に係る国税通則法第二十八条に規定する法定納期限の翌日から当該修正申告書の提出

があつた日又は当該更正に係る同法第二十八条第一項に規定する更正通知書を発した日までの期間は、同法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、相続税法第十九条の規定の適用がある場合における第一項に規定する同法の規定による相続税額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第四十条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。公益法人等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）に対する財産（国外にある土地その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の贈与又は遺贈（同法第六十七条の三第八項の規定により第二号に規定する公益信託の受託者に対して贈与又は遺贈により当該財産の移転が行われたものとされた場合におけるその贈与又は遺贈及び当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。同号に掲げる者（第一号に掲げる者に該当する者を除く。）に対するものである場合には第二号に規定する公益信託の信託財産とするためのものに限る。以下この条において同じ。）で、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産（当該財産につき第三十三条第一項に規定する取用等があつたことその他の政令で定める理由により当該財産の譲渡をした場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産（次項、第三項及び第十八項において「代替資産」という。）が、当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益法人等の公益目的事業（第一号に規定する公益を目的とする事業及び公益信託に關する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。以下この項から第三項まで及び困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間。次項におい

て同じ。）内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

一 公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二条第九号の二に掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業を行う法人（外国法人に該当するものを除く。）

二 公益信託に關する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託（以下この条において「公益信託」という。）の受託者（非居住者又は外国法人に該当するものを除く。）

2 国税庁長官は、前項後段の規定の適用を受けて贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）が当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供されなかつたときその他の当該財産等が当該公益法人等に当該公益目的事業の用に直接供される前に政令で定める事実が生じたとき（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）は、前項後段の承認を取り消すことができる。この場合には、その承認が取り消された時において、政令で定めるところにより、同項に規定する贈与又は遺贈があつたものとみなす。

3 国税庁長官は、第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、当該贈与又は遺贈のあつた後、当該贈与又は遺贈に係る財産又は代替資産（以下この項において「財産等」という。）をその公益目的事業の用に直接供しなくなつたことその他の当該贈与又は遺贈につき政令で定める事実（前項に規定する事実を除く。）が生じた場合（当該公益法人等が当該財産等（当該財産等の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合その他政令で定める場合を除く。）には、第一項後段の承認を取り消すことができる。この場合には、当該公益法人等を当該贈与

又は遺贈を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これに当該財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る所得税を課する。

4 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 前項後段の規定の適用を受けた公益法人等（第一項第一号に掲げる者に限る。）に対する法人税法の規定の適用については、同法第三十八条第二項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第四十条第三項後段（国等）に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税」の規定による所得税（当該所得税に係る同項の財産の価額が当該財産の同条第一項に規定する贈与又は遺贈を受けた同項に規定する公益法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された場合における当該所得税を除く。）とする。

二 前項後段の規定の適用を受けた公益法人等（第一項第二号に掲げる者に限る。）に対する国税通則法の規定の適用については、同法第七条の二第一項及び第二項中「事由に」とあるのは、「事由又は公益信託に關する法律（令和六年法律第 号）第三十三条第三項（信託法の適用関係）の規定により読み替えて適用する信託法第五十六条第一項に規定する特定終了事由に」とする。

三 前項後段の規定の適用を受ける公益法人等が第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項、第十一項及び第十二項において「主宰受託者」という。）を前項後段に規定する個人とみなして同項後段の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項後段の財産に係る所得税については、当該主宰受託者以外の受託者は、その所得税について、連帯納付の責めに任ずる。

四 前号に規定する所得税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「公益信託に關する法律第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託の租税特別措置法第四十条第四項第三号（国等）に対して財産を寄附した

場合の譲渡所得等の非課税)に規定する主宰受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)以外の受託者(以下この項において「連帯受託者」という。)の同号に規定する連帯納付の責任に係る所得税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該所得税の納税地又は当該連帯受託者が当該公益信託の主宰受託者であつたとした場合における当該所得税の納税地」とする。

5 第三項の代替資産には、次に掲げる資産を含むものとする。この場合において、第一号の書類を提出した公益法人等は、同号の買換資産を、同号の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの期間(当該期間内に同号の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間)内に、当該公益目的事業の用に直接供しなければならぬものとし、第二号の書類を提出した公益法人等は、同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならぬものとする。

一 第三項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産(当該公益法人等の公益目的事業の用に二年以上直接供しているものに限る。)の譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産(当該財産に係る公益目的事業の用に直接供することができる当該財産と同種の資産(財務省令で定めるものを含む)、土地及び土地の上に存する権利に限る。以下この号及び第十八項において「買換資産」という。)を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、当該譲渡の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該買換資産

二 第三項の公益法人等が、同項の贈与又は遺贈を受けた財産(政令で定めるものを除く。)で政令で定める方法により管理しているものの譲渡をし、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産(以下この号及び第十八項において「特定買換資産」という。)を取得した場合において、その譲渡の日の前日までに、その管理の方法その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときにおける当該特定買換資産

6 第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈(以下この条において「特定贈与等」という。)を受けた公益法人等が、合併(信託法第五十六条第二項の規定による合併を除く。)により当該公益法人等に係る第三項に規定する財産等を当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人(公益法人等に該当するものに限る。以下この項において「公益合併法人」という。)に移転しようとする場合において、当該合併の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

7 特定贈与等を受けた公益法人等が、解散(合併による解散及び信託法第五十六条第一項第四号に掲げる事由による解散を除く。)による残余財産の分配又は引渡しにより当該公益法人等に係る第三項に規定する財産等を他の公益法人等(第一項第一号に掲げる者に限る。)に移転し、又は類似の公益信託に関する法律第二条第一項第二号に規定する公益事務(次項及び第十二項において「公益事務」という。)をその目的とする公益信託(その公益信託の受託者が第一項第二号に掲げる者に該当する者であるものに限る。)の信託財産としようとする場合において、当該解散の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該解散の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該解散の日以後は、当該公益法人等は当該公益信託の受託者(以下この項において「引継法人等」という。)は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該引継法人等が当該贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた公益引継資産(当該引継財産のうち、当該特定処分を受けた公益法人等に係る第三項に規定する財産等に相当するものとして政令で定める部分を除く。)は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該贈与等の日以後は、当該当初法人については、第三項の規定は、適用しない。

8 特定贈与等を受けた公益法人等で公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下この項及び第六項において「公益認定法」という。)第二十九条第一項又は第二項の規定による公益認定法

第五条に規定する公益認定の取消しの処分(当該取消しの処分に係る事由により第一項後段の承認を取り消すことができる場合の当該処分を除く。以下この項において「特定処分」という。)を受けたもの(当該特定処分後において、第一項第一号に規定する特定一般法人に該当するものに限る。以下この項において「当初法人」という。)が、同条第二十号に規定する定款の定めに従い、その有する公益認定法第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産(以下この項において「引継財産」という。)を他の公益法人等(第一項第一号に掲げる者に限る。)に贈与し、又は類似の公益事務をその目的とする公益信託(その公益信託の受託者が第一項第二号に掲げる者に該当する者であるものに限る。)の信託財産としようとする場合において、当該贈与の日又は当該信託財産とする日(以下この項において「贈与等の日」という。)の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与等の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与等の日以後は、当該公益法人等は当該公益信託の受託者(以下この項において「引継法人等」という。)は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該引継法人等が当該贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた公益引継資産(当該引継財産のうち、当該特定処分を受けた公益法人等に係る第三項に規定する財産等に相当するものとして政令で定める部分を除く。)は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該贈与等の日以後は、当該当初法人については、第三項の規定は、適用しない。

9 特定贈与等を受けた第一項第一号に規定する特定一般法人が、第三項に規定する財産等を他の公益法人等(以下この項において「受贈公益法人等」という。)に贈与しようとする場合(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第一百九条第二項第一号ロに掲げる寄附に該当する場合に限る。)において、当該贈与の日(以下この項において「贈与の日」という。)の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類

を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該受贈公益法人等は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該受贈公益法人等が当該贈与を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

10 特定贈与等を受けた公益法人等(第一項第一号に掲げる者であつて、幼稚園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第二項に規定する幼稚園をいう。以下この項において同じ。)又は保育所等(同条第五項に規定する保育所等をいう。以下この項において同じ。)を設置する者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲渡法人」という。)が、当該譲渡法人に係る第三項に規定する財産等(当該幼稚園又は保育所等に係る事業の用に直接供されているものに限る。)を他の公益法人等(第一項第一号に掲げる者であつて、同条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲受法人」という。)に贈与しようとする場合において、当該贈与の日(以下この項において「譲与の日」という。)の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該譲受法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該譲受法人がその贈与を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

11 特定贈与等を受けた第一項第二号に規定する公益信託の受託者(以下この項において「当初受託者」という。)が、次の各号に掲げる事由(当該事由により第一項後段の承認を取り消すことができる場合(当該特定贈与等をした者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められることその他の事由により当該承認を取り消すことができる場合として政令で定める場合に限る。)の当該事由を除く。第十四項において「任務終了事由等」という。)により当該当初受託者に係る第三項に規定する財産等を当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める者(公益信託に関する法律第十二条第一項に規定する新受託者(第一号におい

て「新受託者」という。)の選任若しくは同法第七條第二項各号に掲げる事項の変更につき同法第十二條第一項の認可を受け、又は同項ただし書に規定する新受託者の選任につき同法第十四條第一項の規定による届出がされた当該公益信託の受託者(第一項第二号に掲げる者に該当する者に限る。)に該当するものに限る。以下この項において「引継受託者」という。)に移転しようとする場合において、当該認可又は届出の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該認可又は届出の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄財務局長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該認可又は届出の日以後は、当該引継受託者は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該引継受託者がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該当初受託者が二以上あるときは、その主宰受託者が当該書類を納税地の所轄財務局長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

一 当該当初受託者の任務の終了 新受託者

二 当該当初受託者である法人の合併 当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人

三 当該当初受託者である法人の分割 当該分割により受託者としての権利義務を承継する法人

12 特定贈与等を受けた第一項第二号に規定する公益信託(以下この項において「当初公益信託」という。)の受託者が、公益信託の終了(当該公益信託の終了に係る事由により第一項後段の承認を取り消すことができる場合(当該特定贈与等をした者の所得に係る所得税の負担とその他の事由により当該承認を取り消すことができる場合として政令で定める場合に限る。))の当該公益信託の終了を除く。)により当該当初公益信託の受託者に係る第三項に規定する財産等を他の公益法人等(第一項第一号に掲げる者であつて、当該当初公益信託に係る公益信託に関する法律第四條第二項第三号に規定する帰属権利者となるべき者に該当するものに限る。)に移転し、又は類似の公益事務をその目的とする他の公益信託(その公益信託の受託者が第一項第二号に掲げる者であつて、当該当初公益信託に係る同条第二項第三号に規定する帰属権利

者となるべき者に該当する者であるものに限る。)の信託財産としようとする場合において、当該公益信託の終了の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該公益信託の終了の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄財務局長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該公益信託の終了の日以後は、当該他の公益法人等又は当該他の公益信託の受託者(以下この項において「帰属権利者」という。)は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該帰属権利者がその移転を受け、又は当該他の公益信託の信託財産として受け入れた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該当初公益信託の受託者が二以上あるときは、その主宰受託者が当該書類を納税地の所轄財務局長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

13 第六項に規定する公益合併法人が、特定贈与等を受けた公益法人等から同項に規定する合併により資産の移転を受けた場合(当該公益法人等が当該移転につき同項に規定する書類を当該合併の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。)において、当該公益合併法人が、政令で定めるところにより、当該資産が当該特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることを知つた日の翌日から二月を経過した日の前日までに、当該合併の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄財務局長を経由して国税庁長官に提出したときは、第六項の規定にかかわらず、当該合併の日以後は、当該公益合併法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該公益合併法人がその移転を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

14 前項の規定は、第八項に規定する引継法人等が同項に規定する当初法人から同項に規定する引継財産の贈与を受けた場合又は同項に規定する引継財産を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合(当該当初法人が当該贈与又は当該信託財産とすることにつき同項に規定する書類を同項に規定する贈与等の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。)、第九項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合(当該特定一般法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日ま

で提出しなかつた場合に限る。)、第十項に規定する譲渡法人が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する財産等の贈与を受けた場合(当該譲渡法人が当該贈与につき同項に規定する書類を当該贈与の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。))及び第十一項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合(当該当初受託者が当該移転につき同項に規定する書類を同項に規定する認可又は届出の日の前日までに提出しなかつた場合に限る。))について準用する。この場合において、当該引継法人等が当該当初法人から当該引継財産の贈与を受けた場合又は当該引継財産を当該公益信託の信託財産として受け入れた場合について準用するときは、前項中「資産は」とあるのは、「第八項に規定する公益引継資産は」と読み替えるものとする。

15 第五項後段の規定は第六項から第十三項(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))までの規定を適用する場合について、第八項後段の規定は第九項の特定一般法人、第十項の譲渡法人並びに前項の規定を適用する場合における同項の当初法人、特定一般法人及び譲渡法人について、それぞれ準用する。この場合において、第十項の譲渡法人又は前項の譲渡法人について第十項又は第十三項の規定を適用する場合について準用する第五項後段中「当該公益目的事業の用」とあるのは、「当該公益目的事業の用(政令で定める事業の用に限る。)」と、「とし、第二号の書類を提出した公益法人等は、同号の特定買換資産を、同号の方法により管理しなければならないものとする」とあるのは、「とすると」と読み替えるものとする。

16 第九項に規定する特定一般法人が、公益認定法第四條の認定を受けた場合には、当該認定を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、当該特定一般法人の名称、所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二條第十六項に規定する法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄財務局長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

17 国税庁長官は、第一項後段の承認をしたときは、その旨を当該承認を申請した者及び当該申請に係る公益法人等に対し、当該承認をしない

ことを決定したとき又は当該承認を第二項の規定により取り消したときは、その旨を当該承認を申請した者又は当該承認を受けていた者に対し、当該承認を第三項の規定により取り消したときは、その旨を当該承認に係る公益法人等に対し、それぞれ通知しなければならない。

18 個人から贈与又は遺贈を受けた資産(当該資産に係る代替資産、買換資産又は特定買換資産に該当するものを含む。以下この項において「受贈資産」という。)を有する公益法人等が当該受贈資産の移転につき第五項から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合には、当該公益法人等は、政令で定めるところにより、国税庁長官に対し、当該受贈資産が当該公益法人等に係る特定贈与等に係る第三項に規定する財産等であることの確認を求め、ことができる。この場合において、当該公益法人等が当該受贈資産のうち平成二十年十二月一日以後の贈与又は遺贈に係るものについてその確認を求め、ることができるのは、その確認を求め、ることにつき災害その他やむを得ない理由がある場合に限るものとする。

19 国税庁長官は、前項の規定により確認を求められたときは、当該確認に係る公益法人等に対し、速やかに回答しなければならない。

20 第一項後段の承認につき、その承認をしないこととの決定若しくは第二項の取消しがあつた場合(当該取消しがあつた場合には、政令で定める場合に限る。))における当該承認を申請した者若しくは当該承認を受けていた者の納付すべき所得税の額で当該処分に係る財産の贈与若しくは遺贈に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額又は第三項の取消しがあつた場合(政令で定める場合に限る。))における当該承認に係る公益法人等の納付すべき所得税の額については、同項本文に規定する期間は、同項の規定にかかわらず、当該決定又は取消しの通知をした日の翌日から当該金額を完納する日までの期間とする。

21 第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について所得税法第七十八條第一項の規定又は第四十一條の十八の二若しくは第四十一條の十八の三の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、同法第七十八條第二項中「寄附金(学校の入学に関しするものを除く。)」とあるのは、「寄附金(租税特別措

置法第四十条第一項（国等）に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受けるものうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分及び学校の入学に關してするものを除く。）と、第四十一条の十八の二第一項中「その寄附をした者」とあるのは「第四十条第一項の規定の適用を受けるものうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金額で所得税法第三十二条第三項に規定する山林所得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しないで計算した金額又は雑所得の金額に相当する部分並びにその寄附をした者」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

22 第二十条に定めるもののほか、第一項後段の承認の手續、第二項後段の規定によりあつたものとみなされる贈与又は遺贈に係る所得税法第七十八条の規定の特例、第三項後段の規定による贈与又は遺贈を行った個人とみなされる公益法人等に対する所得税に關する法令の規定の適用に關する特例、当該公益法人等（合併又は解散（合併による解散を除く。）をするものに限る。）に對する所得税の納税義務の成立時期に關する特例その他第一項から第十九項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（国等）對して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税）

第四十条の二 個人が、その有する資産（土地を除く。）で、文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定されたものを国、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立科学博物館、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第六号に掲げる業務を主たる目的とするものうち政令で定めるものに限る。）又は文化財保護法第九十二条の二第二項に規定する文化財保存活用支援団体（政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）に譲渡した場合（当該文化財保存活用支援団体に譲渡した場合には、政令で定める場合に限る。）の当該譲渡に係る譲渡所得については、所得税を課さない。

（物納による譲渡所得等の非課税）  
第四十条の三 個人がその財産を相続税法第四十条第二項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第三項の規定による許可を受けて物納した場合に、所得税法第三十二条又は第三十三条の規定の適用については、当該財産（相続税法第四十一条第一項後段（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、当該財産のうち同法第四十一条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項に規定する納付を困難とする金額として政令で定める額に相当するものとして政令で定める部分）の譲渡がなかつたものとみなす。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）  
第四十条の三の二 第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者に該当する内国法人の取締役又は業務を執行する社員である個人で当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、当該個人の有する資産（有価証券を除く。）で、当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現に当該内国法人の事業の用に供されているもの（当該資産又は権利のうち当該内国法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合には、当該内国法人の事業の用に供されている部分として政令で定める部分に限る。以下この条において同じ。）を、当該内国法人について策定された債務処理に關する計画で一般に公表された債務処理を行うための手續に關する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの（以下この項において「債務処理計画」という。）に基づき、平成二十五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に当該内国法人に贈与した場合に、次に掲げる要件を満たしているときに限り、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該資産の贈与がなかつたものとみなす。

一 当該個人が、当該債務処理計画に基づき、当該内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。  
二 当該債務処理計画に基づいて行われた当該内国法人に対する資産の贈与及び前号の保証

債務の一部の履行後においても、当該個人が当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該債務処理計画において見込まれていること。  
三 当該内国法人が、当該資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該債務処理計画において定められていること。

四 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。  
イ 当該内国法人が中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に關する法律（平成二十一年法律第九十六号）第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件の変更が行われていること。  
ロ 当該債務処理計画が平成二十八年四月一日以後に策定されたものである場合においては、当該内国法人が同日前に次のいずれにも該當しないこと。

- (1) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定の対象となつた法人
- (2) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第十三号）第十九条第四項に規定する支援決定の対象となつた法人
- (3) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

(4) (1) から (3) までに掲げる法人のほか、財務省令で定める法人  
2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の贈与をした資産の種類その他の財務省令で定める事項を記載した書類及び同項各号に掲げる要件を満たす旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。  
3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてや

むを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。  
第四節の二 内部取引に係る課税の特例等

（非居住者の内部取引に係る課税の特例）  
第四十条の三の三 恒久的施設を有する非居住者の平成二十九年以後の各年において、当該非居住者の事業場等（所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等をいう。第五項及び第二十六項において同じ。）と恒久的施設との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額（第二十二項及び第二十三項において「内部取引価格」という。）が独立企業間価格と異なることにより、当該非居住者の各年分の同法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第六十五条第一項の規定により準じて計算した同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額の計算上、収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額が過少となるとき、又は必要経費に算入すべき金額若しくは支出した金額に算入すべき金額が過大となるときは、当該非居住者のその年分の同法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他所得税に關する法令の規定の適用については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該當するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該内部取引の内容及び当該内部取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。  
一 棚卸資産（所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をいう。以下この号において同じ。）の販売又は購入 次に掲げる方法

- イ 独立価格比準法（特殊の関係として政令で定める関係（ロ及び第七項において「特殊の関係」という。）にない売手と買手が、内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その

他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもって当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ロ 再販売価格基準法（内部取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額（ロにおいて「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもって当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ハ 原価基準法（内部取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもって当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。）

ニ イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

二 前号に掲げる取引以外の取引 同号イから二までに掲げる方法と同等の方法

3 その年において内部取引がある非居住者は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、その年の所得税に係る確定申告期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

4 非居住者のその年の前年の内部取引（当該非居住者がその年において恒久的施設を有することとなつた場合には、その年の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又はその年の前年の内部取引がない場合として政令で定める場合に

は、当該非居住者のその年の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するため必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。

二 内部取引（無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

恒久的施設を有する非居住者の各年における当該非居住者の事業場等と恒久的施設との間の特定無形資産内部取引（内部取引のうち、特定無形資産（内部取引の時に評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものを含む。）以下この項において同じ。）について、当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者が予測したものに限る。）についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産内部取引の内容及び当該特定無形資産内部取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性（当該特定無形資産内部取引の時に客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を含む。）を勘案して、当該特定無形資産内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定無形資産内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該非居住者のその年の所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項の規定により同法第二十二條の規定に準じ

て計算した金額又は同法第二條第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき同項第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同項第四十四号に規定する決定（第九項、第十一項及び第二十二項において「決定」という。）をすることができ。ただし、当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額とこの項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

6 前項本文の規定は、非居住者が同項の特定無形資産内部取引に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、又は取得している場合には、適用しない。

一 当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者が予測したものに限る。次号において同じ。）の内容として財務省令で定める事項

二 当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由（以下この号において「相違事由」という。）が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産内部取引の時に当該非居住者がその発生を予測することが困難であつたこと、又は当該相違事由の発生の可能性（当該特定無形資産内部取引の時に客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を勘案して当該非居住者が当該特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定していたこと。

7 第五項本文の規定は、非居住者に係る同項の特定無形資産内部取引に係る判定期間（当該非居住者と特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日（その日が当該特定無形資産内部取引が行われた日である場合には、当該特定無形資産内部取引が行われた日）の属する年の一月一日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずること

が予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産内部取引については、適用しない。

8 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が非居住者に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた日から六十日（その求めた書類又はその写しが同時に書化対象内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。次項及び第十三項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）次項及び第十三項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた日から四十五日）を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

9 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、非居住者に同時文書化対象内部取引に係る第三項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は非居住者に同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）以下この項及び第十三項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を

が予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産内部取引については、適用しない。



求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができる）により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格と推定して、当該非居住者のその年分の所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき同法第六十五條第一項の規定により同法第二十二條の規定に準じて計算した金額又は同法第二十二條第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき更正又は決定をすることができる。

ただし、その年分において、当該同時文書化対象内部取引につき第五項又は第六項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

一 当該非居住者の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む個人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした第二項第一号ロ若しくはハに掲げる方法又は同項第二号に定める方法（同項第一号ロ又はハに掲げる方法と同等の方法に限る。）

二 第二項第一号ニに規定する政令で定める方法又は同項第二号に定める方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

10 前項本文の規定は、同項の同時文書化対象内部取引につき第七項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

11 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、非居住者に同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格（第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十四項において同じ。）又はその

写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、税務署長は、第九項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができる）により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格と推定して、当該非居住者のその年分の所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき同法第六十五條第一項の規定により同法第二十二條の規定に準じて計算した金額又は同法第二十二條第一項第二十五号に規定する純損失の金額につき更正又は決定をすることができる。ただし、その年分において、当該同時文書化免除内部取引につき第五項又は第六項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

12 前項本文の規定は、同項の同時文書化免除内部取引につき第七項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

13 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、非居住者に同時文書化対象内部取引に係る第三項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は非居住者に同時文書化対象内部取引に係る第九項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該非居住者の同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる範囲内において、当該非居住者の帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

14 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、非居住者に同時文書化免除内部取引に係る第十一項に規定する財務省令で定める書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該非居住者の同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる範囲内において、当該非居住者の同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる範囲内において、当該非居住者の帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

15 国税庁の当該職員又は非居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、非居住者の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められるときは、前二項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

16 前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

17 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十三項又は第十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

18 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三項若しくは第十四項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第十三項又は第十四項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

19 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務若しくは行為の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

20 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

21 非居住者の内部取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に關し国税通則法第二十三條第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときは同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「七年」とする。

22 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二條第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十條第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができ。この場合において、同法第三項及び第四項並びに同法第七十條第一項の規定の適用については、同法第七十條第三項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第四十條の三の三第二十二項（非居住者の内部取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第二十二項」と、同法第四項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第四十條の三の三第二十二項の規定により」と、「第一項」とあるのは「第一項及び同法第四十條の三の三第二十二項」と、同法第七十一條第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び租税特別措置法第四十條の三の三第二十二項（非居住者の内部取引に係る課税の特例）」と、「同条」とあるのは「前条及び同

二 第十三項又は第十四項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

19 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務若しくは行為の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

20 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

21 非居住者の内部取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に關し国税通則法第二十三條第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときは同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「七年」とする。

22 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二條第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十條第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができ。この場合において、同法第三項及び第四項並びに同法第七十條第一項の規定の適用については、同法第七十條第三項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第四十條の三の三第二十二項（非居住者の内部取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同法第二十二項」と、同法第四項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第四十條の三の三第二十二項の規定により」と、「第一項」とあるのは「第一項及び同法第四十條の三の三第二十二項」と、同法第七十一條第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び租税特別措置法第四十條の三の三第二十二項（非居住者の内部取引に係る課税の特例）」と、「同条」とあるのは「前条及び同

項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第四十条の三の第三十二項」とする。

一 非居住者が内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格と異なる額とした事実に基づいて所得税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき所得税に係る更正決定 これらの更正決定に係る所得税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 前号に規定する事実に基づいてする所得税に係る更正決定若しくは国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この号において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき所得税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出に伴いこれらの所得税に係る同法第六十九条に規定する加算税についてする賦課決定 その納税義務の成立の日

23 非居住者が内部取引価格を第一項に規定する独立企業間価格と異なる額としたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた所得税に係る同法第七十二条第一項に規定する所得税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該所得税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十三条第三項の規定による更正若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定に係るものを除く。）から二年間は、進行しない。

24 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。

25 第二十二項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定により納付すべき所得税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「（第七十条第三項）とあるのは、「（租税特別措置法第四十条の三の第三十二項）（非居住者の内部取引に係る課税の特例）」の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「

第七十条第三項」とあるのは、「同法第四十条の三の第三十二項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第四項」とあるのは「同法第四十条の三の第三十二項の規定により読み替えて適用される第七十条第四項」とする。

26 第一項の規定の適用がある場合において、非居住者の恒久的施設と当該非居住者（所得税法第二条第一項第八号の四ただし書に規定する条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第一項において「条約相手国等」という。）との居住者とされるものに限る。）の事業場等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該非居住者が同項の規定の適用により納付すべき所得税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

27 第二項第一号イに規定する特殊の関係が存在するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第十二項まで及び第十五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

**第四十条の三の四 非居住者が租税条約の規定に基づき当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局又は国税庁長官に対し当該租税条約（国税法第四十六條第一項に規定する税務署長等（国税通則法第四十六條第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第二十二項第一号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額（当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る。）及び当該所得税の額に係る同法第六十九条に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限（同法第三十七条第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする。）から当該条約相手国等の権限ある当局との間の**

合意に基づく同法第二十六条の規定による更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定められた場合にあつては、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第七項において「納税の猶予期間」という。）に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に当該申請所得税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 税務署長等は、前項の規定による納税の猶予（以下この条において「納税の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 国税通則法第四十六条第六項の規定は、前項の規定により担保を徴する場合について準用する。

4 国税通則法第四十七条及び第四十八条の規定は、納税の猶予をする場合又は納税の猶予を認めない場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「第四十六条（納税の猶予の要件等）」とあるのは「租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項中「前条第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた」とあるのは「租税特別措置法第四十条の三の四第一項の申請がされた」と読み替るものとする。

5 納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消すことができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 一 第一項の申立てを取り下げたとき。
- 二 第一項の協議に必要な書類の提出につき協力がしないとき。
- 三 国税通則法第三十八条第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る所得税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- 四 その猶予に係る所得税につき提供された担保について税務署長等が国税通則法第五十一条第一項の規定によつてした命令に応じないとき。

五 新たに猶予に係る所得税の額以外の国税を滞納したとき（税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

六 前各号に掲げるもののほか、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

6 納税の猶予を受けた所得税についての国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、国税通則法第二条第八号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」の規定による納税の猶予を含む。）又は」と、同法第五十二条第一項中「及び納税の猶予」とあるのは「及び納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」の規定による納税の猶予を含む。）及び第七十三条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」の規定による納税の猶予を含む。以下この項において同じ。）」と、同法第五十五条第一項第一号及び第七十三条第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」の規定による納税の猶予を含む。）」と、国税徴収法第二条第九号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」の規定による納税の猶予を含む。）」と、同法第九号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予（租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」の規定による納税の猶予を含む。）」と、同法第五十一条第一項中「納税の要件等）」又は」とあるのは「納税の猶予の要件等）」等（又は租税特別措置法第四十条の三の四第一項（内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）」と、同条第二項第一号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第四十条の三の四第一項」と、同項第二号中「第三項まで」とあるのは「第三項まで若しくは租税特別措置法第四十条の三の四第一項」と、「同法」とあるのは「（租税特別措置法第四十条の三の四第五項第五号）」とする。

7 納税の猶予をした場合には、その猶予をした所得に係る延滞税のうち納税の猶予期間（第一項の申請が同項の納期以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限度の期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第五項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、税務署長等は、その免除をしないことができる。

8 納税の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

**第四節の三 居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例**

**第一款 居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例**

**第四十条の四** 次に掲げる居住者に係る外国関係会社のうち、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものが、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）において適用対象金額を有する場合には、その適用対象金額のうちその者が直接及び間接に有する当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）の数は金額につきその請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）を請求する権利をいう。以下この条において同じ。）の内容を勘案した数又は金額並びにその者と当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 居住者の外国関係会社に係る次に掲げる割合のいずれかが百分の十以上である場合における当該居住者

イ その有する外国関係会社の株式等の数又は金額（当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に

有するものとして政令で定める当該外国関係会社の株式等の数又は金額の合計数又は合計額が当該外国関係会社の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。次項、第六項及び第八項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額のうちを占める割合

ロ その有する外国関係会社の議決権（剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。ロ及び次項第一号イ（二）において同じ。）の数（当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の議決権の数の合計数が当該外国関係会社の議決権の総数のうちを占める割合

ハ その有する外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額（当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額のうちを占める割合

ニ 外国関係会社との間に実質支配関係がある居住者

三 外国関係会社（居住者との間に実質支配関係があるものに限る。）の他の外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である場合における当該居住者（同号に掲げる居住者を除く。）

四 外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である一（同族株主グループ（外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者及び当該株式等を直接又は間接に有する者との間に実質支配関係がある者（当該株式等を直接又は間接に有する者を除く。）のうち、一の居住者又は内国法人、当該一の居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある者及び当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。）に属する居住者（外国関係会社に係る同号イからハ

までに掲げる割合又は他の外国関係会社（居住者との間に実質支配関係があるものに限る。）の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合のいずれかが零を超えるものに限るものとし、同号及び前号に掲げる居住者を除く。）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 次に掲げる外国法人をいう。

イ 居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者をいう。）及びロに掲げる外国法人（イにおいて「居住者等株主等」という。）の外国法人に係る次に掲げる割合のいずれかが百分の五十を超える場合における当該外国法人

(1) 居住者等株主等の外国法人（ロに掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有株式等保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有株式等保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

(2) 居住者等株主等の外国法人（ロに掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有議決権保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちを占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有議決権保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちを占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

(3) 居住者等株主等の外国法人（ロに掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有請求権保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額

がその総額のうちを占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有請求権保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちを占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

ロ 居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある外国法人

ハ 第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国法人」として同号及び第七号の規定を適用した場合に同号に規定する外国金融機関に該当することとなる外国法人で、同号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社との間に、当該部分対象外国関係会社が当該外国法人の経営管理を行っている関係その他の特殊の関係がある外国法人として政令で定める外国法人

二 特定外国関係会社 次に掲げる外国関係会社をいう。

(1) 次のいずれにも該当しない外国関係会社イ その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係会社

(2) その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、第六項及び第八項において「本店所在地」という。）においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社

(3) 外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) 特定子会社（前項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社で、部分対象外

国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。)の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社(当該居住者に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地において、その役員(法人税法第二十五条に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。)又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。(4)及び(5)において同じ。)によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうち占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの。

(5) その本店所在地にある不動産の保有、その本店所在地における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの。

ロ その総資産の額として政令で定める金額(ロにおいて「総資産額」という。)に対する第六項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合(第六号中「外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第七号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社)にあつては総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合とし、第六号中「外国関係会社

(特定外国関係会社に該当するものを除く。)」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。)が百分の三十を超える外国関係会社(総資産額に対する有価証券(法人税法第二十一条に規定する有価証券をいう。同項において同じ。)、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係会社に限る。)

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料(関連者(当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。)以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額(関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料(非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。(2)において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に對する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。)の関連者等収入保険料の合計額に對する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

ニ 租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社

三 対象外国関係会社 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)をいう。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの(次に掲げるものを除く。)でないこと。

(1) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの(ロにおいて「統括業務」という。)を行う場合における当該他の法人として政令で定めるもの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの

(2) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなるもの(同号に規定する外国金融機関に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。)

(3) 航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員又は使用人がその本店所在地において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすもの

その本店所在地においてその主たる事業(イ(1)に掲げる外国関係会社に對しては統括業務とし、イ(2)に掲げる外国関係会社にあつては政令で定める経営管理とする。ハにおいて同じ。)を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること並びにその本店所在地においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するか

一 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は物品賃貸業(航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。)その事業を主として当該外国関係会社に係る前項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

(2) (1)に掲げる事業以外の事業 その事業を主としてその本店所在地(当該本店所在地に属する水域で政令で定めるものを含む。)において行っている場合として政令で定める場合

四 適用対象金額 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度で定める基準により計算するものとして政令で定める基準により計算した金額(以下この号において「基準所得金額」という。)を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の前日七年内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

五 実質支配関係 居住者又は内国法人が外国人の残余財産のおおむね全部を請求する権利を有している場合における当該居住者又は内国法人と当該外国人との間の関係その他政令で定める関係をいう。

六 部分対象外国関係会社 第三号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)をいう。

七 外国金融子会社等 その本店所在地の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。)又は保険業を行う部分対象外国関係会社でその本店所在地においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの(以下この号において「外国金融機関」

という。)及び外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社をいう。

3 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係会社が前項第二号イ(1)から(5)までのいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が同号イ(1)から(5)までに該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係会社は同号イ(1)から(5)までに該当しないものと推定する。

4 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係会社が第二項第三号イから八までに掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が同号イから八までに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号又は第六号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係会社は同項第三号イから八までに掲げる要件に該当しないものと推定する。

5 第一項の規定は、同項各号に掲げる居住者に係る次の各号に掲げる外国関係会社につき当該各号に定める場合に該当する事実があるときは、当該各号に掲げる外国関係会社のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

- 一 特定外国関係会社 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合(外国関係会社の各事業年度の所得に対して課される租税の額の当該所得の金額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一項において同じ。)が百分の二十七以上である場合
- 二 対象外国関係会社 対象外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上である場合

6 第一項各号に掲げる居住者に係る部分対象外国関係会社(外国金融子会社等に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額(解散により外国金融子会社等に該当しないこととなった部分対象外国関係会社(以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。))のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日以前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(次項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額(次項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合の次に掲げる金額。以下この項において「特定所得金額」という。)を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうちその者が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘案した数又は金額並びにその者と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(次条において「部分課税対象金額」という。)に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその日の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

- 一 剰余金の配当等(第一項に規定する剰余金の配当等をいい、法人税法第二十三条第一項の二号に規定する金銭の分配を含む。以下この号及び第十一号イにおいて同じ。)の額(当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人から受ける剰余金の配当等の額(当該他の法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額として政令で定める剰余金の配当等の額を除く。))の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額
- 二 受取利子等(その支払を受ける利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。)をいう。以下この号及び第十一号ロにおいて同じ。)の額(その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金(所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。))の利子の額、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社(金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地の法令の規定によりその本店所在地において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限る。))でその本店所在地においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額その他政令で定める利子の額を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額
- 三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額
- 四 有価証券の譲渡に係る対価の額(当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の二十五以上である場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額
- 五 デリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号ホにおいて同じ。))に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額(同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地の法令に準拠して商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社(その本店所在地においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。))が行う財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額(その他財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額を除く。))
- 六 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額(その行う事業(政令で定める取引を行う事業を除く。))に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額を除く。)
- 七 前各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類させる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。))の二イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額
- イ 収入保険料の合計額から支払つた再保険料(再保険料の合計額から収入した再保険料の額)の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額
- ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険料の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額
- ハ 固定資産(法人税法第二十二号に規定する固定資産をいい、政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号リにおいて同じ。)の貸付け(不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。)による対価の額(主としてその本店所在地において使用に供される固定資産(不動産及び不動産の上に存する権利を除く。))の貸付けによる対価の額、その本店所在地にある不動産

令で定める剰余金の配当等の額を除く。)を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額
- 二 受取利子等(その支払を受ける利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。)をいう。以下この号及び第十一号ロにおいて同じ。)の額(その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金(所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。))の利子の額、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社(金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地の法令の規定によりその本店所在地において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限る。))でその本店所在地においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額その他政令で定める利子の額を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額
- 三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額
- 四 有価証券の譲渡に係る対価の額(当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の二十五以上である場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額
- 五 デリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号ホにおいて同じ。))に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額(同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地の法令に準拠して商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社(その本店所在地においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。))が行う財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額(その他財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額を除く。))
- 六 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額(その行う事業(政令で定める取引を行う事業を除く。))に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額を除く。)
- 七 前各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類させる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。))の二イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額
- イ 収入保険料の合計額から支払つた再保険料(再保険料の合計額から収入した再保険料の額)の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額
- ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険料の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額
- ハ 固定資産(法人税法第二十二号に規定する固定資産をいい、政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号リにおいて同じ。)の貸付け(不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。)による対価の額(主としてその本店所在地において使用に供される固定資産(不動産及び不動産の上に存する権利を除く。))の貸付けによる対価の額、その本店所在地にある不動産

又は不動産の上に存する権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）による対価の額及びその本店所在地においてその役員又は使用人が固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

九 工業所有権その他の技術に関する権利、特許の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）（以下この項において「無形資産等」という。）の使用料（自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額（その有する無形資産等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

十 無形資産等の譲渡に係る対価の額（自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額その他の政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

十一 一から十までに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外国関係会社の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るに掲げる金額を控除した残額

イ 支払を受ける剰余金の配当等の額  
ロ 受取利子等の額  
ハ 有価証券の貸付けによる対価の額  
ニ 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を減算した金額

ホ デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ヘ その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ト 第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）

チ 第七号の二に掲げる金額

リ 固定資産の貸付けによる対価の額

ヌ 支払を受ける無形資産等の使用料

ル 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額

ヲ 総資産の額として政令で定める金額に人員費その他の政令で定める費用の額を加算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額

七 前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外国関係会社の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と、当該各事業年度の同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額をいう。

九 第一項各号に掲げる居住者に係る部分対象外国関係会社（外国金融子会社等）に該当するものに限り、以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る金融子会社等部分適用対象金額のうちその者が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘案した数又は金額並びにその者と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「金融子会社等部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

八 第一項各号に掲げる居住者に係る部分対象外国関係会社（外国金融子会社等）に該当するものに限り、以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る金融子会社等部分適用対象金額のうちその者が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額並びにその者と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条において「金融子会社等部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 一の居住者によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係会社で政令で定める要件を満たすもの（その純資産につき剰余金その他に関する調整を加えた金額として政令で定める金額（以下この号において「親会社等資本持分相当額」という。）の総資産の額として政令で定める金額に対する割合が百分の七十を超えその本店所在地の法令に基づき下回ることのできない資本の額を勘案して政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分に相当する資本に係る利益の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 部分対象外国関係会社について第六項第八号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

三 部分対象外国関係会社について第六項第九号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

四 部分対象外国関係会社について第六項第十号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

五 部分対象外国関係会社について第六項第十一号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

一 前項第一号に掲げる金額

二 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

十 第六項及び第八項の規定は、第一項各号に掲げる居住者に係る部分対象外国関係会社につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該部分対象外国関係会社その該当する事業年度に係る部分適用対象金額（第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）又は金融子会社等部分適用対象金額（前項に規定する金融子会社等部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。

一 各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上であること。

二 各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額が二千万円以下であること。

三 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうち当該各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

十一 第一項各号に掲げる居住者は、その者に係る次に掲げる外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の確定申告書に添付しなければならない。

一 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。）を除く。）

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 前項第一号に掲げる金額

二 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

十 第六項及び第八項の規定は、第一項各号に掲げる居住者に係る部分対象外国関係会社につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該部分対象外国関係会社その該当する事業年度に係る部分適用対象金額（第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）又は金融子会社等部分適用対象金額（前項に規定する金融子会社等部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。

一 各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上であること。

二 各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額が二千万円以下であること。

三 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうち当該各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

十一 第一項各号に掲げる居住者は、その者に係る次に掲げる外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の確定申告書に添付しなければならない。

一 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。）を除く。）

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 前項第一号に掲げる金額

二 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

十 第六項及び第八項の規定は、第一項各号に掲げる居住者に係る部分対象外国関係会社につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該部分対象外国関係会社その該当する事業年度に係る部分適用対象金額（第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）又は金融子会社等部分適用対象金額（前項に規定する金融子会社等部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。

一 各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上であること。

二 各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額が二千万円以下であること。

三 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうち当該各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

十一 第一項各号に掲げる居住者は、その者に係る次に掲げる外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の確定申告書に添付しなければならない。

一 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。）を除く。）

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係会社

三 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二  
十七未満である特定外国関係会社

12 第一項各号に掲げる居住者は、財務省令で定  
めることにより、その者に係る添付不要部分  
対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及  
び損益計算書その他の財務省令で定める書類を  
保存しなければならない。

13 居住者が外国信託（投資信託及び投資法人に  
関する法律第二十四条に規定する外国投  
資信託のうち第六十八条の三の第三項に規定  
する特定投資信託に類するものをいう。以下こ  
の項において同じ。）の受益権を直接又は間接  
に有する場合（その者に係る第二項第一号ロに  
掲げる外国法人を通じて間接に有する場合を含  
む。）及び当該外国信託との間に実質支配関係  
がある場合には、当該外国信託の受託者は、当  
該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資  
産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収  
益及び費用をいう。以下この項において同じ。）  
及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の  
資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ご  
とに、それぞれ別の者とみなして、この条から  
第四十条の六までの規定を適用する。

14 法人税法第四十条の二第二項及び第四十条の三の  
規定は、前項の規定を適用する場合について準  
用する。

15 財務大臣は、第二項第二号二の規定により国  
又は地域を指定したときは、これを告示する。  
第四十条の五 居住者が外国法人から受ける剰余  
金の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定  
する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分  
配をいう。以下この条において同じ。）の額が  
ある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち  
当該外国法人に係る次に掲げる金額の合計額に  
達するまでの金額は、当該居住者の当該剰余金  
の配当等の額の支払を受ける日（以下この条に  
おいて「配当日」という。）の属する年分の当  
該外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係  
る配当所得の金額の計算上控除する。

一 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対  
象金額又は金融子会社等部分課税対象金額  
で、配当日の属する年分において前条第一  
項、第六項又は第八項の規定により当該年分  
の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入さ  
れるものうち、当該居住者の有する当該外  
国法人の直接保有の株式等の数（居住者が有  
する外国法人の株式の数又は出資の金額をい

う。次号及び次項第一号において同じ。）及  
び当該居住者と当該外国法人との間の実質支  
配関係（同条第二項第五号に規定する実質支  
配関係をいう。次号及び次項第二号において  
同じ。）の状況を勘案して政令で定めるとこ  
ろにより計算した金額

二 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対  
象金額又は金融子会社等部分課税対象金額  
で、配当日の属する年の前年以前三年内の各  
年分において前条第一項、第六項又は第八項  
の規定により当該各年分の雑所得の金額の計  
算上総収入金額に算入されたものうち、当  
該居住者の有する当該外国法人の直接保有の  
株式等の数及び当該居住者と当該外国法人と  
の間の実質支配関係の状況を勘案して政令で  
定めるところにより計算した金額（当該各年  
分において当該外国法人から受けた剰余金の  
配当等の額（この項の規定の適用を受けた部  
分の金額に限る。以下この号において同じ。）  
がある場合には、当該剰余金の配当等の額に  
相当する金額を控除した残額。第三項におい  
て「課税済金額」という。）

2 前項の場合において、同項の外国法人が他の  
外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある  
ときは、同項の居住者が同項の外国法人から受  
ける剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当  
等の額につき同項の規定の適用を受ける部分の  
金額を控除した金額（当該外国法人に係る次に  
掲げる金額のうちいずれか少ない金額に達する  
までの金額に限る。）は、当該居住者の配当日  
の属する年分の当該外国法人から受ける剰余金  
の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控  
除する。

一 配当日の属する年及びその年の前年以前二  
年内の各年において、前項の外国法人が他の  
外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当  
該他の外国法人の前条第一項、第六項又は第  
八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前  
に受けた剰余金の配当等の額として政令で定  
めるものを除く。）のうち、当該居住者の有  
する前項の外国法人の直接保有の株式等の数  
に対応する部分の金額として政令で定める金  
額（配当日の属する年の前年以前二年内の各  
年分（次号ロにおいて「前二年内の各年分」と  
いう。）において当該外国法人から受けた  
剰余金の配当等の額（この項の規定の適用を  
受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の

外国法人から受けた剰余金の配当等の額に對  
応する部分の金額に限る。以下この項におい  
て「特例適用配当等の額」という。）がある  
場合には、当該特例適用配当等の額を控除し  
た残額。次項において「間接配当等」とい  
う。）

二 次に掲げる金額の合計額  
イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金  
額、部分課税対象金額又は金融子会社等部  
分課税対象金額で、配当日の属する年分に  
おいて前条第一項、第六項又は第八項の規  
定により当該年分の雑所得の金額の計算上  
総収入金額に算入されるものうち、同号  
の居住者の有する当該他の外国法人を間接  
保有の株式等の数（居住者が外国法人を通  
じて間接に有するものとして政令で定める  
他の外国法人の株式の数又は出資の金額を  
いう。ロにおいて同じ。）及び当該居住者  
と当該他の外国法人との間の実質支配関係  
の状況を勘案して政令で定めるところによ  
り計算した金額  
ロ 前号の他の外国法人に係る課税対象金  
額、部分課税対象金額又は金融子会社等部  
分課税対象金額で、前二年内の各年分にお  
いて前条第一項、第六項又は第八項の規定  
により前二年内の各年分の雑所得の金額の  
計算上総収入金額に算入されたものうち、  
同号の居住者の有する当該他の外国法人  
の間接保有の株式等の数及び当該居住者  
と当該他の外国法人との間の実質支配関係  
の状況を勘案して政令で定めるところによ  
り計算した金額

3 前二項の規定は、課税済金額又は間接配当等  
若しくは間接課税済金額に係る年のうち最も古  
い年以後の各年分（所得税法第二百二十条第一  
項、第二百二十四条第一項（同法第二百二十五条第  
五項において準用する場合を含む。）、第二百二十  
五条第一項、第二百二十六条第一項又は第二百二十  
七条第一項の規定による申告書を提出しなけれ  
ばならない場合の各年分に限る。）の確定申告  
書を連続して提出している場合であつて、か  
つ、配当日の属する年分の確定申告書、修正申  
告書又は更正請求書に前二項の規定による控除

を受けける剰余金の配当等の額及びその計算に關  
する明細を記載した書類の添付がある場合に限  
り、適用する。この場合において、これらの規  
定により控除される金額は、当該金額として記  
載された金額を限度とする。  
第四十条の六 居住者が第四十条の四第一項各号  
に掲げる者に該当するかどうかの判定に關する  
事項、前二条の規定の適用を受ける居住者の所  
得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額  
の計算その他前二条の規定の適用に關し必要な  
事項は、政令で定める。

第二款 特殊関係株主等である居住者  
に係る外国関係法人に係る所得の課税  
の特例  
第四十条の七 特殊関係株主等（特定株主等に該  
当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊  
の関係のある個人及び法人をいう。以下この款  
において同じ。）と特殊関係内国法人との間に  
当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国法人の  
発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式  
又は出資を除く。以下この条において「発行済  
株式等」という。）の総数又は総額の百分の八  
以上の数又は金額の株式等（株式又は出資を  
いう。以下この条において同じ。）を間接に有  
する関係として政令で定める関係（次項におい  
て「特定関係」という。）がある場合において、  
当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間  
に発行済株式等の保有を通じて介在するものと  
して政令で定める外国法人（以下この条におい  
て「外国関係法人」という。）のうち、特定外  
国関係法人又は対象外国関係法人に該当するも  
のが、平成十九年十月一日以後に開始する各事  
業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業  
年度をいう。以下この条及び次条第二項におい  
て同じ。）において適用対象金額を有するとは  
は、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主  
等である居住者の有する当該特定外国関係法人  
又は対象外国関係法人の直接及び間接保有の株  
式等の数に対応するものとしてその株式等の請  
求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第  
一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配  
当又は剰余金の分配をいう。次項第三号イにお  
いて同じ。）を請求する権利をいう。第六項及  
び第八項において同じ。）の内容を勘案して政  
令で定めるところにより計算した金額（次条に  
おいて「課税対象金額」という。）に相当する  
金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑

を受けける剰余金の配当等の額及びその計算に關  
する明細を記載した書類の添付がある場合に限  
り、適用する。この場合において、これらの規  
定により控除される金額は、当該金額として記  
載された金額を限度とする。  
第四十条の六 居住者が第四十条の四第一項各号  
に掲げる者に該当するかどうかの判定に關する  
事項、前二条の規定の適用を受ける居住者の所  
得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額  
の計算その他前二条の規定の適用に關し必要な  
事項は、政令で定める。

所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定株主等 特定関係が生ずることとなる直前に特定内国法人（当該直前に株主等（所得税法第二条第一項第八号の二に規定する株主等をいう。）の五人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人によつて発行済株式等の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等を保有される内国法人をいう。次号において同じ。）の株式等を有する個人及び法人をいう。
- 二 特殊関係内国法人 特定内国法人又は特定内国法人からその資産及び負債の大部分の移転を受けたものとして政令で定める内国法人をいう。
- 三 特定外国関係法人 次に掲げる外国関係法人をいう。
  - イ 次のいずれにも該当しない外国関係法人
    - (1) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係法人
    - (2) その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、第六項及び第八項において「本店所在地」という。）においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係法人
  - (3) 外国子法人（当該外国関係法人とその本店所在地を同じくする外国法人で、当該外国関係法人の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの
  - (4) 特定子法人（特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人で、部分対象外国関係法人に該当するものその他の

政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その本店所在地を同じくする管理支配法人（当該居住者に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人に該当するもので、その本店所在地において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。（4）及び（5）において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配法人がその本店所在地で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地にある不動産の保有、その本店所在地における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地を同じくする管理支配法人によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

その総資産の額として政令で定める金額（ロにおいて「総資産額」という。）に対する第六項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）とあるのを「外国関係法人」として同号及び第八号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人にあつては総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く）」とあるのを「外国関係法人」として同項の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人に該当するものを除く。）をいう。

（ロ）とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合とする。が百分の三十を超える外国関係法人（総資産額に対する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。同項において同じ。）、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係法人に限る。）

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。（2）において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に對する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。（2）において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に對する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。）の関連者等収入保険料の合計額に對する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

ニ 租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係法人

四 対象外国関係法人 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）をいう。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人のうち第八号中「部分対象外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」として同号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなるもの（同号に規定する外国金融機関に該当することとなるものを除く。ロにおいて「特定外国金融持株会社」という。）を除く。）でないこと。

ロ その本店所在地においてその主たる事業（特定外国金融持株会社にあつては、政令で定める経営管理。ハにおいて同じ。）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること並びにその本店所在地においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること

ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業  
その事業を主として当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

(2) (1) に掲げる事業以外の事業  
その事業を主としてその本店所在地（当該本店所在地に係る水域で第四十条の四第二項第三号ハ（2）に規定する政令で定めるものを含む。）において行っている場合として政令で定める場合  
適用対象金額 特定外国関係法人又は対象外国関係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額

五 適用対象金額 特定外国関係法人又は対象外国関係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額



(以下この号において「基準所得金額」という。)を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

六 直接及び間接保有の株式等の数 居住者又は内国法人が直接に有する外国法人の株式等の数又は金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式等の数又は金額の合計数又は合計額をいう。

七 部分対象外国関係法人 第四号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係法人(特定外国関係法人に該当するものを除く。)をいう。

八 外国金融関係法人 その本店所在地の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。)又は保険業を行う部分対象外国関係法人でその本店所在地においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの(以下この号において「外国金融機関」という。)及び外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係法人をいう。

三 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係法人が前項第三号イ(一)から(五)までのいずれかに該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イ(一)から(五)までに該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係法人は同号イ(一)から(五)までに該当しないものと推定する。

四 国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係法人が第二項第四号イからハまでに掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、

し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イからハまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イ又は第七号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該外国関係法人は同項第四号イからハまでに掲げる要件に該当しないものと推定する。

五 第一項の規定は、特殊関係株主等である居住者に係る次の各号に掲げる外国関係法人につき当該各号に定める場合に該当する事実があるときは、当該各号に掲げる外国関係法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 特定外国関係法人 特定外国関係法人の各事業年度の租税負担割合(外国関係法人の各事業年度の所得に対して課される租税の額の当該所得の金額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一項において同じ。)が百分の二十七以上である場合

二 対象外国関係法人 対象外国関係法人の各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上である場合

六 特殊関係株主等である居住者に係る部分対象外国関係法人(外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額(解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人(以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。))のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日以前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(同項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額(同項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合に次に掲げる金額。以下この項において「特定所得の金

額」という。)を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該部分対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(次条において「部分課税対象金額」という。)に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 剰余金の配当等(第一項に規定する剰余金の配当等をいい、法人税法第二十三条第一項の二号に規定する金銭の分配を含む。以下この号及び第十一号イにおいて同じ。)の額(当該部分対象外国関係法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人から所得する剰余金の配当等の額(当該他の法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額として政令で定める剰余金の配当等の額を除く。))を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 受取利子等(その支払を受ける利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。))をいう。以下この号及び第十一号ロにおいて同じ。)の額(その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金(所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。))の利子の額、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係法人(金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地の法令の規定によりその本店所在地において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限る。))がその本店所在地においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の

全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額その他政令で定める利子の額を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

四 有価証券の譲渡に係る対価の額(当該部分対象外国関係法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の二十五以上である場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

五 デリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号ホにおいて同じ。)に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額(同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地の法令に準拠して商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係法人(その本店所在地においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。))が行う財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額その他財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額を除く。))

六 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額(その行う事業(政令で定める取引を行う事業を除く。))に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額を除く。))

七 前各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類する利益の額又は損失の

額を含む。)を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行った取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。)

七の二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

八 固定資産(法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産をいい、政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号において同じ。)の貸付け(不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。)による対価の額(主としてその本店所在地において使用に供される固定資産(不動産及び不動産の上に存する権利を除く。)の貸付けによる対価の額、その本店所在地にある不動産又は不動産の上に存する権利の貸付け(これらを使用させる行為を含む。)による対価の額及びその本店所在地においてその役員又は使用人が固定資産の貸付け(不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号において同じ。)を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外国関係法人が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。)

九 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。以下この号において同じ。)

十 無形資産等の譲渡に係る対価の額(自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額その他の政令で定める対価の額を除く。以下この号において同じ。)

十一 イからルまでに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外国関係法人の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るロに掲げる金額を控除した残額

十二 受取利息等の額

十三 有価証券の貸付けによる対価の額

十四 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を減算した金額

十五 デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

十六 第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類する利益の額又は損失の額を含む。)を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。)

十七 第七号の二に掲げる金額

十八 固定資産の貸付けによる対価の額

十九 支払を受ける無形資産等の使用料

二十 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額

二十一 総資産の額として政令で定める金額に人件費その他の政令で定める費用の額を加算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額

二十二 前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外国関係法人の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額(清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)と、当該各事業年度の同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る場合には零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額(当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額)が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額をいう。

二十三 特殊関係株主等である居住者に係る部分対象外国関係法人(外国金融関係法人に該当するものに限り。以下この項及び次項において同じ。)

二十四 平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額(以下この項において「特定所得の金額」といふ。)を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る金融関係部分適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該部分対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(次条において「金融関係部分課税対象金額」といふ。)に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

二十五 特殊関係株主等である一の居住者によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係法人で政令で定める要件を満たすもの(その純資産につき

二十六 前項第一号に掲げる金額

二十七 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額(当該金額が零を下回る場合には、零)を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

二十八 第六項及び第八項の規定は、特殊関係株主等である居住者に係る部分対象外国関係法人につき、次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該部分対象外国関係法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額(第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。)

二十九 前項に規定する金融関係部分適用対象金額(前項に規定する金融関係部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。)については、適用しない。

三十 前項第一号に掲げる金額

三十一 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額(当該金額が零を下回る場合には、零)を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

三十二 第六項及び第八項の規定は、特殊関係株主等である居住者に係る部分対象外国関係法人につき、次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該部分対象外国関係法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額(第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。)

三十三 前項に規定する金融関係部分適用対象金額(前項に規定する金融関係部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。)

三十四 前項第一号に掲げる金額

三十五 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額(当該金額が零を下回る場合には、零)を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

三十六 第六項及び第八項の規定は、特殊関係株主等である居住者に係る部分対象外国関係法人につき、次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該部分対象外国関係法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額(第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。)

一 各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上であること。  
二 各事業年度における部分適用対象金額又は金融関係法部分適用対象金額が二千万円以下であること。

三 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうち当該各事業年度における部分適用対象金額又は金融関係法部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

11 特殊関係株主等である居住者は、当該居住者に係る次に掲げる外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の確定申告書に添付しなければならない。

一 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である部分対象外国関係法人（当該部分対象外国関係法人のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係法人」という。）を除く。）  
二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である対象外国関係法人  
三 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である特定外国関係法人

12 特殊関係株主等である居住者は、財務省令で定めるところにより、当該居住者に係る添付不要部分対象外国関係法人の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。  
13 特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人が第四十条の四第二項第一号に規定する外国関係会社に該当し、かつ、当該特殊関係株主等である居住者が同条第一項各号に掲げる居住者に該当する場合には、第一項、第六項、第八項及び前二項の規定は、適用しない。

14 特殊関係株主等である居住者が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十四項に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の第三項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に有する場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別個者とみなして、この条から第四十条の九までの規定を適用する。

15 法人税法第四条の二第二項及び第四条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。  
16 財務大臣は、第二項第三号二の規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

第四十条の八 特殊関係株主等である居住者が外国法人から受ける剰余金の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る次に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、当該居住者の当該剰余金の配当等の額の支払を受ける日（以下この条において「配当日」という。）の属する年分の当該外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控除する。

一 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、配当日の属する年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定により当該年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるものうち、当該居住者の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第四十条の五第一項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び次項第一号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額  
二 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、配当日の属する年の前年以前三年内の各年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたものうち、当該居住者の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第四十条の五第一項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び次項第一号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、配当日の属する年の前年以前三年内の各年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたものうち、当該居住者の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第四十条の五第一項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び次項第一号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、配当日の属する年の前年以前三年内の各年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたものうち、当該居住者の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第四十条の五第一項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び次項第一号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額  
三 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、配当日の属する年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるものうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第四十条の五第二項第二号に規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額  
ロ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、前二年内の各年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定

2 前項の場合において、同項の外国法人が他の外国法人から受ける剰余金の配当等の額があるときは、同項の居住者が同項の外国法人から受ける剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額につき同項の規定の適用を受ける部分の金額を控除した金額（当該外国法人に係る次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に達するまでの金額に限る。）は、当該居住者の配当日の属する年分の当該外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控除する。

一 配当日の属する年及びその年の前年以前二年内の各年分において、前項の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該居住者の有する前項の外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（配当日の属する年の前年以前二年内の各年分（次号ロにおいて「前二年内の各年分」という。）において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（この項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この項において「特例適用配当等の額」という。）がある場合には、当該特例適用配当等の額を控除した残額。次項において「間接配当等」という。）

二 次に掲げる金額の合計額  
イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、配当日の属する年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるものうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第四十条の五第二項第二号に規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額  
ロ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、前二年内の各年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定

二 次に掲げる金額の合計額  
イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、配当日の属する年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるものうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第四十条の五第二項第二号に規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額  
ロ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、前二年内の各年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定

二 次に掲げる金額の合計額  
イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、配当日の属する年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるものうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第四十条の五第二項第二号に規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額  
ロ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法部分課税対象金額で、前二年内の各年分において前条第一項、第六項又は第八項の規定

3 前二項の規定は、課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額に係る年のうち最も古しい年以後の各年分（所得税法第二百二十五条第一項、第二百四十四条第一項（同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む）、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項又は第二百二十七条第一項の規定による申告書を提出しなければならない場合の各年分に限る。）の確定申告書を連続して提出している場合であつて、かつ、配当日の属する年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前二項の規定による控除を受ける剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

第四十条の九 特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に第四十条の七第一項に規定する特定関係があるかどうかの判定に関する事項、前二条の規定の適用を受ける居住者の所得税法第九十五条第一項に規定する控除限度額の計算その他前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 住宅借入金等有する場合の特例  
別額控除  
第四十一条 個人が、国内において、居住用家屋の新築等（居住用家屋（住宅の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。以下第三十一項までにおいて同じ。）の新築又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項、第十項、第二十項、第二十一項、第二十七項及び第三十五項において同じ。）をいう。以下この項及び第三項、次条第三項第四号並びに第四十一条の二の二において同じ。）

第四十一条 個人が、国内において、居住用家屋の新築等（居住用家屋（住宅の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。以下第三十一項までにおいて同じ。）の新築又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項、第十項、第二十項、第二十一項、第二十七項及び第三十五項において同じ。）をいう。以下この項及び第三項、次条第三項第四号並びに第四十一条の二の二において同じ。）

第四十一条 個人が、国内において、居住用家屋の新築等（居住用家屋（住宅の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。以下第三十一項までにおいて同じ。）の新築又は居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得（配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項、第十項、第二十項、第二十一項、第二十七項及び第三十五項において同じ。）をいう。以下この項及び第三項、次条第三項第四号並びに第四十一条の二の二において同じ。）

、買取再販住宅の取得（建築後使用されたことのある家屋で耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第三十五項において同じ。）に適合するものとして政令で定めるもの（以下第三十一項まで及び第三十五項において「既存住宅」という。）のうち宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項及び第三十二項、次条第三項第四号並びに第四十一項及び第三十二項において同じ。）既存住宅の取得（買取再販住宅の取得を除く。）又はその者の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの増改築等（以下この項、第三項、第五項、第六項、第九項から第十一項まで、第十五項から第十七項まで及び第三十一項、次条並びに第四十一項の二において「住宅の取得等」という。）をして、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項、第六項及び第九項において同じ。）を平成十九年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（これらの家屋をその新築の日若しくはその取得の日又はその増改築等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）において、その者が当該住宅の取得等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。次項から第十項まで、第十五項、第十八項、第二十三項及び第三十四項並びに次条において「住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項、第三項及び第四項並びに次条において「居住年」という。）以後十年間（居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日。次項、第六項、第十項、第十五項及び第十八項並びに次条第一項において同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。第四項第一号において「適用年」という。）のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が二千万円以下である年については、その年分の所得税の額から、住宅借入金等特別税額控除額を控除する。

一 当該住宅の取得等に要する資金に充てられために第八条第一項に規定する金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）の取得に要する資金に充てるためにこれらの者から借り入れた借入金として政令で定めるものを含む。）及び当該借入金に類する債務で政令で定めるもののうち、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもの

二 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者に対する当該住宅の取得等の工事の請負代金に係る債務又は宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他居住用家屋の分譲を行う政令で定める者に対する当該住宅の取得等（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務（当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、契約において賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他の政令で定める法人を当事者とする当該既存住宅の取得（当該既存住宅の取得とともにする当該既存住宅の敷地の用に供されていた土地等の取得として政令で定めるものを含む。）に係る債務の承継に関する契約に基づき当該法人に対する当該債務で、当該承継後の当該債務の賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

四 当該住宅の取得等に要する資金に充てられために所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払を受ける個人に係る使用者（当該個人が法人税法第二条第十五号に規定する役員その他政令で定める者に該当しない場合における当該支払をされる者を含む。以下この号において同じ。）から借り入れた借入金（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の

取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得に要する資金に充てられたために当該個人に係る使用者から借り入れた借入金として政令で定めるものを含む。）又は当該個人に係る使用者に対する当該住宅の取得等（当該住宅の取得等とともにする当該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務（これらの借入金又は債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、契約において償還期間又は賦払期間が十年以上の割賦償還又は割賦払の方法により返済し、又は支払うこととされているもの

2 前項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額）に控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3 前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 居住年が平成二十一年又は平成二十二年である場合 五千万円

二 居住年が平成二十三年又は平成二十六年から令和三年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合）は、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するものであるときに限り、四千万円

三 居住年が平成二十四年、令和四年又は令和五年である場合（居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものであるときに限り、三千万円

四 居住年が平成十九年である場合 二千五百万円

五 居住年が平成二十年又は平成二十五年から令和七年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものであるときに限り、二千万円

4 第二項に規定する控除率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 居住年が平成十九年又は平成二十年である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合 一パーセント

ロ 適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合 〇・五パーセント

二 居住年が平成二十一年から令和三年までの各年である場合 一パーセント

三 居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合 〇・七パーセント

5 第三項に規定する特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等（第十六項及び第四十一項の三の二第十八項において「課税資産の譲渡等」という。）につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第二条又は第三条の規定による改正後の消費税法（第四十一項の三の二第十八項において「新消費税法」という。）第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいう。

6 居住者が、住宅の取得等をし、かつ、当該住宅の取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅又は第一項の増改築等をした家屋を平成十九年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（次項及び第八項において「居住年」という。）以後十五年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び第八項並びに次条第一項において「特別適用年」という。）において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「特別住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該特別適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額

は、第二項の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が特例借入限度額を超える場合には、当該特例借入限度額）に特例控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）としてこの条、次条及び第四十一条の二の規定を適用することができる。この場合において、第一項中「十年間（居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）」とあり、及び第二十四項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十五年間」と、第二十五項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十五年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十八項、第三十一項及び第三十四項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十五年間」とする。

7 前項に規定する特例借入限度額は、居住年が平成十九年である場合には二千五百万円とし、居住年が平成二十年である場合には二千万円とする。

8 第六項に規定する特例控除率は、特例適用年が居住年又は居住年の翌年以後九年以内の各年である場合には〇・六パーセントとし、特例適用年が居住年から十年目に該当する年以後の各年である場合には〇・四パーセントとする。

9 第六項に規定する居住者が、二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした同項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同一の年中に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、第六項に規定する選択は、これらの住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

10 個人が、国内において、認定住宅等の新築等（認定住宅等（次に掲げる家屋をいう。以下この項、第十三項、第二十四項から第二十六項まで、第二十八項及び第三十四項において同じ。）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をいう。以下この項、次項、第十三項、第十八項及び第十九項並びに第四十一条の二において同じ。）、買取再販認定住宅等の取得（認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が第一項の特定増改築等をした家

屋で政令で定めるものの当該宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項、次項及び第十三項並びに第四十一条の二において同じ。）、又は認定住宅等である既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のもの（以下この項及び第三十一項において「認定住宅等の新築取得等」という。）をして、これらの認定住宅等を平成二十一年六月四日（第二号に掲げる家屋にあつては都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日とし、第三号又は第四号に掲げる家屋にあつては令和四年一月一日とする。）から令和七年十二月三十一日までとの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（次項及び第十二項において「居住年」という。）以後十年間（同日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合には、十三年間）の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「認定住宅等の特例適用年」という。）において当該認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「認定住宅等借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該認定住宅等特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における認定住宅等借入金等の合計額（当該合計額が認定住宅等借入限度額を超える場合には、当該認定住宅等借入限度額）に認定住宅等特例控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、この条、次条及び第四十一条の二の規定を適用することができる。この場合において、第二十四項中「第一項」とあるのは「第十項」と、第二十五項中「の第一項」とあるのは「の第十項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十六項中「の第一項」とあるのは「の第十項」と、第二十八項中「同項」とあるのは「第十項」と、第三十一項及び第三十四項中「同項」とあるのは「第十項」と、「同項」とあるのは「第一項」とする。

屋で政令で定めるものの当該宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項、次項及び第十三項並びに第四十一条の二において同じ。）、又は認定住宅等である既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のもの（以下この項及び第三十一項において「認定住宅等の新築取得等」という。）をして、これらの認定住宅等を平成二十一年六月四日（第二号に掲げる家屋にあつては都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日とし、第三号又は第四号に掲げる家屋にあつては令和四年一月一日とする。）から令和七年十二月三十一日までとの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（次項及び第十二項において「居住年」という。）以後十年間（同日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合には、十三年間）の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「認定住宅等の特例適用年」という。）において当該認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「認定住宅等借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該認定住宅等特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における認定住宅等借入金等の合計額（当該合計額が認定住宅等借入限度額を超える場合には、当該認定住宅等借入限度額）に認定住宅等特例控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、この条、次条及び第四十一条の二の規定を適用することができる。この場合において、第二十四項中「第一項」とあるのは「第十項」と、第二十五項中「の第一項」とあるのは「の第十項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十六項中「の第一項」とあるのは「の第十項」と、第二十八項中「同項」とあるのは「第十項」と、第三十一項及び第三十四項中「同項」とあるのは「第十項」と、「同項」とあるのは「第一項」とする。

11 前項に規定する認定住宅等借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年又は平成二十六年から令和五年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が特定取得（第五項に規定する特定取得をいう。第五号において同じ。）に該当するものであるときに限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る家屋が認定住宅（前項第一号又は第二号に掲げる家屋をいう。以下この項及び第十三項第一号において同じ。）である場合（居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限り、居住年が令和六年又は令和七年である場合には、その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住

一 住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの  
 二 住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの  
 三 特定エネルギー消費性能向上住宅（前二号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものをいう。次項及び第十三項第二号において同じ。）  
 四 エネルギー消費性能向上住宅（前三号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものをいう。次項及び第十三項第三号において同じ。）

に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る。） 四千五百万円  
 三 居住年が平成二十四年、令和四年又は令和五年である場合（居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る。） 四千万円  
 四 居住年が令和六年又は令和七年である場合（その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る。） 三千万円  
 五 居住年が平成二十五年から令和七年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものであるときに限り、居住年が令和六年又は令和七年である場合には、その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であるとき、又はその居住に係る家屋が認定住宅若しくは特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものであるときに限り、居住年が令和六年又は令和七年である場合には、その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であるとき、又はその居住に係る家屋が認定住宅若しくは特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものであるときに限る。） 三千万円

12 第十項に規定する認定住宅等控除率は、居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年である場合には一・二パーセントとし、居住年が平成二十四年から令和三年までの各年である場合には一パーセントとし、居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合には〇・七パーセントとする。

13 個人で、年齢四十歳未満であつて配偶者を有する者、年齢四十歳以上であつて年齢四十歳未満の配偶者を有する者又は年齢十九歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族を有する者（以下この項において「特例対象個人」という。）が、第十項の規定を適用する場合（認定住宅等の新築等又は買取再販認定

住宅等の取得をし、かつ、当該認定住宅等の新築等をした認定住宅等（第二十一項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特別認定住宅等を含む。）又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところにより当該特例対象個人の居住の用に供した場合には、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とすることができる。

- 一 その居住に係る家屋が認定住宅である場合 五千万円
- 二 その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅である場合 四千五百万円
- 三 その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合 四千万円

前項の個人若しくは配偶者の年齢が四十歳未満であるかどうか若しくは同項の扶養親族の年齢が十九歳未満であるかどうか又はその者が同項の個人の配偶者若しくは同項の扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和六年十二月三十一日（これらの者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。

15 個人が、住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該住宅の取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅又は第一項の増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を令和元年十月一日から令和二年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（当該増改築等に係る第四十一項の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき、同条第一項、第五項又は第八項の規定によりこの条の規定の適用を受けた場合を除く。）において、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項及び第十八項において「居住年」という。）から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「特別特定適用年」という。）において当該住宅の取得等に係る住宅借入金等（以下この項において「特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該特別特定適用年を第一項に規定する特別認定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）にパーセントを乗じて計算した金額（当該金額が控除限度額を超える場合には控除限度額とし、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、この条、次条及び第四十一項の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十年間）」とあり、及び第二十四項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十五項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十六項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに第二十八項、第三十一項及び第三十四項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。

16 前項に規定する特別特定取得とは、個人の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に相当する消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る課税資産の譲渡等につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第三条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等を行うことである。

17 第十五項の控除限度額は、当該住宅の取得等で特別特定取得（前項に規定する特別特定取得をいう。次項及び第十九項において同じ。）に該当するものに係る対価の額又は費用の額から当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が四千万円を超える場合には、四千万円）にパーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする。

18 個人が、認定住宅等の新築等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、当該認定住宅等の新築等をした家屋を令和元年十月一日から令和二年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合（居住年が令和九年目に該当する年において当該認定住宅等の新築等に係る第十項に規定する認定住宅等借入金等の金額につき、同項の規定によりこの条、次条又は第四十一項の二の規定の適用を受けている場合その他の政令で定める場合に限り。）において、居住年が十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年（当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条第一項において「認定住宅特別特定適用年」という。）において当該認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等（以下この項において「認定住宅特別特定住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、第十五項の規定にかかわらず、当該認定住宅特別特定適用年を第一項に規定する特別特定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）にパーセントを乗じて計算した金額（当該金額が認定住宅控除限度額を超える場合には、当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を当該認定住宅特別特定適用年における同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額として、この条、次条及び第四十一項の二の規定を適用することができる。この場合において、同項中「十年間（居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）」とあり、及び第二十四項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十五項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十三年間」と、第二十六項中「第一項に規定する十年間」とあり、並びに第二十八項、第三十一項及び第三十四項中「十年間（同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「十三年間」とする。

19 前項の認定住宅控除限度額は、当該認定住宅等の新築等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額から当該認定住宅等の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額として政令で定める金額（当該金額が五千万円を超える場合には、五千万円）にパーセントを乗じて計算した金額を三で除して計算した金額とする。

20 個人が、国内において、小規模居住用家屋（住宅の用に供する家屋のうち小規模なものと政令で定めるものをいう。次項において同じ。）で令和五年十二月三十一日以前に建築基準法第六条第一項の規定による確認（次項において「建築確認」という。）を受けているもの（以下この項において「特例居住用家屋」という。）の新築又は特例居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）をした場合には、当該特例居住用家屋の新築等は第一項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものと、当該特例居住用家屋は居住用家屋とそれぞれみなして、同項、第三十一項及び第三十四項の規定を適用することができる。ただし、第三十一項に規定する適用年のうち、その者のその年の所得税に係るその年の所得税法第二十条第一項第三十号の合計所得金額が千円を超える年については、この限りでない。

21 個人が、国内において、特例認定住宅等（小規模居住用家屋に該当する家屋で次に掲げるもののうち令和六年十二月三十一日以前に建築確認を受けているものをいう。以下この項において同じ。）の新築又は特例認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項において「特例認定住宅等の新築等」という。）をした場合には、当該特例認定住宅等の新築等は第十項に規定する認定住宅等の新築等に該当するものと、当該特例認定住宅等は同項に規定する認定住宅等と、当該特例認定住宅等で第一号又は第二号に掲げるものは第十一項第一号に規定する認定住宅と、当該特例認定住宅等で第三号に掲げるものは第十項第三号に規定する認定エネルギー消費性能向上住宅と、当該特例認定住宅等で第四号に掲げるものは同項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅とそれぞれみなして、同項、第三十一項及び第三十四項の規定を適用することができる。ただし、第十項に規定する認定住宅等特例適用年のうち、その者のその年の所得税に係るその年の所得税

法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。  
一 住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの

二 住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの  
三 前二号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの  
四 前三号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの

22 第一項に規定する特定増改築等とは、同項に規定する宅地建物取引業者が家屋（同項の宅地建物取引業者からの取得前二年内に当該宅地建物取引業者が取得したものに限る。）につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であつて、当該工事に要した費用の総額が当該家屋の同項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円）以上であることその他の政令で定める要件を満たすものをいい、同項に規定する増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で当該工事に要した費用の額（当該工事に要した費用に補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が百万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項から第八項までの規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

23 住宅借入金等には、当該住宅借入金等が無利息又は著しく低い金利による利息であるものと

なる場合として政令で定める場合における当該住宅借入金等を含まないものとする。  
24 第一項の規定は、個人が、同項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第十項の認定住宅等をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について第三十一条の三第一項、第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。次項において同じ。）、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十七条の五の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、当該個人の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

25 第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分又は第十項の認定住宅等をその居住の用に供した個人が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年以後三年以内の各年中に当該居住の用に供した当該居住用家屋及び既存住宅並びに当該増改築等をした家屋並びにこれら家屋の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十一条の三第二項に規定する居住用財産、第三十五条第一項に規定する資産又は第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五又は第三十七条の五の規定の適用を受けるときは、当該個人の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

26 第一項及び第十項の規定は、個人が、第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は第十項の認定住宅等をその居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税について第四十一条の十九の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該個人の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

27 個人が、国内において、住宅の用に供する家屋でエネルギーの使用の合理化に資する家屋に該当するもの以外のものとして政令で定めるもの（以下この項において「特定居住用家屋」という。）の新築又は特定居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該特定居住用家屋を令和六年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合においては、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

28 第一項の規定の適用を受けていた個人が、その者に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給付等の支払をする者（第三十一項において「給付等の支払者」という。）からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してその適用に係る第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は第十項の認定住宅等をその者の居住の用に供しなくなったことにより第一項の規定の適用を受けられなくなった後、これらの家屋（当該増改築等をした家屋）については、当該増改築等に係る者の居住の用に供した場合における第一項の規定の適用については、同項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年）にあつては、同日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなす。

29 前項の規定は、同項の個人が、同項の家屋をその居住の用に供しなくなる日までに同項に規定する事由その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（第四十一条の二の二第七項の規定により同項の証明書を（これに類するものとして財務省令で定める書類を含む。）の交付を受けている場合には、当該証明書のうち同日の属する年以後の各年分に係るもの）の添付があるものに限る。）を当該家屋の所在地の所轄税務署長に提出しており、かつ、前項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類その他の財務省令で定める書類（次項において「再居住に関する証明書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

30 税務署長は、前項の届出書の提出がなかった場合又は再居住に関する証明書類の添付がない

31 確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書及び再居住に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第二十八項の規定を適用することができる。同項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、税務署長がその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。  
32 個人が、住宅の取得等又は認定住宅等の新築取得等（第三十四項において「住宅の新築取得等」という。）をし、かつ、当該住宅の取得等をした第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は当該認定住宅等の新築取得等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日以後その年の十二月三十一日までの間に、その者に係る給付等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由（次項において「特定事由」という。）に基因してこれらの家屋（当該増改築等をした家屋）については、当該増改築等に係る者の居住の用に供しなくなった後、これらの家屋を再びその者の居住の用に供したときは、第一項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年）にあつては、同日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなして、同項の規定を適用することができる。

32 前項の規定は、同項の個人が、同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に、同項の規定により第一項の規定の適用による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書、前項の家屋を特定事由が生ずる前において居住の用に供していたことを証する書類、当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類、登記事項証明書その他の財務省令で定める書類（次項において「再居住等に関する証明書類」という。）の添付がない

類」という。)の添付がある場合に限り、適用する。

33 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは再居住等に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び再居住等に関する証明書類の提出があった場合に限り、第三十一項の規定を適用することができる。

34 従前家屋(住宅の新築取得等をして第一項の定めるところにより引き続きその個人の居住の用に供していた家屋をいう。以下この項において同じ。)が災害により居住の用に供することができなくなつた場合において、第一項に規定する居住年以後十年間(同項に規定する十年間をいう。)の各年のうち、その居住の用に供することができなくなつた日の属する年以後の各年(次に掲げる年以後の各年を除く。)は、同項に規定する適用年とみなして、同項の規定を適用することができる。

一 当該従前家屋若しくはその敷地の用に供されて土地若しくは当該土地の上に存する権利(以下この号及び次号において「従前土地等」という。)又は当該従前土地等にその居住の用に供することができなくなつた日以後に建築した建物若しくは構築物を同日以後に事業の用若しくは賃貸の用又は当該個人と生計を一にする次に掲げる者に對する無償による貸付けの用に供した場合(災害に際し被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)が適用された市町村(特別区を含む。)の区域内に所在する従前家屋をその災害により居住の用に供することができなくなつた者(第三号において「再建支援法適用者」という。)が当該従前土地等に同日以後に新築をした家屋の当該新築に係る住宅借入金等若しくは当該従前家屋につき同日以後に行う第二十二項に規定する増改築等に係る住宅借入金等についてその年において第一項の規定の適用を受ける場合又は当該従前土地等に同日以後に新築をした認定住宅等についてその年において第四十一条の四の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける場合を除く。)における当該事業の用若しくは賃貸の用又は貸付けの用に供した日の属する年

イ 当該個人の親族  
ロ 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  
ハ イ及びロに掲げる者以外の者で当該個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの  
ニ イからハまでに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

二 当該従前家屋又は従前土地等の譲渡をした日の属する年分の所得税について第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定の適用を受ける場合における当該譲渡の日の属する年

三 当該個人(再建支援法適用者を除く。)が当該従前家屋に係る住宅借入金等以外の住宅借入金等について当該従前家屋を居住の用に供することができなくなつた日の属する年以後最初に第一項の規定の適用を受けた年又は認定住宅等について同日の属する年以後最初に第四十一条の四の四第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた年  
個人が、建築後使用されたことのある家屋で耐震基準に適合するもの以外のもので政令で定めるもの(以下この項において「要耐震改修住宅」という。)の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修(地震に對する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。)を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日(当該取得の日から六月以内の日に限る。)までに当該耐震改修(第四十一条の四の二第一項又は第四十一条の四の三第四項若しくは第六項の規定の適用を受けるものを除く。)により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅の取得は既存住宅の取得と、当該要耐震改修住宅は既存住宅とそれぞれみなして、第一項、第十五項、第三十一項及び前項の規定を適用することができる。

35 個人が、建築後使用されたことのある家屋で耐震基準に適合するもの以外のもので政令で定めるもの(以下この項において「要耐震改修住宅」という。)の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅の耐震改修(地震に對する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。)を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、当該要耐震改修住宅をその者の居住の用に供する日(当該取得の日から六月以内の日に限る。)までに当該耐震改修(第四十一条の四の二第一項又は第四十一条の四の三第四項若しくは第六項の規定の適用を受けるものを除く。)により当該要耐震改修住宅が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅の取得は既存住宅の取得と、当該要耐震改修住宅は既存住宅とそれぞれみなして、第一項、第十五項、第三十一項及び前項の規定を適用することができる。

登記事項証明書その他の書類の添付がある場合に限り、適用する。

37 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び登記事項証明書その他の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

38 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項及び租税特別措置法第四十一条第一項(住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除)の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替へるものとする。

39 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第四十一条第一項(住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除)」とする。

40 第六項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の二 個人が、前条第一項に規定する適用年(特例適用年、認定住宅等特例適用年、特別特定適用年又は認定住宅特別特定適用年を含む。以下この条において同じ。)において、二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、前条第二項、第六項、第十項、第十五項及び第十八項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における同条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。  
一 前条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額(同項の規定により同条又は次条の規定

の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。) 当該特例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

二 前条第十項に規定する認定住宅等借入金等の金額(同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。) 当該認定住宅等借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額  
三 前条第十五項に規定する特別特定住宅借入金等の金額(同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。) 当該特別特定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額  
四 前条第十八項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額(同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。) 当該認定特別特定住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

五 前各号に掲げる住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等の金額(以下この条において「他の住宅借入金等の金額」という。) 当該他の住宅借入金等の金額につき前条第二項の規定に準じて計算した金額  
前項ただし書の控除限度額は、個人が適用年において有する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一 特例住宅借入金等の金額 特例住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第七項の規定により定められた特例借入限度額に同条第八項の規定により計算した金額(二以上の住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの特例住宅借入金等の金額ごとに、これらの特例住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第七項の規定により定められた特例借入限度額に同条第八項の規定により計算した金額のうち最も多い金額)

二 認定住宅等借入金等の金額 認定住宅等借入金等の金額に係る居住年につき前条第十一項又は第十三項の規定により定められた認定住宅等借入限度額に同条第十二項の規定によ



り当該適用年につき定められた認定住宅等控除率を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る認定住宅等借入金等の金額を有する場合には、これらの認定住宅等借入金等の金額ごとに、これらの認定住宅等借入金等の金額に係る居住年につき同条第十一項又は第十三項の規定により定められた認定住宅等借入限度額に同条第十二項の規定により当該適用年につき定められた認定住宅等控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

三 特別特定住宅借入金等の金額 二十六万六千六百円

四 認定特別特定住宅借入金等の金額 三十三万三千三百円

五 他の住宅借入金等の金額 他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る他の住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの他の住宅借入金等の金額ごとに、これらの他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

3 二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした前条第一項に規定する居住用家屋、既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の取得等を一の住宅の取得等（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとにそれぞれ一の住宅の取得等）として、同条又は前二項の規定を適用する。

一 当該居住日の属する年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、認定住宅等借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものがあるとき  
認定住宅等借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

二 当該居住日の属する年が平成二十六年から平成三十年までの各年又は令和三年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、前条第五項に規定する特定取得（以下この号及び次号イにおいて「特定取得」という。）に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものであるとき 特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうちに認定住宅等借入金等の金額に係るもの）と他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるときは、当該区分をした住宅の取得等と認定住宅等借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

三 当該居住日の属する年が令和元年又は令和二年である場合において、次に掲げる場合に該当するとき 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める住宅の取得等

イ 当該二以上の住宅の取得等のうちに、特定取得に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものである場合 特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうちに認定住宅等借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るもの）とあるときは、当該区分をした住宅の取得等と認定住宅等借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

ロ 当該二以上の住宅の取得等のうちに、特別特定住宅借入金等の金額に係るものと認定特別特定住宅借入金等の金額に係るものがある場合 特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と認定特別特定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

四 当該居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものと居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものであるとき 居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当する住宅の取得等と居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものであるとき

取得に該当する住宅の取得等と居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうちに認定住宅等借入金等の金額に係るもの）と他の住宅借入金等の金額に係るものとあるときは、当該区分をした住宅の取得等と認定住宅等借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の二 第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日（以下この条において「居住日」という。）の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年以内とし、居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販住宅の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年以内とする。）のい

ずれかの年分の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人が、当該居住日の属する年の翌年以後九年内（当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内とし、当該居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販住宅の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十二年以内とする。）の各年に所得税法第九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等（以下この

条において「給与等」という。）の支払を受けるときは、この項の規定の適用を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨、その年の同法第二条第一項第三十号の合計所得金額（次項において「合計所得金額」という。）の見積額その他財務省令で定める事項を記載した申告書をその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から第四十一条第一項の規定による控除をされる金額に限るものとし、当該金額が当該税額を超える場合には、当該税額に相当する金額とする。）

2 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、財務省令で定めるところにより、第七項の規定により提出された証明書その他の書類を添付して、提出しなければならないものとし、同日においてその者のその年の合計所得金額の見積額が二十万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第二十項の規定により居住用家屋の新築等に該当するもの）とみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第二十一項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）を超えるときは提出することができないものとする。

3 第一項の場合において、同項に規定する申告書を受取る際に經由すべき給与等の支払者が受け取ったときは、当該申告書は、その受け取った日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 居住日の属する年分又はその翌年以後八年内（居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年以内とし、居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販住宅の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十二年以内とする。）の各年に所得税法第九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等（以下この

得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。)のいずれかの年の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人は、第一項に規定する申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する政令で定める要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。第八項において同じ。)により提供することができる。この場合においては、同条第二項後段の規定を準用する。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書」とあるのは「申告書に記載すべき事項」と、「受け取った」とあるのは「提供を受けた」とする。

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同条中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び租税特別措置法第四十一条の二の二第一項(年末調整に係る住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除)」とする。

二 所得税法第二百二十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の二の二第二項(年末調整に係る住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除)」の規定により控除される金額との合計額」とする。

7 税務署長は、政令で定めるところにより、居住日の属する年又はその翌年以後八年内(居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令

和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。)のいずれかの年の所得税につき同条第一項の規定の適用を受けた個人から当該居住日その他の事項についての証明書の交付の申請があつた場合には、これを交付しなければならない。

8 居住日の属する年分(令和元年から令和七年までの各年分に限る。以下この項において「居住年分」という。)又は当該居住年分の翌年以後八年内(居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は第四十一条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内)の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合又は、第二項の規定による書類の提出に代えて、財務省令で定めるところにより、当該申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者に対し、当該書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該個人は、同項の規定により当該申告書に当該書類を添付して、提出したものとみなす。

(住宅取得資金に係る借入金の年末残高等調書)

第四十一条の三 令和五年一月一日以後に居住の用に供する家屋について第四十一条第一項又は前条第一項の規定の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等(第四十一条第一項に規定する住宅借入金等をいう。以下第三項までにおいて同じ。)に係る債権者(当該住宅借入金等に係る債権者その他の政令で定める者をいう。次項において同じ。)に、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の財務省令で定める事項(次項において「申請事項」という。)を

記載した書類(以下この項及び次項において「適用申請書」という。)の提出(当該適用申請書の提出に代えて行う電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)による当該適用申請書に記載すべき事項の提供を含む。)をしなければならない。

2 適用申請書の前項に規定する提出(以下この項において「適用申請書の提出」という。)を受けた債権者は、その適用申請書の提出を受けた日の属する年以後十年内(前項の個人が同項の家屋を居住の用に供した日の属する年が令和五年であり、かつ、その居住に係る第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間)の各年の十月三十一日(その適用申請書の提出を受けた日の属する年にあつては、その翌年一月三十一日)までに、申請事項及び当該適用申請書の提出をした個人のその年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年にあつては、同日)における住宅借入金等の金額その他の財務省令で定める事項を記載した調書を作成し、当該債権者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該債権者は、当該適用申請書につき帳簿を備え、当該適用申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調書を提出する義務がある者に質問し、その者の住宅借入金等に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二項の調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けた者が居住用財産に係る課税の特例を受ける場合の修正申告等)

第四十一条の三 第四十一条第二十五項に規定する資産の譲渡をした個人で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前三年以内の各年分の所得税につき同条第一項又は第四十一条の二の二第一項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前三年以内の各年分の所得税についての修正申告書(同条第六項第二号又は所得税法第二百二十一条の規定により確定申告書を提出していない者にあつては、期限後申告書)を提出し、かつ、当該期限内にこれらの申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前項の規定によりこれらの申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、納税地の所轄税務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

3 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。)に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三第一項の規定による修正申告書」

と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十一条第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

4 第一項の規定による期限後申告書及び第二項の更正（当該申告書を提出すべきに係るものに限る。）又は決定に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを国税通則法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）

第四十一条の三の二

個人で、年齢五十歳以上である者、介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定（以下この項において「要介護認定」という。）を受けている者、同条第二項に規定する要支援認定（以下この項において「要支援認定」という。）を受けている者、所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者（以下この項において「障害者」という。）に該当する者又は当該個人の親族（当該親族が、年齢六十五歳以上である者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者（次項及び第十二項において「高齢者等」という。）である場合に限る。）と同居を常況としている者（以下この項及び次項において「特定個人」という。）が、当該特定個人の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの（第五項、第八項及び第十七項において「居住用の家屋」という。）の増改築等（以下この項、第三項、第四項及び第十四項第二号イにおいて「住宅の増改築等」という。）をして、当該家屋（当該住宅の増改築等に係る部分に限る。）を平成十九年四月一日から令和三年十二月三十一日

までの間に第四十一条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（第四項、第十二項及び第十四項第二号イにおいて「居住年」という。）以後五年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日。以下この項、第五項、第八項及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項において「増改築等特例適用年」という。）において当該住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第五項及び第八項、同条第二項及び第六項並びに第四十一条の二の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度額。以下この項において同じ。）の二パーセントに相当する金額とす（その年十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の二パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、第四十一条及び第四十一条の二の規定を適用する。）とができる。

2

前項に規定する増改築等とは、当該特定個人が所有している家屋につき行う次に掲げる工事（当該工事と併せて当該家屋につき高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）及び次項において「高齢者等居住改修工事等」という。）を行うものに限るものとし、当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。以下この項及び次項において「特定工事」という。）で当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額（当該特定工事の費用（当該補助金又は給付金その他これらに準ずる

ものをいう。以下この項、次項、第六項、第七項及び第九項において同じ。）の交付を受ける場合には、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの（第四十一条の十九の三第一項から第六項まで及び第八項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。

一 当該家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（次号から第四号までに掲げるものを除く。）

二 当該家屋につき行うエネルギーの使用の合理化に著しく資する改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項、次項、第六項及び第七項において「特定断熱改修工事等」という。）で当該特定断熱改修工事等に要した費用の額（当該特定断熱改修工事等の費用に補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が五十万円を超えるもの

三 当該家屋につき行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための改修工事（政令で定めるもの（当該改修工事が行われる設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項、次項、第六項第二号、第七項及び第九項において「特定多世帯同居改修工事等」という。）で当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（当該特定多世帯同居改修工事等の費用に補助金等の交付を受ける場合には、当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が五十万円を超えるもの

四 第二号に掲げる改修工事と併せて当該家屋につき行う構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための改修工事（政令で定めるもの（当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項、次項、第六項第三号及び第七項において「特定耐久性向上改修工事等」という。）で当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額（当該特定耐久性向上改修工事等の費用に補助金等の交付を受ける場合には、当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が五十万円を超えるもの

3

第一項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該個人の当該住宅の増改築等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。第十三項、第十四項、第十五項第一号及び第十六項において「住宅借入金等」という。）をいい、第一項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の高齢者等居住改修工事等に要した費用の額、特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額及び特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額の合計額（当該特定工事の費用に補助金等の交付を受ける場合には、当該合計額から当該補助金等の額を控除した金額）に相当する部分の金額をいう。

一 当該住宅の増改築等に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金（当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）の取得に要する資金に充てるためにこれらの者から借り入れた借入金として政令で定めるものを含む。）及び当該借入金に類する債務で政令で定めるもののうち、契約において償還期間が五年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもの

二 建設業法第二条第三項に規定する建設業者に対する当該住宅の増改築等の工事の請負代金に係る債務又は宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他第四十一条第一項に規定する居住用家屋の分譲を行う政令で定める者に対する当該住宅の増改築等（当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務（当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、改修工事等の費用に補助金等の交付を受ける場合には、当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）が五十万円を超えるもの

改修工事等の費用に補助金等の交付を受ける場合には、当該特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。第六項第三号において同じ。）が五十万円を超えるもの

第一項に規定する増改築等住宅借入金等とは、当該個人の当該住宅の増改築等に係る次に掲げる借入金又は債務（利息に対応するものを除く。第十三項、第十四項、第十五項第一号及び第十六項において「住宅借入金等」という。）をいい、第一項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額とは、当該増改築等住宅借入金等の金額のうち当該住宅の高齢者等居住改修工事等に要した費用の額、特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額及び特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額の合計額（当該特定工事の費用に補助金等の交付を受ける場合には、当該合計額から当該補助金等の額を控除した金額）に相当する部分の金額をいう。

一 当該住宅の増改築等に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、地方公共団体その他当該資金の貸付けを行う政令で定める者から借り入れた借入金（当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）の取得に要する資金に充てるためにこれらの者から借り入れた借入金として政令で定めるものを含む。）及び当該借入金に類する債務で政令で定めるもののうち、契約において償還期間が五年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもの

二 建設業法第二条第三項に規定する建設業者に対する当該住宅の増改築等の工事の請負代金に係る債務又は宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他第四十一条第一項に規定する居住用家屋の分譲を行う政令で定める者に対する当該住宅の増改築等（当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得として政令で定めるものを含む。）の対価に係る債務（当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。）で、

契約において賦払期間が五年以上の割賦払の方法により支払うこととされているもの

三 当該住宅の増改築等に要する資金に充てるために第四十一条第一項第四号に規定する使用者(以下この号において「使用者」という。)から借り入れた借入金(当該住宅の増改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用に供される土地等の取得に要する資金に充てるために当該使用者から借り入れた借入金として政令で定めるものを含む。)

四 当該住宅の増改築等に要する資金に充てるために独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で、契約において当該個人であつて当該借入金に係る債務を有する者(二人以上の個人が共同で借り入れた場合にあつては、当該二人以上の個人の全て)の死亡時に一括償還する方法により支払うこととされているもの

4 第一項に規定する特定増改築等限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 居住年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合(その居住に係る住宅の増改築等が特定取得に該当するものである場合に限る。)二百五十万円

二 前号に掲げる場合以外の場合 一百万円

5 個人が、当該個人の居住用の家屋の増改築等(以下この項、第七項及び第十四項第二号において「住宅の増改築等」という。)をして、当該居住用の家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。)を平成二十年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に第四十一条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年(同号において「居住年」という。)以後五年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している

年)に限る。以下この項において「増改築等特例適用年」という。)において当該住宅の増改築等に係る断熱改修住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び第八項、同条第二項及び第六項並びに第四十一条の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が第一項に規定する特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度額。以下この項において同じ。)の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における断熱改修住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)から当該特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額に百円未満の相当する金額との合計額(当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、第四十一条及び第四十一条の二の規定を適用することができる。

6 前項に規定する増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う次に掲げる工事(当該工事を併せて当該家屋につき特定断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等以外のエネルギーの使用の合理化に相当程度資する改修工事で政令で定めるもの(当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この項において「断熱改修工事等」という。)を行うものに限るものとし、当該工事を併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。以下この項及び次項において「特定工事」という。)で当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額(当該特定工事の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額)が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの(第四十一条の十九の三第一項から第六項まで及び第八項の規定の適用を受けるものを除く)をいう。

7 第五項に規定する断熱改修住宅借入金等とは、当該個人の当該住宅の増改築等に係る第三項第一号から第三号までに掲げる借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)をいい、第五項に規定する特定断熱改修住宅借入金等の金額とは、当該断熱改修工事等に要した費用の額、特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額及び特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額の合計額(当該特定工事の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該合計額から当該補助金等の額を控除した金額)に相当する部分の金額をいう。

8 個人が、当該個人の居住用の家屋の増改築等(以下この項及び第十項において「住宅の増改築等」という。)をして、当該居住用の家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。)を平成二十八年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に第四十一条第一項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年以後五年間の各年(同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年)に限る。以下この項において「増改築等特例適用年」という。)において当該住宅の増改築等に係る多世帯同居改修住宅借入金等の金額を有するときは、その者の選択により、当該増改築等特例適用年における同条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項及び第五項、同条第二項及び第六項並びに第四十一条の規定にかかわらず、その年十二月三十一日における特定多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円。以下この項において同じ。)の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)から当該特定多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額(当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、第四十一条及び第四十一条の二の規定を適用することができる。

9 前項に規定する増改築等とは、当該個人が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事を併せて当該家屋につき特定多世帯同居改修工事等を行うものに限るものとし、当該工事を併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含むものとする。以下この項において「特定工事」という。)で当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額(当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。次項において同じ。)が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすもの(第四十一条の十九の三第一項から第六項まで及び第八項の規定の適用を受けるものを除く)をいう。

10 第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等とは、当該個人の当該住宅の増改築等に係る第三項第一号から第三号までに掲げる借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)をいい、第八項に規定する特定多世帯同居改修住宅借入金等の金額とは、当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額のうち当該住宅の特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額に相当する部分の金額をいう。

11 第三項の増改築等住宅借入金等、第七項の断熱改修住宅借入金等又は前項の多世帯同居改修住宅借入金等には、当該増改築等住宅借入金等、当該断熱改修住宅借入金等又は当該多世帯同居改修住宅借入金等が無利息又は著しく低い金利による利息であるものとなる場合として政令で定める場合における当該増改築等住宅借入金等、当該断熱改修住宅借入金等又は当該多世帯同居改修住宅借入金等を含まないものとする。

12 第一項の個人の年齢が五十歳以上であるかどうか又は同項の個人の親族の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定は、居住年の十二月三十一日(これらの者が年の中途において死亡した場合)には、その死亡の時。以下この項において同じ。)の年齢によるものとし、第一項の個人が高齢者等と同居を常況としているかどうかの判定は、居住年の十二月三十一日の現況によるものとする。

13 第一項、第五項又は第八項に規定する個人が、増改築等特例適用年(第一項、第五項又は

第八項に規定する増改築等特例適用年をいう。以下この項、第十五項及び第十六項において同じ。において、二以上の住宅の増改築等（第一項、第五項又は第八項に規定する住宅の増改築等をいう。以下この項、第十五項、第十七項（第一号を除く。）及び第十九項において同じ。）に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下第十七項までにおいて同じ。）又は第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下第十七項までにおいて同じ。）を有する場合に、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項、第五項又は第八項の規定にかかわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額、当該断熱改修住宅借入金等の金額又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。ただし、当該各号に定める金額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における同条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 当該増改築等住宅借入金等の金額 当該増改築等住宅借入金等の金額につき第一項の規定に準じて計算した金額

二 当該断熱改修住宅借入金等の金額 当該断熱改修住宅借入金等の金額につき第五項の規定に準じて計算した金額

三 当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額 当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき第八項の規定に準じて計算した金額

前項ただし書の控除限度額は、個人が同項に規定する増改築等特例適用年において有する住宅借入金等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一 当該住宅借入金等の全てについて、その居住年（第一項又は第五項に規定する居住年をいう。第十六項第一号イにおいて同じ。）が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等（第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をいう。同号イ、第十七項第一号及び第十八項において同じ。）に係る増改築等住宅借入金等（第一項に規定する増改築等住宅借入金等をいう。第十六項第一号イにおいて同じ。）及び断熱改修住宅借入金等（第五項に規定する断熱改修住宅借入金等をいう。同号イにおいて同じ。）である場合、第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年の十二月三十一日における第一項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額及び第五項に規定する特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円。以下この号において「特例借入金合計額」という。）の二パーセントに相当する金額と当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千円を超える場合には、千円）から当該特例借入金合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額

イ 増改築等住宅借入金等の金額 当該増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額（二パーセントに相当する金額）と千円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（二以上の住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの増改築等住宅借入金等の金額ごとに、これらの増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき同項の規定により定められた特定増改築等限度額（二パーセントに相当する金額）と千円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額とをそれぞれ合算した金額のうち最も多い金額）

ロ 断熱改修住宅借入金等の金額 当該断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につ

き第四項の規定により定められた特定増改築等限度額（二パーセントに相当する金額）と千円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（二以上の住宅の増改築等に係る断熱改修住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき同項の規定により定められた特定増改築等限度額（二パーセントに相当する金額）と千円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額とをそれぞれ合算した金額のうち最も多い金額）

ハ 多世帯同居改修住宅借入金等の金額 十二万五千円

十一 第一項、第五項又は第八項に規定する個人が、増改築等特例適用年において、増改築等住宅借入金等の金額、断熱改修住宅借入金等の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額及び当該増改築等住宅借入金等の金額、断熱改修住宅借入金等の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等（以下の第四十一条第一項に規定する住宅の取得等）（以下この項において「他の住宅取得等」という。）に係る同条第一項に規定する住宅借入金等（当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。））に係る同項に規定する適用年若しくは同条第六項に規定する特例適用年又は同条第十項に規定する認定住宅等に係る同項に規定する認定住宅等特例適用年に係るものに限る。以下この項及び次項において「他の住宅借入金等」という。）の金額を有する場合には、増改築等特例適用年における同条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、第一項、第五項、第八項及び第十三項並びに同条第二項、第六項及び第十項並びに第四十一条の二第二項の規定にかかわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額、当該断熱改修住宅借入金等の金額又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額につき、増改築等住宅借入金等の金額、断熱改修住宅借入金等の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分をし、当該区分をした当該増改築等住宅借入

金等の金額、当該断熱改修住宅借入金等の金額又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額と当該他の住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一 当該増改築等住宅借入金等の金額、当該断熱改修住宅借入金等の金額又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等（当該異なる居住日が増改築等のうちに第十七項に規定する居住日がある場合に属する住宅の増改築等）（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等（以下この号において「他の住宅取得等」という。）（この号に区分をし、当該区分をした他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 第四十一条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号イ

において同じ。当該特例住宅借入金等の金額につき第四十一条前段の規定に準じて計算した金額

ハ イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額 当該他の住宅借入金等の金額につき第四十一条第二項の規定に準じて計算した金額

16 前項ただし書の控除限度額は、個人が増改築等特例適用年において有する住宅借入金等の金額又は他の住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうちいずれか多い金額とする。

一 住宅借入金等の金額 住宅借入金等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等の全てについて、その居住年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等である場合 第十四項第一号に定める金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうちいずれか多い金額

(1) 増改築等住宅借入金等の金額 第十四項第二号イに定める金額  
(2) 断熱改修住宅借入金等の金額 第十四項第二号ロに定める金額

(3) 多世帯同居改修住宅借入金等の金額 第十四項第二号ハに定める金額  
二 他の住宅借入金等の金額 次に掲げる他の住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額

イ 特例住宅借入金等の金額 第四十一条の二第二項第一号に定める金額  
ロ 認定住宅等借入金等の金額 第四十一条の二第二項第二号に定める金額

17 二以上の住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした居住用の家屋を第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日(以下この項において「居住日」という。)が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の増改築等を一の住宅の増改築等(次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等)として、第一項、第五項、第八項、第十三項又は第十四項の規定を適用する。

一 当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等のうちに、増改築等住宅借入金等の金額に係るものと断熱改修住宅借入金等の金額に係るものがあるとき 増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等

二 当該居住日の属する年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等のうちに、特定取得に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものがあるとき 特定取得に該当する住宅の増改築等と特定取得に該当するもの以外の住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等(当該区分をした住宅の増改築等のうちに増改築等住宅借入金等の金額に係るもの、断熱改修住宅借入金等の金額に係るもの又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額に係るもの)とに区分をした場合において二以上の区分に係るものがあるときは、特定取得に該当する住宅の増改築等と特定取得に該当するもの以外の住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等を増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等、断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等)とに区分をした住宅の増改築等

18 人の住宅の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の増改築等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課せられるべき消費税額及び当該消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の増改築等をいう。

第一項、第五項又は第八項に規定する個人が、二以上の住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした家屋(これらの住宅の増改築等に係る部分に限る。)を同一の年中に第一項、第五項又は第八項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、第一項、第五項又は第八項に規定する選択は、これらの住宅の増改築等に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額又は第八項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

19 第一項、第五項又は第八項に規定する個人が、二以上の住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした家屋(これらの住宅の増改築等に係る部分に限る。)を同一の年中に第一項、第五項又は第八項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、第一項、第五項又は第八項に規定する選択は、これらの住宅の増改築等に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額又は第八項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額の全てについてしなければならないものとする。

20 第一項、第五項又は第八項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、第四十一条第一項中「十年間(居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、「五年間」とあるのは「五年間」と、二十万円)とあるのは「二十万円」と、同条第二十四項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「五年間」と、同条第二十五項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「五年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第二十八項、第三十一項及び第三十四項中「十年間(同項に規定する十年間をいう。）」とあるのは「五年間」と、第四十一条の二の二第一項中「(以下この条において「居住日」という。)の属する」とあるのは「居住日」と、「八年内(居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは

第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。）」とあるのは「三年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「個人が、当該居住日」とあるのは「個人が、同日」と、「九年内(当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内とし、当該居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。）」とあるのは「二年内」とする。）」とあるのは「四年内」と、同条第二項中「二十万円(居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第二十項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第二十一項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円)」とあるのは「三千万円」と、同条第四項中「居住日の属する年分」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日の属する年分」と、「八年内(居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で第四十一条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。）」とあるのは「二年内」と、同条第七項中「より、居住日」とあるのは「よ

渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課せられるべき消費税額及び当該消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の増改築等をいう。

第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。）」とあるのは「三年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「個人が、当該居住日」とあるのは「個人が、同日」と、「九年内(当該居住日の属する年が平成十九年又は平成二十年で同条第六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十四年内とし、当該居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十五項若しくは第十八項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。）」とあるのは「二年内」と、同条第七項中「より、居住日」とあるのは「よ



特別控除額をいう。以下この条において同じ。」と、「若しくは申告納税見積額」とあるのは「若しくは申告納税見積額及び減額の承認に係る予定納税特別控除額」と、同条第二項各号中「申告納税見積額」とあるのは「申告納税見積額から減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、「予定納税基準額又は申告納税見積額」とあるのは「予定納税基準額から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項（令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除）に規定する予定納税特別控除額を控除した金額又は申告納税見積額から減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、同条第四項中「申告納税見積額」とあるのは「その認めた申告納税見積額及び減額の承認に係る予定納税特別控除額並びにこれらの金額」と、「その認めた申告納税見積額及び当該申告納税見積額」とあるのは「その認めた申告納税見積額及び減額の承認に係る予定納税特別控除額並びにこれらの金額」と、同条第四項中「申告納税見積額」とあるのは「申告納税見積額から減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、「予定納税基準額」とあるのは「予定納税基準額から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

3 令和六年分の所得税につき第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第四十一条第一項の規定による申請をした居住者が同項の承認を受けた場合における同法第四十一条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一期において納付すべき予定納税額は、所得税法第四十一条第一項に規定する三分の一に相当する金額から予定納税特別控除額（前条第三項に規定する予定納税特別控除額をいう。第五項において同じ。）（第一項の規定の適用がある場合には、減額の承認に係る予定納税特別控除額）を控除した金額に相当する金額（第一項に規定する合計所得金額が千八百五十万円を超えると見込まれる場合には、当該三分の一に相当する金額）とする。この場合において、当該減額の承認に係る予定納税特別控除額が当該三分の一に相当する金額を超えるときは、当該控除額とする。

二 前号の場合において、減額の承認に係る予定納税特別控除額を同号の三分の一に相当する金額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この号において「控除未済予定納税特別控除額」という。）があるときは、第二期において納付すべき予定納税額は、所得税法第四十一条第一項に規定する三分の一に相当する金額から当該控除未済予定納税特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除未済予定納税特別控除額が当該三分の一に相当する金額を超えるときは、当該控除額とする。

4 令和六年分の所得税につき所得税法第四十一条第二項の規定による申請をした同項第一号に掲げる居住者が同項の承認を受けた場合における同法第四十一条第二項の規定の適用については、第二期において納付すべき予定納税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第一項の規定により減額の承認に係る予定納税特別控除額を第四十一条の三の四第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第四十一条第一項の規定により第一期において納付すべき所得税の額に相当する金額（以下この号において「控除前第一期予定納税額」という。）から控除してもなお控除しきれない金額その他の財務省令で定める金額（以下この号において「控除未済等予定納税特別控除額」という。）がある場合 同法第四十一条第二項の申告納税見積額から控除前第一期予定納税額を控除した金額の二分の一に相当する金額から当該控除未済等予定納税特別控除額（当該控除未済等予定納税特別控除額が当該二分の一に相当する金額を超える場合には、当該二分の一に相当する金額）を控除した金額に相当する金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号の二分の一に相当する金額

5 令和六年分の所得税につき所得税法第四十一条第二項の規定による申請をした同項第二号に掲げる居住者が同項の承認を受けた場合における同法第四十一条第三項の規定の適用については、第二期において納付すべき予定納税額は、同項に規定する二分の一に相当する金額から予定納税特別控除額（第一項の規定の適用がある場合には、減額の承認に係る予定納税特別控除額）（当該減額の承認に係る予定納税特別控除額）を控除した金額に相当する金額とする。

6 第一項及び前三項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額とは、第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第四十一条第一項又は第二項の規定による申請に係る同条第四項に規定する申告納税見積額の計算の基準となる日の現況による第四十一条の三の第二項に規定する令和六年分特別控除額の見積額をいう。

7 令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等

第四十一条の三の七 令和六年六月一日において給与等（所得税法第八十三条第一項に規定する給与等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の支払者から主たる給与等（給与所得者の扶養控除等申告書（同法第九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。第三項において同じ。）の提出の際に經由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（同年分の所得税に係るものに限り、同法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第五項において「第一回目控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項及び次項において「第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額」という。）から給与と特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該給与と特別控除額が当該第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収額を超えるときは、当該控除額とする。当該第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

8 前項の場合において、給与と特別控除額を第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「第一回目控除未済給与と特別控除額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済給与と特別控除額を第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

除額」という。）があるときは、当該第一回目控除未済給与と特別控除額を、前項の居住者が第一回目控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目控除適用給与等の支払者から支払を受ける令和六年中の主たる給与等（同年分の所得税に係るものに限り、所得税法第九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「第二回目以降控除適用給与等」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「第二回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額」という。）から順次控除（それぞれ第二回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。

3 前二項に規定する給与と特別控除額は、三万円（次に掲げる者がある場合には、三万円にこれらより一人につき三万円を加算した金額）とする。

一 給与所得者の扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者（所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者をいい、居住者に限る。第四十一条の三の九第三項第一号において同じ。）で合計所得金額の見積額が四十八万円以下である者

二 給与所得者の扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象扶養親族（所得税法第二条第一項第三十四号の二に規定する源泉控除対象扶養親族をいい、居住者に限る。次条第二項第二号及び第四十一条の三の九第三項第二号において同じ。）

三 第五項に規定する申告書に記載された同一生計配偶者（第一号に掲げる者を除く。）

四 第五項に規定する申告書に記載された扶養親族（第二号に掲げる者を除く。）

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。

5 給与等の支払を受ける第一項の居住者は、第一回目控除適用給与等の支払を受ける日までに、第三項第三号又は第四号に掲げる者に係る



同項に規定する給与特別控除額について第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨、これらの者の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、第一項の給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。次条第四項において同じ。)の所轄税務署長に提出することができる。

6 前項の場合において、同項に規定する申告書を受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 給与等の支払を受ける第一項の居住者は、第五項に規定する申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する政令で定める要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。)により提供することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

8 前項の規定の適用がある場合における第六項の規定の適用については、同項中「申告書」とあるのは、「申告書に記載すべき事項」と、「受け取つた」とあるのは、「提供を受けた」とする。

9 第五項に規定する申告書の提出を受ける同項の給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき第三項第三号又は第四号に掲げる者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該申告書の提出の前に、これらの者に係る第一項の居住者から所得税法第九十八条第四項各号に掲げる申告書その他財務省令で定める申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、その居住者は、第五項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する同項に規定する申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されているこれらの者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

10 第五項の規定の適用がある場合における所得税法第九十八条第四項の規定及び第四十一条の三の第十二条第六項の規定の適用については、同法第九十八条第四項中「次に掲げる申告書」とあるのは、「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の七第五項(令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等)に規定する申告書」と、第四十一条の三の第十二条第六項中「又は所得税法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは、「所得税法第九十八条第四項各号に掲げる申告書又は第四十一条の三の七第五項に規定する申告書」とする。

11 給与等の支払を受ける第一項の居住者が、令和六年中の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十五条の二第二項に規定する給与につき同法第四十五条の三の二第一項又は第三百七十七条の三の二第一項の規定により提出する申告書(同法第四十五条の三の二第三項又は第三百七十七条の三の二第三項の規定により提出する申告書を含む、扶養親族(第三項第二号)に掲げる者を除く。以下この項において同じ。)について記載があるものに限る。以下この項及び次項において「地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書」という。をその給与等の支払者に提出(地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書の提出に代えて行つ同法第四十五条の三の二第五項又は第三百七十七条の三の二第五項に規定する電磁的方法による当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を含む。)をした場合には、この条の規定の適用については、当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書が当該提出をされた日(当該提出をされた日が同年六月一日前である場合には、同日)に当該扶養親族について記載がある第五項に規定する申告書が提出をされたものとみなす。ただし、当該提出をされた日前に当該申告書が提出(当該申告書の提出に代えて行つ第七項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。)をされた場合は、この限りでない。

12 前項本文の場合には、同項の地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載された事項のうち第五項に規定する事項に相当するものは、同項に規定する申告書に記載されたものとみなす。

(令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等)

第四十一条の三の八 居住者の令和六年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十八条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から年末調整特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。ただし、その者のその年の所得税に係るその年の合計所得金額の見積額が千八百五万円を超える場合については、この限りでない。

2 前項に規定する年末調整特別控除額は、三万円(次に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額)とする。この場合において、当該金額が令和六年中に支払の確定した給与等につき所得税法第九十八条の規定(第四十一条の二の二の規定その他財務省令で定める規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた同法第九十八条第二号に掲げる税額を超える場合には、年末調整特別控除額は、当該税額に相当する金額とする。

1 所得税法第九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書に記載された控除対象配偶者(同法第二条第一項第三十三号の二に規定する控除対象配偶者をいう。居住者に限る。)

二 給与所得者の扶養親族等申告書に記載された控除対象扶養親族

三 第四項に規定する申告書に記載された同一生計配偶者(第一号に掲げる者を除く。)

四 第四項に規定する申告書に記載された扶養親族(第二号に掲げる者を除く。)

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び租税特別措置法第四十一条の三の八第一項(令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等)」とする。

4 国内において給与等の支払を受ける居住者は、所得税法第九十条に規定する過不足の額の計算上、第二項第三号又は第四号に掲げる者に係る同項に規定する年末調整特別控除額について第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その給与等の支払者(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者)からその年最後に給与等

の支払を受ける日までに、当該第二項第三号又は第四号に掲げる者の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前項の規定の適用がある場合における所得税法第九十八条第四項の規定及び第四十一条の三の第十二条第六項の規定の適用については、同法第九十八条第四項中「次に掲げる申告書」とあるのは、「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の八第四項(令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等)に規定する申告書」と、第四十一条の三の第十二条第六項中「又は所得税法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは、「所得税法第九十八条第四項各号に掲げる申告書又は第四十一条の三の八第四項に規定する申告書」とする。

6 前条第六項から第九項までの規定は、第四項に規定する申告書の提出について準用する。

7 国内において給与等の支払を受ける居住者が、令和六年中の地方税法第四十五条の二第一項に規定する給与につき同法第四十五条の三の二第一項又は第三百七十七条の三の二第一項の規定により提出する申告書(同法第四十五条の三の二第三項又は第三百七十七条の三の二第三項の規定により提出する申告書を含む、扶養親族(第二項第二号)に掲げる者を除く。以下この項において同じ。)について記載があるものに限る。以下この項及び次項において「地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書」という。をその給与等の支払者に提出(地方税法の規定に代えて行つ同法第四十五条の三の二第五項又は第三百七十七条の三の二第五項に規定する電磁的方法による当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を含む。)をした場合には、この条の規定の適用については、当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書が当該提出をされた日(当該提出をされた日が同年六月一日前である場合には、同日)に当該扶養親族について記載がある第四項に規定する申告書が提出をされたものとみなす。ただし、当該提出をされた日前に当該申告書が提出(当該申告書の提出に代えて行つ前項において準用す

る前条第七項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。)をされた場合は、この限りでない。

8 前項本文の場合には、同項の地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載された事項のうち第四項に規定する事項に相当するものは、同項に規定する申告書に記載されたものとみなす。

9 国内において給与等の支払を受ける居住者で第一項の規定の適用を受けようとする者(同項の給与等に係る所得税法第九十五条の第三第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書その他の給与等の支払者に提出(当該給与所得者の基礎控除申告書の提出に代えて行同法第九十八条第二項に規定する電磁的方法による当該給与所得者の基礎控除申告書に記載すべき事項の提供を含む。)をした当該居住者その他の財務省令で定める者を除く。)は、その給与等の支払者(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者)からその年最後に給与等の支払を受ける日まで、当該給与等の支払者に対し、第一項の合計所得金額の見積額を通知しなければならない。(令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除額の控除等)

第四十一条の三の九 所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等で政令で定めるもの(以下この項、次項及び第五項において「特定公的年金等」という。)の支払を受ける者である居住者の令和六年六月一日以後最初に当該特定公的年金等の支払者から支払を受ける同年分の所得税に係る特定公的年金等で政令で定めるもの(次項において「第一回目控除適用公的年金等」という。)につき同法第四編第三章の規定により徴収すべき所得税額は、当該所得控除額に相当する金額(以下この項及び次項において「第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から年金特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該年金特別控除額が当該第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。

2 前項の場合において、年金特別控除額を第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額

(以下この項において「第一回目控除未済年金特別控除額」という。)があるときは、当該第一回目控除未済年金特別控除額を、前項の居住者が第一回目控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける令和六年分の所得税に係る特定公的年金等で政令で定めるもの(以下この項において「第二回目以降控除適用公的年金等」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税額に相当する金額(以下この項において「第二回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額」という。)から順次控除(それぞれの第二回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税額とする。

3 前二項に規定する年金特別控除額は、三万円(次に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額)とする。

1 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書をいう。次号において同じ。)に記載された源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が四十八万円以下である者

2 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された控除対象扶養親族

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税額とみなす。

5 特定公的年金等の支払を受ける第一項の居住者が、令和六年中の地方税法第四十五条の三の第三項に規定する公的年金等につき同項又は同法第三十七條の三の第三項の規定により提出する申告書(同法第四十五条の三の第三項又は第三十七條の三の第三項の規定により提出する申告書を含む。扶養親族(第三項第二号に掲げる者を除く。以下この項及び次項において同じ。)について記載があるものに限る。以下この項及び次項において「地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書」という。)をその特定公的年金等の支払者に提出(地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に代えて行同法第四十五条の三の第三項又は第三十七條の三の第四項に規定する電磁的方法による当該地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。)をした場合には、当該扶養親族を同号に掲げる者とみなして、この条の規定を適用する。

6 前項の場合には、同項の地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載された事項(地方税法第四十五条の三の第三項又は第三十七條の三の第三項の規定による申告書が提出された場合には、これらの規定に規定する記載すべき事項)のうち当該扶養親族の氏名その他財務省令で定める事項は、第三項第一号に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載されたものとみなす。(政令への委任)

第四十一条の三の十 第四十一条の三の第三項から第七項まで及び第四十一条の三の四から前条までに定めるもののほか、一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合その他の場合における同一生計配偶者及び扶養親族の所属の判定に必要な事項、この節の規定の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節 その他の特例

第四十一条の三の十一 その年中の給与等の収入金額が八百五十万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢二十三歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものに係る総所得金額を計算する場合には、その年中の給与等の収入金額(当該給与等の収入金額が千万円を超える場合には、千万円)から八百五十万円を控除した金額の百分の十に相当する金額を、その年分の給与所得の金額から控除する。

2 その年分の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が十

万円を超えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額(当該給与所得控除後の給与等の金額が十万円を超える場合には、十万円)及び当該公的年金等に係る雑所得の金額(当該公的年金等に係る雑所得の金額が十万円を超える場合には、十万円)の合計額から十万円を控除した残額を、その年分の給与所得の金額(前項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除をした残額)から控除する。

3 第一項の場合において、居住者が特別障害者に該当するかどうか又はその者が年齢二十三歳未満の扶養親族に該当するかどうか若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日(その居住者がその年の中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時)の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

二 特別障害者 所得税法第二十一条第二十九号に規定する特別障害者をいう。

三 扶養親族 所得税法第二十一条第三十四号に規定する扶養親族をいう。

四 同一生計配偶者 所得税法第二十一条第三十三号に規定する同一生計配偶者をいう。

五 給与所得控除後の給与等の金額 給与等の収入金額から所得税法第二十八条第三項に規定する給与所得控除額を控除した残額(同条第四項の規定の適用がある場合には、同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額)をいう。

六 公的年金等に係る雑所得の金額 所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額をいう。

七 出国 所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。

第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二十二條の規定の適用については、同条第二項第一号中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の十一第一項又は第二項

万円を超えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額(当該給与所得控除後の給与等の金額が十万円を超える場合には、十万円)及び当該公的年金等に係る雑所得の金額(当該公的年金等に係る雑所得の金額が十万円を超える場合には、十万円)の合計額から十万円を控除した残額を、その年分の給与所得の金額(前項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除をした残額)から控除する。

3 第一項の場合において、居住者が特別障害者に該当するかどうか又はその者が年齢二十三歳未満の扶養親族に該当するかどうか若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日(その居住者がその年の中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時)の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

二 特別障害者 所得税法第二十一条第二十九号に規定する特別障害者をいう。

三 扶養親族 所得税法第二十一条第三十四号に規定する扶養親族をいう。

四 同一生計配偶者 所得税法第二十一条第三十三号に規定する同一生計配偶者をいう。

五 給与所得控除後の給与等の金額 給与等の収入金額から所得税法第二十八条第三項に規定する給与所得控除額を控除した残額(同条第四項の規定の適用がある場合には、同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額)をいう。

六 公的年金等に係る雑所得の金額 所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額をいう。

七 出国 所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。

第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二十二條の規定の適用については、同条第二項第一号中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措

万円を超えるものに係る総所得金額を計算する場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額(当該給与所得控除後の給与等の金額が十万円を超える場合には、十万円)及び当該公的年金等に係る雑所得の金額(当該公的年金等に係る雑所得の金額が十万円を超える場合には、十万円)の合計額から十万円を控除した残額を、その年分の給与所得の金額(前項の規定の適用がある場合には、同項の規定による控除をした残額)から控除する。

3 第一項の場合において、居住者が特別障害者に該当するかどうか又はその者が年齢二十三歳未満の扶養親族に該当するかどうか若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日(その居住者がその年の中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時)の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

二 特別障害者 所得税法第二十一条第二十九号に規定する特別障害者をいう。

三 扶養親族 所得税法第二十一条第三十四号に規定する扶養親族をいう。

四 同一生計配偶者 所得税法第二十一条第三十三号に規定する同一生計配偶者をいう。

五 給与所得控除後の給与等の金額 給与等の収入金額から所得税法第二十八条第三項に規定する給与所得控除額を控除した残額(同条第四項の規定の適用がある場合には、同項に規定する給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額)をいう。

六 公的年金等に係る雑所得の金額 所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額をいう。

七 出国 所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。

第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二十二條の規定の適用については、同条第二項第一号中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措

(所得金額調整控除)の規定による控除をした残額」とする。

6 第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二十一条第三項の規定の適用については、同項中「給与所得の金額」とあるのは、「給与所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項(所得金額調整控除)の規定による控除をした残額」とする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第四十一条の三の十二 居住者が、その年に所得税法第九十条の規定の適用を受ける同条に規定する給与等(以下この条において「給与等」という。)の支払を受けるべき場合において、この項の規定の適用を受けようとする旨、その居住者が前条第一項の特別障害者に該当する旨又は同項の扶養親族若しくは同一生計配偶者の氏名及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名)その他の財務省令で定める事項を記載した申告書をその給与等の支払者を経由してその給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出したときは、その年のその給与等に対する同法第九十条の規定の適用については、同条第二号に規定する給与所得控除後の給与等の金額は、当該金額に相当する金額から前条第一項の規定による控除をされる金額に相当する金額を控除した金額に相当する金額とする。**

2 前項に規定する申告書は、同項の給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、提出しなければならない。

3 第一項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に經由すべき給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 給与等の支払を受ける第一項の居住者は、同項に規定する申告書の提出の際に經由すべき給与等の支払者が所得税法第九十八条第二項に規定する政令で定める要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。)

により提供することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取つた」とあるのは「提供を受けた」とする。

6 第一項に規定する申告書の提出を受ける同項の給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき同項の扶養親族又は同一生計配偶者(以下この項において「扶養親族等」という。)の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該申告書の提出の前に、当該扶養親族等に係る第一項の居住者から同項に規定する申告書又は所得税法第九十八条第四項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、その居住者は、第一項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する同項に規定する申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

7 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び租税特別措置法第四十一条の三の十二第二項(年末調整に係る所得金額調整控除)」とする。

二 所得税法第九十八条第四項の規定の適用については、同項中「次に掲げる申告書」とあるのは、「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の十二第二項(年末調整に係る所得金額調整控除)に規定する申告書」とする。

**第四十一条の四 個人の平成四年分以後の各年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合において、当該年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうち不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地又は土地の上に存する権利(次項において「土地等」という。)を取得するために要した負債の**

利子の額があるときは、当該損失の金額のうち当該負債の利子の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

2 建物とともにその敷地の用に供されている土地等を取付した場合における土地等を取付るための費用に關しした負債の額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例)

2 建物とともにその敷地の用に供されている土地等を取付した場合における土地等を取付るための費用に關しした負債の額の計算その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例)

**第四十一条の四の二 特定組合員(組合契約を締結している組合員(これに類する者で政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。))のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に關する業務の執行の決定に關与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員以外のものをいう。)**又は特定受益者(信託の所得税法第十三条第一項に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。)をいう。)に該当する個人が、平成十八年以後の各年において、組合事業又は信託から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上当該組合事業又は信託による不動産所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額に相当する金額は、同法第二十六条第二項及び第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 組合契約 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約(政令で定めるものを含む。)をいう。

二 組合事業 各組合契約に基づいて営まれる事業をいう。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例)

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例)

得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、当該国外不動産所得の損失の金額に相当する金額は、所得税法第二十六条第二項及び第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなす。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国外中古建物 個人において使用され、又は法人(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等を含む。)において事業の用に供された国外にある建物であつて、個人が取得してこれを当該個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもの(当該不動産所得の金額の計算上当該建物の償却費として同法第三十七条の規定により必要経費に算入する金額を計算する際に同法の規定により定められている耐用年数を財務省令で定めるところにより算定しているものに限る。)をいう。

二 国外不動産所得の損失の金額 個人の不動産所得の金額の計算上国外中古建物の貸付け(他人(当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。以下この号において同じ。)に国外中古建物を使用させることを含む。)による損失の金額(当該国外中古建物以外の国外にある不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機(以下この号において「国外不動産等」という。)の貸付け(他人に国外不動産等を使用させることを含む。)による不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外不動産等の貸付けによる不動産所得の金額の計算上控除しなくてもなお控除しきれない金額)のうち当該国外中古建物の償却費の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合において、当該譲渡による譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費を計算するときににおける所得税法第三十八条の規定の適用については、同条第二項第一号中「累積額」とあるのは、「累積額からその資産につき租税特別措置法第四十一条の四の三第一項(国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特

3 第一項の規定の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合において、当該譲渡による譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費を計算するときににおける所得税法第三十八条の規定の適用については、同条第二項第一号中「累積額」とあるのは、「累積額からその資産につき租税特別措置法第四十一条の四の三第一項(国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特

例)の規定により生じなかつたものとみなされた損失の金額に相当する金額の合計額を控除した金額」とする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四十一条の五 個人の平成十六年分以後の各年の譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、第三十一条第一項後段及び第三項第二号の規定にかかわらず、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に關する法令の規定を適用する。ただし、当該個人がその年の前年以前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、居住用財産の譲渡損失の金額の計算に關する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前三年内の年において生じた通算後譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。)を有する場合において、当該個人がその年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡した日)において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産(第七項第一号に規定する買換資産をいう。)に係る住宅借入金等の金額を有するときは、第三十一条第一項後段の規定にかかわらず、当該通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する長期譲渡所得の金額、第三十二条第一項に規

定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人がその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える年については、この限りでない。

5 前項の規定は、当該個人が居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき第二項の確定申告書をその提出期限までに提出した場合であつて、その後において連続して確定申告書を提出しており、かつ、前項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に關する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、第四項の規定を適用する場合における前項の提出期限までに確定申告書の提出がなかつたとき、又は同項の書類の添付がない確定申告書の提出があつたときについて準用する。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 居住用財産の譲渡損失の金額 当該個人が、平成十年一月一日から令和七年十二月三十一日までの期間(次項において「適用期間」という。)内に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるもののうち次に掲げるもの(以下この項及び次項において「譲渡資産」という。)の譲渡(同条第一項に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするものその他政令で定めるものを除く。以下この号及び次項において「特定譲渡」という。)をした場合(当該個人がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき第三十一条の三第一項、第三十五条第一項(同条第三項の規定により適用する場合を除く。)、第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定の適用を受けている場合又は当該個人がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。)において、平成十年一月一日(当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する

年の前年一月一日)から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に關する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに当該個人の居住の用に供する家屋で政令で定めるもの又は当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で、国内にあるもの(以下この項、第十三項及び第十四項において「買換資産」という。)の取得(建設を含むものとし、贈与によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項、第十三項及び第十四項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。第十三項において「取得期限」という。)までの間に、買換資産の取得をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該個人の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡(その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該個人が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年分の第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

イ 当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるところのうち国内にあるもの  
ロ イに掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの(当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)  
ハ イ又はロに掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

二 当該個人のイに掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利(当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。)  
二 純損失の金額 所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。  
三 通算後譲渡損失の金額 当該個人がその年の譲渡損失の金額に係るもの(当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。)として政令で定めるところにより計算した金額をいう。  
四 住宅借入金等 住宅の用に供する家屋の新築若しくは取得又は当該家屋の敷地の用に供される土地若しくは当該土地の上に存する権利の取得(以下この号において「住宅の取得等」という。)に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものその他の住宅の取得等に係る借入金又は債務(利息に対応するものを除く。)で政令で定めるものをいう。  
8 確定申告書を提出する個人の所得税法第七十条第一項に規定する各年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額(適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。次項及び第十項において同じ。)がある場合における同条第一項(同法第六十五條第一項の規定の適用については、同法第七十条第一項中「及び第四十二条第二項」とあるのは、「第四十二条第二項」と)となつた

もの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五第八項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」とする。

9 確定申告書を提出する個人のその年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額がある場合における所得税法第四十条第一項又は第四十一条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十条第一項又は第四十一条第一項中「生じた純損失の金額」とあるのは、「生じた純損失の金額（租税特別措置法第四十一条の五第九項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額を除く。）とする。

10 当該個人につき所得税法第四十条第五項に規定する事実が生じた場合又は当該個人が死亡した場合において、当該事実が生じた日又は死亡した日の属する年の前年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額があるときにおける同項又は同法第四十一条第四項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十条第五項中「及び第四十二条第二項」とあるのは、「第四十二条第二項」と、「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五第十項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」と、同法第四十一条第四項中「及び次条第二項」とあるのは、「次条第二項」と、「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五第十項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」とする。

11 第一項、第四項及び前三項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。  
12 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。  
一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）の規定」とする。

二 所得税法第二十二条の規定の適用については、同条第二項中「又は第七十一条第一項

（雑損失の繰越控除）」とあるのは、「第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）又は租税特別措置法第四十一条の五第四項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）」と、同条第三項中「又は第七十一条」とあるのは「若しくは第七十一条又は租税特別措置法第四十一条の五」とする。

三 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条第一項中「の規定の適用を」とあるのは「若しくは租税特別措置法第四十一条の五第四項（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除）の規定の適用を」と、「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五第四項」と、同条第二項第五号中「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五第四項」とする。

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ（一）中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。  
五 前各号に定めるもののほか、第四項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第一項の規定の適用を受けた者は、取得期限までに買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、取得期限又は同日から四月を経過する日までに同項の規定の適用を受けた年の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

14 第四項の規定の適用を受けた者は、買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに、当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、同日から四月を経過する日までに同項の規定の適用を受けた年の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。  
15 前二項の規定に該当する場合において、これらの規定による修正申告書の提出がないとき

は、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであった所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

16 第十三項又は第十四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。  
一 当該修正申告書で第十三項又は第十四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十條の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七條第二項に規定する期限内申告書とみなす。  
二 当該修正申告書で第十三項又は第十四項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第十三項又は第十四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の五第十三項又は第十四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。  
（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）  
第四十一条の五の二 個人の平成十六年分以後の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、第三十一条第一項後段及び第三項第三号の規定にかかわらず、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。ただし、当該個人がその年の前年以前三年の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。  
4 確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前三年の年において生じた通算後譲渡損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。）を有する場合には、第三十一条第一項後段の規定にかかわらず、当該通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する長期譲渡所得の金額、第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人がその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える年については、この限りでない。

5 前項の規定は、当該個人が特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき第二項の確定申告書をその提出期限までに提出した場合であつて、その後において連続して確定申告書を提出しており、かつ、前項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。  
6 第三項の規定は、第四項の規定を適用する場合における前項の提出期限までに確定申告書の提出がなかつたとき、又は同項の書類の添付がない確定申告書の提出があつたときについて準用する。  
7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 特定居住用財産の譲渡損失の金額 当該個人が、平成十六年一月一日から令和七年十二月三十一日までの期間（次項において「適用期間」という。）内に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その

を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

を有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その

年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものうち次に掲げるもの（以下この号及び次項において「譲渡資産」という。）の譲渡（同条第一項に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするものその他政令で定めるものを除く。以下この号及び次項において「特定譲渡」という。）をした場合（当該個人が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該個人がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき第三十一条の三第一項、第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）、第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定の適用を受けている場合又は当該個人がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該個人が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年分の第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）をいう。

イ 当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるもののうち国内にあるもの

ロ イに掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）

ハ イ又はロに掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

二 当該個人のイに掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利（当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）

二 純損失の金額 所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。

三 通算後譲渡損失の金額 当該個人がその年において生じた純損失の金額のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

四 住宅借入金等 住宅の用に供する家屋の新築若しくは取得又は当該家屋の敷地の用に供される土地若しくは当該土地の上に存する権利の取得（以下この号において「住宅の取得等」という。）に要する資金に充てるために第八十一条第一項に規定する金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構から借り入れた借入金で契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものその他の住宅の取得等に係る借入金又は債務（利息に対応するものを除く。）で政令で定めるものをいう。

8 確定申告書を提出する個人の所得税法第七十条第一項に規定する各年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。次項及び第十項において同じ。）がある場合における同条第一項（同法第六十六条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定の適用については、同法第七十条第一項中「及び第四百二十二条第二項」とあるのは、「第四百二十二条第二項」とあるもの、「第四百四十二条第二項」とあるものは、「第百四十二条第二項」とあるもの」とする。

9 確定申告書を提出する個人がその年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額

がある場合における所得税法第四十条第一項又は第四百四十一条第一項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四百四十一条第一項又は第四百四十一条第一項中「生じた純損失の金額」とあるのは、「生じた純損失の金額（租税特別措置法第四十一条の五の二第九項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額を除く。）とする。

10 当該個人につき所得税法第四百十条第五項に規定する事実が生じた場合又は当該個人が死亡した場合において、当該事実が生じた日又は死亡した日の属する年の前年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額があるときにおける同項又は同法第四百四十一条第四項（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四百四十一条第五項中「及び第四百四十二条第二項」とあるのは、「第四百四十二条第二項」と、「となつたもの」とあるのは、「となつたもの」と及び租税特別措置法第四十一条の五の二第十項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」と、同法第四百四十一条第四項中「及び次条第二項」とあるのは、「次条第二項」と、「となつたもの」とあるのは、「となつたもの」と及び租税特別措置法第四十一条の五の二第十項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」とする。

11 第一項、第四項及び前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十号の四までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五の二（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除）の規定」とする。

二 所得税法第二十二條の規定の適用については、同条第二項中「又は第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）」とあるのは、「第七十一条第一項（雑損失の繰越控除）又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除）」と、同条第三項中「又は第七十一条」とあるのは「若しくは第七十一条又は租税特別措置法第四十一条の五の二」とする。

三 所得税法第二百三十三條の規定の適用については、同条第一項中「の規定の適用を」とあるのは「若しくは租税特別措置法第四十一条の五の二第四項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除）の規定の適用を」と、「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」と、同条第二項第五号中「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」とする。

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ（一）中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 前各号に定めるもののほか、第四項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の六 削除  
（全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例）

第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第三条第一項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。

2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第三項又は船員保険法附則第三条第三項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第三条第一項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。

（給付金等の非課税）  
第四十一条の八 都道府県、市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を

しは第七十一条又は租税特別措置法第四十一条の五の二」とする。

三 所得税法第二百三十三條の規定の適用については、同条第一項中「の規定の適用を」とあるのは「若しくは租税特別措置法第四十一条の五の二第四項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除）の規定の適用を」と、「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」と、同条第二項第五号中「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」とする。

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ（一）中「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。

五 前各号に定めるもののほか、第四項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の六 削除  
（全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者が受ける付加的給付等に係る課税の特例）

第四十一条の七 健康保険法附則第四条第一項又は船員保険法附則第三条第一項に規定する被保険者がこれらの規定に規定する承認法人等から支払を受けるこれらの規定に規定する給付については、所得税を課さない。

2 前項に規定する被保険者が健康保険法附則第四条第三項又は船員保険法附則第三条第三項の規定により前項に規定する承認法人等に対し支払う金銭の額は、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

3 健康保険法附則第四条第一項に規定する事業主又は船員保険法附則第三条第一項に規定する船舶所有者が第一項に規定する給付に要する費用として同項に規定する承認法人等に対し支出した金銭の額は、同項に規定する被保険者の給与所得に係る収入金額には含まれないものとする。

（給付金等の非課税）  
第四十一条の八 都道府県、市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を

改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ハの規定に基づき、同号に規定する消費税率の引上げ（次号において「消費税率の引上げ」という。）に際しての低所得者に配慮する観点から給付される次に掲げる給付金

イ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている者（平成二十七年一月一日において住民基本台帳に記録されている者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）のうち、平成二十七年年度の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条（同法第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて課する所得割を除く。以下この号において「市町村民税」という。）が課されていないもの又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課された者を除く。）の同法の規定による扶養親族とされている者その他の財務省令で定める者を除く。第三号イにおいて「平成二十七年年度対象者」という。）に対して給付される給付金

ロ 平成二十八年年度対象者のうち、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十五条第二号に掲げる障害基礎年金又は同条第三号に掲げる遺族基礎年金を受けている者その他の財務省令で定める者（イに掲げる給付金の支給を受ける者を除く。）に対して給付される給付金

四 子どもの貧困対策の推進等の観点から給付される児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される給付金

二 次に掲げる者が、都道府県又は都道府県が適当と認める者が第一号に掲げる者に対して行う金銭の貸付けであつてその者の児童福祉法第六十条に規定する保護者からの経済的支援が見込まれないことその他の事情を勘案し、その者の自立を支援することを目的として、その者が進学した後若しくは就職した後の生活費若しくはその居住の用に供する賃貸住宅の家賃又は就職に資する免許若しくは資格の取得に要する費用を援助するために行うものとして財務省令で定めるものにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

一 児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条第二項の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所している者又は当該入所措置を解除された者その他の財務省令で定める者

二 前号に掲げる者の相続人その他の財務省令で定める者

三 都道府県若しくは指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）又は都道府県等が適当と認める者が児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受ける者（これに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）であつて財務省令で定める支援を受けているものに対して行う金銭の貸付けであつて、その者の自立を支援することを目的として、その者の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行うものとして財務省令で定めるものにつき、当該貸付けを受けた者又はその者の相続人その他の財務省令で定める者が、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

他の財務省令で定める者に対して給付される財務省令で定める給付金

三 低所得である高齢者等への支援等の観点から給付される次に掲げる給付金

イ 平成二十七年年度対象者のうち、平成二十八年三月三十一日において六十四歳以上である者に対して給付される財務省令で定める給付金

ロ 平成二十八年度対象者のうち、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十五条第二号に掲げる障害基礎年金又は同条第三号に掲げる遺族基礎年金を受けている者その他の財務省令で定める者（イに掲げる給付金の支給を受ける者を除く。）に対して給付される給付金

四 子どもの貧困対策の推進等の観点から給付される児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給を受ける者その他の財務省令で定める者に対して給付される給付金

二 次に掲げる者が、都道府県又は都道府県が適当と認める者が第一号に掲げる者に対して行う金銭の貸付けであつてその者の児童福祉法第六十条に規定する保護者からの経済的支援が見込まれないことその他の事情を勘案し、その者の自立を支援することを目的として、その者が進学した後若しくは就職した後の生活費若しくはその居住の用に供する賃貸住宅の家賃又は就職に資する免許若しくは資格の取得に要する費用を援助するために行うものとして財務省令で定めるものにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

一 児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条第二項の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所している者又は当該入所措置を解除された者その他の財務省令で定める者

二 前号に掲げる者の相続人その他の財務省令で定める者

援することを目的として、その者の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行うものとして財務省令で定めるものにつき、当該貸付けを受けた者又はその者の相続人その他の財務省令で定める者が、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）  
第四十一条の九 個人が、国内において、預貯金、合同運用信託その他の政令で定めるもの（以下この項において「預貯金等」という。）に係る契約に基づき預入、信託その他の政令で定める行為（以下この項において「預入等」という。）がされた預貯金等（当該預入等がされた預貯金等に係る契約が一定の期間継続されることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）について、政令で定めるところにより、当該預貯金等を対象として行われるくじ引その他の方法により、支払若しくは交付を受け、又は受けるべき金品その他の経済上の利益（以下この条において「懸賞金付預貯金等の懸賞金等」という。）については、所得税法第二十二

条及び第八十九条並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払若しくは交付を受け、又は受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

二 内国法人又は外国法人（所得税法別表第一に掲げる内国法人並びに第八条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する金融商品取引業者等を除く。次項及び第四項において同じ。）は、国内において支払若しくは交付を受け、又は受けるべき懸賞金付預貯金等の懸賞金等について、所得税を納める義務があるものとし、その支払若しくは交付を受け、又は受けるべき金額について百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

三 個人又は内国法人若しくは外国法人に対し国内において懸賞金付預貯金等の懸賞金等を支払ひ、若しくは交付し、又は与える者は、その支払若しくは交付をし、又は与える際に、その支払若しくは交付をし、又は与える金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、これを国に納付しなければならない。

四 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、同法とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

五 前項に定めるもののほか、懸賞金付預貯金等の懸賞金等に係る所得税法第二百二十五条の規定の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税）

第四十一条の九の二 令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの間において非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。）につき生ずる特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第三十九条の免許に係る同法第二十条第十号に規定するカジノ行為区域画で行う当該免許に係る種類及び方法の同法第三十九条に規定するカジノ行為の勝金（カジノ行為（同法第二十条第七項に規定するカジノ行為をいう。第二号において同じ。）に伴い顧客に対して支払われる金銭として財務省令で定めるものをいう。）に係る一時所得については、所得税を課さない。

一 特定複合観光施設区域整備法第六十九条各号に掲げる者

二 特定複合観光施設区域整備法第七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者

三 特定複合観光施設区域整備法第七十六条第一項に規定する入場者

（定期積金の給付補填金等の分離課税等）  
第四十一条の十 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十三年四月一日以後に国内において支払を受けるべき所得税法第七十四条第三号から第八号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益（以下この条及び次条において「給付補填金等」という。）については、

る源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払若しくは交付を受け、又は受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の九第二項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等」と、同法とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

五 前項に定めるもののほか、懸賞金付預貯金等の懸賞金等に係る所得税法第二百二十五条の規定の特例その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税）

第四十一条の九の二 令和九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの間において非居住者（次に掲げる者のいずれかに該当するものを除く。）につき生ずる特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第三十九条の免許に係る同法第二十条第十号に規定するカジノ行為区域画で行う当該免許に係る種類及び方法の同法第三十九条に規定するカジノ行為の勝金（カジノ行為（同法第二十条第七項に規定するカジノ行為をいう。第二号において同じ。）に伴い顧客に対して支払われる金銭として財務省令で定めるものをいう。）に係る一時所得については、所得税を課さない。

一 特定複合観光施設区域整備法第六十九条各号に掲げる者

同法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定は、恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける給付補填金等で、所得税法第六十四條第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当しないものについては、適用しない。

3 昭和六十三年四月一日以後に居住者又は非居住者に対し給付補填金等の支払をする者については、所得税法第二百二十五條第一項のうち当該給付補填金等に係る部分の規定は、適用しない。

(内国法人等)に対して支払う定期積金の給付補填金等に係る支払調書の特例)

第四十一條の十一 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき給付補填金等の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、当該給付補填金等の支払に関する所得税法第二百二十五條第一項の調書を同一の内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなればならない。

(償還差益等に係る分離課税等)

第四十一條の十二 個人が昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債について支払を受けるべき償還差益については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額(外国法人により国外において発行された割引債の償還差益にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額。次項において同じ。)に対し、百分の十八(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五條)第二條第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者が同法第十條第一項の認可を受けて発行する社債及び民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二號)第三條第一項に規定する民間都市開発推進機構(政令で定めるものに限る。)が同法第八條第三項の認可を受けて発行する債券のうち、割引債に該当するもの(次項及び第三項において「特別割引債」という。)につき支払を受けるべき償還差

益については、百分の十六)の税率を適用して所得税を課する。

2 内国法人又は外国法人は、昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債につき支払を受けるべき償還差益について所得税を納める義務があるものとし、その支払を受けるべき金額について百分の十八(特別割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六)の税率を適用して所得税を課する。

3 昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。第五項及び第六項において同じ。)は、政令で定めるところにより、当該割引債の発行の際これを取得する者からその割引債の券面金額から発行価額を控除した金額(外国法人が国外において発行した割引債にあつては、当該外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額)に百分の十八(特別割引債につき支払を受けるべき償還差益については、百分の十六)の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなればならない。

4 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法(第二編、第三編及び第五編第一章を除く。)並びに国税通則法及び国税徴収法の規定を適用するものとし、前項の割引債につき償還(買入消却を含む。)が行われる場合には、同項の規定により徴収される所得税は、政令で定めるところにより、同項の取得者(当該取得者と当該償還を受ける者とが異なる場合には、当該償還を受ける者)が償還差益に対する所得税とみなす。この場合において、当該取得者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一條の十二第二項(償還差益に対する分離課税等)に規定する償還差益」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四十四條中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

5 昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債につき、その発行者が償還期限を繰り上げて

償還をする場合又は当該期限内に買入消却をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その償還(買入消却を含む。)を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で前項の所得税とみなされたものの額に相当する金額の一部を還付する。

6 昭和六十三年四月一日以後に発行された割引債につき、その発行者が所得税法第十一條第一項に規定する内国法人又は同條第二項に規定する公益信託若しくは加入者保護信託の受託者に対し、償還差益の支払(公益信託又は加入者保護信託の受託者にあつては、当該信託財産について受ける支払に限る。)をする場合には、当該発行者は、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、第三項の規定により徴収された所得税で第四項の所得税とみなされたものの額(前項の規定により還付を受ける額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。

7 前各項に規定する割引債とは、割引の方法により発行される公社債(政令で定めるものに限る。)で次に掲げるもの以外のものをいい、これらの規定に規定する償還差益とは、割引債の償還金額(買入消却が行われる場合には、その買入金額)がその発行価額を超える場合におけるその差益をいう。

一 外貨公債の発行に関する法律第一條第一項又は第三項(同法第四條において準用する場合を含む。)の規定により発行される同法第一條第一項に規定する外貨債(同法第四條に規定する外貨債を含む。)

二 特別の法令により設立された法人が当該法令の規定により発行する債券のうち政令で定めるもの

三 平成二十八年一月一日以後に発行された公社債(預金保険法第二條第二項第五号に規定する長期信用銀行債等その他政令で定めるものを除く。)

8 第三項から第六項までに定めるもののほか、外国法人により発行される前項に規定する割引債の譲渡をしたことによる所得その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

条第一項第八号に規定する人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二條第六号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又は外国法人は、割引債の償還(買入消却及び第六項第一号ハに規定する分離利子公社債(第一号において「分離利子公社債」という。)に係る利子の支払を含む。同項において同じ。)により平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき次に掲げる償還金(外国法人にあつては、第一号に掲げる償還金に限る。)(に係る差益金額)について所得税を納める義務があるものとし、その差益金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一 国内において支払われる割引債の償還金(分離利子公社債に係る利子を含む、買入消却が行われる場合にあつてはその買入れの対価とする。以下この条において同じ。)

二 国外において発行された割引債の償還金(国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外割引債の償還金」という。)で国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(以下この条において「国外割引債取扱者」という。)を通じて交付を受けるもの

2 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において割引債の償還金(次項の規定の適用を受ける同項に規定する特定割引債の償還金を除く。)の支払をする者は、その支払の際、その割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日

属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなればならない。

3 平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において支払われる割引債(第三十七條の十一第二項に規定する上場株式等(第十三項において「上場株式等」という。)に該当するものに限る。以下この条において「特定割引債」という。)の償還金の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの(第六項及び第十二項において「特定割引債取扱者」という。)は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該償還金の交付をする際、その交付する特定割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する

日



月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならぬ。

4 平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外割引債の償還金の国内における国外割引債取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外割引債の償還金の交付をする際、その交付をする国外割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5 第一項及び前項の場合において、国外割引債の償還金の支払の際に徴収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税(同法第二十五条第四十五号に規定する源泉徴収に相当するものとして政令で定めるものを含む。)の額があるときは、第一項及び前項の差益金額は、当該差益金額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 割引債 第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債(以下この号において「公社債」という。)のうち次に掲げるもの(その償還の時において第三十七条の十一の第三項第一号に規定する特定口座に係る振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第三号ハにおいて同じ。)に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされているもの及び前条第七項第一号に掲げる外貨債を除く。)をいう。

イ 割引の方法により発行されるもの  
ロ 分離元本公社債(公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該元本に係る部分であった公社債をいう。)  
ハ 分離利子公社債(公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であった公社債をいう。第三号ロにおいて同じ。)

ニ 利子が支払われる公社債で、その発行価額として財務省令で定める金額の額面金額に対する割合が財務省令で定める割合以下であるもの  
三 買入消却 買入れの方法により割引債を償還する場合におけるその買入れをいう。

三 差益金額 次に掲げる割引債の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。  
イ 第一号イ、ロ及びニに掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年以下であるもの(ハに掲げるものを除く。)

ロ 第一号イ、ロ及びニに掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年を超えるもの並びに分離利子公社債(ハに掲げるものを除く。)

ハ 割引債のうち、その割引債の償還金の支払を受ける内国法人が当該割引債の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託をしていない第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等当該償還金に係る国内における特定割引債取扱者又は国外割引債取扱者であるものと締結した割引債の取得に要した金額の管理に関する契約に基づき、政令で定めるところにより当該割引債の取得に要した金額が管理されているもの。当該割引債の償還金の額が当該契約に基づき管理されている当該割引債の取得に要した金額を超える場合におけるその差益の金額

7 第二項から第四項までの規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二十一条第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、割引債の償還金の支払を受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項各号(割引債の差益金額に係る源泉徴収の特例)に掲げる割引債の償還金」と、同法とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得税特別措置法」と、同法第四百四十四条中「所得

税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。  
8 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して国内において特定割引債の償還金の支払をする者(これに準ずる者として政令で定めるもの(以下この項及び次項において「準支払者」という。)を含む。以下この条において「償還金の支払者」という。))は、財務省令で定めるところにより、特定割引債の償還金の支払に関する通知書、その支払の確定した日の属する月の翌月末日(準支払者が交付する場合には、当該確定した日の属する月の翌々月の十五日)までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

9 償還金の支払者は、財務省令で定めるところにより、前項の通知書を同一の者に対してその年中に支払った特定割引債の償還金の額の合計額で作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該通知書を同項の支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日(準支払者が交付する場合には、同年二月十五日)までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。  
10 償還金の支払者は、前二項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を第八条の四第六項に規定する電磁的方法により提供することができ、ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

11 前項本文の場合において、同項の償還金の支払者は、第八項又は第九項の通知書を交付したものとみなす。  
12 特定割引債の償還金につき国内における特定割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該特定割引債取扱者を第八項に規定する特定割引債の償還金の支払をする者とみなして、同項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該特定割引債の償還金の支払をする者については、第八項から前項までの規定のうち当該特定割引債の償還金に係る部分の規定は、適用しない。

13 国外割引債の償還金で上場株式等に該当する割引債に係るものにつき国内における国外割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該国外割引債の償還金を国内において支払うものと、当該国外割引債取扱者を当該国外割引債の償還金の支払をする者とそれとみなし、第八項から第十一項までの規定を適用する。  
14 第七項及び第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
(振替国債等の償還差益の非課税等)  
第四十一条の十三 非居住者が第五条の二第一項に規定する振替国債(割引債(第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち前条第六項第一号イからニまでに掲げるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))に該当するものを除く。以下この項及び第四項において「振替国債」という。)

以下この項及び第四項において「振替国債」という。)

2 非居住者が第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等(割引債に該当するものを除く。以下この条において「特定振替社債等」という。))につき支払を受ける償還差益(その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)

3 非居住者が平成十年四月一日以後に発行された第六条第四項に規定する民間国外債(以下この項及び次項において「民間国外債」という。))につき支払を受ける償還差益(その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)

4 非居住者が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等(当該特定振替社債等の発行をする者の第五条の三第二項に規定する特殊関係者が有するものを除く。)

定する特殊関係者が有するものを除く。)の償還により生ずる損失の額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

5 前各項の規定は、第一項に規定する償還差益、第二項に規定する償還差益若しくは第三項に規定する償還差益又は前項に規定する損失の額のうち、恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は恒久的施設を有する非居住者につき生ずるもので所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。

6 特定振替社債等の第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
(割引債の償還差益等に係る国内源泉所得の課税の特例)

第四十一条の十三の二 非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき割引債(第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち第四十一条の十二の二第六項第一号イからニまでに掲げるもの(外国法人が発行するものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)の償還差益(当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)のうち当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとして政令で定めるものについては、所得税法第六十一条第一項第二号に掲げる国内源泉所得とみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

2 所得税法第八十条の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項第一号に掲げる償還金に係る同条第六項第三号に規定する差益金額(次条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)について準用する。この場合において、同法第八十条第一項中「第七条第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)及び前二条」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項から第三項まで(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例)」と、「保るものに限る」とあるのは「保るものに限るもの」とし、同法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金(同条第一項第一号に

掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。)に係る差益金額(同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。以下この項において同じ。)を含む」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者(当該国内源泉所得が同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額に該当する場合にあつては、当該特定割引債の償還金の国内における同項に規定する特定割引債取扱者)」と読み替えるものとする。

(振替割引債の差益金額等の課税の特例)  
第四十一条の十三の三 非居住者又は外国法人が、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関(以下この項において「特定振替機関等」という。)又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている特定振替割引債につきその償還金の支払を受ける場合において、特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所(第五条の二第一項に規定する住所をいう)その他の財務省令で定める事項を記載した書類(第十項及び第十一項において「非課税適用申告書」という。)を、当該特定振替機関等(当該特定振替割引債が第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債(第十項及び第十一項において「一般割引債」という。))に該当するものである場合には、適格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受ける特定振替機関等(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受ける特定振替機関等)を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄事務局長に提出しているときは、その支払を受ける償還金に係る差益金額については、第四十一条の十二の二の規定は、適用しない。

2 非居住者が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替割引債につき支払を受ける償還差益(当該特定振替割引債の償還(第四十一条の十二の二第一項に規定する償還をいう。次項及び第四項において同じ。)により受ける金額が当該特定振替割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。)については、所得税を課さない。

3 非居住者が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき第一項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替割引債の償還により生ずる損失の額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

4 前三項の規定は、特定振替割引債の発行者の特殊関係者(特定振替割引債の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)が支払を受ける当該特定振替割引債の償還金及び第二項に規定する償還差益並びに当該特殊関係者につき当該特定振替割引債の償還により生ずる損失の額(第十二項において準用する第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの若しくは生ずるもの又は第十二項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるもの若しくは生ずるものとされるものを除く。)については、適用しない。

5 第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する償還差益又は第三項に規定する損失の額のうち、恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は恒久的施設を有する非居住者につき生ずるもので所得税法第六十四条第一項第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。

6 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第十号中「償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者」とあるのは「償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者(当該非居住者が租税特別措置法第四十一条の十三の三第七項第七号(振替割引債の差益金額等の課税の特例)に規定する特定振替割引債の同項第八号に規定する償還金に係る同項第九号に規定する差益金額(次号において「特定振替割引債の償還金に係る差益金額」という。))につき同条第一項の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する特定振替機関等」と、同

項第十一号中「外国法人」とあるのは「外国法人(外国政府その他の政令で定める法人を除く。)」と、「交付をする者」とあるのは「交付をする者(当該非居住者又は当該外国法人が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき租税特別措置法第四十一条の十三の三第一項の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する特定振替機関等)」とする。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 特定振替機関 第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関又は第五条の二第四項第一号に規定する特定振替機関をいう。  
二 特定口座管理機関 第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。  
三 特定間接口座管理機関 第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。

四 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第二十一条第八号の四ただし書に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束(租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供する)をこの条を定める規定を有するものに限る。我が国以外の締約国又は締約国その他外国の機関への租税に関する情報の提供に關する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国(次号において「条約相手国等」という。)に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。  
六 振替記載等 第五条の二第七項第六号に規定する振替記載等をいう。  
七 特定振替割引債 社債、株式等の振替に關する法律第八十八条に規定する振替国債、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は第五条の三第四項第七号に規定する振替社債等(同法第六十六条第一号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するものを含む。)のうち、第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債に該当するもの(その償還金の額が当該割引債の発行者又は当該発行者

の額が当該割引債の発行者又は当該発行者

の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものに限る。）をいう。

八 償還金 第四十一条の十二の二第一項第一号に掲げる償還金をいう。

九 差益金額 第四十一条の十二の二第六項第三号に規定する差益金額をいう。

十 適格口座管理機関 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

十一 外国再間接口座管理機関 第五条の二第七項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

十二 外国間接口座管理機関 第五条の二第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

8 国税庁長官は、前項第十号の承認の申請があった場合において、その申請を行った者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第十号に規定する政令で定めるところに従って行われていないと認められること。

二 その者が第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調査の提出を行うこと又は第十一項に規定する通知を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

9 国税庁長官は、第七項第十号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたとき、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

10 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替引債（一般引債に該当するものを除く。以下この項において同じ。）につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当

該特定振替引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

11 適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替引債（一般引債に該当するものに限る。以下この項において同じ。）につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替引債の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替引債の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該償還金の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

12 第五条の二第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで及び第十六項から第十九項までの規定は、特定振替引債の償還金に係る差益金額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条の二第二項	前項	第四十一条の十三の三第三項
第五条の二第二項	第一項の	第四十一条の十三の三第三項
同条第一項中	同法第十三条第一項中	
第五条の二第二項	同条第一項	同法第十三条第一項中
同条第二項	同法第十三条第一項中	
同条第三項	同法第十三条第一項中	
同条第四項	同法第十三条第一項中	

同項に規定する振替国債又は振替地方債の

同法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替引債の償還金

同法第四十一条の十三の三第一項の

同法第四十一条の十三の三第三項とあるのは「同法第四十一条の十三の三第三項」と

同法第四十一条の十三の三第三項とあるのは「同法第四十一条の十三の三第三項」と

同法第四十一条の十三の三第三項とあるのは「同法第四十一条の十三の三第三項」と

同法第四十一条の十三の三第三項とあるのは「同法第四十一条の十三の三第三項」と

同法第四十一条の十三の三第三項とあるのは「同法第四十一条の十三の三第三項」と

同法第四十一条の十三の三第三項とあるのは「同法第四十一条の十三の三第三項」と

同法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定受託者」と、同条第十一項「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とするほか

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

同法第四十一条の十三の三第一項

14 特定振替引債の償還金の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定、第十項及び第十一項の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第六項まで及び第八項から

前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）  
第四十一条の十四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる取引又は取得をし、かつ、当該各号に掲げる取引又は取得（以下この項及び次条において「先物取引」という。）の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡（以下この項及び次条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

一 商品先物取引等（商品先物取引法第二條第三項第一号から第四号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する先物取引に該当するもの（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するもの（同条第二十三項に規定する商品先物取引業者を相手方として行うものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）当該商品先物取引等の決済（当該商品先物取引等に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

二 金融商品先物取引等（金融商品取引法第二條第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引（同号に掲げる取引にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する市場デリバティブ取引（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は同法第二十九條の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）に該当するもののうち政令で定めるもの又は同法第二條第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項第三号に掲げる取引にあつては、同項第五号から第七号までに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものを除く。）で同項に規定する店頭デリバティブ取引（同条第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は同法第二十九條の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）に該当するもの（第三十七條の十二の二第二項第一号に規定する金融商品取引業者又は登録金融機関を相手方として行うものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）当該金融商品先物取引等の決済（当該金融商品先物取引等に係る同法第二條第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）

三 金融商品取引法第二條第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において行う取引であつて同条第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引に係る権利を表示するものを除く。）の取得 平成二十二年一月一日以後に行う当該有価証券に表示される権利の行使（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡（同条第九項に規定する金融商品取引業者に対するものその他の政令で定める譲渡に限る。）前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。  
一 所得税法第二條第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同条第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一條の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）とする。」とする。

二 所得税法第三十三條第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは、「租税特別措置法第四十一條の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引（以下「差金等決済に係る先物取引」という。）による譲渡所得の金額」と、「し、その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額」とする。

三 所得税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは、「譲渡所得の金額（事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、差金等決済に係る先物取引による事業所得及び譲渡所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（先物取引に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。  
四 所得税法第七十一條及び第七十二條から第八十七條までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額」とする。  
五 所得税法第九十二條、第九十五條及び第六十五條の六の規定の適用については、同法第九十二條第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第四十一條の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一條の十四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額」とする。  
六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特別その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）  
第四十一条の十五 確定申告書（第五項において準用する所得税法第二百二十三條第一項（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項及び第三項において同じ。）を提出する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定の適用を受けて前年以前において控除されたものを除く。）を有する場合には、前条第一項後段の規定にかかわらず、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該年分の当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、平成十五年一月一日以後に、先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、その者の当該差金等決済をした日の属する年分の前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。  
3 第一項の規定は、同項に規定する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分の所得税につき当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある確定申告書提出し、かつ、その後において連続して確定申告書提出している場合であつて、第一項の確定申告書に同項の規定による控除を受け金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。  
4 第一項の規定の適用がある場合における前条（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。  
5 所得税法第二百二十三條第一項（第二号を除く。）（同法第六十六條において準用する場合

を含む。の規定は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年の翌年以後において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、その年の年分の所得税につき同法第二百一十條第一項（同法第二百六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出すべき場合及び同法第二百二十二條第一項又は第二百二十三條第一項（これらの規定を同法第二百六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出することができない場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同項中「第七十條第一項若しくは第二項（純損失の繰越控除）若しくは第七十一條第一項（雑損失の繰越控除）の規定の適用を受け、又は第四十二條第二項（純損失の繰戻しによる還付の手續等）の規定による還付を受けようとするときは、第三期において」とあるのは「租税特別措置法第四十一條の第五十一項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）の規定の適用を受けようとするときは」と、「次項各号に掲げる」とあるのは「その年において生じた同条第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）の、その年の前年以前三年内の各年において生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額その他の政令で定める」と、同項第一号中「純損失の金額」とあるのは「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、同項第三号中「純損失の金額及び雑損失の金額（第七十條第一項若しくは第二項又は第七十一條第一項）とあるのは「先物取引の差金等決済に係る損失の金額（租税特別措置法第四十一條の第五十一項）」と、「及び第四十二條第二項の規定による還付を受けべき金額の計算の基礎となつたものを除く。同号において同じ」とあるのは「を除く」と、「これらの金額」とあるのは「当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額」とあるのは「同法第四十一條の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と読み替へるものとする。

6 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二條第六号ハ（一）中「又は雑損失の金額」とあるのは「若しくは雑損失の金額又は租税特別措置法

第四十一條の十五第二項（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「同法」とあるのは「これらの法律」とする。

7 その年の翌年以後又はその年において第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書の記載事項の特例その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例）  
 第四十一條の十五の二 所得税法第二百二十五條第一項第十三号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、同号に規定する先物取引（金融商品取引法第二條第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は同法第二十九條の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）の所得税法第二百二十五條第一項第十三号に規定する差金等決済（以下この条において「先物取引の差金等決済」という。）に関する調書を一の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対する一回の先物取引の差金等決済ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をもつて先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなればならない。

（公的年金等控除の最低控除額等の特例）  
 第四十一條の十五の三 年齢が六十五歳以上である個人が、平成十七年以後の各年において、その年中の所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）の収入金額がある場合における当該公的年金等に係る同條第四項（同法第六十五條第一項において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第三十五條第四項第一号中「六十万円」に、同項第三号中「二十万円」と、「六十万円」とあるのは「百二十万円」と、「六十万円」とあるのは「百二十万円」と、同項第二号中「五十万円」とあるのは「百万円」と、同項第三号中「四十万円」とあるのは「九十万円」とする。

2 前項の規定の適用を受ける公的年金等に係る所得税法第四編第三章の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 年齢が六十五歳以上である居住者が公的年金等の支払を受ける場合における所得税法第二百三條の三の規定の適用については、同條第一号イ及び第四号中「九万円」とあるのは、「十三万五千元」とする。

二 前号に定めるもののほか、前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 年齢が六十五歳以上である非居住者が平成十七年一月一日以後に所得税法第六十一條第一項第十二号ロに掲げる年金の支払を受ける場合における同法第三編第二章第三節及び第四編第五章の規定の適用については、同法第六十九條第三号又は第二十三條第一項第一号イ中「二十五万円」とあるのは、「九万五千元」とする。

4 第一項の個人の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二條第一項第四十二号に規定する出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の年齢によるものとし、第二項の居住者又は前項の非居住者の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十一日の年齢によるものとする。（消滅時効を援用せず）に支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用）

（国民年金法第五十二條第一項）  
 第四十一條の十五の四 国民年金法第五十二條第一項に規定する年金給付月ごとに支払うものとは当該権利に基づき支払月ごとに支払うものとして認められる年金給付の支給を受ける権利又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）第九十二條第一項に規定する保険給付を受ける権利若しくは当該権利に基づき支払月ごとに支払うものとして認められる保険給付の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、これらの権利の消滅時効を援用せず）に居住者に支払うこととされた所得税法第三十五條第三項に規定する公的年金等については、同法第二百三條の二の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十一條第三項の規定の適用については、同項中「の規定」とあるのは、「又は租税特別措置法第四十一條の十五の四第一項（消滅時効を援用せず）に支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用）の規定」とする。

（同居の老親等に係る扶養控除の特例）  
 第四十一條の十六 居住者の有する所得税法第二

條第一項第三十四号の四に規定する老人扶養親族が当該居住者又は当該居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいづれかとの同居を常況として居る者である場合

には、当該老人扶養親族に係る同法第八十四條第二項に規定する扶養控除の額は、同條第一項の規定にかかわらず、同項の金額に十万円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第八十條第五條第三項	老人扶養親族	租税特別措置法第四十一條の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族等に係る扶養控除の特例）の規定
第九十條第二号ハ	の規定	並びに租税特別措置法第四十一條の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定
第九十條第十四條第一號第五號	老人扶養親族	租税特別措置法第四十一條の十六第一項（同居の老親等に係る扶養控除の特例）の規定にかつ、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいづれかとの同居を常況として居る者である場合

（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）  
 第四十一條の十七 医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤（次項第一号において「医療用薬剤」という。）との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第四條第五項第三号に規定する要指導医薬品及び同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下第三項までにおいて同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。次項各号において同じ。）の適正化の効果

が著しく高いと認められる一般用医薬品の使用を推進する観点から、居住者が平成二十九年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合において当該居住者がその年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令

で定める取組を行つておけるその年の所得税法第七十三条第三項に規定する医療費控除については、その者の選択により、同条第一項中「各年」とあるのは「平成二十九年から令和八年までの各年」と、「医療費」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の第十七第一項（特定一般医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に規定する特定一般医薬品等購入費」と、「医療費」とあるのは「特定一般医薬品等購入費」と、「その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（当該金額が十万円を超える場合は、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」とあるのは「八万八千元」として、同項の規定を適用することができる。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「第一項（租税特別措置法第四十一条の第十七第一項の規定により適用する場合を含む。）」とする。

2 前項に規定する特定一般医薬品等購入費とは、次に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十条第一項に規定する医薬品をいう。以下この項において同じ。）である一般医薬品等の購入の対価をいう。

一 次に掲げる医薬品のうち、医療用薬剤との代替性が特に高いもの（その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が低いと認められる医薬品を除く。）として政令で定めるもの

イ その製造販売の承認の申請（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第三項の規定による同条第一項の製造販売についての承認の申請又は同法第十九条の二第五項において準用する同法第十四条第三項の規定による同法第十九条の二第一項の製造販売をさせることについての承認の申請をいう。ロ及び次号において同じ。）に際して既に同法第十四条又は第十九条の二の承認を与えられている医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なる医薬品

ロ その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品

4 第一項の規定により所得税法第七十三条の規定を適用する場合における同法第二百二十二条第四項及び第五項（これらの規定を同法第二百二十二条第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十五条第四項及び第二百二十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第二百二十条第四項中「次に掲げる書類」とあるのは「当該居住者がその年中に行つた租税特別措置法第四十一条の第十七第一項（特定一般医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に規定する取組（次項において「取組」という。）の名称、当該申告書に記載した医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる同条第一項に規定する特定一般医薬品等購入費（次項において「特定一般医薬品等購入費」という。）の額その他の財務省令で定める事項の記載がある明細書」と、同条第五項中「前項第一号に掲げる書類」とあるのは「前項に規定する明細書に記載された取組につき当該居住者がその年中にその取組を行つたことを明らかにする書類（当該居住者の氏名、当該居住者が当該取組を行つた年その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。）及び当該明細書」と、「医療費」とあるのは「特定一般医薬品等購入費」と、「証する書類」とあるのは「証する書類（その領収をした金額のうち、特定一般医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限る。）」と、「当該書類」とあるのは「これらの書類」とする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により第四号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

政治資金規正法第三条第二項に規定する政治資金団体

二 政治資金規正法第五条第一項第二号に掲げる政治資金団体

三 政治資金規正法第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの（同法第五条第一項第一号に掲げる団体を含む。）

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職（ロにおいて「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

ロ 特定の公職の候補者（公職選挙法第八十六条から第八十六条の四までの規定による

行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。）をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの（第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により第四号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

届出により公職の候補者となつた者をいう。又は当該公職の候補者とならうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

2 個人が指定期間内に支出した前項第一号又は第二号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合計額（当該合計額その年中に支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びに第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加算した金額が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額が二千元（その年中に支出した当該特定寄附金等の金額がある場合には、二千元から当該特定寄附金等の金額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の三十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

4 所得税法第九十二条第二項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 所得税法第九十二条第二項の規定による控除を受けるべき金額については、第二項の規定による控除をすべき金額に準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特

別措置法第四十一条の十八第二項（政治活動に  
関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）  
の規定による控除」と、「当該控除をすべき金  
額」とあるのは、「これらの控除をすべき金額の  
合計額」と読み替えるものとする。

5 その年分の所得税について第二項の規定の適  
用を受ける場合における所得税法第二十條第  
一項第三号に掲げる所得税額の計算について  
は、同号中「第三章（税額の計算）」とあるの  
は、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置  
法第四十一条の十八第二項（政治活動に  
関する寄附をした場合の所得税額の特別控除）」とす  
る。

6 前三項に定めるもののほか、第二項の規定の  
適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
（認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合  
の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

第四十一条の十八の二 個人が、認定特定非営利  
活動法人等（特定非営利活動促進法（平成十年  
法律第七号）第二条第三項に規定する認定特定  
非営利活動法人及び同条第四項に規定する特別  
認定特定非営利活動法人をいう。以下この条に  
おいて同じ。）に対し、当該認定特定非営利活  
動法人等の行う同法第二条第一項に規定する特  
定非営利活動（次項において「特定非営利活  
動」という。）に係る事業に關連する寄附（そ  
の寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められ  
るもの及び出資に關する業務に充てられること  
が明らかなものを除く。以下この項及び次項に  
おいて同じ。）をした場合（当該寄附に係る支  
出金を支出した年分の所得税につき次項の規定  
の適用を受ける場合を除く。）には、当該寄附  
に係る支出金は、所得税法第七十八條第二項に  
規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を  
適用する。

2 個人が認定特定非営利活動法人等に対して支  
出した当該認定特定非営利活動法人等の行う特  
定非営利活動に係る事業に關連する寄附に係る  
支出金（以下この項において「特定非営利活動  
に關する寄附金」という。）については、その  
年中に支出した当該特定非営利活動に關する寄  
附金の額の合計額（当該合計額にその年中に支  
出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八  
條第二項に規定する特定寄附金の額及び前条第  
一項の規定により当該特定寄附金とみなされた  
ものの額並びに第四十一条の十八の四第一項に  
規定する控除対象特定新規株式の取得に要した

金額として同項に規定する政令で定める金額の  
合計額をいう。以下この項において同じ。）を  
加算した金額が、当該個人のその年分の総所得  
金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額  
の百分の四十に相当する金額を超える場合には  
は、当該百分の四十に相当する金額から当該特  
定寄附金等の金額を控除した残額）が二千元  
（その年中に支出した当該特定寄附金等の金額  
がある場合には、二千元から当該特定寄附金等  
の金額を控除した残額）を超える場合には、そ  
の年分の所得税の額から、その超える金額の百  
分の四十に相当する金額（当該金額に百円未満  
の端数があるときは、これを切り捨てる。）を  
控除する。この場合において、当該控除する金  
額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分  
の二十五に相当する金額（次条第一項の規定の  
適用がある場合には、当該百分の二十五に相当  
する金額から同項の規定により控除する金額を  
控除した残額。以下この項において同じ。）を  
超えるときは、当該控除する金額は、当該百分  
の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満  
の端数があるときは、これを切り捨てる。）を  
限度とする。

3 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定に  
よる控除を受ける金額についてのその控除に關  
する記載があり、かつ、財務省令で定めるところ  
により、当該金額の計算に關する明細書、当  
該計算の基礎となる金額その他の事項を証する  
書類の添付がある場合に限り、適用する。  
4 所得税法第九十二条第二項の規定は、第二項  
の規定による控除をすべき金額について準用す  
る。この場合において、同条第二項中「前項の  
規定による控除」とあるのは、「前項及び租税特  
別措置法第四十一条の十八の二第二項（認定特  
定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税  
額の特別控除）」の規定による控除」と、「当該  
控除をすべき金額」とあるのは、「これらの控除  
をすべき金額の合計額」と読み替えるものとし  
る。

5 その年分の所得税について第二項の規定の適  
用を受ける場合における所得税法第二十條第  
一項第三号に掲げる所得税額の計算について  
は、同号中「第三章（税額の計算）」とあるの  
は、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置  
法第四十一条の十八の二第二項（認定特定非営  
利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特  
別控除）」とする。

6 前三項に定めるもののほか、第二項の規定の  
適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額  
の特別控除）  
第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法  
第七十八條第二項に規定する特定寄附金のう  
ち、次に掲げるもの（同条第一項の規定の適用  
を受けるものを除く。以下この項において「税  
額控除対象寄附金」という。）については、そ  
の年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合  
計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額  
（同条第二項に規定する特定寄附金の額及び第  
四十一条の十八第一項又は前条第一項の規定に  
より当該特定寄附金とみなされたものの額並び  
に次条第一項に規定する控除対象特定新規株式  
の取得に要した金額として同項に規定する政令  
で定める金額の合計額をいう。以下この項にお  
いて同じ。）が、当該個人のその年分の総所得  
金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額  
の百分の四十に相当する金額を超える場合に  
は、当該百分の四十に相当する金額から所得控  
除対象寄附金の額（当該特定寄附金等の金額か  
ら税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した  
残額をいう。以下この項において同じ。）を控  
除した残額）が二千元（その年中に支出した当  
該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二  
千元から当該所得控除対象寄附金の額を控除し  
た残額）を超える場合には、その年分の所得税  
の額から、その超える金額の百分の四十に相当  
する金額（当該金額に百円未満の端数があると  
きは、これを切り捨てる。）を控除する。この  
場合において、当該控除する金額が、当該個人  
のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当  
する金額を超えるときは、当該控除する金額  
は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金  
額に百円未満の端数があるときは、これを切り  
捨てる。）を限度とする。

二 更生保護法人  
動が適正であること並びに市民から支援を受  
けていることにつき政令で定める要件を満た  
すものに限る。）に対する寄附金のうち、学  
生等に対する修学の支援のための事業に充て  
られることが確実であるものとして政令で定  
めるもの

イ 国立大学法人  
ロ 公立大学法人  
ハ 独立行政法人国立高等専門学校機構及び  
独立行政法人日本学生支援機構  
三 次に掲げる法人（その運営組織及び事業活  
動が適正であること並びに市民から支援を受  
けていることにつき政令で定める要件を満た  
すものに限る。）に対する寄附金のうち、学  
生又は不安定な雇用状態にある研究者に対す  
るこれらの者が行う研究への助成又は研究者  
としての能力の向上のための事業に充てられ  
ることが確実であるものとして政令で定める  
もの

イ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人  
ロ 公立大学法人  
ハ 独立行政法人国立高等専門学校機構  
二 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定に  
よる控除を受ける金額についてのその控除に關  
する記載があり、かつ、財務省令で定めるとこ  
ろにより、当該金額の計算に關する明細書、当  
該計算の基礎となる金額その他の事項を証する  
書類の添付がある場合に限り、適用する。  
3 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項  
の規定による控除をすべき金額について準用す  
る。この場合において、同条第二項中「前項の  
規定による控除」とあるのは、「前項及び租税特  
別措置法第四十一条の十八の三第一項（公益社  
団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控  
除）」の規定による控除」と、「当該控除をすべ  
き金額」とあるのは、「これらの控除をすべき金  
額の合計額」と読み替えるものとする。

4 その年分の所得税について第一項の規定の適  
用を受ける場合における所得税法第二十條第  
一項第三号に掲げる所得税額の計算について  
は、同号中「第三章（税額の計算）」とあるの  
は、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置  
法第四十一条の十八の三第一項（公益社法人  
等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）」  
とする。

イ 公益社団法人及び公益財団法人  
ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七  
十号）第三条に規定する学校法人及び同法  
第一百五十二条第五項の規定により設立され  
た法人  
ハ 社会福祉法人

動が適正であること並びに市民から支援を受  
けていることにつき政令で定める要件を満た  
すものに限る。）に対する寄附金  
イ 公益社団法人及び公益財団法人  
ロ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七  
十号）第三条に規定する学校法人及び同法  
第一百五十二条第五項の規定により設立され  
た法人  
ハ 社会福祉法人

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)

**第四十一条の十八の四** 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる株式会社(以下この項において「特定新規中小会社」という。)の区分に応じ当該各号に定める株式(以下この項において「特定新規株式」という。)を払込み(当該株式の発行に際してするものに限る。以下この項及び次項において同じ。)  
 により取得(第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をした場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定新規中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する同族会社に該当することとなる場合における当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。)がその年中に当該払込みにより取得をした特定新規株式(その年十二月三十一日において有するものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「控除対象特定新規株式」という。)の取得に要した金額として政令で定める金額(当該金額の合計額が八百万円を超える場合には、八百万円)については、所得税法第七十八条(同法第六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は租税特別措置法第四十一条の十八の四第一項(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合)の課税の特例」に規定する特定新規株式と同項に規定する払込みにより取得(同項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした場合」と、同項第一号中「の額」とあるのは「の額及びその年中に取得をした租税特別措置法第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除(租税特別措置法第四十一条の十八の四第一項の規定による控除を含む。）」とす

設立の日以後の期間が一年未満のものその他の財務省令で定めるものに限る。) 当該株式会社に発行される株式  
 二 内国法人のうちその設立の日以後五年を経過していない株式会社(第三十七条の十三第三項第二号に規定する中小企業者に該当する会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。) 当該株式会社に発行される株式で同号イ又はロに掲げるもの  
 三 第三十七条の十三第三項第三号に掲げる指定会社 当該指定会社により発行される株式  
 四 国家戦略特別区域法第二十七条の五に規定する株式会社 当該株式会社により発行される株式で国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十六号) 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に発行されるもの  
 五 内国法人のうち地域再生法第十六条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社 当該株式会社に発行される株式で地域再生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十八号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に発行されるもの  
 2 前項の規定の適用を受けた控除対象特定新規株式及び当該控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、第三十七条の十三第一項及び第三十七条の十三の二第一項の規定は、適用しない。  
 3 第一項の規定の適用を受けた場合における控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額の計算の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
**第四十一条の十九** 個人でその者のその年分の基準所得金額が三億三千万円を超えるもの(第四項において「特例対象者」という。)については、当該を超える部分の金額の百分の二十二・五に相当する金額からその年分の基準所得税額を控除した金額に相当する所得税を課する。  
 2 前項に規定する基準所得金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。  
 一 第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した所得税法第二十二條(同法第六十五條第一項の規定により準じて計算す

る場合を含む。)に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(次号から第九号までに掲げる金額を除く。)  
 二 第八条の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第八条の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同項の規定の適用を受けるものに限る。)  
 三 第二十八条の四第一項に規定する土地の譲渡等に係る事業所得等の金額(同項の規定の適用を受けるものに限る。)  
 四 第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額(特別控除に関する規定(第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項の規定その他政令で定める規定をいう。以下この号及び次号において同じ。))の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額)  
 五 第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額(特別控除に関する規定の適用がある場合には、当該特別控除に関する規定による控除をした金額)  
 六 第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額  
 七 第三十七条の十一の五第一項の規定の適用がないものとして計算した第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額  
 八 第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額及び同条第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額  
 九 第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額  
 第一項に規定する基準所得税額とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。)をいう。  
 一 非永住者(所得税法第二条第一項第四号に規定する非永住者をいう。次号において同じ。))以外の居住者 同法第七条第一項第一号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第九十三条及び第九十五条の規定を除く。次号において同じ。))により計算した所得税の額(第三条

第一項の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。次号において同じ。))  
 二 非永住者 所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得税の額  
 三 非居住者 所得税法第七条第一項第三号に定める所得につき、第一項の規定の適用がないものとして同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第六十五条の五の三及び第六十五条の六の規定を除く。)により計算した所得税の額(同法第六十九条及び第七十条の規定その他の政令で定める規定により計算した所得税の額を除く。)  
 4 特例対象者のうち第一項の規定により課する所得税の額がある者のその年分の第八條の五第一項各号に掲げる利子等若しくは配当等又は第三十七條の十一の五第一項各号に掲げる金額については、第八條の五第一項及び第二項並びに第三十七條の十一の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。  
 5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。  
 一 所得税法第九十三条、第九十五条、第六十五條の五の三及び第六十五條の六の規定の適用については、同法第九十三条第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の規定による所得税の額」と、同条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の規定による所得税の額」と、「の所得税額」とあるのは「の所得税額(当該所得税の額を含む。以下この項において同じ。))と読み替えるものとする」と、同法第九十五条第一項から第三項までの規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額の課税の特例)の規定による所得税の額」と、同条第十四項中「準用する」とあるのは



「準用する。この場合において、同条第二項前段中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と読み替えるものとする」と、同法第六十五条の五の第三第一項中「その年分の所得税の額」とあるのは、「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第三項中「課税総所得金額に係る所得税の額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、第六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」と、同法第六十五条の六第一項から第三項までの規定中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項（特定の基準所得金額の課税の特例）の規定による所得税の額」と、同条第八項中「課税総所得金額に係る所得税の額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税の額、租税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定による所得税の額、第六十五条第一項の規定により準じて計算する」と、「又は」とあるのは「又は同項の規定により準じて計算する」とする。

二 第一項の個人はその年分の所得税（前項の規定の適用があるものに限る。）について修正申告書を提出する場合における国税通則法第十九条第一項又は第二項の規定の適用については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、国税通則法第十九條第一項又は第二項に規定する課税標準等及び税額等の計算においては、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等（第八條の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る配当所得について第八條の四第一項の規定の適用があるものとする。ただし、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二條及び第八十九條又は第六十五條の規定の適用を受けた場合には、当該配当所得については、この限りでない。

三 第一項の個人はその年分の所得税（前項の規定の適用があるものに限る。）について国税通則法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正又は同法第二十五條の規定による決定をする場合における同法第二十四條から第二十六條までの規定の適用については、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第八條の四第一項の規定の適用があるものとして同法第二十四條から第二十六條までに規定する課税標準等及び税額等を計算する。ただし、その者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について所得税法第二十二條及び第八十九條又は第六十五條の規定の適用を受けた場合には、当該配当所得については、この限りでない。

四 前三号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の二 個人が、平成二十六年四月一日から令和七年十二月三十一日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたもので政令で定めるものに限る。次項において「居住用の家屋」という。）の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。）として財務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項及び次項並びに次条第四項及び第八項において「住宅耐震改修」という。）をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該住宅耐震改修の費用に關し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるもの）をいう。以下この項並びに同条第一項から第四項まで、第七項及び第八項において同じ。）の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額（以下この項並びに同条第四項、第六項及び第八項において「耐震改修標準的費用額」という。）とし、当該耐震改修標準的費用額が二百五十万円を超える場合には二百五十万円とする。同項において「控除対象耐震改修標準的費用額」という。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を控除する。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に關する明細書及び同項に規定する家屋の所在地の地方公共団体の長その他財務省令で定める者の居住用の家屋が同項の住宅耐震改修をした家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他財務省令で定める書類（次項において「耐震改修証明書」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び耐震改修証明書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十九の三 第四十一条の二第一項に規定する特定個人（以下この条において「特定個人」という。）が、当該特定個人の所有する同項に規定する居住用の家屋（以下この条において「居住用の家屋」という。）について高齡者等居住改修工事等（当該高齡者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該高齡者等居住改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には、当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項及び第八項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項及び第五項から第八項までにおいて「対象一般断熱改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該対象一般断熱改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十六年四月一日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該対象一般断熱改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、断熱改修標準的費用額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円とする。第八項において「控除対象標準的費用額」という。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

2 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について一般断熱改修工事等（当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該一般断熱改修工事等の費用に關し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項及び第五項から第八項までにおいて「断熱改修標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項及び第五項から第八項までにおいて「対象一般断熱改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該対象一般断熱改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十六年四月一日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該対象一般断熱改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、断熱改修標準的費用

額（当該断熱改修標準的費用額が二百五十万円（対象一般断熱改修工事等として第八項までにおいて掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円。以下この項において同じ。）を超える場合には、二百五十万円とする。第八項において「控除対象断熱改修標準的費用額」という）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

3 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について多世帯同居改修工事等（当該多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該多世帯同居改修工事等の費用に、当該補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項及び第八項において「多世帯同居改修標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項及び第八項において「対象多世帯同居改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該対象多世帯同居改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十八年四月一日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した（当該多世帯同居改修標準的費用額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円とする。第八項において「控除対象断熱改修標準的費用額」という。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

4 個人が、住宅耐震改修（耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項、第六項及び第八項において「対象住宅耐震改修」という。）と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について耐久性向上改修工事等（当該耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該耐久性向上改修工事等の費用に、当該補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下第八項までにおいて「耐久性向上改修標準的費用額」という。）が五十万円を

超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下第八項までにおいて「対象耐久性向上改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該対象住宅耐震改修及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を平成二十九年四月一日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該対象耐久性向上改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した）場合に限る。次項及び第六項において同じ。）には、第二項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、耐震改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円とする。第八項において「控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額」という。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

5 個人が、対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象一般断熱改修工事等及び当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。以下この項において「対象一般断熱改修工事等」という。）を平成二十九年四月一日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、第二項若しくは前項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が二百五十万円（対象一般断熱改修工事等として第十一項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円。以下この項において同じ。）を超える場合には、二百五十万円とする。第八項において「控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額」という。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

6 個人が、対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋（当該対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等並びに当該対象耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十九年四月一日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、第二項若しくは前項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から、断熱改修標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（当該合計額が五百万円（対象一般断熱改修工事等として第十一項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、六百万円。以下この項において同じ。）を超える場合には、五百万円とする。第八項において「控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額」という。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

7 第四十一条第十三項に規定する特例対象個人（以下この条において「特例対象個人」という。）が、当該特例対象個人の所有する居住用の家屋について子育て対応改修工事等（当該子育て対応改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該子育て対応改修工事等の費用に、当該補助金等の交付を受ける場合には、当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項及び次項において「子育て対応改修標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項及び次項において「対象子育て対応改修工事等」という。）をして、当該居住用の家屋（当該対象子育て対応改修工事等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（当該居住用の家屋を当該対象子育て対応改修工事等の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、当該特例対象個人の令和六年分の所得税の額から、子育て対応改修標準的費用額（当該子育て対応改修標準的費用額が二百五十万円を超える場合には、二百五十万円とする。次項において「控除対象子育て対応改修標準的費用額」という。）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

8 個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修、対象耐久性向上改修工事等、対象住宅耐震改修、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、前各項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合に限る。当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額が千円円から当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等に係る控除対象耐震改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額、控除対象断熱改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額の合計額を控除した金額）の五パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

一 前条第一項又は第一項から第三項まで若しくは前項の規定の適用を受ける場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等及び対象子育て対応改修工事等に係る耐震改修標準的費用額、標準的費用額、断熱改修標準的費用額、多世帯同居改修標準的費用額及び子育て対応改修標準的費用額の合計額（以下この号において「標準的費用合計額」という。）を超える場合には、当該標準的費用合計額）

イ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修標準的費用額から二百五十万円を控除した金額  
ロ 当該対象高齢者等居住改修工事等に係る標準的費用額から二百万円を控除した金額  
ハ 当該対象一般断熱改修工事等に係る断熱改修標準的費用額から二百五十万円（対象一般断熱改修工事等として第十一項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円）を控除した金額

居改修工事等、対象住宅耐震改修、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、前各項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合に限る。当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額が千円円から当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等に係る控除対象耐震改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額、控除対象断熱改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額の合計額を控除した金額）の五パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。



むを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び増改築等工事証明書の提出があつた場合に限り、第一項から第八項までの規定を適用することができ

20 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項から第八項までの規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項から第八項まで（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）の規定による控除」と、当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。

21 その年分の所得税について第一項から第八項までの規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項から第八項まで（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

22 第九項から前項までに定めるもののほか、第一項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）  
第四十一条の十九の四 個人が、国内において、第四十一条第十項第一号から第三号までに掲げる家屋（以下この項において「認定住宅等」という。）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得（同条第一項に規定する取得をいう。第五項において同じ。）をして、これらの認定住宅等を長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和七年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合（これらの認定住宅等をその新築の日又はその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）には、その者のその居住の用に供した日（第四項において「居住日」という。）の属する年分の所得税の額から、これらの認定住宅等について講じられた構造及び設備に係る標準的な費用の額として政令で定める金額（当該金額が六百五十万円を超える場合には、六百五十万円）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があると

きは、これを切り捨てる。以下この項及び次項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

2 個人がその年において、その年の前年（当該前年分の所得税につき第三十七条の十二の第二項に規定する確定申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち前項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額を有する場合又はその年の前年分の所得税につき当該確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該控除しきれない金額に相当する金額又はその年の前年における税額控除限度額（以下この項において「控除未済税額控除額」という。）を控除する。この場合において、当該控除未済税額控除額が、その者のその年分の所得税の額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該所得税の額を限度とする。

3 第一項の規定は、個人の同項の規定の適用を受けようとする年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三号の合計所得金額が二千万円を超える場合には、適用しない。

4 第二項の規定は、個人の居住日の属する年分又はその翌年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三号の合計所得金額が二千万円を超える場合には、適用しない。

5 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書及び登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の個人が新築又は取得した家屋が同項に規定する認定住宅等に該当する家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他財務省令で定める書類（次項及び第七項において「認定住宅等証明書」という。）の添付がある場合に限る。適用する。

6 第二項の規定は、その適用を受けようとする年分の確定申告書に同項に規定する控除未済税額控除額の明細書の添付があり、かつ、当該年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書（その適用を受けようとする年分の前年分の所得税につき第三

十七条の十二の二第一項に規定する確定申告書を提出すべき場合及び提出することができる場合のいずれにも該当しない場合には、当該明細書及び認定住宅等証明書）の添付がある場合に限る。適用する。

7 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は第五項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び認定住宅等証明書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

8 前項の規定は、第二項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、前項中「第五項」とあるのは「前項」と、「明細書及び認定住宅等証明書」とあるのは「に規定する控除未済税額控除額の明細書及び控除を受ける金額の計算に関する明細書」と、「第一項」とあるのは「第二項」と読み替えるものとする。

9 所得税法第九十二条第二項前段の規定は、第一項及び第二項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項前段中「前項の規定による控除」とあるのは、「前項並びに租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項及び第二項（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）」の規定による控除」と読み替えるものとする。

10 その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項及び第二項（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）」とする。

11 第一項及び第二項の規定は、個人が、第一項の認定住宅等をその居住の用に供した日の属する年分の所得税について、第三十一条の三第一項若しくは第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。次項において同じ。）の規定の適用を受ける場合又はその居住の用に供した日の属する年の前年分若しくは前々年分の所得税についてこれらの規定の適用を受けている場合には、適用しない。

12 第一項の認定住宅等をその居住の用に供した個人が、当該居住の用に供した日の属する年の翌年以後三年以内の各年中に当該居住の用に供した当該認定住宅等及び当該認定住宅等の敷地の用に供されている土地（当該土地の上に存する権利を含む。）以外の資産（第三十一条の三第二項に規定する居住用財産又は第三十五条第一項に規定する資産に該当するものに限る。）の譲渡をした場合において、その者が当該譲渡につき第三十一条の三第一項又は第三十五条第一項の規定の適用を受けるときは、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

13 前項に規定する資産の譲渡をした個人で同項の規定に該当することとなつた者が当該譲渡をした日の属する年の前三年以内の各年分の所得税につき第一項又は第二項の規定の適用を受けている場合には、その者は、当該譲渡をした日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、当該前三年以内の各年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しななければならない。

14 前項の規定により修正申告書を提出すべき者が当該修正申告書を提出しなかつた場合には、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

15 第十三項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。  
一 当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。  
二 当該修正申告書で第十三項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十九の四第十三項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第

三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十一条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

16 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外所得金額の計算の特例）  
第四十一条の十九の五 居住者の平成二十九年以後の各年において、当該居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（以下この条において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該居住者の各年分の同法第九十五条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収入すべき金額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第三十七条又は第三十八条に規定する必要経費に算入すべき金額に相当するもの又は資産の取得費に相当するものとして政令で定める金額をいう。）が過少となるときは、当該居住者のその年分の同項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第四十条の三の第三項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3 その年において内部取引がある居住者は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、その年分の所得税に係る確定申告期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

4 居住者のその年の前年の一の国外事業所等との間の内部取引（当該居住者がその年において

当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、その年の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又はその年の前年の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該居住者のその年の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。

二 内部取引（無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

5

国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者が同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は居住者に同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十三項において準用する第四十条の三の第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）を、若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要とあるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

8 前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第五項又は第六項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

10 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五項若しくは第六項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五項又は第六項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

6

国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十三項において準用する第四十条の三の第五項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該居住者の同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要とあるときは、その必要と認められる範囲内において、当該居住者の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

11 法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

12 人格のない社団等については前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

13 第四十条の三の第五項から第十二項まで及び第二十一項から第二十六項まで並びに第四十条の三の四の規定は、国外事業所等を有する居住者の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十条の三の五	第二項各号	第四十一条の十九の五
を第一項	を同条第一項	
		第五項第二項の規定により第二項に規定する方法に準じて算定する場合における同項各号



含む。又は租 税特別措置法 第十九条の二 において準用する同法	含む。又は租税特別 措置法第四十一条の 十九の五第三項に おいて準用する同法
--	---

14 第五項及び第六項の帳簿書類(その写しを含む。)の留置きに関する手続その他第一項から第四項まで、第七項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
(ホステス等の業務に關する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)

第四十一条の二十 ホテル、旅館その他飲食をする場所において客に接待その他の役務の提供を行うことを業務とする者で政令で定めるもの(以下この項において「ホステス等」という。)をこれらの場所において「ホステス等」という。ことを内容とする事業を営む者が、当該ホステス等である居住者に対し国内においてその業務に關する報酬又は料金を支払う場合には、当該報酬又は料金は、所得税法第二百四十一条第六号に掲げる報酬又は料金とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四十一条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第三号中「施設の経営者」とあるのは「施設の経営者及び租税特別措置法第四十一条の二十第一項(ホステス等の業務に關する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)に規定する事業を営む者」と、同条第三項中「ホステス等」とあるのは「ホステス等(租税特別措置法第四十一条の二十第一項に規定するホステス等を含む。)」と、「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(外国組員に対する課税の特例)

第四十一条の二十一 投資組合契約を締結している組員である非居住者又は外国人で、当該投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行うものうち次に掲げる要件を満たすものがある所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得(非居住者にあつては同項第一号及び第四号に掲げる国内源泉所得(同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号まで)に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。)に限るものと、外国人にあつては同項第四号に掲げる国内源泉所得に限るものとする。)で当該恒久的施設に

帰せられるものについては、所得税を課さない。

一 当該投資組合契約によつて成立する投資組合の有限責任組員であること。

二 当該投資組合契約に基づいて行う事業に係る業務の執行として政令で定める行為を行わないこと。

三 当該投資組合契約に係る組合財産に対する持分割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の二十五に満たないこと。

四 当該投資組合契約によつて成立する投資組合の無限責任組員と政令で定める特殊の関係のある者でないこと。

五 当該投資組合契約(当該非居住者又は外国人法人が既にこの項又は第六十七条の十六第一項の規定の適用を受けている場合には、当該投資組合契約以外の当該非居住者又は外国人法人が締結している当該適用に係る投資組合契約を含む。)に基づいて恒久的施設を通じて事業を行つていないとしたならば、所得税法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得又は法人税法第三百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得を有しないこととなること。

2

非居住者が対象国内源泉所得(所得税法第六十一条第一項第一号及び第四号に掲げる国内源泉所得(同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号まで)に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。)で当該非居住者が締結している投資組合契約に基づいて行う事業に係る恒久的施設に帰せられるものをいう。以下この項において同じ。)につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該非居住者が締結している当該適用に係る投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて行う事業(次項において「特例適用組合事業」という。)による対象国内源泉所得に係る損失の額として政令で定める金額は、同法その他所得税に關する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

3

第一項の規定の適用がある場合における非居住者が有する所得税法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得(同項第二号、第三号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十七号まで)に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。)で特例適用組合事業に係る恒久的施設に帰せられるものは、同項第一号に掲げ

る国内源泉所得に該当しないものとみなして、同法その他所得税に關する法令の規定を適用する。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 投資組合契約 投資事業有限責任組合契約に關する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び外国組合契約をいう。

二 投資組合 投資事業有限責任組合契約に關する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合及び外国組合契約により成立するこれに類するものをいう。

三 有限責任組員 投資事業有限責任組合契約に關する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組員及び外国組合契約におけるこれに類する者をいう。

四 組合財産 投資事業有限責任組合契約に關する法律第十六条において準用する民法第六百六十八条に規定する組合財産及び外国組合契約におけるこれに類する財産をいう。

五 無限責任組員 投資事業有限責任組合契約に關する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の無限責任組員及び外国組合契約におけるこれに類する者をいう。

六 外国組合契約 外国における投資事業有限責任組合契約に關する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に類する契約をいう。

5 第一項の規定は、非居住者又は外国人が、同項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名又は名称及び住所(国内に居所を有する非居住者にあつては、居所。以下この条において同じ。)その他の財務省令で定める事項を記載した書類(以下この条において「特例適用申告書」という。)と同項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類を添付して、これを、投資組合契約に係る投資組合の無限責任組員で所得税法第六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同号に規定する配分の取扱いをする者(以下この条において「配分の取扱者」という。)を経由して当該国内源泉所得に係る所得税法第七十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出してあり、かつ、当該投資

組合契約の締結の日からその提出の日までの間継続して第一項各号に掲げる要件を満たしている場合に限り、その提出の日以後の期間について、適用する。

6 特例適用申告書を提出した者が第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなつた場合には、その満たさないこととなつた日以後は、当該特例適用申告書に係る投資組合の解散その他の政令で定める事由が生ずる日までの間は、同項の規定は、適用しない。

7 第五項の場合において、特例適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、当該特例適用申告書に係る配分の取扱者においてその受理がされた日にその提出があつたものとみなす。

8 特例適用申告書を提出する者は、その提出の際、その經由する配分の取扱者にその者が非居住者又は外国人に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該配分の取扱者は、当該特例適用申告書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならぬものとする。

9 特例適用申告書を提出した者が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同法第二百二十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日(その者が非居住者である場合に於ては、当該前日又は当該該当することとなつた日以後最初に同法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日)までに、当該各号に定める申告書に添付書類(第一号に定める申告書にあつては同号に規定する変更が当該特例適用申告書に係る投資組合契約の内容の変更である場合における当該変更後においても第一項第一号から第三号までに掲げる要件を満たすものであることを証する書類として財務省令で定める書類をい、第二号に定める申告書にあつては第五項に規定する財務省令で定める書類をいう。)を添付して、これを、当該特例適用申告書に係る配分の取扱者を経由して第五項に規定する税務署長に提出しなければならぬ。

一 当該特例適用申告書に記載した第五項に規定する財務省令で定める事項又は次号に定める申告書に記載した同号に規定する財務省令で定める事項の変更をした場合、その変更をした後の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二 当該特例適用申告書を提出した日、前号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合、当該特例適用申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

10 第六項の規定は特例適用申告書を提出した者が前項の規定により提出すべき同項各号に定める申告書を提出しなかつた場合（同項の規定により当該各号に定める申告書に添付すべき同項に規定する添付書類を添付しなかつた場合を含む。）について、第七項及び第八項の規定は前項各号に定める申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第六項中「第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなつた場合」とあるのは「第九項の規定により提出すべき同項各号に定める申告書を提出しなかつた場合（同項の規定により当該各号に定める申告書に添付すべき同項に規定する添付書類を添付しなかつた場合を含む。）」と、「その満たさない」とあるのは「当該各号に掲げる場合に該当する」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第七項中「第五項」とあるのは「第九項」と、「特例適用申告書が同項」とあるのは「同項各号に定める申告書が第五項」と、「当該特例適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」と、第八項中「特例適用申告書を」とあるのは「次項各号に定める申告書を」と、「当該特例適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」と読み替えるものとする。

11 第五項の非居住者若しくは外国人又は第九項の特例適用申告書を提出した者（以下この項及び第十三項において「非居住者等」という。）は、第五項の規定による特例適用申告書の提出又は第九項の規定による同項各号に定める申告書の提出に代えて、これらの規定の配分の取扱者に對し、当該特例適用申告書又は当該各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情

報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第十三項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、当該特例適用申告書又は当該各号に定める申告書を当該配分の取扱者に提出したものとみなす。

12 前項の規定の適用がある場合における第七項及び第十項の規定の適用については、第七項中「特例適用申告書」とあるのは、「特例適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた日」とあるのは「提供を受けた日」と、第十項中「特例適用申告書」とあるのは「特例適用申告書に記載すべき事項」と、「同項各号に定める申告書」とあるのは「同項各号に定める申告書に記載すべき事項」とする。

13 非居住者等は、第十一項の規定により特例適用申告書又は第九項各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合に、第五項に規定する財務省令で定める書類の同項の規定による提出又は第九項に規定する添付書類の同項の規定による提出に代えて、第五項又は第九項の配分の取扱者に對し、当該財務省令で定める書類又は当該添付書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該非居住者等は、第五項又は第九項の規定により当該特例適用申告書又は当該各号に定める申告書に当該財務省令で定める書類又は当該添付書類を添付して、提出したものとみなす。

14 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三条の二に規定する利子等又は同条に規定する配当等の支払をする者については、同条のうち当該適用を受ける非居住者又は外国人に係る部分の規定は、適用しない。

二 第八条の四第四項に規定する上場株式配当等の支払をする者については、同項から同条第七項まで及び同条第九項から第十三項までの規定のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

三 第九条の四の二第二項に規定する償還金等の支払をする者については、同項から同条第六項までの規定のうち当該適用を受ける外国人に係る部分の規定は、適用しない。

四 当該適用を受ける非居住者が支払を受けるべき第九条の八に規定する配当等については、同条及び第九条の九の規定は、適用しない。

五 当該適用を受ける非居住者の有する第三十条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等及び同項に規定する特定口座内公社債については、同条の規定は、適用しない。

六 当該適用を受ける非居住者が行う第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等の第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡については、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで及び第三十七条の十二の二の規定は、適用しない。

七 当該適用を受ける非居住者が行う第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等については、同条の規定は、適用しない。

八 当該適用を受ける非居住者に対し支払をする第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額については、同条の規定は、適用しない。

九 当該適用を受ける非居住者が支払を受ける第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等については、同条の規定は、適用しない。

十 当該適用を受ける非居住者が第三十七条の十三第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする次に掲げる株式については、それぞれ次に定める規定は、適用しない。

イ 第三十七条の十三第一項に規定する特定株式 同条及び第三十七条の十三の三

ロ 第三十七条の十三の二第一項に規定する設立特定株式 同条

十一 当該適用を受ける非居住者が行う非課税口座内上場株式等（第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下この号において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）及び同条第四項各号に掲げる事由による非課税口座内上場株式等の同項に規定する払出しについては、同条の規定は、適用しない。

十二 当該適用を受ける非居住者が行う未成年者口座内上場株式等（第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下この号において同じ。）の譲渡及び同条第四項各号に掲げる事由による未成年者口座内上場株式等の同項に規定する払出しについては、同条の規定は、適用しない。

十三 第四十一条の十第一項に規定する給付補填金等の支払をする者については、第四十一

条の十一のうち当該適用を受ける外国法人に係る部分の規定は、適用しない。

十四 第四十一条の十二の二第八項に規定する償還金の支払者（同条第十二項の規定により同条第八項に規定する償還金の支払者とみなされる者を含む。）及び同条第一項第二号に規定する国外割引債取扱者については、同条第八項から第十三項までの規定のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

十五 当該適用を受ける外国法人が支払を受けるべき第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項第一号に掲げる償還金に係る第四十一条の十三の二第二項に規定する差益金額については、同項の規定は、適用しない。

十六 第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で当該適用を受ける非居住者が行うものについては、同条及び第四十一条の十五の規定は、適用しない。

十七 当該適用を受ける非居住者が第四十一条の十八の四第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定新規株式については、同条の規定は、適用しない。

十八 所得税法第六十六条の規定の適用については、同条中「において、第一百二十二条第二項（予定納税額の減額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」と、「同項」とあるのは「前項」と」とあるのは「において」と、「場合」と、第四百四十五条第二号（青色申告の承認申請の却下）中「取引」とあるのは「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第六十一条第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。）」及び第四百四十八条第一項及び第四百五十条第一項第三号（青色申告の承認の取消し）において同じ。）」と」とあるのは「場合」と」とする。

十九 所得税法第六十六条の二第二項の規定は、当該適用を受ける非居住者については、適用しない。

二十 当該適用を受ける外国法人が支払を受ける所得税法第八十条第一項に規定する対象



国内源泉所得については、同条の規定は、適用しない。

二十一 所得税法第二百一十二条第一項の規定の適用については、同項中「第八十号第一項（恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例）又は第八十号の二第一項若しくは」とあるのは、「第八十号の二第一項又は」とする。

二十二 当該適用を受ける非居住者が支払を受ける所得税法第二百一十四条第一項に規定する対象国内源泉所得については、同条の規定は、適用しない。

二十三 所得税法第二百二十五条第一項第十号又は第十二号から第十四号までに掲げる者については、同項（第十号又は第十二号から第十四号までに係る部分に限る。）のうち当該適用を受ける非居住者に係る部分の規定は、適用しない。

二十四 所得税法第二百三十二条の規定の適用については、同条第一項中「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第六十一条第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。次項において同じ。）」とあるのは、「取引」とする。

15 第一項の規定の適用を受ける非居住者又は外国法人が締結している投資組合契約に係る配分の取扱者は、所得税法第二百二十七条の二の規定により当該非居住者又は外国法人につき提出する同条の投資事業有限責任組合に係る組合員所得に関する計算書に、当該非居住者又は外国法人が第五項の規定により特例適用申告書を提出している旨その他の財務省令で定める事項を記載しなければならぬ。

16 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用その他投資組合契約を締結している非居住者に係る所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）

第四十一条の二十二 国内において所得税法第六十一条第一項第六号に規定する事業（映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供（以下この項及び第三項において「芸能人等の役務提供」という。）を主たる内容とする事業に限る。）を行う非居住者又は外国法人（国内に居所を有し、又は国内に事務所、事業所その他これらに準ずるもの

を有するものを除く。）で、芸能人等の役務提供に係る同号に掲げる対価につき同法第二条第一項第八号の四ただし書に規定する条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定により所得税が免除されるもの（国内に恒久的施設（当該租税条約に定める恒久的施設をいう。以下この項において同じ。）を有しないこと又はその対価がその国内に有する恒久的施設に帰せられないことを要件として所得税が免除されるものに限る。以下この項及び第三項において「免税芸能法人等」という。）が、国外においてその所得税を免除される対価のうちから次の各号に掲げる者に対して当該各号に定める給与若しくは報酬又は対価（以下この条において「芸能人等の役務提供報酬」という。）を支払うときは、当該免税芸能法人等は、その支払の際、当該免税芸能法人等の役務提供報酬の額の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国内に納付しなければならない。

一 当該事業のために芸能人等の役務提供をする他の非居住者。その芸能人等の役務提供に係る所得税法第六十一条第一項第十二号に掲げる給与又は報酬

二 当該事業のために芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業を行う他の非居住者又は外国法人。その芸能人等の役務提供に係る所得税法第六十一条第一項第六号に掲げる対価

2 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、所得税法及び法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前項第二号に掲げる者が同号に定める対価につき同項の規定により所得税を徴収された場合における所得税法第二百五十五条の規定の適用については、同条中「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「第二百一十二条第一項」とあるのは「これら」とする。

二 芸能人等の役務提供報酬の支払を受ける者が非居住者である場合における当該非居住者に対する所得税法第七十二条及び第二百十

四の規定の適用については、同法第七十二条第一項中「源泉徴収」とあるのは「源泉徴収」又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「次編第五章」とあるのは「次編第五章又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項」と、同法第二百一十四条第一項中「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」及び租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）とする。

三 芸能人等の役務提供報酬の支払を受ける者が外国法人である場合における当該外国法人に対する所得税法第八十号及び第九十一条の二第一項並びに租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「同法第二百一十五条」とあるのは「所得税法第二百一十五条」と、「同項」とあるのは「同法第二百一十二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項」と、「同法第六十一条第一項第十二号」とあるのは「所得税法第六十一条第一項第十二号」とする。

3 免税芸能法人等が芸能人等の役務提供に係る所得税法第六十一条第一項第六号に掲げる対価の支払を受ける場合における同法第七十九条及び第二百一十三条第一項の規定の適用については、同法第七十九条第一号及び第二百一十三条第一項第一号中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

4 第一項第二号に掲げる者が非居住者である場合における同項の規定により徴収された所得税の処理その他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例）

第四十二条 外国金融機関等が、国内金融機関等との間で令和九年三月三十一日までにを行う店頭デリバティブ取引（当該店頭デリバティブ取引

に含めて証拠金の計算を行うことができる取引として財務省令で定める取引を含む。以下この項において同じ。）に係る証拠金（店頭デリバティブ取引に付随する契約に基づき、当該店頭デリバティブ取引に係る契約に基づき債務の履行を担保するために相手方に対して預託する金銭をいう。次項及び第十項において同じ。）で財務省令で定める要件を満たすものにつき、当該国内金融機関等から支払を受ける利子（所得税法第六十一条第一項第十号に掲げる利子）をいい、第七条の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。）については、所得税を課さない。

2 外国金融機関等が令和九年三月三十一日までにを行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を金融商品取引清算機関が負担した場合に当該金融商品取引清算機関に対して預託する証拠金（政令で定めるものを除く。）又は国内金融機関等が同日までに行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を外国金融商品取引清算機関が負担した場合に当該国内金融機関等に対して預託する証拠金につき、当該外国金融機関等又は当該外国金融商品取引清算機関が支払を受ける利子については、所得税を課さない。

3 前二項の規定は、恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける利子で、法人税法第四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国金融機関等 外国の法令に準拠して当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人をいう。

二 国内金融機関等 第八条第一項に規定する金融機関又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）で、国内に営業所又は事務所を有するものをいう。

三 店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同法第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）をいう。

二 芸能人等の役務提供報酬の支払を受ける者が非居住者である場合における当該非居住者に対する所得税法第七十二条及び第二百十

四の規定の適用については、同法第七十二条第一項中「源泉徴収」とあるのは「源泉徴収」又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「次編第五章」とあるのは「次編第五章又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項」と、同法第二百一十四条第一項中「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」及び租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）とする。

三 芸能人等の役務提供報酬の支払を受ける者が外国法人である場合における当該外国法人に対する所得税法第八十号及び第九十一条の二第一項並びに租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「同法第二百一十五条」とあるのは「所得税法第二百一十五条」と、「同項」とあるのは「同法第二百一十二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項」と、「同法第六十一条第一項第十二号」とあるのは「所得税法第六十一条第一項第十二号」とする。

3 免税芸能法人等が芸能人等の役務提供に係る所得税法第六十一条第一項第六号に掲げる対価の支払を受ける場合における同法第七十九条及び第二百一十三条第一項の規定の適用については、同法第七十九条第一号及び第二百一十三条第一項第一号中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

4 第一項第二号に掲げる者が非居住者である場合における同項の規定により徴収された所得税の処理その他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例）

第四十二条 外国金融機関等が、国内金融機関等との間で令和九年三月三十一日までにを行う店頭デリバティブ取引（当該店頭デリバティブ取引

に含めて証拠金の計算を行うことができる取引として財務省令で定める取引を含む。以下この項において同じ。）に係る証拠金（店頭デリバティブ取引に付随する契約に基づき、当該店頭デリバティブ取引に係る契約に基づき債務の履行を担保するために相手方に対して預託する金銭をいう。次項及び第十項において同じ。）で財務省令で定める要件を満たすものにつき、当該国内金融機関等から支払を受ける利子（所得税法第六十一条第一項第十号に掲げる利子）をいい、第七条の規定の適用があるものを除く。以下この条において同じ。）については、所得税を課さない。

2 外国金融機関等が令和九年三月三十一日までにを行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を金融商品取引清算機関が負担した場合に当該金融商品取引清算機関に対して預託する証拠金（政令で定めるものを除く。）又は国内金融機関等が同日までに行う店頭デリバティブ取引に基づく相手方の債務を外国金融商品取引清算機関が負担した場合に当該国内金融機関等に対して預託する証拠金につき、当該外国金融機関等又は当該外国金融商品取引清算機関が支払を受ける利子については、所得税を課さない。

3 前二項の規定は、恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける利子で、法人税法第四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国金融機関等 外国の法令に準拠して当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人をいう。

二 国内金融機関等 第八条第一項に規定する金融機関又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）で、国内に営業所又は事務所を有するものをいう。

三 店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（同法第二十四項第三号の二に掲げる暗号等資産又は同法第二十九条の二第一項第九号に規定する金融指標に係るものを除く。）をいう。

二 芸能人等の役務提供報酬の支払を受ける者が非居住者である場合における当該非居住者に対する所得税法第七十二条及び第二百十

四の規定の適用については、同法第七十二条第一項中「源泉徴収」とあるのは「源泉徴収」又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「次編第五章」とあるのは「次編第五章又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項」と、同法第二百一十四条第一項中「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」及び租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）とする。

三 芸能人等の役務提供報酬の支払を受ける者が外国法人である場合における当該外国法人に対する所得税法第八十号及び第九十一条の二第一項並びに租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「源泉徴収義務」とあるのは「源泉徴収義務」又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例）と、「同法第二百一十五条」とあるのは「所得税法第二百一十五条」と、「同項」とあるのは「同法第二百一十二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第二項」と、「同法第六十一条第一項第十二号」とあるのは「所得税法第六十一条第一項第十二号」とする。

3 免税芸能法人等が芸能人等の役務提供に係る所得税法第六十一条第一項第六号に掲げる対価の支払を受ける場合における同法第七十九条及び第二百一十三条第一項の規定の適用については、同法第七十九条第一号及び第二百一十三条第一項第一号中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

4 第一項第二号に掲げる者が非居住者である場合における同項の規定により徴収された所得税の処理その他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例）

第四十二条 外国金融機関等が、国内金融機関等との間で令和九年三月三十一日までにを行う店頭デリバティブ取引（当該店頭デリバティブ取引

四 金融商品取引清算機関 金融商品取引法  
第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算  
機関をいう。

五 外国金融商品取引清算機関 金融商品取引  
法第二条第二十九項に規定する外国金融商品  
取引清算機関をいう。

5 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の  
適用を受けようとする外国金融機関等又は外国  
金融商品取引清算機関が、政令で定めるところ  
により、その支払を受けるべき利子につきこれ  
らの規定の適用を受けようとする旨、その者の  
名称及び本店又は主たる事務所の所在地(恒久  
的施設を有する外国法人にあつては、財務省令  
で定める場所。第七項及び第八項において同  
じ。)その他の財務省令で定める事項を記載し  
た申告書(以下この条において「非課税適用申  
告書」という。)を、最初にその支払を受ける  
べき日の前日までに、その利子の支払をする者  
を経由してその支払をする者の当該利子に係る  
所得税法第十七条の規定による納税地(同法第  
十八条第二項の規定による指定があつた場合に  
は、その指定をされた納税地)の所轄財務署長  
に提出している場合に限り、適用する。

6 前項の場合において、非課税適用申告書が同  
項に規定する財務署長に提出されたときは、同  
項の利子の支払をする者においてその受理がさ  
れた時にその提出があつたものとみなす。

7 非課税適用申告書の提出をする外国金融機関  
等又は外国金融商品取引清算機関は、その提出  
をする際、その經由する国内金融機関等又は金  
融商品取引清算機関の営業所又は事務所の長に  
当該提出をする者の法人の登記事項証明書その  
他の政令で定める書類を提示しなければならない  
ものとし、当該国内金融機関等又は金融商品  
取引清算機関の営業所又は事務所の長は、当該  
非課税適用申告書に記載されている名称及び本  
店又は主たる事務所の所在地を当該書類により  
確認しなければならない。

8 非課税適用申告書を提出した外国金融機関等  
又は外国金融商品取引清算機関が、次の各号に  
掲げる場合に該当することとなつた場合には、  
その者は、その該当することとなつた日以後最  
初に当該非課税適用申告書の提出をする際に経  
由した国内金融機関等又は金融商品取引清算機  
関から第一項又は第二項に規定する証拠金の利  
子の支払を受けるべき日の前日までに、当該各  
号に定める申告書を当該国内金融機関等又は金

融商品取引清算機関を経由して第五項に規定す  
る財務署長に提出しなければならない。この場  
合において、当該各号に定める申告書を提出し  
なかつたときは、その該当することとなつた日  
以後に当該国内金融機関等又は金融商品取引清  
算機関から支払を受けるこれらの証拠金の利子  
については、第一項及び第二項の規定は、適用  
しない。

一 当該非課税適用申告書又は次号に定める申  
告書に記載した名称又は本店若しくは主たる  
事務所の所在地その他の財務省令で定める事  
項の変更をした場合、その変更をした後の当  
該非課税適用申告書又は当該申告書を提出し  
た者の名称及び本店又は主たる事務所の所在  
地その他の財務省令で定める事項を記載した  
申告書

二 当該非課税適用申告書を提出した日、前号  
に定める申告書を提出した日又はこの号に定  
める申告書を提出した日のいずれか遅い日の  
翌日から五年を経過した場合、当該非課税適  
用申告書を提出した者の名称及び本店又は主  
たる事務所の所在地その他の財務省令で定め  
る事項を記載した申告書

9 第六項及び第七項の規定は、前項各号に定め  
る申告書の提出について準用する。この場合に  
おいて、第六項中「前項」とあるのは、「第八  
項」と、「非課税適用申告書が前項」とあるの  
は、「同項各号に定める申告書が前項」と、第七  
項中「非課税適用申告書の」とあるのは、「次項  
各号に定める申告書の」と、「当該非課税適用  
申告書」とあるのは、「当該各号に定める申告  
書」と、「本店又は」とあるのは、「本店若しく  
は」と、「所在地」とあるのは、「所在地又は変  
更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所  
在地」と読み替へるものとする。

10 国内金融機関等又は金融商品取引清算機  
関等又は外国金融商品取引清算機関との間の店  
頭デリバティブ取引(第一項の規定の適用を受  
ける場合には、同項に規定する財務省令で定め  
る取引を含む。以下この項において同じ。)に  
係る証拠金につき帳簿を備え、当該非課税適用  
申告書を提出した者の各人別に、政令で定める  
ところにより、当該店頭デリバティブ取引に係  
る証拠金に係る契約が締結された日その他の財  
務省令で定める事項を記載し、又は記録しなけ  
ればならない。

11 第五項又は第八項の外国金融機関等又は外国  
金融商品取引清算機関は、第五項の規定による  
非課税適用申告書の提出又は第八項の規定によ  
る同項各号に定める申告書の提出に代えて、第  
五項の利子の支払をする者又は第八項の国内金  
融機関等若しくは金融商品取引清算機関に対  
し、当該非課税適用申告書又は当該各号に定め  
る申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子  
情報処理組織を使用する方法その他の情報通信  
の技術を利用する方法であつて財務省令で定め  
るものをいう。)により提供することができる。  
この場合において、当該外国金融機関等又は外  
国金融商品取引清算機関は、当該非課税適用申  
告書又は当該各号に定める申告書を当該利子の  
支払をする者又は当該国内金融機関等若しくは  
金融商品取引清算機関に提出したものとみな  
す。

12 前項の規定の適用がある場合における第六項  
及び第九項の規定の適用については、第六項中  
「非課税適用申告書」とあるのは、「非課税適用  
申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた  
時」とあるのは、「提供を受けた時」と、第九項  
中「非課税適用申告書」とあるのは、「非課税  
適用申告書に記載すべき事項」と、「同項各  
号に定める申告書」とあるのは、「同項各号に定  
める申告書に記載すべき事項」とする。

13 非課税適用申告書の提出期限その他第一項か  
ら第三項まで及び第五項から前項までの規定の  
適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子  
の課税の特例)

第四十二条の二 外国金融機関等が、振替債等に  
係る債券現先取引等(第一号から第三号までに  
掲げる債券に係る債券現先取引(所得税法第百  
六十一条第一項第十号に規定する政令で定める  
債券の買戻又は売戻条件付売買取引をいう。第  
三項及び第七項において同じ。))で政令で定め  
る要件を満たすもの又は次に掲げる有価証券に  
係る証券貸借取引(現金又は有価証券を担保と  
する有価証券の貸付け又は借入れを行う取引で  
政令で定めるものをいう。同項において同じ。))  
で政令で定める要件を満たすものをいう。以下  
この項において同じ。)で外国金融機関等と特  
定金融機関等との間で行われるもの(当該取引  
が外国金融機関等のうち第七項第一号に掲げ  
るものとの間で行われるものである場合にあつ  
ては、当該取引が、当該外国金融機関等が金融

商品取引法第二十八条に規定する金融商  
品債務引受業(以下この条において「金融商品  
債務引受業」という。))と同種類の業務として  
他の外国金融機関等(同号ロに掲げる外国法人  
を除く。以下この項において同じ。))と特定金  
融機関等(第七項第二号ロに掲げる法人を除  
く。))との間で行われた振替債等に係る債券現  
先取引等に基づく債務を引受け、更改その他の  
方法(以下この条において「引受け等」とい  
う。))により負担したことに係るものである場  
合に限るものとし、当該取引が特定金融機関等  
のうち第七項第二号ロに掲げるものとの間で行  
われるものである場合にあっては、当該取引  
が、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業  
として外国金融機関等と他の特定金融機関等  
(同号ロに掲げる法人を除く。))との間で行われ  
た振替債等に係る債券現先取引等に基づく債務  
を引受け等により負担したことに係るものである  
場合に限るものとする。次項及び第十三項に  
おいて「振替債等に係る特定債券現先取引等」と  
いう。))につき、特定金融機関等から所得税  
法第六十一条第一項第十号に掲げる利子の支  
払を受ける場合には、その支払を受ける利子  
(政令で定めるものを除く。))については、所得  
税を課さない。

一 社債、株式等の振替に関する法律第八十八  
条に規定する振替国債(第三項第一号におい  
て「振替国債」という。))、第五十五条の二第一項  
に規定する振替地方債又は同法第六十六条に  
規定する振替社債(第五条の三第四項第七号  
イからイまでに掲げるものを含む。以下この  
号において「振替社債等」という。))のうち  
その利子の額若しくは第四十一条の十三の三  
第七項第八号に規定する償還金の額が当該振  
替社債等の発行をする者若しくは当該発行を  
する者の特殊関係者(振替社債等の発行をする  
者との間に政令で定める特殊の関係のある  
者をいう。))に関する政令で定める指標を基  
礎として算定されるもの以外のもの

二 外国又はその地方公共団体が発行し、又は  
保証する債券(前号に掲げるものを除く。))  
三 外国法人が発行し、又は保証する債券で政  
令で定めるもの(前二号に掲げるものを除  
く。))

四 第三十七条の十第二項第一号から第五号ま  
でに掲げる株式等(同項第四号に掲げる受益  
権にあつては、公社債投資信託以外の証券投

資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）のうち、第三十七條の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの（前三号に掲げるものを除く。）

2

前項の規定は、同項の外国金融機関等（第七項第一号に掲げる外国法人に限る。）が、次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合及び前項の外国金融機関等（第七項第一号に掲げる外国法人に限る。）が金融商品債務引受業と同種類の業務として他の外国金融機関等（第七項第一号に掲げる外国法人に限る。）と特定金融機関等（第七項第二号に掲げる法人を除く。）との間の振替債等に係る特定債券現先取引等（当該前項の外国金融機関等が支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合における当該他の外国金融機関等が、次の各号に掲げる外国法人のいずれかに該当する場合には、同項の外国金融機関等が支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子については、適用しない。

一 当該利子を支払う特定金融機関等（当該特定金融機関等（第七項第二号に掲げる法人に限る。）が金融商品債務引受業として外国金融機関等（同項第一号に掲げる外国法人に限る。）と他の特定金融機関等のうち同項第二号に掲げる法人以外のものとの間の振替債等に係る特定債券現先取引等（当該利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等（第六十六條の五第五項第一号に規定する国外支配株主等に該当する外国法人（所得税法第二條第一項第八号の四ただし書に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者その他外国の機関への租税に関する情報の提供に関する規定として政令で定める規定により外国の機関に対して当該情報の提供を行うことができることとされている場合における当該外国の法人（法人税法第二條第八号に

規定する人格のない社団等を含む。次項において「条約相手国等の法人」という。）を除く。）

二 居住者又は内国法人に係る第四十條の四第二項第一号又は第六十六條の六第二項第一号に規定する外国関係会社（第四十條の四第五項若しくは第十項（第一号に係る部分に限る。）又は第六十六條の六第五項若しくは第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用があるものを除く。）に該当する外国法人（前号に掲げる外国法人を除く。）

三 外国法人のその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この号において「本店所在地」という。）において当該利子について外国法人税（法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税をいう。以下この号において同じ。）が課されないこととされている場合（当該利子が本店所在地以外の国又は地域に所在する営業所又は事務所（第七項及び第十項において「営業所等」という。）において行う事業に帰せられる場合であつて、当該国又は地域において当該利子について当該外国法人税が課される場合を除く。）における当該外国法人（前二号に掲げる外国法人を除く。）

3

外国金融機関等以外の外国法人（条約相手国等の法人に限る。以下この条において「特定外国法人」という。）が、平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において開始した振替国債等に係る債券現先取引（次に掲げる債券に係る債券現先取引で政令で定める要件を満たすものをいう。以下この項において同じ。）で特定外国法人と特定金融機関等（当該取引が第二号又は第三号に掲げる債券に係るものである場合にあつては、第七項第二号に掲げる法人に限る。）との間で行われるもの（当該取引が特定金融機関等のうち同号に掲げるものとの間で行われるものである場合にあつては、当該取引が、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として特定外国法人と他の特定金融機関等（同号に掲げる法人を除く。）との間で行われた振替国債等に係る債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担したことに係るものである場合に限る。次項及び第十三項において「振替国債等」に係る特定債券現先取引」という。）につき、特定金融機関等から所得税法第六十一條第一項第十号に掲げる利子の支

払を受ける場合には、その支払を受ける利子（政令で定めるものを除く。）については、所得税を課さない。

一 振替国債  
二 外国が発行し、又は保証する債券で政令で定めるもの  
三 外国法人が発行する債券で政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

4

前項の規定は、同項に規定する支払を受ける利子の支払を受ける特定外国法人（適格外国証券投資信託（第五條の二第二項に規定する適格外国証券投資信託をいう。以下この項、次項及び第十項において同じ。）の受託者である特定外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき当該利子の支払を受ける場合における当該特定外国法人を除く。）が、当該利子を支払う特定金融機関等（当該特定金融機関等（第七項第二号に掲げる法人に限る。）が金融商品債務引受業として特定外国法人と他の特定金融機関等のうち同号に掲げる外国法人以外のものとの間の振替国債等に係る特定債券現先取引（当該利子に係るものに限る。）に基づく債務を引受け等により負担した場合には、当該他の特定金融機関等（以下この項において同じ。）の国外関連者（外国法人で、当該利子を支払う特定金融機関等との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。）に該当する場合には、適用しない。）

5

第三項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二條第二十四項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である特定外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける第三項に規定する支払を受ける利子については、当該外国投資信託が適格外国証券投資信託である場合に限り、適用する。

6

第一項及び第三項の規定は、恒久的施設を有する外国法人が支払を受けるこれらの規定に規定する支払を受ける利子（以下この条において「特定利子」という。）で、法人税法第百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するものについては、適用しない。

7

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国金融機関等 次に掲げる外国法人をいう。  
イ 外国の法令に準拠して当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人  
ロ 外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う外国法人で当該業務を行うことにつき当該国の法令により当該国において金融商品取引法第百五十六條の二の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けているもの（その行う当該業務として他の外国法人（イ、ハ又はニに掲げる外国法人に限る。）と特定金融機関等（次号に掲げる法人を除く。）との間の債券現先取引又は証券貸借取引に基づく債務を引受け等により負担する場合における当該外国法人に限る。）

ハ 外国の中央銀行  
ニ 国際間の取極に基づき設立された国際機関  
イ 第八條第一項に規定する金融機関、同條第二項に規定する金融商品取引業者等その他政令で定めるもので、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二條第二項に規定する金融機関等に該当する法人（国内に営業所等を有するものに限る。）

ロ 金融商品取引法第二條第二十九項に規定する金融商品取引清算機関（その行う金融商品債務引受業として外国金融機関等（前号に掲げる外国法人を除く。）又は特定外国法人と他の法人（イ又はハに掲げる法人に限る。）との間の債券現先取引又は証券貸借取引に基づく債務を引受け等により負担する場合における当該金融商品取引清算機関に限る。）

8

第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする外国金融機関等又は特定外国法人は、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき特定利子につきこれらの規定の適用を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（恒久的施設を有する外国法人にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書（以下この条において「非

課税適用申告書」という。)を、最初にその支払を受けるべき日の前日までに、その特定利子の支払をする者を経由してその支払をする者の当該特定利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出しなければならない。

9 前項の場合において、非課税適用申告書が同項に規定する税務署長に提出されたときは、同項の特定利子の支払をする者においてその受理がされた時にその提出があつたものとみなす。

10 非課税適用申告書の提出をする外国金融機関等又は特定外国法人は、その提出をする際、その經由する特定金融機関等の営業所等の長に当該提出をする者の法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類(第五項の規定の適用がある場合にあつては、当該書類及び適格外国証券投資信託の受託者である特定外国法人に該当することを証する書類として財務省令で定める書類)を提示しなければならないものとし、当該特定金融機関等の営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地(同項の規定の適用がある場合にあつては、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに適格外国証券投資信託の名称並びに当該適格外国証券投資信託に係る第五条の第二項の記載)を当該政令で定める書類により確認しなければならないものとする。

11 非課税適用申告書を提出した外国金融機関等又は特定外国法人が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(外国金融機関等(第七項第一号ハ又はニに掲げる外国法人に限る。以下この項において「外国中央銀行等」という。)にあつては、第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合)には、その者は、その該当することとなつた日以後最初に当該非課税適用申告書の提出をする際に經由した特定金融機関等から特定利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該各号に定める申告書(外国中央銀行等にあつては、第一号に定める申告書。以下この項において同じ。)を当該特定金融機関等を経由して第八項に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該各号に定める申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に当該特

定金融機関等から支払を受ける特定利子については、第一項及び第三項の規定は、適用しない。

一 当該非課税適用申告書又は次号に定める申告書に記載した名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項の変更をした場合、その変更をした後の当該非課税適用申告書又は当該申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二 当該非課税適用申告書を提出した日、前号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年(特定外国法人にあつては、二年)を経過した場合、当該非課税適用申告書を提出した者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

12 第九項及び第十項の規定は、前項各号に定める申告書の提出について準用する。この場合において、第九項中「前項」とあるのは「第十一項」と、「非課税適用申告書が前項」とあるのは「同項各号に定める申告書が前項」と、第十項中「非課税適用申告書の」とあるのは「次項各号に定める申告書の」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該各号に定める申告書」と、「本店又は」とあるのは「本店若しくは」と、「同項」とあるのは「又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地(第五項」と、「所在地並びに」とあるのは「所在地又は変更後の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地並びに」と、「の名称」とあるのは「の名称又は変更後の名称」と読み替へるものとする。

13 特定金融機関等は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等又は特定外国法人が当該特定金融機関等から支払を受ける特定利子に係る振替債等に係る特定債券現先取引等又は振替国債等に係る特定債券現先取引につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの取引に係る契約が締結された日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

14 第八項又は第十一項の外国金融機関等又は特定外国法人は、第八項の規定による非課税適用申告書の提出又は第十一項の規定による同項各

号に定める申告書の提出に代えて、第八項の特定利子の支払をする者又は第十一項の特定金融機関等に対し、当該非課税適用申告書又は当該各号に定める申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。)により提供することができる。この場合において、当該外国金融機関等又は特定外国法人は、当該非課税適用申告書又は当該各号に定める申告書を当該特定利子の支払をする者又は当該特定金融機関等に提出したものとみなす。

15 前項の規定の適用がある場合における第九項及び第十二項の規定の適用については、第九項中「非課税適用申告書」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項」と、「受理がされた時」とあるのは「提供を受けた時」と、第十二項中「非課税適用申告書」とあるのは「非課税適用申告書に記載すべき事項」と、「同項各号に定める申告書」とあるのは「同項各号に定める申告書に記載すべき事項」とする。

16 非課税適用申告書の提出期限その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第四十二条の二** (支払調書等の提出の特例)

第八條の四第九項、第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十四項、第三十七條の十四の二第二十七項又は第四十一條の二の三第二項の規定により提出するこれらの規定に規定する報告書及び調書(以下この条において「調書等」という。)のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が三十以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(以下この条において「記載事項」という。)を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処

理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法

二 当該記載事項を記録した光ディスクその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)を提出する方法

3 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長(第八條の四第九項、第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十四項、第三十七條の十四の二第二十七項又は第四十一條の二の三第二項に規定する税務署長をいう。)の承認を受けた場合には、その者は、これらの規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

4 第一項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第二項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第八條の四第九項、第九條の四の二第二項、第二十九條の二第六項若しくは第七項、第三十七條の十一の三第七項、第三十七條の十四第三十四項、第三十七條の十四の二第二十七項又は第四十一條の二の三第二項の規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定並びに第八條の四第十項から第十四項まで、第九條の四の二第三項から第七項まで、第二十九條の二第九項から第十三項まで、第三十七條の十一の三第十二項から第十六項まで、第三十七條の十四第三十六項から第四十項まで、第三十七條の十四の二第三十二項から第三十六項まで、第四十一條の二の三第三項から第七項まで及び次条の規定を適用する。

**(罰則)**

**第四十二条の三** 第二十八條の三第七項、第三十條の二第五項、第三十一條の二第八項、第三十三條の五第一項、第三十五條第九項、第三十六條の三第一項か第三項まで(第三十六條の五の規定によりみなして適用する場合を含む。)、第三十七條の二第一項若しくは第二項(第三十七條の四の規定によりみなして適用する場合及





整前法人税額の百分の二十五に相当する金額に当該各号に定める金額（次の各号に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、当該各号に定める金額の合計額）を加算した金額とする。

一 次に掲げる要件を満たす事業年度 当該調整前法人税額の百分の十五に相当する金額イ 第一項の規定の適用を受ける事業年度（以下この号において「適用年度」という。）が当該法人の法人税法第五十七条第十

一項第三号に規定する内国法人の設立の日として政令で定める日（イにおいて「設立日」という。）から当該設立日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度終了の日を含む事業年度が同号に規定する他の通算法人の設立の日として政令で定める日（イにおいて「他の設立日」という。）から当該他の設立日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当しない場合を除く。）。

ロ 当該法人が適用年度終了の時に、法人税法第六十六条第五項第二号又は第三号に掲げる法人及び同法第二条第十二号の六に規定する株式移転完全親法人のいずれにも該当しないこと。

ハ 適用年度終了の時に、国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ（二）に掲げるものに限るものとし、当該法人が通算法人である場合には当該法人の法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額を除く。ハにおいて「純損失等の金額」という。）があること（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかの適用年度（当該法人に係る通算親法人の第一項に規定する事業年度終了の日）に終了するものに限る。）として純損失等の金額がある場合を含む。

二 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうちに掲げる事業年度 当該調整前法人税額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（イ及びハに掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、イに定める割合とハに定める割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額

イ 増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。） 当該増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

ロ 増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が零である事業年度及びハに掲げる事業年度を除く。） 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

ハ 試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

四 中小企業者（適用除外事業者（第十九項第八号の二に規定する政令で定めるものを除く。）又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等（当該農業協同組合等が通算親法人である場合には、他の通算親法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令で定めるものに限る。）で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）の各事業年度（第一項の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、試験研究費の額がある場合には、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該事業年度の試験研究費の額の百分の十二に相当する金額（以下この項において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、中小企業者等税額上限額（当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人

税額の百分の二十五に相当する金額をいう。）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該中小企業者等税額上限額を限度とする。前項に規定する中小企業者等の令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうちに次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小企業者等税額上限額は、同項の規定にかかわらず、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額とする。

五 前項に規定する中小企業者等の令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうちに次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小企業者等税額控除限度額は、同項の規定にかかわらず、当該事業年度の試験研究費の額に、百分の十二に当該各号に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）を乗じて計算した金額とする。

一 増減試験研究費割合が百分の十二を超える事業年度（設立事業年度、比較試験研究費の額が零である事業年度及び試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。） 当該増減試験研究費割合から百分の十二を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合

二 試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度のいずれにも該当しない事業年度で増減試験研究費割合が百分の十二を超える事業年度を除く。） 百分の十二に控除増率（当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十をいう。））を乗じて計算した割合

三 増減試験研究費割合が百分の十二を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。） 次に掲げる割合を合計した割合イ 第一号に定める割合ロ イに掲げる割合に前号に規定する控除割合を乗じて計算した割合

六 第四項に規定する中小企業者等の令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度のうちに次の各号に掲げる事業年度における同項の規定の適用については、同項の中小企業者等税額上限額は、同項の規定にかかわらず、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十五に相当する金額とする。

一 増減試験研究費割合が百分の十二を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。） 当該調整前法人税額の百分の十に相当する金額二 試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（前号に掲げる事業年度を除く。） 当該調整前法人税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

一 増減試験研究費割合が百分の十二を超える事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。） 当該調整前法人税額の百分の十に相当する金額二 試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（前号に掲げる事業年度を除く。） 当該調整前法人税額に当該試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額

青色申告書を提出する法人の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、特別試験研究費の額（当該事業年度において、第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。）がある場合には、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「特別研究税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一 当該事業年度の特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二 当該事業年度の特別試験研究費の額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なもの又は国立研究開発法人その他これに準ずる者における研究開発の成果を実用化するために行うものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

三 当該事業年度の特別試験研究費の額のうち前二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

用については、次に定めるところによる。

一 通算子法人（当該通算子法人に係る通算親法人の第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）については、第一項中「事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）」とあるのは「事業年度」と、第四項中「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。」とあるのは「を除去」とする。

二 通算法人の適用対象事業年度（当該通算法人の第一項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）をいう。以下この条において同じ。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下第十項までにおいて「他の通算法人」という。）の当該適用対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この条において「他の事業年度」という。）の試験研究費の額がある場合には、当該通算法人の適用対象事業年度の第一項又は第四項の試験研究費の額は、あるものとする。

三 前号の通算法人の適用対象事業年度の第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額は、税額控除可能額（イに掲げる金額とロに掲げる金額とのうちいずれか少ない金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）に当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額が八に掲げる金額のうち占める割合（第十三項及び第十四項において「控除分配割合」という。）を乗じて計算した金額（以下この項及び次項において「税額控除可能分配額」という。）とする。

イ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨て

た割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には、当該合計額の百分の十二に相当する金額）

(1) 合算増減試験研究費割合が零以上である場合（三）に掲げる場合を除く。）  
百分の十一・五から、百分の十二から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を減算した割合

(2) 合算増減試験研究費割合が零に満たない場合（三）に掲げる場合を除く。）  
百分の八・五から、その満たない部分の割合に二十五分の八・五（第一項第二号イ又はロに掲げる事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号イ又はロに掲げる事業年度終了の日に終了する事業年度）にあつては、それぞれ同号イ又はロに定める割合）を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が零に満たないときは、零）

(3) 当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合 百分の八・五  
ロ ハに掲げる金額の百分の二十五に相当する金額

ハ 当該適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額の合計額  
四 前号の場合において、他の通算法人の各事業年度の試験研究費の額又は当該他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額が当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額（それぞれ当該他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各事業年度の試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額として記載された金額をいう。以下この号において同じ。）と異なるときは、当初申告試験研究費の額又は当初申告調整前法人税額を当該各事業年度の試験研究費の額又は当該他の事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなす

五 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額（通算法人の適用対

象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能額として記載された金額をいう。次号及び第七号において同じ。）以上であるとき（税額控除可能分配額が当初申告税額控除可能分配額（当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額として記載された金額をいう。以下この号及び次号において同じ。）と異なる場合に限り）は、当初申告税額控除可能分配額を当該適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。

六 第三号の場合において、税額控除可能額が当初申告税額控除可能額に満たないときは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。  
イ 当初申告税額控除可能分配額が零を超える場合 当初申告税額控除可能分配額から当該税額控除可能額を減算した金額（ロにおいて「税額控除超過額」という。）を控除した金額を通算法人の適用対象事業年度の税額控除可能分配額とみなす。  
ロ 税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合 通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第九項（同条第二十三項又は第二十四項において準用する場合を含む。）の規定、次号（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の第十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該税額控除超過額から当初申告税額控除可能分配額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

七 第三号の通算法人の適用対象事業年度において生じた欠損金額のうち法人税法第六十四条の七第二項に規定する特定欠損金額以外の金額（以下この号及び第十一項において「非特定欠損金額」という。）が当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該適用対象事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額を超える場合（当該適用対象事業年度の確定申告書等（期

限後申告書に限る。第十一項において「期限後確定申告書」という。）に添付された書類に同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額（同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この号及び第十一項において「通算前欠損金額」という。）として記載された金額がある場合を含む。）において、当該適用対象事業年度における第三号イに掲げる金額と当該適用対象事業年度における同号ロに掲げる金額から当該超える場合におけるその超える部分の金額（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含む。）を当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額の百分の二十五に相当する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額（当該通算法人の適用対象事業年度において前号の規定の適用がある場合には、同号イに規定する税額控除超過額を加算した金額。以下この号において「調整後税額控除可能額」という。）が当初申告税額控除可能額に満たないときは、当該通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第九項（同条第二十三項又は第二十四項において準用する場合を含む。）の規定、前号ロ（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の第十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。

八 第三号の通算法人の次に掲げる場合における同号の規定の適用については、同号イに掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号イに規定する合計額にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。  
イ 第二項に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）において第一項の規定の適用を受ける場

限後申告書に限る。第十一項において「期限後確定申告書」という。）に添付された書類に同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額（同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この号及び第十一項において「通算前欠損金額」という。）として記載された金額がある場合を含む。）において、当該適用対象事業年度における第三号イに掲げる金額と当該適用対象事業年度における同号ロに掲げる金額から当該超える場合におけるその超える部分の金額（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含む。）を当該通算法人の当該適用対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額の百分の二十五に相当する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額（当該通算法人の適用対象事業年度において前号の規定の適用がある場合には、同号イに規定する税額控除超過額を加算した金額。以下この号において「調整後税額控除可能額」という。）が当初申告税額控除可能額に満たないときは、当該通算法人の適用対象事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項、第三項及び第六項並びに第六十九条第九項（同条第二十三項又は第二十四項において準用する場合を含む。）の規定、前号ロ（第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の第十四第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当初申告税額控除可能額から調整後税額控除可能額を控除した金額に相当する金額を加算した金額とする。



合 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）

(1) (2)に掲げる事業年度以外の事業年度 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(i) 合算増減試験研究費割合が百分の十二を超える場合 (iii) に掲げる場合を除く。百分の十一・五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の十二を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

(ii) 合算増減試験研究費割合が百分の十二以下である場合 (iii) に掲げる場合を除く。百分の十一・五から、百分の十二から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の一未満であるときは、百分の一）

(iii) 当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合 百分の八・五

(2) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 次に掲げる割合を合計した割合

(i) (1) (i) から (iii) までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ (1) (i) から (iii) までに定める割合

(ii) (i) に掲げる割合に控除増率（当該合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

第五項に規定する各事業年度（当該通算法人が通算法人である場合には、当該通算法人に係る通算法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度のうちに掲げる事業年度において第四項

の規定の適用を受ける場合 百分の十二に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）

(1) 合算増減試験研究費割合が百分の十二を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。） 当該合算増減試験研究費割合から百分の十二を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合

(2) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零を超える事業年度で合算増減試験研究費割合が百分の十二を超える事業年度を除く。） 百分の十一に控除増率（当該合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

(3) 合算増減試験研究費割合が百分の十二を超える、かつ、合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。） 次に掲げる割合を合計した割合

(i) (1) に定める割合

(ii) (i) に掲げる割合に (2) に規定する控除増率を乗じて計算した割合

(iii) (2) に定める割合

九 第三号の通算法人の次に掲げる場合における同号及び第七号の規定の適用については、第三号ロに掲げる金額及び第七号に規定する百分の二十五に相当する金額は、これらの規定にかかわらず、第三号ロに掲げる金額及び第七号に規定する百分の二十五に相当する金額に、それぞれ次に定める金額を加算した金額とする。

イ 次に掲げる事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合 第三号ハに掲げる

金額又は第七号に規定する計算される法人の額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（次に掲げる事業年度のいずれにも当該計算する事業年度にあつては、次に定める割合を合計した割合）を乗じて計算した金額

(1) 第三項第一号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度（当該通算法人が通算法人である場合には、当該通算法人に係る通算法人の同号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度終了の日に終了する事業年度） 百分の十五

(2) 第三項第二号に規定する各事業年度（当該通算法人が通算法人である場合には、当該通算法人に係る通算法人の同号に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち次に掲げる事業年度 次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合 (i) 及び (ii) に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、(i) に定める割合と (ii) に定める割合とのうちいずれか高い割合

(i) 合算増減試験研究費割合が百分の四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。） 当該合算増減試験研究費割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）

(ii) 合算増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が百分の四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに (iii) に掲げる事業年度を除く。） 零から、当該満たない部分の割合から百分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合

とし、当該計算した割合が百分の五を超えるときは百分の五とする。）を減算した割合

(iii) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 当該事業年度の特例割合（合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）をいう。ロ (2) において同じ。)

第六項に規定する各事業年度（当該通算法人が通算法人である場合には、当該通算法人に係る通算法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち次に掲げる事業年度において第四項の規定の適用を受ける場合 第三号ハに掲げる金額又は第七号に規定する計算される法人の額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額

(1) 合算増減試験研究費割合が百分の十二を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。） 百分の十

(2) 合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度 (1) に掲げる事業年度を除く。 当該超える事業年度の特例割合

十 前二号の規定の適用がある場合における第四号の規定の適用については、同号中「の各事業年度の試験研究費の額」とあるのは「の各事業年度の試験研究費の額、当該他の通算法人の平均売上金額」と、当初申告試験研究費の額」とあるのは「当初申告試験研究費の額、当初申告平均売上金額」と、当該各事業年度の試験研究費の額」とあるのは「当該各事業年度の試験研究費の額、当該他の通算法人の平均売上金額」とする。

十一 第三号の場合には、第一項後段及び第四項後段の規定は、適用しない。

他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額又は他の通算法人の他の事業年度の所得に対する調整前法人税額がある場合における前項の通算法人の適用対象事業年度に係る第一項又は

第四項の規定は、第二十一項の規定にかかわらず、これらの他の通算法人の全てにつき、それぞれ他の事業年度の確定申告書等に税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合で、かつ、当該通算法人の適用対象事業年度の確定申告書等に同項に規定する書類並びに税額控除可能額及び税額控除可能分配額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合において、第一項又は第四項の規定により控除される金額の基礎となる試験研究費の額は、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に記載された試験研究費の額を限度とする。

10 第八項の通算法人（当該通算法人であつた法人を含む。）は、当該通算法人の適用対象事業年度後において、当該適用対象事業年度の確定申告書等に添付された書類及び当該確定申告書等に当該適用対象事業年度若しくは当該適用対象事業年度前の各事業年度の試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額として記載された金額と当該適用対象事業年度若しくは当該各事業年度の試験研究費の額、当該適用対象事業年度の所得に対する調整前法人税額又は当該適用対象事業年度において生じた欠損金額とが異なることとなつた場合（同項第八号又は第九号の規定の適用がある場合には、当該確定申告書等に添付された書類に当該通算法人の平均売上金額として記載された金額と当該通算法人の平均売上金額とが異なることとなつた場合を含む。）には、他の通算法人に対し、その異なることとなつたこれらの金額を通知しなければならない。

11 通算法人（通算法人等）という。以下この項において「通算法人等」という。が第一項又は第四項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する事業年度（第八項第一号の規定の適用がある通算子法人にあつては、同号の規定により読み替えて適用される第一項又は第四項に規定する事業年度。以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）において、当該通算法人等又は当該対象事業年度終了の日において当該通算法人等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）の過去適用等事業年

度（当該通算法人等の対象事業年度終了の日前に終了した当該通算法人等又は他の通算法人の各事業年度で当該各事業年度又は当該各事業年度終了の日において当該通算法人等若しくは他の通算法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の同日に終了する事業年度が第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（通算子法人にあつては、その事業年度終了の日において当該通算法人等又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。）である場合の当該各事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）における欠損金増加合計額（当該過去適用等事業年度において生じた非特定欠損金額が当該過去適用等事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該過去適用等事業年度において生じた非特定欠損金額として記載された金額（以下この項において「当初非特定欠損金額」という。）を超える場合（国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた場合を除くものとし、当該過去適用等事業年度の期限後確定申告書に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額がある場合を含む。）における非特定欠損金額が当初非特定欠損金額を超えることとなつた当該通算法人等及び他の通算法人のそれぞれその超える部分の金額（当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合には、その記載された金額を含む。以下この項及び次項において「各欠損金増加額」という。）の合計額（既に当該通算法人等の当該対象事業年度終了の日前に終了した当該通算法人等又は他の通算法人の各事業年度において当該過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各欠損金増加額のうち次の各号に定めるところにより加算された金額の計算の基礎となつた金額を除く。）をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、当該通算法人等の当該対象事業年度における次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによ

一 第八項第三号の通算法人 当該対象事業年度の同号に規定する税額控除可能額の計算に於いては、同号ロに掲げる金額に、欠損金増加合計額を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十

七条の二及び第六十八条の規定を適用した場合にはこれらの規定により計算される法人税の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を加算する。

イ 第八項第九号イに掲げる場合 当該政令で定める金額に同号イ（一）又は（二）に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号イ（一）又は（二）に定める割合（同号イ（一）及び（二）に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては、同号イ（一）及び（二）に定める割合を合計した割合）を乗じて計算した金額

ロ 第八項第九号ロに掲げる場合 当該政令で定める金額に同号ロ（一）又は（二）に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ同号ロ（一）又は（二）に定める割合を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる法人以外の法人 当該対象事業年度の第一項の控除上限額又は第四項の中企業等控除上限額の計算については、当該対象事業年度の所得に対する調整前法人税額に、欠損金増加合計額のうち当該通算法人等に係る各欠損金増加額を当該通算法人等の当該対象事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき法人税法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額を加算する。

12 前項の規定を適用する場合において、同項に規定する通算法人等の対象事業年度における過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額が既確定各欠損金増加額（当該対象事業年度終了の日以前に提出された当該過去適用等事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、既確定各欠損金増加額を当該過去適用等事業年度に係る各欠損金増加額とみなす。

13 青色申告書を提出する内国法人の各事業年度（以下この項において「各対象事業年度」という。）終了の時に於いて、当該内国法人又は他の内国法人（当該内国法人の第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「過去適用事業年度」という。）終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人に限る。以下この項において「他の適用内国法人」という。）の過去適用事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この項において「過去適用事業年度」という。）における第一項又は第七号の規定の適用があつた場合において、調整税額控除可能額（当該過去適用事業年度における同項第三号イに掲げる金額と当該過去適用事業年度における同号ロに掲げる金額から当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額をいう。次項及び第十五項において同じ。）と既取戻税額控除超過額（当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る第八項第六号の規定の適用がある場合における同号イに規定する税額控除超過額及び同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額の合計額をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）との合計額（既に当該内国法人の当該各対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度等に係る既取戻税額控除超過額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各事業年度においてこの項の規定により控除することとされた金額の計算の基礎となつたこの項に規定する控除した金額の合計額を除く。以下この項において「調整対象金額」という。）が当初申告税額控除可能額（当該内国法人の過去適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該過去適用事業年度における第八項第三号に規定する税額控除可能額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該内国法人の当該各対象事業年度の所得に対する調整前法人税額（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から、当該調整対象金額から当初申告税額控除可

（以下この項において「各対象事業年度」という。）終了の時に於いて、当該内国法人又は他の内国法人（当該内国法人の第一項又は第四項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人のこれらの規定に規定する事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「過去適用事業年度」という。）終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人に限る。以下この項において「他の適用内国法人」という。）の過去適用事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この項において「過去適用事業年度」という。）における第一項又は第七号の規定の適用があつた場合において、調整税額控除可能額（当該過去適用事業年度における同項第三号イに掲げる金額と当該過去適用事業年度における同号ロに掲げる金額から当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額を控除した金額とのうちいずれか少ない金額をいう。次項及び第十五項において同じ。）と既取戻税額控除超過額（当該内国法人又は他の適用内国法人の当該過去適用事業年度等に係る第八項第六号の規定の適用がある場合における同号イに規定する税額控除超過額及び同項第七号の規定により法人税の額に加算することとされた同号に規定する相当する金額の合計額をいう。以下第十五項までにおいて同じ。）との合計額（既に当該内国法人の当該各対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度において当該過去適用事業年度等に係る既取戻税額控除超過額につきこの項の規定の適用がある場合には、当該各事業年度においてこの項の規定により控除することとされた金額の計算の基礎となつたこの項に規定する控除した金額の合計額を除く。以下この項において「調整対象金額」という。）が当初申告税額控除可能額（当該内国法人の過去適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該過去適用事業年度における第八項第三号に規定する税額控除可能額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該内国法人の当該各対象事業年度の所得に対する調整前法人税額（第十八項において準用するこの項の規定により当該調整前法人税額から控除される金額を除く。）から、当該調整対象金額から当初申告税額控除可

14 前項の規定を適用する場合において、同項の内国法人の同項の各対象事業年度に係る調整対象基礎額（調整税額控除可能額と既取戻税額控除超過額との合計額をいう。以下この項において同じ。）又は控除分配割合が当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合（それぞれ当該各対象事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額として記載された金額又は当該確定申告書等に添付された書類に当該各対象事業年度に係る控除分配割合として記載された割合をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告調整対象基礎額又は当初申告控除分配割合を前項の当該各対象事業年度に係る調整対象基礎額又は控除分配割合とみなす。

15 第十三項の規定は、同項の各対象事業年度の確定申告書等に同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる調整税額控除可能額及び既取戻税額控除超過額並びに控除を受ける金額並びにこれらの金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

16 第八項の通算法人の適用対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第八項第四号から第七号までの規定は、当該適用対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該適用対象事業年度を第十一項に規定する過去適用等事業年度とする同項に規定する通算法人等の同項に規定する対象事業年度又は当該適用対象事業年度を第十三項に規定する過去適用事業年度とする同項の内国法人の同項の各対象事業年度については、これらの規定は、適用がないものとする。

17 第十一項の通算法人の同項に規定する対象事業年度又は第十三項の内国法人の同項の各対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十二項又は第十四項の規定は、当該対象事業年度又は当該各対象事業年度については、適用しない。該各対象事業年度から第十号までを除く。及び第九項から前項までの規定は、通算法人に係

る第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	第八項第一号	第八項第一号	第八項第一号
「事業年度」と、第四項中、「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を	「事業年度」と、第四項中、「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を	「事業年度」と、第四項中、「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を	「事業年度」と、第四項中、「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を
除く	除く	除く	除く
第一項に	第一項に	第一項に	第一項に
限る。又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る）	限る。又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る）	限る。又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る）	限る。又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る）
試験研究費の額が	試験研究費の額が	試験研究費の額が	試験研究費の額が
特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が	特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が	特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が	特別試験研究費の額（前項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下第十項までにおいて同じ。）が
前項に	前項に	前項に	前項に
限る	限る	限る	限る

算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合）の百分の十二に相当する金額）

第八項第三号	第八項第三号	第八項第三号	第八項第三号	第八項第三号	第八項第三号	第八項第三号	第八項第三号	第八項第三号	第八項第三号
百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五
試験研究費の額	試験研究費の額	試験研究費の額	試験研究費の額	試験研究費の額	試験研究費の額	試験研究費の額	試験研究費の額	試験研究費の額	試験研究費の額
の特別試験研究費の額	の特別試験研究費の額	の特別試験研究費の額	の特別試験研究費の額	の特別試験研究費の額	の特別試験研究費の額	の特別試験研究費の額	の特別試験研究費の額	の特別試験研究費の額	の特別試験研究費の額
百分の十	百分の十	百分の十	百分の十	百分の十	百分の十	百分の十	百分の十	百分の十	百分の十
特別試験研究費の額	特別試験研究費の額	特別試験研究費の額	特別試験研究費の額	特別試験研究費の額	特別試験研究費の額	特別試験研究費の額	特別試験研究費の額	特別試験研究費の額	特別試験研究費の額
百分の十に相当する金額	百分の十に相当する金額	百分の十に相当する金額	百分の十に相当する金額	百分の十に相当する金額	百分の十に相当する金額	百分の十に相当する金額	百分の十に相当する金額	百分の十に相当する金額	百分の十に相当する金額
第七項に規定する百分の十に相当する金額	第七項に規定する百分の十に相当する金額	第七項に規定する百分の十に相当する金額	第七項に規定する百分の十に相当する金額	第七項に規定する百分の十に相当する金額	第七項に規定する百分の十に相当する金額	第七項に規定する百分の十に相当する金額	第七項に規定する百分の十に相当する金額	第七項に規定する百分の十に相当する金額	第七項に規定する百分の十に相当する金額
から	から	から	から	から	から	から	から	から	から

19 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 試験研究費の額 次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者（当該法人が外国法人である場合の法人税法第三十八条第一号第一号に規定する本店等を含む。）から支払を受ける金額がある場合には当該金額を控除した金額とし、当該法人が内国法人である場合の当該法人の同法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除く。）をいう。

イ 次に掲げる費用の額（法人税法第二十二條第三項第一号に掲げる額に該当するものを除く。）で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの

(1) 製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行うものに限る。）のために要する費用（研究開発費として損金経理をした金額のうち、ロに規定する固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額又はロに規定する繰延資産となる費用の額がある場合における当該固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失を除く。）

(2) において同じ。）で政令で定めるもの

(2) 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定める試験研究のために要する費用で政令で定めるもの

ロ イ(1)又は(2)に掲げる費用の額で各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時においてイ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（イ(1)に規定する試験研究又はイ(2)に規定する政令で定める試験研究のために支

額から控除される金額（を除外）から

出した費用に係る繰延資産を除く。)とな  
る費用の額

二 調整前法人税額 次に掲げる規定を適用し  
ないで計算した場合の法人税の額(国税通則  
法第二条第四号に規定する附帯税の額を除  
く。)をいう。

イ この条、第四十二条の六第二項及び第三  
項、第四十二条の九、第四十二条の十第二  
項、第四十二条の十一第二項、第四十二  
条の十一の二第二項、第四十二条の十一の  
三第二項、第四十二条の十二の四第二項及  
び第三項、第四十二条の十二の五、第四  
十二条の十二の六第二項、第四十二条の十  
七第四項から第八項まで、第十項及び第  
十一項並びに第四十一条の十四第一項の  
規定

ロ イに掲げるもののほか、法人税の額の計  
算に関する特例を定めている規定として政  
令で定める規定

ハ 第六十二条第一項、第六十二条の三第  
一項及び第九項並びに第六十三条第一項の  
規定

二 法人税法第六十七条から第七十条の二ま  
で及び第四百四十四条から第四百四十四  
条の三までの規定

三 増減試験研究費割合 増減試験研究費の額  
(第一項又は第四項に規定する事業年度(以  
下この項において「適用年度」という。))の  
試験研究費の額から比較試験研究費の額を減  
算した金額をいう。)の当該比較試験研究費  
の額に対する割合をいう。

四 設立事業年度 設立の日(次に掲げる法人  
については、それぞれ次に定める日)を含む  
事業年度(合併法人の合併の日を含む事業年  
度その他の政令で定める事業年度を除く。)  
をいう。

イ 法人税法第二条第四号に規定する外国法  
人 恒久的施設を有することとなつた日  
ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等又  
は人格のない社団等 その開始した日  
ハ 公益法人に該当していた収益事業を行う  
公益法人等 当該公益法人等に該当するこ  
ととなつた日

ニ 公益法人又は収益事業を行っていない公  
益法人等に該当していた普通法人又は協同  
組合等 当該普通法人又は協同組合等に該  
当することとなつた日

五 比較試験研究費の額 適用年度(第八項第  
三号の通算法人の適用対象事業年度にあつて  
は、当該通算法人に係る通算親法人の適用年  
度)開始の日の三年前の日から適用年度開始  
の日の前日までの期間内に開始した各事業年  
度の試験研究費の額(当該各事業年度の月数  
と当該適用年度の月数とが異なる場合には、  
当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を  
乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して  
計算した金額)の合計額を当該期間内に開始  
した各事業年度の月数で除して計算した金額  
(同号の通算法人の適用対象事業年度開始の  
日)が当該通算法人の設立の日である場合のう  
ち政令で定める場合には、零)をいう。

六 試験研究費割合 適用年度の試験研究費の  
額の平均売上金額に対する割合をいう。

七 中小企業者 中小企業者に該当する法人と  
して政令で定めるものをいう。

八 適用除外事業者 当該事業年度開始の日前  
三年以内に終了した各事業年度(以下この号  
において「基準年度」という。)の所得の金  
額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除  
し、これに十二を乗じて計算した金額(設立  
後三年を経過していないこと、既に基準年度  
の所得に対する法人税の額につき法人税法第  
八十条の規定の適用があつたこと、基準年度  
において合併、分割又は現物出資が行われた  
こと、基準年度において通算法人に該当する  
ことその他の政令で定める事由がある場合に  
は、当該計算した金額につき当該事由の内容  
に応じ調整を加えた金額として政令で定める  
ところにより計算した金額)が十五億円を超  
える法人をいう。

八の二 通算適用除外事業者 通算法人である  
法人の各事業年度終了の日において当該通算  
法人である法人との間に通算完全支配関係が  
ある他の通算法人のうちいずれかの法人が適  
用除外事業者(当該通算法人である法人に係  
る通算親法人の同日を含む事業年度開始の日  
以後に当該通算親法人との間に通算完全支配  
関係を有することとなつた適用除外事業者と  
して政令で定めるものを除く。)に該当する  
場合における当該通算法人である法人をい  
う。

九 農業協同組合等 農業協同組合、農業協同  
組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合  
である商工組合及び商工組合連合会、内航海

運組合、内航海運組合連合会、出資組合であ  
る生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協  
同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加  
工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組  
合連合会をいう。

十 特別試験研究費の額 試験研究費の額のう  
ち国の試験研究機関、大学その他の者と共同  
して行う試験研究、国の試験研究機関、大学  
その他の者に委託する試験研究、中小企業者  
からその有する知的財産権(知的財産基本法  
第二条第二項に規定する知的財産権及び外国  
におけるこれに相当するものをいう。)の設  
定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途  
に係る対象者が少数である医薬品に関する試  
験研究、高度専門知識等(専門的な知識、技  
術又は経験であつて高度のものをいう。)を  
有する者に対して人件費を支出して行う試験  
研究その他の政令で定める試験研究に係る試  
験研究費の額として政令で定めるものをい  
う。

十一 合算増減試験研究費割合 第八項第三号  
の通算法人の適用対象事業年度及び同号イの  
他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の  
額の合計額から比較試験研究費合計額(当該  
通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費  
の額を合計した金額をいう。以下この号にお  
いて同じ。)を減算した金額の当該比較試験  
研究費合計額に対する割合をいう。

十二 合算試験研究費割合 第八項第三号の通  
算法人の適用対象事業年度及び同号イの他の  
通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の  
合計額を当該通算法人及び他の通算法人の平  
均売上金額の合計額に対する割合をいう。

十三 平均売上金額 適用年度及び当該適用年  
度(第八項第三号の通算法人の適用対象事業  
年度にあつては、当該通算法人に係る通算親  
法人の適用年度)開始の日の三年前の日から  
適用年度開始の日の前日までの期間内に開始  
した各事業年度の売上金額(棚卸資産の販売  
による収益の額その他の政令で定める金額を  
いう。)の平均額として政令で定めるところ  
により計算した金額をいう。

前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満  
たない端数を生じたときは、これを一月とす  
る。

21 第一項、第四項及び第七項の規定は、確定申  
告書等(これらの規定により控除を受ける金額

を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出  
する場合には、当該修正申告書又は更正請求書  
を含む。)にこれらの規定による控除の対象と  
なる試験研究費の額又は特別試験研究費の額、  
控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する  
明細を記載した書類の添付がある場合に限り、  
適用する。この場合において、これらの規定に  
より控除される金額の計算の基礎となる試験研  
究費の額又は特別試験研究費の額は、確定申告  
書等に添付された書類に記載された試験研究費  
の額又は特別試験研究費の額を限度とする。

22 第一項、第四項、第七項又は第十三項(第十  
八項において準用する場合を含む。)の規定に  
適用がある場合には、法人税法第二編第一章第  
二節第二款又は第三編第二章第二節(第四百四  
三条を除く。)の規定(以下この項において  
「法人税法税額控除規定」という。)による法人  
税の額からの控除及び特別税額控除規定(第一  
項、第四項、第七項及び第十三項(第十八項に  
おいて準用する場合を含む。))の規定をいう。  
以下この項及び次項において同じ。)による法  
人税の額からの控除をした後において、同法第  
七十条の二又は第四百四十四条の二の三に定める  
順序により法人税法税額控除規定による控除を  
するものとする。

23 第一項、第四項、第七項又は第十三項(第十  
八項において準用する場合を含む。)の規定の  
適用がある場合における法人税法第二編第一章  
(第二節第二款を除く。)及び第三編第二章(第  
二節を除く。)の規定の適用については、次に  
定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する法人  
税の額は、当該法人税の額から特別税額控除  
規定により控除する金額を控除した金額とす  
る。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる  
金額は、同項に規定する期間(通算子法人に  
あつては、同条第五項第一号に規定する期  
間)を一事業年度とみなして同条第一項第一  
号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一  
章第二節(第六十七条、第六十八条第三項及  
び第七十条を除く。)の規定及び特別税額控  
除規定を適用するものとした場合に計算され  
る法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる  
金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につ

て

き同法第二編第一章第二節の規定及び特別税額控除規定を適用して計算した法人税の額とする。

四 法人税法第百四十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節(第百四十四条(同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定及び特別税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

五 法人税法第百四十四条の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節(第百四十四条(同法第六十八条第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定及び特別税額控除規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

24 第十八項において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第九項(外国税額の控除)(同条第二十三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第九項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)」と、同法第六十九条第九項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)」とする。

25 第八項第六号ロ又は第七号(これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における法人税法第二編第

一章(第二節を除く。)の規定の適用については、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同節の規定並びに第八項第六号ロ及び第七号(これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。)の規定を適用して計算した法人税の額とする。

26 第十九項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における比較試験研究費の額の計算、第八項第六号ロ又は第七号(これらの規定を第十八項において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第十八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の五 削除

(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の六 第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。)(又は同項第九号に規定する農業協同組合若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもの(以下この条において「中小企業者等」という。))が、平成十年六月一日から令和七年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。))内に、次に掲げる減価償却資産(第一号から第三号までに掲げる減価償却資産にあつては政令で定める規模のものに限るとし、匿名組合契約その他これに類する契約として政令で定める契約の目的である事業の用に供するものを除く。以下この条において「特定機械装置等」という。))でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第五号に規定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。))に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合

併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第八項において「供用年度」という。))の当該特定機械装置等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下この節において「償却限度額」という。))は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額(同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。))と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額(第五号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。))の百分の三十に相当する金額をいう。))との合計額とする。

一 機械及び装置(その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであることその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)

二 工具(製品の品質管理の向上等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)

三 ソフトウェア(政令で定めるものに限る。)

四 車両及び運搬具(貨物の運送の用に供される自動車で輸送の効率化等に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)

五 政令で定める海上運送業の用に供される船舶(輸送の効率化等に資するものとして政令で定める船舶にあつては、環境への負荷の状況が明らかにされた船舶として政令で定めるものに限る。)

2 特定中小企業者等(中小企業者等のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。))が、指定期間内に、特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額(以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。))を

当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。))において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は第四十二条の十二の四第二項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該法人の当該事業年度開始の前一年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。))における税額控除限度額のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額の合計額をいう。)

5 第一項の規定は、中小企業者等が所有権移転外リース取引(法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。))により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6 第一項の規定は、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 第二項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規

定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。

8 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

9 第四十二条の四第二項及び第二十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）とあるのは、「第四十二条の六第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の七及び第四十二条の八 削除  
(沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)

第四十二条の九 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者が該当するものが、平成十四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用シ

事業者	事業者	事業者	事業者
沖繩の特定地域において工業用機械等	沖繩の特定地域において工業用機械等	沖繩の特定地域において工業用機械等	沖繩の特定地域において工業用機械等
第一欄に掲げる事業者	第一欄に掲げる事業者	第一欄に掲げる事業者	第一欄に掲げる事業者
第二欄に掲げる区域	第二欄に掲げる区域	第二欄に掲げる区域	第二欄に掲げる区域
第三欄に掲げる事業	第三欄に掲げる事業	第三欄に掲げる事業	第三欄に掲げる事業
第四欄に掲げる設備	第四欄に掲げる設備	第四欄に掲げる設備	第四欄に掲げる設備

一 沖繩の特定地域において工業用機械等	二 沖繩の特定地域において工業用機械等	三 沖繩の特定地域において工業用機械等	四 沖繩の特定地域において工業用機械等	五 沖繩の特定地域において工業用機械等
第一欄に掲げる事業者	第一欄に掲げる事業者	第一欄に掲げる事業者	第一欄に掲げる事業者	第一欄に掲げる事業者
第二欄に掲げる区域	第二欄に掲げる区域	第二欄に掲げる区域	第二欄に掲げる区域	第二欄に掲げる区域
第三欄に掲げる事業	第三欄に掲げる事業	第三欄に掲げる事業	第三欄に掲げる事業	第三欄に掲げる事業
第四欄に掲げる設備	第四欄に掲げる設備	第四欄に掲げる設備	第四欄に掲げる設備	第四欄に掲げる設備

1 青色申告書を提出する法人で各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）終了の日において前項の表の各号の第一欄に掲げる事業者が該当するものが、当該事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき同項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。	2 青色申告書を提出する法人で各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）終了の日において前項の表の各号の第一欄に掲げる事業者が該当するものが、当該事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき同項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。	3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。	4 第一項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修
--	--	--	--

正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる工業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる工業用機械等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された工業用機械等の取得価額を限度とする。

5 第二項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二十一条に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「第四十二条の九第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

7 前三項に定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)  
第四十二条の十 青色申告書を提出する法人で特定事業(国家戦略特別区域法第二十七条の二に規定する特定事業をいう。以下この項及び次項において同じ。)の同法第八条第二項第二号に規定する実施主体として同法第十一条第一項に規定する認定区域計画(以下この項において「認定区域計画」という。)に定められたもの(以下第三項までにおいて「実施法人」という。)が、同法附則第一条第一号に定める日から令和八年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域(以下この項及び次項において「国

家戦略特別区域」という。)内において、当該国家戦略特別区域に係る当該実施法人の事業実施計画(認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画をいう。以下この項及び次項において同じ。)に記載された機械及び装置、器具及び備品(専ら開発研究(新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。)の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。)建物及びその附属設備並びに構築物(政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該事業実施計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施法人の特定事業の用に供した場合(継続的に実施されること確保される特定事業として財務省令で定めるもの)の用に供する建物及びその附属設備以外のものを貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。)には、その特定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)との合計額とする。

一 平成三十一年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設した特定機械装置等(平成三十一年三月三十一日以前に受けた特定事業の適切かつ確実な実施に関する確認として財務省令で定められたものに係る事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く。)その取得価額の百分の四十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十三)に相当する金額

二 前号に掲げる特定機械装置等以外の特定機械装置等 その取得価額の百分の五十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五)に相当する金額

2 実施法人が、指定期間内に、国家戦略特別区域内において、当該国家戦略特別区域に係る当該実施法人の事業実施計画に記載された特定機

械装置等とその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該事業実施計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。)からその特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該実施法人の供用年度における税額控除限度額が、当該実施法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 前項第一号に掲げる特定機械装置等 百分の十四(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の七)

二 前項第二号に掲げる特定機械装置等 百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)

3 第一項の規定は、実施法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

4 第一項の規定は、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5 第二項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)に同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)  
第四十二条の十一 青色申告書を提出する法人で総合特別区域法第二十六条第一項に規定する指定法人に該当するもの(以下第三項までにおいて「指定法人」という。)が、同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、同法第二十一条に規定する国際戦略総合特別区域(以下この項及び次項において「国際戦略総合特別区域」という。)内において、当該国際戦略総合特別区域に係る当該指定法人の同法第十五条第一項に規定する認定国際戦略総合特別区域計画に適合する財務省令で定める計画(以下この項及び次項において「指定法人事業実施計画」という。)に記載された機械及び装置、器具及び備品(専ら開発研究(新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。)の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。)建物及びその附属設備並びに構築物(政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該指定法人事業実施計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該指定法人の同法第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業(以下この項及び次項において「特定国際戦略事業」という。)の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。)には、その特定国際戦略事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。)との合計額とする。

6 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二

一 令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等(令和六年三月三十一日以前に受けた総合特別区域法第二十六条第一項の規定による指定に係る指定法人事業実施計画に同日において記載されている特定機械装置等を除く)。その取得価額の百分の三十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十五)に相当する金額

二 前号に掲げる特定機械装置以外の特定機械装置等。その取得価額の百分の三十四(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十七)に相当する金額

2 指定法人が、指定期間内に、国際戦略総合特別区域内において、当該国際戦略総合特別区域に係る当該指定法人の指定法人事業実施計画に記載された特定機械装置等その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該指定法人事業実施計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該指定法人の特定国際戦略事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ)からその特定国際戦略事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額に次の各号に掲げる特定機械装置等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該指定法人の供用年度における税額控除限度額が、当該指定法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 前項第一号に掲げる特定機械装置等 百分の八(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四)

二 前項第二号に掲げる特定機械装置等 百分の十(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の五)

3 第一項の規定は、指定法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 前条第一項又は第二項の規定

二 前条第一項の規定に係る第五十二条の第二項又は第四項の規定

三 前条第一項の規定に係る第五十二条の第三項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

5 第一項の規定は、確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第二項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合)には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を限度とする。

7 第四十二条の四第二項及び第二十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項(第十八項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の十一第二項」と読み替えるものとする。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の十一の二 青色申告書を提出する法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十七号)の施行の日から令和七年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、当該法人の行う同条に規定する承認地域経済牽引事業(以下この項及び次項において「承認地域経済牽引事業」という。)に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する

法律第四条第二項第一号に規定する促進区域(次項において「促進区域」という。)内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画(同法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。以下この項及び次項において同じ)に従って特定地域経済牽引事業施設等(承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備で、政令で定める規模のもの)をいう。以下この項及び次項において同じ)の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定地域経済牽引事業施設等若しくは増設に係る特定事業用機械等及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定事業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したとき(貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ)は、その承認地域経済牽引事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。)の当該特定事業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定事業用機械等の取得価額(その特定事業用機械等に係る)の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定事業用機械等の取得価額が当該合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。との合計額とする。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四十(平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けた法人(次項第一号において「特定法人」という。)がその承認地域経済牽引事業(地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ)の用に供したものについては、百分の五十)

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二十

2 青色申告書を提出する法人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、指定期間内に、当該法人の行う承認地域経済牽引事業に係る促進区域内において当該承認地域経済牽引事業に係る承認地域経済牽引事業計画に従って特定地域経済牽引事業施設等若しくは増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等若しくは増設に係る特定事業用機械等若しくは増設に係る特定事業用機械等及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物(以下この条において「特定事業用機械等」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該新設若しくは増設に係る特定事業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該承認地域経済牽引事業の用に供したときは、当該特定事業用機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ)からその承認地域経済牽引事業の用に供した当該特定事業用機械等の基準取得価額に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四十(特定法人がその承認地域経済牽引事業の用に供したものについては、百分の五(その承認地域経済牽引事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして政令で定めるものである場合には、百分の六)とする。)

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二十

3 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定事業用機械等については、適用しない。

4 第一項の規定は、確定申告書等に特定事業用機械等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5 第二項の規定は、確定申告書等(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告



書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定事業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限る。適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定事業用機械等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定事業用機械等の取得価額を限度とする。

6 第四十二条の四第二項及び第二十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の十一の二第二項」と読み替えるものとする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方活力向上地域等において特定建物等を得た場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

#### 第四十二条の十一の三 青色申告書を提出する法人で地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この項及び次項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までと同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事（次項において「認定都道府県知事」という。）が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画（次項において「認定地域再生計画」という。）に記載されている同法第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域（当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）が同

法第十七条の二第二項第二号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次項において「拡充型計画」という。）である場合には、同号に規定する地方活力向上地域内において、当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設（同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。以下この項において「特定業務施設」という。）に該当する建物及びその附属設備並びに構築物（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定建物等」という。）でその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定建物等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定建物等の取得価額（その特定建物等に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が八十億円を超える場合には、八十億円にその特定建物等の取得価額が当該合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の十五（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

#### 2

青色申告書を提出する法人で指定期間内に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日の翌日以後三年を経過する日まで（同日までと同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、当該認定をした認定都道府県知事が作成した認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第五号イ又はロに掲げる地域（当該認定を

受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同法第十七条の二第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）が拡充型計画である場合には、同法第十七条の二第一項第二号に規定する地方活力向上地域内において、当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等とその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された特定建物等を建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定建物等につき前項の規定の適用を受けるときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該特定建物等の基準取得価額の百分の四（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

#### 3

第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定建物等については、適用しない。

#### 4

第一項の規定は、確定申告書等に特定建物等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限る。適用する。

#### 5

第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定建物等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限る。適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定建物等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定建物等の取得価額を限度とする。

6 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の十一の三第二項」と読み替えるものとする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)

#### 第四十二条の十二 青色申告書を提出する法人で地域再生法第十七条の二第四項に規定する認定事業者（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次項及び第六項において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）について同条第三項の認定（次項及び第六項において「計画の認定」という。）を受けた法人に限る。次項及び第五項第一号イにおいて「認定事業者」という。）であるものが、適用年度において、第一号に掲げる要件を満たす場合には、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）から第二号に掲げる金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行ひ、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

二 次に掲げる金額の合計額

イ 三十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。以下この項において同じ。）のうち当該適用年度の

特定新規雇用者数に達するまでの数（イ）において「特定新規雇用者基礎数」という。を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型特定新規雇用者数がある場合には、二十万円で、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ 二十万円の、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「特定非新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の移転型新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の移転型特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎数」という。）が零を超える場合には、二十万円の、当該特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

2 青色申告書を提出する法人で認定事業者（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人に限る。）であるものうち、前項の規定の適用を受ける又は受けたもの（前条第一項の規定（同項の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）又は前条第二項の規定の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格法人」という。）を含む。）が、その適用を受ける事業年度（要件適格法人にあつては、同条第一項の規定又は同条第二項の規定の適用を受ける事業年度）以後の各適用年度（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度を除く。）において、前項第一号に掲げる要件を満たす場合には、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額か

ら、四十万円に当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五十四条第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、三十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。以下この項において「地方事業所特別税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該地方事業所特別税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該適用年度において前項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額又は前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 適用年度が一年に満たない前項に規定する法人に対する同項の規定の適用については、同項中「四十万円」とあるのは「四十万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」と、「三十万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 通算法人の適用年度（当該通算法人に係る通算法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。以下この項において同じ。）に係る第一項及び第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項第二号イに掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。  
イ 三十万円に当該適用年度の特定新規雇用者基礎数（第一項第二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に、特定新規基準雇用者割合（当該適用年度及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（認定事業者であるものに限る。）の同日に終了する適用年度（同項第一号に掲げる要件を満たす適用年度に限る。ロ及

び次号において「他の適用年度」という。）の特定新規雇用者基礎数の合計（イ及び次号において「特定新規雇用者基礎合計数」という。）のうち占める当該適用年度及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の基準雇用者数の合計（以下この号及び次号において「基準雇用者合計数」という。）の割合（当該特定新規雇用者基礎合計数が零である場合及び当該基準雇用者合計数が零以下である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

ロ 二十万円に当該適用年度の移転型特定新規雇用者基礎数（特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数をいう。）を乗じて計算した金額に、移転型特定新規雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定新規雇用者基礎数のうち移転型特定新規雇用者数に達するまでの数の合計のうち占める基準雇用者合計数の割合（当該合計が零である場合及び当該基準雇用者合計数が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

二 第一項第二号ロに掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。  
イ 二十万円に当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数（第一項第二号ロに規定する特定非新規雇用者基礎数をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に、特定非新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定非新規雇用者基礎数の合計（イにおいて「特定非新規雇用者基礎合計数」という。）のうち占める基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数の割合（当該特定非新規雇用者基礎合計数が零である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

ロ 二十万円に当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数のうち移転型特定非新規雇用者基礎数（第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数が零を超える場合における当該移転型特定非新規雇用者基礎

数をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの数を乗じて計算した金額に、移転型特定非新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定非新規雇用者基礎数のうち移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数の合計（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎合計数」という。）のうち占める基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数の割合（当該移転型特定非新規雇用者基礎合計数が零である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

三 通算法人の第二項の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの他の通算法人の同日に終了する事業年度が当該いずれかの他の通算法人の同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日以後に終了する事業年度で基準雇用者数又は地方事業所基準雇用者数が零に満たない事業年度以後の事業年度である場合には、当該適用年度については、同項の規定は、適用しない。

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定業務施設 地域再生法第五十四条第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

二 基準日 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定を受けた日（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が特定業務施設の新設に係るものである場合には、当該特定業務施設を事業の用に供した日）をいう。  
三 適用年度 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人

の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日から当該基準日の翌日以後二年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度（設立（合併、分割又は現物出資による設立を除く。）の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を含む事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）をいう。

イ 法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日  
ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日  
ハ 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日  
ニ 公益法人又は収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

四 雇用人 法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。次号において同じ。）のうち一般被保険者（雇用保険法第六十条の二第一号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するものをいう。

五 高年齢雇用人 法人の使用人のうち高年齢被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者をいう。）に該当するものをいう。  
六 基準雇用人 適用年度終了の日における雇用人の数から当該適用年度開始の日の前日における雇用人（当該適用年度終了の日において高年齢雇用人に該当する者を除く。）の数を減算した数をいう。

七 地方事業所基準雇用人 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日が適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの期間内であるものに限る。）の当該計画の認定に係る特定業務施設（以下この項において「適用対象特定業務施設」という。）のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用人者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

八 特定雇用人 次に掲げる要件を満たす雇用人をいう。  
イ その法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。  
ロ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律第二条第一項に規定する短時間労働者でないこと。  
九 特定新規雇用人 適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用人で当該適用年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務するもの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十 移転型特定新規雇用人 適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用人で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設（地域再生法第七十条の二第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定に係る適用対象特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）に勤務するもの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十一 新規雇用人 適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用人で当該適用年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務するもの（次号及び第十五号において「新規雇用人」という。）の総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十二 特定非新規雇用人 適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用人（新規雇用人を除く。）で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するもの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十三 移転型地方事業所基準雇用人 移転型適用対象特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用人者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。  
十四 移転型新規雇用人 適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用人で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するもの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。  
十五 移転型特定非新規雇用人 適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用人（新規雇用人を除く。）で当該適用年度終了の日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するもの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

日において当該適用対象特定業務施設に勤務するもの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。  
十六 地方事業所特別基準雇用人 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一号に掲げる事業に関するものに限り）について計画の認定を受けた法人（当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日が適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの期間内であるものに限る。）の当該適用年度及び当該適用年度前の各事業年度のうち、当該基準日以後に終了する各事業年度のイに掲げる数のうちロに掲げる数に達するまでの数の合計数をいう。  
イ 当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における基準雇用人者数として政令で定めるところにより証明がされた数  
ロ 当該法人の当該計画の認定に係る特定業務施設のみを当該法人の事業所と、当該法人の特定雇用人のみを当該法人の雇用人と、それぞれみなした場合における基準雇用人者数として政令で定めるところにより証明がされた数

十七 第一項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。  
一 前条第一項又は第二項の規定  
二 前条第一項の規定に係る第五十二条の第二項又は第四項の規定  
三 前条第一項の規定に係る第五十二条の第三項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

十八 第一項及び第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「対象年度」という。）及び当該対象年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において、これらの規定に規定した法人に離職者（当該法人の雇用人又は高年齢雇用人であつた者で、当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたものをいう。以下この項において同じ。）がないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（当該法人が通算法人である場合における当該法人の対象年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）にあつては、当該対象年度終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において当該他の通算法人に離職者がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）に限り、適用する。

十九 第一項及び第二項の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。にこれらの規定による控除の対象となる地方事業所基準雇用人者数又は地方事業所特別基準雇用人者数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額の計算の基礎となる地方事業所基準雇用人者数又は地方事業所特別基準雇用人者数は、確定申告書等に添付された書類に記載された地方事業所基準雇用人者数又は地方事業所特別基準雇用人者数を限度とする。

第二十 第四項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは

二十一 第一項及び第二項の規定は、これら規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「対象年度」という。）及び当該対象年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において、これらの規定に規定した法人に離職者（当該法人の雇用人又は高年齢雇用人であつた者で、当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたものをいう。以下この項において同じ。）がないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（当該法人が通算法人である場合における当該法人の対象年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）にあつては、当該対象年度終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において当該他の通算法人に離職者がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）に限り、適用する。

二十二 第一項及び第二項の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。にこれらの規定による控除の対象となる地方事業所基準雇用人者数又は地方事業所特別基準雇用人者数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額の計算の基礎となる地方事業所基準雇用人者数又は地方事業所特別基準雇用人者数は、確定申告書等に添付された書類に記載された地方事業所基準雇用人者数又は地方事業所特別基準雇用人者数を限度とする。

第二十三 第四項及び第六項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは

第二十四 第一項及び第二項の規定は、これら規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「対象年度」という。）及び当該対象年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において、これらの規定に規定した法人に離職者（当該法人の雇用人又は高年齢雇用人であつた者で、当該法人の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて離職（雇用保険法第四条第二項に規定する離職をいう。）をしたものをいう。以下この項において同じ。）がないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合（当該法人が通算法人である場合における当該法人の対象年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）にあつては、当該対象年度終了の日において当該法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において当該他の通算法人に離職者がいないことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。）に限り、適用する。

第二十五 第一項及び第二項の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。にこれらの規定による控除の対象となる地方事業所基準雇用人者数又は地方事業所特別基準雇用人者数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額の計算の基礎となる地方事業所基準雇用人者数又は地方事業所特別基準雇用人者数は、確定申告書等に添付された書類に記載された地方事業所基準雇用人者数又は地方事業所特別基準雇用人者数を限度とする。

は被現物分配法人である場合における当該法人の基準雇用者数の計算、第六項第三号に規定する二年を経過する日を含む適用年度が一年に満たない場合における第三項に規定する除して計算した金額の計算その他第一項から第三項まで及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

11 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の十二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（認定地方公共団体の寄附活用事業に關連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の二 青色申告書を提出する法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に、地域再生法第八條第一項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）に對して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五條第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に關連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専屬的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この項及び次項において「特定寄附金」という。）を支出した場合に、その支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該事業年度において支出した特定寄附金の額（当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。以下この項において同じ。）の合計額の百分の四十に相當する金額から当該特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額として政令で定める金額を控除した金額（当該金額が当該事業年度において支出した特

定寄附金の額の合計額の百分の十に相當する金額を超える場合には、当該百分の十に相當する金額。以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が当該事業年度の所得に對する調整前法人税額の百分の五に相當する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の五に相當する金額を限度とする。

2 前項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該當することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とする。

3 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の十二の二第一項」と読み替えるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の三 削除

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）  
 第四十二条の十二の四 中小企業者等（第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該當するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等若しくは商店街振興組合で、青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第十七條第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二條第六項に規定する特定事業者等に該當するものをいう。以下この条において同じ。）が、平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」とい

う。）内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十七條第三項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その中小企業者等のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第十八條第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該當するものうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小企業者等の営む事業の用に（第四十二条の六第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合

には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の次項及び第八項において「供用年度」という。）の当該特定経営力向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十條第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相當する金額をいう。）との合計額とする。

2 中小企業者等が、指定期間内に、特定経営力向上設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定経営力向上設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に對する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。）からその指定事業の用に供した当該特定経営力向上設備等については、百分の十に相當する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等の供

用年度における税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該供用年度の所得に對する調整前法人税額の百分の二十に相當する金額（第四十二条の六第二項の規定により当該供用年度の所得に對する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相當する金額を限度とする。

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に對する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相當する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に對する調整前法人税額の百分の二十に相當する金額（当該事業年度においてその指定事業の用に供した特定経営力向上設備等につき前項の規定により当該事業年度の所得に對する調整前法人税額から控除される金額又は第四十二条の六第二項及び第三項の規定により当該事業年度の所得に對する調整前法人税額から控除される金額）がある場合には、これらの金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相當する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における税額控除限度額のうち、第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 第一項の規定は、中小企業者等が所有権移転外リース取引により取得した特定経営力向上設備等については、適用しない。

6 第一項の規定は、確定申告書等に特定経営力向上設備等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規

定による控除の対象となる特定経営力向上設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる特定経営力向上設備等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された特定経営力向上設備等の取得価額を限度とする。

8 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

9 第四十二条の四第二項及び第二十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）とあるのは、「第四十二条の十二の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の五 青色申告書を提出する法人が、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度において当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時にあっては、当該法人の資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、

当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該事業年度終了の時にあって当該法人の常時使用する従業員数が二千人を超える場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号において同じ。）から、当該法人の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額）（当該事業年度において第四十二条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十（当該事業年度において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合）（当該事業年度において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること 百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の五以上である場合）は百分の十とし、継続雇用者給与等支給増加割合が百分の七以上である場合には百分の十五とする。

二 次に掲げる要件の全てを満たすこと 百分の五

イ 当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。第五項第四号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）からその比較教育訓練費の額を

控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ 当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の当該法人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三 当該事業年度終了の時にあって次に掲げる者のいずれかに該当すること 百分の五

イ 次世代育成支援対策推進法第十五条の三

ロ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主

2 青色申告書を提出する法人が、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前項の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合で、かつ、当該事業年度終了の時にあって特定法人に該当する場合において、当該事業年度において当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時にあって、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同項に規定する政令で定める場合に限る。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該法人の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（当該事業年度において第四十二条の規定の適用を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十（当該事業年度において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十に当該各号に定める割合）（当該事業年度において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項において「特定税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること 百分の十五

二 次に掲げる要件の全てを満たすこと 百分の五

イ 当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること。

ロ 当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の当該法人の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと 百分の五

イ 当該事業年度終了の時にあって次世代育成支援対策推進法第十五条の三第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

ロ 当該事業年度において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第九条の認定を受けたこと（同法第四条の女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供及び同条の雇用環境の整備の状況が特に良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）

ハ 当該事業年度終了の時にあって女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十三条第一項に規定する特例認定一般事業主に該当すること。

3 第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通常適用除外事業者に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成三十年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（前二項の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該事業年度に

当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。第五項第四号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）からその比較教育訓練費の額を

当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。第五項第四号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）からその比較教育訓練費の額を

当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。第五項第四号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）からその比較教育訓練費の額を

当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。第五項第四号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）からその比較教育訓練費の額を

当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。第五項第四号において同じ。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）からその比較教育訓練費の額を

において当該中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合（第一号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の一・五以上であるときは、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該中小企業者等の当該事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）に百分の十五（当該事業年度において次の各号に掲げる要件を満たす場合には、百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号のうち二以上の号に掲げる要件を満たす場合には、当該二以上の号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した金額（以下この項及び第五項第十二号において「中小企業者等税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該中小企業者等税額控除限度額が、当該中小企業者等の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 雇用者給与等支給増加割合が百分の二・五以上であること 百分の十五  
二 次に掲げる要件の全てを満たすこと 百分の十  
イ 当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の五以上であること  
ロ 当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額の当該中小企業者等の雇用者給与等支給額に対する割合が百分の〇・〇五以上であること。

三 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと 百分の五  
イ 当該事業年度において次世代育成支援対策推進法第十三条の認定を受けたこと（同法第二条に規定する次世代育成支援対策の実施の状況が良好な場合として財務省令で定める場合に限る。）

四 青色申告書を提出する法人の各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において当該法人の雇用者給与等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超える場合において、当該法人が繰越税額控除限度超過額を有するときは、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度において前三項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

五 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 設立事業年度 設立の日（次に掲げる法人については、それぞれ次に定める日）を含む事業年度をいう。  
イ 法人税法第二条第四号に規定する外国法人 恒久的施設を有することとなつた日  
ロ 新たに収益事業を開始した公益法人等又は人格のない社団等 その開始した日  
ハ 公益法人に該当していた収益事業を行う公益法人等 当該公益法人等に該当することとなつた日  
ニ 公共法人又は収益事業を行っていない公益法人等に該当していた普通法人又は協同組合等 当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日

六 継続雇用者比較給与等支給額 前号の法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。  
七 控除対象雇用者給与等支給増加額 法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該法人の調整雇用者給与等支給増加額（イ）に掲げる金額からロ）に掲げる金額を控除した金額をいう。）を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。  
イ 雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するもの）の額をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

八 比較教育訓練費の額 法人の適用年度開始の前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額）の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の月数で除して計算した金額をいう。  
九 雇用者給与等支給額 法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。  
十 特定法人 常時使用する従業員の数が二十人以下の法人（当該法人及び当該法人との間に当該法人による法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が一万人を超えるものを除く。）をいう。  
十一 比較雇用者給与等支給額 法人の前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（前事業年度の月数と適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）をいう。  
十二 繰越税額控除限度超過額 法人の適用年度開始の前五年以内に開始した各事業年度（当該適用年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における中小企業者等税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

十三 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。  
十四 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増

加するもの）をいう。

十五 国内雇用者 法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第十五条に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。  
十六 給与等 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。  
十七 継続雇用者給与等支給額 継続雇用者（法人の各事業年度（以下この項において「適用年度」という。）及び当該適用年度開始の前日を含む事業年度（次号及び第十一号において「前事業年度」という。）の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に対する当該適用年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するもの）の額及び役務の提供の対価として支払を受ける金額を除く。以下この号において「補填額」という。）がある場合には、当該補填額を控除した金額。以下この項において同じ。）として政令で定める金額をいう。  
十八 継続雇用者比較給与等支給額 前号の法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。  
十九 控除対象雇用者給与等支給増加額 法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該法人の調整雇用者給与等支給増加額（イ）に掲げる金額からロ）に掲げる金額を控除した金額をいう。）を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。  
二十 雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するもの）の額をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

二十一 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

二十二 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

二十三 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

二十四 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

二十五 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

二十六 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

二十七 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

二十八 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

二十九 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

三十 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

三十一 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

三十二 比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。にこれらの規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額（第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項から第三項までの規定により控除される金額の基礎となる控除対象雇用者給与等支給増加額は、確定申告書等に添付された書類に記載された控除対象雇用者給与等支給増加額を限度とする。

8 第四項の規定は、第三項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二第三十一号に規定する確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、第四項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書）を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。に同項の規定による控除の対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

9 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における比較教育訓練費の額又は比較雇用者給与等支給額の計算、継続雇用者比較給与等支給額又は比較雇用者給与等支給額が要件である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第一項から第四項までの規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む）」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項から第四項まで」と読み替えるものとする。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）  
 第四十二条の十二の六 青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発

供給及び導入の促進に関する法律第二十八条に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和七年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該法人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び次項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十八条に規定する認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定されたことのないものを取得し、又は当該認定された認定特定高度情報通信技術活用設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条に規定する認定導入事業者であるものが、指定期間内に、当該法人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額（前法第四十二条の四第十九項第二項に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額に百

分の十五（次の各号に掲げる認定特定高度情報通信技術活用設備については、当該各号に定める割合）を乗じて計算した金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）百分の九

イ 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

ロ 奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島

ハ 豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定により豪雪地帯として指定された地域の財政上の特別措置等に関する法律第二條第一項に規定する辺地

ホ 山村振興法第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域

ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト 半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ 沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄

又 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域

二 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備 百分の九（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、百分の五）

三 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備 百分の三

3 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

4 第一項の規定は、確定申告書等に認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書）を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

6 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む）」とあるのは、「第四十二条の十二の六第二項」と読み替えるものとする。

7 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）  
 第四十二条の十二の七 青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法第二十一条の三十五第一項に規定する認定事業適応事業者（第三項及び第七項を除き、以下この条において「認定事業適応事業者」という。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この条において「指定期間」という。）内に、産業競争力強化法第二十一条の三十三第二項に規定する認定事業適応計画に従って実施される同法第二十一条の

三 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備 百分の三

3 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

4 第一項の規定は、確定申告書等に認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書）を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

三十五第一項に規定する情報技術事業適応（以下第五項までにおいて「情報技術事業適応」という。）の用に供するために特定ソフトウェア（政令で定めるソフトウェアをいう。以下この項及び第四項において同じ。）の新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。以下この条において同じ。）を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェア若しくはその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（主として産業試験研究（第四十二条の四第十九項第一号イ（一）に規定する試験研究又は同号イ（二）に規定する政令で定める試験研究をいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるもの（第四項において「産業試験研究用資産」という。）を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。第三項、第四項及び第六項において同じ。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。）の当該情報技術事業適応設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該情報技術事業適応設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該情報技術事業適応設備の取得価額（情報技術事業適応の用に供するために取得又は製作をする特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェア又は情報技術事業適応を実施するために利用してその利用に係る費用を支出するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額並びに情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用の額の合計額（以下この条において「対象資産合計額」という。）が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度（解散（合併）による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。第五項において「支出年度」という。）のその支出した費用に係る繰延資産（以下この項において「事業適応繰延資産」という。）の償却限度額は、法人税法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事業適応繰延資産の繰延資産普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。）と特別償却限度額（当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する認定事業適応事業者（その同条第二項に規定する認定事業適応計画（同法第二十一条の二十二第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画）に関するものに限る。以下この条において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画」という。）に当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行う同法第二十一条の二十二第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応（以下この項において「エネルギー利用環境負荷低減事業適応」という。）のための措置として同法第二十三条に規定する生産工程効率化等設備（以下この条において「生産工程効率化等設備」という。）を導入する旨の記載があるものに限る。第六項において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者」という。）であるものが、当該認定の日から同日以後三年を経過する日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー

利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備を製作し、若しくは建設した場合において、当該生産工程効率化等設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の当該生産工程効率化等設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該生産工程効率化等設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該生産工程効率化等設備の取得価額（その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得又は製作若しくは建設をする生産工程効率化等設備の取得価額の合計額が五百億円を超える場合には、五百億円にその事業の用に供した生産工程効率化等設備の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額。第六項において「基準取得価額」という。）の百分の五十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出する場合において、当該新設若しくは増設に係る特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェア若しくはその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品（産業試験研究用資産を除く。以下この項において「情報技術事業適応設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は情報技術事業適応設備を製作して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したときは、当該情報技術事業適応設備につき第一項又は前項の規定の適用を受ける場合を除き、供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）からその事業の用に供した当該情報技術事業適応設備の取得価額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該情報技術事業適応設備の取得価額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二十一条第一項に規定する産業競争力の強化に著

しく資するものとして政令で定めるものの用に供する情報技術事業適応設備については、百分の五）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5 青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合において、その支出した費用に係る繰延資産（以下この項において「事業適応繰延資産」という。）につき第二項の規定の適用を受けないときは、支出年度の所得に対する調整前法人税額から当該事業適応繰延資産の額（対象資産合計額が三百億円を超える場合には、三百億円に当該事業適応繰延資産の額が当該対象資産合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二十一条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく資するものとして政令で定めるものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る事業適応繰延資産については、百分の五）に相当する金額の合計額（以下この項において「繰延資産税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の支出年度における繰延資産税額控除限度額が、当該法人の当該支出年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該支出年度の所得に対する調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

6 青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者であるものが、当該認定の日から同日以後三年を経過する日までの間に、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率



化等設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又はその認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合において、当該生産工程効率化等設備につき第一項、第三項又は第四項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する調整前法人税額からその事業の用に供した当該生産工程効率化等設備の基準取得価額に次の各号に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項において「生産工程効率化等設備税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における生産工程効率化等設備税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（前二項の規定により当該供用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。次号において「中小企業者」という。）が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの百分の十四

二 次に掲げる生産工程効率化等設備 百分の十

イ 中小企業者が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうち前号に掲げるもの以外のもの

ロ 中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもの以外の生産工程効率化等設備 百分の五

7 青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日から令和九年三月三

十一日までの間にされた産業競争力強化法第二十一条の二十二第二項の規定に係る同法第二十一条の三十五第二項に規定する認定事業適応事業者（第十項において「認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者」という。）であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された同法第二条第十四項に規定する産業競争力基盤強化商品（第十項において「産業競争力基盤強化商品」という。）のうち同条第十四項の半導体（以下この項及び第十項において「半導体」という。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る機械その他の減価償却資産（以下この項及び第十七項において「半導体生産用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は半導体生産用資産を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したときは、当該半導体生産用資産につき第一項、第三項、第四項又は前項の規定の適用を受ける場合を除き、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）から当該認定の日以後十年を経過する日まで（同日までに同法第二十一条の二十三第二項又は第三項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の期間（以下この項において「対象期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「供用中年度」という。）の所得に対する調整前法人税額から、当該半導体生産用資産により生産された半導体が次の各号に掲げる半導体のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額と、その事業の用に供した当該半導体生産用資産及びこれとともに当該半導体を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として財務省令で定める金額に相当する金額（当該半導体生産用資産について既にこの項の規定により当該供用中年度前の各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除された金額その他政令で定める金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）とのうちいずれか少ない金額の合計額（以下この項及び第九項において「半導体税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の当該供用中年度にお

ける半導体税額控除限度額が、当該法人の当該供用中年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（前三項の規定により当該供用中年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 演算を行う半導体（以下この号において「演算半導体」という。）一万六千円（トランジスタ上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百三十一ナノメートルを超える演算半導体にあつては、一万六千円に当該演算半導体の標準的な価額の基準演算半導体（トランジスタ上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所において百三十一ナノメートル以下の演算半導体をいう。）の標準的な価額に対する割合として政令で定める割合を乗じて計算した金額）に、当該半導体生産用資産により生産された演算半導体のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたものの直径二百ミリのウェハのウェハで換算した枚数を次に掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

イ 供用日から供用日以後七年を経過する日までの期間 百分の百

ロ 供用日以後八年を経過する日の翌日から供用日以後九年を経過する日までの期間 百分の七十五

ハ 供用日以後八年を経過する日の翌日から供用日以後九年を経過する日までの期間 百分の五十

ニ 供用日以後九年を経過する日の翌日以後の期間 百分の二十五

二 前号に掲げる半導体以外の半導体（以下この号において「その他半導体」という。）四

千円（電流若しくは電圧若しくは光に関連する物理現象を電気的信号に変換し又は電気的信号を電流若しくは電圧若しくは光に関連する物理現象に変換することができるといった固有の機能を果たすその他半導体（以下この号において「パワー半導体等」という。）に

あつては、四千円に当該パワー半導体等の標準的な価額の基準半導体（パワー半導体等以外のその他半導体をいう。）の標準的な価額に対する割合として政令で定める割合を乗じて計算した金額）に、当該半導体生産用資産により生産されたその他半導体のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたものの直径二百ミリのウェハで換算した枚数を前号イからニまでに掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した枚数として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ同号イからニまでに定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

8 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（第四項から前項までの規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

9 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における半導体税額控除限度額のうち、第七項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

10 青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二

十 青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされた産業競争力強化法第二

十一条の二十二第一項の認定に係る認定産業競争力基盤強化商品生産販売事業者であるものが、その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品（半導体を除く。以下この項において「特定産業競争力基盤強化商品」という。）の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る機械その他の減価償却資産（以下この項及び第十七項において「特定商品生産用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定商品生産用資産を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用に供したときは、当該特定商品生産用資産につき第一項、第三項、第四項、第六項又は第七項の規定の適用を受ける場合を除き、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）から当該認定の日以後十年を経過する日まで（同日までに同法第二十一条の二十三第二項又は第三項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の期間（以下この項において「対象期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「供用中年度」という。）の所得に対する調整前法人税額から、当該特定商品生産用資産により生産された特定産業競争力基盤強化商品が次の各号に掲げる商品のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額と、その事業の用に供した当該特定商品生産用資産及びこれとともに当該特定産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に対して投資した金額の合計額として財務省令で定める金額に相当する金額（当該特定商品生産用資産について既にこの項の規定により当該供用中年度前の各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除された金額その他政令で定める金額がある場合には、これらの金額を控除した残額）とのうちいずれか少ない金額の合計額（以下この項及び第十二項において「特定商品税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の当該供用中年度における特定商品税額控除限度額が、当該法人の当該供用中年度の所得に対する調整前法人税額の百分の四十に相当する金額（第四項から第八項までの規定により当

該供用中年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の四十に相当する金額を限度とする。

一 産業競争力強化法第二十四条に規定する自動車（以下この号において「自動車」という。）二十万円（内燃機関を有しないもの（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する軽自動車を除く。）にあつては、四十万円）に、当該特定商品生産用資産により生産された自動車のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたものの台数を次に掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した台数として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

イ 供用日から供用日以後七年を経過する日までの期間 百分の百

ロ 供用日以後七年を経過する日の翌日から供用日以後八年を経過する日までの期間 百分の七十五

ハ 供用日以後八年を経過する日の翌日から供用日以後九年を経過する日までの期間 百分の五十

ニ 供用日以後九年を経過する日の翌日以後の期間 百分の二十五

二 産業競争力強化法第二十四条の鉄鋼（以下この号において「鉄鋼」という。）二万円に、当該特定商品生産用資産により生産された鉄鋼のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたもののトンで表した重量を前号イからニまでに掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ同号イからニまでに定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

三 産業競争力強化法第二十四条に規定する基礎化学品（以下この号において「基礎化学品」という。）五万円に、当該特定商品生産用資産により生産された基礎化学品のうち

当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたもののトンで表した重量を第一号イからニまでに掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ同号イからニまでに定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

四 産業競争力強化法第二十一条の燃料（以下この号において「燃料」という。）三十万円に、当該特定商品生産用資産により生産された燃料のうち当該供用中年度（当該供用中年度が対象期間の末日を含む事業年度である場合には、当該末日以前の期間に限る。）において販売されたもののリットルで表した体積を第一号イからニまでに掲げるその販売された日の属する期間ごとに区分した数値として財務省令で定めるところにより証明がされた数にそれぞれ同号イからニまでに定める割合を乗じて計算した数の合計を乗じて計算した金額

青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の四十に相当する金額（第四項から第八項まで及び前項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の四十に相当する金額を限度とする。

前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）における特定商品税額控除限度額のうち、第十項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

第一項及び第三項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備については、適用しない。

第十四 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等に第一項に規定する情報技術事業適応設備、第二項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十五 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一 第一項及び第四項の規定 令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の三十五第一項に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二 第二項及び第五項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

三 第三項及び第六項の規定 令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたもの

第十四 第四項から第六項までの規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。これらの規定による控除の対象となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応繰延資産の額又は生産工程効率化等設備の取得価額、控除を

第一項及び第三項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備については、適用しない。

第十四 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等に第一項に規定する情報技術事業適応設備、第二項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十五 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一 第一項及び第四項の規定 令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の三十五第一項に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二 第二項及び第五項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

三 第三項及び第六項の規定 令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたもの

第一項及び第三項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備については、適用しない。

第十四 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等に第一項に規定する情報技術事業適応設備、第二項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十五 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一 第一項及び第四項の規定 令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の三十五第一項に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二 第二項及び第五項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

三 第三項及び第六項の規定 令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたもの

第一項及び第三項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備については、適用しない。

第十四 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等に第一項に規定する情報技術事業適応設備、第二項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十五 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一 第一項及び第四項の規定 令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の三十五第一項に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二 第二項及び第五項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

三 第三項及び第六項の規定 令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたもの

第一項及び第三項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した第一項に規定する情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備については、適用しない。

第十四 第一項から第三項までの規定は、確定申告書等に第一項に規定する情報技術事業適応設備、第二項に規定する事業適応繰延資産又は生産工程効率化等設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第十五 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める資産については、適用しない。

一 第一項及び第四項の規定 令和五年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた同法第二十一条の二十三第二項に規定する認定事業適応計画（同日以後に同条第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に従つて実施される同法第二十一条の三十五第一項に規定する情報技術事業適応（次号において「旧情報技術事業適応」という。）の用に供する第一項及び第四項に規定する情報技術事業適応設備で同日以後に取得又は製作をされたもの

二 第二項及び第五項の規定 旧情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用で令和五年四月一日以後に支出されたものに係る繰延資産

三 第三項及び第六項の規定 令和六年四月一日前に産業競争力強化法第二十一条の二十二第一項の認定の申請がされた認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（同日以後に同法第二十一条の二十三第一項の規定による変更の認定の申請がされた場合において、その変更の認定があつたときは、その変更後のものを除く。）に記載された生産工程効率化等設備で同日以後に取得又は製作若しくは建設をされたもの

受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第四項から第六項までの規定により控除される金額の計算の基礎となる第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応設備の額又は生産工程効率化等設備の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された第四項に規定する情報技術事業適応設備の取得価額、第五項に規定する事業適応設備の額又は生産工程効率化等設備の取得価額を限度とする。

17 第七項及び第十項の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。これらの規定による控除の対象となる半導体生産用資産又は特定商品生産用資産に係る第七項各号又は第十項各号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類（次項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合は、当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類を含む。）の添付がある場合に限り、適用する。

18 第七項及び第十項の規定は、法人の次に掲げる要件のいずれにも該当しない事業年度（当該事業年度が第四十二条の十二の第五項第一号に規定する設立事業年度（次項において「設立事業年度」という。）及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて、当該事業年度の所得の金額が当該事業年度の前事業年度の所得の金額以下である場合と）政令で定める場合における当該事業年度を除く。について適用しない。

一 当該法人の第四十二条の十二の第五項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額（第二十三項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第五項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第二十三項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一以上であること。  
二 イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の四十に相当する金額を超えること。

イ 当該法人が当該事業年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該事業年度終了の日において有するもの取得価額の合計額  
ロ 当該法人がその有する減価償却資産につき当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てた方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含む。法人税法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額

19 前項に規定する合併等事業年度とは、同項の法人が、合併、分割若しくは現物出資（分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限る。以下この項において「合併等」という。）に係る合併法人、分割法人若しくは分割承継法人若しくは現物出資法人若しくは被現物出資法人であり、事業の譲渡若しくは譲受け（以下この項において「譲渡等」という。）に係る当該事業の移転をした法人若しくは当該事業の譲受けをした法人であり、又は特別の法律に基づく承継に係る被承継法人若しくは承継法人である場合その他政令で定める場合における当該合併等の日、当該譲渡等の日又は当該承継の日を含む事業年度その他政令で定める日を含む事業年度（当該法人の設立事業年度を除く。）をいう。

20 第八項及び第十一項の規定は、第七項又は第十項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第八項又は第十一項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となるこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

21 第四十二条の四第二十二項及び第二十三項の規定は、第四項から第八項まで、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第一項、第四項、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四十二条の十二の七第四項から第八項まで、第十項及び第十一項」と読み替えるものとする。

22 第十項又は第十一項の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用については、同法第六条第一項第一号中「まで」とあるのは、「まで並びに租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十二条の十二の七第十項及び第十一項」と、同項第二号イ及びロ中「の規定を」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十二条の十二の七第十項及び第十一項の規定を」とする。

23 第十三項から前項までに定めるもののほか、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における第十八項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第十二項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
（法人税の額から控除される特別控除額の特例）  
第四十二条の十三 法人が一の事業年度において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定（第四号に掲げる規定を除く。）による税額控除可能額（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の百分の九十に相当する金額（第四号に掲げる規定の適用を受けようとする場合には、当該調整前法人税額から同号に定める金額を控除した金額の百分の九十に相当する金額）を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、その超える部分の金額（以下この条において「調整前法人税額超過額」という。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除しない。この場合において、当該調整前法人税額超過額は、次の各号に定める金額のうち

ち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。  
一 第四十二条の四第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
二 第四十二条の四第四項の規定 同項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
三 第四十二条の四第七項の規定 同項に規定する特別研究税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
四 第四十二条の四第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定 同条第十三項に規定する計算した金額に相当する金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
五 第四十二条の六第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
六 第四十二条の九第一項又は第二項の規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
七 第四十二条の十第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
八 第四十二条の十一第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
九 第四十二条の十一の二第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
十 第四十二条の十一の三第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

一 第四十二項の規定は、確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。これらの規定による控除の対象となる半導体生産用資産又は特定商品生産用資産に係る第七項各号又は第十項各号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類（次項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合は、当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類を含む。）の添付がある場合に限り、適用する。

19 前項に規定する合併等事業年度とは、同項の法人が、合併、分割若しくは現物出資（分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限る。以下この項において「合併等」という。）に係る合併法人、分割法人若しくは分割承継法人若しくは現物出資法人若しくは被現物出資法人であり、事業の譲渡若しくは譲受け（以下この項において「譲渡等」という。）に係る当該事業の移転をした法人若しくは当該事業の譲受けをした法人であり、又は特別の法律に基づく承継に係る被承継法人若しくは承継法人である場合その他政令で定める場合における当該合併等の日、当該譲渡等の日又は当該承継の日を含む事業年度その他政令で定める日を含む事業年度（当該法人の設立事業年度を除く。）をいう。

20 第八項及び第十一項の規定は、第七項又は第十項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第八項又は第十一項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）にこれらの規定による控除の対象となるこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十一 第四十二条の十二第一項又は第二項の規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第二項に規定する地方事業所特別税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十二 第四十二条の十二の二第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十三 第四十二条の十二の四第二項又は第三項の規定 それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十四 第四十二条の十二の五第一項から第四項までの規定 それぞれ同条第一項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第二項に規定する特定税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第三項に規定する中小企業者等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十五 第四十二条の十二の六第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十六 前条第四項から第六項までの規定 それぞれ同条第四項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第五項に規定する繰延資産税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第六項に規定する生産工程効率化等設備税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十六の二 前条第七項、第八項、第十項又は第十一項の規定 それぞれ同条第七項に規定する半導体税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第八項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額、同条第十項に規定する特定商品税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第十一項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十七 前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額とみなした場合に適用される第四十二条の六第三項、第四十二条の九第二項、第四十二条の十二の四第三項、第四十二条の十二の五第四項又は前条第八項若しくは第十一項の規定その他これらに類する法人税の繰越税額控除に関する規定として政令で定める規定をいう。次項及び第四項において同じ。）を適用したならば、各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除することができる最終の事業年度終了の日までの期間をいう。

3 第一項の法人の同項の規定の適用を受けた事業年度（以下この項及び次項において「超過事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過事業年度における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかつた金額として、第四十二条の六第四項、第四十二条の九第三項、第四十二条の十二の四第四項、第四十二条の五第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものその

他これに類するものとして政令で定める金額に限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。 4 前項の規定は、超過事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に調整前法人税額超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる調整前法人税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 法人（第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者）に該当するものを除く。）又は同項第九号に規定する農業協同組合等を除く。第一号及び第二号において同じ。）が、平成三十四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この条において「対象年度」という。）において第一項第一号、第三号、第九号、第十五号又は第十六号に掲げる規定（以下この項及び第八項において「特定税額控除規定」という。）の適用を受けようとする場合において、当該対象年度において次に掲げる要件のいずれにも該当しないとき（当該対象年度が第四十二条の五第五項第一号に規定する設立事業年度（第一号イ（2）及び次項において「設立事業年度」という。）及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて、当該対象年度の所得の金額が当該対象年度の前事業年度の所得の金額以下である場合として政令で定める場合を除く。）は、当該特定税額控除規定は、適用しない。

イ 次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、当該法人の第四十二条の十二の五第五項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額（以下この条において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この条において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の割合が百分の一以上であること。

（1） 当該対象年度終了の時に、当該法人の資本の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合は、当該対象年度終了の時に、当該法人の常時使用する従業員の数が二千人を超える場合

（2） 当該対象年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度の所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

イ に掲げる場合以外の場合 当該法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

二 イに掲げる金額がロに掲げる金額の百分の三十（前号イ（1）及び（2）に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十）に相当する金額を超えること。

イ 当該法人が当該対象年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額

ロ 当該法人がその有する減価償却資産につき当該対象年度においてその償却費として損金経理をした金額（損金経理の方法又は当該対象年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てた方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、法人税法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額

6 前項に規定する合併等事業年度とは、同項に規定する法人が、合併、分割若しくは現物出資

計額

(分割又は現物出資にあつては、事業を移転するものに限る。以下この項において「合併等」という。)に係る合併法人、分割法人若しくは分割承継法人若しくは現物出資法人若しくは被現物出資法人であり、事業の譲渡若しくは譲受け(以下この項において「譲渡等」という。)に係る当該事業の移転をした法人若しくは当該事業の譲受けをした法人であり、又は特別の法律に基づく承継に係る被承継法人若しくは承継法人である場合その他政令で定める場合における当該合併等の日、当該譲渡等の日又は当該承継の日を含む事業年度その他政令で定める日を含む事業年度(当該法人の設立事業年度を除く。)をいう。

7 第四十二条の四第八項第三号の通算法人が同項第二号(同条第十八項において準用する場合を含む。)に規定する適用対象事業年度において第一項第一号又は第三号に掲げる規定の適用を受けようとする場合における第五項(これらの号に掲げる規定に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当する通算法人又は通算親法人である同項第九号に規定する農業協同組合等で、同条第四項に規定する適用除外事業者又は農業協同組合等に該当しないものは、第五項の適用除外事業者又は農業協同組合等に該当しないものとする。

二 通算子法人の対象年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の対象年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

三 第五項第一号イ(一)に掲げる場合は、当該通算法人若しくは当該通算法人の対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人(以下この項において「他の通算法人」という。)のいずれかが、当該対象年度終了の時に、資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が千人以上である場合又は当該通算法人若しくは他の通算法人のいずれかが、当該対象年度終了の時に常時使用する従業員の数が二千人を超える場合とする。

四 第五項第一号イ(二)に掲げる場合は、当該通算法人の対象年度が合併等事業年度(当該通算法人又は他の通算法人のいずれかが、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に

おけるそれぞれ次に定める日を含む事業年度をいう。以下この号及び第八号において同じ。)に該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度及び当該対象年度終了の日に終了する他の通算法人の対象年度(第八号において「他の対象年度」という。)の前事業年度の所得の金額の合計額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当する場合とする。

イ 分割又は現物出資(事業を移転するものに限る。イ及びロにおいて「分割等」という。)に係る分割法人又は現物出資法人である場合(当該分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。) 当該分割等の日

ロ 合併又は分割等に係る合併法人又は分割承継法人若しくは被現物出資法人である場合(当該分割等に係る分割法人又は現物出資法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。) 当該合併又は分割等の日

ハ 事業の譲渡をした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。) 当該譲渡の日

ニ 事業の譲受けをした法人である場合(当該事業の移転をした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。) 当該譲受けの日

ホ 特別の法律に基づく承継に係る被承継法人である場合(当該承継に係る承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。) 当該承継の日

ヘ 特別の法律に基づく承継に係る承継法人である場合(当該承継に係る被承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。) 当該承継の日

ト 他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合(当該他の法人の設立の日

に当該通算完全支配関係を有することとなつた場合を除く。) その有することとなつた日

チ 他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた場合、その有しないこととなつた日

五 第五項第一号イに定める要件は、当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該合計額に対する割合が百分の一以上であることとする。

六 第五項第一号ロに定める要件は、当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を超えることとする。

七 第五項第二号に掲げる要件は、当該通算法人及び他の通算法人の同号イに掲げる金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の同号ロに掲げる金額の合計額の百分の三十(同項第一号イ(一)及び(二)に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、百分の四十)に相当する金額を超えることとする。

八 第五項各号列記以外の部分に規定するいずれにも該当しない場合は、当該通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当しない場合とし、同項各号列記以外の部分に規定する政令で定める場合は、当該通算法人の対象年度及び他の対象年度の所得の金額の合計額が当該対象年度の前事業年度及び当該他の対象年度の前事業年度の所得の金額の合計額以下である場合として政令で定める場合とする。

8 第五項に規定する法人が対象年度において特定税額控除規定の適用を受ける場合(同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合に限る。)における第四十二条の四第九項(同条第十八項において準用する場合を含む。)及び第二十一項、第四十二条の十一の二第五項、第四十二条の十二の六第五項並びに前条第十六項の規定の適用については、これらの規定により添付すべき書類は、これらの規定に規定する書類及び当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類とする。

9 第四項及び前項に定めるもののほか、第一項各号に定める金額に係る同項に規定する控除可

能期間が同一となる場合の調整前法人税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合(第七項第五号及び第六号に規定する合計額が零である場合を含む。)における第五項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第三項まで又は第五項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第四十二条の十四 内国法人の次の表の各号の上欄に掲げる規定(以下この項において「税額控除規定」という。)の適用を受けた一の事業年度(当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。)後の各事業年度(以下この項において「調整事業年度」という。)終了の時に、他の通算法人(当該内国法人の当該適用事業年度終了の日(以下この項において「基準日」という。)において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの基準日に終了する事業年度(以下この項において「他の適用事業年度」という。)において生じた通算前欠損金額(法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりならないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合(その超える部分の金額(以下この項において「通算不足欠損金額」という。)のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。)又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。)に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額(以下この項において「期限後欠損金額」という。)がある場合(以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。)において、当該税額控除規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額(以下この項において「控除額」という。)のうち通算不足欠損相当税額(他の通算法人(過大申告の場合又は期

能期間が同一となる場合の調整前法人税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合(第七項第五号及び第六号に規定する合計額が零である場合を含む。)における第五項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第三項まで又は第五項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第四十二条の十四 内国法人の次の表の各号の上欄に掲げる規定(以下この項において「税額控除規定」という。)の適用を受けた一の事業年度(当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。)後の各事業年度(以下この項において「調整事業年度」という。)終了の時に、他の通算法人(当該内国法人の当該適用事業年度終了の日(以下この項において「基準日」という。)において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの基準日に終了する事業年度(以下この項において「他の適用事業年度」という。)において生じた通算前欠損金額(法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりならないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合(その超える部分の金額(以下この項において「通算不足欠損金額」という。)のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。)又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。)に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額(以下この項において「期限後欠損金額」という。)がある場合(以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。)において、当該税額控除規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額(以下この項において「控除額」という。)のうち通算不足欠損相当税額(他の通算法人(過大申告の場合又は期

能期間が同一となる場合の調整前法人税額超過額を構成することとなる当該各号に定める金額の判定、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額が零である場合(第七項第五号及び第六号に規定する合計額が零である場合を含む。)における第五項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判定その他第一項から第三項まで又は第五項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)

第四十二条の十四 内国法人の次の表の各号の上欄に掲げる規定(以下この項において「税額控除規定」という。)の適用を受けた一の事業年度(当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。)後の各事業年度(以下この項において「調整事業年度」という。)終了の時に、他の通算法人(当該内国法人の当該適用事業年度終了の日(以下この項において「基準日」という。)において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの基準日に終了する事業年度(以下この項において「他の適用事業年度」という。)において生じた通算前欠損金額(法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定によりならないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合(その超える部分の金額(以下この項において「通算不足欠損金額」という。)のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。)又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。)に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額(以下この項において「期限後欠損金額」という。)がある場合(以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。)において、当該税額控除規定により当該適用事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額(以下この項において「控除額」という。)のうち通算不足欠損相当税額(他の通算法人(過大申告の場合又は期

限後欠損金額の場合に係るものに限る。)に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合(当該他の通算法人につき同法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。)を乗じて計算した金額を当該内国法人の当該適用事業年度の所得の金額とみなして当該所得の金額につき同法第六十六条の規定並びに第六十七条の二及び第六十八条の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額をいう。)に当該各号の欄に掲げる割合を乗じて計算した金額から税額控除額(当該控除額が当該適用事業年度の当該各号の欄に掲げる金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。)を控除した金額(当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額(第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。)から当該通算不足欠損相当税額を控除した金額を当該適用事業年度の所得に対する調整前法人税額とみなして前条第一項及び同項各号に掲げる規定を適用した場合に同項の規定により当該調整前法人税額から控除しないこととなる同項に規定する調整前法人税額超過額があるときは、当該控除額のうち当該調整前法人税額超過額を構成することとなる部分に相当する(以下この項において「個別要加算調整額」という。)(当該控除額のうち当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項又は第四項の規定により加算された金額がある場合には、当該個別要加算調整額から当該加算された金額の合計額を控除した金額)の合計額(以下この項において「要加算調整額」という。)があるときは、当該調整事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十九項(同条第二十三項又は第二十四項において準用する場合を含む。)(第四十二条の四第八項第六号及び第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)(第四項、第六十七條の二第二項並びに第六十八條第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該要加算調整額を加算した金額とする。)

一 第四十二条の六第二項の規定若しくは同条第三項の規定又は第四十二条の十二の四第二項の規定若しくは同条第三項の規定	百分の二十に相当する金額	第四十二条の六第二項に規定する百分の二十に相当する金額
二 第四十二条の九第一項の規定又は同条第二項の規定	百分の二十に相当する金額	同条第一項に規定する百分の二十に相当する金額
三 第四十二条の十第二項の規定	百分の二十に相当する金額	同項に規定する百分の二十に相当する金額
四 第四十二条の十一第二項の規定	百分の二十に相当する金額	同項に規定する百分の二十に相当する金額
五 第四十二条の十一の二第二項の規定	百分の二十に相当する金額	同項に規定する百分の二十に相当する金額
六 第四十二条の十一の三第二項若しくは第四十二条の十二第二項の規定又は同条第二項の規定	百分の二十に相当する金額	第四十二条の十一の三第二項又は第四十二条の十二第二項に規定する百分の二十に相当する金額
七 第四十二条の十二の二第一項の規定	百分の五に相当する金額	同項に規定する百分の五に相当する金額
八 第四十二条の十二の五第一項から第三項までの規定又は同条第四項の規定	百分の二十に相当する金額	同条第一項から第三項までに規定する百分の二十に相当する金額
九 第四十二条の十二の六第二項の規定	百分の二十に相当する金額	同項に規定する百分の二十に相当する金額
十 第四十二条の十二の七第四項の規定、同条第五項の規定、同条第六項の規定、同条第七項の規定又は同条第八項の規定	百分の二十に相当する金額	同条第四項に規定する百分の二十に相当する金額

11 第四十二条の十二の七第十項の規定又は同条第十一項の規定 百分の四十に相当する金額(前号の上欄に掲げる規定に係る個別要加算調整額がある場合には、当該個別要加算調整額を加算した金額)

2 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項の他の通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額(当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

3 第一項の場合において、同項に規定する適用事業年度について法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度に係る第一項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用しない。

4 通算法人(通算法人であった法人を含む。以下この項において同じ。)について、法人税法第六十四条の十第五項の規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失う場合において、当該通算法人がその効力を失う日(以下この項において「失効日」という。)の前五年以内に開始した各事業年度(当該承認の効力が生じた日以前に終了した事業年度を除く。)において特別税額控除規定(第四十二条の六第二項若しくは第三項、第四十二条の九第一項若しくは第二項、第四十二条の十二の四第二項若しくは第三項、第四十二条の十二の五第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二の七第七項、第八項、第十項若しくは第十一項の規定をいう。以下この項において同じ。)の適用を受けたときは、当該通算法人の失効日の前日(当該前日)が当該通算法人に係る通算親法人の事業

年度終了の日であるときは、当該失効日)を含む事業年度(以下この項において「失効事業年度」という。)の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに第六十九条第十九項(同条第二十三項又は第二十四項において準用する場合を含む。)の規定、第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、特別税額控除規定により当該各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額(当該失効事業年度前の各事業年度において第一項の規定の適用があつた場合には、当該各事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額を控除した金額)に相当する金額を加算した金額とする。

5 第一項又は前項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条及び第六十九条並びに地方税法の規定の適用については、法人税法第六十七条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十九項(外国税額の控除)(同条第二十三項において準用する場合を含む。)(第三項において同じ。)」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十九項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項」と、同法第六十九条第十九項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項(通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額)と、地方税法第六十六条第一項第一号中「まで」とあるのは「まで並びに租税特別措置法第四十二条の十四第一項及び第四項(同法第四十二条の十二の七第十項及び第十一項に係る部分に限る。)」とする。

6 第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(第二節を除く。)の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は同項に規定する期間(通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間)を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同節(第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。)の規定及び第一項又は第四項の規定を適

用するものとした場合に計算される法人税の額とし、同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は同項第一号に掲げる所得の金額につき同額の規定及び第一項又は第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

7 前二項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方税法の規定の適用に関する事項その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(特定船舶の特別償却)

第四十三条 青色申告書を提出する法人で政令で定める海上運送業(以下この項において「特定海上運送業」という。)を営むものが、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶のうち次の各号に掲げるもの(以下この条において「特定船舶」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定船舶を製作して、これを当該法人の特定海上運送業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した場合特定船舶をその用に供した場合又は政令で定める法人以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定船舶の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定船舶の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定船舶の取得価額に当該各号に掲げる船舶の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

一 その法人の海上運送法第三十九条の五に規定する認定外船舶確保等計画(以下この号及び次号において「認定外船舶確保等計画」という。)に記載された同法第三十九条の二第二項第二号に規定する特定外航船舶(以下この号及び次号において「特定外航船舶」という。)のうち当該認定外船舶確保等計画に従って取得し、又は製作された本邦対外船舶運航事業用船舶(同法第三十九条第二項第三号に規定する本邦対外船舶運航事業者等の営む同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業の用に供するための特定外航船舶をいう。)であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたもの

のに該当する外航船舶(本邦と外国との間又は外国と外国との間を往來する船舶をいう。以下この項において同じ。) 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれかに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合  
イ その法人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画(先進船舶(同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。)の導入に関するものに限る。)に記載された先進船舶(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。次号イ及び第三号イにおいて「認定先進船舶」という。) 百分の三十(日本船舶(船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。)に該当するものについては、百分の三十一)  
ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十  
七(日本船舶に該当するものについては、百分の二十九)

二 特定外航船舶のうちその特定外航船舶に係る認定外船舶確保等計画に従って取得し、又は製作されたものにより証明がされたものに該当する外航船舶(前号に掲げる船舶を除く。) 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれかに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合  
イ 特定先進船舶 百分の二十八(日本船舶に該当するものについては、百分の三十)  
ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の二十  
五(日本船舶に該当するものについては、百分の二十七)

三 前二号に掲げる船舶以外の外航船舶 当該外航船舶が次に掲げる船舶のいずれかに該当するかに応じそれぞれ次に定める割合  
イ 特定先進船舶 百分の十八(日本船舶に該当するものについては、百分の二十)  
ロ イに掲げる船舶以外の船舶 百分の十五(日本船舶に該当するものについては、百分の十七)

四 外航船舶以外の船舶 百分の十六(環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十八)  
前項の規定は、確定申告書等に特定船舶の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

2  
一 建物又は構築物 百分の十五(当該特定非常災害(発災後三年経過日以後建設された建築物)の増築部分を除く。以下この表において「発災後三年経過日」という。)以後に取得した建築物の増築部分については、百分の十二

二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの 百分の三十(発災後三年経過日以後に取得又は製作をしたものについては、百分の二十)

三 第一項の規定は、確定申告書等に被災代替資産等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合は、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

三 第一項の規定は、確定申告書等に被災代替資産等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合は、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があった場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

(被災代替資産等の特別償却)  
第四十三条之二 法人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害(以下この項において「特定非常災害」という。)に係る同条第一項の特定非常災害発生日(以下この項において「特定非常災害発生日」という。)から当該特定非常災害発生日の翌日以後五年を経過する日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で当該特定非常災害に基因して当該法人の事業の用に供することができる建物(その附属設備を含む。以下この項において同じ。)、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をして、これを当該法人の事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した場合(所有権移転外リース取引により取得した場合を除く。))又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域(当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなつた建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されている土地の区域をいう。)及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該法人の事業の用に(機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した場合を除く。))には、その用に供した日を含む事業年度のこれらの減価償却資産(以下この項及び第三項において「被災代替資産等」という。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該被災代替資産等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該被災代替資産等の取得価額に同表の各号の上欄に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号の中欄に掲げる割合(当該法人が中小企業者等である場合には、当該各号の下欄に掲げる割合)を乗じて計算した金額をいう。)との合計額とする。

資産	割合	割合
一 建物又は構築物	百分の十五(当該特定非常災害(発災後三年経過日以後建設された建築物)の増築部分を除く。以下この表において「発災後三年経過日」という。)以後に取得した建築物の増築部分については、百分の十二	百分の十八
二 機械及び装置でその製作の後事業の用に供されたことのないもの	百分の三十(発災後三年経過日以後に取得又は製作をしたものについては、百分の二十)	百分の三十

2 前項に規定する中小企業者等とは、第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者(以下この項において「適用除外事業者」という。))に該当するもの(通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合)には、当該通算法人である法人を含む(を除外。))又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等をいう。

3 第一項の規定は、確定申告書等に被災代替資産等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合は、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第四十四条 青色申告書を提出する法人が、関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第五条第二項に規定する建設計画の同意の日から令和七年三月三十一日までの間に、同法第二条第四項に規定する文化学術研

究都市の文化学術研究施設の特別償却

用施設のうち政令で定める要件を満たす研究所の施設の新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（機械及び装置にあつては、政令で定める規模のものに限る。以下この項において「研究施設」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は研究施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該研究施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該研究施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該研究施設の取得価額の百分の十二（建物及びその附属設備については、百分の六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

**（特定事業継続力強化設備等の特別償却）**

第四十二条の二 青色申告書を提出する法人で第四十四条の四 青色申告書を提出する法人で事業者（同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通常適用除外事業者）に該当するものを除く。）又はこれに準ずるものとして政令で定める法人であるものうち中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第五十六条第一項又は第五十八条第一項の規定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するもの（以下この項において「特定中小企業者等」という。）が、その認定を受けた日から同日以後一年を経過する日までの間に、その認定に係る同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画（同法第五十七条第一項の規定による変更の認定又は同法第五十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画等」という。）に係る事業継続力強化設備等（同法第五十六条第二項第二号に規定する事業継続力

強化設備等をいう。）として当該認定事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備（機械及び装置並びに器具及び備品の部分について行う改良又は機械及び装置並びに器具及び備品の移転のための工事の施行に伴つて取得し、又は製作するものを含む。政令で定める規模のものに限る。以下この項及び次項において「特定事業継続力強化設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定事業継続力強化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定中小企業者等の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定事業継続力強化設備等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定事業継続力強化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業継続力強化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業継続力強化設備等の取得価額の百分の十八（令和七年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をした当該特定事業継続力強化設備等については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 前項の規定は、特定事業継続力強化設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた法人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合した特定事業継続力強化設備等については、適用しない。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

**（共同利用施設の特別償却）**

第四十四条の三 青色申告書を提出する法人で、生活衛生同業組合（出資組合であるものに限る。）又は生活衛生同業小組合であるものが、平成三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第五十六条の三第一項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「共同利用施設」という。）でその製

作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は共同利用施設を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該共同利用施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該共同利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共同利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該共同利用施設の取得価額の百分の六に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

**（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）**

第四十四条の四 青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるものが、同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業活動用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該環境負荷低減事業活動用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

る法律第二十條第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第十九条第四項に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

2 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十二條第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

2 青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第三号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該基盤確立事業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該基盤確立事業用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）**

第四十四条の五 青色申告書を提出する法人で農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第八条第三項に規定す



る認定生産方式革新事業者であるものが、同法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に、当該認定生産方式革新事業者として行う同法第二条第三項に規定する生産方式革新事業活動（同法第七条第三項に規定する措置を含む。）の用に供するための次に掲げる機械その他の減価償却資産（以下この項において「生産方式革新事業活動用資産等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は生産方式革新事業活動用資産等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の当該生産方式革新事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した場合）当該生産方式革新事業活動用資産等を用いて当該事業年度の当該生産方式革新事業活動用資産等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該生産方式革新事業活動用資産等の普通償却限度額と特別償却限度額（次の各号に掲げる生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）との合計額とする。

一 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律第八條第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に記載された同法第七條第四項第二号に規定する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するものとして政令で定めるもの。その取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額

二 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律第八條第三項に規定する認定生産方式革新実施計画に記載された同法第七條第四項第二号に規定する設備等を構成する機械及び装置のうち、当該認定生産方式革新実施計画が行う同法第二条第三項に規定する農業者等が行う同法に規定する生産方式革新事業活動の促進に特に資するものとして政令で定めるもの。その取得価額の百分の二十五に相当する金額

第四十三條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

2  
（特定地域における工業用機械等の特別償却）  
第四十五條 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの

が、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、当該各号の第二欄に掲げる区域内において当該各号の第三欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第四欄に掲げる減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（同項第一号に掲げるものに限る。）にあつては当該法人の第四十二條の十二の六第一項に規定する認定導入計画に記載された同項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備に限るものとし、同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該区域内において当該法人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものは、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第五欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。）	認定する事業	区域	事業	資産	割合
一 沖繩、振興特別区域、特別区域、措置、法第三十條、三六條に規定するもの	製造業、その他業、及び器具、及び建物	機械及び装置、及び器具、及び建物	製造業、その他業、及び器具、及び建物	機械及び装置、及び器具、及び建物	百分の三十四
二 沖繩、振興特別区域、特別区域、措置、法第三十條、三六條に規定するもの	製造業、その他業、及び器具、及び建物	機械及び装置、及び器具、及び建物	製造業、その他業、及び器具、及び建物	機械及び装置、及び器具、及び建物	百分の三十四

認定する事業	区域	事業	資産	割合
認定する事業	区域	事業	資産	割合
認定する事業	区域	事業	資産	割合

2  
青色申告書を提出する法人が、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、沖繩振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域内において旅館業のうち政令で定める事業（以下この項において「旅館業」という。）の用に供する設備で政令で定める規模のもの取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）以下第四項までにおいて同じ。）を含む場合（政令で定める中小規模法人（第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。次項において「中小規模法人」という。）以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。）において、その取得等をした設備を当該地域内において当該法人の旅館業の用に供したとき（当該地域の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該設備を構成するもののうち政令で定める建物及びその附属設備（前項の規定の適用を受けるもの及び所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「旅館業用建物等」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該旅館業用建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該旅館業用建物等の取得価額（一の生産等設備を構成するもの取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該旅館業用建物等の取得価額の合計額を構成する旅館業用建物等の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3  
青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から令和七年三月三十一日まで（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和九年三月三十一日まで）の期間のうち政令で定める期間内に、同表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合（中小規模

<p>業の振興のための取組が</p>	<p>して政令で定める地区</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>

法人以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。において、その取得等をした設備（前二項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）を当該地区内において当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該設備を構成するものうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（同項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>

積極的に促進されるものとして政令で定める地区（前号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）

三 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区（第一号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）

4 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定の適用を受けている産業振興機械等の移転を受け、これを当該法人の同項の表の各号の中欄に掲げる事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合に、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内であるが、法人自らがその用に供している期間とする。

5 第四十三条第二項の規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。

6 前項に定めるもののほか、第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の二 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、医療用の機械及び装置並びに器具及び備品（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの若しくは先進的なものとし

<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>

て政令で定めるもの（以下この項において「医療用機器」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は医療用機器を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該医療用機器の普通償却限度額と特別償却限度額（当該医療用機器の取得価額の百分の十二に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、器具及び備品（医療用の機械及び装置を含む。）並びにソフトウェア（政令で定める規模のものに限る。）のうち、医療法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制の確保に必要な医師その他の医療従事者の勤務時間の短縮その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるために必要なものとして政令で定めるもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「勤務時間短縮用設備等」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は勤務時間短縮用設備等を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該勤務時間短縮用設備等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該勤務時間短縮用設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該勤務時間短縮用設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該勤務時間短縮用設備等の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に係る同法第三十条の十四第一項に規定する構想区域等（以下この項において「構想区域等」という。）内において、病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち当該構想区域等に係る同条第一項の協議の場における協議に基づく病床の機能（同法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能

<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>
<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>	<p>業の振興のための取組が</p>

をいう。）の分化及び連携の推進に係るものとして政令で定めるもの（以下この項において「構想適合病院用建物等」という。）の取得等（取得又は建設をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をして、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該構想適合病院用建物等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該構想適合病院用建物等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該構想適合病院用建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該構想適合病院用建物等の取得価額の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 第四十三条第二項の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六条 青色申告書を提出する法人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十九号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、当該法人の認定輸出事業計画（同条第二項に規定する認定輸出事業計画をいう。）に記載された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十七条第三項に規定する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農林水産物若しくは同条第二項に規定する食品の生産、製造、加工若しくは流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして政令で定めるもの（開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものを除く。以下この項及び次項において「輸出事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の輸出事業（同法第三十七条第一項に規定する輸出事業をいう。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該輸出事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下

この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度（当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に限る。）の当該輸出事業用資産の償却限度額は、供用日以後五年以内（当該認定輸出事業計画について同法第三十八條第二項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間。次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一條第一項又は第二項の規定（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同條の規定を含む。）にかかわらず、当該輸出事業用資産の普通償却限度額（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同條第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同條第一項に規定する特別償却不足額又は同條第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併（法人を設立するものを除く。）により前項の規定の適用を受けている輸出事業用資産の移転を受け、これを当該法人の輸出事業の用に供した場合に、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該輸出事業用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該法人の輸出事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3 第四十三條第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第四十七條 青色申告書の提出する法人が、昭和六十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、特定都市再生建築物で新築されたもの**を取得し、又は特定都市再生建築物を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合

（所有権移転外リース取引により取得した当該特定都市再生建築物をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定都市再生建築物の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一條第一項又は第二項の規定（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同條の規定を含む。）にかかわらず、当該特定都市再生建築物の普通償却限度額（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同條第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十五（第三項第一号に掲げる地域内において整備される建築物に係るものについては、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同條第一項に規定する特別償却不足額又は同條第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定の適用を受けている特定都市再生建築物の移転を受け、これを当該法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該特定都市再生建築物をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該特定都市再生建築物を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3 前二項に規定する特定都市再生建築物とは、次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法第二十五條に規定する認定計画（第一号に掲げる地域については同法第十九條の第二十一項の規定により公表された同法第十九條の十第一項に規定する整備計画及び国家戦略特別区域法第二十五條第一項の認定を受けた同項に規定する国家戦略民間都市再生事業を定めた同項の区

域計画を、第二号に掲げる地域については当該区域計画を、それぞれ含む。）に基づいて行われる都市再生特別措置法第二十条第一項に規定する都市再生事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるものに係る建物及びその附属設備をいう。

一 都市再生特別措置法第二條第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

二 都市再生特別措置法第二條第三項に規定する都市再生緊急整備地域（前号に掲げる地域に該当するものを除く。）

4 第四十三條第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第四十八條 青色申告書を提出する法人で特定総合効率化計画（物資の流通の効率化に関する法律第六條第一項に規定する総合効率化計画のうち同條第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下この項において同じ。）について同條第一項の認定を受けたものが、昭和四十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの（その認定に係る特定総合効率化計画（同法第七條第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に記載された同法第四條第三号に規定する特定流通業務施設（以下この項において「特定流通業務施設」という。）であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該法人の倉庫業法第二條第二項に規定する倉庫業（次項において「倉庫業」という。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度（当該倉庫用建物等が物資の流通の効率化に関する法律第四條第二号に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして政令で定める要件を満たす特定流通業務施設であること**

につき財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に限る。）の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一條第一項又は第二項の規定（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同條の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同條第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二條の二の規定の適用を受ける場合には、同條第一項に規定する特別償却不足額又は同條第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により前項の規定の適用を受けている倉庫用建物等の移転を受け、これを当該法人の倉庫業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該倉庫用建物等を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該法人の倉庫業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3 第四十三條第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第四十九條から第五十二條まで 削除**  
（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

**第五十二條の二** 法人の有する減価償却資産又は繰延資産で、第四十二條の六第一項、第四十二條の十一の二第一項、第四十二條の十一の三第一項、第四十二條の十二の四第一項、第四十二條の十二の六第一項、第四十二條の十二の七第一項から第三項まで若しくは第四十三條から第四十八條までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたものにつき当該事業

年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

2 前項に規定する特別償却不足額とは、当該事業年度開始の前一年以内を開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合の各事業年度に限る。）において生じた特別償却に関する規定に規定する減価償却資産又は繰延資産（以下この条及び次条において「特別償却対象資産」という。）の特別償却限度額に不足額（当該法人の当該各事業年度における当該特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額が当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定により計算される償却限度額（第四十五条第三項その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却限度額に達するまでの金額をいう。次項において同じ。）のうち、当該事業年度前の当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額以外の金額をいう。この場合において、特別償却対象資産が第四十三条の二の規定の適用を受けた減価償却資産であるときは、青色申告書以外の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書は、青色申告書とみなす。

3 第一項の規定は、特別償却対象資産の特別償却限度額に係る不足額が生じた事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの各事業年度の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書及び同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項に規定する減価償却資産又は繰延資産の償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

4 法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（次項において「適格合併等」という。）により特別償却対象資産の移転を受けた場合において、当該特別償却対象資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額があるときは、当該特別償却対象資産に係る当該事業年度の償却限度額

は、法人税法第三十一条第一項若しくは第二項又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、当該特別償却対象資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該特別償却対象資産に係る合併等特別償却不足額を加算した金額とする。

5 前項に規定する合併等特別償却不足額とは、適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度における特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額（当該特別償却対象資産の額に算入された金額）が当該特別償却対象資産の第一項に規定する特別償却に関する規定により計算される償却限度額（第四十五条第三項その他の政令で定める割増償却に関する規定の適用を受ける場合には、当該割増償却に関する規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該特別償却対象資産の特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額をいう。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却対象資産の償却限度額及び同項に規定する合併等特別償却不足額に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

7 第三項及び前項に定めるもののほか、第一項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第五十二条の三（準備金方式による特別償却）**

法人で前条第一項に規定する特別償却に関する規定（以下この項及び第十一項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けることができるものが、その適用を受けようとする事業年度において、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、各特別償却対象資産別に各特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を損金経

理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合において、法人が、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出をしている場合に限る。以下この項及び第十二項において「積立適用後年度」という。）において、各特別償却対象資産別にその満たない金額（その満たない金額のうちこの項の規定により既に損金の額に算入された金額（以下この項において「算入済金額」という。）があるときは、当該算入済金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該積立適用後年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該積立適用後年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項及び第六項において「適格合併等」という。）により移転を受けた特別償却対象資産について、当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却準備金積立不足額（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度において第一項又は第十一項の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定の特別償却限度額に満たない場合のその満たない金額をいう。）がある場合において、各特別償却対象資産別に当該合併等特別償却準備金積立不足額以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該積立適用後年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4 法人が第一項及び第二項又は第一項及び前項の規定の適用を受ける事業年度において、これらの規定に規定する方法により特別償却準備金として積み立てた金額が第四十五条第三項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第一項の規定による積立があつたものとみなす。

4 法人が第一項及び第二項又は第一項及び前項の規定の適用を受ける事業年度において、これらの規定に規定する方法により特別償却準備金として積み立てた金額が第四十五条第三項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第一項の規定による積立があつたものとみなす。

5 第一項から第三項までの規定の適用を受けた法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額（その日までに次項の規定により損金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により損金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該特別償却準備金の金額については、その積み立てられた事業年度（以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）の項及び次項において「積立事業年度」という。）の項及び次項において「積立事業年度別に区分した各金額ごと」に、当該区分した金額の積み立てられた積立事業年度の所得の金額の計算上第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを八十四（特別償却対象資産の法人税法の規定により定められている耐用年数（繰延資産にあつては、その繰延資産に係る支出の効果の及ぶ期間の月数を十二で除した数。以下この項において「耐用年数等」という。）が十年未満である場合には、六十と当該耐用年数等に十二を乗じて得た数とのいずれか少ない数）で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けた法人が次の各号に掲げる場合（適格合併等により特別償却対象資産を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合は、その各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日又は法人税法

は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（残余財産の全部の分配に限る。第二号において「現物分配」という。）に係る当該残余財産の確定の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する特別償却準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その有しなくなつた日における当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額

二 合併又は現物分配により合併法人又は被現物分配法人に特別償却対象資産を移転した場合、その合併の直前又は当該現物分配に係る残余財産の確定の時に係る当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額

三 前項及び前二号の場合以外の場合において特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

7 第五項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。

9 第二項の規定は、第一項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書に第二項に規定する満たない金額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載及びその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。

10 第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する

申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書及び同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額の計算に関する明細書の添付がある場合限り、適用する。

11 法人で特別償却に関する規定の適用を受けることができるものが、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この条において「適格分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（次項において「分割承継法人等」という。）に特別償却対象資産を移転する場合において、当該特別償却に関する規定の適用を受けること代えて、当該適格分割等の直前の時を当該事業年度終了の時として各特別償却対象資産別に当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

12 第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合で、かつ、法人が、積立適用後年度において、適格分割等により分割承継法人等に特別償却対象資産を移転する場合は、当該適格分割等の直前の時を当該積立適用後年度終了の時として各特別償却対象資産別にその満たない金額（その満たない金額のうち第二項の規定により既に損金の額に算入された金額（以下この項において「算入済金額」という。）があるときは、当該算入済金額を控除した金額）以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該積立適用後年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

13 法人が前二項の規定の適用を受ける事業年度において、特別償却準備金として積み立てた金額が第四十五条第三項その他の政令で定める割増償却に関する規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうち当該割増償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第十一項の規定による積み立てがあつたものとみなす。

14 第十一項及び第十二項の規定は、これらの規定に規定する法人が適格分割等の日以後二月以内にこれらの規定の特別償却準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納

15 第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている法人が適格合併により合併法人に特別償却対象資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別償却準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の特別償却準備金の金額とみなす。

16 前項の合併法人のその適格合併の日を含む事業年度に係る第五項の規定の適用については、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、前項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

17 第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合には、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特別償却準備金の金額とみなす。

18 前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

19 第十七項の分割承継法人のその適格分割の日を含む事業年度に係る第五項の規定の適用については、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、第十七項の規定により当該分

割承継法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人でないときは、当該分割承継法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

20 第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合には、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特別償却準備金の金額とみなす。

21 前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている法人のその適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物出資の日までの期間の月数」とする。

22 第二十項の被現物出資法人のその適格現物出資の日を含む事業年度に係る第五項の規定の適用については、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、第二十項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が当該適格現物出資により設立された法人でないときは、当該被現物出資法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

23 第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金を積み立てている法人が適格現物分配により被現物分配法人に当該特別償

割承継法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該適格分割により設立された法人でないときは、当該適格分割により設立された法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

24 第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金を積み立てている法人が適格現物分配により被現物分配法人に当該特別償

割承継法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該適格分割により設立された法人でないときは、当該適格分割により設立された法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

25 第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金を積み立てている法人が適格現物分配により被現物分配法人に当該特別償

却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合には、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額は、当該被現物分配法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物分配法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該被現物分配法人がその適格現物分配の日において有する第一項の特別償却準備金の金額とみなす。

24 前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている法人のその適格現物分配の日を含む事業年度(同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。)については、当該適格現物分配の日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物分配の日の前日までの期間の月数」とする。

25 第二十三項の被現物分配法人のその適格現物分配の日を含む事業年度に係る第五項の規定の適用については、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、第二十三項の規定により当該被現物分配法人が有するものとみなされ、当該特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物分配法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

26 特別償却対象資産がその事業の用に供した事業年度において第四十三条の二の規定の適用を受けていることができる減価償却資産である場合において、第一項の規定の適用を受けたときは、当該特別償却対象資産に係る第二項及び第十二項の規定の適用については、青色申告書以外の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書は、青色申告書とみなす。

27 第八項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第十一項から第十五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)  
第五十三条 法人の有する減価償却資産が当該事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場

合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

- 一 第四十二条の九の規定
- 二 第四十二条の六、第四十二条の十から第四十二条の十一の三まで、第四十二条の十二の四、第四十二条の十二の六、第四十二条の十二の七又は第四十三条から第四十八条までの規定

三 前号に掲げる規定に係る前条の規定

四 前三号に掲げるもののほか、減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

2 法人の有する減価償却資産の取得価額又は繰延資産の額のうち第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が含まれる場合において、当該試験研究費の額につき同条第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたときは、当該減価償却資産又は繰延資産については、前項各号に掲げる規定は、適用しない。

3 法人の有する減価償却資産につき当該事業年度前の各事業年度において第一項各号に掲げる規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた場合には、当該減価償却資産については、当該いずれか一の規定以外の同項各号に掲げる規定は、適用しない。

4 法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において第一項各号に掲げる規定のうちいずれか一の規定の適用を受けた減価償却資産の移転を受けた場合には、当該減価償却資産については、当該法人が当該事業年度前の各事業年度において当該いずれか一の規定の適用を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十四条 削除

第二節 準備金等

(海外投資等損失準備金)

第五十五条 青色申告書を提出する内国法人(特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。)が、昭和四十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで(以下この項及び第八項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)の指定期間内において、

次の各号に掲げる法人(当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人として政令で定めるものを除く。以下この条において「特定法人」という。)の特定株式等の取得をし、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等(合併(適格合併を除く。))により合併法人に移転するものを除く。)の取得価額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額(当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合に、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額)以下の金額を損金経理の方法により各特定法人別に海外投資等損失準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てた場合を含む。)は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 資源開発事業法人(第三号に掲げる法人に該当するものを除く。)

二 資源開発投資法人(第四号に掲げる法人に該当するものを除く。)

三 資源探鉱事業法人 百分の五十

四 資源探鉱投資法人 百分の五十

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 資源開発事業法人 法人でその現に行つて

いる事業が国外における資源(石油(可燃性天然ガスを含む。))及び金属鉱物をいう。以下この項において同じ。)の探鉱、開発又は採取(採取した産物について行われる加工で政令で定めるものを含む。)の事業及びこれらの事業に付随して行われる事業並びに国内におけるこれらの事業で当該石油に係るもの(以下この号及び次号において「資源開発事業等」と総称する。)に限られているもの(国営の法人を除く。)並びに資源開発事業等を行つている国営の法人をいう。

二 資源開発投資法人 現に行つて事業が前号の資源開発事業法人(この号に該当する他の法人及び資源開発事業等を行つていない国政府を含む。)に係る投融資等(法人に對

する出資又は長期の資金の貸付けの事業(これらに關連して行われる当該法人の採取した産物の引取りその他当該事業に密接に關連する事業及びこれに附帯して行われる事業を含む。)をいう。以下この項において同じ。)、当該投融資等及び付随事業法人に対する出資等(当該資源開発事業法人の行う資源の探鉱、開発又は採取の事業に付随して行われる事業を営む法人に對する出資又は長期の資金の貸付けの事業をいう。以下この号において同じ。))又は当該投融資等(付随事業法人に對する出資等を含む。)及び資源開発事業等に限られている法人として政令で定めるものをいう。

三 資源探鉱事業法人 第一号の資源開発事業法人のうち、現に行つて事業が資源の探鉱等(資源の探鉱その他の政令で定める行為をいう。次号において同じ。)の事業に限られているもの(国営の法人を除く。))及び当該事業を行つていない国営の法人をいう。

四 資源探鉱投資法人 第二号の資源開発投資法人のうち、現に行つて事業が主として前号の資源探鉱事業法人(この号に該当する他の法人及び資源の探鉱等の事業を行つていない外国政府を含む。)に係る投融資等又は当該投融資等及び資源の探鉱等の事業であるものとして政令で定めるものをいう。

五 特殊投資法人 第二号の資源開発投資法人のうち当該法人の資本金の額又は出資金の額を超えて第一号の資源開発事業法人(第二号に規定する他の法人及び外国政府を含む。)に係る投融資等を行つてい

るもので、政令で定めるものをいう。

六 特定株式等 次に掲げる株式(出資を含む。以下この条において「株式等」という。)のうちその払込み又は取得することが資源の探鉱又は開発を促進し、本邦における資源の安定供給に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

イ 当該事業年度内において設立(合併及び分割型分割による設立を除く。以下この号において同じ。)をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を行った第一号の資源開発事業法人の株式等

ロ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を

受ける第一号の資源開発事業法人の株式等

ハ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第二号の資源開発事業法人の株式等

ニ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第三号の資源開発事業法人の株式等

ヘ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第四号の資源開発事業法人の株式等

ロ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第五号の資源開発事業法人の株式等

ヘ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第六号の資源開発事業法人の株式等

ニ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第七号の資源開発事業法人の株式等

ヘ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第八号の資源開発事業法人の株式等

ロ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第九号の資源開発事業法人の株式等

ヘ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第十号の資源開発事業法人の株式等

ニ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第十一号の資源開発事業法人の株式等

ロ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本金の額若しくは出資金の額の増加を受ける第十二号の資源開発事業法人の株式等

行つた第二号の資源開発投資法人の株式等  
で前項に規定する内国法人の払込み又は分  
社型分割若しくは現物出資に伴う取得に係  
るもの

3 第一項に規定する内国法人の各事業年度終了  
の日において、前事業年度から繰り越された特  
定法人に係る海外投資等損失準備金の金額（そ  
の日に次項の規定により利益金の額に算入さ  
れた、若しくは算入されるべきこととなつた金  
額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定  
により利益金の額に算入された金額がある場合に  
は、これらの金額を控除した金額。以下この条  
において同じ。）のうちにその積み立てられた  
事業年度（以下この項及び次項において「積立  
事業年度」という。）終了の日の翌日から五年  
を経過したもの（以下この項において「据置期  
間経過準備金額」という。）がある場合には、  
当該据置期間経過準備金額については、その積  
み立てられた積立事業年度別に区分した各金額  
ごとに、当該区分した金額の積み立てられた積  
立事業年度の所得の金額の計算上第一項の規定  
により損金の額に算入された当該海外投資等損  
失準備金として積み立てた金額に当該各事業年  
度の月数に乗じてこれを六十で除して計算した  
金額（当該計算した金額が当該区分した金額を  
超える場合には、当該区分した金額）に相当す  
る金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金  
額の計算上、利益金の額に算入する。

4 第一項の海外投資等損失準備金を積み立てて  
いる内国法人が次の各号に掲げる場合（適格合  
併、適格分割、第三号に掲げる場合の適格現物  
出資以外の適格現物出資又は適格現物分配によ  
り特定法人の株式等に移転した場合を除く。）  
に該当することとなつた場合には、当該各号に  
定める金額に相当する金額は、その該当するこ  
ととなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる  
場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年  
度）の所得の金額の計算上、利益金の額に算入す  
る。この場合において、第一号から第三号ま  
で、第五号又は第七号の場合にあつては、これ  
らの号に規定する海外投資等損失準備金の金額  
をその積み立てられた積立事業年度別に区分し  
た各金額のうち、その積み立てられた積立事業  
年度が最も古いものから順次利益金の額に算入さ  
れるものとする。

一 当該海外投資等損失準備金に係る特定法人  
の株式等の全部又は一部を有しないこととな  
つた場合（次号から第四号までに該当する場  
合を除く。）その有しないこととなつた日に  
おける当該特定法人に係る海外投資等損失準  
備金の金額のうちその有しないこととなつた  
株式等に係るものとして政令で定めるところ  
により計算した金額（当該特定法人の株式等  
の全部を有しないこととなつた場合には、そ  
の有しないこととなつた日における当該特定  
法人に係る海外投資等損失準備金の金額）  
二 合併により合併法人に前号に規定する特  
定法人の株式等に移転した場合、その合併の直  
前における当該特定法人に係る海外投資等損  
失準備金の金額  
三 適格現物出資により外国法人である被現物  
出資法人（第二項第二号に掲げる資源開発投  
資法人に該当するものを除く。）に第一号に  
規定する特定法人の株式等の全部又は一部を  
移転した場合、その適格現物出資直前におけ  
る当該特定法人に係る海外投資等損失準備金  
の金額のうちその移転することとなつた株式  
等に係るものとして政令で定めるところによ  
り計算した金額（当該適格現物出資により当  
該被現物出資法人に当該特定法人の株式等の  
全部を移転した場合には、その適格現物出資  
直前における当該特定法人に係る海外投資等  
損失準備金の金額）  
四 第一号に規定する特定法人が、解散（適格  
合併による解散を除く。）をした場合又は特  
定法人でないこととなつた場合、その該当す  
ることとなつた日における当該特定法人に係  
る海外投資等損失準備金の金額  
五 第一号に規定する特定法人の株式等につ  
いてその帳簿価額を減額した場合（当該特定法  
人の適格分割型分割に伴いその帳簿価額を減  
額した場合で、当該適格分割型分割に係る分  
割承継法人が特定法人に該当する場合を除  
く。）その減額をした日における当該特定法  
人に係る海外投資等損失準備金の金額のうち  
その減額をした金額に相当する金額（法人税  
法第六十一条の二第十八項に規定する資本の  
払戻しにより当該特定法人の株式等の帳簿価  
額を減額した場合には、同日における当該特  
定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の  
うちその減額をした金額に対応する部分の金  
額として政令で定める金額）

六 当該内国法人が解散した場合（合併により  
解散した場合を除く。）その解散の日におけ  
る海外投資等損失準備金の金額  
七 前項、前各号及び次項の場合以外の場合に  
おいて特定法人に係る海外投資等損失準備金  
の金額を取り崩した場合、その取り崩した日  
における当該特定法人に係る海外投資等損失  
準備金の金額のうちその取り崩した金額に相  
当する金額  
8 第一項の海外投資等損失準備金を積み立てて  
いる法人が青色申告書の提出の承認を取り消さ  
れ、又は青色申告書による申告をやめる旨の届  
出書の提出をした場合には、その承認の取消し  
の基因となつた事実のあつた日（次の各号に掲  
げる場合に該当する場合には、当該各号に定め  
る日）又はその届出書の提出をした日（その届  
出書の提出をした日が青色申告書による申告を  
やめた事業年度終了の日後である場合には、同  
日）における海外投資等損失準備金の金額は、  
その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、  
利益金の額に算入する。この場合においては、前  
二項、第十項、第十三項、第十七項及び第二十  
一項の規定は、適用しない。  
一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税  
法第二百七条第二項の通知を受けた場合  
その通知を受けた日の前日（当該前日当該  
通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の  
日であるときは、当該通知を受けた日）  
二 通算法人であつた法人がその取消しの処分  
に係る法人税法第二百七条第二項の通知を  
受けた場合、その承認の取消しの基因となつ  
た事実のあつた日又は同法第六十四条の九第  
一項の規定による承認の効力を失つた日の前  
日（当該前日当該法人に係る通算親法人の  
事業年度終了の日であるときは、当該効力を  
失つた日）のいずれか遅い日  
第三項の月数は、曆に従つて計算し、一月に  
満たない端数を生じたときは、これを一月とす  
る。

9 前項の規定は、同項に規定する内国法人が適  
格分割等の日以後二月以内に同項の海外投資等  
損失準備金の金額その他の財務省令で定める事  
項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提  
出した場合に限り、適用する。  
10 第一項の海外投資等損失準備金を積み立てて  
いる法人が適格合併により合併法人に特定法人  
の株式等に移転した場合には、その適格合併直  
前における海外投資等損失準備金の金額は、当  
該合併法人に引き継ぐものとする。この場合に  
おいて、その合併法人が引継ぎを受けた海外投  
資等損失準備金の金額は、当該合併法人がその  
適格合併の日において有する同項の海外投資等  
損失準備金の金額とみなす。  
11 前項の場合において、同項の合併法人がその  
適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を  
青色申告書により提出することができるときは、  
当該事業年度終了の日における海外  
投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所  
得の金額の計算上、利益金の額に算入する。  
12 第十項の合併法人のその適格合併の日を含む  
事業年度に係る第三項の規定の適用について  
は、前事業年度から繰り越された海外投資等損  
失準備金の金額は、第十項の規定により当該合  
併法人が有するものとみなされた海外投資等損  
失準備金の金額を含むものとする。この場合に

つた場合（次号から第四号までに該当する場  
合を除く。）その有しないこととなつた日に  
おける当該特定法人に係る海外投資等損失準  
備金の金額のうちその有しないこととなつた  
株式等に係るものとして政令で定めるところ  
により計算した金額（当該特定法人の株式等  
の全部を有しないこととなつた場合には、そ  
の有しないこととなつた日における当該特定  
法人に係る海外投資等損失準備金の金額）  
二 合併により合併法人に前号に規定する特  
定法人の株式等に移転した場合、その合併の直  
前における当該特定法人に係る海外投資等損  
失準備金の金額  
三 適格現物出資により外国法人である被現物  
出資法人（第二項第二号に掲げる資源開発投  
資法人に該当するものを除く。）に第一号に  
規定する特定法人の株式等の全部又は一部を  
移転した場合、その適格現物出資直前におけ  
る当該特定法人に係る海外投資等損失準備金  
の金額のうちその移転することとなつた株式  
等に係るものとして政令で定めるところによ  
り計算した金額（当該適格現物出資により当  
該被現物出資法人に当該特定法人の株式等の  
全部を移転した場合には、その適格現物出資  
直前における当該特定法人に係る海外投資等  
損失準備金の金額）  
四 第一号に規定する特定法人が、解散（適格  
合併による解散を除く。）をした場合又は特  
定法人でないこととなつた場合、その該当す  
ることとなつた日における当該特定法人に係  
る海外投資等損失準備金の金額  
五 第一号に規定する特定法人の株式等につ  
いてその帳簿価額を減額した場合（当該特定法  
人の適格分割型分割に伴いその帳簿価額を減  
額した場合で、当該適格分割型分割に係る分  
割承継法人が特定法人に該当する場合を除  
く。）その減額をした日における当該特定法  
人に係る海外投資等損失準備金の金額のうち  
その減額をした金額に相当する金額（法人税  
法第六十一条の二第十八項に規定する資本の  
払戻しにより当該特定法人の株式等の帳簿価  
額を減額した場合には、同日における当該特  
定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の  
うちその減額をした金額に対応する部分の金  
額として政令で定める金額）

において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

13 第一項又は第八項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を移転した場合に、その適格分割直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割により当該特定法人の株式等の全部を移転した場合に、その適格分割直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額とみなす。

14 前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

15 第十三項の場合において、同項の分割承継法人がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができない者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

16 第十三項の分割承継法人のその適格分割の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、前事業年度から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第十三項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人でないときは、当

該分割承継法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

17 第一項又は第八項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人（外国法人である被現物出資法人を除く。）に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を移転した場合に、その適格現物出資直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格現物出資により当該特定法人の株式等の全部を移転した場合に、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額とみなす。

18 前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人のその適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数」とする。

19 第十七項の場合において、同項の被現物出資法人がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができない者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

20 第十七項の被現物出資法人のその適格現物出資の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、前事業年度から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第十七項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むもの

とする。この場合において、当該被現物出資法人が当該適格現物出資により設立された法人でないときは、当該被現物出資法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

21 第一項又は第八項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が適格現物分配により被現物分配法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を移転した場合に、その適格現物分配直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格現物分配により当該特定法人の株式等の全部を移転した場合に、その適格現物分配直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該被現物分配法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物分配法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被現物分配法人がその適格現物分配の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額とみなす。

22 前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人のその適格現物分配の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物分配の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物分配の日の前日までの期間の月数」とする。

23 第二十一項の場合において、同項の被現物分配法人がその適格現物分配の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができない者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

24 第二十一項の被現物分配法人のその適格現物分配の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、前事業年度から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第二十一項の

規定により当該被現物分配法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物分配法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物分配の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

25 第七項に定めるもののほか、第一項の海外投資等損失準備金に係る特定法人の合併又は分割により合併法人又は分割承継法人の株式等の交付を受けた場合における当該海外投資等損失準備金の金額の処理、同項に規定する内国法人が同項に規定する特殊投資法人である場合における第二項第六号の特定株式等の取得価額の計算その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十六条 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げる法人に該当するものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において当該各号の第二欄に掲げる措置として他の法人の株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）の取得（購入による取得に限る。以下この条において同じ。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下この項において「特定株式等」という。）の取得価額が当該各号の第三欄に掲げる金額である場合及び同日において当該措置に基因し、又は関連して生ずる損害を填補する保険で財務省令で定めるものの契約（第三項第七号において「特定保険契約」という。）を締結している場合を除く。）において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金処理の方法により各特定法人（特定株式等を発行した法人をいう。次項及び第三項において同じ。）別に中小企業事業再編投資損失準備金と





企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日)又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における中小企業事業再編投資損失準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合  
その通知を受けた日の前日(当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日)  
二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合  
その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日(当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日)のいずれか遅い日

5 第二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 前項に定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十七條から第五十七條の三まで 削除  
第五十七條の四 青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第五十五條の三第一項に規

定する廃炉等実施認定事業者(第三項第一号において「廃炉等実施認定事業者」という。)であるものが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十九年法律第三十号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第四十三條の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十八條第一項第二号に規定する実用再処理施設のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四條の二第一項の規定により特定原子炉施設として指定されたもの(以下この項及び次項において「特定原子炉施設」という。)に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用(次項において「炉心等除去費用」という。)の支出に充てるため、当該特定原子炉施設ごとに、当該特定原子炉施設につき当該事業年度において原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五條の三第一項及び第二項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子炉施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
一 前項の特定原子力施設炉心等除去準備金を積み立てている法人が、当該特定原子力施設炉心等除去準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、その支出した日における当該特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額)がある場合には、当該金額を控除した金額と同項及び第四項において同じ。)のうちその支出した金額に相当する金額は、その支出した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 廃炉等実施認定事業者でなくなつた場合  
当該廃炉等実施認定事業者でなくなつた日に  
おける特定原子力施設炉心等除去準備金の金額

二 解散した場合  
その解散の日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合  
において特定原子力施設炉心等除去準備金を取り崩した場合  
その取り崩した日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日(次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日)又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合  
その通知を受けた日の前日(当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日)  
二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合  
その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日(当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日)のいずれか遅い日

5 第五十六條第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十七條の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金(第十二項において「責任準備金」という。)の積立てに当たり、保険(次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補填に充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む)は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 保険業法(平成七年法律第五号)第三條第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行う法人 同法第六十六條第一項  
二 保険業法第八十五條第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行う法人 同法第九十九條において準用する同法第六十六條第一項  
三 船主相互保険組合 船主相互保険組合(昭和二十五年法律第七十七号)第四十四條の八において準用する保険業法第六十六條第一項  
四 農業協同組合法第十條第十号に掲げる事業を行う農業協同組合連合会 同法第一條の三十二  
五 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十條第一項第四号に掲げる事業を行う消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会 同法第五十條の七  
六 共済水産業協同組合連合会 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百五條第一項において準用する同法第一百五條の十七  
七 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の九第三項に規定する

く。)において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金(第十二項において「責任準備金」という。)の積立てに当たり、保険(次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補填に充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む)は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 保険業法(平成七年法律第五号)第三條第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行う法人 同法第六十六條第一項  
二 保険業法第八十五條第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行う法人 同法第九十九條において準用する同法第六十六條第一項  
三 船主相互保険組合 船主相互保険組合(昭和二十五年法律第七十七号)第四十四條の八において準用する保険業法第六十六條第一項  
四 農業協同組合法第十條第十号に掲げる事業を行う農業協同組合連合会 同法第一條の三十二  
五 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十條第一項第四号に掲げる事業を行う消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会 同法第五十條の七  
六 共済水産業協同組合連合会 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百五條第一項において準用する同法第一百五條の十七  
七 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九條の九第三項に規定する

火災等共済組合（第四項において「火災等共済組合」という。）及び同条第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会 同法第五十八條第五項

八 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第八條第一項第十号に掲げる事業を行う生活衛生同業組合及び同法第五十四條第八号又は第九号に掲げる事業を行う生活衛生同業組合連合会 同法第十四條の四（同法第五十六條において準用する場合を含む。）

九 森林組合法第一條第一項第十三号に掲げる事業を行う森林組合連合会 同法第九條

第一項において準用する同法第二十條  
前項に規定する異常災害損失とは、同項に規定する保険の種類又は共済の種類ごとに、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険金又は共済金がある場合には、これらの金額を控除した金額）が当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金に百分の五十（船舶保険その他政令で定めるものについては、政令で定める割合）を乗じて計算した金額を超える場合のその超える金額に対応する損失をいう。

3 前二項に規定する正味収入保険料とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料（当該保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。

4 第一項及び第二項に規定する正味収入共済掛金とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（火災等共済組合のうち通常の掛金率に特別の安全率を加算した率を基礎として共済掛金を算出しているものについては、その共済掛金のうち通常の掛金率に対応する部分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額とする。）及び解約返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払

うべきことの確定した保険料、共済掛金及び解約返戻金の合計額を控除した金額（第一項第四号の農業協同組合連合会又は同項第六号の共済水産業協同組合連合会が行う共済のうち政令で定めるものについては、同項第四号の事業を行う農業協同組合又は水産業協同組合法第十一條第一項第十二号の事業を行う漁業協同組合若しくは同法第九十三條第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合が締結した共済契約の共済掛金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

5 前三項の場合において、当該保険又は共済につきその保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定める契約があるときは、第二項に規定する保険金の総額若しくは共済金の総額又は前二項に規定する保険料、再保険返戻金、再保険料、解約返戻金若しくは共済掛金の額は、これらの金額のうち当該保険又は共済の危険保険料部分又は危険共済掛金部分に係る金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

6 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の当該異常危険準備金の積み立てられている保険又は共済については同項に規定する異常災害損失が生じた場合には、当該異常災害損失が生じた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額（その日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項、次項若しくは第九項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）で当該保険又は共済に係るものうち当該異常災害損失の額に相当する金額は、当該異常災害損失の生じた事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうち同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併、分割又は現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人である場合には、その合併、分割又は現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人が同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が分割承継

法人又は被現物出資法人である場合にあっては、当該法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を含む。）がある場合には、当該金額のうち政令で定める金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 保険又は共済に係る事業を廃止した場合（第一項第二号に掲げる法人については、国内における当該事業を廃止した場合）その廃止の日における異常危険準備金の金額を除く。その解散の日における異常危険準備金の金額  
二 解散した場合（合併により解散した場合を除く。その解散の日における異常危険準備金の金額  
三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において保険又は共済に係る異常危険準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該保険又は共済に係る異常危険準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

9 第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定によりその積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときは、当該金額に相当する金額のうち、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）又はその申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額でその積み立てられた事業年度終了の日において有するものに達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七條第二項の通知を受けた場合  
二 通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日  
三 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七條第二項の通知を

受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四條の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

10 前項の規定の適用については、法人が同項の規定の適用を受けた最初の事業年度終了の日後第六項から前項までの規定により益金の額に算入された金額は、まず、同項の承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同項の申告をやめた事業年度終了の日において有していた異常危険準備金の金額から成るものとみなす。

11 第五十六條第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

12 青色申告書を提出する法人で第一項第一号から第二号の二までに掲げるものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、分割又は現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に保険契約を移転する場合において、責任準備金の積立に当たり、その保険に係る第二項に規定する異常災害損失の補填に充てるため、第一項に規定する保険の種類ごとに、当該分割又は現物出資の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される当該保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

13 前項の規定は、同項に規定する法人が分割又は現物出資の日以後二月以内に同項の異常危険準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

14 第五十五條第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が合併により合併法人に保険契約を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七條の五第六項及び第七項」と読み替へるものとする。

15 第五十五條第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段の規定は、第一項又は第二項の異常危険準備金を積み立てている法人が

分割により分割承継法人に異常危険準備金に係る保険契約の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「適格分割」とあるのは「分割」と、同条第十四項前段中「適格分割」とあるのは「分割」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と、同条第十五項中「適格分割」とあるのは「分割」と、同条第十六項前段中「適格分割」とあるのは「分割」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

16 第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段の規定は、第一項又は第二項の異常危険準備金を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る保険契約の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十七項中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、同条第十八項前段中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と、同条第十九項中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、同条第二十項前段中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

17 第十一項に定めるもののほか、第一項から第十項まで及び第十二項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十七條の六 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの及び政令で定めるものが、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号に定める法律（当該政令で定める法人については、政令で定める法律）の規定による責任準備金（第八項において「責任準備金」という。）の積立てに当たり、原子力保険（原子力施設、原子力災害に係る損害賠償責任等を保険の目的とする保険で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る原子力災害損失又は地震保険（住宅又は生活用動産を目的とし、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を保障事故又は共済事故とする保険又は政令で定める共済をいう。以下この条において同じ。）に係る地震災害損失の補填に充てるため、当該原子

力保険又は地震保険の当該事業年度における前条第三項に規定する正味収入保険料又は同条第四項に規定する正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 保険業法第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行う法人 同法第十六条第一項

二 保険業法第八十五条第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行う法人 同法第九十九条において準用する同法第十六条第一項

2 前項に規定する原子力災害損失とは、原子力施設における損害の発生、原子力による災害その他の事故の発生等により原子力保険に係る保険責任が生じたことに伴い、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金がある場合には、その金額を控除した金額）に対応する損失をいい、同項に規定する地震災害損失とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害の発生により地震保険に係る保険責任又は共済責任が生じたことに伴い、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した保険金又は共済金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金、保険金又は共済金がある場合には、これらの金額を控除した金額）に対応する損失をいう。

3 第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人について同項に規定する原子力災害損失又は地震災害損失が生じた場合には、当該原子力災害損失又は地震災害損失の生じた日における原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項

の規定若しくは第六項において準用する前条第九項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額が以下この条において同じ。）のうち当該原子力災害損失又は地震災害損失の額に相当する金額は、当該原子力災害損失又は地震災害損失の生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された原子力保険に係る異常危険準備金の金額のうち同日十年前以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併、分割又は現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人である場合には、その合併、分割又は現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人が同日十年前以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が分割承継法人又は被現物出資法人である場合にあっては、当該法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を含む。）がある場合には、当該金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 原子力保険の業務を廃止した場合又は地震保険の業務を廃止した場合（第一項第二号に掲げる法人については、国内におけるこれらの業務を廃止した場合） その廃止の日における原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額

二 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額

三 前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該異常危険準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 前条第九項及び第十項の規定は、第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出した後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定によりその積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときについて準用する。この場合において、同条第十項中「第六項から前項まで」とあるのは、「次条第三項から第五項まで及び前項」と読み替えるものとする。

7 第五十六条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 青色申告書を提出する法人で第一項各号に掲げるものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、分割又は現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転する場合において、責任準備金の積立てに当たり、原子力保険に係る第二項に規定する原子力災害損失又は地震保険に係る同項に規定する地震災害損失の補填に充てるため、当該分割又は現物出資の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される当該原子力保険又は地震保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9 前項の規定は、同項に規定する法人が分割又は現物出資の日以後二月以内に同項の異常危険準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10 第五十五条第十項及び第十一項の規定は第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が合併により合併法人に原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、同条第十二項前段の規定は第一項の原子力保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が合併により合併法人に原子力保険に係る保険契約の全部を移転した場合について、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」

に係る異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出した後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定によりその積み立てられた事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときについて準用する。この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」

と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七條の第六項」と読み替えるものとする。

11 第一項又は第八項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が分割により分割承継法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合には、その分割直前における当該異常危険準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引き続きを受けた異常危険準備金の金額は、当該分割承継法人がその分割の日において有する第一項の異常危険準備金の金額とみなす。

12 第五十五條第十四項前段及び第十六項前段の規定は前項の異常危険準備金を積み立てている法人が分割により分割承継法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険の保険契約の全部を移転した場合について、同条第十五項の規定は前項の異常危険準備金を積み立てている法人が分割により分割承継法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十四項前段中「適格分割」とあるのは「分割」と、「第三項」とあるのは「第五十七條の第六項」と、「第二項」とあるのは「第五十七條の第六項」と読み替えるものとする。

13 第一項又は第八項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金を移転した場合又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合には、その現物出資直前における当該異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引き続きを受けた異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人がその現物出資の日において有する第一項の異常危険準備金の金額とみなす。

14 第五十五條第十八項前段及び第二十項前段の規定は前項の異常危険準備金を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険の保険契約の全部を移転した場合について、同条第十九項の規

定は前項の異常危険準備金を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十八項前段中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第五十七條の第六項」と、同条第十九項中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、同条第二十項前段中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第五十七條の第六項」と読み替えるものとする。

15 第七項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
第五十七條の七 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十二條第一項第一号に規定する指定会社（以下この条において「指定会社」という。）が、適用事業年度において、空港用地整備費用（同法第十五條の空港用地の整備に要する費用をいう。）の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てたとき（当該適用事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により関西国際空港用地整備準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 次に掲げる金額のうちいずれか低い金額  
イ 空港用地（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に關する法律第十二條第一項に規定する空港用地をいう。以下この条において同じ。）の取得価額として政令で定める金額の十分の一に相当する金額  
ロ 当該適用事業年度の所得の金額のうち、空港用地整備債務の確実な返済及び空港用地の適正な管理に資するように指定会社及び新関西国際空港株式会社（以下この条において同じ。）の取得価額として政令で定めるところにより計算した金額  
二 空港用地整備債務の額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度から繰り越

された関西国際空港用地整備準備金の金額（その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額  
2 前項に規定する適用事業年度とは、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二條第一項第二号の規定に基づき指定会社が新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日からその貸付けの期間が終了する日として政令で定める日（その日が空港用地整備債務の返済の完了の日後となる場合には、当該完了の日）までの期間（第四項において「積立期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除くものとし、青色申告書を提出する事業年度に限る。）をいう。

3 前二項に規定する空港用地整備債務とは、指定会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律附則第三條第三項第一号に規定する吸収分割後に有する借入金その他の債務のうち空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務をいう。  
4 第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている指定会社の第二項に規定する適用事業年度の最後の事業年度（以下この項において「基準事業年度」という。）後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額がある場合には、当該関西国際空港用地整備準備金の金額については、当該基準事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して計算した金額（当該計算した金額が前事業年度から繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された関西国際空港用地整備準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により空港用地を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなつた日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十六條の規定により同法第十二條第一項第一号の規定による指定が取り消された場合、その取り消された日における関西国際空港用地整備準備金の金額  
二 譲渡、合併又は分割により空港用地を移転した場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額  
イ 合併により合併法人に空港用地を移転した場合、その合併の直前における関西国際空港用地整備準備金の金額  
ロ イに掲げる場合以外の場合、空港用地を移転した日における関西国際空港用地整備準備金の金額  
三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における関西国際空港用地整備準備金の金額  
四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において関西国際空港用地整備準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における関西国際空港用地整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている場合において、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたときは、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日（次の各号に掲げる場合に該当する場合）には、当該各号に定める日）又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における関西国際空港用地整備準備金の金額は、指定会社のその日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項、第九項及び第十項の規定は、適用しない。

号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により空港用地を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなつた日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十六條の規定により同法第十二條第一項第一号の規定による指定が取り消された場合、その取り消された日における関西国際空港用地整備準備金の金額  
二 譲渡、合併又は分割により空港用地を移転した場合、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額  
イ 合併により合併法人に空港用地を移転した場合、その合併の直前における関西国際空港用地整備準備金の金額  
ロ イに掲げる場合以外の場合、空港用地を移転した日における関西国際空港用地整備準備金の金額  
三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における関西国際空港用地整備準備金の金額  
四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において関西国際空港用地整備準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における関西国際空港用地整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている場合において、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたときは、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日（次の各号に掲げる場合に該当する場合）には、当該各号に定める日）又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における関西国際空港用地整備準備金の金額は、指定会社のその日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項、第九項及び第十項の規定は、適用しない。

指定会社が、第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により空港用地を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなつた日を含む事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項、第九項及び第十項の規定は、適用しない。

一 通算親法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日

二 通算親法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日のいずれか遅い日

7 第四項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第五十六条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第五十五条第十項から第十二項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている指定会社が適格合併により合併法人に空港用地を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社でないとき」と、同条第十二項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七第一項及び第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

10 第五十五条第十三項から第十六項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に空港用地を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七第四項」と、同条第十五項中「者でないとき」とあるのは「者又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社でないとき」と、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七第一項及び第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

11 第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
(中部国際空港整備準備金)  
第五十七条の七の二 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第四條第二項に規定する指定会社(以下この条に

において「指定会社」という。)が、適用事業年度において、中部国際空港の整備に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額(当該金額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額の三分の二に相当する金額を超えないときは、当該三分の二に相当する金額)以下の金額を損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたとき(当該適用事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てた方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたときを含む)は、その積み立てた金額は、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 指定会社が中部国際空港の用に供するために造成した土地(次項において「中部国際空港用地」という。)の取得価額として政令で定める金額(次号において「累積限度基準額」という。)の十分の一に相当する金額

二 累積限度基準額から、当該適用事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額(その日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成二十五年四月一日から中部国際空港用地の造成工事の費用に充てるために要した借入金その他の債務の返済の完了が予定されている日として政令で定める日までの期間(次項において「積立期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む事業年度を除くものとし、青色申告書を提出する事業年度に限る。)をいう。

3 第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の事業年度(以下この項において「基準事業年度」という。)後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該中部国際空港整備準備金の金額については、当該基準事業年度終了の日における中部国際空港整備準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗

じてこれを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して計算した金額(当該計算した金額が前事業年度から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された中部国際空港整備準備金の金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 指定会社が、第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合(適格合併又は適格分割型分割により中部国際空港を移転した場合を除く。)に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社その該当することとなつた日を含む事業年度(第二号イに掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第二十一条第一項の規定により同法第四条第一項の規定による指定が取り消された場合  
その取り消された日における中部国際空港整備準備金の金額

二 譲渡、合併又は分割により中部国際空港を移転した場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額  
イ 合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合 その合併の直前における中部国際空港整備準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 中部国際空港を移転した日における中部国際空港整備準備金の金額

三 解散した場合(合併により解散した場合を除く) その解散の日における中部国際空港整備準備金の金額

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において中部国際空港整備準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における中部国際空港整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 指定会社が、第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている場合において、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をしたときは、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日(次の各号に定める日)又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青

色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における中部国際空港整備準備金の金額は、指定会社その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

一 通算親法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日

二 通算親法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日のいずれか遅い日

7 第五十六条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8 第五十五条第十項から第十二項までの規定は、第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社が適格合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社でないとき」と、同条第十二項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七第一項及び第三項」と、「第三項中」とあるのは「同条第三項中」と読み替えるものとする。

9 第五十五条第十三項から第十六項までの規定は、第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に中部国際空港を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七第二項」と、「第三項」とあるのは「第五十七條の七の二第三項」と、同条第十五項中「者でないとき」とあるのは「者又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社でないとき」と、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第五十七條の七の二第一項及び第三項」と、「第三項中」とあるのは「同条第三項中」と読み替えるものとする。

10 第五十五条第十三項から第十六項までの規定は、第一項の関西国際空港用地整備準備金を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に空港用地を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第三項」とあるのは「第五十七條の七第四項」と、同条第十五項中「者でないとき」とあるのは「者又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定する指定会社でないとき」と、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第五十七條の七第一項及び第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

10 第七項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七條の八 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、その事業の用に供する船舶安全法第五條第一項第一号の規定による定期検査（以下この項において「定期検査」という。）を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のもの及び合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転するものを除く。以下この条において「特定船舶」という。）について行う定期検査を受けるための修繕（以下この条において「特別の修繕」という。）に要する費用の支出に備えるため、当該特定船舶ごとに、積立限度額以下の金額を損金

2 前項に規定する積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。  
一 前項の法人が同項の特定船舶につき当該事業年度終了の時までに特別の修繕を行ったことがある場合 最近において行った特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額  
二 前項の法人が、同項の特定船舶につき当該事業年度終了の時までに特別の修繕を行ったことがなく、かつ、当該特定船舶の種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該法人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につき当該事業年度終了の時までに特別の修繕を行ったことがある場合 当該類似船舶につき最近において行った特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額  
三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について前項の特定船舶と状況の類似する他の船舶につき最近において行われた特別の修繕のために

要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額  
3 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が、当該特別修繕準備金に係る特定船舶（以下この条において「準備金設定特定船舶」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により益金の額に算入され、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日を含む事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。  
4 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額のうち当該準備金設定特定船舶に係る特別の修繕の完了予定日として政令で定める日を含む事業年度終了の日の翌日から二年を経過したもの（以下この項において「特別修繕予定日経過準備金額」という。）がある場合には、当該特別修繕予定日経過準備金額については、その経過した日を含む事業年度終了の日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額に当該特別修繕準備金の額を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該事業年度終了の日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額を超える場合には、当該特別修繕準備金の金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。  
5 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により準備金設定特定船舶を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得金額の計算上、益金の額に算入する。  
一 準備金設定特定船舶について特別の修繕を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の

二 準備金設定特定船舶について特別の修繕を行わないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。） その行わないこととなつた日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額  
三 合併により合併法人に準備金設定特定船舶を移転した場合 当該合併の直前における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額  
四 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における特別修繕準備金の金額  
五 前二項、前各号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合同様 前二項、前各号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合同様 前二項、前各号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合同様  
6 第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日（次の各号に掲げる場合）に該当する場合には、当該各号に定める日）又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日）が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別修繕準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第十一項、第十二項及び第十四項の規定は、適用しない。  
一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七條第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日）が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）  
二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七條第二項の通知を受けた場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四條の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日）が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日  
7 第四項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第五十六條第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。  
9 青色申告書を提出する法人が適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に特定船舶を移転する場合において、当該特定船舶について行う特別の修繕に要する費用の支出に備えるため、当該特定船舶ごとに、当該適格分割又は適格現物出資の日の前日を事業年度終了の日とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入する。  
10 前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の特別修繕準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。  
11 第五十五條第十項から第十二項までの規定は、第一項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格合併により合併法人に準備金設定特定船舶を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第三項の」とあるのは「第五十七條の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替へるものとする。  
12 第一項又は第九項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る特定船舶を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定船舶に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額とみなす。  
13 第五十五條第十四項から第十六項までの規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る特定船舶を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第三項」とあるのは「第五十七條の八第四項」と、同条第十六項中「第三項」とあるのは「第五十七條の八第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替へるものとする。

14 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
15 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
16 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
17 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
18 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
19 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
20 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
21 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
22 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
23 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
24 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
25 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
26 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
27 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
28 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
29 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
30 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
31 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
32 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
33 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
34 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
35 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
36 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
37 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
38 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
39 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
40 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
41 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
42 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
43 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
44 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
45 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
46 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
47 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
48 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
49 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
50 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
51 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
52 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
53 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
54 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
55 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
56 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
57 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
58 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
59 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
60 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
61 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
62 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
63 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
64 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
65 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
66 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
67 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
68 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
69 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
70 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
71 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
72 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
73 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
74 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
75 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
76 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
77 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
78 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
79 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
80 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
81 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
82 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
83 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
84 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
85 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
86 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
87 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
88 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
89 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
90 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
91 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
92 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
93 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
94 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
95 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
96 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
97 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
98 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
99 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。  
100 第五十七條の八の規定は、第五十七條の八の規定を適用する場合について準用する。

14 第一項又は第九項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る特定船舶を移転した場合に、その適格現物出資直前における当該特定船舶に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額とみなす。

15 第五十五条第十八項から第二十項までの規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る特定船舶を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十八項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、同条第二十項中「第三項」とあるのは「第五十七条の八第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第四項中」と読み替えるものとする。

16 第八項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第九項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### 第五十七条の九 法人で各事業年度終了の時に

（中小企業者等の貸倒引当金の特例）  
 第五十七条の九 法人で各事業年度終了の時に、第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。次項において「中小企業者等」という。）に該当するもの（同号イに掲げる法人に該当するもの（次項において「中小法人」という。）にあつては、第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するもの（通算法人の各事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合には、当該通算法人を含む。）を除く。）が法人税法第五十二条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかわらず、当該事業年度終了の日における同項に規定する一括評価金銭債権（当該法人が当該法人との間に同法第十二号の七の六に規定する完全支配関係がある他の法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつて

は、政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同法第五十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

2 法人で法人税法第五十二条第六項に規定する適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に中小企業者等に該当するもの（中小法人にあつては、適用除外事業者に該当するもの（当該適格分割等の直前の時において通算法人である中小法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合に、当該通算法人である中小法人を含む。）を除く。）が同項の規定にかかわらず、当該適格分割等の直前の時における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができる。

#### 第三節 鉱業所得の課税の特例

##### 第五十八節 鉱業所得の課税の特例

（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）  
 第五十八節 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（第一号において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、安定的な供給を確保することが特に必要なものとして政令で定める鉱物（以下この条において「鉱物」という。）に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理の方法により探鉱準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により探鉱準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該法人が採掘した鉱物の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額として政令で定める金額の百分の十二に相当する金額

二 前号に規定する収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の五十に相当する金額

2 国内鉱業者（青色申告書を提出する法人で国内において主として鉱業を営むものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）及び青色申告書を提出する法人で国内鉱業者に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「国内鉱業者等」という。）が、昭和五十年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項及び第十三項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、国外にある鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、海外自主開発法人（その開発に必要な資金の相当部分が当該国内鉱業者等及びこれと共同して投資をする内国法人によつて直接又は間接に負担された鉱山を有し、かつ、その営む事業が本邦における資源の安定的な供給に著しく寄与するものとして政令で定める外国法人をいう。）から取得した当該鉱山に係る鉱物（当該鉱物の引取りに関する契約に基づき、当該海外自主開発法人以外の法人を経由して取得したものを含む。）の販売による当該事業年度の指定期間内における収入金額に係る採掘所得の金額として政令で定める金額の百分の四十に相当する金額以下を損金経理の方法により海外探鉱準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により海外探鉱準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項に規定する新鉱床探鉱費とは、探鉱のための地質調査、ボーリング又は坑道の掘削に要する費用その他の探鉱のために要する費用で政令で定めるもの及び鉱物にある鉱物の探鉱のための当該費用に充てられることが確実である出資で政令で定めるもの（次条第五項において「海外探鉱法人出資」という。）をいう。

4 第一項又は第二項に規定する法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちにその積み立て

られた事業年度（次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その五年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割若しくは適格現物出資により鉱業事務所（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十八条に規定する鉱業事務所をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第四号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 鉱業を廃止した場合（次号に該当する場合を除く。）又は国内鉱業者等に該当しないこととなつた場合 その廃止し、又は該当しないこととなつた日における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額

二 当該法人を被合併法人とする合併が行われた場合 その合併直前における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額

4 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申



告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項及び第一通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合（当該通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日））に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合（当該通知を受けた日の前日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

7 第五十六条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。  
8 青色申告書を提出する法人で鉱業を営むもの、第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により分割承継法人又は被現物出資法人に鉱業事務所を移転する場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転する場合に限る。）において、鉱物に係る第三項に規定する新鉱床探鉱費の支出に備えるため、当該適格分割又は適格現物出資の直前の時を事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規定に相当する金額のうち低い方が低い規定に相当する金額以下に金額を採鉱準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9 前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の探鉱準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10 第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の探鉱準備金又は第二項の

海外探鉱準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替えるものとする。  
11 第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第十四項前段及び第十六項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替えるものとする。

12 第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第十八項前段及び第二十項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条第四項」と読み替えるものとする。  
13 国内鉱業者等に該当する法人が指定期間内に取得する第二項に規定する海外自主開発法人の第五十五条第二項第六号の特定株式等については、同条第一項及び第八項の規定は、適用しない。

14 第七項及び前項に定めるもののほか、第八項の規定の適用を受けた場合の第一項第一号に規定する収入金額の計算その他同項から第六項まで及び第八項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）

第五十九条 前条第一項の探鉱準備金の金額（同条第六項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人が、各事業年度において、同条第一項に規定する新鉱床探鉱費の支出を行った場合又は政令で定める探鉱用機械設備（第一号及び次項において「探鉱用機械設備」という。）について償却をした場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。

一 当該事業年度において支出する当該新鉱床探鉱費の額に相当する金額（当該事業年度において探鉱の実施のために交付される国の補助金がある場合には、当該補助金に相当する金額を控除した金額）と当該事業年度の当該探鉱用機械設備の償却額（当該探鉱用機械設備に係るこの法律及び法人税法第三十一条の規定により計算される償却限度額を超える場合においては、当該償却限度額に相当する金額）との合計額  
二 前事業年度から繰り越された前条第一項の探鉱準備金の金額（前事業年度終了の日までに同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち、当該事業年度において同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

二 前事業年度から繰り越された前条第一項の探鉱準備金の金額（前事業年度終了の日までに同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち、当該事業年度において同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額  
三 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額  
四 前条第二項の海外探鉱準備金の金額（同条第六項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人が、各事業年度において、同条第二項に規定する新鉱床探鉱費（第一号において「海外新鉱床探鉱費」という。）の支出を行った場合又は専ら国外において事業の用に供される探鉱用機械設備（第一号において「海外探鉱用機械設備」という。）について償却をした場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上、これらの支出又は償却に係る損金の額に算入される金額のほか、次に掲げる金額のうち最も少ない金額に相当する金額は、損金の額に算入する。  
一 前項第一号に掲げる合計額のうち、当該事業年度において支出する当該海外新鉱床探鉱費の額に相当する金額と当該事業年度の当該海外探鉱用機械設備の償却額との合計額（同項第二号に掲げる金額と同項第一号に掲げる金額から当該合計額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を控除した金額）

三 前項第三号に掲げる金額から同項の規定により損金の額に算入された金額を控除した金額  
四 前二項に規定する法人である通算法人の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。）についてこれらの規定を適用する場合には、第一項第三号に掲げる金額は、当該通算法人及び他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）の当該事業年度又は同日に終了する事業年度の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条及び同法第六十四条の七の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額とする。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等とその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。  
5 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人がその適用を受けた事業年度において支出を行つた第一項に規定する新鉱床探鉱費又は第二項に規定する海外新鉱床探鉱費の額のうち海外探鉱法人出資の額が含まれている場合には、当該海外探鉱法人出資については、第五十五条第一項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。  
7 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例

第五十九条の二 青色申告書を提出する法人で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律

三 前項第三号に掲げる金額から同項の規定により損金の額に算入された金額を控除した金額  
四 前二項に規定する法人である通算法人の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。）についてこれらの規定を適用する場合には、第一項第三号に掲げる金額は、当該通算法人及び他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）の当該事業年度又は同日に終了する事業年度の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条及び同法第六十四条の七の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額とする。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等とその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。  
5 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人がその適用を受けた事業年度において支出を行つた第一項に規定する新鉱床探鉱費又は第二項に規定する海外新鉱床探鉱費の額のうち海外探鉱法人出資の額が含まれている場合には、当該海外探鉱法人出資については、第五十五条第一項及び第八項の規定は、適用しない。

6 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。  
7 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
第三節の二 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例

第五十九条の二 青色申告書を提出する法人で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律

第五十九条の二 青色申告書を提出する法人で、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律

(平成二十年法律第五十三号)の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に海上運送法第三十五条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画(以下この項において「日本船舶・船員確保計画」という。)について同条第三項第五号(同条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合するものとして同条第三項又は第四項の認定(同項の認定にあつては、当該認定により当該基準に適合することとなつたものに限る。)を受けた同法第三十四条第二項第三号に規定する船舶運航事業者等(日本船舶(同法第三十七条の二に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。))を用いて対外船舶運航事業(同法第三十五条第三項第五号に規定する対外船舶運航事業をいう。)を営むものに限る。)に該当するものが、同法第三十五条第三項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画(同条第四項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定計画」という。)に記載された計画期間(同法第三十五条第二項第三号に掲げる計画期間をいう。第四項において同じ。)内の日を含む各事業年度終了の時において当該認定計画に從つて同法第三十四条第一項に規定する日本船舶及び船員の確保を実施している場合において、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入し、当該事業年度における第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないときは、その満たない部分の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する。

一 当該法人の当該事業年度における日本船舶(特定準日本船舶(海上運送法第三十八条第七項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。))を含む。次号において同じ。))を用いた対外船舶運航事業等(同法第三十七条の二に規定する対外船舶運航事業等をいう。))による収入金額に係る所得の金額として政令で定める金額

二 当該法人の当該事業年度における日本船舶の純トン数(船舶のトン数の測定に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第六条に規定する純トン数をいう。))に応じた利益の金額として政令で定める金額

2 前項の規定は、同項に規定する法人が、その適用を受けようとする最初の事業年度開始の前日までに、財務省令で定める事項を記載した届出書に同項に規定する日本船舶・船員確保計画の写しその他財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出した場場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受ける法人は、その適用を受ける各事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

4 認定計画に記載された計画期間内の日を含む各事業年度(以下この項において「適用対象年度」という。))において第一項の規定の適用を受けた法人が、海上運送法第三十七条の四第二項の規定によりその認定を取り消された場合には、当該適用対象年度において第一項の規定により損金の額に算入された金額の合計額は、当該認定を取り消された日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第一項又は前項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

6 第一項の規定の適用を受ける法人が有する外航船舶(本邦と外国との間又は外国と外国との間を往來する船舶をいう。以下この項において同じ。))のうち日本船舶(船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この項において同じ。))に該当するもの及び当該法人の子会社(海上運送法第三十八条第一項に規定する子会社をいう。))に該当する法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものについては、第一項の規定の適用を受ける法人の同項の規定の適用を受ける事業年度(当該子会社に該当する法人にあつては、当該事業年度内の日を含む事業年度)においては、第四十三条、第五十七条の八(第一項及び第九項に係る部分に限る。)、第六十五条の七(第一項及び第九項に係る部分に限る。))及び第六十五条の八(第一項、第二項、第七項及び第八項に係る部分に限る。))

7 第二項、第三項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節の三 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例

第五十九条の三 青色申告書を提出する法人が、令和七年四月一日から令和十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(以下この項において「対象事業年度」という。))において、特許権譲渡等取引(居住者(第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。))若しくは内国法人(関連者であるものを除く。))に対する特定特許権等の譲渡又は他の者(関連者であるものを除く。以下この項において同じ。))に対する特定特許権等の貸付け(特定特許権等に係る権利の設定その他他の者(特定特許権等を使用させる行為を含む。))をいう。以下この項において同じ。))を行った場合には、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三十に相当する金額は、当該対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該法人が当該対象事業年度において行った特許権譲渡等取引(特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲渡等取引にあつては、その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合における当該特許権譲渡等取引に限る。以下この号において同じ。))に係る特定特許権等のいずれについてもその特定特許権等に直接関連する研究開発に係る研究開発費の額として政令で定める金額が当該法人の令和七年四月一日前に開始した事業年度において生じていない場合又は当該対象事業年度が令和九年四月一日以後に開始する事業年度である場合、当該対象事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、(一)に掲げる金額に(二)に掲げる金額のうち(三)に掲げる金額の占める割合(二)に掲げる金額が零である場合には、零)を乗じて計算した金額を合計した金額

(1) 当該特許権譲渡等取引に係る所得の金額として政令で定める金額

(2) 当該対象事業年度及び当該対象事業年度前の各事業年度(令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。))において生じた研究開発費の額のうち、当該特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額として政令で定める金額の合計額

(3) (二)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

ロ イに掲げる場合以外の場合(一)に掲げる金額に(二)に掲げる金額のうち(三)に掲げる金額の占める割合(二)に掲げる金額が零である場合には、零)を乗じて計算した金額

(1) 当該対象事業年度において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額として政令で定める金額の合計額

(2) 当該対象事業年度及び当該対象事業年度開始の前二年内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額の合計額

(3) (二)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

二 当該対象事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 関連者 法人で、前項の法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の關係のあるものをいう。

二 特定特許権等 次に掲げるものうち我が国の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるもの(第五号イにおいて「適格特許権等」という。))であつて、前項の法人が令和六年四月一日以後に取得又は製作をしたものをいう。

イ 特許権

ロ 官民第百三十九号活用推進基本法(平成二十八年法律第三十号)第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項

第十号の二に規定するプログラムの同項第一号に規定する著作物

三 研究開発 次に掲げる行為をいう。  
イ 新たな知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究（ロにおいて「研究」という。）

ロ 新たな製品若しくは役務若しくは製品の新たな生産の方式についての計画若しくは設計又は既存の製品若しくは役務若しくは製品の既存の生産の方式を著しく改良するための計画若しくは設計として研究の成果その他の知識を具体化する行為

四 研究開発費の額 次に掲げる金額の合計額（当該金額に係る費用に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。  
イ 研究開発に要した費用の額（次に掲げる金額を除く。）のうち各事業年度において研究開発費として損金経理をした金額

（1） 資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額  
（2） 負債の利子の額その他これに類するものとして政令で定める金額

ロ 各事業年度において事業の用に供した資産につきその取得をするため及びその事業の用に供するために支出した金額（イに掲げる金額を除く。）のうち研究開発に関連する部分の金額として政令で定める金額

五 適格研究開発費の額 研究開発費の額のうち、次に掲げる金額以外の金額をいう。  
イ 特許権譲受等取引（他の者からの適格特許権等の譲受け又は借受け（適格特許権等に該当する特許権に係る専用実施権の他の者による設定、特許を受ける権利に基づいて取得すべき適格特許権等に該当する特許権に係る仮専用実施権の他の者による設定その他他の者が前項の法人に適格特許権等を独占的に使用させる行為を含む。）をいう。以下この条において同じ。）によつて生じた研究開発費の額（特許権譲受等取引以外の取引とあわせて特許権譲受等取引を行った場合において、その契約において特許権譲受等取引の対価の額が明らかにされていないときは、これらの取引によつて生じた研究開発費の額）

ロ 前項の法人に係る関連者（外国法人に限る。）に委託する研究開発（委任契約その

他の財務省令で定めるものに該当する契約又は協定により委託する研究開発で、その委託に基づき行われる業務が研究開発に該当するものに限る。）に係る研究開発費の額として政令で定める金額

ハ 前項の法人が内国法人である場合の当該法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額（イ及びロに掲げる金額を除く。）

三 第一項の法人である通算法人の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）について同項の規定を適用する場合には、同項第二号に掲げる金額は、当該通算法人及び他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）の当該事業年度又は同日に終了する事業年度の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条及び同法第六十四条の七の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額とする。

四 第一項の法人が、各事業年度において、当該法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合に、当該特許権譲受等取引につき当該法人が当該関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たないときは、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度における同項の規定の適用については、当該特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

五 前項に規定する独立企業間価格とは、特許権譲受等取引の対価の額について第六十六条の四第二項に規定する方法に準じて算定した金額（当該特許権譲受等取引が同条第一項に規定する国外関連取引である場合には、同項に規定する独立企業間価格）をいう。

六 第一項の法人が当該法人に係る関連者との特許権譲受等取引を他の者（当該法人に係る他の関連者を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との特許権譲受等取引は、当該法人と当該関連者との間で行われた特許権譲受等取引とみなして、第四項の規定を適用する。

七 第一項の規定の適用を受けようとする法人が、当該事業年度において、当該法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引（第六十六条の

四第一項に規定する国外関連取引に該当するものを除く。以下第十一項までにおいて同じ。）を行つた場合には、当該特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度（当該特許権譲受等取引を行つた事業年度が令和七年四月一日前に開始した事業年度である場合には、同日以後最初に開始する事業年度）の法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

八 前項の法人が当該事業年度の前事業年度において当該法人に係る一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引（前事業年度がない場合における政令で定める場合）は、当該事業年度において当該法人と当該一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引につき当該一の関連者に支払う対価の額の合計額が三億円未満である場合又は当該法人が前事業年度において当該一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引がない場合として政令で定める場合における当該法人が当該事業年度において当該一の関連者との間で行つた特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類及び前項の法人が当該事業年度において当該法人に係る関連者との間で行つた特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

九 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化対象特許権譲受等取引（前項の規定の適用がある特許権譲受等取引以外の特許権譲受等取引をいう。以下この

項において同じ。）に係る第七項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象特許権譲受等取引に係る第四項に規定する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、当該法人の各事業年度における同時文書化対象特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化対象特許権譲受等取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

十 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化免除特許権譲受等取引（第八項の規定の適用がある特許権譲受等取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第四項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認めら

るものとして政令で定める金額とする。

四第一項に規定する国外関連取引に該当するものを除く。以下第十一項までにおいて同じ。）を行つた場合には、当該特許権譲受等取引に係る第四項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度（当該特許権譲受等取引を行つた事業年度が令和七年四月一日前に開始した事業年度である場合には、同日以後最初に開始する事業年度）の法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。



第六十六條の第四項	（租税特別措置法）	（租税特別措置法第五十九條の三第十四項において準用する同法）
	並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第五十九條の三第十四項において準用する同法
第六十六條の第六項	、租税特別措置法	、租税特別措置法第五十九條の三第十四項において準用する同法
第六十六條の第七項	を第一項	を第五十九條の三第十四項

15 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書、その損金の額に算入される金額の計算の基礎となつた取引に当該法人に係る関連者との間で行つた特許権譲受等取引がある場合における当該関連者の名称及び本店又は主たる事務所所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類その他財務省令で定める書類（次項において「明細書等」という。）の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

16 税務署長は、前項の申告の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び明細書等の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

17 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七條第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

18 第二項及び前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算、第九項及び第十項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置に関する手続その他第一項、第三項から第八項まで、第十一項又は第十四項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節の四 沖繩の認定法人の課税の特例

第六十條 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する提出の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる区域内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。以下この項及び第四項において「対象内国法人」という。）及び、当該各事業年度（当該対象内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該対象内国法人が合併により設立された法人である場合その他政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限る。以下この条において「特定対象事業年度」という。）において、当該区域内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（当該区域以外の地域において行われる当該事業に關連する事業として政令で定める事業を含む。以下この条において「特定事業等」という。）に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額は、当該特定対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 沖繩振興特別措置法第三十一條第二	区域	事業
条第一項に規	同法第二十九	同法第三十條

19 項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認を同法第二十八條第四項の規定による提出の日から令和七年三月三十一日までの間に受けたものに限る。）

20 項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認を同法第四十一條第四項の規定による提出の日から令和七年三月三十一日までの間に受けたものに限る。）

21 項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認を同法第四十一條第四項の規定による提出の日から令和七年三月三十一日までの間に受けたものに限る。）

2 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖繩振興特別措置法第五十六條第二項に規定する認定法人（同条第一項の規定を同法第五十五條第一項の規定による指定の日から令和七年三月三十一日までの間に受けたものに限る。）に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同法第五十五條第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）の区域内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。以下この項及び第四項において「特例対象内国法人」という。）が、当該各事業年度（当該特例対象内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該特例対象内国法人が合併により設立された法人である場合その他政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。以下この条において「特例対象事業年度」という。）において、当該特例対象事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該特例対象事業年度終了の日における当該特例対象内国法人の当該区域内の事業所で当該特例対象内国法人の事業に従事する者の数の当該特例対象内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該特例対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 第四十二條の九第一項又は第二項の規定

二 第四十五條の規定

三 第四十五條の規定に係る第五十二條の第二項又は第四項の規定

四 第四十五條の規定に係る第五十二條の第三項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

5 前条第一項の規定

一 通算法人に係る第一項又は第二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の特定対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の特定事業等に係る第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特定事業等欠損控除前所得金額（当該通算法人及び対象内国法人である他の通算法人（当該特定対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。イにおいて「他の対象通算法人」という。）イにおいて「他の対象通算法人」という。）の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における特定対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この号において「特定対象事業年度等」という。）の法人税法第六十四條の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額（以下この項及び次項においてそれぞれ「通算前所得金額」と及び「通算前欠損金額」という。）並びに特例対象内国法人である他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の同日に終了する事業年度（イ及びロにおいて「他の事業年度」という。）の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額をいう。）に相当する金額（当該

金額が当該通算法人及び他の通算法人の当該特定対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この号において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額とする。

イ 他の対象通算法人の他の事業年度において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

ロ 他の通算法人の他の事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合

## 二 特例対象内国法人である通算法人について

次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の特例対象事業年度（当該通算法人に係る通算法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の第二項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特例事業者欠損控除前所得金額（当該通算法人及び特例対象内国法人である他の通算法人（当該特例対象事業年度終了の日において当該通算法人と間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この号において同じ。）の特例対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この号において「特例対象事業年度等」という。）の通算前所得金額及び通算前欠損金額並びに対象内国法人である他の通算法人（ロにおいて「他の対象通算法人」という。）の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における同日に終了する事業年度（イ及びロにおいて「他の事業年度」という。）の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として法人税法第六十四條の五の規定により計算した当該通算法人の特定の所得の金額として政令で定める金額をいう。）に相当する金額（当該金額が当該通算法人及び他の通算法人の当該特例対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この号において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額）とする。

ロ 他の対象通算法人の他の事業年度において特定事業等に係る通算前欠損金額が生ずる場合

イ 前項の場合において、他の対象通算法人（同項各号に規定する他の対象通算法人をいう。以下この項において同じ。）の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における前項の通算法人の特定対象事業年度若しくは特例対象事業年度終了の日に終了する事業年度（以下この項において「他の事業年度」という。）の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人（同日において当該通算法人と間に通算完全支配関係があるものに限る。以下この項において同じ。）の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額が当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額（それぞれ他の対象通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）に添付された書類に当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額として記載された金額又は他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額を当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額とみなす。

6 内国法人の第一項又は第二項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時に、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四條の五第一項に規定する通算前欠損金額をいい、同法第六十四條の六の規定により定められたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された金額を超える部分の金額（以下この項において「通算不足欠損金額」という。）のうち事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された金額（以下この項において「期限後欠損金額」という。）において、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（次の各号に定める金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額。以下この項において「要加算調整額」という。）があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該内国法人の当該適用事業年度の法人税法第六十四條の五第一項に規定する通算前所得金額として政令で定める金額（以下この号及び次号において「通算前所得金額」という。）が当該内国法人の特定事業等により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該適用事業年度の通算前所得金額として政令で定める金額（次号において「特定事業等通算前所得金額」という。以下である場合（第三号に掲げる場合を除く。）当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち、他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。以下この号において「事由当該通算法人」という。）

に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額に欠損分配割合（事由当該通算法人につき同条第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合をいう。）を乗じて計算した金額（次号及び第三号において「通算不足欠損控除額」という。）の百分の四十に相当する金額に達するまでの金額

二 当該内国法人の当該適用事業年度の通算前所得金額が特定事業等通算前所得金額を超える場合（次号に掲げる場合を除く。）当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち、通算不足欠損控除額からその超える部分の金額を控除した金額の百分の四十に相当する金額に達するまでの金額

三 当該内国法人の当該適用事業年度が第二項の規定の適用を受けた事業年度である場合  
当該適用事業年度において同項の規定により損金の額に算入した金額のうち、通算不足欠損控除額の百分の四十に相当する金額に同項に規定する政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額に達するまでの金額

7 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由当該通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四條若しくは同法第二十六條の規定による更正に係る同法第二十八條第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

8 第四項の通算法人の特定対象事業年度又は特例対象事業年度において、法人税法第六十四條の五第八項の規定の適用がある場合には、第五項の規定は、当該特定対象事業年度又は特例対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該特定対象事業年度又は特例対象事業年度を第六項に規定する適用事業年度とする

る同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

9 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

10 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

11 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第六項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

12 第一項の表の各号の中欄に掲げる区域又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域に変更があつた場合における第一項に規定する提出の日又は第六項の規定する指定の日、これらの規定又は第六項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項、第二項又は第四項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節の五 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例

第六十一条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において国家戦略特別区域法第二十七条の三に規定する法人に該当するもの（国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に同条の指定を受けたものに限る。以下この項及び第三項に

において「対象内国法人」という。）が、当該各事業年度（当該対象内国法人の設立の日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該対象内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限る。以下この条において「対象事業年度」という。）において、国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において行われる同法第二十七条の三に規定する特定事業（当該国家戦略特別区域以外の地域において行われる当該特定事業に関連する事業として財務省令で定める事業を含む。第三項及び第四項において「特定事業等」という。）に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の十八に相当する金額は、当該各対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受けらるる事業年度については、適用しない。  
一 第四十二条の十一第一項若しくは第二項又は第四十二条の十一第一項若しくは第二項の規定  
二 第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定  
三 第四十二条の十第一項又は第四十二条の十一第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定  
四 第五十九条の三第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定  
3 対象内国法人である通算法人について次に掲げる場合に該当する場合には、当該通算法人の対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において同じ。）の特定事業等に係る第一項に規定する所得の金額として政令で定める金額は、特定事業等欠損控除前所得金額（当該通算法人及び対象内国法人である他の通算法人（当該対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第一号及び次項において「他の対象通算法人」という。）の特定事業等により生じた所得のみにして法人税を課するものとした場合）における当該対象事業年度又は同日に終了する事業年度（以下この項において「対象事業年度等」という。）の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「通算前所得金額」という。）及び「通算前欠損金額」という。）を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の特定事業等に係る所得の金額として政令で定める金額をいう。）に相当する金額（当該金額が当該通算法人及び他の通算法人（同日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。第二号及び次項において「他の通算法人」という。）の当該対象事業年度等の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として同条の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定める金額（以下この項において「欠損控除前所得金額」という。）を超える場合には、当該欠損控除前所得金額に相当する金額）とする。

4 前項の場合において、他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみにして法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額が当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額（それぞれ他の対象通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）に添付された書類に当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみにして法人税を課するものとした場合における当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載された金額又は他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載されたと異なるときは、当初特定事業等通算前所得金額若しくは当初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額を当該他の対象通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として記載された金額とし、他の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）のいづれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた通算前欠損金額（法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額をいう。同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（以下この項において「通算不足欠損金額」という。）のうち）に事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいづれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（以下この項において「期限後欠損金額」という。）がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額のうち第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額の百分の十八に相当する金額に達するまでの金額（当該相当する金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額。以下この項において「要加算調整額」という。）があ

初特定事業等通算前欠損金額又は当初通算前所得金額若しくは当初通算前欠損金額を当該他の対象通算法人の特定事業等により生じた所得のみにして法人税を課するものとした場合における他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額として政令で定める金額又は他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額若しくは通算前欠損金額とみなす。

るときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。次号において「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額

二 事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合

6 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

7 第三項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第四項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該対象事業年度を第五項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

9 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その

記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第五項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

11 第二項及び前三項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項又は第三項から第七項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第五項の規定により益金の額に算入された金額は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

11 第二項及び前三項に定めるもののほか、第一項又は第五項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項又は第三項から第七項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定農地所有適格法人の課税の特例  
（農業経営基盤強化準備金）  
第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人（第三項第一号において「認定農地所有適格法人」という。）に該当するもの（「農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画の区域において農業を担う者として財務省令で定めるものに限る。）が、平成十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（第一号において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十三条第二項に規定する認定計画（第三項第二号イにおいて「認定計画」という。）の定めるところに従つて行つて行つて農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化すること）をいう。第一号において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てた場合を含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額  
二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定の適用を受けた法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された農業経営基盤強化準備金の金額（その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその積み立てられた事業年度（次項において「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から五年を経過したものがある場合には、その五年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額は、その五年を経過した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第二号又は第五号に掲げる場合に該当するときは、第二号イ若しくはロ又は第五号に規定する農業経営基盤強化準備金の金額をその積み立てられた積立事業年度別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 認定農地所有適格法人に該当しないこととなつた場合  
二 農用地等（次条第一項に規定する農用地等をいう。イ及びロにおいて同じ。）の取得

（同項に規定する取得をいい、同項に規定する特定農業用機械等にあつてはその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの取得に限る。）又は製作若しくは建設（イ及びロにおいて「取得等」という。）をした場合  
次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 認定計画の定めるところにより農用地等の取得等をした場合  
その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額  
ロ 農用地等（農業用の器具及び備品並びにソフトウェアを除く。ロにおいて同じ。）の取得等をした場合（イに掲げる場合を除く。）  
その取得等をした日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取得等をした農用地等の取得価額に相当する金額  
三 当該法人が被合併法人となる合併が行われた場合  
その合併直前における農業経営基盤強化準備金の金額  
四 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）  
その解散の日における農業経営基盤強化準備金の金額  
五 前項、前各号及び次項の場合以外の場合  
において農業経営基盤強化準備金の金額を取り崩した場合  
その取り崩した日における農業経営基盤強化準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の基因となつた事実のあつた日（次の各号に掲げる場合に該当する場合は、当該各号に定める日）又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における農業経営基盤強化準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

一 通算法人がその取消の処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合  
その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）



二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百七条第二項の通知を受けた場合、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

5 第五十六条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「者でないとき」とあるのは「者又は第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人でないとき」と、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは「第六十一条の二第二項」と読み替へるものとする。

7 第五項に定めるもののほか、第一項から第四項まで及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第六十一条の三 前条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額（同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する法人（同条第一項の規定の適用を受けることができる法人を含む。）が、各事業年度において、同項に規定する認定計画の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与、交換、出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をし、又は農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア（政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画において同法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に建設される同号に規定する農業用施設のうち当該法人の農業の用に直接供される建物として財務省令で定める建物及びその附属設備に限る。以下この項及び第**

四項において「特定農業用機械等」という。）での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等（以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該法人の農業の用に供した場合においては、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号又は第四号の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第四号の四第一項若しくは第二項に規定する期間（通算子法人にあつては、同法第七十二条第五項第一号に規定する期間）に係る決算。以下この章において同じ。）において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

**一 次に掲げる金額の合計額**

イ 前事業年度から繰り越された前条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額（前事業年度終了の日までに同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）のうち、当該事業年度において同条第二項又は第三項（第二号ロに係る部分を除く。）の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

ロ 当該事業年度において交付を受けた前条第一項に規定する交付金等の額のうち同項の農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかつた金額として政令で定める金額

二 当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関

する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等による損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第五十三条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受けた農用地等について法人税に関する法令の規定を適用する場合における当該農用地等の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第四節の二 交際費等の課税の特例**

（交際費等の損金不算入）

第六十一条の四 法人が平成二十六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この条において「適用年度」という。）において支出する交際費等の額（当該適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本金又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める金額。以下この項及び次項において同じ。）が百億円以下である法人（通算法人の当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人の同日における資本金の額又は出資金の額が百億円を超える場合における当該通算法人を除く。）については、当該交際費等の額のうち接待飲食費の額の百分の五十に相当する金額を超える部分の金額）は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 前項の場合において、法人（投資信託及び投資法人に関する法律第十二条に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。）のうち当該適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるもの（次に掲げる法人を除く。）については、前項の交際費等の額のうち定額控除限度額（八百万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計

算した金額をいう。）を超える部分の金額をもつて、同項に規定する超える部分の金額とすることができ。

一 普通法人のうち当該適用年度終了の日において法人税法第六十六条第五項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの

二 通算法人の当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人である場合における当該通算法人イ 当該適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

ロ 前号に掲げる法人

3 通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）に対する前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 通算子法人の適用年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の適用年度終了の日を終了する当該通算子法人の事業年度とする。

二 前項に規定する定額控除限度額は、八百万円に当該適用年度終了の日を終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（第四号イにおいて「通算定額控除限度額」という。）に、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうち占める割合を乗じて計算した金額（第五項において「通算定額控除限度分配額」という。）とする。

イ 当該通算法人が当該適用年度において支出する交際費等の額

ロ 当該通算法人が当該適用年度において支出する交際費等の額及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が同日に終了する事業年度において支出する交際費等の額の合計額

三 前号の規定を適用する場合において、同号イ及びロの交際費等の額が同号の通算法人の同号の適用年度又は同号ロの他の通算法人の同号ロに規定する事業年度（以下この項において「通算事業年度」という。）の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該通算事業年度において支出する交際費等の額として記載された金額（以下この号及び第五号において「当初申告交際費等の

額」という。)と異なるときは、当初申告交際費等の額を前号イ及びロの交際費等の額とみなす。

四 通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正(次号において「更正」という。)がされる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二号の通算法人の同号の適用年度については、前号の規定は、適用しない。

イ 前号の規定を適用しないものとした場合における第二号ロに掲げる金額が通算定額控除限度額以下である場合

ロ 法人税法第六十四条の五第六項の規定の適用がある場合

ハ 法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合

五 通算事業年度について前号(ハに係る部分を除く。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第三号の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該通算事業年度において支出する交際費等の額として記載された金額を当初申告交際費等の額とみなす。

4 前二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす。

5 第三項の通算法人の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人(以下この項において「他の通算法人」という。)の同日に終了する事業年度において支出する交際費等の額がある場合における当該適用年度に係る第二項の規定は、第七項の規定にかかわらず、当該交際費等の額を支出する他の通算法人の全てにつき、それぞれ同日に終了する事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項、第三項及び前項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に

関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為(以下この項において「接待等」という。)のために支出するもの(次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。)をいい、第一項に規定する接待飲食費とは、同項の交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(専ら当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。第二号において「飲食費」という。)であつて、その旨につき財務省令で定めるところにより明らかにされているものをいう。

一 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

二 飲食費であつて、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額以下の費用

三 前二号に掲げる費用のほか政令で定める費用

7 第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項に規定する定額控除限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8 第六項第二号の規定は、財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

第六十二条 法人(公共法人を除く。以下この項において同じ。)は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日以後に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項、第六十九条第九項(同条第二十三項又は第二十四項において準用する場合を含む。)並びに第四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号(これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。)、第四十二条の十四第一項及び第四項、第六十二条の三第一項及び第九項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭の支出(贈与、供与その他これらに類する目的のために贈与金銭以外の資産の引渡しを含む。以下この条において同じ。)のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由(以下この条において「相手方の氏名等」という。)を当該法人の帳簿書類に記載していないもの(資産の譲受けその他の取引の対価の支払としてされたもの(当該支出に係る金銭又は金銭以外の資産が当該取引の対価として相当であると認められるものに限る。))であることが明らかなるものを除く。)をいう。

3 税務署長は、法人がした金銭の支出のうちその相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘匿するためでないことと認めるときは、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる法人の当該各号に定める適用以外の事業に係る金銭の支出については、適用しない。

一 公益法人等又は人格のない社団等(国内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。)収益事業

二 外国法人 当該外国法人が法人税法第四百十一条各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める国内源泉所得(同法第三百三十八条第一項第一号又は第四号に掲げるものに限る。)に係る事業(人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得に係る収益事業)

5 法人が金銭の支出の相手方の氏名等をその帳簿書類に記載しているかどうかの判定の時期その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第九項(外国税額の控除)(同条第二十三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第九項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条第一項」とする。

あるのは「租税特別措置法第六十二条第一項」とする。

7 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(第二節を除く。)及び第三編第二章(第二節を除く。)の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間(通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間)を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節(第六十七條、第六十八條第三項及び第七十條を除く。)の規定及び第一項の規定(次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。)を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

二 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

三 法人税法第四百二十四条の四第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項又は第二項に規定する期間を一事業年度とみなして同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節(第四百四十四條(同法第六十八條第三項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定及び特別税額加算規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

四 法人税法第四百四十四條の六第一項第三号若しくは第四号又は第二項第二号に掲げる金額は、同条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額につき同法第三編第二章第二節の規定及び特別税額加算規定を適用して計算した法人税の額とする。

8 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における法人税の申告又は還付に関する法人税法その他法人税に関する法令の規定及び地方税法の申告又は還付に関する地方税法その他地方税法に關する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定は、法人がした金銭の支出について同項の規定の適用がある場合において、そ

の相手方の氏名等)に關して、国税通則法第七十  
四條の二(第一項第二号に係る部分に限る。)  
の規定による質問、検査又は提示若しくは提出  
の要求をすることを妨げるものではない。  
第六十二條の二 削除

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の  
特別税率

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)  
第六十二條の三 法人が土地の譲渡等をした場合  
には、当該法人に対して課する各事業年度の所  
得に対する法人税の額は、法人税法第六十六條  
第一項から第三項まで及び第六項、第六十九條  
第十九項(同条第二十三項又は第二十四項にお  
いて準用する場合を含む。)並びに第四百十三  
條第一項及び第二項の規定、第四百二條の四第  
八項第六号口及び第七号(これらの規定を同条  
第十二條の十四第一項及び第四項、第六十二條第  
一項、第九項、次条第一項、第六十七條の二第  
一項並びに第六十八條第一項の規定その他法人  
税に關する法令の規定にかかわらず、これらの  
規定により計算した法人税の適用に、当該土地の  
譲渡等(次条第一項の規定の適用があるものを  
除く。)に係る譲渡利益金額の合計額に百分の  
五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額  
とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。  
一 土地の譲渡等 次に掲げる行為をいう。

- イ 土地(国内にあるものに限る。以下この  
号において同じ。)又は土地の上に存する  
権利(以下この節において「土地等」とい  
う。)の譲渡(適格現物出資又は適格現物  
分配による土地等の移転を除くものとし、  
次に掲げる行為を含む。)
- (1) 合併(適格合併を除く。)又は分割  
(適格分割を除く。)による土地等の移転  
(地上権又は賃借権の設定その他契約に  
より他人(外国法人にあつては、法人税  
法第三十八條第一項第一号に規定する  
本店等を含む。))に土地を長期間使用さ  
せる行為で政令で定めるもの
- (2) 土地等の売買又は交換の代理又は媒介  
に關し報酬を受ける行為その他の行為で  
土地等の譲渡に準ずるものとして政令で  
定めるもの

ロ その有する資産が主として土地等である  
法人の発行する株式(投資信託及び投資法  
人に関する法律第二條第十四項に規定する  
投資口を含む。以下この章において同じ。)  
又は出資(当該株式又は出資のうち次に掲  
げる出資、投資口又は受益権に該当するも  
のを除く。))の譲渡(適格現物出資、適格  
現物分配又は法人税法第二條第十二号の十  
五の三に規定する適格株式分配による移転  
を除くものとし、合併(適格合併を除く。))  
又は分割(適格分割を除く。)による移転  
を含む。)で、土地等の譲渡に類するもの  
として政令で定めるもの

- (1) 資産の流動化に關する法律第二條第三  
項に規定する特定目的会社であつて第六  
十七條の十四第一項第一号ロ(一)若し  
くは(二)に掲げるもの又は同号ロ  
(三)若しくは(四)に掲げるもの(同  
項第二号ニに規定する同族会社に該当す  
るものを除く。))に該当するもの(同法  
第二條第五項に規定する優先出資及び同  
條第六項に規定する特定出資)
- (2) 投資信託及び投資法人に關する法律第  
二條第十二項に規定する投資法人であつ  
て、第六十七條の十五第一項第一号ロ  
(一)又は(二)に掲げるもの(同項第  
二号ニに規定する同族会社に該当するも  
のを除く。))に該当するもの(同法第二  
條第十四項に規定する投資口)
- (3) 法人課税信託のうち法人税法第二條第  
二十九号の二ホに掲げる特定目的信託で  
あつて、第六十八條の三の二第一項第一  
号ロ(一)若しくは(二)に掲げるもの  
又は同号ロ(三)若しくは(四)に掲げ  
るもの(同項第二号イに規定する同族会  
社に該当するものを除く。))に該当する  
ものの受益権

- (4) 法人課税信託のうち法人税法第二條第  
二十九号の二ニに掲げる投資信託であつ  
て、第六十八條の三の三第一項第一号ロ  
に掲げる要件に該当するもの(同項第二  
号イに規定する同族会社に該当するもの  
を除く。))の受益権

3 第一項の規定は、土地等の譲渡(適格現物出  
資又は適格現物分配による土地等の移転を除く  
ものとし、前項第一号イ(一)及び(二)に掲  
げる行為を含む。以下この節において同じ。))  
のうち、棚卸資産(その取得をした日から譲渡  
をした日までの間に於いて当該法人の事業の用  
に供されたものとして政令で定めるものを除  
く。))の譲渡で政令で定めるものに該当するも  
のについては、適用しない。

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日  
から令和七年十二月三十一日までの間に、その  
有する土地等(棚卸資産に該当するものを除  
く。以下第九項まで及び第十一項において同  
じ。))の譲渡をした場合において、当該土地等  
の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当するこ  
とにつき財務省令で定めるところにより証明が  
されたときは、適用しない。  
一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法  
人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの  
二 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社  
その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住  
宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うこ  
とを目的とするものとして政令で定めるもの  
に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土  
地等が当該業務を行うために直接必要である  
と認められるもの(土地開発公社に対する政  
令で定める土地等の譲渡に該当するものを除  
く。)

- 二の二 土地開発公社に対する次に掲げる土地  
等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が独立行  
政法人都市再生機構が施行するそれぞれ次に  
定める事業の用に供されるもの  
イ 被災市街地復興特別措置法第五條第一項  
の規定により都市計画に定められた被災市  
街地復興推進地域内にある土地等 同法に  
よる被災市街地復興土地地区画整理事業  
ロ 被災市街地復興特別措置法第二十一條に  
規定する住宅被災市町村の区域内にある土  
地等 都市再開発法による第二種市街地再  
開発事業

よるもの(前三号に掲げる譲渡又は政令で定  
める土地等の譲渡に該当するものを除く。)  
四 都市再開発法による第一種市街地再開発事  
業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲  
渡に係る土地等が当該事業の用に供されるも  
の(前各号に掲げる譲渡又は政令で定める土  
地等の譲渡に該当するものを除く。)  
五 密集市街地における防災街区の整備の促進  
に關する法律による防災街区整備事業の施行  
者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る  
土地等が当該事業の用に供されるもの(第一  
号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定  
める土地等の譲渡に該当するものを除く。)  
六 密集市街地における防災街区の整備の促進  
に關する法律第三條第一項第一号に規定する  
防災再開発促進地区の区域内における同法第  
八條に規定する認定建替計画(当該認定建替  
計画に定められた新築する建築物の敷地面積  
の合計が五百平方メートル以上であることそ  
の他の政令で定める要件を満たすものに限  
る。))に係る建築物の建替えを行う事業の同  
法第七條第一項に規定する認定事業者に対す  
る土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が  
当該事業の用に供されるもの(第二号から前  
号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等  
の譲渡に該当するものを除く。)

七 都市再生特別措置法第二十五條に規定する  
認定計画に係る同法に規定する都市再生事業  
(当該認定計画に定められた建築物(その建  
築面積が財務省令で定める面積以上であるも  
のに限る。))の建築がされること、その事業  
の施行される土地の区域の面積が一ヘクター  
ル以上であることその他の政令で定める要件  
を満たすものに限る。))の同法第二十三條に  
規定する認定事業者(当該認定計画に定める  
ところにより当該認定事業者と当該区域内の  
土地等の取得に關する協定を締結した独立行  
政法人都市再生機構を含む。))に対する土地  
等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都  
市再生事業の用に供されるもの(第二号から  
前号までに掲げる譲渡に該当するものを除  
く。)

八 国家戦略特別区域法第十一條第一項に規定  
する認定区域計画に定められている同法第二  
條第二項に規定する特定事業又は当該特定事  
業の実施に伴い必要となる施設を整備する事  
業(これらの事業のうち、産業の国際競争力

二 譲渡利益金額 当該土地の譲渡等による収  
益の額として政令で定めるところにより計算

の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)

九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十三条第一項の規定により行われた裁定(同法第十条第一項第一号に掲げる権利に係るものに限るものとし、同法第十八条の規定により失効したものを除く。以下この号において「裁定」という。)に係る同法第十条第二項の裁定申請書(以下この号において「裁定申請書」という。)に記載された同項第二号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第一号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡(当該裁定後に行われるものに限る。)

イ 当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第五号に規定する特定所有者不明土地をいう。以下この号において同じ。)

ロ 当該裁定申請書に添付された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第三項第一号に掲げる事業計画書の同号ハに掲げる計画に当該事業者が取得するものとして記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又は当該土地の上に存する権利(当該裁定申請書に記載された当該事業者が当該特定所有者不明土地以外の土地として使用する特定所有者不明土地と一体として使用する必要が高い事業と認められないものとして政令で定める事業に該当する場合における当該記載がされたものを除く。)

十 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求若しくは同法第五十六条第一項の申出に基づくマンション建替事業(同法第二十一条第四号に規定するマンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)

十一 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二十四条第一項の請求に基づく同法第二条第一項第九号に規定するマンション敷地売却事業(当該マンション敷地売却事業に係る同法第九号第一項に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第二条第一項第一号に規定するマンション(良好な居住環境を備えるものとして政令で定めるものに限る。))に関する事項、当該土地において整備される道路、公園、広場その他の公共の用に供する施設に関する事項その他の財務省令で定める事項の記載があるものに限る。以下この号において同じ。)

十二 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業(当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)

十三 都市計画法第二十九条第一項の許可(同法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める区域内において行われる同法第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号において「開発許可」という。)

十四 その宅地の造成につき都市計画法第二十九条第一項の許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地(次に掲げる要件を満たすものに限る。)

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル(開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積)以上のものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が当該開発許可の内容に適合して行われると認められるものであること。

十五 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)

ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル(政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積)以上のものであること。

ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において造成されるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル(政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積)以上のものであること。

ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において造成されるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル(政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積)以上のものであること。

ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において造成されるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル(政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積)以上のものであること。

以上のものであること又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。

ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事（当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が千平方メートル未満のものにあつては、市町村長）の認定を受けたものであること。

十六 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等で同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限る。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができると定められた日）に属する場合は、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第十号まで又は前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 住宅にあつては、その建設される住宅の床面積及びその住宅の用に供される土地等の面積が政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては、前号ロに規定する政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 住宅又は中高層の耐火共同住宅が建築基準法その他住宅の建築に関する法令に適合するものであると認められること。

五 前項の規定は、法人が、平成四年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に、当該土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための

譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間。第七項において「予定期間」という。）内に前項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが確定であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときに準用する。この場合において、同項中「次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次に項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

六 第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び第十項において同じ。）の場合において、第六十五条の四第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつた法人の有する土地等につき当該法人が同項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなす。

七 第五項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第四項第十三号若しくは第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

八 第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第五項に規定する予定期間内に第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部

が同項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定であることと認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、第五項、前項及び次項の規定の適用については、これらの規定に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

九 第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が同項の規定の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が同項に規定する予定期間の末日において第四項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで及び第六項、第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項において準用する場合を含む。）並びに第四百四十三条第一項及び第二項の規定、第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の十四第一項及び第四項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

十 法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を除く。）をした場合（第六十四条の二第四項の規定により同項に規定する合併法人等が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（同項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人から同項に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十条の規定又は第六十四条から第六十五条の五の二まで若しくは第六十五条の七から第六十六条までの規定により損金の額に算入された金額（第六十五条の六の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額

に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四条の二第九項から第十二項まで（これらの規定を第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七第四項（第六十五条の八第十四項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七第十二項（第六十五条の八第十五項において準用する場合を含む。）又は第六十五条の八第九項から第十二項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額に加算するものとする。

十一 第五項の規定は、確定申告書等に当該土地等の譲渡が同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するものであることを証する財務省令で定める書類及び当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額として政令で定める金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

十二 第一項又は第九項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十九項（外国税額の控除）（同条第二十三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第九項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十九項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第九項」とする。

第十三 第六十二条第七項の規定は、第一項又は第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「及び第一項」とあるのは、「並びに第六十二条の三第一項及び第九項」と読み替へるものとする。

第十四 前三項に定めるもののほか、法人税の申告又は還付に関する法人税法その他法人税に関する法令の規定及び地方税法その他地方税法に関する地方税法その他地方税法に関する法令の規定の適用に関する事項その他第一項又は第五項若しくは第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から令和八年三月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

第十六 第一項又は第九項の規定の適用がある場合における法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十九項（外国税額の控除）（同条第二十三項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第九項（土地の譲渡等がある場合の特別税率）」と、同条第三項中「前条第一項、第二項及び第六項並びに第六十九条第十九項」とあるのは「租税特別措置法第六十二条の三第一項及び第九項」とする。

第十七 第六十二条第七項の規定は、第一項又は第九項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「及び第一項」とあるのは、「並びに第六十二条の三第一項及び第九項」と読み替へるものとする。

(短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特  
別税率)

第六十三条

法人が短期所有に係る土地の譲渡等  
をした場合には、当該法人に対して課する各事  
業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法  
第六十六条第一項から第三項まで及び第六項、  
第六十九條第十九項(同条第二十三項又は第二  
十四項において準用する場合を含む。)並びに  
第四百十三條第一項及び第二項の規定、第四十  
二條の四第八項第六号ロ及び第七号(これらの  
規定を同条第十八項において準用する場合を含  
む。)、第四十二條の十四第一項及び第四項、第  
六十二條第一項、前条第一項及び第九項、第六  
十七條の二第一項並びに第六十八條第一項の規  
定その他法人税に関する法令の規定にかかわら  
ず、これらの規定により計算した法人税の額  
に、当該短期所有に係る土地の譲渡等に係る讓  
渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて  
計算した金額を加算した金額とする。

2

この条において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

一

短期所有に係る土地の譲渡等 前条第二項  
第一号に規定する土地の譲渡等のうち、当該  
法人がその取得をした日から引き続き所有し  
ていた土地等(他の者(当該法人が外国法人  
である場合の法人税法第百三十八條第一項第  
一号に規定する本店等を含む。)から取得を  
したものに限り)で所有期間(その取得を  
した日の翌日から当該土地等の譲渡をした日  
の属する年の一月一日までの所有期間とす  
る。)が五年以下であるもの(当該土地等の  
譲渡をした日の属する年において取得をした  
ものを含む。)の譲渡その他これに準ずるも  
のとして政令で定める行為をいう。

二

譲渡利益金額 当該短期所有に係る土地の  
譲渡等による収益の額として政令で定めると  
ころにより計算した金額から当該収益に係る  
原価の額及び当該短期所有に係る土地の譲渡  
等のために直接又は間接に要した経費の額と  
して政令で定めるところにより計算した金額  
を控除した金額をいう。

3

第一項の規定は、短期所有に係る土地の譲渡  
等のうち、土地等の譲渡で次に掲げるものに該  
当することにつき財務省令で定めるところによ  
り証明がされたものについては、適用しない。  
一 国、地方公共団体その他これらに準ずる法  
人に対する土地等の譲渡で政令で定めるもの

(第十号に掲げる譲渡に該当するものを除く  
。)

二

独立行政法人都市再生機構、土地開発公社  
その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住  
宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うこ  
とを目的とするものとして政令で定めるもの  
に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土  
地等が当該業務を行うために直接必要である  
と認められるもの(政令で定める法人に対す  
る土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面  
積が千平方メートル以上である場合には、第  
四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るも  
のとし、土地開発公社に対する土地等の譲渡  
である場合には、政令で定める土地等の譲渡  
を除く。)

三

土地等の譲渡で第六十五條の二第一項に規  
定する収用換地等(第六十五條第一項第六号  
及び第七号に規定する権利変換を除く。)に  
よるもの(当該収用換地等のうち政令で定め  
るものによる土地等の譲渡で当該譲渡に係る  
土地等の面積が千平方メートル以上である場  
合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡  
に限るものとし、前二号に掲げる譲渡に該当  
するものを除く。)

四

都市計画法第二十九條第一項の許可(同法  
第四條第二項に規定する都市計画区域内にお  
いて行われる同条第十二項に規定する開発行  
為に係るものに限る。以下この項において  
「開発許可」という。)を受けた法人(開発許  
可に基づく地位を承継した法人を含む。)が  
造成した一団の宅地(その面積が千平方メー  
トル以上のものに限り)の全部又は一部の  
当該法人による譲渡で、次に掲げる要件(当  
該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合に  
は、イ及びロに掲げる要件)に該当するもの  
イ 当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係  
る適正な対価の額として政令で定める金額  
以下であること。  
ロ 当該譲渡に係る宅地の造成が当該開発許  
可の内容に適合していること。

五

その宅地の造成につき開発許可を要しない  
場合において法人が造成した一団の宅地(そ  
の面積が千平方メートル以上のものに限り)の  
全部又は一部の当該法人による譲渡で、次  
に掲げる要件(当該譲渡が政令で定める譲渡

に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる  
要件)に該当するもの

イ

当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地  
の供給に寄与するものであることについて  
政令で定めるところにより都道府県知事の  
認定を受けて行われ、かつ、その造成が当  
該認定の内容に適合していること。

ロ

当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に  
該当するものであること。

六

法人が自己の計算により新築した住宅又は  
政令で定める請負の方法により新築した住宅  
(その新築が優良な住宅の供給に寄与するも  
のであることについて政令で定めるところに  
より都道府県知事の認定を受けたものに限  
る。)の敷地の用に供された一団の宅地(そ  
の面積が千平方メートル以上のものに限り)の  
全部又は一部の当該法人による譲渡で、第  
四号イ及びハに掲げる要件に該当するもの  
(前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く  
。)

七

次に掲げる一団の宅地(その面積が千平方  
メートル未満のものに限る。)の全部又は一  
部の当該法人による譲渡で、当該譲渡に係る  
対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額と  
して政令で定める金額以下であるもの  
イ 当該法人が造成した一団の宅地でその造  
成が優良な宅地の供給に寄与するものであ  
ることについて政令で定めるところにより  
市町村長又は特別区の区長(その造成が開  
発許可を受けたものである場合には、当該  
許可をした者)の認定を受けたもの  
ロ 一団の宅地で、当該法人が自己の計算に  
より新築した住宅又は政令で定める請負の  
方法により新築した住宅(その新築が優良  
な住宅の供給に寄与するものであることに  
ついて政令で定めるところにより市町村長  
又は特別区の区長の認定を受けたものに限  
る。)の敷地の用に供されたもの(イに掲  
げる宅地に該当するものを除く。)

八

宅地建物取引業法第二条第三号に規定する  
宅地建物取引業者である法人の行う土地等  
(住宅の敷地の用に供されているもので政令  
で定めるものに限る。)の譲渡でその取得後  
政令で定める期間内に行われるもののうち土  
地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受け  
る行為に類するものとして政令で定めるもの  
九 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七  
十七号)第二条第五項に規定する不動産特定

共同事業者である法人の行う土地等の譲渡  
(同条第三項に規定する不動産特定共同事業  
契約に係る事業参加者から取得した土地等の  
譲渡で政令で定めるものに限る。)

十

土地等の贈与による譲渡で法人税法第三十  
七條第三項各号に規定する寄附金に係る寄附  
に該当するもの

4

前条第十項の規定は、法人が短期所有に係る  
土地の譲渡等に該当する土地等の譲渡(前項の  
規定に該当する土地等の譲渡を除く。)をした  
場合において、第一項の規定を適用するときに  
ついて準用する。この場合において、同条第十  
項中「若しくは第六十五條の七から第六十六  
條まで」とあるのは、「第六十五條の十若しくは  
第六十六條」と、第六十五條の七第四項  
(第六十五條の八第十四項において準用する場  
合を含む。)、第六十五條の七第十二項(第六十  
五條の八第十五項において準用する場合を含  
む。)、又は第六十五條の八第九項から第十二項  
までの規定」とあるのは、「の規定」と読み替  
えるものとする。

5

第一項の規定の適用がある場合における法人  
税法第六十七條の規定の適用については、同条  
第一項中「前条第一項、第二項及び第六項並び  
に第六十九條第十九項(外国税額の控除)(同  
条第二十三項において準用する場合を含む。第  
三項において同じ。)」とあるのは「租税特別措  
置法第六十三條第一項(短期所有に係る土地の  
譲渡等がある場合の特別税率)」と、「これら  
」とあるのは「同項」と、同条第三項中「前条第  
一項、第二項及び第六項並びに第六十九條第十  
九項」とあるのは「租税特別措置法第六十三條  
第一項」とする。

6

第六十二條第七項の規定は、第一項の規定の  
適用がある場合について準用する。この場合に  
おいて、同条第七項第一号中「第一項の」とあ  
るのは、「第六十三條第一項の」と読み替  
えるものとする。

7

第二項から前項までに定めるもののほか、第  
三項第四号ハの公募の方法に関する事項その他  
第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令  
で定める。

8

第一項の規定は、法人が平成十年一月一日か  
ら令和八年三月三十一日までの間にした短期所  
有に係る土地の譲渡等については、適用しな  
い。



金又は対価を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

六 資産に関して有する権利で都市再開発法に規定する権利変換により新たな権利に変換をすることのないものが、同法第八十七条の規定により消滅し、同法第九十一条の規定による補償金を取得する場合（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

六の二 資産に関して有する権利で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する権利変換により新たな権利に変換をすることのないものが、同法第二百二十一条の規定により消滅し、同法第二百二十六条の規定による補償金を取得する場合（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

七 国若しくは地方公共団体（その設立に係る団体に政令で定めるものを含む。）が行い、若しくは土地収用法第三条に規定する事業の施行者がその事業の用に供するために行う公有水面埋立法の規定に基づく公有水面の埋立て又は当該施行者が行う当該事業の施行に伴う漁業権、入漁権、漁港水面施設運営権その他の水の利用に関する権利又は鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。）の消滅（これらの権利の価値の減少を含む。）により、補償金又は対価を取得する場合

八 前各号に掲げる場合のほか、国又は地方公共団体が、建築基準法第十一条第一項若しくは漁業法第九十三条第一項その他政令で定めるその他の法令の規定に基づき行う処分に伴う資産の買取り若しくは消滅（価値の減少を含む。）により、又はこれらの規定に基づき行う買取りの処分により補償金又は対価を取得する場合

2 法人の有する資産が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、前項の規定に適用する土地等、第一号の場合にあつては同号に規定する土地の上にある資産（同号に規定する補償金が当該資産の価額の一部を補償するものである場合には、当該資産のうちその補償金に対応するものとして政令で定める部分）について、収用等による譲渡があつたものとみなす。この場合においては、第一号又は第二号に規定する補償金又は対価の額をもって、同項に規定する補償金、対価又は清算金の額とみなす。

3 第一項に規定する場合において、当該法人が、収用等のあつた日を含む事業年度開始の日から起算して一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）前日（同日が当該収用等により当該法人の有する資産の譲渡をすることとなること）が明らかとなつた日以前である場合には、同日から当該開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をしたときは、当該法人は、当該資産を同項の規定に該当する代替資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該資産が減価償却資産であるときにおける当該資産に係る圧縮限度額は、当該資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

4 第一項第一号、第五号、第七号又は第八号に規定する補償金の額は、名義がいずれであるかを問わず、資産の収用等の対価たるものをいうものとし、収用等に際して交付を受ける移転料

一 土地等が土地収用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合（土地等について使用の申出を拒むときは土地収用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合において、当該土地等が契約により使用され、対価を取得するときを含む。）において、当該使用に伴い当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

二 土地等が前項第一号から第三号の三までの規定、前号若しくは第三号の規定に該当することとなつたことに伴い、その土地の上にある資産につき、土地収用法等の規定に基づく収用をし、若しくは取壊し若しくは除去をしなればならなくなつた場合又は前項第八号に規定する法令の規定若しくは大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条の規定に基づき行う国若しくは地方公共団体の処分に伴い、その土地の上にある資産の取壊し若しくは除去をしなればならなくなつた場合において、これらの資産の対価又はこれらの資産の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

5 その他当該資産の収用等の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

6 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする資産が同項各号又は第二項各号に掲げる場合に該当することとなつたことを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

7 第一項の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

8 第一項の規定の適用を受けた代替資産については、法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該代替資産の取得価額に算入しない。

9 法人（その法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含むもの）を除く。）第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）における当該法人に限る。）が収用等のあつた日を含む事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第十一項において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該法人が補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもって当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時点までの間に代替資産の取得をし、当該適格分割等により当該代替資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するとき、当該代替資産につき、当該代替資産に係る

10 第三項の規定は前項に規定する場合について、第七項及び第八項の規定は前項の規定の適用を受けた代替資産について、それぞれ準用する。

11 第九項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

12 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により第一項又は第九項の規定の適用を受けた代替資産の移転を受けた合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該代替資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において当該代替資産の取得価額に算入されなかつた金額は、当該代替資産の取得価額に算入しない。

13 第五項から第八項まで及び前三項に定めるもののほか、第一項及び第九項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十四条の二 法人の有する資産で前条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（同条第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含むもの）とし、次条第一項の規定に該当する場合を除く。次項において同じ。）において、当該法人が、収用等のあつた日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日から収用等のあつた日以後二年を経過する日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他のやむを得ない事情があるため、当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合で政令で定める場合には、当該



代替資産については、当該終了の日の翌日から政令で定める日までの期間。以下この項及び第四項第二号において「指定期間」という。）内に補償金、対価又は清算金の額（当該収用等のあつた日を含む事業年度において当該補償金、対価若しくは清算金の額の一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をした場合又は当該収用等に係る前条第三項に規定する一年前の日から当該収用等のあつた日を含む事業年度開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をした場合には、これらの資産の取得価額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をする見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に代替資産の取得をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。次条第三項において同じ。）は、当該補償金、対価又は清算金の額で当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額以下の金額を当該収用等のあつた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 法人（その法人の有する資産で前条第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該法人に限る。）が収用等のあつた日を含む事業年度において適格分割又は適格現物出資（その日以後に行われるものに限る。第八項を除き、以下この条において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人において当該適格分割等の日から収用等のあつた日以後二年を経過する日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他のやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人又は被現物出資法人が当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合で政令で定めるときは、当該代替資産については、当該適格分割等の日から政令で定める日までの期間）内に補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相

当する金額をもつて代替資産の取得をする見込みであるときは、当該補償金、対価又は清算金の額で当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、その設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4 法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

二 適格分割等 当該適格分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が指定期間の末日までに補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をするのが見込まれる場合における当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額及び当該適格分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

5 前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人で適格分割等を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定

の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6 第四項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が第一項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。

7 前条第一項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が、同項に規定する指定期間（当該特別勘定の金額が第四項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合）には、第二項に規定する期間その他の政令で定める期間。次項及び第十二項において「指定期間」という。）内に補償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をした場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該代替資産の取得の日を含む事業年度の確定した決算」と読み替へるものとする。

8 前条第九項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（収用等のあつた日以後に行われるものに限る。以下この項において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の指定期間内に補償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をし、当該適格分割等により当該代替資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときに準用する。この場合において、同条第九項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替へるものとする。

9 前二項の場合において、第一項の特別勘定の金額のうち、代替資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額は、代替資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合に

11 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 第一項の特別勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第四項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前三項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二 指定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合 当該特別勘定の金額

三 指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く。）において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき 当該特別勘定の金額

四 指定期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行つた場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき 当該特別勘定の金額

13 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合に

14 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合に

15 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合に

16 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合に

17 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行つた場合に

13 前条第五項及び第六項の規定は、第一項又は第七項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。

14 前条第七項及び第八項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた資産について準用する。

15 前条第十一項の規定は、第八項の規定を適用する場合について準用する。

16 前条第十二項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた資産について準用する。

17 法人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、代替資産の第七項に規定する指定期間内における取得をすることが困難となつた場合において、当該指定期間の初日から当該指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に代替資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄事務署長の承認を受けたときは、前各項の規定の適用については、これらの規定に規定する指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

18 第十二項から前項までに定めるもののほか、第一項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

第六十五条 法人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該各号に規定する資産とともに補償金、対価若しくは清算金(以下この条において「補償金等」という。))又は保留地の対価(中心市街地の活性化に関する法律第十六条第一項、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項、都市の低炭素化の促進に関する法律第十九条第一項、大都市地域住宅等供給促進法第二十一条第一項又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項の規定による保留地が定められた場合における当該保留地の対価をいう。次項第一号及び第十項第一号において同じ。)を取得した場合を含む。第五項において同じ。)において、当該法人が当該各号に規定する収用、買取り、換地処分、権利変換又は交換(以下この条及び次条に

おいて「換地処分等」という。)により取得した資産(以下この条において「交換取得資産」という。)につき、当該交換取得資産の価額から当該換地処分等により譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額(第五項において「圧縮限度額」という。)の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 資産につき土地収用法等の規定による収用があつた場合(第六十四条第一項第二号又は第四号の規定に該当する買取りがあつた場合を含む。)において、当該資産と同種の資産その他のこれに代わるべき資産として政令で定めるものを取得するとき。

二 土地等につき土地改良法による土地改良事業又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業が施行された場合において、当該土地等に係る交換により土地等を取得するとき。

三 土地等につき土地区画整理法による土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、土地改良法による土地改良事業又は大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により土地等又は土地区画整理法第九十三条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分、大都市地域住宅等供給促進法第七十四条第一項に規定する施設住宅の一部等若しくは大都市地域住宅等供給促進法第九十条第二項に規定する施設住宅若しくは施設住宅敷地に関する権利を取得するとき。

四 資産につき都市再開発法による第一種市街地再開発事業が施行された場合において当該資産に係る権利変換により施設建築物の一部を取得する権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(当該資産に係る権利変換が同法第一百零一条第一号又は第一百零二条第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利)若しくは個別利用区内の宅地若

しくはその使用収益権を取得するとき、又は資産が同法による第二種市街地再開発事業の施行に伴い買い取られ、若しくは収用された場合において同法第一百零八条の十一第一項の規定によりその対価として同項に規定する建築施設の部分の給付(当該給付が同法第一百零八条の二十五の三第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付)を受ける権利を取得するとき。

五 資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分(当該資産に係る権利変換が同法第二百五十五條第一項又は第二百五十七條第一項の規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利)又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を取得するとき。

六 資産(政令で定めるものに限る。)につきマンションの建替等に関する法律第二十一条第一項第四号に規定するマンション建替事業が施行された場合において、当該資産に係る同法の権利変換により同項第七号に規定する施行再建マンションに関する権利を取得する権利又は当該施行再建マンションに係る敷地利用権(同項第十九号に規定する敷地利用権をいう。)を取得するとき。

七 資産につきマンションの建替等に関する法律第二十一条第一項第二号に規定する敷地分割事業が実施された場合において、当該資産に係る同法の敷地権利変換により同法第九十一条第一項第二号に規定する除却敷地持分、同項第五号に規定する非除却敷地持分等又は同項第八号の敷地分割後の団地共用部分の共有持分を取得するとき。

前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに補償金等又は保留地の対価を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該補償金等又は保留地の対価に

簿価額のうち当該補償金等又は保留地の対価の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 交換取得資産の価額が譲渡した資産の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を換地処分等に際して支出したとき 帳簿価額にその支出した金額を加算した金額

三 換地処分等により譲渡した資産の譲渡に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 前二条(第六十四条第七項及び第八項(これらの規定を同条第十項又は前条第十四項において準用する場合を含む。))並びに第十二項(前条第十六項において準用する場合を含む。))を除く。の規定は、法人の有する資産で第一項各号(第七号を除く。)に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が、当該各号に規定する資産とともに補償金等を取得し、その額の全部若しくは一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をしたとき、若しくは取得をする見込みであるとき、又は代替資産となるべき資産の取得をしたときについて準用する。この場合において、第六十四条第一項中「補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金」とあるのは、「第六十五条第一項に規定する補償金等の額(同項に規定する換地処分等により譲渡した資産の譲渡に要した経費がある場合には、当該補償金等の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額。以下この項において同じ。))から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額のうち当該補償金等の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額の当該補償金等」と読み替へるものとする。

4 第六十四条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5 法人(その法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該法人に限る。)が換地処分等のあつた日を含む事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限る。以下この項及び次項において「適格分割等」という。)

2

一 交換取得資産とともに補償金等又は保留地の対価を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該補償金等又は保留地の対価に

を行う場合において、当該法人が当該換地処分等により当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの間に取得をした交換取得資産を当該適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第一項第四号の規定の適用を受けた場合において、同号の施設建築物の一部を取得する権利及び施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十條の二第一項の規定により定められた権利交換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権若しくは同号に規定する給付を受ける権利につき同法第百十條第一項（同法第百十條の二第六項又は第百十條の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第百十八條の二十四（同法第百十八條の二十五の第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定によりこれらの規定に規定する差額に相当する金額（第十項第一号並びに次条第一項及び第二項において「変換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき、若しくは第一項第四号に規定する建築施設の部分（同法第百十八條の二十五の第三項の規定により定められた管理処分計画に係る施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）につき同法第百十八條の五第一項の規定による譲受け希望の申出の撤回があつたとき（同法第百十八條の十二第一項又は第百十八條の十九第一項の規定によりその撤回があつたものとみなされる日又はその取得した日において、同号の資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分若しくはその撤回に係る同号に規定する給付を受ける権利又はその取得の基因となつた同号の施設建築物の一部を取得する権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利若しくは同号に規定する給付を受ける権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は前各項の規定を適用する。）

8 第一項第五号の規定の適用を受けた場合において、同号の防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五條第一項の規定により定められた権利交換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき同法第二百四十八條第一項（政令で定める規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同項に規定する差額に相当する金額（第十項第一号並びに次条第一項及び第二項において「防災変換清算金」という。）の交付を受けることとなつたとき、又は第一項第五号の防災施設建築物の一部を取得する権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利（同法第二百五十五條第一項又は第二百五十七條第一項の規定により定められた権利交換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）以下この項及び第十項において同じ。）に基づき同号の防災施設建築物の一部若しくは防災施設建築物の一部についての借家権（同号の防災施設建築物に関する権利を含む。）を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分若しくはその撤回に係る同号に規定する給付を受ける権利又はその取得の基因となつた同号の施設建築物の一部を取得する権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利若しくは同号に規定する給付を受ける権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は前各項の規定を適用する。）

9 第一項第六号の規定の適用を受けた場合において、同号の施行再建マンションに関する権利を取得する権利に基づき同号の施行再建マンションに関する権利を取得したときは、その取得した日において、当該権利を取得する権利につき換地処分等による譲渡があつたものとみなして同項、第二項及び第四項から第六項までの規定を適用する。

10 内国法人が法人税法第六十一條の十一第一項に規定する譲渡損益調整資産（以下この項において「譲渡損益調整資産」という。）に係る同条第一項に規定する譲渡利益額（第一号において「譲渡利益額」という。）につき同項の規定の適用を受けた場合において、同条第二項に規定する譲受人の有するその適用に係る譲渡損益調整資産（次項において「適用譲渡損益調整資産」という。）である第一項第三号から第七号まで（同項第三号にあつては新都市基盤整備法による土地整理に係る部分を、同項第四号にあつては都市再開発法による第二種市街地再開発事業に係る部分を、それぞれ除く。）の規定に該当する資産（第七項の施設建築物の一部を取得する権利又は施設建築物の一部についての借家権を取得する権利、第八項の防災施設建築物の一部を取得する権利又は防災施設建築物の施行再建マンションに関する権利及び前項の権利を含む。）の譲渡につき第一項又は第五項の規定の適用を受けたときは、同条の規定の適用に当該各号に定める場合の区分に応じ当該各号に定めることによる。

一 交換取得資産とともに補償金等又は保留地の対価を取得した場合（変換清算金又は防災変換清算金の交付を受けることとなつた場合その他政令で定める場合を含む。）当該譲渡に基因して法人税法第六十一條の十一第二項の規定により利益金の額に算入する金額は、当該譲渡利益額のうち当該補償金等若しくは保留地の対価又は変換清算金若しくは防災変換清算金の額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該譲渡は、法人税法第六十一條の十一第二項の規定の適用については、同項に規定する政令で定める事由に該当しないものとみなす。

11 前項の規定の適用がある場合には、同項の譲受人が同項の譲渡に係る換地処分等により取得した資産を適用譲渡損益調整資産とみなして、同項及び法人税法第六十一條の十一の規定を適用する。

12 第六十四條第七項及び第八項の規定は、第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産について準用する。

13 第六十四條第十二項の規定は、第一項、第三項又は第五項の規定の適用を受けた資産について準用する。

14 第四項、第六項及び前二項に定めるもののほか、第一項第六号に規定する権利交換の時にあって当該権利交換により譲渡した資産（同号に規定する敷地利用権に係る部分に限る。）の価額と同号に規定する施行再建マンションに係る敷地利用権の価額の概算額との差額がある場合における当該譲渡した資産の同項に規定する譲渡直前の帳簿価額の計算その他同項、第三項、第五項及び第七項から第十項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（収用換地等の所得の特別控除）

第六十五條の二 法人の有する資産で第六十四條第一項各号又は前条第一項第一号若しくは第二号に規定するものがこれらの規定に該当することとなつた場合（第六十四條第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合及び前条第七項に規定する譲受け希望の申出の撤回があつたときにおいて、同項の規定により同条第一項第四号に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合を含む。）において、当該法人が収用等又は換地処分等（以下この条において「収用換地等」という。）により取得したこれらの規定に規定する補償金、対価若しくは清算金（当該譲受け希望の申出の撤回があつたことにより支払を受ける対価を含む。以下この条において「補償金等」という。）の額又は資産（以下この条において「交換取得資産」という。）の価額（当該収用換地等により取得した交換取得資産の価額が当該収用換地等により譲

渡した資産の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該取用換地等に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額が、当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補償金等又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中に取用換地等により譲渡した資産（前条第一項第三号から第七号までに掲げる場合に該当する換地処分等により譲渡した資産のうち当該換地処分等により取得した資産の価額に対応する部分として政令で定める部分及び同条第七項から第九項までの規定により換地処分等による譲渡があつたものとみなされる資産を除く。次項及び第七項において同じ。）のいずれについても第六十四号から前条までの規定の適用を受けなければ、その超える部分の金額と五千万円（当該譲渡の日の属する年における取用換地等により取得した補償金等（変換清算金及び防災変換清算金を含む。）の額又は交換取得資産の価額につき、この項、次項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 法人の有する資産で前条第一項第三号から第五号までに規定するものがこれらの規定に該当し、当該法人がこれらの規定に掲げる場合に該当する換地処分等により資産とともに補償金を取得した場合又は同条第七項の規定により同条第一項第四号の資産につき取用等による譲渡があつたものとみなされて変換清算金の交付を受けることとなつた場合若しくは同条第八項の規定により同条第一項第五号の資産につき取用等による譲渡があつたものとみなされて防災変換清算金の交付を受けることとなつた場合において、その取得した補償金等（変換清算金及び防災変換清算金を含む。以下この項及び第七項において同じ。）の額が当該換地処分等により譲渡した資産（同条第七項又は第八項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる資産を含む。）の譲渡直前の帳簿価額のうち当該補償金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額と当該譲渡し

た資産の譲渡に要した経費で当該補償金等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中に取用換地等により譲渡した資産のいずれについても第六十四号から前条までの規定の適用を受けなければ、その超える部分の金額と五千万円（当該譲渡の日の属する年における取用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、前項、この項又は第七項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前二項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める資産については、適用しない。  
 一 前二項に規定する資産の取用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取壊し、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出をする者（以下この条において「公共事業施行者」という。）から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき、土地取用法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申請（同日以前にされたものに限る。）に基づき同法第十五条の十一第一項に規定する仲裁判断があつた場合、同法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第三項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合若しくは同項第六号の規定による届出をする場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合 当該資産  
 二 一の取用換地等に係る事業につき前二項に規定する資産の取用換地等による譲渡が二以上あつた場合において、これらの譲渡が二以上の年にわたつてされたとき 当該資産のうち、最初に当該譲渡があつた年において譲渡された資産以外の資産  
 三 前二項に規定する資産の取用換地等による譲渡が当該資産につき最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人からされた場合（当該申出を受けた者が法人である場合には、当該法人が当該取用換地等による譲渡をしていな

い場合に該当し、かつ、次に掲げる場合に該当するときは、当該資産  
 イ 当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合で当該適格合併により当該資産の移転を受けた合併法人が当該譲渡をした場合  
 ロ 当該法人を分割法人とする適格分割が行われた場合で当該適格分割により当該資産の移転を受けた分割承継法人が当該譲渡をした場合  
 4 第一項又は第二項の規定は、確定申告書等によるこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、これらの規定の適用を受けようとする資産につき公共事業施行者から交付を受けた前項の買取り等の申出があつたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。  
 5 税務署長は、前項の記載若しくは添付がない確定申告書等の提出があつた場合又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合において、その記載若しくは添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をしな書類及び同項の明細書並びに当該財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。  
 6 公共事業施行者は、財務省令で定めるところにより、第四項に規定する買取り等の申出があつたことを証する書類の写し及び当該資産の買取り等に係る支払に関する調書を、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 法人が、第六十四条の二第十項から第十二項まで（これらの規定を前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当することとなつた場合において、第六十四条の二第十項若しくは第十一項に規定する特別勘定の金額又は同条第十二項各号に定める金額に係る取用換地等のあつた日を含む事業年度のうちに同一の年に属する期間中に取用換地等により譲渡した資産の全部に係る同条第一項の特別勘定の金額がないこととなり、かつ、当該資産のいずれについても第六十四条第一項（第六十四条の二第七項又は前条第三項におい

て準用する場合を含む。）、第六十四条第九項（第六十四条の二第八項又は前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第五項の規定の適用を受けていないときは、第六十四条の二第十項から第十二項までの規定に該当することとなつた当該特別勘定の金額と五千万円（当該取用換地等のあつた日の属する年において他の資産の取用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、第一項、第二項又はこの項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのうちいずれか低い金額をその該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。  
 8 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。  
 9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。  
 10 第三項から第六項まで、第八項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項、第二項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除  
 第三款 特定土地画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除  
 第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿

て準用する場合を含む。）、第六十四条第九項（第六十四条の二第八項又は前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第五項の規定の適用を受けていないときは、第六十四条の二第十項から第十二項までの規定に該当することとなつた当該特別勘定の金額と五千万円（当該取用換地等のあつた日の属する年において他の資産の取用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、第一項、第二項又はこの項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのうちいずれか低い金額をその該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。  
 8 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。  
 9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。  
 10 第三項から第六項まで、第八項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項、第二項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除  
 第三款 特定土地画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除  
 第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿

て準用する場合を含む。）、第六十四条第九項（第六十四条の二第八項又は前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第五項の規定の適用を受けていないときは、第六十四条の二第十項から第十二項までの規定に該当することとなつた当該特別勘定の金額と五千万円（当該取用換地等のあつた日の属する年において他の資産の取用換地等により取得した補償金等の額又は交換取得資産の価額につき、第一項、第二項又はこの項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのうちいずれか低い金額をその該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。  
 8 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により損金の額に算入する場合について準用する。  
 9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。  
 10 第三項から第六項まで、第八項及び前項に定めるもののほか、第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項、第二項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなった土地等のいづれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十六条の規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が土地区画整理法による土地区画整理事業、大都市地域住宅供給促進法による住宅街整備事業、都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善、宅地の造成、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業の用に供するためこれらの者（地方公共団体の設立に係る団体で政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合（第六十四条第一項第三号の四から第三号の六までの規定の適用がある場合を除く。）

二 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該第一種市街地再開発事業を行う都市再開発法第十一条第二項の認可を受けて設立された市街地再開発組合に買い取られる場合

二の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第二項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十二条第一項、都市緑地法第十七

条第一項若しくは第三項、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項、航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項その他政令で定める法律の規定により買い取られる場合

三の二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）

三の三 都市緑地法第十七条の二第一項に規定する対象土地が同条第四項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）

四 文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法第二十条第一項の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は自然環境保全法第二十五条第一項の規定により特別地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立科学博物館、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第六号に掲げる業務を主たる目的とするもの）のうち政令で定めるものに限る。）又は文化財保護法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体に買い取られる場合（当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には、当該文化財保存活用支援団体が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）を含むものとし、第六十四条第一項第二号の規定の適用がある場合を除く。）

五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内の土地が同条第三項に規定する保安施設事業のために国又は地方公共団体に買い取られる場合

六 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第三条第一項の同意を得た同項に規定する集団移転促進事業計画において定められた同法第二条第一項に規定する移転促進区域内にある同法第三条第二項第六号に規定する農地等が当該集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号の規定の適用がある場合を除く。）

七 農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十二条の四第一項に規定する区域内にあるものが、同条第二項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構に買い取られる場合（当該農地中間管理機構が公益社団法人又は公益財団法人であることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る。）

2 法人の有する土地等につき、一の事業で前項各号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたって行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、同項の規定は、適用しない。

3 法人の有する土地等につき、一の事業で第一項各号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが次の各号に掲げる法人に該当する法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、同項の規定は、適用しない。

一 適格合併に係る被合併法人 当該適格合併により合併法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

二 適格分割に係る分割法人 当該適格分割により分割承継法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

三 適格現物出資に係る現物出資法人 当該適格現物出資により被現物出資法人が当該事業

に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

四 適格現物分配に係る現物分配法人 当該適格現物分配により被現物分配法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

4 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項各号の買取りをする者から交付を受けた同項の土地等の買取りがあつたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の記載若しくは添付がない確定申告書等の提出があつた場合又は同項の財務省令で定める書類の保存がない場合においても、その記載若しくは添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書並びに当該財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

6 第一項各号の買取りをする者は、財務省令で定めるところにより、同項の土地等の買取りに係る支払に関する調書、その事業の施行に係る営業所、事業所その他の事業場の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額

を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその該当することとなった土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十六条の規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。第十二号において同じ。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、成田国際空港株式会社、地方住宅供給公社又は日本勤労者住宅協会が行う住宅の建設又は宅地の造成を目的とする事業（政令で定める事業を除く。）の用に供するためにこれらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号又は前条第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二 第六十四条第一項第一号に規定する土地収用法等に基づく収用（同項第二号の買取り及び同条第二項第一号の使用を含む。）を行う者若しくはその者に代わるべき者として政令で定める者によつて当該収用の対償に充てるため買い取られる場合、住宅地区改良法第二条第六項に規定する改良住宅を同条第三項に規定する改良地区の区域外に建設するため買い取られる場合又は公営住宅法第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号若しくは第六十五条第一項第一号に掲げる場合又は政令で定める場合を除く。）

三 一団の宅地の造成に関する事業（次に掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）の用に供するために、平成六年一月一

日から令和八年十二月三十一日までの間に、買い取られる場合（政令で定める場合に限る。）

イ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区（ロにおいて「施行地区」という。）の全部が都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域に含まれるものに限る。）として行われるものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成に係る一団の土地（イの土地区画整理事業の施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該事業により造成される宅地の分譲が公募の方法により行われるものであること。

四 公有地の拡大の推進に関する法律第六条第一項の協議に基づき地方公共団体、土地開発公社又は政令で定める法人に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号又は前条第一項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第九条第二項の規定により買い取られる場合

六 地方公共団体又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三条の二第一項に規定する沿道整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第二条第二号に掲げる沿道整備推進機構の整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

七 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三百条第一項に規定する防災街区整備推進機構（政令で

定めるものに限る。）が同法第二条第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法第十二条の四第一項第二号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

八 地方公共団体又は中心市街地の活性化に関する法律第六十一条第一項に規定する中心市街地整備推進機構（政令で定めるものに限る。）が同法第十六条第一項に規定する認定中心市街地（以下この号において「認定中心市街地」という。）の整備のために同法第十二条第一項に規定する認定基本計画の内容に即して行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、認定中心市街地の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第一号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

九 地方公共団体又は景観法第九十二条第一項に規定する景観整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第四号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景観整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景観計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

十 地方公共団体又は都市再生特別措置法第一百八条第一項に規定する都市再生推進法人

（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画又は同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該都市再生推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該都市再生整備計画又は立地適正化計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

十一 地方公共団体又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第三十四条第一項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第十二条第一項に規定する認定重点区域における同法第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に記載された公共施設又は公用施設の整備に関する事業（当該事業が当該歴史的風致維持向上支援法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該認定重点区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第六十四条第一項第一号若しくは第四号、第六十五条第一項第一号若しくは前条第一項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第六号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）

十二 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに買い取られる場合

イ 当該計画に係る区域の面積が政令で定める面積以上であり、かつ、当該事業の施行区域の面積が政令で定める面積以上であること。

ロ 当該事業の施行区域内の道路、公園、緑地その他の公共の用に供する空地の面積が

当該施行区域内に造成される土地の用途区分に応じて適正に確保されるものであること。

十三 次に掲げる事業（都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合

イ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第五十三条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第二条第二項に規定する商店街活性化事業又は同法第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第二条第三項に規定する商店街活性化支援事業

ロ 中心市街地の活性化に関する法律第四十九条第二項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく同法第七条第七項に規定する中小小売商業高度化事業（同項第一号から第四号まで又は第七号に掲げるものに限る。）

十四 農業協同組合法第十一条の四十八第一項に規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第五項第三号に掲げるもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する他の事業者との事業の共同化若しくは中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合

十四の二 総合特別区域法第二条第二項第五号イ又は第三項第五号イに規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従って行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したものの用に供するために買い取られる場合

十五 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人（以下この号において「特定法人」という。）が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第二条第二項に規定する特定施設（同項第一号に規定する建設廃棄物処理施設を含むものを除く。）の整備の事業（当該事業が同法第四条第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号若しくは第六十五条第一項第一号に掲げる場合又は第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

十六 広域臨海環境整備センター法第二十条第三項の規定による認可を受けた同項の基本計画に基づいて行われる同法第二条第一項第四号に掲げる廃棄物の搬入施設の整備の事業の用に供するために、広域臨海環境整備センターに買い取られる場合

十七 生産緑地法第六条第一項に規定する生産緑地地区内にある土地が、同法第十一条第一項、第十二条第二項又は第十五条第二項の規定に基づき、地方公共団体、土地開発公社その他の政令で定める法人に買い取られる場合

十八 国土利用計画法第十二条第一項の規定により規制区域として指定された区域内の土地等が同法第十九条第二項の規定により買い取られる場合

十九 国、地方公共団体その他政令で定める法人が作成した地域の開発、保全又は整備に関する事業に係る計画で、国土利用計画法第九条第三項に規定する土地利用の調整等に関する事項として同条第一項の土地利用基本計画に定められたもののうち政令で定めるものに基づき、当該事業の用に供するために土地等が国又は地方公共団体（その設立に係る団体が政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合

二十 都市再開発法第七条の六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二條第三項又は被災市街地復興特

別措置法第八条第三項の規定により土地等が買い取られる場合

二十一 土地区画整理法による土地区画整理事業（同法第三条第一項の規定によるものを除く。）が施行された場合において、土地等の上に残存する建物又は構築物（以下この号において「建物等」という。）が建築基準法第三条第二項に規定する建築物その他の政令で定める建物等に該当していることにより換地（当該土地の上に存する権利の目的となるべき土地を含む。以下この号において同じ。）を定めることが困難であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた当該土地等について土地区画整理法第九十条の規定により換地が定められなかつたことに伴い同法第九十四条の規定による清算金を取得するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

二十一の二 土地等につき被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、同法第十七条第一項の規定により保留地が定められたことに伴い当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該保留地の対価の額に対応する部分の譲渡があつたとき。

二十二 土地等につきマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号に規定するマンシヨン建替事業が施行された場合において、当該土地等に係る同法の権利変換により同法第七十五条の規定による補償金（当該法人（同条第一号に掲げる者に限る。）がやむを得ない事情により同法第五十六条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。）を取得するとき、又は当該土地等が同法第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求（当該法人にやむを得ない事情があつたと認められる場合として政令で定める場合にされたものに限る。）により買い取られたとき。

二十二の二 建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）に該当する決議特定要除却認定マンシヨン（マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第九十条第一項に規定する決議特定要除却

認定マンシヨンをいう。以下この号において同じ。）の敷地の用に供されている土地等につきマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第九号に規定するマンシヨン敷地売却事業（当該マンシヨン敷地売却事業に係る同法百三十三条に規定する認定買受計画に、決議特定要除却認定マンシヨンを除却した後の土地に新たに建築される同項第一号に規定するマンシヨンに関する事項の記載があるものに限る。）が実施された場合において、当該土地等に係る同法百四十一条第一項の認可を受けた同項に規定する分配金取得計画（同法百四十五条において準用する同項の規定により当該分配金取得計画の変更に係る認可を受けた場合には、その変更後のもの）に基づき同法百五十一条の規定による同法百四十二条第一項第三号の分配金を取得するとき、又は当該土地等が同法百二十四条第一項の請求により買い取られたとき。

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定により環境大臣が特別保護地区として指定した区域内の土地のうち文化財保護法第九十九条第一項の規定により天然記念物として指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地で国若しくは地方公共団体においてその保存をすべきものとして政令で定めるものが国若しくは地方公共団体に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号又は前条第一項第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二十四 自然公園法第七十二条に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第七十三条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第二十条第一項に規定する特別地域内における行為に関する同法第二章第四節の規定による規制と同等の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内の土地又は自然環境保全法第四十五条第一項に規定する都道府県自然環境保全地域のうち同法第四十六条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地区として

指定された地区で、当該地区内における行為につき同法第二十五条第一項に規定する特別地区内における行為に関する同法第四章第二節の規定による規制と同等の規制が行われている地区として環境大臣が認定した地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合

二十五 農業経営基盤強化促進法第四十一条第一号に規定する農用地で農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、農業経営基盤強化促進法第二十二條第二項の協議に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

2 法人の有する土地等で被災市街地復興特別措置法第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にあるものが前項第二十一号の二に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同号の保留地が定められた場合は第六十五条第一項に規定する保留地が定められた場合に該当するものとみなし、かつ、同号の保留地の対価の額は同項並びに同条第二項第一号及び第十項第一号に規定する保留地の対価の額に該当するものとみなして、同条第一項、第五項及び第十項の規定を適用する。

3 法人の有する土地等につき、一の事業で第一項第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号、第二十二号又は第二十二号の二の買取りに係るもの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたつて行われたときは、これらの買取りのうち、最初行われたもの以外の買取りについては、同項の規定は、適用しない。

4 法人の有する土地等につき、一の事業で第一項第一号から第三号まで、第六号から第十六号まで、第十九号、第二十二号又は第二十二号の二の買取りに係るもの用に供するために、これらの買取りが次の各号に掲げる法人に該当する法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、同項の規定は、適用しない。

一 適格合併に係る被合併法人 当該適格合併により合併法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産

について行われる買取り

二 適格分割に係る分割法人 当該適格分割により分割承継法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

三 適格現物出資に係る現物出資法人 当該適格現物出資により被現物出資法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

四 適格現物分配に係る現物分配法人 当該適格現物分配により被現物分配法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

5 前条第四項、第五項及び第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第六項の規定は第一項各号の買取りをする者について、それぞれ準用する。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五条の五 農地法第二十三条に規定する農地所有適格法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該農地所有適格法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該農地所有適格法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十六条の規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と八百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を

含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 農業振興地域の整備に関する法律第二十三条に規定する勧告に係る協議、調停又はあつせんにより譲渡した場合その他農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合（第六十五条の三第一項第七号又は前条第一項第二十五号の規定の適用がある場合を除く。）

二 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた同条第一項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合（第六十五条の三第一項第七号又は前条第一項第二十五号の規定の適用がある場合を除く。）

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等における損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合を除き、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第六十五条の三第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

場合において、当該法人が当該土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡をした土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその譲渡をした土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十六条の規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等における損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合を除き、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（第七項第二号ニにおいて「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が指定期間内に取得をした土地等の移転を受けた場合には、当該被合併法人等が当該土地等の取得をした日において当該合併法人

第六十五条の五の二 法人（清算中の法人を除く。）が平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの期間（第四項において「指定期間」という。）内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この条において「土地等」という。）で、その取得をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間（その取得をした日の翌日から当該土地等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有していた期間をいう。）が五年を超えるものの譲渡をした

場合において、当該法人が当該土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡をした土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡をした土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡をした土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうちに同一の年に属する期間中にその譲渡をした土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十六条の規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。



等が当該土地等の取得をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

5 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 この条における用語については、次に定めるところによる。

一 取得には、当該法人と政令で定める特殊の関係のある個人若しくは法人からの取得又は合併、分割、贈与、交換、出資若しくは適格現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

二 譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

- イ 第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号から第七号までに規定する取引、買取り、換地処分、権利変換又は買収による譲渡（第六十四条第二項又は第六十五条第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する取引等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）
- ロ 前三条の規定の適用を受ける譲渡（交換による譲渡を含む。）
- ハ 法人税法第五十条第一項又は第五項の規定の適用を受ける交換による譲渡
- ニ 適格合併等による土地等の移転

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例

第六十五条の六 法人がその有する資産の譲渡をした場合において、当該譲渡の日の属する年におけるその資産の譲渡（当該年における当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（法人による同号に規定する完全支配関係に限る。）がある法人（以下この条において「完全支配関係法人」という。）

の有する資産の譲渡を含む。）につき、当該法人及び完全支配関係法人が第六十五条の二第一項、第二項若しくは第七項、第六十五条の三第一項、第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項若しくは前条第一項の規定のうち二以上の規定の適用を受け、又は当該法人若しくは完全支配関係法人がそれぞれこれらの規定の適用を受け、当該法人及び完全支配関係法人がこれらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額を合計した金額（以下この条において「調整前損金算入額」という。）が五千万円を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その超える部分の金額に当該法人がこれらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額を合計した金額が当該調整前損金算入額のうちに占める割合を乗じて計算した金額は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

第六十五条の七 法人（清算中の法人を除く。）以下この条において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この条において同じ。）で次の表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業用の（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用に供し、第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事

業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）第三項において同じ。）は、当該買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十（当該譲渡をした資産が同表の第一号の上欄に掲げる資産（同欄のハに掲げる区域にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十）に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲渡資産

一 次に掲げる区域（イ又はロに掲げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等（平成二十六年四月一日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となつた日のいずれか遅い日以後に取得（贈与による取得を除く。）をされたものを除く。）、建物（その附属設備を含む。以下この表及び第十四項において同じ。）又は構築物でそれぞれ次に定める場合に譲渡をされるもの

買換資産

上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内（国内に限る。以下この号において同じ。）にある土地等、建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域以外の地域内にあるものに限る。）

イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音

障害防止特別地区 同法第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

ハ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域 同条第二項の規定により買い取られ、又は同条第一項の規定により補償金を取得する場合

二 次に掲げる区域（イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。）内にある土地等、建物又は構築物

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域

ハ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条第三項に規定する政令で定める区域

ニ イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域

三 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により取得をされた日から引き続き所有されていること

国内にある土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設（以下こ

これらの資産のうち所有期間（その取得をされた日の翌日からこれらの資産の譲渡をされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。）が十年を超えるもの

の号において「特定施設」という。敷地の用に供されるもの（当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されてないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限り。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限り、建物又は構築物

四 船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶に限るものとし、漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）の用に供されるものを除く。以下この号において同じ。）のうちその進水の日からその譲渡の日までの期間が政令で定める期間に満たないもの（建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。）

2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の買換資産（次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。）のうち土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分をし、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3 第一項に規定する場合において、当該法人が、その有する資産で同項の表の各号の上欄に掲げるものの譲渡をした日を含む事業年度開始の前一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）以内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供したとき（当該事業年度終了の日と当該取得の日から一年を経過する日とのいずれか早い日までに、当該事業の用に供しなくなったときを除く。）又は供する見込みであるときは、当該法人は、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした当該資産に限り、当該資産を第一項の規定に該当する買換資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。

4 第一項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する買換資産（同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。）の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この条において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この条において「合併法人等」という。）に移転する場合を除く。）には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき同項の規定により損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む事業年度（適格合併に該当しない合併により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併の日の前日を含む事業年度）の所得金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に

関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

7 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

8 第一項の規定の適用を受けた買換資産については、法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入された金額（第四項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。）は、当該買換資産の取得価額に算入しない。

9 法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第十一項において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前までの間に当該譲渡をした資産に係る第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産）に供することにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併の日を含む事業年度（適格合併に該当しない合併により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、第三項の規定は前項に規定する場合について、第七項及び第八項の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用に関する技術的諸替えは、政令で定める。

11 第九項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

12 適格合併等により第一項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産（これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。）の移転を受けた合併法人等が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この条において「被合併法人等」という。）が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産）に供し、その移転を受けた事業の用（以下この項において「移転を受けた事業の用」という。）に供しない場合又は供しなくなった場合には、当該合併の日を含む事業年度（適格合併に該当しない合併により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13 適格合併等により第一項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人

の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

等が当該買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等において当該買換資産の取得価額に算入されなかつた金額は、当該買換資産の取得価額に算入しない。

14 第一項又は第九項の規定（第一項の表の第三号に係る部分に限る。）を適用する場合において、法人が譲渡をした同号の上欄に掲げる資産が第一号に掲げる地域内にある資産に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第三号の下欄に掲げる資産が第二号若しくは第三号に掲げる地域内にある資産に該当するとき、又は法人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある本店資産（当該法人の本店又は主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。）に該当し、かつ、当該法人が取得をした同表の第三号の下欄に掲げる資産に該当するときは、これらの取得をした資産に係る第一項に規定する圧縮限度額は、同項の規定にかかわらず、当該資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 地域再生法第五号第四項第五号イに規定する集中地域（次号において「集中地域」という。）以外の地域 第一項に規定する計算した金額の百分の九十に相当する金額
- 二 集中地域（次号に掲げる地域を除く。） 第一項に規定する計算した金額の百分の七十五に相当する金額
- 三 地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの 第一項に規定する計算した金額の百分の七十（その譲渡をした資産及び取得をした資産のいずれもが本店資産に該当する場合には、百分の六十）に相当する金額

15 第二項から前項まで（第九項を除く。）に定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が同項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における同項の規定により損金の額に算入される金額の計算その他同項及び第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

16 この条及び次条における用語については、次に定めるところによる。  
一 譲渡には、土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合とし

て政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含むものとし、次に掲げるものを含まないものとする。

- イ 第六十四条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに第六十五条第一項第一号及び第三号から第七号までに規定する取引、買取り、換地処分、権利変換又は買収による譲渡（第六十四条第二項又は第六十五条第七項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する取用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなされる場合における当該譲渡を含む。）
- ロ 贈与、交換、出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による譲渡その他政令で定める譲渡
- ハ 合併又は分割による資産の移転
- ニ 取得には、建設及び製作を含むものとし、第一項の表の第一号及び第三号の上欄の場合を除き、合併、分割、贈与、交換、出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを含まないものとする。

三 「圧縮基礎取得価額」とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（買換資産が第三項（第十項において準用する場合を含む。）の規定により買換資産とみなされた資産であり、かつ、当該買換資産が減価償却資産であるときは、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額）をいう。

- イ 当該買換資産の取得価額
- ロ 当該買換資産に係る第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る対価の額（既に当該譲渡に係る対価の額の一部に相当する金額をもつて取得した当該各号に係る他の買換資産で同項の規定の適用を受けるものがある場合その他の政令で定める場合には、買換資産の取得に充てる金額として政令で定める金額を控除した金額。次条第一項及び第二項において同じ。）
- 四 「差益割合」とは、当該事業年度において譲渡をした第一項の表の上欄に掲げる資産の当該譲渡に係る対価の額のうち、当該対価の額から当該資産の譲渡直前の帳簿価額（当該譲渡に要した経費がある場合には、当該経費の額（当該資産が適格合併等により被合併法人等から移転を受けた資産である場合に

は、当該被合併法人等が支出した当該経費の額を含む。）を加算した金額）を控除した金額の占める割合をいう。

（特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例）

第六十五条の八 法人が、昭和四十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間（次項において「対象期間」という。）内に、その有する資産で前条第一項の表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。）の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第四項第二号において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内当該各号の下欄に規定する見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内当該各号の下欄に規定する見込みであるとき、当該取得の日から一年以内当該各号の下欄に規定する見込みであるとき、その移転を受ける事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産に係る見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十（当該譲渡をした資産が同表の第一号の上欄に掲げる資産（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。）に該当し、かつ、当該取

得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。次項において同じ。）に相当する金額以下の金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 法人が、対象期間内に前項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分割又は適格現物出資（その日以後に行われるものに限る。第八項を除き、以下この条において「適格分割等」という。）を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人において当該譲渡をした資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、その設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度終了の日の翌日以後一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人又は被現物出資法人が当該期間内に同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該譲渡をした法人が政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれること。

二 前号の取得の日から一年以内に当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該取得をした資産を当該適格分割等により移転を受ける前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄

に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用に供することが見込まれること。前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一 適格合併 当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

二 適格分割等 当該適格分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人又は被現物出資法人において当該取得をした資産を当該適格分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額及び当該適格分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

5 前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人で適格分割等を行ったもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6 第四項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。

7 前条第一項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が、同項に規定する取得指定期間（当該特別勘定の金額が第四項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合）には、第二項第一号に規定する期間その他の政令で定める期間（次項及び第十二項において「取得指定期間」という。）内に当該特別勘定に係る同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合において、当該取得の日から一年以内に、当該買換資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用）に供したとき（当該取得の日を含む事業年度において当該事業の用に供しなくなったときを除く。）、又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）について準用する。この場合において、同項中「買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」とあるのは、「買換資産」とあり、「買換資産」と、「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替へるものとする。

8 前条第九項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（同項に規定する譲渡の日以後に行われるものに限る。以下この項において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の取得指定期間内に当該特別勘定に係る同条第一項の各号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）について準用する。この場合において、同項中「買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」とあるのは、「買換資産」とあり、「買換資産」と、「当該事業年度の所得の金額の計算上」と読み替へるものとする。

9 前二項の場合において、その買換資産に係る第一項の特別勘定の金額のうち、当該買換資産の圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額は、当該買換資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行った場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十

用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用）に供し、かつ、当該適格分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。）を分割承継法人等に移転することについて準用する。この場合において、同条第九項中「買換資産（政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。）」とあるのは、「買換資産」とあり、「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替へるものとする。

12 第一項の特別勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第四項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前三項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合 当該取り崩した金額

二 取得指定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合 当該特別勘定の金額

三 取得指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く。）において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき 当該特別勘定の金額

四 取得指定期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行った場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき 当該特別勘定の金額

13 前条第二項の規定は、第七項又は第八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該土地等に係る面積」とあるのは、「当該土地等に係る面積と次条第一項の特別勘定の基礎となつた譲渡に係る同条第七項又は第八項に規定する買換資産のうち土地等に係る面積との合計」と読み替へるものとする。

14 前条第四項の規定は、第七項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する買換資産（同項の規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。）の

四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

15 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行った場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

16 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十

17 第一項の特別勘定を設けている法人が、自己を株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする法人税法第六十二条の九第一項に規定する非適格株式交換等（以下この項において「非適格株式交換等」という。）を行った場合において、当該非適格株式交換等の直前の時に第一項の特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該非適格株式交換等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

18 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十

取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該買換資産に係る前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（次項において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（次項において「合併法人等」という。）に移転する場合を除く。）について準用する。

15 前条第十二項の規定は、適格合併等により第七項又は第八項の規定を受けたこれらの規定に規定する買換資産（これらの規定の適用を受けた事業年度以後の事業年度において法人税法第六十四条の十一第一項、第六十四条の十二第一項又は第六十四条の十三第一項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する時価評価資産に該当するものを除く。）の移転を受けた合併法人等が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人が、当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第四号の下欄に掲げる資産については、その移転を受けた事業の用）に供しない場合又は供しなくなつた場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。）について準用する。

16 前条第五項及び第六項の規定は第一項又は第七項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産について、同条第十一項の規定は第八項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第一項の規定を適用するときは、同条第五項及び第六項中「明細書」とあるのは、「明細書、取得をする見込みである資産につき財務省令で定める事項を記載した書類」と読み替えるものとする。

17 前条第十三項の規定は、第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。  
18 前条第十四項の規定は、第一項、第二項、第七項又は第八項の規定（同条第一項の表の第三

号に係る部分に限る。）を適用する場合について準用する。この場合において、第一項又は第二項の規定を適用するときは、同条第十四項中「取得をした」とあるのは「取得をする見込みである」と、「第一項に規定する圧縮限度額」とあるのは「次条第一項又は第二項に規定する百分の八十に相当する金額」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項各号中「第一項に」とあるのは「次条第一項又は第二項に」と読み替えるものとする。

19 法人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の第七項に規定する取得指定期間における取得をすることが困難となつた場合において、当該取得指定期間の初日から当該取得指定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、前各号の規定の適用については、これらの規定に規定する取得指定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

20 第十六項から前項までに定めるもののほか、第一項の譲渡をした資産が前条第一項の表の上欄の号の上欄に掲げる資産に該当する場合における第一項の特別勘定の金額の計算その他同項から第十五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の九 法人が、昭和四十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、その有する資産で第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第二号から第七号までに規定する交換、換地処分及び権利変換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換による譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。）を取得

し、又は支払つた場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前二条の規定の適用については、次に定めるところによる。  
一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。）は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の七第一項の譲渡をしたものとみなす。  
二 当該交換取得資産は、当該法人が、その交換の日において、同日における当該資産の価額に相当する金額をもつて第六十五条の七第一項の取得をし、同項及び同条第九項の届出をしたものとみなす。

第六十五条の十 法人の有する土地又は土地の上存する権利（棚卸資産を除く。以下この項において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に規定する交換分合により取得した土地等（以下この条において「交換取得資産」という。）につき、当該交換取得資産の価額から当該交換分合により譲渡（土地等を使用させることにより当該土地等の価値が著しく減少する場合として政令で定める場合に該当する場合におけるその使用させる行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）をした土地等（次項において「交換譲渡資産」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内において当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 農振振興地域の整備に関する法律第十三条の二第二項の規定による交換分合により土地等の譲渡（第六十五条の三から第六十五条の五の二まで又は前三条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十三条の五において準用する土地改良法第十三条第四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

二 農住組合法第七條第二項第三号の規定による交換分合（政令で定める区域内において同法第二章第三節に定めるところにより行われたものに限り。）により土地等（農住組合の組合員である法人その他政令で定める法人の有する土地等に限る。）の譲渡（第六十四条の二、第六十五条の二、第六十五条の二から第六十五条の五の二まで又は前三条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。  
一 交換取得資産とともに前項各号に規定する清算金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該清算金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額  
二 交換譲渡資産の譲渡とともに前項各号に規定する清算金を支出した場合 帳簿価額に当該清算金の額を加算した金額  
三 交換譲渡資産の譲渡に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。  
4 法人が、第一項に規定する交換分合が行われた日を含む事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの間に当該交換分合により取得した交換取得資産を当該適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内での帳簿価額を減額したときに限り、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

二 農住組合法第七條第二項第三号の規定による交換分合（政令で定める区域内において同法第二章第三節に定めるところにより行われたものに限り。）により土地等（農住組合の組合員である法人その他政令で定める法人の有する土地等に限る。）の譲渡（第六十四条の二、第六十五条の二、第六十五条の二から第六十五条の五の二まで又は前三条の規定の適用を受けるものを除く。）をし、かつ、当該交換分合により土地等の取得をした場合（当該土地等とともに同法第十四項の規定による清算金の取得をした場合を含む。）

5 第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

8 前三項に定めるもののほか、第一項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)

第六十六条 法人が、その有する国有財産特別措置法第九条第二項の普通財産のうち同項に規定する土地等として財務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この項において「特定普通財産」という。)に隣接する土地(当該特定普通財産の上に存する権利を含むものとし、棚卸資産を除く。以下この項において「所有隣接土地等」という。)につき、同条第二項の規定により当該所有隣接土地等と当該特定普通財産との交換(政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたとき(第六十五条の九に規定する交換差金(次項において「交換差金」という。)を取得し、又は支払った場合を含む。)は、当該交換により取得した特定普通財産(以下この条において「交換取得資産」という。)につき、当該交換取得資産の取得価額から当該交換により譲渡をした所有隣接土地等(次項において「交換譲渡資産」という。)の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額(以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。)の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することによってその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額  
二 当該交換とともに交換差金を支出した場合 帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額  
三 交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額  
第六十五条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4 法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分割等」という。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時点までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するとき、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

8 第二項、第三項及び前三項に定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六節の二 株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例

第六十六条の二 法人が、その有する株式(以下この項において「所有株式」という。)を発行した他の法人を会社法第七百七十四条の第三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式を譲渡し、当該株式交付に係る株式交付親会社(同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。)の株式の交付を受けた場合(当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちを占める割合が百分の八十に満たない場合並びに当該株式交付の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条第十号に規定する同族会社(同号に規定する同族会社であることについての判定の基礎となつた株主のうち同号に規定する同族会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主から除外して判定するものとした場合においても同号に規定する同族会社となるものに限る。)に該当する場合を除く。)における法人税法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該所有株式の当該株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合(当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額(剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。)のうちを占める割合をいう。)を乗じて計算した金額と当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額(当該株式交付親会社の株式の価額並びに剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。)とを合計した金額とする。

2 前項の法人が外国法人である場合における同項の規定の適用に関する事項、同項の交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における法人税に關する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七節 景気調整のための課税の特例

(確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利子税の特例)

第六十六条の三 法人税法第七十五条の二第八項(同法第四十四条の八において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する同法第七十五条第七項(地方方法人税法

第十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、法人税法第七十五条の二第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定及び第九十三条第一項の規定にかかわらず、日本銀行の基準割引率が引き上げられた場合において、当該利子税の割合について景気調整対策上の措置を講ずることが必要であると認められる期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、当該基準割引率の引上げに応じ、年十二・七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等

(国外関連者との取引に係る課税の特例)

第六十六条の四 法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者(外国法人で、当該法人との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資(当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係(次項、第五項及び第十項において「特殊の関係」という。)のあるものをいう。以下この条において同じ。)との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行った場合に、当該取引(当該国外関連者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、当該国外関連者の法人税法第四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に係る取引として政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。)につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得に係る同法その他法人税に關する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、国外関連取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該国外関連取引の内容及び当該国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該

国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。

一 棚卸資産の販売又は購入 次に掲げる方法と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。

イ 独立価格基準法（特殊の関係がない売手と買手が、国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ロ 再販売価格基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係がない者に對して当該棚卸資産を販売した対価の額（以下この項において「再販売価格」という。）から通常の利潤の額（当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を控除して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ハ 原価基準法（国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額（当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。）を加算して計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法をいう。）

ニ イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法

## 二 前号に掲げる方法以外の取引 同号イからニまでに掲げる方法と同等の方法

3 法人が各事業年度において支出した寄附金の額（法人税法第三十七条第七項に規定する寄附金の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち当該法人に係る国外関連取引に対するもの（恒久的施設を有する外国法人である国外関連取引に対する寄附金の額で当該国外関連取引の各事業年度の同法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入されるものを除く。）は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金額に算入しない。この場合において、当該法人

に対する同法第三十七条の規定の適用については、同条第一項中「次項」とあるのは、「次項又は租税特別措置法第六十六条の四第三項（国外関連取引との取引に係る課税の特例）」とする。

4 第一項の規定の適用がある場合における国外関連取引の対価の額と当該国外関連取引に係る同項に規定する独立企業間価格との差額（寄附金の額に該当するものを除く。）は、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

5 法人が当該法人に係る国外関連取引との取引を他の者（当該法人に係る他の国外関連取引及び当該国外関連取引と特殊の関係のある内国法人を除く。以下この項において「非関連者」という。）を通じて行う場合として政令で定める場合における当該法人と当該非関連者との取引は、当該法人の国外関連取引とみなして、第一項の規定を適用する。

6 法人が、当該事業年度において、当該法人に係る国外関連取引との間で国外関連取引を行った場合には、当該国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度の法人税法第七十四条第一項又は第四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

7 法人が当該事業年度の前事業年度において当該法人に係る一の国外関連取引との間で当該国外関連取引（前事業年度がない場合その他の政令で定める場合には、当該事業年度において当該法人と当該一の国外関連取引との間で当該国外関連取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該法人が前事業年度において当該一の国外関連取引との間で当該国外関連取引がない場合として政令で定める場合には、当該法人が当該事業年度において当該一の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 一の国外関連取引との間で当該国外関連取引につき、当該一の国外関連取引から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連取引を支払う対価の額の合計額が五十億円未満であること。

二 一の国外関連取引との間で当該国外関連取引（無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に限る。）につき、当該一の国外関連取引から支払を受ける対価の額及び当該一の国外関連取引を支払う対価の額の合計額が三億円未満であること。

8 法人が各事業年度において当該法人に係る国外関連取引との間で当該特定無形資産（国外関連取引（国外関連取引のうち、特定無形資産（国外関連取引を行った時において評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引をいう。以下この項において同じ。）について、当該特定無形資産（国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産（国外関連取引を行った時に当該法人が予測したものに限る。））についてその内容と相違する事実が判明した場合）は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産（国外関連取引の内容及び当該特定無形資産（国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生及びその可能性（当該特定無形資産（国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を含む。）を勘案して、当該特定無形資産（国外関連取引が独立の事業者との間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該特定無形資産（国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する

更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（第十四項、第十四項及び第二十七項において「決定」という。）をすることができ。ただし、当該特定無形資産（国外関連取引の対価の額とこの項本文の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。）

9 前項本文の規定は、法人が同項の特定無形資産（国外関連取引（第二十五項の規定により各事業年度において法人が当該法人に係る国外関連取引との間で取引を行った場合に当該事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。同項において同じ。））に添付すべき書類に、当該特定無形資産（国外関連取引に係る同項に規定する事項の記載があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、又は取得している場合には、適用しない。

一 当該特定無形資産（国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産（国外関連取引を行った時に当該法人が予測したものに限る。次号において同じ。））の内容として財務省令で定める事項

二 当該特定無形資産（国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項）についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由（以下この号において「相違事由」という。）が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産（国外関連取引を行った時に当該法人がその発生を予測することが困難であつたこと、又は相違事由の発生の可能性（当該特定無形資産（国外関連取引を行った時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を勘案して当該法人が当該特定無形資産（国外関連取引の対価の額を算定していたこと。

10 第八項本文の規定は、法人に係る特定無形資産（国外関連取引に係る判定期間（当該法人と特殊の関係がない者又は当該法人との間で当該特定無形資産（国外関連取引を行った国外関連取引

特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日（その日が当該特定無形資産国外関連取引が行われた日以前である場合には、当該特定無形資産国外関連取引が行われた日）を含む事業年度開始の日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、当該判定期間を経過する日以後において、当該特定無形資産国外関連取引については、適用しない。

11 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が法人に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日（その求めた書類又はその写しの同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。次項及び第十七項において同じ。）又はその写しに該当する場合においては、その提示又は提出を求めた日から四十五日）を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

12 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出

がなかつたとき、又は法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十七項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときは、税務署長は、次の各号に掲げる方法（第二号に掲げる方法は、第一号に掲げる方法を用いることができないうちに限り、用いることができる。）により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。ただし、当該事業年度において、当該同時文書化対象国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

一 当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似するものの当該事業に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎とした第二項第一号若しくはハに掲げる方法又は同項第二号に定める方法（同項第一号ロ又はハに掲げる方法と同等の方法に限る。）  
 二 第二項第一号ニに規定する政令で定める方法又は同項第二号に定める方法（当該政令で定める方法と同等の方法に限る。）に類するものとして政令で定める方法

13 前項本文の規定は、同項の同時文書化対象国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。  
 14 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格（第八

項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十八項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、税務署長は、第十二項各号に掲げる方法（同項第二号に掲げる方法は、同項第一号に掲げる方法を用いることができないうちに限り、用いることができる。）により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格と推定して、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。ただし、当該事業年度において、当該同時文書化免除国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

15 前項本文の規定は、同項の同時文書化免除国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。  
 16 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人と当該法人に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該法人に対し、当該国外関連者が保存する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めたことができる。

17 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第六項に規定する財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出

に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときは、当該法人の各事業年度における同時文書化対象国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化対象国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

18 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人に各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第十四項に規定する財務省令で定める書類又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、当該法人の各事業年度における同時文書化免除国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該法人の当該同時文書化免除国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、

20 前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
 21 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十七項又は第十八項の規定による質問、検査又



は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

22 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七項若しくは第十八項の規定による当該職員の間質に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第十七項又は第十八項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

23 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

24 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

25 法人は、各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で取引を行った場合には、当該国外関連者の名称及び本店又は主たる事務所所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。

26 法人が当該法人に係る国外関連者との間で行った取引につき第一項の規定の適用があつた場合において、同項の規定の適用に関し国税通則法第二十三条第一項第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときの法人税及び地方法人税に係る同項（第二号を除く。）の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「七年」とする。

27 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この条において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から七年を経

過する日まで、することができ。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項並びに地方税法第二十六条第一項及び第三項の規定の適用については、国税通則法第七十条第三項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同条第二十七項」と、同条第四項中「の規定により」とあるのは「及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により」と、「第一項」とあるのは「第一項及び同法第六十六条の四第二十七項」と、同法第七十一条第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「同条」とあるのは「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、地方税法第二十六条第一項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十条第三項（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」と、「更正の請求（同法）」とあるのは「更正の請求（国税通則法）」と、「及び第二項」とあるのは「及び第二項の規定並びに租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、「同条第三項」とあるのは「国税通則法第七十条第三項」と、同条第三項中「限る」とあるのは「限り、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替へて適用する場合を含む」と、「同法」とあるのは「国税通則法」と、「又は第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定又は第一項」と、「及び第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の規定及び第一項」とする。

一 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）若しくは同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）に異動を生ずべき法人税に係る更正決定、これら更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する法定申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 前号に規定する事実に基づいてする法人税に係る更正決定若しくは国税通則法第二条第六号に規定する納税申告書（同法第十七条第二項に規定する期限内申告書を除く。以下この項において「納税申告書」という。）の提出又は当該更正決定若しくは当該納税申告書の提出に伴い前号に規定する異動を生ずべき法人税に係る更正決定若しくは納税申告書の提出に伴いこれらの法人税に係る同法第六十六条に規定する加算税（第四号において「加算税」という。）についてする賦課決定、その納税義務の成立の日

三 第一号に掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方税法に課税に係る更正決定、当該更正決定に係る地方税法に課税に係る同法第七号に規定する法定申告期限（第一号の法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）

四 第一号に掲げる更正決定又は同号に規定する事実に基づいてする法人税に係る納税申告書の提出若しくは同号に規定する異動を生ずべき法人税に係る納税申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき地方税法に課税に係る更正決定又は納税申告書の提出に伴いその地方税法に課税に係る加算税についてする賦課決定、その納税義務の成立の日

28 法人が当該法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つたことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税及び地方法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限（同法第七十条第三項の規定による更正若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定に係るものを除く。）から二年間、進行しない。

29 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。

30 第二十七項の規定により読み替へて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正若しくは賦課決定又は同条第四項の規定による賦課決定により納付すべき法人税及び地方法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「（第七十条第三項）」とあるのは「（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（国外関連者との取引に係る課税の特例）の規定により読み替へて適用される第七十条第三項）」と、「第七十条第三項」とあるのは「同法第六十六条の四第二十七項の規定により読み替へて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第三項」とあるのは「第七十条第四項」とする。

31 第一項の規定の適用がある場合において、法人と当該法人に係る国外関連者（法人税法第二条第十二号の十九ただし書に規定する条約（以下この項及び次条第一項において「租税条約」という。）の規定により租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この項及び次条第一項において「条約相手国等」という。）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で当該租税条約に基づき合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該法人が同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税及び地方法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該条約相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

32 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第十五項まで及び第十九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予）

第六十六条の四の二 法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合には、税務署長等（国税通則法第四十六条第一項に規定する税務署長等をいう。以下この条において同じ。）は、当該申立てに係る前条第二十七項第一号に掲げる更正

決定により納付すべき法人税の額及び同項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(当該申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象となるものに限る)並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る同法第六十九條に規定する加算税の額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てをした者の申請に基づき、その納期限(同法第三十七條第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは当該申請の日とする)から当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく同法第二十六條の規定による更正があつた日(当該合意がない場合その他の政令で定める場合にあつては、政令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第七項において「納税の猶予期間」という。)に限り、その納税を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時において当該法人税の額及び地方法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 税務署長等は、前項の規定による納税の猶予(以下この条において「納税の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 国税通則法第四十六條第六項の規定は、前項の規定により担保を徴する場合について準用する。

4 国税通則法第四十七條及び第四十八條の規定は、納税の猶予をする場合又は納税の猶予を認めない場合について準用する。この場合において、同法第四十七條第一項中「第四十六條(納税の猶予の要件等)」とあるのは「租税特別措置法第六十六條の四の二第二項(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)」と、同条第二項中「前条第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた」とあるのは「租税特別措置法第六十六條の四の二第二項の申請がされた」と読み替へるものとする。

5 納税の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消すことができる。この場合において、国税通則法第四十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

- 一 第一項の申立てを取り下げたとき。
  - 二 第一項の協議に必要な書類の提出につき協力しないとき。
  - 三 国税通則法第三十八條第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税及び地方法人税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
  - 四 その猶予に係る法人税及び地方法人税につき提供された担保について税務署長等が国税通則法第五十一條第一項の規定によつてした命令に応じないとき。
  - 五 新たに猶予に係る法人税の額及び地方法人税の額以外の国税を滞納したとき(税務署長等がやむを得ない理由があると認めるときを除く)。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 6 納税の猶予を受けた法人税及び地方法人税についての国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、国税通則法第八号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予(租税特別措置法第六十六條の四の二第二項(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)の規定による納税の猶予を含む。)(又は」と、同法第五十二條第一項中「及び納税の猶予」とあるのは「及び納税の猶予(租税特別措置法第六十六條の四の二第二項(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)の規定による納税の猶予を含む。以下この項において同じ。)」と、同法第五十五條第一項第一号及び第七十三條第四項中「納税の猶予」とあるのは「納税の猶予(租税特別措置法第六十六條の四の二第二項(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)の規定による納税の猶予を含む。)」と、国税徴収法第二條第九号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予(租税特別措置法第六十六條の四の二第二項(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)の規定による納税の猶予を含む。)」又は「と、同条第十号中「納税の猶予又は」とあるのは「納税の猶予(租税特別措置法第六十六條の四の二第二項(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)の規定による納税の猶予を含む。)」又は「と、同法第五十一條第一項中「納税の猶予の要件等)又は」とあるのは「納税の猶予の要件等)又は」とあるのは「納税の猶予の要件等)」

7 納税の猶予をした場合には、その猶予をした法人税に係る延滞税及び地方法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間(第一項の申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第五項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、税務署長等は、その免除をしないことができる。

8 納税の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第六十六條の内部取引に係る課税の特例(以下この条において「内部取引」という。)は、恒久的施設を有する外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該外国法人の本店等(法人税法第三十八條第一項第一号に規定する本店等)をいう。第三項において同じ。と恒久的施設との間の同号に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。)の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該外国法人の当該事業年度の同法第四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少となる時、又は損金の額に算入すべき金額が過大となる時は、当該外国法人の当該事業年度の同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他法人税に關する法令の規定の適用については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引が次の各号に掲げる取引のいずれに該当する

- 一 かに応じ当該各号に定める方法のうち、当該内部取引の内容及び当該内部取引の当事者が果たす機能その他の事情を勘案して、当該内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額をいう。
- 二 一 棚卸資産の販売又は購入 次に掲げる方法イ 独立価格比準法(特殊の関係(第六十六條の四第一項に規定する特殊の関係をいう。ロにおいて同じ。)にない売手と買手が、内部取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他が同様の状況の下で売買した取引の対価の額(当該同種の棚卸資産を当該内部取引と取引段階、取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において、その差異により生ずる対価の額の差を調整できるときは、その調整を行った後の対価の額を含む。)に相当する金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。
- ロ 再販売価格基準法(内部取引に係る棚卸資産の買手が特殊の関係にない者に対して当該棚卸資産を販売した対価の額(ロにおいて「再販売価格」という。)から通常の利潤の額(当該再販売価格に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。)を控除して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。
- ハ 原価基準法(内部取引に係る棚卸資産の売手の購入、製造その他の行為による取得の原価の額に通常の利潤の額(当該原価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額をいう。)を加算して計算した金額をもつて当該内部取引の対価の額とされるべき額とする方法をいう。)
- ニ イからハまでに掲げる方法に準ずる方法その他政令で定める方法
- 三 前号に掲げる取引以外の取引 同号イからニまでに掲げる方法と同等の方法
- 四 外国法人の各事業年度における内部寄附金の額(当該外国法人の当該事業年度の内部取引において当該外国法人の恒久的施設が当該外国法人の本店等に対して支出した額のうち法人税法第三十七條第七項に規定する寄附金の額に相当

するものをいう。は、当該外国法人の各事業年度の同法第四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。この場合において、当該外国法人の当該金額につき同法第四十二条第二項の規定により同法第三十七条の規定に準じて計算するときは、同条第一項中「次項」とあるのは、「次項又は租税特別措置法第六十六条の四の第三項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）」と読み替えるものとする。

4 当該事業年度において内部取引がある外国法人は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度の法人税法第四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

5 外国法人の当該事業年度の前事業年度の内部取引（当該外国法人が当該事業年度において恒久的施設を有することとなつた場合には、当該事業年度の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は当該事業年度の前事業年度の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該外国法人の当該事業年度の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。  
 二 内部取引（無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（無形資産に係る権利の設定その他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

6 国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化対象内

部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外に内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第四項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は外国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）の提示若しくは提出を求めた場合において同じ。若しくはその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は外国法人の当該事業年度の各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

7 国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第五項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）の提示若しくは提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたとき、又は当該外国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる範囲内において、当該外国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

8 国税庁の当該職員又は外国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、外国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められるとき、前二項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

9 前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第六項又は第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六項若しくは第七項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第六項又は第七項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

12 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人

その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

13 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

14 第六十六条の四第四項、第八項から第十五項まで及び第二十五項から第三十一項まで並びに前条の規定は、恒久的施設を有する外国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六十六条の四第六項</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>
<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>
<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>
<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>
<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>
<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>
<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>
<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>
<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>	<p>対価の額</p>	<p>対価の額とした額</p>



が行われる国又は地域ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額その他の財務省令で定める事項をいう。以下この条において同じ。）を、当該各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、財務省令で定めるところにより、特定電子情報処理組織を使用する方法（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提供しなければならない。

2 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人（最終親会社等又は代理親会社等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）又は当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、当該特定多国籍企業グループの最終親会社等（代理親会社等を指定した場合に於ては、代理親会社等）の居住地域の租税に関する法令を執行する当局が国別報告事項に相当する情報の提供を我が国に対して行うことができなると認められる場合として政令で定める場合に該当するときは、当該特定多国籍企業グループの各最終親会計年度に係る国別報告事項を、当該各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、財務省令で定めるところにより、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人にあつてはその本店又は主たる事務所の所在地、当該外国法人にあつてはその恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）の所轄税務署長に提供しなければならない。

3 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループに係る国別報告事項を提供しなければならぬこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、同項の各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による国別報告事項を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人に係る同項に規定する所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による国別報告事項を代表して提供するものとする。

4 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 企業グループ 企業集団のうち、その企業集団の連結財務諸表（一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つてその企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類をいう。第四号において同じ。）が作成されるものとして政令で定めるものをいう。

二 多国籍企業グループ 企業グループのうち、その企業グループの構成会社等の居住地域が二以上あるものその他政令で定めるものをいう。

三 特定多国籍企業グループ 多国籍企業グループのうち、直前の最終親会計年度における多国籍企業グループの総収入金額として財務省令で定める金額が千億円以上であるものをいう。

四 構成会社等 企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び第八号において同じ。）その他の政令で定める会社等をいう。

五 最終親会社等 企業グループの構成会社等のうち、その企業グループの他の構成会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配しているものとして政令で定めるもの（以下この号において「親会社等」という。）であつて、その親会社等がないものという。

六 代理親会社等 特定多国籍企業グループの最終親会社等以外のいずれか一の構成会社等で、当該特定多国籍企業グループの国別報告事項又はこれに相当する事項を当該構成会社等の居住地域（当該最終親会社等の居住地域以外の国又は地域に限る。）の租税に関する法令を執行する当局に提供するものとして当該最終親会社等が指定したものをいう。

七 最終親会計年度 最終親会社等の財産及び損益の計算の単位となる期間をいう。

八 居住地域 次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。  
イ 外国の法令において、当該外国に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、法人税に相当する税を課されるものとされている会社等（ハに掲げる会社等を除く。） 当該外国  
ロ 外国に本店又は主たる事務所を有する会社等（イに掲げる会社等を除く。） 当該外国  
ハ 国内に本店又は主たる事務所を有する会社等 我が国

9 人格のない社団等については前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

10 前三項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

11 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供  
第六十六条の四の五 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、当該特定多国籍企業グループの各最終親会計年度に係る事業概況報告事項（特定多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況その他の財務省令で定める事項をいう。次項及び第三項において同じ。）を、当該各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、財務省令で定めるところにより、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人にあつてはその本店又は主たる事務所の所在地、当該外国法人にあつてはその恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）の所轄税務署長に提供しなければならない。

12 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供しなければならぬこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、同項の各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による最終親会社等届出事項を提供することを要しない。

13 正当な理由がなく第一項又は第二項の規定による国別報告事項をその提供の期限までに税務署長に提供しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

14 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供しなければならぬこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、同項の各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による最終親会社等届出事項を提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による最終親会社等届出事項を代表して提供するものとした法人以外の法人は、同項の規定による最終親会社等届出事項を提供することを要しない。

15 正当な理由がなく第一項又は第二項の規定による国別報告事項をその提供の期限までに税務署長に提供しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

16 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供しなければならぬこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、同項の各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による最終親会社等届出事項を提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による最終親会社等届出事項を代表して提供するものとした法人以外の法人は、同項の規定による最終親会社等届出事項を提供することを要しない。

める事項を当該一の法人に係る同項に規定する所轄事務署長に提供したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による事業概況報告事項を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による事業概況報告事項を提供することを要しない。

3 正当な理由がなくて第一項の規定による事業概況報告事項をその提供の期限までに事務署長に提供しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

4 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

6 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七節の三 支払利子等に係る課税の特例

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第六十六条の五 内国法人が、平成四年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人に係る国外支配株主等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該事業年度の当該内国法人に係る平均負債残高及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分の三倍に相当する金額を超えるときは、当該内国法人が当該事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該内国法人の当該事業年度の総負債（負債の利子等の支払の基因となるものその他資金の調達に係るものに限る。次項及び第

三項において同じ。）に係る平均負債残高が当該内国法人の自己資本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該内国法人は、当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債のうち特定債権先取引等に係る負債があるときは、当該国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債権先取引等に係る平均負債残高を控除して計算し、又は当該事業年度の総負債に係る平均負債残高から政令で定めるところにより計算した特定債権先取引等に係る平均負債残高を基礎として政令で定めるところにより計算した国外支配株主等の資本持分又は自己資本の額に係る各倍数を当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分又は当該内国法人の自己資本の額に係る各倍数とし、当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額から政令で定めるところにより計算した特定債権先取引等に係る負債の利子等の額とすることができ、この場合において、同項中「三倍」とあるのは、「二倍」とする。

3 第一項の規定を適用する場合において、当該内国法人は、当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分及び当該内国法人の自己資本の額に係る各倍数に代えて、当該内国法人と同種の事業を営む内国法人で事業規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

4 第一項の規定は、当該内国法人の当該事業年度に係る同項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額が当該内国法人の当該事業年度に係る次条第一項に規定する超える部分の金額を下回る場合には、適用しない。ただし、同条第三項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 国外支配株主等 第二条第一項第一号の二に規定する非居住者（第九号において「非居

住者」という。）又は外国法人で、内国法人との間に、当該非居住者又は外国法人が当該内国法人の発行済株式又は出資（当該内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

二 資金供与者等 内国法人に資金を供与する者及び当該資金の供与に係る者として政令で定める者をいう。

三 負債の利子等 負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）その他政令で定める費用（当該負債の利子その他政令で定める費用に含まれるものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

四 国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債 国外支配株主等に対する負債（負債の利子等の支払の基因となるものその他資金の調達に係るものに限る。）をいう。

五 平均負債残高 負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

六 国外支配株主等の資本持分 各事業年度の国外支配株主等の内国法人の純資産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

七 自己資本の額 各事業年度の純資産の額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

八 特定債権先取引等 債券先取引（第四条十二条の二第一項に規定する債券先取引をいう。）及び現金担保付債券貸借取引（現金を担保として債券の借入れ又は貸付けを行う取引をいう。）で、政令で定めるものをいう。

九 課税対象所得 第二条第一項第一号の二に規定する居住者にあつては各年分の各種所得（所得税法第二条第一項第二十一号に規定する各種所得をいう。）をいい、内国法人にあつては各事業年度の所得をいい、非居住者又は外国法人にあつては同法第六十四条第一項第一号イ又は法人税法第四百一条第一号

イに掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるものをいう。

6 第二項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨を記載した書面並びに同項の規定により控除する特定債権先取引等に係る負債に係る平均負債残高及び負債の利子等の額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

7 事務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。

8 第三項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨を記載した書面を添付し、かつ、その用いる倍数が妥当なものであることを明らかにする書類その他の資料（次項において「資料等」という。）を保存している場合に限り、適用する。

9 事務署長は、第三項の規定の適用を受ける旨を記載した書面の添付のない確定申告書等の提出があり、又はその用いる倍数が妥当なものであることを明らかにする資料等を保存していなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書面及び当該資料等の提出があつた場合に限り、同項の規定を適用することができる。

10 第一項に規定する国外支配株主等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高等の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例

第六十六条の五の二 法人の平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人の当該事業年度の対象支払利子等の額の合計額（以下この項、次項第六号及び第三項第一号において「対象支払利子等合計額」という。）から当該事業年度の控除対象受取利子等合計額を控除した残額（以下この項及び第三項において「対象純支払利子等の額」という。）が当該

イに掲げる国内源泉所得のうち政令で定めるものをいう。  
第二項の規定は、確定申告書等に同項の規定の適用を受ける旨を記載した書面並びに同項の規定により控除する特定債権先取引等に係る負債に係る平均負債残高及び負債の利子等の額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。  
事務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限り、第二項の規定を適用することができる。  
事務署長は、第三項の規定の適用を受ける旨を記載した書面の添付のない確定申告書等の提出があり、又はその用いる倍数が妥当なものであることを明らかにする書類その他の資料（次項において「資料等」という。）を保存している場合に限り、適用する。  
事務署長は、第三項の規定の適用を受ける旨を記載した書面を添付し、かつ、その用いる倍数が妥当なものであることを明らかにする書類その他の資料（次項において「資料等」という。）を保存している場合に限り、適用する。  
事務署長は、第三項の規定の適用を受ける旨を記載した書面の添付のない確定申告書等の提出があり、又はその用いる倍数が妥当なものであることを明らかにする資料等を保存していなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書面及び当該資料等の提出があつた場合に限り、同項の規定を適用することができる。  
第一項に規定する国外支配株主等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高等の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法人の当該事業年度の調整所得金額（当該対象純支払利子等の額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額をいう。）の百分の二十に相当する金額を超える場合には、当該法人の当該事業年度の対象支払利子等合計額のうちその超える部分の金額に相当する金額は、当該法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象外支払利子等の額 支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいう。

二 支払利子等 法人が支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）その他政令で定める費用又は損失をいう。

三 対象外支払利子等の額 次に掲げる支払利子等（法人に係る関連者が非関連者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合として政令で定める場合における当該非関連者に対する支払利子等その他政令で定める支払利子等を除く。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 支払利子等を受ける者の課税対象所得（当該者が個人又は法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該者の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。イ及びホ（一）において同じ。）に含まれる支払利子等（ニ及びホに掲げる支払利子等を除く。イにおいて同じ。） 当該課税対象所得に含まれる支払利子等の額

ロ 公共法人のうち政令で定めるものに対する支払利子等（ニ及びホに掲げる支払利子等を除く。ロにおいて同じ。） 当該政令で定める公共法人に対する支払利子等の額

ハ 特定債券現先取引等（前条第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める支払利子等（ロ及びホに掲げる支払利子等を除く。ハにおいて同じ。） 当該政令で定める支払利子等の額のうち政令で定める金額

ニ 保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社の締結した保険契約及び同条第四項に規定する損害保険会社の締結した保険契約に係る支払利子等のうち政令で定めるもの金額

ホ 法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。）に係る支払利子等でない支払利子等（一）において「特定債券利子等」という。） 債券の銘柄ごとに次に掲げるいずれかの金額

(1) その支払若しくは交付の際、その特定債券利子等について所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利子等を受け取る者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額とロに規定する政令で定める公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除く。）の額との合計額

(2) (一) に掲げる金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額

四 関連者 法人との間にいずれか一方の法人が他有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び次項第二号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

五 非関連者 法人に係る関連者以外の者をいう。

六 控除対象受取利子等合計額 当該事業年度の受取利子等の額の合計額を当該事業年度の対象支払利子等合計額の当該事業年度の支払利子等の額の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

七 受取利子等 法人が支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

3 第一項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 法人の当該事業年度の対象純支払利子等の額（当該法人が通算法人である場合には、当

該通算法人及び当該通算法人の当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。）終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該事業年度及び当該終了の日を終了する事業年度に係る対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額（控除対象受取利子等合計額から対象支払利子等合計額を控除した残額をいう。次号イにおいて同じ。）の合計額を控除した残額）が二千万円以下であるとき。

二 内国法人及び当該内国法人との間に特定資本関係（一の内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（以下この号において「当事者間の特定資本関係」という。）又は一の内国法人との間に当事者間の特定資本関係がある内国法人相互の関係（以下この号において「内国法人（その事業年度開始の日及び終了の日）がそれぞれ当該開始の日を含む当該内国法人の事業年度開始の日及び終了の日であるものに限る。）の当該事業年度に係るイに掲げる金額が当該内国法人及び当該他の内国法人の当該事業年度に係るロに掲げる金額の百分の二十に相当する金額を超えないとき。

イ 対象純支払利子等の額の合計額から対象純受取利子等の額の合計額を控除した残額

ロ イに掲げる金額と比較するための基準とすべき所得の金額として政令で定める金額

四 前項の規定は、確定申告書等と同項の規定の適用がある旨を記載した書面及びその計算に関する明細書の添付があり、かつ、その計算に関する書類を保存している場合に限り、適用する。

5 税務署長は、前項の書面若しくは明細書の添付のない確定申告書等の提出があり、又は同項の書類を保存していない場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び明細書並びに書類の提出があつた場合に限る。第三項の規定を適用することができる。

6 内国法人の当該事業年度に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該内国法人の当該事業年度に係る前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定

する超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額以下となる場合には、第一項の規定は、適用しない。

7 内国法人の当該事業年度の第一項に規定する超える部分の金額のうち当該内国法人に係る第六十六条の第六項第一号に規定する外国関係会社又は第六十六条の九の第二項に規定する外国関係法人に係るものとして政令で定める金額（以下この項において「調整対象金額」という。）がある場合において、当該内国法人の当該事業年度に当該外国関係会社に係る第六十六条の第六項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る対象支払利子等の額が含まれるものに限る。）があるとき、又は当該外国関係法人に係る第六十六条の九の第二項に規定する部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額又は当該金融子会社等部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額の計算上、当該調整対象金額に係る対象支払利子等の額が含まれるものに限る。）があるとき、同項中「部分の金額」とあるのは、「部分の金額から第七項に規定する調整対象金額のうち政令で定める金額を控除した残額」とする。

8 外国法人に係る第一項、第二項及び第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る第一項の対象支払利子等の額は、イに掲げる金額を含み、ロに掲げる金額を除くものとする。

イ 法人税法第三百三十八条第一項第一号に規定する内部取引において当該外国法人の当該恒久的施設から当該外国法人の同号に規

定する内部取引において当該外国法人の当該恒久的施設から当該外国法人の同号に規

定する本店等に対する支払利子等に該当することとなる金額

ロ 法人税法第四十二条の五第一項の規定により当該外国法人の当該事業年度の同法第四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入されるものうち、当該外国法人の対支支払利子等の額に相当するものとして政令で定める金額

二 第二項第三号中「第二条第三項」とあるのは「第二条第八項」と、「生命保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等」と、「同条第四項」とあるのは「同条第九項」と、「損害保険会社」とあるのは「外国損害保険会社等」とする。

9 外国法人の当該事業年度に係る当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以下となる場合には、同法第四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、第一項の規定は、適用しない。

10 外国法人の当該事業年度に係る当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る第一項に規定する超える部分の金額が当該外国法人の当該事業年度に係る法人税法第四十二条の四第一項に規定する満たない金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合（第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合を除く。）には、同法第四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、同法第四十二条の四第一項の規定は、適用しない。

11 第一項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項から第三項まで及び第六項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の五の三 法人の各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において前条第一項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により損金の額に算入されなかつた金額（この項及び次項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額

の計算上損金の額に算入されたものを除く。以下この条において「超過利子額」という。）がある場合には、当該超過利子額（次項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものを除く。）に相当する金額は、当該法人の当該各事業年度の第一条第一項に規定する調整所得金額の百分の二十に相当する金額から同項に規定する対象純支払利子等の額を控除した残額に相当する金額を限度として、当該法人の当該各事業年度の所得の金額の計算上 損金の額に算入する。

2 法人の各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた超過利子額のうち当該法人に係る次条第二項第一号に規定する外国関係会社又は第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人に係るものとして政令で定める金額（以下この項において「調整対象超過利子額」という。）がある場合において、当該法人の当該各事業年度に当該外国関係会社に係る次条第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額（当該課税対象金額に係る同条第一項に規定する適用対象金額、当該部分課税対象金額）に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額又は同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額の計算上、当該調整対象超過利子額に係る対象支払利子等の額（前条第二項第一号に規定する対象支払利子等の額をいう。以下この項において同じ。）が含まれるものに限る。）があるとき、又は当該外国関係法人に係る第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額の計算上、当該調整対象超過利子額に係る対象支払利子等の額が含まれるものに限る。）があるときは、当該調整対象超過利子額に相当する金額は、政令で定めるところにより計算した金額を限度として、当該法人の当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 第一項若しくは前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するもの（内国法人に限る。以下この項において「分配法人」という。）の残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日前七年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前七年内事業年度」という。）において生じた超過利子額（当該被合併法人等の当該超過利子額（この項の規定により当該被合併法人等の超過利子額とみなされたものを含む。）に係る事業年度ののうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書（同条第三十一号に規定する確定申告書をいう。第五項において同じ。）の提出があることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該超過利子額」という。）の項において「引継対象超過利子額」という。）があるときは、当該適格合併に係る合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度又は当該法人（内国法人に限る。以下この項において「被分配法人」という。）の当該残余財産の確定の日（合併等事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前二項の規定の適用については、当該前七年内事業年度において生じた引継対象超過利子額（当該分配法人に同条第十四号に規定する株主等が二以上ある場合には、当該引継対象超過利子額を当該分配法人の発行済株式又は出資（当該分配法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該被分配法人の有する当該分配法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該引継対象超過利子額の生じた前七年内事業年度開始の日を含む当該合併法人又は被分配法人の各事業年度（当該合併法人又は被分配法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた引継対象超過利子額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度）において生じた超過利子額とみなす。

4 第一項又は第二項の法人の各事業年度が令和十二年四月一日から令和十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度である場合における前三項の規定の適用については、第一項及び第二項中「七年以内に開始した事業年度」とあるのは「十年以内に開始した事業年度（当該開始の日前七年以内に開始した事業年度及び令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した事業年度に限る。）」と、前項中「七年以内」とあるのは「十年以内」と、「各事業年度（以下」とあるのは「各事業年度（当該適格合併の日前十年以内に開始した各事業年度にあつては当該適格合併の日前七年以内に開始した各事業年度及び令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した各事業年度に限り、当該翌日前十年以内に開始した各事業年度にあつては当該翌日前七年以内に開始した各事業年度及び令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した各事業年度に限る。以下」と、「前七年内事業年度」とあるのは「前十年内事業年度」とする。

5 第一項及び第二項の規定は、超過利子額に係る事業年度のうち最も古い事業年度（第三項の規定により当該法人の超過利子額とみなされた金額につき第一項及び第二項の規定を適用する場合にあつては、第三項の合併等事業年度）以後の各事業年度の確定申告書の提出があり、かつ、第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に当該超過利子額、これらの規定により損金の額に算入される金額及びその計算に關する明細を記載した書類の添付がある場合に限る。適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

6 第三項の合併法人が適格合併により設立された法人である場合における第一項及び第二項の規定の適用その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第七節の四 内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第六十六条の六 次に掲げる内国法人に係る外国関係会社のうち、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものが、昭和五十三年四



月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有する場合に、その適用対象金額のうちその内国法人が直接及び間接に有する当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）の数又は金額につきその請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）を請求する権利をいう。以下この条において同じ。）の内容を勘案した数又は金額並びにその内国法人と当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十六条の八において「課税対象金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 内国法人の外国関係会社に係る次に掲げる割合のいずれかが百分の十以上である場合における当該内国法人

イ その有する外国関係会社の株式等の数又は金額（当該外国関係会社と居住者（第二十一条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の株式等の数又は金額の合計数又は合計額が当該外国関係会社の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。同項、第六項及び第八項において「発行済株式等」という。）の総数又は総額のうちを占める割合

ロ その有する外国関係会社の議決権（剰余金の配当等に関する決議に係るものに限る。ロ及び次項第一号イ（二）において同じ。）の数（当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国関係会社の議決権の数の合計数が当該外国関係会社の議決権の総数のうちを占める割合

ハ その有する外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配

当等の額（当該外国関係会社と居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある場合には、零）及び他の外国法人を通じて間接に有する当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額として政令で定めるもの合計額が当該外国関係会社の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の総額のうちを占める割合

二 外国関係会社との間に実質支配関係がある内国法人

三 外国関係会社（内国法人との間に実質支配関係があるものに限る。）の他の外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である場合における当該内国法人（同号に掲げる内国法人を除く。）

四 外国関係会社に係る第一号イからハまでに掲げる割合のいずれかが百分の十以上である一の内族株主グループ（外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者及び当該株式等を直接又は間接に有する者との間に実質支配関係がある者（当該株式等を直接又は間接に有する者を除く。）のうち、一の居住者又は内国法人、当該一の居住者又は当該一の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。）に属する内国法人（外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合又は他の外国関係会社（内国法人との間に実質支配関係があるものに限る。）の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合のいずれかが零を超えるものに限るものとし、同号及び前号に掲げる内国法人を除く。）

## 2

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 次に掲げる外国法人をいう。

イ 居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある第二号第一項第一号の二に規定する非居住者をいう。）及びロに掲げる外国法人（イにおいて「居住者等株主等」という。）の外国法人に係る次に掲げる割合のいずれかが百分の五十を超える場合における当該外国法人

(1) 居住者等株主等の外国法人（ロに掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有株式等保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有株式等保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等の総数又は総額のうちを占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

(2) 居住者等株主等の外国法人（ロに掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有議決権保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちを占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有議決権保有割合（居住者等株主等の他の外国法人を通じて間接に有する当該外国法人の議決権の数がその総数のうちを占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

(3) 居住者等株主等の外国法人（ロに掲げる外国法人を除く。）に係る直接保有請求権保有割合（居住者等株主等の有する当該外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちを占める割合をいう。）及び居住者等株主等の当該外国法人に係る間接保有請求権保有割合（居住者等株主等の他の外国法人の株式等の請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちを占める割合として政令で定める割合をいう。）を合計した割合

ロ 居住者又は内国法人との間に実質支配関係がある外国法人

ハ 第六号中「外国関係会社（特定外国関係会社に該当するものを除く。）」とあるのを「外国法人」として同号及び第七号の規定を適用した場合に規定する外国金融機関に該当することとなる外国法人で、同号に規定する外国金融機関に準ずるものと

して政令で定める部分対象外国関係会社との間に、当該部分対象外国関係会社が当該外国法人の経営管理を行っている関係その他の特殊の関係がある外国法人として政令で定める外国法人

二 特定外国関係会社 次に掲げる外国関係会社をいう。

(1) 次のいずれにも該当しない外国関係会社  
その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係会社（これらに有している外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める外国関係会社を含む。）

(2) その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、第六項及び第八項において「本店所在地」という。）においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社（これらを行っていない外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める外国関係会社を含む。）

(3) 外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数のうちを占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) 特定子会社（前項各号に掲げる内国法人に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社（当該内国法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地において、その役員（法人税法第二十五条に規定する役員をいう。次号及び第七号

並びに第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。(4)及び(5)において同じ。)によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちを占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地にある不動産の保有、その本店所在地における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地を同じくする管理支配会社によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

その総資産の額として政令で定める金額(ロにおいて「総資産額」という。)に対する第六項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合(第六号中「外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第七号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社にあっては総資産額に対する第八項第一号に掲げる金額に相当する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合とし、第六号中「外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)」とあるのを「外国関係会社」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融子会社等に該当することとなる外国関係会社の同項に規定する特定清算事業年度にあっては総資産額に対する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる

金額に相当する金額の合計額の割合とする(総資産額に対する有価証券(法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。同項において同じ。)、貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係会社に限る。)

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

(1) 各事業年度の非関連者等収入保険料(関連者(当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。))以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額(関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料(非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。(2)において同じ。))の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。)の関連者等収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

ニ 租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社

三 対象外国関係会社 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)をいう。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供又は

船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの(次に掲げるものを除く。)でないこと。

(1) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち当該外国関係会社が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの(ロにおいて「統括業務」という。)を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの

(2) 株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社のうち第七号中「部分対象外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」として同号の規定を適用した場合に外国金融子会社等に該当することとなるもの(同号に規定する外国金融機関に該当することとなるもの及び(1)に掲げるものを除く。)

(3) 航空機の貸付けを主たる事業とする外国関係会社のうちその役員又は使用人がその本店所在地において航空機の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件を満たすもの(その本店所在地を同じくする主たる事業(イ(1)に掲げる外国関係会社にあっては統括業務とし、イ(2)に掲げる外国関係会社にあっては政令で定める経営管理とする。ハにおいて同じ。))を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること(これらを有していることと同様の状況にあるものとして政令で定める状況にあることを含む。))並びにその本店所在地においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること(これらを自ら行っていることと同様の状況にあるものとして政令で定める状況にあることを含む。))のいずれにも該当すること。

ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業、航空運送業又は

物品賃貸業(航空機の貸付けを主たる事業とするものに限る。))その事業を主として当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、前項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

(2) (1)に掲げる事業以外の事業 その事業を主としてその本店所在地(当該本店所在地に属する水域で政令で定めるものを含む。)において行っている場合として政令で定める場合

四 適用対象金額 特定外国関係会社又は対象外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額(以下この号において「基準所得金額」という。)を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

五 実質支配関係 居住者又は内国法人が外国人の残余財産のおおむね全部を請求する権利を有している場合における当該居住者又は内国法人と当該外国人との間の関係その他の政令で定める関係をいう。

六 部分対象外国関係会社 第三号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係会社(特定外国関係会社に該当するものを除く。)をいう。

七 外国金融子会社等 その本店所在地の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業と同種類の業務に限る。)

又は保険業を行う部分対象外国関係会社(これらの事業を行う部分対象外国関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定める部分対象外国関係会社を含む。))でその本店所在地においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの(その本店所在地においてその役員又は使用人が当該業務の全てに従事している部分対象外国

関係会社と同様の状況にあるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において「外国金融機関」という。及び外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社をいう。

3 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係会社が前項第二号イ(1)から(5)までのいずれかにか該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が同号イ(1)から(5)までに該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イに係る部分に限る)の規定の適用については、当該外国関係会社は同号イ(1)から(5)までに該当しないものと推定する。

4 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係会社が第二項第三号イから八までに掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該外国関係会社が同号イから八までに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号又は第六号に係る部分に限る)の規定の適用については、当該外国関係会社は同項第三号イから八までに掲げる要件に該当しないものと推定する。

5 第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る次の各号に掲げる外国関係会社につき当該各号に定める場合に該当する事実があるときは、当該各号に掲げる外国関係会社のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

- 一 特定外国関係会社 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合(外国関係会社の各事業年度の所得に対して課される租税の額の当該所得の金額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一項において同じ。)が百分の二十七以上である場合
- 二 対象外国関係会社 対象外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上である場合

6 第一項各号に掲げる内国法人に係る部分対象外国関係会社(外国金融子会社等に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額(解散により外国金融子会社等に該当しないこととなった部分対象外国関係会社(以下この項及び次項において「清算外国金融子会社等」という。)のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融子会社等の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日以前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(次項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額(次項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合の次に掲げる金額。以下この項においては、「特定所得金額」という。)を有する場合には、特定事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうちその内国法人が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘案した数又は金額並びにその内国法人と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(次条及び第六十六条の八において「部分課税対象金額」という。)に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 一 剰余金の配当等(第一項に規定する剰余金の配当等をいい、法人税法第二十三条第一項の号及び第十一号イにおいて同じ。)の額の号及び第十一号イにおいて同じ。)の額(次に掲げる法人から受ける剰余金の配当等の額(当該法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額として政令で定める剰余金の配当等の額を除く。)を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び

び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

- イ 当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人(ロに掲げる外国法人を除く。)
- ロ 当該部分対象外国関係会社の有する他の外国法人(原油、石油ガス、可燃性天然ガス又は石炭(ロにおいて「化石燃料」という。))を採取する事業(自ら採取した化石燃料に密接に関連する事業を含む。)を主たる事業とする外国法人のうち政令で定めるものに限る。)の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が百分の十以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の外国法人
- 二 受取利子等(その支払を受ける利子(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。))をいう。以下この号及び第十一号ロにおいて同じ。)の額(その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金(所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。))の利子の額、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係会社(金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地の法令の規定によりその本店所在地において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限る。))でその本店所在地においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額その他政令で定める利子の額を除く。以下この号において同じ。))の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額
- 三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額
- 四 有価証券の譲渡に係る対価の額(当該部分対象外国関係会社の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は

総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の二十五以上である場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額を除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

- 五 デリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号ホにおいて同じ。)に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額(同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行ったデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地の法令に準拠して商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係会社(その本店所在地においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。))が行う財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額その他財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額を除く。)
- 六 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額(その行う事業(政令で定める取引を行う事業を除く。))に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額を除く。)
- 七 前各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額(これらに類する利益の額又は損失の額を含む。)を生じさせる資産の運用(保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額(当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行った取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。))の二に掲げる金額からロに掲げる金額を減算した金額

イ 収入保険料の合計額から支払った再保険料の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

ロ 支払保険金の額の合計額から収入した再保険金の額の合計額を控除した残額に相当するものとして政令で定める金額

八 固定資産（政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号において同じ。）の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。）による対価の額（主としてその本店所在地において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額、その本店所在地にある不動産又は不動産の上に存する権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）による対価の額及びその本店所在地においてその役員又は使用人が固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号において同じ。）を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対価外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

九 工業所有権その他の技術に関する権利、特許権、商標権、意匠権、回路配置特許権、半導体集積回路特許権、発明特許権、実用新案特許権、デザイン特許権、著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）（以下この項において「無形資産等」という。）の使用料（自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額（その有する無形資産等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

十 無形資産等の譲渡に係る対価の額（自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額その他の政令で定める対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の

額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

十一 イからルまでに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外国関係会社の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るラに掲げる金額を控除した残額

イ 支払を受ける剰余金の配当等の額

ロ 受取利息等の額

ハ 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額

ニ 有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を減算した金額

ホ デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ヘ その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ト 第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）

チ 第七号の二に掲げる金額

リ 固定資産の貸付けによる対価の額

ヌ 支払を受ける無形資産等の使用料

ル 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額

ヲ 総資産の額として政令で定める金額に人件費その他の政令で定める費用の額を加算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額

七 前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外国関係会社の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額（清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と、当該各事業年度の同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の

合計額（当該合計額が零を下回る場合には零とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業年度に該当する事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額をいう。

八 第一項各号に掲げる内国法人に係る部分対象外国関係会社（外国金融子会社等に該当するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る金融子会社等部分適用対象金額のうちその内国法人が直接及び間接に有する当該部分対象外国関係会社の株式等の数又は金額につきその請求権の内容を勘案した数又は金額並びにその内国法人と当該部分対象外国関係会社との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十六條の八において「金融子会社等部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 一の内国法人及び当該一の内国法人との間に特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。）のある内国法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係会社で政令で定める要件を満たすもの（その純資産につき剰余金その他に関する調整を加えた金額として政令で定める金額（以下この号において「親会社等資本持分相当額」という。）の総資産の額として政令で定める金額に対する割合が百分の七十を超えるものに限る。）の親会社等資本持

分相当額がその本店所在地の法令に基づき下回ることができない資本の額を勘案して政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分に相当する資本に係る利益の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 部分対象外国関係会社について第六項第八号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

三 部分対象外国関係会社について第六項第九号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

四 部分対象外国関係会社について第六項第十号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

五 部分対象外国関係会社について第六項第十一号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

九 前項に規定する金融子会社等部分適用対象金額とは、部分対象外国関係会社の各事業年度の次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 前項第一号に掲げる金額

二 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

十 第六項及び第八項の規定は、第一項各号に掲げる内国法人に係る部分対象外国関係会社につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該部分対象外国関係会社そのものの当該各事業年度に係る部分適用対象金額（第七項に規定する部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）又は金融子会社等部分適用対象金額（前項に規定する金融子会社等部分適用対象金額をいう。以下この項において同じ。）については、適用しない。

一 各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上であること。

二 各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額が二千万円以下であること。

三 各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに

当該各事業年度における部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

11 第一項各号に掲げる内国法人は、当該内国法人に係る次に掲げる外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む各事業年度の法人税法第二十一条第一号に規定する確定申告書に添付しなければならない。

二 当該各事業年度の租税負担割合が百分の二十未満である部分対象外国関係会社（当該部分対象外国関係会社のうち、当該各事業年度において前項第二号又は第三号のいずれかに該当する事実があるもの（次項において「添付不要部分対象外国関係会社」という。）を除く。）

12 第一項各号に掲げる内国法人は、財務省令で定めるところにより、当該内国法人に係る添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。

13 内国法人が外国信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二十四条に規定する外国投資信託のうち第六十八条の三の第一項に規定する特定投資信託に類するものをいう。以下この項において同じ。）の受益権を直接又は間接に有する場合（当該内国法人に係る第二項第一号に掲げる外国法人を通じて間接に有する場合を含む。）及び当該外国信託との間に実質支配関係がある場合には、当該外国信託の受託者は、当該外国信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（外国信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この条から第六十六条の九までの規定を適用する。

14 法人税法第四条の二第二項及び第四条の三の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

15 財務大臣は、第二項第二号二の規定により国又は地域を指定したときは、これを告示する。

第六十六条の七 前条第一項各号に掲げる内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託に係る同法第四条の三に規定する受託法人又は特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）に係る法人課税信託に該当するもの（以下この項及び第三項において「特定目的会社等」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係会社（同条第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）の所得に対して課される外国法人税（同法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の額（政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額に相当する金額）、当該外国関係会社の部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額）又は当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額）は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。次項において同じ。）とみなして、同法第六十九条及び地方税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第六十九条第十二項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の七第一項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項の規定の適用に係る外国関係会社の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けるときは、同条第六項の規定の適用に係る外国関係会社の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第六十九条第一項から第三項まで又は第十八項（同条第二十三項又は第二十四項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前条第一項各号に掲げる内国法人（特定目的会社等に限る。以下この項において同じ。）が、同条第一項又は第六項の規定の適用を受ける場合においては、当該内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額（第一項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額に相当する金額）又は当該外国関係会社の部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額）は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付した外国法人税の額（第九条の三の第二項第二号又は第九条の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。）とみなして、第九条の三の二及び第九条の六から第九条の六の四までの規定を適用する。

4 前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項又は同条第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額（次項及び第十一項において「所得税等の額」という。）のうち、当該内国法人に係る外国関係会社の課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額、当該外国関係会社の部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度とする。

5 前項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

6 前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項の規定の適用に係る外国関係会社の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係会社の部分課税対象金額に相当する金額につ

算した金額に相当する金額又は当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第六項及び第十項において「控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得に對する法人税の額（この項並びに法人税法第六十八条、第六十九条第一項から第三項まで及び第十八項並びに第七十条の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）の額を除く。第十項において同じ。）から控除する。

一 当該外国関係会社に対して課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）及び地方法人税（地方税法第六十一条第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

二 当該外国関係会社に対して課される地方税法第二十三条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第二条第一項において準用する同法第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）又は同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額及び同法第二百九十二条第一項第三号に掲げる法人税割（同法第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課するものを含むものとし、退職年金等積立金に対する法人税に係るものを除く。）の額

前項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項の規定の適用に係る外国関係会社の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係会社の部分課税対象金額に相当する金額につ

算した金額に相当する金額又は当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第六項及び第十項において「控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得に對する法人税の額（この項並びに法人税法第六十八条、第六十九条第一項から第三項まで及び第十八項並びに第七十条の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）の額を除く。第十項において同じ。）から控除する。

き同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第四項の規定の適用を受けるときは、当該内国法人に係る外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第四項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二款の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十条の規定による控除をする前に行うものとする。

8 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二款を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第四項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二条第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七条、第六十八条第三項及び第七十条を除く。）の規定及び第四項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

三 法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節の規定及び第四項の規定を適用して計算した法人税の額とする。

9 第四項の規定の適用がある場合における第四十二条の四第二十二項（第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十二条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二第十一項、第四十二条の十二の二第三項、第四十二条の十二の四第九項、第四十二条の十二の五第十項、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第二十一項において準用する場合を含む。）及び

地方法人税法の規定の適用については、第四十二条の四第二十二項中「又は第三編第二章第二節（第四百三十三条を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十六条の七第四項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十条の二又は第四百四十四條の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定に」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定に」と、同法第六条第一項第一号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十六条の七第四項」とする。

10 内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七十条第一項に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第四項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十二条において同じ。）から控除する。

11 前項の規定は、地方法人税法第二十四条に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七条第一項各号に掲げる事項を記載したものの、同法第二十五条第十五号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

12 第十項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二条から第十四条までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十三条の規定による控除をする前に行うものとする。

13 第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 地方法人税法第十七条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第二章第二節（第十一條及び第十三条を除く。）の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

二 地方法人税法第十九条第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第二章第二節の規定及び第十項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

14 第六十六条の八 内国法人が外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（以下この条において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、剰余金の額に算入しない。

15 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額については、同条第一項の規定の適用については、同項中「剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するもの」として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「剰余金の配当等の額」とする。

16 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

17 前三項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、内国法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算

上益金の額に算入されるもののうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（内国法人が有する外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。次号、次項及び第十項において同じ。）及び当該内国法人と当該外国法人との間の実質支配関係（同条第二項第五号に規定する実質支配関係をいう。次号及び第十項第二号において同じ。）の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

二 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、内国法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この条において「前十年以内の各事業年度」という。）において第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたもののうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数及び当該内国法人と当該外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

18 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からその有する外国法人の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度以後の各事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前十年以内の各事業年度の課税対象金額とみなす。

一 適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。）

19 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からその有する外国法人の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度以後の各事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前十年以内の各事業年度の課税対象金額とみなす。

一 適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。）

20 内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人からその有する外国法人の直接保有の株式等の数の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度以後の各事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人の前十年以内の各事業年度の課税対象金額とみなす。

一 適格合併又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配に限る。以下この号において「適格合併等」という。）

当該適格合併等に係る被合併法人又は現物分配法人の合併等前十年内事業年度（適格合併等の日（当該適格合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）前十年以内に開始した各事業年度をいう。）の課税済金額

二 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。以下この号及び次項において「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（同項において「分割法人等」という。）の分割等前十年内事業年度（適格分割等の日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度をいう。同項において同じ。）の課税済金額のうち、当該適格分割等により当該内国法人が移転を受けた当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

6 適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）が前項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日を含む事業年度以後の各事業年度における第四項の規定の適用については、当該分割法人等の分割等前十年内事業年度の課税済金額のうち、前項の規定により当該分割承継法人等の前十年以内の各事業年度の課税済金額とみなされる金額は、ないものとする。

7 内国法人が外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受け取る剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

8 内国法人が外国法人から受け取る剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受ける部分の金額に限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額に

二 次に掲げる金額の合計額  
イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、配当事業年度において

10 間接特定課税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、同項中「剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「剰余金の配当等の額」とする。

9 内国法人が外国法人から受け取る剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける部分の金額に限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

11 第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（内国法人が外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める他の外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。ロにおいて同じ。）及び当該内国法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

一 内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該内国法人の事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）開始の日前二年以内を開始した各事業年度（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）のうち最も古い事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年以内の各事業年度において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に相当する部分の金額を除く。）のうち、当該内国法人の第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。）

二 次に掲げる金額の合計額  
イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額で、配当事業年度において

第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるもののうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（内国法人が外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める他の外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。ロにおいて同じ。）及び当該内国法人と当該他の外国法人との間の実質支配関係の状況を勘案して政令で定めるところにより計算した金額

第五項	直接保有の株式等の数	第十項	第十項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）
前項	前十年以内の各事業年度の	前十年以内の各事業年度の	前二年以内の各事業年度の

第五項第一号		第五項第二号		第六項	
額	課税済金	額	課税済金	額	課税済金
前十年以内	前十年以内	前十年以内	前十年以内	前十年以内	前十年以内
合併等前十年内事業年度	合併等前十年内事業年度	間接配当等又は間接課税済金額	間接配当等又は間接課税済金額	間接配当等又は間接課税済金額	間接配当等又は間接課税済金額
次項において同じ。	次項において同じ。	第十項第一号に規定する間接配当等（第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）	第十項第一号に規定する間接配当等（第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）	第十項第一号に規定する間接配当等（第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）	第十項第一号に規定する間接配当等（第十項第二号ロに規定する間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

12 第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定は、課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出があり、かつ、第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定により益金の額に算入されない剰余金の配当等の額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により益金の額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

13 第一項若しくは第三項又は第七項若しくは第九項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第三項第三号中「益金不算入」とあるのは、「益金不算入」又は租税特別措置法第六十六条の八（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

14 第二項又は第八項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第三十九条の二中「を除く」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十六条の八第二項及び第八項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける部分の金額を除く」と、同法第六十七条第三号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入」（租税特別措置法第六十六条の八第二項又は第八項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とするほか、利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の九 内国法人が第六十六条の六第一項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定に關する事項その他前三条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例

第六十六条の九の二 特殊関係株主等（特定株主等に該当する者並びにこれらの者と政令で定める特殊の関係のある個人及び法人をいう。以下この款において同じ。）と特殊関係内国法人との間に当該特殊関係株主等が当該特殊関係内国

法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を間接に有する関係として政令で定める関係（次項において「特定関係」という。）がある場合において、当該特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に発行済株式等の保有を通じて介在するものとして政令で定める外国法人（以下この条において「外国関係法人」という。）のうち、特定外国関係法人又は対象外国関係法人に該当するものが、平成十九年十月一日以後に開始する各事業年度において適用対象金額を有するときは、その適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である内国法人の有する当該特定外国関係法人又は対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に對應するものとしてその株式等の請求権（剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。次項第三号イにおいて同じ。）を請求する権利をいう。第六項及び第八項において同じ。）の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十六条の九の四において「課税対象金額」という。）に相當する金額は、当該特殊関係株主等である内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 この款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株主等 特定関係が生ずることとなる直前に特定内国法人（当該直前に株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等（法人）の五人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人によつて発行済株式等の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式等を保有される内国法人をいう。次号において同じ。）の株式等を有する個人及び法人をいう。

二 特殊関係内国法人 特定内国法人又は特定内国法人からその資産及び負債の大部分の移転を受けたものとして政令で定める内国法人をいう。

三 特定外国関係法人 次に掲げる外国関係法人をいう。

イ 次のいずれにも該当しない外国関係法人

- (1) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有している外国関係法人
- (2) その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（以下この項、第六項及び第八項において「本店所在地」という。）においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係法人
- (3) 外国子法人（当該外国関係法人とその本店所在地を同じくする外国法人で、当該外国関係法人の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するもの（をいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4) 特定子法人（特殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関係法人で、部分対象外国関係法人に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人で、その本店所在地を同じくする管理支配法人（当該内国法人に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。第八号及び第六項において同じ。）又は使用者がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。（4）及び（5）において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配法人がその本店所在地で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5) その本店所在地にある不動産の保有、その本店所在地における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地の社会資本の整備に關する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係法人で、その本店所在地を同じくする管理支配法人によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

その総資産の額として政令で定める金額（ロにおいて「総資産額」という。）に對する第六項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相當する金額の合計額の割合（第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）とあるのを「外国関係法人」として同号及び第八号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人にあつては総資産額に對する第八項第一号に掲げる金額に相當する金額又は同項第二号から第四号までに掲げる金額に相當する金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合とし、第七号中「外国関係法人（特定外国関係法人に該当するものを除く。）とあるのを「外国関係法人」として同号及び第六項の規定を適用した場合に同項に規定する清算外国金融関係法人に該当することとなる外国関係法人の同項に規定する特定清算事業年度にあつては総資産額に對する同項に規定する特定金融所得金額がないものとした場合の同項第一号から第七号まで及び第八号から第十号までに掲げる金額に相當する金額の合計額の割合とする。）が百分の三十を超える外国関係法人（総資産額に對する有価証券（法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。同項において同じ。）貸付金その他政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額の割合が百分の五十を超える外国関係法人に限る。）

ハ 次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係法人

- (1) 各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他こ



これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。)以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。)の合計額の収入保険料の合計額に對する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2) 各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額(関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料(非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。以下において同じ。)の合計額をいう。以下において同じ。)の合計額に對する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。

四

二 租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係法人

対象外国関係法人 次に掲げる要件のいずれかに該当しない外国関係法人(特定外国関係法人に該当するものを除く。)をいう。

イ 株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするもの(株式等の保有を主たる事業とする外国関係法人のうち第八号中「部分対象外国関係法人」とあるのを「外国関係法人」として同号の規定を適用した場合に外国金融関係法人に該当することとなるもの(同号に規定する外国金融機関に該当することとなるものを除く。ロにおいて「特定外国金融持株会社」という。)を除く。)でないこと。

ロ その本店所在地においてその主たる事業(特定外国金融持株会社にあつては、政令で定める経営管理。ハにおいて同じ。)

を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること並びにその本店所在地においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行つていないこと。ハ 各事業年度においてその行う主たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める場合に該当すること。

(1) 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業その事業を主として当該外国関係法人に係る特殊関係内国法人、特殊関係株主等その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてい

る場合として政令で定める場合  
(2) (1)に掲げる事業以外の事業 その事業を主としてその本店所在地(当該本店所在地に係る水域で第六十六条の六第二項第三号ハ(2)に規定する政令で定めるものを含む。)において行つてい

る場合として政令で定める場合  
五 適用対象金額 特定外国関係法人又は対象外国関係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額(以下この号において「基準所得金額」という。)を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の前日七年内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

六 直接及び間接保有の株式等の数 第二条第一項第一号の二に規定する居住者又は内国法人が直接に有する外国法人の株式等の数又は金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式等の数又は金額の合計数又は合計額をいう。  
七 部分対象外国関係法人 第四号イからハまでに掲げる要件の全てに該当する外国関係法人(特定外国関係法人に該当するものを除く。)をいう。

八 外国金融関係法人 その本店所在地の法令に準拠して銀行業、金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一

種金融商品取引業と同種類の業務に限る。)又は保険業を行う部分対象外国関係法人でその本店所在地においてその役員又は使用人がこれらの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているもの(以下この号において「外国金融機関」という。)及び外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係法人をいう。

3 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係法人が前項第三号イ(1)から(5)までのいずれかに該当するかどうかを判定するため必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イ(1)から(5)までに該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イに係る部分に限る)の規定の適用については、当該外国関係法人は同号イ(1)から(5)までに該当しないものと推定する。

4 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に係る外国関係法人が第二項第四号イからハまでに掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該内国法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イからハまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項(同号イに係る部分に限る)の規定の適用については、当該外国関係法人は同項第四号イからハまでに掲げる要件に該当しないものと推定する。

5 第一項の規定は、特殊関係株主等である内国法人に係る次の各号に掲げる外国関係法人につき当該各号に定める場合に該当する事実があるときは、当該各号に掲げる外国関係法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 特定外国関係法人 特定外国関係法人の各事業年度の租税負担割合(外国関係法人の各事業年度の所得に對して課される租税の額の当該所得の金額に對する割合として政令で定

めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一項において同じ。)が百分の二十七以上である場合  
二 対象外国関係法人 対象外国関係法人の各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上である場合

6 特殊関係株主等である内国法人に係る部分対象外国関係法人(外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額(解散により外国金融関係法人に該当しないこととなつた部分対象外国関係法人(以下この項及び次項において「清算外国金融関係法人」という。)のその該当しないこととなつた日から同日以後三年を経過する日(当該清算外国金融関係法人の残余財産の確定の日が当該三年を経過する日以前である場合には当該残余財産の確定の日とし、その本店所在地の法令又は慣行その他やむを得ない理由により当該残余財産の確定の日が当該三年を経過する日後である場合には政令で定める日とする。)までの期間内の日を含む事業年度(同項において「特定清算事業年度」という。)にあつては、第一号から第七号の二までに掲げる金額のうち政令で定める金額(同項において「特定金融所得金額」という。)がないものとした場合に次に掲げる金額。以下この項において「特定所得の金額」という。)を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である内国法人の有する当該部分対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に對するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額(次条及び第六十六条の九の四において「部分課税対象金額」という。)に相当する金額は、当該特殊関係株主等である内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 剰余金の配当等(第一項に規定する剰余金の配当等をいい、法人税法第二十三条第一項の号及び第十一号イにおいて同じ。)の額(当該部分対象外国関係法人の同する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等

の額(当該部分対象外国関係法人の同する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等

の総額又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人から受ける剰余金の配当等の額（当該他の法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額として政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額（その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子の額、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係法人（金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地の法令の規定によりその本店所在地において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限り。）でその本店所在地においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額その他政令で定める利子の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

四 有価証券の譲渡に係る対価の額（当該部分対象外国関係法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が、当該譲渡の直前において、百分の二十五以上である場合における当該他の法人の株式等の譲渡に係る対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

五 デリバティブ取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号ホにおいて同じ。）に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地の法令に準拠して商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係法人（その本店所在地においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。）が行う財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額その他財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額を除く。）

六 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（その行う事業（政令で定める取引を行う事業を除く。）に係る業務の通常の過程において生ずる利益の額又は損失の額を除く。）

七 前各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定めるところに係る利益の額又は損失の額を除く。）

八 固定資産（政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号リにおいて同じ。）の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を

使用させる行為を含む。）による対価の額（主としてその本店所在地において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額、その本店所在地にある不動産又は不動産の上に存する権利の貸付け（これらを使用させる行為を含む。）による対価の額及びその本店所在地においてその役員又は使用人が固定資産の貸付け（不動産又は不動産の上に存する権利を使用させる行為を含む。以下この号及び第十一号リにおいて同じ。）を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外国関係法人が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

九 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に關する使用権を含む。）又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）（以下この項において「無形資産等」という。）の使用料（自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額（その有する無形資産等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

十 無形資産等の譲渡に係る対価の額（自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額その他の政令で定める対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

十一 イからルまでに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外国関係法人の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るラに掲げる金額を控除した残額

イ 支払を受ける剰余金の配当等の額

ロ 受取利子等の額

十二 有価証券の貸付けによる対価の額

十三 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を減算した金額

十四 デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

十五 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

十六 第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）

十七 第七号の二に掲げる金額

十八 固定資産の貸付けによる対価の額

十九 支払を受ける無形資産等の使用料

二十 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額

二十一 総資産の額として政令で定める金額に人件費その他の政令で定める費用の額を加算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額

二十二 前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外国関係法人の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額（清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては、特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額）と、当該各事業年度の同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該各事業年度のうち特定清算事業



前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、次に掲げる金額の合計額（次項及び第十項において「所得税等の額」という。）のうち、当該内国法人に係る外国関係法人の課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（当該内国関係法人の部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額）に相当する金額又は当該外国関係法人の金融関係部分課税対象金額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第五項及び第九項において「控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額（この項並びに法人税法第六十八條第六十九條第一項から第三項まで及び第六十八條並びに第七十條の規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。第一号において同じ。）の額を除く。第九項において同じ。）から控除する。

4 前項の規定により課される所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税（退職年金等積立金に対する法人税を除く。）、の額（附帯税の額を除く。）、及び地方法人税（地方法人税法第六條第一項第三号に定める基準法人税額に対する地方法人税を除く。）の額（附帯税の額を除く。）

4 前項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

5 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項の規定の適用に係る外国関係法人の課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係法人の部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係法人の金融関係部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第三項の規定の適用を受けるときは、当該内国法人に係る外国関係法人に係る控除対象所得税額等相当額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第三項の規定の適用がある場合には、法人税法第二編第一章第二節第二項の規定による法人税の額からの控除及び同項の規定による法人税の額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第六十九條の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第七十條の規定による控除をする前に行うものとする。

7 第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節第二項を除く。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七條第三項に規定する計算した金額の合計額は、当該計算した金額の合計額から第三項の規定による控除をされるべき金額を控除した金額とする。

二 法人税法第七十二條第一項第二号に掲げる金額は、同項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）を一事業年度とみなして同条第一項第一号に掲げる所得の金額につき同法第二編第一章第二節（第六十七條、第六十八條第三項及び第七十條を除く。）の規定及び第三項の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額とする。

8 第三項の規定の適用がある場合における第四十二條の四第二十二項（第四十二條の六第九項、第四十二條の九第六項、第四十二條の十第六項、第四十二條の十一第七項、第四十二條の十一の二第六項、第四十二條の十一の三第六項、第四十二條の十二第十一項、第四十二條の十二の二第三項、第四十二條の十二の四第九項、第四十二條の十二の五第十項、第四十二條の十二の六第六項又は第四十二條の十二の七第二十一項において準用する場合を含む。）及び地方法人税法の規定の適用については、第四十二條の四第二十二項中「又は第三編第二章第二節（第四百四十三條を除く。）の規定」とあるのは「の規定」と、「控除及び」とあるのは「控除」と、「控除に」とあるのは「控除及び第六十六條の九の三第三項の規定による法人税の額からの控除に」と、「同法第七十條の二又は第四百四十四條の二の三」とあるのは「同条第六項及び同法第七十條の二」と、「法人税法税額控除規定」とあるのは「第六十六條の九の三第三項の規定及び法人税法税額控除規定」と、同法第六條第一項第一号中「まで」とあるのは「まで及び租税特別措置法第六十六條の九の三第三項」とする。

9 内国法人が各課税事業年度（地方法人税法第七條第一項に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）において第三項の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象所得税額等相当額が同項に規定する政令で定める事業年度の所得に対する法人税の額を超えるときは、その超える金額を当該課税事業年度の所得地方法人税額（同法第十一條に規定する所得地方法人税額をいう。第十一項において同じ。）から控除する。

10 前項の規定は、地方法人税法第二條第十四号に規定する地方法人税中間申告書で同法第十七條第一項各号に掲げる事項を記載したもの、同法第二條第十五号に規定する地方法人税確定申告書、修正申告書又は更正請求書に前項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用される。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該金額を限度とする。

11 第九項の規定の適用がある場合には、地方法人税法第十二條から第十四條までの規定による所得地方法人税額からの控除及び同項の規定による所得地方法人税額からの控除については、同項の規定による控除は、同法第十二條の二の規定による控除をした後に、かつ、同法第十三條の規定による控除をする前に行うものとする。

12 第九項の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 地方法人税法第十七條第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第二章第二節（第十一條及び第十三條を除く。）の規定及び第九項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

二 地方法人税法第十九條第一項第二号に掲げる金額は、同項第一号に掲げる課税標準法人税額につき同法第二章第二節の規定及び第九項の規定を適用して計算した地方法人税の額とする。

第六十六條の九の四 特殊関係株主等である内国法人が外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける同法第二十三條第一項第一号に掲げる金額（以下この条において「剰余金の配当等の額」という。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

2 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三條の二第一項の規定の適用を受ける部分の金額に限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額についての同条第一項の規定の適用については、同項中「剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「剰余金の配当等の額」とする。

3 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十

三条の二第二項の規定の適用を受ける部分の金額に限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4 前三項に規定する特定課税対象金額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、特殊関係株主等である内国法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度において第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数（第六十六条の八第四項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号及び第九項において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、特殊関係株主等である内国法人が当該外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度（以下この号において「前十年以内の各事業年度」という。）において第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により前十年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたものうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前十年以内の各事業年度において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

5 第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の八第五項	内国法人が適格合併により当該特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等である被合併法人	第六十六条の九の二第二項に規定する特殊関係内国法人（以下この項において「特殊関係内国法人」という。）に係る同条第一項に規定する特殊関係株主等（以下この項において「特殊関係株主等」という。）である内国法人が適格合併
第六十六条の八第六項	前項課税済金額とみなす	第六十六条の九の二第四項課税済金額（同項第二号に掲げる金額をいう。以下この項、次項及び第十二項において同じ。）とみなす
第六十六条の八第七項	が前項	が第六十六条の九の二第五項において準用する前項
第六十六条の八第八項	第四項、前項	同条第四項、同条第五項において準用する前項
第六十六条の八第九項	第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで	第六十六条の九の四第一項から第三項まで

6 特殊関係株主等である内国法人が外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第

一項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

7 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第一項の規定の適用を受ける部分の金額に限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第二項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額については、同項中「剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費用の額に相当するもの」として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、「剰余金の配当等の額」とする。

8 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（法人税法第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける部分の金額に限る。以下この項において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額（第三項の規定の適用を受ける部分の金額を除く。）のうち当該外国法人に係る間接特定課税対象金額に達するまでの金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

9 前三項に規定する間接特定課税対象金額とは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をいう。

一 特殊関係株主等である内国法人が外国法人から剰余金の配当等の額（以下この項において「配当事業年度」という。）開始の日前二年内に開始した各事業年度（以下この項において「前二年内の各事業年度」という。）のうち最も古い事業年度開始の日から配当事業年度終了の日までの期間において、当該外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該内国法人の有する当該外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額（前二年内の各事業年度の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたものうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年内の各事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に相当する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

二 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、前二年内の各事業年度において第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により前二年内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたものうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年内の各事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に相当する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

事業年度において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額

イ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、配当事業年度において第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第六十六条の八第十項第二号に規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

ロ 前号の他の外国法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額で、前二年内の各事業年度において第六十六条の九の二第一項、第六項又は第八項の規定により前二年内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されたものうち、同号の内国法人の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（前二年内の各事業年度において同号の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（前三項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に相当する部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額）

10 第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項の規定は、第六項から前項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人の締結していた同号に規定する共済契約につき解除があつた後同号に規定する共済契約を締結した当該法人がその解除の日から同日以後二年を経過する日までの間に当該共済契約について支出する同号に掲げる掛金については、適用しない。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する金額の損金算入に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

(特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例)

第六十六条の十一の二 青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応した金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十六号)の施行の日以後に終了する事業年度に限る。)においてその業務執行役員(法人税法第三十四条第一項第三号に規定する業務執行役員をいう。)に対して同条第五項に規定する業績連動給与(その同号イ(一)を除く。)に規定する算定方法がその運用財産(当該法人が金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者のために運用を行う金銭その他の財産をいう。以下この項において同じ。)の運用として行つた取引により生ずる利益(当該業績連動給与を支給する旨及び当該算定方法を当該運用財産に係る金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者に対して事前に示している場合として政令で定める場合に該当する場合における当該運用財産に係る利益に限る。)に関する指標を基礎とした客観的なものに限る。以下この項において「特定業績連動給与」という。)を支給する場合には、当該特定業績連動給与に係る同号イ(三)に係る部分を除く。)の規定の適用については、当該法人が金融商品取引法第四十六条の三第一項、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第六十三条の四第二項、第六十三条の四第三項(同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、又は第六十三条の十二第三項(同法第六十三条の十一第二項において準用する場合及び同法附則第三条の三第四項の規定により適用する場合を含む。)の規定その他政令で定める規定の説明書類に記載したこれらの規定により公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、当該算定方法は、同号イ(三)に掲げる要件を満たすものとする。

準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、又は第六十三条の十二第二項(同法第六十三条の十一第二項において準用する場合及び同法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により提出するこれらの規定の事業報告書(インターネットを利用する方法により金融庁長官が公表するものに限る。以下この項において「公表事業報告書」という。))は、同号イに規定する有価証券報告書とみなす。この場合において、当該法人が、当該算定方法の内容を、同号イ(二)の政令で定める適正な手続の終了の日以後遅滞なく、公表事業報告書に記載して同法第四十六条の三第一項、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第六十三条の四第二項又は第六十三条の十二第二項の規定により提出し、かつ、同法第四十六条の四、第四十七条の三、第六十三条の四第三項(同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。))又は第六十三条の十二第三項(同法第六十三条の十一第二項において準用する場合及び同法附則第三条の三第四項の規定により適用する場合を含む。)の規定その他政令で定める規定の説明書類に記載したこれらの規定により公衆の縦覧に供し、又は公表したときは、当該算定方法は、同号イ(三)に掲げる要件を満たすものとする。

2 前項に規定する特定投資運用業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす法人をいう。  
一 その事業年度の収益の額の合計額のうち次に掲げる業務に係る収益の額の合計額の占める割合が百分の七十五以上であること。  
イ 金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等の同法第二十八条第四項に規定する投資運用業  
ロ 金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者の同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務  
ハ 金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者の同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務  
ニ 移行期間特例業務届出者(金融商品取引法附則第三条の三第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定による届出をした者をいい、同条第一項ただし書

(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定の適用がある者を除く。))の同条第五項に規定する移行期間特例業務(同条第七項に規定する行為に係る業務を含む。))  
二 次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。  
イ 金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。  
ロ その法人と他の法人との間に当該法人による完全支配関係があり、かつ、当該他の法人が金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する特定業績連動給与に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。  
(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)  
第六十六条の十一の三 その事業年度終了の日において特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人(次項において「認定特定非営利活動法人」という。)である法人がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動(同条第一項に規定する特定非営利活動をいう。次項及び第三項において同じ。))に係る事業に該当するもののために支出した金額がある場合における同法第七十条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項ただし書中「公益法人等」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人(租税特別措置法第六十六条の十一の三第一項(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)に規定する認定特定非営利活動法人をいう。次項及び第六項において同じ。))が」と、同条第五項ただし書中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」と、同条第六項中「公益法人等が」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」と、「にあっては」とあるのは「にあっては」と、「金額」とあるのは「金額とし、認定特定非営利活動法人にあってはその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で租税特別措置法第六十六条の十一の三第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額とする。」とする。  
2 法人(前項の規定の適用を受ける法人を除く。))が各事業年度において支出した寄附金の額のうち認定特定非営利活動法人等(認定特定非営利活動法人及び特定非営利活動促進法第二条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人をいう。以下この項において同じ。))に対する当該認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「以下この項において同じ。))及び認定特定非営利活動法人等(租税特別措置法第六十六条の十一の三第二項(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例)に規定する認定特定非営利活動法人等をいう。))に対する当該認定特定非営利活動法人等の行う同条第二項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額があるときは、これらの寄附金」とする。  
3 認定特定非営利活動促進法第四十四条第一項の規定を受けた法人がその認定を取り消された場合には、当該法人がその取消しの基因となつた事実が生じた日として政令で定める日を含む事業年度からその取消しの日を含む事業年度の前事業年度までの各事業年度(その取消しの日を含む事業年度終了の日前七年以内に終了した各事業年度に限る。以下この項において同じ。))においてその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額で当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、当該法人のその取消しの日を含む事業年度において行う収益事業から生じた収益の額とみなす。  
4 前項の場合において、同項の法人がその取消しの日に収益事業を行つていないものであるときは、当該法人は、その取消しの日において新たに収益事業を開始したものとみなす。この場合において、その取消しの日を含む事業年度については、法人税法第六十六条第四項の規定は、適用しない。  
5 前項に定めるもののほか、第一項に規定する認定特定非営利活動法人が同項の規定により法

人税法第三十七条第六項の規定を読み替えて同条第一項の規定を適用する場合の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
(銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例)

**第六十六条の十一の四** 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和十四年三月三十一日以前に開始する各事業年度において法人税法第五十七各条第一項の規定を適用する場合において、当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、同項中「十年以内に開始した」とあるのは、「に開始した」とする。

**2** 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和十八年三月三十一日以前に開始する各事業年度において法人税法第五十七各条第一項の規定を適用する場合において、当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、同項ただし書中「所得の金額の百分の五十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

**3** 前二項の規定は、銀行等保有株式取得機構がこれらの規定に規定する欠損金額の生じた事業年度の青色申告書である法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書に当該欠損金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、当該事業年度後の各事業年度について連続して同号に規定する確定申告書を提出している場合に限り、適用する。  
(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の適用)

**第六十六条の十二** 法人税法第八十条第一項並びに第六百四十四条の十三第一項及び第二項の規定は、次に掲げる法人以外の法人の平成四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、清算中に終了する事業年度(通算子法人の清算中に終了する事業年度のうち当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。)及び同法第八十条第四項又は第六百四十四条の第十三第九項若しくは第十項の規定に該当する場合のこれらの規定に規定する事業年度において生じた欠損金額、同法第八十条第五項又は第六百四十四条の第十三第一項に規定する災害損失欠損金額並びに銀行等保有株式取得機構の欠損金額については、この限りでない。

普通法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社を除く。)のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの(当該事業年度終了の時ににおいて法人税法第六十六条第五項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの及び同条第六項に規定する大通算法人(以下この号及び次項において「大通算法人」という。)を除く。)又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるもの並びに大通算法人を除く。)

**2** 通算法人の前項本文に規定する事業年度において、当該通算法人が協同組合等に該当し、又は同項ただし書に規定する欠損金額(同項ただし書に規定する災害損失欠損金額を除く。以下この項において「還付対象欠損金額」という。)が生じた場合において、当該事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が大通算法人であるときは、当該通算法人の当該事業年度及び当該他の通算法人の同日に終了する事業年度に係る法人税法第八十条第七項の規定の適用については、当該他の通算法人(当該事業年度において還付対象欠損金額が生じたものを除く。)の同項第三号及び第四号に規定する所得の金額は、ないものとする。  
(特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例)

**第六十六条の十三** 青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者(産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。)と共同して特定事業活動(同条第二十七項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第九項において同じ。)を行うものとして財務省令で定めるもの(第十三項において「対象法人」という。)が、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合

併法人の合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む事業年度を除く。)の指定期間内において特定株式(特別新事業開拓事業者(新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。)の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること又はその取得(購入による取得に限る。)により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度(以下この条において「対象事業年度」という。)終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額(当該取得価額が次の各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該金額)の百分の二十五に相当する金額(当該対象事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合においては、その減額した金額のうち当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)以下の金額を当該対象事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別及び次の各号に掲げる特定株式の種類別に特別勘定を設ける方法(当該対象事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該相当する金額が当該対象事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円。以下この項において「所得基準額」という。)を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該所得基準額を限度とする。

一 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(以下この条において「増資特定株式」という。)五十億円  
二 前号に掲げる特定株式以外の特定株式 二百億円

併法人又は適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において

同じ。)を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。  
一 適格合併 当該適格合併直前において有する特別勘定の金額(前項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの(既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額)をいう。以下この条において同じ。)

二 適格分割等 当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に前項の特別勘定に係る特定株式の全部又は一部(当該特定株式が増資特定株式でない場合には、当該特定株式の全部)を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなつた特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該適格分割等により同項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額)の金額

**3** 前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人で適格分割等を行ったものにあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。  
**4** 第二項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引継ぎを受けた特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が第一項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。  
**5** 前項の場合において、同項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人がその適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別勘定の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
**6** 第一項の特別勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告

併法人の合併(適格合併を除く。)の日の前日を含む事業年度を除く。)の指定期間内において特定株式(特別新事業開拓事業者(新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。)の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであること又はその取得(購入による取得に限る。)により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度(以下この条において「対象事業年度」という。)終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額(当該取得価額が次の各号に掲げる当該特定株式の区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該金額)の百分の二十五に相当する金額(当該対象事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合においては、その減額した金額のうち当該対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)以下の金額を当該対象事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別及び次の各号に掲げる特定株式の種類別に特別勘定を設ける方法(当該対象事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該対象事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該相当する金額が当該対象事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円。以下この項において「所得基準額」という。)を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該所得基準額を限度とする。

一 資本金の額の増加に伴う払込みにより交付された特定株式(以下この条において「増資特定株式」という。)五十億円  
二 前号に掲げる特定株式以外の特定株式 二百億円

併法人又は適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において





了の日に終了する事業年度に限る。) について第一項の規定を適用する場合には、当該通算法人の当該対象事業年度と同項に規定する所得基準額は、調整前通算所得基準額(当該通算法人及び他の通算法人(当該対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。))の当該対象事業年度又は同日に終了する事業年度(次項において「他の事業年度」という。)の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額(次項においてそれぞれ「通算前所得金額」として同条及び同法第六十四条の七の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)に相当する金額(当該金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円)とする。

14 前項の場合において、他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当初通算前所得金額又は当初通算前欠損金額(それぞれ他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等(期限後申告書を除く。))に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。)と異なるときは、当初通算前所得金額又は当初通算前欠損金額を他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額とみなす。

15 内国法人の第一項の規定の適用を受けた事業年度(当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。)後の各事業年度(以下この項において「調整事業年度」という。)終了の時にあって、他の通算法人(当該内国法人の当該適用事業年度終了の日(以下この項において「基準日」という。))において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。)のいずれかの基準日に終了する事業年度(以下この項において「他の適用事業年度」という。))において生じた法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額(同法第六十四条の六の規定によりなげられるものとされたものを除く。以下この項及び次項において「通算前欠損金額」という。))が当該他の通算法人の

当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合(その超える部分の金額(以下この項において「通算不足欠損金額」という。))のうち、事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。))又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等(期限後申告書に限る。))に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額(以下この項において「期限後欠損金額」という。))がある場合(以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。))において、当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額に係る当該調整事業年度終了の日における特別勘定の金額のうち、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額から調整前通算所得基準不足額(当該損金の額に算入した金額が当該適用事業年度の第十三項に規定する調整前通算所得基準額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。)を控除した金額(当該控除した金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額)に達するまでの金額(以下この項において「要加算調整額」という。))があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 他の通算法人(過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。次号において「事由該当通算法人」という。))に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額

二 事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合

16 前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額(当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十

四若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。))と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

17 第十三項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十四項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該対象事業年度を第十五項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

18 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等とその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

19 第一項の規定は、第五十五条第一項又は第五十六条第一項の規定の適用を受けた特定株式については、適用しない。

20 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金の額に算入された金額(増資特定株式に係る部分の金額に限る。))は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとし、第五項から第八項まで、第十一項又は第十五項の規定により益金の額に算入された金額(増資特定株式に係る部分の金額に限る。))は、同条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれないものとする。

21 前三項に定めるもののほか、第一項、第五項から第九項まで、第十一項又は第十五項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他第一項から第十七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条 医療法人が、各事業年度(法人税法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた法人の同項に規定する救急医療等確保事業に係る業務を実施する事業年度として政令で定める事業年度を除く。))において第二十六条第一項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき

金額を有する場合において、当該各事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該各事業年度の総収入金額(当該医療法人の営む医療又は歯科医療に係るものとして政令で定める金額に限る。))が七千万円以下であるときは、当該各事業年度の所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

二千五百万円以下の金額	百分の七十
二千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の七十
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の六十
四千万円を超え五千万円以下の金額	百分の五十
五千万円を超える金額	百分の五十

2 前項の医療法人が法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合における前項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは「二千五百万円」と、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と、「二千万円」とあるのは「千五百万円」と、「四千万円」とあるのは「二千五百万円」とする。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する経費の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

4 税務署長は、前項の記載がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

(特定の医療法人の法人税率の特例)

第六十七条の二 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの(清算中のものを除く。))のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたもの(医療法第四十二条の第二項に規定する社会医療法を除く。))の当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得につい

金額を有する場合において、当該各事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該各事業年度の総収入金額(当該医療法人の営む医療又は歯科医療に係るものとして政令で定める金額に限る。))が七千万円以下であるときは、当該各事業年度の所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

二千五百万円以下の金額	百分の七十
二千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の七十
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の六十
四千万円を超え五千万円以下の金額	百分の五十
五千万円を超える金額	百分の五十

ては、法人税法第六十六条第一項、第二項及び第六項の規定にかかわらず、百分の十九の税率により、法人税を課する。

2 国税庁長官は、前項の承認を受けた医療法人について同項に規定する政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合には、その満たさないこととなつたと認められる時まで遡つてその承認を取り消すものとする。この場合においては、その満たさないこととなつたと認められる時以後に終了した当該医療法人の各事業年度の所得については、同項の規定は、適用しない。

3 国税庁長官は、第一項の承認をしたとき、若しくは当該承認をしないことを決定したとき、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した医療法人又は当該承認を受けた医療法人に通知しなければならない。

4 第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第六十九条第一項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の第二項（特定の医療法人の法人税率の特例）」と、同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項、第三項及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、同条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第十九項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の第二項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同法第七十二条第一項又は第七十四条第一項の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号又は第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項（特定の医療法人の法人税率の特例）」及び前節第二款（税額控除）」とする。

5 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の承認を受けた法人が、当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得について、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）  
第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、昭和五十六年四月一日か

ら令和九年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の九第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合に八十万円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合は五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 家畜取引法第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他政令で定める市場において行つた売却 当該農地所有適格法人が飼育した肉用牛  
二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行つた売却 当該農地所有適格法人が飼育した生産後一年未満の肉用牛  
三 前項に規定する肉用牛とは、次に掲げる牛以外の牛をいう。  
一 種雄牛  
二 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供されたもの

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入する金額の計算に関する明細書並びに免税対象飼育牛の売却が同項各号に掲げる売却の方法により行われたこと及びその売却価額その他財務省令で定める事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

4 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び証する書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 事業年度が一年に満たない第一項の農地所有適格法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が千五百頭」とあるのは「が千五百頭以上」とあるのは「が千五百頭以上」と、千五百頭」と除して計算した頭数」と、「千五百頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。

6 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第一項の規定の適用を受けた同項の農地所有適格法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、第一項の規定の適用を受けた同項の農地所有適格法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の四 事業の整備その他の事業活動に関する制限につき、法令の制定、条約その他の国際約束の締結その他これらに準ずるものとして政令で定める行為（以下この項において「法令の制定等」という。）があつたことに伴い、その営む事業の廃止又は転換をしなければならないこととなる法人（以下この条において「廃止業者等」という。）が、その事業の廃止又は転換をすることとなることにより固若しくは地方公共団体の補助金（これに準ずるものを含む。）又は残存事業者等（当該事業と同種の事業を営む者で当該法令の制定等があつた後においても引き続きその事業を営むもの及びその者が構成する団体をいう。）の拠出した補償金で、政令で定めるもの（以下この条において「転廃業助成金等」という。）の交付を受けた場合（当該転廃業助成金等の交付の目的に応じ当該廃止業者等の属する団体その他の者を通じて交付を受けた場合を含む。以下この条において同

じ。）において、その交付を受けた日を含む事業年度において当該転廃業助成金等の金額のうち、その法人の有する当該事業に係る機械その他の減価償却資産の減価を補填するための費用として政令で定めるものに対応する部分（以下この項において「減価補填金」という。）の金額に相当する金額の範囲内で当該減価補填金に係る機械その他の減価償却資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 廃止業者等である法人が転廃業助成金等の交付を受けた場合において、当該転廃業助成金等の金額のうちその営む事業の廃止又は転換を助成するための費用として政令で定めるものに対応する部分（以下この条において「転廃業助成金」という。）の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該交付を受けた日を含む事業年度において固定資産の取得（所有権移転外リース取引による取得を除き、建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）又は改良をし、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金の金額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内での帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受け、かつ、その交付を受けた日を含む事業年度において適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（その日以後に行われるものに限る。以下この項、第十項及び第十七項において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分割等の直前の時までの期間内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（その期間内に交付を受けたものに限る。）をもつて固定資産の取得又は改良をし、その固定資産を当該適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときは、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成

金（以下この条において「減価補填金」という。）の金額に相当する金額の範囲内で当該減価補填金に係る機械その他の減価償却資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

金に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額をした金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4 廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受けた場合において、その交付を受けた日を含む事業年度（解散の日を含む事業年度及び被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）を得ない事情がある場合には、政令で定める期間。以下この項及び第六項第二号において「指定期間」という。）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（当該交付を受けた日を含む事業年度において当該金額の一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合には、当該取得又は改良に充てられた金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に当該転廃業助成金の金額の全部又は一部をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該転廃業助成金の金額のうち固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額以下の金額を当該交付を受けた日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受け、かつ、その交付を受けた日を含む事業年度において適格分割又は適格現物出資（その日以後に行われるものに限る。第十項及び第十七項を除き、以下この条において「適格分割等」という。）を行う場合において、当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人において当該適格分割等の日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情

がある場合には、政令で定める期間）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときは、当該転廃業助成金の金額のうち当該分割承継法人又は被現物出資法人において固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6 法人が、適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併、適格分割又は適格現物出資の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。  
一 適格合併 当該適格合併直前において有する第四項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）  
二 適格分割等 当該適格分割等の直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額及び当該適格分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

7 前項の規定は、第四項の特別勘定を設けている法人で適格分割等を行ったもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 第六項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人が引き継ぎを受けた特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人、分割承継法人が第四項の規定により設けている特別勘定の金額とみなす。

9 第二項の規定は、第四項の特別勘定を設けている法人が、同項に規定する指定期間（当該特別勘定の金額が第六項の規定により引き継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合）には、第五項の規定による他の政令で定める期間。以下この条において「指定期間」という。）内に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において、第二項中「当該事業年度の確定した決算」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の確定した決算」と読み替へるものとする。

10 第三項の規定は、第四項の特別勘定を設けている法人が適格分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分割等の日を含む事業年度の指定期間内に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をしたとき（当該適格分割等によりその固定資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転する）について準用する。この場合において、第三項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替へるものとする。

11 第四項の特別勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第六項の規定により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度（第五号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
一 指定期間内に第四項の特別勘定の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良に充てた場合 当該取得又は改良に充てた金額に相当する金額  
二 指定期間内に第四項の特別勘定の金額を前号の規定に該当する場合以外の場合に取崩した場合 当該取崩した金額

12 第二項（第九項において準用する場合を含む。）次項及び第十四項において同じ。）又は第三項（第十項において準用する場合を含む。）次項及び第十四項については、第五十三条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

13 第二項又は第三項の規定の適用を受けた資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、これらの規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該資産の取得価額に算入しない。

14 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人が当該固定資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人において当該固定資産の取得価額に算入されなかつた金額は、当該固定資産の取得価額に算入しない。

三 指定期間を経過する日において、第四項の特別勘定の金額を有している場合 当該特別勘定の金額  
四 指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く。）において、第四項の特別勘定の金額を有しているとき 当該特別勘定の金額  
五 指定期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行った場合において、第四項の特別勘定の金額を有しているとき 当該特別勘定の金額

15 第一項、第二項、第四項又は第九項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

16 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項、第

二 指定期間内に第四項の特別勘定の金額を前号の規定に該当する場合以外の場合に取崩した場合 当該取崩した金額

二 指定期間内に第四項の特別勘定の金額を前号の規定に該当する場合以外の場合に取崩した場合 当該取崩した金額

二項、第四項又は第九項の規定を適用すること  
 ができる。

17 第三項の規定は、同項の規定の適用を受けよ  
 うとする法人が適格分割等の日以後二月以内に  
 同項に規定する減額した金額その他の財務省令  
 で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税  
 務署長に提出した場合に限り、適用する。同項  
 の規定を第十項の規定により読み替えて適用す  
 る場合についても、同様とする。

18 第五項の規定は、同項の規定の適用を受けよ  
 うとする法人が適格分割等の日以後二月以内  
 に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定め  
 る事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長  
 に提出した場合に限り、適用する。

19 第一項から第十一項までの規定の適用その他  
 転廃業助成金等に係る法人税法の規定の適用に  
 関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額  
 の損金算入の特例)

第六十七條の五 中小企業者等(第四十二條の四  
 第十九項第七号に規定する中小企業者(同項第  
 八号に規定する適用除外事業者に該当するもの  
 を除く。)、青色申告書を提出するもの(通算法  
 人を除く。)、のうち、事務負担に配慮する必要  
 があるものとして政令で定めるものをいう。以  
 下この項において同じ。)が、平成十八年四月  
 一日から令和八年三月三十一日までの間に取得  
 し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該  
 中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産  
 で、その取得価額が三十万円未満であるもの  
 (その取得価額が十万円未満であるもの及び第  
 五十三條第一項各号に掲げる規定の適用を受け  
 るものその他政令で定めるものを除く。以下こ  
 の条において「少額減価償却資産」という。)

を有する場合において、当該少額減価償却資産  
 の取得価額に相当する金額につき当該中小企業  
 者等の事業の用に供した日を含む事業年度にお  
 いて損金経理をしたときは、その損金経理をし  
 た金額は、当該事業年度の所得の金額の計算  
 上、損金の額に算入する。この場合において、  
 当該中小企業者等の当該事業年度における少額  
 減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円  
 (当該事業年度が一年に満たない場合には、三  
 百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月  
 数乗じて計算した金額。以下この項において  
 同じ。)を超えるときは、その取得価額の合計

額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却  
 資産の取得価額の合計額を限度とする。

2 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満  
 たない端数を生じたときは、これを一月とす  
 る。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定  
 の適用を受ける少額減価償却資産の取得価額に  
 関する明細書の添付がある場合に限り、適用す  
 る。

4 第一項の規定の適用を受けた少額減価償却資  
 産については法人税に関する法令の規定を適用す  
 る場合には、同項の規定により各事業年度の所  
 得の金額の計算上損金の額に算入された金額  
 は、当該少額減価償却資産の取得価額に算入し  
 ない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の  
 適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及  
 び費用の帰属事業年度の特例)

第六十七條の五の二 法人が関西国際空港及び大  
 阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理  
 に関する法律第三十條第一項の規定による国土  
 交通大臣の承認を受けた同法第二十九條第一項  
 に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等  
 運営権を設定した場合においては、その公共施設等運  
 営権の設定は、その設定の日以後に終了する当  
 該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、法  
 人税法第六十三條第一項に規定するリース譲渡  
 とみなして、同条の規定を適用する。

2 前項の公共施設等運営権の設定に係る法人税  
 に関する法令の規定の適用に関し必要な事項  
 は、政令で定める。

(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配  
 当等の益金不算入の特例)

第六十七條の六 法人が支払を受ける第三條の二  
 に規定する特定株式投資信託(第九條第一項第  
 三号に規定する外国株指数連動型特定株式投  
 資信託を除く。)(の収益の分配の額がある場合  
 には、法人税法第二十三條の規定の適用につ  
 いては、同条第一項第一号中「又は剰余金の分  
 配」とあるのは、「剰余金の分配」と、「」の  
 七條の六第一項(特定株式投資信託の収益の分  
 配に係る受取配当等の益金不算入の特例)に規  
 定する特定株式投資信託(以下この条において  
 「特定株式投資信託」という。)(の収益の分配の  
 額」と、同条第二項中「株式等をその」とある

のは「株式等(特定株式投資信託の受益権を  
 含む。以下この項において同じ。))をその」と、  
 「日をいう」とあるのは「日をいい、特定株式  
 投資信託の収益の分配にあつてはその計算の基  
 礎となつた期間の末日とする」と、同条第六項  
 中「をいう」とあるのは「及び特定株式投資信  
 託の受益権をいう」とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令  
 で定める。

(保険会社の受取配当等の益金不算入の特例)

第六十七條の七 青色申告書を提出する法人で保  
 険業法第三條第一項又は第八十五條第一項に  
 規定する免許を受けて保険業を行うものの各事  
 業年度において、その保有する法人税法第二十  
 三條第六項(前条第一項の規定により読み替え  
 て適用する場合を含む。)(に規定する非支配目  
 的株式等につき支払を受ける同法第二十三條第  
 一項(前条第一項の規定により読み替えて適用  
 する場合を含む。)(に規定する配当等の額(以  
 下この項において「特例非支配目的株式等に係  
 る配当等の額」という。))がある場合には、そ  
 の特例非支配目的株式等に係る配当等の額につ  
 いて同法第二十三條第一項の規定により当該各  
 事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入  
 しない金額は、同項の規定にかかわらず、当該  
 特例非支配目的株式等に係る配当等の額の百分  
 の四十に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令  
 で定める。

(協同組合等有する普通出資に係る受取配当  
 等の益金不算入の特例)

第六十七條の八 協同組合等の各事業年度にお  
 いて、その有する連合会等(農林中央金庫その他  
 の協同組合等であつてその役員又は組合員が法  
 人税法別表第三の下欄に掲げる根拠法の規定に  
 より他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限  
 られているものをいう。)(に対する出資(協同  
 組織金融機関の優先出資に関する法律に規定す  
 る優先出資に該当するものを除く。以下この項  
 において「普通出資」という。)(につき支払を  
 受ける配当等の額(法人税法第二十三條第一項  
 に規定する配当等の額をいう。))がある場合に  
 は、同条の規定の適用については、当該普通出  
 資は、同条第四項から第六項までの規定にかか  
 わらず、これらの規定に規定する関連法人株式  
 等、完全子法人株式等及び非支配目的株式等の  
 いずれにも該当しないものとする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令  
 で定める。

第六十七條の九から第六十七條の十一まで 削除  
 (組合事業等による損失がある場合の課税の特  
 例)

第六十七條の十二 法人が特定組合員(組合契約  
 に係る組合員(これに類する者で政令で定める  
 ものを含むものとし、匿名組合契約等にあつて  
 は、匿名組合契約等に基づいて出資をする者及  
 びその者の当該匿名組合契約等に係る地位の承  
 継をする者とする。以下この項及び第四項にお  
 いて同じ。))のうち、組合事業に係る重要な財  
 産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多  
 額の借財に関する業務の執行の決定に関与し、  
 かつ、当該業務のうち契約を締結するための交  
 渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員そ  
 の他の政令で定める組合員以外のものをいう。  
 第四項において同じ。))又は特定受益者(信託  
 (法人税法第二十九條に規定する集団投資  
 信託及び法人課税信託を除く。以下この条に  
 おいて同じ。))の同法第十二條第一項に規定す  
 る受益者(同条第二項の規定により同条第一項  
 に規定する受益者とみなされる者を含む。))を  
 いう。第四項において同じ。))に該当する場合  
 で、かつ、その組合契約に係る組合事業又は当  
 該信託につきその債務を弁済する責任の限度が  
 実質的に組合財産(匿名組合契約等にあつて  
 は、組合事業に係る財産)又は信託財産の価額  
 とされている場合その他の政令で定める場合に  
 は、当該法人の当該事業年度の組合等損失額  
 (当該法人の当該組合事業又は当該信託による  
 損失の額として政令で定める金額をいう。以下  
 この項において同じ。))のうち当該法人の当該  
 組合事業に係る同額の価額又は当該信託の信託  
 財産の帳簿価額を基礎として政令で定めるとと  
 ろにより計算した金額を超える部分の金額(当  
 該組合事業又は当該信託財産に帰せられる損益  
 が実質的に欠損とならないと見込まれるものと  
 して政令で定める場合に該当する場合には、当  
 該組合等損失額)に相当する金額(第三項第四  
 号において「組合等損失超過額」という。))は、  
 当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額  
 に算入しない。

2 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度  
 において組合等損失超過合計額を有する場合に  
 は、当該組合等損失超過合計額のうち当該事業  
 年度の当該法人の組合事業又は信託(当該組合

等損失超過合計額に係るものに限る。)による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 組合契約 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約及び投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約並びに外国におけるこれらに類する契約(政令で定めるものを含む。)並びに匿名組合契約等をいう。

二 匿名組合契約等 匿名組合契約(これに準ずる契約として政令で定めるものを含む。)及び外国におけるこれに類する契約をいう。

三 組合事業 組合契約に基づいて営まれる事業(匿名組合契約等にあつては、匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者の事業であつて当該匿名組合契約等の目的であるもの)をいう。

四 組合等損失超過合計額 前項の法人の当該事業年度の前事業年度以前の各事業年度における組合等損失超過額のうち、当該組合等損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度(以下この号において「適用年度」という。)から前事業年度まで連続して法人税法第二十一条第一号に規定する確定申告書(以下この号において「確定申告書」という。)の提出をしている場合(適用年度が前事業年度である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出をしている場合)における当該組合等損失超過額を、各組合事業又は各信託ごとに合計した金額(前項の規定により前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該損金の額に算入された金額を控除した金額)をいう。

4 前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により特定組合員又は特定受益者に該当する被合併法人の組合契約に係る組合員又は信託の受益者たる地位の承継をした場合における第一項の規定の適用に関する事項その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の十三 有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結している組合員である法人の当該

事業年度の組合事業(当該有限責任事業組合契約に基づいて営まれる事業をいう。以下この条において同じ。)による損失の額として政令で定める金額が当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額(第三項において「組合損失超過額」という。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2 確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合においては、当該組合損失超過合計額のうち当該事業年度の当該法人の組合事業(当該組合損失超過合計額に係るものに限る。)による利益の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 前項に規定する組合損失超過合計額とは、当該法人の当該事業年度の前事業年度以前の各事業年度における組合損失超過額のうち、当該組合損失超過額につき第一項の規定の適用を受けた事業年度(以下この項において「適用年度」という。)から前事業年度まで連続して法人税法第二十一条第一号に規定する確定申告書(以下この項において「確定申告書」という。)の提出をしている場合(適用年度が前事業年度である場合には、当該適用年度の確定申告書の提出をしている場合)における当該組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額(前項の規定により前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該損金の額に算入された金額を控除した金額)をいう。

4 前項に定めるもののほか、法人が自己を合併法人とする適格合併により第一項に規定する組合員である被合併法人の当該組合員たる地位の承継をした場合における同項の規定の適用に関する事項その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定目的会社に係る課税の特例)

第六十七條の十四 資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当(資産流動化法第十五条第一項

に規定する金銭の分配を含む。以下この項において同じ。)の額(当該特定目的会社の法人税法第二十四条第一項第四号から第六号までに掲げる事由によりその出資者に対して交付する金銭の額が当該特定目的会社の同法第二十六条に規定する資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該特定目的会社の出資に対応する部分の金額として政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分の金額を含む。以下この項及び第四項において同じ。)で第二号に掲げる要件を満たす事業年度(以下この項において「適用事業年度」という。)に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げる全ての要件

イ 資産流動化法第八条第一項の特定目的会社名簿に登録されているものであること。  
ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) その発行(当該発行に係る金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。)をした特定社債(資産流動化法第二条第七項に規定する特定社債(同条第八項に規定する特定短期社債を除く。))をいう。以下この項において同じ。)の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) その発行をした特定社債が機関投資家(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者のうち同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。))その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)その他これに類するものとして政令で定めるもののみによつて保有されることが見込まれているもの

(3) その発行をした優先出資(資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をい

う。以下この号において同じ。)が五十人以上の者によつて引き受けられたもの

(4) その発行をした優先出資が機関投資家のみによつて引き受けられたもの

ハ その発行をした優先出資及び基準特定出資(特定社員(資産流動化法第五項に規定する特定社員をいう。)の権利(資産流動化法第二十七条第二項各号に掲げる権利をいう。))に係る事項として財務省令で定めるものの記載がない資産流動化計画(資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。次号イにおいて同じ。)に係る特定出資(資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。)に係る募集(基準特定出資にあつては、資産流動化法第十七条第一号又は第三十六条第一項の規定による割当て又は募集)が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。

ニ その他政令で定める要件

二 次に掲げる全ての要件

イ 資産流動化法第九十五条第一項に規定する資産の流動化に係る業務及びその附帯業務を資産流動化計画に従つて行つてい

ロ 資産流動化法第九十五条第一項に規定する他の業務を営んでいる事実がないこと。

ハ 資産流動化法第二百条第一項に規定する特定資産を信託財産として信託していること又は当該特定資産(同条第二項各号に掲げる資産に限る。)の管理及び処分に係る業務を他の者に委託していること。

ニ 当該事業年度終了の時に於いて法人税法第二条第十号に規定する同族会社のうち政令で定めるものに該当するもの(前号ロ(1)又は(2)に該当するものを除く。)でないこと。

ホ 当該事業年度に係る利益の配当の支払額が当該事業年度の配当可能利益の額として政令で定める金額(当該特定目的会社が特定社債を発行している場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額)の



める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時において有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。

チ その他政令で定める要件

2 投資法人法第十二項に規定する投資法人（以下この条において「投資法人」という。）に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす

第二十三項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第二十二項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第二十一項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第二十項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十九項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十八項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十七項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十六項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十五項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十四項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十三項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十二項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十一項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第十項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第九項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第八項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第七項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第六項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第五項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第四項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第三項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第二項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が
第一項	内国法人が	内国法人（投資法人を除く。）が

3 投資法人に対する第六十二条の第三項、第六十六条の八第一項及び第七項並びに第六十六条の九の四第一項及び第六項の規定の適用については、第六十二条の第三項中「該当する」とあるのは「該当するもの及び投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人が行う譲渡で第六十七条の十五第一項第二号（ホを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行う」と、第六十六条の八第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の第二項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）とあるのは「外国法人」と、同法第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の第二項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）とあるのは「外国法人」と、第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の

の第二項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、同法とあるのは「法人税法」と、同法第六項中「外国法人（法人税法第二十三条の第二項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」とする。

4 法人が投資法人から支払を受ける配当等の額については、法人税法第二十三条第一項の規定は、適用しない。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用その他投資組合契約を締結している外国法人に係る法人税に関する法令の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書等の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合においても、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

4 第四十一条の第二項第五項から第十三項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同法第九項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同法第二百二十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合）については、当該前日又は当該該当することとなつた日以後最初に同法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日」とあるのは、「法人税法第三百三十八条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第二百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

7 前二項に定めるもののほか、その投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の要件を満たす投資法人に係る第一項第二号トに掲げる要件の特例その他同項から第四項までの規定並びに投資法人及びその社員に係る法人税に関する法令の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定を適用する場合においては、同法第九項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同法第二百二十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合）については、当該前日又は当該該当することとなつた日以後最初に同法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日」とあるのは、「法人税法第三百三十八条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第二百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

2 外国法人が第五条の第三項第七号に規定する特定振替社債等（割引債に該当するものを除く。以下この項、第十一項及び第十三項において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該特定振替社債等の発行をする者の同条第二項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定を適用する場合においては、同法第九項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同法第二百二十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合）については、当該前日又は当該該当することとなつた日以後最初に同法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日」とあるのは、「法人税法第三百三十八条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第二百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

4 外国法人の発行する第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還差益（当該

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定を適用する場合においては、同法第九項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同法第二百二十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合）については、当該前日又は当該該当することとなつた日以後最初に同法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日」とあるのは、「法人税法第三百三十八条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第二百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

4 外国法人の発行する第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還差益（当該

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定を適用する場合においては、同法第九項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第六十一条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同法第二百二十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合）については、当該前日又は当該該当することとなつた日以後最初に同法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいずれか早い日」とあるのは、「法人税法第三百三十八条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第二百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

4 外国法人の発行する第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還差益（当該



割引債の同条第一項に規定する償還により受け  
る金額が当該割引債の取得価額を超える場合に  
おけるその差益をいう。)のうち、当該外国法  
人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものと  
して政令で定めるものについては、法人税法第  
百三十八条第一項第二号に掲げる国内源泉所得  
とみなして、同法その他法人税に関する法令の  
規定を適用する。

5 外国法人が支払を受ける第四十一条の十二第  
七項に規定する割引債(同条第三項の規定の適  
用を受けたものに限る。)の同条第七項に規定  
する償還差益(法人税法第四百一条第一号イ  
に掲げる国内源泉所得に該当するものを除く。)  
は、同号イ又は同法第四百一条第二号に掲げ  
る国内源泉所得に該当しないものとする。

6 外国法人が特定振替機関等(第四十一条の十  
三の三第一項に規定する特定振替機関等をい  
う。以下この項において同じ。)又は適格外国  
仲介業者(同条第七項第四号に規定する適格外  
国仲介業者をいう。以下この項において同じ。  
から開設を受けている口座において当該特定振  
替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又  
は当該適格外国仲介業者の同条第七項第五号に  
規定する特定国外営業所等を通じて同項第六号  
に規定する振替記載等を受けている特定振替割  
引債(同項第七号に規定する特定振替割引債を  
いう。以下この項及び第十一項において同じ。)  
の保有により生ずる所得を有する場合、当該特  
定振替割引債の保有により生ずる所得で、当該  
特定振替割引債の発行者の同条第四項に規定す  
る特殊関係者でないものにつき生ずる所得につ  
いては、法人税を課さない。

7 第四十二条の二第七項第一号に規定する外国  
金融機関等(次項において「外国金融機関等」  
という。)が、同条第一項に規定する振替債等  
に係る特定債券現先取引等(つき、同条第七項  
第二号に規定する特定金融機関等(以下この項  
及び第九項において「特定金融機関等」とい  
う。))から支払を受ける貸付料等(同条第一項  
に規定する債券現先取引(第九項において「債  
券現先取引」という。))から生ずる差益として  
政令で定めるもの又は同条第一項に規定する証  
券貸借取引による特定金融機関等に対する同項  
各号に掲げる有価証券の貸付けの対価として支  
払われる金銭をいう。次項において同じ。)に  
ついては、法人税を課さない。

8 第四十二条の二第二項の規定は、貸付料等の  
支払を受ける外国金融機関等について準用す  
る。この場合において、同項中「前項の規定」  
とあるのは「第六十七条の十七第七項の規定」  
と、「及び前項」とあるのは「及び同条第七項」  
と、「当該前項」とあるのは「当該同条第七項」  
と、「支払を受ける利子に係る」とあるのは  
「貸付料等(以下この項において「貸付料等」  
という。))に係る」と、「には、同項」とあるの  
は「には、同条第七項」と、「同項に規定する  
支払を受ける利子について」とあるのは「貸借  
料等について」と、同項第一号及び第三号中  
「利子」とあるのは「貸付料等」と読み替える  
ものとする。

9 第四十二条の二第三項に規定する特定外国法  
人(次項において「特定外国法人」という。))  
が、平成二十九年四月一日から令和八年三月三  
十一日までの間において開始した同条第三項に  
規定する振替国債等に係る特定債券現先取引に  
つき、特定金融機関等から支払を受ける債券現  
先取引から生ずる差益として政令で定めるもの  
については、法人税を課さない。

10 第四十二条の二第四項の規定は、前項に規定  
する差益の支払を受ける特定外国法人について  
準用する。この場合において、同条第四項中  
「前項」とあるのは「第六十七条の十七第九項」  
と、「支払を受ける利子」とあるのは「差益」  
と、「当該利子」とあるのは「当該差益」と読  
み替えるものとする。

11 外国法人が有する振替国債、振替地方債、特  
定振替社債等(当該特定振替割引債の発行をす  
る者の第五条の三第二項に規定する特殊関係者  
が有するものを除く。)、民間国外債(当該民間  
国外債の発行をする者の第六条第四項に規定す  
る特殊関係者が有するものを除く。))又は特定  
振替割引債(当該特定振替割引債の発行者の第  
四十一条の十三の三第四項に規定する特殊関係  
者が有するものを除く。))の償還により生ずる  
損失の額(特定振替割引債にあつては、当該特  
定振替割引債の保有により生ずる損失の額その  
他の政令で定める金額)は、法人税に関する法  
令の規定の適用については、ないものとみな  
す。

12 第一項から第三項まで、第六項、第七項、第  
九項及び前項の規定は、第一項に規定する償還  
差益、第二項に規定する償還差益、第三項に規  
定する償還差益、第六項に規定する保有により  
生ずる所得、第七項に規定する貸付料等、第九  
項に規定する差益又は前項に規定する損失の額

のうち、恒久的施設を有する外国法人が支払を  
受けるもの又は恒久的施設を有する外国法人に  
つき生ずるもので法人税法第四百一条第一号  
イに掲げる国内源泉所得に該当するものについ  
ては、適用しない。

13 特定振替債等の第二項に規定する償還差益  
の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者  
であるかどうかの判定その他前各項の規定の適  
用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十八 内国法人の平成二十八年四月  
一日以後に開始する各事業年度において、当該  
内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に  
規定する本店等と同号に規定する国外事業所等  
(第四項及び第十三項において「国外事業所等」  
という。))との間の同号に規定する内部取引  
(以下この条において「内部取引」という。))の  
対価の額とした額が独立企業間価格と異なるこ  
とにより、当該内国法人の当該事業年度の同法  
第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計  
算上、当該内部取引に係る収益の額が過大とな  
るとき、又は損失等の額(当該内部取引に係る  
同法第二十二條第三項各号に掲げる額に相当す  
るものをいう。))が過少となるときは、当該内  
国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項  
に規定する国外所得金額の計算については、当  
該内部取引は、独立企業間価格によるものとす  
る。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、内部取  
引の対価の額とされるべき額について第六十六  
条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定  
した金額をいう。

3 当該事業年度において内部取引がある内国法  
人は、当該内部取引に係る第一項に規定する独  
立企業間価格を算定するために必要と認められ  
る書類として財務省令で定める書類(その作成  
に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式  
その他の人の知覚によつては認識することがで  
きない方式で作られた記録であつて、電子計算  
機による情報処理の用に供されるものをいう。  
以下この条において同じ。))の作成がされてい  
る場合における当該電磁的記録を含む。)を、  
当該事業年度の法人税法第七十四条第一項の規  
定による申告書の提出期限までに作成し、又は  
取得し、財務省令で定めるところにより保存し  
なければならない。

4 内国法人の当該事業年度の前事業年度の一の  
国外事業所等との間の内部取引(当該内国法人  
が当該事業年度において当該一の国外事業所等  
を有することとなつた場合には、当該事業年度  
の当該一の国外事業所等との間の内部取引)が  
次のいずれにも該当する場合又は前事業年度の  
当該一の国外事業所等との間の内部取引がない  
場合として政令で定める場合には、当該内国法  
人の当該事業年度の当該一の国外事業所等との  
間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業  
間価格を算定するために必要と認められる書類  
については、前項の規定は、適用しない。

一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五  
十億円未満であること。  
二 内部取引(無形資産(有形資産及び金融資  
産以外の資産として政令で定めるものをい  
う。以下この号において同じ。))の譲渡若し  
くは貸付け(無形資産に係る権利の設定その  
他の者に無形資産を使用させる一切の行為  
を含む。))又はこれらに類似する取引に相当  
するものに限る。の対価の額とした額の合  
計額が三億円未満であること。

5 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所  
轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内  
国法人に各事業年度における同時文書化対象内  
部取引(前項の規定の適用がある内部取引以外  
の内部取引をいう。以下この項において同じ。))  
に係る第三項に規定する財務省令で定める書類  
(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成  
又は保存がされている場合における当該電磁的  
記録を含む。以下この項において同じ。))若し  
くはその写しの提示若しくは提出を求めた場合  
においてその提示若しくは提出を求めた日から  
四十五日を超えない範囲内においてその求めた  
書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準  
備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定  
する日までにこれら若しくは提出を求めた場合  
つたとき、又は内国法人に各事業年度におけ  
る同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定す  
る独立企業間価格(第十三項において準用する  
第六十六条の四第八項本文の規定により当該独  
立企業間価格とみなされる金額を含む。))を算  
定するために重要と認められる書類として財務  
省令で定める書類(その作成又は保存に代えて  
電磁的記録の作成又は保存がされている場合に  
おける当該電磁的記録を含む。以下この項にお  
いて同じ。))若しくはその写しの提示若しくは  
提出を求めた場合においてその提示若しくは提  
出を求めた日から六十日を超えない範囲内にお

ける当該事業年度において当該一の国外事業所等  
を有することとなつた場合には、当該事業年度  
の当該一の国外事業所等との間の内部取引)が  
次のいずれにも該当する場合又は前事業年度の  
当該一の国外事業所等との間の内部取引がない  
場合として政令で定める場合には、当該内国法  
人の当該事業年度の当該一の国外事業所等との  
間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業  
間価格を算定するために必要と認められる書類  
については、前項の規定は、適用しない。

一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五  
十億円未満であること。  
二 内部取引(無形資産(有形資産及び金融資  
産以外の資産として政令で定めるものをい  
う。以下この号において同じ。))の譲渡若し  
くは貸付け(無形資産に係る権利の設定その  
他の者に無形資産を使用させる一切の行為  
を含む。))又はこれらに類似する取引に相当  
するものに限る。の対価の額とした額の合  
計額が三億円未満であること。

6 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所  
轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内  
国法人に各事業年度における同時文書化対象内  
部取引(前項の規定の適用がある内部取引以外  
の内部取引をいう。以下この項において同じ。))  
に係る第三項に規定する財務省令で定める書類  
(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成  
又は保存がされている場合における当該電磁的  
記録を含む。以下この項において同じ。))若し  
くはその写しの提示若しくは提出を求めた場合  
においてその提示若しくは提出を求めた日から  
四十五日を超えない範囲内においてその求めた  
書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準  
備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定  
する日までにこれら若しくは提出を求めた場合  
つたとき、又は内国法人に各事業年度におけ  
る同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定す  
る独立企業間価格(第十三項において準用する  
第六十六条の四第八項本文の規定により当該独  
立企業間価格とみなされる金額を含む。))を算  
定するために重要と認められる書類として財務  
省令で定める書類(その作成又は保存に代えて  
電磁的記録の作成又は保存がされている場合に  
おける当該電磁的記録を含む。以下この項にお  
いて同じ。))若しくはその写しの提示若しくは  
提出を求めた場合においてその提示若しくは提  
出を求めた日から六十日を超えない範囲内にお

ける当該事業年度において当該一の国外事業所等  
を有することとなつた場合には、当該事業年度  
の当該一の国外事業所等との間の内部取引)が  
次のいずれにも該当する場合又は前事業年度の  
当該一の国外事業所等との間の内部取引がない  
場合として政令で定める場合には、当該内国法  
人の当該事業年度の当該一の国外事業所等との  
間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業  
間価格を算定するために必要と認められる書類  
については、前項の規定は、適用しない。

6 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄事務若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引という。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格（第十三項において準用する第六十六條の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しを含む。以下この項において同じ。）又はその写しを提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該内国法人の各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

7 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄事務若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前二項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

8 前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第五項又は第六項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五項若しくは第六項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五項又は第六項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

11 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

12 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

13 第六十六條の四第八項から第十五項まで及び第二十六項から第三十一項まで並びに第六十六條の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における
第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における

第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における
第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における

第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における
第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における

第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における
第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における

第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における
第六十六條の二	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における	第六十七條の十八第二項の規定により第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定する場合における

規定する方法に準じて算定する場合における同項第一号二

同時文書化対象内部取引

同時文書化免除内部取引

同時文書化免除内部取引

同時文書化免除内部取引

同時文書化免除内部取引

同時文書化免除内部取引

同時文書化免除内部取引

第四十七項の	法第六十六条の四第二十七項の	及び同法	及び同法第六十七条の十八第三項において準用する同法	「前条及び租税法特別措置法」	「前条及び租税法特別措置法第六十七条の十八第三項において準用する同法」	(租税法特別措置法)	(租税法特別措置法第六十七条の十八第三項において準用する同法)	並びに租税法特別措置法	並びに租税法特別措置法第六十七条の十八第三項において準用する同法	租税法特別措置法	租税法特別措置法第六十七條の十八第三項において準用する同法	当該法人に係る国外関係者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた	第六十七條の十八第一項に規定する内部取引の対価の額とした額を同項に規定する独立企業間価格と異なる額とした	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項において準用する同法第六十六條の四の二第二項
--------	----------------	------	---------------------------	----------------	-------------------------------------	------------	---------------------------------	-------------	----------------------------------	----------	-------------------------------	--	--	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------	-----------------------------------

の居住者又は法人とされる	に所在する	国外関係取引に係る第一項	第六十七條の十八第一項に規定する内部取引に係る同項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項	第六十六條の四の二第二項	第六十七條の十八第三項(国外所得金額の計算の特例)において準用する同法第六十六條の四の二第二項
--------------	-------	--------------	---------------------------	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---

14 第五項及び第六項の帳簿書類(その写しを含む)の留置きに関する手続その他第一項から第四項まで、第七項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
 (特定の協同組合等の法人税率の特例)  
**第六十八條 協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)**の事業年度(清算中の事業年度を除く。)が、次に掲げる要件の全てに該當する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に關する法令の規定の適用については、同法第六十六条第三項中「百分の十九」とあるのは、「百分の十九(各事業年度の所得の金額のうち十億円(事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。))を超え、その部分の金額については、百分の二十二」と、同法第十二項中「第四項、第七項及び前項」とあるのは、「租税法特別措置法第六十八條第一項(特定の協同組合等の法人税率の特例)の規定により読み替えられた第三項」とする。  
 一 当該事業年度の総収入金額(固定資産の譲渡による収入金額その他の政令で定める収入金額を除く。)のうち当該事業年度の物品供給事業(当該協同組合等の組合員その他の利用者による物品(動物その他の政令で定めるものを含む。))を供給する事業をいう。第三号において同じ。に係る収入金額の占める割合が百分の五十を超えること。  
 二 当該事業年度終了の時における組合員その他の構成員の数が五十人以上であること。  
 三 当該事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以上であること。  
 四 前項第三号の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。  
 3 第一項に規定する収入金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
 (農業協同組合等の合併に係る課税の特例)  
**第六十八條の二** 次に掲げる合併(当該合併に係る被合併法人及び合併法人(当該合併が法人を設立する合併である場合に於ては、当該被合併法人及び他の被合併法人の全て)が出資を有しない法人であるものを除く。)で平成十三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併(当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちいずれかかの事業と合併法人(法人)を設立する合併にあつては、他の被合併法人)の当該合併前に行う主要な事業のうちいずれかかの事業とが相互に關連することその他の政令で定める

要件を満たすものをいう。)に該當する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二條第十二号の八ハ中「共同で事業を行うための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税法特別措置法第六十八條の二(農業協同組合等の合併に係る課税の特例)に規定する共同事業合併に該當する合併」とする。  
 一 農業協同組合と農業協同組合との合併  
 二 森林組合と森林組合との合併  
 三 漁業協同組合と漁業協同組合との合併  
**第六十八條の二の二** 産業競争力強化法第二十三條第一項の認定を令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に受けた法人が行う法人税法第二條第十二号の五の二に規定する現物分配が認定株式分配(当該認定に係る産業競争力強化法第二十四條第二項に規定する認定事業再編計画に従つてする同法第三十一條第一項に規定する特定剰余金配当をいう。)に該當する場合(この項の規定を適用しないものとした場合に当該認定株式分配が法人税法第二條第十二号の十五の二に規定する株式分配に該當する場合を除く。)における同法その他の法令の規定の適用については、同法第十二号の十五の二中「の全部が移転する」とあるのは、「が移転する」と、同法第十二号の十五の三中「完全子法人」と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として政令で定めるもの(当該)とあるのは、「租税法特別措置法第六十八條の二の二第一項(認定株式分配に係る課税の特例)に規定する認定株式分配で当該認定株式分配の直後に現物分配法人が有する完全子法人の株式の数(出資にあつては、金額)の当該完全子法人の発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が百分の二十未満となることその他の政令で定める要件に該當するもの(当該完全子法人の)とする。  
 2 前項の規定の適用がある場合における法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
**第六十八條の二の三** 内国法人の行う合併が特定グループ内合併(次のいずれかに該當する合併をいい、被合併法人の合併前に行う主要な事業のうちいずれかかの事業と合併法人の当該合併前に行う事業のうちいずれかかの事業とが相互

に關連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二号の八イからハまでの規定中「その合併」とあるのは「その合併（租税特別措置法第六十八条の二の三第一項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内合併に該当するものを除く。）」と、同法第六十一条の十一第一項中「譲渡した場合に」とあるのは「譲渡した場合（当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第一項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内合併により合併法人に移転した場合を除く。）」とする。

一 被合併法人と合併法人との間に特定支配関係があること。  
二 被合併法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。次項第三号において同じ。）に同条第十二号の八に規定する合併親法人のうちいずれかの法人（特定軽減課税外国法人等に該当するものに限る。）の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）が交付されること。

2 内国法人の行う分割が特定グループ内分割（次のいずれにも該当する分割をいい、分割法人の分割前に行う事業のうち当該分割により分割承継法人において行われなくなることとなるものと分割承継法人の当該分割前に行う事業のうちいずれかの事業とが相互に關連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二号の十一イからハまでの規定中「その分割」とあるのは「その分割（租税特別措置法第六十八条の二の三第二項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内分割に該当するものを除く。）」と、同法第六十一条の十一第一項中「譲渡した場合に」とあるのは「譲渡した場合（当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第二項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内分割により分割承継法人に移転した場合を除く。）」とする。

一 分割法人の資産及び負債の大部分が分割承継法人に移転するものとして政令で定める分割であること。  
二 分割法人と分割承継法人との間に特定支配関係があること。

3 分割法人の株主等又は分割法人に法人税法第二条第十二号の十一に規定する分割承継親法人のうちいずれか一の法人（特定軽減課税外国法人等に該当するものに限る。）の株式が交付されること。  
内国法人の行う株式交換が特定グループ内株式交換（次のいずれにも該当する株式交換をいう。以下この項において同じ。）の株式交換前に行う主要な事業のうちいずれかの事業と株式交換完全親法人（同条第十二号の六の三に規定する株式交換完全親法人をいう。以下この項及び第五項第一号並びに次条第三項において同じ。）の当該株式交換前に行う事業のうちいずれかの事業とが相互に關連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。）に該当する場合における同法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二号の十七イ中「その株式交換」とあるのは「その株式交換（租税特別措置法第六十八条の二の三第三項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）」と、同号ロ中「その株式交換等」とあるのは「その株式交換等（租税特別措置法第六十八条の二の三第三項に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）」と、同法第六十二条の九第一項中「おける当該株式交換」とあるのは「おける当該株式交換（租税特別措置法第六十八条の二の三第三項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内株式交換に該当するものを除く。）」とする。

一 株式交換完全子法人と株式交換完全親法人との間に特定支配関係があること。  
二 株式交換完全子法人の株主に法人税法第二条第十二号の十七に規定する株式交換完全支配親法人のうちいずれか一の法人（特定軽減課税外国法人等に該当するものに限る。）の株式が交付されること。  
内国法人の有する資産又は負債を外国法人に對して移転する現物出資が特定現物出資（内国法人の有する特定外国親法人の株式を当該内国法人に係る特定外国親法人等に対して移転する

現物出資をいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二号の十四中「次のいずれかに該当する現物出資（）」とあるのは、「次のいずれかに該当する現物出資（租税特別措置法第六十八条の二の三第四項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定現物出資、）」とする。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 特定軽減課税外国法人等 特定軽減課税外国法人及び合併、分割又は株式交換（以下この号において「合併等」という。）の直前において特定軽減課税外国法人（当該合併等の直前において合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有するものに限る。）の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する外国法人（特定軽減課税外国法人に該当するものを除く。）をいう。  
二 特定軽減課税外国法人 その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に對して課される税の負担が本邦における法人の所得に對して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人をいう。  
三 特定支配関係 一方の内国法人と他方の内国法人との間にいずれか一方の内国法人が他方の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。  
四 特定外国子法人 外国法人で、その現物出資の日を含む当該外国法人の事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日からその現物出資の日までの期間内のいずれかの時において、居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）、内国法人及び特殊関係非居住者（居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者をいう。が、その発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を有するものうち、特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。

5 特定外国親法人等 外国法人で、内国法人との間に、当該外国法人が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係のあるものうち、特定軽減課税外国法人に該当するものをいう。  
6 前各項に定めるもののほか、第一項に規定する特定グループ内合併、第二項に規定する特定グループ内分割、第三項に規定する特定グループ内株式交換又は第四項に規定する特定現物出資が行われた場合における法人税法その他の法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）  
第六十八条の三 法人が旧株（当該法人が有していた株式（出資を含む。以下この条において同じ。）をいう。）を発行した内国法人の合併（適格合併に該当しないものに限る。）により合併法人との間に当該合併法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。第三項において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある外国法人のうちいずれか一の外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人等（前条第五項第一号に規定する特定軽減課税外国法人等をいう。以下この条において同じ。）の株式に該当するときは、法人税法第六十一条の二第二項（同法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）及び第十七項の規定は、適用しない。  
2 法人が所有株式（当該法人が有する株式をいう。）を発行した内国法人の行った特定分割型分割（法人税法第二条第十二号の九イに規定する分割対価資産として分割承継法人に係る同法第六十一条の二第四項に規定する親法人のうちいずれか一の法人（特定軽減課税外国法人等に該当するものに限る。以下この項において「特定外国親法人」という。）の株式以外の資産が交付されたかつた分割型分割（前条第二項第一号に規定する分割で、適格分割型分割に該当しないものに限る。）をいう。）により分割承継法人に係る特定外国親法人の株式の交付を受けた場合における同法第六十一条の二第四項（同法第四百二十二条第二項の規定により準じて計算する

場合を含む。及び第十七項の規定の適用については、同法第六十一条の第四項中「ものに限る」とあるのは「ものに限るもの」とし、租税特別措置法第六十八条の第三項（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割に該当するものを除く。」と、同条第十七項中「及び第八項」とあるのは「第八項」と、「金銭等不交付株式分配」とあるのは「金銭等不交付株式分配及び租税特別措置法第六十八条の第三項に規定する特定分割型分割」と、同条第二項第二号とあるのは「第二十四条第一項第二号」とする。

3 法人が旧株（当該法人が有していた株式をいう。）を発行した内国法人の行った株式交換（法人税法第二十一条の十七に規定する適格株式交換等に該当しないものに限る。）により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある外国法人のうちいずれか一の外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽減課税外国法人等の株式に該当するときは、当該旧株の譲渡については、同法第六十一条の第九項（同法第四十二条第二項の規定により準じて計算する場合を含む。）及び第六十一条の十一第一項の規定は、適用しない。

4 前三項の規定の適用がある場合の株式の取得価額その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）

第六十八条の三の二 法人税法第二十九条の二ホに掲げる特定目的信託（以下この条において「特定目的信託」という。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第四項において「利益の分配の額」という。）で当該特定目的信託に係る受託法人（同法第四条の三に規定する受託法人（第二号の三第三項において準用する同法第四条の三第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。以下第三項までにおいて同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

- 一 次に掲げる全ての要件
  - イ 資産の流動化に関する法律第二百二十五条第一項の規定による届出が行われているものであること。
  - ロ 次のいずれかに該当するものであること。
    - (1) その発行者（金融商品取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下この号において同じ。）による社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。以下この号及び次号ロにおいて同じ。）の募集が金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘（同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）であつて、その社債的受益権の発行価額の総額が一億円以上であるもの
    - (2) その発行者が行つた社債的受益権の募集により社債的受益権が機関投資家（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者のうち同条第八項に規定する有価証券関連業者に該当するもの又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）その他の財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）のみによつて引き受けられたもの
    - (3) その発行者が行つた受益権（社債的受益権を除く。以下この号において同じ。）の募集により受益権が五十人以上の者によつて引き受けられたもの
    - (4) その発行者が行つた受益権の募集により受益権が機関投資家のみによつて引き受けられたもの
  - ハ その発行者による受益権の募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。
  - ニ その他政令で定める要件
- 二 次に掲げる全ての要件
  - イ 当該事業年度終了の時に法人税法第二条第十号に規定する同族会社のうち政令で定めるものに該当するもの（前号ロ（一）又は（二）に該当する特定目的信託に係る受託法人を除く。）でないこと。

3	特定目的信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第七項並びに第六十六条の九の四第一項及び第六項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第六十八条の三の第二項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人が	第二項	内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託（以下「特定目的信託」という。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が	第二項	内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託（以下「特定目的信託」という。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が
		第三項	内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託（以下「特定目的信託」という。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が	第三項	内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託（以下「特定目的信託」という。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が

- ロ 当該事業年度に係る利益の分配の額が当該事業年度の分配可能利益の額として政令で定める金額（当該受託法人が社債的受益権に係る受益証券（資産の流動化に関する法律第十五項に規定する受益証券をいう。）を発行している特定目的信託に係る受託法人である場合には、当該金額から政令で定める金額を控除した金額）の百分の九十に相当する金額を超えていること
  - ハ その他政令で定める要件
- 2 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
- |     |   |     |   |
|-----|---|-----|---|
| 第二項 | 内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託（以下「特定目的信託」という。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が | 第二項 | 内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託（以下「特定目的信託」という。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が |
| 第三項 | 内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託（以下「特定目的信託」という。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が | 第三項 | 内国法人（第二条第二十九号の二ホ（定義）に掲げる特定目的信託（以下「特定目的信託」という。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が |
- 7 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の三に規定する受託法人及び特

定目的信託の受益者の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の三の三 特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第四項において「収益の分配の額」という。）で当該特定投資信託に係る受託法人（法人税法第四条の三に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の三第一号の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項及び第三項において同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一 次に掲げる全ての要件  
イ 投資信託法第四条第一項又は第四十九條第一項の規定による届出が行われていること。  
ロ その受託者（投資信託法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託にあつては、委託者。ハにおいて同じ。）による受益権の募集が機関投資家私募（投資信託法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募のうち財務省令で定める者のみを相手方として行うものをいう。）により行われるものであるであつて、投資信託約款（同条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は投資信託法第四十九條第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）にその旨の記載があること。  
ハ その受託者による受益権の募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものに該当するものであること。  
ニ その他政令で定める要件

二 次に掲げる全ての要件  
イ 当該事業年度終了の時に於いて法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当していないこと。

ロ 当該事業年度に係る収益の分配の額の分配可能収益の額に占める割合として政令で定める割合が百分の九十を超えていること。

ハ 当該事業年度終了の時に於いて有する投資信託法第二条第一項に規定する特定資産のうち有価証券、不動産その他の政令で定める資産の帳簿価額として政令で定める金額がその時に於いて有する資産の総額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額を超えていること。  
ニ その他政令で定める要件

2 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三條第一項	内国法人（租税特別措置法第六十八條の三の三第一号ロ及びハ（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託（同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が	内国法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社
第二十三條第一項	内国法人（租税特別措置法第六十八條の三の三第一号ロ及びハ（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託（同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。）に係る第四條の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が	内国法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。以下この項において同じ。）が外国子会社
第六十九條第十條	所得の金額の百分の五十（租税特別措置法第六十八條の三の三第一号第一号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）	所得の金額の百分の五十（租税特別措置法第六十八條の三の三第一号第一号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人にあつては、当該所得の金額の百分の百）
第六十九條第十條	内国法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度	内国法人（特定投資信託に係る受託法人を除く。以下この条において同じ。）が各事業年度

3 特定投資信託に係る受託法人に対する第六十二條の三第三項、第六十六條の八第一項及び第六十七項並びに第六十六條の九の四第一項及び第六

項の規定の適用については、第六十二條の三第三項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び第六十八條の三の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（ロを除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」と、第六十六條の八第一項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、同条第六項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、第六十六條の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」とする。

4 法人が受ける特定投資信託（第一項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の収益の分配の額に係る法人税法第二十三條の規定の適用については、同条第一項中「金額（第一号」とあるのは、「金額（租税特別措置法第六十八條の三の三第四項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託の同条第一項に規定する収益の分配の額を除くものとし、第一号」とする。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（次項において「確定申告書」という。）に、第一項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、同項第一号ロ及びハに掲げる要件を満たしていることを明らかにする書類を保存している場合に限る。適用する。

6 税務署長は、前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合又は同項の書類の保存がない場合において、その記載若しくは明細書の添付又は書類の保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

7 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の三に規定する受託法人及び特定投資信託の受益者の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の三の四 普通法人又は協同組合等が

公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該普通法人又は協同組合等が解散したものとみなして、第五十五條、第五十六條、第五十七條の四、第五十七條の五及び第五十七條の八の規定その他政令で定める規定を適用する。

2 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、第四十二條の四第一項及び第四十二條の六第三項、第四十二條の九第二項、第四十二條の十二、第四十二條の十二の四第三項、第四十二條の十二の五、第四十二條の十二の七第八項、第十一項及び第十八項並びに第四十二條の十三第五項の規定その他政令で定める規定を適用する。

3 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設を有しないこととなる場合（当該外国法人を被合併法人とする適格合併その他の政令で定める事由により恒久的施設を有しないこととなる場合を除く。）には、当該外国法人の法人税法第四百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有しないこととなる日に当該外国法人が解散したものとみなして、第五十六條及び第五十七條の八の規定その他政令で定める規定を適用する。

4 恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合（その有することとなつた日を含む事業年度前のいずれかの事業年度において恒久的施設を有していた場合に限る。）には、当該外国法人の法人税法第四百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算については、その有することとなつた日に当該外国法人が設立されたものとみなして、第四十二條の四第一項及び第四項、第四十二條の六第三項、第四十二條の九第二項、第四十二條の十二、第四十二條の十二の四第三

項、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の七第八項、第十一項及び第十八項並びに第四十二条の十三第五項の規定その他政令で定める規定を適用する。

5 普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行った場合の処理その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の四 法人税法第七十五条の四第二項に規定する特定法人又は地方法人税法第十九条の三第二項に規定する特定法人である内国法人がこの章の規定（これに基づく命令を含む。）

その他法人税又は地方法人税に關する特例を定めて規定として政令で定める規定の適用を受ける場合における法人税法第二編第一章第三節第二款の二又は地方法人税法第二章第三節第三款の規定の適用については、法人税法第七十五条の四第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章（法人税法の特例）の規定（これに基づく命令を含む。）第三項において同じ。）、同法第六十八條の四（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定（これに基づく命令を含む。）」とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定（これに基づく命令を含む。）」とあるのは「含む。」の規定、同法第六十八條の四に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八條の四に規定する政令で定める規定、」とする。

第六十八條の五 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十條第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第七條又は第九條及び同法附則第二十條第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

（公益法人等の損益計算書等の提出）  
第六十八條の六 公益法人等（法人税法以外の法律によつて公益法人等とみなされているもので政令で定める法人及び小規模な法人として政令で定める法人を除く。）は、当該事業年度につき法人税法第七十四条第一項の規定による申告書を提出すべき場合を除き、財務省令で定めるところにより、当該事業年度の損益計算書又は収支計算書を、当該事業年度終了の日の翌日から四月以内（政令で定める法人にあつては、同日から政令で定める期間内）に、当該事業年度終了の日におけるその主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第六十九條 削除  
第六十九條の二 相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下第七十條の八の二までにおいて同じ。）により取得した財産のうち昭和二十年八月十五日において相続税法の施行地外にあつた財産その他財務省令で定める財産（以下この条及び次条において「在外財産等」という。）がある場合には、当該在外財産等（当該相続に係る同法第二十七條の規定による申告書の提出期限までに、財務省令で定めるところによりその価額を算定することができるものを除く。）の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2 相続又は包括遺贈により承継した被相続人の債務のうち相続税法の施行地外において履行すべき財務省令で定める債務は、昭和二十年八月十五日において存したものがあつたときは、当該債務の金額は、当該相続に係る相続税の課税価格の計算上、同法第十三條の規定による債務控除の金額に算入しない。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続に係る相続税法第二十七條の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨及び在外財産等の明細に關する事項の記載がない場合には、適用しない。（在外財産等の価額が算定可能となつた場合の修正申告等）

第六十九條の三 前条第一項の規定の適用を受け同項に規定する相続又は遺贈に係る申告書を提出した者（その者の相続人及び包括受遺者を

含む。）は、同項の規定の適用を受けた在外財産等について同項に規定する財務省令で定めるところによりその価額を算定することができることとなつた場合には、その算定することができることとなつた日の翌日から四月以内に修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前条第一項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた財産について同項に規定する財務省令で定めるところによりその価額を算定して相続税の課税価格に算入することにより相続税法第二十七條の規定による申告書を提出すべきこととなつた場合には、その算定することができることとなつた日の翌日から四月以内に期限後申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

3 前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正又は同法第二十五條の規定による決定を行う。

4 第一項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）に對する国税通則法の規定の適用については、次に定めるものによる。

一 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十二條の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第一項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第六十九條の三第一項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一條第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七條の規定による申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第六十九條の三第一項の規定による修正申告書」と、同法第六十五條第一項、第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七條の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

5 第二項の規定による期限後申告書及び第三項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に對する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第六十九條の三第二項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九條の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。同項において同じ。）の用又は居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める用途に供されている場合を除く。）における当該事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。同項第二号において同じ。）に供されてきた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。同項及び次条第五項において同じ。）で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているものうち政令で定めるもの（特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限定。以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る全ての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

5 第二項の規定による期限後申告書及び第三項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に對する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第六十九條の三第二項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九條の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。同項において同じ。）の用又は居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める用途に供されている場合を除く。）における当該事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。同項第二号において同じ。）に供されてきた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。同項及び次条第五項において同じ。）で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているものうち政令で定めるもの（特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限定。以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る全ての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）

三 国税通則法第六十一條第一項第二号及び第六十六條の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

5 第二項の規定による期限後申告書及び第三項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は決定に對する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、これを期限内申告書とみなす。

二 当該期限後申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正又は決定については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第六十九條の三第二項に規定する期限後申告書の提出期限」とする。

については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等百分の二十

二 貸付事業用宅地等である小規模宅地等百分の五十

2 前項に規定する限度面積要件は、当該相続又は遺贈により特例対象宅地等を取得した者に係る次の各号に掲げる選択特例対象宅地等の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（第三号イにおいて「特定事業用宅地等」という。）である選択特例対象宅地等 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

二 特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等 特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等の面積の合計が三百三十平方メートル以下であること。

三 貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等 次のイ、ロ及びハの規定により計算した面積の合計が二百平方メートル以下であること。

イ 特定事業用宅地等である選択特例対象宅地等がある場合の当該選択特例対象宅地等の面積を合計した面積に四百分の二百を乗じて得た面積

ロ 特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等がある場合の当該選択特例対象宅地等の面積を合計した面積に三百三十分の二百を乗じて得た面積

ハ 貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等がある場合の当該選択特例対象宅地等の面積を合計した面積

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定事業用宅地等 被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この号及び第三号イにおいて同じ。）の用に供されてきた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取

得した当該親族の相続人を含む。イ及び第四号（ロを除く。）において同じ。）が相続又は遺贈により取得したもの（相続開始前三年以内に新たに事業の用に供された宅地等（政令で定める規模以上の事業を行っていた被相続人等の当該事業の用に供されたものを除く。）を除き、政令で定める部分に限る。）をいう。

イ 当該親族が、相続開始時から相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること。

ロ 当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限（当該親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。第四号イを除き、以下この項において同じ。）まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前日から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の事業の用に供していること。

二 特定居住用宅地等 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（当該宅地等が二以上ある場合には、政令で定める宅地等に限る。）で、当該被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該被相続人の配偶者を除く。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得したもの（政令で定める部分に限る。）をいう。

イ 当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上に残存する当該被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（当該被相続人、当該被相続人の配偶者又は当該親族の居住の用に供されていた部分として政令で定める部分に限る。）に居住していた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該建物に居住していること。

ロ 当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者であつて財務省令で定めるものに限る。）が次に掲げる要件の全てを満たすこと（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に

居住していた親族で政令で定める者がいない場合に限る。）。

(1) 相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にある当該親族、当該親族の配偶者、当該親族の三親等内の親族又は当該親族と特別の関係がある法人として政令で定める法人が所有する家屋（相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。

(2) 当該被相続人の相続開始時に当該親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと。

(3) 相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること。

ハ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前日から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること。

三 特定同族会社事業用宅地等 相続開始の直前に被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有する株式の総数又は出資の総額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総額の十分の五を超える法人の事業の用に供されている宅地等で、当該宅地等を相続又は遺贈により取得した当該被相続人の親族（財務省令で定める者に限る。）が相続開始時から申告期限まで引き続き有し、かつ、申告期限まで引き続き当該法人の事業の用に供されているもの（政令で定める部分に限る。）をいう。

四 貸付事業用宅地等 被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものに限る。）の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（特定同族会社事業用宅地等及び相続開始前三年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（相続開始の日まで三年を超えて引き続き政令で定める貸付事業を行っていた被相続人等の当該貸付事業の用に供されたものを除く。）を除き、政令で定める部分に限る。）をいう。

5 相続税法第三十二条第一項の規定は、前項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 第一項の規定は、第七十条の六の八第一項の規定の適用を受けた同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者に係る同条第一項に規定する贈与者から相続又は遺贈により取得（第七十条の六の九第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合における当該取得を含む。）をした特定事業用宅地等及び第七十条の六の十第一項の規定の適用を受ける同条第二項第二号に規定する特例事業相続人等に係る同条第一項に規定する被

相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にある当該親族、当該親族の配偶者、当該親族の三親等内の親族又は当該親族と特別の関係がある法人として政令で定める法人が所有する家屋（相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。

(2) 当該被相続人の相続開始時に当該親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと。

(3) 相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること。

ハ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前日から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること。

イ 当該親族が、相続開始時から相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること。

ロ 当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限（当該親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。第四号イを除き、以下この項において同じ。）まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前日から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の事業の用に供していること。

二 特定居住用宅地等 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（当該宅地等が二以上ある場合には、政令で定める宅地等に限る。）で、当該被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該被相続人の配偶者を除く。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得したもの（政令で定める部分に限る。）をいう。

イ 当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上に残存する当該被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物（当該被相続人、当該被相続人の配偶者又は当該親族の居住の用に供されていた部分として政令で定める部分に限る。）に居住していた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該建物に居住していること。

ロ 当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者であつて財務省令で定めるものに限る。）が次に掲げる要件の全てを満たすこと（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に

居住していた親族で政令で定める者がいない場合に限る。）。

(1) 相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にある当該親族、当該親族の配偶者、当該親族の三親等内の親族又は当該親族と特別の関係がある法人として政令で定める法人が所有する家屋（相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがないこと。

(2) 当該被相続人の相続開始時に当該親族が居住している家屋を相続開始前のいずれの時点においても所有していたことがないこと。

(3) 相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること。

ハ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前日から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること。

イ 当該親族が、相続開始時から相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること。

ロ 当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限（当該親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。第四号イを除き、以下この項において同じ。）まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前日から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の事業の用に供していること。



相続人から相続又は遺贈により取得をした特定事業用宅地等については、適用しない。

7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。次項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 税務署長は、相続税の申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

9 第一項に規定する小規模宅地等については、同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十九条の四第一項（小規模宅地等）についての相続税の課税価格の計算の特例」の規定の適用を受けた同項に規定する小規模宅地等を除く」とする。

10 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）  
第六十九条の五 特定計画山林相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の七の九までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）次項第二号において同じ。）の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定計画山林でこの項の規定の

適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定計画山林」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る同法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定計画山林相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定計画山林の全てを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第二十一条の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定計画山林の価額（当該選択特定計画山林が同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける贈与により取得したものである場合には、当該価額から同法第二十一条の十一の二第一項の規定（第七十条の三の二第一項の規定を含む。）による控除をした残額）に百分の九十五を乗じて計算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 特定森林経営計画対象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第五項（同法第十二条第三項において読み替えて準用する場合並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法第八条の規定により読み替えて適用される場合及び同法第九条第二項又は第十三条において読み替えて適用される森林法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（以下この項において「市町村長等の認定」という。）を受けて同法第十一条第一項に規定する森林経営計画（同法第五項第二号ロに規定する公益的機能別森林施策を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第九条第四項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。以下この項において「森林経営

計画」という。）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、一体として効率的に森林施策を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る。次号において同じ。）をいう。  
二 特定受贈森林経営計画対象山林 被相続人である特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）をした立木又は土地等のうち当該贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林経営計画が定められている区域内に存するものをいう。  
三 特定計画山林相続人等 次のイ又はロに掲げる者をいう。  
イ 相続又は遺贈により特定森林経営計画対象山林を取得した個人で（一）及び（二）に掲げる要件を満たすもの  
（一） 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林経営計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。  
（二） 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施策を行つていること。  
ロ 贈与により特定受贈森林経営計画対象山林を取得した個人で（一）及び（二）に掲げる要件を満たすもの  
（一） 当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続税時精算課税適用者であること。  
（二） 当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定受贈森林経営計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林経営計画に基づき施策を行つていること。  
四 特定計画山林 次のイ又はロに掲げる立木又は土地等をいう。

イ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林経営計画対象山林に係るもののうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとしてされるものに限る。ロにおいて同じ。）に係る森林経営計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林経営計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、一体として効率的に森林施策を行うこととされているものとして財務省令で定めらるものに限る。）  
ロ 被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林経営計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林経営計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、一体として効率的に森林施策を行うこととされているものとして財務省令で定めらるものに限る。）

イ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林経営計画対象山林に係るもののうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとしてされるものに限る。ロにおいて同じ。）に係る森林経営計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林経営計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、一体として効率的に森林施策を行うこととされているものとして財務省令で定めらるものに限る。）  
ロ 被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林経営計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林経営計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除き、一体として効率的に森林施策を行うこととされているものとして財務省令で定めらるものに限る。）

3 第一項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割されていない特定計画山林については、適用しない。ただし、その分割されていない特定計画山林が申告期限から三年以内（当該期間が経過するまでの間に当該特定計画山林が分割されなかつたことにつき、当該相続又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該特定計画山林の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内）に分割された場合には、その分割された当該特定計画山林については、この限りでない。  
4 第一項の規定は、同項の相続に係る被相続人から同項の相続又は遺贈により財産を取得した者が前条第一項の規定の適用を受け、又は受け

ている場合には、適用しない。

5 選択宅地等面積（前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択がされた宅地等の面積につき同条第二項第三号イからハまでの規定により計算した面積の合計をいう。第二号において同じ。）が二百平方メートル未満である場合において、第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林経営計画対象山林（特定受贈森林経営計画対象山林を含む。第一号において同じ。）を同項に規定する選択特定計画山林として選択をするときは、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて得た価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

6 相続税法第三十二条第一項の規定は、第三項ただし書の場合その他既に分割された当該特定計画山林について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。第十項及び第十一項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈森林経営計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする特定計画山林相続人等は、政令で定めるところにより、相続税法第二十八条第一項の期間内に第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

9 前項の場合において、同項の期間内に、同項の特定受贈森林経営計画対象山林に係る同項の書類が納税地の所轄税務署長に提出されていないときは、当該特定受贈森林経営計画対象山林については、第一項の規定の適用を受けることができない。

10 第一項の規定は、第七項の規定にかかわらず、特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第三号イ（二）又はロ（二）に規定する森林経営計画に基づき施設が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

11 税務署長は、相続税の申告書若しくは前項の財務省令で定める書類の提出がなかつた場合又は第七項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

12 第一項に規定する選択特定計画山林について、同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第六十九条の五第一項（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）の規定の適用を受けた同項に規定する選択特定計画山林を除く」とする。

13 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の六 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいう。次条第一項において同じ。）に係る同法第二条第一項の特定非常災害発生日（以下第六十九条の八までにおいて「特定非常災害発生日」という。）前に相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八）において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けようとするものに係る贈与を含む。以下この条及び第六

十九条の八において同じ。）により財産を取得した者があり、かつ、当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が当該特定非常災害発生日以後である場合において、その者が当該相続若しくは遺贈により取得した財産又は贈与により取得した財産（当該特定非常災害発生日の属する年（当該特定非常災害発生日が一月一日から同法第二十八条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限までの間にある場合には、その前年。次条第一項及び第六十九条の八第三項において同じ。）の一月一日から当該特定非常災害発生日の前日までの間に取得したもので、同法第十九条又は第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。）で当該特定非常災害発生日において所有していたものうちに、当該特定非常災害により被災者生活再建支援法第三条第一項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、当該特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域。以下この項及び第四項において「特定地域」という。）内にある土地若しくは土地の上に存する権利（以下この項、次項及び次条第一項において「特定土地等」という。）又は特定地域内に保有する資産の割合が高い法人として政令で定める法人の株式若しくは出資（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。以下この項、次項及び次条第一項において「特定株式等」という。）があるときは、当該特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額又は同法第十九条若しくは第二十一条の十五の規定により当該相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、同法第二十二条の規定にかかわらず、当該特定非常災害の発生直後の価額として政令で定めるものの金額とすることができる。

2 前項の規定は、特定非常災害発生前に民法第九百五十八条の二第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一部を与えられた者があり、かつ、当該相続財産の全部又は一部の遺贈に係る相続税法第二十九条第一項又は第三十一条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が当該特定非常災害発生日以後であ

る場合において、当該相続財産の全部又は一部で当該特定非常災害発生日においてその者が所有していたものうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用する。

3 前二項の規定は、これらの規定に規定する申告書（これらの申告書に係る期限後申告書及び修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書にこれらの規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合に限り、適用する。ただし、当該記載がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

4 財務大臣は、第一項の規定により特定地域を指定したときは、これを告示する。

（特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の七 個人が特定非常災害発生日の属する年の一月一日から当該特定非常災害発生日の前日までの間に贈与により取得した財産で当該特定非常災害発生日において所有していたものうちに、特定土地等又は特定株式等がある場合には、当該特定土地等又は当該特定株式等については、相続税法第二十一条の二又は第二十一条の十に規定する贈与税の課税価格に算入すべき価額は、同法第二十二条の規定にかかわらず、当該特定非常災害発生日に係る特定非常災害の発生直後の価額として政令で定めるものの金額とすることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「これらの規定に規定する申告書（これらの申告書」とあるのは、「相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書第一項の規定の」と読み替えるものとする。

第六十九条の八 同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者のうちに第六十九条の六第一項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該相続若しくは遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人（包括受遺者を含む。次項及び第四項において同じ。）が相続税法第二十七条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が特定日（第六十九条の六第一項の特定非常災害に係る国税通則法第十一条の規定により延長された申告に関する期限と特定非常災害発生

日の翌日から十月を経過する日とのいずれか遅い日をいう。以下この条において同じ。）の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、特定日とする。

2 同一の被相続人から遺贈により財産を取得した全ての者のうちに第六十九条の六第二項の規定の適用を受けることができる者がいる場合において、当該遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人が相続税法第二十九条第一項の規定若しくは同条第二項において準用する同法第二十七条第二項の規定又は同法第三十一条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が特定日の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、特定日とする。

3 特定非常災害発生日の属する年の一月一日から十二月三十一日までの間に贈与により財産を取得した個人で前条第一項の規定の適用を受けることができるものが相続税法第二十八条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が特定日の前日以前である場合には、当該申告書の提出期限は、特定日とする。

4 前項に規定する者の相続人が相続税法第二十八条第二項において準用する同法第二十七条第二項の規定により提出すべき申告書の提出期限が特定日の前日以前であるときは、当該申告書の提出期限は、特定日とする。

(国等)に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等)

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該財産の全部又は一部を当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書(これらの申告書の提出後において同法第四十条第一項又は第二項に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、その取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書)の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺

贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2 前項に規定する政令で定める法人で同項の贈与を受けたものが、当該贈与があつた日から二年を経過した日までに同項に規定する政令で定める法人に該当しないこととなつた場合又は当該贈与により取得した財産を同日までにその公益を目的とする事業の用に供しない場合若しくは供しなくなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該財産の価額は、同項の相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

3 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該財産の全部又は一部を第一項に規定する申告書の提出期限までに公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託(次項において「公益信託」という。)の信託財産とするために支出をした場合には、当該支出により当該支出をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該支出をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

4 前項の財産を受け入れた公益信託がその受入れの日から二年を経過した日までに終了(信託の併合による終了を除く。)をした場合又は当該公益信託の受託者が当該財産を同日までにその公益信託事務(公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。)の用に供しない場合若しくは供しなくなつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該財産の価額は、前項の相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

5 第一項又は第三項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者のこれらの規定の相続又は遺贈に係る第一項に規定する申告書に、これらの規定の適用を受けようとする旨を記載し、かつ、同項の贈与又は第三項の支出をした財産の明細書その他財務省令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受けてこれらの規定に規定する相続又は遺贈に係る申告書を提出した者(これらの者の相続人及び包括受遺者を含む。)は、これらの規定の適用を受けた財産について第二項又は第四項に規定する事由が

生じた場合には、これらの規定に規定する二年を経過した日の翌日から四月以内に修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受けた者は、これらの規定の適用を受けた財産について第二項又は第四項に規定する事由が生じたことに伴い当該財産の価額を相続税の課税価格に算入すべきこととなつたことにより、相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書を提出すべきこととなつた場合には、第二項又は第四項に規定する二年を経過した日の翌日から四月以内に期限後申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

8 前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであつた課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

9 第六十九条の三第四項の規定は、第六項の規定による修正申告書及び前項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。)について、同条第五項の規定は、第七項の規定による期限後申告書及び前項の更正(当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。)又は決定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六十九条の三第一項」とあるのは「第七十条第六項」と、「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は第二十九条」と、同条第五項第二号中「第六十九条の三第二項」とあるのは「第七十条第七項」と読み替へるものとする。

10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該財産の全部又は一部を第一項に規定する申告書の提出期限までに特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」と

あるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替へるものとする。(直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間(第九項、第十一項及び第十二項において「適用期間」という。)にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該贈与により取得した住宅取得等資金のうち住宅資金非課税限度額(既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額)までの金額については、贈与税の課税価格に算入しない。

一 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築若しくは建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得又はこれらの住宅用家屋の新築若しくは取得とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利(以下この項及び次項において「土地等」という。)の取得(当該住宅用家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。同項第五号イにおいて同じ。)のための対価に充てて当該住宅用家屋の新築(新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。以下この号及び第八項から第十二項までにおいて同じ。)をした場合又は当該建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

二 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該特定受贈者の居

住の用に供したとき、又は当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

三 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋について当該増改築等（増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。以下この号、第八項第三号、第十項第三号及び第十二項において同じ。）をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定受贈者 相続税法第一条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する個人のうち、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の一月一日において十八歳以上であつて、当該年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が二千万円（住宅取得等資金を充てて新築、取得又は増改築等（第五号及び第六号において「新築等」という。）をした住宅用の家屋の床面積が政令で定める規模未満である場合には、千万円）以下である者をいう。
- 二 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。
- 三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。）に適合するものに限る。）で政令で定めるものをいう。
- 四 増改築等 特定受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替又は取付けに係る工事を含む。）で次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該工事に要した費用の額が百万円以上であること。

ロ 当該工事をした家屋が特定受贈者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

ハ その他政令で定める要件

五 住宅取得等資金 次のいずれかに掲げる新築等（特定受贈者の配偶者その他の特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得をする場合を除く。）の対価に充てられるための金銭をいう。

イ 特定受贈者による既存住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得（これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得を含む。）

ロ 特定受贈者による既存住宅用家屋の取得（当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得を含む。）

ハ 特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等（当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）

六 住宅資金非課税限度額 特定受贈者が住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋の次に掲げる場合の区分に応じ、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該特定受贈者ごとにそれぞれ次に定める金額のうちいずれか多い金額）をいう。

イ 当該住宅用の家屋が次に掲げる要件のいずれかを満たすものである場合 千万円

(1) 当該住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋に限る。）がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

(2) 当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋を除く。）、地震に対する安全性に係る基準に

適合する住宅用の家屋又は高齢者等（第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等を含む。）が自立した日常生活を営むに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として政令で定めるものであること。

ロ 当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合 百万円

3 特定受贈者が第一項の規定の適用を受けた場合における相続税法第十九条第一項及び第二十一条の十五第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定により」とあるのは、「規定並びに租税特別措置法第七十条の二（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定により」とする。

4 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に掲げる場合に該当することとなつた日から二月以内

に、同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより同号の新築をした住宅用家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用の家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

5 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

6 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十七条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第七十条の二第四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第七十条の二第四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 国税通則法第二条第六号ハの規定の適用については、同号ハ（三）中「相続税法」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額があ

る場合における当該金額を同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額から控除した残額又は相続税法」とする。

五 相続税法第三十七条第一項、第四項及び第五項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の二第四項（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に規定する修正申告書の提出期限」とする。

7 直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該耐震改修住宅用家屋の取得の日まで同日以後当該耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

8 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、第四項から第六項までの規定は、適用しない。

一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが確実にであると見込まれることにより同項の規定の適用を受け

た場合において、これらの住宅用家屋が災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項から第十一項まで及び第七十条の三第八項から第十一項までにおいて同じ。）により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項、次項及び第十二項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより既存住宅用家屋を当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実にであると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより増改築等をした住宅用の家屋を当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実にであると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用の家屋が災害により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

9 適用期間内にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋（第七項に規定する要耐震改修住宅用家屋を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築をその他の工事を含む。）の対価に充てて当該贈与により金銭の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築をした場合には、当該新築若しくは取得又は増築をした住宅用の家屋が災害によつて滅失をしたことにより同日までにその居住の用に供することができなくなつたときであつても、当該個人は、この条（第四項から第六項までを除く。）の規定の適用を受けることができる。

10 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日

日後において、次に掲げる場合に該当するときにおける第四項の規定の適用については、同項各号中「同年十二月三十一日」とあるのは、「当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌々年十二月三十一日」とする。

一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが確実にであると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情によりこれらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき。

二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより既存住宅用家屋を当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実にであると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情により当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき。

三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより増改築等をした住宅用の家屋を当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実にであると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、災害に基因するやむを得ない事情により当該住宅用の家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなくなつたとき。

11 適用期間内にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築をその他の工事を含む。）の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、災害に基因するやむを得ない事情により当該贈与により金銭の取得をした日の属する年の翌年三月十五日

までに当該新築若しくは取得又は増築ができなかつたときであつても、当該個人は、この条の規定の適用を受けることができる。この場合において、第一項各号、第四項及び第七項中「翌年三月十五日」とあるのは、「翌々年三月十五日」とする。

12 第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が新築若しくは取得をした住宅用家屋、取得をした既存住宅用家屋又は増改築等をした住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第二条第二号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合において、当該特定受贈者が適用期間内にその直系尊属からの贈与により金銭の取得をし、当該金銭を住宅用の家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築をその他の工事を含む。）の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をするときにおけるこの条の規定の適用については、同項中（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）まで」とあるのは、「まで」とする。

13 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）附則第五十四条第六項各号に掲げる者が、前項に規定する場合に該当する場合における同条第六項の規定の適用については、同項中「適用しない」とあるのは、「適用しない。ただし、同条第十二項に規定する場合に該当する場合は、この限りでない」とする。

14 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

15 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

16 第三項、第四項、第七項又は前二項に定めるもののほか、第一項及び第八項から第十三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)

第七十条の二の二 平成二十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、個人(教育資金管理契約を締結する日において三十歳未満の者に限る。)

が、その直系尊属と信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るもの)とし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項及び第十二項において「受託者」という。との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権(以下この条において「信託受益権」という。)を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等(銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう。次項及び第四項において同じ。)の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの(第九項を除き、以下この条において「営業所等」という。)において預金若しくは貯金として預入した場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するものとして政令で定めるもの(以下この条において「金銭等」という。)で金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。次項及び第四項において同じ。)の営業所等において有価証券を購入した場合に、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち千五百万円までの金額(既にこの項の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額)に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。ただし、当該個人の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える場合は、この限りでない。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

イ 教育資金 次に掲げる金銭をいう。

号) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十

四条に規定する専修学校、同法第三百三十四條第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設として政令で定めるものを設置する者(ロ並びに第十三項及び第十六項において「学校等」という。)に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭で政令で定めるもの

ロ 学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭その他の教育を受けるために直接支払われる金銭で政令で定めるもの

二 教育資金管理契約 個人(以下この条において「受贈者」という。)の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であつて次に掲げるものをいう。

イ 当該受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 信託の主たる目的は、教育資金の管理とされていること。

(2) 受託者がその信託財産として受け入れられる資産は、金銭等に限定されるものであること。

(3) 当該受贈者を信託の利益の全部についての受益者とするものであること。

(4) その他政令で定める事項

ロ 当該受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 教育資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に第九項に規定する領収書等の提出又は提供をすること。

(2) その他政令で定める事項

ハ 当該受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第九項に規定する領収書等の提出又は提供をすること。

(2) その他政令で定める事項

三 教育資金非課税申告書 前項本文の規定の適用を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書をいう。

四 非課税拠出額 教育資金非課税申告書又は第四項本文に規定する追加教育資金非課税申告書に前項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいう。

五 教育資金支出額 第十項の規定により取扱金融機関(受贈者の直系尊属と教育資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と教育資金管理契約を締結した銀行等若しくは金融商品取引業者をいう。第九項を除き、以下この条において同じ。)の営業所等において教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう。

3 第一項本文の規定は、同項本文の規定の適用を受けようとする受贈者が教育資金非課税申告書に当該教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 受贈者(三十歳未満の者に限る。)が既に教育資金非課税申告書を提出している場合(当該教育資金非課税申告書に記載された金額が千五百万円に満たない場合に限る。)において、当該教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき、又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権 金銭又は金銭等の価額について第一項本文の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書(次項から第七項までにおいて「追加教育資金非課税申告書」という。)を当該教育資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第一項本文の規定の適用を受けること

とができる。ただし、当該受贈者の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える場合は、この限りでない。

5 前二項の場合において、第三項の教育資金非課税申告書又は前項の追加教育資金非課税申告書がこれらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6 教育資金非課税申告書は、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合(既に提出した教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約が第十六項第五号に掲げる事由に該当したことにより終了している場合を除く。)には提出することができないものとし、教育資金非課税申告書に第一項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額が千五百万円を超えるものである場合又は追加教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約について既に受理された教育資金非課税申告書及び追加教育資金非課税申告書に同項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が千五百万円を超えるもの場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受領することができない。

7 第三項又は第四項の規定により教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次条第七項において同じ。)により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

8 前項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれら」とあるのは「に記載すべき事項がこれら」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。

9 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者は、政令で定めるところにより選択した次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日ま

で、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十三項、第十五項第一号及び第二十三項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）でその支払の事実を証するもの（相続税法第二十一条の三第一項第二号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費に係るもの及び次条第二項第一号に規定する結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る同条第九項に規定する領収書等であつて同項の規定により同条第二項第五号に規定する取扱金融機関の同条第一項本文に規定する営業所等に提出したものを除き、その支払が少額の支払として財務省令で定める金額以下のものである場合における当該支払の事実の記載又は記録をした書類として財務省令で定める書類を含む。以下この条において「領収書等」という。）を第二項第五号に規定する取扱金融機関の第一項本文に規定する営業所等に提出又は提供をしなければならぬ。

一 教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合 当該領収書等に記載又は記録がされた支払年月日その他の記録によりその年の翌年三月十五日

10 取扱金融機関の営業所等は、前項の規定により受贈者から提出又は提供を受けた領収書等により払い出した金銭が教育資金の支払に充てられたことを確認し、当該領収書等に記載又は記録がされた支払の金額及び年月日について記録をし、かつ、当該領収書等を受領した日から当該受贈者に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日までの間、財務省令で定める方法により当該領収書等及び当該記録（第十二項第一号及び第三号の規定による記録を含む。）を保存しなればならない。

11 第九項第二号に掲げる場合において、その年中に払い出した金銭の合計額がその年中に教育資金の支払に充てたものとして提出又は提供を受けた領収書等（当該領収書等に記載又は記録がされた支払年月日その他の記録によりその年中に教育資金の支払に充てられたことを確認できたものに限る。）により教育資金の支払に充てたことを確認した金額の合計額を下回るときは、前項の規定により取扱金融機関の営業所等が記録する金額は、当該払い出した金銭の合計額を限度とする。

12 贈与者（受託者との間の教育資金管理契約に基づき受贈者を受託者とする信託をした当該受贈者の直系尊属、受贈者に対し教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入をするための金銭の書面による贈与をした当該受贈者の直系尊属又は受贈者に対し教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした当該受贈者の直系尊属をいう。以下この条において同じ。）が第一項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に当該贈与者が死亡した場合は、次に定めるところによる。

一 当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知つた場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届けなければならない。この場合において、その届出を受けた取扱金融機関の営業所等は、当該贈与者が死亡した日及び同日における非課税拠出額から教育資金支出額（第二十一項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号に掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。第十七項及び第十八項において同じ。）を控除した残額として政令で定める金額（以下この項及び第十七項において「管理残額」という。）を記録しなればならぬ。

二 当該贈与者に係る受贈者については、管理残額を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。第十七項において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他相続税に関する法令の規定を適用する。

三 取扱金融機関の営業所等は、前号の規定の適用があつたことを知つた場合には、その適用に係る管理残額を記録しなればならぬ。

四 当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかつた受贈者に係る相続税法第十九条の規定の適用については、同条第一項中「遺贈」とあるのは、「遺贈（租税特別措置法第七十条の二の第十二項第二号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合を除く。）とする。

13 前項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、同項の贈与者の死亡の日において受贈者が次に掲げる場合に該当する場合（第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類（電磁的記録を含む。）を同項第一号の規定による届出と併せて提出又は提供をした場合に限る。第十五項において「二十三歳未満である場合等」という。）には、適用しない。ただし、当該贈与者から相続又は遺贈（当該贈与者からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。）により財産を取得した全ての者に係る前項第二号の規定の適用がないものとした場合における相続税の課税価格の合計額（次項、第十五項第一号及び第二項第四号において「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」という。）が五億円を超えるときは、この限りでない。

一 二十三歳未満である場合  
二 学校等に在学している場合  
三 教育訓練（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練をいう。第十六項において同じ。）を受けている場合

14 前項ただし書の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額は、国税通則法第七十条第一項若しくは第三項又は相続税法第三十六条の規定による国税通則法第五十八条第一項第一号に規定する更正決定等を行うことができないこととなる日前に相続税額の計算の基礎となつた財産の価額及び債務の金額を基準として計算するものとする。

15 第十三項の受贈者が二十三歳未満である場合等に該当した場合において、同項の贈与者の死亡に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限を経過したときは、次に定めるところによる。

一 当該受贈者は、速やかに、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が五億円を超えるかどうかを確認するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの（電磁的記録を含む。以下この項において「確認書類等」という。）を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供をしなければならぬ。

二 前号の取扱金融機関の営業所等は、同号の確認書類等に記載又は記録がされた事項に基づき、第十二項第二号の規定の適用を受けた者について、同項第三号の規定による記録をしなければならぬ。

三 第一号の取扱金融機関の営業所等は、財務省令で定めるところにより、同号の確認書類等を保存しなればならぬ。

四 教育資金管理契約は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

一 受贈者が三十歳に達したこと（当該受贈者が三十歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合（当該受贈者がこれらの場合に該当する場合）について政令で定めるところにより取扱金融機関の営業所等に届け出た場合に限る。）を除く。） 当該受贈者が三十歳に達した日

二 受贈者（三十歳以上の者に限る。次号において同じ。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを政令で定めるところにより取扱金融機関の営業所等に届け出なかつたこと

三 その年の十二月三十一日

四 受贈者が四十歳に達したこと 当該受贈者が四十歳に達した日

五 受贈者が死亡したこと 当該受贈者が死亡した日

五 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となつた場合、教育資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となつた場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となつた場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があつたこと 当該教育資金管理契約が当該合意に基づき終了する日

17 前項各号(第四号を除く。)に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、当該教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額(第十二項第二号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。次項において同じ。)を控除した残額があるときは、次に定めるところによる。

一 当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項各号(第四号を除く。)に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

二 第七十条の二の五の規定の適用については、当該残額は、同条第三項に規定する一般贈与財産とみなす。

18 第十六項第四号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、当該教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

19 取扱金融機関の営業所等の長は、教育資金管理契約が終了した場合に、教育資金管理契約に係る受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した調書(第二十三項及び第二十四項において「教育資金管理契約の終了に関する調書」という。)を当該教育資金管理契約が終了した日(当該教育資金管理契約が第十六項第四号に掲げる事由に該当したことに伴って終了した場合)は、取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

20 税務署長は、次に掲げる事実を知つた場合には、取扱金融機関の営業所等の長にその旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

一 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと。

二 当該受贈者に係る教育資金非課税申告書が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又は当該受贈者に係る非課税拠出額が千五百万円を超えること。

三 受贈者が贈与者から第一項本文の規定の適用に係る信託受益権、金銭又は金銭等を得た日(日)の属する年の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超えること。

21 取扱金融機関の営業所等の長は、前項の規定による税務署長からの通知(同項第一号又は第四号に掲げる事実に係るものに限る。)を受けたときは、当該通知に基づき第十項の記録(第十二項第三号の規定による記録を含む。)を訂正しなければならない。

22 第三項から第十一項まで、第十六項及び前第三項に定めるもののほか、第一項、第十二項から第十五項まで、第十七項及び第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

23 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該教育資金管理契約の終了に関する調書を提出する義務がある者に質問し、その者の教育資金管理契約に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第二十項及び第七十条の十三第四項第三号において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

24 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

25 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

26 第二十三項及び第二十四項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

27 前項に定めるもののほか、第二十四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二の三 平成二十七年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、個人(結婚・子育て資金管理契約を締結する日において十八歳以上五十歳未満の者に限る。)が、その直系尊属と信託会社(信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項及び第十二項において「受託者」という。)との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託の受益権(以下この項、第四項及び第十七項第三号において「信託受益権」という。)を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等(銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう。次項及び第四項において同じ。)の営業所事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの(第九項を除き、以下この条において「営業所等」という。)において預金若しくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するものとして政令で定めるもの(以下この条において「金銭等」という。)で金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。次項及び第四項において同じ。)の営業所等において有価証券を購入した場合に、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち千万円までの金額(既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額)に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。ただし、当該個人の当該信託受益権、金銭又は金銭等を得た日(日)の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える場合は、この限りでない。

二 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 結婚・子育て資金 次に掲げる金銭をいう。

イ 前項本文の規定の適用を受ける個人(以下この条において「受贈者」という。)の結婚に際して支出する費用で政令で定めるものに充てる金銭

四 当該受贈者の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が、国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正若しくは同法第二十五条の規定による決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により五億円を超えることとなること又は五億円以下となること。

28 受贈者(当該受贈者の配偶者を含む。)の妊娠、出産又は育児に要する費用で政令で定めるものに充てる金銭

29 結婚・子育て資金管理契約 結婚・子育て資金を管理することを目的とする契約であつて次に掲げるものをいう。

イ 受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 信託の主たる目的は、結婚・子育て資金の管理とされていること。

(2) 受託者がその信託財産として受け入れた資産は、金銭等に限られるものであること。

(3) 当該受贈者を信託の利益の全部についての受益者とするものであること。

(4) その他政令で定める事項

ロ 受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 結婚・子育て資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に第九項に規定する領収書等を提出すること。

(2) その他政令で定める事項

ハ 受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 結婚・子育て資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第九項に規定する領収書等を提出すること。

(2) その他政令で定める事項

三 結婚・子育て資金非課税申告書 前項本文の規定の適用を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書をいう。

四 非課税拠出額 結婚・子育て資金非課税申告書又は第四項本文に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書に前項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいう。

五 結婚・子育て資金支出額 第十項の規定により取扱金融機関(受贈者の直系尊属と結

28 受贈者(当該受贈者の配偶者を含む。)の妊娠、出産又は育児に要する費用で政令で定めるものに充てる金銭

29 結婚・子育て資金管理契約 結婚・子育て資金を管理することを目的とする契約であつて次に掲げるものをいう。

イ 受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 信託の主たる目的は、結婚・子育て資金の管理とされていること。

(2) 受託者がその信託財産として受け入れた資産は、金銭等に限られるものであること。

(3) 当該受贈者を信託の利益の全部についての受益者とするものであること。

(4) その他政令で定める事項

ロ 受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 結婚・子育て資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に第九項に規定する領収書等を提出すること。

(2) その他政令で定める事項

ハ 受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 結婚・子育て資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第九項に規定する領収書等を提出すること。

(2) その他政令で定める事項

30 結婚・子育て資金非課税申告書 前項本文の規定の適用を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書をいう。

31 非課税拠出額 結婚・子育て資金非課税申告書又は第四項本文に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書に前項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいう。

32 結婚・子育て資金支出額 第十項の規定により取扱金融機関(受贈者の直系尊属と結

33 受贈者(当該受贈者の配偶者を含む。)の妊娠、出産又は育児に要する費用で政令で定めるものに充てる金銭

34 結婚・子育て資金管理契約 結婚・子育て資金を管理することを目的とする契約であつて次に掲げるものをいう。

イ 受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 信託の主たる目的は、結婚・子育て資金の管理とされていること。

(2) 受託者がその信託財産として受け入れた資産は、金銭等に限られるものであること。

(3) 当該受贈者を信託の利益の全部についての受益者とするものであること。

(4) その他政令で定める事項

ロ 受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 結婚・子育て資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に第九項に規定する領収書等を提出すること。

(2) その他政令で定める事項

ハ 受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1) 結婚・子育て資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第九項に規定する領収書等を提出すること。

(2) その他政令で定める事項

35 結婚・子育て資金非課税申告書 前項本文の規定の適用を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書をいう。

36 非課税拠出額 結婚・子育て資金非課税申告書又は第四項本文に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書に前項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいう。

37 結婚・子育て資金支出額 第十項の規定により取扱金融機関(受贈者の直系尊属と結



婚・子育て資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と結婚・子育て資金管理契約を締結した銀行等若しくは金融商品取引業者をいう。第九項を除き、以下この条において同じ。の営業所等において結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう。

3 第一項本文の規定は、同項本文の規定の適用を受けようとする受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書を当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4 受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額が千円に満たない場合に限る。）において、当該結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき、又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について第一項本文の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（次項から第七項までにおいて「追加結婚・子育て資金非課税申告書」という。）を当該結婚・子育て資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第一項本文の規定の適用を受けることができる。ただし、当該受贈者の当該信託受益権、金銭又は金銭等を取付した日の属する年の前年分の所得税に係る所得税法第二十条第一項第三十号の合計所得金額が千円を超える場合は、この限りでない。

5 前二項の場合において、第三項の結婚・子育て資金非課税申告書又は前項の追加結婚・子育て資金非課税申告書がこれらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、

これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6 結婚・子育て資金非課税申告書は、受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約が第十三項第三号に掲げる事由に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、結婚・子育て資金非課税申告書に第一項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額が千円を超えるものである場合又は追加結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約について既に受理された結婚・子育て資金非課税申告書及び追加結婚・子育て資金非課税申告書に同項本文の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が千円を超えるものである場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受領することができない。

7 第三項又は第四項の規定により結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書を提出しようとする受贈者は、これらの申告書の提出に代えて、これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

8 前項の規定の適用がある場合における第五項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「に記載すべき事項又は」と、「がこれら」とあるのは「に記載すべき事項がこれら」と、「受理された」とあるのは「提供された」とする。

9 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者は、政令で定めるところにより選択した次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（相続税法第二十一条の三第一項第二号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた生活費又は教育費に係るもの及び前条第二項第一号に規定する教育資金の支払に充てた金銭に係る同条第九項に規定する領収書等であつて同項の規定により同条第二項第五号に規定する取扱金融機関の同条第一項本文に

規定する営業所等に提出又は提供をしようとする同条第九項に規定する財務省令で定める書類に記載又は記録がされた支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するものを含む。）を除く。以下この条において「領収書等」という。）を、第二項第五号に規定する取扱金融機関の第一項本文に規定する営業所等に提出しなければならない。

一 結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合 当該領収書等に記載された支払年月日から一年を経過する日

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年三月十五日

10 取扱金融機関の営業所等は、前項の規定により受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額及び年月日について記録をし、かつ、当該領収書等を受領した日から当該受贈者に係る結婚・子育て資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日までの間、財務省令で定める方法により当該領収書等及び当該記録（第十二項第三号の規定による記録を含む）を保存しなければならない。

11 第九項第二号に掲げる場合において、その年中に払い出した金銭の合計額がその年中に結婚・子育て資金の支払に充てたものとして提出を受けた領収書等（当該領収書等に記載された支払年月日その他の記録によりその年中に結婚・子育て資金の支払に充てられたことを確認できるものに限る。）により結婚・子育て資金の支払に充てたことを確認した金額の合計額を下回るときは、前項の規定により取扱金融機関の営業所等が記録する金額は、当該払い出した金銭の合計額を限度とする。

12 贈与者（受託者との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき受贈者を受託者とする信託をした当該受贈者の直系尊属又は受贈者に対し結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした当該受贈者の直系尊属をいう。以下この項及び第十七項第三号において同じ。）が第一項本文の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき信託

をした日、同項本文の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合には、次に定めるところによる。

一 当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。

二 当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日における非課税抛出現額から結婚・子育て資金支出額（第十八項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号に掲げる結婚・子育て資金については、二百万円を限度とする。第十四項及び第十五項において同じ。）を控除した残額として政令で定める金額（以下この項及び第十四項において「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の場合においては、遺贈。次号及び同項において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他相続税に関する法令の規定を適用する。

三 取扱金融機関の営業所等は、前号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額及び当該贈与者が死亡した日を記録しなければならない。

四 当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかつた受贈者に係る、同条第一項中「遺贈」とあるのは、「遺贈（租税特別措置法第七十条の二の三第十二項第二号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定によりみなされる相続又は遺贈を除く。）とする。

13 結婚・子育て資金管理契約は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいづれか早い日に終了するものとする。

一 受贈者が五十歳に達したこと 当該受贈者が五十歳に達した日

二 受贈者が死亡したこと 当該受贈者が死亡した日

- 三 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合、結婚・子育て資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となった場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があつたこと、当該結婚・子育て資金管理契約が当該合意に基づき終了する日
- 14 前項第一号又は第三号に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、当該結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額（第十二項第二号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。次項において同じ。）を控除した残額があるときは、次に定めるところによる。
  - 一 当該残額については、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。
  - 二 第七十条の二の五の規定の適用については、当該残額は、同条第三項に規定する一般贈与財産とみなす。
- 15 第十三項第二号に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。
- 16 取扱金融機関の営業所等の長は、結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した調査書（第二十項及び第二十一項において「結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調査書」という。）を当該結婚・子育て資金管理契約が終了した日（当該結婚・子育て資金管理契約が第十三項第二号に掲げる事由に該当したことにより終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 17 税務署長は、次に掲げる事実を知つた場合には、取扱金融機関の営業所等の長にその旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

- 一 受贈者が結婚・子育て資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が結婚・子育て資金の支払に充てられていないこと。
- 二 当該受贈者に係る結婚・子育て資金非課税申告書が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又は当該受贈者に係る非課税拠出額が千万円を超えること。
- 三 受贈者が贈与者から第一項本文の規定の適用に係る信託受益権、金銭又は金銭等を取つた日の属する年の前年分の当該受贈者の所得税に係る所得税法第二十一条第三十号の合計所得金額が千万円を超えること。
- 18 取扱金融機関の営業所等の長は、前項の規定による税務署長からの通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該通知に基づき第十項の記録を訂正しなければならない。
- 19 第三項から第十一項まで、第十三項及び前二項に定めるもののほか、第一項、第十二項、第十四項及び第十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 20 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調査書の提出に関する調査について必要があるときは、当該結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調査書を提出する義務がある者に質問し、その者の結婚・子育て資金管理契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
- 21 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調査書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
- 22 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 23 第二十項及び第二十一項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 24 前項に定めるもののほか、第二十一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- ては、相続税法第二十一条の五の規定にかかわらず、課税価格から百十万円を控除する。この場合において、同法第二十一条の十一の規定の適用については、同条中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の四（贈与税の基礎控除の特例）」とする。
- 2 前項の規定により控除された額は、相続税法その他贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の五の規定により控除されたものとみなす。（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）
- 第七十条の二の五 平成二十七年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年一月一日において十八歳以上の者に限る。）のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

二百万円以下	百分の十
二百万円を超え四百万円以下	百分の十五
四百万円を超え六百万円以下	百分の二十
六百万円を超え一千万円以下	百分の三十
一千万円を超え一千万円以下	百分の四十
一千万円を超え三千万円以下	百分の四十
三千万円を超え四千万円以下	百分の五十
四千万円を超え四千万円以下	百分の五十
四千万円を超え五千万円以下	百分の五十

- 2 その年一月一日において十八歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途において当該贈与をした者の直系尊属となつたときは、直系尊属となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。
- 3 贈与により第一項の規定の適用を受ける財産（第一号において「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（第二号において「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。
  - 一 前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特例贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額（贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるもの）に限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。）のうち占める割合を乗じて計算した金額
  - 二 前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額（同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。）が合計贈与価額のうち占める割合を乗じて計算した金額
- 4 第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらに併せて提出する修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相続税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の二の五（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。
- 5 相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十一中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の五（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。
- 6 第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第七十条の二の六 平成二十七年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした

者の孫（その年一月一日において十八歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2 その年一月一日において十八歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなつた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、第一項の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二の七 贈与により第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産（同項に規定する特例受贈事業用資産をいう。以下この条において同じ。）を取得した同条第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者（同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者をいう。以下この条において同じ。）が贈与者（その贈与をした第七十条の六の八第一項に規定する贈与者をいう。以下この条において同じ。）の直系卑属である推定相続人以外の者（その贈与者の孫を除き、その年一月一日において十八歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与者が同日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により当該特例受贈事業用資産を取得した特例事業受贈者について

は、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2 特例事業受贈者が贈与者（その年一月一日において六十歳以上の者に限る。）からの贈与により特例受贈事業用資産を取得した場合において、当該特例受贈事業用資産の取得の時前に当該贈与者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例事業受贈者が、第七十条の六の八第四項に規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき納税の猶予に係る期限が確定した場合又は免除された場合においても、贈与者からの贈与により取得した財産については、第一項において準用する同法第二十一条の九第三項の規定の適用があるものとする。

4 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した特例事業受贈者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、贈与者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二の八 前条の規定は、贈与により第七十条の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等取得した同項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者が特例贈与者（その贈与をした同条第一項に規定する特例贈与者をいう。以下この条において同じ。）の直系卑属である推定相続人以外の者（その特例贈与者の孫を除き、その年一月一日において十八歳以上である者に限る。）であり、かつ、その特例贈与者が同日において六十歳以上の者である場合について準用する。（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）

第七十条の三 平成十五年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間（第九項及び第十項において「適用期間」という。）にその年一月一日において六十歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、当該特定受贈

者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

一 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を住宅用家屋の新築若しくは建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得又はこれらの住宅用家屋の新築若しくは取得とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは土地の上に存する権利（以下第三項までにおいて「土地等」という。）の取得（当該住宅用家屋の新築に先行してするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。同項第五号イにおいて同じ。）のための対価に充てて当該住宅用家屋の新築（新築に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。以下この号及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）をした場合又は当該建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は新築若しくは取得をしたこれらの住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

二 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を既存住宅用家屋の取得又は当該既存住宅用家屋の取得とともにするその敷地の用に供されている土地等の取得のための対価に充てて当該既存住宅用家屋の取得をした場合において、同日までに当該既存住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は当該既存住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

三 特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該住宅取得等資金の全額を当該特定受贈者が居住の用に供している住宅用家屋について行う増改築等又は当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得の対価に充てて当該住宅用の家屋についての当該増改築等（増改築等の完了に準ずる状態として財務省令で定めるものを含む。以下この号、第八項

第三号及び第十項第三号において同じ。）をした場合において、同日までに増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用の家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき。

2 前項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、住宅取得等資金の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定受贈者 次に掲げる要件を満たすものをいう。
  - イ 相続税法第一条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当する個人であること。
  - ロ 住宅取得等資金の贈与をした者の直系卑属である推定相続人（孫を含む。）であること。
  - ハ 住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の一月一日において十八歳以上の者であること。
- 二 住宅用家屋 住宅用の家屋で政令で定めるものをいう。
- 三 既存住宅用家屋 建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第七項において同じ。）に適合するものに限る。）で政令で定めるものをいう。

四 増改築等 特定受贈者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 当該工事に要した費用の額が百万円以上であること。
- ロ 当該工事をした家屋が特定受贈者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

ハ その他政令で定める要件  
五 住宅取得等資金 次のいずれかに掲げる新築、取得又は増改築等（特定受贈者の配偶者その他の特定受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得をする場合を除く。）の対価に充てるための金銭をいう。

イ 特定受贈者による住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得（これらの住宅用家屋の新築又は取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得を含む。）  
ロ 特定受贈者による既存住宅用家屋の取得（当該既存住宅用家屋の取得とともにその敷地の用に供されている土地等の取得を含む。）

ハ 特定受贈者が所有している家屋につき行う増改築等（当該家屋についての当該増改築等とともにその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）  
四 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈を受けた日の属する年の翌年三月十五日後において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合であっても当該届出書を提出していなかったものとみなす。この場合において、当該特定受贈者は、当該各号に掲げる場合に該当することとなつた日から二月以内に、同条第一項の規定の適用を受けたものに係る年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより同号の新築をした住宅用家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合において、これらの住宅用家屋を同年十二月三十一日まで当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより同号の既存住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合において、当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日まで当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。

三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより同号の増改築等をした住宅用家屋を贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出していた場合において、当該住宅用家屋を同年十二月三十一日まで当該特定受贈者の居住の用に供していなかつたとき。  
五 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

六 第四項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十七条の規定の適用については、次に定めるところによる。  
一 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。  
二 当該修正申告書で第四項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三第四項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号中「期限内申告書」とあるのは、「相続税法第二十八条の規定による申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三第四項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、

第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。  
三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。  
四 相続税法第三十七条第一項、第四項及び第五項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の三第四項（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）に規定する修正申告書の提出期限」とする。  
七 六十歳未満の者からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日（以下この項において「取得期限」という。）までに当該住宅取得等資金の全額を建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの（以下この項において「要耐震改修住宅用家屋」という。）の取得のための対価に充てて当該要耐震改修住宅用家屋の取得をした場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この項において同じ。）を行うことにつき建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第一項の申請その他財務省令で定める手続をし、かつ、取得期限までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなつたことにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得は既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋は既存住宅用家屋とそれぞれみなして、第一項の規定を適用することができる。

八 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、次に掲げる場合に該当するときは、第四項から第六項までの規定は、適用しない。  
一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、これらの住宅用家屋が災害により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。  
二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより既存住宅用家屋を当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該既存住宅用家屋が災害により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。  
三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより増改築等をした住宅用家屋を当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けた場合において、当該住宅用家屋が災害により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつたとき。

九 適用期間内にその年一月一日において六十歳未満の者からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用の家屋（第七項に規定する要耐震改修住宅用家屋を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充てて当該贈与により金銭の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築をした場合には、当該新築若しくは取得又は増築をした住宅用の家屋が災害によつて滅失をしたことにより同日までにその居住の用に供することができなくなつたときであつても、当該個人は、この条（第四項から第六項までを除く。）の規定の適用を受けることができる。  
十 住宅取得等資金について第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が、贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日

日後において、次に掲げる場合に該当するときにおける第四項の規定の適用については、同項各号中「同年十二月三十一日」とあるのは、「当該贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌々年十二月三十一日」とする。

一 当該特定受贈者が第一項第一号に定めるところにより住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をして当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なくこれらの住宅用家屋を当該特定受贈者の居住の用に供することが事実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けたい事情によりこれらの住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

二 当該特定受贈者が第一項第二号に定めるところにより既存住宅用家屋を当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが事実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けたい事情により当該既存住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

三 当該特定受贈者が第一項第三号に定めるところにより増改築等をした住宅用家屋を当該特定受贈者が贈与により住宅取得等資金の取得をした日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが事実であると見込まれることにより同項の規定の適用を受けたい事情により当該住宅用家屋を同年十二月三十一日までに当該特定受贈者の居住の用に供することができなかつたとき。

11 適用期間内にその年一月一日において六十歳未満の者からの贈与により金銭の取得をした個人が、当該金銭を住宅用家屋の新築若しくは取得又はその者が所有している住宅用の家屋につき行う増築（改築その他の工事を含む。）の対価に充てて当該新築若しくは取得又は増築をする場合には、災害に基因するやむを得ない事情により当該贈与により金銭の取得をした日の

属する年の翌年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができなかつたときであつても、当該個人は、この条の規定の適用を受けることができる。この場合において、第一項各号、第四項及び第七項中「翌年三月十五日」とあるのは、「翌々年三月十五日」とする。

12 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

13 第四項、第七項又は前項に定めるもののほか、第一項及び第八項から第十一項までの規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例）

第七十条の三の二 令和六年一月一日以後に相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において同条第五項に規定する特定贈与者（第三項において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、同法第二十一条の十一の二第一項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格から百万円を控除する。

2 前項の規定により控除された金額は、相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除されたものとみなす。

3 第一項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。

（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）

第七十条の三の三 相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）が同条第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る同法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限までの間に災害（震災、風水害、火災その他

他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）によつて相当の被害として政令で定める程度の被害を受けた場合（当該相続時精算課税適用者（同法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により当該相続時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の同法第二十一条の十七第一項に規定する相続人を含む。第三項において同じ。）が当該土地又は建物を当該贈与を受けた日から当該災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。）において、当該相続時精算課税適用者が、政令で定めるところにより贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける同法第二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定の適用については、同法第二十一条の十五第一項中「価額から」とあるのは「価額（当該財産のうち租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、当該価額から当該被害を受けた部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）から」と、同法第二十一条の十六第三項第二号中「価額」とあるのは「価額（当該財産のうち租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、当該価額から当該被害を受けた部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における相続税法第四十九条の規定の適用については、同条第一項第二号中「贈与税の課税価格」とあるのは、「贈与税の課税価格（租税特別措置法第七十条の三の三第一項（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）に規定する災害によつて被害を受けた土地又は建物にあつては、同項の規定により読み替えて適用する第二十一条の十五第一項又は第二十一条の十六第三項第二号に規定する残額）」とする。

3 前二項の規定は、相続時精算課税適用者が第一項の土地又は建物について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第四条又は第六条第二項の規定の適用を受けようとする場合又は受けた場合は、適用しない。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）

第七十条の四 農業を営む個人で政令で定める者（以下第七十条の五までにおいて「贈与者」という。）が、その農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び利用意向調査（農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。）に係るもののうち政令で定めるものを除く。次項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。）の全部及び当該用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除く。同項を除き、以下第七十条の五までにおいて同じ。）のうち政令で定める部分並びに当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この条において「準農地」という。）のうち政令で定める部分を当該贈与者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に贈与した場合（当該贈与者が既にこの条の規定その他これに類するものとして政令で定める規定の適用に係る贈与をしている場合を除く。）には、当該農地及び採草放牧地並びに準農地（以下第七十条の五までにおいて「農地等」という。）の贈与を受けた者（次条第九項各号を除き、以下第七十条の五までにおいて「受贈者」という。）の当該贈与の日の属する年分の相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書（以下この条において「贈与税の申告書」という。）の提出により納付すべき贈与税の額のうち、当該農地等の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「納税猶予分の贈与税額」という。）に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。ただし、当該受贈者が、同日前において第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当することとなつ

た場合、当該贈与により金銭の取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに当該新築若しくは取得又は増築ができなかつたときであつても、当該個人は、この条の規定の適用を受けることができる。この場合において、第一項各号、第四項及び第七項中「翌年三月十五日」とあるのは、「翌々年三月十五日」とする。

12 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

13 第四項、第七項又は前項に定めるもののほか、第一項及び第八項から第十一項までの規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

（相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の特例）

第七十条の三の二 令和六年一月一日以後に相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）がその年中において同条第五項に規定する特定贈与者（第三項において「特定贈与者」という。）からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、同法第二十一条の十一の二第一項の規定にかかわらず、贈与税の課税価格から百万円を控除する。

2 前項の規定により控除された金額は、相続税法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の十一の二第一項の規定により控除されたものとみなす。

3 第一項の相続時精算課税適用者に係る特定贈与者が二人以上ある場合における各特定贈与者から贈与により取得した財産に係る課税価格から控除する金額の計算については、政令で定める。

（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）

第七十条の三の三 相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者（第三項において「相続時精算課税適用者」という。）が同条第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、当該贈与を受けた日から当該特定贈与者の死亡に係る同法第二十七条第一項の規定による期限内申告書の提出期限までの間に災害（震災、風水害、火災その他

た場合にはこれらの号に定める日から二月を経過する日(その該当することとなつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合とは、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)まで、当該贈与者の死亡の日前において第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には同号に定める日まで、それぞれ当該納税を猶予する。

一 当該贈与により取得したこの項本文の規定の適用を受ける農地等の譲渡、贈与若しくは転用(採草放牧地の農地への転用、準農地の採草放牧地又は農地への転用その他政令で定める転用を除く。)をし、当該農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定(当該農地等につき民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該受贈者が当該農地等を耕作(農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次項第一号を除き、以下この条において同じ。又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。)をし、若しくは当該農地等につき耕作の放棄(農地等について農地法第三十六条第一項の規定による勧告(当該農地が農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域外に所在する場合には、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十項第二号において同じ。があつたことをいう。以下この条において同じ。)をし、又は当該取得に係るこの項本文の規定の適用を受けるこれらの権利の消滅(これらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。)があつた場合(第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。)において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅(以下第七十条の五までにおいて「譲渡等」という。があつた当該農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の時前にこの項本文の規定

の適用を受ける農地等につき譲渡等(第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。)があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)が、当該受贈者のその時の直前におけるこの項本文の規定の適用を受ける農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地(当該受贈者が当該贈与により取得した農地等のうち準農地で農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のものに係る土地を含む。)の面積(その時前にこの項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)の百分の二十を超えるとき、その事実が生じた日

イ 都の区域(特別区の存する区域に限る。)ロ 首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域ハ ロに規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第三条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

二 第一項の規定の適用を受ける農地等を贈与により取得した日の属する年中において、当該農地等の贈与をした者から贈与を受けた当該農地等以外の財産について、相続税法第二十一条の九第二項(第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)の届出書を提出する者

二 当該贈与により取得した農地等に係る農業経営を廃止した場合、その廃止の日  
三 当該贈与者の推定相続人に該当しないこととなつた場合、その該当しないこととなつた日  
四 当該受贈者がこの項の規定の適用を受けることをやめようとする場合において、第三十五項第一号に規定する贈与税及び当該贈与税に係る同項に規定する利子税を納付してその旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したとき、当該届出書の提出があつた日

四 都市計画法第八号第十四号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地(生産緑地法第十条(同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。又は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたもの並びに同法第十条第一項に規定する申出基準日までに同法第十条の二第一項の特定生産緑地(イ)において「特定生産緑地」という。)の指定がされたもの、同法第十条の三第二項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかつたもの及び同法第十条の六第一項の規定による指定の解除がされたものを除く。)  
ロ 都市計画法第八号第一項第一号に掲げる田園住居地域内にある農地(イに掲げる農地を除く。)

四 第一項の規定の適用を受ける農地等の全部又は一部につき当該農地等に係る贈与者の死亡の日(同日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日)前に当該農地等に係る受贈者による譲渡等があつた場合(当該譲渡等により同項第一号に掲げる場合に該当することとなる場合を除く。)又は当該死亡の日前における同項の贈与税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該受贈者が有する同項の規定の適用を受ける準農地(同日前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く。)のうちに農地若しくは採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供されていないもの(農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政令で定めるもの)に供されたいもの(除く。)のうちにある場合には、納税猶予分の贈与税額のうち当該譲渡等があつた農地等又は当該農業の用に供されていない準農地の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該譲渡等があつた日又は当該十年を経過する日の翌日から二月を経過する日(当該譲渡等があつた後又は当該十年を経過する日後当該二月を経過する日以前に当該受贈者が死亡した場合)には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日(をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

2 この条から第七十条の六の五までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 農地 農地法第二条第一項に規定する農地(同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地並びにこれらの農地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。)をいう。  
二 採草放牧地 農地法第二条第一項に規定する採草放牧地(当該採草放牧地の上に存する地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権を含む。)をいう。  
三 特定市街化区域農地等 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成三年一月一日において次に掲げる区域内に所在するもの(都市営農農地等を除く。)をいう。

イ 都市計画法第八号第十四号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地(生産緑地法第十条(同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。又は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたもの並びに同法第十条第一項に規定する申出基準日までに同法第十条の二第一項の特定生産緑地(イ)において「特定生産緑地」という。)の指定がされたもの、同法第十条の三第二項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかつたもの及び同法第十条の六第一項の規定による指定の解除がされたものを除く。)  
ロ 都市計画法第八号第一項第一号に掲げる田園住居地域内にある農地(イに掲げる農地を除く。)

五 第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部につき当該農地又は採草放牧地に係る贈与者の死亡の日(同日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日)前に当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、納税猶予分の贈与税額のうち当該各号に規定する買取りの申出若しくは指定の解除又は告示若しくは事由(以下この条において「買取りの申出等」という。)に係る農地又は採草放

三 特定市街化区域農地等 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成三年一月一日において次に掲げる区域内に所在するもの(都市営農農地等を除く。)をいう。

ハ ロに規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第三条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

五 第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部につき当該農地又は採草放牧地に係る贈与者の死亡の日(同日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日)前に当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、納税猶予分の贈与税額のうち当該各号に規定する買取りの申出若しくは指定の解除又は告示若しくは事由(以下この条において「買取りの申出等」という。)に係る農地又は採草放

三 特定市街化区域農地等 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成三年一月一日において次に掲げる区域内に所在するもの(都市営農農地等を除く。)をいう。

ハ ロに規定する市以外の市でその区域の全部又は一部が首都圏整備法第三条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域

五 第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部につき当該農地又は採草放牧地に係る贈与者の死亡の日(同日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日)前に当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、納税猶予分の贈与税額のうち当該各号に規定する買取りの申出若しくは指定の解除又は告示若しくは事由(以下この条において「買取りの申出等」という。)に係る農地又は採草放

牧地の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の翌日から二月を経過する日（当該買取りの申出等があつた後同日以前に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について次に掲げる場合に該当したとき、当該買取りの申出があつた日又は当該指定の解除があつた日

イ 生産緑地法第十条（同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつた場合

ロ 生産緑地法第十条の六第一項の規定による指定の解除があつた場合

二 当該農地又は採草放牧地が都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更又は政令で定める事由により、特定市街化区域農地等に該当することとなつた場合（当該変更により第二項第四号ロ又はハに掲げる農地でなくなつた場合を除く。）同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示があつた日又は当該事由が生じた日

6 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）の規定に基づく特例加年金（同法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第一項の経営移譲年金を含む。）の支給を受けるため第一項の規定の適用を受ける農地等に係る贈与者の死亡の日前に当該受贈者の推定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に対し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたこと及び当該受贈者が当該設定に関して政令で定める要件を満たしていることについて、当該設定の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署

長に提出されたときは、当該受贈者に係る同項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該設定は、なかつたものとみなす。

7 前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させている場合における当該受贈者に係る第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている推定相続人（次号において「被設定者」という。）がその有する当該権利の譲渡等をした場合又は当該権利が設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該受贈者が当該譲渡等又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が当該受贈者の推定相続人に該当しないこととなつた場合には、当該受贈者がその者に係る贈与者の推定相続人に該当しないこととなつたものとみなす。

8 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地に係る贈与者の死亡の日前に当該農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定に基づき貸し付けた場合において、当該受贈者が当該貸し付けた農地又は採草放牧地で政令で定めるもの（以下この条において「貸付特例適用農地等」という。）に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地を同項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けており、かつ、当該借り受けていた農地又は採草放牧地（以下この条において「借受代替農地等」という。）の全てに係る土地の面積の合計の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上であることその他政令で定める要件を満たすときは、当該受贈者に係る第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定はなかつたものとみなす。

9 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする同項に規定する受贈者が、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける旨及び

び同項に規定する要件を満たすものである旨並びに貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10 第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める日から二月を経過する日に当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定があつたものとして第一項ただし書及び第四項の規定を適用する。

一 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てに係る土地の面積の合計（当該借受代替農地等につき、当該受贈者の農業の用に供されていないものがある場合には、当該借受代替農地等のうちその者の農業の用に供されていない借受代替農地等に係る土地の面積を除いた面積）の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十未満となつた場合（次号に掲げる場合を除く。）その事実が生じた日

二 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があつた場合、当該借受代替農地等について農地法第三十六条第一項の規定による勧告があつた日

三 当該貸付特例適用農地等を借り受けた者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が借り受けた者である場合には、当該農地中間管理機構から借り受けた者）が当該貸付特例適用農地等の全部又は一部につき、農地又は採草放牧地としてその者の農業の用に供していない場合（当該貸付特例適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。）当該受贈者がその事実が生じたことを知つた日

11 第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、前項第一号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合において、当該貸付特例適用農地等に係る受贈者が同項第一号若しくは第三号に定める日から二月を経過する日までに当該貸付特例適用農地等に係るものとして当該受贈者の農業の用に供する農地若しくは採草放牧地（第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けたことその

他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「再借受代替農地等」という。）を借り受けたとき（当該再借受代替農地等及び当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てに係る土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上となる場合に限る。）又は当該受贈者が同日までに当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させたときは、当該受贈者が、政令で定めるところにより、第九項に規定する届出書の変更の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、前項の規定は適用しない。この場合における同項の規定の適用については、当該再借受代替農地等及び当該借受代替農地等は、第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等とみなす。

12 第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をした受贈者は、第九項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して一年を経過することの日までに、政令で定めるところにより、当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

13 前項に規定する継続届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続届出書に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定があつたものとして、第一項ただし書及び第四項の規定を適用する。ただし、当該継続届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、当該所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該継続届出書が当該所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

14 第九項から前項までに定めるもののほか、第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 第一項第一号又は第四項の場合において、これらの規定に規定する譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもつて農地又は採草放牧地（当該譲渡等が第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在

する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられた場合には、当該取得に係る農地又は採草放牧地は、第一項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

16

第四項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける農地等のうち第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地等の第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける農地等以外の同号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける受贈者が当該譲渡等があつた日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る農地等の贈与を受けた日前に取得したものを除く。第二号及び第三号並びに第七十条の五第二項において「代替農地等」という。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地としていない場合には、当該譲渡等に係る農地等のうちその農業の用に供してないものに対応するものとして政令で定めるところは、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替農地等を当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供した代替農地等は、第一項の規定の適用を受ける農地等とみなす。

17

第五項の場合において、第一項の規定の適用を受ける受贈者が、第五項の買取りの申出等があつた日から一年以内に当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地（以下この項において「特定農地等」という。）の全部若しくは一部の譲渡等をする見込みであり、かつ、当該譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもって農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであること又は第五項に規定する告示があつた日若しくは事由が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部の都市営農農地等に該当することとなる見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項、第四項及び第五項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合には、当該譲渡等は、なかつたものとみなす。

二 第五項の規定の適用については、次に定めるところによる。

イ 当該承認に係る買取りの申出等は、なかつたものとみなす。

ロ 当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに、当該承認に係る特定農地等の全部若しくは一部の譲渡等をしなかつた場合又は当該承認に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとならなかつた場合には、当該譲渡等をしなかつた特定農地等又は都市営農農地等に該当することとならなかつた特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地については、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

ハ 当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において当該譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていないときは、当該特定農地等のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分については、同日において買取りの申出等があつたものとみなす。

18

三 当該買取りの申出等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定農地等の全部又は一部の譲渡等をした場合において、当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられたときは、当該取得に係る農地又は採草放牧地は、第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地とみなす。

第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、同項の規定の適用を受ける農地等に係る贈与者の死亡の日前に当該農地等の全部又は一部を一時的道路用地等（道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に供するもの用に供する施設に関する事業その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして当該主務大臣が認定したものをいう。以下この条において同じ。）の

用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第二百六十九條の二第一項の地上権の設定を除く。以下第二十項までにおいて「地上権等の設定」という。）に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等を当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項及び第四項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部を当該受贈者の農業の用に供してない場合には、当該農地等のうち当該受贈者の農業の用に供してない部分は、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

三 当該一時的道路用地等の用に供されている農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第四項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日」において当該受贈者が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該受贈者が有する準農地が第十八項の規定の適用を受ける場合における当該準農地については、同日又は同項に規定する貸付期限から二月を経過する日のいずれか遅い日とする。以下この項において同じ。）において当該受贈者が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。

19

前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して一年を経過することの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

20

前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的



道路用地等の用に供されている農地等に係る地上権等の設定があつたものとして、第一項ただし書及び第四項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、当該所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該継続貸付届出書が当該所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

21 前二項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が都市営農農地等である場合における第五項の規定の適用に関する事項その他第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

22 第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合（次条第一項に規定する特定貸付けができない場合として政令で定める地上権に限る。）において、当該農地等については地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下次項までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け（以下第二十四項までにおいて「営農困難時貸付け」という。）を行つたときは、当該営農困難時貸付けを行つた日から二月以内に、政令で定めるところにより当該営農困難時貸付けを行つてい

る旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該営農困難時貸付けを行つた農地等（次項において「営農困難時貸付農地等」という。）に係る権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止してないものとみなす。

23 前項の規定の適用を受ける営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の消滅（以下次項までにおいて「権利消滅」という。）があつた場合には、当該営農困難時貸付農地等（当該営農困難時貸付農地等のうち耕作の放棄又は権利消滅があつた部分に限る。以下この項において同じ。）に係る第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、次の各号（当該

営農困難時貸付農地等に係る耕作の放棄があつた場合には、第一号を除く。）に定めるところによる。

一 当該権利消滅があつた時において、当該営農困難時貸付農地等についての権利設定があつたものとみなす。

二 当該営農困難時貸付農地等について、新たな営農困難時貸付けを行つた場合又は前項の規定の適用を受ける受贈者の農業の用に供した場合において、当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな営農困難時貸付けを行つてい

る旨又は当該受贈者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、当該営農困難時貸付農地等のうち、新たな営農困難時貸付けを行つた部分又は当該受贈者の農業の用に供した部分については、当該耕作の放棄又は前号の権利設定及び新たな営農困難時貸付けに係る権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止してないものとみなす。

三 前項の規定の適用を受ける受贈者が当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日の翌日から一年を経過する日（第五号において「延長期日」という。）までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日から二月以内に納税地の所轄税務署長に承認の申請をした場合において、当該税務署長の承認を受けたときに限り、当該承認に係る営農困難時貸付農地等については、当該耕作の放棄及び第一号の権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止してないものとみなす。

四 前号の承認を受けた受贈者が、当該承認に係る営農困難時貸付農地等について、新たな営農困難時貸付けを行つた場合又は当該受贈者の農業の用に供した場合において、これらの場合に該当することとなつた日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな営農困難時貸付けを行つてい

る旨又は当該受贈者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。この場合において、当該営農困難時貸付農地等のうち、新たな営農困難時貸付けを行つた部分

については、新たな営農困難時貸付けに係る権利設定はなかつたものと、農業経営は廃止してないものとみなす。

五 第三号の承認に係る営農困難時貸付農地等以外の部分にあつては第三号の承認に係る延長期日において、延長期日前に受贈者の農業の用に供した場合（前号の届出書の提出がなかつた場合に限る。）における当該受贈者の農業の用に供した部分において、それぞれ権利設定があつたものとみなす。

24 第二十二項の届出書が同項の営農困難時貸付けを行つた日から二月以内に提出されなかつた場合、前項第二号の届出書若しくは同項第三号の承認の申請に係る書類が同項の耕作の放棄若しくは権利消滅があつた日から二月以内に提出されなかつた場合又は同項第四号の届出書が同号のこれらの場合に該当することとなつた日から二月以内に提出されなかつた場合において、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの書類が当該税務署長に提出されたときは、これらの書類がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

25 第二十二項の規定の適用を受ける受贈者に係る第二十七項の届出書の提出その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定めるところとする受贈者の同項に規定する農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨並びに当該農地等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

26 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の同項に規定する農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨並びに当該農地等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

27 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する贈与税の全部につき同項、第五項、第三十項又は第三十一項の規定による納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、第一項の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して三年を経過することの日に、政令で定めるところにより、引き続き同項の規定の適用を受けたい旨及び同項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

28 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、同項の税務署長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第三十項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

29 第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するものを除く。次項、第三十四項及び第三十五項第一号において同じ。）並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十二項第三号において読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第二十七項の届出書の提出があつた時から当該届出書の提出期限までの間は完成せず、当該提出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

30 第二十七項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

31 第一項の場合において、受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項に規定する贈与税（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く。）に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

32 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第四項、第五項又は前二項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴

収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

二 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとの区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を前号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の四第一項の規定による納税の猶予を含む）」とする。

33 第一項ただし書、第四項、第五項（第一号イに係る部分に限る）、第三十項又は第三十一項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

34 第一項の場合において、贈与者が死亡したとき、又は当該贈与者の死亡の時以前に受贈者が死亡したとき（当該贈与者が死亡した日又は当該受贈者が死亡した日以前に同項ただし書又は第三十項の規定の適用があつた場合及びこれらの日前に第三十一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）は、第一項に規定する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。

35 第一項の規定の適用を受けた受贈者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税に相当する金額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号に規定する贈与税にあわせて納付しなければならない。

一 第一項ただし書の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）  
二 第四項の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）  
三 第五項の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）  
四 第三十項の規定の適用があつた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）  
五 第三十一項の規定の適用があつた場合（同項に規定する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第五項の規定の適用があつた場合（第五号に掲げる場合に該当する場合を除く。）  
四 第三十項の規定の適用があつた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）  
五 第三十一項の規定の適用があつた場合（同項に規定する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

36 農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会は、第一項の規定の適用を受ける農地等について、その所有権の移転、その使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、その転用（採草放牧地の農地への転用及び準農地の採草放牧地又は農地への転用を除く。）その耕作の放棄又は買取りの申出等

37 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が第四項に規定する十年を経過する日において有する第一項の規定の適用を受けた準農地について、財務省令で定めるところにより、同日におけるその利用の形態その他の現況を、同日から一月を経過する日までに、当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

38 税務署長は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認める場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会及び同項の規定の適用を受ける受贈者及び同項の規定の適用を受ける農地等に関する事項その他財務省令で定める事項を通知することができる。

39 第一項の規定の適用を受ける受贈者で第六項の規定の適用を受けたものが同項の農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させている場合その他の場合における第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）  
第七十条の四の二 猶予適用者が、贈与者の死亡の日以前前条第一項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業（同項第七号に掲げる業務を行う事業を除く。）のために行われる使用貸借による権利又は貸借権（以下この条において「貸借権等」という。）の設定による貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）を行い、当該特定貸付けを行った日から二月以内に、政令で定めるところにより特定貸付けを行っている旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該猶予適用者に係る前条第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該特定貸付けを行った当該農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この条において「特定貸付農地等」という。）に係る貸借権等の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

4 第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が前項の貸付期限の翌日から一年を経過する日（第七項において「貸付猶予期日」という。）まで新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより当該貸付期限から二月以内に納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、当該税務署長の承認を受けたときには、第七項（第一号及び第二号に限る。）の規定は、適用しない。

5 前項の承認を受けた猶予適用者は、同項の承認を受けた特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った日又は当該猶予適用者の農業の用に供した日から二月以内に、政令で定めるところにより新たな特定貸付けを行っている旨又は当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該承認を受けた特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行った部分については、新たな特定貸付けに係る貸借権等の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

6 第一項の届出書が特定貸付けを行った日から二月以内に提出されなかつた場合、第三項の届出書若しくは第四項の承認の申請に係る書類が貸付期限から二月以内に提出されなかつた場合又は前項の届出書が同項の新たな特定貸付けを行った日若しくは猶予適用者の農業の用に供した日から二月以内に提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの書類が当該税務署長に提出されたときは、これらの規定及び次項の規定の適用については、これらの書類がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

7 第一項の規定の適用を受ける猶予適用者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、前条第一項に規定する納税猶予分の贈与税額に係る同項ただし書及び同条第四項の規定の適用については、第一項の特定貸付農地等に係る貸付期限（第三号又は第四号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該特定貸付農地等に係る貸付猶予期日（第五項の新たな特定貸付けを行った日又は当

39 第一項の規定の適用を受ける受贈者で第六項の規定の適用を受けたものが同項の農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させている場合その他の場合における第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）  
第七十条の四の二 猶予適用者が、贈与者の死亡の日以前前条第一項本文の規定の適用を受ける農地等のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業（同項第七号に掲げる業務を行う事業を除く。）のために行われる使用貸借による権利又は貸借権（以下この条において「貸借権等」という。）の設定による貸付け（以下この条において「特定貸付け」という。）を行い、当該特定貸付けを行った日から二月以内に、政令で定めるところにより特定貸付けを行っている旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該猶予適用者に係る前条第一項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該特定貸付けを行った当該農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この条において「特定貸付農地等」という。）に係る貸借権等の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

該猶予適用者の農業の用に供した日が当該貸付猶予期日である場合には、これらの日。第四号において同じ。）において当該特定貸付農地等（当該特定貸付農地等のうち、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては新たな特定貸付けを行つていない部分又は当該猶予適用者の農業の用に供している部分以外の部分に限るものとし、第四号に掲げる場合にあつては同号の届出書に係る部分に限るものとする。）について、賃借権等の設定があつたものとみなす。

一 当該貸付期限から二月を経過する日において、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等の全部又は一部について、新たな特定貸付けを行つていない場合又は当該猶予適用者の農業の用に供していない場合（次号に掲げる場合を除く。）

二 当該貸付期限から二月を経過する日までに第三項の届出書を提出しない場合

三 当該貸付猶予期日において、当該貸付猶予期日が到来した特定貸付農地等の全部又は一部について、新たな特定貸付けを行つていない場合又は当該猶予適用者の農業の用に供していない場合（次号に掲げる場合を除く。）

四 当該貸付猶予期日から二月を経過する日までに第五項の届出書を提出しない場合

第三項から前項までの規定は、第一項の規定の適用を受ける特定貸付農地等に係る耕作の放棄（前条第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。）があつた場合について準用する。この場合において、第三項中「の貸付けに係る期限（当該期限の到来前に特定貸付けに係る賃借権等の消滅があつた場合には、当該消滅の日。以下この条において「貸付期限」という。）が到来した」とあるのは「に係る耕作の放棄（前条第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。）以下この条において同じ。」があつた」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「貸付期限から」とあるのは「耕作の放棄があつた日から」と、「貸付期限が到来した」とあるのは「耕作の放棄があつた」と、「部分については」とあるのは「部分又は当該猶予適用者の農業の用に供した部分については、耕作の放棄及び」と、第四項中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、「については」とあるのは「については、当該耕作の放棄はなかつたものとみなし」と、第六項中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、前項中「貸付期限

（とあるのは「耕作の放棄があつた日」と、「賃借権等の設定」とあるのは「耕作の放棄」と、同項第一号中「貸付期限から」とあるのは「耕作の放棄があつた日から」と、「貸付期限が到来した」とあるのは「耕作の放棄があつた」と、同項第二号中「貸付期限」とあるのは「耕作の放棄があつた日」と読み替えるものとする。

次に掲げる受贈者（次項及び第十一項において「旧法猶予適用者」という。）は、第一項の規定の適用を受けることができる。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第十三号）附則第十九条第三項第四号に掲げる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第三十二条第六項第五号に掲げる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第二百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一百八条第六項又は第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十三 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十条第一項第十三号に掲げる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十四 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第五十一条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

一定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

10 旧法猶予適用者が前項の規定により第一項の規定の適用を受けた場合には、当該旧法猶予適用者は前条第一項に規定する受贈者とみなして同条の規定を適用し、前項各号に規定する改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定は、適用しない。

11 第三項から第八項まで及び前項に定めるもののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る前条第二十七項の届出書の提出その他の第一項及び第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

第七十条の五 第七十条の四第一項の規定により同項に規定する贈与税について納税の猶予があつた場合において、当該贈与税に係る農地等の贈与者が死亡したとき（その死亡の日前に同項ただし書又は同条第三十項の規定の適用があつた場合、同日前に同条第三十一項の規定の適用による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合及びその死亡の時以前に当該贈与税に係る受贈者が死亡した場合を除く。）は、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該農地等の受贈者が当該農地等（同条第十八項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等を含むものとし、既に同条第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた農地等を除くものとする。以下この項において同じ。）をその贈与者から相続（当該受贈者が当該死亡による相続の放棄をした場合には、遺贈。次項において同じ。）により取得したものとみなす。この場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該農地等の価額は、その死亡の日における価額（当該農地等が当該一時的道路用地等の用に供されている農地等で次条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、当該一時的道路用地等の用に供されていないものとし、たとえおける当該農地等としての価額）による。

2 受贈者が農地等の譲渡等につき第七十条の四第十五項から第十七項までの規定による承認を

受けた場合において、同条第十五項若しくは第十七項の規定に該当する譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもつて当該譲渡等があつた日以後一年以内(当該一年以内に当該農地等の贈与者が死亡した場合には、その死亡の日まで。以下この項において同じ。)に農地若しくは採草放牧地を取得しているとき又は同条第十六項の規定に該当する譲渡等の対価の額の全部若しくは一部に相当する価額の代替農地等について当該譲渡等があつた日以後一年以内に当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する農地若しくは採草放牧地としておける前項の規定の適用については、その取得した農地若しくは採草放牧地又は当該譲渡等に係る農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供した代替農地等は、当該贈与者から相続により取得した農地等とみなす。

**第七十条の六 農業を営んでいた個人として政令で定める者(以下この条において「被相続人」という。)**

この条において「農業相続人」というものが、当該被相続人からの相続又は遺贈によりその農業の用に供されていた農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び利用意向調査(農地法第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による同法第三十二条第一項に規定する利用意向調査をいう。第一号において同じ。))に係るものうち政令で定めるものを除く。次項第一号を除き、以下この条において同じ。及び採草放牧地(特定市街化区域農地等に該当するものを除く。同号を除き、以下この条において同じ。))の取得(前条の規定により相続又は遺贈により取得したとみなされる場合の取得を含む。第十九項から第二十一項までを除き、以下この条において同じ。))をした場合(当該被相続人からの相続又は遺贈により当該農地及び採草放牧地とともに農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にある土地で農地又は採草放牧地に準ずるものとして政令で定めるもの(以下この条において「準農地」という。))の取得をした場合を含む。当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書(以下この条において「相続税

の申告書」という。))の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該農地及び採草放牧地並びに準農地(政令で定めるものを除く。))で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(当該農地及び採草放牧地については当該農業相続人がその農業の用に供するもの(第九項の規定に該当する農業相続人にあつては、その推定相続人の農業の用に供するものを含む。))に限るものとし、準農地については当該農地又は採草放牧地とともにこの項の規定の適用を受けようとするものに限る。以下この条において「特例農地等」という。に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提付した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、納税猶予期限(当該納税猶予期限前に、その有する当該特例農地等の全部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与があつた場合には、当該贈与があつた日とし、当該特例農地等の一部につき当該贈与があつた場合には、当該特例農地等のうち当該贈与があつたものに係る第三十九項第三号に定める相続税については当該贈与があつた日とし、当該特例農地等のうち当該贈与がなかつたものに係る第四十項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については当該贈与があつた日から二月を経過する日(同日以前に当該農業相続人が死亡した場合に、当該農業相続人の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。))が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。以下この項において同じ。))とする。))まで、その納税を猶予する。ただし、当該農業相続人が、その納税猶予期限又は当該贈与があつた日のいずれか早い日(以下この条において「死亡等の日」という。))前において次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日から二月を経過する日まで、当該納税を猶予する。

- 一 当該相続又は遺贈により取得をしたこの項本文の規定の適用を受ける特例農地等の譲渡、贈与(第七十条の四の規定の適用に係る農地への転用及び準農地の採草放牧地又は農地への転用その他政令で定める転用を除く。))

をし、当該特例農地等につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定(当該特例農地等につき民法第二百六十九條の二第一項の地上権の設定があつた場合において当該農業相続人が当該特例農地等を耕作(農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。))又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。))をし、若しくは当該特例農地等につき耕作の放棄(農地法第三十六条第三項の規定による通告(当該農地が農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項の規定により指定された農業振興地域外に所在する場合に、農業委員会その他の政令で定める者が、政令で定めるところにより、当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調査に係るものであつて農地法第三十六条第一項各号に該当する旨の通知をするときにおける当該通知。第十二項第二号において同じ。))があつたことをいう。同号及び第十二項第三号において同じ。))をし、又は当該取得に係るこの項本文の規定の適用を受けるこれらの権利の消滅(これらの権利に係る農地又は採草放牧地の所有権の取得に伴う消滅を除く。))があつた場合(第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定があつた場合を除く。))において、当該譲渡、贈与、転用、設定若しくは耕作の放棄又は消滅(以下この条において「譲渡等」という。))があつた当該特例農地等に係る土地の面積(当該譲渡等の時前にこの項本文の規定の適用を受ける特例農地等につき譲渡等(第三十三条の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。))があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積)が、当該農業相続人のその時の直前におけるこの項本文の規定の適用を受ける特例農地等に係る耕作又は養畜の用に供する土地(当該農業相続人が当該相続又は遺贈により取得した特例農地等のうち準農地又は採草放牧地への転用がされたもの以外のもの)に係る土地を含む。))の面積(その時前にこの項本文の規定の適用を受ける特例農地等のうち農地又は採草放牧地につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係

る土地の面積を加算した面積)の百分の二十を超えるとき、その事実が生じた日

**2**

同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに前項の規定の適用を受ける農業相続人がある場合における当該財産の取得により納付すべき相続税の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額(その者が相続税法第十八条から第二十条の二までの規定の適用を受ける者である場合には、当該金額を同法第十七条の規定により算出された金額であるものとしてこれらの規定を適用して算出した金額)とする。この場合において、第一号に掲げる者に係る同法第十九条の二第一項の規定の適用については、同項第二号中「相続税の課税価格」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の六第二項第一号の規定により計算される相続税の課税価格」とする。

- 一 前項の規定の適用を受けない者 当該相続又は遺贈により財産の取得をした全ての者に係る相続税の課税価格(相続税法第十九条又は第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算の基礎に算入すべき同項の規定の適用を受ける者の特例農地等の価額は、当該特例農地等につき農業投資価格(特例農地等に該当する農地、採草放牧地又は準農地につき、それぞれ、その所在する地域において恒久的に耕作又は養畜の用に供されるべき農地若しくは採草放牧地又は農地若しくは採草放牧地に開発されるべき土地として自由な取引が行われるものとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格として当該地域の所轄国税局長が決定した価格をいう。以下この条において同じ。))を基準として計算した価額であるものとして、同法第十一条から第十七条までの規定を適用した場合において同条の規定により算出される金額
- 二 前項の規定の適用を受ける農業相続人 次に掲げる金額の合計額
- イ 当該相続又は遺贈により財産の取得をした全ての者に係る相続税法第十六条に規定する相続税の総額から当該全ての者が前号に掲げる者に該当するものとして計算した

場合の当該全ての者に係る同号に定める金額の合計額を控除した金額(前項の規定の適用を受ける者が二人以上ある場合には、当該金額のうち当該農業相続人に係る特例農地等に係る第七項に規定する農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところ)により計算した金額)

3 国税局長は、農業投資価格を決定する場合には、土地評価審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項に規定する納税猶予分の相続税額は、同項の規定の適用を受ける農業相続人に係る第二項第二号に掲げる金額(当該農業相続人が相続税法第十八条の規定の適用を受ける者である場合には、当該農業相続人に係る第二項に規定する納付すべき相続税の額の計算上第二項の規定により適用される同条の規定により加算された金額のうち当該同号に掲げる金額に対応する部分の金額として政令で定めるところ)により計算した金額を加算し、当該農業相続人が同法第十九条から第二十条の二までの規定の適用を受ける者である場合において、当該農業相続人に係る当該相続税の額の計算上同項の規定により適用されるこれらの規定により控除された金額の合計額が当該農業相続人に係る同号に掲げる金額を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した残額とする。

5 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした農地若しくは採草放牧地又は準農地の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項本文の規定の適用については、その分割されていない農地及び採草放牧地並びに準農地は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

6 第一項に規定する納税猶予期限とは、次の各号に掲げる農業相続人の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

一 相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有する農業相続人 その死亡の日

二 相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等のうちに第七十条の

四第二項第四号に掲げる農地又は採草放牧地(イ及び第三十九項第四号において「生産緑地等」という。)を有する農業相続人(前号に掲げる農業相続人を除く) その死亡の日(相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後二十年を経過する日までの間に、当該農業相続人が相続又は遺贈により取得をした特例農地等のうち当該取得をした日において次に掲げる特例農地等であるものに係る相続税の全額について、次項又は第八項の規定による納税の猶予に係る期限が到来している場合にあつては、その死亡の日又は当該二十年を経過する日のいずれか早い日)

イ 生産緑地等(都市営農農地等に該当するものを除く)

ロ 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地(以下この条において「市街化区域内農地等」という。)以外のもの

三 相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等のうちに市街化区域内農地等以外のものを有する農業相続人(前二号に掲げる農業相続人を除く) その死亡の日(相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後二十年を経過する日までの間に、当該農業相続人が相続又は遺贈により取得をした特例農地等のうち当該取得をした日において市街化区域内農地等以外のものである特例農地等に係る相続税の全額について、次項又は第八項の規定による納税の猶予に係る期限が到来している場合にあつては、その死亡の日又は当該二十年を経過する日のいずれか早い日)

四 相続又は遺贈により特例農地等の取得をした日において特例農地等の全てが市街化区域内農地等である農業相続人(第一号及び第二号に掲げる農業相続人を除く) その死亡の日又は相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過する日のいずれか早い日

7 第一項の規定の適用を受ける特例農地等の全部又は一部につき当該特例農地等に係る農業相続人に係る死亡等の日(当該死亡等の日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日)前に当該農業相続人による譲渡等があつた場合(当該譲渡等により同項第一号に掲げる場合に該当することとなる場合を除く)又は当該死亡等

の日前における同項の相続税の申告書の提出期限後十年を経過する日において当該農業相続人が有する同項の規定の適用を受ける準農地(同日以前に同号に規定する権利の設定又は転用がされたものを除く)のうち農地若しくは採草放牧地として当該農業相続人の農業の用に供されていないもの(農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政令で定めるもの用に供されているものを除く)がある場合には、納税猶予分の相続税額のうち、当該譲渡等があつた特例農地等又は当該農業の用に供されていない準農地(以下この項において「譲渡特例農地等」という。)の価額から当該譲渡特例農地等につき当該譲渡特例農地等に係る第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額を控除した残額(以下この条において「農業投資価格控除後の価額」という。)に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額と相対し、当該譲渡等があつた日又は当該二十年を経過する日のいずれか早い日

8 第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部につき当該農地又は採草放牧地に係る農業相続人の死亡等の日(当該死亡等の日前に同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める日)前に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、納税猶予分の相続税額のうち当該各号に規定する買取りの申出若しくは指定の解除又は告示若しくは事由(以下この条において「買取りの申出等」という。)に係る農地又は採草放牧地に係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税(以下この条において「特定農地等に係る相続税」という。)については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の翌日から二月を経過する日(当該買取りの申出等があつた後

同日以前に当該農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について次に掲げる場合に該当したとき 当該買取りの申出があつた日又は当該指定の解除があつた日

イ 生産緑地法第十条(同法第十条の五の規定)又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつた場合

ロ 生産緑地法第十条の六第一項の規定による指定の解除があつた場合

二 当該農地又は採草放牧地が都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更又は政令で定める事由により、特定市街化区域農地等に該当することとなつた場合(当該変更により第七十条の四第二項第四号ロ又はハに掲げる農地でなくなつた場合を除く) 同法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示があつた日又は当該事由が生じた日

70 第七十条の四第六項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者で同項の農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させているものに係る同条第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に關し当該受贈者が農業相続人として当該農地等につき第一項の規定の適用を受けているときは、当該農業相続人に係る同項及び第七項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている推定相続人(次号において「被設定者」という。)がその有する当該権利の譲渡等をした場合又は当該権利が設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該農業相続人が当該譲渡等又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が当該農業相続人の推定相続人に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日に当該農業相続人が前

同日以前に当該農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該農地又は採草放牧地が都市営農農地等である場合において、当該都市営農農地等について次に掲げる場合に該当したとき 当該買取りの申出があつた日又は当該指定の解除があつた日

イ 生産緑地法第十条(同法第十条の五の規定)又は第十五条第一項の規定による買取りの申出があつた場合

ロ 生産緑地法第十条の六第一項の規定による指定の解除があつた場合

二 当該農地又は採草放牧地が都市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更又は政令で定める事由により、特定市街化区域農地等に該当することとなつた場合(当該変更により第七十条の四第二項第四号ロ又はハに掲げる農地でなくなつた場合を除く) 同法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示があつた日又は当該事由が生じた日

70 第七十条の四第六項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者で同項の農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続きその推定相続人に使用させているものに係る同条第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に關し当該受贈者が農業相続人として当該農地等につき第一項の規定の適用を受けているときは、当該農業相続人に係る同項及び第七項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている推定相続人(次号において「被設定者」という。)がその有する当該権利の譲渡等をした場合又は当該権利が設定されている農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該農業相続人が当該譲渡等又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が当該農業相続人の推定相続人に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた日に当該農業相続人が前

10 号の農地等に係る農業経営の廃止をしたものとみなす。

第一項本文の規定の適用を受ける農業相続人が、同項に規定する納税猶予期限前に同項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項に規定する農地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定に基づき貸し付けた場合において、当該農業相続人が当該貸し付けた農地又は採草放牧地で政令で定めるもの（以下この条において「貸付特例適用農地等」という。）に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地を同項に規定する農地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けており、かつ、当該借り受けている農地又は採草放牧地（以下この条において「借受代替農地等」という。）の全てに係る土地の面積の合計の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上であることその他政令で定める要件を満たすときは、当該農業相続人に係る第一項ただし書及び第七項の規定の適用については、当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定はなかつたものとみなす。

11 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする同項に規定する農業相続人が、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する要件を満たすものである旨並びに貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

12 第十項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなった場合には、当該各号に定める日から二月を経過する日に当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定があつたものとして第一項ただし書及び第七項の規定を適用する。

一 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てに係る土地の面積の合計（当該借受代替農地等につき、当該農業相続人の農業の用に供されていないものがある場合には、当該借受代替農地等のうちその者の農業の用に供されていない借受代替農地等に係る土地

の面積を除いた面積）の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十未満となつた場合（次号に掲げる場合を除く。）その事実が生じた日

二 当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全部又は一部につき耕作の放棄があつた場合 当該借受代替農地等について農地法第三十六条第一項の規定による勧告があつた日

三 当該貸付特例適用農地等を借り受けた者（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が借り受けた者である場合には、当該農地中間管理機構から借り受けた者）が当該貸付特例適用農地等の全部又は一部につき、農地又は採草放牧地としてその者の農業の用に供していない場合（当該貸付特例適用農地等につき耕作の放棄があつた場合を含む。） 当該農業相続人がその事実が生じたことを知つた日

13 第十項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、前項第一号又は第三号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合において、当該貸付特例適用農地等に係る農業相続人が同項第一号若しくは第三号に定める日から二月を経過する日までに当該貸付特例適用農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する農地若しくは採草放牧地（第十項に規定する農地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けたことその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この条において「再借受代替農地等」という。）を借り受けたとき（当該再借受代替農地等及び当該貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等の全てに係る土地の面積の当該貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が百分の八十以上となる場合に限り。）又は当該農業相続人が同日までに当該貸付特例適用農地等の全部に係る賃借権等を消滅させたとき、当該農業相続人が、政令で定めるところにより、第十一項に規定する届出書の変更に係る届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限る。前項の規定は適用しない。この場合における同項の規定の適用については、当該再借受代替農地等及び当該借受代替農地等は、第十項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等とみなす。

14 第十項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をした農業相続人

は、第十一項に規定する届出書を提出した日の翌日から起算して一年を経過することの末日まで、政令で定めるところにより、当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

15 前項に規定する継続届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続届出書に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定があつたものとして、第一項ただし書及び第七項の規定を適用する。ただし、当該継続届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、当該所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該継続届出書が当該所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

16 第十項の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人が死亡した場合において、当該農業相続人を被相続人とする相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による相続税の申告書の提出期限までに貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅したときにおける当該農業相続人の相続人に係る第一項の規定の適用については、当該賃借権等が消滅した貸付特例適用農地の用に供していたものとみなして、同項の規定を適用する。

17 第十一項から前項までに定めるもののほか、第十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

18 第十六項の規定は、第七十条の四第八項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合及び同項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第一項に規定する贈与者が死亡し、同条第八項に規定する貸付特例適用農地等が前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合について準用する。

19 第七十条の四第十五項の規定は、第一項第一号又は第七項の場合において、これらに規定する譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地（当該譲渡等が同条第二項第三

号イからハまでに掲げる区域内に所在する特例農地等の第三十三條の四第一項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地）を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、第七十条の四第十五項中「第一項及び第四項」とあるのは「第七十条の六第一項又は第七項」と、同項第二号中「農地等」とあるのは「第七十条の六第一項に規定する特例農地等」と、同項第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「農地等」とあるのは「同項に規定する特例農地等」と読み替えるものとする。

20 第七項の場合において、同項に規定する譲渡等（第一項の規定の適用を受ける特例農地等のうち第七十条の四第二項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在する特例農地等の第三十三條の四第一項に規定する収用交換等による譲渡に限る。）があつた日から一年以内に、第一項の規定の適用を受ける特例農地等以外の同号イからハまでに掲げる区域内に所在する農地若しくは採草放牧地又は当該一年以内に農地若しくは採草放牧地に該当することとなる見込みのある当該区域内に所在する土地（同項本文の規定の適用を受ける農業相続人が当該譲渡等があつた日において有していたものに限り、当該譲渡等に係る特例農地等の相続の開始があつた日前に取得したものを除く。第二号及び第三号において「代替特例農地等」という。）で、当該譲渡等の時におけるその価額が当該譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当するものを当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供することにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第七項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る譲渡等は、なかつたものとみなす。

二 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替特例農地等を当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供

する農地又は採草放牧地としていない場合には、当該譲渡等に係る特例農地等のうちその農業の用に供していないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において譲渡等をされたものとみなす。

三 当該譲渡等があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡等の対価の額の全部又は一部に相当する価額の代替特例農地等を当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地とした場合には、当該譲渡等に係る特例農地等に代わるものとして当該農業相続人の農業の用に供した代替特例農地等は、第一項の規定の適用を受ける特例農地等とみなす。

21 第七十条の四第十七項の規定は、第八項の場合において、第一項の規定の適用を受ける農業相続人が、第八項の買取りの申出等があつた日から一年以内に当該買取りの申出等に係る都市営農農地等若しくは特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部の譲渡等をする見込みであり、かつ、当該譲渡等があつた日から一年以内に当該譲渡等の対価の額の全部若しくは一部をもつて農地若しくは採草放牧地を取得する見込みであること又は同項に規定する告示があつた日若しくは事由が生じた日から一年以内に当該告示若しくは事由に係る特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地の全部若しくは一部が都市営農農地等に該当することとなる見込みであることにつき、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。

この場合において、同条第十七項中「第一項、第四項及び第五項」とあるのは「第七十条の六第一項、第七項及び第八項」と、同項第一号中「第一項ただし書及び第四項」とあるのは「第七十条の六第一項ただし書及び第七項」と、「特定農地等」とあるのは「都市営農農地等又は特定市街化区域農地等に係る農地若しくは採草放牧地（以下この項において「特定農地等」という。）」と、同項第二号中「第五項」とあるのは「第七十条の六第八項」と、同項第三号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と読み替へるものとする。

22 第一項本文の規定の適用を受ける農業相続人が、同項に規定する納税猶予期限前と同項の規定の適用を受ける特例農地等の全部又は一部を

第七十条の四第十八項に規定する一時的道路用地等（以下この条において「一時的道路用地等」という。）の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下第二十四項までにおいて「地上権等の設定」という。）に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を当該農業相続人の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項及び第七項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る地上権等の設定は、なかつたものとみなす。  
二 当該農業相続人が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等の全部又は一部を当該農業相続人の農業の用に供してない場合には、当該特例農地等のうち当該農業相続人の農業の用に供してない部分は、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

三 当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第七項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日において当該農業相続人が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該農業相続人が有する準農地が第二十二項の規定の適用を受ける場合における当該準農地については、同日又は同項に規定する貸付期限から二月を経過する日のいづれか遅い日とする。以下この項において同じ。）において当該農業相続人が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。

23 前項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して一年を経過することの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなればならない。

24 前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る地上権等の設定があつたものとして、第一項ただし書及び第七項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、当該所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該継続貸付届出書が当該所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

25 第二十二項の規定の適用を受けている農業相続人が死亡した場合において、当該農業相続人の相続人に係る第一項の規定の適用については、当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等（政令で定めるものを除く。）は当該農業相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものと、当該特例農地等は第二十二項の承認を受けた特例農地等とみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例農地等の価額は、当該一時的道路用地等の用に供されてないものとした場合における当該特例農地等としての価額による。

26 前三項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている特例農地等が都市営農農地等である場合における第八項の規定の適用に関する事項その他第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

27 第二十五項の規定は、第七十条の四第十八項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合及び同項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第九項に規定する贈与者が死亡し、同条第十八項に規定する一時的道路用地等の用に供されている同条第一項に規定する農地等が前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合について準用する。

28 第七十条の四第二十二項から第二十五項までの規定は、第一項本文の規定の適用を受ける農業相続人が障害、疾病その他の事由により同項本文の規定の適用を受ける特例農地等について

当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として政令で定める状態となつた場合（次条第一項に規定する特定貸付けができない場合として政令で定める場合に限る。）において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。）に基づく貸付け（次項において「営農困難時貸付け」という。）を行つたときについて準用する。この場合において、第七十条の四第二十二項中「第一項ただし書及び第四項」とあるのは「第七十条の六第一項ただし書及び第七項」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、同条第二十三項中「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「第一項ただし書及び第四項」とあるのは「第七十条の六第一項ただし書及び第七項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、同条第二十五項中「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第二十七項」とあるのは「第七十条の六第三十二項」と読み替へるものとする。

29 前項において準用する第七十条の四第二十二項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡した場合における当該農業相続人の相続人に係る第一項の規定の適用については、営農困難時貸付けを行つた特例農地等は、当該農業相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなす。

30 前項の規定は、第七十条の四第二十二項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が死亡した場合及び同項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る同条第一項に規定する贈与者が死亡し、同条第二十二項に規定する営農困難時貸付農地等が前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合について準用する。

31 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする農業相続人のその被相続人からの相続又は遺贈により取得をした農地及び採草放牧地並びに準農地に係る相続税の申告書に、当該農地及び採草放牧地並びに準農地につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該農地及び採草放牧地並びに準農地の明細並びに当該農地及び採草放牧地並びに準農地に係る納税猶予分の相続税額の計算に関する明

細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

32 第一項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項に規定する相続税の全部につき同項、第八項、第三十五項又は第三十六項の規定による納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、第一項の相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して三年を経過することの日に政令で定めるところにより、引き続き同項の規定の適用を受けた旨及び同項の規定の適用を受ける特別農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

33 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されなかった場合においても、同項の税務署長が当該期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第三十五項の規定の適用については、当該届出書が当該期限内に提出されたものとみなす。

34 第一項に規定する相続税（既に第七項、第八項又は第三十九項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合には、譲渡特別農地等に係る相続税、特定農地等に係る相続税及び同号に定める相続税を除く。次項、第三十九項第一号から第三号まで並びに第四十項第一号及び第五号において同じ。）並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第三十七項において準用する第七十条の四第三十二項第三号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、第三十二項の届出書の提出があつた時から当該届出書の提出期限までの間は完成せず、当該提出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

35 第三十二項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第一項に規定する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に同項の規定の適用を受ける農業相続人が死亡した場合には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

36 第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相続人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じないときは、税務署長は、第一項に規定する相続税（既に第七項、第八項又は第三十九項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用があつた場合において、これらの規定による納税の猶予に係る期限が到来しているものを除く。）に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

37 第七十条の四第三十二項の規定は、第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、同法第三十二項第一号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「第四項、第五項又は前二項」とあるのは「同条第七項、第八項、第三十五項又は第三十六項」と、同法第二号中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、「贈与税の」とあるのは「相続税の」と、「相続税の」とあるのは「相続税の」と、「相続税の」とあるのは「第七十条の六第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税」とあるのは「第七十条の六第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税」と、「第七十条の四第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と読み替えるものとする。

38 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における相続税法第三十八条、第四十一条、第四十七条、第四十八条の二、第五十二条又は第五十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。  
一 第一項ただし書、第七項、第八項（第一号イに係る部分に限る。）、第三十五項又は第三十六項の規定に該当する相続税及び第四十項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。  
二 相続又は遺贈により取得をした財産のうち特別農地等に該当するものがある者の当該財産に係る相続税で第一項に規定する相続税

以外のものについては、当該特別農地等の価額は、当該特別農地等につき第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号の規定を適用する。  
三 第八項第一号ロ及び第二号の規定に該当する特定農地等に係る相続税については、相続税法第三十八条第一項の延納期間は、五年以内とし、同法第五十二条第一項の利子税の割合は、年六・六パーセントとして、これらの規定を適用し、同法第四十一条第一項及び第四十八条の二第一項の規定は、適用しない。  
第一項の場合において、同項の規定の適用を受ける農業相続人が次の各号（当該特別農地等のうちに都市営農地等を有する農業相続人にあつては、第一号から第三号まで。以下この項において同じ。）のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたとき（その該当することとなつた日以前に第一項ただし書又は第三十五項の規定の適用があつた場合及び同日第三十六項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）は、当該各号に定める相続税は、政令で定めるところにより、免除する。

- 一 当該農業相続人が死亡した場合 第一項に規定する相続税
- 二 当該農業相続人が第一項の規定の適用を受ける特別農地等の全部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与をした場合 同項に規定する相続税
- 三 当該農業相続人が第一項の規定の適用を受ける特別農地等の一部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与をした場合 同項に規定する相続税のうち、当該特別農地等のうち当該贈与をしたものに係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するもの
- 四 当該農業相続人がその被相続人からの相続又は遺贈により取得をした第一項の規定の適用を受ける特別農地等の当該取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過した場合 同項に規定する相続税のうち、当該特別農地等のうち市街化区域内農地等

（第七十条の四第二項第四号ロ又はハに掲げる農地であつて同項第三号イからハまでに掲げる区域内に所在するもの及び生産緑地等を除く。）に係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当するもの

- 40 第一項の規定の適用を受けた農業相続人は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する相続税に相当する金額を基礎とし、当該相続税に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年三・六パーセント（特別農地等のうちに相続又は遺贈により取得をした日において都市営農地等であるものを有しない農業相続人にあつては、当該各号に規定する相続税に相当する金額のうち市街化区域内農地等で政令で定めるものに係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を基礎とする部分については、年六・六パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号に規定する相続税にあわせて納付しなければならない。  
一 第一項ただし書の規定の適用があつた場合（第六号に掲げる場合に該当する場合を除く。）  
二 第七項の規定の適用があつた場合（第六号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 譲渡特別農地等に係る相続税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限  
三 第八項の規定の適用があつた場合（第六号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 特定農地等に係る相続税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限  
四 第三十五項の規定の適用があつた場合（第六号に掲げる場合に該当する場合を除く。）  
五 第一項の規定の適用を受ける特別農地等の一部につき第七十条の四の規定の適用に係る贈与をした場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 同項に規定する相続税のうち、当該特別農地等のうち当該贈与をしなかつたものに係る農業投資価格控除後の価額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税に係る



る同項本文の規定による納税の猶予に係る期限  
六 第三十六項の規定の適用があつた場合 同項に規定する相続税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

41 第七十条の四第三十六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける特例農地等について、農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会が同条第三十六項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合について準用する。この場合において、同項中「当該農地等」とあるのは、「第七十条の六第一項に規定する特例農地等」と読み替へるものとする。

42 第七十条の四第三十七項の規定は、第七項に規定する準農地に係る農業委員会（農業委員会等に関する法律第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）の通知について準用する。この場合において、第七十条の四第三十七項中「第一項」とあるのは、「第七十条の六第一項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「第四項」とあるのは「同条第七項」と、「有する第一項」とあるのは「有する同条第一項」と読み替へるものとする。

43 第七十条の四第三十八項の規定は、税務署長が、第四十一項において準用する同条第三十六項の規定による農林水産大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会からの通知及び前項において準用する同条第三十七項の規定による農業委員会の通知の事務に関し必要があると認める場合について準用する。この場合において、同条第三十八項中「第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「受贈者」とあるのは「農業相続人」と、「農地等」とあるのは「特例農地等」と読み替へるものとする。

44 第三項から前項までに定めるもののほか、同一の被相続人からの相続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに第一項の規定の適用を受ける者がある場合における相続税法第二十条の規定により控除される金額の計算の方法、同法第二十七条の規定による相続税の申告書の提出その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付の特例）  
第七十条の六の二 前条第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人（以下この

条において「猶予適用者」という。）が、同項に規定する納税猶予期限までに同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等（前条第六項第二号ロに規定する市街化区域内農地等を除く。）のうち農地又は採草放牧地の全部又は一部について農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業（同項第七号に掲げる業務を行う事業を除く。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下この項において「賃借権等」という。）の設定による貸付け（以下この項において「特定貸付け」という。）を行い、当該特定貸付けを行った日から二月以内、政令で定めるところにより特定貸付けを行つている旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該猶予適用者に係る前条第一項ただし書及び第七項の規定の適用については、当該特定貸付けを行つた当該農地又は採草放牧地の全部又は一部に係る賃借権等の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

2 次に掲げる農業相続人（以下この条において「旧法猶予適用者」という。）は、前項の規定の適用を受けることができる。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第十三号）附則第十九条第九項第二号に掲げる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第三十二条第九項第三号に掲げる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百三十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人  
五 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第二百二十七条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一百八条第十項から第十三項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

十 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第八十条第二項第十号に掲げる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

十一 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第五十一条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文

の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人  
3 第七十条の四の二第三項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定の適用を受ける猶予適用者又は旧法猶予適用者について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

4 前項に定めるもののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る前条第三十二項の届出書の提出その他の第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定貸付けを行つた農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例）  
第七十条の六の三 前条第一項に規定する特定貸付け（以下この項及び次項において「特定貸付け」という。）を行つている者（以下この項において「特定貸付者」という。）が死亡した場合において、当該特定貸付者の相続人が当該特定貸付者から当該特定貸付けを行つていた農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得をしたときは、当該特定貸付けを行つていた農地又は採草放牧地は当該特定貸付者がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

2 農業を営んでいた個人として政令で定める者（以下この項において「農業経営者」という。）又は第七十条の六第一項に規定する農業相続人（以下この項において「農業相続人」という。）が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限（次項において「相続税の申告期限」という。）までに特定貸付けを行つたときは、当該農地又は採草放牧地は当該相続人の農業の用に供する農地又は採草放牧地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

3 第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農地等のうち農地又は採草放牧地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付け又は前条第一項に規定する特定貸付けを行つているときは、当該農地又は採草放牧地は当該受贈者の農業の用

の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人  
3 第七十条の四の二第三項から第八項まで及び第十項の規定は、第一項の規定の適用を受ける猶予適用者又は旧法猶予適用者について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

に供する農地又は採草放牧地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

4 前三項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「から二月以内」とあるのは、「の翌日から二月を経過する日又は前条第一項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか遅い日まで」とするほか、同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(相続税の納税猶予を適用している場合の都市農地の貸付けの特例)

第七十条の六の四 猶予適用者が、第七十条の六第一項に規定する納税猶予期限までに同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等(都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区内にある農地であつて、生産緑地法第十条(同法第十条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたもの及び同法第十条の六第一項の規定による指定の解除がされたものを除く。)の全部又は一部について認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行い、これらの貸付けを行った日(次項第三号ロに掲げる貸付けにあつては、同号ロに規定する貸付規程に基づく最初の貸付けの日)から二月以内、政令で定めるところにより認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていゝ旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該猶予適用者に係る第七十条の六第一項ただし書及び第七項の規定の適用については、これらの貸付けを行つた当該特例農地等の全部又は一部(以下この条において「貸付都市農地等」といふ。)に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権(第五項において「賃借権等」といふ。)の設定(民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。次項及び第五項において同じ。)はなかつたものと、農業経営は廃止してないものとみなす。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 猶予適用者 第七十条の六第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人という。

二 認定都市農地貸付け 賃借権又は使用貸借による権利の設定による貸付けであつて都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十

年法律第六十八号)第七条第一項第一号に規定する認定事業計画の定めるところにより行われるものをいう。

三 農園用地貸付け 次に掲げる貸付けをいう。

イ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第五十八号。以下この号及び第五項第二号において「特定農地貸付法」といふ。)第三条第三項の承認(市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第十一条第一項の規定により承認を受けたものとみなされる場合において当該承認を含む。以下この号において同じ。)を受けた地方公共団体又は農業協同組合が当該承認に係る特定農地貸付法第二条第二項に規定する特定農地貸付けの用に供するために猶予適用者との間で締結する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する契約に基づく貸付け

ロ 特定農地貸付法第三条第三項の承認(当該承認の申請書に適正な貸付けを確保するために必要な事項として財務省令で定める事項が記載された特定農地貸付法第二条第二項第五号イに規定する貸付協定が添付されたものに限り。)を受けた地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う当該承認に係る特定農地貸付法第二条第二項に規定する特定農地貸付けのうち、猶予適用者が当該承認に係る特定農地貸付法第三条第一項の貸付規程に基づき行う貸付け

ハ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一条において準用する特定農地貸付法第三条第三項の承認を受けた地方公共団体及び農業協同組合以外の者が当該承認に係る都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十条に規定する特定都市農地貸付けの用に供するために猶予適用者との間で締結する賃借権又は使用貸借による権利の設定に関する契約に基づく貸付け

3 第七十条の四の二第三項から第八項までの規定は、認定都市農地貸付けを行つていゝ第一項の規定の適用を受ける貸付都市農地等の貸付けに係る期限が到来する場合、貸付都市農地等に係る耕作の放棄(第七十条の六第一項第一号に規定する耕作の放棄をいう。)があつた場合又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第七条第二項の規定による同法第四条第一項の認定の

取消しがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第七十条の四の二第三項から第七項までの規定は、農園用地貸付けを行つていゝ第一項の規定の適用を受ける貸付都市農地等の貸付けに係る期限(第二項第三号ロに掲げる貸付けにあつては、当該貸付都市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基づく最後の貸付けの日)が到来する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 第一項の規定の適用を受ける貸付都市農地等に係る農園用地貸付けが次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、第七十条の六第一項に規定する納税猶予分の相続税額に係る同項ただし書及び同条第七項の規定の適用については、当該各号に定める日において当該農園用地貸付けに係る貸付都市農地等について、賃借権等の設定があつたものとみなす。

一 第二項第三号イの賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する契約又は同号ハの賃借権若しくは使用貸借による権利の設定に関する契約が解除された場合 当該解除された日

二 特定農地貸付法第三条第三項(都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一条において準用する場合を含む。)の承認の取消し又は市民農園整備促進法第十条の規定による認定の取消しがあつた場合 これらの取消しがあつた日

三 第二項第三号ロの貸付協定について財務省令で定める事由が生じた場合又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十条第二号の協定が廃止された場合 当該事由が生じた日又は当該廃止された日

6 第七十条の四の二第三項から第七項までの規定は、前項の農園用地貸付けが同項各号に掲げる場合において、必要ない技術的読替えは、政令で定める。

7 第七十条の六の二第二項各号に掲げる農業相続人(次項において「旧法猶予適用者」といふ。)は、第一項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該旧法猶予適用者は第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして同条の規定を適用し、当該各号に規定する改正前の相続特別措置法第七十条の六の規定は、適用しない。

8 第三項から第六項までに定めるもののほか、猶予適用者及び旧法猶予適用者に係る第一項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つた農地についての相続税の課税の特例)

第七十条の六の五 前条第二項第二号に規定する認定都市農地貸付け(以下この条において「認定都市農地貸付け」といふ。)又は同項第三号に規定する農園用地貸付け(以下この条において「農園用地貸付け」といふ。)を行つていゝ者が死亡した場合において、その死亡した者の相続人がその死亡した者から当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていゝ農地を相続又は遺贈により取得をしたときは、当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていゝ農地はその死亡した者がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

2 農業を営んでいた個人として政令で定める者(以下この項において「農業経営者」といふ。)又は第七十条の六第一項に規定する農業相続人(以下この項において「農業相続人」といふ。)が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地について相続税法第二十七条第一項の規定による申告書の提出期限(次項において「相続税の申告期限」といふ。)までに認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つたときは、当該農地は当該相続人の農業の用に供する農地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

3 第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が同項本文の規定の適用を受ける同項に規定する農地等のうち農地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つていゝときは、当該農地は当該受贈者の農業の用に供する農地に該当するものとみなして、第七十条の六の規定を適用する。

4 前三項の規定の適用がある場合における前条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定め

(山林についての相続税の納税猶予及び免除)  
第七十条の六の六 特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林(立木又は土地をいう。以下この条において同じ。)を有していた個人として政令で定める者(以下この条において「被相続人」という。)から相続又は遺贈により特例施業対象山林の取得をした林業経営相続人が、当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下この条において「相続税の申告書」という。)の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特例施業対象山林で当該相続税の申告書がこの項の規定(当該林業経営相続人が自ら経営(施業又は当該施業と一体として行う保護をいう。)を行うものであつて、次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下この条において「特例山林」という。)に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該林業経営相続人の死亡の日まで、その納税を猶予する。

一 当該特定森林経営計画において、作業路網の整備を行う山林として記載されているものであること。  
二 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内に所在するものでないこと。  
三 立木にあつては、当該相続の開始の日から当該立木が森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢(同条第一項第五号の公益的機能別施業森林区域内に存する立木にあつては、財務省令で定める林齢)に達する日までの期間が当該林業経営相続人の当該相続の開始の日における平均余命期間(当該相続の開始の日から当該林業経営相続人に係る余命年数として政令で定めるものを経過する日までの期間(当該期間が三十年を超える場合には、三十年)をいう。)を超える場合における当該立木であること。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 市町村長等の認定 森林法第十一条第五項(同法第十二条第三項において読み替えて準用する場合並びに木材の安定供給の確保に関

する特別措置法第八条の規定により読み替えて適用される場合及び同法第九条第二項又は第三項において読み替えて適用される森林法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による市町村の長(同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者)の認定をいう。  
二 特定森林経営計画 市町村長等の認定を受けた森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画(以下この号において「森林経営計画」という。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。  
イ その対象とする山林が同一の者により一体として整備することを相当とするものとして財務省令で定めるものであること。  
ロ 当該森林経営計画に森林法第十一条第三項に規定する事項が記載されていること。  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該森林経営計画の内容が同一の者による効率的な山林の経営(施業又は当該施業と一体として行う保護をいう。以下この条において同じ。)を実現するために必要とされる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

三 特例施業対象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続の開始の直前に有していた山林のうち当該相続の開始の前に特定森林経営計画が定められている区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。  
イ 当該被相続人又は当該被相続人からその有する山林の全部の経営の委託を受けた者により当該相続の開始の直前まで引き続き当該特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営が行われてきた山林であること。  
ロ 当該特定森林経営計画に記載されている山林のうち作業路網の整備を行う部分が、同一の者により一体として効率的な施業を行うことができるものとして政令で定める要件を満たしていること。  
四 林業経営相続人 被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該被相続人が当該相続の開始の直前に有していた全

の山林(特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限る。)の取得をした個人であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。  
イ 当該個人が、当該相続の開始の直前にいて、当該被相続人の推定相続人であること。  
ロ 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限(当該提出期限前に当該個人が死亡した場合)には、その死亡の日)まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該山林の全てを有し、かつ、当該特定森林経営計画に従つてその経営を行つていること。  
ハ 当該個人が、当該特定森林経営計画に従つて当該山林の経営を適正かつ確実に行うものと認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。  
五 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。  
イ 前項の規定の適用に係る特例山林の価額を同項の林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該林業経営相続人の相続税の額  
ロ 前項の規定の適用に係る特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該林業経営相続人の相続税の額

六 施業整備期間 当初認定起算日(特定森林経営計画(当該特定森林経営計画につき過去に森林法第十七条第一項の規定の適用があつた場合には、最初の適用に係る同項の認定森林所有者等が市町村長等の認定を受けたものに限る。)の期間の起算日として政令で定める日)をいう。以下この号及び次号において同じ。)から当該当初認定起算日以後十年を経過する日までの間に前項の規定の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、当該相続の開始の日(翌日から当該十年を経過する日又は当該相続に係る林業経営相続人の死亡の日)のいずれか早い日までの期間をいう。

七 経営報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。  
イ 施業整備期間 当初認定起算日から一年を経過することの日  
ロ 施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後十年を経過する日の翌日以後に前項の規定の適用に係る被相続人について相続が開始した場合にあつては、当該翌日)から納税猶予分の相続税額(既に次項又は第四項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例山林の価額に対応する部分の金額を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。)に相当する相続税の全部につき前項、次項、第四項、第十三項、第十四項又は第十六項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過することの日

3 第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人又は同項の特例山林について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日(当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。  
一 当該林業経営相続人による特定森林経営計画に従つた特例山林の経営が適正かつ確実に行われていない場合において、当該特定森林経営計画に係る農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「農林水産大臣等」という。)から当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に当該該当する旨の通知があつたとき 当該通知があつた日  
二 当該林業経営相続人が当該特例山林の譲渡、贈与若しくは転用(当該特例山林の土地を立木の生育以外の用に供する行為として財務省令で定める行為をいう。)をし、若しくは当該特例山林につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をした場合(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡があつた場合を除く。)

四 林業経営相続人 被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該被相続人が当該相続の開始の直前に有していた全

の山林(特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限る。)の取得をした個人であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。  
イ 当該個人が、当該相続の開始の直前にいて、当該被相続人の推定相続人であること。  
ロ 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限(当該提出期限前に当該個人が死亡した場合)には、その死亡の日)まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該山林の全てを有し、かつ、当該特定森林経営計画に従つてその経営を行つていること。  
ハ 当該個人が、当該特定森林経営計画に従つて当該山林の経営を適正かつ確実に行うものと認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。  
五 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。  
イ 前項の規定の適用に係る特例山林の価額を同項の林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該林業経営相続人の相続税の額  
ロ 前項の規定の適用に係る特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の林業経営相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該林業経営相続人の相続税の額

六 施業整備期間 当初認定起算日(特定森林経営計画(当該特定森林経営計画につき過去に森林法第十七条第一項の規定の適用があつた場合には、最初の適用に係る同項の認定森林所有者等が市町村長等の認定を受けたものに限る。)の期間の起算日として政令で定める日)をいう。以下この号及び次号において同じ。)から当該当初認定起算日以後十年を経過する日までの間に前項の規定の適用に係る被相続人について相続が開始した場合における、当該相続の開始の日(翌日から当該十年を経過する日又は当該相続に係る林業経営相続人の死亡の日)のいずれか早い日までの期間をいう。

七 経営報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。  
イ 施業整備期間 当初認定起算日から一年を経過することの日  
ロ 施業整備期間の末日の翌日(当初認定起算日以後十年を経過する日の翌日以後に前項の規定の適用に係る被相続人について相続が開始した場合にあつては、当該翌日)から納税猶予分の相続税額(既に次項又は第四項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例山林の価額に対応する部分の金額を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。)に相当する相続税の全部につき前項、次項、第四項、第十三項、第十四項又は第十六項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過することの日

3 第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人又は同項の特例山林について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日(当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。  
一 当該林業経営相続人による特定森林経営計画に従つた特例山林の経営が適正かつ確実に行われていない場合において、当該特定森林経営計画に係る農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この条において「農林水産大臣等」という。)から当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に当該該当する旨の通知があつたとき 当該通知があつた日  
二 当該林業経営相続人が当該特例山林の譲渡、贈与若しくは転用(当該特例山林の土地を立木の生育以外の用に供する行為として財務省令で定める行為をいう。)をし、若しくは当該特例山林につき地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定をした場合(第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡があつた場合を除く。)

一 市町村長等の認定 森林法第十一条第五項(同法第十二条第三項において読み替えて準用する場合並びに木材の安定供給の確保に関

する特別措置法第八条の規定により読み替えて適用される場合及び同法第九条第二項又は第三項において読み替えて適用される森林法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による市町村の長(同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者)の認定をいう。  
二 特定森林経営計画 市町村長等の認定を受けた森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画(以下この号において「森林経営計画」という。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。  
イ その対象とする山林が同一の者により一体として整備することを相当とするものとして財務省令で定めるものであること。  
ロ 当該森林経営計画に森林法第十一条第三項に規定する事項が記載されていること。  
ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該森林経営計画の内容が同一の者による効率的な山林の経営(施業又は当該施業と一体として行う保護をいう。以下この条において同じ。)を実現するために必要とされる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

又は当該特例山林が路網未整備等（作業路網の一部の整備が適正に行われていない場合又は一体的かつ効率的な経営に適さなくなつた山林となつた場合として政令で定める場合をいう。以下この号及び次項において同じ。）に該当することとなつた場合において、当該譲渡、贈与、転用若しくは設定（以下この条において「譲渡等」という。）又は路網未整備等があつた当該特例山林に係る土地の面積（当該譲渡等又は路網未整備等の時前に第一項の特例山林につき譲渡等（第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡を除く。）又は路網未整備等があつた場合には、当該譲渡等又は路網未整備等に係る土地の面積を加算した面積）が、当該林業経営相続人のその時の直前における第一項の特例山林に係る土地の面積（その時前に同項の特例山林につき譲渡等又は路網未整備等があつた場合には、当該譲渡等又は路網未整備等に係る土地の面積を加算した面積）の百分の二十を超えるとき、農林水産大臣等から当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に当該百分の二十を超えることとなつた譲渡等又は路網未整備等に係る通知があつた日

三 当該特例山林に係る山林の経営を廃止した場合 その廃止した日  
四 当該林業経営相続人のその年分の所得税法第三十二条第一項に規定する山林所得に係る収入金額が零となつた場合 当該収入金額が零となつた年の十二月三十一日  
五 当該林業経営相続人が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合 当該届出書の提出があつた日

4 猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第一項、前項、この項、第十三項、第十四項又は第十六項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までに、第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が同項の特例山林の一部の譲渡等をした場合又は当該特例山林が路網未整備等に該当することとなつた場合には、猶予中相続税額のうち、当該譲渡等をした特例山林又は当該路網未整備等に該当することとなつた特例山林の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、農林水産大臣等から当該林業経営相続人の納税

地の所轄税務署長に当該譲渡等又は路網未整備等があつた旨の通知があつた日から二月を経過する日（当該通知があつた日から当該二月を経過する日までの間に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

5 前項の場合において、特例山林のうち立木のみ又は当該立木の生育の用に供される土地のみについて譲渡等があつたときにおける同項の規定の適用については、当該立木の生育の用に供される土地又は当該土地に生育している立木についても、当該譲渡等があつた日において譲渡等があつたものとみなす。  
6 第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が、障害、疾病その他の事由により同項の特例山林について経営を行うことが困難な状態として政令で定める状態となつた場合において、当該特例山林の全部の経営を当該林業経営相続人の推定相続人で政令で定める者に委託（以下この項及び次項において「経営委託」という。）をしたときは、当該経営委託をした日から二月以内、政令で定めるところにより当該経営委託をした旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、第三項の規定の適用については、当該経営委託をした特例山林（次項において「経営委託山林」という。）に係る山林の経営は、廃止してないものとみなす。

7 前項の規定の適用を受ける林業経営相続人若しくは当該林業経営相続人から経営委託を受けた者又は経営委託山林に対する第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「又は同項の特例山林」とあるのは「若しくは当該林業経営相続人から第六項に規定する経営委託を受けた者（以下この項及び次項において「経営委託者」という。）又は第六項の経営委託山林」と、「同項」とあるのは、「第一項」と、同項第一号中「林業経営相続人による」とあるのは「経営委託者による」と、「特例山林」とあるのは「経営委託山林」と、同項第二号中「林業経営相続人が」とあるのは「経営委託者が」と、「特例山林」とあるのは「経営委託山林」と、「第一項」とあるのは「第六項」と、当該林業経営相続人」とあるのは「当該経営委託者」と、「おける第一項」とあるのは

「おける第六項」と、同項第三号中「特例山林」とあるのは「経営委託山林」と、第四項中「第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人」とあるのは「第六項の規定の適用に係る経営委託者」と、「特例山林」とあるのは「経営委託山林」と、「同項」とあるのは「第一項」とするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 第一項の規定は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした山林（特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限る。）の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合には、適用しない。  
9 第一項の規定は、同項の相続に係る被相続人から同項の相続又は遺贈により財産の取得をした者が当該財産について第六十九条の五第一項の規定の適用を受けた場合又は受けようとする場合には、適用しない。

10 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人が提出する相続税の申告書に、特例施設対象山林（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）の全部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は次に掲げる書類の添付がない場合には、適用しない。  
一 当該特例施設対象山林の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類  
二 当該特例施設対象山林に係る被相続人の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から五月を経過する日が当該被相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該特例施設対象山林の経営に関する事項として財務省令で定めるものを記載した書類  
三 第一項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該相続人が第二項第四号イからハまでに掲げる要件その他財務省令で定める要件を満たしていることを証する書類として財務省令で定めるもの

11 第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人は、同項の相続に係る被相続人の死亡の日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項の規定又は第三項、第四項、第十三項、第十四項若しくは第十六項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日（特例山林に係る被相続人の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から五月を経過する日が第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該最初に到来する経営報告基準日を除く。）が存する場合には、届出期限（経営報告基準日の翌日から五月を経過する日）をいう。次項、第十三項及び第十八項において同じ。までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けた旨及び特例山林の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

12 猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十五項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

13 第十一項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相続税に係る林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

14 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。  
一 第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合  
二 当該林業経営相続人から提出された第十一項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

11 第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人は、同項の相続に係る被相続人の死亡の日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項の規定又は第三項、第四項、第十三項、第十四項若しくは第十六項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日（特例山林に係る被相続人の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営報告基準日の翌日から五月を経過する日が第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該最初に到来する経営報告基準日を除く。）が存する場合には、届出期限（経営報告基準日の翌日から五月を経過する日）をいう。次項、第十三項及び第十八項において同じ。までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けた旨及び特例山林の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

12 猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十五項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

13 第十一項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相続税に係る林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

14 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。  
一 第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合  
二 当該林業経営相続人から提出された第十一項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

15 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第三号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の六の六第一項（山林）についての相続税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む）」とする。

三 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項、第四項、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延滞に係る期限に含まれるものとする。

四 第三項、第四項、前二項又は次項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八條第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

五 相続又は遺贈により取得をした財産のうち、特例山林に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該特例山林の価額は、当該特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額であるものとして、相続税法第三十八條第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号の規定を適用する。

六 特例山林について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の六の六第一項（山林）についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用に係る同項に規定する特例山林を除く」とする。

16 相続税法第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人若しくは当該林業経営相続人に係る被相続人又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「又はその親族その他これらの者」とあるのは「である租税特別措置法第七十条の六の六第一項（山林）についての相続税の納税猶予及び免除」の林業経営相続人若しくは当該林業経営相続人に係る被相続人又はこれらの者」と、「相続税又は贈与税」とあるのは「同一の規定の適用に際し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定」とあるのは「である租税特別措置法第七十条の六の六第一項の林業経営相続人の納税の猶予に係る期限の繰り上げ又は相続税の免除」と、同条第四項中「相続税又は贈与税」とあるのは「更正又は決定に際し」とあるのは「租税特別措置法第七十条の六の六の規定の適用に際し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と読み替へるものとする。

17 第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人が死亡した場合（その死亡した日前に第十三項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十四項又は前項の規定による納税の猶予に係る期限の繰り上げがあつた場合並びに同日前に第三項各号に掲げられた場合に該当することとなつた場合を除く。）には、猶予中相続税額に相当する相続税を免除する。この場合において、当該林業経営相続人の相続人は、その死亡した日から同日以後六月を経過する日（次項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

18 第十一項又は前項の届出書が第十一項に規定する届出期限又は前項の免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定

に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十三項又は前項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

19 第一項の規定の適用を受けた林業経営相続人は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合は、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該林業経営相続人が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号の下欄に掲げる日以前二月以内に当該林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の相続人が当該林業経営相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

Table with 3 columns: 第三項の規定の適用があつた場合 (第三号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く)、第四項又は第五項の規定の適用があつた場合 (次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く)、第十四項又は第十六項の規定の適用があつた場合。 Rows: 猶予中相続税額, 同項各号に定める日から二月を経過する日, これらの規定による納税の猶予に係る期限

20 農林水産大臣等は、第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人又は特例山林について、第三項又は第四項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をし

たことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特例山林について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該林業経営相続人の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

21 税務署長は、第一項の場合において農林水産大臣等の事務（同項の規定の適用を受ける林業経営相続人に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実にを行うため必要があると認めるときは、農林水産大臣等に対し、当該林業経営相続人が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

22 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の六の七 寄託先美術館の設置者と特定美術品の寄託契約を締結し、認定保存活用計画に基づき当該特定美術品を当該寄託先美術館の設置者に寄託していた者から相続又は遺贈により当該特定美術品を取得した寄託相続人が、当該特定美術品の当該寄託先美術館の設置者への寄託を継続する場合には、当該寄託相続人が当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書（以下この条において「相続税の申告書」という。）の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特定美術品で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該寄託相続人の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定美術品 認定保存活用計画に記載された次に掲げるものをいう。
- イ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産
- ロ 文化財保護法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財（建造物であるものを除く）

く。次項第四号及び第六号において「登録有形文化財」という。)のうち世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するもの。

二 寄託契約 特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約で、契約期間その他財務省令で定める事項の記載があるものをいう。

三 認定保存活用計画 次に掲げるものをいう。

イ 文化財保護法第五十三条の二第三項第三号に掲げる事項が記載されている同法第五十三条の六に規定する認定重要文化財保存活用計画

ロ 文化財保護法第六十七条の二第三項第二号に掲げる事項が記載されている同法第六十七条の五に規定する認定登録有形文化財保存活用計画

四 寄託相続人 相続又は遺贈により特定美術品を取得した個人をいう。

五 寄託先美術館 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館又は同法第三十一条規定する指定施設のうち、特定美術品の公開(公衆の観覧に供することをいう。)及び保管を行うものをいう。

六 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。

イ 前項の規定の適用に係る特定美術品の価額を同項の寄託相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該寄託相続人の相続税の額

ロ 前項の規定の適用に係る特定美術品の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の寄託相続人に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該寄託相続人の相続税の額

3 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日(当該各号に定める日から当該二月を経過する

る日までの間に当該寄託相続人が死亡した場合には、当該寄託相続人の相続人(包括受遺者を含む。第十一項において同じ。)が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該寄託相続人が当該特定美術品を譲渡した場合(当該特定美術品をその寄託先美術館の設置者に贈与した場合を除く。) 当該特定美術品の譲渡があつたことについての第十七項の規定による文化庁長官からの通知を当該寄託相続人の納税地の所轄税務署長が受けた日

二 当該特定美術品が滅失(災害(震災、風水害その他の政令で定める災害をいう。第六号及び第十四項において同じ。)による滅失を除く。)をし、又は寄託先美術館において亡失し、若しくは盗み取られた場合(これらの事由が生じたことについての第十七項の規定による文化庁長官からの通知を当該寄託相続人の納税地の所轄税務署長が受けた日)

三 当該特定美術品に係る寄託契約の契約期間が終了をした場合 当該終了の日

四 当該特定美術品に係る認定保存活用計画の文化財保護法第五十三条の二第四項又は第六十七条の二第四項の規定による認定(次号において「認定」という。)が、同法第五十三条の七第一項又は第六十七条の六第一項の規定により取り消された場合(同法第五十九条第一項の規定により登録有形文化財の登録が抹消されたことに伴い取り消された場合として政令で定める場合を除く。) 当該認定が取り消された日

五 当該特定美術品に係る認定保存活用計画の文化財保護法第五十三条の二第二項第三号に掲げる計画期間又は同法第六十七条の二第二項第三号に掲げる計画期間が満了した日から四月を経過する日(次項の規定の適用を受けている場合には、同日と同項の契約期間の終了の日から一年を経過する日とのいずれか遅い日とする。以下この号において同じ。)において当該認定保存活用計画に記載された当該特定美術品について新たな認定を受けていない場合(これらの計画期間が満了した日から四月を経過する日)

六 当該特定美術品について、重要文化財の指定が文化財保護法第二十九条第一項の規定に

より解除された場合又は登録有形文化財の登録が同法第五十九条第二項若しくは第三項の規定により抹消された場合(災害による滅失に基因して解除され、又は抹消された場合を除く。) 当該指定が解除された日又は当該登録が抹消された日

七 寄託先美術館について、博物館法第十一条の登録が同法第十九条第一項の規定により取り消され、若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指定が同条第二項の規定により取り消された場合(これらの事由が生じた日)

4 前項第三号に掲げる場合において、寄託契約の契約期間の終了が寄託先美術館の設置者からの契約の解除又は当該寄託契約の更新を行わないう旨の申出によるものであるときは、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める終了の日から一年以内に新たな寄託先美術館(以下この項において「新寄託先美術館」という。)の設置者との間で寄託契約を締結し、寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前項第三号の寄託契約の契約期間は、終了をしていないものとみなす。

二 当該終了の日から一年を経過する日において、当該新寄託先美術館の設置者との間の寄託契約に基づき当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において前項第三号の寄託契約の契約期間が終了したものとみなす。

三 当該終了の日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

5 第三項第七号に掲げる場合において、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同号に定める日から一年以内に同号の寄託先美術館の設置者に寄託していた特定美術品を新たな寄託先美術館(以下この項において「新寄託先美術館」と

いう。)の設置者に寄託する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第三項第七号の事由は、生じなかつたものとみなす。

二 第三項第七号に定める日から一年を経過する日において、当該承認に係る特定美術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託していない場合には、同日において同号に掲げる場合に該当するものとみなす。

三 第三項第七号に定める日から一年を経過する日までに当該承認に係る特定美術品が当該新寄託先美術館の設置者に寄託された場合には、当該新寄託先美術館の設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は第一項の寄託契約と、当該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみなす。

6 第一項の規定の適用を受けようとする寄託相続人の納税猶予分の相続税額に係る担保の提供については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第五十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより第一項の規定の適用を受けようとする特定美術品を担保として提供することができる。

二 担保として提供しよとする特定美術品には、保険が付されなければならない。

三 第一号の場合には、税務署長は、当該寄託相続人と同号の特定美術品に関する寄託契約を締結している寄託先美術館の設置者に当該特定美術品を保管させることができる。

7 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした特定美術品が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない特定美術品は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする寄託相続人が提出する相続税の申告書に、特定美術品につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該特定美術品の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で

定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人は、同項の相続税の申告書の提出期限の翌日から納税猶予分の相続税額に相当する相続税につき同項、第三項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、第一項の相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して三年を経過する日(以下この条において「届出期限」という。)までに、政令で定めるところにより、引き続き同項の規定の適用を受けた旨を記載した届出書に、寄託先美術館の設置者が発行する財務省令で定める事項を証する書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

10 納税猶予分の相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十三項第二号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

11 第九項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日(当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相続税に係る寄託相続人が死亡した場合には、当該寄託相続人の相続人が当該寄託相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

12 税務署長は、次に掲げる場合には、納税猶予分の相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることが出来る。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

- 一 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合
- 二 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人から提出された第九項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

13 第一項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第三号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納(租税特別措置法第七十条の六の七第一項(特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除)の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

三 第一項の規定による納税の猶予に係る期限(第三項又は前二項の規定による当該期限を含む。)は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合においては、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

四 第三項又は前二項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

五 相続又は遺贈により取得をした財産のうち特定美術品に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該特定美術品の価額は、当該特定美術品の価額に百分の二十を乗じて計算した価額であるものとして、相続税法第三十八条第一項(同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号の規定を適用する。

六 特定美術品について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の六の七第一項(特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除)の規定の適用に係る同条第二項第一号に規定する特定美術品を除く」とする。

14 第一項の規定の適用を受ける寄託相続人が死亡した場合、同項の規定の適用を受ける寄託相続人が特定美術品を寄託している寄託先美術館の設置者に当該特定美術品の贈与をした場合又は同項の規定の適用を受ける特定美術品が災害により滅失した場合(これらの場合に該当することとなつた日以前に第十一項の規定の適用があつた場合又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合及び同日前に第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く。)には、当該特定美術品に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税は、政令で定めるところにより、免除する。

15 第九項の届出書が届出期限までに提出されなかつた場合においても、同項の税務署長が当該届出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十一項の規定の適用については、当該届出書が当該届出期限内に提出されたものとみなす。

16 第一項の規定の適用を受けた寄託相続人は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、納税猶予分の相続税額を基礎とし、当該各号の相続税に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該納税猶予分の相続税額に係る相続税に併せて納付しなければならない。

一 第三項の規定の適用があつた場合 第一項の規定の適用を受ける相続税に係る第三項の規定による納税の猶予に係る期限

二 第十一項の規定の適用があつた場合 同項の規定する相続税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第十二項の規定の適用があつた場合 同項に規定する相続税に係る同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

17 文部科学大臣又は文化庁長官は、第一項の規定の適用を受ける寄託相続人若しくは特定美術品又は同項の寄託先美術館について、第三項の規定により納税の猶予に係る期限とされる同項各号に掲げる場合に該当する事実に関し、法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該特定美術品について当該

事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該寄託相続人の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

18 税務署長は、第一項の場合において文部科学大臣又は文化庁長官の事務(同項の規定の適用を受ける寄託相続人に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。)の処理を適正かつ確実にを行うために必要があると認めるときは、文部科学大臣又は文化庁長官に対し、当該寄託相続人が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することが出来る。

19 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除)

第七十条の六の八 特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者(既にこの項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条及び次条において「贈与者」という。)

が特例事業受贈者にその事業に係る特定事業用資産の全て(当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合には、当該贈与者以外の者が有していた共有持分に係る部分を除く。)の贈与(平成三十一年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間の贈与で、最初のこの項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日その他政令で定める日から一年を経過する日までの贈与に限る。)をした場合には、当該特例事業受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書(相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。)の提出により納付すべきものの額のうち、当該特定事業用資産で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(以下この条及び次条において「特例受贈事業用資産」という。)

に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、当該贈与者(特例受贈事業用資産が当該贈与者の第十四項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用に係るものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る

納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、この項の規定の適用を受けていた者として政令で定めるものに当該特例受贈事業用資産に係る特定事業用資産の贈与をした者。第十四項において同じ。）の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定事業用資産 贈与者（当該贈与者と生計を一にする配偶者その他の親族及びこれらに類するものとして政令で定める者を含む。次号トにおいて同じ。）の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この条及び第七十条の六の十において同じ。）の用に供されていた次に掲げる資産（当該贈与者の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年の前年分の事業所得（所得税法第二十七条第一項に規定する事業所得をいう。以下この条及び第七十条の六の十において同じ。）に係る青色申告書（同法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をい、第二十五条の第二第三項の規定に係るものに限る。次項第四号及び第五号において同じ。）の貸借対照表に計上されられているものに限る。）の区分に応じそれぞれ次に定めるものをいう。
  - イ 宅地等（土地又は土地の上に存する権利をい、財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち政令で定めるものに限る。） 当該宅地等の面積の合計のうち四百平方メートル以下の部分
  - ロ 建物（当該事業の用に供されている建物として政令で定めるものに限る。） 当該建物の床面積の合計のうち八百平方メートル以下の部分
- ハ 減価償却資産（所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をい、ロに掲げるものを除く。） 地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用される自動車その他これらに準ずる減価償却資産で財務省令で定めるもの
- ニ 特例事業受贈者 贈与者から前項の規定の適用に係る贈与により特定事業用資産の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者。
  - イ 当該個人が、当該贈与の日において十八歳以上であること。

ロ 当該個人が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第二条に規定する中小企業者であつて同法第十二条第一項の経済産業大臣（同法第十七条の規定に基づく政令の規定により経済産業大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事）の認定（同項第二号に係るものとして財務省令で定めるものに限る。第二十七項及び第七十条の六の十第二項第二号イにおいて「特例円滑化法認定」という。）を受けていること。

ハ 当該個人が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特定事業用資産に係る事業（当該事業に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に従事していたこと。

ニ 当該個人が、当該贈与の時から当該贈与の日の属する年分の贈与の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合には、その死亡の日。ホにおいて同じ。）まで引き続き当該特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること。

ホ 当該個人が、当該贈与の日の属する年分の贈与の申告書の提出期限において、所得税法第二百二十九条の規定により当該特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び同法第四百四十三条の承認（同法第四百七条の規定により当該承認があつたものとみなされる場合の承認を含む。）を受けていること。

ヘ 当該個人の当該特定事業用資産に係る事業が、当該贈与の時に、資産保有型事業、資産運用型事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと。

ト 当該個人が、贈与者の事業を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

三 納税猶予分の贈与税額 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう。

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の価額（贈与者から当該特例受贈事業用資産の贈与とともに当該特例受贈事業用資産に係る債務を引き受けた場合には、当該特例受贈事業用資産の価額から当該債務の金額を控除した額として政令で定める価額。ロにおいて同じ。）を同項の特例事業受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定により適用される場合を含む。）を適用して計算した金額

ロ 前項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産が相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。第十三項第六号及び第七号において同じ。）の規定の適用を受けるものである場合 当該特例受贈事業用資産の価額を前項の特例事業受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十一の二から第三十一条の十三までの規定（第七十条の三の二の規定を含む。）を適用して計算した金額

四 資産保有型事業 個人の特定事業用資産に係る事業の資産状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの日において、次のイ及びロに掲げる金額の合計額に対するイ及びロに掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上となる事業をいう。

イ その日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

ロ その日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であつて財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）の帳簿価額の合計額

ハ その日以前五年以内において、当該個人と政令で定める特別の関係がある者（以下この条及び第七十条の六の十において「特別関係者」という。）が当該個人から受けた必要経費不算入対価等（特別関係者に対して支払われた対価又は給与の金額であつて当該個人の所得税法第二十七条第二項に規定する事業所得の金額の計算上、必要経

費に算入されないものとして政令で定めるものをいう。以下この条及び第七十条の六の十において同じ。）の合計額

五 資産運用型事業 個人の特定事業用資産に係る事業の資産の運用状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの年における事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十以上となる事業をいう。

3 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者、同項の特例受贈事業用資産又は当該特例受贈事業用資産に係る事業について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該特例事業受贈者が当該事業を廃止した場合又は当該特例事業受贈者について破産手続開始の決定があつた場合 その事業を廃止した日又はその決定があつた日

二 当該事業が資産保有型事業、資産運用型事業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなつた場合 その該当することとなつた日

三 当該特例事業受贈者のその年の当該事業に係る事業所得の総収入金額が零となつた場合 その年の十二月三十一日

四 当該特例受贈事業用資産の全てが当該特例事業受贈者のその年の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されなくなつた場合 その年の十二月三十一日

五 当該特例事業受贈者が所得税法第五十条第一項の規定により同法第四百三十三条の承認を取り消された場合又は同法第五百十一条第一項の規定による青色申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した場合 その承認を取り消された日又はその届出書の提出があつた日

六 当該特例事業受贈者が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合 その届出書の提出があつた日

4 第一項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者の事業の用に供されなくなつた場合（前項各号に掲げる場合及び当該事業の用に供することが困難になつた場合として政令で定める場合を除く。）に



は、納税猶予分の贈与税額（既にこの項の規定の適用があつた場合には、この項の規定の適用があつた特例受贈事業用資産の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条及び次条第一項において「猶予中贈与税額」という。）のうち、当該事業の用に供されなくなつた部分に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該事業の用に供されなくなつた日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

5 前項の場合において、同項の事業の用に供されなくなつた事由が特例受贈事業用資産の譲渡であるときは、当該譲渡があつた日から一年以内当該譲渡の対価の額の全部又は一部をもつて特例受贈者の事業の用に供される資産（第二項第一号イ若しくはロに掲げる資産又は同号ハに定める資産に限る。）を取得する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける前項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る特例受贈事業用資産は、第三号の取得の日まで当該特例受贈者の事業の用に供されてきたものとみなす。

二 当該譲渡があつた日から一年を経過する日において、当該承認に係る譲渡の対価の額の全部又は一部が当該事業の用に供される資産の取得に充てられていない場合には、当該譲渡に係る特例受贈事業用資産のうちその充てられていないものに対応するものとして政令で定める部分は、同日において当該事業の用に供されなくなつたものとみなす。

三 当該譲渡があつた日から一年を経過する日までに当該承認に係る譲渡の対価の額の全部又は一部が当該事業の用に供される資産の取得に充てられた場合には、当該取得をした資産は、第一項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産とみなす。

6 第四項の場合において、同項の事業の用に供されなくなつた事由が特定申告期限（第一項の規定の適用を受ける特例受贈者の最初の同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限のい

ずれか早い日という。第九項及び第十四項第三号において同じ。）の翌日から五年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資による全ての特例受贈事業用資産の移転であるときは、当該特例受贈事業用資産の移転につき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第四項の規定の適用については、当該承認に係る移転はなかつたものと、当該現物出資により取得した株式又は持分は第一項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合）として財務省令で定められたものを含む。）と、それぞれみなす。この場合において、当該承認を受けた後における第三項、第四項、第十四項及び第十六項から第十八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項の規定は、贈与者から贈与により取得をした特定事業用資産に係る事業と同一の事業の用に供される資産について、同項の規定の適用を受けている他の特例受贈者若しくは同項の規定の適用を受けようとする他の特例受贈者又は第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けている他の同条第二項第二号に規定する特例事業相続人等がある場合には、当該特定事業用資産については、適用しない。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例事業受贈者のその贈与者から贈与により取得をした事業の用に供される資産に係る贈与税の申告書に、当該資産の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該資産の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

9 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者は、同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に特例贈与報告基準日（特定申告期限の翌日から三年を経過する日）の日をいう。）が存する場合に、届出期限（当該特例贈与報告基準日）の翌日から三月を経過する日という。次項、第十一項及び第十五項において同じ。）

までに、政令で定めるところにより引き続き第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例受贈事業用資産に係る事業に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

10 猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十三項第三号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

11 第九項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中贈与税額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

12 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に抵触しない場合

二 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者から提出された第九項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

三 特例事業受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を第四号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第二十一項の規定による通知（第十六項又は第十七項に係るものに限る。）により過誤

納となつた額に相当する贈与税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を発した日又は第十六項若しくは第十七項の規定による申請の期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の六の八第一項（個人の事業用資産）についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）」とする。

四 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第二項、第四項又は前二項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

五 第十六項又は第十七項の申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に係るこれらの規定に規定する免除申請贈与税額に相当する贈与税は、国税徴収法第八十二項第一項の規定の適用については、第二十一項の規定による通知を発する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。

六 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が次項又は第十六項から第十八項までの規定により猶予中贈与税額の全部又は一部の免除を受けた場合において、第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産（相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに限る。）の贈与者の相続が開始したときは、当該特例受贈事業用資産のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分については、同法第二十一条の十四から第二十一条の十六までの規定は、適用しない。

七 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が次項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与（相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける特例受贈事業用資産に係る贈与に限る。以下この号において「第二贈与」という。）であり、かつ、当該特例受贈事業用資産が第二贈与者（当該第二贈与をした者をいう。以下この号において同じ。）が第一贈与者（第二贈与前に第二贈与者に当該

特例受贈事業用資産の贈与をした者をいう。）から贈与により取得をしたものである場合には、当該第二贈与者が死亡したときにおける当該特例事業受贈者が当該第二贈与により取得をした当該特例受贈事業用資産については、同法第二十一条の十四から第二十一条の十六までの規定は、適用しない。

八 第三項、第四項又は前二項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

14 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者又は当該特例事業受贈者に係る贈与者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く。）には、当該各号に定める贈与税を免除する。この場合において、当該特例事業受贈者又は当該特例事業受贈者の相続人（包括受遺者を含む。第二十六項において同じ。）は、その該当することとなつた日から同日（第三号に掲げる場合）に該当することとなつた場合にあつては、同号の特例受贈事業用資産の贈与を受けた者が当該特例受贈事業用資産について第一項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日（以後六月を経過する日（次項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなればならない。

一 当該贈与者の死亡の時以前に当該特例事業受贈者が死亡した場合 猶予中贈与税額に相当する贈与税

二 当該贈与者が死亡した場合 猶予中贈与税額のうち、当該贈与者が贈与をした特例受贈事業用資産に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税

三 特定申告期限の翌日から五年を経過する日以後に、当該特例事業受贈者が第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の全てにつき同項の規定の適用に係る贈与をした場合 猶予中贈与税額に相当する贈与税

四 当該特例事業受贈者がその有する当該特例受贈事業用資産に係る事業を継続することができなくなつた場合（当該事業を継続するこ

とができなくなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。） 猶予中贈与税額に相当する贈与税

15 第九項又は前項の届出書が届出期限又は免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところによりこれらの届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十一項又は前項の規定の適用については、これらの届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

16 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く。）において、当該特例事業受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日までに、当該免除を受けた旨、当該免除を受けようとする贈与税に相当する金額（第二十二項において「免除申請贈与税額」という。）及びその計算の明細書その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出しなればならない。

一 当該特例事業受贈者が第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の全てについて、当該特例事業受贈者の特別関係者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して譲渡若しくは贈与（以下この号及び次項第一号において「譲渡等」という。）をした場合又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生計画（同法第九十六条第四号に規定する住宅資金特別条項を定めた再生計画並びに同法第二百二十一条第一項に規定する小規模個人再生及び同法第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等再生に係る再生計画を除く。以下この号、第十八項及び第二十項において同じ。）の認可の決定に基づき当該再生計画（当該決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるものをいう。第十八項及

び第二十項において同じ。）を遂行するために譲渡等をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中贈与税額に満たないとき 当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該譲渡等があつた時における当該譲渡等をした特例受贈事業用資産の時価に相当する金額（その金額が当該譲渡等をした特例受贈事業用資産の譲渡等の対価の額より低い金額である場合には、当該譲渡等の対価の額）

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特例事業受贈者の特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた必要経費不算入対価等の合計額

二 当該特例事業受贈者について破産手続開始の決定があつた場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該破産手続開始の決定の直前における猶予中贈与税額

ロ 当該破産手続開始の決定があつた日以前五年以内において、当該特例事業受贈者の特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた必要経費不算入対価等の合計額

17 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合（当該特例事業受贈者の特例受贈事業用資産に係る事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合に限るものとし、その該当することとなつた日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く。）において、当該特例事業受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日までに、当該免除を受けた旨、当該免除を受けようとする贈与税に相当する金額（第二十二項において「免除申請贈与税額」という。）及びその計算の明細書その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出しなればならない。

一 当該特例事業受贈者が当該特例事業受贈者の特別関係者以外の者に対して当該特例受贈

事業用資産の全ての譲渡等をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中贈与税額に満たないとき 当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該譲渡等の対価の額（その額が当該譲渡等をした時における当該譲渡等をした当該特例受贈事業用資産の時価に相当する金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特例事業受贈者の特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた必要経費不算入対価等の合計額

二 当該特例受贈事業用資産に係る事業の廃止をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該廃止の直前における猶予中贈与税額に満たないとき 当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該廃止の直前における当該特例受贈事業用資産の時価に相当する金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額

ロ 当該廃止の日以前五年以内において、当該特例事業受贈者の特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた必要経費不算入対価等の合計額

18 第一項の特例事業受贈者について民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において、当該特例事業受贈者の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二項までにおいて「認可決定日」という。）以後第二十一項の規定による通知が発せられた日）に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合は除くものとし、再生計画を履行している特

例事業受贈者にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中贈与税額をもつて特例受贈事業用資産に係る猶予中贈与税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知が発せられた日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中贈与税額から次に掲げる金額の合計額を控除して「再計算免除贈与税」という。）については、免除する。

19 前項の「再計算猶予中贈与税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産（猶予中贈与税額に対応する部分に限る。）の認可決定日における価額を同項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額をいう。

20 第十八項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例事業受贈者が、認可決定日から二月を経過する日までに、同項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中贈与税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第十八項に規定する認可の決定があつた再生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

21 税務署長は、第十六項、第十七項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、第十六項各号若しくは第十七項各号に掲げる場合の区分に応じこれらの各号に定める贈与税若しくは再計算免除贈与税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請の期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした贈与税の額若しくは当該再計算免除贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例事業受贈者に通知するものとする。

22 税務署長は、第十六項又は第十七項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があるとき、これらの申請書に係る納期限（第二十五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日をいう。）又はこれらの申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間、これらの申請に係る免除申請贈与税額に相当する贈与税の徴収を猶予することができる。

23 税務署長は、特例事業受贈者が第十六項第一号又は第十七項第一号若しくは第二号の規定の適用を受ける場合において、当該特例事業受贈者が適正な時価を算定できないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第二十五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた贈与税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第二十一項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間に対応する部分の金額を免除することができる。	24 第二十項から前項までに定めるもののほか、第十六項から第十八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。	25 第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例事業受贈者が同項の規定の適用を受けるために提出する贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税に併せて納付しなければならない。
--	--	---

一 第三項の規定の適用があつた場合（第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中贈与税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限	同項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する
二 第四項の規定の適用があつた場合（第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定による納税の猶予に係る期限	同項の規定による納税の猶予に係る期限	同項の規定による納税の猶予に係る期限

26 第三項、第四項、第十一項若しくは第十八項に規定する納税の猶予に係る期限、第十六項、第十七項若しくは第二十項に規定する申請書の提出期限、第二十二項に規定する納期限又は前項に規定する利子税（同項の表の第五号又は第六号に係るものに限る。）の計算の基礎となる期間の終期までにこれらの規定に規定する特例事業受贈者が死亡した場合に、これらの規定

27 経済産業大臣又は経済産業局長（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十七条の規定に基づく政令の規定により特例円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合には、当該都道府県知事。次項並びに第七十條の六の十、第二十八項及び第二十九項において同じ。）は、第一項の規定の適用を受ける特例事業受贈者、同項の特例受贈事業用資産又は当該特例受贈事業用資産に係る事業について、第三項又は第四項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該事業について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該特例事業受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

28 税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける特例事業受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は経済産業局長に対し、当該特例事業受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

29 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）

第七十條の六の九 前条第一項の規定の適用を受ける同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した場合（その死亡の日前に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同条第三項、第四項、第十一項又は第十二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合並びにその死亡の時以前に当該特例事業受贈者が死亡した場合及び同条第十四項第四号

に掲げる場合に該当した場合を除く。）には、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該特例事業受贈者が当該贈与者から相続（当該特例事業受贈者が当該贈与者の相続人以外の場合には、遺贈）により同条第一項の規定の適用に係る特例受贈事業用資産（同条第五項第三号又は第六項の規定により特例受贈事業用資産とみなされたものを含む、猶予中贈与税額に対応する部分に限る。）の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例受贈事業用資産の価額については、当該贈与者から同条第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈事業用資産の当該贈与の時（同条第十八項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（同条第二項第三号イの特例受贈事業用資産の価額をいう。）を基礎として計算するものとする。

2 前条第一項の規定の適用を受ける同条第二項第二号に規定する特例事業受贈者の同条第一項の規定の適用に係る贈与が当該特例事業受贈者に係る贈与者の同条第十四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与である場合における前項の規定の適用については、同項中「係る贈与者」とあるのは「係る前の贈与者（同条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に同項の特定事業用資産の贈与をした者をいう。）」と、「当該贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と、「贈与により取得」とあるのは「前の贈与（同項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に対する当該特定事業用資産の贈与をいう。）」により当該政令で定める者が取得」と、「当該贈与の」とあるのは「当該前の贈与の」とする。

3 第一項前段に規定する特例受贈事業用資産について同項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十一条第二項（同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十一条第二項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の六の九第一項（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみな

される同条第一項に規定する特例受贈事業用資産を除く」とする。

（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の六の十 特定事業用資産を有していた個人として政令で定める者（以下この条において「被相続人」という。）から相続又は遺贈によりその事業に係る特定事業用資産の全て（当該特定事業用資産の全部又は一部が数人の共有に属する場合には、当該被相続人以外の者が有していた共有持分に係る部分を除く。）の取得（平成三十一年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間の取得で、最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日その他政令で定める日から一年を経過する日までの相続又は遺贈による取得に限る。）をした特例事業相続人等が、当該相続に係る相続税の申告書（相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特定事業用資産で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けている旨の記載があるもの（以下この条において「特例事業用資産」という。）に係る相続税額を、当該相続税の申告書の提出期限までに当該相続税額に相当する担保を提供した場合に限る。同法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例事業相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定事業用資産 被相続人（当該被相続人と生計を一にする配偶者その他の親族及びこれらに類するものとして政令で定める者を含む。次号ト及び第七項において同じ。）の事業の用に供されてきた次に掲げる資産（当該被相続人の前項の規定の適用に係る相続の開始の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書（所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいい、第二十五条の二第三項の規定の適用に係るものに限る。次項第四号及び第五号において同じ。）の貸借対照表に計上されされているものに限る。）の区分に応じそれぞれ次に定めるものをいう。

イ 宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいい、財務省令で定める建物又は構築物

の敷地の用に供されているもののうち政令で定めるものに限る。イにおいて同じ。）

ロ 当該宅地等の面積の合計のうち四百平方メートル（当該被相続人から相続又は遺贈により取得をした宅地等について、第六十九条の四第一項の規定の適用を受ける者がいる場合には、同項に規定する小規模宅地等に相当する面積として政令で定めるところにより計算した面積を四百平方メートルから控除した面積）以下の部分

ハ 建物（当該事業の用に供されている建物として政令で定めるものに限る。）第七十条の六の八第二項第一号ロに定める資産

ニ 減価償却資産（所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいい、ロに掲げるものを除く。）第七十条の六の八第二項第一号ハに定める資産

ト 特例事業相続人等 被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特定事業用資産の取得をした個人で、次に掲げる要件（当該被相続人が六十歳未満で死亡した場合に、ロに掲げる要件を除く。）の全てを満たす者をいう。

イ 当該個人が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であつて特例円滑化法認定を受けていること。

ロ 当該個人が、当該相続の開始の直前に当該特定事業用資産に係る事業（当該事業に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に従事していたこと。

ハ 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合に、その死亡の日。ニにおいて同じ。）までの間に当該特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、当該提出期限まで引き続き当該特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していること。

ニ 当該個人が、当該相続に係る相続税の申告書の提出期限において、所得税法第二百二十九条の規定により当該特定事業用資産に係る事業について開業の届出書を提出していること及び同法第四百三十三条の承認（同法第四百七十七条の規定により当該承認があつたものとみなされる場合の承認を含む。）を受けていること又は当該承認を受ける見込みであること。

ホ 当該個人の当該特定事業用資産に係る事業が、当該相続の開始の時において、資産保有型事業、資産運用型事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれにも該当しないこと。

ヘ 当該個人に係る被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した者が、第六十九条の四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等について同条第一項の規定の適用を受けていないこと。

ト 当該個人が、被相続人の事業を確実に承継するものと認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

三 納税猶予分の相続税額 前項の規定の適用に係る特例事業用資産の価額を同項の特例事業相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該特例事業相続人等の相続税の額をいう。

四 資産保有型事業 第七十条の六の八第二項第四号に定める事業をいう。

五 資産運用型事業 第七十条の六の八第二項第五号に定める事業をいう。

第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等、同項の特例事業用資産又は当該特例事業用資産に係る事業について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該特例事業相続人等が当該事業を廃止した場合又は当該特例事業相続人等について破産手続開始の決定があつた場合 その事業を廃止した日又はその決定があつた日

二 当該事業が資産保有型事業、資産運用型事業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなつた場合 その該当することとなつた日

三 当該特例事業相続人等のその年の当該事業に係る事業所得の総収入金額が零となつた場合 その年の十二月三十一日

四 当該特例事業用資産の全てが当該特例事業相続人等のその年の事業所得に係る青色申告

書の貸借対照表に計上されなくなつた場合  
その年の十二月三十一日

五 当該特例事業相続人等が所得税法第五十  
一条第一項の規定により同法第四十三條の承  
認を取り消された場合又は同法第五十一條  
第一項の規定による青色申告書の提出をやめ  
る旨の届出書を提出した場合、その承認が取  
り消された日又はその届出書の提出があつ  
た日

六 当該特例事業相続人等が第一項の規定の適  
用を受けることをやめる旨を記載した届出書  
を納税地の所轄税務署長に提出した場合、そ  
の届出書の提出があつた日

七 当該特例事業相続人等が前項第二号二の承  
認を受ける見込みであることにより第一項の  
規定の適用を受けた場合において、所得税法  
第四十五條の規定により当該承認の申請が  
却下されたとき、その申請が却下された日

八 第一項の規定の適用を受ける特例事業用資産  
の全部又は一部が特例事業相続人等の事業の用  
に供されなくなつた場合（前項各号に掲げる場  
合及び当該事業の用に供することが困難になつ  
た場合として政令で定める場合を除く。）には、  
納税猶予分の相続税額（既にこの項の規定の適  
用があつた場合には、この項の規定の適用があ  
つた特例事業用資産の価額に対応するものとし  
て政令で定めるところにより計算した金額を除  
く。以下この条において「猶予中相続税額」と  
いう。）のうち、当該事業の用に供されなくな  
つた部分に対応する部分の額として政令で定め  
るところにより計算した金額に相当する相続税  
については、第一項の規定にかかわらず、当該  
事業の用に供されなくなつた日から二月を経過  
する日をもつて同項の規定による納税の猶予に  
係る期限とする。

九 前項の場合において、同項の事業の用に供さ  
れなくなつた事由が特例事業用資産の譲渡であ  
るときは、当該譲渡があつた日から一年以内に  
当該譲渡の対価の額の全部又は一部をもつて特  
例事業相続人等の事業の用に供される資産（第  
二項第一号イ若しくはロに掲げる資産又は同号  
ハに定める資産に限る。）を取得する見込みで  
あることにつき、政令で定めるところにより、  
納税地の所轄税務署長の承認を受けたときに  
おける前項の規定の適用については、次に定め  
るところによる。

一 当該承認に係る特例事業用資産は、第三号  
の取得の日まで当該特例事業相続人等の事業  
の用に供されていたものとみなす。

二 当該譲渡があつた日から一年を経過する日  
において、当該承認に係る譲渡の対価の額の  
全部又は一部が当該事業の用に供される資産  
の取得に充てられていない場合には、当該譲  
渡に係る特例事業用資産のうちその充てられ  
ていないものに対応するものとして政令で定  
める部分は、同日において当該事業の用に供  
されなくなつたものとみなす。

三 当該譲渡があつた日から一年を経過する日  
までに当該承認に係る譲渡の対価の額の全部  
又は一部が当該事業の用に供される資産の取  
得に充てられた場合には、当該取得をした資  
産は、第一項の規定の適用を受ける特例事業  
用資産とみなす。

四 第四項の場合において、同項の事業の用に供  
されなくなつた事由が特定申告期限（第一項の  
規定の適用を受ける特例事業相続人等の最初  
の届出書の提出期限又は最初の第七十條の六の八第  
一項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出  
期限）に規定する贈与税の申告書の提出期限  
いづれか早い日を用いる。第十項及び第十五項第  
二号において同じ。）の翌日から五年を経過す  
る日後の会社の設立に伴う現物出資による全  
ての特例事業用資産の移転であるときは、当該特  
例事業用資産の移転につき、政令で定めると  
ころにより、納税地の所轄税務署長の承認を受  
けたときにおける第四項の規定の適用について  
は、当該承認に係る移転はなかつたものと、当  
該現物出資により取得した株式又は持分は第一  
項の規定の適用を受ける特例事業用資産（合併  
により当該会社が消滅した場合その他の財務省  
令で定める場合には、当該会社の株式又は持分  
に相当するものとして財務省令で定めるもの  
を含む。）と、それぞれみなす。この場合にお  
いて、当該承認を受けた後における第三項、第四  
項、第十五項及び第十七項から第十九項までの  
規定の適用に關し必要な事項は、政令で定め  
る。

一 第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期  
限までに、当該相続又は遺贈により取得をした  
被相続人の事業の用に供されていた資産の全部  
又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつて  
まだ分割されていない場合における同項の規定  
の適用については、その分割されていない資産  
は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を  
受ける旨の記載をすることができないものとし  
る。

二 第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈  
により取得をした特定事業用資産に係る事業と  
同一の事業の用に供される資産について、同項  
の規定の適用を受けている他の特例事業相続人  
等若しくは同項の規定の適用を受けようとする  
他の特例事業相続人等又は第七十條の六の八第  
一項の規定の適用を受けている他の同条第二項  
第二号に規定する特例事業受贈者がいる場合に  
は、当該特定事業用資産については、適用しな  
い。

三 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けよ  
うとする特例事業相続人等のその被相続人から  
相続又は遺贈により取得をした事業の用に供さ  
れる資産に係る相続税の申告書に、当該資産の  
全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受  
けようとする旨の記載がない場合又は当該資産  
の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に關す  
る明細その他財務省令で定める事項を記載した  
書類の添付がない場合には、適用しない。

四 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人  
等は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出  
期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続  
税の全部につき同項、第三項、第四項、第十二  
項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る  
期限が確定する日までの間に特例相続報告基準  
日（特定申告期限の翌日から三年を経過するこ  
との日を用いる。）が存する場合に、届出期限  
（当該特例相続報告基準日の翌日から三月を経  
過する日を用いる。次項、第十二項及び第十六  
項において同じ。）までに、政令で定めるところ  
により引き続き第一項の規定の適用を受けた  
旨及び同項の特例事業用資産に係る事業に關  
する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務  
署長に提出しなければならぬ。

五 猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該  
相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的と  
する国の権利の時効については、第十四項第三  
号の規定により読み替えて適用される国税通則  
法第七十三條第四項の規定の適用がある場合を  
除き、前項の届出書の提出があつた時から当該  
届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届  
出期限の翌日から新たにその進行を始めるもの  
とする。

六 第十項の届出書が届出期限までに納税地の所  
轄税務署長に提出されない場合には、当該届出  
期限における猶予中相続税額に相当する相続税  
については、第一項の規定にかかわらず、当該

届出期限の翌日から二月を経過する日をもつて  
同項の規定による納税の猶予に係る期限とす  
る。

七 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中  
相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定  
による納税の猶予に係る期限を繰り上げることが  
できる。この場合においては、国税通則法第四  
十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続  
人等が同項に規定する担保について国税通則  
法第五十一條第一項の規定による命令に応じ  
ない場合

二 第一項の規定の適用を受ける特例事業相続  
人等から提出された第十項の届出書に記載さ  
れた事項と相違する事実が判明した場合

三 特例事業相続人等が第一項の規定の適用を受  
けようとする場合又は同項の規定による納税の  
猶予がされた場合における国税通則法、国税徴  
収法及び相続税法の規定の適用については、次  
に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における  
相続税に係る延滞税については、その相続税  
の額のうち納税猶予分の相続税額とその他の  
ものとの区分し、更に当該納税猶予分の相続  
税額を第四号に規定する納税の猶予に係る期  
限が異なるものごとに区分して、それぞれの  
税額ごとに国税通則法の延滞税に關する規定  
を適用する。

二 第二十二項の規定による通知（第十七項又  
は第十八項に係るものに限る。）により過誤  
納となつた額に相当する相続税の国税通則法  
第五十六條から第五十八條までの規定の適用  
については、当該通知を發した日又は第十七  
項若しくは第十八項の規定による申請の期限  
から六月を経過する日がいずれか早い日に過  
誤納があつたものとみなす。

三 第一項の規定による納税の猶予を受けた相  
続税については、国税通則法第六十四條第一  
項及び第七十三條第四項中「延納」とあるの  
は、「延納（租税特別措置法第七十條の六の  
十第一項（個人の事業用資産についての相続  
税の納税猶予及び免除）の規定による納税の  
猶予を含む。）とする。

四 第三項、第四項又は前二項の規定による当  
該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴  
収法中法定納期限又は納期限に關する規定を

第一項の規定による納税の猶予に係る期限とす  
る。

第二項、第三項、第四項又は前二項の規定による  
当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴  
収法中法定納期限又は納期限に關する規定を

第一項の規定による納税の猶予に係る期限とす  
る。

第二項、第三項、第四項又は前二項の規定による  
当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴  
収法中法定納期限又は納期限に關する規定を

第一項の規定による納税の猶予に係る期限とす  
る。

第二項、第三項、第四項又は前二項の規定による  
当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴  
収法中法定納期限又は納期限に關する規定を

第一項の規定による納税の猶予に係る期限とす  
る。

第二項、第三項、第四項又は前二項の規定による  
当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴  
収法中法定納期限又は納期限に關する規定を

第一項の規定による納税の猶予に係る期限とす  
る。

第二項、第三項、第四項又は前二項の規定による  
当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴  
収法中法定納期限又は納期限に關する規定を

第一項の規定による納税の猶予に係る期限とす  
る。

第二項、第三項、第四項又は前二項の規定による  
当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴  
収法中法定納期限又は納期限に關する規定を

適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

五 第十七項又は第十八項の申請書の提出があった場合において、これらの申請書に係るこれらの規定に規定する免除申請相続税額に相当する相続税は、国税徴収法第八十二条第一項の規定の適用については、第二十二項の規定による通知を発する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。

六 第三項、第四項又は前二項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

七 相続又は遺贈により取得をした財産のうち、特別事業用資産に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該特別事業用資産の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号の規定を適用する。

八 特別事業用資産について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第七十条の六の十第一項（個人の事業用資産）についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用に係る同項に規定する特別事業用資産を除く」とする。

15 第一項の規定の適用を受ける特別事業相続人等が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く。）には、猶予中相続税額に相当する相続税を免除する。この場合において、当該特別事業相続人等又は当該特別事業相続人等の相続人（包括受遺者を含む。第二十七項において同じ。）は、その該当することとなつた日から同日（第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、同号の特別事業用資産の贈与を受けた者が当該特別事業用資産について第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書を提出した日）以後

六月を経過する日（次項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

一 当該特別事業相続人等が死亡した場合  
二 特定申告期限の翌日から五年を経過する日後に、当該特別事業相続人等が第一項の規定の適用に係る特別事業用資産の全てにつき第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る贈与をした場合  
三 当該特別事業相続人等がその有する当該特別事業用資産に係る事業を継続することができなくなつた場合（当該事業を継続することができなくなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限り。）

16 第十項又は前項の届出書が届出期限又は免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、政令で定めるところによりこれらの届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十二項又は前項の規定の適用については、これらの届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

17 第一項の規定の適用を受ける特別事業相続人等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く。）において、当該特別事業相続人等又は、当該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日までに、当該免除を受けたい旨、当該免除を受けようとする相続税に相当する金額（第二十三項において「免除申請相続税額」という。）及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限り。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特別事業相続人等が第一項の規定の適用に係る特別事業用資産の全てについて、当該特別事業相続人等の特別関係者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して譲渡若しくは贈与（以下この号及び次項

第一号において「譲渡等」という。）をした場合又は民事再生法の規定による再生計画（同法第九十六条第四号に規定する住宅資金特別条項を定めた再生計画並びに同法第二百一十一条第一項に規定する小規模個人再生及び同法第二百三十九条第一項に規定する給与所得者等再生に係る再生計画を除く。以下この号、第十九項及び第二十一項において同じ。）の認可の決定に基づき当該再生計画（当該決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるものをい）を遂行するために譲渡等をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額に満たないと

き、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税  
イ 当該譲渡等があつた時における当該譲渡等をした特別事業用資産の時価に相当する金額（その金額が当該譲渡等をした特別事業用資産の譲渡等の対価の額より低い金額である場合には、当該譲渡等の対価の額）  
ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特別事業相続人等の特別関係者が当該特別事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

18 第一項の規定の適用を受ける特別事業相続人等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合（当該特別事業相続人等の特別事業用資産に係る事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合に限り）とし、その該当することとなつた日前に猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除く。）において、当該特別事業相続人等は、当

19 第一項の特別事業相続人等について民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があつた

該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日までに、当該免除を受けたい旨、当該免除を受けようとする相続税に相当する金額（第二十三項において「免除申請相続税額」という。）及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限り。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 当該特別事業相続人等が当該特別事業相続人等の特別関係者以外の者に対して当該特別事業用資産の全ての譲渡等をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額に満たないと  
き 当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税  
イ 当該譲渡等の対価の額（その額が当該譲渡等をした時における当該譲渡等をした当該特別事業用資産の時価に相当する金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特別事業用資産の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額  
ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特別事業相続人等の特別関係者が当該特別事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

二 当該特別事業用資産に係る事業の廃止をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該廃止の直前における猶予中相続税額に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税  
イ 当該廃止の直前における当該特別事業用資産の時価に相当する金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特別事業用資産の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額  
ロ 当該廃止の日以前五年以内において、当該特別事業相続人等の特別関係者が当該特別事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

19 第一項の特別事業相続人等について民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があつた

該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日までに、当該免除を受けたい旨、当該免除を受けようとする相続税に相当する金額（第二十三項において「免除申請相続税額」という。）及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類として財務省令で定める書類を添付したものに限り。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において、当該特例事業相続人等の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十一項までにおいて「認可決定日」という。）以後第二十二項の規定による通知が発せられた日）に猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき第三項、第四項、第十二項又は第十三項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合を除くものとし、再生計画を履行している特例事業相続人等にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中相続税額をもつて特例事業用資産に係る猶予中相続税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知が発せられた日から二月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中相続税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する相続税（第二十二項において「再計算免除相続税」という。）については、免除する。

一 当該再計算猶予中相続税額  
二 認可決定日以前五年以内において、当該特例事業相続人等の特別関係者が当該特例事業相続人等から受けた必要経費不算入対価等の合計額

前項の「再計算猶予中相続税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例事業用資産（猶予中相続税額に対応する部分に限る。）の認可決定日における価額を同項の規定の適用に係る相続により取得をした特例事業用資産の当該相続の開始の時に算入した金額とみなして、第二項第三号の規定により計算した金額をいう。

第十九項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例事業相続人等が、認可決定日から二月を経過する日までに、同項の規定の適用を受けた旨、前項に規定する再計算猶予中相続税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第十九項に規定する認可の決定があつた再生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

税務署長は、第十七項、第十八項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、第十七項各号若しくは第十八項各号に掲げる場合の区分に応じこれらの各号に定める相続税若しくは再計算免除相続税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相続税の額若しくは当該再計算免除相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書に提出した特例事業相続人等に通知するものとする。

税務署長は、第十七項又は第十八項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があるときは、これらの申請書に係る納期限（第二十六項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日をいう。）又はこれらの申請書の提出があつた日のいずれか遅い日から前項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間、これらの申請に係る免除申請相続税額に相当する相続税の徴収を猶予することができる。

税務署長は、特例事業相続人等が第十七項第一号又は第十八項第一号若しくは第二号の規定の適用を受ける場合において、当該特例事業相続人等が適正な時価を算定できないことについてやむを得ない理由があるとき、第二十六項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた相続税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第二十二項の規定による通知を発した日の翌日以後一月を経過する日までの間に対応する部分の金額を免除することができる。

第二十一項から前項までに定めるもののほか、第十七項から第十九項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例事業相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税に併せて納付しなければならない。

一 第三項の規定の適用があつた場合（第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
二 第四項の規定の適用があつた場合（第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
三 第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
四 第十三項の規定の適用があつた場合	同項の規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額	同項の規定による繰り上げられた納税の猶予に係る期限
五 第十七項第一号又は第二号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額は同項第二号イ及びロに掲げる金額	これらの号に掲げる場合に該当することとなる日から二月を経過する日
六 第十八項第一号又は第二号の規定の適用があつた場合（第四号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号に掲げる場合に該当することとなる日から二月を経過する日
七 第十九項の規定の適用があつた場合（第四号の上欄に掲げる金額	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第三項、第四項、第十二項若しくは第十九項に規定する納税の猶予に係る期限、第十七項、第十八項若しくは第二十一項に規定する申請書の提出期限、第二十三項に規定する納期限又は前項に規定する利子税（同項の表の第五号又は第六号に係るものに限る。）の計算の基礎となる期間の終期までにこれらの規定に規定する特例事業相続人等が死亡した場合には、これらの規定に規定する納税の猶予に係る期限、申請書の提出期限、納期限又は利子税の計算の基礎となる期間の終期は、これらの規定にかかわらず、それぞれ、これらの特例事業相続人等の相続人が当該特例事業相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日とする。

経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等、同項の特例事業用資産又は当該特例事業用資産に係る事業について、第三項又は第四項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る報告に関し、法令の規定に基づき認定、確認、事実の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該事業について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該特例事業相続人等の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける特例事業相続人等に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は経済産業局長に対し、当該特例事業相続人等が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとなされた同条第一項に規定する特例受贈事業用資産について第一項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「平成三十一年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間の取得で、最初のこの項の規定の適用に係る

欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）

予に係る期限

一 第三項の規定の適用があつた場合（第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
二 第四項の規定の適用があつた場合（第四号から第六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
三 第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
四 第十三項の規定の適用があつた場合	同項の規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中相続税額	同項の規定による繰り上げられた納税の猶予に係る期限
五 第十七項第一号又は第二号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額は同項第二号イ及びロに掲げる金額	これらの号に掲げる場合に該当することとなる日から二月を経過する日
六 第十八項第一号又は第二号の規定の適用があつた場合（第四号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号に掲げる場合に該当することとなる日から二月を経過する日
七 第十九項の規定の適用があつた場合（第四号の上欄に掲げる金額	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）

予に係る期限

相続又は遺贈による取得及び当該取得の日その他政令で定める日から一年を経過する日までの相続又は遺贈による取得に限り」とあるのは、「前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる場合の当該取得を含む。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ」とし、当該特例受贈事業用資産は特定事業用資産とみなす。

31 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等）

**第七十条の七 認定贈与承継会社の非上場株式等**

（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）を有していた個人として政令で定める者（当該認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条、第七十条の七の三及び第七十条の七の四において「贈与者」という。）が経営承継受贈者に当該認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与（経営贈与承継期間の末日までに贈与税の申告書（相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書という。以下この条において同じ。）の提出期限（第六十九条の八第三項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が到来する贈与に限る。）をした場合において、当該贈与が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与であるときは、当該経営承継受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額のうち、当該非上場株式等で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該贈与の時における当該認定贈与承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。第一号において同じ。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。以下この条、第七十条の七の三及び第七十条の七の四において「対象受贈非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書

2

の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十二条の規定にかかわらず、当該贈与者（対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該贈与者の第十五項（第三号に係る部分に限り、第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合における当該対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、この項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者。次項第六号、第三項第二号及び第十五項において同じ。）の死亡の日まで、その納税を猶予する。

一 当該贈与の直前において、当該贈与者が有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が、当該認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二から当該経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合 当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該贈与者が当該贈与の直前において有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の全ての贈与の条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定贈与承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合）は、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規定の適用に係る贈与の時において、次に掲げる要件の全てを満たすものを用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。
- ハ 当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等及び特別関係会社（当該特

定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係をする会社として政令で定める会社（二及び次項第十六号において「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

二 当該会社及び特定特別関係会社が、風俗営業会社（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいう。次項第十六号において同じ。）に該当しないこと。

ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に会社が他の法人の有する自己の株式等を除く。）の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式等を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係（第五号イ、次条及び第七十条の七の四第二項において「支配関係」という。）がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二 非上場株式等 次に掲げる株式等をいう。

イ 当該株式に係る会社の株式の全てが金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていないことその他財務省令で定める要件を満たす株式

ロ 合名会社、合資会社又は合同会社の出資のうち財務省令で定める要件を満たすもの

三 経営承継受贈者 贈与者から前項の規定の適用に係る贈与により認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者（その者が二以上ある場合には、当該認定贈与承継会社が定めた一人に限る。）をいう。

イ 当該個人が、当該贈与の日において十八歳以上であること。

ロ 当該個人が、当該贈与の時において、当該認定贈与承継会社の代表権（制限が加え

- られた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。）を有していること。
- ハ 当該贈与の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員）の議決権の数をいう。次項、次条及び第七十条の七の四において同じ。）の百分の五十を超える数であること。
- 二 当該贈与の時において、当該個人が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
- ホ 当該個人が、当該贈与の時から当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（当該提出期限前日に当該個人が死亡した場合）には、その死亡の日）まで引き続き当該贈与により取得をした当該認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の全てを有していること。
- ヘ 当該個人が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該認定贈与承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。
- ト 当該個人が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。
- 四 円滑化法認定 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項（同項第一号に係るものとして財務省令で定めるものに限る。）の経済産業大臣（同法第十七条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合）にあつては、当該都道府県知事）の認定をいう。
- 五 納税猶予分の贈与税額 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう。

- イ 当該個人が、当該贈与の日において十八歳以上であること。
- ロ 当該個人が、当該贈与の時において、当該認定贈与承継会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。以下この条、次条及び第七十条の七の四において同じ。）を有していること。
- ハ 当該贈与の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総社員）の議決権の数をいう。次項、次条及び第七十条の七の四において同じ。）の百分の五十を超える数であること。
- 二 当該贈与の時において、当該個人が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。
- ホ 当該個人が、当該贈与の時から当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（当該提出期限前日に当該個人が死亡した場合）には、その死亡の日）まで引き続き当該贈与により取得をした当該認定贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の全てを有していること。
- ヘ 当該個人が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該認定贈与承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。
- ト 当該個人が、当該認定贈与承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。
- 四 円滑化法認定 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項（同項第一号に係るものとして財務省令で定めるものに限る。）の経済産業大臣（同法第十七条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合）にあつては、当該都道府県知事）の認定をいう。
- 五 納税猶予分の贈与税額 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう。



イ ロに掲げる場合以外の場合 前項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等の価額(当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人(イにおいて「認定贈与承継会社等」という。))が会社法第二条第二号に規定する外国会社(当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。))その他政令で定める法人の株式等(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。イにおいて同じ。))を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。))を前項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定(第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。))を適用して計算した金額

ロ 前項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項(第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項(第七十条の二の八において準用する場合を含む。))又は第七十条の三第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けるものである場合 当該対象受贈非上場株式等の価額を前項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十一の二から第二十一条の十三までの規定(第七十条の三の二の規定を含む。))を適用して計算した金額

六 経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ 当該経営承継受贈者の最初の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ 当該経営承継受贈者の最初の次条第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

イ 経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限(経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日(第九項において「第一種贈与基準日」という。))

ロ 経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の贈与税額(既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた対象受贈非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条及び第七十条の七の三第一項において「猶予中贈与税額」という。))に相当する贈与税の全部につき前項、次項から第五項まで、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過することの日(第九項において「第二種贈与基準日」という。))

八 資産保有型会社 認定贈与承継会社の資産状況を確定する期間として政令で定める期間内のいずれかの日において、次のイ及びハに掲げる金額の合計額に対するロ及びハに掲げる金額の合計額の割合が百分之七十以上となる会社をいう。

イ その日における当該会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額  
ロ その日における当該会社の特定資産(現金、預貯金その他の資産であつて財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。))の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額  
ハ その日以前五年以内において、経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該会社から受けた剰余金の配当等(会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下

この条及び次条において同じ。))の額その他当該会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

九 資産運用型会社 認定贈与承継会社の資産の運用状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分之七十五以上となる会社をいう。

三 経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等(合併により当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合)は、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。))に係る認定贈与承継会社について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日(当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合)は、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。))が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該経営承継受贈者がその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合(当該代表権を有しないこととなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合を除く。))その有しないこととなつた日

二 従業員数確認期間(当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について第一項又は次条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日(当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同日までに死亡した場合)は、その死亡の日の前日)までの期間をいう。以下この号及び第三十項第二号イにおいて同じ。))内に存する各基準日(当該提出期限の翌日から一年を経過することの日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。))における当該対象受贈非上場株式等に

係る認定贈与承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数が、当該常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつた場合(前項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合)において当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等につき第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けるときを除く。))従業員数確認期間の末日

三 当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者の有する議決権の数(当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等に係るものに限る。))の合計が当該認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の五十以上となつた場合(当該経営承継受贈者がその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合(第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合)に限る。))次項の表の第一号の上欄及び第十五項第三号において同じ。))において、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等(当該対象受贈非上場株式等以外の当該認定贈与承継会社に係る対象受贈非上場株式等)又は当該認定贈与承継会社に係る次条第一項に規定する対象非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。))以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。))につき第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与(当該贈与と併せて行う当該適用対象非上場株式等の贈与を含む。同表の第一号において同じ。))をしたときを除く。次号及び第五号において同じ。)) 当該百分の五十以下となつた日

四 当該経営承継受贈者と前号に規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を超える数の当該非上場株式等に係る議決権を有することとなつた場合、その有することとなつた日

五 当該経営承継受贈者が適用対象非上場株式等の一部の譲渡又は贈与(以下この条におい

この条及び次条において同じ。))の額その他当該会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

九 資産運用型会社 認定贈与承継会社の資産の運用状況を確認する期間として政令で定める期間内のいずれかの事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分之七十五以上となる会社をいう。

三 経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等(合併により当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合)は、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。))に係る認定贈与承継会社について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日(当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合)は、当該経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。))が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該経営承継受贈者がその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合(当該代表権を有しないこととなつたことについて財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合を除く。))その有しないこととなつた日

二 従業員数確認期間(当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等について第一項又は次条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の贈与税の申告書又は同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日(当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同日までに死亡した場合)は、その死亡の日の前日)までの期間をいう。以下この号及び第三十項第二号イにおいて同じ。))内に存する各基準日(当該提出期限の翌日から一年を経過することの日をいう。以下この号及び同項第二号イにおいて同じ。))における当該対象受贈非上場株式等に

係る認定贈与承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数が、当該常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつた場合(前項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合)において当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等につき第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けるときを除く。))従業員数確認期間の末日

三 当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者の有する議決権の数(当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等に係るものに限る。))の合計が当該認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の五十以上となつた場合(当該経営承継受贈者がその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合(第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合)に限る。))次項の表の第一号の上欄及び第十五項第三号において同じ。))において、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等(当該対象受贈非上場株式等以外の当該認定贈与承継会社に係る対象受贈非上場株式等)又は当該認定贈与承継会社に係る次条第一項に規定する対象非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。))以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。))につき第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与(当該贈与と併せて行う当該適用対象非上場株式等の贈与を含む。同表の第一号において同じ。))をしたときを除く。次号及び第五号において同じ。)) 当該百分の五十以下となつた日

四 当該経営承継受贈者と前号に規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれかの者が、当該経営承継受贈者が有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を超える数の当該非上場株式等に係る議決権を有することとなつた場合、その有することとなつた日

五 当該経営承継受贈者が適用対象非上場株式等の一部の譲渡又は贈与(以下この条におい

て「譲渡等」という。)をした場合 当該譲渡等をした日

六 当該経営承継受贈者が適用対象非上場株式等の全部の譲渡等をした場合(適用対象非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転(以下この条において「株式交換等」という。)により他の会社の株式交換完全子会社等(会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下この条において同じ。)となつた場合を除く。) 当該譲渡等をした日

七 第五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合 それぞれ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日

八 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が解散をした場合(合併により消滅する場合を除く。)又は会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされた場合 当該解散をした日又はそのみなされた解散の日

九 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当することとなつた場合 その該当することとなつた日

十 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の事業年度における総収入金額(主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。)が零となつた場合 当該事業年度終了の日

十一 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が、会社法第四百四十七条第一項若しくは第六百二十六条第一項の規定により資本金の額の減少をした場合又は同法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額の減少をした場合(同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合その他これに類する場合として財務省令で定める場合を除く。)当該資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日

十二 当該経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合 当該届出書の提出があつた日

十三 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合(当該

合併により当該認定贈与承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合(次項の表の第二号の上欄において「適格合併をした場合」という。)を除く。) 当該合併がその効力を生じた日

十四 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合(当該株式交換等により当該認定贈与承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合(次項の表の第二号の上欄において「適格交換等をした場合」という。)を除く。) 当該株式交換等がその効力を生じた日

十五 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなつた場合 その該当しないこととなつた日

十六 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特定特別関係会社が風俗営業会社に該当することとなつた場合 その該当することとなつた日

十七 前各号に掲げる場合のほか、経営承継受贈者による対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の円滑な事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合 政令で定める日

4 経営贈与承継期間内に第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日(当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該経営承継受贈者がその有する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなつた場合において、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式等

猶予中贈与税額のうち、当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

の一部につき第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与をしたとき。

二 当該認定贈与承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象受贈非上場株式等に係る経営承継受贈者が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等に際して、吸収合併存続会社等(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十六項第三号において同じ。)及び他の会社(当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。)の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。

猶予中贈与税額のうち、当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

当該贈与を受けた対象受贈非上場株式等

継人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 第三項第六号又は第八号から第十二号までに掲げる場合

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

猶予中贈与税額

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

<p>7 第一項の規定は、贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等について、同項の規定を受けている他の経営承継受贈者又は次条第一項の規定の適用を受けて</p>	<p>6 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が納税猶予分の贈与税額につき対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供した場合に、当該対象受贈非上場株式等の価額の合計額が当該納税猶予分の贈与税額に満たないときであつて、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合その他の政令で定める場合に該当することとなつた場合は、この限りでない。</p>	<p>計算した金額を除く。）</p> <p>猶予中贈与税額のうち、当該会社分割に際して認定贈与承継会社から配当された当該吸収分割承継会社等の株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額</p> <p>猶予中贈与税額のうち、当該組織変更の際に認定贈与承継会社から交付された当該認定贈与承継会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額</p> <p>猶予中贈与税額のうち、当該組織変更の際に認定贈与承継会社から交付された当該認定贈与承継会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額</p>
---	--	--

11 第九項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合には、当該届出

10 猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十三項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

9 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者は、同項の規定の適用に係る贈与の日から猶予中贈与税額の申告書の提出期限の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、第三項から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営贈与報告基準日が存する場合には、届出期限（第一種贈与と基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種贈与と基準日の翌日から三月を経過する日）をいう。次項、第十一項及び第二十六項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者のその贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

12 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二 当該経営承継受贈者から提出された第九項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

13 経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分し、更に当該納税猶予分の贈与税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が第六項本文の規定により対象受贈非上場株式等の全てを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに

期限における猶予中贈与税額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該贈与に係る経営承継受贈者が死亡した場合）には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

三 前号の場合において、第六項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四 第十七項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する贈与税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十六項に規定する申請期限から六月を経過する日のいづれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等）についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。」とする。

六 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

七 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等）についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する対象受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該認めるとき、又は当該株式若しくは出資を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前（当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあっては、当該贈与税に係る贈与の前）」と、同法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七第一項（非上場株式等）についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する対象受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社の株式又は出資が提供

された場合において、当該株式又は出資を換  
価に付しても買受人がないときにおける当該  
担保を提供した同条第二項第三号に規定する  
経営承継受贈者の他の財産を除く。）は」と  
する。

八 第十六項の申請書の提出があつた場合にお  
いて、当該申請書に係る同項に規定する免除  
申請贈与税額に相当する贈与税は、国税徴収  
法第八十二条第一項の規定の適用につい  
ては、第七項の規定による通知を発する日ま  
で同条第一項の滞納に係る国税に該当しない  
ものとする。

九 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈  
者が第十五項、第十六項又は第二十一項の規  
定により猶予中贈与税額の全部又は一部の免  
除を受けた場合において、第一項の規定の適  
用に係る対象受贈非上場株式等（相続税法第  
二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一  
項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二  
の八において準用する場合を含む。）又は第  
七十条の三第一項において準用する場合を含  
む。次号において同じ。）の規定の適用を受  
けるものに限る。）の贈与者の相続が開始し  
たときは、当該対象受贈非上場株式等うち  
当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する  
部分については、同法第二十一条の十四から  
第二十一条の十六までの規定は、適用しな  
い。

十 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈  
者の同項の規定の適用に係る贈与が第十五項  
（第三号に係る部分に限り、第七十条の七の  
五第十一項において準用する場合を含む。）  
の規定の適用に係る贈与（相続税法第二十  
一条の九第三項の規定の適用を受ける対象受贈  
非上場株式等に係る贈与に限る。以下この号  
において「第二贈与」という。）であり、か  
つ、当該対象受贈非上場株式等が第二贈与者  
（当該第二贈与をした者をいう。以下この号  
において同じ。）が第一贈与者（第二贈与前  
に第二贈与者に当該対象受贈非上場株式等の  
贈与をした者をいう。）からの贈与により取  
得をしたものである場合には、当該第二贈与  
者が死亡したときにおける当該経営承継受贈  
者が当該第二贈与により取得をした当該対象  
受贈非上場株式等については、同法第二十  
一条の十四から第二十一条の十六までの規定  
は、適用しない。

十一 第三項（同項第二号に係る部分を除く。）  
第四項、第五項、前二項又は次項の規定に  
該当する贈与税については、相続税法第三十  
八条第三項の規定は、適用しない。

十二 第三項（同項第二号に係る部分に限る。）  
の規定に該当する納税猶予分の贈与税額に相  
当する贈与税については、相続税法第三十九  
条第二十九項において準用する同条第一項の  
延納を求めようとする贈与税の納期限は、経  
営贈与承継期間の末日から五月を経過する日  
（以下この号において「延納申請期限」とい  
う。）とする。この場合において、第三項の  
規定による納税の猶予に係る期限（第三項第  
二号に係るものに限る。）の翌日から延納申  
請期限までの間については、当該期間に对应  
する部分の延滞税（猶予中贈与税額のうち延  
納の許可を受けた部分に係るものに限る。）  
に代え、利子税を納付するものとし、納付す  
べき利子税の額は、当該許可を受けた部分を  
基礎として、当該期間に、年六・六パーセン  
トの割合を乗じて計算した金額とする。

14

相続税法第六十四条第一項（同条第二項にお  
いて準用する場合を含む。）及び第四項の規定  
は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈  
者若しくは当該経営承継受贈者に係る贈与者又  
はこれらの者と政令で定める特別の関係がある  
者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する  
結果となると認められる場合について準用す  
る。この場合において、同条第一項中「同族会  
社等」とあるのは「租税特別措置法第七十条の  
七第二項第一号（非上場株式等）についての贈与  
税の納税猶予及び免除」に規定する認定贈与承  
継会社」と、「株主若しくは社員又はその親族」  
とあるのは「同条第一項の経営承継受贈者又は  
同項の贈与者」と、「相続税又は贈与税につい  
ての更正又は決定に際し」とあるのは「同条の  
規定の適用に関し」と、「課税価格を計算する  
」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上  
げ、又は免除する納税の猶予に係る贈与税を定  
める」と、同条第二項中「同族会社等」とあ  
るのは「租税特別措置法第七十条の七第二項  
第一号に規定する認定贈与承継会社」と、「同  
族会社等の株主若しくは社員又はその親族があ  
る他のこれらの者と前項に規定する特別の関係が  
ある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定  
」とあるのは「認定贈与承継会社の租税特別措  
置法第七十条の七第一項の経営承継受贈者の納税

の猶予に係る期限の繰上げ又は贈与税の免除」  
と、同条第四項中「相続税又は贈与税につい  
ての更正又は決定に際し」とあるのは「租税特別  
措置法第七十条の七の規定の適用に関し」と、  
「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶  
予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の  
猶予に係る贈与税を定める」と読み替えるもの  
とする。

15

第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者  
又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が次の各  
号に掲げる場合のいずれかに該当することとな  
つた場合（その該当することとなつた日前に第  
十一項の規定の適用があつた場合及び同日前に  
第十二項又は前項の規定による納税の猶予に係  
る期限の繰上げがあつた場合並びに経営贈与承  
継期間内に第三項各号に掲げる場合に該当する  
こととなつた場合を除く。）には、次の各号に  
定める贈与税を免除する。この場合において、  
当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者の  
相続人は、その該当することとなつた日から同  
日（第三号に掲げる場合に該当することとなつ  
た場合にあつては、同号の対象受贈非上場株式  
等の贈与を受けた者が当該対象受贈非上場株式  
等について第一項の規定の適用に係る贈与税の  
申告書を提出した日）以後六月（第二号に掲げ  
る場合に該当することとなつた場合にあつて  
は、十月）を経過する日（第二十六項において  
「免除届出期限」という。）までに、政令で定め  
るところにより、財務省令で定める事項を記載  
した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しな  
ければならない。

一 当該贈与者の死亡の時以前に当該経営承継  
受贈者が死亡した場合 猶予中贈与税額に相  
当する贈与税  
二 当該贈与者が死亡した場合 猶予中贈与税  
額のうち、当該贈与者が贈与をした対象受贈  
非上場株式等に対応する部分の額として政令  
で定めるところにより計算した金額に相当す  
る贈与税

三 経営贈与承継期間の末日の翌日（経営贈与  
承継期間内に当該経営承継受贈者がその有す  
る対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継  
会社の代表権を有しないこととなつた場合に  
は、その有しないこととなつた日）以後に、  
当該経営承継受贈者が対象受贈非上場株式等  
につき第一項又は第七十条の七の五第一項の  
規定の適用に係る贈与をした場合 猶予中贈

与税額のうち、当該贈与に係る対象受贈非上  
場株式等でこれらの規定の適用に係るものに  
対応する部分の額として政令で定めるところ  
により計算した金額に相当する贈与税

十六 第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者  
又は同項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈  
与承継会社が次の各号に掲げる場合のいずれか  
に該当することとなつた場合（その該当するこ  
ととなつた日前に第十一項の規定の適用があつ  
た場合及び同日前に第十二項又は第十四項の規  
定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつ  
た場合を除く。）において、当該経営承継受贈  
者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けよ  
うとするときは、その該当することとなつた日  
から二月を経過する日（その該当することとな  
つた日から当該二月を経過する日までの間に当  
該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経  
営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の  
死亡による相続の開始があつたことを知つた日  
の翌日から六月を経過する日。次項において  
「申請期限」という。）までに、当該免除を受け  
たい旨、免除を受けようとする贈与税に相当す  
る金額（第十八項において「免除申請贈与税  
額」という。）及びその計算の明細その他の財  
務省令で定める事項を記載した申請書（当該免  
除の手續に必要な書類として財務省令で定める  
書類を添付したものに限り。）を納税地の所轄  
税務署長に提出しなければならない。

一 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当  
該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場株式  
等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の  
全部の譲渡等をした場合（当該経営承継受贈  
者と政令で定める特別の関係がある者以外の  
者のうちの一人の者として政令で定めるもの  
に対して行う場合又は民事再生法の規定によ  
る再生計画若しくは会社更生法（平成十四年  
法律第五十四号）の規定による更生計画の  
認可の決定があつた場合（再生計画の認可の  
決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合  
を含む。第三十二項第一号ロにおいて同じ。）  
において当該再生計画若しくは当該更生計画  
（債務の処理に関する計画として政令で定め  
るもの（第二十一項及び第二十三項において  
「債務処理計画」という。）を含む。同号ロに  
おいて同じ。）に基づき当該非上場株式等を  
消却するために行うことに限り、第四号に掲  
げる場合に該当する場合を除く。）において、

当該経営承継受贈者が対象受贈非上場株式等  
につき第一項又は第七十条の七の五第一項の  
規定の適用に係る贈与をした場合 猶予中贈

次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中贈与税額に満たないとき 当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該譲渡等があつた時における当該譲渡等をした対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額 (当該財務省令で定める金額が当該譲渡等をした対象受贈非上場株式等の譲渡等の対価の額より小さい金額である場合には、当該譲渡等の対価の額)

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該経営承継受贈者から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

二 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつた場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該認定贈与承継会社の解散 (会社法その他の法律の規定により解散をしたもの)とみなされる場合の当該解散を含む。ロ及び第二十七項の表の第七号の下欄において同じ。の直前における猶予中贈与税額

ロ 当該認定贈与承継会社の解散前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

三 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が合併により消滅した場合 (吸収合併存続会社等が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該合併に際して当該吸収合併存続会社等の株式等の交付がない場合に限る。)において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき 当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

する金額として財務省令で定める金額 (当該財務省令で定める金額が合併対価 (当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する認定贈与承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。)の額より小さい金額である場合には、当該合併対価の額)

ロ 当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

四 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合 (当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がない場合に限る。)において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき 当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額 (当該財務省令で定める金額が交換等対価 (当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等となつた認定贈与承継会社の株主に対して交付する財産をいう。)の額より小さい金額である場合をいう。)をいう。の換等対価の額)

ロ 当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

17 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与税の免除をし、又は当該申請書に係る

申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内、当該免除をした贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書提出した経営承継受贈者に通知するものとする。

18 税務署長は、第十六項の申請書の提出があつた場合において相当の理由があると認めるときは、当該申請書に係る納期限 (第二十七項の表の第六号から第八号までの上欄に掲げる場合の区分に応じ同表の第六号から第八号までの下欄に掲げる日 (同日以前二月以内)に第一項の規定の適用を受けた経営承継受贈者が死亡した場合)には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をいう。又は当該申請書の提出があつた日のい

19 税務署長は、経営承継受贈者が第十六項第一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける場合において、当該経営承継受贈者が適正な時価を算定できないことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第二十七項の表の第六号の上欄又は同表の第八号の上欄に掲げる場合に該当することとなつたことにより納付することとなつた贈与税に係る延滞税につき、前項に規定する納期限の翌日から第十七項の規定による通知を發した日の翌日以後一月を経過する日までの間に對する部分の金額を免除することができる。

20 前二項に定めるもののほか、第十六項及び第十七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

21 経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、第一項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社 (中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。)について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合 (再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。)において、当該認定贈与承継会社の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき

(当該認可の決定があつた日 (当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十三項において「認可決定日」という。))以後当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者が第二十四項の規定による通知が發せられた日 (以下この項において「通知日」という。))前に第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第十一項の規定の適用があつた場合並びに当該通知日前に第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除き、再生計画を履行している認定贈与承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。)は、再計算猶予中贈与税額をもつて当該対象受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する贈与税については、第二項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日 (当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中贈与税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する贈与税 (第二十四項において「再計算免除贈与税」という。)については、免除する。

一 当該再計算猶予中贈与税額

二 認可決定日前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

前項の「再計算猶予中贈与税額」とは、第一項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等 (猶予中贈与税額に該当する部分)に限り、合併により当該対象受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合とは、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。以下この項において同じ。)の認可決定日における価額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得した対象受贈非上場株式等の当該贈与の時に

22 前項の「再計算猶予中贈与税額」とは、第一項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等 (猶予中贈与税額に該当する部分)に限り、合併により当該対象受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合とは、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。以下この項において同じ。)の認可決定日における価額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得した対象受贈非上場株式等の当該贈与の時に

おける価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

23 第二十一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者（同項の認定贈与承継会社の代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）が、認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、第二十一項の規定の適用を受けた旨、前項に規定する再計算猶予中贈与税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第二十一項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場

24 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除贈与税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継受贈者に通知するものとする。

25 前二項に定めるもののほか、第二十一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

26 第九項又は第十五項の届出書が届出期限又は免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十一項又は第十五項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税にあわせて納付しなければならぬ。	一 第三項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	二 第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	三 第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第八号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	四 第十一項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	五 第十二項又は第十四項の規定の適用があつた場合
猶予中贈与税額	同項の各号に定める日から二月を経過する日	同項の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	同項の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	同項の規定による納税の猶予に係る期限	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限
同項の各号に定める日から二月を経過する日	同項の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	同項の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	同項の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日	同項の規定による納税の猶予に係る期限	これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

六 第十六項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	七 第十六項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	八 第十六項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	九 第二十一項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	十 第二十二項の規定の適用を受けた経営承継受贈者が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	十一 第二十三項の規定の適用を受けた経営承継受贈者が前項の表の第十号から第十六号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第十七号又は第十八号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）
同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同項第二号イに掲げる金額	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額	同項第二号イに掲げる金額	同項第二号イに掲げる金額	同項第二号イに掲げる金額
同項の譲渡等をした日から二月を経過する日	同項の認定贈与承継会社が解散をした日から二月を経過する日	これらの号の合併又は株式交換等が生じた日から二月を経過する日	同項の規定による納税の猶予に係る期限	同項の規定による納税の猶予に係る期限	同項の規定による納税の猶予に係る期限

30 第一項の対象受贈非上場株式会社等に係る認定贈与承継会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定贈与承継会社に係る同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に対する第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定贈与承継会社の事業の用に供する資産が災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この号及び次号、次条第三十一項第一号及び第二号並びに第三十五項第一号及び第二号並びに第七十条の七の四第十八項第一号及び第二号において同じ。）によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。）内に第三項及び第三十二項において同じ。）内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は贈与特定期間（経営贈与承継期間の末日の翌日から当該災害が発生した日の直前の経営贈与報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間（最初の経営贈与報告基準日が当該災害が発生した日以後に到来する場合にあつては、当該経営贈与報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間）をいう。以下第四号までにおいて同じ。）内に第五項の表の第一号の上欄（第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定贈与承継会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。）が災害によつて被害を受けたことにより当該認定贈与承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 次に定めるところによる。

イ 従業員数確認期間（当該災害が発生した日以後の期間に限る。イにおいて同じ。）内に於ける各基準日におけるその事業所（イ

一 当該認定贈与承継会社の資産の価額の合計額

において「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の常時使用従業員の雇数が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつたことにより当該認定贈与承継会社(第三項第二号に掲げる場合)に該当することとなつた場合(当該認定贈与承継会社の事業所のうち被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、従業員数確認期間内にある各基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の常時使用従業員の雇数が確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限る。)であつても、当該認定贈与承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は贈与(第二項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することにより当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇数が確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営贈与承継期間の末日においては、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

四 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該認定贈与承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 当該認定贈与承継会社が、経営贈与承継期間内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は

贈与特定期間内に第五項の表の第一号の上欄(第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定贈与承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇数が確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営贈与承継期間の末日(経営贈与承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同表の第一号の上欄(同項第九号に係る部分に限る。))に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、経営贈与報告基準日(当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度「基準日」という。)の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該基準日までの期間(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める期間)においては、これらの場合に該当しないものとみなす。

イ 当該基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合 第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間  
ロ 経営贈与報告基準日(贈与特定期間内にある場合) 経営贈与承継期間の末日から一年を経過することの日(ロにおいて「特定基準日」という。)の直前の特定基準日(当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営贈与承継期間の末日)の翌日から次の特定基準日(当該売上金額に係る事業年度(当該売上金額が中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当する前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。))の翌事業年度中にあるものに限る。までの期間

31 前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者(前項第一号若しくは第二号の災害又は同項第三号の中小企業信用保険法第二条第五項第一号若しくは第二号の事由若しくは前項第四号の同条第五項第三号若しくは第四号の事由(以下この項において「災害等」という。))の発生前に第一項の規定の適用に係る贈与により同項の非上場株式等の取得をしていた者に限る。次項において同じ。)が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けた旨を記載した届出書を当該災害等の発生した日から十月を経過する日までに納税地の所轄税

務署長に提出した場合(当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期限後に提出した場合を含む)に限り、適用する。

32 経営承継受贈者が有する対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が第三十項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社が経営贈与承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経営承継受贈者又は当該認定贈与承継会社は、それぞれ第十六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、この条の規定を適用する。

一 当該経営承継受贈者が当該認定贈与承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をしたとき(次のイ又はロのいずれかに該当するときに限るものとし、当該認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつたとき(当該他の会社が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付がないときに限る。))を除く。)  
イ その譲渡等が当該経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して行うものであるとき  
ロ その譲渡等が、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合において、当該再生計画又は当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行うものであるとき

二 当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたとき  
三 前項の規定の適用がある場合における第十六項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後に」とあるのは、「内に」とする。

34 第三十一項及び前項に定めるもののほか、第三十項及び第三十二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
35 経済産業大臣又は経済産業局長(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十七条の規定に基づく政令の規定により円滑化法認

定を都道府県知事が行うこととされている場合には、当該都道府県知事。次項、次条第四十項及び第四十一項並びに第七十条の七の四第二十項及び第二十一項において同じ。)は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等若しくは当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について、第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合については、遅滞なく、当該対象受贈非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

36 税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務(同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。)の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は経済産業局長に対し、当該経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

37 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
第七十条の七の二 認定承継会社の非上場株式等(議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。)を有していた個人として政令で定める者(以下この条において「被相続人」という。)から相続又は遺贈により当該認定承継会社の非上場株式等の取得(経営承継期間の末日までに相続税の申告書(相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条及び第七十条の七の四において同じ。))の提出期限(第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限)が到来する相続又は遺贈による取得に限る。)をした経営承継相続人等が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該非上場株式等で当該相続税の申告書にこの項

定を都道府県知事が行うこととされている場合には、当該都道府県知事。次項、次条第四十項及び第四十一項並びに第七十条の七の四第二十項及び第二十一項において同じ。)は、第一項の規定の適用を受ける経営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式等若しくは当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社について、第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合については、遅滞なく、当該対象受贈非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該経営承継受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該相続の開始の時における当該認定承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式又は出資に限る。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。以下この条において「対象非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 認定承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの）で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、次に掲げる要件の全てを満たすものという。
- イ 当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるもの）をいう。以下この条において同じ。）の数が一人以上であること。
- ロ 当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。
- ハ 当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）及び特別関係会社（当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項及び第十四項第十一号において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社（二及び次項第十六号において「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。
- ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、前条第二項第一号二に規定する風俗営業会社に該当しないこと。
- ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係

がある法人が当該特別関係会社の株式等を持する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二 非上場株式等 前条第二項第二号に定める株式等をいう。

三 経営承継相続人等 被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者（その者が二以上ある場合には、当該認定承継会社が定めたいの者に限る。）をいう。

イ 当該個人が、当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日において、当該認定承継会社の代表権を有していること。

ロ 当該相続の開始の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ハ 当該相続の開始の時において、当該個人が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

ニ 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（当該提出期限前当該個人が死亡した場合）には、その死亡の日）まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該認定承継会社の対象非上場株式等の全てを有していること。

ホ 当該個人が、当該認定承継会社の非上場株式等について第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受けていないこと。

ヘ 当該個人が、当該認定承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

四 円滑化法認定 前条第二項第四号に定める認定をいう。

五 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ 前項の規定の適用に係る対象非上場株式等の価額（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（イにおいて「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する場合は、当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相続税の額

ロ 前項の規定の適用に係る対象非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営承継相続人等の相続税の額

六 経営承継期間 前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は当該相続に係る経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ 当該経営承継相続人等の最初の前項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ 当該経営承継相続人等の最初の前条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

七 経営報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ 経営承継期間 前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限（経営承継相続人等が同項の規定の適用を受け

る前に同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について前条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する贈与税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過することの日（第十項において「第一種基準日」という。）

ロ 経営承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた対象非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき前項、次項から第五項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過することの日（第十項において「第二種基準日」という。）

八 資産保有型会社 前条第二項第八号に定める会社をいう。

九 資産運用型会社 前条第二項第九号に定める会社をいう。

3 経営承継期間内に第一項の規定の適用を受け経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等（合併により当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該対象非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）に係る認定承継会社について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から当該二月を経過する日（当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合）には、当該経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該経営承継相続人等がその有する当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（当該代表権を有しないこととなつた理由が財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合を除く。）その有しないこととなつた日



二 従業員数確認期間（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等について第一項又は前条第一項の規定の適用を受けるために提出する最初の相続税の申告書又は同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する日（当該経営承継相続人等が同日までに死亡した場合に於いては、その死亡の日の前日）までの期間をいう。以下この号及び第三十一項第二号において同じ。）内に存する各基準日（当該提出期限の翌日から一年を経過する日）をいう。以下この号及び同項第二号において同じ。）における当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内に存する基準日の数で除して計算した数が、当該常時使用従業員の雇用が確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつた場合、従業員数確認期間の末日

三 当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者の有する議決権の数（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等に係るものに限る。）の合計が当該認定承継会社の総株主等議決権数の百分の五十以下となつた場合（当該経営承継相続人等がその有する当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合（第一号に規定する財務省令で定めるやむを得ない理由がある場合に限る。次項の表の第一号の上欄及び第十六項第二号において同じ。）において、当該経営承継相続人等が当該対象非上場株式等（当該対象非上場株式等以外の当該認定承継会社に係る対象非上場株式等又は当該認定承継会社に係る前条第一項に規定する対象受贈非上場株式等若しくは第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等を含む。以下この号、第五号及び第六号において「適用対象非上場株式等」という。）につき前条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与（当該贈与と併せて行う当該適用対象非上場株式等の贈与を含む。同表の第一号において同じ。）をしたときを除く。次号及び第五号において同じ。）当該百分の五十以下となつた日

四 当該経営承継相続人等と前号に規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれ

かの者が、当該経営承継相続人等が有する当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を超える数の当該非上場株式等に係る議決権を有することとなつた場合、その有することとなつた日

五 当該経営承継相続人等が適用対象非上場株式等の一部の譲渡又は贈与（以下この条において「譲渡等」という。）をした場合、当該譲渡等をした日

六 当該経営承継相続人等が適用対象非上場株式等の全部の譲渡等をした場合（適用対象非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。以下この条において同じ。）となつた場合を除く。）当該譲渡等をした日

七 第五項の表の第五号の上欄又は同表の第六号の上欄に掲げる場合、それぞれ同表の第五号の下欄又は同表の第六号の下欄に掲げる日が、当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が解散をした場合（合併により消滅する場合を除く。）又は会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされた場合、当該解散をした日又はそのみなされた解散の日

八 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当することとなつた場合、その該当することとなつた日

九 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当することとなつた場合、その該当することとなつた日

十 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の事業年度における総収入金額（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）が零となつた場合、当該事業年度終了の日

十一 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が、会社法第四百四十七条第一項若しくは第六百二十六条第一項の規定により資本金の額の減少をした場合又は同法第四百四十八条第一項の規定により準備金の額の減少をした場合（同法第三百九条第二項第九号イ及びロに該当する場合その他これに類する場合として財務省令で定める場合を除く。）当該資本金の額の減少又は当該準備金の額の減少がその効力を生じた日

十二 当該経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けることをやめる旨を記載した届出書や納税地の所轄税務署長に提出した場合、当該届出書の提出があつた日

十三 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が合併により消滅した場合（当該合併により当該認定承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合（次項の表の第二号の上欄において「適格合併をした場合」という。）を除く。）当該合併がその効力を生じた日

十四 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合（当該株式交換等により当該認定承継会社に相当するものが存する場合として財務省令で定める場合（次項の表の第二号の上欄において「適格交換等をした場合」という。）を除く。）当該株式交換等がその効力を生じた日

十五 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の株式等が非上場株式等に該当しないこととなつた場合、その該当しないこととなつた日

十六 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特定特別関係会社が前条第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当することとなつた場合、その該当することとなつた日

十七 前各号に掲げる場合のほか、経営承継相続人等による対象非上場株式等に係る認定承継会社の円滑な事業の運営に支障を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合、政令で定める日

4 経営承継期間内に第一項の規定の適用を受け経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社について次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日（当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合に於いては、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

<p>一 当該経営承継相続人等がその有する当該対象非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を有しないこととなつた場合において、当該経営承継相続人等が当該対象非上場株式等の一部につき前条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与をしたとき。</p>	<p>二 当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等の際に、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。</p>	<p>三 当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等の際に、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。</p>	<p>四 当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等の際に、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。</p>	<p>五 当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等の際に、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。</p>	<p>六 当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等の際に、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。</p>	<p>七 当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等の際に、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。</p>	<p>八 当該認定承継会社が適格合併をした場合又は適格交換等をした場合において、当該対象非上場株式等に係る経営承継相続人等が、当該適格合併をした場合における合併又は当該適格交換等をした場合における株式交換等の際に、吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。次項の表の第三号の中欄及び第十七項第三号において同じ。）及び他の会社（当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合における当該他の会社をいう。）の株式等以外の金銭その他の資産の交付を受けたとき。</p>
<p>猶予中相続税額のうち、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額に</p>	<p>猶予中相続税額のうち、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額に</p>	<p>猶予中相続税額のうち、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額に</p>	<p>猶予中相続税額のうち、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額に</p>	<p>猶予中相続税額のうち、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額に</p>	<p>猶予中相続税額のうち、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額に</p>	<p>猶予中相続税額のうち、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額に</p>	<p>猶予中相続税額のうち、当該贈与をした対象非上場株式等の数又は金額に</p>
<p>当該</p>	<p>当該</p>	<p>当該</p>	<p>当該</p>	<p>当該</p>	<p>当該</p>	<p>当該</p>	<p>当該</p>

掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合においては、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 第三項第六号又は第八号から第十二号までに掲げる場合

猶予中相続税額

二 当該経営承継相続人等が当該対象非上場株式等の一部の譲渡等をした場合

三 当該認定承継会社が合併により消滅した場合

四 当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換

完全子会社等となつた場合  
 があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。

五 当該認定承継会社が会社分割をした場合

六 当該認定承継会社が組織変更をした場合

七 第一項の規定の適用を受ける日までの間に経営報告基準日が存する場合

八 第一項の規定の適用を受ける日及び第二種基準日の翌日から三月を経過する日

九 第一項の規定の適用を受ける旨及び同項の対象非上場株式等に係る認定承継会社の所轄務署長に提出しな

七 第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない非上場株式等は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

八 第一項の規定は、被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る会社の株式等については、同項の規定の適用を受けている他の経営承継相続人等又は前条第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者（同条第十五項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした当該経営承継受贈者を除く。若しくは第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者がある場合（第一項の規定の適用を受けようとする者が当該経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者である場合を除く。）には、当該非上場株式等については、適用しない。

九 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る相続税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

十 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項、第三項から第五項まで、第十二項、第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日が存する場合

十一 猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

十二 第十項の届出書が届出期限までに納税地の所轄務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相続に係る経営承継相続人等が死亡した場合においては、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

十一 猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効については、第十四項第五号の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十三条第四項の規定の適用がある場合を除き、前項の届出書の提出があつた時から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該届出期限の翌日から新たにその進行を始めるものとする。

十二 第十項の届出書が届出期限までに納税地の所轄務署長に提出されない場合には、当該届出期限における猶予中相続税額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該届出期限の翌日から二月を経過する日（当該届出期限の翌日から当該二月を経過する日までの間に当該相続に係る経営承継相続人等が死亡した場合においては、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

十三 税務署長は、次に掲げる場合には、猶予中相続税額に相当する相続税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合

二 当該経営承継相続人等から提出された第十項の届出書に記載された事項と相違する事実が判明した場合

十四 経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における相続税に係る延滞税については、その相続税の額のうち納税猶予分の相続税額とその他のものとの区分し、更に当該納税猶予分の相続税額を第六号に規定する納税の猶予に係る期限が異なるものごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等が第六項本文の規定により対象

非上場株式等の全てを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等（国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確定と認めるもの」とあるのは、「有価証券及び持分会社の出資の持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三 前号の場合において、第六項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四 第十八項の規定による通知により過誤納となつた額に相当する相続税の国税通則法第五十六条から第五十八条までの規定の適用については、当該通知を發した日又は第十七項に規定する申請期限から六月を経過する日のいずれか早い日に過誤納があつたものとみなす。

五 第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第六十四条第一項及び第七十三条第四項中「延納」とあるのは、「延納（相続特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等）についての相続税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。」とする。

六 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項から第五項まで、前二項又は次項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

七 第一項の規定による納税の猶予を受けた相続税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるときは（相続特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等）についての相続税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する対象非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合には、当該認めるとき、又は当該株式若しくは出資を換価し付しても買受人がないときは、税務署長等」

と、国税徴収法第四十八条第一項中「財産」とあるのは「財産（相続特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等）についての相続税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する対象非上場株式等に係る同項の認定承継会社の株式又は出資が提供された場合において、当該株式又は出資を換価し付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等の他の財産を除く。」は」とする。

八 第十七項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に係る同項に規定する免除申請相続税額に相当する相続税は、国税徴収法第八十二条第一項の規定の適用については、第十八項の規定による通知を發する日まで同条第一項の滞納に係る国税に該当しないものとする。

九 第三項（同項第二号に係る部分を除く。）、第四項、第五項、前二項又は次項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項の延納期間は、五年以内とし、同法第三十九条第一項の延納を求めようとする相続税の納期限及び同法第四十二条第一項の相続税を求めようとする相続税の納期限は、経営承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納等申請期限」という。）とし、同法第四十八条の二第二項の規定による申請書の提出の期限は、延納等申請期限の翌日から五年を経過する日とし、同法第五十二条第一項の利子税の割合は、年六・六パーセントにおいて、これらの規定を適用する。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納等申請期限までの間

については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中相続税額のうち延納又は物納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。

十 第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項の延納期間は、五年以内とし、同法第三十九条第一項の延納を求めようとする相続税の納期限及び同法第四十二条第一項の相続税を求めようとする相続税の納期限は、経営承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納等申請期限」という。）とし、同法第四十八条の二第二項の規定による申請書の提出の期限は、延納等申請期限の翌日から五年を経過する日とし、同法第五十二条第一項の利子税の割合は、年六・六パーセントにおいて、これらの規定を適用する。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第三項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納等申請期限までの間については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中相続税額のうち延納又は物納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。

イ 延納の許可を受けた場合 年六・六パーセント

ロ 物納の許可を受けた場合 年七・三パーセント

十一 相続又は遺贈により取得をした財産のうち対象非上場株式等に該当するものがある者の当該財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該対象非上場株式等の価額は、当該対象非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額（当該対象非上場株式等に係る認定承継会社又は当該認定承継会社の特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）、を有する場合には、当該認定承継会社等が当該株式等を有してはなかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式等の価額との合計額）であるものとし、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項、第五十二条第一項又は第五十三条第四項第二号ロの規定を適用する。

十二 対象非上場株式等について第一項の規定の適用があつた場合における相続税法第四十条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び相続特別措置法第七十条の七の二第一項（非上場株式等）についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用に係る同項に規定する対象非上場株式等のうち同条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する猶予中相続税額に係るもの以外のものを除く」とする。

15 相続税法第六十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等若しくは当該経営承継相続人等に係る被相続人又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について準

用する。この場合において、同条第一項中「同族会社等」とあるのは「相続特別措置法第七十条の七の二第二項第一号（非上場株式等）についての相続税の納税猶予及び免除）に規定する認定承継会社」と、「株主若しくは社員又はその親族その他これらの者」とあるのは「同条第一項の経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等若しくは同項の被相続人」と、「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「同条の規定の適用に關し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と、同条第二項中「同族会社等」とあるのは「相続特別措置法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社」と、「同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定」とあるのは「認定承継会社の相続特別措置法第七十条の七の二第一項の経営承継相続人等の納税の猶予に係る期限の繰り上げ又は相続税の免除」と、同条第四項中「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「相続特別措置法第七十条の七の二の規定の適用に關し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と読み替へるものとする。

16 第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十三項又は前項の規定による納税の猶予に係る期限の繰り上げがあつた場合並びに経営承継期間内に第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く。）には、次の各号に定める相続税を免除する。この場合において、当該経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等の相続人は、その該当することとなつた日から同日（第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、同号の対象非上場株式等の贈与を受けた者が当該対象非上場株式等について前条第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈与税の申告書を提出した日）以後六月を経過する日（第二十七項において「免除届出期限」という。）までに、政令で定めるところにより、財務省令で定める事項を記載し

用する。この場合において、同条第一項中「同族会社等」とあるのは「相続特別措置法第七十条の七の二第二項第一号（非上場株式等）についての相続税の納税猶予及び免除）に規定する認定承継会社」と、「株主若しくは社員又はその親族その他これらの者」とあるのは「同条第一項の経営承継相続人等又は当該経営承継相続人等若しくは同項の被相続人」と、「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「同条の規定の適用に關し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と、同条第二項中「同族会社等」とあるのは「相続特別措置法第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社」と、「同族会社等の株主若しくは社員又はその親族その他これらの者と前項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税に係る更正又は決定」とあるのは「認定承継会社の相続特別措置法第七十条の七の二第一項の経営承継相続人等の納税の猶予に係る期限の繰り上げ又は相続税の免除」と、同条第四項中「相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し」とあるのは「相続特別措置法第七十条の七の二の規定の適用に關し」と、「課税価格を計算する」とあるのは「納税の猶予に係る期限を繰り上げ、又は免除する納税の猶予に係る相続税を定める」と読み替へるものとする。

た届出書を納税地の所轄税務署長に提出しな  
ければならない。

一 当該経営承継相続人等が死亡した場合 猶  
予中相続税額に相当する相続税

二 経営承継期間の末日の翌日（経営承継期間  
内に当該経営承継相続人等がその有する対象  
非上場株式等に係る認定承継会社の代表権を  
有しないこととなつた場合には、その有しな  
いこととなつた日）以後に、当該経営承継相  
続人等が対象非上場株式等につき前条第一項  
又は第七十条の七の五第一項の規定の適用に  
係る贈与をした場合、猶予中相続税額のうち、  
当該贈与に係る対象非上場株式等でこれ  
らの規定の適用に係るものに対応する部分の  
額として政令で定めるところにより計算した  
金額に相当する相続税

17

第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人  
等又は同項の対象非上場株式等に係る認定承継  
会社が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当  
することとなつた場合（その該当することとな  
つた日前に第十二項の規定の適用があつた場合  
及び同日前に第十三項又は第十五項の規定によ  
る納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合  
を除く。）において、当該経営承継相続人等は、  
当該各号に定める相続税の免除を受けようとし  
るときは、その該当することとなつた日から二  
月を経過する日（その該当することとなつた日  
から当該二月を経過する日までの間に当該経営  
承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承  
継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の  
死亡による相続の開始があつたことを知つた日  
の翌日から六月を経過する日。次項において  
「申請期限」という。）までに、当該免除を受け  
たい旨、免除を受けようとする相続税に相当す  
る金額（第十九項において「免除申請相続税  
額」という。）及びその計算の明細その他の財  
務省令で定める事項を記載した申請書（当該免  
除の手続に必要な書類として財務省令で定める  
書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄  
税務署長に提出しなければならない。

一 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該経  
営承継相続人等が当該対象非上場株式等に係  
る認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡  
等をした場合（当該経営承継相続人等と政令  
で定める特別の関係がある者以外の者のうち  
の一人の者として政令で定めるものに対して  
行う場合又は民事再生法の規定による再生計

画若しくは会社更生法の規定による更生計画  
の認可の決定があつた場合（再生計画の認可  
の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場  
合を含む。第三十三項第一号において同じ。）  
において当該再生計画若しくは当該更生  
計画（債務の処理に関する計画として政令  
で定めるもの（第二十二項及び第二十四項に  
おいて「債務処理計画」という。）を含む。  
同号ロにおいて同じ。）に基づき当該非上場  
株式等を消却するために行うときに限り、第  
四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）  
において、次に掲げる金額の合計額が当該譲  
渡等の直前における猶予中相続税額に満たな  
いとき、当該猶予中相続税額から当該合計額  
を控除した残額に相当する相続税

イ 当該譲渡等があつた時における当該譲渡  
等をした対象非上場株式等の時価に相当す  
る金額として財務省令で定める金額（当該  
財務省令で定める金額が当該譲渡等をした  
対象非上場株式等の譲渡等の対価の額より  
小さい金額である場合には、当該譲渡等の  
対価の額）

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内にお  
いて、当該経営承継相続人等及び当該経営  
承継相続人等と生計を一にする者が当該認  
定承継会社から受けた剰余金の配当等の額  
その他当該認定承継会社から受けた金額と  
して政令で定めるものの合計額

二 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該対  
象非上場株式等に係る認定承継会社について  
破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令  
があつた場合、イに掲げる金額からロに掲げ  
る金額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該認定承継会社の解散（会社法その他  
の法律の規定により解散をしたものとみな  
される場合の当該解散を含む。ロ及び第二  
十八項の表の第七号の下欄において同じ。）  
の直前における猶予中相続税額

ロ 当該認定承継会社の解散前五年以内にお  
いて、当該経営承継相続人等及び当該経営  
承継相続人等と生計を一にする者が当該認  
定承継会社から受けた剰余金の配当等の額  
その他当該認定承継会社から受けた金額と  
して政令で定めるものの合計額

三 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該対  
象非上場株式等に係る認定承継会社が合併に  
より消滅した場合（吸収合併存続会社等が当

該経営承継相続人等と政令で定める特別の関  
係がある者以外のもの）であり、かつ、当該合  
併に際して当該吸収合併存続会社等の株式等  
の交付がない場合に限る。）において、次に  
掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を  
生ずる直前における猶予中相続税額に満たな  
いとき、当該猶予中相続税額から当該合計額  
を控除した残額に相当する相続税

イ 当該合併がその効力を生ずる直前におけ  
る当該対象非上場株式等の時価に相当する  
金額として財務省令で定める金額（当該財  
務省令で定める金額が合併対価（当該吸収  
合併存続会社等が当該合併に際して当該消  
滅する認定承継会社の株主又は社員に対し  
て交付する財産をいう。）の額より小さい  
金額である場合には、当該合併対価の額）

ロ 当該合併がその効力を生ずる日以前五年  
以内において、当該経営承継相続人等及び  
当該経営承継相続人等と生計を一にする者  
が当該認定承継会社から受けた剰余金の配  
当等の額その他当該認定承継会社から受け  
た金額として政令で定めるものの合計額

四 経営承継期間の末日の翌日以後に、当該対  
象非上場株式等に係る認定承継会社が株式交  
換等により他の会社の株式交換完全子会社等  
となつた場合（当該他の会社が当該経営承継  
相続人等と政令で定める特別の関係がある者  
以外のもの）であり、かつ、当該株式交換等に  
際して当該他の会社の株式等の交付がない場  
合に限る。）において、次に掲げる金額の合  
計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直  
前における猶予中相続税額に満たないとき、  
当該猶予中相続税額から当該合計額を控除し  
た残額に相当する相続税

イ 当該株式交換等がその効力を生ずる直前  
における当該対象非上場株式等の時価に相  
当する金額として財務省令で定める金額  
（当該財務省令で定める金額が交換等対価  
（当該他の会社が当該株式交換等に際して  
当該株式交換完全子会社等となつた認定承  
継会社の株主に対して交付する財産をい  
う。）の額より小さい金額である場合には、  
当該交換等対価の額）

ロ 当該株式交換等がその効力を生ずる日以  
前五年以内において、当該経営承継相続人  
等及び当該経営承継相続人等と生計を一に  
する者が当該認定承継会社から受けた剰余

金の配当等の額その他当該認定承継会社か  
ら受けた金額として政令で定めるものの合  
計額

18 税務署長は、前項の規定による申請書の提出  
があつた場合において、当該申請書に記載され  
た事項について調査を行い、当該申請書に係る  
同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に  
定める相続税の免除をし、又は当該申請書に係  
る申請の却下をする。この場合において、税務  
署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から  
起算して六月以内、当該免除をした相続税の  
額又は当該却下をした旨及びその理由を記載し  
た書面により、これを当該申請書を提出した経  
営承継相続人等に通知するものとする。

19

税務署長は、第十七項の申請書の提出があつ  
た場合において相当の理由があると認めるとき  
は、当該申請書に係る納期限（第二十八項の表  
の第六号から第八号までの上欄に掲げる場合の  
区分に応じ同表の第六号から第八号までの下欄  
に掲げる日（同日以前二月以内に第一項の規定  
の適用を受けた経営承継相続人等が死亡した場  
合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該  
経営承継相続人等の死亡による相続の開始があ  
つたことを知つた日の翌日から六月を経過す  
る日）をいう。）又は当該申請書の提出があつた  
日のいずれか遅い日から前項の規定による通知  
を発した日の翌日以後一月を経過する日までの  
間、その申請に係る免除申請相続税額に相当す  
る相続税の徴収を猶予することができる。

20 税務署長は、経営承継相続人等が第十七項第  
一号、第三号又は第四号の規定の適用を受ける  
場合において、当該経営承継相続人等が適正な  
時価を算定できないときについてやむを得ない  
理由があると認めるときは、第二十八項の表の  
第六号の上欄又は同表の第八号の上欄に掲げる  
場合に該当することとなつたことにより納付す  
ることとなつた相続税に係る延滞税につき、前  
項に規定する納期限の翌日から第十八項の規定  
による通知を発した日の翌日以後一月を経過す  
る日までの間に対応する部分の金額を免除する  
ことができる。

21 前二項に定めるもののほか、第十七項及び第  
十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令  
で定める。

22

経営承継期間の末日の翌日以後に、第一項の  
対象非上場株式等に係る認定承継会社（中小企  
業における経営の承継の円滑化に関する法律第

23

二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において、当該認定承継会社の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあっては、債務処理計画が成立した日。以下第二十四項までにおいて「認可決定日」という。）以後当該認定承継会社に係る経営承継相続人等（以下この項において「通知日」という。）前）第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第十二項の規定の適用があつた場合並びに当該通知日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除き、再生計画を履行している認定承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中相続税額をもつて当該対象非上場株式会社に係る猶予中相続税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する相続税については、第二項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日（当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中相続税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する相続税（第二十五項において「再計算免除相続税」という。）については、免除する。

一 当該再計算猶予中相続税額  
二 認可決定日前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

前項の「再計算猶予中相続税額」とは、第一項の規定の適用に係る対象非上場株式会社等（猶予中相続税額に対応する部分に限り、合併により当該対象非上場株式等に係る同項の認定承継会社

が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該対象非上場株式会社等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。以下この項において同じ。）の認可決定日における価額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした対象非上場株式等の当該相続の時ににおける価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

24 第二十二項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等（同項の認定承継会社の代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）が、認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、第二十二項の規定の適用を受けた旨、前項に規定する再計算猶予中相続税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第二十二項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、適用する。

25 税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除相続税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継相続人等に通知するものとする。

26 前二項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。第十項又は第十六項の届出書が届出期限又は免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があることを認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十二項又は

第十六項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等（次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合）は、当該各号の上欄に掲げる金額を基礎とし、当該経営承継相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

一 第三項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	猶予中相続税額	同項各号に定める日から二月を経過する日
二 第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
三 第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第八号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の各号の中欄に掲げる猶予中相続税額	同表の各号の下欄に掲げる日から二月を経過する日
四 第十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限
五 第十三項又は第十五項の規定の適用があつた場合	これらの納税の額	これらの規定により繰上げられる

27 前二項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。第十項又は第十六項の届出書が届出期限又は免除届出期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があることを認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十二項又は第十六項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等（次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合）は、当該各号の上欄に掲げる金額を基礎とし、当該経営承継相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第八号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。

六 第十七項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同項第一号イ及びロに掲げる金額を基礎として算出した日から二月を経過する日
七 第十七項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同項第二号ロに掲げる金額を基礎として算出した日から二月を経過する日
八 第十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	これらの号の合併又は株式交換等が生じた日から二月を経過する日
九 第二十二項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

29 第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合）は、経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限り、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、同項中「年三・六パーセント」とする。

30 第一項の対象非上場株式等に係る認定承継会社が同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得をした資産（同項の相続の開始前三年以内に取得をしたものに限る。第二号において「現物出資等資産」という。）がある場合において、当該相続の開始の時ににおける、第一

号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以上であるときは、当該経営承継相続人等については、同項の規定は、適用しない。

一 当該認定承継会社の資産の価額の合計額

二 現物出資等資産の価額(当該認定承継会社が当該相続の開始の時において当該現物出資等資産を有していない場合には、当該相続の開始の時に有しているものとし)と当該現物出資等資産の価額(の合計額)

31 第一項の対象非上場株式等に係る認定承継会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該認定承継会社に係る同項の規定の適用を受ける経営承継相続人等に対する第三項及び第五項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 当該認定承継会社の事業の用に供する資産が災害によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合 当該認定承継会社が、経営承継期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。以下この項及び第三十三項において同じ。)内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間(経営承継期間の末日の翌日から当該災害が発生した日の直前の経営報告基準日の翌日以後十年を経過する日までの期間(最初の経営報告基準日が当該災害が発生した日以後に到来する場合にあつては、当該経営報告基準日の翌日から同日以後十年を経過する日までの期間)をいう。以下第四号までにおいて同じ。)内に第五項の表の第一号の上欄(第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

二 当該認定承継会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。イにおいて同じ。)が災害によつて被害を受けたことにより当該認定承継会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)次に定めるところによる。

イ 従業員数確認期間(当該災害が発生した日以後の期間に限る。イにおいて同じ。)内にある各基準日におけるその事業所(イにおいて「被災事業所」という。)の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間

の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所の常時使用従業員の雇用の確保されているものとして政令で定める数を下回る数となつたことにより当該認定承継会社が第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合(当該認定承継会社の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、従業員数確認期間内にある各基準日における当該事業所の常時使用従業員の数の合計を従業員数確認期間の末日において従業員数確認期間内にある基準日の数で除して計算した数が、当該事業所の常時使用従業員の雇用の確保されているものとして政令で定める数以上である場合に限る。)であつても、当該認定承継会社は、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

ロ 当該認定承継会社が、経営承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に第五項の表の第一号の上欄(第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、これらの場合に該当しないものとみなす。

三 中小企業信用保険法第二項第五項第一号又は第二号のいずれかに該当することにより当該認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)当該認定承継会社が、経営承継期間内に第三項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用の確保されているときとして政令で定めることに限り、経営承継期間の末日においては、同号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

四 中小企業信用保険法第二項第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該認定承継会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)当該認定承継会社が、経営承継期間内に第三項第二号若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間内に第五項の表の第一号の上欄(第三項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合であつても、当該認定承継

会社は、売上金額に応じた常時使用従業員の雇用の確保されているときとして政令で定めるときに限り、経営承継期間の末日(経営承継期間内に第三項第九号に掲げる場合又は特定期間内に同表の第一号の上欄(同項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、経営報告基準日(当該売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。以下この号において「基準日」という。)の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの期間(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、それぞれイ又はロに定める期間)においては、これらの場合に該当しないものとみなす。

イ 当該基準日が最初の経営報告基準日である場合 第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から当該基準日までの期間

ロ 経営報告基準日が特定期間内にある場合 経営承継期間の末日から一年を経過する日(ロにおいて「特定基準日」という。)の直前の特定基準日(当該一年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、経営承継期間の末日)の翌日から次の特定基準日(当該売上金額に係る事業年度(当該売上金額が中小企業信用保険法第二項第五項第三号又は第四号のいずれかに該当する前の水準に最初に回復した事業年度として政令で定める事業年度前の事業年度に限る。)の翌事業年度中にあるものに限る。)までの期間

32 前項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等(前項第一号若しくは第二号の災害又は同項第三号の中小企業信用保険法第二項第五項第一号若しくは第二号の事由若しくは前項第四号の同条第五項第三号若しくは第四号の事由(第三十五項及び第三十七項並びに第七十条の七の四第十八項において「災害等」という。)の発生した日から一年を経過する日の前日までに第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同項の非上場株式等の取得をしていない者に限り、次項において同じ。)が財務省令で定めるところにより前項の規定の適用を受けたい旨を記載した届出書を政令で定める期限までに納税地の所轄税務署長に提出した場合(当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期限後に提出した場合を含む。)に限り、適用する。

33 経営承継相続人等が有する対象非上場株式等に係る認定承継会社が第三十一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社が経営承継期間内に次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該経営承継相続人等又は当該認定承継会社は、それぞれ第十七項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するものとなり、この条の規定を適用する。

一 当該経営承継相続人等が当該認定承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をしたとき(次のイ又はロのいずれかに該当するときに限るものとし、当該認定承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつたとき(当該他の会社が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものであり、かつ、当該株式交換等の際に当該他の会社の株式等の交付がないときに限る。)を除く。)

イ その譲渡等が当該経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者のうちの一人の者として政令で定めるものに対して行つたものであるとき。

ロ その譲渡等が、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合において、当該再生計画又は当該更生計画に基づき当該非上場株式等を消却するために行うものであるとき。

二 当該対象非上場株式等に係る認定承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたとき。

34 前項の規定の適用がある場合における第十七項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「の末日の翌日以後」とあるのは、「内に」とする。

35 災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に相続又は遺贈により会社の非上場株式等の取得をした個人が第一項の規定の適用を受けようとする場合(当該会社が次に掲げる場合に該当する場合に限る。)における第二項第一号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件(ロに掲げるものを除く。)の全て」とする。

一 当該会社の事業の用に供する資産が災害によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合

二 当該会社の事業所（常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。）が災害によつて被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となつた場合として政令で定める場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

三 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

36 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における第九項の規定の適用については、同項中「又は当該」とあるのは、「又は第三十五項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

37 災害等が発生した日から同日以後一年を経過する日までの間に被相続人から第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会社の同項に規定する非上場株式等の取得をした個人が同項の規定の適用を受けようとする場合（当該認定承継会社が第三十一項第一号、第二号又は第四号に掲げる場合に該当する場合に限る。）における第二項第三号の規定の適用については、同号中「要件の全て」とあるのは、「要件（ハ）に掲げるものを除く。）の全て」とする。

38 前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における第九項の規定の適用については、同項中「又は当該」とあるのは、「又は第三十七項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

39 第三十二項及び第三十四項に定めるもののほか、第三十一項、第三十三項及び第三十五項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

40 経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける経営承継相続人等又は同項の対象非上場株式等若しくは当該対象非上場株式等に係る認定承継会社について、第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該対象非上場株式等について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該経営承

継相続人等の納税地の所轄税務署長に通知しなければならぬ。

41 税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける経営承継相続人等に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実にを行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は経済産業局長に対し、当該経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

42 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例）

第七十条の七の三 第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合（その死亡の日に猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同条第三号から第五項まで、第十一項、第十二項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定した場合及びその死亡の時以前に当該経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、当該経営承継受贈者が当該贈与者から相続（当該経営承継受贈者が当該贈与者の相続人以外の場合である場合には、遺贈）により同条第一項の規定の適用に係る対象受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限るものとし、合併により当該対象受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。次条において同じ。）の取得をしたものとみなす。この場合において、その死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該対象受贈非上場株式等の価額については、当該贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により取得をした対象受贈非上場株式等の当該贈与の時（第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日）における価額（同条第二項第五号の対象受贈非上場株式等の価額をいう。）を基礎として計算するものとする。

2 第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者の同

条第一項の規定の適用に係る贈与が当該経営承継受贈者に係る贈与者の同条第十五項（第三号に於ける部分）に限り、第七十条の七の五第十一項に於ける贈与である場合における前項の規定の適用については、同項中「係る贈与者」とあるのは「係る前の贈与者（同条第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者）と、当該贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と、

「当該贈与者」とあるのは「当該前の贈与者」と、

「贈与により取得」とあるのは「前項の贈与（同項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者）に対する当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をいう。」により当該政令で定める者が取得」と、「当該贈与」とあるのは「当該前の贈与」とする。

3 第一項前段に規定する対象受贈非上場株式等について同項（前項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十一条第二項（同法第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十一条第二項中「財産を除く」とあるのは「財産及び租税特別措置法第七十条の七の三第一項（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例）（同条第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する対象受贈非上場株式等を除く」とする。

（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の特例）

第七十条の七の四 前条第一項の規定により同項の贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた対象受贈非上場株式等につきこの項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該対象受贈非上場株式等（認定相続承継会社の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）に限る。）で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（当該相続の開始の時に於ける当該対

象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。以下この条において「対象相続非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該経営承継受贈者の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 認定相続承継会社 第七十条の七第二項第一号に定める会社で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時に於いて、次に掲げる要件（同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者に係る贈与者が第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、ハに掲げるものを除く。）の全てを満たすものをいう。

イ 当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。ホ及び第十八項第二号において同じ。）の数が一人以上であること。

ロ 当該会社が、第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ 当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等及び特別関係会社（当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社（二において「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号二に規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会

象受贈非上場株式等に係る認定相続承継会社の発行済株式又は出資（議決権に制限のない株式等に限る。）の総数又は総額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに限る。以下この条において「対象相続非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該経営承継受贈者の死亡の日まで、その納税を猶予する。

社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二 非上場株式会社等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

三 経営相続継承受贈者 第七十条の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第三号に定める者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ その者が、前項の規定の適用に係る相続の開始の時にあって、当該対象受贈非上場株式会社等に係る認定相続継承会社の代表権を有していること。

ロ 前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者及びその者と政令で定める特別の関係がある者の有する当該認定相続継承会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該認定相続継承会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ハ 前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者が有する当該認定相続継承会社の株式等に係る議決権の数が、その者とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該認定相続継承会社の株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

四 納税猶予分の相続税額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した残額をいう。

イ 前項の規定の適用に係る対象相続非上場株式等の価額（当該対象相続非上場株式等に係る認定相続継承会社又は当該認定相続継承会社の特別関係会社であつて当該認定相続継承会社との間に支配関係がある法人（イにおいて「認定相続継承会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定相続継承会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する場合）には、前項の対象受贈非上場株式等の第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の時における当該認定相続継承会社の株式等の価額を

基礎とし、当該認定相続継承会社等が当該外国会社その他政令で定める法人の株式等を有していなかったものとして財務省令で定めるところにより計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の経営相続継承受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営相続継承受贈者の相続税の額。

前項の規定の適用に係る対象相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した金額を同項の経営相続継承受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該経営相続継承受贈者の相続税の額。

五 経営相続継承期間 第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同日から次に掲げる日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者（経営相続継承受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が当該贈与者の同条第十五項（第三号に係る部分に限る。）次条第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係るものである場合には、第七十条の七第一項又は次条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に前項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続継承会社の非上場株式等の贈与をした者。以下この条及びこの条において準用する第七十条の七の二において同じ。）について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から当該次に掲げる日のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営相続継承受贈者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ 当該経営相続継承受贈者の最初の第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日

ロ 当該経営相続継承受贈者の最初の第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

六 経営相続報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日を用いる。

イ 経営相続継承期間 第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同日に規定する贈与税の申告書の提出期限（経営相続継承受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の対象受贈非上場株式等に係る認定相続継承会社の非上場株式等について第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日（第八項において準用する第七十条の七の二第十項において「第一種相続基準日」という。）

ロ 経営相続継承期間（前項の規定の適用を受ける経営相続継承受贈者に係る贈与者が前号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続継承受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に次項において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、次項の規定の適用があつた対象相続非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）に相当する相続税の全部につき前項、次項又は第九項から第十一項までの規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間。当該末日の翌日から三年を経過することの日（第八項において準用する第七十条の七の二第十項において「第二種相続基準日」という。）

三 第七十条の七の二第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項各号列記以外の部分中「経営承継期間」とあるのは「経営相続継承期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、同項第一号及び第二号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、同項第三号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「当該対象非上場株式等」とあるのは「当該対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、同項第四号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と読み替えるものとする。

四 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする経営相続継承受贈者が納税猶予分の相続税額につき対象相続非上場株式等（合併により当該対象相続非上場株式等に係る認定相続継承会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該対象相続

当相続継承受贈者」と、「当該対象非上場株式等」とあるのは「当該対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、「対象非上場株式等又は」とあるのは「対象相続非上場株式等又は」と、「第七十条の七の四第一項に規定する対象相続非上場株式等」とあるのは「対象非上場株式等」と、同項第四号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、同項第五号及び第六号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、同項第八号から第十七号までの規定中「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、同項第九号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、同項第十号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と読み替えるものとする。

五 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする経営相続継承受贈者が納税猶予分の相続税額につき対象相続非上場株式等（合併により当該対象相続非上場株式等に係る認定相続継承会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該対象相続

「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、同項第一号及び第二号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と、同項第三号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続継承受贈者」と、「当該対象非上場株式等」とあるのは「当該対象相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続継承会社」と読み替えるものとする。

六 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする経営相続継承受贈者が納税猶予分の相続税額につき対象相続非上場株式等（合併により当該対象相続非上場株式等に係る認定相続継承会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該対象相続





に該当する場合に限る。)における第二項第一号の規定の適用については、同号中「要件(一)とあるのは「要件(ロに掲げるものを除き、」と、「ハ」とあるのは「ロ及びハ」とする。

一 当該会社の事業の用に供する資産が災害によつて甚大な被害を受けた場合として政令で定める場合

二 当該会社の事業所(常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものに限る。)が災害によつて被害を受けたことにより当該会社における雇用の確保が困難となった場合として政令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

三 中小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四号のいずれかに該当することにより当該会社の売上金額が大幅に減少した場合として政令で定める場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

前項の個人が同項の規定の適用を受けようとする場合における第七項の規定の適用については、同項第一号中「当該」とあるのは、「第十八項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類並びに当該」とする。

第七十条の七の二第四十項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適用を受ける経営相統承継受贈者又は同項の対象相統非上場株式等若しくは当該対象相統非上場株式等に係る認定相統承継会社について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

第七十条の七の二第四十一項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務(第一項の規定の適用を受ける経営相統承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第四十項の規定の適用に係るものに限る。)の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(非上場株式等)についての贈与税の納税猶予及び免除の特例)

第七十条の七の五 特例認定贈与承継会社の非上場株式等(議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。)を有していた個人として政令で定める者(当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条、第七十条の七の七及び第七十条の七の八において「特例贈与者」という。)が特例経営承継受贈者に当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与(平成三十年一月一日から令和九年十二月三十一日までの間の最初のこの項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書(相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。)の提出期限(第六十九条の八第三項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限)が到来する贈与に限る。)をした場合において、当該贈与が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与であるときは、当該特例経営承継受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額のうち、当該非上場株式等で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(以下この条、第七十条の七の七及び第七十条の七の八において「特例対象受贈非上場株式等」という。)に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例贈与者(特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該特例贈与者の第七十条の七第十五項(第三号に係る部分)に限り、第十一項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るものである場合における当該特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、この項又は同条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者。次項第七号及び第十四項並びに第十一項において準用する同条第十五項において同じ。)の死亡の日まで、その納税を猶予する。

一 特例経営承継受贈者が一人である場合 次に掲げる贈与の場合の区分に応じそれぞれ次に定める贈与

イ 当該贈与の直前において、当該特例贈与者が有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が、当該特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。))に限る。次号において同じ。)の総数又は総額の三分の二から当該特例経営承継受贈者が有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該特例贈与者が当該贈与の直前において有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の全ての贈与

二 特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合 当該贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が当該特例贈与者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を上回る贈与

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特例認定贈与承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち特例円滑化法認定を受けた会社(合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの)で、前項の規定の適用に係る贈与の時において、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該会社の常時使用従業員(常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。)の数が一人以上であること。

ロ 当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ 当該会社(ハにおいて「特定会社」という。)の株式等及び特別関係会社(当該特

定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項において同じ。)のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社(二において「特定特別関係会社」という。)の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号二に規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合(当該会社又は当該会社との間に会社が他の法人の発行済株式若しくは出資(当該他の法人が有する自己の株式等を除く。)の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式等を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係(第八号イ、次条及び第七十条の七の八第二項において「支配関係」という。))がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。)にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二 特例円滑化法認定 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項(同項第二号に係るもの)として財務省令で定めるものに限る。)の経済産業大臣(同法第十七条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事)の認定をいう。

三 資産保有型会社 第七十条の七第二項第八号に定める会社をいう。

四 資産運用型会社 第七十条の七第二項第九号に定める会社をいう。

五 非上場株式等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

六 特例経営承継受贈者 特例贈与者から前項の規定の適用に係る贈与により特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者(その者が二人又は三人以上ある場合には、当該特例認定贈与承継会社が定めた二人又は三人までに限る。)をいう。

下この項において同じ。)を有していた個人として政令で定める者(当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの項の規定の適用に係る贈与をしているものを除く。以下この条、第七十条の七の七及び第七十条の七の八において「特例贈与者」という。)が特例経営承継受贈者に当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与(平成三十年一月一日から令和九年十二月三十一日までの間の最初のこの項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書(相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条において同じ。)の提出期限(第六十九条の八第三項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限)が到来する贈与に限る。)をした場合において、当該贈与が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与であるときは、当該特例経営承継受贈者の当該贈与の日の属する年分の贈与税で贈与税の申告書の提出により納付すべきものの額のうち、当該非上場株式等で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(以下この条、第七十条の七の七及び第七十条の七の八において「特例対象受贈非上場株式等」という。)に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例贈与者(特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部が当該特例贈与者の第七十条の七第十五項(第三号に係る部分)に限り、第十一項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るものである場合における当該特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、この項又は同条第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者。次項第七号及び第十四項並びに第十一項において準用する同条第十五項において同じ。)の死亡の日まで、その納税を猶予する。

一 特例経営承継受贈者が一人である場合 次に掲げる贈与の場合の区分に応じそれぞれ次に定める贈与

イ 当該贈与の直前において、当該特例贈与者が有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が、当該特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資(議決権に制限のない株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。))に限る。次号において同じ。)の総数又は総額の三分の二から当該特例経営承継受贈者が有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該特例贈与者が当該贈与の直前において有していた当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の全ての贈与

二 特例経営承継受贈者が二人又は三人である場合 当該贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が当該特例贈与者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を上回る贈与

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特例認定贈与承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち特例円滑化法認定を受けた会社(合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの)で、前項の規定の適用に係る贈与の時において、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 当該会社の常時使用従業員(常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。)の数が一人以上であること。

ロ 当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。

ハ 当該会社(ハにおいて「特定会社」という。)の株式等及び特別関係会社(当該特

定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項において同じ。)のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社(二において「特定特別関係会社」という。)の株式等が、非上場株式等に該当すること。

ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号二に規定する風俗営業会社に該当しないこと。

ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合(当該会社又は当該会社との間に会社が他の法人の発行済株式若しくは出資(当該他の法人が有する自己の株式等を除く。)の総数若しくは総額の百分の五十を超える数若しくは金額の株式等を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係(第八号イ、次条及び第七十条の七の八第二項において「支配関係」という。))がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。)にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二 特例円滑化法認定 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項(同項第二号に係るもの)として財務省令で定めるものに限る。)の経済産業大臣(同法第十七条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、当該都道府県知事)の認定をいう。

三 資産保有型会社 第七十条の七第二項第八号に定める会社をいう。

四 資産運用型会社 第七十条の七第二項第九号に定める会社をいう。

五 非上場株式等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

六 特例経営承継受贈者 特例贈与者から前項の規定の適用に係る贈与により特例認定贈与承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者(その者が二人又は三人以上ある場合には、当該特例認定贈与承継会社が定めた二人又は三人までに限る。)をいう。

イ 当該個人が、当該贈与の日において十八歳以上であること。  
 ロ 当該個人が、当該贈与の時に、当該特例認定贈与承継会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。次条及び第七十条の七の八において同じ。）を有していること。

ハ 当該贈与の時に、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定贈与承継会社に係る総株主等議決権数（総株主（株主総会において決議を行うことができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）又は総社員の議決権の数をいう。二（二）、次条及び第七十条の七の八において同じ。）の百分の五十を超える数であること。  
 ニ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていること。

(1) 当該個人が一人の場合 当該贈与の時に、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者（当該個人以外の前項、次条第一項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける者を除く。（二）において同じ。）が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

(2) 当該個人が二人又は三人の場合 当該贈与の時に、当該個人が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該特例認定贈与承継会社の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び当該個人とハに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等に係る議決権の数を下回らないこと。

ホ 当該個人が、当該贈与の時から当該贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（当該提出期限前に当該個人が死亡した場合）には、その死亡の日）まで引き続き当該贈与により取得をした当該特例認定贈与承継会社の特例対象受贈非上場株式等の全てを有していること。  
 ヘ 当該個人が、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該特例認定贈与承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。  
 ト 当該個人が、当該特例認定贈与承継会社の非上場株式等について第七十条の七第一項、第七十条の七の二第一項又は前条第一項の規定の適用を受けていないこと。  
 チ 当該個人が、当該特例認定贈与承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

七 特例経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者の死亡の日の前日（いずれか早い日までの期間をいう。）

イ 当該特例経営承継受贈者の最初の前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ 当該特例経営承継受贈者の最初の次条第一項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ハ 納税猶予分の贈与税額 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める金額をいう。

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等の価額（当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社又は当該特例認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該特例認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（イにおいて「特例認定贈与承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該特例認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。イにおいて同じ。）を有する場合又は、当該特例認定贈与承継会社等が当該株式等を有し

ていなかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）を適用して計算した金額

ロ 前項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合、当該特例対象受贈非上場株式等の価額を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十一の二から第二十一条の十三までの規定（第七十条の三の二の規定を含む。）を適用して計算した金額

九 経営贈与報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日を用いる。

イ 特例経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過することの日（第六項において「第一種贈与基準日」という。）

ロ 特例経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の贈与税額（既に次項において準用する第七十条の七第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例対象受贈非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条及び第七十条の七の七第一項において「猶予中贈与税額」という。）に相当する贈与税の全部につき前項、次項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四

項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過することの日（第六項において「第二種贈与基準日」という。）

三 第七十条の七第三項（第二号を除く）、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と、同条第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（当該特例経営承継受贈者以外の特例経営承継受贈者、第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同条第七号の七の八第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経営承継受贈者を除く。）」と、同条第四項の表の第一号の上欄中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。

四 第七十条の七第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者が納税猶予分の贈与税額につき特例対象受贈非上場株式等（合併により当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。

五 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者のその特例贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

六 第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者は、同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定による納税の猶予に係る期限が確定

していないかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）を適用して計算した金額

ロ 前項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合、当該特例対象受贈非上場株式等の価額を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十一の二から第二十一条の十三までの規定（第七十条の三の二の規定を含む。）を適用して計算した金額

九 経営贈与報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日を用いる。

イ 特例経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過することの日（第六項において「第一種贈与基準日」という。）

ロ 特例経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の贈与税額（既に次項において準用する第七十条の七第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例対象受贈非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条及び第七十条の七の七第一項において「猶予中贈与税額」という。）に相当する贈与税の全部につき前項、次項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四

項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過することの日（第六項において「第二種贈与基準日」という。）

三 第七十条の七第三項（第二号を除く）、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と、同条第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（当該特例経営承継受贈者以外の特例経営承継受贈者、第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同条第七号の七の八第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経営承継受贈者を除く。）」と、同条第四項の表の第一号の上欄中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。

四 第七十条の七第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者が納税猶予分の贈与税額につき特例対象受贈非上場株式等（合併により当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。

五 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者のその特例贈与者から贈与により取得をした非上場株式等に係る贈与税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

六 第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者は、同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四

項の規定による納税の猶予に係る期限が確定

していないかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）を適用して計算した金額

ロ 前項の規定の適用に係る特例対象受贈非上場株式等が相続税法第二十一条の九第三項（第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合、当該特例対象受贈非上場株式等の価額を前項の特例経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の十一の二から第二十一条の十三までの規定（第七十条の三の二の規定を含む。）を適用して計算した金額

九 経営贈与報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日を用いる。

イ 特例経営贈与承継期間 前項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等について次条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する相続税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過することの日（第六項において「第一種贈与基準日」という。）

ロ 特例経営贈与承継期間の末日の翌日から納税猶予分の贈与税額（既に次項において準用する第七十条の七第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例対象受贈非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条及び第七十条の七の七第一項において「猶予中贈与税額」という。）に相当する贈与税の全部につき前項、次項において準用する第七十条の七第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四

する日までの間に経営贈与報告基準日が存する場合に、届出期限（第一種贈与基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種贈与基準日の翌日から三月を経過する日）をいう。第八項及び第二十一項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続いて第一項の規定の適用を受けた旨及び同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 第七十条の七第十項の規定は、猶予中贈与税額に相当する贈与税並びに当該贈与税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効について準用する。

8 第七十条の七第十一項の規定は、第六項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合について準用する。

9 第七十条の七第十二項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。

10 第七十条の七第十三項及び第十四項の規定は、特例経営承継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十三項第九号中「又は第二十一項」とあるのは「若しくは第二十一項又は第七十条の七の五第十二項から第十四項まで」と、同条第十四項中「経営承継受贈者」とあるのは「特例経営承継受贈者」と、「贈与者」とあるのは「特例贈与者」と、「第七十条の七の五第二項第一号」とあるのは「第七十条の七の五第二項第一号」と、「免除」とあるのは「免除の特例」と、「認定贈与承継会社」とあるのは「特例認定贈与承継会社」と、「株主」とあるのは「又は同項第六号に規定する特例経営承継受贈者」と、「株主」と、「同条第一項の」とあるのは「当該」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「定める」とあるのは「定め、若しくは当該贈与税の免除を取り消す」と、「第七十条の七の五第一項」とあるのは「第七十条の七の五第一項」と、「第七十条の七の」とあるのは「第七十条の七の五」と読み替えるものとする。

11 第七十条の七第十五項から第二十項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた贈与税の免除について準用する。この場合にお

いて、同条第十五項第三号中「につき第一項」とあるのは「につき第七十条の七第一項」と、同条第十八項及び第十九項中「第二十七項」とあるのは「第七十条の七の五第二十二項」と読み替えるものとする。

12 第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつた場合（当該特例認定贈与承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合に限るものとし、その該当することとなつた日前に第八項において準用する第七十条の七第十一項の規定の適用があつた場合及び同日前に第九項において準用する同条第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該特例経営承継受贈者は、当該各号に定める贈与税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日（その該当することとなつた日から当該二月を経過した日までの間に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合に、当該特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含む。第十四項第一号及び第二十二項において同じ。）が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項及び第十七項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必要な書類その他の財務省令で定める書類を添付したものに限る。次項において同じ。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第三項において準用する第七十条の七第五項の規定の適用については、同項の表の第一号中「第八号から第十二号まで」とあるのは「第八号」と、「猶予中贈与税額」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第一号及び及び口に掲げる金額の合計額」と、同表の第二号の中欄中「猶予中贈与税額のうち、当該譲渡等をした対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額」として政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第一号及び及び口に掲げる金額の合計額」と、同表の第三号の中欄中「猶予中贈与税額」とあるのは「当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額」として政令で定めるところにより計算した金額を除く。」とあるのは「第七十条の七の五第十二項第二号に掲げる金額（当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額」として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号口に掲げる金額の合計額」と、同表の第四号の中欄中「猶予中贈与税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額」として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号口に掲げる金額の合計額」とする。

一 特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例経営承継受贈者が当該特例対象受贈非上場株式等の全部又は一部の譲渡等（譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。）をした場合（当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外の方に對して行つた場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前に掲げる猶予中贈与税額（当該譲渡等をした特別対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額」として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に満たないとき、当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等（会社の株式等に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

二 特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この条において同じ。）が当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき、当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 合併対価（当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する特例認定贈与承継会社の株主又は社員に對して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該合併がその効力を生ずる直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特別対象受贈非上場株式等の当該贈与の時に對する価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

三 特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定

する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。イ及び第十四項第一号ハにおいて同じ。」となつた場合（当該の会社が当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限り）において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中贈与税額に満たないとき、当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 交換等対価（当該他の会社が当該株式交換等の際に当該株式交換完全子会社等となつた特例認定贈与承継会社の株主に対して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時ににおける価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該株式交換等がその効力を生ずる日より前五年以内において、当該特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

四 特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が解散をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該解散の直前における猶予中贈与税額に満たないとき、当該猶予中贈与税額から当該合計額を控除した残額に相当する贈与税

イ 当該解散の直前における当該特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時ににおける価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該解散の日以前五年以内において、当該特例経営承継受贈者及び当該特例経営承

継受贈者と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

13 前項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当する場合で、かつ、次に掲げる場合に該当する場合において、特例経営承継受贈者が次項の規定の適用を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、申請期限までに同項各号イ及びロに掲げる金額の合計額に相当する担保を提供した場合で、かつ、当該申請期限までこの項の規定の適用を受けようとする旨、当該金額の計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、再計算対象猶予税額（前項第一号に掲げる場合に該当する場合には猶予中贈与税額のうち同号の譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額をいい、同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には猶予中贈与税額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）から当該合計額を控除した残額を免除して、当該合計額（前項第一号に掲げる場合に該当する場合には、当該合計額に猶予中贈与税額を加算した金額）を猶予中贈与税額とすることができる。

一 前項第一号イに規定する譲渡等の対価の額が当該譲渡等をした時における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

二 前項第二号イに規定する合併対価の額が合併がその効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

三 前項第三号イに規定する交換等対価の額が株式交換等がその効力を生ずる直前における特例対象受贈非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

第十四項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた日から二年を経過する日（当該二年を経過する日前に第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は当該特

例経営承継受贈者に係る特例贈与者が死亡した場合においては、その死亡の日の前日）において、前項の規定により猶予中贈与税額とされた金額に相当する贈与税の納税の猶予に係る期限及び免除については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次に掲げる会社が当該二年を経過する日においてその事業を継続している場合として政令で定める場合

特例再計算贈与税額（前項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合に、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該二年を経過する日から二月を経過する日（当該二年を経過する日から当該二年を経過する日までの間に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合には、当該特例経営承継受贈者の相続人が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次号、第十六項及び第十七項において「再申請期限」という。）をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とし、前項の規定により猶予中贈与税額とされた金額から特例再計算贈与税額を控除した残額に相当する贈与税については、免除する。

イ 前項第一号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象受贈非上場株式等に係る会社

ロ 前項第二号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併存続会社等

ハ 前項第三号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等

二 前号イからハまでに掲げる会社が当該二年を経過する日において同号に規定する政令で定める場合に該当しない場合

前項の規定により猶予中贈与税額とされた金額（同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、再申請期限をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

15 前項第一号の「特例再計算贈与税額」とは、同号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額に相当する金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例対象受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額に第十二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる金額を加算した金額をいう。

16 第十四項第一号の規定により同号の贈与税の免除を受けようとする特例経営承継受贈者は、再申請期限まで、同号の免除を受けたい旨、免除を受けようとする贈与税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類その他の財務省令で定める書類を添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

17 税務署長は、第十二項、第十三項又は前項の規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、これらの申請書に係る第十二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与税若しくは第十三項若しくは第十四項第一号に規定する贈与税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請期限又は再申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例経営承継受贈者に通知するものとする。

18 第七十条の七第十八項及び第十九項の規定は、第十二項、第十三項又は第十六項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第十八項中「第二十七項の表の第六号」とあるのは「第七十条の七の五第二十二項の表の第九号」と、「第八号」とあるのは「第十二号」と、「同表の第六号」とあるのは「同表の第九号」と、同条第十九項中「第二十七項の表の第六号の上欄又は同表の第八号」とあるのは「第七十条の七の五第二十二項の表の第九号から第十一号まで」と読み替へるものとする。

19 前三項に定めるもののほか、第十二項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

<p>20 第七十条の七第二十一項から第二十五項までの規定は、特例認定贈与承継会社について同条第二十一項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の贈与税額の計算及び免除について準用する。</p> <p>21 第七十条の七第二十六項の規定は、第六項又は第十一項において準用する同条第十五項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかった場合について準用する。</p> <p>22 第一項の規定の適用を受けた特例経営承継受贈者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例経営承継受贈者が同項の規定の適用を受けるために提出する贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第十一号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該特例経営承継受贈者が死亡した場合においては、当該特例経営承継受贈者の相続人が当該特例経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）までの期間に及び、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する贈与税にあわせて納付しなければならない。</p>	<p>一 第三項において準用する第七十条の七第三項（第二号を除く。）の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>二 第三項において準用する第七十条の七第四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>三 第三項において準用する第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合（第五号から第十一号までの上欄に掲げる場合を除く。）</p>	<p>額</p> <p>予中贈与税額</p> <p>同項の表の各号の中欄に掲げる額</p> <p>同項の表の各号の下欄に掲げる額</p> <p>同表の各号の下欄に掲げる日</p>	<p>額</p> <p>予中贈与税額</p> <p>同項の表の各号の中欄に掲げる額</p> <p>同項の表の各号の下欄に掲げる額</p> <p>同表の各号の下欄に掲げる日</p>	<p>額</p> <p>予中贈与税額</p> <p>同項の表の各号の中欄に掲げる額</p> <p>同項の表の各号の下欄に掲げる額</p> <p>同表の各号の下欄に掲げる日</p>
<p>合に該当する場合を除く。）</p> <p>四 第八項において準用する第七十条の七第十一項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>五 第九項において準用する第七十条の七第十二項又は第十項において準用する同条第十四項の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>六 第十一項において準用する第七十条の七第十六項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）</p> <p>七 第十一項において準用する第七十条の七第十六項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合を除く。）</p> <p>八 第十一項において準用する第七十条の七第十六項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合を除く。）</p> <p>九 第十二項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合を除く。）</p>	<p>同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中贈与税額</p> <p>これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上げられる猶予中贈与税額</p> <p>同項第一号イ及びロに掲げる金額</p> <p>同項第二号イ及びロに掲げる金額</p> <p>同項第三号イ及びロに掲げる金額</p> <p>同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額</p>	<p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p> <p>これらの規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限</p> <p>同号の譲渡等をした日から二月を経過する日</p> <p>同号の譲渡等をした日から二月を経過する日</p> <p>同号の譲渡等をした日から二月を経過する日</p> <p>同号の譲渡等をした日から二月を経過する日</p>	<p>これらの合併又は株式交換等が生じた日から二月を経過する日</p> <p>同項第三号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額</p>	<p>同号の譲渡等をした日から二月を経過する日</p> <p>同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第三号イ及びロに掲げる金額の合計額</p>
<p>十 第十二項第二号又は第三号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合を除く。）</p> <p>十一 第十二項第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合を除く。）</p> <p>十二 第十四項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合を除く。）</p>	<p>同項第二号イに掲げる金額（同号の合併に際して交付された株式等以外の財産の価額に對する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号イに掲げる金額の合計額又は同項第三号イに掲げる金額（同号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に對する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額</p>	<p>これらの合併又は株式交換等が生じた日から二月を経過する日</p> <p>同号の特例認定贈与承継会社及び同号ロに掲げる金額の合計額</p> <p>同号の特例認定贈与承継会社及び同号ロに掲げる金額の合計額</p> <p>同号の特例認定贈与承継会社及び同号ロに掲げる金額の合計額</p>	<p>同項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第四号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額</p>	<p>同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第二号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第三号イ及びロに掲げる金額の合計額</p> <p>同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額</p>
<p>十三 第十四項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合を除く。）</p> <p>十四 第二十項において準用する第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合を除く。）</p> <p>23 第一項の規定の適用を受けた特例経営承継受贈者が前項の表の第三号から第十四号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合）においては、特例経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（特例経営贈与承継期間については、年零パーセント）」とする。</p> <p>24 第七十条の七第二十九項の規定は、第一項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継受贈者及び当該特例経営承継受贈者と政令で定める特別の関係がある者から現物出資又は贈与により財産を取得した場合について準用する。</p> <p>25 第七十条の七第三十項から第三十四項までの規定は、第一項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社が同条第三十一項に規定する災害等によつて被害を受けた場合について準用する。</p> <p>26 第七十条の七第三十五項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十七条の規定に基づく政令の規定により特例円滑化法認定を都道府県知事が行うこととされている場合には、当該都道府県知事。次項、次条第二十七項及び第二十八項並びに第七十条の七の八第十五項及び</p>	<p>特例再計算贈与税額</p> <p>同項第二号に規定する猶予中贈与税額とされた金額</p> <p>同項第二号に掲げる金額</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p>	<p>同項の再申請期限</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p>	<p>同項の再申請期限</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p>	<p>同項の再申請期限</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p> <p>同項の規定による納税の猶予に係る期限</p>

が、第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は同項の特例対象受贈非上場株式等若しくは当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社について、第三項において準用する第七十条の七第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

27 第七十条の七第三十六項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第三十五項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。

28 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（非上場株式等）についての相続税の納税猶予及び免除の特例）

第七十条の七の六 特例認定承継会社の非上場株式等（議決権に制限のないものに限る。以下この項において同じ。）を有していた個人として政令で定める者（以下この条において「特例被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式等の取得（平成三十年一月一日から令和九年十二月三十一日までの間の最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書（相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書をいう。以下この条及び第七十条の七の八において同じ。）の提出期限（第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が到来する相続又は遺贈による取得に限る。）をした特例経営承継相続人等が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該非上場株式等で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの（以下この条において「特例対象非上場株式等」という。）に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相

続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限る。相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例経営承継相続人等の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特例認定承継会社 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者のうち特例円滑化法認定を受けた会社（合併により当該会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合）は、当該会社に相当するものとして財務省令で定めるもの（）で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時に、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
- イ 当該会社の常時使用従業員（常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。）の数が一人以上であること。
- ロ 当該会社が、資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。
- ハ 当該会社（ハにおいて「特定会社」という。）の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）及び特別関係会社（当該特定会社と政令で定める特別関係がある会社をいう。以下この項において同じ。）のうち当該特定会社と密接な関係（二）を有する会社として政令で定める会社（二）において「特定特別関係会社」という。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。
- ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。
- ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。

二 特例円滑化法認定 前条第二項第二号に定める認定をいう。

三 資産保有型会社 第七十条の七第二項第八号に定める会社をいう。

四 資産運用型会社 第七十条の七第二項第九号に定める会社をいう。

五 非上場株式等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。

六 特例経営承継期間 前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又は同項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいう。

イ 当該特例経営承継相続人等の最初の前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

ロ 当該特例経営承継相続人等の最初の前条第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日

七 特例経営承継相続人等 特例被相続人から前項の規定の適用に係る相続又は遺贈により特例認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者（その者が二人又は三人以上ある場合には、当該特例認定承継会社が定めた二人又は三人までに限る。）をいう。

イ 当該個人が、当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日において、当該特例認定承継会社の代表権を有していること。

ロ 当該相続の開始の時において、当該個人及び当該個人と政令で定める特別の関係がある者の有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。

ハ 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしていること。

- (1) 当該個人が一人の場合 当該相続の開始の時において、当該個人が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該個人とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者（当該個人以外の前条第一

項、前項又は第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける者を除く。）（二）において同じ。）が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

(2) 当該個人が二人又は三人の場合 当該相続の開始の時において、当該個人が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数が、当該特例認定承継会社の総株主等議決権数の百分の十以上であること及び当該個人とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者が有する当該特例認定承継会社の非上場株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

二 当該個人が、当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限（当該提出期限前）に当該個人が死亡した場合（当該提出期限前）まで引き続き当該相続又は遺贈により取得をした当該特例認定承継会社の特例対象非上場株式等の全てを有していること。

ホ 当該個人が、当該特例認定承継会社の非上場株式等について第七十条の七第一項、第七十条の七の二第一項又は第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けていないこと。

ヘ 当該個人が、当該特例認定承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として財務省令で定めるものを満たしていること。

ハ 納税猶予分の相続税額 前項の規定の適用に係る特例対象非上場株式等の価額（当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社又は当該特例認定承継会社の特別関係会社であつて当該特例認定承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「特例認定承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該特例認定承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等（投資信託及び投資法人に関する法律第十四項に規定する投資会社を含む。）を有する場合には、当該特例認定承継会社等が当該株式等を有していないかつたものとして計算した価額）を前項の特例経営承継相続人等に係る相続税の課

税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該特例経営承継相続人等の相続税の額をいう。

九 経営報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。

イ 特例経営承継期間 前項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限（特例経営承継相続人等が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の非上場株式等について前条第一項の規定の適用を受けている場合には、同項に規定する贈与税の申告書の提出期限）の翌日から一年を経過することの日（第七項において「第一種基準日」という。）

ロ 特例経営承継期間の末日の翌日から納税猶予分の相続税額（既に次項において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用があつた特例対象非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この条において「猶予中相続税額」という。）に相当する相続税の全部につき前項、次項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第九項において準用する同条第十二項、第十項において準用する同条第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過することの日（第七項において「第二種基準日」という。）

3 第七十条の七の二第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第三号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同項第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者（当該特例経営承継相続人等以外の特例経営承継相続人等、第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者及び第七十条の七の八第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経営相続承継受贈者を除く。）」と、同条第四項の表の第一号の上欄

中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。

4 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営承継相続人等が納税猶予分の相続税額につき特例対象非上場株式等（合併により当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例対象非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。

5 第七十条の七の二第七項の規定は、第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得をした非上場株式等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合について準用する。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営承継相続人等のその特例被相続人から相続又は遺贈により取得をした非上場株式等に係る相続税の申告書に、当該非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がない場合には、適用しない。

7 第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等は、同項の相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第九項において準用する同条第十二項、第十項において準用する同条第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営報告基準日が存する場合に、届出期限（経営報告基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種基準日の翌日から三月を経過する日）をいう。第九項及び第二十二項において同じ。までに、政令で定めるところにより引き続き第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 第七十条の七の二第十一項の規定は、猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に

係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効について準用する。

9 第七十条の七の二第十二項の規定は、第七項の届出書が届出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されない場合について準用する。

10 第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。

11 第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、特例経営承継相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十四項第十一号中「当該対象非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額」とあるのは「零」と、「当該認定承継会社等が当該株式等を有していなかったものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額」と当該株式等の価額との合計額」とあるのは「当該株式等の価額」と、同条第十五項中「経営承継相続人等」とあるのは「特例経営承継相続人等」と、「被相続人」とあるのは「特例被相続人」と、「第七十条の七の二第二項第一号」とあるのは「第七十条の七の二第二項第一号」と、「免除」とあるのは「免除の特例」と、「認定承継会社」とあるのは「特例認定承継会社」と、「」と、「株主」とあるのは「又は同項第七号に規定する特例経営承継相続人等」と、「株主」と、「同条第一項の」とあるのは「当該」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「定める」とあるのは「定め、若しくは当該相続税の免除を取り消す」と、「第七十条の七の二第一項の」とあるのは「第七十条の七の二第一項の」と、「第七十条の七の二の」とあるのは「第七十条の七の六の」と読み替えるものとする。

12 第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十六項第二号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同条第十九項及び第二十項中「第二十八項」とあるのは「第七十条の七の六第二十三項」と読み替えるものとする。

13 第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等又は同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が次の各号に掲げる場合のい

ずれかに該当することとなつた場合（当該特例認定承継会社の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合に限り）として、その該当することとなつた日前に第九項において準用する第七十条の七の二第十二項の規定の適用があつた場合及び同日前に第十項において準用する同条第十三項又は第十一項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）において、当該特例経営承継相続人等は、当該各号に定める相続税の免除を受けようとするときは、その該当することとなつた日から二月を経過する日（その該当することとなつた日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続人（包括受遺者を含む。第十五項第一号及び第二十三項において同じ。）が当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項及び第十八項において「申請期限」という。）までに、当該免除を受けた旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手續に必要な書類その他の財務省令で定める書類を添付したものに限る。次項において同じ。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第三項において準用する第七十条の七の二第五項の規定の適用については、同項の表の第一号中「第八号から第十二号まで」とあるのは「第八号」と、「猶予中相続税額」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第二号の中欄中「猶予中相続税額のうち、当該譲渡等をした対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額」と、同表の第三号の中欄中「猶予中相続税額（当該合併に際して吸収合併存続会社等の株式等の交付があつた場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第二号イに掲げる金額（当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等以外の財産の価額に



対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額」と、同表の第四号の中欄中「猶予中相続税額（当該株式交換等に際して当該他の会社の株式等の交付があった場合には、当該株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）」とあるのは「第七十条の七の六第十三項第三号イに掲げる金額（当該株式交換等に際して交付された当該他の会社の株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）及び同号ロに掲げる金額の合計額」とする。

一 特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例経営承継相続人等が当該特例対象非上場株式等の全部又は一部の譲渡等（譲渡又は贈与をいう。以下この条において同じ。）をした場合（当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外の者に対して行う場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該譲渡等の直前における猶予中相続税額（当該譲渡等をした特例対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該譲渡等の対価の額（当該額が当該譲渡等をした時における当該譲渡等をした数又は金額に対応する当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該譲渡等があつた日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

二 特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が合併により消滅した場合（吸収合併存

続会社等（会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は同法第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社をいう。以下この条において同じ。）が当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該合併がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 合併対価（当該吸収合併存続会社等が当該合併に際して当該消滅する特例認定承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該合併がその効力を生ずる直前における当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該合併がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

三 特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が株式交換又は株式移転（以下この条において「株式交換等」という。）により他の会社の株式交換完全子会社等（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転完全子会社をいう。イ及び第十五項第一号において同じ。）となつた場合（当該他の会社が当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者以外のものである場合に限る。）において、次に掲げる金額の合計額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 交換等対価（当該他の会社が当該株式交換等に際して当該株式交換完全子会社等と

なつた特例認定承継会社の株主に対して交付する財産をいう。）の額（当該額が当該株式交換等がその効力を生ずる直前における当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合には、当該二分の一に相当する金額）を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該株式交換等がその効力を生ずる日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるところにより計算した金額

四 特例経営承継期間の末日の翌日以後に、当該特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社が解散をした場合において、次に掲げる金額の合計額が当該解散の直前における猶予中相続税額に満たないとき、当該猶予中相続税額から当該合計額を控除した残額に相当する相続税

イ 当該解散の直前における当該特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例対象非上場株式等の当該相続の開始の時における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額

ロ 当該解散の日以前五年以内において、当該特例経営承継相続人等及び当該特例経営承継相続人等と政令で定める特別の関係がある者が当該特例認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該特例認定承継会社から受けた金額として政令で定めるところにより計算した金額

14 前項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当する場合で、かつ、次に掲げる場合に該当する場合において、特例経営承継相続人等が次の規定の適用を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、申請期限までに同項各号イ及びロに掲げる金額の合計額に相当する担保を提供した場合で、かつ、当該申請期限までにこの項の規定の適用を受けようとする旨、当該

金額の計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、再計算対象猶予税額（前項第一号に掲げる場合に該当する場合には猶予中相続税額のうち同号の譲渡等をした特例対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額をいい、同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には猶予中相続税額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）から当該合計額を控除した残額を免除し、当該合計額（前項第一号に掲げる場合に該当する場合には、当該合計額に猶予中相続税額から当該再計算対象猶予税額を控除した残額を加算した金額）を猶予中相続税額とすることができる。

一 前項第一号イに規定する譲渡等の対価の額が当該譲渡等をした時における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

二 前項第二号イに規定する合併対価の額が合併がその効力を生ずる直前における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

三 前項第三号イに規定する交換等対価の額が株式交換等がその効力を生ずる直前における特例対象非上場株式等の時価に相当する金額として財務省令で定める金額の二分の一以下である場合

15 第十三項各号（第四号を除く。）に掲げる場合に該当することとなつた日から二年を経過する日（当該二年を経過する日前に第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等が死亡した場合においては、その死亡の日の前日）において、前項の規定により猶予中相続税額とされた金額に相当する相続税の納税の猶予に係る期限及び免除については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次に掲げる会社が当該二年を経過する日においてその事業を継続している場合として政令で定める場合 特例再計算相続税額（前項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する相続税については、第一項の規定

にかかわらず、当該二年を経過する日から二月を経過する日（当該二年を経過する日から当該二月を経過する日までの間に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から六月を経過する日。次号、第十七項及び第十八項において「再申請期限」という。）をもって第一項の規定による納税の猶予に係る期限とし、前項の規定により猶予中相続税額とされた金額から特例再計算相続税額を控除した残額に相当する相続税については、免除する。

イ 前項第一号に掲げる場合における同号の譲渡等をした特例対象非上場株式等に係る会社

ロ 前項第二号に掲げる場合における同号の合併に係る吸収合併株式会社等

ハ 前項第三号に掲げる場合における同号の株式交換等に係る株式交換完全子会社等

二 前号イからハまでに掲げる会社が当該二年を経過する日において同号に規定する政令で定める場合に該当しない場合、前項の規定により猶予中相続税額とされた金額（同項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する場合には、同項第二号の合併又は同項第三号の株式交換等に際して交付された株式等以外の財産の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、再申請期限をもって同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

16 前項第一号の「特例再計算相続税額」とは、同号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額に相当する金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得した特例対象非上場株式等の当該相続の開始の際における価額とみなして、第二項第八号の規定により計算した金額に第十三項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロに掲げる金額を加算した金額をいう。

17 第十五項第一号の規定により同号の相続税の免除を受けようとする特例経営承継相続人等は、再申請期限までに、同号の免除を受けたい旨、免除を受けようとする相続税に相当する金額及びその計算の明細その他の財務省令で定める事項を記載した申請書（当該免除の手続に必

要な書類その他の財務省令で定める書類を添付したものに限り、を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

18 税務署長は、第十三項、第十四項又は前項の規定による申請書の提出があった場合において、これらの申請書に記載された事項について調査を行い、これらの申請書に係る第十三項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める相続税若しくは第十四項若しくは第十五項第一号に規定する相続税の免除をし、又はこれらの申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、これらの申請書に係る申請期限又は再申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該免除をした相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これをこれらの申請書を提出した特例経営承継相続人等に通知するものとする。

19 第七十条の七の第二十九項及び第二十項の規定は、第十三項、第十四項又は第十七項の申請書の提出があった場合について準用する。この場合において、同条第十九項中「第二十八項の表の第六号」とあるのは「第七十条の七の第六十三項の表の第九号」と、「第八号」とあるのは「第十二号」と、「同表の第六号」とあるのは「同表の第九号」と、同条第二十項中「第二十八項の表の第六号の上欄又は同表の第八号」とあるのは「第七十条の七の第六十三項の表の第九号から第十一号まで」と読み替えるものとする。

20 前三項に定めるもののほか、第十三項から第十五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

21 第七十条の七の第二十二項から第二十六項までの規定は、特例認定承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。

22 第七十条の七の第二十七項の規定は、第七項又は第十二項において準用する同条第十六項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかつた場合について準用する。

23 第一項の規定の適用を受けた特例経営承継相続人等は、次の表の上欄に掲げる場合に該当する場合には、当該各号の中欄に掲げる金額を基礎とし、当該特例経営承継相続人等が同項の規定の適用を受けるために提出する相続税の申告書の提出期限の翌日から当該各号の下欄

に掲げる日（同表の第一号から第三号まで又は第六号から第十一号までの下欄に掲げる日以前二月以内に当該特例経営承継相続人等が死亡した場合には、当該特例経営承継相続人等の相続の開始があったことを知った日の翌日から六月を経過する日）までの期間に応じ、年三・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号の中欄に掲げる金額に相当する相続税にあわせて納付しなければならない。	猶予中相続税額	同項各号に定める日から二月を経過する日	用する同条第十五項の規定の適用があった場合	繰り上げられる猶予中相続税額	た納税の猶予に係る期限
一 第三項において準用する第七十条の七の第二十三項（第二号を除く。）の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の中欄に掲げる額	同表の各号の掲げる日から二月を経過する日	六 第十二項において準用する第七十条の七の第二十七項第一号の規定の適用があつた場合（前号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
二 第三項において準用する第七十条の七の第二十四項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の中欄に掲げる額	同表の各号の掲げる日から二月を経過する日	七 第十二項において準用する第七十条の七の第二十七項第二号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号ロに掲げる金額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
三 第三項において準用する第七十条の七の第二十五項の規定の適用があつた場合（第五号から第十一号までの上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の表の中欄に掲げる額	同表の各号の掲げる日から二月を経過する日	八 第十二項において準用する第七十条の七の第二十七項第三号又は第四号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
四 第九項において準用する第七十条の七の第二十二項の規定の適用があつた場合（次号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項の規定により納税の猶予に係る期限が確定する猶予中相続税額	同項の規定による納税の猶予に係る期限	九 第十三項第一号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第一号イ及びロに掲げる金額の合計額	同号の譲渡等をした日から二月を経過する日
五 第十項において準用する第七十条の七の第二十三項又は第十一項において準	これらの規定により納税の猶予に係る期限が繰り上	これらの規定により	十 第十三項第二号又は第三号の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲	同項第二号イに掲げる金額（同号の合併の際	これらの合併又は株式



(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例)

第七十条の七の八 前条第一項の規定により同項の特例贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた特例対象受贈非上場株式等につきこの項の規定の適用を受けようとする特例経営相続承継受贈者が、当該相続に係る相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該特例対象受贈非上場株式等(特例認定相続承継会社の株式等(株式又は出資をいう。以下この条において同じ。)に限る。)で当該相続税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるもの(以下この条において「特例対象相続非上場株式等」という。))に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限る、相続税法第三十三条の規定にかかわらず、当該特例経営相続承継受贈者の死亡の日まで、その納税を猶予する。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 特例経営相続承継受贈者 第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に定める者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。  
イ その者が、前項の規定の適用に係る相続の開始の時に、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の代表権を有していること。  
ロ 前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者及びその者と政令で定める特別の関係がある者の有する当該特例認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数の合計が、当該特例認定相続承継会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数であること。  
ハ 前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、その者が有する当該特例認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数が、その者とロに規定する政令で定める特別の関係がある者のうちいずれの者(その者以外の第七十条の七の五第一項、第七十条の七の六第一項又は前項の規定の適用を受ける者を除く。)が有する当該特例認定相続承継会社の株式等に係る議決権の数をも下回らないこと。

二 特例認定相続承継会社 第七十条の七の五第二項第一号に定める会社で、前項の規定の適用に係る相続の開始の時において、次に掲げる要件(同項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者に係る特例贈与者が第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、ハに掲げるものを除く。)の全てを満たすものをいう。  
イ 当該会社の常時使用従業員(常時使用する従業員として財務省令で定めるものをいう。ホにおいて同じ。)の数が一人以上であること。  
ロ 当該会社が、第七十条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社のうち政令で定めるものに該当しないこと。  
ハ 当該会社(ハにおいて「特定会社」という。)の株式等及び特別関係会社(当該特定会社と政令で定める特別の関係がある会社をいう。以下この項において同じ。)のうち当該特定会社と密接な関係を有する会社として政令で定める会社(ニにおいて「特定特別関係会社」という。)の株式等が、非上場株式等に該当すること。  
ニ 当該会社及び特定特別関係会社が、第七十条の七第二項第一号ニに規定する風俗営業会社に該当しないこと。  
ホ 当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合(当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。)にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。  
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、会社の円滑な事業の運営を確保するために必要とされる要件として政令で定めるものを備えているものであること。  
三 非上場株式等 第七十条の七第二項第二号に定める株式等をいう。  
四 納税猶予分の相続税額 前項の規定の適用に係る特例対象相続非上場株式等の価額(当該特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続承継会社又は当該特例認定相続承継会社の特別関係会社であつて当該特例認定相続承継会社との間に支配関係がある法人(以下この号において「特例認定相続承継会社等」という。))が会社法第二条第二号に規定する外国会社(当該特例認定相続承継会社の特別関係会社)に該当するものに限る。)その他政令で定める法人の株式等(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。)を有する場合には、前項の特例対象受贈非上場株式等の第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時における当該特例認定相続承継会社の株式等の価額を基礎とし、当該特例認定相続承継会社等が当該外国会社その他政令で定める法人の株式等を有していなかつたものとして財務省令で定めるところにより計算した価額)を前項の特例経営相続承継受贈者に係る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該特例経営相続承継受贈者の相続税の額

五 特例経営相続承継期間 第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る特例贈与者(特例経営相続承継受贈者の同項の規定の適用に係る贈与が当該特例贈与者の第七十条の七第十五項(第三号に係る部分)に限り、第七十条の七の五第十五項において準用する場合を含む。)の規定の適用に係るものである場合には、第七十条の七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けていた者として政令で定める者に前項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の贈与をした者、第五項及び第六項並びに第十項において準用する第七十条の七の二第十五項において同じ。)について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から当該次に掲げる日のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営相続承継受贈者の死亡の日(前日のいずれか早い日までの期間をいう。以下この項において「特例経営相続承継期間」という。))  
イ 当該特例経営相続承継受贈者の最初の贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日  
ロ 当該特例経営相続承継受贈者の最初の第七十条の七の六第一項の規定の適用に係る

相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後五年を経過する日  
六 経営相続報告基準日 次のイ又はロに掲げる期間の区分に応じイ又はロに定める日をいう。  
イ 特例経営相続承継期間 第七十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する贈与税の申告書の提出期限(特例経営相続承継受贈者が同項の規定の適用を受ける前に同項の特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の非上場株式等について第七十条の七の六第一項の規定の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限)の翌日から一年を経過することの日(第六項において「第一種相続基準日」という。)  
ロ 特例経営相続承継期間(前項の規定の適用を受ける特例経営相続承継受贈者に係る特例贈与者が前号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該特例経営相続承継受贈者に係る第七十条の七の五第二項第七号に規定する特例経営贈与承継期間)の末日の翌日から納税猶予分の相続税額(既に次項において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項の規定の適用があつた場合には、次項の規定の適用があつた特例対象相続非上場株式等の価額に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。第六項及び第七項において「猶予中相続税額」という。)に相当する相続税の全部につき前項、次項において準用する同条第三項から第五項まで、第九項において準用する同条第十二項、第九項において準用する同条第十三項及び第十項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの期間 当該末日の翌日から三年を経過することの日(第六項において「第二種相続基準日」という。))

三 第七十条の七の二第三項(第二号を除く。)、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第七号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同条第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者(当該特例経営相続承継受

三 第七十条の七の二第三項(第二号を除く。)、第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の確定について準用する。この場合において、同条第三項第七号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同条第四号中「いずれかの者」とあるのは「いずれかの者(当該特例経営相続承継受

贈者以外の特例経営相続継受贈者、第七十条の七の五第一項の規定の適用を受ける同条第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者及び第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける同条第二項第七号に規定する特例経営承継相続人等を除く。」と、同条第四項の表の第一号の上欄中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と読み替えるものとする。

4 第七十条の七の二第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする特例経営相続継受贈者が納税猶予分の相続税額につき特例対象相続非上場株式等（合併により当該特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続継受贈者が消滅した場合その他の財務省令で定める場合は、当該特例対象相続非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるもの。以下この条において同じ。）の全てを担保として提供した場合について準用する。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする特例経営相続継受贈者が提出する相続税の申告書に、特例対象受贈非上場株式等の全部若しくは一部につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は次に掲げる書類の添付がない場合には、適用しない。

一 当該特例対象受贈非上場株式等の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める事項を記載した書類  
 二 当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該特例贈与者が第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日が当該特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続継受贈者の経営に関する事項として財務省令で定めるものを記載した書類

三 第一項の規定の適用に係る相続の開始の時において、当該特例経営相続継受贈者が第二項第一号イからハまでに掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続継受贈者が同項第二号イからホまでに掲げる要件（当該特例経営相続継受贈者に係る特例贈与者が同項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には、同項第二号ハに

掲げるものを除く。）その他財務省令で定める要件を満たしていることを財務省令で定めるところにより証する書類

6 第一項の規定の適用を受ける特例経営相続継受贈者は、特例対象相続非上場株式等に係る特例贈与者の死亡の日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部につき同項、第三項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十三項、第九項において準用する同条第十三項又は第十項において準用する同条第十五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に経営相続報告基準日（当該特例対象相続非上場株式等に係る特例贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から五月（当該特例贈与者が第二項第五号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合にあつては、三月）を経過する日）が当該特例贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合における当該最初に到来する経営相続報告基準日を除く。）が存する場合に、届出期限（第一種相続基準日の翌日から五月を経過する日及び第二種相続基準日の翌日から三月を経過する日）をいう。第八項及び第十三項において同じ。）までに、政令で定めるところにより引き続き第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項の特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続継受贈者の経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄事務署長に提出しなければならない。

7 第七十条の七の二第一項の規定は、猶予中相続税額に相当する相続税並びに当該相続税に係る利子税及び延滞税の徴収を目的とする国の権利の時効について準用する。  
 8 第七十条の七の二第十二項の規定は、第六項の届出書が届出期限までに納税地の所轄事務署長に提出されない場合について準用する。  
 9 第七十条の七の二第十三項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。  
 10 第七十条の七の二第十四項及び第十五項の規定は、特例経営相続継受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用について準用する。この場合において、同条第十四項第十一号中「当該対象非上場株式等の価額に

百分の二十を乗じて計算した価額」とあるのは「零」と、当該認定承継会社等が当該株式等有していないかつたものとして計算した価額に百分の二十を乗じて計算した価額と当該株式等の価額との合計額」とあるのは「当該株式等の価額」と、同条第十五項中「経営承継相続人等」とあるのは「特例経営相続継受贈者」と、「被相続人」とあるのは「特例贈与者」と、「第七十条の七の二第二項第一号」とあるのは「第七十条の七の二第二項第二号」と、第七十条の七の二第八項第二号とあるのは「特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」と、「認定承継会社」とあるのは「特例認定相続継受贈者」と、「株主」とあるのは「又は同項第一号に規定する特例経営相続継受贈者」と、「株主」と、同条第一項の「とあるのは「当該」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「定める」とあるのは「定め、若しくは当該相続税の免除を取り消す」と、「第七十条の七の二第一項」とあるのは「第七十条の七の八第一項」と、「第七十条の七の二の」とあるのは「第七十条の七の八の」と読み替えるものとする。

11 第七十条の七の二第十六項から第二十一項までの規定は、第一項の規定により納税の猶予がされた相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十六項第一号中「前条第一項」とあるのは「第七十条の七第一項」と、同条第十九項及び第二十項中「第二十八項」とあるのは「第七十条の七の八第十八項において準用する第七十条の七の六第二十三項」と読み替えるものとする。  
 12 第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、特例認定相続継受贈者について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。  
 13 第七十条の七の二第二十七項の規定は、第六項又は第十一項において準用する同条第十六項の届出書が届出期限又は同項の免除届出期限までに提出されなかつた場合について準用する。  
 14 第七十条の七の二第三十一項から第三十九項までの規定は、第一項の特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続継受贈者が同条第三十二項に規定する災害等によつて被害を受けた場合について準用する。  
 15 第七十条の七の二第四十項の規定は、経済産業大臣又は経済産業局長が、第一項の規定の適

用を受ける特例経営相続継受贈者又は同項の特例対象相続非上場株式等若しくは当該特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続継受贈者について、第三項において準用する同条第三項から第五項までの規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合について準用する。

16 第七十条の七の二第四十一項の規定は、税務署長が、経済産業大臣又は経済産業局長の事務（第一項の規定の適用を受ける特例経営相続継受贈者に関する事務で、前項において準用する同条第四十項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認める場合について準用する。  
 17 第七十条の七の六第十三項から第二十項までの規定は、第一項の特例対象相続非上場株式等に係る特例認定相続継受贈者の事業の継続が困難な事由として政令で定める事由が生じた場合において、同項の規定の適用を受ける特例経営相続継受贈者が当該特例対象相続非上場株式等の全部若しくは一部の譲渡若しくは贈与をしたとき、又は当該特例認定相続継受贈者が合併、株式交換、株式移転若しくは解散をしたときについて準用する。  
 18 第七十条の七の六第二十三項及び第二十四項の規定は、第三項において準用する第七十条の七の二第三項から第五項まで、第八項において準用する同条第十二項、第九項において準用する同条第十三項、第十項において準用する同条第十五項又は前項において準用する第七十条の七の六第十三項若しくは第十五項の規定による納税の納付について準用する。  
 19 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
**第七十条の七の九 認定医療法人（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下第七十条の七の十二までにおいて「平成二十六年改正医療法施行日」という。）から令和八年十二月三十一日までの間に**

厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。)の持分を有する個人(第四項において「贈与者」という。)が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人(以下この条において「受贈者」という。)に対して贈与税が課される場合には、当該受贈者の当該放棄があつた日の属する年分の贈与税で相続税法第二十八条第一項の規定による期限内申告書(当該期限内申告書の提出期限前に当該受贈者が死亡した場合)には、当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)が提出する同法第二十八条第二項の規定による期限内申告書を含む。「贈与税の申告書」という。)の提出により納付すべきものの額のうち、当該放棄により受けた利益(以下第七十条の七の十一まで及び第七十条の七の十四において「経済的利益」という。)の価額で当該贈与税の申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の贈与税額(当該経済的利益の価額を当該受贈者に係る当該年分の贈与税の課税価格とみなして、同法第二十一条の五及び第七十条の七の規定(第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。)を適用して計算した金額をいう。以下この条において同じ。)に相当する贈与税については、政令で定めるところにより当該年分の贈与税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2 この条から第七十条の七の十四までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 認定医療法人 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十四号。以下この条、第七十条の七の十二及び第七十条の七の十四において「平成十八年医療法等改正法」という。)附則第十条の四第一項に規定する認定医療法人をいう。

二 持分 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第三項第二号に規定する持分をいう。

三 認定移行計画 平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項に規定する認定移行計画をいう。

四 厚生労働大臣認定 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第一項の規定による厚生労働大臣の認定をいう。

五 移行期限 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項の規定により認定移行計画に記載された移行の期限をいう。

六 基金拠出型医療法人 平成十八年医療法等改正法附則第十条の三第二項第一号ハに規定する基金拠出型医療法人をいう。

七 次に掲げる者が、その者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者が認定医療法人の持分を放棄したことにより経済的利益について第一項の規定の適用を受ける場合には、当該経済的利益については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一 相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者

二 第一項の規定の適用に係る認定医療法人の持分について当該特定贈与者による放棄があつた日の属する年中において、当該特定贈与者から贈与を受けた同項の規定の適用を受ける経済的利益以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項(第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項(第七十条の二の八において準用する場合を含む。))又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)の届出書を提出する者

4 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に同項の認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受ける受贈者又は同項の規定の適用に係る認定医療法人について次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定の適用を受ける納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日から二月を経過する日(当該各号に定める日から当該二月を経過する日までの間に当該受贈者が死亡した場合には、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日)をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

一 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合、当該払戻しを受けた日

二 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分の譲渡をした場合、当該譲渡をした日

三 当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する新医療法人への移行をしない場合、当該移行期限

四 当該認定医療法人の認定移行計画について平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項の規定により厚生労働大臣認定が取り消された場合、当該厚生労働大臣認定が取り消された日

五 当該認定医療法人が解散をした場合(合併により消滅をする場合を除く。)) 当該解散をした日

六 当該認定医療法人が合併により消滅をした場合(合併により医療法人を設立する場合において当該認定医療法人が合併に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときその他の政令で定める場合を除く。)) 当該消滅をした日

一 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合、当該払戻しを受けた日

二 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分の譲渡をした場合、当該譲渡をした日

三 当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する新医療法人への移行をしない場合、当該移行期限

四 当該認定医療法人の認定移行計画について平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項の規定により厚生労働大臣認定が取り消された場合、当該厚生労働大臣認定が取り消された日

五 当該認定医療法人が解散をした場合(合併により消滅をする場合を除く。)) 当該解散をした日

六 当該認定医療法人が合併により消滅をした場合(合併により医療法人を設立する場合において当該認定医療法人が合併に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときその他の政令で定める場合を除く。)) 当該消滅をした日

7 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が納税猶予分の贈与税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合に、当該持分の価額が当該納税猶予分の贈与税額に満たないときであっても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合には、この限りでない。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9 税務署長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合には、納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合において、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

10 受贈者が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一項の規定の適用があつた場合における贈与税に係る延滞税については、その贈与税の額のうち納税猶予分の贈与税額とその他のものとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

二 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が第七項本文の規定によりその有する認定医療法人の持分の全てを担保として提供する場合には、国税通則法第五十条第二号中「有価証券で税務署長等(国税に関する担保の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官

一 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合、当該払戻しを受けた日

二 当該受贈者が第一項の贈与税の申告書の提出期限から当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に当該認定医療法人の持分の譲渡をした場合、当該譲渡をした日

三 当該認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する新医療法人への移行をしない場合、当該移行期限

四 当該認定医療法人の認定移行計画について平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項の規定により厚生労働大臣認定が取り消された場合、当該厚生労働大臣認定が取り消された日

五 当該認定医療法人が解散をした場合(合併により消滅をする場合を除く。)) 当該解散をした日

六 当該認定医療法人が合併により消滅をした場合(合併により医療法人を設立する場合において当該認定医療法人が合併に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときその他の政令で定める場合を除く。)) 当該消滅をした日

七 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が納税猶予分の贈与税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合に、当該持分の価額が当該納税猶予分の贈与税額に満たないときであっても、同項の規定の適用については、当該納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなす。ただし、その後において、その提供された担保の全部又は一部につき変更があつた場合には、この限りでない。

八 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

九 税務署長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する担保について国税通則法第五十一条第一項の規定による命令に応じない場合には、納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税に係る第一項の規定による納税の猶予に係る期限を繰り上げることができる。この場合において、同法第四十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

又は国税局長。以下この条及び次条において同じ。）が確実と認められるもの」とあるのは、「有価証券及び租税特別措置法第七十条の七の九第二項第二号（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）に規定する持分（質権その他の担保権の目的となつていないことその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」とし、同法第五十一条第一項の規定は、適用しない。

三 前号の場合において、第七項ただし書の規定の適用があるときは、同号の規定は、適用しない。

四 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第六十四条第一項中「延納」とあるのは「延納（租税特別措置法第七十条の七の九第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）」と、同法第七十三条第四項中「延納」とあるのは「延納（租税特別措置法第七十条の七の九第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予を含む。）とする。

五 第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第五項、第六項又は前項の規定による当該期限を含む。）は、国税通則法及び国税徴収法中法定納期限又は納期限に関する規定を適用する場合には、相続税法の規定による延納に係る期限に含まれるものとする。

六 第一項の規定による納税の猶予を受けた贈与税については、国税通則法第五十二条第四項中「認めるときは、税務署長等」とあるのは「認めるとき（租税特別措置法第七十条の七の九第一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合には、当該認めるとき、又は当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないとき）は、税務署長等」と、国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは「一年以上前（当該滞納に係る国税が贈与税である場合にあっては、当該贈与税に係る贈与の前）」と、同法第四十八条第一項中「財産は」とあるのは「財産（租税特別措置法第七十条の七の九第

一項（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除）の規定による納税の猶予の担保として同項に規定する経済的利益に係る同項の認定医療法人の持分が提供された場合において、当該認定医療法人の持分を換価に付しても買受人がないときにおける当該担保を提供した同項に規定する受贈者の他の財産を除く。）は」とする。

七 第五項、第六項又は前項の規定に該当する贈与税については、相続税法第三十八条第三項の規定は、適用しない。

11 第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつた場合（その該当することとなつた日前に、第五項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第九項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除く。）には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する贈与税は、政令で定めるところにより、免除する。

一 第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを財務省令で定めるところにより放棄した場合、納税猶予分の贈与税額

二 当該認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、第一項の規定の適用を受ける受贈者が有している当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき

三 納税猶予分の贈与税額から第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

12 第一項の規定の適用を受ける受贈者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合には、当該各号に規定する贈与税に相当する金額を基礎とし、当該贈与税に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から当該各号に定める納税の猶予に係る期限までの期間に及び、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する利子税を、当該各号に規定する贈与税に併せて納付しなければならない。

一 第五項の規定の適用があつた場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項に規定する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

二 第六項の規定の適用があつた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税に係る同項の規定による納税の猶予に係る期限

三 第九項の規定の適用があつた場合 同項に規定する贈与税に係る同項の規定により繰り上げられた納税の猶予に係る期限

13 第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける受贈者が死亡した場合に、当該受贈者に係る納税猶予分の贈与税額に係る納付の義務は、当該受贈者の相続人が承継する。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

14 厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長は、第一項の規定の適用を受ける受贈者若しくは同項の規定の適用に係る認定医療法人については、第五項若しくは第六項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更（移行期限に係るものに限る。）について、平成十八年医療法改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行つた場合には、遅滞なく、当該受贈者若しくは当該認定医療法人について当該事実が生じた旨又は当該変更について当該認定を行つた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該受贈者の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

15 税務署長は、第一項の場合において厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の事務（同項の規定の適用を受ける受贈者に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実にを行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は当該地方厚生局長若しくは当該地方厚生支局長に対し、当該受贈者が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

16 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除）

第七十条の七の十 認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から令和八年十二月三十一日

までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合において、当該受贈者が当該放棄の時から当該放棄による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間にその有する当該認定医療法人の持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該受贈者については、相続税法第二十一条の五から第二十一条の八までの規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）により計算した金額から放棄相当贈与税額を控除した残額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。

2 前項に規定する放棄相当贈与税額とは、同項の経済的利益の価額を同項の受贈者に係るその年の贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該受贈者による同項の認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経済的利益について準用する。

4 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び同項の放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例）

第七十条の七の十一 次条第二項に規定する経過措置医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人

までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合において、当該受贈者が当該放棄の時から当該放棄による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間にその有する当該認定医療法人の持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該受贈者については、相続税法第二十一条の五から第二十一条の八までの規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）により計算した金額から放棄相当贈与税額を控除した残額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。

2 前項に規定する放棄相当贈与税額とは、同項の経済的利益の価額を同項の受贈者に係るその年の贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該受贈者による同項の認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経済的利益について準用する。

4 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び同項の放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例）

第七十条の七の十一 次条第二項に規定する経過措置医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人

までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合において、当該受贈者が当該放棄の時から当該放棄による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間にその有する当該認定医療法人の持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該受贈者については、相続税法第二十一条の五から第二十一条の八までの規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）により計算した金額から放棄相当贈与税額を控除した残額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。

2 前項に規定する放棄相当贈与税額とは、同項の経済的利益の価額を同項の受贈者に係るその年の贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該受贈者による同項の認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経済的利益について準用する。

4 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び同項の放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例）

第七十条の七の十一 次条第二項に規定する経過措置医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人

までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人（第四項において「贈与者」という。）が当該持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、当該認定医療法人の持分を有する他の個人（以下この条において「受贈者」という。）に対して贈与税が課される場合において、当該受贈者が当該放棄の時から当該放棄による経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間にその有する当該認定医療法人の持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該受贈者については、相続税法第二十一条の五から第二十一条の八までの規定（第七十条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含む。）により計算した金額から放棄相当贈与税額を控除した残額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。

2 前項に規定する放棄相当贈与税額とは、同項の経済的利益の価額を同項の受贈者に係るその年の贈与税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該受贈者による同項の認定医療法人の持分の放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用を受ける経済的利益について準用する。

4 第一項の規定の適用を受けようとする受贈者が、同項の贈与者による認定医療法人の持分の放棄があつた日から同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限までの間に、当該認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者の経済的利益に係る贈与税の申告書に、当該経済的利益について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該経済的利益に係る持分の明細及び同項の放棄相当贈与税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

6 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたものとみなされる場合の特例）

第七十条の七の十一 次条第二項に規定する経過措置医療法人の持分を有する個人の死亡に伴い当該経過措置医療法人の持分を有する他の個人

の当該持分の価額が増加した場合には、当該持分の価額の増加による経済的利益に係る相続税法第九条本文の規定の適用については、同条本文中「贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）」とあるのは、「贈与」とする。この場合において、当該経済的利益については、同法第十九条第一項の規定は、適用しない。

2 前項前段に規定する場合において、同項の経過措置医療法人が同項の経済的利益に係る贈与税の申告書の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から令和八年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であるときは、同項の他の個人は、当該経済的利益については、前二条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項の死亡した個人は第七十条の七の九第一項又は前条第一項に規定する贈与者と、当該他の個人はこれらの規定に規定する受贈者とみなす。

3 第一項の規定は、同項の他の個人が前項の規定により前二条の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

4 第二項の規定により前二条の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除）

第七十条の七の十二 個人が経過措置医療法人の持分を有していた他の個人（第八項において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続に係る相続税法第二十七条第一項の規定による期限内申告書（当該期限内申告書の提出期限に当該持分を取得した個人（以下この条において「相続人等」という。）が死亡した場合には、当該相続人等の相続人（包括受遺者を含む。）が提出する同法第二十七条第二項の規定による期限内申告書を含む。以下この条及び次条において「相続税の申告書」という。）の提出期限において認定医療法人（平成二十六年改正医療法施行日から令和八年十二月三十一日までの間に厚生労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）であるときは、当該相続人等が当該相続税の申告書の提出により納付すべき相続税の額のうち、当該持分の価額で当該相続税の申告書にこ

の項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、政令で定めるところにより当該相続税の申告書の提出期限までに当該納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、同法第三十三条の規定にかかわらず、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税を猶予する。

2 この条において、経過措置医療法人とは平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する経過措置医療法人をいい、納税猶予分の相続税額とは前項の規定の適用に係る持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして相続税法第十三条から第十九条までの規定を適用して政令で定めるところにより計算した当該相続人等の相続税の額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合若しくは当該持分の譲渡をした場合又は次条第一項の規定の適用を受ける場合には、第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の相続に係る相続税の申告書の提出期限までに、当該相続又は遺贈により取得した経過措置医療法人の持分の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていない場合における同項の規定の適用については、その分割されていない持分は、当該相続税の申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載をすることができないものとする。

5 第七十条の七の九第五項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等の同項の規定の適用を受ける相続税に関する納税の猶予に係る期限について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の十二第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税」とあるのは「納税猶予分の相続税額に相当する相続税」と、「贈与税の申告書」とあるのは「相続税の申告書」と読み替えるものとする。

6 第七十条の七の九第六項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人がその認定移行計画に記載された移行期限までに基金拠出型医療法人への移行を行う場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項の規

定」とあるのは「第七十条の七の十二第一項の規定」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税については、第一項」とあるのは「相続税については、第七十条の七の十二第一項」と、「もつて第一項」とあるのは「もつて第七十条の七の十二第一項」と読み替えるものとする。

7 第七十条の七の九第七項の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が納税猶予分の相続税額につきその有する同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の十二第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。

8 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の認定医療法人の持分に係る相続税の申告書に、当該持分につき同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び納税猶予分の相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

9 第七十条の七の九第九項の規定は、第一項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げについて準用する。この場合において、同条第九項中「第一項の規定」とあるのは「第七十条の七の十二第一項の規定」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「贈与税に係る第一項」とあるのは「相続税に係る第七十条の七の十二第一項」と読み替えるものとする。

10 相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法、国税徴収法及び相続税法の規定の適用については、次に定めることによる。

一 第七十条の七の九第十項第一号から第六号までの規定は、相続人等が第一項の規定の適用を受けようとする場合又は同項の規定による納税の猶予がされた場合における国税通則法及び国税徴収法の規定の適用について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 第五項において準用する第七十条の七の九第五項の規定、第六項において準用する同条第六項の規定又は前項において準用する同条第九項の規定に該当する相続税については、相続税法第三十八条第一項及び第四十一条第一項の規定は、適用しない。

三 第一項の規定の適用を受ける相続人等が同項の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税の額で納税猶予分の相続税額以外のものについては、当該相続人等が取得した同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額は零であるものとして、相続税法第三十八条第一項（同法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第五項又は第五十二条第一項（同法第五十三条第四項第二号において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

11 第七十条の七の九第十一項の規定は、第一項の規定の適用を受ける納税猶予分の相続税額に相当する相続税の免除について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の十二第一項」と、「第五項各号」とあるのは「同条第五項において準用する第五項各号」と、「第九項」とあるのは「同条第九項において準用する第九項」と、「相当する贈与税」とあるのは「相当する相続税」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「第六項」とあるのは「同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

12 第七十条の七の九第十二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける相続人等が第五項において準用する同条第六項の規定又は第九項において準用する同条第九項の規定により第一項の納税猶予分の相続税額の全部又は一部に相当する相続税を納付する場合の利子税について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の十二第一項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「贈与税」とあるのは「相続税」と、「贈与税の申告書」とあるのは「相続税の申告書」と、「第五項」とあるのは「第七十条の七の十二第二項において準用する第五項」と、「第六項」とあるのは「第七十条の七の十二第六項において準用する第六項」と、「第九項」とあるのは



「第七十条の七の十二第九項において準用する第九十項」と読み替えるものとする。

13 第七十条の七の九第十三項の規定は、第一項の規定の適用に係る認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに同項の規定の適用を受ける相続人等が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の十二第二項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と読み替えるものとする。

14 第七十条の七の九第十四項の規定は、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長が、第一項の規定の適用を受ける相続人等若しくは同項の規定の適用に係る認定医療法人について、同条第十四項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合又は当該認定医療法人の認定移行計画の変更（移行期限に係るものに限る。）について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行った場合について準用する。この場合において、第七十条の七の九第十四項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の九の十二第二項」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第五項若しくは第六項」とあるのは「同条第五項において準用する第五項若しくは同条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

15 第七十条の七の九第十五項の規定は、税務署長が、前項において準用する同条第十四項の規定による厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長の通知の事務に関し必要があると認める場合について準用する。この場合において、同条第十五項中「第一項の場合」とあるのは「第七十条の七の十二第一項の場合」と、「受贈者」とあるのは「相続人等」と、「第一項の規定」とあるのは「同条第一項の規定」と読み替えるものとする。

16 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七の十三 個人（以下この条において「相続人等」という。）が前条第二項に規定する経過措置医療法人（以下この項及び第三項において「経過措置医療法人」という。）の持分を

有していた他の個人（第四項において「被相続人」という。）から相続又は遺贈により当該経過措置医療法人の持分を取得した場合において、当該経過措置医療法人が当該相続の開始の時に認定医療法人（当該相続に係る相続税の申告書の提出期限又は令和八年十二月三十一日のいずれか早い日までに厚生労働大臣認定を受けた経過措置医療法人を含む。）であり、かつ、当該持分を取得した相続人等が当該相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間にその有する当該経過措置医療法人で厚生労働大臣認定を受けたものの持分の全部又は一部を財務省令で定めるところにより放棄したときは、当該相続人等については、相続税法第十五条から第二十条の二まで及び第二十一条の十五第三項の規定により計算した金額から放棄相当相続税額を控除した残額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項に規定する放棄相当相続税額とは、同項の規定の適用に係る認定医療法人の持分の価額を同項の相続人等に係る相続税の課税価格とみなして政令で定めるところにより計算した金額のうち当該相続人等により放棄がされた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けようとする相続人等が、同項の相続の開始の時から当該相続に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、同項の経過措置医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合又は当該持分の譲渡をした場合には、同項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする相続人等のその被相続人から相続又は遺贈により取得した同項の持分に係る相続税の申告書に、当該持分について同項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合又は当該持分の明細及び同項の放棄相当相続税額の計算に関する明細その他財務省令で定める書類の添付がない場合には、適用しない。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（医療法人の持分の放棄があつた場合の贈与税の課税の特例）

第七十条の七の十四 認定医療法人（医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和八年十二月三十一日までの間に厚生

労働大臣認定を受けた医療法人に限る。）の持分を有する個人が当該持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに新医療法人（平成十八年医療法等改正法附則第十条の二に規定する新医療法人をいう。次項において同じ。）への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限るものとし、当該個人の遺言による放棄を除く。）をしたことにより当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であつても、当該認定医療法人が受けた当該経済的利益については、相続税法第六十六条第四項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受けた認定医療法人（当該認定医療法人が合併により消滅した場合に於ては、その合併後存続する医療法人で財務省令で定めるもの。第七項及び第八項において同じ。）が、前項の規定の適用に係る相続税法第二十八条の規定による申告書の提出期限から当該認定医療法人が新医療法人への移行をした日から起算して六年を経過する日までの間に、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項又は第三項の規定により厚生労働大臣認定が取り消された場合には、前項の規定にかかわらず、当該認定医療法人を個人とみなして、これに同項の経済的利益について贈与税を課する。この場合において、当該認定医療法人は、当該厚生労働大臣認定が取り消された日の翌日から二月以内に、同項の規定の適用を受けた年分の贈与税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

3 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の規定による修正申告書の提出がなるときは、納税地の所轄税務署長は、当該修正申告書に記載すべきであつた贈与税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

4 第二項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法及び相続税法第三十七条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第二項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第二項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正について

は、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「相続特別措置法第七十条の七の十四第二項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一項第一号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「相続特別措置法第七十条の七の十四第二項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十八条の規定による申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

四 相続税法第三十七条第一項第一号及び第二号、第四項並びに第五項中「第二十八条第一項又は第二項の規定による申告書の提出期限」とあるのは、「相続特別措置法第七十条の七の十四第二項（医療法人の持分の放棄があつた場合の贈与税の課税の特例）」に規定する修正申告書の提出期限」とする。

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする認定医療法人の相続税法第二十八条の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、当該認定医療法人が同項の放棄により受けた経済的利益についての明細その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、前項の記載又は添付がない相続税法第二十八条の規定による申告書の提出があつた場合において、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

7 厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長は、第一項の規定の適用を受ける認定医療法人について、平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第二項又は第三項の規定により厚生労働大臣認定を取り消した場合には、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該認定医療法人の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

8 税務署長は、第一項の場合において厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長

の事務（同項の規定の適用を受ける認定医療法人に限る）事務で、前項の規定の適用に係るものに關する。）の処理を適正かつ確実にを行うため必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は当該地方厚生局長若しくは当該地方厚生支局長に対し、当該認定医療法人が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

9 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（農地等）についての贈与税の納税猶予等に係る（農地の特例）

第七十条の八 第七十条の四第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が同項の規定の適用を受ける同項に規定する農地等の全部又は一部につき第三十三條の四第一項に規定する収用交換等（第三項及び第四項において「収用交換等」という。）による譲渡をしたことにより、第七十条の四第三十五項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定により当該受贈者の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額（平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に当該受贈者が当該農地等の全部又は一部につき当該収用交換等による譲渡をしたことにより同号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、零）とする。

2 前項の規定は、同項の受贈者が財務省令で定めるところにより同項の規定の適用を受けたい旨の届出書を第七十条の四第一項ただし書又は第四項の規定による納税の猶予に係る期限までに納税地の所轄税務署長に提出した場合（当該税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該届出書を当該期限後に提出した場合を含む。）に限り、適用する。

3 第七十条の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する農業相続人が同項に規定する特例農地等の全部又は一部につき収用交換等による譲渡をしたことにより、同条第四十項第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、同項の規定により当該農業相続人の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額（平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に当該農業相続人が当該特

例農地等の全部又は一部につき当該収用交換等による譲渡をしたことにより同号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、零）とする。

例農地等の全部又は一部につき当該収用交換等による譲渡をしたことにより同号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、零）とする。

4 第七十条の六の六第一項の規定の適用を受ける同項の林業経営相続人が同項に規定する特例山林の全部又は一部につき収用交換等による譲渡をしたことにより、同条第十九項の表の第二号の上欄に掲げる場合（同条第四項の規定の適用があつた場合に限る。）に該当することとなつた場合には、同条第十九項の規定により当該林業経営相続人の納付すべき利子税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

5 第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（計画伐採に係る相続税の延納等の特例）

第七十条の八の二 税務署長（相続税法第四十八条の三の国税局長が同条に規定する事務の引継ぎを受けた場合には、当該国税局長。次項、第七十条の十第一項及び第七十条の十二第一項において同じ。）は、同法第三十八條第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額の合計額（以下この条において「課税相続財産の価額」という。）のうち第六十九條の五第二項第一号に規定する森林経営計画が定められている区域内に存する立木（同号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存する立木を除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の価額の占める割合が十分の二以上であり、かつ、課税相続財産の価額のうち同法第三十八條第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち当該立木の価額に對應するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額（以下この条において「森林計画立木部分の税額」という。）に係る延納期間については、納税義務者の申請により、同項の規定にかかわらず、二十年内（森林法第五條第二項第六号に規定する公益的機能別施業森林の区域のうち財務省令で定める区域内に存する立木に係る森林計画立木部分の税額（以下この項において「特定森林計画立木部分の税額」という。）

にあつては、四十年以内）とすることができ、この場合において、相続税法第三十八條第一項に規定する延納税額が二百万円（当該延納税額が当該特定森林計画立木部分の税額である場合には、四百万円）未満であるときは、当該延納の許可をすることができる期間は、当該延納税額を十万円で除して得た数（その数に未満の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数を超えることができない。

2 税務署長は、相続税法第三十八條第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、課税相続財産の価額のうち前項に規定する立木の価額の占める割合が十分の二以上であるときは、当該延納の許可をする相続税額のうち森林計画立木部分の税額については、納税義務者の申請により、同条第二項の規定にかかわらず、当該立木の前項に規定する森林経営計画に基づく伐採の時期及び材積を基礎として納付すべき分納税額を定めることができる。

3 課税相続財産の価額のうち第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の二以上である場合には、当該延納税額のうち森林計画立木部分の税額についての相続税法第五十二條第一項の規定の適用については、同項第一号中「年五・四パーセント」とあるのは、「年一・二パーセント」とする。

4 課税相続財産の価額を計算する場合において、相続又は遺贈により取得した財産のうち次に各号に掲げる財産があるときは、当該各号に掲げる財産の価額は当該各号に定める価額によるものとする。

一 第七十条の六第一項に規定する特例農地等 当該特例農地等につき同条第二項第一号に規定する農業投資価格を基準として計算した価額

二 第七十条の六の六第一項に規定する特例山林 当該特例山林の価額に百分の二十を乗じて計算した価額

二の二 第七十条の六の七第一項の規定の適用を受ける同条第二項第一号に規定する特定美術品 当該特定美術品の価額に百分の二十を乗じて計算した価額

二の三 第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産 零

三 第七十条の七の二第一項に規定する対象非上場株式等又は第七十条の七の四第一項に規

定する対象相続非上場株式等 当該対象非上場株式等又は当該対象相続非上場株式等の価額に百分の二十を乗じて計算した価額（当該対象非上場株式等に係る第七十条の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社若しくは当該認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該認定承継会社との間に支配関係（第七十条の七第二項第一号ホに規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人又は当該対象相続非上場株式等に係る第七十条の七の八第二項第二号に規定する特別認定相続承継会社若しくは当該特別認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該特別認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が会社法第二條第二号に

四 第七十条の七の六第一項に規定する特例対象非上場株式等又は第七十条の七の八第一項に規定する特例対象相続非上場株式等 零

（当該特例対象非上場株式等に係る第七十条の七の六第二項第一号に規定する特別認定承継会社若しくは当該特別認定承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該特別認定承継会社との間に支配関係（第七十条の七の五第二項第一号ホに規定する支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人又は当該特例対象相続非上場株式等に係る第七十条の七の八第二項第二号に規定する特別認定相続承継会社若しくは当該特別認定相続承継会社の同号ハに規定する特別関係会社であつて当該特別認定相続承継会社との間に支配関係がある法人が会社法第二條第二号に

規定する外国会社（当該特例認定承継会社の第七十条の七の六第二項第一号ハに規定する特別関係会社又は当該特例認定相続承継会社の第七十条の七の八第二項第二号ハに規定する特別関係会社に該当するものに限る。）又は第七十条の七の六第十一項若しくは第七十条の七の八第十項において準用する第七十条の七の第十四項第十一号に規定する政令で定める法人の株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）又は出資を有する場合には、当該株式又は出資の価額）

五 第七十条の七の十二第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の第七十条の七の九第二項第二号に規定する持分又は第七十条の七の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する認定医療法人の同号に規定する持分 零

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九条第一項に規定する申請書に、第一項に規定する立木に係る同項に規定する森林経営計画の明細その他財務省令で定める事項を記載した書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 第一項から第三項までの規定の適用を受けている者に係る第一項に規定する森林経営計画につき森林法第十六条の規定による認定の取消しその他の政令で定める事由が生じたときは、その事由が生じた時として政令で定める時をもって、その時以後に納付すべきであった分納税額の合計額のうち当該森林経営計画に係る森林計画立木部分の税額に係る部分（以下この項において「納付すべき分納税額」という。）の納期限とする。この場合において、その者の延納期間のうち既に適用があつた年数が十五年（延納の許可を受けた年数が十五年未満であるときは、当該年数）に満たないときは、税務署長は、当該納付すべき分納税額について、その者の申請により、当該満たない年数を延納期間として、相続税法第三十八条第一項及び第五十二条第一項の規定を適用することができる。

8 前項の森林経営計画の認定又はその取消しがあつた場合における税務署長への通知に関し必要な事項は、政令で定める。

9 前各項の規定は、相続税法第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により延納の許可を受けた者で、その課税相続財産の価額のうち第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の二以上であるものが当該許可により納付すべき相続税額に係る延納及び利子税について準用する。

10 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の九 相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可を受けた者に係る前条第一項に規定する課税相続財産の価額のうち都市緑地法第十二条の規定による特別緑地保全地区又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区その他これに準ずるものとして政令で定める地区内にある土地の価額がある場合には、当該延納の許可を受けた相続税額のうち当該土地の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額（次項において「特別緑地保全地区等内土地部分の税額」という。）についての相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「年六・六パーセント」とあるのは、「年四・二パーセント」とする。

2 相続税法第五十二条第三項の規定は、延納の許可を受けた相続税額のうち特別緑地保全地区等内土地部分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用する。

3 第一項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九条第一項に規定する申請書に、第一項に規定する地区内にある土地の明細書その他財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前三項の規定は、相続税法第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により延納の許可を受けた者で、第一項に規定する課税相続財産の価額のうち同項に規定する土地の価額があるものが当該許可により納付すべき相続税額に係る利子税について準用する。

第七十条の十 税務署長は、相続税法第三十八条第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、第七十条の八の二第二項に規定する課税相続財産の価額のうち不動産、所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産で当該相続に係る被相続人の事業の用に供されていたものその他政令で定める財産の価額の合計額（以下この条において「不動産等の価額」という。）の占める割合が四分の三以上であるときは、当該延納を許可する相続税額のうち当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額（次項及び第三項において「不動産等部分の税額」という。）に係る延納期間については、納税義務者の申請により、相続税法第三十八条第一項の規定にかかわらず、二十年以内（同項に規定する延納税額が二百万円未満であるときは、当該延納税額を十百万円で除して得た数（その数に未滿の端数があるときは、これを一とする。）に相当する年数以内）とする。

2 前項に規定する課税相続財産の価額のうち不動産等の価額の占める割合が四分の三以上である場合には、当該延納税額のうち不動産等部分の税額についての相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「年五・四パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント」とする。

3 相続税法第五十二条第三項の規定は、延納の許可を受けた相続税額のうち不動産等部分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九条第一項に規定する申請書に、第一項に規定する不動産、減価償却資産その他の財産の明細書を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、相続税法第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により延納の許可を受けた者で、第一項に規定する課税相続財産の価額のうち不動産等の価額の占める割合が四分の三以上であるものが当該許可により納付すべき相続税額に係る延納及び利子税について準用する。

第七十条の十一 相続税法第三十八条第一項、第四十四条第一項又は第四十七条第一項の規定により相続税額について延納の許可を受けた者に

係る当該延納の許可を受けた相続税額（第七十条の八の二第三項、第七十条の九第一項又は前条第二項の規定の適用を受けた相続税額を除く。）についての同法第五十二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「年六・六パーセント」とあるのは「年六・六パーセント」と、同号イ中「年五・四パーセント」とあるのは「年三・六パーセント」と、「年六・六パーセント」とあるのは「年五・四パーセント」と、同号ロ中「年五・四パーセント」とあるのは「年四・八パーセント」とする。

第七十条の十二 税務署長は、相続税法第四十一条第一項に規定する納税義務者が同項、同法第四十五条第一項又は第四十八条の二第一項の規定による物納の許可（以下この項において「物納の許可」という。）を申請しようとする場合において、当該物納に充てようとする財産が美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成十年法律第九十九号）第二条第三号に規定する登録美術品（当該物納の許可の申請に係る相続の開始時において既に同法第三条第一項に規定する登録をを受けているものに限る。以下この項及び次項において「特定登録美術品」という。）であるときは、当該特定登録美術品については、当該納税義務者の申請により、相続税法第四十一条第五項（同法第四十五条第二項又は第四十八条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、物納の許可をすることができ。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第四十二条第一項（同法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第二項に規定する申請書に、物納に充てようとする特定登録美術品の種類及び価額その他当該特定登録美術品に関する事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、これらの書類は、同法第四十二条第一項に規定する物納手続関係書類とみなす。

（相続税及び贈与税の特例に係る修正申告書等の提出等に係る罰則）

第七十条の十三 第六十九条の三第一項若しくは第二項、第七十条第六項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第七十

条の二第四項、第七十条の三第四項又は第七十条の七の十四第二項の規定による修正申告書又は期限後申告書（第三項において「修正申告書等」という。）をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた相続税額又は贈与税額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下とすることができ

3 正当な理由がなくて修正申告書等をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

4 違反行為のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十条の二の第十九項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調査若しくは第七十条の二の三第十六項に規定する結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調査をその提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調査に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出したとき。

二 第七十条の二の第二十三項若しくは第七十条の三第二十項の規定による当該職員

の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第七十条の二の第二十三項又は第七十条の二の三第二十項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

5 法人（相続税法第六十六条第一項に規定する人格のない社団又は財団を含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理者を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、これらの規定の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

7 第五項に規定する社団又は財団について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とす

る場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四章の二 地価税法の特例

第七十一条 平成十年以後の各年の課税時期（地価税法第二章第四号に規定する課税時期をいう。以下この章において同じ。）において、個人又は法人（同条第七号に規定する人格のない社団等を含む。）が有する土地等（同条第一号に規定する土地等をいう。以下この章において同じ。）については、同法の規定にかかわらず、

当分の間、地価税を課さない。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の全額出資に係る会社の土地等の課税の特例）

第七十一条の二 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十三号）附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下この条において「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）が同法附則第九号の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）第二十六

条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第十三条第一項第二号の業務として行う土地の処分の公正かつ適切な実施を確保するために設立した法人で政令で定めるものが有する土地等（旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から取得したものに限り）については、

当該法人の発行済株式の総数又は出資の総額の一部を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有している間は、当該土地等を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が有するものとみなして、地価税法の規定を適用する。

（建物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税）

第七十一条の三 課税時期において国の施設等（国又は地方公共団体が国民の利便を特に考慮

して配置する施設で財務省令で定めるものをいう。）として使用されている地価税法第二条第九号に規定する建物を用いて供されている土地等（当該建物の一部が当該国の施設等以外の用にも供されているときは、当該国の施設等に対応する部分として政令で定める部分）については、地価税を課さない。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税法第二章の規定の適用については、同法第十六条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及び租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第七十一条の三第一項（建物が国の施設等として使用されている場合の土地等の非課税）」とする。

（事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税）

第七十一条の四 事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）が課税時期において有する土地等で次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（第一号に規定する貸付けに係る資金の返済又は同号若しくは第二号に規定する賦払が完了したものを除く。）のうち、当該事業協同組合等の組合員又は所属員に譲渡することが予定されているものとして財務省令で定めるもの（次項において「集団化等事業用地」という。）については、当該事業協同組合等には、地価税を課さない。

一 当該事業協同組合等が高度化事業（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）以下この号において「廃止法」という。）

第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第九十号）以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）

第二十一条第一項第二号イ若しくはロ（以下この号において「旧中小企業総合事業団法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）以下この号において「旧中小企業事業団法」という。）

第二十一条第一項第二号イ若しくはロの中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものをいう。）に係る高度化資金貸付け（廃止法附則第二条第一項の規定による解散前の中小企業総合事業団（以下この号において「旧中小企業総合事業団」という。）若しくは

旧中小企業総合事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の中小企業事業団（以下この号において「旧中小企業事業団」という。）又は都道府県の旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ又は旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号イに掲げる業務又は事業に係る資金の貸付けをいう。）を受け、又は当該高度化事業に係る高度化分譲（旧中小企業総合事業団若しくは旧中小企業事業団又は都道府県の旧中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号ロ又は旧中小企業事業団法第二十一条第一項第二号ロに掲げる業務又は事業による譲渡をいう。）の対価の額を賦払の方法により支払うこととして、当該土地等を取得したこと。

二 当該事業協同組合等が独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第一号又は附則第十八条に規定する業務による譲渡の対価の額を賦払の方法により支払うこととして当該土地等を取得したこと。

2 課税時期において前項の規定の適用がある集団化等事業用地とするための地価税法第二条第二号に規定する借地権等（民法第二百六十九条の二第一項の地上権その他の権利で政令で定めるものを除く。以下この章において「借地権等」という。）が設定されている土地等については、地価税を課さない。

3 前二項の規定の適用がある場合における地価税法第二章の規定の適用については、同法第十六条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで並びに租税特別措置法第七十一条の四第一項及び第二項（事業協同組合等が中小企業者の集団化等のために有する土地等の非課税）」とする。

（特定の都市計画駐車場の用に供されている土地等の非課税）

第七十一条の五 課税時期において、都市計画駐車場（都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められている同法第十一条第一項第一号に掲げる駐車場をいう。）で駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に該当するもの（政令で定めるものに限る。以下この条において「特定の都市計画駐車場」という。）の用に供されている土地等（当該土地等が特定の都市

計画法に定められている同法第十一条第一項第一号に掲げる駐車場をいう。）で駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に該当するもの（政令で定めるものに限る。以下この条において「特定の都市計画駐車場」という。）の用に供されている土地等（当該土地等が特定の都市

計画駐車場の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該特定の都市計画駐車場以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該特定の都市計画駐車場として使用されている建築物が貸し付けられているものであるときは専ら当該特定の都市計画駐車場として使用されている建築物で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。については、地価税を課さない。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税法第二章の規定の適用については、同法第十六条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及び租税特別措置法第七十一条の五第一項（特定の都市計画駐車場の用に供されている土地等の非課税）」とする。

（民間都市開発推進機構が有する土地等の非課税）

第七十一条の六 民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。）が、課税時期において有する土地等（当該民間都市開発推進機構が、平成八年一月一日から平成十一年三月三十一日までの間に同法附則第十四条第二項第一号に規定する事業見込地として取得したもので、その取得の日から当該課税時期までの期間が十年を超えていないものその他政令で定めるものに限る。）については、当該民間都市開発推進機構には、地価税を課さない。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税法第二章の規定の適用については、同法第十六条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及び租税特別措置法第七十一条の六第一項（民間都市開発推進機構が有する土地等の非課税）」とする。

（優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等）

第七十一条の七 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この項及び次項において「都市計画区域」という。）内で主として住宅建設の用に供する目的で行われる次に掲げる一団の宅地の造成に関する事業（当該宅地の造成が優良な住宅地の供給に寄与するものであり、かつ、当該住宅地の供給が土地等の分譲又は借地借家法（平成三年法律第九十号）の分譲又は第一号に規定する借地権で同法第二十二條第一項の規定の適用を受けるもの（以下この条にお

いて「定期借地権」という。）の設定により行われるものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を施行する者として政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「優良な住宅地造成事業者」という。）が課税時期において有する土地等（当該事業に係るもの（当該造成される宅地のうち当該事業の用に供するために土地等が買い取られた者に対して分譲されるものその他政令で定めるもの（以下この項において「優先分譲宅地等」という。）があるときは、当該優先分譲宅地等に対応する部分として政令で定める部分を除く。以下この項及び第三項において「供給予定地」という。）については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から前条までの規定により地価税が非課税とされるものを除き、当該優良な住宅地造成事業者の同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該供給予定地である土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

一 都市計画法第二十九条第一項の許可（都市計画区域内において行われる同法第四条第十項に規定する開発行為に係るものに限る。）を受けて行われる一団の宅地の造成に関する事業（当該造成される宅地のうち優先分譲宅地等があるときは、その一団の土地等の面積のうち当該優先分譲宅地等の面積の占める割合が百分の十未満であるものに限る。第三号において同じ。）で、その一団の土地等（優先分譲宅地等を除く。第三号において同じ。）の面積が千平方メートル（開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域で政令で定める区域内の当該一団の土地等の面積にあつては、政令で定める面積）以上であるもの

二 土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる一団の宅地の造成に関する事業で、当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内にある当該優良な住宅地造成事業者の供給予定地の面積が千平方メートル以上であるもの

三 開発許可を要しない一団の宅地の造成に関する事業のうち、開発許可の基準に準ずる基準として政令で定めるものを満たすもので、その一団の土地等の面積が千平方メートル以上であるもの

2 都市計画区域内で行われる次に掲げる住宅の建設に関する事業（当該住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであり、かつ、当該住宅の用に供される土地の供給が土地等の分譲又は定期借地権の設定により行われるものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を施行する者（以下この項及び次項において「優良な住宅建設事業者」という。）が課税時期において有する土地等（当該事業に係るもの（当該建設される住宅のうち当該事業の用に供するために土地等が買い取られた者その他政令で定める者に対して分譲されるもの（以下この項において「優先分譲住宅」という。）があるときは、当該優先分譲住宅の用に供される部分として政令で定める部分を除く。以下この項及び次項において「分譲住宅予定地」という。）については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から前条までの規定により地価税が非課税とされるものを除き、当該優良な住宅建設事業者の同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該分譲住宅予定地である土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

一 一団の住宅の建設に関する事業でこれにより建設される住宅の戸数が二十五戸以上であるもの（当該住宅のうちに優先分譲住宅があるときは、当該住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の戸数の占める割合が百分の十未満であり、かつ、当該住宅の戸数から優先分譲住宅の戸数を控除した住宅の戸数が二十五戸以上であるものに限る。）

二 政令で定める中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業で、当該中高層の耐火共同住宅の住居の用に供する各独立部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。以下この号において同じ。）の戸数が十五戸以上であるもの又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積が千平方メートル以上であるもの（当該中高層の耐火共同住宅の各独立部分のうち優先分譲住宅があるときは、当該各独立部分の戸数のうちに優先分譲住宅の戸数の占める割合が百分の十未満であり、かつ、当該各独立部分の戸数から優先分譲住宅の戸数を控除した各独立部分の戸数が十五戸以上であり、又は当該中高層の耐火共同住宅の床面積から優

先分譲住宅の床面積を控除した床面積が千平方メートル以上であるものに限る。）

3 課税時期において優良な住宅地造成事業者又は優良な住宅建設事業者により前二項の規定の適用がある供給予定地又は分譲住宅予定地とするための借地権等が設定されている土地等（地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から前条までの規定により地価税が非課税とされるものを除く。）については、同法第十六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の五分の一に相当する金額とする。

4 前三項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八條第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九條中「第十七条」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の七第一項から第三項まで（優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等）についての課税価格の計算の特例」と、これらの規定中「二分の一」とあるのは、「五分の一」と、同法第三十三條中「第十七条」とあるのは、「第十七條及び租税特別措置法第七十一条の七第一項から第三項まで（優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地等）についての課税価格の計算の特例」とする。

5 第一項から第三項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第二十五條第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八條第二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告書に係る同法第十九條第三項に規定する修正申告書を含む。次項並びに第七十一条の十七第二項及び第三項において「地価税の申告書」という。）に第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、これらの規定のいずれかに該当する旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 税務署長は、地価税の申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

(旅客会社が有する土地等) 旅客会社が有する土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の八 旅客鉄道株式会社及び日本貨物

鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社(以下この項及び次項において「旅客会社」という。)が課税時期において有する土地等(地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに前条の規定に該当するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)については、当該旅客会社の平成四年から平成十三年までの各年の課税時期に係る地価税法第六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 課税時期において次の各号のいずれかに該当する土地等については、平成四年から平成十三年までの各年の課税時期に係る地価税法第六条に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

一 旅客会社により借地権等が設定されている土地等その他旅客会社に貸し付けられている土地等(貸付けの期間が短期であるものその他の政令で定めるものを除く)。

二 専ら旅客会社に貸し付けられている建物その他の工作物(以下この章において「建物等」という。)で政令で定めるものの用に供されている土地等。

3 前二項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八条第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九条中「第十七条」とあるのは「租税特別措置法第七十一条の八第一項又は第二項(旅客会社が有する土地等)についての課税価格の計算の特例」とし、同法第三十三条中「第十七条」とあるのは「第十七条及び租税特別措置法第七十一条の八第一項又は第二項(旅客会社が有する土地等)についての課税価格の計算の特例」とす。

4 前条第五項及び第六項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。

(障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等) 障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の九 障害者を雇用する工場その他の事業所

障害者を雇用する工場その他の事業所、課税時期において、その障害者雇用

割合が百分の二十五以上であり、かつ、その雇用障害者数が政令で定める数以上であるもの用に供されている土地等(当該土地等が当該事業所の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該事業所の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除く)とし、当該事業所として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該事業所として使用されている建物等に限る。この項については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに第七十一条の七の規定に該当するものを除き、同法第六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

二 障害者雇用割合 課税時期における常時雇用する従業員の総数に対する雇用障害者数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

三 雇用障害者数 課税時期における常時雇用する障害者の数(当該障害者のうちに障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度知的障害者(以下この号において「重度の障害者」という。)がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数)と通常の従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「租税特別措置法第七十一条の八第一項又は第二項(旅客会社が有する土地等)についての課税価格の計算の特例」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の九第一項(障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等)についての課税価格の計算の特例」と読み替えるものとする。

4 第七十一条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(木材市場等の用に供されている土地等) 木材市場等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の十 課税時期において木材の卸売

のために開設される市場で政令で定めるもの(以下この項において「木材市場」という。)又は製材その他の木材の加工を業とする者若しくは木材の卸売を業とする者で木材市場における取引を通じて木材の需給及び価格の安定に寄与するものとして政令で定めるものの木材の保管場所(以下この項において「木材市場等」という。)の用に供されている土地等(当該土地等が木材市場等の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該木材市場等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除く)とし、当該木材市場等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該木材市場等として使用されている建物等が政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。この項については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに第七十一条の七の規定に該当するものを除き、同法第六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 第七十一条の八第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「租税特別措置法第七十一条の八第一項又は第二項(旅客会社が有する土地等)についての課税価格の計算の特例」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の十第一項(木材市場等の用に供されている土地等)についての課税価格の計算の特例」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(特別避難階段の付室等の用に供されている土地等) 特別避難階段の付室等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の十一 課税時期において建築基準法

第三十五条の規定の適用を受ける建築物で政令で定めるものの用に供されている土地等のうち当該建築物に設けられている特別避難階段(避難のための特別な構造を有する階段)として政令で定めるものをいう。)の付室又はバルコニーの用に供されている部分として政令で定めるもの

のについては、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに第七十一条の七の規定に該当するものを除き、同法第六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 第七十一条の八第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「租税特別措置法第七十一条の八第一項又は第二項(旅客会社が有する土地等)についての課税価格の計算の特例」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の十一第一項(特別避難階段の付室等の用に供されている土地等)についての課税価格の計算の特例」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(特定の附置義務駐車施設等の用に供されている土地等) 特定の附置義務駐車施設等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例)

第七十一条の十二 課税時期において、駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場(同法第十二条の規定による届出に係る駐車場に該当するもの)のうち政令で定めるものに限る。この項において、同法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられたこれらの規定に規定する駐車施設(当該条例で定められた基準に適合するため必要な部分として政令で定める部分に限る。)であるもの(以下この項において「特定の附置義務駐車施設」という。)の用に供されている土地等(当該土地等が特定の附置義務駐車施設の用以外の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該特定の附置義務駐車施設の用に供されている部分として政令で定める部分を除く)については、地価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに第七十一条の七の規定に該当するものを除き、同法第六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 第七十一条の八第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合

において、同条第三項中「租税特別措置法第七十一条の八第一項又は第二項（旅客会社が有する土地等）についての課税価格の計算の特例」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の十二第一項（特定の附置義務駐車施設の用に供されている土地等）についての課税価格の計算の特例」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の七第五項及び第六項の規定は、

第一項の規定を適用する場合について準用する。

第七十一条の十三 課税時期において工場立地法

（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項

第一号に規定する環境施設の用に供されている

土地等（地価税法別表第二第一号に掲げる土地

等に該当するものを除く。）については、地価

税法第六条から第八条まで及び附則第三条第二

項の規定並びに第七十一条の二から第七十一条

の六までの規定により地価税が非課税とされる

もの並びに同法第七十一条の規定及び第七十一

条の七から前条までの規定に該当するものを除

き、同法第十六条に規定する地価税の課税価格

に算入すべき価額は、当該土地等の価額の三分

の二に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税

法の規定の適用については、同法第十八条第一

項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九

条中「第十七条」とあるのは、「租税特別措置法

第七十一条の十三第一項（環境施設の用に供さ

れている土地等）についての課税価格の計算の特

例」と、これらの規定中「二分の一」とある

のは「三分の二」と、同法第三十三条中「第十

七条」とあるのは「第十七条及び租税特別措置

法第七十一条の十三第一項（環境施設の用に供

の並びに同法第七十一条の規定及び第七十一

条の七から第七十一条の十二までの規定に該当す

るものを除き、同法第十六条に規定する地価税の

課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価

額の三分の二に相当する金額とする。

1 建築基準法第五十九条の二第一項の規定に

よる許可を受けて建築された建築物で政令で

定めるものの用に供されている土地等のうち

公開空地（日常一般に開放されている空地で

政令で定めるものをいう。以下この号におい

て同じ。）に係る土地等（当該土地等が公開

空地以外の用にも供されているときは、当該

土地等のうち当該公開空地以外の用に供され

ている部分として政令で定める部分を除く。）

二 都市計画法第四条第一項に規定する都市計

画に定められた同法第八条第一項第四号に掲

げる特定街区の区域内に建築された建築物で

政令で定めるものの用に供されている土地等

のうち有効空地（当該特定街区の区域の環境

の整備に有効であり、かつ、公衆の使用する

ことができる空地で政令で定めるものをい

う。以下この号において同じ。）に係る土地

等（当該土地等が有効空地以外の用にも供さ

れているときは、当該土地等のうち当該有効

空地以外の用に供されている部分として政令

で定める部分を除く。）

るものの用に供されている土地等のうち当該地

区整備計画において定められた同法第七項第二

号に規定する壁面の位置の制限で建築基準法第

六十八条の二第一項の規定に基づく条例により

同項の制限として定められたものにより当該壁

面の位置の制限に反して建築物の壁その他の政

令で定めるものを建築してはならないこととさ

れている部分（以下この項において「地区計画

に係る特定の地区施設等」という。）に係る土

地等（当該土地等が地区計画に係る特定の地区

施設等以外の用にも供されているときは、当該

土地等のうち当該地区計画に係る特定の地区施

設等以外の用に供されている部分として政令で

定める部分を除く。）に該当する土地等につい

ては、地価税法第六条から第八条まで及び附則

第三条第二項の規定並びに第七十一条の二から

第七十一条の六までの規定により地価税が非課

税とされるもの並びに同法第七十一条の規定及び

第七十一条の七から第七十一条の十二までの規

定に該当するものを除き、同法第十六条に規定

する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当

該土地等の価額の三分の二に相当する金額とす

る。

2 第七十一条の十三第二項の規定は、前項の規

定の適用がある場合について準用する。この場

合において、同条第二項中「租税特別措置法第

第七十一条の十三第二項の規定は、前項の規

定の適用がある場合について準用する。この場

合において、同条第二項中「租税特別措置法第

七十一条の十三第一項（環境施設の用に供され

ている土地等）についての課税価格の計算の特

例」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条

の十六第一項（特定の放送用施設の用に供され

ている土地等）についての課税価格の計算の特

例」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の七第五項及び第六項の規定は、

第一項の規定を適用する場合について準用す

る。

第七十一条の十六 課税時期において特定の放送

用施設（放送法（昭和二十五年法律第百三十二

号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業

者（日本放送協会及び放送大学学園法（平成十

四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送

大学学園を除く。）又は放送法第二条第二十四

号に規定する基幹放送局提供事業者が有する同

条第二十号に規定する放送局に係る電波法第二

条第四号に規定する無線設備で政令で定めるも

のをいう。）の用に供されている土地等のうち

専ら当該特定の放送用施設の用に供されている

土地等として政令で定めるものについては、地

価税法第六条から第八条まで及び附則第三条第

二項の規定並びに第七十一条の二から第七十一

条の六までの規定により地価税が非課税とされ

るもの並びに同法第七十一条の規定及び第七十

一条の七から第七十一条の十二までの規定に該

当するものを除き、同法第十六条に規定する地価

税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等

の価額の三分の二に相当する金額とする。

2 第七十一条の十三第二項の規定は、前項の規

定の適用がある場合について準用する。この場

合において、同条第二項中「租税特別措置法第

七十一条の十三第一項（環境施設の用に供され

ている土地等）についての課税価格の計算の特

例」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条

の十六第一項（特定の放送用施設の用に供され

ている土地等）についての課税価格の計算の特

例」と読み替えるものとする。

3 第七十一条の七第五項及び第六項の規定は、

第一項の規定を適用する場合について準用す

る。

第七十一条の十七 農業協同組合併助成法（昭

和三十六年法律第四十八号）第二条第一項若し

くは附則第二項、森林組合併助成法（昭和三十

八年法律第五十六号）第二条又は漁業協同組

合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）

第二条若しくは附則第二項の規定によりこれら

の規定に規定する合併経営計画又は合併及び事

業経営計画の認定を受けて行った合併に係る法

人税法第二条第十二号に規定する合併法人であ

る農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合

（以下この項において「農業協同組合等」とい

う。）については、当該合併の日から同日以後

五年を経過する日までの期間内に含まれる平成

四年以後の各年の課税時期に係る地価税の地価

税法第十八条第二項に規定する基礎控除の額

は、その者の選択により、当該合併に係る合併

前の農業協同組合等のそれぞれにつき当該合併

がなかつたものとした場合における次に掲げる

金額のいずれか少ない金額の合計額とすること

ができる。

1 地価税法第十八条第一項第一号に掲げる金

額に相当する金額

二 当該合併の直前において有していた土地等

につき地価税法その他地価税に関する法令の

規定により地価税が非課税とされるもの

の並びに同法第七十一条の規定及び第七十一

条の七から第七十一条の十二までの規定に該

当するものを除き、同法第十六条に規定する地価

税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等

の価額の三分の二に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税

法の規定の適用については、同法第十八条第一

項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九

条中「第十七条」とあるのは、「租税特別措置法

規定の例により計算した当該合併の直前における課税価格に相当する金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税の申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項第二号の合併の直前において有していた土地等の明細その他の事項を記載した書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、地価税の申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第五章 登録免許税法の特例

(土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十二条 個人又は法人が、平成二十五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、土地に関する登記で次の各号に掲げるものを受ける場合には、当該各号に掲げる登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 売買による所有権の移転の登記 千分の十五
二 所有権の信託の登記 千分の三
三 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に登録免許税法別表第一第一号(十二)ロ(3)又はホ(1)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき前項の規定により同項各号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定により控除する割合は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
一 売買による所有権の移転の登記 千分の七・五
二 所有権の信託の登記 千分の一・五

3 平成十五年三月三十一日以前に登録免許税法別表第一第一号(十二)ロ(3)に掲げる仮登記を受けた者が、土地について、当該仮登記に基づき第一項の規定により同項第一号の登記を受ける場合には、同法第十七条第一項の規定に

より控除する割合は、同項及び所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第二十四条第四項の規定にかかわらず、千分の三とする。

(住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減)

第七十二条の二 個人が、昭和五十九年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に住宅用の家屋で政令で定めるもの(以下第七十五条までにおいて「住宅用家屋」という。)を新築し、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋を取得し、当該個人の居住の用に供した場合に、当該住宅用家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築又は取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定められるもの(以下「住宅用家屋」という。)の取得(売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項、第七十四条の二第二項及び第七十四条の三第一項において同じ。)をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内(一年以内に登記できないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項、第七十四条の二第二項及び第七十五条において同じ。)に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

(特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第七十四条 個人が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの間(次項において「特定期間」という。)に同法第十条第二号イに掲げる住宅で住宅用家屋に該当するもの(以下この条において「特定認定長期優良住宅」という。)の新築をし、又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、

は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるもの(以下「住宅用家屋」という。)に限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 個人が、特定期間内に建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の取得後一年以内に登記を受けるもの(以下「住宅用家屋」という。)に限り、前条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

(認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減)

第七十四条の二 個人が、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの間(次項において「特定期間」という。)に同法第二条第三項に規定する低炭素建築物(同法第十六条の規定により当該低炭素建築物とみなされた同法第九条第一項に規定する特定建築物のうち政令で定めるものを含む。)で住宅用家屋に該当するもの(以下この条において「認定低炭素住宅」という。)の新築をし、又は建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該認定低炭素住宅の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定低炭素住宅の新築又は取得後一年以内に登記を受けるもの(以下「住宅用家屋」という。)に限り、第七十二条の二及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

2 個人が、特定期間内に建築後使用されたことのない認定低炭素住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該認定低炭素住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定低炭素住宅の取得後一年以内に登記を受けるもの(以下「住宅用家屋」という。)に限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

(特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減)

第七十四条の三 個人が、平成二十六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が増改築等をした建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものを当該宅地建物取引業者から取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の取得後一年以内に登記を受けるもの(以下「住宅用家屋」という。)に限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

業者が増改築等をした建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものを当該宅地建物取引業者から取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の取得後一年以内に登記を受けるもの(以下「住宅用家屋」という。)に限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

2 前項に規定する増改築等とは、同項に規定する宅地建物取引業者が同項に規定する住宅用家屋(同項の取得前二年以内に当該宅地建物取引業者が取得をしたものに限る。)につき行う増築、改築その他の政令で定める工事(当該工事と併せて行う当該住宅用家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替又は取付けに係る工事を含む。)であつて、当該工事に要した費用の総額が当該住宅用家屋の同項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円)以上であることその他の政令で定める要件を満たすものをいう。

(住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減)

第七十五条 個人が、昭和五十九年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に住宅用家屋の新築(当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。)をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのない住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築又は取得(以下この条において「住宅用家屋の新築等」という。)をすするための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む。)が行われるとき、又は対価の支払が賦払の方法により行われるときは、その貸付け又はその賦払に係る債権で次の各号に掲げるものを担保するために当該各号に定める者が受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登記を受けるもの(以下「住宅用家屋の新築等」という。)に限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

業者が増改築等をした建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものを当該宅地建物取引業者から取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の取得後一年以内に登記を受けるもの(以下「住宅用家屋」という。)に限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。





合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の五)

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の五

四 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得(次号に掲げるものを除く。) イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

五 合併による不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の十六  
ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三

**第八十条** 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、産業競争力強化法

第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画(同法第二条第十七項に規定する事業再編のうち政令で定めるもの)について記載があるものに限る。)に係る同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定(造船法(昭和二十五年法律第九号)第十五条の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。)に係るものであつて産業競争力強化法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社設立又は資本金の額の増加(これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分並びに次号及び第三号に掲げるものを除く。) 千分の三・五  
二 合併による株式会社設立又は資本金の額の増加 イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分 千分の一  
ロ イに掲げる部分以外の部分(これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。) 千分の三・五

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加(これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。) 千分の五

四 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得(次号及び第六号に掲げるものを除く。) イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の十六  
ロ 船舶の所有権の取得 千分の二十三

五 合併による不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の二  
ロ 船舶の所有権の取得 千分の三

六 分割による不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の四  
ロ 船舶の所有権の取得 千分の三

七 産業競争力強化法第四十六条の二に規定する特別事業再編を実施する同条の認定特別事業再編事業者が、次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、同法第二十四条の三第二項に規定する認定特別事業再編計画(同法第二十七条に規定する事業再編のうち政令で定めるところについて記載があるものに限る。)に係る同法第二十四条の二第一項又は第二十四条の三第一項の認定に係るものであつて新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第 号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に

係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から二年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 合併による資本金の額の増加 イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分 千分の一  
ロ イに掲げる部分以外の部分(これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。) 千分の一・五

二 分割による資本金の額の増加(これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。) 千分の三

三 事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の十一  
ロ 船舶の所有権の取得 千分の十八

四 合併による不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の一  
ロ 船舶の所有権の取得 千分の二

五 分割による不動産又は船舶の所有権の取得 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 不動産の所有権の取得 千分の一  
ロ 船舶の所有権の取得 千分の十八

六 個人が、産業競争力強化法第二百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画に係る同法第二百二十七条第一項又は第二百二十八条第一項の認定を受けた市町村(特別区を含む。)の区域内において、当該認定創業支援等事業計画に記載された同法第二十三条第三項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けて株式会社又は合同会社の設立をした場合には、当該株式会社又は合同会社の設立の登記に係る登録免許税の額は、財務省令で定めるところにより同法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九

条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 株式会社 当該株式会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額(当該金額が七万五千円に満たない場合には、申請件数一件につき七万五千円)

二 合同会社 当該合同会社の資本金の額に千分の三・五を乗じて計算した金額(当該金額が三万円に満たない場合には、申請件数一件につき三万円)

**第八十条の二** 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第二百二十八号)第五条第一項(同法附則第八条第三項又は第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第十七条第一項(同法附則第九条第三項又は第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の決定若しくは同法第九条第一項(同法附則第八条第三項又は第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第十九条第一項(同法附則第九条第三項又は第二十七条第三項の規定により適用される場合を含む。)の変更後の経営強化計画に係るこれらの規定による主務大臣の承認(平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に同法第二条第一項に規定する金融機関等が提出した当該経営強化計画又は当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。)又は同法第三十四条の十第三項の実施計画(当該実施計画において同条第二項第七号に規定する資金交付契約に関する事項が記載されているものに限る。以下この条において同じ。)若しくは同法第三十四条の十一第一項の変更後の実施計画に係るこれらの規定による主務大臣の認定(令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に同法第三十四条の十第一項に規定する金融機関等が提出した当該実施計画又は当該変更後の実施計画に係るものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該決定若しくは承認又は認定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に

掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、当該登記について東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十一条の二の規定の適用がある場合については、この限りでない。

一 株式会社設立又は資本金の額の増加（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の三・五

二 合併による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の一（それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五）

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の五

四 合併による不動産の所有権の取得 千分の二

五 分割による不動産の所有権の取得 千分の四

六 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 千分の一・五

七 合併による抵当権の取得 千分の〇・五

八 分割による抵当権の取得 千分の一（認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の三 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第十四条第三項に規定する認定開発供給実施計画に係る同法第十三条第一項又は第十四条第一項の認定に係るものであつて同法の施行の日から令和九年三月三十一日までの間にされたこれらの認定に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの認定の日から一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 株式会社設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分並びに次号及び第三号に掲げるものを除く。） 千分の三・五

二 合併による株式会社設立又は資本金の額の増加 イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合  
イ 資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分 千分の一  
ロ イに掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。） 千分の三・五

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加（これらの認定により増加した資本金の額のうち三千億円を超える部分を除く。） 千分の五

四 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における不動産の所有権の取得（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 千分の十六

五 合併による不動産の所有権の取得 千分の二

六 分割による不動産の所有権の取得 千分の四

七 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減

第八十一条 再編計画（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二の二第一項に規定する再編計画をいう。以下この条において同じ。）の同項の認定（同法第十二条の六第一項の変更の認定を含む。以下この条において「再編計画の認定」という。）を受けた医療機関の開設者（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に当該再編計画の認定を受けた者に限る。次項において同じ。）が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二の二第一項に規定する医療機関の再編の事業をいう。次項において同じ。）に必要な土地の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの

のみに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。  
2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。（特定国際船舶等の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第八十二条 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が、平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に海上運送法第四十四条の二に規定する国際船舶のうち特に輸送能力の高いものとして政令で定めるもの（次項において「対象船舶」という。）で同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶に該当するもの（以下この項及び第三項において「特定国際船舶」という。）を同法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画（第三項において「認定特定船舶導入計画」という。）に基づき建造した場合において、当該特定国際船舶で事業の用に供したことのなないもの所有権の保存の登記を受けるときは、当該特定国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。

2 海上運送事業者が、前項に規定する期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から航行の安全が確保されている対象船舶として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「既存国際船舶」という。）を取得した場合に、当該既存国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

3 第一項に規定する期間内に、海上運送事業者が建造し、若しくは取得する特定国際船舶（認定特定船舶導入計画に基づき建造するものに限る。）若しくは既存国際船舶の建造若しくは取得のための資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はこれら

の特定国際船舶若しくは既存国際船舶の対価の支払方法が延払いによる場合において、その貸付け又は延払いに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）を担保するために受けるこれらの特定国際船舶又は既存国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、特定国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記にあつては千分の二とし、既存国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記にあつては千分の三・五とする。

（都市緑化支援機構が土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税）

第八十二条の二 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された同項に規定する都市緑化支援機構（公益社団法人又は公益財団法人であるものに限る。）が、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、都市緑地法第十七条の二第四項の規定又は古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定により土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。

（認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減）

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者（次項において「認定事業者」という。）が、同法第二十五条に規定する認定計画（平成十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定（国家戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。以下この項において「計画認定」という。）を受けたもののうち、当該計画認定の申請が特定民間都市再生事業（都市再生特別措置法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る工事着手前に行われたもの（同法第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、同法第二十一条第一項の認定に係る

のみに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。  
2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。（特定国際船舶等の所有権の保存登記等の税率の軽減）

のみに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十とする。  
2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な建物の建築をした場合には、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二とする。（特定国際船舶等の所有権の保存登記等の税率の軽減）

申請が特定民間都市再生事業に係る工事着手前に行われ、かつ、同法第二十四条第一項の変更の認定に係る申請が特定民間都市再生事業（当該変更に係る部分に限る。）に係る工事着手前に行われたものに限る。次項において「認定民間都市再生事業計画」という。）に基づき当該計画認定の日から三年以内に当該特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画（前項の期間内に都市再生特別措置法第十九条の二第二項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。以下この項において同じ。）に基づき同法第二十五条に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築（同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定（同法第十九条の十第二項又は国家戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により当該認定を含む。）の日から三年以内（特定民間都市再生事業のうち政令で定めるものについては、五年以内）にするものに限る。）をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五（平成二十四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築をする建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の二）とする。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記等の税率の軽減）  
**第八十三条の二** 都市再生特別措置法第九十九条の七第二項第一号に規定する者が、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき、同条第二項第二号に規定する土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有

権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る同法第九十九条の九の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の設定の登記にあつては千分の五とする。

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）

**第八十三条の二** 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画（以下この項において「資産流動化計画」という。）に基づき特定資産（同条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項において同じ。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物）の取得をした場合（当該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一次に掲げる全ての要件を満たすものであること。  
 イ 資産の流動化に関する法律第四条第一項の規定による届出を行つていること。  
 ロ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券を発行する旨の定めがあること。  
 ハ 資産流動化計画に特定不動産（特定目的会社が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額（資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する契約書に記載されている価額

をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該特定目的会社が有する特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。  
 ニ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第十二項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものであること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。  
 イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。  
 ロ 特定目的会社がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

2 信託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び次項において「投資法人法」という。）第三条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。）が、投資信託（投資法人法第二項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、投資信託約款（投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。）に従い特定資産（投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち不動産の所有権の取得をした場合（当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一次に掲げる全ての要件を満たすものであること。  
 イ 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（信託会社等が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

3 投資法人（投資法人法第二条第二項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約（以下この項において「規約」という。）に従い特定資産のうち不動産の所有権の取得をした場合（当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

益権をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。  
 ロ 当該投資信託が投資法人法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合には、当該投資信託に係る同条第十一項に規定する投資信託委託会社が宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

ハ 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合には、金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。  
 二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。  
 イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。  
 ロ 信託会社等がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

イ 特定目的会社がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。  
 ロ 特定目的会社がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

一次に掲げる全ての要件を満たすものであること。  
 イ 規約に資産運用の方針として、特定不動産（投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を

百分の七十五以上とする旨の定めがあること。  
 ニ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第十二項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものであること。

百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ロ 投資法人法第八十七条の登録を受けていること。

ハ 投資法人から投資法人法第九十八条の規定によりその資産の運用に係る業務を委託された投資法人法第二十一条に規定する資産運用会社が、宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

ニ 資金の借入れをする場合には、金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。

二 一次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。  
ロ 投資法人がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

(特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)

**第八十三条の三** 不動産特定共同事業法第二条第九項に規定する特例事業者(同法第二十二條の二第三項に規定する小規模特例事業者を除く。次項において同じ。)又は同法第二十一条第一項に規定する適格特例投資家限定事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約(同項第一号又は第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。)に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものの取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより不動産特定共同事業法(平成二十五年法律第五十六号)の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 建替え(建替えが必要な建築物として政令で定めるものの当該建替えに限る。)その他財務省令で定める行為により建築物(都市機能の向上に資する建築物として政令で定めるものに限る。第三号及び次項において「特定建築物」という。)の新築又は改築をする場合において、当該特定建築物の敷地の用に供

することとされている土地で政令で定めるもの  
二 前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な建築物として政令で定めるもの  
三 特定建築物とするために増築、修繕又は模様替で政令で定めるもの(次項において「特定増築等」という。)をすることが必要な建築物として政令で定めるもの  
四 前号に掲げる建築物の敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの  
2 不動産特定共同事業法第十二条第九項に規定する特例事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者が、前項に規定する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物(同項第一号に掲げる土地に建築をする特定建築物又は同項第三号に掲げる建築物に限る。)の新築、改築又は特定増築等をした場合には、当該建築物(特定増築等の場合にあつては、当該建築物の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより同項に規定する期間内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。)

3 不動産特定共同事業法第十二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は同法第二十二條の二第三項に規定する小規模特例事業者が、同法第二十一条第一号又は第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。)に係る不動産取引の目的となる建築物で次に掲げるものの取得をした場合には、当該建築物の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより不動産特定共同事業法(平成二十九年法律第四十六号)の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。  
一 建替えにより政令で定める用途に供する建築物(次号及び次項において「特例建築物」という。)の新築又は改築をする場合における当該建替えが必要な建築物として政令で定めるもの  
二 特例建築物とするために増築、修繕又は模様替で政令で定めるもの(次項において「特例増築等」という。)をすることが必要な建築物として政令で定めるもの

4 不動産特定共同事業法第七条に規定する小規模不動産特定共同事業者又は同法第二十二條の二第三項に規定する小規模特例事業者が、前項に規定する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物(特例建築物又は同項第二号に掲げる建築物に限る。)の新築、改築又は特例増築等をした場合には、当該建築物(特例増築等の場合にあつては、当該建築物の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより同項に規定する期間内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。)  
(認定鉄道事業再構築実施計画に基づき不動産を取得した場合の所有権等の移転登記の税率の軽減)

**第八十三条の四** 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第二十一条第二号イに規定する鉄道事業者(同法第二十五条第一項(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。))の規定により鉄道事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者を含む。)が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十四条第八項(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。))に規定する認定鉄道事業再構築実施計画(令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に同法第二十四条第二項(同条第七項(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。))及び同法第二十九条の九において準用する場合を含む。))の規定による認定を受けたものに限る。)  
(に基づき同法第二条第九項に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅客鉄道事業の用に供する土地又は建物で政令で定めるものの所有権、地上権又は賃借権の取得をした場合には、当該土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の十とし、地上権又は賃借権の移転の登記にあつては千分の五とする。)  
(新幹線鉄道の建設に係る不動産の所有権の移転登記等の免税)

**第八十四条** 特定建設線(全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。)の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が、同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する土地の所有権若しくは地上権の取得又は建物の建築をする場合には、当該土地の所有権の移転若しくは地上権の設定の登記又は当該建物の所有権の保存の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得又は建築後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。  
(鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税)

会社等の鉄道事業に係る路線（同号において「廃止路線」という。）に係るものであること。

二 当該第一種鉄道事業者が前号の建設線の一部又は一部の区間に係る当該旅客会社等の鉄道事業が開始される日において同号の廃止路線の全部又は一部の区間で国土交通大臣が定める区間において鉄道事業を開始する場合における当該鉄道事業の用に供されるものであること。

（特定連絡道路工事施行者が取得した特定連絡道路に係る土地の所有権の移転登記の免税）

第八十四条の二の二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第六条第二項に規定する特定連絡道路の工事施行者が、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に、当該特定連絡道路の用に供する土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものにより、登録免許税を課さない。

（相続に係る所有権の移転登記等の免税）

第八十四条の二の三 個人が相続（相続人に対する遺贈を含む。以下この条において同じ。）により土地の所有権を取得した場合において、当該個人が当該相続による当該土地の所有権の移転の登記を受ける前に死亡したときは、平成三十年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に当該個人を当該土地の所有権の登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

2 個人が、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に、土地について所有権の保存の登記（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者の相続人が受けるものに限る。）又は相続による所有権の移転の登記を受ける場合において、これらの登記に係る登録免許税法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額が百万円以下であるときは、これらの登記については、登録免許税を課さない。

（独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税）

第八十四条の三 独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条

第一項及び第六条第三項の規定により権利を承継する場合又は資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十条の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下この項において「会社」と総称する。）が受ける設立の登記並びに同法第七条の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（次項において「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。次項において「機構法」という。）附則第二条第一項の規定により承継する登記に係る権利者としての地位に基づき日本国有鉄道、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団又は同項の規定による解散前の日本鉄道建設公団を登記名義人とするために受ける登記については、登録免許税を課さない。

4 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構（以下この条において「保有機構」という。）が同法附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二條の規定により日本国有鉄道から承継した権利に係る当該承継に伴う登記であつて、機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下この条において「事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号）附則第四条第一項の規定により事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金（以下この条において「基金」という。）が保有機構から承継をし、同項の規定により機構法附則第三条第一項の規定による解散前の運輸施設整備事業団（以下この条において「事業団」という。）が基

金から承継をし、さらに、同項の規定により機構が事業団から承継をした当該登記に係る登記権利者としての地位に基づき機構が保有機構を登記名義人とするために受けるものについては、登録免許税を課さない。

（自然災害の被災者等が新築又は取得をした建物に係る所有権の保存登記等の免税）

第八十四条の四 自然災害（被災者生活再建支援法第二条第二号に規定する政令で定める自然災害をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者（同項において「被災者等」という。）が当該自然災害により滅失した建物又は当該自然災害により損壊したため取り壊した建物（同項において「滅失建物等」という。）に代わるものとして新築又は取得をした建物で政令で定めるものの所有権の保存又は移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該自然災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に受けるものにより、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用を受ける建物の新築又は取得のための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）が行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。以下この項及び同条第二項において同じ。）又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該建物を目的とする抵当権の設定の登記については、当該建物の所有権の保存又は移転の登記と同時に受けるものにより、登録免許税を課さない。

（自然災害の被災者等が被災代替建物に係る土地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税）

第八十四条の五 自然災害の被災者等が前条第一項の規定の適用を受ける建物（以下この項において「被災代替建物」という。）の敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において、当該土地（当該被災代替建物に係る滅失建物等の床面積の状況その他の事情を勘案して政令で定める面積を超えない部分に限る。）の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該自然災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に受けるものにより、登録免許税を課さない。

する日までの間に受けるものにより、登録免許税を課さない。

2 前項の規定の適用を受ける土地の所有権若しくは地上権若しくは賃借権の取得のための資金の貸付けが行われる場合又はその対価の支払が賦払の方法により行われる場合におけるその貸付けに係る債権又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該土地を目的とする抵当権の設定の登記については、当該土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記と同時に受けるものにより、登録免許税を課さない。

（動産譲渡登記等に係る登録免許税の税率の特例）

第八十四条の六 個人又は法人が、登録免許税法別表第一第九号の動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定について次の各号に掲げる登記（第二号に掲げる登記にあつては、同号の債権又は同号の質権の目的とされた債権の個数が五千個以下であるものに限る。）を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 動産の譲渡の登記 一件につき七千五百円
- 二 債権の譲渡又は質権の設定の登記 一件につき七千五百円
- 三 前二号に掲げる登記の存続期間を延長する登記 一件につき三千円
- 2 前項の債権又は質権の目的とされた債権の個数の算定方法は、財務省令で定める。

（産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例）

第八十四条の七 株式会社産業再生機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（一）カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第十八条第一項（登記）の委員」とする。

2 日本郵政株式会社の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号（一）カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第四十六条第一項（登記）の委員」とする。

3 株式会社地域経済活性化支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第

一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)第二十条第一項(登記)の委員」とする。

4 株式会社産業革新投資機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは産業競争力強化法第九十九条第一項(委員の登記)の委員」とする。

5 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号)第十九条第一項(登記)の委員」とする。

6 株式会社海外需要開拓支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外需要開拓支援機構法(平成二十五年法律第五十一号)第二十条第一項(登記)の委員」とする。

7 株式会社民間資金等活用事業推進機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第五十条第一項(登記)の委員」とする。

8 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成二十六年法律第二十四号)第二十一条第一項(登記)の委員」とする。

9 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第三十五号)第二十一条第一項(登記)の委員」とする。

10 株式会社炭素化支援機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第三十六条の二十一第一項(委員の登記)の委員」とする。

第十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)第三十六条の二十一第一項(委員の登記)の委員」とする。

第六章 消費税法の特例

第一節 消費税法の特例

第八十五条 酒類その他の政令で定める物品(以下この条において「指定物品」という。)の譲渡を行う事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者(同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。をいう。以下第八十六条の二までにおいて同じ。))又は指定物品を保税地域から引き取る者が、本邦と外国との間を往來する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。))又は航空機(以下この条、第八十七条の五及び第八十八条の三において「外航船等」という。))に船用品又は機用品(関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。第八十七条の五及び第八十八条の三において同じ。))として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込むとする港(同項第十一号から第十三号までに規定する開港、税関空港又は不開港をいう。以下この条、第八十七条の五及び第八十八条の三において同じ。))の所在地の所轄税関長の承認を受けた指定物品を譲渡し、又は保税地域から引き取る場合には、財務省令で定めるところにより、当該外航船等への積込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積込み(輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十二条の法律(昭和三十年法律第三十七号)第十二条の法律(昭和三十年法律第三十七号)の五及び第八十八条の三において同じ。))とみなして、消費税法及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた指定物品のうち事業者から譲渡されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合(政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税関長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く。))は、当該指定物品の所持者が関税法第六條の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用

される当該各号に定める指定物品を保税地域から引き取るものとみなして、消費税法を適用する。この場合において、当該指定物品に係る消費税の納税地は、当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなった場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八條第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る対価の額(同条第一項に規定する対価の額をいう。第八十六条の六第一項において同じ。))とする。

一 本邦において陸揚げ又は取卸し(積換えを含む。以下この号において同じ。))がされる場合 その陸揚げ又は取卸しがされる指定物品

二 当該外航船等が外航船等でなくなる時に当該外航船等に現存する場合 その現存する指定物品

3 前項の場合において、関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者又は特例委託輸入者が前項の指定物品に係る消費税法第四十七条第二項の申告書(政令で定める物品に係るものを除く。))を税関長に提出するときは、いずれかの税関長に対して当該申告書を提出することができ、この場合における消費税の納税地は、前項の規定にかかわらず、当該申告書の提出をした税関長の所属する税関の所在地とする。

(外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税)

第八十六条 事業者が、本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関(以下この条において「大使館等」という。))又は本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者(以下この条において「大使等」という。))に対し、課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項及び次項並びに第八十六条の六第三項において同じ。))を行った場合において、当該外国の大使館等又は大使等が、外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものとして、政令で定める方法により、当該課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けるときは、当該課税資産の譲渡等については、消費税を免除する。ただし、外国にある本

邦の大使館等又は外国に派遣された本邦の大使等が譲り受け、若しくは借り受けられる資産又は提供を受ける役務について消費税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使館等又は大使等については、相互条件による。

2 前項の規定は、同項の課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該外国の大使館等又は大使等が同項に規定する方法により消費税の免除を受けて当該課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けたことを証する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))を、政令で定めるところにより保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該書類又は電磁的記録を保存することができなかつたことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 第一項の外国の大使館等又は大使等は、同項の規定の適用を受けた資産を譲り受け、又は借り受けた日から二年間は、当該資産を同項に規定する任務の遂行のための用途以外の用途(以下この項において「目的外の用途」という。))に供してはならない。ただし、当該資産を当該期間内に目的外の用途に供することにつきやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。(海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税)

第八十六条の二 事業者が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項(a)に規定する海軍販売所又はビー・エツク・スに対し、同協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族(次項において「合衆国軍隊の構成員等」という。))が輸出する目的でこれらの機関から政令で定める方法により購入する物品で政令で定めるものを譲渡する場合には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の物品の譲渡をした事業者が、当該物品が合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類を、政令で定めるところにより保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次

邦の大使館等又は外国に派遣された本邦の大使等が譲り受け、若しくは借り受けられる資産又は提供を受ける役務について消費税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使館等又は大使等については、相互条件による。

項において準用する消費税法第八條第三項本文若しくは第五項本文（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により消費税が徴収された場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存できなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 消費税法第八條第三項の規定は第一項に規定する機関から同項の規定に該当する物品を同項に規定する方法により購入した者について、同条第四項から第六項まで及び同法第二十七條第二項の規定は当該購入に係る物品の同法第八條第四項に規定する譲渡又は譲受けについて、それぞれ準用する。

4 前項の規定により消費税法第八條第四項の規定が準用される譲渡又は譲受けは、同項の物品の譲渡又は譲受けとみなして、同法第六十五條第一号及び第六十七條の規定を適用する。  
（入国者が輸入するウイスキー等又は紙巻たばこの非課税）

第八十六條の三 保税地域から引き取られる酒類又は製造たばこのうち、第八十七條の三第一項又は第八十八條の二第一項の規定の適用を受けるものについては、当該引取りに係る消費税を課さない。  
（個人事業者に係る消費税の課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告期限の特例）

第八十六條の四 消費税法第二條第一項第三号に規定する個人事業者（同法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）のその年の十二月三十一日の属する課税期間（同法第十九條に規定する課税期間をいう。次条及び第八十六條の六において同じ。）に係る同法第四十五條第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出すべき申告書を除く。）の提出期限は、同条第一項の規定にかかわらず、その年の翌年三月三十一日とする。

2 前項の規定の適用がある場合における消費税法第三十條第七項に規定する帳簿又は請求書等の保存期間その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）

第八十六條の五 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

第二條第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下この条において「特定非常災害」という。）の被災者である事業者（消費税法第二條第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）（以下この条において「被災事業者」という。）で被災日（事業者が被災事業者となつた日をいう。以下この条において同じ。）の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九條第四項の規定の適用を受けようとする者が、同項の規定による届出書を国税庁長官が当該特定非常災害の状況及び当該特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日（以下この条において「指定日」という。）まで

にその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

2 消費税法第九條第四項の規定による届出書を提出した事業者が被災事業者となつた場合又は被災事業者が指定日までに当該届出書を提出した場合におけるこれらの事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間に限る。）に係る同条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項及び第七項の規定は、適用しない。

3 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第九條第四項の規定の適用を受けることをやめようとする者が、同条第五項の規定による届出書を指定日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同条第四項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第八項の規定を適用する。

4 消費税法第十二條の二第一項に規定する新設法人又は同法第十二條の三第一項に規定する新設新設法人又は当該特定新設立法人が特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用

を受けた者でない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を消費税法第十二條の二第二項又は第十二條の三第三項に規定する基準期間がない事業年度のうち最後の事業年度終了の日と指定日とのいずれか遅い日まで（その納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）における当該被災事業者に係る被災日の属する課税期間以後の課税期間については、同法第十二條の二第二項（同法第十二條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

5 被災事業者が、被災日前に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合（消費税法第十二條の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行つた場合をいう。以下この項及び第八項において同じ。）に該当していた場合（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた者でない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該該等の日（消費税法第十二條の四第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日）をいう。以下この項において同じ。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日まで）にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当することとなつた場合（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該該等の日（消費税法第十二條の四第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日）をいう。以下この項において同じ。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日まで）にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当することとなつた場合（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該該等の日（消費税法第十二條の四第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日）をいう。以下この項において同じ。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日まで）にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）については、消費税法第十二條の四第一項の規定は、適用しない。

6 被災事業者が、被災日前に消費税法第十二條の四第一項に規定する高額特定資産である同法

第二條第一項第十五号に規定する棚卸資産若しくは課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。次条において同じ。）又は同法第十二條の四第二項に規定する調整対象自己建設高価資産について同法第三十六條第一項又は第三項の規定の適用を受けることとなつた場合（以下この項及び第九項において「高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合」という。）（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた者でない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合）に該当することとなつた場合（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた者でない場合にあつては、この項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該該等の日（消費税法第十二條の四第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日）をいう。以下この項において同じ。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日まで）にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当することとなつた場合（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該該等の日（消費税法第十二條の四第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日）をいう。以下この項において同じ。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日まで）にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当することとなつた場合（当該被災事業者が特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を当該該等の日（消費税法第十二條の四第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日）をいう。以下この項において同じ。）の属する課税期間の末日と指定日とのいずれか遅い日まで）にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合に限る。）については、消費税法第十二條の四第二項の規定は、適用しない。

7 消費税法第十二條の二第一項に規定する新設法人又は同法第十二條の三第一項に規定する特定新設立法人が被災事業者となつた場合における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間に係る同法第三十七條第一項の規定による届出書の提出については、同条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

8 被災事業者が、被災日前に高額特定資産の仕入れ等を行つた場合に該当していた場合又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入



れ等を行った場合に該当することとなつた場合における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することにより消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けることができないこととなる課税期間に限る。）に係る同項の規定による届出書の提出については、同条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

9 被災事業者が、被災日前に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当している場合又は被災日から指定日以後二年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することとなつた場合における当該被災事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該高額特定資産等に係る棚卸資産の調整を受けることとなつた場合に該当することにより消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けることとなる課税期間に限る。）に係る同項の規定による届出書の提出については、同条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

10 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする者が、同項の規定による届出書を提出したときは、当該届出書を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日（当該課税期間が同項に規定する事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間であつて、かつ、当該届出書が当該課税期間の末日の翌日以後に提出された場合には、当該課税期間の末日）に当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

11 消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を提出した事業者が被災事業者となつた場合又は被災事業者が指定日までに当該届出書を提出した場合には、これらの事業者の被災日の属する課税期間以後の課税期間（当該届出書の提出により同項の規定の適用を受けることとなる課税期間に限る。）に係る同条第五項の規定による届出書の提出については、同条第六項の規定は、適用しない。

12 被災事業者で被災日の属する課税期間以後の課税期間につき消費税法第三十七条第一項の規

定の適用を受けることをやめようとする者が、同条第五項の規定による届出書を提出したときは、その納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該届出書を同条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなして、同条第七項の規定を適用する。

13 被災事業者である適格請求書発行事業者（消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいい、その課税期間に係る同法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高が千円以下である者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が、指定日までに同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出があつた日の翌日に、同条第一項の登録は、その効力を失う。この場合において、当該適格請求書発行事業者のその提出があつた日の属する課税期間に係る同法第九条第一項及び第五十六条第六項の規定の適用については、同法第九条第一項中「である者（適格請求書発行事業者を除く。）」とあるのは「である者」と、同法第十五条第六項中「の初日において適格請求書発行事業者である場合は当該課税期間における」とあるのは「における」と、「若しくは」とあるのは「又は」とする。

14 前項の規定は、被災事業者である適格請求書発行事業者が、第三項の届出書を提出した場合について準用する。この場合において、前項中「同法第五十七条の二第十項第一号の規定による」とあるのは「第三項の」と、「の翌日」とあるのは「に、同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書がその納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなし、同日の翌日」と、「その」とあるのは「の第三項の届出書の」と読み替へるものとする。

15 消費税法第五十七条の二第十一項の規定は、第十三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項の登録がその効力を失つたときについて準用する。この場合において、同条第十一項中「第六項の規定による登録の取消しを行ったとき、又は前項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十六条の五第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特

例）」と、「取り消された又はその」とあるのは「その」と読み替へるものとする。

16 第十項又は第十二項の届出書を提出した被災事業者がその提出前に消費税法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合におけるこれらの規定の適用その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（カジノ業務に係る仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第八十六条の六 消費税法第三十条第一項の規定は、認定設置運営事業者（特定複合観光施設区域整備法第二条第九項に規定する認定設置運営事業者をいい、消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。次項及び第四項において同じ。）が、国内（同法第二条第一項第一号に規定する国内をいう。次項及び第四項において同じ。）において行つた課税仕入れ（同法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいい、特定課税仕入れ（同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項、次項及び第四項において同じ。）に該当するものを除く。次項及び第四項において同じ。）若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物（これらのうち特定複合観光施設区域整備法第二十八条第二項の規定によりカジノ業務（同法第二条第八項に規定するカジノ業務をいう。以下この条において同じ。）に係るものとして経理されるべきものに限る。）に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。次項及び第四項において同じ。）については、適用しない。ただし、その課税期間における資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）の対価以外の収入のうち特定複合観光施設区域整備法第二十八条第二項の規定によりカジノ業務に係るものとして経理されるべきもの（以下この項において「カジノ業務収入」という。）の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額の合計額に当該カジノ業務収入の合計額を加算した金額に比し僅少である場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 認定設置運営事業者が、国内において調整対象固定資産（消費税法第二条第一項第十六号に規定する調整対象固定資産をいう。以下この項

及び第四項において同じ。）の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につきカジノ業務以外の業務の用に供するものとして同法第三十条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該認定設置運営事業者（合併により当該事業を承継した合併法人（同法第二条第一項第五号に規定する合併法人をいう。第四項において同じ。）及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人（同法第二条第一項第六号の二に規定する分割承継法人をいう。第四項において同じ。）を含むものとし、これらの者のうち同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日（当該調整対象固定資産に該当する課税貨物につき特例申告書（同法第二条第一項第十八号に規定する特例申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出した場合においては、当該特例申告書を提出した日又は同法第三十条第一項第四号に規定する特例申告に関する決定の通知を受けた日。第一号及び第四項において同じ。）から三年以内にカジノ業務の用にのみ供したときは、当該カジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期間が前項ただし書の規定の適用を受ける課税期間である場合を除き、当該カジノ業務の用にのみ供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額（同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額をいう。以下第四項までにおいて同じ。）から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 消費税法第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。第四項第一号において同じ。）の規定の適用を受けた当該調整対象固

定資産に係る課税仕入れ等の税額（次号及び第三号において「調整対象税額」という。）に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

3 前項の規定により同項各号に定める消費税額をカジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該カジノ業務の用にのみ供した日の属する課税期間の消費税法第三十条第一項に規定する課税標準額に対する消費税額に加算する。

4 認定設置運営事業者が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につきカジノ業務の用に供するものとして第一項本文の規定の適用を受けた場合において、当該認定設置運営事業者（合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人を含むものとし、これらの者のうち消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れの日若しくは当該特定課税仕入れの日又は当該保税地域からの引取りの日から三年以内は、当該カジノ業務以外の業務の用にのみ供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れの日若しくは特定課税仕入れの日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りの日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 当該カジノ業務以外の業務の用にのみ供した日において当該調整対象固定資産の課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該調整対象固定資産の保税地域からの引取りを行つたとした場合に消費税法第三十条第一項の規定により控除することとなる当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額（次号及び第三号において「調整対象税額」という。）に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

5 前各項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（法人課税信託等の受託者に関するこの法律の適用）

第八十六条の七 消費税法第十五条第一項に規定する法人課税信託等（以下この項において「法人課税信託等」という。）の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等（信託財産に属する資産及び当該信託財産に係る同法第十四条第一項本文に規定する資産等取引をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託等の信託資産等以外の資産及び同法第十四条第一項本文に規定する資産等取引をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、第八十五条から前条までの規定を適用する。

2 消費税法第十五条第二項から第十五項までの規定は、前項の規定を第八十五条から前条までにおいて適用する場合について準用する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 酒税法の特例  
（承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例）  
第八十七条 承認酒類製造者のうち、その年度の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間における酒類の製造場（以下この条において単に「製造場」という。）から移出した酒類（酒税法第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の規定又は第八十七条の六第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の数量（その年度の前年度の末日において当該承認酒類製造者との間に完全支配関係がある者

の当該数量を含む。次項及び第九項において「前年度課税移出数量」という。）が三千キロリットル以下である者が、令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から当該酒類を移出する場合において、当該承認酒類製造者がその年度に製造場から移出する酒類（当該移出につき同法第三十条第三項（同項に規定する酒類をその移入した製造場から更に移出したときに係る部分に限る。）の規定の適用を受けるものを除くものとし、当該承認酒類製造者が同法第七条第一項の規定により製造免許（同項に規定する製造免許をいう。以下この条第八十七条の六及び第八十七条の八において同じ。）を受けている酒類と同一の品目（同項に規定する品目をいう。次項において同じ。）のものに限る。次項において同じ。）に係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当年度酒税累計額（当該承認酒類製造者がその年度の初日から当該移出をしたときまでに製造場から移出する当該酒類に係る同法第二十三条又は次条に規定する税率により計算した金額の累計額をいう。）の区分に応じ、同法第二十三条又は次条の規定により計算した金額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 五千万円以下の金額 百分の八十  
二 五千万円を超え八千万円以下の金額 百分の九十  
三 八千万円を超え一億円以下の金額 百分の九十五

2 前項の場合において、前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量（以下この項において「特定品目前年度課税移出数量」という。）が次の表の上欄に掲げる数量である年度があるときは、承認酒類製造者がその年度に製造場から移出する酒類に係る前項の規定の適用については、同表の当該中欄に掲げる同項各号に定める割合は、同表の当該下欄に定める割合とする。

特定品目前年度課税移出数量	割合	割合
四万キロリットルを超え十万キロリットル以下	百分の八	百分の八十五
十	百分の九	百分の九十
十	百分の九	二・五

3 第一項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。  
一 その年度の前年度の末日において常時使用する従業員の数が三百人を超える個人  
二 その年度の前年度の末日において資本金の額又は出資金の額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超える法人（次号及び第四号において「特定大法人」という。）  
三 その年度の前年度の末日において特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人  
四 その年度の前年度の末日において、法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の特定大法人と当該法人との間に当該いずれか一の特定大法人による完全支配関係があることとなるときの当該法人（前号に掲げる法人を除く。）  
五 酒税法第七条第一項の規定により製造免許を受けている者以外の者  
六 酒税法第七条第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて同条第一項の規定により製造免許を受けている者であつて、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者  
七 その年度の前年度の末日以前二年内において酒税の滞納処分を受けた者  
八 酒税法第十条第三号から第五号まで又は第七号から第八号までに規定する者

千三百キロリットル超	百分の九十五	百分の九十五
十	百分の九	百分の九十五
十	百分の九	七・五
十	百分の九	百分の九十
十	百分の九	八・七五

千キロリットルを超え千三百キロリットル以下

百分の九  
百分の八  
百分の九  
百分の九  
百分の九

六・二五  
百分の九十  
百分の九十五

九 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)第八十四条第二項又は第八十六条の四の規定による命令に違反した者

四 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 承認酒類製造者 酒税の保全のために酒類業の健全な発達に資する取組を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものとして、製造場(二以上の製造場を有するもの)は、いづれか一の製造場。次項及び第七項において同じ。の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた酒類製造者をいう。

二 完全支配関係 一の者が法人の発行済株式若しくは出資(当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接若しくは間接に保有する関係として政令で定める関係(以下この号において「当事者間の完全支配の関係」という。)又は一の者ととの間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係

五 前項第一号の承認を受けようとする者は、その者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、酒類業の健全な発達に資するために必要な取組としてその者の酒類製造業に係る経営基盤の強化のための技術の向上その他の政令で定めるものについての計画期間、目標、その目標を達成するための措置その他の財務省令で定めるものを記載した書面(次項から第八項までにおいて「事業計画書」という。)を添付して、製造場の所在地を所轄する税務署長に申請しなければならない。

六 税務署長は、前項の申請があつた場合においては、当該申請があつた日の翌日から起算して三月以内に、当該申請の承認をし、又は当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請の却下をする。

一 前項の申請書又は事業計画書に不備又は不実の記載があると認められる場合その他これらに類する場合  
二 第八項の規定により承認を取り消された日から一年を経過するまでの者である場合  
三 当該申請前二年内において酒税の滞納処分を受けた者である場合  
四 第三項第八号又は第九号に掲げる者である場合

七 承認酒類製造者が事業計画書に記載した目標の達成状況その他の財務省令で定める事項を記

載した書面をその年度(以下この項及び次項において「対象年度」という。)の翌年度の五月三十一日までに製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しない場合には、当該対象年度については、第一項の規定は、適用しない。ただし、同日までに当該書面の提出がなかつたことにつき当該税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、同日後に当該書面の提出があつたときは、この限りでない。

八 承認酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第六項の承認をした税務署長は、当該各号に定める日に遡つて、その承認を取り消すことができる。

一 前項に規定する書面に偽りの記載をして提出した場合  
二 事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる場合  
三 事業計画書の記載に従つて取組が行われていないと認められる期間の初日  
四 酒税の滞納処分を受けた場合  
五 当該滞納処分を受けた日

九 前各項に定めるもののほか、相続その他の理由により酒類の製造免許に係る製造業の全部又は一部を承継した者の前年度課税移出数量の計算及び第四項第一号の承認に関する手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例)  
第八十七条の二 酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第二十一号に規定するリキュール(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 アルコール分が十一度未満のもの 十万円

二 アルコール分が十一度以上十三度未満のもの 十万円にアルコール分が十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額  
(入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の三 保税地域から引き取られる酒類のうち、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類(以下この条において「ウイスキー等」という。)に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条及び前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

一 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二二〇三・〇〇号に該当する酒類(関税についての条約に規定する税率が無税とされているものに限る。)又は同表第二二〇六・〇〇号の二の(二)のBの(a)に該当する酒類 二十万円  
二 関税定率法別表第二二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の一の(一)に該当する酒類(同表第二二類の注2に規定するアルコール分が五十パーセント以上のもの(ニリットル未満の容器入りしたものを除く。))を除く。 八十万円  
三 関税定率法別表第二二〇八・四〇号、第二二〇八・五〇号又は第二二〇八・六〇号に該当する酒類 五十万円  
四 関税定率法別表第二二〇八・七〇号に該当する酒類 四十万円

二 前項の規定は、商業量に達する数量のウイスキー等その他政令で定めるものには適用しない。

第八十七条の四 削除  
第八十七条の五 酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者が、外航船等に船用品又は機用品として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込みとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた酒類を、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、

財務省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、酒税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

第八十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類のうち酒類の製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「酒税法」と、

「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八条第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該酒類が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」とあるのは「酒税法第三十条の三第二項」と読み替へるものとする。

第八十七条の六 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、免税購入対象者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者、同法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は同法別表第一の三の表の短期滞在の在留資格をもつて在留する者その他政令で定める者)をいう。以下この条において同じ。

二 前項の規定は、同項の移出をした輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、当該酒類が免税購入対象者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)を保存せず、又は当該酒類につき当該

第八十七条の六 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、免税購入対象者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者、同法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は同法別表第一の三の表の短期滞在の在留資格をもつて在留する者その他政令で定める者)をいう。以下この条において同じ。

移出をした日の属する月分の酒税法第三十条の二第一項若しくは第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に同条第一項第二号に規定する事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文若しくは第五項本文（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により酒税が徴収された場合又は災害その他やむを得ない事情により当該酒類が免税購入対象者によつて前項に規定する方法により購入されたことを証する書類若しくは電磁的記録を保存することができなかつたことを当該酒類製造者が証明した場合は、この限りでない。

3 輸出酒類販売場において第一項に規定する酒類を同項に規定する方法により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する日（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、当該免税購入対象者でなくなる日）までに当該酒類を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者が当該酒類を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該酒類の移出についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文（第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用により酒税が徴収された場合は、この限りでない。

4 第一項に規定する酒類で免税購入対象者が輸出酒類販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内（この法律の施行地をいう。次項から第七項までにおいて同じ。）において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該酒類を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この条において「譲渡等」という。）をしてはならない。ただし、当該酒類の譲渡等を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、当該酒類の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 国内において前項に規定する酒類の譲渡等がされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けないで当該譲渡等がされたときは当該酒類を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含む。次項において同じ。）から当該酒類の移出についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用により酒税が徴収された場合は、この限りでない。

6 第四項ただし書の承認を受けないで国内において同項に規定する酒類の譲渡等がされたときは、当該酒類を譲り受けた者（同項本文に規定する所持をした者を含む。）は、当該酒類を譲り渡した者と連帯して当該酒類の譲渡についての第一項の規定による免除に係る酒税額に相当する酒税を納付する義務を負う。この場合における酒税の徴収については、前項の規定を準用する。

7 第三項本文の規定の適用がある酒類に係る酒税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とし、第五項本文又は前項の規定の適用がある酒類に係る酒税の納税地は、国内において第四項に規定する酒類の譲渡等があつた時（同項ただし書の承認があつた場合）には、その承認があつた時における当該譲渡等又は承認に係る酒類の所在場所とする。

8 第一項から第四項までに規定する輸出酒類販売場とは、第一号に掲げる酒類製造者の経営する第二号に掲げる酒類の製造場であつて、免税購入対象者に対し第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入されるものを販売することができるとして、当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

9 酒類製造者（酒税法第二十八条第六項及び第二十八条の三第四項の規定により酒類製造者とみなされた者並びに第十項又は第十一項の規定により輸出酒類販売場の許可を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者を除く。）のうち、輸出酒類販売場を営営することに特について不適当と認められる事情がない者

10 酒類製造者の経営する酒類の販売場（酒税法第九條第一項に規定する販売場免許を受けた販売場をいう。以下この項において同じ。）が当該酒類製造者の酒類の製造場に近接することその他の政令で定める要件を満たす場合には、当該酒類の販売場を酒類の製造場とみなして、この条の規定を適用する。この場合において、酒類の製造場とみなされた酒類の販売場が前項の許可を受けたときにおける同法（第二章を除く。）その他酒税に関する法令の規定の適用については、当該許可を受けた酒類の販売場と当該酒類の製造場は一の酒類の製造場とみなす。

11 税務署長は、輸出酒類販売場（第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この項、次項及び第十五項において同じ。）につき消費税法第八條第八項の規定により輸出品販売場の許可が取り消された場合には、当該輸出品販売場に係る第八項の許可を取り消すものとする。

12 税務署長は、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が酒税に関する法令の規定に違反した場合又は輸出品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該輸出品販売場に係る第八項の許可を取り消すことができる。

13 国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項、第七十四条の八から第七十四条の十一まで並びに第七十四条の十三の規定は第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入したと認められる者（以下この項及び次項において「免税酒類購入者」という。）について、同法第七十四条の四第三項、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は免税酒類購入者と取引があると認められる者について、消費税法第五十九条の二の規定は第二項に規定する電磁的記録に記録された事項に基因して国税通則法第六十八条第一項及び第二項の規定が適用される場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条の四第一項中「酒類製造者等（酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七條第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の

の項及び次項において同じ。）」のうち、輸出品販売場（消費税法第八條第七項に規定する輸出品販売場をいう。第十項において同じ。）」である酒類の製造場

9 酒類製造者の経営する酒類の販売場（酒税法第九條第一項に規定する販売場免許を受けた販売場をいう。以下この項において同じ。）が当該酒類製造者の酒類の製造場に近接することその他の政令で定める要件を満たす場合には、当該酒類の販売場を酒類の製造場とみなして、この条の規定を適用する。この場合において、酒類の製造場とみなされた酒類の販売場が前項の許可を受けたときにおける同法（第二章を除く。）その他酒税に関する法令の規定の適用については、当該許可を受けた酒類の販売場と当該酒類の製造場は一の酒類の製造場とみなす。

10 税務署長は、輸出酒類販売場（第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この項、次項及び第十五項において同じ。）につき消費税法第八條第八項の規定により輸出品販売場の許可が取り消された場合には、当該輸出品販売場に係る第八項の許可を取り消すものとする。

11 税務署長は、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が酒税に関する法令の規定に違反した場合又は輸出品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該輸出品販売場に係る第八項の許可を取り消すことができる。

12 国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項、第七十四条の八から第七十四条の十一まで並びに第七十四条の十三の規定は第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入したと認められる者（以下この項及び次項において「免税酒類購入者」という。）について、同法第七十四条の四第三項、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は免税酒類購入者と取引があると認められる者について、消費税法第五十九条の二の規定は第二項に規定する電磁的記録に記録された事項に基因して国税通則法第六十八条第一項及び第二項の規定が適用される場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条の四第一項中「酒類製造者等（酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七條第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の

用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）」若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）」の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）」の販売業者又は特例申告者（同法第三十条の六第二項（納期限の延長）に規定する特例申告者をいう。第四号において同じ。）」をいう。第三項において同じ。とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する酒類で同項に規定する方法により購入したと認められる者（以下この項及び第三項において「免税酒類購入者」という。）」と、「これらの者」とあるのは「免税酒類購入者」と、同項第四号中「酒類の販売業者又は特例申告者が所持する酒類」とあるのは「免税酒類購入者が所持する租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けた酒類」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「前号に掲げる酒類」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料」とあるのは「第四号に掲げる酒類に係る容器」と、同条第二項中「前項第一号から第四号までに掲げる物件又はその原料」とあるのは「前項第四号に掲げる酒類」と、「これらの物件又はその原料」とあるのは「当該酒類」と、同条第三項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等」とあるのは「免税酒類購入者」と、「これらの者」とあるのは「その者」と、消費税法第五十九条の二第一項中「事業者」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定により酒税の免除を受けた同法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者」と、「電磁的記録（第八條第二項に規定する電磁的記録その他の政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「同法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録」と、「消費税」とあるのは「酒税」と読み替えるものとする。

13 前項の規定により国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。以下この項において同じ。）」及び第二項の規定が準用される免税酒類購入者は同条第一項に規定する酒類製造者等とみなして同法第二百

十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第七十号の規定を、前項の規定により同法第七十四条の四第三項の規定が準用される免税酒類購入者と取引があると認められる者は同項に規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第七十号の規定を、それぞれ適用する。

14 税関長は、政令で定めるところにより、第三項本文の承認及び徴収に係る権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する酒税に関する法令の規定に基づく権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができ、  
 15 輸出酒類販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
 16 第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けずして同項に規定する酒類の譲渡等をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

17 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。  
 第八十七条の七 削除  
 (みなし製造の規定の適用除外の特例)  
 第八十七条の八 酒税法第四十三条第一項から第九項までの規定は、政令で定めるところにより、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者がその営業場において飲用に供するため当該営業場において蒸留酒類（同法第三条第五号に規定する蒸留酒類をいう。次項において同じ。）と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合（同法第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が当該製造免許を受けた製造場において当該混和をする場合又は同法第四十三条第十項の規定に該当する場合を除く。）については、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける混和は、一年間（四月一日から翌年三月三十一日までの間をいう。）において当該混和をする蒸留酒類の数量が営業場ごとに一キロリットルを超えない範囲内で行うものに限るものとする。

3 第一項の規定の適用を受けた混和後の酒類は、当該混和をした営業場において飲用に供する場合を除き、譲り渡してはならない。  
 4 酒税法第四十六条、第四十七条第一項及び第四十八条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の四第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。）第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は、第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、酒税法第四十六条中「酒類製造者、酒母若しくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例申告者」とあるのは「酒税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造、貯蔵、販売（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）又は保税地域からの引取り」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和」と、同法第四十七条第一項中「酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者」とあるのは「酒税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、「製造場の位置、製造及び貯蔵の設備、製造の開始、休止及び終了並びに製造方法」とあるのは「同項の規定の適用を受ける混和の方法」と、「その製造場」とあるのは「当該混和をする営業場」と、国税通則法第七十四条の四第一項中「酒類製造者等（酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例申告者（同法第三十条の六第二項（納期限の延長）に規定する特例申告者をいう。第四号において同じ。）をいう。第三項において同じ。）とあるのは「酒税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける者」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「酒税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上」とあるのは

「酒税特別措置法第八十七条の八第一項の規定の適用を受ける混和」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により酒税法第四十六条及び第四十七条第一項並びに国税通則法第七十四条の四第一項（第五号及び第六号に係る部分に限る。）以下この項において同じ。）の規定が準用される第一項の規定の適用を受ける者（前項の規定により準用される酒税法第四十八条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、酒税法第四十六条及び第四十七条第一項並びに国税通則法第七十四条の四第一項の酒類製造者とみなして、酒税法第五十八条第一項第九号及び第十号（同法第四十七条第一項に係る部分に限る。）並びに国税通則法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第一項に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を適用する。  
 6 第三項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。  
 7 前項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。  
 8 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第六項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。  
 第二節の二 たばこ税法の特例  
 第八十八条 削除  
 (入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)  
 第八十八条の二 たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、令和七年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一条第二項の規定にかかわらず、千本につき一万四千五百円とする。  
 2 前項の規定は、商業量に達する数量の同項に規定する紙巻たばこには適用しない。  
 (外航船等に積み込む製造たばこの免税)  
 第八十八条の三 製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者が、外航船等に船用又は機物品として積み込むため、政令で定

めるところによりその積み込もうとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた製造たばこを、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、財務省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、たばこ税法及び輸物品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。  
 2 第八十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「たばこ税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八号第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該製造たばこが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」と読み替えるものとする。  
 第八十八条の四 削除  
 第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例  
 (用語の意義)  
 第八十八条の五 この節において「揮発油」とは、揮発油税法第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条又は次条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。  
 (みなし揮発油等の特例)  
 第八十八条の六 炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。）と揮発油以外の物（揮発油税法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。）とを混和して、揮発油（同法第二条第一項に規定する揮発油に限る。）以外の炭化水素油（炭化水素以外の物を含むものを含む。温度十五度において〇・八七六二以下の比重を有するものうち、政令で定める分留性状の試験方法による九パーセント留出温度が二百七十七度以下で、当該試験方法による初留点が温度百十度までの範囲内で政令で定める温度未満のものに限る。以下この条において「揮発油類似品」という。）とした場合（同

めるところによりその積み込もうとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた製造たばこを、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、財務省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、たばこ税法及び輸物品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。  
 2 第八十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「たばこ税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八号第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該製造たばこが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」と読み替えるものとする。  
 第八十八条の四 削除  
 第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例  
 (用語の意義)  
 第八十八条の五 この節において「揮発油」とは、揮発油税法第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条又は次条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。  
 (みなし揮発油等の特例)  
 第八十八条の六 炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。）と揮発油以外の物（揮発油税法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。）とを混和して、揮発油（同法第二条第一項に規定する揮発油に限る。）以外の炭化水素油（炭化水素以外の物を含むものを含む。温度十五度において〇・八七六二以下の比重を有するものうち、政令で定める分留性状の試験方法による九パーセント留出温度が二百七十七度以下で、当該試験方法による初留点が温度百十度までの範囲内で政令で定める温度未満のものに限る。以下この条において「揮発油類似品」という。）とした場合（同

めるところによりその積み込もうとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた製造たばこを、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、財務省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込みとみなして、たばこ税法及び輸物品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。  
 2 第八十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた製造たばこのうち製造たばこの製造場から移出されたものについて準用する。この場合において、同条第二項中「消費税法」とあるのは「たばこ税法」と、「当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八号第四項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同条第一項に規定する対価の額」とあるのは「当該製造たばこが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地」と、同条第三項中「消費税法第四十七条第二項」と読み替えるものとする。  
 第八十八条の四 削除  
 第三節 揮発油税法及び地方揮発油税法の特例  
 (用語の意義)  
 第八十八条の五 この節において「揮発油」とは、揮発油税法第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条又は次条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。  
 (みなし揮発油等の特例)  
 第八十八条の六 炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素を含む。）と揮発油以外の物（揮発油税法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。）とを混和して、揮発油（同法第二条第一項に規定する揮発油に限る。）以外の炭化水素油（炭化水素以外の物を含むものを含む。温度十五度において〇・八七六二以下の比重を有するものうち、政令で定める分留性状の試験方法による九パーセント留出温度が二百七十七度以下で、当該試験方法による初留点が温度百十度までの範囲内で政令で定める温度未満のものに限る。以下この条において「揮発油類似品」という。）とした場合（同

法第六六条の規定に該当する場合を除く。）は、当該混和を製造して、当該揮発油類似品を揮発油とみなして、揮発油税法、地方揮発油税法及び国税通則法を適用する。

2 揮発油類似品（揮発油税法第六六条の規定により揮発油とみなされるものを除く。以下この項において同じ。）が保税地域から引き取られる場合には、当該揮発油類似品を揮発油とみなし、当該揮発油類似品を引き取る者を揮発油を引き取る者とみなして、揮発油税法、地方揮発油税法及び国税通則法を適用する。

（バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例）

第八十八条の七 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十二条の五第一項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の三第一項に規定する揮発油生産業者が、次のいずれかに掲げる物品（当該物品であることにつき、第五項又は第六項の規定により経済産業大臣が証明したものに限り。以下この項及び第九項において「証明済バイオエタノール等」という。）と揮発油（次に掲げる物品のうち証明済バイオエタノール等以外のもの又は次に掲げる物品以外のアルコール含有物若しくはエチルターシャリーブチルエーテルを混和して製造した揮発油を除く。）とを混和して製造した揮発油であつて同法第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの（以下この条において「バイオエタノール等揮発油」という。）を、令和十年三月三十一日まで、その製造場（政令で定める場所を除く。）から移出する場合における当該バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税法第八八条第一項の規定の適用については、当該バイオエタノール等揮発油の数量から当該バイオエタノール等揮発油に混和された第一号及び第二号に掲げる物品に含まれるエタノール並びに当該バイオエタノール等揮発油に混和された第三号に掲げる物品の原料となつたエタノールの数量に相当する数量を控除した数量を当該製造場から移出した揮発油の数量とみなして、同項の規定を適用する。

一 バイオエタノール（アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。次号において同じ。）のうち、動植物に由来する有機物（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及

び石炭並びにこれらから製造されるものを除く。）から製造されたものをいい、同号に掲げる物品に該当するものを除く。第五項、第六項及び第九項において同じ。）

二 カーボンリサイクルエタノール（アルコールのうち、廃棄物の処分その他の行為により発生したガスに含まれる炭素の酸化物又は大気中の炭素の酸化物を用いて製造されたものであつて財務省令で定めるものをいう。第五項及び第六項において同じ。）

三 エチルターシャリーブチルエーテル（前二号に掲げる物品以外のアルコール含有物を原料の一部としたものを除く。第五項及び第六項において同じ。）

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者（次項前段の届出をした者に限り。）が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十條第一項の規定による申告書（地方揮発油税法第七條第一項の規定によるものを含む）、揮発油税法第十條第一項に規定する期限内に提出するものに限る。第八十九條の二第二項、第八十九條の三第二項及び第六項並びに第九十條第二項及び第六項において同じ。）に当該揮発油の移出に関する明細書を添付する場合に限り、適用する。

3 第一項の規定の適用を受けようとする者は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする製造場ごとに、製造場の所在地その他の政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならぬ。同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合も、また同様とする。

4 前項後段の規定による届出があつた場合において、同項前段の規定による届出は、同項後段の届出があつた日の属する月の翌月末日まで、なおその効力を有する。

5 第一項の規定の適用を受けようとする者又はバイオエタノール等揮発油を揮発油税法第十四條第一項の規定の適用を受けて移出する者は、政令で定めるところにより、バイオエタノール等揮発油の製造に係るバイオエタノール、カーボンリサイクルエタノール又はエチルターシャリーブチルエーテルの混和を行おうとするときまで、当該バイオエタノール、当該カーボンリサイクルエタノール又は当該エチルターシャリーブチルエーテルが第一項第一号、第二号又は第三号に掲げる物品に該当するものであることにつき、経済産業大臣の証明を受けなければならない。ただし、当該混和に用いるバイオエタノール、カーボンリサイクルエタノール又はエチルターシャリーブチルエーテルが次の規定により経済産業大臣が証明したものである場合は、この限りでない。

6 バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又はカーボンリサイクルエタノール若しくはエチルターシャリーブチルエーテルの製造者若しくは輸入者は、政令で定めるところにより、当該バイオエタノール、当該カーボンリサイクルエタノール又は当該エチルターシャリーブチルエーテルが第一号、第二号又は第三号に掲げる物品に該当するものであることにつき、経済産業大臣の証明を受けることができる。

7 税務署長は、揮発油税又は地方揮発油税の取締り上必要があると認めるときは、バイオエタノール等揮発油の製造者に対し、その製造し、若しくは移出したバイオエタノール等揮発油の数量又は所持するバイオエタノール等揮発油の数量その他政令で定める事項について、報告を求めることができる。

8 第一項の規定の適用がある場合における揮発油税法の規定の適用については、同法第八八条第二項中「揮発油の数量」とあるのは「揮発油の数量（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十八条の七第一項の製造場において同項に規定するバイオエタノール等揮発油が消費される場合（第五条第一項本文の規定の適用がある場合に限る。）には、同法第八十八条の七第一項の製造場から移出した揮発油の数量とみなされる数量）」と、同法第十條第一項第四号中「第八八条の七」とあるのは「租税特別措置法第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量及び第八八条第一項」とする。

9 揮発油税法第二十四條及び第二十五條第二号並びに国税通則法第七十四條の五第二号（ロ及びニを除く。）、第七十四條の八から第七十四條の十一まで及び第七十四條の十三の規定はバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（第一項第一号に掲げる物品に係るものを除く。）の製造者、輸入者若しくは販売業者について、同法第七十四條の五第二号ハの規定はバイオエタノール等揮発油の製造者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税

法第二十四條中「揮発油の製造者若しくは販売業者、特例申告者又は第十六條の三第一項若しくは第十六條の五第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「バイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証明済バイオエタノール等（租税特別措置法第八十八條の七第一項第一号に掲げる物品に係るものを除く。）の製造者、輸入者若しくは販売業者」と、「揮発油の製造」とあるのは「同項各号に掲げる物品の製造」と、国税通則法第七十四條の五第二号イ中「揮発油（同法第六條（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）」とあるのは「物品（租税特別措置法第八十八條の七第一項各号に掲げる物品）」と、同号ハ中「イに規定する者」とあるのは「バイオエタノール等揮発油の製造者又はイに規定する者」と、「揮発油又はロに規定する揮発油」とあるのは「物品」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 前項の規定により揮発油税法第二十四條及び国税通則法第七十四條の五第二号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項のバイオエタノールをバイオエタノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は同項の証明済バイオエタノール等の製造者、輸入者若しくは販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五條第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は揮発油税法第二十四條に規定する者としてそれぞれみなして同法第二十八條第六号及び第二十九條第一項並びに国税通則法第二百二十八條（第二号中同法第七十四條の五第二号イ及びハに係る部分並びに第三号中同法第二号イに係る部分に限る。）及び第三百十條の規定を、前項の規定により同法第七十四條の五第二号ハの規定が準用される同項のバイオエタノール等揮発油の製造者は同号ハに規定する者とみなして同法第二百二十八條（第二号中同法第七十四條の五第二号ハに係る部分に限る。）及び第三百十條の規定を、それぞれ適用する。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例）第八十八條の八 令和十六年四月一日以後に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引

き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税額は、揮発油税法第九条及び地方揮発油税法第四条の規定にかかわらず、当分の間、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万八千三百円の税率により計算した金額とし、地方揮発油税にあつては五千五百円の税率により計算した金額とする。

2 前項の規定による揮発油税及び地方揮発油税については、地方揮発油税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十七」とあるのは「五百三十八分の五十五」と、「二百八十七分の二十四」とあるのは「五百三十八分の四十三」として、これらの規定を適用する。

(揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止)

第八十九条 前条の規定の適用がある場合において、平成二十二年一月以後の連続する三月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも一リットルにつき百六十円を超えることとなつたときは、財務大臣は、速やかに、その旨を告示するものとし、当該告示の日の属する月の翌月の初日以後に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税については、同条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、平成二十二年四月以後の連続する三月における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも一リットルにつき百三十円を下回ることとなつたときは、財務大臣は、速やかに、その旨を告示するものとし、当該告示の日の属する月の翌月の初日以後に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税については、同項の規定にかかわらず、同条の規定を適用する。

3 前二項の揮発油の平均小売価格とは、統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第六項に規定する基幹統計調査で財務省令で定めるものの結果に基づき、財務省令で定めるところにより算出される金額をいう。

4 第一項の告示の日の属する月の翌月の初日(以下この条において「指定日」という。)に、揮発油の製造場又は保税地域以外の場所(沖縄県の区域内の場所を除く。)で控除対象揮発油

(揮発油税法第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定を受ける揮発油以外の揮発油をいう。以下この条において同じ。)を販売のため所持する揮発油の製造者又は販売業者(以下この条において「控除対象揮発油所持販売業者等」という。)がある場合において、揮発油の製造者が控除対象揮発油所持販売業者等(当該揮発油の製造者を除く。)からその所持する控除対象揮発油について貯蔵場所ごとに作成した当該控除対象揮発油の数量を証する書類として政令で定める書類の交付を受け、かつ、政令で定めるところにより、当該交付を受けた書類に係る控除対象揮発油についての揮発油税超過額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。)を指定日の属する月の翌月の初日から同日以後三月を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間に提出される同法第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下この条において「停止期間内申告書」という。)に同項第七号に掲げる揮発油税額として記載したとき、又は控除対象揮発油所持販売業者等に該当する揮発油の製造者がその所持する控除対象揮発油について貯蔵場所ごとに当該控除対象揮発油の数量を証する書類として政令で定める書類を作成し、かつ、政令で定めるところにより、当該書類に係る控除対象揮発油についての揮発油税超過額を停止期間内申告書に同号に掲げる揮発油税額として記載したときは、停止期間内申告書に記載した同項第六号に掲げる揮発油税額から揮発油税超過額を控除する。ただし、揮発油の製造者が控除対象揮発油について同法第十七条第一項から第四項まで又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項若しくは第四項の規定による控除又は還付を受けた場合又は受けようとする場合は、この限りでない。

一 揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。)に相当する金額

二 揮発油税法第九条の規定により課されるものとした場合の揮発油税額に相当する金額

5 揮発油の製造者が前項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第二項の規定による申告書を提出するときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該申告書に揮発油税超過額を記載することができる。

6 前項に定める場合のほか、揮発油の製造者は、第四項の規定による控除を受けるべき月において揮発油税法第十条第一項の規定による申告書の提出を要しないときは、揮発油税超過額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、揮発油税超過額を記載した申告書とその製造場の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

7 第四項の規定により停止期間内申告書に揮発油税法第十条第一項第九号に掲げる不足額が記載されることとなつたとき、又は前二項の規定に基づき揮発油税超過額が記載された申告書が提出されたときは、それぞれ、当該不足額又は当該揮発油税超過額に相当する金額を還付する。

8 第四項又は前項の規定による控除又は還付を受けようとする揮発油の製造者は、当該控除又は還付に係る揮発油税法第十条の規定による申告書又は第六項の規定による申告書に、当該控除又は還付を受けようとする揮発油税額に相当する金額の計算に関する書類として政令で定める書類及び第四項の規定により控除対象揮発油所持販売業者等から交付を受けた同項に規定する政令で定める書類又は同項の規定により控除対象揮発油所持販売業者等に該当する揮発油の製造者として自ら作成した同項に規定する政令で定める書類を添付しなければならない。

9 第四項の規定により同項に規定する政令で定める書類を揮発油の製造者に交付する控除対象揮発油所持販売業者等又は同項に規定する政令で定める書類を作成する控除対象揮発油所持販売業者等に該当する揮発油の製造者は、その所持する控除対象揮発油の貯蔵場所ごとに、当該控除対象揮発油の数量その他政令で定める事項を記載した届出書を、指定日以後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

10 揮発油税法第十七条第八項の規定は、第七項の規定による還付金について準用する。この場合において、同条第八項中「第三項又は第四項」とあるのは「租税特別措置法第八十九条第七項」と、同項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第十条第二項又は租税特別措置法第八十九条第六項」と読み替えるものとする。

七項」と、同項第二号中「第十条第二項」とあるのは「第十条第二項又は租税特別措置法第八十九条第六項」と読み替えるものとする。

11 地方揮発油税法第九条の規定は、第四項又は第七項の規定による控除又は還付が行われる場合について準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油税法第十七条第一項から第四項までの規定により揮発油税額に相当する金額の控除又は当該控除すべき金額若しくはその不足額の還付」とあるのは「租税特別措置法第八十九条第四項又は第七項の規定による控除又は還付」と、同条第二項中「二百八十七分の四十七」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二十四」とあるのは「二百五十一分の二」と、「二百四十三」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」と、同条第三項中「揮発油税法第十七条第五項及び第八項」とあるのは「租税特別措置法第八十九条第八項及び第十項」と読み替えるものとする。

12 地方揮発油税法第十三条の規定は、前項において読み替えて準用する同法第九条の規定及び第七項の規定による地方揮発油税及び揮発油税の還付に係る金額について準用する。この場合において、同法第十三条第一項中「第九条及び揮発油税法第十七条」とあるのは「租税特別措置法第八十九条第十一項において読み替えて準用する第九条及び同法第八十九条第七項」と、「二百八十七分の四十七」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二十四」とあるのは「二百五十一分の二」と読み替えるものとする。

13 揮発油を保税地域から引き取る揮発油の販売業者が、その住所又は本店若しくは主たる事務所所在地のうち一の場所につき、指定日以後一月以内に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、指定日前に保税地域から引き取られた控除対象揮発油については、当該揮発油の販売業者を揮発油の製造者と、当該承認を受けた場所を揮発油の製造場とみなして、この条の規定を適用する。

14 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

15 控除対象揮発油につき、第四項又は第七項の規定による控除又は還付を受けた場合における揮発油税法第十七条又は災害被害者に対する租

税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

揮発油税法第十七條第一項	当該移出により納付されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項、次項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。第四項において同じ。）	揮発油税法第十七條第一項	揮発油税法第十七條第一項
揮発油税法第十七條第二項	当該他の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収されるべき揮発油税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該揮発油税額につき前項、この項又は第四項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）	揮発油税法第十七條第二項	揮発油税法第十七條第二項
揮発油税法第十七條第四項	当該移出により納付された、又は納付されるべき揮発油税額	揮発油税法第十七條第四項	揮発油税法第十七條第四項

減免、徴収猶予等に関する法律第七條第一項	(以下「酒税等」と総称する。)の税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。)	酒税等の	酒税等の
揮発油税法第九條	揮発油税法第九條	揮発油税法第九條	揮発油税法第九條

油の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた揮発油について、適用日以後に同表の下欄に掲げる規定に該当することとなつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率は、前條第一項の税率とする。	揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項
揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項

揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項
揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項	揮発油税法第九條第二項



バイオエタノール等揮発油の製造者として当該課税対象揮発油を適用日にその者の揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、二万四千三百円の揮発油税及び八百円の地方揮発油税を課する。

19 前項に規定する者は、その所持する課税対象揮発油で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、適用日以後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その貯蔵場所において所持する課税対象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごとの数量

イ バイオエタノール等揮発油

ロ イに掲げるもの以外の課税対象揮発油  
二 前号イの数量のうち、第八十八条の七第一項のエタノールの数量に相当する数量として政令で定める数量及び揮発油税法第八条第一項の規定により控除される数量

三 第一号ロの数量のうち、揮発油税法第八条第一項の規定により控除される数量

四 第一号イの数量から第二号の数量を控除した数量及び第一号ロの数量から前号の数量を控除した数量の合計数量

五 前号の合計数量により算定した前項の規定による揮発油税額及び地方揮発油税額並びにその合計額

六 その他参考となるべき事項

20 前項の規定による申告書を提出した者は、適用日以後六月以内に、当該申告書に記載した同項第五号に掲げる揮発油税額及び地方揮発油税額の合計額に相当する揮発油税及び地方揮発油税を、国に納付しなければならない。

21 前項の規定は、同項に規定する第十九項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る揮発油税及び地方揮発油税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたものうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

22 第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税については、地方揮発油税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第二項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四

十七」とあるのは「二百五十一分の八」と、「二百八十七分の二百四十」とあるのは「二百五十一分の二百四十三」として、これらの規定を適用する。

23 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該課税対象揮発油が第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該課税対象揮発油の戻入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方揮発油税額に相当する金額は、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条の規定に準じて、当該課税対象揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方揮発油税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方揮発油税額）に相当する金額に係る控除及び還付に併せて、その者に係る揮発油税額及び地方揮発油税額から控除し、又はその者に還付した

一 揮発油の製造者が、その製造場から移出した揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた課税対象揮発油で第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油税を課された、又は課されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該課税対象揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合

24 揮発油税法第二十五条（第二号を除く。）の規定は、第十九項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

25 偽りその他不正の行為により第七項の規定又は第十一項において読み替えて準用する地方揮発油税法第九条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

26 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができ、

27 第十九項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより揮発油税及び地方揮発油税を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

28 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税及び地方揮発油税に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該揮発油税及び地方揮発油税に相当する金額の三倍以下とすることができ、

29 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。  
一 第九項の規定による届出書に偽りの記載をして提出したとき。  
二 第十九項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたとき。

30 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十五項、第二十七項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第二十五項から前項までの罰金を科する。

31 前項の規定により第二十五項又は第二十七項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

32 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等）

第八十九条の二 エチレンその他の政令で定める石油化学製品の製造のため政令で定める用途に揮発油を消費することについて揮発油税法第五十一条第一項又は地方揮発油税法第五十一条第一項の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が、当該揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 前項の規定は、同項の規定に該当する製造者が、当該揮発油を消費した日の属する月の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当

該揮発油の消費に関する明細書及び当該揮発油を消費して製造した製品の製造につき、政令で定める事項を記載した書類を添付しない場合には、適用しない。

3 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、第一項の規定に該当する製造者に対し、同項に規定する用途に消費する揮発油及びこれを消費して製造した製品をそれぞれ他の揮発油及び製品と区別して貯蔵すべきこと並びに政令で定めるところにより当該用途に消費する揮発油の消費に関する事項及び当該揮発油を消費して製造した製品の製造、貯蔵又は販売に関する事項を帳簿に記載すべきことを命ずることができ、

4 第一項の規定の適用を受けて製造された石油化学製品（当該石油化学製品を原料として製造された石油化学製品を含む。）のうちベンゾールその他の政令で定めるもの（以下この条において「特定石油化学製品」という。）が、当該特定石油化学製品の製造場において、フェノール若しくは合成ゴムの製造用その他の政令で定める用途（以下この項において「指定用途」という。）以外の用途に消費をされ、又は当該製造場から移出（直接外国に向けてする移出を除く。以下この条において同じ。）をされた場合には、当該特定石油化学製品の製造者が、当該消費又は移出をした時に、当該消費又は移出に係る特定石油化学製品の製造のため消費されたものとして政令で定めるところにより算出した数量の揮発油を当該製造場において消費し、又は当該製造場から移出したものとみなして、揮発油税法（第四章及び第五章の規定（第二十五条第一号及び第二十六条の規定を除く。）並びにこれらに規定に係る罰則を除く。）及び地方揮発油税法を適用する。ただし、当該移出が指定用途に供する場所（指定用途に供する特定石油化学製品又は輸出の目的その他の政令で定める目的に充てるための特定石油化学製品を蔵置するための場所を含む。）への移出である場合には、この限りでない。

5 前項の場合において、同項の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、同項の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなす。

6 第四項ただし書の規定は、同項ただし書の移出をした特定石油化学製品の製造者から、その製造場ごとに、毎月（当該製造場からの当該移出

した揮発油の製造場とみなす。

がない月を除く。)、政令で定めるところにより、その月中に当該製造場から移出をした特定石油化学製品の数量その他政令で定める事項を記載した書面を、翌末日までに、その製造場の所在地の所轄税務署長に提出し、かつ、当該書面に、当該特定石油化学製品が同項ただし書の規定に該当するものであること及び当該場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付する場合に限り、適用する。

7 揮発油税法第十四条第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「同項各号に定める場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と、「第二項」とあるのは「同条第六項」と読み替えるものとする。

8 揮発油税法第十四条第六項、第七項（移入の理由に係る部分を除く。）及び第八項の規定は、第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学製品を移入した場合について準用する。この場合において、同条第六項から第八項までの規定中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項ただし書」と、「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と、「同項」とあるのは「同項ただし書」と、「同項各号に定める場所」とあるのは「同項ただし書に規定する場所」と読み替えるものとする。

9 前項の規定により揮発油税法第十四条第六項、第七項（移入の理由に係る部分を除く。）及び第八項の規定が準用される前項の特定石油化学製品を移入した者は、同条第七項に規定する者とみなして、同法第二十八条第三号及び第二十九条の規定を適用する。

10 揮発油税法第十三条の二、第二十四条及び第二十五条第二号並びに地方揮発油税法第十四条の二並びに国税通則法第七十四条の五第二号（二を除く。）、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は特定石油化学製品の製造者及び販売業者について、同法第七十四条の五第二号二、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は特定石油化学製品の製造者又は販売業者に原料を譲渡する義務がある者として認められる者その他自己の事業に取引特定石油化学製品の製造者又は販売業者として認められる者について、それぞれ準用する。この場合において、揮発油税法第十三条

の二中「第三条及び第十条から第十二条の二まで」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、同法第二十四条中「揮発油の」とあるのは「特定石油化学製品の」と、「若しくは販売業者、特例申告者又は第十六条の三第一項若しくは第十六条の五第一項に規定する揮発油をこれらの規定に規定する場所に移入した者」とあるのは「又は販売業者」と、「販売又は保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、地方揮発油税法第十四条の二中「第五条及び第七条」とあるのは「租税特別措置法第八十九条の二第四項」と、国税通則法第七十四条の五第二号イ中「揮発油（同法第二条第一項（定義）に規定する揮発油（同法第二条（揮発油等とみなす場合）の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この号において同じ。）」とあり、並びに同号ロ及びハ中「揮発油」とあるのは「特定石油化学製品」と読み替えるものとする。

11 前項の規定により揮発油税法第二十四条及び国税通則法第七十四条の五第二号（二を除く。）の規定が準用される同項の特定石油化学製品の製造者及び販売業者（同項の規定により準用される揮発油税法第二十五条第二号の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は揮発油税法第二十四条に規定する者とみなして同法第二十八条第六号及び第二十九条並びに国税通則法第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、同項の規定により同法第七十四条の五第二号ニの規定が準用される同項の特定石油化学製品の製造者又は販売業者に原料を譲渡する義務がある者として認められる者その他自己の事業に取引特定石油化学製品の製造者又は販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号ニに係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、それぞれ適用する。

12 第四項ただし書の規定に該当する特定石油化学製品の移入をした同項ただし書に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項ただし書の移出をした特定石油化学製品の製造者が、当該特定石油化学製品につき、当該移出をした日の属する月分の第六項の規定による書面を同項に規定する期限内に提出し、か

つ、政令で定めるところにより、当該特定石油化学製品が第四項ただし書の規定に該当するものであること及び当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第六項の規定にかかわらず、第四項ただし書の規定を適用する。

13 当該特定石油化学製品を移出した者と当該特定石油化学製品を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所二 前号の規定に該当するものほか、当該特定石油化学製品の製造者が移出する当該特定石油化学製品が継続して移入される場所、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

14 第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する特定石油化学製品を継続して移入する場所であり、かつ、当該特定石油化学製品を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

15 第十二項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

16 税務署長は、第十二項第二号又は第十三項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

17 第十二項から前項までに定めるもののほか、第十二項又は第十三項の規定の適用に必要必要な事項は、政令で定める。

第十八条の三 揮発油の製造者がゴムの溶剤用（移出に係る揮発油の特定用途免税）その他製造に直接供する用途で政令で定めるも

のに供される揮発油（第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。）でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書並びに当該揮発油が前項に規定する用途に供される揮発油に該当すること及び当該揮発油が同項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 揮発油税法第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号（二を除く。）、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者について、同法第七十四条の五第二号二、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に取引同項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する。

5 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号（二を除く。）の規定が準用される前項の揮発油を移入した者は揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして同法第二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税通則法第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ニの規定が準用される同項の揮発油を移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に取引同項の揮発油を移入した者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第二百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号ニに係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、それぞれ適用する。

る。)及び第百三十条の規定を、それぞれ適用する。

6 第一項の規定に該当する揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十條第一項の規定による申告書に当該揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該揮発油が第一項に規定する用途に供される揮発油に該当すること及び当該揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。

一 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出を受ける製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの第四項において準用する揮発油税法第十四條第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

8 第六項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

9 税務署長は、第六項第二号又は第七項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

10 第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長

に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

11 第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者が当該揮発油を同項の規定の適用に係る用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該消費又は譲渡を移出と、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税及び地方揮発油税を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八條第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量とし、同法第十條第一項の規定による申告書(地方揮発油税法第七條第一項の規定によるものを含む)は、揮発油税法第十條第一項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から十日以内提出し、当該揮発油税及び地方揮発油税は、当該申告書の提出期限内に、国に納付しなければならない。

13 前項の規定による譲渡が、政令で定めるところにより、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、当該移入に係る揮発油の用途と同一の用途に供するため行われるときは、当該譲渡に係る揮発油については、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該譲渡を移出と、当該移入した者を揮発油の製造者とみなして、同項後段の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用する。

第十八條の四 前條第一項に規定する用途に供する揮発油(第八十八條の六第二項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除く。以下この条において同じ。)でその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定めるところにより、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

4 揮発油税法第十四條の三第二項及び第四項の規定は第一項の承認について、同條第七項及び第八項の規定は第一項の承認を受けて引き取つた揮発油で、税関長が指定した期限内に前條第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書が提出がないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四條の三第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方揮発油税」と読み替へるものとする。

2 揮発油税法第十四條第七項及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号(二を除く。)、第七十四條の八から第七十四條の十一まで及び第七十四條の十三の規定は前項の規定の適用を受けた揮発油を前條第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について

5 前條第十二項及び第十三項の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を同條第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

第九十條 揮発油の製造者が、第八十八條の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品(以下この条において「みなし揮発油」という。)

第九十條 揮発油の製造者が、第八十八條の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品(以下この条において「みなし揮発油」という。)

る用途に供されるものでその用途に応じ政令で定める規格を有するものを、その製造場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十條第一項の規定による申告書に当該みなし揮発油の移出に関する明細書並びに当該みなし揮発油が前項に規定する規格を有するものであること及び当該みなし揮発油が同項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 揮発油税法第十四條第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 揮発油税法第十四條第七項及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号(二を除く。)、第七十四條の八から第七十四條の十一まで及び第七十四條の十三の規定は第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者について、同法第七十四條の五第二号二、第七十四條の八及び第七十四條の十三の規定は同項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者にのみならず揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者と取引がある者として認められる者について、それぞれ準用する。

5 前項の規定により揮発油税法第十四條第七項及び第二十四條並びに国税通則法第七十四條の五第二号(二を除く。)

第二号二に係る部分に限る。)及び第百三十条の規定を、それぞれ適用する。

6 第一項の規定に該当するみなし揮発油の移入をした同項に規定する場所が次に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした揮発油の製造者が、当該みなし揮発油につき、当該移出をした日の属する月分の揮発油税法第十条第一項の規定による申告書に当該みなし揮発油の移出に関する明細書を添付し、かつ、政令で定めるところにより、当該みなし揮発油が第一項に規定する規格を有するものであること及び当該みなし揮発油が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定を適用する。

一 当該みなし揮発油を移出した者と当該みなし揮発油を当該場所に移入した者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該当するもののほか、当該揮発油の製造者が移出する当該みなし揮発油が継続して移入される場所で、当該製造者が、政令で定めるところにより、当該移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

7 第四項において準用する揮発油税法第十四条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定するみなし揮発油を継続して移入する場所であり、かつ、当該みなし揮発油を移入する者が、政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する書類の提出を要しない。

8 第六項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

9 税務署長は、第六項第二号又は第七項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は揮発油税及び地方揮発油税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

10 第六項第二号又は第七項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならぬ。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失うものとする。

11 第六項から前項までに定めるもののほか、第六項又は第七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を移入した者が当該みなし揮発油を同項の規定の適用に係る用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該消費又は譲渡を移出し、その者を揮発油の製造者としてみなして、揮発油税法及び地方揮発油税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八条第一項の規定にかかわらず、当該みなし揮発油の数量とし、同法第十条第一項に規定する申告書(地方揮発油税法第七条第一項の規定によるものを含む。)は、揮発油税法第十条第一項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から十日以内提出し、当該揮発油税及び地方揮発油税は、当該申告書の提出期限内に、国に納付しなければならない。

13 前項の規定による譲渡が、政令で定めるところにより、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、当該移入に係るみなし揮発油の用途と同一の用途に供するため行われるときは、当該譲渡に係るみなし揮発油については、当該移入した場所を揮発油の製造場と、当該譲渡を移出し、当該移入した者を揮発油の製造者としてみなして、同項後段の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用する。

第九十条の二 第八十八条の六第二項の規定による揮発油とみなされる揮発油類似品(以下この条において「みなし揮発油」という。)のうち、前条第一項に規定する用途に供するものである用途に応じ政令で定める規格を有するものを、保税地域から引き取らうとする場合において、当該引き取らうとする者が政令で定めるところにより、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該みなし揮発油を引き取るときは、当該引取りに係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

2 揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号(二を除く。)、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、同法第七十四条の五第二号二、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者にのみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關し同項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八条(第一号及び第三号中同法第七十四条の五第二号二に係る部分に限る。)、及び第百三十条の規定を、それぞれ適用する。

4 揮発油税法第十四条の三第二項及び第四項の規定は第一項の承認について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の承認を受けて引き取つたみなし揮発油で、税関長が指定した期限内に前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条の三第七項中「揮発油税」とあるのは、「揮発油税及び地方揮発油税」と読み替へるものとする。

5 前条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の規定の適用を受けたみなし揮発油を同条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

で及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について、同法第七十四条の五第二号二、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けたみなし揮発油を前条第一項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者にのみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關し同項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する。

3 前項の規定により揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条並びに国税通則法第七十四条の五第二号(二を除く。)の規定が準用される前項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者は揮発油税法第十四条第七項及び第二十四条に規定する者とみなして同法第二百二十八条第三号及び第六号並びに第二十九条並びに国税通則法第二百二十八条(第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同法第二号イに係る部分に限る。)、及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号二の規定が準用される同項のみなし揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に關し同項のみなし揮発油を同項の場所に移入した者と取引があると認められる者は同号二に規定する者とみなして同法第二百二十八条(第一号及び第三号中同法第七十四条の五第二号二に係る部分に限る。)、及び第百三十条の規定を、それぞれ適用する。

4 前項の規定は、外国にある本邦の大使館等又は外国に派遣された本邦の大使等の公用品又は自用品である自動車の燃料用に供する揮発油について揮発油税及び地方揮発油税に類似する租税の免除を行わない国の大使館等又は大使等については、適用しない。

5 第一項の外国の大使館等又は大使等は、同項の規定の適用を受けて購入した揮発油を同項に規定する用途以外の用途に供してはならない。

4 第一項第三号に掲げる指定給油所とは、同項第一号及び第二号に掲げる者に対し、同項第三号の規定により購入される揮発油を販売することができると認められる揮発油所として、政令で定めるところにより、その所在地の所轄税務署長の指定を受けた給油所をいう。

5 税務署長は、前項の指定を受けた指定給油所の営業者が揮発油税及び地方揮発油税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不適当と認められる場合には、その指定を取り消すことができる。

第九十条の三 揮発油の製造者が、次の各号に掲げる者又は給油所に対し、当該各号に定める揮発油を、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該製造場から移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

一 本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関(以下この項から第三項までにおいて「大使館等」という。)

二 本邦にある外国の大使館等の公用品である自動車の燃料用に供するため、政令で定めるところにより購入される揮発油

三 指定給油所 指定給油所において、前二号に掲げる者により、これらに定める自動車の燃料用に供するため、政令で定めるところにより購入された揮発油の数量に相当する数量の揮発油

2 前項の規定は、外国にある本邦の大使館等又は外国に派遣された本邦の大使等の公用品又は自用品である自動車の燃料用に供する揮発油について揮発油税及び地方揮発油税に類似する租税の免除を行わない国の大使館等又は大使等については、適用しない。

3 第一項の外国の大使館等又は大使等は、同項の規定の適用を受けて購入した揮発油を同項に規定する用途以外の用途に供してはならない。

4 第一項第三号に掲げる指定給油所とは、同項第一号及び第二号に掲げる者に対し、同項第三号の規定により購入される揮発油を販売することができると認められる揮発油所として、政令で定めるところにより、その所在地の所轄税務署長の指定を受けた給油所をいう。

5 税務署長は、前項の指定を受けた指定給油所の営業者が揮発油税及び地方揮発油税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不適当と認められる場合には、その指定を取り消すことができる。

第九十条の三 揮発油の製造者が、次の各号に掲げる者又は給油所に対し、当該各号に定める揮発油を、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該製造場から移出する場合には、当該移出に係る揮発油税及び地方揮発油税を免除する。

一 本邦にある外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関(以下この項から第三項までにおいて「大使館等」という。)

第三節の二 石油石炭税法の特例
第九十条の三の二 地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十四年十月一日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千八百円
二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八百六十円
三 石炭 一トンにつき千三百七十円

第九十条の三の三 石炭のうち次に掲げるもの(以下この条において「特定用途石炭」という)を、保税地域から引き取らうとする場合において、当該引き取らうとする者が政令で定めるところにより、令和八年三月三十一日までに、納税地(石油石炭税法第十五条第一項の規定による国税庁長官の承認を受けている場合には、当該承認を受けていないものとした場合の納税地。以下この節において同じ。)の所轄税関長の承認を受けて当該特定用途石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、同法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電(当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。)の用に供する石炭
二 塩事業法(平成八年法律第三十九号)第二条第二項に規定する塩製造業者が自ら発電(電流を流すことにより海水を濃縮する方法として政令で定める方法による塩(同条第一項に規定する塩をいう。)の製造に使用する電気に係るものに限る。)の用に供する石炭

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。)並びに国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び

第七十四条の十三の規定は前項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者及び同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者について、同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者が特定用途石炭を譲渡する義務があることと認められる者その他自己の事業に關し同項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者又は同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者と取引があることと認められる者について、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例申告者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭(以下この条において「特定用途石炭」という)を同項各号に規定する用途に供する者及び特定用途石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭(租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同号ニ中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「原油等」とあるのは「特定用途石炭」と読み替えるものとす。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)の規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定用途石炭の販売業者(同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は石油石炭税法第二十一条に規定する者として

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)の規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定用途石炭の販売業者(同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は石油石炭税法第二十一条に規定する者として

4 第一項の規定の適用を受けた特定用途石炭は、同項の承認を受けて当該特定用途石炭を引き取つた日から二年以内に、同項各号に規定する用途以外の用途に供し、又は同項各号に規定する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けずに同項の特定用途石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該特定用途石炭につき、前条第三号に定める税率により計算した石油石炭税額と第一項の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する額の石油石炭税を、直ちに徴収する。

第九十条の三の四 次の表の各号の上欄に掲げる者が、令和八年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七〇・二〇号の一の(三)若しくは第二七〇・二〇号の一の(四)に掲げる原油で石油石炭税課税済みのもの(以下この節において「課税済みの原油等」という。)から本邦において製造された同表第二七〇・二〇号に掲げる石油及び圧青油並びにこれらの調製品、採取場から移出された石油石炭

73 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)の規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定用途石炭の販売業者(同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は石油石炭税法第二十一条に規定する者として

Table with 2 columns: 軽油(関税法(昭和三十七年法律第五十七号)第二条第一項の(三))、内航海運業に規定する内航海運業に係る(一)の(二)又は第二七〇・二〇号の一の(三)に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。又は重油(同表第二七〇・二〇号の一の(二)又は第二七

<p>一〇・二〇号の一の(四)に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。</p>	<p>二 海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者</p>	<p>三 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者</p>	<p>四 航空法第二十条に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第百条第一項の規定による許可を受けた者</p>	<p>五 農林漁業を営む者</p>	<p>六 苛性ソーダの製造業を営む者(当該苛性ソーダの製造業を営む者に電気供給する者であつて、当該苛性ソーダの製造業を営む者と政令</p>
<p>軽油又は重油</p>	<p>同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用(遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。)</p>	<p>同法第二条第二項及び第三項に規定する第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業の用(鉄道用車両の動力源の用途に限る。)</p>	<p>航空機燃料</p>	<p>軽油</p>	<p>重油、天然ガス(関税率法別表第二十七号又は第二十七号に掲げる天然ガスを</p>

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 石油石炭税法第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。)並びに国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品等を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品等の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例申告者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品等(以下この条において「特定用途石油製品等」という。))を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品等の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」とあるのは「特定用途石油製品等の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品等(租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品等」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品等」と読み替へるものとする。

4 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)の規定が準用される同項の特定用途石油製品等を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品等の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者(前項の規定により準用される石油石炭税法第二十一条(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十

四条(第五号に係る部分に限る。))及び第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十八条(第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同法第四号イに係る部分に限る。))及び第三百三十条の規定を適用する。

5 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第二款 その他の特例

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの(以下この条において「石油製品等」という。))を、保税地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当分の間(第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、令和十年三月三十一日までの間)、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

一 ガス状炭化水素を採取する際に採取された原油のうち温度十五度において〇・八〇一七を超えない比重を有するもので、政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

二 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一第二七〇・二二〇号の一の(一)のC又は第二七〇・二二〇号の一の(二)のCに掲げる揮発油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

三 関税暫定措置法別表第一第二七〇・一九号の一の(一)のB若しくは第二七〇・二二〇号の一の(二)のBに掲げる灯油又は同表第二七〇・二二〇号の一の(三)、第二七〇・一九号の一の(二)若しくは第二七〇・二二〇号の一の(三)に掲げる軽油のうち政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

四 関税定率法別表第二七〇・一九号の一の(一)のAの(b)又は第二七〇・二二〇号の一の(四)のAの(b)に掲げる農林漁業の用に供する重油及び粗油

五 関税定率法別表第二七一一・一二号、第二七一一・一三号又は第二七一一・一四号の二に該当する石油ガスその他のガス状炭化水素のうち液化したもので、アンモニア、オレフィン系炭化水素又は無水マレイン酸の製造に使用するもの

石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二條(第一号を除く。))並びに国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は前項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者について、同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油の販売業者若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素をその免除に係る用途に供する者並びに同項の規定により石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「石油製品等(石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他のガス状炭化水素又は重油及び粗油」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは

「石油製品等」と、同号二中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「原油等」とあるのは「石油製品等」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の原油、揮発油、灯油、軽油又は石油ガスその他のガス状炭化水素を同項の用途に供する者並びに同項の重油及び粗油の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十一条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は石油石炭税法第二十一条に規定する者としてそれぞれみなして同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条（第一項並びに国税通則法第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同法第四号イに係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号二の規定が準用される同項の原油、揮発油、灯油、軽油若しくは石油ガスその他のガス状炭化水素を同項の用途に供する者又は同項の重油及び粗油の販売業者と取引がある者として認められる者は同号二に規定する者として認められる者（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号二に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、それぞれ適用する。

4 石油石炭税法第十八条の二並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者（重油及び粗油を譲渡する義務がある者）と認められる者（自己の事業に關し同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者）について、同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者（重油及び粗油を譲渡する義務がある者）と認められる者（自己の事業に關し同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者）と取引がある者として認められる者について、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十

七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その一と、「原油等」（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）とあるのは「重油等（石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油）」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「重油等」と、同号二中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「原油等」とあるのは「重油等」と読み替えるものとする。

5 前項の規定により国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の重油及び粗油を同項の用途に供する者は同号二に規定する者として認められる者（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同法第四号イに係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、同項の規定により同法第七十四条の五第四号二の規定が準用される同項の重油及び粗油を同項の用途に供する者（重油及び粗油を譲渡する義務がある者）と認められる者（自己の事業に關し同項の規定により石油石炭税の免除を受けた重油及び粗油をその免除に係る用途に供する者）と取引がある者として認められる者（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号二に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、それぞれ適用する。

6 第一項の規定の適用を受けた石油製品等は、同項の承認を受けて当該石油製品等を引き取つた日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の石油製品等を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該石油製品等について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

（引取りに係る特定石炭の免除）  
第九十条の四の二 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該特定石炭を引き取るときは、当分の間、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

- 一 鉄鋼の製造に使用する石炭
- 二 コークスの製造に使用する石炭
- 三 セメントの製造に使用する石炭

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二條（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定は前項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者について、同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者（石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者）と取引がある者として認められる者（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同法第四号イに係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、それぞれ適用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第七十四条の二」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の二第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原

油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「特定石炭（租税特別措置法第九十条の四の二第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭）」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定石炭」と、同号二中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「原油等」とあるのは「特定石炭」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十一条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は石油石炭税法第二十一条に規定する者としてそれぞれみなして同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条（第一項並びに国税通則法第二百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同法第四号イに係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第四号二の規定が準用される同項の特定石炭を同項の用途に供する者又は同項の特定石炭の販売業者（石油石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者）と取引がある者として認められる者（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号二に係る部分に限る。）及び第三百三十条の規定を、それぞれ適用する。

4 第一項の規定の適用を受けた特定石炭は、同項の承認を受けて当該特定石炭を引き取つた日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該特定石炭について第一項の規定によ

り免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

第九十条の四の三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十五号に規定する発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供するガス状炭化水素のうち

開税率別表第二七一・一・一に掲げる天然ガス又は石炭(以下この条において「沖縄発電用特定石炭等」という)を、保税地域から引き取るうとする場合において、当該引き取るうとする者が政令で定める手続により、令和九年三月三十一日までに、納税地の所轄税関長の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び

第二十二條(第一号を除く。)並びに国税通則法第七十四條の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四條の八から第七十四條の十一まで及び第七十四條の十三の規定は前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等の販売業者について、同法第七十四條の五第四号二、第七十四條の八及び第七十四條の十三の規定は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等の販売業者が沖縄発電用特定石炭等を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等をその免除に係る用途に供する者又は同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等の販売業者が沖縄発電用特定石炭等を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の沖縄発電用特定石炭等を同項の用途に供する者又は同項の沖縄発電用特定石炭等の販売業者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する。この場合において、石油石炭税法第十八條の二中「第四條及び第十三條から第十七條まで」とあるのは「租税特別措置法第九十條の四の三第四項及び第五項」と、同法第二十一條中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例申告者又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十條の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除

を受けた天然ガス又は石炭(以下この条において「沖縄発電用特定石炭等」という)をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭等の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税通則法第七十四條の五第四号イ中「原油等(同法第四條第二項(納税義務者)に規定する原油等)」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等(租税特別措置法第九十條の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた天然ガス又は石炭)」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と、同号ニ中「イ又はロ」とあるのは「イ」と、「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び

国税通則法第七十四條の五第四号(ロ及びニを除く。)の規定が準用される同項の沖縄発電用特定石炭等を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭等の販売業者(同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二條(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は石油石炭税法第二十一條に規定する者とそれぞれみなして同法第二十四條(第五号に係る部分に限る。))及び第二十五條第一項並びに国税通則法第二百二十八條(第二号中同法第七十四條の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三号中同法第四号イに係る部分に限る。))及び第三百三十條の規定を、前項の規定により同法第七十四條の五第四号ニの規定が準用される同項の沖縄発電用特定石炭等を同項の用途に供する者又は同項の沖縄発電用特定石炭等の販売業者が沖縄発電用特定石炭等を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の沖縄発電用特定石炭等を同項の用途に供する者又は同項の沖縄発電用特定石炭等の販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第二百二十八條(第二号及び第三号中同法第七十四條の五第四号ニに係る部分に限る。))及び第三百三十條の規定を、それぞれ適用する。

4 第一項の規定の適用を受けた沖縄発電用特定

石炭等は、同項の承認を受けて当該沖縄発電用特定石炭等を引き取った日から二年以内に、当該免除に係る用途以外の用途に供し、又はこれ

らの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該

承認を受けないで同項の沖縄発電用特定石炭等を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該沖縄発電用特定石炭等について第一項の規定により免除を受けた額の石油石炭税を直ちに徴収する。

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるもの

製造者が、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて課税済みの原油等から本邦において製造された第九十條の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油(以下この条において「特定揮発油等」という)を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合においては、当該の間、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、第九十條の三の二第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に(当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定揮発油等の製造者に)還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合

において、同項に規定する石油化学製品の製造場が特定揮発油等以外の揮発油、灯油又は軽油を原料に供する当該石油化学製品の製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 税務署長は、第一項の承認を与える場合にお

いて、取締り上必要があると認めるときは、同項に規定する石油化学製品の原料に供する特定揮発油等及びこれを原料に供して製造した当該石油化学製品をそれぞれその他の揮発油、灯油又は軽油及びその他の石油化学製品と區別して蔵置すべきことを命ずることができる。

4 第一項に規定する石油化学製品の製造者は、同項の承認に係る石油化学製品の製造を完了したときは、遅滞なく、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出て、当該石油化学製品が製造されたこと並びに当該石油化学製品の原料に供した特定揮発油等の品名及び品名ごとの数量の確認を受けなければならない。

5 石油石炭税法第二十一条及び第二十二條(第一

号を除く。)並びに国税通則法第七十四條の五第四号(ロ及びニを除く。)、第七十四條の八から第七十四條の十一まで及び第七十四條の十三の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例申告者又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十條の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、国税通則法第七十四條の五第四号イ中「原油等(同法第四條第二項(納税義務者)に規定する原油等)」とあるのは「特定石油製品等(租税特別措置法第九十條の五第一項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品)」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及

び国税通則法第七十四條の五第四号(ロ及びニを除く。)の規定が準用される同項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者(同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二條(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四條(第五号に係る部分に限る。))及び第二十五條第一項並びに国税通則法第二百二十八條(第二号中同法第七十四條の五第四号イ及びハに係る部分並びに第三





の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等」で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物（以下この条において「石油等の残留物」という。）をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等（同法第四号第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「石油アスファルト等（租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等）」と、「若しくは帳簿書類」とあるのは「（その者が石油等の残留物（同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物をいう。以下この号において同じ。）をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）若しくは帳簿書類」と、同号ハ中「原油等又はロルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）を含む。）と読み替へるものとする。」と読み替へるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二條（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者（以下「第一項の規定による還付金には、国税通則法第九十条の六の三（石油の備蓄の確保等）に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業者（以下この条におい

て「石油精製業者」という。）が、令和十年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場（同法第二十六条の規定による届出がされた製造場に限り。）の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において課税済みの原料（課税済みの原油等又は石油調製品等その他政令で定めるもの）を石油石炭税課税済みのものをいう。以下この条において同じ。）から非製品ガス（関税定率法別表第二七〇・二一〇号、第二七〇・一九号及び第二七〇・二〇〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品、同表第二七〇・二一〇号に掲げるプロパン、同表第二七〇・二一〇号に掲げるブタンその他政令で定めるもの）の製造に伴い副次的に製造される同表第二七〇・二九号に掲げるその他のものであつて、販売（販売以外の授与を含む。）の用に供するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）を製造した場合においては、政令で定めるところにより、その課税済みの原料から製造された非製品ガスにつき、当該課税済みの原料に係る石油石炭税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油精製業者に（当該石油精製業者が、当該非製品ガスの原料となつた原油又は石油製品に係る石油石炭税の納税者でない場合その他政令で定めるところにあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油精製業者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該石油精製業者に）還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する製造場が非製品ガスの数量を適正に計測できない製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、課税済みの原料をその他の物品と区分して蔵置すべきことを命ずることができる。

4 石油石炭税法第二十一条及び第二十二條（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）、第七十四条の八から第七十四条の十一まで及び第七十四条の十三の規定はその製造場について第一項に規定する承認を受けた石油精製業者について、同法第七十四条の五第四号二、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定はその製造場について同

項に規定する承認を受けた石油精製業者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関しその製造場について同項に規定する承認を受けた石油精製業者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例申告者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する石油精製業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する非製品ガスで当該製造場において製造されたものの製造又は移出」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等（同法第四号第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「非製品ガス（租税特別措置法第九十条の六の三第一項に規定する非製品ガス）」と、同号ハ中「原油等又はロルト等（その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物（石油アスファルト等を除く。）と読み替へるものとする。」と読み替へるものとする。

5 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（ロ及びニを除く。）の規定が準用される同項の石油精製業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二條（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は石油石炭税法第二十一条に規定する者（以下「第一項の規定による還付金には、国税通則法第九十条の六の三（石油の備蓄の確保等）に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第五項に規定する石油精製業者（以下この条におい

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法第九十条の七（偽りその他不正の行為により第九十条の三の四第一項、第九十条の五第一項、第九十条の六第一項、第九十条の六の二第一項又は前条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。）

7 第九十条の六の二第三項の規定による書類を提出せず、又は偽りの書類を提出したとき。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

二 第九十条の四第六項の規定に違反して同項の石油製品等を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡したとき。

三 第九十条の四の二第四項の規定に違反して同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡したとき。

四 第九十条の四の三第四項の規定に違反して同項の沖縄発電用特定石炭等を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡したとき。

五 第九十条の六第六項の規定に違反して同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡したとき。

六 偽りその他不正の行為により第九十条の六第一項に規定する重油を同項に規定する用途に供する目的以外の目的で同項に規定する方法により購入したとき。

七 第九十条の六の二第三項の規定による書類を提出せず、又は偽りの書類を提出したとき。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第三節の三 航空機燃料税法の特例

第九十条の八 航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機に、令和五年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、同法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万八千円とする。

第九十条の八の二 沖縄島、宮古島、石垣島、久米島若しくは下地島と沖縄県の区域以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項及び次条第一項において「沖縄以外の本邦の地域」という。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この条及び次条において「航空機」という。）又は沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う運送の用に供されるもの（沖縄県の区域内に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなった航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条及び次条において「沖縄路線航空機」という。）に、令和十年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条及び前条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき九千円とする。

2 沖縄路線航空機が、令和十年三月三十一日までに、沖縄路線航空機及び次条第一項に規定する特定離島路線航空機以外の航空機（以下この節において「一般国内航空機」という。）とな

る時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、前条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 一般国内航空機が、令和十年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に前条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 航空機燃料税法第七条に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、令和十年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、第十一条及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）の規定にかかわらず、同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率とする」とする。

5 沖縄路線航空機に係る航空機の所有者、使用者又は機長（航空機燃料税法第四条第一項又は同条第二項に規定する所有者、使用者又は機長をいう。次条第七項において同じ。）が提出する同法第十四条第一項の規定による申告書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「場所」の数量及びその合計数量」とあるのは、「場所及び税率の異なるごとに区分した数量並びに税率の異なるごとに区分した合計数量」と、同項第二号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準数量」とする。

6 前各項に定めるもののほか、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に対する航空機燃料税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の九 離島（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島をいう。以下この項において同じ。）と本邦の地域との間の路線（宮古島、石垣島、久米島又は下地島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線及び沖縄県の区域内の各地間の路線を除く。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして政令で定める路線を航行する航空機で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（当該路線の使用飛行場である飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなった航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「特定離島路線航空機」という。）に、令和十年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条の規定及び第九十条の八の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千五百円とする。

2 特定離島路線航空機が、令和十年三月三十一日までに、一般国内航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 特定離島路線航空機が、令和十年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、令和十年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 沖縄路線航空機が、令和十年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6 航空機燃料税法第七条に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、令和十年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、第十一条及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）の規定にかかわらず、同法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率とする」とする。

7 特定離島路線航空機に係る航空機の所有者、使用者又は機長が提出する航空機燃料税法第十四条第一項の規定による申告書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「場所」の数量及びその合計数量」とあるのは「場所及び税率の異なるごとに区分した数量並びに税率の異なるごとに区分した合計数量」と、同項第二号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準数量」とする。

8 前各項に定めるもののほか、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に対する航空機

燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

4 一般国内航空機が、令和十年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に第九十条の八に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 沖縄路線航空機が、令和十年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる時において、当該航空機に前条第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

6 航空機燃料税法第七条に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、令和十年三月三十一日までに、特定離島路線航空機となる場合における同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、第十一条及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）の規定にかかわらず、同法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）に規定する税率とする」とする。

7 特定離島路線航空機に係る航空機の所有者、使用者又は機長が提出する航空機燃料税法第十四条第一項の規定による申告書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「場所」の数量及びその合計数量」とあるのは「場所及び税率の異なるごとに区分した数量並びに税率の異なるごとに区分した合計数量」と、同項第二号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準数量」とする。

8 前各項に定めるもののほか、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に対する航空機

燃料税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節の四 自動車重量税法の特例

(用語の意義)

第九十条の十 この節において「自動車」、「検査自動車」、「自動車検査証の交付等」若しくは「届出軽自動車」又は「乗用自動車」、「車両重量」若しくは「車両総重量」とは、それぞれ自動車重量税法第二条第一項又は第七条第二項に規定する自動車、検査自動車、自動車検査証の交付等若しくは届出軽自動車又は乗用自動車、車両重量若しくは車両総重量をいう。

2 この節(第九十条の十二を除く。)において「貨物自動車」とは、貨物の運送の用に供する自動車で、政令で定めるものをいう。

3 この節に規定する小型自動車及び軽自動車の別は、道路運送車両法第三条に定めるところによる。

(自動車重量税率の特例)

第九十条の十一 平成二十四年五月一日以後に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定(自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。)を受ける検査自動車(免稅対象車等(第九十条の十二第一項から第四項までの各号に掲げる検査自動車及びエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が当該検査自動車と同程度であるものとして政令で定める検査自動車をいう。次条第一項、第九十条の十一の三第一項及び第二項並びに第九十条の十二の二第一項及び第二項において同じ。))を除く。及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

- 一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車
- イ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が三年と定められている二輪の小型自動車(道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。)
- ロ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの(道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。)
- 一 乗用自動車(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千二百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千二百円
- 二 軽自動車 五千二百円
- 三 二輪の小型自動車 三千円
- ハ 検査自動車のうちイ及びロに掲げる自動車以外のもの
  - (1) 乗用自動車(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。
    - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千六百円
    - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千六百円
  - (2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
    - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千六百円
    - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千六百円
  - (3) 二輪の小型自動車 千五百円
- ニ 届出軽自動車
  - (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 七千八百円
  - (2) 二輪の軽自動車 四千五百円

イ 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの(道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。)

- 一 乗用自動車(2)及び(3)に掲げる自動車を除く。
  - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万二千三百円
  - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千三百円
- 二 軽自動車 九千九百円
- 三 二輪の小型自動車 五千七百円
- ロ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの(道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。)
- 一 乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。
  - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 八千二百円
  - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに八千二百円
- (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 八千二百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに八千二百円
- (3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 千六百円

- 二 届出軽自動車
    - (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 九千九百円
    - (2) 二輪の軽自動車 四千九百円
  - ハ 検査自動車のうちイ及びロに掲げる自動車以外のもの
    - (1) 乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。
      - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 四千四百円
      - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに四千四百円
    - (2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
      - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 四千四百円
      - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円
    - (3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。
      - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 三千三百円
      - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに三千三百円
    - (4) 軽自動車 三千三百円
    - (5) 二輪の小型自動車 千九百円
  - ニ 届出軽自動車
    - (1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 九千九百円
    - (2) 二輪の軽自動車 四千九百円
- 第九十条の十一の二 平成二十四年五月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規

定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十八年を経過する月(軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月)の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車(免税対象車等を除く。)に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車(自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車(道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。))

- (1) (2) 及び (3) に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千六百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千六百円
- (2) 軽自動車 五千六百円
- (3) 二輪の小型自動車 三千四百円

- ロ イに掲げる自動車以外の自動車
  - (1) 乗用自動車 (3) 及び (4) に掲げる自動車を除く。
    - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千八百円
    - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千八百円

- (2) 車以外の自動車
  - (1)、(3) 及び (4) に掲げる自動車以外の自動車
    - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千八百円
    - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

二 前号に掲げる自動車以外の自動車(自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車(道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。))

- (1) 乗用自動車 (3) 及び (4) に掲げる自動車を除く。
  - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万二千六百円
  - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千六百円

- (2) (1)、(3) 及び (4) に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万二千六百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万二千六百円
- (3) 軽自動車 八千八百円
- (4) 二輪の小型自動車 五千円

- ロ イに掲げる自動車以外の自動車
  - (1) 乗用自動車 (4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。
    - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 六千三百円
    - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに六千三百円

- (2) (1)、(3)、(4) 及び (5) に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 六千三百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに六千三百円

- (3) 車(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。
  - (i) 車両総重量一トン又はその端数ごとに六千三百円
  - (ii) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4) 及び (5) に掲げる自動車を除く。

第九十条の十一の三 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月(軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月)の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車(前条の規定の適用がある検査自動車及び免税対象車等を除く。)に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

2 前項の車両重量及び車両総重量の計算に關し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

- (5) 二輪の小型自動車 二千五百円
- (4) 軽自動車 四千四百円
- (i) 車両総重量が一トン以下のもの 四千四百円
- (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円

- (1) 乗用自動車 (3) 及び (4) に掲げる自動車を除く。
  - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 四千四百円
  - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円

- (2) 車以外の自動車
  - (1)、(3) に掲げる自動車以外の自動車
    - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千四百円
    - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円

- (2) 軽自動車 五千四百円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

- (3) 二輪の小型自動車 三千二百円
- (1) 乗用自動車 (3) 及び (4) に掲げる自動車を除く。
  - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千七百円
  - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千七百円

- (2) (1)、(3) 及び (4) に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千七百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円

- (3) 軽自動車 二千七百円
- (4) 二輪の小型自動車 千六百円

- ロ イに掲げる自動車以外の自動車
  - (1) 乗用自動車 (3) 及び (4) に掲げる自動車を除く。
    - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万八百円
    - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万八百円

- (2) (1)、(3) 及び (4) に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万八百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万八百円

- (3) 軽自動車 七千八百円
- (4) 二輪の小型自動車 四千四百円
- ロ イに掲げる自動車以外の自動車

- (1) 乗用自動車（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）
    - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 五千四百円
    - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるものの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千四百円
  - (2)
    - (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
    - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千四百円
    - (ii) 車両総重量が一トンを超えるものの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円
  - (3)
    - (i) 車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）
    - (ii) 車両総重量が一トン以下のもの 三千九百円
    - (iii) 車両総重量が一トンを超えるものの 車両総重量一トン又はその端数ごとに三千九百円
  - (4) 軽自動車 三千九百円
  - (5) 二輪の小型自動車 二千二百円
- 2 平成二十八年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十三年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（前条の規定の適用がある検査自動車及び免税対象車等を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

- 一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を営む者がこれらの事業の用に供する自動車
- イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められていた自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）
  - (1) (2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千四百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるものの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円
- (2) 軽自動車 五千四百円
- (3) 二輪の小型自動車 三千二百円
- ロ イに掲げる自動車以外の自動車
  - (1) 乗用自動車（3）及び（4）に掲げる自動車を除く。）
  - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千七百円
  - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるものの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千七百円
- (2)
  - (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千七百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるものの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円
- (3) 軽自動車 二千七百円
- (4) 二輪の小型自動車 千六百円
- 二 前号に掲げる自動車以外の自動車
- イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められていた自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）
  - (1) 乗用自動車（3）及び（4）に掲げる自動車を除く。）
  - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万四千四百円

- (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるものの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万四千四百円
- (2)
  - (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万四千四百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるものの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万四千四百円
- (3) 軽自動車 八千二百円
- (4) 二輪の小型自動車 四千六百円
- ロ イに掲げる自動車以外の自動車
  - (1) 乗用自動車（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）
  - (i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 五千七百円
  - (ii) 車両重量が〇・五トンを超えるものの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千七百円
- (2)
  - (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車
  - (i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千七百円
  - (ii) 車両総重量が一トンを超えるものの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千七百円
- (3)
  - (i) 車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）
  - (ii) 車両総重量が一トン以下のもの 四千四百円
  - (iii) 車両総重量が一トンを超えるものの 車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円
- (4) 軽自動車 四千四百円
- (5) 二輪の小型自動車 二千三百円

3 前二項の車両重量及び車両総重量の計算に關し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

(自動車重量税の免税等)

第九十条の十二 次に掲げる検査自動車（二輪の小型自動車を除く。以下この条において同じ。）

四 次に掲げる揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、前号に掲げる検査自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

一 電気を動力源とする自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）

イ 車両総重量が三・五トン以下の自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で財務省令で定めるものに適合するもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超える二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車

三 電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の財務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成三十年揮発油軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第五百一条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条及び次条第二項において「エネルギー消費効率」という。)が、同法第四百九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して財務省令で定めるエネルギー消費効率(以下この号及び第六号ニ(2)において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上(令和七年四月三十日までの間は、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上)であつて、かつ、基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

ロ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車(専ら人の運送の用に供する自動車で、乗用自動車以外のものをいう。以下この条において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下の貨物自動車(貨物の運送の用に供する自動車をいう。以下この条において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。)以上(車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上)であること。

五 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料とする乗用自動車をいい、第三号に掲げる検査自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が、令和十二年基準エネルギー消費効率以上(令和七年四月三十日までの間は、令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上)であること。

六 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、第三号に掲げる検査自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの(以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が、令和十二年基準エネルギー消費効率以上(令和七年四月三十日までの間は、令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上)であり、かつ、令和十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの

(2) エネルギー消費効率が、令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上(以下この条において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

2

次に掲げる検査自動車(前項の規定の適用があるものを除く。)について令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

一 次に掲げる揮発油自動車

イ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる検査自動車（前二項の規定の適用があるものを除く。）について令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間に初めて道

- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
  - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- ロ エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 次に掲げる軽油自動車
  - イ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
    - (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - イ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
    - (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- 路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。
- 一 次に掲げる揮発油自動車
  - イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
    - (2) エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十（令和七年四月三十日までの間は、百分の八十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - ロ 車両総重量が三・五トン以下の乗合自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
    - (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - ハ 車両総重量が三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
    - (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十（車両総重量が二・五トン以下の自動車にあつては、百分の九十五）を乗じて得た数値以上であること。
  - ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十

- 十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。
- 二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
  - イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - ロ エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十（令和七年四月三十日までの間は、百分の八十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 三 次に掲げる軽油自動車
  - イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - (2) エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十（令和七年四月三十日までの間は、百分の八十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
    - (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。
  - ハ 車両総重量が三・五トンを超える乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
    - (2) エネルギー消費効率が令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五（令和七年四月三十日までの間は、平成二十

- 七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十）を乗じて得た数値以上であること。
- 4 次に掲げる検査自動車（前三項又は第九十条の十四第一項の規定の適用があるものを除く。）について令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間（第三号ロに掲げる検査自動車にあつては、令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間）に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。
- 一 次に掲げる揮発油自動車
  - イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
    - (2) エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十（令和七年四月三十日までの間は、百分の七十）を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
  - ロ 車両総重量が二・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
    - (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。
  - ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの。
    - (1) 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。



(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

三 次に掲げる軽油自動車

イ 乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が、令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十(令和七年四月三十日までの間は、百分の七十)を乗じて得た数値以上であり、かつ、令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が三・五トンを超える乗用自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が、令和二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

5 第一項(第一号から第三号まで、第四号イ、第五号及び第六号イに係る部分に限る。)の規定の適用を受けた検査自動車(次の各号に掲げる検査自動車にあつては、当該各号に定めるものに限る。)について初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して十五日を経過する日まで自動車検査証の交付等(自動車重量税法第五条第三号に掲げる自動車以外の自動車に係るものであつて、当該自動車について初めて道路運送

車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受けた日後最初に受けるものに限る。以下この項において同じ。)を受ける場合(当該自動車検査証の交付等を受ける際に、初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証に記載された事項について財務省令で定める変更がない場合に限る。)には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除する。

一 第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和六年一月一日から令和七年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上である検査自動車

二 第一項第四号イ、第五号又は第六号イに掲げる検査自動車で令和七年五月一日から令和八年四月三十日までの間に同項の規定の適用を受けたもの、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上である検査自動車

6 国税通則法第九十九条第一項の規定は、第二項から第四項までの規定により計算した金額に百円未満の端数があるときについて準用する。(自動車重量税の納付の事実の確認等の特例)

第九十条の十二の二 国土交通大臣等(自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等)をいう。第三項において同じ。)は、同法第十一条の規定により検査自動車につき課されるべき自動車重量税の額の納付の事実を確認する場合において、当該納付に係る検査自動車が窒素酸化物排出量等基準につき免税対象車等に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき当該判断をするものとする。

2 この条において「窒素酸化物排出量等基準」とは、前条第一項から第四項までの各号の規定により検査自動車に免税対象車等に該当するために当該検査自動車に適合しなければならぬものとされる窒素酸化物及び粒子状物質の排出量並びにエネルギー消費効率についての基準(第九十条の十一に規定する政令の規定によりこれに相当する基準を規定する場合には、当該基準を含む。)をい、国土交通大臣の認定等)とは、検査自動車と同一の自動車につき申請に基づき国土交通大臣が行った認定又は評価で、当該認定又は評価の事実に基づき検査自動

車が窒素酸化物排出量等基準につき免税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして財務省令で定めるものをいう。

3 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等を受けた者が自動車重量税法第八条、第十条、第十条の二若しくは第十二条第二項から第四項までの規定により当該自動車検査証の交付等に係る検査自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部若しくは一部を納付していない事実をその法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第五項において同じ。)後において知つた場合又は自動車重量税法第十条の四第一項に規定する納付受託者が同法第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額の全部若しくは一部を納付していない事実を同法第十条の五第一項に規定する政令で定める日後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、前項の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。第五項において同じ。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、同法第十三条第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該申請をした者又はその一般承継人の同条第一項に規定する納税地の所轄税務署長に対し、同項の規定による通知をしなければならぬ。この場合において、当該申請をした者又はその一般承継人を当該通知に係る自動車検査証の交付等を受けた者とみなして、これに当該通知に係る自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を課する。

4 前項後段の規定により課する自動車重量税の額は、自動車重量税法第七条第一項その他自動車重量税に関する法令の規定にかかわらず、前項の規定による通知に係る同法第十三条第一項又は第三項に規定する納付していない自動車重量税の額に、これに百分の三十五を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第二項の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けた場合における自動車重量税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の特効は、その法定納期限から二年間は、進行しない。この場合において、同法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。

6 国税通則法第九十九条第一項の規定は、第四項の規定により計算した金額に百円未満の端数があるときについて準用する。

7 第三項後段の規定の適用を受けた第二項の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び租税特別措置法第九十条の十二の二第三項後段(自動車重量税の納付の事実の確認等の特例)の規定による自動車重量税」とする。

8 第四項から第六項までに定めるもののほか、第三項後段の規定の適用がある場合における自動車重量税法の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(公共交通移動等円滑化基準に適合した乗用自動車等に係る自動車重量税の免税)

第九十条の十三 次に掲げる検査自動車について令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除する。

一 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車のうち、次のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(次号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるものとして財務省令で定めるもの

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針(次号イにおいて「基本方針」という。)に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車(同法第二条第八号に規定する自動車に限る。次号イにおいて同じ。)に該当するものであること。

ロ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次号ロにおいて

車が窒素酸化物排出量等基準につき免税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして財務省令で定めるものをいう。

3 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等を受けた者が自動車重量税法第八条、第十条、第十条の二若しくは第十二条第二項から第四項までの規定により当該自動車検査証の交付等に係る検査自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部若しくは一部を納付していない事実をその法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第五項において同じ。)後において知つた場合又は自動車重量税法第十条の四第一項に規定する納付受託者が同法第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額の全部若しくは一部を納付していない事実を同法第十条の五第一項に規定する政令で定める日後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、前項の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。第五項において同じ。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、同法第十三条第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該申請をした者又はその一般承継人の同条第一項に規定する納税地の所轄税務署長に対し、同項の規定による通知をしなければならぬ。この場合において、当該申請をした者又はその一般承継人を当該通知に係る自動車検査証の交付等を受けた者とみなして、これに当該通知に係る自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を課する。

4 前項後段の規定により課する自動車重量税の額は、自動車重量税法第七条第一項その他自動車重量税に関する法令の規定にかかわらず、前項の規定による通知に係る同法第十三条第一項又は第三項に規定する納付していない自動車重量税の額に、これに百分の三十五を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第二項の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けた場合における自動車重量税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の特効は、その法定納期限から二年間は、進行しない。この場合において、同法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。

車が窒素酸化物排出量等基準につき免税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして財務省令で定めるものをいう。

3 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等を受けた者が自動車重量税法第八条、第十条、第十条の二若しくは第十二条第二項から第四項までの規定により当該自動車検査証の交付等に係る検査自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部若しくは一部を納付していない事実をその法定納期限(国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第五項において同じ。)後において知つた場合又は自動車重量税法第十条の四第一項に規定する納付受託者が同法第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額の全部若しくは一部を納付していない事実を同法第十条の五第一項に規定する政令で定める日後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、前項の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。第五項において同じ。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、同法第十三条第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該申請をした者又はその一般承継人の同条第一項に規定する納税地の所轄税務署長に対し、同項の規定による通知をしなければならぬ。この場合において、当該申請をした者又はその一般承継人を当該通知に係る自動車検査証の交付等を受けた者とみなして、これに当該通知に係る自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を課する。

4 前項後段の規定により課する自動車重量税の額は、自動車重量税法第七条第一項その他自動車重量税に関する法令の規定にかかわらず、前項の規定による通知に係る同法第十三条第一項又は第三項に規定する納付していない自動車重量税の額に、これに百分の三十五を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第二項の申請をした者が偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けた場合における自動車重量税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徴収権の特効は、その法定納期限から二年間は、進行しない。この場合において、同法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。

「公共交通移動等円滑化基準」という。)で財務省令で定めるものに適合するものであること。

二 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用自動車のうち、次のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるものとして財務省令で定めるもの。

イ 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

ロ 公共交通移動等円滑化基準で財務省令で定めるものに適合するものであること。

ハ 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

(側方衝突警報装置等を装備した貨物自動車等に係る自動車重量税率の特例)

第九十条の十四 車両総重量が八トンを超える貨物自動車(被牽引自動車を除く。次項及び第三項において同じ。)であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。)及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び第三項において「衝突被害軽減制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で財務省令で定めるもの(第三項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合する検査自動車(第九十条の十二第二項の規定の適用があるものを除く。)のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を装備したものと財務省令で定めるものについて令和五年五月一日から令和六年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十一条の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七十一条第一項)の規定により計算した金額とする。

検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十一条の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第三項各号及び第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七十一条第一項)の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

2 車両総重量が八トンを超える貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合する検査自動車(前項又は第九十条の十二第二項若しくは第三項の規定の適用があるものを除く。)のうち、側方衝突警報装置を装備したものと財務省令で定めるものについて令和三年五月一日から令和六年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十一条の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七十一条第一項)の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

3 専ら人の運送の用に供する自動車(財務省令で定めるものに限る。)又は車両総重量が三・五トンを超える貨物自動車であつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合する検査自動車(第一項又は第九十条の十二第二項若しくは第三項の規定の適用があるものを除く。)のうち、衝突被害軽減制御装置を装備したものと財務省令で定めるものについて令和五年五月一日から令和八年四月三十日までの間に初めて同法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七十一条の規定及び第九十条の十一第一項の規定にかかわらず、同項(第九十条の十二第四項各号に掲げる検査自動車にあつては、同法第七十一条第一項)の規定により計算した金額に百分の七十五を乗じて計算した金額とする。

4 国税通則法第一百九十九条第一項の規定は、前三項の規定により計算した金額に百円未満の端数があるときについて準用する。

第九十条の十五 自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項に規定する引取業者に引き渡された同条第二項に規定する使用済自動車(以下この条において「使用済自動車」という。)であつて、解体されたものとして政令で定めるものについては、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該使用済自動車を同法第八条の規定により当該引取業者に引き渡した者(以下この条において「使用済自動車の所有者」という。)に(当該使用済自動車の所有者が当該使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の所有者が当該自動車重量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に)還付する。

2 自動車検査証の交付等を受けた自動車(使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に限る。)のうち、自動車検査証の交付等を受けた際に当該自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に自然災害(被災者生活再建支援法第二条第二号に規定する政令で定める自然災害をいう。)を原因として滅失し、又は解体したものと政令で定めるもの(以下この条において「被災自動車」という。)については、当該自動車検査証の交付等を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額のうち政令で定めるところにより計算した金額を、当該被災自動車の所有者が当該被災自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該被災自動車につき当該被災自動車(当該被災自動車の所有者に)の所有者が当該被災自動車につき当該被災自動車に係る自動車重量税を納付したものとみなして、当該被災自動車(当該被災自動車の所有者に)の所有者に)還付する。

3 前二項の規定は、災害被害者に対する租税の減免(徴収猶予等)に関する法律第九条の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

4 第一項又は第二項の規定による還付金の還付を受けようとする使用済自動車の所有者又は被災自動車の所有者は、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定めるところにより、国土交通大臣等(自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。)を経由して、政令で定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第三節の五 国際観光旅客税法の特例

第九十条の十六 本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者(以下この項において「大使等」という。)の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものであることを明らかにして締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。ただし、外国に派遣された本邦の大使等のその外国からの出国について国際観光旅客税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使等については、相互条件による。

2 国賓その他これに準ずる賓客として政令で定めるもの(以下この項において「国賓等」という。)の本邦からの出国のうち、政令で定めるところにより締結された運送契約によるものについては、国際観光旅客税を免除する。ただし、外国に派遣された本邦の国賓等に相当する者のその外国からの出国について国際観光旅客税に類似する租税の免除に制限を付する国の国賓等については、相互条件による。

3 前二項の運送契約を締結した国際観光旅客税法第二条第一項第四号に規定する国際旅客運送事業を営む者は、政令で定めるところにより、当該運送契約が前二項に規定する政令で定めるところにより締結されたものであることを証する書類を保存しなければならない。

第四節 印紙税法の特例

(不動産の譲渡に関する契約書に係る印紙税の税率の特例)

第九十一条 平成二十六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一号の物件名の欄1に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。以下この項及び次条第一項において「不動産譲渡契約書」という。)のうち、当該不動産譲渡契約書

に記載された契約金額が十万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

- 一 十万円を超え五十万円以下のもの 二百円
二 五十万円を超え百万円以下のもの 五百円
三 百万円を超え五百万円以下のもの 千円
四 五百万円を超え千万円以下のもの 五千元
五 千万円を超え五千万円以下のもの 一万元
六 五千万円を超え一億円以下のもの 三万円
七 一億円を超え五億円以下のもの 六万円
八 五億円を超え十億円以下のもの 十六万円
九 十億円を超え五十億円以下のもの 三十二万円
十 五十億円を超えるもの 四十八万円

2 平成二十六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第二号に掲げる請負に関する契約書(建設業法第二号第一項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。以下この項及び次条第一項において「建設工事請負契約書」という。)のうち、当該建設工事請負契約書に記載された契約金額が百万円を超えるものに係る印紙税の税率は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

- 一 百万円を超え二百万円以下のもの 二百円
二 二百万円を超え三百万円以下のもの 五百円
三 三百万円を超え五百万円以下のもの 千円
四 五百万円を超え千万円以下のもの 五千元
五 千万円を超え五千万円以下のもの 一万元
六 五千万円を超え一億円以下のもの 三万円
七 一億円を超え五億円以下のもの 六万円
八 五億円を超え十億円以下のもの 十六万円
九 十億円を超え五十億円以下のもの 三十二万円
十 五十億円を超えるもの 四十八万円

3 前二項の規定の適用がある場合における印紙税法第四号第四項及び別表第一の課税物件表の適用に関する通則3の規定の適用については、同項第一号中「十万円」とあるのは「一十万円(当該課税文書が租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十一条第一項に規定する不動産譲渡契約書である場合にあっては、五十万円)」と、同項第二号中「百万円」とあるのは「一百万円(当該課税文書が租税特別措置法

第九十一条第二項に規定する建設工事請負契約書である場合にあっては、二百万円)」と、同法別表第一の課税物件表の適用に関する通則3ホ中「十万円」とあるのは「一十万円(同号に掲げる文書が租税特別措置法第九十一条第一項に規定する不動産譲渡契約書である場合にあっては、五十万円)」と、「契約金額が百万円」とあるのは「契約金額が百万円(同号に掲げる文書が同条第二項に規定する建設工事請負契約書である場合にあっては、二百万円)」とする。

第九十一条の二 自然災害(被災者生活再建支援法第二条第二号に規定する政令で定める自然災害をいう。以下この項において同じ。)の被災者であつて政令で定めるもの又はその者の相続人その他の政令で定める者(次項において「被災者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合に作成する不動産譲渡契約書等(不動産譲渡契約書又は建設工事請負契約書をいう。次項において同じ。)のうち、当該自然災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、政令で定めることにより、印紙税を課さない。

- 一 自然災害により滅失した建物又は自然災害により損壊したため取り壊した建物(第三号において「滅失等建物」という。)が所在した土地を譲渡する場合
二 自然災害により損壊した建物(第六号において「損壊建物」という。)を譲渡する場合
三 滅失等建物の代りとなるものとして政令で定める建物(以下この項において「代替建物」という。)の敷地の用に供する土地を取得する場合
四 代替建物を取得する場合
五 代替建物を新築する場合
六 損壊建物を修繕する場合

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける被災者(以下この項において「非課税被災者」という。)と当該非課税被災者以外の者とが共同で作成した不動産譲渡契約書等については、当該非課税被災者が保存するものは当該非課税被災者が作成したものとみなし、当該非課税被災者以外の者が保存するものは当該非課税被災者以外の者が作成したものとみなす。(都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等の印紙税の非課税)

第九十一条の三 都道府県又は公益社団法人若しくは公益財団法人であつて都道府県に代わつて高等学校等(学校教育法第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)及び特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。))並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程に限る。)をいう。以下この条において同じ。)の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの(政令で定めるものに限る。)が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書(次項及び次条において「消費貸借契約書」という。)には、印紙税を課さない。

2 高等学校等の生徒又は独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第三条に規定する学生等であつて政令で定めるものに対して無利息で行われる学資としての資金の貸付け(政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借契約書(財務省令で定める表示があるもの)に限り、前項の規定の適用があるものを除く。のうち、平成二十八年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に作成されるものには、印紙税を課さない。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税)

第九十一条の四 地方公共団体又は株式会社日本政策金融公庫その他政令で定める者(以下この項において「公的貸付機関等」という。)が災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項の規定により激甚災害として指定され、同条第二項の規定により当該激甚災害に対して適用すべき措置として同法第十二条に規定する措置が指定されたものをいう。以下この条において同じ。)により被害を受けた者に対して行う金銭の貸付け(当該公的貸付機関等が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借契約書のうち、当該災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さない。

2 銀行その他の資金の貸付けを業として行う金融機関として政令で定めるもの(以下この項に

において「金融機関」という。)が災害の被災者であつて政令で定めるものに対して行う金銭の貸付け(当該金融機関が行う他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものに限る。)に係る消費貸借契約書のうち、当該災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に作成されるものについては、政令で定めるところにより、印紙税を課さない。

(納税準備預金通帳の印紙税の非課税)

第九十二条 納税準備預金通帳(第五条第二項に規定する納税準備預金の通帳をいう。)には、印紙税を、課さない。

第七章 利子税等の割合の特例

第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各年の利子税特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税特例基準割合とする。

- 一 所得税法第三百三十一條第三項、第三百三十六條第一項各号、第三百三十七條の二第二項及び第三百三十七條の三第十四項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)
- 二 法人税法第七十五条第七項(同法第七十五条の二第八項及び第十項(同法第四百四十四條の八において準用する場合を含む。))において準用する場合並びに同法第四百四十四條の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。及び地方税法第十九條第四項において準用する法人税法第七十五条第七項
- 三 相続税法第五十一条の二第一項第二号、第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項
- 四 消費税法第四十五条の二第四項
- 五 第七十条の七の二第十四項第十号(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)

2 前項に規定する利子税特例基準割合とは、平均貸付割合(各年の前々年の九月から前年の八月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行つた貸付け(貸付期間が一年未満のものに限る。)に係る利

率の平均をいう。)の合計を十二で除して計算した割合として各年の前年の十一月三十日まで財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ。)に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。

3 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の割合は、当該各号に掲げる規定にかかわらず、各分納期間の延納特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該分納期間においては、当該利子税の割合に当該延納特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうち占める割合を乗じて計算した割合とする。

一 相続税法第五十二条第一項第一号  
二 第七十条の六第三十八項第三号  
三 第七十条の七の二第十四項第十号前段(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)

四 第七十条の八の二第三項(同条第九項において準用する場合を含む。)  
五 第七十条の九第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)

六 第七十条の十第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)  
七 第七十条の十一

4 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 分納期間 相続税法第五十二条第一項第一号又は第二号に規定する分納税額に併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。

二 延納特例基準割合 各分納期間の開始の日属する年の利子税特例基準割合(第二項に規定する利子税特例基準割合をいう。次項において同じ。)をいう。

5 第七十条の四第三十五項、第七十条の六第四十項、第七十条の六の六第十九項、第七十条の六の七第十六項、第七十条の六の八第二十五項、第七十条の六の十第二十六項、第七十条の七第十三項第十二号及び第二十七項、第七十条の七の二第十四項第十号イ(第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。)、及び第二十八項(第七十条の七の四第十五項において準用する場合を含む。)、第七十条の七の五第二十二項、第七十条の七の六第二十三項(第七十条の七の八第十八項において準用する場合を含む。)、並びに第七十条の七の九第十二項(第

七十条の七の十二第十二項において準用する場合を含む。)、に規定する利子税の割合は、これらの規定にかかわらず、各年の利子税特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税の割合に当該利子税特例基準割合が年七・三パーセントの割合のうち占める割合を乗じて計算した割合とする。

6 第三項の規定の適用がある場合における相続税法第五十三条第三項第二号に掲げる期間につき納付すべき同項に規定する利子税は、同条第四項第二号の規定にかかわらず、同法第五十二条の規定及び第三項の規定に準じて計算した金額とする。

第九十四条 国税通則法第六十条第二項及び相続税法第五十一条の二第二項第三号に規定する延滞税の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞税特例基準割合(平均貸付割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)とする。

2 国税通則法第六十三条第一項、第四項及び第五項に規定する延滞税(以下この項において「納税の猶予等をした国税に係る延滞税」という。))につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間に対応する納税の猶予等をした国税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、同条第一項中「期間(当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。)」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が猶予特例基準割合(租税特別措置法(昭和三十三年法

律第二十六号)第九十四条第二項(延滞税の割合の特例)に規定する猶予特例基準割合をいう。))であるとした場合における当該延滞税の額(第四項及び第五項において「特例延滞税額」という。))を超える部分の金額」と、「同法第五十二条第三項」とあるのは「国税徴収法第五十二条第三項」と、同条第四項中「期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における国税通則法第三十七条第一項に規定する督促状又は同法第三十八条第二項に規定する繰上請求書(同条第一項の規定による請求をする旨を付記した納税告知書を含む。))に係る書面の記載については、財務省令で定める。  
(還付加算金の割合の特例)  
第九十五条 各年の還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。))が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金(以下この条及び次条第一項において「還付加算金」という。))の計算の基礎となる期間であつてその年に含まれる期間に対応する還付加算金についての同法第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「年七・三パーセントの割合」とあるのは、「租税特別措置法第九十五条(還付加算金の割合の特例)に規定する還付加算金特例基準割合」とする。  
(利子税等の額の計算)  
第九十六条 前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等(利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。))の額の計算において、第九十三条に規定する計算した割合に〇・一パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前三条に規定する計算した割合及び加算した割合(平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。))が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

2 前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等の額の計算において、その計算

の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。  
第八章 雑則  
第九十七条 税務署長等(税務署長、国税局長、国税庁長官その他政令で定める者をいう。以下この条において同じ。))は、国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して税務署長等に対する申請等(同法第三条第八号に規定する申請等をいう。))が行われた場合において、当該申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するもの限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。  
(事務の区分)  
第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都	道	府	県
第二十八号の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一号の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四号の二第二項第十号及び第十二号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三号第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五号の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務並びに第七十条の四第三十六項(第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。)、第七十条の六の六第二十項、第七十条の六の八第二十七項、第七十条の六の十第二十八項、第七十条の七第三十五項(第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。))及び第七十条の七の二第四十項(第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項において準用する場合を含む。))の通知に関する事務			

の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

町市  
 第二十八條の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十一條の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第二十四條の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二條の三第四項第十五号ニ並びに第六十三條第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五條の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務並びに第七十條の四第三十六項（第七十條の六第四十一項において準用する場合を含む）、第七十條の四第三十七項（第七十條の六第四十二項において準用する場合を含む）及び第七十條の六の六第二十項の通知に関する事務

附則抄

（施行期日）  
 第一条 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。  
 （旧法に基いてした課税標準に係る計算等の効力）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）の規定を適用する場合において、新法の規定でこれに相当する改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）の規定があるものについては、この附則に特別の定があるものを除くほか、旧法の規定に基いてした課税標準に係る計算、政府の承認又は旧法の規定の適用を受けるための手続は、それぞれ新法の相当規定に基いてした課税標準に係る計算、政府の承認又は新法の相当規定の適用を受けるための手続とみなす。

（所得税の特例に関する経過規定の原則）  
 第三条 新法第二章の規定は、次条から附則第十条までに特別の定があるものを除くほか、昭和三十一年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得及び配当所得に関する経過規定）  
 第四条 新法第二章第一節の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき利子所得（新法第七條第二項に規定する貸付金債権の利子を含む。以下この項において同じ。）及び配当所得について適用し、同日前に支払を受けるべきであった利子所得（無記名の公債若しくは社債の利子又は貸付信託若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益にあつては、施行日前に支払を受けた金額）については、なお従前の例による。

（無記名の公債若しくは社債又は貸付信託若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益にあつては、施行日前に支払を受けた金額）については、なお従前の例による。

1 けたもの）及び配当所得（無記名株式の配当又は元本の追加信託をすることができず証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益にあつては、施行日前に支払を受けた金額）については、なお従前の例による。

2 無記名の公債若しくは社債又は貸付信託若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける利子所得及び無記名株式又は元本の追加信託をすることができず証券投資信託の無記名受益証券につき受ける配当所得のうち、施行日前にその支払期日が到来しているもので同日において支払を受けていないものについては、これら（無記名所得の非課税）又は第二条の四（配当所得の源泉徴収税率の軽減）の規定の例による。

3 旧法第二条の三（長期預金等の利子所得の分離、五パーセント課税）の規定は、次に掲げる公債、社債、預金又は合同運用信託について支払を受けるべき利子所得については、なおその効力を有する。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第七十七号）附則第四項の規定の適用を妨げない。

一 昭和三十一年三月三十一日までに発行された公債又は社債（昭和三十年一月三十一日までに償還期限が到来する公債及び社債を除く。）で国債に関する法律第二条第二項又は社債等登録法第三条の規定により引き続きその者の登録している期間が一年以上であるもの

二 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く金融機関に対する預金で当該預金に係る契約において定める預入期間が一年以上であるもの（昭和三十年一月三十一日までに払戻の期日が到来するものを除く。）のうち政令で定めるもの

三 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く合同運用信託（貸付信託を除く。）で当該信託に係る契約において定める信託期間が一年以上であるもの（昭和三十年一月三十一日までに信託契約期間が終了するものを除く。）のうち政令で定めるもの

四 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く貸付信託の受益証券で引き続きその者のものとして記名されている期間が一年以上であるもの（昭和三十年一月三十一日までに信託契約期間が終了するものを除く。）

（個人の減価償却に関する経過規定）  
 第五条 新法第十条及び第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第十条第一項に規定する重要機械等又は新法第十一条第一項に規定する合理化機械等の減価償却額の計算について適用し、個人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五条の五第一項（機械等の特別償却）に規定する機械等又は旧法第五条の七第一項（指定事業用機械の特別償却）に規定する事業用機械の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

4 施行日前に支払を受けるべきであった証券投資信託（元本の追加信託をすることができず証券投資信託を除く。）の信託期間中に分配される収益（証券投資信託契約の一部の解約により分配されるものを除く。）については、なお旧法第二条の五（証券投資信託の期中分配金の所得区分の特例）の規定の例による。

5 昭和三十年分及び昭和三十一年分の所得税についての配当控除額については、なお旧法第二条の六（配当控除額の特例）の規定の例による。

（個人の減価償却に関する経過規定）  
 第五条 新法第十条及び第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第十条第一項に規定する重要機械等又は新法第十一条第一項に規定する合理化機械等の減価償却額の計算について適用し、個人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五条の五第一項（機械等の特別償却）に規定する機械等又は旧法第五条の七第一項（指定事業用機械の特別償却）に規定する事業用機械の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第五条の五第一項に規定する機械等又は旧法第五条の七第一項に規定する指定事業用機械を同日から一年以内のその用に供した場合における当該機械等又は指定事業用機械の減価償却額の計算については、旧法第五条の五又は第五条の七の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第十二條の規定は、試験研究を行う個人が施行日以後に企業合理化促進法第四条の規定により承認を受けた機械設備等の減価償却額の計算について適用し、当該個人が同日前に当該承認を受けた機械設備等の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

4 個人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十年六月三十日までの間に、貸家の用（その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項及び次項において同じ。）に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条第一項（貸家住宅の五年間五割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

5 個人が、昭和三十年七月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に、貸家の用に供する

目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条の二第一項（貸家住宅の五年間十割増又は二十割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して、これを昭和三十三年十二月三十一日までに貸家の用に供した場合における当該家屋の減価償却額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。

6 個人が昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間に旧法第七条の三第一項（満期保険に附した漁船の特別償却）に規定する漁船につき支払った同項に規定する満期保険の保険料は、新法第十四條の規定の適用を受ける保険料とみなす。

7 個人が昭和三十一年四月一日前に取得し、又は製作して旧法第七条の八第一項（探鉱用機械設備の特別償却）に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

8 個人が昭和三十一年四月一日前に取得し、又は製作して同日においてまだ探鉱の用に供していない旧法第七条の八第一項に規定する探鉱用機械設備を同日から一年以内に同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

9 個人が昭和三十一年四月一日前に支出した旧法第七条の八第二項（探鉱費及び他から購入した鉱業権の特別償却）に規定する支出金額の必要経費算入については、なお従前の例による。

（社会診療報酬の源泉徴収に関する経過規定）  
 第八条 新法第二十七條の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条に規定する報酬について適用し、同日前に支払を受けるべき当該報酬については、なお従前の例による。

（外国技術使用料課税に関する経過規定）  
 第九条 新法第二十八條の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する重要外国技術の使用料について適用し、同日前に支払を受けるべきであった旧法第三条の二第二項（外国技術使用料の税率の軽減）に規定する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものに係る所得については、なお従前の例による。

2 昭和二十八年三月三十一日までに締結された契約に基き、旧法第三条の二第一項（外国技術使用料の非課税）に規定する工業所有権その他

目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条の二第一項（貸家住宅の五年間十割増又は二十割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して、これを昭和三十三年十二月三十一日までに貸家の用に供した場合における当該家屋の減価償却額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。

6 個人が昭和三十一年一月一日から同年三月三十一日までの間に旧法第七条の三第一項（満期保険に附した漁船の特別償却）に規定する漁船につき支払った同項に規定する満期保険の保険料は、新法第十四條の規定の適用を受ける保険料とみなす。

7 個人が昭和三十一年四月一日前に取得し、又は製作して旧法第七条の八第一項（探鉱用機械設備の特別償却）に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

8 個人が昭和三十一年四月一日前に取得し、又は製作して同日においてまだ探鉱の用に供していない旧法第七条の八第一項に規定する探鉱用機械設備を同日から一年以内に同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

9 個人が昭和三十一年四月一日前に支出した旧法第七条の八第二項（探鉱費及び他から購入した鉱業権の特別償却）に規定する支出金額の必要経費算入については、なお従前の例による。

（社会診療報酬の源泉徴収に関する経過規定）  
 第八条 新法第二十七條の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条に規定する報酬について適用し、同日前に支払を受けるべき当該報酬については、なお従前の例による。

（外国技術使用料課税に関する経過規定）  
 第九条 新法第二十八條の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する重要外国技術の使用料について適用し、同日前に支払を受けるべきであった旧法第三条の二第二項（外国技術使用料の税率の軽減）に規定する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものに係る所得については、なお従前の例による。

2 昭和二十八年三月三十一日までに締結された契約に基き、旧法第三条の二第一項（外国技術使用料の非課税）に規定する工業所有権その他

目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条の二第一項（貸家住宅の五年間十割増又は二十割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して、これを昭和三十三年十二月三十一日までに貸家の用に供した場合における当該家屋の減価償却額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。

の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものにつき、同項に規定する非居住者又は法人が施行日前に支払を受けるべきであった同項に規定する所得及び施行日以後に支払を受ける同項に規定する所得については、同条第一項、第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

第十條 新法第三十一條及び第三十二條の規定は、昭和三十一年一月一日以後これらの規定に該当すべき事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価について適用し、同日以前に旧法第十四條（収用等の場合の譲渡所得等の計算上の再評価の特例）の規定に該当する事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価については、なお従前の例による。

2 新法第四十條第二項（国等に財産を寄附した場合は譲渡所得等の非課税）の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する承認があつたものについて適用する。  
3 昭和三十一年分以前の所得税について旧法第五條の四第一項（概算所得控除）の規定の適用を選択した個人の同年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
4 旧法第十三條（長期の耐用年数の資産に関する旧再評価税の延納）の規定は、個人の同条に規定する減価償却資産の旧再評価差額に係る再評価税の納付については、なおその効力を有する。

5 旧法第二十條の二第一項（国有林野と交換した山林の山林所得の特例）の規定の適用を受けた交換により取得した立木又は立木の存する土地については、同条第二項の規定は、なおその効力を有する。  
（法人税の特例に関する経過規定の原則）  
第十一條 新法第三章の規定は、次条から附則第十八條までに特別の定があるものを除くほか、法人の昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むものとし、法人税法第一條第二項に規定する人格のない社団等で同法の適用を受けるものについては、昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税とする。）について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むもの）については、なお従前の例による。

事業の用に供した新法第四十二條第一項に規定する重要機械等又は新法第四十三條第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五條の六第一項（機械等の特別償却）に規定する機械等又は旧法第五條の八第一項（指定事業用機械の特別償却）に規定する指定事業用機械の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。  
2 法人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第五條の六第一項に規定する機械等又は旧法第五條の八第一項に規定する指定事業用機械を同日から一年以内にその用に供した場合における当該機械等又は指定事業用機械の償却範囲額の計算については、旧法第五條の六又は第五條の八の規定は、なおその効力を有する。  
3 新法第四十四條の規定は、試験研究を行う法人が施行日以後に企業合理化促進法第四條の規定により承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、当該法人が同日前に当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第四十五條の規定は、同条に規定する法人の昭和三十一年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以後に取得し、又は製作して当該法人の事業の用に供した同条第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算について適用し、旧法第七條の五第一項（協同事業用機械等の特別償却）に規定する法人の昭和三十一年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に取得し、又は製作して当該法人の事業の用に供した同項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

5 旧法第七條の五第一項に規定する法人が、昭和三十一年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない同項に規定する協同事業用機械等を同日から一年以内に当該法人の事業の用に供した場合における当該協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。  
6 法人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十一年六月三十日までの間に、貸家の用（当該法人の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項及び次項において同じ。）に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一條第二項（貸家住宅の五年間五割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

7 法人が、昭和三十年七月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一條第二項（貸家住宅の五年間五割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。  
8 法人が昭和三十一年四月一日を含む事業年度（同日から開始する事業年度を除く。）開始の日から同年三月三十一日までの間に旧法第七條の四第一項（満期保険に附した漁船の特別償却）に規定する漁船につき支払つた同項に規定する満期保険の保険料は、新法第四十七條の規定の適用を受ける保険料とみなす。  
9 法人が昭和三十一年四月一日前に取得し、又は製作して旧法第七條の九第一項（探鉱用機械設備の特別償却）に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

10 法人が昭和三十一年四月一日前に取得し、又は製作して同日においてまだ探鉱の用に供していない旧法第七條の九第一項に規定する探鉱用機械設備を同日から一年以内に同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。  
11 法人が昭和三十一年四月一日前に支出した旧法第七條の九第二項（探鉱費及び他から購入した鉱業権の特別償却）に規定する支出金額の損金算入については、なお従前の例による。  
（法人の輸出所得に関する経過規定）  
第十四條 法人の昭和三十一年四月一日前にした旧法第七條の六第一項各号又は旧法第七條の七第五項（輸出所得の特別控除）に規定する取引は、新法第五十五條第一項各号又は第五十七條第一項各号に規定する取引とみなして、新法第三章第三節の規定を適用する。

（協同組合の課税に関する経過規定）  
第十五條 新法第五十九條第三項（新法第六十條第二項及び第六十一條第二項において準用する

場合を含む。）の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後最初に終了する事業年度以後の各事業年度において留保した所得で新法第五十九條第一項若しくは第二項、第六十條第一項又は第六十一條第一項の規定の適用があつたものの同日以後に支出した金額について適用する。  
（法人の交際費の課税に関する経過規定）  
第十六條 新法第六十二條の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度において支出した同条第一項に規定する交際費等について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において支出した旧法第五條の十二第一項（法人の交際費等の損金不算入）に規定する交際費等については、なお従前の例による。  
（法人に関するその他の経過規定）  
第十八條 旧銀行等の債券発行等に関する法律第十三條第一項又は第十四條第一項（旧銀行等の債券発行等に関する法律第十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定により、法人が施行日以後にその利益又は剰余金から優先株式又は優先出資に対して配当又は剰余金の分配については、旧法第五條の十三（優先株式等に対する配当の免税）の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第六十四條及び第六十五條の規定は、施行日を含む事業年度開始の日以後これらの規定に該当すべき事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価について適用し、同日以前に旧法第十五條（収用等の場合の所得の計算上の再評価の特例）の規定に該当する事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価については、なお従前の例による。  
3 旧法第十三條の二（長期の耐用年数の資産に関する旧再評価税の延納）の規定は、法人の同条に規定する減価償却資産の旧再評価差額に係る再評価税の納付については、なおその効力を有する。  
（相続税法の特例に関する経過規定）  
第十九條 新法第四章の規定は、施行日以後に開始した相続に係る相続税について適用し、同日前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の例による。

附則（昭和三十一年四月六日法律第五五号）抄  
この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
附則（昭和三十一年五月二八日法律第一四二号）抄

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十三年一月二十五日法律第一八七号) この法律は、中小企業団体の組織に関する法律の施行の日から施行する。

附則 (昭和三十三年三月二日法律第一八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 (昭和三十三年三月三十一日法律第三八号) 抄 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

3 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

4 新法第二十一条、第二十一条の二、第二十三条の規定は、昭和三十三年四月一日以後に行われる取引について適用し、同日前に行われた取引については、なお従前の例による。

5 新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む。)が昭和三十三年四月一日以後に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税について適用し、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む。)が同日前に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

6 新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む。)が昭和三十三年四月一日以後に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税について適用し、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む。)が同日前に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

7 新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む。)が昭和三十三年四月一日以後に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税について適用し、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む。)が同日前に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

8 新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む。)が昭和三十三年四月一日以後に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

9 新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む。)が昭和三十三年四月一日以後に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

10 新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相続人を含む。)が昭和三十三年四月一日以後に水稲の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

附則 (昭和三十三年四月二八日法律第一〇〇号) 抄 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律による改正後の相続税法(以下「新法」という。)の規定は、この附則に特別の定めのあるものを除くほか、昭和三十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を適用し、同日前に相続した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下附則第四項及び附則第七項において同じ。))により取得した財産に係る相続税又は同日以前に贈与若しくは遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下附則第八項において同じ。))により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二〇号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年五月一日法律第一二八号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

3 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

4 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

5 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

6 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

7 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

8 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

9 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

10 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

11 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

12 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

13 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年三月三十一日法律第四〇号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第一条 (昭和三十六年三月三十一日法律第四〇号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

第三条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

第四条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

第五条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

第六条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

第七条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

第八条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

第九条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

第十条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

第十一条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)

を受けたる機械設備等につき同条第二項に規定する証明を受けた場合における当該機械設備等の減価償却費の額の計算について適用し、個人が、同日前に当該承認を受けるための申請を行なった場合であつて、当該承認を受けた機械設備等につき当該証明を受けた場合における当該機械設備等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第十六条第一項に規定する個人が同項に規定する期間内に取得してその事業の用に供した同条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道で、第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第十條第一項又は第十一條第一項の規定の適用を受けるものに対する新法第十六條第二項の規定の適用については、同項中「第十一條第一項」とあるのは、「第十一條第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第三条第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法の規定による改正前の租税特別措置法第十條第一項若しくは第十一條第一項」とする。

**第四條 個人の昭和三十六年分の事業所得の金額を計算する場合において、昭和三十五年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額と昭和三十六年十二月三十一日における旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額（昭和三十六年分の事業所得に係る価格変動準備金勘定への繰入限度額の計算について当該事業所得を昭和三十五年分以前の年分の事業所得とみなした場合に旧法附則第六條第二項の規定の適用がある者については、同項の規定の例により計算した金額）が、同日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる個人については、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。**

2 前項の規定の適用を受けた個人の新法第十九條第一項の規定により計算した金額の合計額が前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の年の前年までの各年（昭和四十二年までの各年に限る。）においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 その年十二月三十一日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

**第五條 個人の輸出所得に関する経過規定**

個人が旧法第二十一條の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各年の当該期間内における旧法第二十一條第一項各号に掲げる取引（以下この条において「輸出取引」という。）による収入金額の合計額が、旧法第二十一條の二第二項に規定する基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る当該指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合における当該個人のその年中の輸出取引に係る同条第一項各号に掲げる金額の必要な経費への算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日前における旧法第二十一條第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し旧法第二十一條の二第一項の規定により必要な経費に算入した金額のうち旧法第二十二條に規定する証明がされなかつた物品の取引に係るものの総収入金額への算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 個人が施行日前にした旧法第二十三條第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされたため同条第三項に規定する事由が生じた場合における当該取引に係る旧法第二十一條の二第一項各号に掲げる金額の必要な経費への算入については、旧法第二十三條第三項の規定は、なおその効力を有する。

4 施行日前に旧法第二十一條第二項の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引又は当該取引に係る輸出についてその対価として対外支払手段による支払があり、かつ、旧法第二十三條第六項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引につき旧法第二十一條の二第二項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第二十三條第六項に規定する必要な経費に算入されるべき金額に相当する金額の必要な経費への算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

**第六條 新法第二十四條及び第二十五條の規定は、昭和三十六年一月一日以後に生じた新法第一項（農業所得に関する経過規定）**

は、昭和三十六年一月一日以後に生じた新法第一項（農業所得に関する経過規定）

二十四條第一項又は第二十五條第一項に規定する農産物に係る所得に対する所得税について適用し、施行日前に栽培を開始し、又は播種若しくは植付けをした旧法第二十四條第一項又は第二十五條第一項に規定する農産物に係る昭和三十六年分の所得に対する所得税については、なお従前の例による。

**第七條 旧法第二十八條第一項に規定する者が施行日前に締結された契約に基づき同条第三項に規定する重要外国技術を提供することにより受ける使用料で同条第一項に規定する契約期間内に支払を受けるべきものに係る所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。**

第八條 新法第三十一條（同法第三十二條第二項において準用する場合を含む。）及び第三十三條の二第二項の規定は、昭和三十六年一月一日以後に新法第三十一條第一項又は第三十二條第一項の規定に該当することとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡（消滅を含む。）以下この項において同じ。）に係る所得税について適用し、同日前に旧法第三十一條第一項又は第三十二條第一項の規定に該当することとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

3 新法第三十三條の二第三項の規定は、施行日以後に同条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における同項に規定する者の納付すべき所得税額に係る利子税額について適用する。

4 新法第四十一條の七の規定は、施行日以後に所得税法の施行地に居所を有することとなる同条第一項に規定する非居住者について適用する。

**第九條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。**

（法人の減価償却に関する経過規定）  
第十條 新法第四十三條の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する重要機械等、旧法第四十二條第一項に規定する重要機械等、旧法第四十三條第一項に規定する合理化機械等又は旧法第四十五條第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第四十二條第一項に規定する重要機械等、旧法第四十三條第一項に規定する合理化機械等又は旧法第四十五條第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第四十二條第一項に規定する重要機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）、旧法第四十三條第一項に規定する合理化機械等（同日前に同項に規定する政令で定める期間が満了したものを除く。）又は旧法第四十五條第一項に規定する協同事業用機械等（同項に規定する法人で同日以後に同項に規定する直前事業年度終了の日が到来するものに係るものに限る。）、を施行日から六月以内にその用に供した場合における当該重要機械等、合理化機械等又は協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、旧法第四十二條、第四十三條又は第四十五條の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第四十四條第一項及び第三項（同条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に企業合理化促進法第四條第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合における当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第四十四條の二の規定は、法人が施行日以後に企業合理化促進法第五條第一項の規定による承認を受けるための申請を行ない、当該承認を受けた機械設備等につき同条第二項に規定する証明を受けた場合における当該機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、法人が、同日前に当該承認を受けるための申請を行なつた場合であつて、当該承認を受けた機械設備等につき当該証明を受けた場合における当該機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第四十九條第一項に規定する法人が同項に規定する期間内に取得してその事業の用に供した同条第二項に規定する通気坑道又は排水坑



道で、第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第四十二條第一項又は第四十三條第一項の規定の適用を受けるものに対する新法第四十九條第二項の規定の適用については、同項中「第四十三條第一項」とあるのは、「第四十三條第一項又は租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一條第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條第一項若しくは第四十三條第一項」とする。

第十二条 施行日以後最初に終了する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額と改正事業年度終了の日において旧法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額（改正事業年度の所得に係る価格変動準備金の繰入限度額）の計算について改正事業年度を施行日前に終了した事業年度とみなした場合に旧法附則第十三條第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額が、同日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三條第一項の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（昭和四十三年四月一日前に開始する事業年度に限る。）においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。  
一 当該事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額  
二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額から同日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

第十三条 法人の旧法第五十五條の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該

期間内における旧法第五十五條第一項各号に掲げる取引（以下この条において「輸出取引」という。）による収入金額の合計額が、旧法第五十五條の二第二項に規定する基準輸出金額に当該事業年度の当該指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合における当該事業年度の輸出取引に係る同条第一項各号に掲げる金額の損金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。

7 施行日前に旧法第五十五條第三項の規定による輸出取引に含まれないものとされた取引又は当該取引に係る輸出についてその対価として対  
6 法人が施行日前にした旧法第五十七條第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされたため同条第三項に規定する事由が生じた場合における当該取引に係る旧法第五十五條の二第二項各号に掲げる金額の損金算入については、旧法第五十七條第三項の規定は、なおその効力を有する。  
5 旧法第五十六條の二第一項に規定する法人について同項に規定する事由が生じた場合における更正の請求については、同条の規定は、なおその効力を有する。  
4 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十六條の規定により益金に算入される金額は、法人税法の一部を改正する法律による改正後の法人税法第十七條の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項に規定する百分の十を乗じて計算した金額の算定の基礎となる所得等の金額及び同条第二項に規定する所得等の金額に含まれないものとする。  
3 施行日前における旧法第五十五條第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し旧法第五十五條の二第一項の規定により損金に算入した金額のうち旧法第五十六條に規定する証明がされなかつた物品の取引に係るもの益金算入については、同条の規定は、なおその効力を有する。  
2 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十五條の二第一項の規定により損金に算入される金額は、法人税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第三十六号）による改正後の法人税法第十七條の二第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

外支払手段による支払があり、かつ、旧法第五十七條第六項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引につき旧法第五十五條の二第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第五十七條第六項に規定する損金に算入されるべき金額に相当する金額の損金算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。  
（法人の資産の譲渡に関する経過規定）  
第十六条 新法第六十四條及び第六十四條の二（これらの規定を新法第六十五條第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に新法第六十四條第一項又は第六十五條第一項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡（消滅を含む。）以下この条において同じ。）に係る法人税について適用し、同日前に旧法第六十四條第一項又は第六十五條第一項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。  
附則（昭和三十六年三月三十一日法律第四九号）  
1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。ただし、第十四條を削り、第十三條を第十四條とし、第十二條の二の次に一條を加える改正規定、第四十五條及び第四十六條の改正規定並びに第二章第四節中「第四款 その他の特例」を削り、第三十八條の二の次に二款及び款名を加える改正規定及び第六十五條の二の次に一款及び款名を加える改正規定中低開発地域工業開発地区として指定された地区に係る部分は低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の施行の日から、第十八條及び第五十二條の改正規定並びに第六十七條の前に節名及び二條を加える改正規定中鉱工業技術研究組合に係る部分は鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）の施行の日から、第六十六條の次に一節を加える改正規定中農業協同組合に係る部分及び第八十一條の次に一條を加える改正規定は農業協同組合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の施行の日から施行する。  
2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、昭和三十六年分以後の所得税について適用する。  
3 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和二十二年法

律第二十八号）第一條第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十六年四月一日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。  
4 新法第六十五條の三及び第六十五條の四の規定は、昭和三十六年四月一日以後に新法第六十五條の三第一項各号に規定する土地等の買取り又は譲渡がされた場合における当該土地等の譲渡に係る法人税について適用する。  
5 新法第六十六條の二から第六十六條の四まで（新法第六十六條の二第一項第三号及び第四号に規定する法人に係る部分に限る。）及び新法第六十六條の五（新法第六十六條の二第一項第三号に規定する法人に係る部分に限る。）の規定は、これらの法人が昭和三十六年四月一日以後に同項第三号又は第四号に規定する勧告又は認可を受けて合併する場合について適用する。  
6 新法第八十一條（同条に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税に係る部分に限る。）の規定は、昭和三十六年四月一日以後に行なわれる当該勧告又は指示によつてされる当該事項に係る登録税について適用し、同日前に行なわれた改正前の租税特別措置法第八十一條に規定する勧告又は指示によつてされる同条各号に掲げる事項に係る登録税については、なお従前の例による。  
附則（昭和三十六年六月一日法律第一〇九号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
附則（昭和三十六年六月一日法律第一〇九号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
附則（昭和三十六年一月二三日法律第二二六号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
附則（昭和三十六年一月二五日法律第二二七号）  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十三條、第三十八條の三第四項及び第四十五條の改正規定は、産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の施行の日から施行する。  
2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二十三條の二第一項及び第二十三條の

三第一項に規定する固定資産には、これらの規定に規定する年における事業所得の計算上必要な経費に算入する減価償却費の額の計算に關し次に掲げる法律の規定の適用を受ける固定資産は、含まれないものとする。

一 新法附則第五條第二項又は第五項の規定によりその効力を有するものとされる旧租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第五條の五又は第二十一條の二第一項

二 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号。以下「改正法」という。)附則第三條第一項、第三項若しくは第四項又は同條第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十條若しくは第十一條

三 新法第五十七條の三第一項及び第五十七條の四第一項に規定する固定資産には、これらの規定に規定する事業年度における償却額の計算に關し次に掲げる法律の規定の適用を受ける固定資産は、含まれないものとする。

一 新法附則第十二條第二項、第五項又は第七項の規定によりその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五條の六、第七條の五又は第二十一條の二第二項

二 改正法附則第十二條第一項、第三項若しくは第四項又は同條第二項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二條、第四十三條若しくは第四十五條

附則(昭和三十七年三月三十一日法律第四六号)抄

一 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第三條第五項及び第七項(新法第九條第二項において準用する場合を含む。)並びに新法第二十八條第一項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべき利子所得、配当所得又は同項に規定する使用料について適用し、同日前に支払を受けるべき利子所得、配当所得又は当該使用料については、なお従前の例による。

3 新法第七條及び第六十六條の七の規定は、昭和三十七年一月一日以後支払を受けるべきこれらの規定に規定する利子について適用する。

5 新法第二十一條から第二十三條の三まで及び第五十五條から第五十七條の四までの規定は、

昭和三十七年四月一日以後に行なわれる新法第二十一條第一項又は第五十五條第一項に規定する輸出取引及び新法第二十一條の三第一項又は第五十五條の三第一項に規定する技術輸出取引(これらの取引のうち新法第二十一條第一項第一号又は第五十五條第一項第一号に規定する工業所有権等の提供を目的とするもの(以下この項において「工業所有権等の輸出取引」という。))については、当該取引で同日以後の収入金額に係る部分)について適用し、同日前に行なわれたこれらの取引(工業所有権等の輸出取引に係る部分)については、なお従前の例による。

7 新法第三十條の規定は、昭和三十七年分以後の山林所得に係る所得税について適用し、昭和三十六年分以前の山林所得に係る所得税については、なお従前の例による。

8 新法第三十一條から第三十三條まで、第三十四條から第三十八條の五まで及び第六十四條から第六十五條の三までの規定は、昭和三十七年四月一日以後に、これらの規定に該当する資産の譲渡(新法第三十一條第三項若しくは第六十四條第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとする行為を含む。)が行なわれた資産に係る所得税又は法人税について適用し、同日前に当該譲渡が行なわれた資産に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

10 新法第四十條第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に同項に規定する通知があつた場合について適用する。

11 新法第七十四條及び第七十五條の規定は、昭和三十七年四月一日以後の登記に係る登録税について適用する。

12 新法第七十九條及び第七十九條の二の規定は、昭和三十七年四月一日以後の登記に係る登録税について適用し、同日前の登記に係る登録税については、なお従前の例による。

13 新法第八十一條の二の規定中漁業協同組合に係る部分は、漁業協同組合整備促進法第十四條第一項の規定による勧告を昭和三十七年四月一日以後に受けて合併した漁業協同組合のする登記に係る登録税について適用する。

14 新法第八十四條の二の規定は、昭和三十七年四月一日以後に払い込み、又は売出しが満了した農林債券又は商工債券の登記に係る登録税について適用する。

15 新法第九十二條の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領収する航空機の旅客運賃に係る通行税について適用し、同日前に領収した当該運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

附則(昭和三十七年三月三十一日法律第四七号)抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則(昭和三十七年三月三十一日法律第四八号)抄

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過規定)第二十四條 施行日前に旧法第十三條第一項第一号の規定により物品税の免除を受けた物品で前八條の二第一項に規定する政令で定める第二種の課税物品に該当するもの(政令で定めるものに限る。)については、これを同項の規定に該当する物品とみなして、同條第四項の規定を適用する。

附則(昭和三十七年四月二日法律第六七号)抄

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(国税に關する一般的経過措置)第二条 昭和三十七年四月一日(以下「施行日」という。)前にこの法律の施行前の国税に關する法律(以下「従前の税法」という。)の規定による国税の徴収のために改正前の国税徴収法(以下「旧国税徴収法」という。)第四十二條の規定により納税の告知をした場合における当該告知の指定納期限については、従前の例による。

2 施行日前に課した、又は課すべきであつた国税につき、施行日前に旧国税徴収法第四十二條の規定による納税の告知がされ、又は施行日以後に国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六條の規定による納税の告知がされた場合において、従前の税法の規定を適用するものとし、場合により徴収すべき利子税額の計算の基礎となる期間の始期が施行日以後であるときは、当該期間の始期に該当する日の前日をもって国税通則法第六十條第二項に規定する法定納

期限とみなすものとし、当該国税につき従前の税法に利子税額の徴収に關する規定がなく、かつ、その納税の告知に係る指定された納期限が施行日以後であるときは、当該指定された納期限をもつて国税通則法第六十條第二項に規定する法定納期限とみなす。

3 施行日前に支払決定をし、又は未納の国税に充當した従前の税法の規定による国税の還付金又は国税に係る過誤納金につき、従前の税法の規定により加算すべき金額については、なお従前の例による。

第十五條 改正後の租税特別措置法(以下この条において「新法」という。)第三十三條の二、第三十六條、第三十八條の四、第三十八條の七、第三十八條の八又は第七十條の規定は、個人が施行日以後に新法第三十三條の二第一項各号、第三十六條第二項若しくは第三項各号、第三十八條の四第一項若しくは第二項各号、第三十八條の七第一項各号若しくは第三項、第三十八條の八第四項又は第七十條第一項若しくは第二項に規定する事実が該当することとなつた場合について適用し、個人が施行日前にこれらの事実が該当することとなつた場合については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

2 新法第四十條第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する決定の通知があつた場合について適用する。この場合においては、改正前の所得税法第五十四條(国税通則法附則第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による利子税額は、納付し、又は徴収することとを要しない。

3 新法第四十一條の七第一項の規定に該当する者に対する同項ただし書の規定の適用については、従前の税法(国税通則法附則第七條第一項又は第九條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により納付し、又は徴収される延滞加算税額、利子税額、過少申告加算税額又は重加算税額は、新法第四十一條の七第一項ただし書に規定する延滞税、利子税、過少申告加算税又は重加算税の額とみなす。

4 新法第五十六條の二第一項及び第五十七條第一項の規定は、法人(法人税法第一條第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の施行日以後に終了する事業

年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5 施行日前に改正前の租税特別措置法第八十九条及び第九十条の規定により課した、又は課すべきであった揮発油税及び地方道路税については、この附則又は他の法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(国税に関するその他の経過措置の政令への委任)

第十九条 国税通則法附則及び前十八条に定めるもののほか、国税通則法及びこの法律第一章の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和三十七年四月二〇日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月一六日法律第一七号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年九月八日法律第一五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (昭和三十八年三月三一日法律第六五号) 抄

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第一章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和三十八年分以後の所得税について適用し、昭和三十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 新法第三十一条から第三十三条まで、第三十五条から第三十八条の五まで及び第三十九条の規定は、昭和三十八年一月一日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第三十一条第三項の規定により収用等による譲渡があつたものとされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に係る所得税について適用し、同日以前に行なわれた当該資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

9 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法

律第二十八号)第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和三十八年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10 新法第六十四条から第六十五条の二まで及び第六十六条の規定は、昭和三十八年四月一日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、同日以前に行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、なお従前の例による。

11 新法第六十五条の三の規定は、法人の昭和三十八年一月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

15 昭和三十八年四月一日以前に行なわれた旧法第六十五条の三第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

17 新法第六十六条の六の規定は、法人が昭和三十八年四月一日以後にした同条第一項の出資に係る法人税について適用し、同日前にした当該出資に係る法人税については、なお従前の例による。

18 新法第七十条の二及び第七十条の三の規定は、昭和三十八年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により取得した財産に係る相続税について適用する。

19 新法第八十一条の二の規定中農業協同組合及び漁業協同組合に係る部分の規定は、昭和三十八年四月一日以後に農業協同組合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)第四条第二項(昭和三十六年法律第六十一号)第十四条第一項の規定による勧告を受けて合併した農業協同組合又は漁業協同組合の登記に係る登録税について適用し、同日前に当該認定又は勧告を受けて合併した農業協同組合又は漁業協同組合の登記に係る登録税については、なお従前の例による。

22 附則第四項の規定により従前の例によることとされる所得税(旧法第三十八条の三から第三

十八号の五までの規定に係るものに限る。)又は附則第十五項若しくは附則第十七項の規定により従前の例によることとされる法人税については、附則第二十項の規定による改正前の中小企業振興資金等助成法第十四条第一項の規定による承認及び同条第二項に規定する証明並びに前項の規定による改正前の機械工業振興臨時措置法第十二条の三第一項の規定による承認及び同条第二項に規定する証明又は同法第十二条の二第四項に規定する証明は、この法律の施行後においても、なおその効力を有するものとする。

附則 (昭和三十八年六月一〇日法律第一〇一号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十八年六月二二日法律第一〇八号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和三十八年七月八日法律第一二四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条、附則第十六条及び附則第十七条の規定は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十八年七月二一日法律第一三四号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十九年三月三一日法律第二四号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和三十九年三月三一日法律第二四号) 抄

(所得税の特例に関する経過規定の原則) 第一条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがある

ものを除くほか、昭和三十九年分以後の所得税について適用し、昭和三十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。(証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に関する経過規定)

第三条 昭和三十九年四月一日(以下「施行日」という。)前に支払を受けるべきであつた証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、なお従前の例による。

第四条 新法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第十二条第一項に規定する承認を受けた機械設備等又は同条第二項に規定する試験研究又は開発研究の用に供した場合における当該機械設備等又は開発研究機械等の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

3 新法第十五条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して同条第一項に規定する新鉦床の探鉦の用に供した同項に規定する探鉦用機械設備の減価償却費の額の計算について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十五条第一項に規定する探鉦用機械設備を同項に規定する新鉦床の探鉦の用に供した場合における当該探鉦用機械設備の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第十八条の規定は、個人が施行日以後に支出した支出金については、なお従前の例による。(個人の輸出所得の特別控除額の特例に関する経過規定)

第六条 個人の旧法第二十一条の二第一項に規定する指定期間内の日の属する各年の当該指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が、同項に規定する基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間内の当該指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合その他当該個人が同項に規

定する政令で定める場合に該当する場合における当該個人その年の指定期間内の輸出取引については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(輸出の証明がされない場合の総収入金額算入に関する経過規定)

**第八条** 個人の施行日前における旧法第二十一条第一項第三号若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は旧法第二十一条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に關し、旧法第二十一条第一項、第二十一条の第二項又は第二十一条の三第一項の規定により必要な経費に算入した金額のうち物品又は旧法第二十一条第一項第一号に規定する工業所有権等の取引に係るもの総収入金額への算入については、旧法第二十一条の規定は、なおその効力を有する。

(輸出取引となつた場合の個人の輸出所得の特別控除に関する経過規定)

**第九条** 個人が施行日前にした旧法第二十三条第一項各号に掲げる取引について同項に規定する証明がされた場合における当該取引については、同項から同条第五項までの規定は、なおその効力を有する。

**2** 施行日前に旧法第二十一条第二項(旧法第二十一条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により輸出取引に含まれないものとされた取引若しくは当該取引に係る輸出又は技術輸出取引に含まれないものとされた取引については、その対価として旧法第二十三条第六項に規定する対外支払手段による支払があり、かつ、同項に規定する証明があつた場合であつて、当該取引について旧法第二十一条第一項、第二十一条の第二項又は第二十一条の三第一項の規定の適用があるべき場合における当該取引に係る旧法第二十三条第六項に規定する必要な経費に算入されるべき金額に相当する金額の必要な経費への算入については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(輸出取引がある場合の個人の特別償却に関する経過規定)

**第十条** 個人の旧法第二十一条の第二項に規定する指定期間内の日の属する各年の当該指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引による収入金額の合計額が旧法第二十三条の二第二項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえ、かつ、その年の同項に規定する輸出金額割合が同

項に規定する基準輸出金額割合をこえる場合その他同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における同項に規定する固定資産に係るその年の減価償却費として必要な経費に算入する金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、個人の昭和三十九年分の所得税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「第十一条から第十七条まで」とあるのは、「第十一条から第十七条まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二十四号。以下「改正法」という。))による改正後の租税特別措置法第十一条から第十三条の二まで若しくは第十四条から第十七条まで」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

**2** 前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対する同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十三条まで」とあるのは「前条まで」と、「前条第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二十四号。以下「改正法」という。))附則第十条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の規定」と、「同法」とあるのは「所得税法第十条の規定により」と、「前条第一項の規定の適用を受ける」とあるのは、同項の規定により計算される同項に規定する合計償却限度額」とあるのは「改正法附則第十条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受ける」とあるのは、同項の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額」と、同条第二項中「海外取引等に係る合計償却限度額に満たない場合」とあるのは「海外取引等に係る合計償却限度額(改正法附則第十条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十三条の二第一項の規定により必要な経費に算入することができる減価償却費の限度額のうち政令で定める金額を除く。))に満たない場合」とする。

(輸出の証明がされない場合等の減価償却費の額の増減に関する経過規定)

**第十一条** 旧法第二十三条の三第一項各号に規定する個人が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合におけるその該当することとなつた日の属する年の十二月三十一日において当該個人が有する同項に規定する固定資産に係るその年の減価償却費として必要な経費に算入する金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

**2** 前条第二項の規定は、前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三条の三第一項の規定の適用を受ける固定資産で、新法第十三条の三第一項の規定の適用を受けるものに対し同項及び同条第二項の規定を適用する場合同項に準用する。この場合において、前条第二項中「附則第十条第一項」とあるのは「附則第十一条第一項」と、「改正前の租税特別措置法第二十三条の二第二項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第二十三条の三第一項」と、「算入することができる減価償却費の限度額」とあるのは「算入される減価償却費の額」と読み替へるものとする。

(法人税の特例に関する経過規定の原則)

**第十三条** 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用し、法人の同日前に終了する事業年度の法人税については、なお従前の例による。(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過規定)

**第十四条** 新法第四十二条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度又は施行日前に開始し、昭和三十九年九月三十日以後に終了する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始し、同年九月三十日以後に終了する事業年度の法人税に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「百分の十九」とあるのは「百分の十九・五」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十三」と、「百分の二十六」とあるのは「百分の二十七」とする。

(法人の減価償却に関する経過規定)

**第十五条** 新法第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合同項における当該合理化機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

得し、又は製作した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合同項における当該合理化機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

**2** 法人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第四十四条第一項に規定する承認を受けた機械設備等又は同条第二項に規定する開発研究機械等をこれらの規定に規定する試験研究又は開発研究の用に供した場合における当該機械設備等又は開発研究機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

**3** 新法第四十八条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して同条第一項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の償却範囲額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十八条第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

**4** 新法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に支出した支出金については、同日前に支出した支出金については、なお従前の例による。

(法人の輸出所得の特別控除額の特例に関する経過規定)

**第十七条** 法人の旧法第五十五条の二第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当該指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額が同項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこえる場合その他当該法人が同項に規定する政令で定める場合に該当する場合における当該事業年度の指定期間内の輸出取引については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(輸出の証明がされない場合の益金算入に関する経過規定)

**第十九条** 法人の施行日前における旧法第五十五条第一項第三号若しくは第五号から第九号までに掲げる取引又は旧法第五十五条の三第一項に規定する間接技術輸出取引に關し、旧法第五十五条第一項、第五十五条の二第二項又は第五十五条の三第一項の規定により損金に算入した金額のうち旧法第五十六条に規定する証明がされなかつた物品又は旧法第五十五条第一項第一号に規定する工業所有権等の取引に係るもの益金算入については、旧法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、法

人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税  
に対する同条第三項の規定の適用については、  
同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の二  
十」とする。

(基準輸出金額が減少した場合の更正の請求に  
関する経過規定)

**第二十条** 旧法第五十六条の二第一項に規定する  
法人について同項に規定する事由が生じた場合  
における更正の請求については、同条の規定  
は、なおその効力を有する。

(輸出取引となつた場合の法人の輸出所得の特  
別控除に関する経過規定)

**第二十一条** 法人が施行日前にした旧法第五十七  
条第一項各号に掲げる取引について同項に規定  
する証明がされた場合における当該取引につ  
いては、同項から同条第四項までの規定は、な  
おその効力を有する。

**2** 施行日前に旧法第五十五条第三項(旧法第五  
十五条の三第三項において準用する場合を含  
む。)の規定により輸出取引に含まれないもの  
とされた取引若しくは当該取引に係る輸出又は  
技術輸出取引に含まれないものとされた取引に  
ついて、その対価として旧法第五十七条第五項  
に規定する対外支払手段による支払があり、か  
つ、同項に規定する証明があつた場合であつ  
て、当該取引について旧法第五十五条第一項、  
第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一  
項の規定の適用があるべき場合における当該取  
引に係る旧法第五十七条第五項に規定する損金  
に算入されるべき金額に相当する金額の損金算  
入については、同項の規定は、なおその効力を  
有する。

(基準輸出金額が増加した場合の益金算入に関  
する経過規定)

**第二十二条** 旧法第五十七条の二第一項に規定す  
る法人について同項に規定する事由が生じた場  
合における同項に規定する控除した金額の益金  
算入については、同条の規定は、なおその効力  
を有する。

(輸出取引がある場合の法人の特別償却に関す  
る経過規定)

**第二十三条** 法人の旧法第五十五条の二第一項に  
規定する指定期間内の日を含む各事業年度の当  
該指定期間内の輸出取引及び技術輸出取引によ  
る収入金額の合計額が旧法第五十七条の第三  
項に規定する指定期間に係る基準輸出金額をこ  
え、かつ、当該事業年度の同項に規定する輸出

金額割合が同項に規定する基準輸出金額割合を  
こえる場合その他当該法人が同項に規定する政  
令で定める場合に該当する場合における同項に  
規定する固定資産に係る当該事業年度の償却範  
囲額の計算については、同条の規定は、なおそ  
の効力を有する。この場合において、法人の施  
行日以後に終了する事業年度分の法人税に対す  
る同条の規定の適用については、同条第一項中  
「第四十三条から第五十一条まで」とあるのは、  
「第四十三条から第五十一条まで又は改正法に  
よる改正後の租税特別措置法第四十三条から第  
四十六条まで若しくは第四十七条から第五十一  
条まで」とする。

**2** 前項の規定によりその効力を有するものとさ  
れる旧法第五十七条の三第一項の規定の適用を  
受ける固定資産で、新法第四十六条の二第一項  
の規定の適用を受けるものに対する同項の規定  
の適用については、同項中「第四十五条まで」  
とあるのは「前条まで」と、「前条の規定」と  
あるのは「改正法附則第二十三条第一項の規定  
によりその効力を有するものとされる同法によ  
る改正前の租税特別措置法第五十七条の三の規  
定」と、「二三分の一に相当する金額」とあるの  
は「割合を乗じて計算した金額」とする。

(輸出の証明がされない場合等の償却範囲額の  
増減に関する経過規定)

**第二十四条** 旧法第五十七条の四第一項各号に規  
定する法人が当該各号に掲げる場合に該当する  
こととなつた場合におけるその該当することと  
なつた日を含む事業年度終了の日において当該  
法人の有する同項に規定する固定資産に係る当  
該事業年度の償却範囲額の計算については、同  
条の規定は、なおその効力を有する。この場合  
においては、前条第一項後段の規定を準用す  
る。

**2** 前項の規定によりその効力を有するものとさ  
れる旧法第五十七条の四第一項の規定の適用を  
受ける固定資産で、新法第四十六条の二の規定  
の適用を受けるものに対する同項の規定の適用  
については、同項中「第四十五条まで」とある  
のは「前条まで」と、「前条の規定」とあるのは  
「改正法附則第二十四条第一項の規定により  
その効力を有するものとされる同法による改正  
前の租税特別措置法第五十七条の四の規定」と、  
「償却範囲額(同法及び同法に基づく命令  
の規定に定める償却不足額があるときは、当該  
償却不足額に相当する金額を控除した金額。以

下この項において同じ。)と当該償却範囲額  
(当該固定資産について同条の規定の適用を受  
けるときは、同条第一項に規定する三分の一に  
相当する金額を控除した金額)に基準海外取引  
割合を乗じて計算した金額との合計額(その控  
除した償却不足額に相当する金額があるときは  
は、当該金額を加算した金額)」とあるのは  
「償却範囲額と当該固定資産について同法第五  
十七条の三及び第五十七条の四の規定を適用し  
ないで計算した場合の償却範囲額(法人税法及  
び同法に基づく命令の規定に定める償却不足額  
があるときは、当該償却不足額に相当する金額  
を控除した金額)に基準海外取引割合を乗じて  
計算した金額との合計額」とする。

**第二十六条** 新法第六十六条の三の規定は、法人  
が施行日以後に新法第六十六条の二第一項の合  
併をした場合における法人税について適用し、  
同日前に旧法第六十六条の二第一項の合併をし  
た場合における法人税については、なお従前の  
例による。

(登録税に関する経過規定)

**第二十七条** 新法第七十七条、第七十七条の二、  
第七十九条及び第八十条の二の規定は、施行日  
以後の登記に係る登録税について適用し、同日  
前の登記に係る登録税については、なお従前の  
例による。

**附則** (昭和三十九年五月二十九日法律第八  
二号) 抄  
1 この法律は、公布の日から施行する。

**附則** (昭和三十九年七月三日法律第一四  
五号) 抄  
1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を  
こえ一年をこえない範囲内において政令で定め  
る日から施行する。

**附則** (昭和三十九年七月六日法律第一五  
二号) 抄  
1 この法律は、昭和三十九年十月一日(以  
下「施行日」という。)から施行する。

**附則** (昭和四〇年三月三十一日法律第三  
二号) 抄  
1 この法律は、新法の施行の日(昭和四十年四  
月一日)から施行する。

(施行期日)  
**第一条** この法律は、昭和四十年四月一日から施  
行する。

(所得税の特例に関する経過規定の原則)  
**第二条** 改正後の租税特別措置法(以下「新法」  
という。)第二章の規定は、別段の定めがある  
ものを除くほか、昭和四十年分以後の所得税に  
ついて適用し、昭和三十九年分以前の所得税に  
ついては、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過規定)  
**第三条** 昭和四十年四月一日(以下「施行日」と  
いう。)前に支払を受けるべきであつた利子所  
得については、なお従前の例による。

**2** 改正前の租税特別措置法(以下「旧法」とい  
う。)第三条第一項に規定する公債、社債(特  
別の法令により設立された法人の発行する債券  
を含む。)若しくは預金の利子、合同運用信託  
の利益又は公社債投資信託の収益のうち施行日  
以後に支払を受けるべきものでその計算期間が  
一年以上であり、かつ、当該計算期間の初日が  
同日前であるものに係る利子所得の金額のうち  
同日までの期間に対応する部分の金額について  
は、なお従前の例による。

(外貨債の利子に関する経過規定)  
**第四条** 新法第七條の二第二号の規定は、施行日  
以後に支払われるべき同号に規定する利子につ  
いて適用し、同日前に支払われるべきであつた  
当該利子については、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過規定)  
**第五条** 施行日前に支払を受けるべきであつた配  
当所得については、新法第八條の四第一項又は  
第三項の規定の適用に係る場合を除き、なお従  
前の例による。

**2** 旧法第八條の二第一項に規定する昭和三十九  
年四月一日以後に設定(追加設定を含む。)を  
された証券投資信託の収益とその計算期間が一  
年以上であるものの分配に係る配当所得の金額  
のうち同日から昭和四十年三月三十一日まで  
の間に対応する部分の金額として政令で定めると  
ころにより計算した金額については、なお従前  
の例による。

(個人の減価償却に関する経過規定)  
**第六条** 昭和四十年分の所得税についての新法第  
十三条の二第一項及び第十三條の三第二項の規  
定の適用については、新法第十三條の二第一項  
中「又は第十七條」とあるのは「若しくは第十  
七條又は租税特別措置法の一部を改正する法律

(昭和四十年法律第三十二号) 附則第六條第三項」と、新法第十三條の第三項中「又は第七條」とあるのは「若しくは第十七條又は租稅特別措置法の一部を改正する法律附則第六條第三項から第五項まで」と、「同法」とあるのは「所得稅法」とする。

2 新法第十三條の三の規定は、個人の施行日以後の同條第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の旧法第十三條の第三項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

3 個人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第十五條第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合には、同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

4 個人が施行日前に支出した旧法第十五條第二項に規定する支出金額の必要な経費への算入については、なお従前の例による。

5 個人の旧法第十五條第三項に規定する指定期間内の各年の金属鉱業等に係る鉱業権の減価償却費の額の計算については、なお従前の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第八條 新法第二十一條の規定は、施行日以後の同條第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(譲渡所得に関する経過規定)

第九條 新法第三十一條(新法第三十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第三十一條第一項又は第三十二條第二項の規定に該当することとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡(消滅及び価値の減少を含む。以下この項において同じ。)に係る所得稅について適用し、同日前に旧法第三十一條第一項又は第三十二條第二項の規定に該当することとなつた個人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る所得稅については、なお従前の例による。

2 昭和四十年分の所得稅についての新法第三十三條第四項、第三十八條の五第二項(新法第三十八條の八第二項において準用する場合を含む。)及び第三十九條第三項の規定の適用につ

いては、これらの規定中「及び第十七條」とあるのは、「及び第十七條並びに租稅特別措置法の一部を改正する法律附則第六條第三項から第五項まで」とする。

3 新法第三十三條の二の規定は、昭和四十一年一月一日以後に行なわれた同條第一項の規定に該当する資産の同條第三項第一号に規定する譲渡等に係る所得稅について適用し、同日前行なわれた当該資産の当該譲渡等に係る所得稅については、なお従前の例による。

第十條 旧法第四十一條の三第一項の規定による控除を受けた者の所得稅については、なお従前の例による。

(法人稅の特例に関する経過規定の原則)

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人稅法(昭和二十二年法律第二十八号)第一條第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人稅について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人稅については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第十二條 新法第四十三條の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同條第一項に規定する合理化機械等の償却範圍額の計算について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三條第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合には、同項に規定する合理化機械等の償却範圍額の計算については、なお従前の例による。

2 施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についての新法第四十六條第一項及び第四十六條の二第一項の規定の適用については、新法第四十六條第一項中「又は第五十一條」とあるのは「若しくは第五十一條又は租稅特別措置法の一部を改正する法律附則第十二條第四項」と、新法第四十六條の二第一項中「又は第四十九條から第五十一條まで」とあるのは「若しくは第四十九條から第五十一條まで又は租稅特別措置法の一部を改正する法律附則第十二條第四項から第六項まで」とする。

3 新法第四十六條の二の規定は、法人の施行日以後の同條第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の旧法第四十六條の二第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第四十八條第一項に規定する探鉱用機械設備を同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範圍額の計算については、なお従前の例による。

5 法人が施行日前に支出した旧法第四十八條第二項に規定する支出金額の損金算入については、なお従前の例による。

6 法人の旧法第四十八條第三項に規定する当該事業年度の期間のうち指定期間の金属鉱業等に係る鉱業権の償却範圍額の計算については、なお従前の例による。

(法人の海外市場開拓準備金に関する経過規定)

第十三條 法人の施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度に係る新法第四十六條の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうちこの法律による旧法第四十六條の二第二項の規定の改正により同日以後新法第四十六條の二第一項に規定する海外取引に該当しないこととなつた取引による収入金額が適用の場合における新法第五十四條第一項の規定の適用については、同項中「以下この條及び次條」とあるのは「同條第三項第三号又は第七号に掲げる取引を含む。以下この條」と、「金額の合計額に、当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを」とあるのは「金額のうち、当該法人の収入金額で同條第三項第三号又は第七号に掲げる取引によるものに係る金額に当該事業年度開始の日から昭和四十年三月三十一日までの期間の月数を乗じて計算した金額と、当該法人の収入金額で同項第三号又は第七号に掲げる取引によるもの以外のものに係る金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じて計算した金額との合計額を」とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第十四條 新法第五十八條の規定は、施行日以後の同條第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(法人の交際費の課稅に関する経過規定)

第十五條 新法第六十二條の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において支出した同條第一項に規定する交際費等について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において支出した旧法第六十二條第一項に規定する交際費等については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡に関する経過規定)

第十六條 新法第六十四條(新法第六十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新法第六十四條第一項又は第六十五條第三項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡(消滅及び価値の減少を含む。以下この項において同じ。)に係る法人稅について適用し、同日前に旧法第六十四條第一項又は第六十五條第三項の規定に該当することとなつた法人のこれらの規定に規定する資産の譲渡に係る法人稅については、なお従前の例による。

2 施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度についての新法第六十四條第五項(新法第六十四條の二第六項又は第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、第六十五條の四第五項(新法第六十五條の五第七項において準用する場合を含む。)、及び第六十六條第三項の規定の適用については、これらの規定中「及び第四十九條から第五十一條まで」とあるのは、「第四十九條から第五十一條まで及び租稅特別措置法の一部を改正する法律附則第十二條第四項から第六項まで」とする。

3 新法第六十五條の三の規定は、昭和四十一年一月一日以後に行なわれた同條第一項の規定に該当する資産の同條第二項第一号に規定する譲渡等に係る法人稅について適用し、同日前行なわれた当該資産の当該譲渡等に係る法人稅については、なお従前の例による。

附則 (昭和四〇年三月三十一日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(國稅に関する法律の一部改正に伴う経過規定の原則)

第二條 第一章の規定による改正後の國稅に関する法律の規定(所得稅及び法人稅に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)附則又は法人稅法(昭和四十年法律第三十四号)附則の規定によりこれらの法律の規定が適用される所得稅及び法人稅について適用し、旧所得稅法(昭和二十二年法律第二十七号)又は旧法人稅法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定が適用される所得稅及び法人稅については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過規定）  
第四条 旧所得税法第二十条第一項に規定する新

規重要物産につき同項に規定する命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した者の同項の規定による所得税の免除に係る期間が昭和三十九年十二月三十一日において満了していない場合には、当該新規重要物産及び命令で定める期間を第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新法」という。）第二十三條の第二項に規定する新規重要物産及び命令で定める期間とみなし、かつ、当該新規重要物産につき旧所得税法第二十条第一項の規定により所得税を免除された所得を新法第二十三條の第二項の規定により所得税を免除された所得とみなして、同条の規定を適用する。

2 昭和四十年分の所得税について新法第二十三條の第二項の規定の適用があつた場合における所得税法附則第十五條の規定の適用については、同条第一項第一号中「所得税について」とあるのは「所得税について租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十三條の二（新規重要物産の製造等による所得の免税）又は」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

3 法人（法人税法第二八條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日を含む事業年度開始の日において有する旧法人税法及び旧法に基づく命令の規定による湯水準備金勘定、違約損失補償準備金勘定又は異常危険準備金の金額（既に旧法人税法及び旧法に基づく命令の規定により取り替へすべきこととなつたものを除く。次項において「旧湯水準備金勘定等の金額」という。）は、それぞれこれらに相当する新法第五十七條の第二項、第五十七條の第三項又は第五十七條の第四項、第五十七條の第五項若しくは第五十七條の第六項の規定によりその法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された湯水準備金勘定、違約損失補償準備金勘定又は異常危険準備金の金額とみなす。

4 前項の規定は、法人が、施行日を含む事業年度開始の日から施行日の前日までの間において行なつた合併により、その合併により消滅した法人から旧湯水準備金勘定等の金額を引き継いだ場合におけるその旧湯水準備金勘定等の金額について準用する。

5 旧法人税法第六條第一項に規定する新規重要物産につき同項に規定する命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した法人の同項の規定による法人税の免除に係る期間が施行日以後最初に終了する事業年度開始の日の前日までに満了していない場合には、当該新規重要物産及び命令で定める期間を新法第五十八條の第四項に規定する新規重要物産及び命令で定める期間とみなし、かつ、当該新規重要物産につき旧法人税法第六條第一項の規定により法人税を免除された所得を新法第五十八條の第四項の規定により法人税を免除された所得とみなして、同条の規定を適用する。

6 新法第六十四條から第六十五條まで及び第六十五條の四から第六十五條の九までの規定は、法人が施行日を含む事業年度開始の日以後に、同法第六十四條第一項若しくは第六十五條第一項に規定する補償金、対価若しくは清算金若しくは同法第六十五條第一項各号に規定する資産を取得し、同法第六十五條の四第一項に規定する譲渡をし、同法第六十五條の七第一項に規定する出資をし、又は同法第六十五條の九第一項に規定する出資の払戻しをする場合について適用し、当該事業年度開始の日前に当該取得、譲渡、出資又は払戻しをした場合については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第十五條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過規定）  
第十六條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年五月二〇日法律第七五号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附則（昭和四〇年六月一〇日法律第一二四号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
附則（昭和四〇年六月二九日法律第一三八号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第一条の規定  
二 第二条中首都圏市街地開発区域整備法の題名並びに同法第一条から第三条まで、第四条第一項第一号及び第二号並びに第三十一条から第三十五条までの改正規定（第三十三条の次に一条を加える改正規定及び第三十五条の次に一条を加える改正規定を除く。）  
三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定  
附則（昭和四〇年八月一八日法律第一四一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第十四條 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に関しては、前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
附則（昭和四一年一月二三日法律第三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五條から第十七條までの規定、附則第十八條中簡易価格安定法第十四條の二から第十四條の十四までを削る改正規定、同法第十八條第二号の改正規定及び同法第二十条から第二十二條までを削る改正規定（以下「日本輸出生産系保管株式会社関係改正規定」という。）並びに附則第十九條及び第二十三條から第三十二条までの規定は公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十八條中日本輸出生産系保管株式会社関係改正規定以外の改正規定及び附則第二十条から第二十二條までの規定は公布の日から起算して六月をこえかつ九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四一年三月三十一日法律第二六号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。  
附則（昭和四一年三月三十一日法律第二七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。  
附則（昭和四一年三月三十一日法律第三五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）  
第五條 新法第二十一條の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（個人の新規重要物産の製造等による所得の免税に関する経過規定）  
第六條 旧法第二十三條の二の規定は、同条第一項に規定する新規重要物産につき同項に規定する命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した個人の同項の規定による所得税の免除については、なおその効力を有する。  
2 昭和四十一年以後の各年において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三條の二第一項の規定の適用を受ける個人に係る新法第二十一條の規定の適用については、同条第一項中「指定期間内の収入金額」とあるのは、「指定期間内の収入金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第六條第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の

（個人の減価償却に関する経過規定）  
第三條 新法第十三條の三の規定（同条第四項に係る部分に限る。）は、個人の昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、同日前の改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十三條の三第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。  
（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）  
第五條 新法第二十一條の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。  
（個人の新規重要物産の製造等による所得の免税に関する経過規定）  
第六條 旧法第二十三條の二の規定は、同条第一項に規定する新規重要物産につき同項に規定する命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した個人の同項の規定による所得税の免除については、なおその効力を有する。  
2 昭和四十一年以後の各年において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十三條の二第一項の規定の適用を受ける個人に係る新法第二十一條の規定の適用については、同条第一項中「指定期間内の収入金額」とあるのは、「指定期間内の収入金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第六條第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の

租税特別措置法第二十三条の二第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。」とする。

(法人税の特例に関する経過規定の原則)

第七条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過規定)

第八条 新法第四十二条の規定は、内国法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度及び同年一月一日以後に開始し、施行日以前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

この場合において、内国法人である法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち、同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度終了の時にその当該事業年度の出資金額が一億円をこえるもの当該事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、新法第四十二条第一項中「資本の金額又は出資金額が一億円以下であるもの」とあるのは「資本の金額又は出資金額が一億円をこえるもの」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十四」と読み替えるものとする。

(法人の減価償却に関する経過規定)

第九条 法人の施行日以前に終了した事業年度において旧法第四十三条第三項の規定により償却不足額とみなされた金額がある場合には、当該金額については、同項の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第四十六条第一項第一号(指定業種に関する部分を除く)、第四十六条の二及び第四十七條第二項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、新法第四十六条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する

海外取引等による収入金額で同条第三項第八号に掲げる取引によるものは、法人の施行日以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

(法人の準備金に関する経過規定)

第十条 施行日において存する新法第五十六条の三第一項に規定する法人(その合併法人を含む。)が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日において有する新法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金勘定の金額(同項の規定により当該直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。)のうち同日において有する株式に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の同条第四項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該法人の施行日から昭和四十五年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新法第五十六条第一項の規定は、同項に規定する内国法人が施行日以後に同項に規定する特定株式等を取得する場合について適用し、同日前に当該特定株式等を取得した場合については、なお従前の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第十一条 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(法人の新規重要財産の製造等による所得の免税に関する経過規定)

第十二条 旧法第五十八条の四の規定は、同条第一項に規定する新規重要財産につき同項に規定する政令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した法人の同項の規定による法人税の免除については、なおその効力を有する。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第五十八条の四第一項の規定の適用を受ける法人に係る新法第五十八条の規定の適用

については、同条第一項中「指定期間内の収入金額」とあるのは、「指定期間内の収入金額(租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十二条第一項の規定によりその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十八条の四第一項の規定の適用に係るものを除く。以下この条において同じ。)」とする。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定)

第十三条 新法第六十六条の三の規定は、法人が施行日以後にされた新法第六十六条の二第一項各号に規定する承認、認定、勧告又は認可に係る合併をした場合における法人税について適用し、同日前にされた旧法第六十六条の二第一項各号に規定する承認、認定、勧告又は認可に係る合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

(贈与税及び相続税に関する経過規定)

第十四条 新法第七十条の四及び第七十条の五の規定は、昭和四十一年一月一日以後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合における贈与税又は相続税について適用し、同日前に旧法第七十条の四及び第七十条の五の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税又は相続税については、なお従前の例による。

(登録税に関する経過規定)

第十五条 新法第七十五条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する出資の払戻し(解散による残余財産の分配を含む。)として取得する土地又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権の取得の登記に係る登録税について適用する。

附則 (昭和四十一年三月三十一日法律第三九号) 抄

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 指定日の前日までの間における改正後の租税特別措置法第八十七条の規定の適用については、同条第二項中「関税法第六十六条の二第一項第一号に規定する申告納税方式が適用される当該各号に掲げる酒類」とあるのは、「当該各号に掲げる酒類」とする。

(政令への委任)

第九條 関税法等の一部を改正する法律附則第一項から第六項まで、関税率法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十七号)附則及び附則第一条から前条までに定めるもののほか、これらの法律及びこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和四十二年五月九日法律第六九号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年六月三〇日法律第九四号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月一日法律第一一〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月九日法律第一二六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十二年三月三十一日法律第七号) 抄

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第八條の四の規定は、昭和四十二年一月一日から適用する。

附則 (昭和四十二年五月三〇日法律第一四号) 抄

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(酒税法等の一部改正に伴う一般的経過措置)

第三条 改正前の酒税法第二十八條第三項(同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。)、砂糖消費税法第十五條第三項(同法第十六條第三項若しくは第十八條第三項又は租税特別措置法第九十一條第三項において準用する場合を含む。)、物品税法第十七條第三項(同法第十九條第三項、第二十二條第三項又は第二十六条第三項において準用する場合を含む。)、揮発油税法第十四條第三項(同法第十五條第三項又は租税特別措置法第九十條第三項において準用する場合を含む。)、石油ガス税法第十一條第三項(同法第十二條第三項において準用する場合を含む。)、トランプ類税法第十五條第三項(同法第十六條第三項において準用する場合を含む。)

又は租税特別措置法第八十八條の二第三項に規定する期限が、施行日以後に到来する場





2 新法第四十六条第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に掲げる場合に該当することとなる法人について適用する。この場合において、当該法人の施行日前に開始した事業年度の同号に掲げる漁船の償却額の計算方法については、旧法第四十六条の規定の例によるものとする。

3 新法第四十六条の二（第七項を除く。）の規定は、法人の施行日以後の同条第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについて適用し、法人の同日前の旧法第四十六条の二第一項に規定する収入金額で同項に規定する海外取引等によるものについては、なお従前の例による。

4 法人が、当該法人の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに、旧法第四十四条第一項に規定する開発研究機械等その製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は製作して、これを同項に規定する開発研究の用に供した場合におけるその用に供した事業年度の当該開発研究機械等に係る同項に規定する償却範囲額の計算については、同項中「昭和四十二年五月三十一日」とあるのは、「昭和四十二年六月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日」として、同条の規定の例によるものとする。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十五条 法人が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日において有する旧法第三章第二節の規定による各準備金勘定の金額は、それぞれ新法第三章第二節の規定により損金経理の方法により準備金として積み立てた金額とみなす。

2 新法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定繊維布業商工組合がした賦課に基づいて納付された金額について適用する。

3 新法第五十六条の四の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に同項に規定する設備の取得のために支出する金額について適用する。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第十六条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（協同組合等の留保所得の特別控除に関する経過規定）

第十七条 新法第六十一条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について

適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡に関する経過規定）

第十八条 新法第六十四条から第六十五条の三までの規定は、収用法施行日以後に行なわれたこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、同日前行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過規定）

第十九条 新法第六十六条の二及び第六十六条の四の規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合について適用する。

2 新法第六十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に合併をした場合における清算所得に対する法人税の課税については、旧法第六十六条の三及び第六十六条の四の規定は、なおその効力を有する。

（石炭鉱業会社の所得計算の特例に関する経過規定）

第二十条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する元利補給金の交付を受ける場合について適用する。

第二十一条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

（通行税に関する特例の改正に伴う経過規定）

第二十二条 昭和四十二年六月三十日以前に領収した航空機の旅客運賃に係る通行税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過規定）

第二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年六月一二日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

附則（昭和四二年七月二三日法律第五六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過規定）

第二十一条 附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第三号の二に規定する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は同号に規定する法人で小売商業を営むものが同号に規定する小売商業店舗共同化計画に基づいて設置する建物及び建物附属設備の償却限度額の計算については、前条の規定による改正後の租税特別措置法第四十三条第一項の表の第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号に規定する事業協同組合等が同号イに掲げる資金の貸付けを受けて作成した同号の工場等集団化計画若しくは店舗集団化計画に基づき取得し若しくは造成した土地又は同条第二項に規定する中小企業共同土地貸与事業により都道府県から譲渡しを受けた土地を当該事業協同組合等からその組合員又は所属員たる中小企業者が取得する場合は、前条の規定による改正後の租税特別措置法第七十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（施行期日）

附則（昭和四二年七月二七日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年七月二九日法律第九七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四二年七月二九日法律第九九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第十六条までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四三年四月二〇日法律第二三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第一章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十三年分以後の所得税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（民間外貨債の利子に関する経過規定）

第三条 内国法人が昭和四十三年三月三十一日までに発行した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第七条の二第二号に規定する外貨債につき非居住者又は外国法人に対して支払う利子については、なお従前の例による。

（個人の税額控除に関する経過規定）

第四条 個人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、旧特定設備（旧法第十条第一項に規定する特定設備をいう。）次項において同じ。）の同条第一項に規定する廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 個人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十一日以後に旧法第十条第一項の規定の適用を新たに受けられることができることとなつたもののうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、同項に規定する廃棄をした場合には、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」と、「政令で定める設備」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二十三号）附則第四条第二項に規定する政令で定める設備」として、同条の規定の例によるものとする。

（個人の減価償却に関する経過規定）

第五条 個人が新法第十三条の三第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第四項第四号に掲げる取引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額につ

（個人の減価償却に関する経過規定）

第五条 個人が新法第十三条の三第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第四項第四号に掲げる取引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額につ

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四二年七月二九日法律第九七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四二年七月二九日法律第九九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十四条から第十六条までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四三年四月二〇日法律第二三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第一章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十三年分以後の所得税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（民間外貨債の利子に関する経過規定）

第三条 内国法人が昭和四十三年三月三十一日までに発行した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第七条の二第二号に規定する外貨債につき非居住者又は外国法人に対して支払う利子については、なお従前の例による。

（個人の税額控除に関する経過規定）

第四条 個人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、旧特定設備（旧法第十条第一項に規定する特定設備をいう。）次項において同じ。）の同条第一項に規定する廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 個人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十一日以後に旧法第十条第一項の規定の適用を新たに受けられることができることとなつたもののうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、同項に規定する廃棄をした場合には、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」と、「政令で定める設備」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二十三号）附則第四条第二項に規定する政令で定める設備」として、同条の規定の例によるものとする。

（個人の減価償却に関する経過規定）

第五条 個人が新法第十三条の三第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第四項第四号に掲げる取引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額につ

（個人の減価償却に関する経過規定）

第五条 個人が新法第十三条の三第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第四項第四号に掲げる取引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額につ

いては、当該個人の昭和四十三年四月一日以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

第六條 個人の昭和四十三年分の事業所得の金額を計算する場合において、昭和四十二年十二月三十一日における価格変動準備金の金額と昭和四十三年十二月三十一日において旧法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額とのうちいずれか少ない金額（昭和四十三年分の事業所得に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業所得を昭和四十二年分以前の年分の事業所得とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第四条第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額）が、同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる個人については、同項の規定にかかわらず、当該合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、旧法第十九条第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

（国等）に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過規定）

第八條 新法第四十條の規定は、個人が昭和四十三年四月一日以後に財産の贈与又は遺贈に係る所得税について適用し、同日前にした財産の贈与又は遺贈に係る所得税については、なお従前の例による。

（個人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定）

第九條 新法第四十一條の十三の規定は、昭和四十三年四月一日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）

第十條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の税額控除に関する経過規定）

第十一條 法人が、昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、旧特定設備（旧法第四十二條の四第一項に規定する特定設備をいう。次項において同じ。）の同条第一項に規定する廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 法人が、旧特定設備で昭和四十二年八月三十一日以後に旧法第四十二條の四第一項の規定の適用を新たに受けることができることとなつたもののうち政令で定める設備につき、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に、同項に規定する廃棄をした場合には、同項中「昭和四十三年三月三十一日」とあるのは「昭和四十四年三月三十一日」と、政令で定める設備」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第二十三号）附則第十一条第二項に規定する政令で定める設備」として、同条の規定の例によるものとする。

3 新法第四十二條の五の規定は、法人が昭和四十三年四月一日以後に行なつた同条第一項に規定する特定合併について適用し、法人が同日前行なつた旧法第四十二條の五第一項に規定する特定合併については、なお従前の例による。

第七條 新法第二十一條の規定は、昭和四十三年四月一日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定）

第七條 新法第二十一條の規定は、昭和四十三年四月一日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一條第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

昭和四十三年四月一日前に旧法第四十二條の五第一項に規定する特定合併を行なつた法人で、同日以後に新法第四十二條の五第一項に規定する特定合併を行なつたもののこれらの規定により法人税の額から控除される金額の計算については、前項の規定にかかわらず、政令で定める。

第十二條 新法第四十三條の規定は、法人が昭和四十三年四月一日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三條第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が新法第四十六條の二第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額で新法の規定により同条第三項第四号に掲げる取引に新たに該当することとなつたもの又は同項第十一号に掲げる取引によるものがあるときは、これらの取引による収入金額については、当該法人の昭和四十三年四月一日以後の当該取引による収入金額に限るものとする。

3 法人が、昭和四十三年四月一日前に開始した事業年度において新法第四十五條の二第一項、第四十八條の二第一項又は第五十一條の二第一項に規定する減価償却資産についてこれらの規定の適用を受ける場合には、新法第四十六條第一項、第四十六條の二第一項、第五十二條の三及び第五十二條の四第一項の規定中新法第四十五條の二、第四十八條の二又は第五十一條の二に関する部分の規定は、当該事業年度から適用する。

（法人の準備金に関する経過規定）

第十三條 昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第十条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。）と改正事業年度終了の日において旧法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額とのうちいずれか少ない金額（改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度

を昭和四十三年四月一日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）附則第十二條第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額）が、改正事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえる法人については、同項の規定にかかわらず、当該合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。この場合において、旧法第五十三條第一項第一号中「後入先出法」とあるのは、「後入先出法若しくはこれに準ずる評価方法」とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（昭和四十八年四月一日前に開始する事業年度に限る。）においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額から同日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

新法第五十六條の規定は、同条第一項に規定する内国法人が昭和四十三年四月一日以後に同項に規定する特定株式等を取得する場合について適用し、同日前に当該特定株式等を取得した場合については、なお従前の例による。

新法第五十六條の七第一項に規定する特定電子計算機貸付会社との間に同条第三項に規定する政令で定める特約を締結している法人の昭和四十三年四月一日以後に開始する事業年度については、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第三十五号）附則第十二條（昭和四十一年法律第三十五号）附則第十二條第一項の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十八條の四の規定は、適用しない。

（個人の準備金に関する経過規定）

（個人の準備金に関する経過規定）

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過規定)

第十四条 新法第五十八条の規定は、昭和四十三年四月一日以後の同条第一項又は第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項又は第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(法人の新鉱床探鉱費の特別控除に関する経過規定)

第十五条 法人の昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度における旧法第五十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「昭和四十三年三月三十一日まで」とあるのは、「昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日まで」とする。

(法人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過規定)

第十六条 新法第六十八条の二の規定は、昭和四十三年四月一日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された当該利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

(法人の申告要件の緩和等に関する経過規定)

第十七条 新法第四十七条、第六十一条、第六十四条から第六十五条の五まで、第六十五条の七から第六十六条まで、第六十六条の十一及び第六十七条の三の規定は、法人の昭和四十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税に関する経過措置)

第十八条 次に掲げる登記で昭和四十三年三月三十一日までにおけるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

一 旧法第七十七条の三に規定する農業生産法人が、昭和三十八年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、その出資者から出資を受けた同条に規定する土地又は土地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記

二 旧法第七十八条の三に規定する事業協同組合等の組合員又は所屬員たる中小企業業者が、昭和四十年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に、当該事業協同組合等から取得した同条に規定する土地の所有権の移転の登記

三 昭和四十一年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの間に合併をした法人がその合併により取得した旧法第八十一条の三第二項に規定する不動産の権利又は船舶の所有権の移転の登記

附則 (昭和四三年六月二日法律第一〇四号) 抄

一 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則 (昭和四四年四月八日法律第一五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、租税特別措置法第十三条の二、第四十五条の二及び第六十六条の二から第六十六条の四までの改正規定(第六十六条の二第一項第二号及び第六十六条の四第一項第二号の改正規定を除く。)並びに同法第八十一条の改正規定中小企業構造改善計画に係る部分は、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第三十六号)の施行の日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十四年分以後の所得税については適用し、昭和四十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(納税準備預金の利子の非課税等に関する経過措置)

第三条 新法第五条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき同項の利子について適用し、同日前に支払うべき当該利子については、なお従前の例による。

2 昭和四十四年三月三十一日までの間に支払った改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第七条の三に規定する利子については、なお従前の例による。

第四条 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に旧法第十三条の二第一項の規定により中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた同項に規定する商工組合等の組合員の同項に規定する減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の例による。ただし、当該商工組合等が、中

小企業近代化促進法の一部を改正する法律による改正後の中小企業近代化促進法第五条の二第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日の属する年以後の各年においては、この限りでない。

2 前項に規定する商工組合等が同項ただし書に規定する承認を受けた場合における新法第十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該年の一月一日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十五号)による改正前の租税特別措置法第十三条の二第一項の承認のあつた日の属する年の一月一日」とする。

(個人の準備金等に関する経過措置)

第五条 附則第十二条第三項に規定する特定商工組合の組合員である個人が同項の交付金を受けた場合には、当該個人の当該交付金を受けた日の属する年分の所得税に係る新法第二十条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額と租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十五号)附則第五号第一項に規定する交付金として交付を受けた金額との合計額」とする。

2 旧法第二十八条に規定する個人が昭和四十四年一月一日から同年三月三十一日までの間に同条に規定する納付金を納付した場合については、なお従前の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第六条 新法第二十一条の規定は、昭和四十四年四月一日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七条 新法第三十三条から第三十三条の四まで及び第三十八条の規定は、昭和四十五年一月一日以後に行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第三十三条第三項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。以下次条までにおいて同じ。)に係る所得税について適用する。

2 旧法第三十一条第二項(旧法第三十二条第二項において準用する場合を含む)、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条の三第二項

又は第三十八条の六第一項若しくは第三項の規定の適用を受けた者については、旧法第三十三条の三、第三十六条第二項から第五項まで、第三十八条の四又は第三十八条の七の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法第三十一条、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十六条第一項、第三十八条の三第一項若しくは第二項又は第三十八条の六第一項から第三項までの規定の適用を受けた資産に係る旧法第三十四条、第三十七条、第三十八条の五又は第三十八条の八に規定する代替資産等、取得財産又は買換資産については、なお従前の例による。

4 都市計画法の施行後においては、旧法第三十八条の十三第四項中「住宅地造成事業に関する法律」とあるのを「都市計画法施行法(昭和四十三年法律第一〇号)第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律」と読み替えた場合に同項の特定住宅地造成事業に該当する事業は、新法第三十四条の二第二項第五号に規定する事業に該当するものとみなす。

(昭和四十四年分等の譲渡所得等の課税の特例)

第八条 個人が、昭和四十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、その有する資産の譲渡をした場合には、当該譲渡に係る所得税については、その者の選択により、次の各号のいずれかによることができる。

一 旧法第三十一条から第三十三条の二まで、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条から第三十八条の三まで、第三十八条の六、第三十八条の九、第三十八条の十二若しくは第三十八条の十三の規定がなお効力を有するものとしてこれらの規定の適用を受けること

もに、新法第三十一条第一項に規定する土地等若しくは建物等の譲渡に係る譲渡所得につき所得税法第二十二条、第八十九条及び第九十一条並びに第六十五条の規定の適用を受け、又は同法の譲渡所得の課税に関する規定の適用を受けること。

二 新法第三十一条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十七条の四又は第三十八条の規定の適用を受けること。この場合において、新法第三十一条第一項中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十四年一月一日」と、「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十四年分、昭和四十





開発区域 施行地区

6 都市計画法の施行後においては、旧法第三十八條の十三第四項中「住宅地造成事業に関する法律」とあるのを「都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一〇一號）第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧住宅地造成事業に関する法律」と読み替えた場合に同項の特定住宅地造成事業に該当する事業は、新法第六十五條の四第一項第五号に規定する事業に該当するものとみなす。

7 法人が昭和四十五年三月三十一日以前に旧法第六十五條の四第一項各号に掲げる資産の同項に規定する譲渡（旧法第六十五條の六に規定する交換による譲渡を含む。）をする場合における当該資産の当該譲渡に係る法人税については、旧法第六十五條の四から第六十五條の六までの規定は、なおその効力を有する。

第十五条 新法第七十條の六の規定は、昭和四十四年一月一日以後に同条に規定する権利を取得した場合における相続税又は贈与税について適用する。

第十六条 新法第七十二條から第七十四條まで、第七十八條の二及び第七十九條から第八十條の二までの規定は、施行日の翌日以後の登記に係る登録免許税について適用する。

2 昭和四十四年三月三十一日以前に取得した住宅の用に供する家屋で旧法第七十三條の規定に該当するものの所有権の移転の登記及び当該家屋についての抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第十七条 施行日前に旧法第八十七條又は第八十八條の規定により課した、又は課すべきであった酒税又は物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、旧法第八十七條第一項に規定する外航船等に現存する酒類又は旧法第八十八條第一項の指定飲料若しくは第二種の指定物品で、旧法第八十七條第一項又は第八十八條第一項の規定の適用を受けて当該外航船等に積み込まれたもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、それぞれ新法第八十七條第一項又は第八十八條第一項の規定の適用を受けて新法第八十七條第一項に規定する外航船等に積み込まれた酒類又は新法第八十八條第一項の指定物品とみなして、新法を適用する。

3 新法第九十條の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。  
4 新法第九十條の三の規定は、昭和四十四年四月一日以後施行日の前日までに砂糖類の製造場から移出された同条第一項に規定する第一種甲類の砂糖についても適用する。

5 施行日前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税については、前項の規定の適用を受ける砂糖に係る砂糖消費税を除き、なお従前の例による。

附則（昭和四十四年六月三日法律第三八八號）抄  
第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。  
（地方自治法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 附則第四條第一項に規定する市街地改造事業並びに同条第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物に関しては、この法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

五 租税特別措置法  
2 前項の場合において、この法律の施行後の不動産の取得について附則第十條の規定による改正前の地方税法第七十三條の十四第七項の規定を適用するときは、同項中「その者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合）については、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格」に相当する額を」とあるのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六條（防災建築街区造成法第五十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対償の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

附則（昭和四十五年三月二七日法律第五五號）  
この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則（昭和四十五年三月二八日法律第八八號）抄  
第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

附則（昭和四十五年四月一日法律第一三三號）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十五年四月二三日法律第一八八號）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十五年四月二四日法律第三一〇號）抄  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は地方交付税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第五十一號）の施行の日から、附則第七項及び第八項の規定は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八號）の施行の日から施行する。

8 改正後の租税特別措置法第十二條の二及び第四十五條の規定は、個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四號）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の昭和四十五年五月一日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設した改正後の租税特別措置法第十二條の二第一項又は第四十五條第一項に規定する工業用機械等について適用する。

附則（昭和四十五年四月三〇日法律第三八〇號）  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、第二十八條の二及び第五十一條の二の改正規定、第五十六條の二の改正規定（特定下請組合に係る部分に限る。）並びに第五十六條の三の改正規定は、下請中小企業振興法の施行の日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）  
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十五年分以後の所得税

について適用し、昭和四十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
（利子所得に関する経過措置）  
第三条 昭和四十五年五月一日（以下「施行日」という。）前に支払を受けるべきであった利子所得については、なお従前の例による。

2 施行日から昭和四十五年十二月三十一日まで間に支払を受けるべき利子所得（改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは公社債投資信託の収益の計算期間が一年以上であるものに係る利子所得で同日後に支払期が到来するものの金額のうち同年四月三十日までの期間に対応する部分の金額を含む。）については、同条第一項から第四項までの規定中「昭和四十五年四月三十日まで」とあるのは、「昭和四十五年十二月三十一日まで」として、同条の規定の例によるものとする。

3 内国法人が昭和四十五年四月三十日までに発行した旧法第七條の二に規定する外債債につき非居住者又は外国人に対して支払う利子については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）  
第四条 施行日前に支払を受けるべきであった配当所得については、なお従前の例による。

2 施行日から昭和四十五年十二月三十一日まで間に支払を受けるべき配当所得（証券投資信託の収益の分配でその収益の計算期間が一年以上であるものに係る配当所得（証券投資信託の終了又は証券投資信託契約の一部の解約により支払を受けるものを除く。）で同日後に支払期が到来するものの金額のうち同年四月三十日までの期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）については、旧法第八條の二第二項から第四項まで及び第八條の三第一項中「昭和四十五年四月三十日まで」とあるのは、「昭和四十五年十二月三十一日まで」として、これらの条の規定の例によるものとする。

3 個人の昭和四十五年分の総所得金額のうち配当所得がある場合における所得税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十六號）附則第四條の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の所得税法（昭和四十年法律第三十三號）第九十二條第一項の規

定の適用については、旧法第八条の五の規定の例によるものとする。

第五條 個人の税額控除に関する経過措置

第五條 個人が昭和四十五年一月一日から同年三月三十一日までの間に旧法第十条第一項に規定する特定の設備の廃棄をした場合については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第一項の政令で定める事業（昭和四十五年三月三十一日までに定められたものに限る。）を営む個人が、同年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に、同項に規定する特定設備の廃棄をした場合には、同項中「昭和四十五年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年三月三十一日」として、同条の規定の例によるものとする。

第六條 個人の減価償却に関する経過措置

第六條 新法第十一条又は第十二条の二の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設して事業の用に供した新法第十一条第一項又は第十二条の二第一項に規定する合理化機械等又は工業用機械等について適用し、個人が同日以前に取得し、又は製作し、若しくは建築した旧法第十一条第一項又は第十二条の二第一項に規定する合理化機械等又は工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 旧法第十三条第一項第二号に掲げる場合に該当する個人の昭和四十五年分以後の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する漁船に係る償却費の額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該個人に対する新法第十三条の三の規定の適用については、同条に規定する第十三条第一項又は第二項には、なおその効力を有するものとされる旧法第十三条第一項又は第二項の規定を含むものとする。

第七條 個人の準備金等に関する経過措置

第七條 旧法第二十条の二の規定による日本万国博覧会出展準備金を有する個人の昭和四十六年分以前の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

2 旧法第二十八条の二に規定する個人が同条に規定する納付金（附則第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる旧法第五十六条の三第一項に規定する納付金を含む。）を納付した場合については、なお従前の例による。

（国等）に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置

第八條 新法第四十条の規定は、個人が施行日以後にする財産の贈与又は遺贈に係る所得税につ

いて適用し、同日前にした財産の贈与又は遺贈に係る所得税については、なお従前の例による。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第九條 施行日前に発行された割引債（旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債をいう。次項において同じ。）について支払を受けるべき償還差益（同条第一項に規定する償還差益をいう。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

2 施行日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に発行された割引債（電信電話債券にあつては、施行日から昭和四十六年三月三十一日までの間に発行されたもの）について支払を受けるべき償還差益については、旧法第四十一条の十二第一項中「昭和四十五年四月三十日までの間に発行された割引債（電信電話債券にあつては、昭和四十二年十月一日から昭和四十五年四月三十日）とあるのは「昭和四十五年十二月三十一日」までの間に発行された割引債（電信電話債券にあつては、昭和四十二年十月一日から昭和四十六年三月三十一日）と、同条第二項、第三項、第五項及び第六項中「昭和四十五年四月三十日」とあるのは「昭和四十五年十二月三十一日」として、同条の規定の例によるものとする。

（個人の利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過措置）

第十條 新法第四十一条の十三の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の税額控除に関する経過措置）

第十二條 旧法第四十二条の四第一項の規定を定める事業（昭和四十五年三月三十一日までに定められたものに限る。）を営む法人が、同年四

月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に、同項に規定する特定の設備の廃棄をした場合とは、同項中「昭和四十五年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年三月三十一日」として、同条の規定の例によるものとする。

2 法人が昭和四十一年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に旧法第四十二条の五第一項に規定する特定合併を行なつた場合については、なお従前の例による。

3 第一項に規定する事業を営む法人が昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に行なつた旧法第四十二条の五第一項に規定する政令で定める特定合併については、同項中「昭和四十五年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十六年三月三十一日」として、同条の規定の例によるものとする。

4 前項の規定により旧法第四十二条の五の規定の例によるものとされる合併については、新法第四十六条の三の規定は、適用しない。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十三條 新法第四十三条（第一項の表の第九号を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作若しくは建設（以下この条において「取得等」という。）をして事業の用に供した新法第四十三条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得等をした旧法第四十三条第一項（同項の表の第八号を除く。）に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得等に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三条第一項の表の第八号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得等に係る同号の設備については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をして事業の用に供した同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作し、若しくは建築した旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

4 旧法第四十六条第一項第二号に掲げる場合に該当する法人の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度の漁船の償却限度額の計算につ

いては、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 前項の規定の適用を受ける法人が昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度について新法第四十六条の二又は第四十六条の三の規定の適用を受ける場合には、新法第四十六条の二第一項中「若しくは前条」とあるのは「若しくは前条（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八号）以下「改正法」という。）附則第十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十六条（以下「旧法第四十六条」という。）を含む。」において同じ。」と、新法第四十六条の三第一項中「前三条」とあるのは「前三条（旧法第四十六条を含む。第五項において同じ。）」と、同条第五項中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項若しくは旧法第四十六条第一項」とする。

6 旧法第五十一条の二第一項に規定する事業協同組合等が、昭和四十三年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、同項に規定する共同教育施設の取得等をしてその教育の用に供した場合における当該事業協同組合等の同年四月一日以後に開始する事業年度の当該共同教育施設の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

7 前項の規定の適用を受ける法人が昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度について新法第四十六条の二、第四十六条の三又は第五十一条の二の規定の適用を受ける場合には、新法第四十六条の二第一項及び第四十六条の三第四項中「第五十一条の二まで」とあるのは「第五十一条の二まで若しくは改正法附則第十三条第六項」と、新法第五十一条の二第二項中「若しくは第四十七条から前条まで」とあるのは「第四十七条から前条まで若しくは改正法附則第十三条第六項」とする。

（法人の準備金等に関する経過措置）

第十四條 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する特定株式等取得する場合について適用し、法人が同日前に旧法第五十六条第一項に規定する特定株式等取得した場合については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第五十六条第一項に規定する特定株式等を発行している同項に規定する特定法人が



施行日以後に新法第五十五条第一項又は第五十六條第一項に規定する特定株式等又は石油開発株式等を発行した場合において、法人がこれらの特定期株式等に係る海外投資損失準備金及び当該石油開発株式等に係る石油開発投資損失準備金を有するときに、これらの準備金の金額の処理に必要事項は、政令で定める。

3 旧法第五十六條の三第一項に規定する特定織布業商工組合が昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に同項の承認を受けた事業計画に従い、その組合員である法人が納付した納付金又は当該特定織布業商工組合が積み立てた特定織布業構造改善準備金及び当該事業計画に係る同条第二項に規定する特定資金については、なお従前の例による。

4 前項の特定織布業商工組合が昭和四十五年四月一日から同年九月三十日までの間に旧法第五十六條の三第一項の承認を受けた場合には、同項中「昭和四十五年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十五年九月三十日」として、同条の規定の例によるものとする。

5 新法第五十六條の五の規定は、施行日以後に新法第四十三條第一項の表の第九号に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額（新法第五十六條の五第一項に規定する発電設備の取得のために支出する金額をいう。）について適用し、同日前に旧法第四十三條第一項の表の第八号に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

6 旧法第五十六條の六の規定による日本万国博覧会出展準備金を有する法人の昭和四十六年三月十三日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

7 新法第五十六條の六の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する特定供給設備の取得のために支出する金額について適用する。

第十五条 旧法第六十二條に規定する事業協同組合又は事業協同小組合が、昭和四十二年六月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間に、その組織を変更して協業組合となつた場合における当該協業組合の同年四月一日以後に開始する事業年度の所得の金額及び法人税の額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第四十六條

第一項第一号」とあるのは「第四十六條第一項」と、「第四十二條」とあるのは「第四十二條の二」とする。

第十六條 新法第六十五條の四第一項第四号の規定は、法人が施行日以後に行なう同号の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行なつた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

第十七條 旧法第六十六條の二第一項第四号又は第六十六條の四第一項第五号に規定する法人がこれらの規定に規定する認定を受けた場合については、これらの条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第六十六條の四第一項第五号中「同条第二項」とあるのは「同条第三項」と、同条第二項中「第六條第二項」とあるのは「第六條第三項」とする。

第十八條 新法第六十八條の二の規定は、施行日以後に発行された同条に規定する利付外貨債の発行差金について適用し、同日前に発行された旧法第六十八條の二に規定する利付外貨債の発行差金については、なお従前の例による。

第十九條 新法第七十三條、第七十四條第二項及び第七十八條の三第一項の規定は、施行日以後に受けるこれらの規定に規定する登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 次に掲げる承認又は認定に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該承認又は認定があつた日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

一 海運業の再建整備に関する臨時措置法（昭和三十一年法律第百十八号）第五條第一項又は第六條第一項の規定による承認

二 中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第六條第一項の規定による認定

第二十條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四十六年三月三十一日法律第二〇号）抄  
1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則（昭和四十六年三月三十一日法律第二〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定  
二 第十二條の二第一項第一号及び第三十四條の三第一項の改正規定、第三十七條第一項の表の第六号の次に一を加える改正規定、第四十五條第一項第一号の改正規定並びに第六十五條の六第一項の表の第六号の次に一を加える改正規定  
三 第十六條の次に一を加える改正規定及び第五十一條の二の次に一を加える改正規定  
四 第二十八條の二の次に一を加える改正規定及び第六十七條の三の次に一を加える改正規定  
五 第八十一條の改正規定中卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十三條第一項の規定に係る部分  
（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 新法第四条の規定は、昭和四十七年一月一日以後に購入する同条第一項に規定する国債について適用する。

2 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の施行地に住所を有する個人が、昭和四十七年一月一日前に購入した改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条第一項に規定する国債で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該国債については、その者が同日において新法第四条の要件に従つて購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 新法第四条の二の規定は、昭和四十七年一月一日以後に預入、信託又は購入をする同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

3 新法第四条の二の規定は、昭和四十七年一月一日以後に預入、信託又は購入をする同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

（個人の減価償却等に関する経過措置）  
第四条 新法第十一條及び第十一條の二の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその事業の用に供する新法第十一條第一項に規定する合理化機械等について適用し、個人が同日以前にその事業の用に供した旧法第十一條第一項に規定する合理化機械等については、なお従前の例による。

2 新法第十六條の二の規定は、個人が附則第一条第三号に掲げる日以後に新法第十六條の二第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。

3 新法第十八條の二の規定は、個人が施行日以後に納付する同条第一項に規定する事業者負担金について適用する。

（青色申告者の昭和四十六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例）  
第五条 昭和四十五年分の所得税につき青色申告書を提出した個人で事業所得を生ずべき事業を営んでいた者の昭和四十六年分の所得税については、所得税法第百四條第一項に規定する予定納税基準額は、所得税法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第十八号）附則第五条第一項から第四項までの規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額から、その者の昭和四十五年分の同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等の次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる金額を控除した金額によるものとする。

四十万円未満の金額	五千円
四十万円以上九十五万円未満の金額	一万円
九十五万円以上百三十万円未満の金額	一万五千円
百三十万円以上百六十万円未満の金額	二万円
百六十万円以上三百五十万円未満の金額	三万円
三百五十万円以上五百五十万円未満の金額	四万円
五百五十万円以上一千万円未満の金額	五万円
一千万円以上八千万円未満の金額	六万円

（個人の海外市場開拓準備金に関する経過措置）  
第六条 個人の昭和四十六年分の所得税については、新法第二十条第一項中「昭和四十六年四月一日」とあるのは、「昭和四十六年一月一日」として、同条の規定を適用する。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）  
第七条 新法第二十一条の規定は、施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（山林所得に係る植林費特別控除の経過措置）  
第八条 個人が昭和四十六年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に山林の伐採又は譲渡をした場合には、旧法第三十条の第二項中「昭和四十六年十二月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年十二月三十一日」と、場合を除く」とあるのは「場合及び当該伐採又は譲渡につき租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第二十二号）による改正後の租税特別措置法第三十条の第二項の規定の適用を受ける場合を除く」として、同条の規定の例によるものとする。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）  
第九条 新法第三十七条第一項の表の第二号又は第四号の規定は、それぞれ個人が大气污染防治法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第百三十四号）又は水質汚濁防止法の施行の日以後に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る所得税について適用し、個人がこれらの法律の施行の日以前に行なつた当該資産の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

（住宅貯蓄控除に関する経過措置）  
第十条 新法第四十一条の規定は、施行日以後に締結する同項に規定する住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締結した旧法第四十一条の二第一項に規定する住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

（新法第四十一条の四の規定は、昭和四十六年一月一日以後に支払うべき所得税法第九十条に規定する給与等につき施行日以後に同条の規定を適用する場合について適用する。）  
第十三条 新法第四十一条の五及び第四十一条の六の規定は、施行日以後にこれらの規定に該当するこ

となつた場合について適用し、同日前に旧法第四十一条の四又は第四十一条の五の規定に該当する場合については、なお従前の例による。（法人税の特例に関する経過措置の原則）  
第十一条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却等に関する経過措置）  
第十二条 新法第四十三條及び第四十三條の二の規定は、法人が施行日以後にその事業の用に供する新法第四十三條第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前にその事業の用に供した旧法第四十三條第一項に規定する合理化機械等については、なお従前の例による。

（旧法第五十条第一項に規定する法人が施行日前に同項に規定する工事のために支出した金額については、なお従前の例による。）  
第十三条 新法第五十一条の三の規定は、法人が附則第一条第三号に掲げる日以後に新法第五十一条の三第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。

（新法第五十二条の二の規定は、法人が施行日以後に納付する同条第一項に規定する事業者負担金について適用する。）  
第十三条 法人の施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧法第五十四条第一項中「昭和四十六年三月三十一日まで」とあるのは、「昭和四十六年三月三十一日を含む事業年度終了の日まで」として、同条の規定の例によるものとする。

（新法第五十五条又は第五十六条の規定は、法人が施行日以後に新法第五十五条第一項に規定する特定株式等又は新法第五十六条第一項に規定する特定法人又は旧法第五十六条第一項に規定する石油開発法人が施行日以後に新法第五十五条第一項に規定する特定株式等又は新法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等を発行した場合において、旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等に係る海外投資損失準備金又は旧法第五十六条第一項に規定する石油開発株式等に係る石油開発投資損失準備金を有する法人が新法第五十五条第一項又は第五十六条第一項の規定により海外投資損失準備金又は資源開発投資損失準備金を有するときにこれらの準備金の金額の処理に関し必要な事項は、政令で定める。）  
第十四条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）  
第十五条 新法第六十四条第一項第三号の三及び第二項第二号、第六十五条の二第三項第一号並びに第六十五条の四第一項第二号及び第三号の規定は、法人が施行日以後に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行なつた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（新法第六十五条の六第一項の表の第二号又は第四号の規定は、それぞれ個人が大气污染防治法の一部を改正する法律又は水質汚濁防止法の施行の日以後に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人がこれらの法律の施行の日以前に行なつた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。）  
第十六条 新法第六十六条の二第一項第一号並びに第六十六条の四第一項第一号及び第二項の規定は、

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置）  
第十七条 新法第六十六条の二第一項第一号並びに第六十六条の四第一項第一号又は第六十六条の四第一項第二号に規定する承認に係る合併又は出資をした場合における法人税については適用し、同日前にされた旧法第六十六条の二第一項第一号又は第六十六条の四第一項第一号に規定する承認に係る合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。

（塩業整理交付金に係る課税の特例に関する経過措置）  
第十八条 新法第六十七条の四の規定は、法人が昭和四十六年一月一日以後に交付（同条第一項の支払を含む。）を受ける同項に規定する交付金等について適用する。

（相続税に関する経過措置）  
第十九条 新法第七十条の二の規定は、昭和四十六年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税に関する経過措置）  
第二十条 新法第七十二条第二項の規定は、施行日以後に新築される同項に規定する住宅の用に供する家屋についての所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新築された当該家屋についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（新法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に新築される同条第一項に規定する船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新造された当該船舶についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。）  
第二十一条 旧機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第五十四号）第十二条の二第一項の規定による承認に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

（新法第七十九条の規定は、施行日以後に新造される同条第一項に規定する船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新造された当該船舶についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。）  
第二十一条 旧機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第五十四号）第十二条の二第一項の規定による承認に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置）  
第二十一条 新法第六十六条の二第一項第一号並びに第六十六条の四第一項第一号又は第六十六条の四第一項第二号に規定する承認に係る合併又は出資をした場合における法人税については適用し、同日前にされた旧法第六十六条の二第一項第一号又は第六十六条の四第一項第一号に規定する承認に係る合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。

(間接税に関する経過措置)  
第二十條 施行日前に課した、又は課すべきであつた物品税及び砂糖消費税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

第二十一條 前各条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の改正に伴う経過措置)

第二十三條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第四條第四項の規定は、昭和四十六年分以後の所得税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十一條第八項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十六年四月一日法律第三〇号) 抄  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和四十六年四月三日法律第三五号) 抄

(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 前条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六條の第二項第八号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する認定を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税について適用し、同日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六條の第二項第八号に規定する認可を受けた法人が合併をした場合における清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四十六年五月一〇日法律第五九号) 抄  
(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則 (昭和四十六年二月二六日法律第一二五号)  
1 この法律は、国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の施行の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十六條の二の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。  
3 新法第二十八條の四第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する還付所得年分が昭和四十三年分又は昭和四十四年分若しくは昭和四十五年分である場合における同条第一項の規定により読み替えられた所得税法第四十條又は第四十一條の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十四号)附則第六條又は所得税法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十六号)附則第六條第一項若しくは第二項の規定に準じて計算した所得税の額による。

4 新法第五十一條の三の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)が施行日以後に新法第五十一條の三第一項の認定を受けた計画に係る同項に規定する事業転換施設について適用する。  
5 新法第六十八條の三に規定する内国法人の昭和四十六年八月十六日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二十二條第二十号に規定する欠損金額に係る新法第六十八條の三の規定により読み替えられた法人税法第八十一條第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ、前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十一條第一項の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

7 前項の規定に該当する内国法人で第五項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第五項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。  
附則 (昭和四十六年二月三十一日法律第一三〇号) 抄  
(施行期日)  
1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。  
附則 (昭和四十六年二月三十一日法律第一三一号) 抄  
(施行期日)  
第一條 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(附則第十九條第五項及び第十二項において「協定」という。)の効力発生の日から施行する。ただし、第五章第二節、第五十八條から第六十二條まで、次条、附則第八條、附則第十條及び附則第十九條の規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十七年四月一五日法律第一四号) 抄  
(施行期日)  
第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十二條の二の改正規定、第三十四條の三の改正規定中沖繩振興開発特別措置法第十一條第一項の規定に係る部分、第四十五條の改正規定及び第五十五條の次に一條を加える改正規定 同法の施行の日  
二 第十六條の二及び第五十一條の三の改正規定 工業再配置促進法の施行の日  
三 第三十四條の二第二項に一號を加える改正規定及び第六十五條の四第一項に一號を加える改正規定 公有地の拡大の推進に関する法律の施行の日  
四 第三十四條の三の改正規定中土地改良法第五十四條の二第四項(同法第八十九條の二第十項、第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。)の規定に係る部分 土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)の施行の日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)  
第二條 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十七年分以後の所得税について適用し、昭和四十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(少額国債の利子等の非課税に関する経過措置)  
第三條 新法第四條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に購入する同条第一項に規定する国債について適用し、同日前に購入した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第四條第一項に規定する国債については、なお従前の例による。  
(民間外貨債の利子の非課税等に関する経過措置)

第四條 内国法人が昭和四十七年三月三十一日以前に発行した旧法第七條の二に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。  
2 居住者又は内国法人が旧法第七條の三に規定する外国通貨による借入金につき昭和四十七年三月三十一日以前に支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。  
3 非居住者が昭和四十七年三月三十一日以前に発行された旧法第四十一條の十三に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。  
(個人の減価償却に関する経過措置)

第五條 新法第十一條の規定は、個人が昭和四十七年四月一日以後にその事業の用に供する同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、個人が同日前にその事業の用に供した旧法第十一條第一項に規定する合理化機械等については、なお従前の例による。  
2 新法第十二條の二の規定(沖繩振興開発特別措置法第十一條第一項又は第二十三條第一項の規定に係る部分に限る。)は、個人が同法の施行の日以後にその事業の用に供する新法第十二條の二第一項に規定する工業用機械等について適用する。  
3 個人の昭和三十九年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年の前年中の事業所得に係る総収入金額のうち旧法第十三條の三第一項に規定する海外取引等による収入金額がある場合には、同項中「昭和四十七年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

(青色事業主特別経費準備金に関する経過措置)  
第六條 施行日において昭和四十六年から繰り越された旧法第十八條の三第一項に規定する青色事業主特別経費準備金の金額を有する個人は、

同日において当該青色事業主特別経費準備金の金額を取りすぎなければならぬ。  
2 前項の規定により取りすぎた金額及び昭和四十七年一月一日から施行日の前日までの間に取りすぎた同項の青色事業主特別経費準備金の金額は、昭和四十七年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)  
第七条 新法第二十一条の規定は、個人の同条第二項各号に掲げる取引による昭和四十七年四月一日以後の収入金額について適用し、個人の旧法第十三条の第三項各号に掲げる取引による同日前の収入金額については、なお従前の例による。

(土地改良事業施行地の後作所得の免税に関する経過措置)  
第八条 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第二十五条第一項に規定する土地改良事業により改良された土地として利用することができることとなつた土地における同条に規定する菜種等の播種又は植付けにより生ずる所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。(個人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)  
第九条 新法第二十八条の三の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受ける場合について適用し、個人が同日前に旧法第二十八条の三第一項に規定する交付金等の交付を受けた場合については、同条第三項中「期間内」とあるのは、「期間(政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、同年一月一日から政令で定める日まで)」として、同条の規定は、なお従前の例による。

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)  
第十条 新法第四十一条の二第二項の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅貯蓄契約について適用する。  
第十一条 (法人税の特例に関する経過措置の原則) 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)  
第十二条 新法第四十三条の規定は、法人が昭和四十七年四月一日以後にその事業の用に供する同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前にその事業の用に供した旧法第四十三条第一項に規定する合理化機械等については、なお従前の例による。  
2 新法第四十五条の規定(沖縄振興開発特別措置法第十一条第一項又は第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。)は、法人が同法の施行の日以後にその事業の用に供する新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用する。  
3 法人の昭和三十九年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度の旧法第四十六条の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうち同項に規定する海外取引等による収入金額がある場合には、同項中「昭和四十七年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十七年三月三十一日」として、同条の規定は、なお従前の例による。  
4 新法第四十八条の二の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に原油の備蓄の用に供する同項に規定する原油備蓄施設について適用し、旧法第四十八条の二第一項に規定する法人が施行日以前に原油の備蓄の用に供した同項に規定する原油備蓄施設については、なお従前の例による。(法人の資源開発投資損失準備金に関する経過措置)  
第十三条 新法第五十六条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する資源開発株式等を取得する場合について適用し、法人が同日前に旧法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等を取得した場合については、なお従前の例による。(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)  
第十四条 新法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による昭和四十七年四月一日以後の収入金額について適用し、法人の旧法第四十六条の二第三項各号に掲げる取引による同日前の収入金額については、なお従前の例による。(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)  
第十五条 新法第六十五条の三又は第六十五条の四の規定は、法人が昭和四十七年四月一日以後

に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前行なつた旧法第六十五条の三又は第六十五条の四の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置)  
第十六条 旧法第六十六条の二第一項第六号に規定する法人が同号に規定する催告を受けた場合については、なお従前の例による。(硫酸製造者の売掛金の損金算入による欠損金の処置等の特例に関する経過措置)  
第十七条 旧法第六十六条の九第一項に規定する硫酸製造者が施行日以前に同項に規定する会社に対して硫酸を販売したことにより生じた売掛金を有する場合及び当該会社が同日前に当該硫酸製造者から硫酸を購入したことにより生じた買掛金を有する場合については、なお従前の例による。(法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)  
第十八条 新法第六十七条の四の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する転廃業助成金等の交付を受ける場合について適用し、法人が同日前に旧法第六十七条の四第一項に規定する交付金等の交付を受けた場合については、同条第三項中「次項」とあるのは、「工場等の建設に要する期間が通常二年をこえることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間。次項」として、同条の規定は、なお従前の例による。(利付外貨債の発行差金の特例に関する経過措置)  
第十九条 旧法第六十八条の二に規定する外国法人が昭和四十七年三月三十一日以前に発行された同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。(通貨調整措置前に取得した長期外貨債債権等を期末為替相場場で換算しなかつた場合の課税の特例に関する経過措置)  
第二十条 昭和四十七年四月三十日以前に新法第六十八条の二第一項に規定する適用年度に係る新法第二条第二項第一号に規定する確定申告書等を提出した法人(施行日以後同年四月三十日までの間に当該確定申告書等を提出した法人にあつては、新法第六十八条の二の規定の適用

を受けることができる者で、その適用を受けなかつたものに限る。)は、当該確定申告書等に記載された事項(これらの事項につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法第六十八条の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、政令で定めるところにより、その異動を生ずることとなつた事項につき、昭和四十七年五月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。この場合においては、新法第六十八条の二第八項の規定は、適用しない。  
第二十一条 新法第七十条の四の規定は、昭和四十七年四月一日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税について適用し、同日前に旧法第七十条の四の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税については、なお従前の例による。(登録免許税に関する経過措置)  
第二十二条 新法第七十四条第一項又は第二項の規定(債務の保証に係る部分に限る。)は、それぞれ昭和四十七年四月一日以後に新築され、又は取得されるこれらの規定に規定する住宅用の家屋についての抵当権の設定の登記が施行日の翌日以後に受けるものに係る登録免許税について適用する。  
2 新法第七十七条、第七十七条の五又は第七十八条の三第一項の規定は、施行日の翌日以後の登記に係る登録免許税について適用する。  
3 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第七十七条の二に規定する開拓者が同条に規定するあつせんにより取得した耕作又は養畜の用に供する土地の所有権の移転の登記で当該土地の取得後一年以内(一年以内)に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。  
4 昭和四十七年三月三十一日以前に合併をした法人の当該合併に係る旧法第八十一条の三第一項に規定する登記又は同条第二項に規定する登記で当該合併後一年以内(一年以内)に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。(揮発油税及び地方道路税に関する経過措置)  
第二十三条 新法第九十条の規定は、昭和四十七年四月一日以後施行日の前日までに揮発油の製

を受けることができる者で、その適用を受けなかつたものに限る。)は、当該確定申告書等に記載された事項(これらの事項につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法第六十八条の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、政令で定めるところにより、その異動を生ずることとなつた事項につき、昭和四十七年五月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。この場合においては、新法第六十八条の二第八項の規定は、適用しない。  
第二十一条 新法第七十条の四の規定は、昭和四十七年四月一日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税について適用し、同日前に旧法第七十条の四の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税については、なお従前の例による。(登録免許税に関する経過措置)  
第二十二条 新法第七十四条第一項又は第二項の規定(債務の保証に係る部分に限る。)は、それぞれ昭和四十七年四月一日以後に新築され、又は取得されるこれらの規定に規定する住宅用の家屋についての抵当権の設定の登記が施行日の翌日以後に受けるものに係る登録免許税について適用する。  
2 新法第七十七条、第七十七条の五又は第七十八条の三第一項の規定は、施行日の翌日以後の登記に係る登録免許税について適用する。  
3 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第七十七条の二に規定する開拓者が同条に規定するあつせんにより取得した耕作又は養畜の用に供する土地の所有権の移転の登記で当該土地の取得後一年以内(一年以内)に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。  
4 昭和四十七年三月三十一日以前に合併をした法人の当該合併に係る旧法第八十一条の三第一項に規定する登記又は同条第二項に規定する登記で当該合併後一年以内(一年以内)に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。(揮発油税及び地方道路税に関する経過措置)  
第二十三条 新法第九十条の規定は、昭和四十七年四月一日以後施行日の前日までに揮発油の製

を受けることができる者で、その適用を受けなかつたものに限る。)は、当該確定申告書等に記載された事項(これらの事項につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法第六十八条の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、政令で定めるところにより、その異動を生ずることとなつた事項につき、昭和四十七年五月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。この場合においては、新法第六十八条の二第八項の規定は、適用しない。  
第二十一条 新法第七十条の四の規定は、昭和四十七年四月一日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税について適用し、同日前に旧法第七十条の四の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税については、なお従前の例による。(登録免許税に関する経過措置)  
第二十二条 新法第七十四条第一項又は第二項の規定(債務の保証に係る部分に限る。)は、それぞれ昭和四十七年四月一日以後に新築され、又は取得されるこれらの規定に規定する住宅用の家屋についての抵当権の設定の登記が施行日の翌日以後に受けるものに係る登録免許税について適用する。  
2 新法第七十七条、第七十七条の五又は第七十八条の三第一項の規定は、施行日の翌日以後の登記に係る登録免許税について適用する。  
3 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第七十七条の二に規定する開拓者が同条に規定するあつせんにより取得した耕作又は養畜の用に供する土地の所有権の移転の登記で当該土地の取得後一年以内(一年以内)に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。  
4 昭和四十七年三月三十一日以前に合併をした法人の当該合併に係る旧法第八十一条の三第一項に規定する登記又は同条第二項に規定する登記で当該合併後一年以内(一年以内)に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。(揮発油税及び地方道路税に関する経過措置)  
第二十三条 新法第九十条の規定は、昭和四十七年四月一日以後施行日の前日までに揮発油の製

を受けることができる者で、その適用を受けなかつたものに限る。)は、当該確定申告書等に記載された事項(これらの事項につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法第六十八条の二の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、政令で定めるところにより、その異動を生ずることとなつた事項につき、昭和四十七年五月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。この場合においては、新法第六十八条の二第八項の規定は、適用しない。  
第二十一条 新法第七十条の四の規定は、昭和四十七年四月一日以後に同条の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税について適用し、同日前に旧法第七十条の四の規定に該当する事実が生じた場合における贈与税については、なお従前の例による。(登録免許税に関する経過措置)  
第二十二条 新法第七十四条第一項又は第二項の規定(債務の保証に係る部分に限る。)は、それぞれ昭和四十七年四月一日以後に新築され、又は取得されるこれらの規定に規定する住宅用の家屋についての抵当権の設定の登記が施行日の翌日以後に受けるものに係る登録免許税について適用する。  
2 新法第七十七条、第七十七条の五又は第七十八条の三第一項の規定は、施行日の翌日以後の登記に係る登録免許税について適用する。  
3 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第七十七条の二に規定する開拓者が同条に規定するあつせんにより取得した耕作又は養畜の用に供する土地の所有権の移転の登記で当該土地の取得後一年以内(一年以内)に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。  
4 昭和四十七年三月三十一日以前に合併をした法人の当該合併に係る旧法第八十一条の三第一項に規定する登記又は同条第二項に規定する登記で当該合併後一年以内(一年以内)に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。(揮発油税及び地方道路税に関する経過措置)  
第二十三条 新法第九十条の規定は、昭和四十七年四月一日以後施行日の前日までに揮発油の製

造場から移出された同条第一項第二号に掲げる用途に供される揮発油についても適用する。

2 昭和四十七年三月三十一日以前に旧法第九十条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出され、又は旧法第九十条の第二項の承認を受けて保税地域から引き取られた航空機の燃料用の揮発油に係る揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 個人の昭和四十三年から昭和四十六年までの各年中の事業所得に係る総収入金額のうち前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(以下この条において「改正前の昭和四十四年改正法」という。)附則第四条第三項に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、同条第四項中「昭和四十九年」とあるのは「昭和四十七年」と、「第十三条の三第六項」とあるのは「第十三条の三第一項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和四十七年三月三十一日」と、同条第六項」として、同条第三項及び第四項の規定の例による。

2 個人の改正前の昭和四十四年改正法附則第六条第二項に規定する輸入貨物の運送による昭和四十七年三月三十一日以前の収入金額については、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十四年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度に係る改正前の昭和四十四年改正法附則第十一条第六項に規定する基準年度の総収入金額のうち同項に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、同条第八項中「第四十六條の二第五項」とあるのは、「第四十六條の二第一項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和四十七年三月三十一日」と、同条第五項」として、同条第六項から第八項までの規定の例による。

4 法人の改正前の昭和四十四年改正法附則第十三条第二項に規定する輸入貨物の運送による昭和四十七年三月三十一日以前の収入金額については、なお従前の例による。

附則(昭和四十七年五月一三日法律第三一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十七年五月二四日法律第三七号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和四十七年六月一九日法律第七八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十七年六月三〇日法律第一〇九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十七年十一月一五日法律第一二五号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和四十七年十一月一五日法律第一二五号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法第五十四条の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 当該事業年度終了の時にあって資本の金額又は出資金額が十億円をこえる法人の施行日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度分の法人税については、第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第五十四条第一項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは、「対外経済関係を調整するための租税特別措置法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第百二十五号)の施行日の前日」として、同条の規定の例によるものとする。

3 前項に規定する法人が施行日以後に開始する事業年度終了の日において有する旧法第五十四条第一項の海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例によるものとする。

附則(昭和四十八年四月二一日法律第一六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十一条第一項の表に一号を加える改正規定及び第四十三条第一項の表に一号を加える改正規定 中小小売商業振興法の施行の日

二 第三十四条第二項第一号及び第六十五条の三第三項第一号の改正規定中地域振興整備公団に係る部分 工業再配置・産地地域振興公団法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十九号)の施行の日

三 第三十四条の二第二項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分及び第六十五条の四第一項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分 公共飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第八号)の施行の日

四 第六十六条の十第一項の改正規定 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十八号)附則第一項第二号に掲げる日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十八年分以後の所得税については適用し、昭和四十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 新法第十一条第一項の表の第二号、第五号及び第六号の規定は、個人が昭和四十八年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用する。

2 新法第十一条第一項の表の第八号の規定は、個人が昭和四十八年四月一日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同号に規定する船舶について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十一条第一項の表の第六号に規定する船舶をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 個人が昭和四十八年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をする旧法第十一条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供する

場合については、同号中「第三号から第五号まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)以下「昭和五十年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「昭和五十年新法」という。)第十一条第一項の表の第一号から第九号まで」と、「四分の一」とあるのは「四分の一(昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の十六とし、同年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の八とする。）」として、同条の規定の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)による改正後の租税特別措置法(以下「昭和五十年新法」という。)第十二条から第十三条の二まで、第十六条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、昭和五十年新法第十二条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第三条第三項を含む。）」と、昭和五十年新法第十二条の二第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。）」と、昭和五十年新法第十二条の三第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十六条の二第二項、第二十八條の三第一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十一条」とあるのは「第十一条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。）」とする。

附則(昭和四十八年四月二一日法律第一六号)抄

5 新法第十二条の規定は、個人が昭和四十八年四月一日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同条第一項に規定する新技術企業化用機械設備等について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十二条第一項に規定する機械設備等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

6 個人が旧法第十三条第一項の政令で定める場合に該当する場合における当該個人の昭和四十九年分以前の年分の同項に規定する資産の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算については、同項中「第十一条から

第三号から第五号まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)以下「昭和五十年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「昭和五十年新法」という。)第十二条から第十三条の二まで、第十六条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、昭和五十年新法第十二条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第三条第三項を含む。）」と、昭和五十年新法第十二条の二第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。）」と、昭和五十年新法第十二条の三第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十六条の二第二項、第二十八條の三第一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十一条」とあるのは「第十一条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。）」とする。

5 新法第十二条の規定は、個人が昭和四十八年四月一日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同条第一項に規定する新技術企業化用機械設備等について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十二条第一項に規定する機械設備等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

6 個人が旧法第十三条第一項の政令で定める場合に該当する場合における当該個人の昭和四十九年分以前の年分の同項に規定する資産の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算については、同項中「第十一条から

第三号から第五号まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)以下「昭和五十年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「昭和五十年新法」という。)第十二条から第十三条の二まで、第十六条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、昭和五十年新法第十二条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第三条第三項を含む。）」と、昭和五十年新法第十二条の二第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。）」と、昭和五十年新法第十二条の三第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第十六条の二第二項、第二十八條の三第一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十一条」とあるのは「第十一条(昭和四十八年改正法附則第三条第三項を含む。）」とする。

附則(昭和四十八年四月二一日法律第一六号)抄

前条まで」とあるのは、「第十一条（昭和四十八年改正法による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。））第十一條及び昭和四十八年改正法附則第三條第三項を含む。」から前条まで「新法第十三條」として、同條の規定の例による。

（個人の価格変動準備金に関する経過措置）

第四條 昭和四十八年分の所得税については、新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額が次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額（第三項において「昭和四十八年分積立限度額」という。）に満たない場合には、同條第一項の規定にかかわらず、その少ない金額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 昭和四十七年十二月三十一日において旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第二十三号。以下「昭和四十二年改正法」という。）附則第六條第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額）

二 昭和四十八年十二月三十一日において旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額（昭和四十八年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和四十七年分とみなした場合に昭和四十三年改正法附則第六條第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額）

三 前項の規定の適用を受けた個人の昭和五十年新法第十九條第一項の規定により計算した金額の合計額がその年の前年十二月三十一日における価格変動準備金の調整積立限度額（同日においてこの項（昭和四十九年分については、前項）の規定により計算した金額をいう。以下次項までにおいて同じ。）を超えることとなる最初の年の前年までの各年（昭和五十年までの各年に限る。）においては、同條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 次に掲げる金額の合計額  
イ その年十二月三十一日において昭和五十年新法第十九條第一項の規定により計算した金額の合計額

ロ その年の前年十二月三十一日における価格変動準備金の調整積立限度額から同日に

において昭和五十年新法第十九條第一項の規定により計算した金額の合計額とイに掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額  
二 その年十二月三十一日において昭和五十年新法第十九條第一項のたな卸資産につき旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額（昭和四十八年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和四十七年分とみなした場合に昭和四十三年改正法附則第六條第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額として政令で定める金額）

三 前二項の規定は、昭和四十八年分から同項の規定の適用を受けようとする年までの各年分の確定申告書に、昭和四十八年分積立限度額又は価格変動準備金の調整積立限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第五條 新法第二十五條の二第一項に規定する居住者は、昭和四十八年分の所得税につき、その者の選択により、昭和四十八年の中途の月（同年七月以降の月に限る。以下この条において「選択開始月」という。）から新法第二十五條の二の規定の適用を受けることができる。この場合において、同條第二項第一号中「その年分の」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第五條第一項に規定する選択開始月から昭和四十八年十二月三十一日までの期間（次項第一号において「指定期間」という。）における」と、同條第三項第一号イ及びロ中「その年分の」とあるのは「指定期間における」とする。

第六條 新法第二十八條の六の規定は、個人が次の各号に掲げる土地の譲渡等（同條第一項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる日以後に行なう場合について適用する。  
一 土地の譲渡等のうち次に掲げるものこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）  
イ 当該個人及びこれと特殊の関係にある者として政令で定める者の間で行なわれる土地の譲渡等  
ロ 当該個人が施行日以後に取得する新法第二十八條の六第一項に規定する土地等に係る土地の譲渡等（イに掲げる土地の譲渡等に該当するものを除く。）  
二 前号に掲げる土地の譲渡等以外の土地の譲渡等 昭和四十九年四月一日

第七條 新法第二十九條の二第三項第二号の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用する。  
（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第八條 新法第三十二條第二項の規定は、昭和四十九年四月一日以後に同項に規定する株式の譲渡をする場合について適用する。  
二 個人が施行日前に旧法第三十九條第一項の規定に該当する交換をした場合における所得税については、なお従前の例による。  
（住宅貯蓄控除に関する経過措置）

第九條 新法第四十一條の二第二項第二号の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締結した旧法第四十一條の二第二項第一号の規定による住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。  
（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第十一條 新法第四十三條第一項の表の第二号、第五号、第六号及び第十四号の規定は、法人が昭和四十八年四月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用する。  
二 新法第四十三條第一項の表の第九号の規定は、昭和四十八年四月一日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三條第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

第十二條 新法第四十三條第一項の表の第十二号の規定は、法人が昭和四十八年四月一日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同号に規定する船舶について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三條第一項の表の第十二号に規定する船舶をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。  
三 法人が昭和四十八年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三條第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供する場合については、同号中「第五号から第七号まで」とあるのは「昭和五十年新法第四十三條第一項の表の第一号から第九号まで」と、「四分の一」とあるのは「四分の一（昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の十六とし、同年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の八とする。）」として、同條の規定の例による。

第十三條 前項の規定の適用がある場合における昭和五十年新法第四十四條から第四十六條まで、第五十條から第五十一條の二まで、第六十四條から第六十五條まで、第六十五條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四並びに昭和四十九年改正法附則第十三條第六項の規定の適用については、昭和五十年新法第四十四條第一項中「前二條」とあるのは「前二條（昭和四十八年改正法

業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
（法人の減価償却に関する経過措置）

第十四條 新法第四十三條第一項の表の第二号、第五号、第六号及び第十四号の規定は、法人が昭和四十八年四月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用する。  
二 新法第四十三條第一項の表の第九号の規定は、昭和四十八年四月一日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三條第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

第十五條 新法第四十三條第一項の表の第十二号の規定は、法人が昭和四十八年四月一日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同号に規定する船舶について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十三條第一項の表の第十二号に規定する船舶をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。  
三 法人が昭和四十八年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三條第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供する場合については、同号中「第五号から第七号まで」とあるのは「昭和五十年新法第四十三條第一項の表の第一号から第九号まで」と、「四分の一」とあるのは「四分の一（昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の十六とし、同年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の八とする。）」として、同條の規定の例による。

第十六條 前項の規定の適用がある場合における昭和五十年新法第四十四條から第四十六條まで、第五十條から第五十一條の二まで、第六十四條から第六十五條まで、第六十五條の七、第六十五條の八及び第六十七條の四並びに昭和四十九年改正法附則第十三條第六項の規定の適用については、昭和五十年新法第四十四條第一項中「前二條」とあるのは「前二條（昭和四十八年改正法

業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
（法人の減価償却に関する経過措置）



(協同組合の課税の特例に関する経過措置)  
第十三条 旧法第五十九条第一項又は第二項に規定する農林漁業組合が同条第一項に規定する整備終了の日(同条第二項に規定する農林漁業組合については、同項に規定する連合会の整備終了の日)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

2 旧法第六十条第一項に規定する事業協同組合又は協同組合連合会が同項に規定する整備計画が完了することとなっている日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置)  
第十四条 新法第六十三条の規定は、法人が次の各号に掲げる土地の譲渡等(同条第一項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)を当該各号に掲げる日以後に行なう場合について適用する。  
一 土地の譲渡等のうち次に掲げるもの 施行日

イ 当該法人及びこれと特殊の関係にある者として政令で定める者(ロにおいて「特殊関係者」という。)の間で行なわれる新法第六十三条第一項第一号又は第二号に掲げる行為  
ロ 当該法人及び特殊関係者の間で行なわれる新法第六十三条第一項第四号の合併に係る同号に掲げる行為  
ハ 当該法人が施行日以後に取得する新法第六十三条第一項第一号に規定する土地等に係る同号に掲げる行為(イに掲げる行為に係る同号のものを除く。)

二 前号に掲げる土地の譲渡等以外の土地の譲渡等 昭和四十九年四月一日  
(法人の資産の譲渡の場合の特例に関する経過措置)  
第十五条 新法第六十四条及び第六十五条から第六十五条の五までの規定は、法人が昭和四十八年一月一日以後に行なうこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行なつた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に旧法第六十六条第一項の規定に該当する交換をした場合における法人税については、なお従前の例による。  
(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置)  
第十六条 新法第六十六条第一項第二号並びに第六十六条の三第一項第二号及び第二項の規定は、法人がこれらの規定に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で施行日以後にされたものに係る合併又は出資をした場合における法人税について適用し、旧法第六十六条の二第一項第三号又は第六十六条の四第一項第三号に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で同日以前にされたものに係る合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条の二第一項第二号又は第六十六条の四第一項第二号に規定する承認に係る合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。  
(景気調整のための課税の特例に関する経過措置)  
第十七条 附則第十一条第四項の規定により旧法第四十三条の規定の例によることとされる同項の減価償却資産の償却については、旧法第六十六条の六中「第四十三条第一項」とあるのは、「第四十三条第一項(昭和四十八年改正法附則第十一条第四項を含む。）」として、同条の規定の例による。

(法人のその他の特例に関する経過措置)  
第十八条 新法第六十六条の七の規定は、法人の附則第一条第四号に掲げる日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
2 旧法第六十八条に規定する長期信用銀行又は中小企業投資育成株式会社が行日前に引き受けた同条の優先株式に対してする配当については、なお従前の例による。  
(相続税に関する経過措置)  
第十九条 税務署長は、施行日前に延納の許可を受けた相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新法第七十条の六第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の五以上であるものうち、同日以後にその分納税額の納期限が到来するものについては、同日から四月以内にされた当該延納の

許可を受けた者の申請により、同日以後の延納期間の二分の一に相当する期間(当該期間に一月に満たない端数を生じたときは、これを一月として計算した期間)の範囲内において延納期間を延長し、及びその納付すべき分納税額を同項の規定に準じて変更することができる。  
2 新法第七十条の六第二項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち同日以後の期間に対応するもの(当該利子税のうち、同日以後当該納期限が最初に到来する日までの期間に対応するもので、その額について同項の規定を適用して算出した金額が従前の例により算出した金額をこえることとなるものを除く。)について適用する。  
(登録免許税に関する経過措置)  
第二十条 新法第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十七条の二、第七十七条の六、第七十八条の二、第七十七条の八条の三第二項並びに第八十一条第一項(特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第十七号)第十四条第一項の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定は、施行日の翌日以後に受けるこれらの規定に規定する登記に係る登録免許税について適用し、同日以前に受けた旧法第七十二条から第七十四条まで、第七十七条の二、第七十七条の六、第七十八条の二、第七十八条の三第二項及び第八十一条第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十九条の規定は、昭和四十八年四月一日以後に新造される同条第一項に規定する船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記で施行日の翌日以後に受けるものに係る登録免許税について適用し、昭和四十八年三月三十一日以前に新造された当該船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記で同日以前に受けたもの又は施行日の翌日以後に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。  
3 中小企業近代化促進法第八条第一項の規定による承認に係る旧法第八十一条第一項各号に掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内に行なわれるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。  
4 新法第八十一条第一項の規定(中小企業近代化促進法第八条第二項の規定に係る部分に限る。)は、同法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画で昭和四十八年四月一日以後に同項の規定による承認を受けるものに係る新法第八十一条第一項各号に掲げる事項につき施行日の翌日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、当該中小企業構造改善計画で昭和四十八年三月三十一日以前に当該承認を受けたものに係るこれらの事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(物品税の特例に関する経過措置)  
第二十一条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、なお従前の例による。  
2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附則 (昭和四十八年四月二十六日法律第二二号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を超え、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。  
附則 (昭和四十八年七月五日法律第四七号) 抄  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六項から第八項までの規定は、同日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(租税特別措置法の一部改正等)  
7 前項の規定による改正後の租税特別措置法(以下「改正後の租税特別措置法」という。)第二十八条の四又は第六十八条の三の規定は、それぞれこの法律の施行の日以後に新法第三条第一項の認定を受けた個人で新法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの(当該個人の相続人及び包括受遺者を含む。)又は同日以後に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び改正後の租税特別措置法第六十八条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人について適用し、同日前に旧法第三条

は、同法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画で昭和四十八年四月一日以後に同項の規定による承認を受けるものに係る新法第八十一条第一項各号に掲げる事項につき施行日の翌日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、当該中小企業構造改善計画で昭和四十八年三月三十一日以前に当該承認を受けたものに係るこれらの事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

は、同法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画で昭和四十八年四月一日以後に同項の規定による承認を受けるものに係る新法第八十一条第一項各号に掲げる事項につき施行日の翌日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、当該中小企業構造改善計画で昭和四十八年三月三十一日以前に当該承認を受けたものに係るこれらの事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

は、同法第五条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画で昭和四十八年四月一日以後に同項の規定による承認を受けるものに係る新法第八十一条第一項各号に掲げる事項につき施行日の翌日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、当該中小企業構造改善計画で昭和四十八年三月三十一日以前に当該承認を受けたものに係るこれらの事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。



第一項の認定を受けた個人で旧法第四条に規定する認定中小企業者に該当するもの（当該個人の相続人及び包括受遺者を含む。）並びに同日前に当該認定を受けた法人で当該認定中小企業者に該当するもの及び前項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三に規定する認定中小企業法人に準ずる法人については、なお従前の例による。

8 前項に規定するもののほか、改正後の租税特別措置法第二十八条の四及び第六十八条の三の規定の適用に關し必要な経過措置は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百二十五号）附則第三項及び第五項から第七項までの規定に準じ、政令で定める。

附則（昭和四十八年九月一日法律第七二号）抄

（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年九月二九日法律第一〇二号）抄

（施行期日等）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
第四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第三十一条の二及び第三十四条の二第二項第一号の二の規定は、昭和四十八年分以後の所得税について適用する。

附則（昭和四十八年一〇月一日法律第一〇八号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附則（昭和四十九年三月二七日法律第八号）抄

附則（昭和四十九年三月三〇日法律第一七号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第十八条、第五十二条及び第六十六条の五第一項の改正規定並びに第十三条の二及び第

四十五条の三の改正規定中繊維工業構造改善臨時措置法に係る部分、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五十八号）の施行の日  
二 第二十八条の六第二項第三号、第三十四条第二項第一号、第六十三条第三項第三号及び第六十五条の三第一項第一号の改正規定並びに第三十四条の二第二項第一号の改正規定、第四十一条の二第二項の次に一項を加える改正規定及び第六十五条の四第一項第一号の改正規定中宅地開発公団に係る部分、宅地開発公団法（昭和五十年法律第四十五号）の施行の日  
三 第三十三条第一項第三号の三及び第六十四条第一項第三号の三の改正規定、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十七号）の施行の日  
四 第三十四条の二第二項に三号を加える改正規定中同項第八号を加える改正規定中同項第八号に係る部分、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）の施行の日  
五 第三十四条の二第二項に三号を加える改正規定中同項第九号に係る部分及び第六十五条の四第一項に三号を加える改正規定中同項第九号に係る部分、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の施行の日  
六 第三十七条第一項の表の第五号の次に一号を加える改正規定及び第六十五条の六第一項の表の第五号の次に一号を加える改正規定中公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九号第一項の規定に係る部分、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第八号）の施行の日

（所得税の特例に關する経過措置の原則）  
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和四十九年分以後の所得税について適用し、昭和四十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 新法第四条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に購入する（少額国債の利子の非課税に關する経過措置）  
同条第一項に規定する国債については、適用する日（以下「購入日」という。）以後に購入する前に購入した改正前の租税特別措置法（以下

「旧法」という。）第四条第一項に規定する国債で同日において同条に規定する要件を満たすものを有する場合には、当該国債については、その者が同日において新法第四条の要件に従って購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する個人が、施行日において新法第四条第一項に規定する国債で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する販売機関の営業所等において購入したもこの条において「旧国債」という。）を有する場合において、当該旧国債に係る利子（施行日以後に支払を受けるべきものに限る。）につき同日以後最初に支払を受ける日（その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日間に当該販売機関の営業所等において新法第四条第一項に規定する国債で同項の規定の適用を受けようとするものを購入する場合には、その最初に購入する日とする。）までに、同条第二項において準用する所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書又は同条第四項に規定する申告書を当該販売機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧国債に係る新法第四条第一項に規定する特別非課税貯蓄申告書を当該販売機関の営業所等に、それぞれ提出し、かつ、その提出の際同項第一号に規定する保管の委託又は登録がされるときは、当該利子については、当該旧国債は施行日に当該販売機関の営業所等において購入したものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、旧国債に係る新法第四条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に關する経過措置）  
第四条 新法第四条の二の規定は、施行日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する財産形成貯蓄について適用する。  
2 新法第四条の二第二項に規定する勤労者が、施行日前に預入し、信託し、又は購入した旧法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条に規定する要件を満たすものを

有する場合には、当該財産形成貯蓄については、その者が同日において新法第四条の二の要件に従って預入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する勤労者が、施行日において新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する場合において、当該旧財産形成貯蓄に係る利子又は収益の分配（施行日以後に支払を受けるべきものに限る。）につき同日以後最初に支払を受ける日（その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日間に当該金融機関の営業所等において新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日とする。）までに、同条第二項において準用する所得税法第十条第三項に規定する財産形成非課税貯蓄申告書（同項に規定する証する書類の添付があるものに限る。）又は同条第四項に規定する申告書をこれらの規定に規定する勤務先及び当該金融機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧財産形成貯蓄に係る新法第四条の二第一項に規定する財産形成非課税貯蓄申込書を同項に規定する勤務先を経由して当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出したとき（当該旧財産形成貯蓄が同項第二号に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は同項第三号に規定する有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。）は、当該利子又は収益の分配については、当該旧財産形成貯蓄は施行日に当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、旧財産形成貯蓄に係る新法第四条の二の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に關する経過措置）  
第四条 新法第四条の二の規定は、施行日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する財産形成貯蓄について適用する。  
2 新法第四条の二第二項に規定する勤労者が、施行日前に預入し、信託し、又は購入した旧法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条に規定する要件を満たすものを

有する場合には、当該財産形成貯蓄については、その者が同日において新法第四条の二の要件に従って預入し、信託し、又は購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定する勤労者が、施行日において新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で昭和四十八年十二月一日から施行日の前日までの間に同項に規定する金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する場合において、当該旧財産形成貯蓄に係る利子又は収益の分配（施行日以後に支払を受けるべきものに限る。）につき同日以後最初に支払を受ける日（その日が昭和四十九年十二月三十一日後である場合には、同日とし、施行日以後これらの日間に当該金融機関の営業所等において新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同項の規定の適用を受けようとするものを預入し、信託し、又は購入する場合には、その最初に預入し、信託し、又は購入する日とする。）までに、同条第二項において準用する所得税法第十条第三項に規定する財産形成非課税貯蓄申告書（同項に規定する証する書類の添付があるものに限る。）又は同条第四項に規定する申告書をこれらの規定に規定する勤務先及び当該金融機関の営業所等を経由してこれらの規定に規定する税務署長に、当該旧財産形成貯蓄に係る新法第四条の二第一項に規定する財産形成非課税貯蓄申込書を同項に規定する勤務先を経由して当該金融機関の営業所等に、それぞれ提出したとき（当該旧財産形成貯蓄が同項第二号に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は同項第三号に規定する有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。）は、当該利子又は収益の分配については、当該旧財産形成貯蓄は施行日に当該金融機関の営業所等において預入し、信託し、又は購入したものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前項に定めるもののほか、旧財産形成貯蓄に係る新法第四条の二の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（民間外貨債の利子の非課税に関する経過措置）  
**第五条** 内国法人が昭和四十九年三月三十一日以前に発行した旧法第七条に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

（個人の減価償却等に関する経過措置）  
**第六条** 新法第十一条第一項の表の第四号及び第五号の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第十一条第一項の表の第四号の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

**2** 新法第十三条の二第一項第一号の規定は、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、昭和四十九年分の所得税に係る旧法第十三条の二第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画を実施する者の判定その他同号の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**3** 新法第十三条の二第二項第二号の規定は、昭和四十九年分の所得税につき旧法第十三条の二第一項第一号の規定の適用を受けることができる者の同年分の所得税については、適用しない。

**4** 個人が昭和四十一年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に取得し、又は建設した旧法第十五条第一項に規定する耐火建築物等を同項の事業の用に供した場合における必要経費に算入する償却費の額の計算については、なお従前の例による。

**5** 個人が昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得し、又は建設する旧法第十五条第一項に規定する耐火建築物等のうち政令で定めるものを同項の事業の用に供する場合については、同項中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは「昭和五十一年三月三十一日」と、「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に規定する耐火構造を有する建物その他の政令で定めるもの」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十七号）以下「昭和四十九年改正法」という。）附則第六条第五項に規定する耐火建築物のうち政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

**6** 前項の規定の適用がある場合における新法第十三条、第十三条の二、第十六条の二、第二十八号の三、第三十三号の六及び第三十七号の三の規定の適用については、新法第十三条第一項、第十三条の二第一項、第二十八条の三第三項、第三十三号の六第二項及び第三十七号の三第二項中「第十四条から第十六条まで」とあるのは「第十四条から第十六条まで（昭和四十九年改正法附則第六条第五項を含む。）」と、新法第十六条の二第二項中「第十一条から前条まで」とあるのは「第十一条から前条まで（昭和四十九年改正法附則第六条第五項を含む。）」とする。

**7** 旧法第二十八条又は第二十八条の二に規定する個人がこれらの規定に規定する納付金（附則第十四条第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる旧法第五十六条の二第一項又は第五十六条の三第一項に規定する納付金を含む。）を納付した場合については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に関する経過措置）  
**第七条** 昭和四十九年分の所得税に係る新法第二十五条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項第一号	七百万円	六百万円
第三項第一号	百分の三十	百分の三十
第四号	四・一	二・四
第五項第一号	七百万円	六百万円
第五項第二号	七百万円	六百万円

**2** 新法第二十五条の二第四項の規定（同項の事業を開始した場合に係る部分に限る。）は、施行日以後に当該事業を開始した場合について適用し、同日前に当該事業を開始した場合には、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）  
**第八条** 新法第三十七条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資産の譲渡をする場合について適用し、同日前に旧法第三十七条第一項に規定する資産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

いて適用し、同日前にされた当該贈与又は遺贈については、なお従前の例による。  
**第九条** 新法第四十一条第一項の規定は、昭和四十九年一月一日以後に同項に規定する家屋の新築の工事に着手し、又は新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを取得する場合について適用し、同日前に旧法第四十一条第一項に規定する家屋の新築の工事に着手し、又は新築された当該家屋で新築後使用されたことのないものを取得した場合については、なお従前の例による。

（住宅貯蓄控除に関する経過措置）  
**第十条** 新法第四十一条の三第三項第二号の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締結した旧法第四十一条の二第二項の規定による住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

**2** 昭和四十八年十二月三十一日以前に締結した契約に係る新法第四十一条の三第四項の規定の適用については、同項中「七年以上の期間」とあるのは、「昭和四十九年一月一日以後七年以上の期間」とする。

**3** 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う第二章第五節第二款の規定の適用に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（法人税の特例に関する経過措置）  
**第十一条** 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十九年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人税率等の特例に関する経過措置）  
**第十二条** 旧法第四十二条の規定は、法人の昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日までの間に終了する事業年度分の法人税については、なおその効力を有する。

用については、同条第一項第一号中「百分の三十」とあるのは「百分の二十八」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とし、同条第二項中「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）  
**第十三条** 新法第四十三条第一項の表の第四号及び第五号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、法人が同日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第四号の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

**2** 新法第四十三条第一項の表の第十二号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三条第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

**3** 新法第四十五条の三第一項第一号の規定は、法人の特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する事業年度分の同号に掲げる資産の償却限度額の計算について適用し、法人の同日前に開始する事業年度の旧法第四十五条の三第一項第一号に掲げる資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

**4** 新法第四十五条の三第二項第二号の規定は、法人の特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度の同号に掲げる資産の償却限度額の計算について適用する。ただし、法人が同日以後最初に終了する事業年度において、旧法第四十五条の三第一項第一号の規定の適用を受けることができるときは、当該事業年度については、この限りでない。

**5** 法人が昭和四十五年五月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間に、旧法第四十六条の二第一項に規定する特定合併を行った場合における減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

**6** 法人で政令で定める事業を営むものが昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日



揮発油税法第十四条の第二項	同法第十四条の第二項	並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)
揮発油税法第十六条の第四項	同法第十六条の第四項	並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 第十一條 第一項	同法第十二條第三項	並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴う関税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十三條第三項において準用する關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号) 第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項	並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)
租税特別措置法第九十条の第二項	同法第九十条の第二項	並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)

3 この法律の施行の際揮発油の製造場及び保税地域以外の場所(沖縄県の区域内の場所を除く。)で揮発油(揮発油税法第十六條第一項又は第十六條の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所です持する場合には、その合計数量)が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、施行日に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、四千九百円の揮発油税及び九百円の地方道路税を課する。

4 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合

5 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五十八分の九」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五十八分の四十九」として、これらの規定を適用する。

6 第三項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量(当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。)を記載した申告書を、施行日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、揮発油税及び地方道路税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路税額(第二号に該当する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路税額)にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油で、第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場でもどし入れられた場合、同項の規定の適用がないものとした場合における当該揮発油の製造者

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合、当該揮発油の製造者

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 前條の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和四十八年改正法」という。) 附則第三條第三項及び第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同條第三項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした当該減価償却資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

2 改正後の昭和四十八年改正法附則第十一條第四項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同條第四項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした当該減価償却資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

附則 (昭和四十九年五月一日法律第三九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十九年六月一日法律第六七号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十九年六月一日法律第六九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二五法律第九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年六月二七法律第一〇一号）抄

（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年三月三十一日法律第一五号）抄

（施行期日）  
1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五〇年三月三十一日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 次に掲げる規定 中小企業近代化促進法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十一号）の施行の日

イ 第十六条の二、第十八条第一項、第五十一条の二、第五十二条第一項及び第六十六条の五第一項の改正規定並びに附則第二十九条中第二十一条の改正規定

ロ 第十三条の二第一項、第四十五条の三第一項、第六十六条第一項第二号、第六十六条の三及び第八十一条の改正規定（昭和五十年三月三十一日）を改める部分を除く。

二 次に掲げる規定 都市再開発法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第六十六号）の施行の日

イ 第三十三条第一項第一号及び第三号の二、第三十三条の三第二項及び第三項、第三十三条の六第一項並びに第六十四条第一項第三号の二の改正規定並びに第三十三条の四第一項の改正規定（同項各号の改正規定を除く。）及び第六十五条第五項の改正規定（第一項第三号）及び「次条第一項

第二項及び第七項」を改める部分を除く。）の第三項第一号の改正規定中第一種市街地再開発事業に係る部分

ロ 第三十四條の二第二項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分及び第六十五條の四第一項に係る部分のうち、都市再開発法第七條の六第三項に係るもの並びに第六十五條第一項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分のうち第二種市街地再開発事業に係るもの

三 次に掲げる規定 大都市地域における住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行の日

イ 第六十五條第一項各号列記以外の部分の改正規定及び同条第二項第一号の改正規定  
ロ 第三十三條第一項第三号、第三十四條第一項第一号、第六十四條第一項第三号及び住宅街整備事業に係る部分並びに第三十三條の三第一項の改正規定中住宅街整備事業及び大都市地域住宅供給促進法第二十一條第一項に係る部分

ハ 第三十四條の二第二項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分及び第六十五條の四第一項に係る部分のうち、都市再開発法第七條の六第三項に係るもの並びに第六十五條第一項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分のうち第二種市街地再開発事業に係るもの

三 次に掲げる規定 大都市地域における住宅地の供給の促進に関する特別措置法の施行の日

イ 第六十五條第一項各号列記以外の部分の改正規定及び同条第二項第一号の改正規定  
ロ 第三十三條第一項第三号、第三十四條第一項第一号、第六十四條第一項第三号及び住宅街整備事業に係る部分並びに第三十三條の三第一項の改正規定中住宅街整備事業及び大都市地域住宅供給促進法第二十一條第一項に係る部分

ハ 第三十四條の二第二項に三号を加える改正規定中同項第十二号に係る部分及び第六十五條の四第一項に係る部分のうち、大都市地域住宅供給促進法第八條第三項及び第二十一條第一項に係るもの並びに第六十五條第一項に二号を加える改正規定中同項第四号に係る部分のうち住宅街整備事業に係るもの

四 次に掲げる規定 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十年法律第三十九号）の施行の日

イ 第三十四條の三第二項第一号の改正規定及び第七十七條の四の改正規定（「五年」を改める部分を除く。）

ロ 第三十三條の二第二項第二号及び第六十五條第一項第二号の改正規定中農業振興地域の整備に関する法律第十三條の二第一項に係る部分

ハ 第三十四條の三第二項に二号を加える改正規定中同項第六号に係る部分

（所得税の特例に関する経過措置の原則）  
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十年分以後の所得税について適用し、昭和四十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過措置）  
第三条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

2 新法第七条の規定は、内国法人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発行する同条に規定する外貨債の利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した旧法第七条に規定する外貨債の利子については、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）  
第四条 昭和五十年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項に規定する配当所得及び旧法第八条の四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）  
第五条 新法第十一条の表の第一号、第四号及び第六号並びに新法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供する新法第十一条第一項に規定する特定設備等又は新法第十一条の二第一項に規定する公害防止施設について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項に規定する特定設備等又は旧法第十一条の二第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（個人の価格変動準備金に関する経過措置）  
第六条 新法第十九条第一項に規定する個人で昭和四十九年十二月三十一日において旧法第十九条第一項（附則第二十三条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）以下「改正前の昭和四十八年改正法」という。）附則第四条第二項を含む。）の価格変動準備金の金額のうち旧法第十九条第一項第一号の規定に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「特別価格変動準備金の金額」という。）を有するもの（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第四条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）の昭和五十年分及び昭和五十一年分の所得税に係る昭和五十一年改正法による改正

後の租税特別措置法第十九条第一項の規定の適用については、同項の規定により計算した金額は、同項の規定にかかわらず、当該金額と特別価格変動準備金の金額の三分の二（昭和五十一年分の所得税にあつては、三分の一）に相当する金額との合計額とする。

（老年者年金特別控除に関する経過措置）  
第七条 新法第二十九条の二第三項第二号の規定は、施行日以後に支払うべき同号に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）について適用し、施行日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 新法第二十九条の二第三項第三号の規定は、昭和五十年中に支払うべき公的年金等その最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）  
第八条 新法第三十七条の四の規定は、個人が施行日以後に同条の規定に該当する交換をする場合について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条の四の規定に該当する交換をした場合については、なお従前の例による。

2 新法第三十九条第一項の規定は、昭和五十年一月一日以後に開始した同項に規定する相続又は遺贈により取得した財産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

3 附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第七十条の四第十項の許可を受けて財産を物納した場合については、旧法第四十条の三の規定の例による。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）  
第九条 昭和五十年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）  
第十条 昭和四十六年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に締結された契約に基づき非居住者又は外国法人が支払を受けるべき旧法

第四十一条の十三に規定する船舶の貸付けによる対価については、同条中「間に」とあるのは、「間に締結された契約に基づき」として、同条の規定の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十一条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率等の特例に関する経過措置）

第十二条 新法第四十二条及び第四十二条の二の規定は、新法第二条第二号に規定する内国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、当該内国法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十三条 新法第四十三条第一項の表の第一号、第四号及び第六号並びに新法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供する新法第四十三条第一項に規定する特定設備等又は新法第四十三条の二第一項に規定する公害防止施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項に規定する特定設備等又は旧法第四十三条の二第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の三第一項第一号の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度終了の日において有する同号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に終了した事業年度終了の日において有する旧法第四十五条の三第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新法第四十八条第一項の表の第一号の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に開始した事業年度において取得等をした旧法第四十八条第一項に規定する特定設備等はその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第五十一条第一項の規定は、法人が施行日以後にその事業の用に供する同項に規定する共同利用施設について適用し、法人が施行日前にその事業の用に供した旧法第五十一条第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

5 新法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する費用又は負担金を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧法第五十二条第一項に規定する費用又は負担金を支出した場合については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第十四条 新法第五十三条第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項（改正前の昭和四十八年改正法附則第十二条第二項を含む。）の価格変動準備金の金額のうち旧法第五十三条第一項第一号に規定するたな卸資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特別価格変動準備金の金額」という。）を有するもの（昭和五十一年改正法附則第十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）の施行日以後に開始する各事業年度（昭和五十二年四月一日前に開始する各事業年度に限る。）における昭和五十一年改正法による改正後の租税特別措置法第五十三条第一項各号の規定の適用については、同項各号の規定により計算した金額は、同項各号の規定にかかわらず、当該金額と、特別価格変動準備金の金額に三十六から当該最初に開始する事業年度開始の日以後当該事業年度終了の日までの期間の月数に相当する数（その数が三十六を超えるときは、三十六）を控除した数を乗じ、これを三十六で除して計算した金額との合計額とする。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項に規定する法人が施行日以後に合併をした場合における同項の特別価格変動準備金の金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 新法第五十五条の規定は、法人の施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

5 旧法第五十七条の六の規定は、同条第一項に規定する法人の昭和五十年四月三十日までに開始する事業年度分の法人税については、なおその効力を有する。

6 旧法第五十七条の六第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が昭和五十年五月一日以後に開始する事業年度終了の日において有する同項第二号に規定する異常危険準備金の金額の利益金の額への算入については、同条第六項中「当該金額のうち政令で定める金額」とあるのは、「政令で定めるところによりその積み立てた金額」として、同条第二項、第三項及び第五項から第十項までの規定の例による。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十五条 新法第六十四条及び第六十五条から第六十五条の六までの規定は、法人が昭和五十年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡（新法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十四条及び第六十五条から第六十五条の六までの規定に該当する資産の譲渡（旧法第六十四条第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為を含む。）に係る法人税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる日の前日までに旧法第六十五条第一項第五号の規定の適用については、同号中「第一種市街地再開発事業」とあるのは、「市街地再開発事業」とする。

3 新法第六十五条の九の規定は、法人が施行日以後に同条の規定に該当する交換をする場合における法人税について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の九の規定に該当する交換をした場合における法人税については、なお従前の例による。

（合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置）

第十六条 新法第六十六条第一項第二号及び第六十六条の三第一項第二号の規定は、法人がこれらの規定に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で施行日以後にされるものに係る合併又は出資をする場合における法人税について適用し、旧法第六十六条第一項第二号又は第六十六条の三第一項第二号に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で施行日前にされたものに係る

合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。

（延納等に係る利子税の特例に関する経過措置）

第十七条 新法第六十六条の四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第十八条 新法第六十六条の五第一項第二号の規定は、法人が附則第一条第一号に掲げる日以後に、新法第六十六条の五第一項第二号に規定する中小企業構造改善計画又は中小企業新分野進出計画で定める賦課の基準（中小企業近代化促進法第四条第三項第四号（同法第五条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる賦課の基準をいう。）に基づいて賦課する金額をもつて取得し、又は製作する新法第六十六条の五第一項に規定する試験研究用資産について適用する。

（特定の基金に対する負担金の損金算入の特例に関する経過措置）

第十九条 新法第六十六条の七の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第一項に規定する負担金について適用する。

（相続税及び贈与税に関する経過措置）

第二十条 新法第七十条の四の規定は、昭和五十年一月一日以後に行われる同条の規定に該当する同条第一項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）に係る贈与税について適用する。

2 昭和四十九年十二月三十一日以前に行われた旧法第七十条の四の規定の適用に係る同条第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、当該贈与税（同日以前に当該贈与税に係る同項本文に規定する贈与者が死亡した場合における同項本文の規定の適用に係るもの並びに施行日前に同項ただし書又は同条第六項の規定の適用があつた場合におけるこれらの規定の適用に係るもの及び施行日前に同条第七項の規定による納期限の繰上げ又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第一項の規定による納付の請求があつた場合における当該納期限の繰上げ又は納付の請求に

係るものを除く。に対する旧法第七十条の四の規定の適用については、同条第一項第一号中

の三までの譲渡、設定又は消滅」とあるのは、  
二 があつた場合（第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定）と、  
三 があつた場合（第三十三條の三までの譲渡、設定又は消滅があつた場合を除く。）におけるその一とあるのは、  
四 第三十三條の四第一項に規定する取用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定」と、  
五 があつた場合（第三十三條の三までの譲渡、設定又は消滅があつた場合を除く。）が、  
六 「面積を加算した面積」とあるのは、「面積を加算した面積」と、  
七 「供する土地の面積」とあるのは、「供する土地の面積（その時前に当該農地等につき譲渡等があつた場合には、当該譲渡等に係る土地の面積を加算した面積）」とし、  
八 同条第九項中「贈与者」とあるのは、「贈与者が死亡したとき又は当該贈与者」と、  
九 「当該贈与者が死亡した日又は当該贈与者が死亡した」とし、  
十 同条第十項及び第十一項の規定は適用がないものとする。

3 新法第七十条の四第十五項の規定は、前項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税で前項後段の規定の適用を受けるものに係る同条第一項に規定する農地等について、農林大臣又は都道府県知事、市町村長若しくは農業委員会が施行日以後に新法第七十条の四第十五項に規定する行為をしたことにより同項に規定する事実があつたことを知つた場合について準用する。

4 新法第七十条の五の規定は、昭和五十年一月一日以後に新法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者が死亡した場合又は同日以後に第二項の規定によりその効力を有するものとされる旧法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者（以下次項までにおいて「旧法」の規定による農地等の贈与者」という。）が死亡した場合におけるこれらの贈与者の死亡による相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）に係る相続税について適用し、同日前に旧法の規定による農地等の贈与者が死亡した場合における当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、なお従前の例による。

5 旧法の規定による農地等の贈与者が昭和五十年一月一日以後に死亡した場合における当該贈与者の死亡による相続又は遺贈に係る相続税に對する新法第七十条の五の規定の適用については、  
一 必要な技術的読替は、政令で定める。  
二 新法第七十条の六の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により同条第一項に規定する取得をした財産のうち同項に規定する農地、採草放牧地又は準農地がある場合における当該相続又は遺贈に係る相続税について適用する。  
三 新法第七十条の七の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十条の六第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。  
四 贈与税の特例に関する経過措置  
五 第二十一条 新法第七十六条の二の規定は、施行日以後に受ける同条に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧法第七十六条の二に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新法第七十六条の二の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十条の六第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。  
七 新法第七十条の七の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十条の六第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。

7 新法第七十条の七の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十条の六第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。  
八 贈与税の特例に関する経過措置  
九 第二十一条 新法第七十六条の二の規定は、施行日以後に受ける同条に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧法第七十六条の二に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新法第七十六条の二の規定は、昭和五十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十条の六第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。  
九 贈与税の特例に関する経過措置  
十 第二十一条 新法第七十六条の二の規定は、施行日以後に受ける同条に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧法第七十六条の二に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）  
第二十二條 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八條の四第一項又は第二項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出されたもので、これらの規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。  
三 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
四 改正に伴う経過措置  
第二十四條 改正後の昭和四十八年改正法附則第三條第三項及び第四項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）をする同条第三項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に取得等をした当該減価償却資産を事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

1 新法第七十七条の四第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する協議、調停又はあつせんにより取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
二 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
三 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
四 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
三 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
四 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
四 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
五 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
七 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
九 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新法第七十七条の四に規定する協議、調停又はあつせんにより取得した土地の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

の次に二条を加える改正規定中第七條の三に係る部分（勤労者財産形成給付金契約に係る部分を除く。）並びに第十六條に二条を加える改正規定中同条第二項に係る部分並びに附則第十一條中租税特別措置法第四條の第二項及び第二項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）、同条に一項を加える改正規定並びに同法第四十一條の三及び第四十一條の四の改正規定 公布の日  
二 第六條の改正規定中国を相手方とする預貯金の預入に関する契約及び簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八號）第二條の二に規定する簡易生命保険契約に係る部分並びに附則第二條及び第四條の規定、附則第十一條中租税特別措置法第四條の第二項の改正規定（事務所（一）の下に「郵便局を含む。」を加える部分に限る。）及び同條第二項の改正規定（同項の表の所得税法第十條第六項の項に係る部分に限る。）並びに附則第十四條中所得税法第九條の改正規定 昭和五十一年一月一日  
附則（昭和五〇年七月一五五法律第六四號）抄  
第一条 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。  
附則（昭和五〇年二月二五五法律第八九號）抄  
附則（昭和五〇年三月三一五法律第五〇號）抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第十三條の二第二項第三号及び第二項第一号、第四十五條の三第一項第三号及び第二項第一号、第六十六條第一項第五号並びに第六十六條の三第一項第四号の改正規定並びに同條第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措置法第六條第三項」を改める部分並びに第八十一條の改正規定中「中小漁業構造改善計画」に係る部分 漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三號）の施行の日  
二 第十六條の第二項の改正規定中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八號）第三條第一項」を改める部分及び

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第十三條の二第二項第三号及び第二項第一号、第四十五條の三第一項第三号及び第二項第一号、第六十六條第一項第五号並びに第六十六條の三第一項第四号の改正規定並びに同條第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措置法第六條第三項」を改める部分並びに第八十一條の改正規定中「中小漁業構造改善計画」に係る部分 漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三號）の施行の日  
二 第十六條の第二項の改正規定中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八號）第三條第一項」を改める部分及び

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第十三條の二第二項第三号及び第二項第一号、第四十五條の三第一項第三号及び第二項第一号、第六十六條第一項第五号並びに第六十六條の三第一項第四号の改正規定並びに同條第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措置法第六條第三項」を改める部分並びに第八十一條の改正規定中「中小漁業構造改善計画」に係る部分 漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三號）の施行の日  
二 第十六條の第二項の改正規定中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八號）第三條第一項」を改める部分及び

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第十三條の二第二項第三号及び第二項第一号、第四十五條の三第一項第三号及び第二項第一号、第六十六條第一項第五号並びに第六十六條の三第一項第四号の改正規定並びに同條第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措置法第六條第三項」を改める部分並びに第八十一條の改正規定中「中小漁業構造改善計画」に係る部分 漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三號）の施行の日  
二 第十六條の第二項の改正規定中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八號）第三條第一項」を改める部分及び

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第十三條の二第二項第三号及び第二項第一号、第四十五條の三第一項第三号及び第二項第一号、第六十六條第一項第五号並びに第六十六條の三第一項第四号の改正規定並びに同條第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措置法第六條第三項」を改める部分並びに第八十一條の改正規定中「中小漁業構造改善計画」に係る部分 漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三號）の施行の日  
二 第十六條の第二項の改正規定中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八號）第三條第一項」を改める部分及び

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第十三條の二第二項第三号及び第二項第一号、第四十五條の三第一項第三号及び第二項第一号、第六十六條第一項第五号並びに第六十六條の三第一項第四号の改正規定並びに同條第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措置法第六條第三項」を改める部分並びに第八十一條の改正規定中「中小漁業構造改善計画」に係る部分 漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三號）の施行の日  
二 第十六條の第二項の改正規定中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八號）第三條第一項」を改める部分及び

第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。  
一 第十三條の二第二項第三号及び第二項第一号、第四十五條の三第一項第三号及び第二項第一号、第六十六條第一項第五号並びに第六十六條の三第一項第四号の改正規定並びに同條第二項の改正規定中「中小漁業振興特別措置法第六條第三項」を改める部分並びに第八十一條の改正規定中「中小漁業構造改善計画」に係る部分 漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三號）の施行の日  
二 第十六條の第二項の改正規定中「中小企業特恵対策臨時措置法（昭和四十六年法律第三十八號）第三條第一項」を改める部分及び

同項第一号の改正規定、第五十一条の第二号の改正規定中「当該認定等に係る中小企業特恵対策臨時措置法第三条第一項」を改める部分及び同項第一号の改正規定、第六十六条第一項及び第六十六条の第三号の改正規定中一号を加える部分並びに同条第二号の改正規定中「、中小企業事業転換対策臨時措置法第七条第二項」を加える部分、中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）の施行の日

三 第二章第三節に一条を加える改正規定、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）附則第一条ただし書に規定する日

四 第九十条の四及び第九十条の五の改正規定、昭和五十一年五月一日

**第二条** 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十一年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第三条** 新法第十一条第一号の表の第二号から第十号までの規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十一条第一号の表の第二号から第十号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に旧法第十二条第一項に規定する承認を受けた同項に規定する新技術企業化用機械設備等については、なお従前の例による。

3 新法第十二条の第二号の第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の第二号の第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法第十二条の第二号の表の第二号（工業開発地区に係る部分に

限る。）及び第三号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第二号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第三号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

4 新法第十二条の第三号の第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の第三号の第一項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に取得又は製作がされる新法第十二条の第三号の第一項に規定する機械及び装置に対する同項の規定の適用については、同項中「六分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

5 旧法第十三条の第二号の第一項第三号に掲げる場合に該当する個人の漁業再整備特別措置法の施行の日の属する年の前年以前の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同号に掲げる漁船の償却費の額の計算については、同号中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）の施行の日の前日」として、同条の規定の例による。

6 旧中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第四条の第二号の第一項の規定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再整備特別措置法附則第三号の規定により同法第五条第一項の規定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第十三条の第二号の第一項第三号に規定する構成員である個人の漁業再整備特別措置法附則第三号に規定する期間内に係る同十二月三十一日が属する年分の所得税に係る同号の規定の適用については、同号中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法（昭和四十二年法律第五十九号）第四条の第二号の第一項の規定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再整備特別措置法附則第三号の規定により同法第五条第一項の規定を受けたものとみなされたものに係る」とする。

7 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

8 新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する店舗等併設住宅の店舗等については、なお従前の例による。

9 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

10 旧法第十六条の第二号に掲げる認定中小企業者である個人が中小企業事業転換対策臨時措置法の施行の日以前に同号に掲げる認定を受けた場合については、なお従前の例による。

11 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

**第四条** 個人の準備金に関する経過措置（個人）の長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例に関する経過措置

昭和五十一年十二月三十一日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額が次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、その少ない金額を同項の規定により計算した金額とする。

一 昭和五十一年十二月三十一日における価格変動準備金の金額

二 昭和五十一年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額

（昭和五十一年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和五十年分とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第四条第二項の規定又は附則第二十二号の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第六条の規定の適用がある個人については、これらの規定の例により計算した金額）

2 昭和五十一年分の所得税に係る新法第二十条の第二号の第一項の規定の適用については、同条第一項第一号中「その年の指定期間内」とあるのは「昭和五十一年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額と、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の三（当該政令で定める業種に属する事業については、千分の六）に相当する金額との合計額」とする。

3 旧法第二十条の四の規定による沖縄国際海洋博覧会出展準備金を有する個人の昭和五十一年分以前の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

**第五条** 昭和五十一年分の所得税に係る新法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の五十五」とあるのは「昭和五十一年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七十（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の三十）とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十」とする。に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（個人の長期外貨建債権等を有する場合の課税の特例に関する経過措置）

**第六条** 個人が、昭和四十七年から昭和五十一年までの各年において旧法第二十八条の五第一項に規定する準備金を積み立てた場合には、なお従前の例による。

2 昭和四十七年から昭和五十一年までの各年のいずれか一年以上の年において旧法第二十八条の五第一項に規定する準備金の積立を行った個人が、昭和五十二年又は昭和五十三年において当該準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの期間内の日の属する各年」とあるのは、「昭和五十二年又は昭和五十三年」として、同条の規定の例による。

**第七条** 新法第三十七条第一項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する資産の譲渡をする

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）



場合について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七條第一項に規定する資産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。

(船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収率の軽減に関する経過措置)

第八條 昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に締結した契約に基づき非居住者又は外国法人が支払を受けるべき旧法第四十一條の十四に規定する船舶の貸付けによる対価については、同条中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十一年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

第九條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第十條 新法第四十三條第一項の表の第二号から第十号まで、第十四号及び第十五号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条及び次条第九項において同じ。)をしてその事業の用に供する新法第四十三條第一項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第二号から第九号まで、第十四号及び第十五号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三條第一項の表の第十一号から第十三号までの規定は、施行日以後にこれらの号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係るこれらの号の設備について適用し、施行日前に旧法第四十三條第一項の表

の第十号、第十一号及び第十三号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係るこれらの号の設備については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧法第四十三條第一項の表の第十二号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に旧法第四十四條第一項に規定する承認を受けた同項に規定する新技術企業化用機械設備等については、なお従前の例による。

5 新法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第四十五條の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五條の二第二項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 旧法第四十五條の三第三項第三号に掲げる場合に該当する法人の漁業再整備特別措置法の施行の日前に終了する事業年度の同号に掲げる漁船の償却限度額の計算については、同号中「昭和五十一年三月三十一日」とあるのは、「漁業再整備特別措置法の施行の日の前日」として、同条の規定の例による。

8 旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五條第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る同項に規定する漁業協同組合等の新法第四十五條の三第一項第三号に規定する構成員である法人の漁業再整備特別措置法附則第三項に規定する期間内に終了する事業年度分の法人税に係る同号の規定の適用については、同号中「昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に同法第五條第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた」とあるのは、「旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁業再整備特別措置法附則第三項の規定により同法第五條第一項の認定を受けたものとみなされたものに係る」とする。

9 新法第四十七條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

10 新法第四十七條第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第二項に規定する店舗併設住宅の店舗等については、なお従前の例による。

11 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

12 新法第五十條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得(改良を含む。)又は建設をして同項の拡大造林の用に供する同項に規定する構築物について適用し、法人が施行日前に当該取得又は建設をした旧法第五十條第一項に規定する構築物を同項の拡大造林の用に供した場合については、なお従前の例による。

13 旧法第五十一條の二第二項第二号に掲げる認定中小企業業者である法人が中小企業事業転換対策臨時措置法の施行の日前に同号に掲げる認定を受けた場合については、なお従前の例による。

14 新法第五十二條の四第四項の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において同条第一項又は第二項の規定により積み立てた特別償却準備金の益金算入について適用し、法人が施行日前に終了した事業年度において旧法第五十二條の四第一項又は第二項の規定により積み立てた特別償却準備金の益金算入については、なお従前の例による。

15 新法第五十二條の五の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二條の五に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

第十一條 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「改正事業年度」という。)の法人税については、「改正事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額が次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、その少ない金額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額(改正事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を加算した金額)

二 改正事業年度終了の日において旧法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額(改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号)附則第十二條第二項の規定又は附則第二十二條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)附則第十四條第一項から第三項までの規定の適用がある法人については、これらの規定の例により計算した金額)

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の金額(当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ価格変動準備金の金額を

加算した金額。第一号において同じ。）を超え  
ることとなる最初の事業年度の直前の事業年度  
までの各事業年度（昭和五十二年四月一日前  
開始する各事業年度に限る。）の法人税につ  
いては、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲  
げる金額のうちいずれか少ない金額を、同項各  
号の規定により計算した金額の合計額とする。  
一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日に  
おける価格変動準備金の金額（当該事業年度  
の直前の事業年度終了の日において新法第五  
十三条第一項各号の規定により計算した金額  
の合計額（当該事業年度において合併をした  
合併法人については、被合併法人から引き継  
いだ価格変動準備金の金額を加算した金額）  
が当該事業年度終了の日において同項の規定  
により計算した金額を超える場合には、当該  
超える金額を控除した金額）

二 当該事業年度終了の日において旧法第五  
十三条第一項各号の規定により計算した金額の  
合計額（当該事業年度の所得の金額に係る価  
格変動準備金の積立限度額の計算について当  
該事業年度を施行日前に開始した事業年度と  
みなした場合に租税特別措置法の一部を改正  
する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則  
第十二条第二項の規定又は附則第二十二条の  
規定による改正前の租税特別措置法の一部を  
改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附  
則第十四条第一項から第三項までの規定の適  
用がある法人については、これらの規定の例  
により計算した金額）

三 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後  
に終了する事業年度分の所得に対する法人税に  
ついて適用し、法人の施行日前に終了した事業  
年度分の所得に対する法人税については、なお  
従前の例による。この場合において、同条第一  
項に規定する法人で施行日前に開始し、かつ、  
施行日以後に終了する事業年度終了の時に  
て資本の金額又は出資金額が一億円を超えるも  
のに対する同条の規定の適用については、同項  
中「除して計算した金額」とあるのは、「除し  
て計算した金額（租税特別措置法の一部を改正  
する法律（昭和五十一年法律第五号）の施行の  
日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業  
年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係  
る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五  
十一年三月三十一日までの期間（以下この項に  
おいて「旧積立率適用指定期間」という。）の

月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除し  
て計算した金額の千分の十に相当する金額と当  
該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数か  
ら旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数  
を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計  
算した金額の千分の九に相当する金額との合計  
額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引  
に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数  
を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計  
算した金額の千分の十五に相当する金額と当該  
取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から  
旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を  
乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算  
した金額の千分の十二に相当する金額との合計  
額を加算した金額」とする。

四 新法第五十五条（同条第二項に係る部分を除  
く。）及び第五十六条の規定は、法人の施行日  
以後に取得する新法第五十五条第一項及び第五  
十六条第一項に規定する特定株式等について適  
用し、法人の施行日前に取得した旧法第五十五  
条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定  
株式等については、次項に定める場合を除き、  
なお従前の例による。  
五 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規  
定する特定株式等を取得した場合において、施  
行日以後に新法第五十五条第五項各号に掲げる  
場合に該当することとなつたときについては、  
同項の規定の例による。この場合において、当  
該特定株式等に係る同条第一項の表の第三号又  
は第四号の上欄に掲げる法人が同条第五項第三  
号イに掲げる場合に該当することとなつたとき  
は、同号イ中「百分の二十五」とあるのは、「  
百分の四十」とする。

六 新法第五十六条の四（同条第三項を除く。）  
の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項  
の表の第十一号に規定する政令で定められる工  
事に係る鉄道設備支出金額（新法第五十六条の  
四第一項に規定する設備の取得のために支出す  
る金額をいう。）について適用し、施行日前に  
旧法第四十三条第一項の表の第十号に規定する  
政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出  
金額については、なお従前の例による。  
七 新法第五十六条の五（同条第三項を除く。）  
の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項  
の表の第十二号に規定する政令で定められる工  
事に係る発電設備支出金額（新法第五十六条の  
五第一項に規定する発電設備の取得のために支

出する金額をいう。）について適用し、施行日  
前に旧法第四十三条第一項の表の第十一号に規  
定する政令で定められた工事に係る当該発電設  
備支出金額については、なお従前の例による。  
八 新法第五十六条の六（同条第四項を除く。）  
の規定は、施行日以後に新法第四十三条第一項  
の表の第十三号に規定する政令で定められる工  
事に係る特定供給設備支出金額（新法第五十六  
条の六第一項に規定する特定供給設備の取得の  
ために支出する金額をいう。）について適用し、  
施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十三  
号に規定する政令で定められた工事に係る当該  
特定供給設備支出金額については、なお従前の  
例による。  
九 新法第五十六条の四第三項、第五十六条の五  
第三項又は第五十六条の六第四項の規定は、法  
人が施行日以後に終了する事業年度において取  
得等をしてその事業の用に供する新法第四十三  
条第一項の表の第十一号から第十三号までに掲  
げる設備に係る償却準備金（新法第五十六条の  
四第一項の特定鉄道工事償却準備金、新法第五  
十六条の五第一項の原子力発電工事償却準備金  
及び新法第五十六条の六第一項の特定ガス導管  
工事償却準備金をいう。）の益金算入について  
適用し、法人が施行日前に終了した事業年度  
において取得等をし、その事業の用に供した当該  
設備に係る当該償却準備金の益金算入につ  
いては、なお従前の例による。

十 新法第五十六条の八の規定は、法人の施行日  
以後に終了する事業年度分の所得に対する法人  
税について適用し、法人の施行日前に終了した  
事業年度分の所得に対する法人税については、  
なお従前の例による。この場合において、法人  
の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了  
する事業年度における同条の規定の適用につ  
いては、同条第一項第一号中「当該事業年度の指  
定期間内」とあるのは、「昭和五十一年四月一日  
から当該事業年度終了の日までの期間内」と  
「相当する金額」とあるのは、「相当する金額」と  
当該事業年度開始の日から同年三月三十一日ま  
での期間内における当該政令で定める金額の千  
分の三（当該政令で定める業種に属する事業に  
ついては、千分の六）に相当する金額との合計  
額」とする。  
十一 新法第五十六条の十一第一項に規定する法人  
の昭和五十一年四月一日から昭和五十一年三月  
三十一日までの間に開始する事業年度分の所得

に対する法人税については、次の表の上欄に掲  
げる事業年度の区分に応じ、同項第一号に掲  
げる百分の二十五の割合は同表の中欄に掲げる割  
合とし、同項第二号に掲げる百分の十の割合は  
同表の下欄に掲げる割合とする。  
昭和五十一年四月一日から昭  
和五十二年三月三十一日まで  
の間に開始する事業年度  
昭和五十二年四月一日から昭  
和五十三年三月三十一日まで  
の間に開始する事業年度  
昭和五十三年四月一日から昭  
和五十四年三月三十一日まで  
の間に開始する事業年度  
昭和五十四年四月一日から昭  
和五十五年三月三十一日まで  
の間に開始する事業年度

百分の五	百分の十	百分の十五	百分の二十	百分の二十五
百分の十	百分の十五	百分の二十	百分の二十五	百分の三十
百分の十五	百分の二十	百分の二十五	百分の三十	百分の三十五
百分の二十	百分の二十五	百分の三十	百分の三十五	百分の四十
百分の二十五	百分の三十	百分の三十五	百分の四十	百分の四十五

十二 新法第五十八条の規定は、法人の施行  
日以後に終了する事業年度分の所得に対する法  
人税について適用し、法人の施行日前に終了す  
る事業年度分の所得に対する法人税につ  
いては、なお従前の例による。この場合において、  
法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に  
終了する事業年度において新法第五十八条第一  
項に規定する技術等海外取引による収入金額が  
ある場合における同項の規定の適用につ  
いては、同項中「当該収入金額の百分の五十五」と  
あるのは、「当該事業年度開始の日から昭和五十  
一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額  
の百分の七十（次項第三号に掲げる取引による  
ものについては百分の三十とし、同項第四号に  
掲げる取引によるものについては百分の二十と  
する。）に相当する金額と同年四月一日から当  
該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金  
額の百分の五十五」と、「金額の合計額」とあ  
るのは「金額との合計額」とする。  
（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す  
る経過措置）  
第十三条 新法第六十五条の三及び第六十五条の  
四の規定は、法人が昭和五十一年一月一日以後

に終了する事業年度分の所得に対する法人税に  
ついて適用し、法人の施行日前に終了した事業  
年度分の所得に対する法人税については、なお  
従前の例による。この場合において、同条第一  
項に規定する法人で施行日前に開始し、かつ、  
施行日以後に終了する事業年度終了の時に  
て資本の金額又は出資金額が一億円を超えるも  
のに対する同条の規定の適用については、同項  
中「除して計算した金額」とあるのは、「除し  
て計算した金額（租税特別措置法の一部を改正  
する法律（昭和五十一年法律第五号）の施行の  
日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業  
年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係  
る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五  
十一年三月三十一日までの期間（以下この項に  
おいて「旧積立率適用指定期間」という。）の

月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除し  
て計算した金額の千分の十に相当する金額と当  
該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数か  
ら旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数  
を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計  
算した金額の千分の九に相当する金額との合計  
額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引  
に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数  
を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計  
算した金額の千分の十五に相当する金額と当該  
取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から  
旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を  
乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算  
した金額の千分の十二に相当する金額との合計  
額を加算した金額」とする。



けたものに限る。)に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内におけるものに係る登録免許税については、同条中「昭和四十六年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」とあるのは、「昭和五十一年改正法附則第十四条第二項に規定する政令で定める法人が受けたものであり、かつ、昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」として、同条の規定の例による。

12 電源開発株式会社昭和五十一年三月三十一日以前に行つた資本の増加及び同日以前に取得した旧法第八十二条第二号に規定する権利の保存、設定又は移転について受ける登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「その登記」とあるのは、「その登記(第二号に掲げる事項についての登記にあつては、大蔵省令で定めるところにより昭和五十一年改正法の施行の日以後一年以内におけるものに限る。)」とする。

13 日本航空株式会社、日本航空機製造株式会社、東北開発株式会社、日本自動車ターミナル株式会社又は沖繩電力株式会社が昭和五十一年三月三十一日以前に行つた旧法第八十四条の資本の増加について受ける登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。(揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置)

第十九条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて昭和五十一年七月一日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九条第二項の規定を適用する。

免除の規定	追徴の規定
揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)第十四条の二第二項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十六条の四第四項	同法第十六条の四第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律	同法第十一条第三項

第三十七号) 第十一条 第一項	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税率法(明治四十四年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号) 第七条(日本国にお	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百十二号) 第七条(日本国にお

る国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

2 昭和五十一年七月一日前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四条第三項並びに租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までに揮発油税法第十四条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九条第二項の規定を適用する。

3 昭和五十一年七月一日において、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所(沖繩県の区域内の場所を除く。)で揮発油(揮発油税法第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合には、その合計数量)が五キログラム以上であるときは、当該揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者から移出したものとみなして、一キログラムにつき、七千三百円の揮発油税及び千三百円の地方道路税を課する。

4 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和五十一年八月から十二月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

5 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「八十六分の十三」と、二百八十七分の二百四十三」とあるのは「八十六分の七十三」として、これらの規定を適用する。

6 第三項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量(当該所持数量から揮発油税法第八条第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。)を記載した申告書を、昭和五十一年七月一日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該揮発油が第三項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油の持ち主又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第七条及び地方道路税法第九条の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路税額(第二号に該当する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路税額)にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油で、第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場にもどし入れられた場合 同項の規定の適用がないものとした場合における当該揮発油の製造者

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該揮発油をその移入

した製造場から更に移出した場合 当該揮発油の製造者

(自動車重量税の特例に関する経過措置)

第二十条 昭和五十一年五月一日前に課した、又は課すべきであつた自動車重量税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十年改正法」という。)附則第六条の規定は、昭和五十一年分の所得税について適用し、昭和五十年分の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十年改正法附則第十四条第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十二年三月三十一日法律第九号)抄

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十二年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)

第三条 昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項及び第三条の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

2 居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和五十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得(新法第三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)で政令で定めるものについては、旧法第三条の三第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年十二月三十一日」として、同項及び同条第六項から第九項までの規定の例による。

3 前項の規定の適用を受ける利子所得に対する新法第三条の三の規定の適用については、同条第三項中「利子所得に係る所得税法第八十二条又は第二百三十三条に規定する百分の二十の税率」とあるのは、「租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号。以下「昭和五十二年改正法」という。)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三条の三第一項に規定する税率」とする。

4 新法第四条の規定は、施行日以後に購入する同条第一項に規定する公債について適用する。

5 新法第四条第一項に規定する個人が、施行日以前に購入した旧法第四条第一項に規定する国債のものを有する場合には、当該国債については、その者が施行日において新法第四条の要件に従つて購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

(配当所得に関する経過措置)

第四条 昭和五十二年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項及び第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

2 居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、施行日から昭和五十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(新法第八条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。)については、旧法第八条の三第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年十二月三十一日」として、同項及び同条第六項の規定の例による。

3 前項の規定の適用を受ける配当所得に対する新法第八条の三の規定の適用については、同条第三項中「配当所得に係る所得税法第八十二条又は第二百三十三条に規定する百分の二十の税率」とあるのは、「昭和五十二年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の三第一項に規定する税率」とする。

4 居住者、国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、施行日から昭和五十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき配当所得(証券投資信託の収益の分配に係るもの及び新法第

八条の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。)については、旧法第九条第一項中「昭和五十五年十二月三十一日」とあるのは、「昭和五十二年十二月三十一日」として、同条の規定の例による。

(個人の税額控除に関する経過措置)

第五条 新法第十条第一項に規定する個人のうち、情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号。以下「振興法」という。)第二項第三項に規定する情報処理サービス業及びソフトウェア業を営むもの(当該情報処理サービス業又は当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く。)が昭和五十二年分から昭和五十五年分までの各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される電子計算機に関する情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものに係る費用を支出する場合には、新法第十条第二項中「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究(電子計算機に関する情報処理に関する高度の技術の研修で昭和五十二年改正法附則第五条に規定する政令で定めるものを含む。)」として、同条の規定の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第六条 新法第十一条の表の第一号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 個人が施行日から昭和五十二年七月三十一日までの間に取得等をする旧法第十一条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産(同号に規定する高圧ガスにより生ずる災害による人身の被害の防止に資するものに限る。)をその事業の用に供する場合には、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前に旧法第十一条の表の第七号の政令で定められた設備に係る同項の政令で定める期間内に取得又は製作をされた当該設備については、なお従前の例による。

4 個人が旧法第十一条の表の第七号に規定する検査用の機械その他の設備のうちその設

置をすることが緊急に必要なもので施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に政令で定めるもの(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。以下「昭和五十三年改正法」という。))第一条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という。))による改正後の租税特別措置法(第六項並びに附則第十一条第四項及び第六項において「昭和五十四年改正法」という。)第十条の二又は昭和五十四年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二の規定の適用を受けるものを除く。)を政令で定める期間内に取得又は製作をする場合には、同項中「政令で定める期間」とあるのは、「租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号。以下「昭和五十二年改正法」という。))附則第六条第四項に規定する政令で定める期間」と、同項の表の第七号中「一般消費者の生活の用」とあるのは、「一般消費者の日常生活の用」と、「のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの」とあるのは、「昭和五十二年改正法附則第六条第四項に規定する政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

5 第二項及び前項の規定の適用がある場合における新法第十二条の二から第十四条まで、第十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、新法第十二条の二第一項中「前二条」とあるのは、「前二条(昭和五十二年改正法附則第六条第二項及び第四項を含む。)」と、新法第十二条の三第一項中「前三条」とあるのは、「前三条(昭和五十二年改正法附則第六条第二項及び第四項を含む。)」と、新法第十三条第一項、第十三条の二第二項、第十四条第二項、第十六条第一項、第十六条の二第二項、第二十八条の三第三項、第三十三条の六第二項及び第三十三条の三第二項中「第十一条」とあるのは、「第十一条(昭和五十二年改正法附則第六条第二項及び第四項を含む。)」とする。

6 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第十二条の四の規定の適用につい

ては、なお従前の例による。

7 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第十二条の四の規定の適用につい

ては、なお従前の例による。

8 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第十二条の四の規定の適用につい

ては、なお従前の例による。

9 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第十二条の四の規定の適用につい

ては、なお従前の例による。

10 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第十二条の四の規定の適用につい

ては、なお従前の例による。

11 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第十二条の四の規定の適用につい

ては、同条第一項中「第十一条」とあるのは、「第十一条（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九号）附則第六条第四項を含む。）とする。

7 個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第八号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

第七節 新法第十九条第一項に規定する個人が昭和五十二年（同年が事業を廃止した日の属する年である場合を除く。）において総収入金額算入猶予額を有する場合における当該総収入金額算入猶予額に係る旧法第十九条第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、当該総収入金額算入猶予額の三分の一に相当する金額（当該金額がその年の十二月三十一日における総収入金額算入猶予残額（総収入金額算入金額から同日までに第三項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日までにこの項の規定により総収入金額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）を超える場合には、当該総収入金額算入猶予残額に相当する金額）は、昭和五十二年から昭和五十四年までの各年の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

2 前項に規定する総収入金額算入猶予額とは、旧法第十九条第三項の規定により昭和五十二年分の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入されることとなる同項に規定する価格変動準備金の金額（第一号において「昭和五十一年分価格変動準備金の金額」という。）が昭和五十二年十二月三十一日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額がある場合には、当該残額に相当する金額を控除した金額）をいう。

1 昭和五十一年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額（昭和五十一年分価格変動準備金の金額が当該計算した金額に満たない場合には、当該昭和五十一年分価格変動準備金の金額）  
二 昭和五十二年十二月三十一日において新法第十九条第一項に規定するたな卸資産につき

3 旧法第十九条第一項に定めるところにより計算した金額  
第一項の規定の適用を受けている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合  
その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における総収入金額算入猶予残額

二 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合  
その譲渡し、又は廃止した日における総収入金額算入猶予残額  
三 第一項及び前二号の場合以外の場合において総収入金額算入猶予残額を取り崩した場合  
その取り崩した日における当該総収入金額算入猶予残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 個人が昭和五十二年一月一日において有する旧法第二十条第一項に規定する海外市場開拓準備金の金額（既に同条第六項又は第七項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額を除く。）は、当該個人が新法第二十条第一項の規定により積み立てた同項の中小企業海外市場開拓準備金の金額とみなす。  
（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第八節 昭和五十二年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

第九節 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
（法人の税額控除に関する経過措置）

第十節 新法第四十二条の三第一項に規定する法人のうち、情報処理振興事業協会等に関する法

律第二条第三項に規定する情報処理サービス及びソフトウェア業を営むもの（当該情報処理サービス業又は当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業を併せ営むものを除く。）が施行日から昭和五十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研究で政令で定めるものに係る費用を支出する場合又は、新法第四十二条の三第二項中「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究」とあるのは、「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究」とあるのは、「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究（電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研究で昭和五十二年改正法附則第十条に規定する政令で定めるものを含む。）」として、同条の規定の例による。

第十一節 新法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が施行日から昭和五十二年七月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産（同号に規定する高圧ガスにより生ずる災害による人身の被害の防止に資するものに限る。）をその事業の用に供する場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第七号の政令で定められた設備に係る同項の政令で定める期間内に取得又は製作をされた当該設備については、なお従前の例による。

4 法人が旧法第四十三条第一項の表の第七号に規定する検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なもので施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に政令で定めるもの（昭和五十三年改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の五、昭和五十四年新法第四十二条の四又は昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五の規定の適用を受けるものを除く。）を政令で定める期間内に取得又は製作をする場合には、同項中「政令で定める期間」とあるのは「昭和五十二年改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定める期間」と、同項の表の第七号中「一般消費者の生活の用」とあるのは「一般消費者の日常生活の用」と、「のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるもの」とあるのは「昭和五十二年改正法附則第十一条第四項に規定する政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

5 第二項及び前項の規定の適用がある場合における新法第四十五条から第四十七条まで、第四十九条から第五十一条の二まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条（昭和五十二年改正法附則第十四条第二項及び第四項を含む。）」と、新法第四十五条の二第一項中「前三条」とあるのは「前三条（昭和五十二年改正法附則第十一条第二項及び第四項を含む。）」と、新法第四十五条の三第一項、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第二項、第五十一条の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七第七項（第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四第六項中「第四十三條」とあるのは「第四十三條（昭和五十二年改正法附則第二十一条第二項及び第四項を含む。）」とする。

6 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第四十五条の四の規定の適用については、同条第一項中「第四十三條」とあるのは、「第四十三條（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九号）附則第二十一条第四項を含む。）」とする。

7 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第八号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)  
第十二条 新法第五十三条第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度(当該事業年度が解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度である場合を除く。以下次項までにおいて「改正事業年度」という。)において、

益金算入猶予額を有する場合における当該益金算入猶予額に係る旧法第五十三条第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後三年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該益金算入猶予額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して算出した金額(当該金額が当該各事業年度終了の日における益金算入猶予残額(益金算入猶予額から同日までに第三項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同日前に終了した事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を超える場合には、当該益金算入猶予残額)に相当する金額を当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項に規定する益金算入猶予額とは、旧法第五十三条第三項の規定により改正事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されることとなる同項に規定する価格変動準備金の金額(第一号において「直前年度末価格変動準備金の金額」という。)が改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額(第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額がある場合には、当該残額に相当する金額を控除した金額)をいう。

一 改正事業年度の直前の事業年度終了の日に、旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額(直前年度末価格変動準備金の金額が当該合計額に満たない場合には、当該直前年度末価格変動準備金の金額)をいう。

二 改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項に規定するたな卸資産及び有価証券につき旧法第五十三条第一項各号に定めるところにより計算した金額の合計額  
三 第一項の規定の適用を受けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合

3

には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合  
二 解散した場合  
三 第一項及び前二号の場合以外の場合において合併法人に引き継がれたものを除く。  
四 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 新法第五十三条第一項に規定する法人が合併をした場合における第一項に規定する益金算入猶予額の処理その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
6 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。

七 新法第五十六条の七第一項に規定する法人の施行日以後一年以内に開始する各事業年度に係る同項第二号の規定の適用については、同号中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(当該金額が当該事業年度について昭和五十二年改正法による改正前の租税特別措置法第五十六条の七第一項第二号の規定を適用した場合に算出される同号に規定する累積限度額に満たない場合には、当該計算した金額に当該満たない部分の金額の二分の一に相当する金額を加算した金額)」とする。

八 新法第七十二条から第七十四条までの規定は、施行日以後に新築されるこれらの規定に規定する家屋の所有権の保存の登記、当該家屋の所有権の移転の登記及び当該家屋についての抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築された当該家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

九 新法第七十九条第一項の規定は、施行日以後に新造される同項に規定する船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された当該船舶の当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

十 新法第八十一条の二第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する合併により取得する不動産又は漁船の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた当該合併により取得したこれらの権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

十一 新法第八十一条の二第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する合併により取得する不動産又は漁船の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた当該合併により取得したこれらの権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

十二 新法第七十七条の規定は、内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発行する同条に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)

十三 新法第七十七条の規定は、内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発行する同条に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)

規定する期間内にその製造に係る製造場から移出されたもので、同項の規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。  
2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附則(昭和五十二年三月三十一日法律第一号)抄  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 前項の規定による改正後の租税特別措置法第八十一条の規定は、昭和五十二年五月一日以後に受ける同条各号に掲げる事項についての登記につき課されるべき登録免許税について適用し、同日前に受けたこれらの登記につき課された又は課されるべきであつた登録免許税については、なお従前の例による。  
附則(昭和五十二年三月三十一日法律第一号)抄  
第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法第三十四条第二項第二号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第三十七条第一項の表の第六号及び第六十五号の三第一項第二号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第四号の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十五条の七第一項の表の第六号の改正規定は、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第二十六号)の施行の日から施行する。  
(所得税の特例に関する経過措置の原則)  
第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十三年分以後の所得税について適用し、昭和五十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
(民間外貨債の利子の非課税等に関する経過措置)  
第三条 新法第七十七条の規定は、内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発行する同条に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)

第七條に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

2 新法第四十一条の十三の規定は、非居住者が施行日以後に発行される同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(特定の農業協同組合等の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置等)

4 旧法第九條第一号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めた当該認定を受けたもの又は同条第三号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)附則第二項の規定により同号の合併による認定を求めた当該認定を受けたものについて、居住者又は内国法人が交付を受ける同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

2 旧法第九條第二号の森林組合で施行日前に同号に規定する認定を受けたもの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

3 青色申告書を提出する漁業協同組合で政令で定めるもののうち施行日から昭和六十年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めた施行日以後に当該認定を受けたもの合併により、居住者又は内国法人が施行日以後に交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十五条第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、旧法第九條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三号中「漁業協同組合」とあるのは、「漁業協同組合のうち租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。以下「昭和五十三年改正法」という。)(附則第四條第三項に規定する政令で定めるもの)」とする。

4 青色申告書を提出する農業協同組合(清算中のものを除く)で、農業協同組合併助成法

の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五号。以下「昭和五十五年法律第五号」という)の施行の日から昭和五十七年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和五十五年法律第五号の施行の日以後に当該認定を受けたもの、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十号。以下「昭和六十一年法律第十号」という)の施行の日から平成四年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十一年法律第十号の施行の日以後に当該認定を受けたもの若しくは農業協同組合併助成法の一部を改正する法律(平成四年法律第五十七号。以下「平成四年法律第五十七号」という)の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法第二條第一項の規定により同法附則第二項の認定を求め、平成四年法律第五十七号の施行の日以後に当該認定を受けたもの、青色申告書を提出する森林組合(清算中のものを除く)で、森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第七十六号。以下「昭和六十二年法律第七十六号」という)の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に森林組合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第七十六号の施行の日以後に当該認定を受けたもの又は青色申告書を提出する漁業協同組合(清算中のものを除く)で、漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律(昭和六十五年法律第十五号。以下「昭和六十五年法律第十五号」という)の施行の日から平成五年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十五年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けたもの若しくは漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律(平成五年法律第二十四号。以下「平成五年法律第二十四号」という)の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に漁業協同組合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、平成五年法律第二十四号の施行の日以後に当該認定を受けたもの合併(平成十三年三月三十一日までに行為される合併に限る)により、居住

者又は内国法人が交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法第二十五条第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下「昭和五十五年改正法」という)による改正前の租税特別措置法(以下「昭和五十五年旧法」という)第九條の規定の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

5 新法第十一條第一項の表の第五号及び第六号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ)をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一項の表の第六号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十一條第一項の表の第四号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をされる当該減価償却資産については、なお従前の例による。

4 前二項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第十二條の二から第十四條まで、第十六條、第十六條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十條の二第一項中「次条から」とあるのは「次条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。以下「昭和五十三年改正法」という)附則第五條第二項及び第三項を含む)から」と、新法第十二條の二第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む)」と、新法第十二條の三第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む)」と、新法第十三條の二第一項、第十四條第二項、第十六條第一項及び第十六條の二第二項中「第十一條」とあるのは「第十一條(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む)とする。」とする。

7 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する公害防止施設について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項

十一條(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む)と、新法第二十八條の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十條の二から」とあるのは「第十條の二、第十一條(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む)」、第十二條から」とする。

5 第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という)による改正後の租税特別措置法(以下この項及び附則第十四條第五項において「昭和五十四年新法」という)第十條の二及び第十二條の四の規定の適用については、昭和五十四年新法第十條の二第一項中「次条から」とあるのは「次条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。第十二條の四第一項において「昭和五十三年改正法」という)附則第五條第二項を含む)から」とし、昭和五十四年新法第十一條の四第一項中「第十一條」とあるのは「第十一條(昭和五十三年改正法附則第五條第二項を含む)とする。」とする。

6 第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号)による改正後の租税特別措置法(以下この項、附則第十四條第六項及び第十八條第六項において「昭和五十五年新法」という)第十一條から第十二條の三までの規定の適用については、昭和五十五年新法第十二條第一項中「前条」とあるのは「前条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。第十二條の二及び第十二條の三において「昭和五十三年改正法」という)附則第五條第二項を含む)と、昭和五十五年新法第十二條の二第一項及び第二項中「第十一條」とあるのは「第十一條(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む)とする。」とする。

7 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する公害防止施設について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項

が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項



に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。  
8 新法第十二条の第二項の表の第一号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の第二項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

9 新法第十三条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。  
10 新法第十三条の第二項第一号の規定は、次項に定める場合を除き、施行日以後に同号に規定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受ける同号に規定する商工組合等の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算について適用し、施行日前に旧法第十三条の第二項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受けた同号に規定する商工組合等の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

11 旧法第十三条の第二項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき施行日以前一年以内に同号の承認を受けた同号に規定する商工組合等の構成員である個人で同号に規定する他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員であつたため同号に掲げる場合に該当しなかつたものが、当該中小企業構造改善計画を実施する場合において、その実施する中小企業構造改善計画が新法第十三条の第二項第一号に掲げる事業について定められた同号の規定であるときは、その実施する中小企業構造改善

計画に係る承認が施行日にされたものとみなして、当該個人が施行日以後に取得等をする同号に掲げる減価償却資産につき同条の規定を適用する。  
12 新法第十三条の第二項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受ける同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算について適用し、施行日前に旧法第十三条の第二項第二号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受けた同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

13 新法第十三条の第二項第三号の規定は、施行日以後に同号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却費の額の計算について適用し、施行日前に旧法第十三条の第二項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却費の額の計算については、なお従前の例による。  
14 新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する施設建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する特定建築物等については、なお従前の例による。

15 個人が施行日前に納付した旧法第十八条の第二項に規定する事業者負担金については、なお従前の例による。  
第六条 (個人の準備金に関する経過措置)  
旧法第二十条の第二項の公害防止準備金を積み立てている個人の昭和五十三年一月一日における昭和五十二年から繰り越された同条第二項に規定する公害防止準備金の総収入金額への算入については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出する個人で旧法第二十条の第二項に規定する指定事業を営むものが、昭和五十三年一月一日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内の年の属する各年(事業を廃止した日の属する年のを除く。)において、公害の防止に要する費用の支出に備えるための準備金として公害防止準備金を積み立てる場合に

は、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十三年一月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額(昭和五十三年にあつては、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一・五(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の三)に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の二)に相当する金額との合計額)」として、同条の規定の例による。  
第七條 (個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)  
新法第二十一条に規定する個人の昭和五十三年分の事業所得に係る総収入金額のうち同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五」とあるのは「昭和五十三年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相当する金額」とあり、同項中「当該収入金額の百分の三十五」とあるのは「金額との合計額」とする。

第八條 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)  
新法第二十八条の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税について適用し、個人が施行日前に行った当該土地の譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。この場合において、個人が施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に行う当該土地の譲渡等については、同条第二項第一号から第六号までの規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第二十八条の四第二項の規定の例によることができる。  
第九條 (認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置)  
新法第二十八条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条にお

いて同じ。)に規定する還付所得年分が昭和四十九年分である場合における同条第一項の規定により読み替えられた所得税法第四十条又は第四百四十一条の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十五号)附則第七條の規定に準じて計算した所得税の額による。  
2 新法第二十八条の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十三年において生じた同項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法第四十条又は第四百四十一条の規定による所得税の還付の請求については、これらの規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができる。

3 前項の場合において、同項に規定する居住者の昭和五十三年において生じた純損失の金額につき、既に所得税法第四百四十一条又は第四百四十一条の規定による所得税の還付の請求をしている居住者(新法第二十八条の五第二項に規定する相続人を含む。次項において同じ。)については、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。  
4 前項の規定に該当する居住者で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金の額のうち第二項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に達するまでの金額は、同項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。  
(給与所得者が住宅等の譲渡を受け又は住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例に関する経過措置)  
第十條 新法第二十九条第一項の規定は、同項に規定する給与所得者等(以下この条において「給与所得者等」という。)が施行日以後に同項に規定する住宅等を低い価額の対価により譲り受ける場合における経済的利益について適用し、給与所得者等が施行日前に当該住宅等を低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、なお従前の例による。

2 新法第二十九条第二項の規定は、給与所得者等が同項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済

的利益で施行日以後の期間に係るものについて適用し、給与所得者等が当該資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益で施行日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

3 新法第二十九条第三項の規定は、給与所得者等が施行日以後に同項に規定する利子に充てるため金銭の支払を受ける場合における同項に規定するその支払を受ける金額について適用し、給与所得者等が施行日前に当該利子に充てるため金銭の支払を受けた場合における旧法第二十九条第三項に規定するその支払を受けた金額については、なお従前の例による。

置) 第十一条 新法第三十二条第三項の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する土地等の譲渡で同項に規定する証明がされたものに係る所得税について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十二条第三項に規定する土地等の譲渡で同項に規定する証明がされたものに係る所得税については、なお従前の例による。この場合において、個人が施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に行つた新法第三十二条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する土地等の譲渡については、同条第三項の規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第三十二条第三項の規定の例によることができる。

第十二条 (住宅取得控除に関する経過措置) 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十三年一月一日以後に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十三年十二月三十一日以前に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

第十三条 (法人税の特例に関する経過措置の原則) 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第十四条 (法人の減価償却に関する経過措置) 新法第四十三条第一項の表の第五号、第六号及び第九号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第六号及び第十三号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第八号に規定する政令で定められた電子計算機に係る同項の政令で定める期間内に取得又は製作をされる当該電子計算機については、なお従前の例による。

4 前二項の規定の適用がある場合における新法第四十五条から第四十七条まで、第四十九条から第五十一条までの二まで、第六十四条から第六十六条まで、第六十五条の七、第六十五条の八、第六十六条の五及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十三年改正法附則第十四条第二項及び第三項を含む。)」と、新法第四十五条第二項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十三年改正法附則第十四条第二項及び第三項を含む。)」と、新法第四十五条の二第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十三年改正法附則第十四条第二項及び第三項を含む。)」と、新法第四十五条の三第一項、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十一条の二第二項、第六十四条第六項、第六十五条第六項(第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第七項(第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。)、第六十六条の五第一項及び第六十七条の四第六項中「第四十三条」とあるのは「第四十三条(昭和五十三年改正法附則第十四条第二項及び第三項を含む。)」とする。

5 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第四十二条の四及び第四十五条の四の規定の適用については、昭和五十四年新法第四十二条の四第一項中「次条から」とあるのは「次条(租税特別措置法及び国

6 第二項の規定の適用がある場合における昭和五十五年新法第四十二条の四、第四十五条及び第四十五条の二の規定の適用については、昭和五十五年新法第四十二条の四第一項中「(次条)とあるのは「(次条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。第四十五条の四第一項において「昭和五十三年改正法」といふ。))附則第十四条第二項を含む。))から」とし、昭和五十四年新法第四十五条の四第一項中「(第四十三条)とあるのは「(第四十三条(昭和五十三年改正法附則第十四条第二項及び第三項を含む。))とする。

7 施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第九号から第十一号までの規定に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同条の第九号から第十一号までの設備については、なお従前の例による。

8 新法第四十四条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する公害防止施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

9 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をしてその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

10 新法第四十五条の三第一項第一号の規定は、次に定める場合を除き、施行日以後に同号に規定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受ける同号に規定する商工組合等の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算について適用し、施行日前に旧法第四十五条の三第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受けた同号に規定する商工組合等の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

11 旧法第四十五条の三第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき施行日前一年以内

12 新法第四十五条の三第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受ける同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算について適用し、施行日前に旧法第四十五条の三第二号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受けた同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

13 新法第四十五条の三第三号の規定は、施行日以後に同号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の承認を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却限度額の計算について適用し、施行日前に旧法第四十五条の三第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の承認を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員

の承認を受けた同号に規定する同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

の有する同号に掲げる漁船の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

14 新法第四十六条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六条第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。

15 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同号に規定する施設建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する特定建築物等については、なお従前の例による。

16 法人が施行日前に納付した旧法第五十二条の第二項に規定する事業者負担金については、なお従前の例による。

#### 第十五条 (法人の準備金に関する経過措置)

新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日から昭和五十四年三月三十一日までの間に取得する政令で定める株式(出資を含む。)又は債権については、新法第五十五条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項第一号中「法人(製造業、建設業その他の政令で定める事業を主として営むことを目的とするものに限る。）」とあるのは「法人」と、同条第五項第三号イ中「百分の六十一・五」とあるのは「百分の六十二・五(昭和五十四年三月三十一日以前に該当することとなつた場合には、百分の二十五)」と、同号ロ中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十五(昭和五十四年三月三十一日以前に該当することとなつた場合には、百分の七十七)」とする。

2 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等で政令で定めるものを取得し同項の規定の適用を受けた場合において、施行日以後に新法第五十五条第五項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。この場合において、施行日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内に当該特

定株式等に係る同条第一項の表の第四号又は第五号の上欄に掲げる法人が同条第五項第三号イに掲げる場合に該当することとなつたときは同号イ中「百分の六十二・五」とあるのは「百分の二十五」とし、当該期間内に同表の第六号又は第七号の上欄に掲げる法人が同項第三号ロに掲げる場合に該当することとなつたときは同号ロ中「百分の八十五」とあるのは「百分の七十一」とする。

3 新法第五十六条の四の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る鉄道設備支出金額(同項に規定する特定鉄道設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。

4 新法第五十六条の五の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額(同項に規定する特定発電設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十号に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

5 新法第五十六条の六の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る供給設備支出金額(同項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事に係る当該供給設備支出金額については、なお従前の例による。

6 旧法第五十六条の八第一項の公害防止準備金を積み立てている法人の施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における同条第二項に規定する公害防止準備金の金額(当該直前の事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入された金額を含む。)の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 青色申告書を提出する法人で旧法第五十六条の八第一項に規定する指定事業を営むものが、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、及びの防止に要する費用の支出に備えるための準備金とし

て公害防止準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十三年三月三十一日を含む事業年度(以下この項において「経過年度」という。)開始の日から昭和五十六年三月三十一日まで」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一」と、「百分の三」とあるのは「百分の二」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額(当該事業年度が経過年度である場合は、当該経過年度開始の日から昭和五十三年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の百分の一・五(当該政令で定める業種に属する事業については、百分の三)に相当する金額と同年四月一日から当該経過年度終了の日までの期間内における当該政令で定める金額の百分の一(当該政令で定める業種に属する事業については、百分の二)に相当する金額との合計額)」として、同条の規定の例による。

8 旧法第五十七条の第三第一項の違約損失補償準備金を積み立てている法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日における同項第二号に規定する違約損失補償準備金の金額(当該直前の事業年度において同項の規定により損金の額に算入された金額を含む。)の益金の額への算入については、政令で定める。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十六条 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了する事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十三年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十七条 新法第六十三条の規定は、法人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において行う当該土地の譲渡等のうち施行日以後に行うものについては、同条第三項第一号から第六号までの規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第六十三条第三項の規定の例によることができる。

2 新法第六十三条第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する各事業年度において新法第六十六条の五の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

3 法人が昭和五十三年一月一日前に行つた旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡で同項第三号に掲げる場合に該当するものに係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の課税の特例に関する経過措置等) 第十八条 旧法第六十六条第一項第一号ロに規定する法人が施行日前に同項に規定する承認を受けて合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条第一項第三号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めたもの又は同条第一項第六号の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めたものが、同条第一項第三号又は第六号に規定する認定を受けて合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六条第一項第四号の森林組合で施行日前に同号に規定する認定を受けたものが合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

4 青色申告書を提出する漁業協同組合で政令で定めるものが施行日から昭和六十三年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、施行日以後に当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、旧法第六十六条及

び第六十六条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第六十六条第一項第六号中「漁業協同組合」とあるのは、「漁業協同組合のうち昭和五十三年改正法附則第十八条第四項に規定する政令で定めるもの」とする。

5 前項の規定の適用がある場合における新法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「認定」とあるのは「認定（昭和五十三年改正法附則第十八条第四項の規定によりその効力を有するものとされる昭和五十三年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項第六号に規定する認定を含む。）」、新法第六十一条第三項第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六條第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第四項を含む。）」とする。

6 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十三年新法第六十一条及び第六十三條の規定の適用については、昭和五十三年新法第六十一条第一項中「二千五百万円を超える事業年度」とあるのは「二千五百万円を超える事業年度（当該法人が昭和五十三年改正法附則第十八條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十三年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項第六号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。）」と、昭和五十三年新法第六十三條第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併（昭和五十三年改正法附則第十八條第四項の規定の適用を受けるものを除く。）により」とする。

7 青色申告書を提出する農業協同組合（清算中のものを除く。以下この項において同じ。）が昭和五十三年法律第五号の施行の日から昭和五十七年三月三十一日まで間に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和五十三年法律第五号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、昭和五十三年旧法第六十六条及び第六十六條の二の規定の例による。青色申告書を提出する農業協同組合が昭和六十一年法律第十号の施行の日から平成四年三月三十一日まで間に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定

を求め、昭和六十一年法律第十号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合及び平成四年法律第五十七号の施行の日から平成十三年三月三十一日まで間に農業協同組合併助成法第二條第一項の規定により同法第四條第二項の認定を求め、平成四年法律第五十七号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合（平成十三年三月三十一日まで当該合併をする場合に限る。）、青色申告書を提出する森林組合（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が昭和六十一年法律第七十六号の施行の日から平成十三年三月三十一日まで間に森林組合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十一年法律第七十六号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合（平成十三年三月三十一日まで当該合併をする場合に限る。）、並びに青色申告書を提出する漁業協同組合（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が昭和六十一年法律第十五号の施行の日から平成十五年三月三十一日まで間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十一年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合及び平成十五年三月三十一日まで間に漁業協同組合併促進法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、平成十五年法律第二十四号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合（平成十三年三月三十一日まで当該合併をする場合に限る。）、並びに同法附則第三項の認定を求め、平成十五年法律第二十四号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合（平成十三年三月三十一日まで当該合併をする場合に限る。）、における法人税についても、同様とする。

8 前項前段の規定の適用がある場合における昭和五十三年改正法による改正後の租税特別措置法第六十一条及び第六十三條の規定の適用については、同法第六十一条第一項中「超える事業年度」とあるのは「超える事業年度（当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三條第一項第四号において「昭和五十三年改正法」という。）附則第十八條第七項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第九号）による改正前の租税特別措置法（第六十三條第一項第四号において「昭和五十三年旧法」という。）第六十六條第一項第一号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。）」と、同法第六十三條第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併（昭和五十三年改正法附則第十八條第七項の規定によりその例によることとされる昭和五十三年旧法第六十六條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）により」とする。前項後段の規定の適用がある場合及び青色申告書を提出する農業協同組合が平成四年法律第五十七号の施行の日から平成十三年三月三十一日まで間に農業協同組合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該認定を受けて同年四月一日から平成十四年三月三十一日まで間に合併をする場合、青色申告書を提出する森林組合が昭和六十一年法律第七十六号の施行の日から平成十四年三月三十一日まで間に森林組合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該認定を受けて平成十三年四月一日以後に合併をする場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合が平成十五年法律第二十四号の施行の日から平成十五年三月三十一日まで間に漁業協同組合併促進法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を

併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。）」と、同法第六十三條第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併（昭和五十三年改正法附則第十八條第七項の規定によりその例によることとされる昭和五十三年旧法第六十六條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）により」とする。前項後段の規定の適用がある場合及び青色申告書を提出する農業協同組合が平成四年法律第五十七号の施行の日から平成十三年三月三十一日まで間に農業協同組合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該認定を受けて同年四月一日から平成十四年三月三十一日まで間に合併をする場合、青色申告書を提出する森林組合が昭和六十一年法律第七十六号の施行の日から平成十四年三月三十一日まで間に森林組合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該認定を受けて平成十三年四月一日以後に合併をする場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合が平成十五年法律第二十四号の施行の日から平成十五年三月三十一日まで間に漁業協同組合併促進法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を

求め、当該認定を受けて平成十三年四月一日以後に合併をする場合における平成十年改正法第一條の規定による改正後の租税特別措置法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「各事業年度（当該法人の設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度については、当該各事業年度終了の日における出資総額が一億円以下である場合における当該各事業年度に限る。）」とあるのは、「各事業年度」とする。（特定の基金に対する負担金等の損算入の特例に関する経過措置）

第十九條 新法第六十六條の十二第二項第二号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する掛金について適用する。（利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過措置）

第二十條 新法第六十八條の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧法第六十八條に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。（認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第二十一條 新法第六十八條の二に規定する内国法人の昭和五十二年六月一日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二條第二十号に規定する欠損金額に係る新法第六十八條の二の規定により読み替えられた法人税法第八十一條第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ

2 前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十一條第一項の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

3 前項の規定に該当する内国法人で第一項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合

には、当該還付金は、第一項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

(贈与税及び相続税に関する経過措置)

第二十二條 新法第七十條の四第三項、第四項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同条第三項に規定する使用貸借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る贈与税について適用し、施行日前に旧法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同項第一号に規定する使用貸借による権利の設定がされた場合における当該農地等に

係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新法第七十條の六第八項の規定は、施行日以後に新法第七十條の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる新法第七十條の六第一項に規定する農地、採草放牧地又は準農地(以下この項において「農地等」という。)の取得をした同条第一項の農業相続人に係る相続又は遺贈に係る相続税について適用し、施行日前に旧法第七十條の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた当該農地等の取得をした旧法第七十條の六第一項の農業相続人に係る相続又は遺贈に係る相続税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置等)

第二十三條 新法第七十五條の二の規定は、同条に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が施行日以後に新築し、又は取得する同条の規定に該当する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、これらの者が施行日前に新築し、又は取得した当該家屋については、これらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十六條第一項及び第三項の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十六條第一項及び第三項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の規定は、施行日以後に行われる交換により取得する同条の規定に該当する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた交換により

取得した旧法第七十七條の規定に該当する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の三の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同条の規定に該当する土地の所有権又は借借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該法人が施行日前に買入れ又は借受けをした当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七條の四の規定中準農地に係る部分は、施行日以後に受ける同条第一項に規定する準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該準農地の取得が施行日前にされた同項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する公告に係るものであるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該勧告、調停又はあつせんがあつた日」とあるのは、「昭和五十三年改正法の施行の日」と、同条第二項中「当該交換分合に係る同法第十三條の二第二項に規定する交換分合計画の同法第十三條の四において準用する土地改良法第九十九條第十二項の規定による公告があつた日」とあるのは、「昭和五十三年改正法の施行の日」とする。

6 新法第七十七條の七の規定は、施行日以後に同条に規定する農林漁業者又は団体に對して行われる同条の規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にこれらの者に対して行われた当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八條の三第一項の規定中土地に係る部分は、施行日以後に同項に規定する事業協同組合等が取得する同項に規定する土地を当該事業協同組合等の組合員又は所屬員たる同項に規定する中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に当該事業協同組合等が取得した当該土地を当該中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新法第七十八條の三第一項の規定中建物に係る部分は、前項の中小企業者が施行日以後に受ける同条第一項に規定する建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該中小企業者が施行日前に取得した当該建物について受ける所有権の移転の登記に係る登録免許税に對する同項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

9 新法第七十八條の四第三項第四号の規定は、同号に掲げる中央会が施行日以後に受ける同号に掲げる事業に係る債権を担保するための抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税について適用する。

10 新法第八十一條第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項につき受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされたこれらの勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る当該事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧法第八十一條の二第一項の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めたもの又は同条第一項の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めたものが、それぞれこれらの認定を受けて合併した場合における同条第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧法第八十一條の二第一項の森林組合で施行日前に森林組合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)第四條第二項の認定を受けたものが合併した場合における旧法第八十一條の二第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13 漁業協同組合で政令で定めるものが施行日から昭和六十年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、施行日以後に当該認定を受けて合併する場合における旧法第八十一條の二第一項に規定する登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「又は漁業協同組合」とあるのは、「又は漁業協同組合のうち昭和五十三年改正法附則第二十三條第十三項

に規定する政令で定めるものが」と、「千分の一」とあるのは「千分の一(当該漁業協同組合が、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号)の施行の日以後に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、当該認定を受けて合併した場合には、千分の一)」とする。

14 新法第八十二條第一号及び第八十四條の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する資本の増加について受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第八十二條第一号及び第八十四條に規定する資本の増加について受ける登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

15 農業協同組合が昭和五十五年法律第五号の施行の日から昭和五十七年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和五十五年法律第五号の施行の日以後に当該認定を受けて合併する場合における当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した農業協同組合が当該合併により取得する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、昭和五十五年改正法による改正後の租税特別措置法第八十一條の二第一項の規定の例による。

16 農業協同組合が昭和六十一年法律第十号の施行の日から平成四年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法第二條第一項の規定により同法第四條第二項の認定を求め、平成四年法律第五十七号の施行の日以後に当該認定を受けて合併する場合における当該合併後存続する農業協同組合若しくは当該合併により設立した農業協同組合が当該合併により取得する不動産の権利、森林組合が昭和六十二年法律第七十六号の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に森林組合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、昭和六十二年法律第七十六号の施行の日以後に当該認定を受けて合併する場合における当該合併後存続する森林組合若しくは当該合併により設立した森林組合が当該合併により取得する不動産の権利又は漁業協同組合が昭和六十三年法律第

十五号の施行の日から平成五年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、昭和六十三年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合若しくは平成五年法律第二十四号の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に漁業協同組合併促進法第二十条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、平成五年法律第二十四号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合における当該合併後存続する漁業協同組合若しくは当該合併により設立した漁業協同組合が当該合併により取得する不動産若しくは漁船の権利の移転の登記に係る登録免許税については、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号）による改正前の租税特別措置法第八十一条の第二項の規定の例による。

17 前項の規定により租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の租税特別措置法第八十一条の第二項の規定の例によることとされる同項に規定する登記の場合における所得税法等の一部を改正する法律第九十一条の規定による改正後の租税特別措置法第七十一条第二項の規定の適用については、同条中「第八十二条」とあるのは、「第八十一条（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）附則第二十三条第十六項を含む。）とする。

**第二十四条** 施行日前に旧法第九十条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出され、又は旧法第九十条の第二項の承認を受けて保税地域から引き取られた揮発油に係る揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。  
 （租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第二十六条** 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第五条の規定は、昭和五十三年分以後の所得税について適用し、昭和五十二年分の所得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第十条の規定は、法人の施行日

以後に開始する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

**附則（昭和五十三年四月一八日法律第二十五号）抄**  
 （施行期日等）

**第一条** この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年六月一日以後に原油の採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等に対する石油税について適用する。

**附則（昭和五十三年五月一日法律第三六号）抄**  
 （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則（昭和五十三年五月一六日法律第四七号）抄**  
 （施行期日）

**第一条** この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条の改正規定、第三条の改正規定、第四条の改正規定、第九条の改正規定、第十条の改正規定、第十条の次に二条を加える改正規定（第十条の二に係る部分に限る）、第十五条の改正規定、第十三条の改正規定、第十五条の改正規定（進学資金を貸し付ける業務に係る部分を除く）、第十六条第三項の次に二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）及び附則第二条の改正規定並びに附則第三条から第七条までの規定、附則第八から第十条までの規定（進学資金を貸し付ける事業に係る部分を除く）、附則第十三条中租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十九条第四項の改正規定及び附則第十四条第一項の規定 公布の日

**第十四条** 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十九条第四項の規定は、同項に規定する給与所得者等が附則第一条第一号に掲げる日以後に講ぜられる新法第十条第二項に規定する措置により受ける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額について適用し、当該給与所得者等が同日前に講ぜられた改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する措置により受ける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額については、なお従前の例による。

置により支払を受ける金額については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十九条の二（同条に規定する財産形成給付金に係る部分に限る。）の規定は、同条に規定する勤労者がこの法律の施行の日以後に支払を受ける当該財産形成給付金について適用し、当該勤労者が同日前に支払を受けた改正前の租税特別措置法第二十九条の二に規定する財産形成給付金については、なお従前の例による。

**附則（昭和五十三年五月一九日法律第五一号）抄**  
 （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行し、改正後の租税特別措置法第四十一条の十四の規定は、同日以後になされる寄附について適用する。

**附則（昭和五十三年六月二〇日法律第七六号）抄**  
 （施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年四月十六日から施行する。ただし、第一条ノ四第五項の改正規定、第五条第一項の改正規定（「二年」を改める部分を除く）、第八条の改正規定（「本法又ハ本法ニ基キテ発スル総理府令若ハ都道府県規則」を改める部分に限る）、第八条ノ二の改正規定及び同条第八ノ八とする改正規定、第十条の改正規定、第十一条に二項を加える改正規定、第十二条第二項に後段を加える改正規定、第十五条にただし書を加える改正規定、第十九条の改正規定（「狩猟免許」及び「狩猟免許」を改める部分を除く）、第二十条の改正規定、第二十条ノ二の改正規定（「本法又ハ本法ニ基キテ発スル総理府令若ハ都道府県規則」を改める部分に限る）、第二十条ノ四及び第二十条ノ六の改正規定、第二十一条第一項の改正規定（「若ハ其ノ更新、登録」を加える部分を除く）、第二十二條の改正規定（「第四条第七項」を改める部分のうち第八条ノ三第七項に係る部分及び「狩猟免許」を改める部分を除く）、第二十二條ノ二本文の改正規定、第二十三條の改正規定（「第十四条第三項」を改める部分を除く）、第二十四條の改正規定並びに次項、附則第五項から第七項まで、附則第九項（「許可を受けた者が同条第二項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者」）を加える部分に限る）、附則第十項及び附則第十二項の規定（以下「改正規定」という。）は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

**附則（昭和五十三年七月五日法律第八七号）抄**  
 （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**附則（昭和五十四年三月三十一日法律第一五号）抄**  
 （施行期日）

**第一条** この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第十二条の三の次に一条を加える改正規定、第十八条第一項に一号を加える改正規定、第四十五条の二の次に一条を加える改正規定、第五十二条第一項に一号を加える改正規定及び第六十六条の十第一項に一号を加える改正規定は、産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）の施行の日から施行する。

**附則（昭和五十四年四月十六日法律第七六号）抄**  
 （所得税の特例に関する経過措置の原則）

**第二条** 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十四年分以後の所得税について適用し、昭和五十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
 （特殊の外貨借入金等の利子の非課税に関する経過措置）

**第三条** 新法第七条の二の規定は、国若しくは日本銀行又は同条に規定する外国為替公認銀行が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に借入れ、又は預入を受ける同条に規定する借入金又は預り金につき支払う同条に規定する利子について適用し、国又は日本銀行が施行日前に借入れ、又は預入を受けた改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第七条の二第一号に規定する借入金又は預り金につき支払う同条に規定する利子及び同条第二号に規定する外国為替公認銀行その他政令で定める内国法人が施行日前に借入れ、又は預入を受けた同号に規定する借入金又は預り金につき支払う同号に規定する利子並びに内国法人が施行日前に借入れられた同条第三号に規定する借入金につき支払う同号に規定する利子については、なお従前の例による。  
 （金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

**第四条** 新法第八条第二項の規定は、同項に規定する証券業者等が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子について適用し、当該証

券業者等が施行日前に支払を受けるべき当該利子については、なお従前の例による。  
(特定機械設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第五条** 旧法第十条の二第二項に規定する個人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下次条までにおいて同じ)をした同項に規定する特定機械設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「次条から」とあるのは「次条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。以下「昭和五十三年改正法」という。))附則第五条第二項及び第三項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という。))附則第六条第一項を含む。」から」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる個人」とあるのは「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる個人又は昭和五十四年改正法附則第六条第一項に規定する個人」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産」とあるのは「第七号若しくは第四号から第六号までに掲げる減価償却資産又は昭和五十四年改正法附則第六条第一項に規定する減価償却資産」と、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十三号。以下「昭和五十六年改正法」という。))附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第六項中「租税特別措置法第十条の二第二項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十条の二第二項」とする。

法第十条の二第二項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という。))附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第二項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額)を超える」と、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第二項若しくは第二項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八条の三第三項、第三十三号の六第二項及び第三十七号の三第二項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに昭和五十四年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」とする。

**3** 第一項の規定の適用がある場合における昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法(以下「昭和五十六年新法」という。))第十条の二の規定の適用については、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という。))附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第二項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

**2** 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の二、第十二条の二から第十四条まで、第十

十六号、第十六条の二、第二十八号の三、第三十三号の六及び第三十七号の三の規定の適用については、新法第十条の二第二項中「次条から」とあるのは「次条(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))から」と、新法第十二条の二第二項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))と、新法第十二条の三第三項及び第二項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))と、新法第十二条の四第一項、第十三条第一項、第十三条の二第二項、第十四条第二項、第十六条第一項及び第十六条の二第二項中「第十一条」とあるのは「第十一条(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))と、新法第十二条の二第二項及び第三十七号の三第二項中「第十条の二から」とあるのは「第十条の二、第十一条(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))から」とする。

**3** 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号)による改正後の租税特別措置法(以下この項、附則第十六条第三項及び第二十条第四項において「昭和五十五年新法」という。))第十二条から第十二条の三までの規定の適用については、昭和五十五年新法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。第十二条の二及び第十二条の三において「昭和五十四年改正法」という。))附則第六条第一項を含む。」と、昭和五十五年新法第十二条の二第二項及び第二項中「第十一条」とあるのは「第十一条(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))と、昭和五十五年新法第十二条の三第三項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))と、同条の二第二項及び第三十七号の三第二項中「第十条の二」とあるのは「第十条の二、第十一条(昭和五十四年改正法附則第六条第一項を含む。))から」とする。

**4** 新法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第二項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十五年三月三十一日までの間に新法第十二条の二第二項の表の第三号及び第四号に掲げる地区内で

取得等がされる同項に規定する工業用機械等に對する同項の規定の適用については、同表の第三号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

**5** 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

**6** 旧法第十六条の二第二項第五号に掲げる個人が昭和五十四年三月三十日以前に同号に掲げる認定を受けた場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

**7** 個人の準備金に関する経過措置  
**第七條** 旧法第二十条の二第二項に規定する個人が昭和五十三年において同項の規定により積み立てたプログラム保証準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については、新法第二十条の二第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。  
(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)  
**第八條** 新法第二十一条第一項に規定する個人の昭和五十四年分の事業所得に係る総収入金額のうち同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五(次項第三号)とあるのは「昭和五十四年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(同項第三号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。  
(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)  
**第九條** 新法第二十八条の四第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税について適用し、個人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

第十条 医業又は歯科医業を営む個人が、昭和五十四年において新法第二十六条第一項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合には、昭和五十四年分の所得税に係る同項の規定の適用については、同項の表の下欄中「百分の七十」とあるのは「百分の七十・五」と、「百分の六十二」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の六十・七五」と、「百分の五十二」とあるのは「百分の五十七」とする。

(認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置)

第十一条 旧法第二十八条の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十二年において生じた同項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第四百零四条又は旧法第二十八条の五第二項の規定により適用される所得税法第四百零一条の規定による所得税の還付の請求については、なお従前の例による。

2 新法第二十八条の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者(円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第二号)第三条第一項の認定を受けた者を除く。)の昭和五十三年において生じた新法第二十八条の五第一項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法第四百零四条又は新法第二十八条の五第二項の規定により適用される所得税法第四百零一条の規定による所得税の還付の請求については、これらの規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

3 前項の場合において、同項に規定する居住者の昭和五十三年において生じた同項に規定する純損失の金額につき既に所得税法第四百零四条又は第四百零一条の規定による所得税の還付の請求をしている居住者(新法第二十八条の五第二項に規定する相続人を含む。次項において同じ。)については、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

4 前項の規定に該当する居住者で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金の額のうち第二項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に達するまでの金額は、同項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

第十二条 新法第二十九条の三の規定は、施行日以後に支払うべき同条に規定する恩給について適用し、施行日前に支払うべき当該恩給については、なお従前の例による。

2 新法第四十一条の十四第二項の規定により読み替えられた所得税法第九十条の規定は、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十一条の十四第二項の規定により読み替えられた所得税法第九十条の規定は、施行日以後に提出する同条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

第十三条 新法第三十七条の五の規定は、施行日以後に行われる同条第一項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得が同項第一号又は第二号に掲げる所得に該当する場合の施行日以後に行われる同項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得について適用し、施行日以前に行われた同項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得については、なお従前の例による。

第十四条 新法第四十一条の三第三項第二号ホの規定は、施行日以後に締結する同項の規定による同項に規定する財形住宅貯蓄契約について適用し、施行日前に締結した旧法第四十一条の三第三項の規定による同項に規定する財形住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

第十五条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十四年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十六条 旧法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる法人が、施行日前に同号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条、附則第二十一条及び第三十条において同じ。)をする当該減価償却資産については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四、第四十五条から第四十七条まで、第四十八条から第五十一条の二まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十六条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第一項中「次条から」とあるのは「次条(昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む。から」と、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む。）」と、新法第四十五条の二第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む。）」と、新法第四十五条の三第一項、第四十五条の四第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第五十一条第二項、第五十一条の二第二項、第六十四条第六項(第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第七項(第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）」及び第六十七条の四第六項中「第四十三條」とあるのは「第四十三條(昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む。）」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における昭和五十五年新法第四十二条の四、第四十五条及び第四十五条の二の規定の適用については、昭和五十五年新法第四十二条の四第一項中「(次条」とあるのは「(次条(租税特別措置法第十五号の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号)第三十五條第一項、第四十五條の二第一項及び第三項並びに第六十三條第一項第四号において「昭和五十四年改正法」という。附則第十六條第一項を含む。))」)と、昭和五十五年新法第四十五条第一項並びに第四十五条の二第一項及び第三項中「第四十三條」とあるのは「第四十三條(昭和五十四年改正法附則第十六條第一項を含む。))」とする。

4 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

6 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

7 旧法第五十一条の二第二項第五号に掲げる法人が昭和五十四年三月三十日以前に同号に掲げる認定を受けた場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

8 新法第五十二条第一項第四号の規定は、法人が産地中小企業対策臨時措置法の施行の日以後に支出する同号に規定する負担金について適用する。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十七条 新法第五十三条第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度(当該事業年度が解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度である場合を除く。以下次項までにおいて「改正事業年度」という。)において、益金算入猶予準備金額を有する場合における当該益金算入猶予準備金額に係る旧法第五十三条第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該益金算入猶予準備金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを二十四で除して算出した金額(当該金額



が当該各事業年度終了の日における益金算入猶予準備金残額(益金算入猶予準備金から同日までに第三項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同日前に終了した事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を超える場合には、当該益金算入猶予準備金残額)に相当する金額を当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項に規定する益金算入猶予準備金額とは、改正事業年度の直前の事業年度終了の日において有する旧法第五十三條第一項の価格変動準備金の金額のうち同項第一号に規定する有価証券で株式以外のもの及び同項第二号に規定する有価証券で証券取引所に上場されている株式以外のものに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における益金算入猶予準備金残額

二 解散した場合 その解散の日における益金算入猶予準備金残額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 第一項及び前二号の場合以外の場合において益金算入猶予準備金残額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該益金算入猶予準備金残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 新法第五十三條第一項に規定する法人が合併をした場合における第一項に規定する益金算入

猶予準備金額の処理その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 新法第五十四條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。

この場合において、同条第一項に規定する法人が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時に對する資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに対する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(昭和五十四年改正法の施行の前日に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に當該事業年度開始の日から昭和五十四年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを當該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・五に相當する金額と當該取引に係る収入金額に當該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを當該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・二に相當する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを當該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十一・五に相當する金額と當該取引に係る収入金額に當該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを當該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十一・二に相當する金額との合計額を加算した金額」とする。

7 新法第五十六條の七第四項の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において同条第一項の規定により積み立てる計画造林準備金の金額の益金の額への算入について適用し、法人が施行日前に開始した事業年度において旧法第五十六條の七第一項の規定により積み立てた計画造林準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

8 旧法第五十六條の九第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において同項の規定により積み立てたプログラム保証準備金の金額の益金の額への算入

については、新法第五十六條の九第二項から第五項まで及び第七項の規定の例による。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に關する経過措置)

第十八條 新法第五十八條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に對する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に對する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「當該収入金額の百分の三十五(次項第三号)とあるのは「當該事業年度開始の日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内の當該収入金額の百分の三十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相當する金額と同年四月一日から當該事業年度終了の日までの期間内の當該収入金額の百分の三十五(同項第三号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に關する経過措置)

第十九條 新法第六十三條第三項の規定は、法人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十三條第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する各事業年度において新法第四十二條の三又は第四十二條の四の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

3 新法第六十五條の四の規定は、法人が昭和五十四年一月一日以後に行う同条の規定に當する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五條の四の規定に當する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の課税の特例に關する経過措置)

第二十條 旧法第六十六條第一号に規定する法人が施行日前に中小企業近代化促進法(昭和三十一年法律第六十四号)第四條第一項又は第二項の承認を受けた合併をする中小企業構造改善計画に従つて合併をする場合における法人税については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出する法人で旧法第六十六條第一項第二号に規定する中小企業者に當するものうち政令で定めるものが施行日から昭和五十五年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受けて合併をする場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「中小企業者である法人」とあるのは、「中小企業者である法人のうち昭和五十四年改正法附則第二十條第二項に規定する政令で定めるもの」とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における新法第六十三條の規定の適用については、同条第一項第六号中「第六十六條第一項」とあるのは、「第六十六條第一項(昭和五十四年改正法附則第二十條第一項及び第二項を含む。）」とする。

4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における昭和五十五年新法第六十三條の規定の適用については、同条第一項第四号中「合併により」とあるのは、「合併(昭和五十四年改正法附則第二十條第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）」により」とする。

(特定機械設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に關する経過措置)

第二十一條 旧法第六十六條の五第一項に規定する法人が施行日前に取得等をした同項に規定する特定機械設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び第四十二條の三並びに同法第六十七條」とあるのは、「、第四十二條の三及び昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の四並びに法人税法第六十七條」と、「第四十三條から」とあるのは、「第四十三條(昭和五十三年改正法附則第十四條第二項及び第三項並びに昭和五十四年改正法附則第十六條第一項を含む。）」から」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産」とあるのは、「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる法人又は昭和五十四年改正法附則第十六條第一項に規定する法人」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産」とあるのは、「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる減価償却資産又は昭和五十四年改正法附則第十六條第一項に規定する減価償却資産」と、同条第二項中「控除される金額がある場合

には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第一項若しくは昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第六項中「又は租税特別措置法第六十六条の五」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五」と、及び租税特別措置法第六十六条の五」とあるのは「及び昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の三、第四十二条の四、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の三第一項中「及び次条」とあるのは「次条及び昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項」と、新法第四十二条の四第一項中「及び前条」とあるのは「前条及び昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項」と、「法人税の額の百分の二十に相当する金額」とあるのは「法人税の額の百分の二十に相当する金額（昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五第一項若しくは第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、

3 第一項の規定の適用がある場合における昭和五十六年新法第四十二条の三及び第四十二条の四の規定の適用については、昭和五十六年新法第四十二条の三第一項中「並びに次条第二項及び第三項並びに昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項」と、昭和五十六年新法第四十二条の四第二項中「及び前条」とあるのは「前条及び昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。（鉱工業技術研究組合等の所得計算に関する経過措置）

第二十二條 新法第六十六条の十第一項第四号の規定は、法人が産地中小企業対策臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作をする同号に規定する固定資産について適用する。（認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第二十三條 新法第六十八条の二第二号に掲げる内国法人の昭和五十三年十一月二十日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二十条第二号に規定する欠損金額に係る新法第六十八条の二の規定により読み替えられた法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

2 前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請

求をしているときは、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができ。

3 前項の規定に該当する内国法人で第一項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金の額のうち第一項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に達するまでの金額は、同項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十四條 新法第七十七条の二の規定は、同条の農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供する場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該農業生産法人が施行日以前に当該出資を受けて当該土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十八条の二の規定は、同条の生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける場合における当該出資による所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該生産森林組合又は農業生産法人が施行日以前に当該出資を受けた場合における当該出資によるこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十八条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する事業協同組合等が取得する同項に規定する土地を当該事業協同組合等の組合員又は所属員たる同項に規定する中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日以前に当該事業協同組合等が取得した当該土地を当該中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第八十一条第三号の規定（中小企業近代化促進法第八号第二項又は第三項の規定に係る部分に限る。）は、施行日以後にされる中小企業近代化促進法第八号第二項又は第三項の規定による承認に係る同号に掲げる事項につき受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行

日前にされた当該承認に係る当該事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）

第二十五條 物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八条の四第一項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたもので、同項の規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（揮発油税及び地方道路路税の特例に関する経過措置）

第二十六條 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路路税の免除を受けて昭和五十四年六月一日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）をいう。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における揮発油税及び地方道路路税の税額については、新法第八十九条第三項の規定を適用する。

免除の規定	追徴の規定
揮発油税法第十四条の二第一項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十六条の四第一項	同法第十六条の四第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項
税率法（明治四十三年法律第五十四号）	同法第五十四号

<p>租税特別措置法第九十条の二第一項</p>	<p>第十五条第二項又は第十七条第四項 同法第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号） 第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律） 第四条において準用する場合を含む。）</p>	<p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十二号） 第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律） 第四条において準用する場合を含む。）</p>
-------------------------	---	---	---

2 昭和五十四年六月一日前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四条第三項（同法第十五条第三項及び第十六条の三第三項並びに租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。）について、当該期限までに揮発油税法第十四条第三項に規定する書類が提出されなかった場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九条第三項の規定を適用する。

3 昭和五十四年六月一日において、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。）で揮発油（揮発油税法第十六条第一項又は第十六条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が五キログラム以上であるときは、当該揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、同日に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなして、一キログラムにつき、九千円の揮発油税及び千六百元の地方道路税を課する。

4 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和五十四年七月から十一月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

5 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「百七分の十六」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「百七分の九十二」として、これらの規定を適用する。

6 第三項に規定する者は、同項の規定に該当する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該

揮発油の所持数量及び課税標準数量（当該所持数量から揮発油税法第八条第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。）を記載した申告書を、昭和五十四年六月一日から一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該揮発油が第三項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油の戻入れ又は移出に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七条及び地方道路税法第九条の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路税額（第二号に該当する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路税額）にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油で、第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合  
二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場から更に移出した場合  
当該揮発油の製造者

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 個人が施行日前に取得等をした附則第二十七条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正前の昭和五十一年改正法」という。）附則第三条第三項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に取得等をした改正前の昭和五十一年改正法附則第十条第五項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 附則第二十八条の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和五十一年改正法」という。）附則第六条第四項及び第六項の規定は、個人が施行日以後に同条第四項に規定する機械その他の設備をその事業の用に供した場合について適用し、個人が施行日前に当該機械その他の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十一年改正法附則第十一条第四項及び第六項の規定は、法人が施行日以後に同条第四項に規定する機械その他の設備をその事業の用に供する場合について適用し、法人が施行日前に当該機械その他の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

第三十二条 附則第二十九条の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和五十三年改正法」という。）附則第五条第五項の規定は、個人が施行日以後に同条第二項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十三年改正法附則第十四条第五項の規定は、法人が施行日以後に同条第二項及び第三項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、法人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

附則（昭和五十三年三月二二日法律第五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項から第五項までの規定は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第九号。以下「昭和五十一年改正法」という。）の施行の日から、附則第七項の規定は地

方税法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十号）の施行の日から施行する。  
 （租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

4 農業協同組合が昭和五十五年改正法の施行の日前に前項の規定による改正前の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第十八条第六項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

5 第三項の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条第十五項の規定は、昭和五十五年改正法の施行の日以後に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求める農業協同組合が、当該認定を受けて合併する場合における当該合併により取得する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めた農業協同組合が、当該認定を受けて合併をした場合における当該合併により取得した不動産についての当該登記に係る登録免許税については、昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第八十五条の第二項の規定の例による。

附則（昭和五十五年三月二日法律第六号）抄  
 施行期日  
 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十五年三月三日法律第九号）抄  
 施行期日  
 1 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 目次の改正規定（第四十一条の十五）を「第四十一条の十六」に改める部分に限る。  
 第四節に七項を加える改正規定及び第二章第六節に一条を加える改正規定 昭和五十八年一月一日

二 第二十九条、第二十九条の三及び第四十一条から第四十一条の七までの改正規定並びに附則第十一条から第十四条までの規定 昭和五十六年一月一日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）  
 第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがある

ものを除くほか、昭和五十五年分以後の所得税について適用し、昭和五十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
 （利子所得に関する経過措置）

第三条 昭和五十五年三月三十一日までに支払を受けるべき改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三条第一項又は第三条の第三項に規定する利子所得については、なお従前の例による。  
 （勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第四条 新法第四条の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に預入信託若しくは購入又は払込み（以下この条において「預入等」という。）をする同条第一項に規定する財産形成貯蓄について適用し、施行日前に預入等をされた旧法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄については、なお従前の例による。

2 旧法第四条の二第一項に規定する勤労者が、施行日前に預入等をした同項に規定する財産形成貯蓄で新法の施行の際同条に規定する要件を満たすものを有する場合は、当該財産形成貯蓄については、その者が施行日において新法第四条の二の要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。  
 （配当所得に関する経過措置）

第五条 昭和五十五年三月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項、第八条の三第一項及び第八条の四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。  
 （特定の森林組合の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第六条 旧法第九条の森林組合で施行日前に森林組合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける旧法第九条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。  
 2 青色申告書を提出する森林組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法（昭和四十年法

律第三十三号）第二十五条第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、旧法第九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「森林組合（清算中のものを除く。）」とあるのは「森林組合（清算中のものを除く。）のうち租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下「昭和五十五年改正法」という。）附則第六条第二項に規定する政令で定めるもの」と、「森林組合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第四条第二項」とあるのは「森林組合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第二条の規定により同法第四条（個人の減価償却に関する経過措置）」

第七号までの規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号から第七号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。  
 2 新法第十一条の表の第八号の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受けた高度化学事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十一条第一項の表の第八号に規定する認定を受けた高度化学事業計画に係る同号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合における当該公害防止施設については、なお従前の例による。  
 4 前項の規定の適用がある場合における新法第十二条から第十三条の二まで、第十六条、第六十二条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、新法第十二条第一項中「前条」とあるのは「前条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下「昭和五十五年改正法」という。）附則第七条第三項」と、新法第十二条の二第一項中「又は前条」とあるのは「前条又は昭和五十五年改正法附則第七条第三項」と、同条第二項中「若しくは前条」とあるのは「前条若しくは昭和五十五年改正法附則

則第七条第三項」と、新法第十二条の三第一項中「前三条」とあるのは「前三条又は昭和五十五年改正法附則第七条第三項」と、新法第十三条第一項中「又は第十四条から第十六条まで」とあるのは「第十四条から第十六条まで」と、昭和五十五年改正法附則第七条第三項」と、新法第十三条の二第一項中「又は次条から第十六条まで」とあるのは「次条から第十六条まで」と、新法第十六条第一項中「第十二条の三まで」とあるのは「第十二条の三まで又は昭和五十五年改正法附則第七条第三項」と、新法第十六条の二第二項中「前条まで」とあるのは「前条まで又は昭和五十五年改正法附則第七条第三項」と、新法第二十八条の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに昭和五十五年改正法附則第七条第三項」とする。

5 新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第十二条第一項の表の第四号又は第五号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第四号中「百分の二十」とあるのは「三分の一」と、「百分の十四」とあるのは「五分の一」と、同表の第五号中「百分の二十七」とあるのは「二分の一」と、「百分の十六」とあるのは「四分の一」とする。

6 新法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の三第一項に規定する機械及び装置をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。  
 7 個人の昭和五十四年以前の各年における不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた旧法第十一条第二項並びに旧法第十二条の二第二項、第十二条の三第三項及び第十三条の四第二項の規定により読み替えられた旧法第十一

則第七条第三項」と、新法第十二条の三第一項中「前三条」とあるのは「前三条又は昭和五十五年改正法附則第七条第三項」と、新法第十三条第一項中「又は第十四条から第十六条まで」とあるのは「第十四条から第十六条まで」と、昭和五十五年改正法附則第七条第三項」と、新法第十三条の二第一項中「又は次条から第十六条まで」とあるのは「次条から第十六条まで」と、新法第十六条第一項中「第十二条の三まで」とあるのは「第十二条の三まで又は昭和五十五年改正法附則第七条第三項」と、新法第十六条の二第二項中「前条まで」とあるのは「前条まで又は昭和五十五年改正法附則第七条第三項」と、新法第二十八条の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに昭和五十五年改正法附則第七条第三項」とする。

条第二項に規定する満たない金額がある場合に  
ついては、なお従前の例による。

8 個人の昭和五十五年における不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生ずる新法第十二条第二項並びに新法第十二条第二項、第十二条の第三項及び第十二条の第三項の規定により読み替えられた新法第十一条第二項の規定に規定する満たない金額がある場合におけるこれらの規定の適用については、新法第十一条第二項（新法第十二条第二項、第十二条の第三項及び第十二条の第三項において準用する場合を含む。）中「翌年分」とあるのは「翌年以後二年間の各年における」と、「満たない金額」とあるのは「満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）」とする。

9 新法第十三条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。

10 新法第十三条の第二項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十三条の第二項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受けた当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年二月二十八日までの間に新法第十三条の第二項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号に規定する商工組合等、特定組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に掲げる減価償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の三十二」とあるのは、「百分の二」とする。

11 新法第十四条の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する施設建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

12 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

13 個人の昭和五十四年以前の各年における不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生じた旧法第十三条第二項並びに旧法第十三条の第二項、第十四条第三項及び第十五条第二項の規定により読み替えられた旧法第十三条第二項に規定する満たない金額がある場合については、なお従前の例による。

14 個人の昭和五十五年における不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上生ずる新法第十三条第二項並びに新法第十三条の第三項、第十四条第三項及び第十五条第二項の規定により読み替えられた新法第十三条第二項の規定に規定する満たない金額がある場合におけるこれらの規定の適用については、新法第十三条第二項（新法第十四条第三項及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）中「翌年分」とあるのは「翌年以後二年間の各年における」と、「その年の翌年における」とあるのは「当該翌年以後二年間の各年のうち」と、「受ける場合には、当該翌年」とあるのは「受ける年」とあるのは「満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）」とし、新法第十三条の第二項第三項において読み替えられた新法第十三条第二項中「翌年分」とあるのは「翌年以後二年間の各年における」と、「その年の翌年における」とあるのは「当該翌年以後二年間の各年のうち」と、「受ける場合には、当該翌年」とあるのは「受ける年」とあるのは「満たない金額（その金額のうちこの項の規定により既に必要経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額）」とする。

却資産につき第十三条第二項の規定の適用を受ける年については、当該年に係る同項に規定する満たない金額に相当する金額を加算した金額とする。」とする。

15 新法第十六条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、個人が施行日前に取得した旧法第十六条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

16 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

第八条 個人の昭和五十四年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十条第一項に規定する海外取引による収入金額がある場合における昭和五十五年分の所得税に係る同項の規定の適用については、同項中「区分してそれぞれの収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額に、その年において事業を営んでいた期間内の指定期間の月数」とあるのは、「区分し、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額にその年において事業を営んでいた期間内のうち昭和五十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該事業を営んでいた期間内の月数（以下この項において「その年の月数」という。）で除して計算した金額の千分の十七に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十三・六に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の二十三に相当する金額と当該取引に係る収入金額にその年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれをその年の月数で除して計算した金額の千分の十八・四に相当する金額との合計額を加算した金額に、その年の月数」とする。

第九条 個人の昭和五十五年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十一条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十八（次項第三号）とあるのは「昭和五十五年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五（次項第三号に掲げる取引によるものについては百分の十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。）に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八（同項第三号）」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の四十」とあるのは「百分の五十」とする。

第十條 旧法第二十八条の五第一項に規定する認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十三年又は昭和五十四年において生じた同項に規定する純損失の金額については、なお従前の例による。

（給与所得者等が住宅等の譲渡を受けた場合の課税の特例に関する経過措置）

第十一條 旧法第二十九条第一項に規定する給与所得者等が、昭和五十五年十二月三十一日まで、同項に規定する使用者の有する同項に規定する住宅等を使用人である地位に基づき低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、なお従前の例による。

（恩給及び給与等とみなす年金に係る給与所得の源泉徴収の特例に関する経過措置）

第十二條 居住者が昭和五十五年十二月三十一日までに支払を受けるべき旧法第二十九条の三に規定する恩給に係る所得税法第八十三条第一項の規定による所得税の徴収及び納付並びに同法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書については、なお従前の例による。

（住宅取得控除に関する経過措置）

第十三條 新法第四十一条並びに新法第四十一条の二第一項及び第二項の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十六年一月一日以後に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合における同項分以後の所得税について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する家屋を昭和五十五年十二月三十一日以前に同項に規定するところによりその者の居住の用に供した場合にお



該認可に係る工事の施行により取得又は建設をする旧法第四十八条第一項の表の第四号に掲げる資産については、なお従前の例による。

12 新法第四十九条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第四十九条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

13 新法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得（改良を含む。）又は建設をする同項に規定する構築物について適用し、法人が施行日前に当該取得又は建設をした旧法第五十条第一項に規定する構築物については、なお従前の例による。

14 新法第五十条第二項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧法第五十条第二項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

15 新法第五十一条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定組合が新法第五十六条の第二項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項に規定する特定組合が旧法第五十六条の第二項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

16 新法第五十二条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する各事業年度において生ずる同項に規定する特別償却限度額に係る不足額について適用し、施行日前に開始した各事業年度において生じた旧法第五十二条の二第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において生ずる新法第五十二条の二第二項に規定する特別償却限度額に係る不足額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「二年」とする。

17 新法第五十二条の三第二項の規定は、施行日以後に開始する各事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において新法第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入した金額が同項の特別償却限度額に満たない場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「二年」とする。

18 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第十八条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（昭和五十五年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・二（当該事業年度終了の時に資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人（以下この項において「中小法人」という。）については、千分の十七）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の六・六（中小法人については、千分の十三・六）に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の

千分の十一・二（中小法人については、千分の二十三）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の九（中小法人については、千分の十八・四）に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

2 当該事業年度終了の時に資本の金額又は出資金額が五億円を超え、かつ、十億円以下である法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧法第五十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十五年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

3 前項の規定により積み立てられた旧法第五十四条第一項の中小企業等海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

4 新法第五十五条及び第五十六条の規定は、法人が施行日以後に取得する新法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等並びに施行日前に締結した旧法第五十五条第二項に規定する特定海外工事契約に係る同項に規定する特定海外工事については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

5 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。

6 新法第五十六条の四第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る鉄道設備支出金額（同項に規定する工事に係る鉄道設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六条の四第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。

7 新法第五十六条の五第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額（同項に規定する特定発電設備の取得又は建設のために支出する

金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六条の五第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

8 新法第五十六条の六第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る供給設備支出金額（同項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六条の六第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該供給設備支出金額については、なお従前の例による。

9 新法第五十六条の七第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六条の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六条の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十八万八千円」とあるのは、「三十三万六千円」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第十九条 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十八（次項第三号）」とあるのは、「当該事業年度開始の日から昭和五十五年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五（次項第三号）に掲げる取引によるものについては百分の十とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に相当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八（同項第三号）と、「金額の合計額」とあるのは、「金額との合計額」と、「百分の四十」とあるのは、「百分の五十」とする。

（合併の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十条 旧法第六十六条第一項第一号の森林組合で施行日前に森林組合併助成法第二条の規

定する事業年度の月数で除して計算した金額の千分の六・六（中小法人については、千分の十三・六）に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の

千分の十一・二（中小法人については、千分の二十三）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の九（中小法人については、千分の十八・四）に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

2 当該事業年度終了の時に資本の金額又は出資金額が五億円を超え、かつ、十億円以下である法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧法第五十四条第一項中「昭和五十六年三月三十一日」とあるのは、「昭和五十五年三月三十一日」として、同条の規定の例による。

3 前項の規定により積み立てられた旧法第五十四条第一項の中小企業等海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第六項から第九項まで及び第十二項から第十四項までの規定の例による。

4 新法第五十五条及び第五十六条の規定は、法人が施行日以後に取得する新法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項及び第五十六条第一項に規定する特定株式等並びに施行日前に締結した旧法第五十五条第二項に規定する特定海外工事契約に係る同項に規定する特定海外工事については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

5 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。

6 新法第五十六条の四第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る鉄道設備支出金額（同項に規定する工事に係る鉄道設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六条の四第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該鉄道設備支出金額については、なお従前の例による。

7 新法第五十六条の五第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額（同項に規定する特定発電設備の取得又は建設のために支出する

金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六条の五第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

8 新法第五十六条の六第一項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る供給設備支出金額（同項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。）について適用し、施行日前に旧法第五十六条の六第二項に規定する政令で定められた工事に係る当該供給設備支出金額については、なお従前の例による。

9 新法第五十六条の七第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六条の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六条の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十八万八千円」とあるのは、「三十三万六千円」とする。

定により同法第四條第二項の認定を求めたものが、当該認定を受けて合併する場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六條第一項第二号に規定する中小漁業者が施行日前に漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第五條第一項の認定を受けた中小漁業構造改善計画に従って合併する場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六條第一項第三号に規定する法人が合併する場合における認定を受けたものが、合併する場合には、同号に規定する認定を受けたもの、なお従前の例による。

4 青色申告書を提出する森林組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該認定を受けて合併する場合における法人税については、旧法第六十六條及び第六十六條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第六十六條第一項第一号中「森林組合」とあるのは「森林組合のうち昭和五十五年改正法附則第二十條第四項に規定する政令で定めるもの」と、「森林組合併助成法第四條第二項の」とあるのは「森林組合併助成法第二條の規定により同法第四條第二項の認定を求め、当該」とする。

5 旧法第六十六條第一項第二号に規定する中小漁業者で政令で定めるものが施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に漁業再建整備特別措置法第五條第一項の認定を受けた中小漁業構造改善計画に従って合併する場合における法人税については、同号中「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十七年三月三十一日」と、「中小漁業者」とあるのは「中小漁業者（昭和五十五年改正法附則第二十條第五項に規定する政令で定めるものに限る。）」と、「同法第十條第一項」とあるのは「漁業再建整備特別措置法第十條第一項」として、旧法第六十六條の規定の例による。

6 旧法第六十六條第一項第三号に規定する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に同号に規定する認定を受けて合併する場合における法人税については、同号中「卸売の業務を行う法人で、昭和五十五年改正法附則第二十條第六項に規定する政令で

定めるものうち」と、「昭和五十五年三月三十一日」とあるのは「昭和五十七年三月三十一日」と、「同法」とあるのは「卸売市場法」として、同条の規定の例による。

7 第四項の規定の適用がある場合における新法第六十一條及び第六十三條の規定の適用については、新法第六十一條第一項中「二千五百万円を超える事業年度」とあるのは「二千五百万円を超える事業年度（当該法人が昭和五十五年改正法附則第二十條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項第一号に規定する認定を受けて同項に規定する合併をした合併法人に該当する場合の当該合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内に終了する各事業年度に該当する事業年度を除く。）」と、新法第六十三條第一項第四号中「合併により」とあるのは「合併（昭和五十五年改正法附則第二十條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十五年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」により」とする。

8 第五項又は第六項の規定の適用がある場合における新法第六十三條の規定の適用については、同条第一項第四号中「合併により」とあるのは、「合併（昭和五十五年改正法附則第二十條第五項又は第六項の規定の適用を受けるものを除く。）」により」とする。

第二十一條 旧法第六十六條の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同号に規定する承認を受けた中小企業構造改善計画に従って現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六條の三第一項第二号に規定する法人で施行日前に同号に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六條の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受けた中小企業構造改善計画に従って現物出資する場合には、同号中「中小企業者」とあるのは「中小企業者（昭和

和五十五年改正法附則第二十一條第三項に規定する政令で定めるものに限る。）」と、「同法第四條第一項」とあるのは「中小企業近代化促進法第四條第一項」として、同条の規定の例による。

4 前項の規定の適用がある場合（昭和五十七年四月一日前に同項に規定する中小企業構造改善計画に従って現物出資する場合に限る。）」における新法第六十三條の規定の適用については、同法第四項中「第六十六條の三」とあるのは、「第六十六條の三（昭和五十五年改正法附則第二十一條第三項を含む。）」とする。

5 第三項の規定の適用がある場合（昭和五十七年四月一日から租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号）次項において「昭和五十八年改正法」という。）」附則第一條第一号に定める日の前日までの間に同項に規定する中小企業構造改善計画に従って現物出資する場合に限る。）」における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第八号）による改正後の租税特別措置法第六十三條の規定の適用については、同法第四項中「若しくは第六十五條の七から第六十五條の十まで」とあるのは、「第六十五條の七から第六十五條の十まで若しくは昭和五十五年改正法附則第二十一條第三項」とする。

6 第三項の規定の適用がある場合（昭和五十八年改正法附則第一條第一号に定める日以後に同項に規定する中小企業構造改善計画に従って現物出資する場合に限る。）」における昭和五十八年改正法による改正後の租税特別措置法第六十三條の規定の適用については、同法第四項中「第六十六條までの規定」とあるのは、「第六十六條までの規定（昭和五十五年改正法附則第二十一條第三項の規定を含む。）」とする。

第二十二條 旧法第六十八條の二各号に掲げる法人の当該各号に掲げる各事業年度において生じた同条に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

第二十三條 新法第七十條の七の規定は、施行日以後にする相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の

許可をした相続税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前にした延納の許可に係る相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新法第七十條の七第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の四以上で十分の五未満であるものがある場合には、税務署長は、施行日以後に納期限が到来する延納に係る分納税額について、施行日以後最初に到来する納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日。次項において同じ。）」までに政令で定めるところによりされた当該延納の許可を受けた者の申請により、同条第一項の規定に準じて当該分納税額を変更することができる。

3 前項に規定する場合において、施行日前に延納の許可を受けた者が施行日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限までに新法第七十條の七第四項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第二項の規定に準じて計算するものとする。

4 施行日前に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）」により取得した旧法第七十一條第一項に規定する国債、地方債若しくは社債（以下この項において「借換国債等」という。）」に係る相続税又は施行日において借換国債等を有する者から相続若しくは遺贈により取得した当該借換国債等に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十四條 旧法第七十五條の二に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が施行日前に新築し、又は取得した同条に規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に国から旧法第七十六條に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の規定は、施行日以後に行われる同条に規定する交換により取得する同条に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録



免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七条に規定する交換により取得した同条に規定する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の三の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同条に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の三に規定する法人が買入れ又は借受けをした同条に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七条の四の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得するこれらの規定に規定する農用地等又は準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得したこれらの規定に規定する農用地等又は準農地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に行われた旧法第七十八条に規定する交換により取得した林野の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新法第七十八条の四第三項第二号の規定は、林業信用基金が施行日以後に同号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の四第三項第二号に掲げる業務に係る債権を担保するために受けた当該登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新法第八十一条第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新法第八十一条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定を受ける森林組合が、合併をする場合における当該合併により取得する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十一条の二第一項に規定する認定を受けた森林組合が、合併をした場合における当該合併により取得した不動産についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧法第八十二条第一項に規定する会社が施行日前に行つた資本の増加又は施行日前に取得した同項第二号に規定する土地若しくは家屋に関する同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧法第八十四条に規定する会社が施行日前に行つた同条に規定する資本の増加についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

14 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

15 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

16 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

17 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

18 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

19 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

20 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

21 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

22 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

23 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

24 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

25 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

26 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

27 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

28 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

29 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

30 新法第九十五条の規定は、同条第一項に規定する航空機の乗客が昭和五十五年五月一日以後に搭乗する当該航空機の旅客運賃で、施行日以後に当該乗客から領収するものに係る通行税について適用する。

附則（昭和五年三月三十一日法律第一九号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則（昭和五十五年五月二〇日法律第五三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 個人の有する土地等（租税特別措置法第三十四條第一項に規定する土地等をいう。以下同じ。）が旧中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する土地の造成に関する事業（以下「高度化事業用土地造成事業」という。）で、前条の規定による改正前の租税特別措置法第三十四條の二第二項第八号の規定により都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合（以下「改正前の第八号に掲げる場合」という。）に該当することとなつた場合には、改正前の第八号に掲げる場合と同一とみなす。

（産業転換設備等）

2 法人の有する土地等が高度化事業用土地造成事業で、前条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五條の四第一項第八号の規定により都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合に該当することとなつた場合には、その場合及び当該土地等を、それぞれ、租税特別措置法第六十五條の四第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合及び当該各号に該当することとなつた土地等とみなして同項の規定を適用する。

附則（昭和五十五年五月三十一日法律第七二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年三月三十一日法律第一三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（「第三十七條の五」を「第三十七條の六」に改める部分、「第三十七

條の六」を「第三十七條の七」に改める部分及び「第六十五條の九」を「第六十五條の十」に改める部分に限る。）、「第三十三條、第三十三條の三第三項、第三十三條の六第一項及び第三十七條の六第二項の改正規定、同条を第三十七條の七とする改正規定、第三十七條の五の次に一條を加える改正規定、第六十三條第四項の改正規定、第六十五條の九の次に一條を加える改正規定並びに第七十七條の六の次に一條を加える改正規定（第七十七條の五第二項に係る部分に限る。） 農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の施行の日

二 削除

三 第四十八條第一項の改正規定（「百分の四十一」を改める部分及び「昭和五十六年三月三十一日」を改める部分を除く。） 石油備蓄法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十三号）の施行の日

四 第八十八條の三の改正規定 昭和五十六年五月一日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十六年分以後の所得税について適用し、昭和五十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（産業転換設備等）

第三条 改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の二第一項に規定する個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。）をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第六号。以下「昭和五十九年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項、昭和五十九年改正法による改正後の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十五

号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第五條第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第六項中「租税特別措置法第十条の二第二項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十三号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第二項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第六号）による改正後の租税特別措置法（以下「昭和五十九年新法」という。）第十条の二の規定の適用については、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十三号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正後の租税特別措置法（個人）の減価償却に関する経過措置）

（個人）の減価償却に関する経過措置）

第四条 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十二條の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二條の二第二項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第十二條の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第十二條の三第一項に規定する中小企業者が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合

理合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。この場合において、新法第十二條の三第一項に規定する中小企業者が施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の二十」とあるのは「四分の一」と、「百分の十」とあるのは「八分の一」とする。

4 新法第十三條第一項（車両及び運搬具に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する車両及び運搬具について適用する。

5 新法第十四條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

（昭和五十六年分の肉用牛の売却による農業所得の課税の特例）

第五条 旧法第二十五條第一項に規定する個人が、昭和五十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、その飼育した同項に規定する肉用牛を同項の市場において売却し、又はその飼育した同項に規定する乳用雄子牛を同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して売却した場合におけるその売却により生じた事業所得に係る同年分の所得税については、当該個人は、同条の規定の例によることのできる。ただし、同年分の所得税につき新法第二十五條の規定の適用を受ける場合については、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用を受ける個人は、確定申告書にその旨を記載しなければならない。

（農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置）

第六条 新法第四十一條の九第一項の規定は、個人の昭和五十六年分以後の所得税に係る同項の規定による納期限の延長について適用し、昭和五十五年分以前の所得税に係る旧法第四十一條の九第一項の規定による納期限の延長については、なお従前の例による。

2 新法第四十一條の十の規定は、施行日以後に同条第一項の規定による延納の許可をする所得税について適用し、施行日前に旧法第四十一條

の十第一項の規定による延納の許可をした所得税については、なお従前の例による。

3 新法第四十一条の十一の規定は、個人の昭和五十六年分以後の所得税に係る同条第一項の規定による納期限の延長について適用し、昭和五十五年分以前の所得税に係る旧法第四十一条の十一の規定による納期限の延長については、なお従前の例による。

第七条 削除

第八條 法人税の特例に関する経過措置の原則

第八條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第九條 新法第四十二条の規定は、同条第一項に規定する内国法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、当該内国法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（産業転換設備等取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第十條 旧法第四十二条の四第一項に規定する法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。）をした同項に規定する産業転換設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「及び前条並びに法人税法第六十七条」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第二項及び第三項、昭和五十九年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項並びに第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項並びに法人税法第六十七条」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年旧法第四十二条の四」とする。

昭和五十九年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第二項、昭和五十九年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第七項中「又は租税特別措置法第四十二条の四」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十三号。以下「昭和五十六年改正法」という。）附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における昭和五十九年新法第四十二条の四から第四十二条の六までの規定の適用については、昭和五十九年新法第四十二条の四第一項中「並びに第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項並びに昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四（以下この節において「昭和五十六年旧法第四十二条の四」という。）」と、昭和五十九年新法第四十二条の五第二項中「並びに次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「次条第二項から第四項まで及び第六項並びに昭和五十六年旧法第四十二条の四」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十六年旧法第四十二条の四第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、昭和五十九年新法第四十二条の六第二項中「並びに前条第二項及び第三項」とあるのは、「前条第二項及び第三項並びに昭和五十六年旧法第四十二条の四」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）  
第十一條 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第三項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第四十五条の三第一項に規定する中小企業者が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

4 新法第四十六条第一項（車両及び運搬具に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する車両及び運搬具について適用する。

5 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

6 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する石油貯蔵施設の償却限度額並びに石油備蓄法の一部を改正する法律の施行の日において有する同項に規定する石油ガス貯蔵施設の日以後に終了する事業年度に係る償却限度額及び同日以後に取得又は建設をする当該石油ガス貯蔵施設の償却限度額の計算について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項

に規定する石油貯蔵施設の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第十二條 新法第五十六条の七第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六条の七第一項の計画造林準備金を有するものの施行日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六条の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十八万八千円」とあるのは、「三十一万二千円」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の経過措置）

第十三條 新法第六十三條第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する事業年度において新法第四十二条の三又は第四十二条の四の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

2 附則第十條第一項の規定の適用がある場合における新法第六十三條の規定の適用については、同条第六項第二号中「とする。」とあるのは「とし、昭和五十六年改正法附則第十條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の規定の適用については、同条第一項中「及び前条」とあるのは、「前条及び第六十三條」とする。」とする。

3 新法第六十五条の五及び第六十五条の七の規定は、法人が昭和五十六年一月一日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五条の五及び第六十五条の七の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新法第六十五条の十の規定は、法人が農住組合法の施行の日以後に行う同条の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用する。（特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置）

第十四條 新法第六十七条の二の規定は、同条第一項に規定する医療法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、旧法第六十七条の二第一項に規定する医療法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第十五条 旧法第六十七条の三第一項に規定する農業生産法人が、その飼育した同項に規定する肉用牛を同項の市場において、又はその飼育した同項に規定する乳用雄子牛を同項の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に委託して、施行日前に売却した場合における法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十六条 新法第七十二条及び第七十三条の規定は、施行日以後に新築し、又は取得するこれらの規定に規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧法第七十二条又は第七十三条に規定する家屋については、これらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十四条の二の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十四条の二第一項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記又は当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十四条の三の規定は、施行日以後に新築する同条に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築した旧法第七十四条の三に規定する家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の二の規定は、同条に規定する農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供する場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十七条の二に規定する農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地については、なお従前の例による。

5 施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する協議、調停若しくはあっせん又は同条第二項に規定する交換分合により取得した

これらの規定に規定する農用地等又は準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧法第七十七条の六に規定する農林漁業者に対し貸し付けた同条に規定する債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(物品税の特例に関する経過措置)

第十七条 昭和五十六年五月一日前に課した、又は課すべきであつた旧法第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、次項から第四項までに定めのあるものを除き、なお従前の例による。

2 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、昭和五十六年五月一日前にその製造に係る製造場から移出されたもので、物品税法(昭和十七年法律第四十八号)第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法第八十八条の二第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

3 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受ける昭和五十六年五月一日前にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例(昭和十七年法律百一十一号)第九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例(昭和二十九年法律第四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例(昭和二十九年法律第四十九号)第三条第二項において準用する場合を含む。

<p>4 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、次の各号に掲げるもので昭和五十六年五月一日前に購入され、又は引き取られたものについて、同日以後に当該各号に定める法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。</p> <p>一 物品税法第二十条第六項に規定する輸出品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された物品 同条第三項本文又は第五項本文</p> <p>二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた物品 同法第二十二條第六項本文(同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)</p> <p>三 租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文</p> <p>5 新法第八十八条の三に規定する物品を、昭和五十六年五月一日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所であつたため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所であつた場合</p>	<p>する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百一十二号)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)</p> <p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条</p> <p>日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百一十二号)第二条</p> <p>隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百一十二号)第二条</p>
---	---

場合には、その合計数量）が十個以上であるときは、当該物品については、その個が当該物品の製造者として当該物品を同日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、百分の二・五の税率により物品税を課する。

6 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、昭和五十六年六月から十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

7 第五項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所」とに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、昭和五十六年五月一日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 第五項に規定する物品で同項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合（物品税法第二十八条第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第五項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

9 昭和五十六年五月一日前にした行為及び第一項の規定により従前の例によることとされる物品税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和五十四年改正法」という。）附則第五條の規定は、個人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における所得税について適用し、個人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における所得税については、なお従前の例による。

用を受けた場合における所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十四年改正法附則第二十一条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける場合における法人税について適用し、法人が施行日前に同項の規定の適用を受けた場合における法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和五十六年五月二二日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十六年五月二七日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十六年六月一日法律第六一五号）抄

第一条 この法律は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

附則（昭和五十六年六月九日法律第七二九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十七年三月三一日法律第八号）抄

第一条 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第六項、第三条の三第一項、第八條の三第一項及び第八條の四第六項の改正規定（昭和五十七年三月三十一日）を「昭和六十二年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに第四十一条第二項の改正規定並びに附則第三条、第八條及び第十一条の規定。昭和五十八年一月一日

二 第四条の二の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第十二條の規定。勤労者財産形成促進法の一部

を改正する法律（昭和五十七年法律第五十五号）の施行の日

三 第十三條の二第一項及び第四十五條の四第一項の改正規定（百分の三十二）の下に「（第三号に掲げる漁船については、百分の三十）を加える部分及び「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第五条第四項及び第十四條第四項の規定。漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第四十三号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十七年分以後の所得税について適用し、昭和五十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得及び配当所得に関する経過措置）

第三条 昭和五十八年一月一日から同年三月三十一日までの間に支払を受ける無記名公社債の利子等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十四條第二項に規定する利子、利益の配当又は収益の分配をいう。）に係る新法第三条第六項（新法第八条の二第六項において準用する場合を含む。）、第三条の三、第八條の三及び第八條の四第六項の規定の適用については、新法第三条第六項中「所得税法第二百二十四條第二項及び第三項並びに第二百二十五條」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八号。以下この項、第三条の三第一項、第八條の四第六項において「旧法」という。）附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる昭和五十五年改正法による改正前の所得税法（第三条の三第一項、第八條の三第一項及び第八條の四第六項において「旧法」という。）第二百二十四條及び所得税法第二百二十五條」と、新法第三条の三第一項及び第八條の三第一項中「所得税法第二百二十四條第二項」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十四條」と、「同法」とあるのは「所得税法」と、新法第八条の四第六項中「所得税法第二百二十四條第二項及び第三項並びに第二百二十五條」とあるのは「昭和五十五年改正法附則第八條第二項の規定によりその例によることとされる旧法第二百二十五條」とする。

（勤労者財産形成貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第四条 新法第四条の二及び第四条の三の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に締結する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六條第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約又は同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条において「預入等」という。）をする新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄又は新法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

2 新法第四条の二第一項に規定する勤労者が、附則第一条第二号に定める日以前に預入等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条の要件を満たすもの（以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する場合には、当該財産形成貯蓄については、当該勤労者が同日において新法第四条の二の要件に従って預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

3 附則第一条第二号に定める日において旧財産形成貯蓄を有する者が、同日から同日以後二年を経過する日までの間に、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律附則第二条第三項に定めるところにより、当該旧財産形成貯蓄に係る新法第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約を新法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に変更する場合には、当該変更をする日における新法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同条の要件を満たすものは、同日において新法第四条の三第一項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく財産形成年金貯蓄として預入等をするものとして、同条の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、旧財産形成貯蓄及び前項の変更に係る新法第四条の二及び第四条の三の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第五条 新法第十一条第一項の表の第一号から第六号までの規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれ

らの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号から第六号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十二条の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第十三条の二の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

4 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の際同法による改正前の漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定(以下この項において「旧認定」という。)を受けている同条第一項に規定する漁業協同組合等のうち当該旧認定前に他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのないものが、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から一年を経過した日の前日までに同法による改正後の漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該漁業協同組合等の構成員が旧認定のあつた日の属する年から当該年の一月一日以後五年を経過した日の前日の属する年までの各年の十二月三十一日において有する漁船に係る償却費の額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する施設建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

6 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

7 新法第十六条の二の規定は、個人が施行日以後に同条第一項各号に掲げる認定を受ける場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等について適用し、個人が施行日前に旧法第十六条の二第一項各号に掲げる認定又は承認を受けた場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

8 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)  
第六条 旧法第十九条第一項の規定により個人が昭和五十六年において積み立てた同項の価格変動準備金の金額の昭和五十七年分の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)  
第七条 新法第二十一条の規定は、個人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、個人の旧法第二十一条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。

(個人の開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置)  
第八条 新法第二十四条の規定は、昭和五十八年分以後の所得税について適用し、昭和五十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の沖縄県の区域内にある土地の譲渡に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)  
第九条 個人が、昭和五十七年中に、昭和四十七年四月一日前に取得した沖縄県の区域内にある新法第二十八条の四第一項に規定する土地等の同項に規定する譲渡をした場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)  
第十条 昭和五十七年分の所得税に係る新法第三十六条の二第一項(同条第二項において準用する

場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「当該譲渡の日の属する年の前年一月一日」とあるのは、「当該譲渡の日の属する年の一月一日」とする。

(住宅取得控除に関する経過措置)  
第十一条 新法第四十一条第二項及び第四十一条の二第一項の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定する新築住宅又は既存住宅を昭和五十八年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同項以後の所得税について適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する新築住宅又は既存住宅を昭和五十七年十二月三十一日以前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同項以前の所得税については、なお従前の例による。

2 居住者が、昭和五十六年分又は昭和五十七年分の所得税について旧法第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項の規定の適用を受けた場合におけるその者の昭和五十八年分又は昭和五十九年分の所得税に係る新法第四十一条第二項及び第四十一条の二第一項の規定の適用については、新法第四十一条第二項中「七パーセント」とあるのは「五パーセント」と、「五万円」とあるのは「三万円」とする。

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)  
第十二条 居住者が、施行日前に締結した旧法第四十一条の三第一項に規定する財形住宅貯蓄契約及び同条第二項に規定する旧住宅貯蓄契約に基づいて、昭和五十七年中に旧法第四十一条の四第一項に規定する積立等をした場合におけるその者の同年分の所得税については、旧法第四十一条の四、第四十一条の五及び第四十一条の七の規定の例による。

2 昭和五十七年中に、旧法第四十一条の三第三項に規定する住宅貯蓄契約又はその履行につき、旧法第四十一条の六第一項に規定する事実が生じた場合における所得税の徴収については、同条の規定の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)  
第十三条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をしてその事業の用に供する同項に規定する施設建築物について適用

(法人の減価償却に関する経過措置)  
第十四条 新法第四十三条第一項の表の第一号から第六号までの規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号から第六号までに掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条の四の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船について適用し、施行日前に旧法第四十五条の四第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する漁船については、なお従前の例による。

4 漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の際同法による改正前の漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定(以下この項において「旧認定」という。)を受けている同条第一項に規定する漁業協同組合等のうち当該旧認定前に他の中小漁業構造改善計画に係る認定を受けたことのないものが、漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から一年を経過した日の前日までに同法による改正後の漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る同項の認定を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、当該漁業協同組合等の構成員が旧認定のあつた日を含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度終了の日において有する漁船に係る償却限度額の計算については、なお従前の例による。

5 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をしてその事業の用に供する同項に規定する施設建築物について適用

し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第二項に規定する施設建築物をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

6 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項に規定する特定備蓄施設等をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

7 新法第五十一條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定組合が新法第五十六條の二第一項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一條第一項に規定する特定組合が旧法第五十六條の二第一項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

8 新法第五十一條の二の規定は、法人が施行日以後に同条第一項各号に掲げる認定を受ける場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等について適用し、法人が施行日前に旧法第五十一條の二第一項各号に掲げる認定又は承認を受けた場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

9 新法第五十二條の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二條の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

第十五条 (法人の準備金に関する経過措置)

第十五条 旧法第五十三條第一項の規定により法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度において積み立てられた同項の価格変動準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

2 新法第五十六條の十第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる株式売買損失準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた株式売買損失準備金の金額については、なお従前の例による。

第十六条 (法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十六条 新法第五十八條の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収

入金額について適用し、法人の旧法第五十八條第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。

第十七条 (法人の資産の譲渡等の場合の経過措置)

第十七条 新法第六十三條(同条第四項を除く。)の規定は、法人が昭和五十七年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十三條第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が昭和五十七年中に行う沖縄県の区域内にある新法第六十三條第一項第一号に規定する土地等に係る同項に規定する土地の譲渡等に対する同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 新法第六十四條及び第六十五條の七(同条第一項の表の第十四號を除く。)の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

4 新法第六十五條の七第一項の表の第十四號の規定は、法人が昭和五十七年一月一日以後に行う同項の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五條の七第一項の表の第十四號の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(現物出資の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十八條 旧法第六十六條の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で施行日前に同号に規定する承認を受けたものが、当該承認に係る固定資産を現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六條の三第一項第二号に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同号に規定する認定を受けた中小漁業構造改善計画に従つて現物出資した場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六條の三第一項第一号に規定する中小企業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に同号に規定する承認を受け、当該承認に係る固定資産を現物出資する場合には、同号に「中小企業者」とあるのは「中小企業者(租税

特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号。次号において「昭和五十七年改正法」という。)附則第十八條第三項に規定する政令で定めるものに限る。)」と、「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十八年三月三十一日」と、「同法第五條の二十一第一項」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五條の二十一第一項」として、同条の規定の例による。

4 旧法第六十六條の三第一項第二号に規定する中小漁業者に該当する法人で政令で定めるものが施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に同号に規定する認定を受けた中小漁業構造改善計画に従つて現物出資する場合には、同号中「昭和五十七年三月三十一日」とあるのは「昭和五十八年三月三十一日」と、「中小漁業者」とあるのは「中小漁業者(昭和五十七年改正法附則第十八條第四項に規定する政令で定めるものに限る。)」と、「同法第十條第一項」とあるのは「漁業再建整備特別措置法第十條第一項」として、同条の規定の例による。

5 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)第二十一條第一項各号に掲げる者が施行日から平成十四年三月三十一日までの間に当該各号に規定する承認を受けて当該承認に係る固定資産を現物出資する場合(これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。)における法人税については、旧法第六十六條の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

6 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十二條の三第九項(同法第六十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十二條の三第九項中「第六十六條の規定」とあるのは、「第六十六條の規定(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)附則第十八條第五項の規定を含む。)」とする。

(法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第十九條 新法第六十七條の四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第二十條 (登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十條 新法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与

を受ける土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六條第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に国から旧法第七十六條第三項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第七十七條に規定する交換により取得した同条に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の四の規定は、施行日以後に同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得する同号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の四第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得した同号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七條の五第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條の五第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に行われた旧法第七十八條に規定する農林漁業者又は団体に対する同条の規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八條の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八條の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八條の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に

<p>掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の十六」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。</p>	<p>一 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物</p>	<p>二 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から昭和五十五年改正法の施行の日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの</p>	<p>三 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの</p>	<p>四 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの</p>	<p>五 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法</p>
<p>施行日から昭和五十九年三月三十一日までの間</p>	<p>施行日から昭和五十九年三月三十一日までの間</p>	<p>施行日から昭和五十九年三月三十一日までの間</p>	<p>施行日から昭和五十九年三月三十一日までの間</p>	<p>施行日から昭和五十九年三月三十一日までの間</p>	<p>施行日から昭和五十九年三月三十一日までの間</p>

律第十三号）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地

月三十一日までの間

8 新法第八十一条第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新法第八十二条の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する土地又は家屋に関する同条の表の各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第八十二条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附則（昭和五十七年八月一七日法律第八〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十七年八月二四日法律第八一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年三月三十一日法律第一一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年三月三十一日法律第一一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（第六十六条の三）を「第六十五条の十二」に改める部分、「第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の四・第六十六条の五）」を「第七節 現物出資の場合の課税の特例（第六十六条の三）／第七節の二 景気調整のための課税の特例（第六十六条の四・第六十六条の五）」に改める部分及び「第七節の二」を「第七節の三」に改める部分に限る。

二 第四十三条第一項の改正規定（同項の表の第六号を削る部分及び同表の第八号を改める部分を除く。）

部分を除く。）第六十六条から第六十六条の三までを削る改正規定、第七節の二を第七節の三とし、第七節を第七節の二とし、同節の前に一節を加える改正規定、第六十六条の十三を第六十六条の十四とし、第六十六条の十二の次に一節を加える改正規定及び第八十一条に一項を加える改正規定並びに附則第十九条の規定並びに附則第二十一条中附則第十八条第六項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）の施行の日

二 第十二条第一項の表の第二号の改正規定（特定不況地域中小企業対策臨時措置法）を改める部分及び「特定不況地域」を改める部分及び「特定不況地域」を改める部分に限る。）第十八条第一項に一項を加える改正規定、第四十五条第一項の表の第二号の改正規定（特定不況地域中小企業対策臨時措置法）を改める部分及び「特定不況地域」を改める部分に限る。）第五十二条第一項に一項を加える改正規定及び第六十六条の十第一項に一項を加える改正規定、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第三十一号）の施行の日

三 第四十一条の十一の改正規定及び附則第九条の規定、昭和五十九年一月一日

四 第九十条の六第一項の改正規定（昭和五十八年四月三十日）を改める部分を除く。）並びに附則第二十四条中第七項第一項第三号を同項第四号とする改正規定、同項第二号の改正規定（「前号」を改める部分に限る。）

同号を同項第三号とする改正規定、同項第一号の改正規定（第六十一条第二項（自動車検査証の有効期間の短縮）を改める部分及び「される自動車を除く。」の下に加える部分に限る。）及び同号を同項第二号とし、同号の前に一節を加える改正規定、昭和五十八年七月一日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十八年分以後の所得税について適用し、昭和五十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（少額公債の利子の非課税に関する経過措置）

第三条 次項に定めるものを除き、改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四条第

一項に規定する個人が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に購入をした同項に規定する公債（同条第三項に規定する公債で政令で定めるものを含む。）の利子については、なお従前の例による。

2 前項に規定する個人が、施行日前に購入をした同項に規定する公債でこの法律の施行の際旧法第四条第一項及び第二項の要件を満たすものを有する場合には、当該公債については、その者が施行日において新法第四条第一項及び第二項の要件に従って購入をしたものとみなして、これらの規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、施行日前に提出された旧法第四条第一項の特別非課税貯蓄申告書に係る新法第四条第一項の適用に関する事項その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第四条 施行日前に旧法第十一条の表の第六号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ）をされた当該減価償却資産については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第六号）による改正後の租税特別措置法（以下「昭和五十九年新法」という。）第十条の二、第十条の三、第十一条の二から第十四条まで、第十六条、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三（昭和五十九年新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、昭和五十九年新法第十条の二第一項中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号。以下「昭和五十八年改正法」という。）附則第四条第一項」と、同条第三項中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は昭和五十八年改正法附則第四条第一項」と、昭和五十九年新法第十条の三第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は昭和五十八年改正法附則第四条第一項」と、昭和五十九年新法第十一条の二第一項中「前条」とあるのは「前条又は昭和五十八年改正法附則第四条第一項」と、昭和五十九年新法第十二条第一項中「前二条」とあるのは「前二条又は昭和五十八

一項に規定する個人が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に購入をした同項に規定する公債（同条第三項に規定する公債で政令で定めるものを含む。）の利子については、なお従前の例による。

2 前項に規定する個人が、施行日前に購入をした同項に規定する公債でこの法律の施行の際旧法第四条第一項及び第二項の要件を満たすものを有する場合には、当該公債については、その者が施行日において新法第四条第一項及び第二項の要件に従って購入をしたものとみなして、これらの規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、施行日前に提出された旧法第四条第一項の特別非課税貯蓄申告書に係る新法第四条第一項の適用に関する事項その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第四条 施行日前に旧法第十一条の表の第六号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ）をされた当該減価償却資産については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第六号）による改正後の租税特別措置法（以下「昭和五十九年新法」という。）第十条の二、第十条の三、第十一条の二から第十四条まで、第十六条、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三（昭和五十九年新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、昭和五十九年新法第十条の二第一項中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号。以下「昭和五十八年改正法」という。）附則第四条第一項」と、同条第三項中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は昭和五十八年改正法附則第四条第一項」と、昭和五十九年新法第十条の三第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は昭和五十八年改正法附則第四条第一項」と、昭和五十九年新法第十一条の二第一項中「前条」とあるのは「前条又は昭和五十八年改正法附則第四条第一項」と、昭和五十九年新法第十二条第一項中「前二条」とあるのは「前二条又は昭和五十八

一項に規定する個人が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に購入をした同項に規定する公債（同条第三項に規定する公債で政令で定めるものを含む。）の利子については、なお従前の例による。

2 前項に規定する個人が、施行日前に購入をした同項に規定する公債でこの法律の施行の際旧法第四条第一項及び第二項の要件を満たすものを有する場合には、当該公債については、その者が施行日において新法第四条第一項及び第二項の要件に従って購入をしたものとみなして、これらの規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、施行日前に提出された旧法第四条第一項の特別非課税貯蓄申告書に係る新法第四条第一項の適用に関する事項その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。



年改正法附則第四条第一項」と、昭和五十九年  
 新法第十二条の二第一項中「前三条」とあるのは  
 「前三条又は昭和五十八年改正法附則第四条  
 第一項」と、同条第四項中「前三条」とあるのは  
 「前三条若しくは昭和五十八年改正法附則第  
 四条第一項」と、昭和五十九年新法第十二条の  
 三第一項中「前条まで」とあるのは「前条まで  
 又は昭和五十八年改正法附則第四条第一項」  
 と、昭和五十九年新法第十三条第一項中「又は  
 第十四条から第十六条まで」とあるのは「第  
 十四条から第十六条まで又は昭和五十八年改正  
 法附則第四条第一項」と、昭和五十九年新法第  
 十三条の二第一項中「又は次条から第十六条ま  
 で」とあるのは「次条から第十六条まで又は  
 昭和五十八年改正法附則第四条第一項」と、昭  
 和五十九年新法第十四条第二項中「若しくは第  
 十二条の三」とあるのは「第十二条の三若し  
 くは昭和五十八年改正法附則第四条第一項」  
 と、昭和五十九年新法第十六条第一項中「第十  
 二条の三まで」とあるのは「第十二条の三まで  
 又は昭和五十八年改正法附則第四条第一項」  
 と、昭和五十九年新法第二十八条の三第十一  
 項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三  
 第二項中「第十六条まで」とあるのは「第十六  
 条まで並びに昭和五十八年改正法附則第四条第  
 一項」とする。

3 新法第十二条の規定は、個人が施行日以後に  
 取得等をしてその事業の用に供する同条第一項  
 に規定する工業用機械等について適用し、個人  
 が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項  
 に規定する工業用機械等をその事業の用に供し  
 た場合については、なお従前の例による。

4 新法第十二条の二第四項の規定は、個人が施  
 行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に  
 供する同項に規定する医療用機器について適用  
 し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法  
 第十二条の二第二項に規定する医療用機器をそ  
 の事業の用に供した場合については、なお従前  
 の例による。

5 新法第十二条の三第一項の規定は、同項に規  
 定する中小企業者に該当する個人が施行日以後  
 に同項に規定する事業合理化計画の承認を受け  
 る当該事業合理化計画に定める同項に規定する  
 事業合理化用機械等について適用し、旧法第十  
 二条の三第一項に規定する中小企業者に該当す  
 る個人が施行日前に同項に規定する事業合理化  
 計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定め

6 新法第十三条第一項の規定は、個人が施行日  
 以後に取得等をする同項に規定する機械装置等  
 について適用し、個人が施行日前に取得等をし  
 た旧法第十三条第一項に規定する機械装置等に  
 ついては、なお従前の例による。

7 新法第十三条の二第一項の規定は、施行日以  
 後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業  
 構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれ  
 らの規定の承認を受けるこれらの規定に規定す  
 る商工組合等又は特定組合の構成員の有所すこ  
 れらの規定に掲げる減価償却資産について適用  
 し、施行日前に旧法第十三条の二第一項第一号  
 又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又  
 は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認  
 を受けたこれらの規定に規定する商工組合等又  
 は特定組合の構成員の有所すこれらの規定に掲  
 げる減価償却資産については、なお従前の例に  
 よる。

8 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日  
 以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家  
 住宅について適用し、個人が施行日前に取得又  
 は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸  
 家住宅については、なお従前の例による。

9 新法第十六条第二項の規定は、個人が施行日  
 以後に取得をする同項に規定する通気坑道又は  
 排水坑道について適用し、個人が施行日前に取  
 得をした旧法第十六条第二項に規定する通気坑  
 道又は排水坑道については、なお従前の例によ  
 る。

10 新法第十六条の二の規定は、個人が施行日以  
 後に同条第一項に規定する認定を受ける場合に  
 おける当該個人の同項に規定する廃棄施設等に  
 ついて適用し、個人が施行日前に旧法第十六条  
 の二第一項各号に掲げる認定を受けた場合にお  
 ける当該個人の同項に規定する事業転換施設等  
 については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）

第五條 個人の昭和五十七年分の事業所得に係る  
 総収入金額のうち新法第二十条第一項に規定  
 する海外取引による収入金額がある場合におけ  
 る昭和五十八年分の所得税に係る同項の規定の  
 適用については、同項中「区分してそれぞれ  
 収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算  
 した金額の合計額」、その年において事業を営  
 んでいた期間内の指定期間の月数」とあるの  
 は、「区分し、次項第一号に掲げる取引に係る  
 収入金額にその年において事業を営んでいた期  
 間のうち昭和五十八年一月一日から同年三月  
 三十一日まで期間（以下この項において「旧  
 積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じ  
 てこれを当該事業を営んでいた期間内の月数  
 （以下この項において「その年の月数」という  
 ）で除して計算した金額の千分の十三・六に  
 相当する金額と当該取引に係る収入金額にその  
 年の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控  
 除した月数を乗じてこれをその年の月数で除し  
 て計算した金額の千分の十二・二に相当する金  
 額との合計額に、次項第二号から第八号までに  
 掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定  
 期間の月数を乗じてこれをその年の月数で除し  
 て計算した金額の千分の十八・四に相当する金  
 額と当該取引に係る収入金額にその年の月数か  
 ら旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数  
 を乗じてこれをその年の月数で除して計算した  
 金額の千分の十六・六に相当する金額との合計  
 額を加算した金額に、その年の月数」とする。  
 （個人の譲渡所得等の課税の特例に関する経過  
 措置）

第六條 新法第三十四条の二第二項第三号の規定  
 は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定  
 する土地等の譲渡について適用し、個人が施行  
 日前に行つた旧法第三十四条の二第一項に規定  
 する土地等の譲渡については、なお従前の例に  
 よる。

2 新法第三十七条の五の規定は、個人が施行日  
 以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産に該  
 当する資産の譲渡について適用し、個人が施行  
 日前に行つた旧法第三十七条の五第一項に規定  
 する譲渡資産に該当する資産の譲渡について  
 は、なお従前の例による。

3 新法第三十七条の七から第三十七条の九まで  
 の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十  
 七条の七第一項に規定する土地等の同項に規定  
 する交換又は譲渡について適用する。

第七條 新法第四十一条から第四十一条の三まで  
 の規定は、居住者が新法第四十一条第一項に規  
 定する家屋を施行日以後に同項の定めるところ  
 によりその者の居住の用に供した場合について  
 適用し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定  
 する家屋を施行日前に同項の定めるところによ  
 りその者の居住の用に供した場合におけるその

者の昭和六十年分までの各年分の所得税につい  
 ては、同条及び旧法第四十一条の二（これらの  
 規定を租税特別措置法の一部を改正する法律  
 （昭和五十七年法律第八号）附則第十一条第二  
 項の規定により読み替えて適用する場合を  
 含む。）の規定の例による。

（農業生産法人に現物出資した場合の納期限の  
 特例に関する経過措置）

第八條 新法第四十一条の九第一項の規定は、個  
 人の昭和五十八年分以後の所得税に係る同項の  
 規定による納期限の延長について適用し、昭和  
 五十七年分以前の所得税に係る旧法第四十一条  
 の九第一項の規定による納期限の延長について  
 は、なお従前の例による。

（協業のために現物出資した場合の納期限の特  
 例に関する経過措置）

第九條 旧法第四十一条の十一第一項（同条第二  
 項において準用する場合を含む。以下この条に  
 おいて同じ。）に規定する事業を行う個人が、  
 昭和五十八年十二月三十一日以前に旧法第四十  
 一条の十一第一項に規定する事業資産を同項に  
 規定する会社等の設立のために、又は当該会社  
 等に対する出資した場合における同項の規定に  
 よる納期限の延長については、同条の規定は、  
 なおその効力を有する。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十條 新法第三章の規定は、別段の定めがある  
 ものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年  
 法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格  
 のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以  
 後に開始する事業年度分の法人税について適用  
 し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法  
 人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十一條 新法第四十三条の表の第四号の  
 規定は、法人が附則第一条第一号に定める日以  
 後に取得等（取得又は製作若しくは建設をい  
 う。以下この条において同じ。）をしてその事  
 業の用に供する同項の表の第四号に掲げる減価  
 償却資産について適用する。

2 施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第六  
 号に規定する政令で定められた減価償却資産に  
 係る同項の政令で定める期間内に取得等をされ  
 る当該減価償却資産については、なお従前の例  
 による。

3 前項の規定の適用がある場合における昭和五  
 十九年新法第四十二条の五、第四十二条の六、

第四十四条から第四十九条まで、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十四条（昭和五十九年新法第六十四条の二）第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七（昭和五十九年新法第六十五条の八）第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四の規定の適用については、昭和五十九年新法第四十二条の五第一項及び第二項並びに第四十二条の六第一項及び第二項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは昭和五十八年改正法附則第十一條第二項」と、昭和五十九年新法第四十二条の五第一項中「前条又は同条」とあるのは、「前条若しくは昭和五十八年改正法附則第十一條第二項又はこれら」と、昭和五十九年新法第四十二条の二第一項中「前二条」とあるのは、「前二条若しくは昭和五十八年改正法附則第十一條第二項」と、昭和五十九年新法第四十五条第一項中「前三条」とあるのは、「前三条若しくは昭和五十八年改正法附則第十一條第二項」と、昭和五十九年新法第四十五条の四第一項及び第四十六条第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは昭和五十八年改正法附則第十一條第二項」と、昭和五十九年新法第四十七条第二項中「若しくは前項」とあるのは、「前項若しくは昭和五十八年改正法附則第十一條第二項」と、昭和五十九年新法第四十八条第一項中「若しくは第四十五条の三」とあるのは、「第四十五条の三若しくは昭和五十八年改正法附則第十一條第二項」と、昭和五十九年新法第四十九条第一項中「第四十五條の三まで」とあるのは、「第四十五條の三まで若しくは昭和五十八年改正法附則第十一條第二項」と、昭和五十九年新法第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは、「第五十一条又は昭和五十八年改正法附則第十一條第二項」と、昭和五十九年新法第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「及び第四十七条から

第五十一条まで」とあるのは、「第四十七条から第五十一条まで及び昭和五十八年改正法附則第十一條第二項」とする。

4 新法第四十三条第一項の表の第八号の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる航空機について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第八号に掲げる航空機をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第四十五条の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第四十五条の二第五項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第三項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 新法第四十五条の三第一項の規定は、同項に規定する中小企業者に該当する法人が施行日以後に同項に規定する事業合理化計画の承認を受ける当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等について適用し、旧法第四十五条の三第一項に規定する中小企業者に該当する法人が施行日前に同項に規定する事業合理化計画の承認を受けた当該事業合理化計画に定める同項に規定する事業合理化用機械等については、なお従前の例による。

8 新法第四十五条の四第一項の規定は、施行日以後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認を受けるこれらの規定に規定する商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十五条の四第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につきこれらの規定の承認を受けたこれらの規定に規定する商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 新法第四十六条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び

装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六条第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

10 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

11 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設については、なお従前の例による。

12 旧法第四十八条第一項の表の第一号に掲げる石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第二條第四項に規定する石油精製業者である法人又は石油（石油ガスを除く。）の貯蔵の業務を専ら当該法人の委託を受けて行う法人が施行日前に取得又は建設をした同表の第一号に掲げる石油貯蔵施設及び施行日前に同法第五條第一項の規定により届出をした同項に規定する石油の備蓄に関する計画に基づき施行日から昭和六十年三月三十一日までの間に取得又は建設をする同号に掲げる石油貯蔵施設（以下この項において「施行日以後取得の石油貯蔵施設」という。）については、旧法第四十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日以後取得の石油貯蔵施設に係る同条第一項の規定の適用については、同項中「石油貯蔵施設及び石油ガス貯蔵施設については、百分の三十六」とあるのは、「石油貯蔵施設については、百分の二十」と、「昭和五十八年三月三十一日」とあるのは、「昭和六十年三月三十一日」とする。

13 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「昭和六十年新法」という。）第四十六条、第四十六条の二、第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、昭和六十年新法第四十六条第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは昭和五十八年改正法附則第十一條第二項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされる昭和五十八年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八条（第四十六条の二）第一項、第五十二条の二及び第五十二条の三第一項において「昭和五十八年旧法第四十八条」という。」と、昭和六十年新法第四十六条の二第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは昭和五十八年旧法第四十八条」と、昭和六十年新法第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは、「第五十一条又は昭和五十八年旧法第四十八条」とする。

14 新法第四十九条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十九条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

15 法人が、施行日前に取得（改良を含む。）若しくは建設をした旧法第五十条第一項に規定する構築物又は施行日前に支出した同条第二項に規定する植林費については、なお従前の例による。

16 新法第五十一条の二の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する認定を受ける場合における当該法人の同項に規定する廃棄施設等について適用し、法人が施行日前に旧法第五十一条の二第一項各号に掲げる認定を受けた場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

第十二条 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられている中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（昭和五十八年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和五十八年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準

年度の月数で除して計算した金額の千分の六・六（当該事業年度終了の時に資本金又は若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人（以下この項において「中小法人」という。）については、千分の十三・六）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・六（中小法人については、千分の十二・二）に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の九（中小法人については、千分の十八・四）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の七・七（中小法人については、千分の十六・六）に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

2 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 新法第五十六条の七第一項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において旧法第五十六条の七第一項の計画造林準備金を有するもの施行日から昭和五十九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に係る新法第五十六条の七の規定の適用については、同条第一項第二号中「二十万三千元」とあるのは、「二十五万九千元」とする。

4 新法第五十六条の十第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる株式売買損失準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた株式売買損失準備金の金額については、なお従前の例による。

5 新法第五十七条の三の規定は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十六条の規定により新法第五十七条の三第一項の法人が同項の使用済燃料再処理準備金を積み立てることとなる事業年度として政令で定める事業年

度以後の各事業年度において積み立てる当該使用済燃料再処理準備金の金額について適用する。この場合において、当該政令で定める事業年度において積み立てる当該使用済燃料再処理準備金の金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（法人の資産の譲渡等の場合の経過措置）

第十三条 新法第六十五条の四第一項第三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、法人が施行日以前に行った旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の十一及び第六十五条の十二の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の十一第一項に規定する土地等の同項に規定する交換又は譲渡について適用する。（動力炉・核燃料開発事業団に対する出えん金の損金算入に関する経過措置）

第十四条 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に支出する同条に規定する出えん金について適用し、法人が施行日前に支出した旧法第六十六条の十一に規定する出えん金については、なお従前の例による。（相続税の特例に関する経過措置）

第十五条 新法第七十条の規定は、昭和五十八年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した財産に係る相続税について適用する。（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十六条 新法第七十三条の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十三条に規定する家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十四条の二第二項の規定は、施行日以後に取得する同項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十四条の二第二項に規定する既存住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の二の規定は、同条に規定する農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供する場合における当該土地の所有権、地

上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十七条の二に規定する農業生産法人が施行日以前に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の四の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の四第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七条の五第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 旧法第八十一条の二第二項の森林組合で施行日前に森林組合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第四条第二項の認定を求めたものが、当該認定を受けて合併をした場合における旧法第八十一条の二第二項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）  
第十七条 旧法第八十八条の四の規定に該当する自動車で、同条に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引

き取られたものに係る物品税については、なお従前の例による。  
2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる物品税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（揮発油税及び地方道路路税の特例に関する経過措置）

第十八条 施行日前に旧法第九十条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出され、又は旧法第九十条の二第一項の承認を受けて保税地域から引き取られた揮発油に係る揮発油税及び地方道路路税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる揮発油税及び地方道路路税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附則（昭和五八年五月二日法律第二六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（関係法律の改正に伴う経過措置）

第十三条 この法律による改正後の農林中央金庫法、地方税法、租税特別措置法及び法人税法の規定にかかわらず、旧法人に対するこれらの法律の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）  
第十四条 附則第二条から第七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
附則（昭和五八年一月二日法律第八号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月三十一日法律第五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月三十一日法律第六号）抄  
（昭和五九年三月三十一日法律第六号）抄  
（昭和五九年三月三十一日法律第六号）抄

附則（昭和五九年三月三十一日法律第六号）抄  
（昭和五九年三月三十一日法律第六号）抄  
（昭和五九年三月三十一日法律第六号）抄





をを受けた土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の三第一項の規定は、同項に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同項に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の三に規定する法人が買入れ又は借受けをした同条に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七条の五第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七条の五第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新法第七十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の二十一」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
--	--------------------------------------	--------

二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から昭和五十五年改正法の施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
五 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和五十八年四月一日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分

7 新法第八十一条第一項第三号の規定は、施行日以後にされる同項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条第一項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同項第三号に掲げる事項については、なお従前の例による。

二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から昭和五十五年改正法の施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
五 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和五十八年四月一日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分

7 新法第八十一条第一項第三号の規定は、施行日以後にされる同項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条第一項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同項第三号に掲げる事項については、なお従前の例による。	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
---	--------------------------------------	--------

7 新法第八十一条第一項第三号の規定は、施行日以後にされる同項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条第一項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同項第三号に掲げる事項については、なお従前の例による。	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
---	--------------------------------------	--------

8 新法第八十二条の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する土地又は家屋に関する同条の表の第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第八十二条に規定する土地又は家屋に関する同条の表の第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）

第十八条 昭和五十九年五月一日前に課した、又は課すべきであった旧法第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、次項から第四項までに定めのあるものを除き、なお従前の例による。

2 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、昭和五十九年五月一日前にその製造に係る製造場から移出されたもので、物品税法（昭和三十一年法律第四十八号）第十七条第三項（同法第十九条第三項、第二十二条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。）又は租税特別措置法第八十八条の二第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限り。）について、当該期限までにこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

3 旧法第八十八条の三に規定する物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて昭和五十九年五月一日前にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八条の三に規定する税率とする。

二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から昭和五十五年改正法の施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
五 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和五十八年四月一日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分

二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から昭和五十五年改正法の施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
五 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和五十八年四月一日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分

二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から昭和五十五年改正法の施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行日の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分
五 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和五十八年四月一日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地	施行日 から昭 和六十 一年三 月三十 六	千 分

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百十一号）

四條において準用する場合を含む。）	四條において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百二十二号）第二條

4 旧法第八十八條の三に規定する物品のうち、次の各号に掲げるもので昭和五十九年五月一日前に購入され、又は引き取られたものについて、同日以後に当該各号に定める法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、新法第八十八條の三に規定する税率とする。

- 一 物品税法第二十条第六項に規定する輸出品品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入された物品 同条第三項本文又は第五項本文
- 二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた物品 同法第二十二條第六項本文（同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。）

三 租税特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機関において同項に規定する合衆国軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入された物品 同条第五項において準用する物品税法第二十条第三項本文又は第五項本文

5 新法第八十八條の三に規定する物品を、昭和五十九年五月一日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合）は、その合計数量が二十個以上であるときは、当該物品については、その者が当該物品の製造者として当該物品を同日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、百分の〇・五の税率により物品税を課する。

6 前項の規定による物品税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を合算し、当該合算した額の物品税を、昭和五十九年六月から十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

7 第五項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所（ことに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、昭和五十九年五月一日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。）

8 第五項に規定する物品で同項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合（物品税法第二十八條第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第五項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

9 昭和五十九年五月一日前にした行為及び第一項の規定により従前の例によることとされる物品税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九條 昭和五十九年五月一日前に課した、又は課すべきであつた印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第一第四号に掲げる物品切手に係る印紙税については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年五月一日前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる印紙税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年六月三〇日法律第五三三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附則（昭和五十九年七月一三日法律第五五号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十九年七月一三日法律第五六号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（政令への委任）  
7 附則第二項及び第三項に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十九年七月二七日法律第六〇号）  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二十九條の五第三項の規定は、昭和五十九年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合について適用する。

3 施行日前に昭和五十九年分の所得税につき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條又は第二百二十七條（これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法第二十九條の五の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項の更正の請求をすることができ。

附則（昭和五十九年八月一〇日法律第七一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。  
（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律等の一部改正に伴う経過措置）  
第十三條 附則第二条に規定する塩業組合に関し、この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 略  
二 租税特別措置法（政令への委任）  
第二十七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十九年八月一〇日法律第七二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。  
（租税特別措置法の一部改正等に伴う経過措置）  
第十七條 施行日前に、旧たばこ専売法第四十六條（輸出）の規定の適用を受けて本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に開税法第二條第一項第九号又は第十号（定義）に規定する船用品又は機用品として積み込まれた製造たばこは、改正後の租税特別措置法第八十七條の二第一項（外航船等に積み込む製造たばこの免税）の規定の適用を受けて積み込まれたものとみなして、同条第二項の規定を適用する。

附則（昭和五十九年八月一四日法律第七四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。  
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、施行日前から引き続き改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第八十八條の六第一項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品の製造をする者は、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十三條第一項前段の規定による申告については、施行日から起算して一月以内に、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

2 揮発油税法第二十三條第一項前段及び第二十九條第二号の規定は、前項に規定する者で施行日から起算して一月以内に同項の製造を廃止することとなるものについては、適用しない。  
（手持品課税）  
第三条 施行日に、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。）

で新法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品（以下この条において「みなし揮発油」という。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合には、その合計数量）が五キロリットル以上であるときは、当該みなし揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、施行日に当該みなし揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、四万五千六百円の揮発油税及び八千二百円の地方道路税を課する。

2 施行日に、沖繩県の区域内にある揮発油の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所であらな揮発油を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合には、その合計数量）が五キロリットル以上であるときは、当該みなし揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者として、施行日に当該みなし揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、前項の規定によりみなし揮発油一キロリットルにつき課されるべき揮発油税の額及び地方道路税の額に、それぞれ五百三十八分の四百六十八を乗じて得た金額の揮発油税及び地方道路税を課する。

3 前二項の場合においては、税務署長は、揮発油税に併せて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にあるみなし揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和六十一年一月から五月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

4 第一項又は第二項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法（昭和三十年法律第四十号）第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五百三十八分の八十二」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五百三十八分の四百五十六」として、これらの規定を適用する。

5 第一項又は第二項に規定する者は、第一項又は第二項の規定に該当するみなし揮発油の貯蔵

場所並びに当該場所ごとの当該みなし揮発油の所持数量及び課税標準数量（当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。）その他政令で定める事項を記載した申告書を施行日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該みなし揮発油が第一項又は第二項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該みなし揮発油の戻入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條の規定に準じて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一 揮発油の製造者がその製造場から移出したみなし揮発油で第一項又は第二項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合 第一項又は第二項の規定の適用がなれたものとした場合における当該揮発油の製造者

二 前号に該当する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたみなし揮発油で第一項又は第二項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該みなし揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合 当該揮発油の製造者

7 第一項又は第二項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持するみなし揮発油が新法第九十條第一項に規定する用途その他政令で定める用途に充てるべきものであることにつき当該みなし揮発油の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係るみなし揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、当該みなし揮発油の貯蔵場所を揮発油の製造場とみなす。

8 第二項の規定により揮発油税及び地方道路税を徴収された、又は徴収されるべきであったみなし揮発油を沖繩県の区域から当該区域以外の

本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積込みをした者を揮発油の製造者とし、当該積込みの場所を揮発油の製造場とみなし、その積込みの時に当該みなし揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合において、当該みなし揮発油に課されるべき揮発油税の額及び地方道路税の額は、それぞれみなし揮発油一キロリットルにつき、第一項に規定する金額から第二項に規定する金額を控除した金額とする。

9 前項の規定により揮発油の製造者とみなされる者が提出すべき揮発油税法第十條第一項又は地方道路税法第七條第一項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、前項の積込みをしたみなし揮発油を沖繩県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時までに提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより、税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

七号 抄 (昭和五九年八月一日法律第七号)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五十六条 (租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 旧日雇健保法の規定によつて家族療養費を支給すべき被扶養者に係る療養費を含む。は、この法律による改正後の租税特別措置法第二十六條第一項及び第六十七條第一項の適用については、同法第二十六條第一項に規定する社会保険診療とみなす。

第六十三条 (その他の経過措置の政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六〇年三月三〇日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第四十一条の十六」を「第四十一条の十

五」に改める部分に限る。）、同法第三条から第三条の三までの改正規定、同法第三条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四条、第八条の二から第九条の二まで、第三十七條の十及び第四十一条の十二の改正規定、同法第四十一条の十六を削る改正規定並びに第二条の規定並びに附則第三条、第四条、第七條、第二十七條から第三十一条まで、第三十四條及び第三十五条の規定 昭和六十一年一月一日

二 第一条中租税特別措置法第十二條の二の改正規定（同法第十二條の三とする部分に限る。）、同法第十二條の次に一条を加える改正規定、同法第十八條第一項に一号を加える改正規定、同法第四十五條の二の改正規定（同法第四十五條の三とする部分に限る。）、同法第四十五條の次に一条を加える改正規定、同法第五十二條第一項に一号を加える改正規定及び同法第六十六條の十第一項に一号を加える改正規定並びに附則第八條第一項及び第十六條第十項の規定 中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和六十年法律第五十五号）の施行の日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十年分以後の所得税について適用し、昭和五十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 (利子所得に関する経過措置) (利子所得) 昭和六十年十二月三十一日までに支払を受けるべき第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三條第一項、第三條の二第一項及び第三條の三第一項に規定する利子所得については、なお従前の例による。

第四条 (少額公債の利子の非課税に関する経過措置) 旧法第四條第一項に規定する個人が、昭和六十一年十二月三十一日以前に支払を受けるべき同項に規定する公債の利子については、なお従前の例による。

2 前項に規定する個人が、昭和六十一年十二月三十一日以前に購入した同項に規定する公債で、同日において旧法第四條第一項及び第二項の要件を満たすもの（以下この条において「旧公債」という。）を有する場合には、当該旧公債

を有する場合には、当該旧公債



については、その者が、昭和六十一年一月一日において新法第四条の要件に従つて購入したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 前二項に定めるもののほか、昭和六十一年十二月三十一日以前に提出された旧法第四条第一項の特別非課税貯蓄申告書に係る新法第四条第一項の規定の適用に関する事項その他旧公債に係る同条の規定の適用に必要事項は、附則第二十八条第四項から第六項までの規定の例に準じて政令で定める。

(非居住者等を受ける戦前外貨債利子の非課税に関する経過措置)

第五条 旧法第六条の規定は、非居住者又は外国人が同条第一項各号に掲げる利子でこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるものについては、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。(民間外貨債の利子の非課税等に関する経過措置)

第六条 内国法人が施行日前に発行した旧法第七条に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

2 非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)

第七条 昭和六十一年十二月三十一日までに支払を受けるべき旧法第八条の二第一項及び第八条の三第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、なお従前の例による。

2 昭和六十一年十二月三十一日までに内国法人から支払を受けるべき旧法第八条の四第一項及び第八条の五第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第八条 新法第十一条の表の第一号及び第二号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる機械その他の減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の表の第一号又は第二号に掲げる機械その他の減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十一条の表の第三号の規定は、施行日以後に工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)第三条第一項に規定する指定地域となつた地域内に存する同号に規定する井戸に代えて事業の用に供される同号に掲げる機械その他の設備について適用し、施行日前に当該指定地域となつた地域内に存する旧法第十一条第一項の表の第三号に規定する井戸に代えて事業の用に供される同号に掲げる機械その他の設備については、なお従前の例による。

3 新法第十一条の表の第六号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる船舶について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第六号に掲げる船舶をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する地震防災応急対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の二第一項に規定する地震防災応急対策用資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

5 新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 旧法第十二条の二第二項に規定する個人が、施行日前に、同項に規定する機械及び装置を取得し、又は製作してこれをその事業の用に供した場合については、当該機械及び装置については、なお従前の例による。

7 施行日から附則第一条第二号に掲げる日の前日までの間における新法第十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項及び第二項中「第十一条から前条まで」とあるのは「前三条」と、同条第三項中「第十二条の三第一項本文」とあるのは「第十二条の二第一項本文」とする。

8 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第四項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

9 旧法第十二条の三第一項に規定する中小企業者で施行日前に同項に規定する事業合理化計画に係る同項に規定する承認を受けたものが、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業合理化用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した場合に、当該事業合理化用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

10 前項の規定の適用がある場合における新法第十條から第十八條の三まで、第三十三條から第三十七條の三(新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十條第四項第二号中「又は第十六條」とあるのは、「第十六條又は租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号。以下「昭和六十一年改正法」という。)附則第八條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十二條の三(以下この章において「昭和六十一年旧法第十二條の三」という。)-と、新法第十條の二第一項及び第三項並びに第十條の三第一項及び第三項中「又は第十六條」とあるのは、「第十六條又は昭和六十一年旧法第十二條の三」と、新法第十三條第一項中「又は第十四條から第十六條まで」とあるのは、「次条から第十六條まで又は昭和六十一年旧法第十二條の三」と、新法第十四條第一項中「当該貸家住宅の償却費」とあるのは、「当該貸家住宅(その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し昭和六十一年旧法第十二條の三の規定の適用を受けるものを除く。)の償却費」とあるのは、「第十七條若しくは昭和六十一年旧法第十二條の三」と、新法第十五條第一項中「又は第十二條の二」とあるのは、「第十二條の二又は昭和六十一年旧法第十二條の三」と、新法第十六條第一項中「第十二條の三まで」とあるのは、「第十二條の三まで又は昭和六十一年旧法第十二條の三」と、新法第二十八條の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「及び第十四條から第十六條まで」とあるのは、「第十四條から第十六條まで及び昭和六十一年旧法第十二條の三」とする。

11 第九項の規定の適用がある場合における新法第十二條の三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「又は第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項」と、「場合を含む。」とあるのは「場合を含む。」又は昭和六十一年旧法第十二條の三」とする。

12 新法第十三條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三條第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

13 新法第十三條の二の規定は、施行日以後に同条第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けるこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十三條の二第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けたこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

14 新法第十四條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

15 個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四條第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

16 個人が、旧法第十八條第一項第四号に規定する振興計画につき施行日前に同号の承認を受けた同号に規定する産地組合に対し支出する同号に掲げる負担金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「昭和六十一年三月三十一日」とあるのは、「産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)が効力を失う日の前日」とする。

(個人の準備金に関する経過措置)

第九條 個人の昭和五十九年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十二條第一項に規定する海外取引による収入金額がある場合における



3 新法第四十三條第一項の表の第四号、第七号及び第八号の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第四号、第七号又は第八号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法第四十四條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する地震防災応急対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四條第一項に規定する地震防災応急対策用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 旧法第四十五條の二第三項に規定する法人が、施行日前に、同項に規定する機械及び装置を取得し、又は製作して、これをその事業の用に供した場合については、当該機械及び装置については、なお従前の例による。

7 新法第四十五條の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五條の二第五項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

8 旧法第四十五條の三第一項に規定する中小企業業者が施行日前に同項に規定する事業合理化計画に係る同項に規定する承認を受けたものが、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業合理化用機械等を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した場合には、当該事業合理化用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

9 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二條の四から第四十二條の六まで、第四十六條から第四十九條まで、第五十一條、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十四條（新法第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。）、第六十五條の七

（新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十二條の四第四項第二号中「若しくは第五十一條」とあるのは、「第五十一條若しくは昭和六十年改正法律第十六條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十年改正法律第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條の三（以下この章において「昭和六十年旧法第四十五條の三」という。）と、新法第四十二條の五第五項及び第二項並びに第四十二條の六第一項及び第二項中「若しくは第五十一條」とあるのは、「第五十一條若しくは昭和六十年旧法第四十五條の三」と、新法第四十六條第一項及び第四十六條の二第二項中「若しくは第五十一條」とあるのは、「第五十一條若しくは昭和六十年旧法第四十五條の三」と、新法第四十七條第一項中「各事業年度の当該貸家住宅（当該事業年度における償却額の計算に關し昭和六十年旧法第四十五條の三又は同条に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）と、新法第四十七條第二項中「若しくは前項」とあるのは、「前項若しくは昭和六十年旧法第四十五條の三」と、新法第四十八條第一項中「第四十四條の二まで」とあるのは、「第四十四條の二まで若しくは昭和六十年旧法第四十五條の三」と、新法第四十九條第一項中「第四十五條まで」とあるのは、「第四十五條まで若しくは昭和六十年旧法第四十五條の三」と、新法第五十一條から第四十九條まで若しくは昭和六十年旧法第四十五條の三」と、新法第五十二條の二及び第五十二條の三第一項中「又は第五十一條」とあるのは、「第五十一條又は昭和六十年旧法第四十五條の三」と、新法第六十四條第六項、第六十五條の七第七項及び第六十七條の四第六項中「及び第四十七條から第五十一條まで」とあるのは、「第四十七條から第五十一條まで及び昭和六十年旧法第四十五條の三」とする。

10 第八項の規定の適用がある場合における新法第四十五條の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「若しくは第五十一條」とあるのは、「第五十一條若しくは昭和六十年旧法第四十五條の三」と、同条第二項中「若しくは前項」とあるのは、「前項若しくは昭和六十年旧法第四十五條の三」とする。

11 新法第四十六條の規定は、施行日以後に同条第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けるこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十五條の四第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けたこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

12 新法第四十六條の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六條第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

13 新法第四十七條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

14 法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第二項に規定する施設建築物については、なお従前の例による。

15 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設については、なお従前の例による。

16 法人が、旧法第五十二條第一項第四号に規定する振興計画につき施行日前に同号の承認を受けた同号に規定する産地組合に対し支出する同号に掲げる負担金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「昭和六十年三月三十一日」とあるのは、「産地中小企業対策臨時措置法が効力を失う日の前日」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）  
第十七條 新法第五十四條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年

度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（昭和六十年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和六十年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・六（当該事業年度終了の時において資本の金額若しくは出資金額が一億円以下である法人又は資本若しくは出資を有しない法人（以下この項において「中小法人」という。）については、千分の十二・二）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の七・七（中小法人については、千分の十六・六）に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・八（中小法人については、千分の十四・一）に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

2 旧法第五十六條の十第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度（当該事業年度が解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度である場合を除く。以下第七項までにおいて「改正事業年度」という。）において改正事業年度の直前の事業年度終了の日における同条第二項に規定する株式売買損失準備金の金額（当該直前の事業年度において同項又は同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を控除し、当該直前の事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入された金額を加算した金額とする。）を有する場合にお



行日以後最初に到来する当該納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を超過する日）までにされた当該延納の許可を受けた者の申請により、施行日以後の延納期間の三分の一に相当する期間（当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間）の範囲内において延納期限を延長し、及び施行日以後の延納年割額を新法第七十条の七第二項又は相続税法第三十八条第二項の規定に準じて変更することができる。

**（登録免許税の特例に関する経過措置）**

**第二十六条** 新法第七十三条の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第七十三条に規定する住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**2** 旧法第七十七条の二に規定する農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**3** 新法第七十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の四第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**4** 新法第七十七条の四第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七条の五第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**5** 新法第七十七条の四第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用

し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七条の五第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**附則（昭和六〇年五月一日法律第三〇号）抄**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、目次の改正規定、第一条の改正規定、第二章の章名の改正規定、第三条の次に一条を加える改正規定及び第四条第一項の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第十一条の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**附則（昭和六〇年五月一七日法律第三六号）抄**

**1** この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

**附則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄**

**1** この法律は、公布の日から施行する。

**附則（昭和六〇年一月九日法律第九四号）抄**

**1** この法律は、公布の日から施行する。

**2** 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第四十一条の十四の規定は、次項に定めるものを除き、昭和六十年分以後の所得税について適用し、昭和五十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**3** 新法第四十一条の十四第三項の規定により読み替えられた所得税法（昭和六十年法律第三三号）第九十条の規定は、昭和六十一年中に支払うべき同条に規定する給与等でその最後に支払うべき日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合について適用し、その最後に支払うべき日がある場合については、なお従前の例による。ただし、同年中に支払うべき所得税法第二十九条に規定する年金については、当該年金に係る同項の規定により読み替えられた同法第九十条の規定による所得税の納付をすべき日がある場合については適用する。

**4** 施行日前に昭和六十一年分の所得税につき所得税法第二百五条又は第二百二十七条（これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法第四十一条の十四第一項の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ

る。

**附則（昭和六〇年二月二〇日法律第九六号）抄**

**1** この法律は、昭和六十一年一月一日から施行する。

**附則（昭和六一年三月三日法律第一〇号）抄**

**1** この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**附則（昭和六一年三月三十一日法律第一三三号）抄**

**第一条** この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

**一** 第七条の次に一条を加える改正規定及び第六十七條の四の次に一条を加える改正規定  
**二** 第六十七條の四の次に一条を加える改正規定  
**三** 第六十七條の二の次に一条を加える改正規定  
**四** 第六十七條の三を第五十五條の五とし、同條の次に二条を加える改正規定（第五十五條の七に係る部分に限る。）  
**五** 特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）の施行の日  
**六** 第六十七條の前に一条を加える改正規定  
**七** 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）の施行の日  
**八** 所得税の特例に関する経過措置（新法）

**第二条** 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十一年分以後の所得税

については、なお従前の例による。

については適用し、昭和六十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第三条** 改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の二第一項に規定する個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次条及び第五条において同じ。）をした同項に規定するエネルギー利用効率化設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号。以下「昭和六十三年改正法」という。）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法第十条の二第三項若しくは昭和六十三年改正法第十条の二第二項若しくは昭和六十三年改正法第十条の二第二項の規定により改正後の租税特別措置法第十条の二第三項の規定により改正後の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第九項中「租税特別措置法第十条の二第三項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十三号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項」とする。

**2** 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号）による改正後の租税特別措置法（以下「昭和六十三年新法」という。）第十条の二の規定の適用については、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十三号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第四項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号。以下「昭和六十三年改正法」という。）附則第四條第一項の規定により改正後の租税特別措置法第十条の二

の規定による所得税の納付をすべき日がある場合については適用する。

六十二年改正法」という。) 附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の第二項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とする。

5 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

4 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

3 新法第十三条の二第二項の規定は、施行日以後に同項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船について適用し、施行日前に旧法第十三条の二第二項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第一項の表の第二号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。

1 新法第十一条第一項の表の第六号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。

年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。  
第七條 個人の昭和六十一年分の事業所得に係る総収入金額のうち新法第二十一条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十五(次項第三号)とあるのは「昭和六十一年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八(次項第三号)に掲げる取引によるものについては、百分の十六」に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五(同項第三号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額」との合計額」とする。

2 新法第二十一条第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同項の技術等海外取引について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第二十一条第二項の技術等海外取引については、なお従前の例による。

第八條 新法第三十七条第一項の表の第四号の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る所得税について適用する。  
(有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置)

第九條 新法第三十七条の十第一項第三号又は第四号の規定は、施行日以後に行われる同項第三号に規定する公社債又は同項第四号に規定する国債の譲渡による所得について適用する。

2 新法第三十七条の十第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する国債の譲渡に係る対価を支払うべきこととなつた場合の同項に規定する調書について適用する。

(住宅を取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十條 居住者が、旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅を昭和六十年十二月三十一日以前に同項に定めるところによりその者の居住の用に供した場合におけるその者の昭和六十二年分までの各年分の所得税については、旧法第四十一条から第四十一条の三までの規定の例による。

2 居住者が、昭和六十年十月一日から同年十二月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋の新築の工事に着手し、又は当該居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅の取得(贈与によるものを除く。)をして、当該期間内にその者の居住の用に供した場合において、引き続き昭和六十一年一月一日以後その者の居住の用に供しているときは、その者の昭和六十一年分及び昭和六十二年分の所得税については、前項の規定にかかわらず、その者の選択により、新法第四十一条から第四十一条の三までの規定の適用を受けることができる。この場合において、新法第四十一条第一項中「居住者が」とあるのは「居住者が、昭和六十年十月一日から同年十二月三十一日までの間に」と、「新築をし」とあるのは「新築の工事に着手し」と、「昭和六十一年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日までの間」とあるのは「当該期間内」とする。(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十四年法律第三十四号)第二条第八号)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(エネルギー利用効率化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十二條 旧法第四十二条の五第一項に規定する法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次条及び第十四条において同じ。)をした同項に規定するエネルギー利用効率化設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二条の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前条、次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「昭和六十二年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六項」と、「並びに第六十八條の二」とあるのは「並びに第六十八條の二並びに昭和六十二年改正法附則第十一条第一項の規定による

りなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十三年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは昭和六十三年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二条の五」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号。以下「昭和六十一年改正法」という。) 附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五」と、「並びに租税特別措置法第四十二条の五」とあるのは「並びに昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五」と、「並びに第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第三項(次条から第四十二条の七までにおいて「昭和六十一年旧法第四十二条の五第三項」という。))と、昭和六十三年新法第四十二条の五第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和六十一年旧法第四十二条の五第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十一年旧法第四十二条の五第三項若しくは昭和六十三年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年

りなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十三年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは昭和六十三年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二条の五」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号。以下「昭和六十一年改正法」という。) 附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五」と、「並びに租税特別措置法第四十二条の五」とあるのは「並びに昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五」と、「並びに第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第三項(次条から第四十二条の七までにおいて「昭和六十一年旧法第四十二条の五第三項」という。))と、昭和六十三年新法第四十二条の五第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに昭和六十一年旧法第四十二条の五第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十一年旧法第四十二条の五第三項若しくは昭和六十三年改正法附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年

年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、昭和六十三年新法第四十二条の六第二項及び第四十二条の七第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二並びに昭和六十一年旧法第四十二条の五第三項」と、昭和六十三年新法第五十二条の二第一項中「又は第六十一条」とあるのは、「第五十一条又は昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第一項（以下この条及び次条において「昭和六十一年旧法第四十二条の五第一項」という。）」と、昭和六十三年新法第五十二条の二第二項及び第三項並びに第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは、「第五十一条又は昭和六十一年旧法第四十二条の五第一項」と、昭和六十三年新法第六十三條第六項第二号中「とする」とあるのは「とし、昭和六十一年改正法附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十三條並びに第六十八條の二」とする」とする。

(電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第十三条** 新法第四十二条の六の規定は、法人が施行日以後に取得等又は賃借をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、法人が施行日前に取得等又は賃借をした旧法第四十二条の六第一項に規定する電子機器利用設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

**第十四条** 新法第四十三条第一項の表の第七号の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。

**2** 新法第四十五条第一項の表の第二号の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同号に掲げる減価償却資産について適用する。

**3** 新法第四十六条第一項の規定は、施行日以後に同項第三号に規定する中小漁業構造改善計画

につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船については、なお従前の例による。

**4** 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項の表の第二号又は第三号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項の表の第二号又は第三号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

**5** 新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定組合が新法第五十五条の四第一項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項に規定する特定組合が旧法第五十六条の二第一項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

**6** 新法第五十二条の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

**第十五条** 旧法第五十三条第一項に規定する価格変動準備金を有する法人の施行日前に開始した各事業年度及び施行日以後最初に開始する事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

**2** 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。

この場合において、同条第一項に規定する法人で施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時に資本の金額又は出資金額が一億円を超えるものに対する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（昭和六十一年改正法の施行の日前に開始し、

かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和六十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の四・二に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の二・五に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の五・八に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の三・四八に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

**3** 新法第五十五条（同条第十項を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

**4** 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。

**5** 旧法第五十六条の四第一項に規定する法人が、施行日前に同条第二項に規定する政令で定められた工事に係る同項に規定する特定鉄道設備の取得又は建設のために支出する金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第一項中「地方鉄道法第十二条第一項に規定する地方鉄道業」とあるのは、「鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項に規定する第一種鉄道事業で同法附則第三条第二項の規定により同法附則第二条の規定による廃止前の地方鉄道法（大正八年年法律第五十二号）第十二条第一項の規定による地方鉄道業の免許がその免許とみなされたもの」と、同条第七項中「第五十三条第六項」とあるのは「昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第五十四条第十一項」と、同条

第八項中「第五十六条の四第三項」とあるのは「昭和六十一年改正法附則第十五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第五十六条の四第三項」とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

**第十六条** 新法第五十八条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十五（次項第三号）」とあるのは、「当該事業年度開始の日から昭和六十一年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十八（次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五（同項第三号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

**2** 新法第五十八条第二項の規定は、法人が施行日以後に行う同項の技術等海外取引について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第五十八条第二項の技術等海外取引については、なお従前の例による。

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

**第十七条** 新法第六十五条第一項第四号の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する換地処分等により取得する資産について適用する。

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例等に関する経過措置)

**第十八条** 新法第六十五条の七及び第六十五条の八の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(贈与税の特例に関する経過措置)

**第十九条** 新法第七十条の三第一項の規定は、昭和六十一年一月一日以後に贈与（贈与者の死亡

により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

**第二十條** 新法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与を受ける土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六條第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地については、これらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**2** 新法第七十七條の二第一項の規定は、同項に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同項に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の二第一項に規定する法人が買入れ又は借受けをした同項に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地については、これらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**3** 新法第七十七條の四第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條の四第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地については、なお従前の例による。

**4** 新法第七十八條の三の規定は、施行日以後に同項に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八條の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八條の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が同表の中欄に掲げる期間内に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中

「千分の二十五」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。	一 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物	二 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から昭和五十五年改正法の施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	三 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	四 新法第七十八條の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十五年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	五 新法第七十八條の三第二項に規定する事業協同組合等が昭和六十年四月一日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地
	施行日から平成六年三月三十一日までの期間	施行日から平成六年三月三十一日までの期間	施行日から平成六年三月三十一日までの期間	施行日から平成六年三月三十一日までの期間	施行日から平成六十二年三月三十一日までの期間
	千分の二十	千分の二十	千分の二十	千分の二十	千分の二十

**5** 新法第七十九條の規定は、施行日以後に新造される同条第一項に規定する外航船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された旧法第七十九條第一項に規定する外航船舶については、これらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**6** 新法第八十一條第一項第三号の規定は、施行日以後にされる同項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一條第一項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同項第三号に掲げる事項については、なお従前の例による。

**7** 旧法第八十一條の二に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会が施行日前に同条に規定する権利を承継した場合における当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**8** 旧法第八十二條の表の上欄に掲げる会社が施行日前に取得した同条に規定する土地又は家屋に関する同号の中欄に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（たばこ消費税の特例に関する経過措置）

**第二十一條** 昭和六十一年五月一日（以下この条において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであったたばこ消費税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

**2** 指定日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ（たばこ消費税法（昭和五十九年法律第七十二号）第三條に規定する製造たばこをいう。以下この条において同じ。）で、同法第十二條第三項（同法第十四條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二條第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限り。）について、当該各号に掲げる日までに同法第十二條第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係る従量割を（同法第二條第一項第四号に規定する従量割をいう。以下この条において同じ。）の税率又は従価割（同法第二條第一項第三号に規定する従価割を

いう。以下この条において同じ。）の課税標準は、次の各号に規定するところによる。	一 従量割の税率 新法第八十七條の三に規定する税率	二 従価割の課税標準 新法第八十七條の四に規定する課税標準たる金額
<b>3</b> 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ消費税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係る従量割の税率又は従価割の課税標準は、前項各号に規定するところによる。	免除の規定	追徴の規定
たばこ消費税法第十三條第一項	同法第十三條第七項	同法第十三條第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一條第一項	同法第十二條第四項	同法第十二條第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	同法第十三條第三項	同法第十三條第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第



四十九号) 第四条において準用する(む)。

4 指定日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その数量(たばこ消費税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分により、第二種及び第三種の製造たばこについては一グラムを一本に、第四種の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかき用の製造たばこについては二グラムを一本に換算した数量とし、二以上の場所での製造たばこを所持する場合には、その合計数量とする。)が二万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分(同項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条において同じ。)に応じ、千本又は一キログラムにつき、同表の下欄に掲げる従量割の税率によりたばこ消費税を課する。

製造たばこの区分	従量割の税率
一 喫煙用の製造たばこ	
(1) 第一種	千本につき四百五十円
(2) 第二種	一キログラムにつき四百五十円
(3) 第三種	一キログラムにつき四百五十円
(4) 第四種	一キログラムにつき二百二十五円
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき二百二十五円
三 かき用の製造たばこ	一キログラムにつき二百二十五円

5 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するもの貯蔵場所(たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第九、同法第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。)ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。  
一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ消費税額及び当該たばこ消費税額の合計額

6 第四項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十四号)附則第五条第三項に規定する道府県たばこ消費税に係る申告書又は同法附則第九条第三項に規定する市町村たばこ消費税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 第五項の規定による申告書を提出した者は、昭和六十一年十月三十一日までに、当該申告書の記載した同項第二号に掲げるたばこ消費税額の合計額に相当するたばこ消費税を、国に納付しなければならない。

8 前項の規定は、同項に規定する第五項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ消費税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものは同法に規定する更正若しくは決定を受けたものうち、同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

9 第四項の規定によりたばこ消費税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、たばこ消費税法第十一条第二項に規定する特定販売業者が自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合において、当該特定販売業者が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第四項の規定によりたばこ消費税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした税関の税関長の確認を受けたときは、当該たばこ消費税額に相当する金額は、同法第十五条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額に相当する金額に係る還付に併せて、当該特定販売業者に還付する。

10 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者(たばこ消費税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。)が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第四項の規定によるたばこ消費税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ消費税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ消費税額(第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは徴収されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ消費税額)に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第四項の規定によるたばこ消費税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む)。

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出された、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第四項の規定によるたばこ消費税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合。

11 たばこ消費税法第二十六条(第二号を除く)の規定は、第五項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。  
12 第五項の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。  
13 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。  
14 指定日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ消費税

に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十九年改正法」という。)附則第三条の規定は、昭和六十一年分以後の所得税について適用し、昭和六十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十九年改正法附則第十条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十一年四月一八日法律第二一号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附則 (昭和六十一年五月一六日法律第五〇号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六十一年二月四日法律第九三三号) 抄  
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
第十三条 第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧法」という。)第八十条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は地方鉄道業を営もうとする者が、施行日前に同条に規定する許可又は認可に基づき、土地若しくは建物の所有権、地上権若しくは賃借権の取得をした場合又は施行日前に同条に規定する協議が調い、若しくは同条に規定する書類が運輸大臣に提出されたことにより、当該協議の結果に従つて若しくは当該書類において定められた措置に従つて、同条に規定する株式会社が設立される場合における当該土地若しくは建物の所有権、地上権若しくは賃借権の保存、移転若しくは設定の登記又は当該株式会社の設立の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
2 附則第二十三条第一項に規定する特定地方交通線については、旧法第八十条の規定は、施行

日から起算して四年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（昭和五十五年法律百十一号）第八條第六項に規定する特定地方交通線（以下この条において「特定地方交通線」という。）とあるのは「特定地方交通線（日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）以下この条において「施行法」という。）附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた施行法百十條の規定による廃止前の日本国有鉄道経営再建促進特別措置法（昭和五十五年法律百十一号）以下この条において「旧法」という。）第九條第一項の特定地方交通線をいう。以下同じ。」と、「同法第八條第二項に規定する」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律百八十三号）第三條第二項第一号の」と、「同法第十二條第一項に規定する地方鉄道業（以下この条において「地方鉄道業」という。）とあるのは「鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二條第一項に規定する鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）と、「昭和五十六年四月一日から昭和六十二年三月三十一日」とあるのは「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定の施行の日から平成二年三月三十一日」と、「日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十五條第二項の規定による許可若しくは日本国有鉄道経営再建促進特別措置法第十二條第二項の規定による認可」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第八條の規定による認可若しくは施行法附則第二十三條第八項の規定による認定」と、「同法第九條第一項」とあるのは「施行法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第九條第一項」と、「同法第十條第四項」とあるのは「施行法附則第二十三條第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十條第四項」と、「若しくは地方鉄道業」とあるのは「若しくは鉄道事業」と、「大蔵省令」とあるのは「政令」と、「当該許可若しくは認可がされた日又は日本国有鉄道法第五十三條」とあるのは「当該認可若しくは認定がされた日又は鉄道事業法第二十八條第一項」とする。

**第四十二條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。**

**附則（昭和六一年二月五日法律第九七号）抄**

- 1 第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）
- 2 個人が、施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に、旧地域法第二條第三項に規定する特定地域（以下この条において「旧特定地域」という。）において取得等をする改正前の租税特別措置法第十二條第一項に規定する改正前の工業用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項の表の第二号中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第六十号）第二條第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区」とあるのは、「旧特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法（昭和五十三年法律第六十号）第二條第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区」とする。
- 3 個人が、改正前の租税特別措置法第十八條第一項第四号に規定する実施計画につき施行日前に同号の承認を受けた同号に規定する認定組合等に対し施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に支出する同号に掲げる負担金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の租税特別措置法第四十五條第一項の規定は、次項に定める場合を除き、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をして改正前の租税特別措置法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をしてその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 5 法人が、施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に、旧特定地域において取得等をする改正前の租税特別措置法第四十五條第一項に規定する工業用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項の表の第二号中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第二條第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区」とあるのは、「旧特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法第二條第三項に規定する特定地域のうち政令で定める地区」とする。
- 6 法人が、改正前の租税特別措置法第五十二條第一項第四号に規定する実施計画につき施行日前に同号の承認を受けた同号に規定する認定組合等に対し施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に支出する同号に掲げる負担金については、なお従前の例による。
- 7 改正前の租税特別措置法第六十六條の十第一項第四号に掲げる認定組合等が、施行日前に同号に規定する承認を受けた同号の実施計画において定められた同号に掲げる固定資産で同項の試験研究用資産に該当するものを施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に取得し、又は製作した場合における法人税については、なお従前の例による。

**附則（昭和六一年二月二日法律第一〇六号）抄**

- 1 第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 略
  - 二 第四條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）第五條の規定及び第七條の規定並びに附則第十六條、第二十四條から第二十九條までの第三十一條及び第三十五條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

**附則（昭和六二年三月三十一日法律第一四号）抄**

- 1 第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。（施行期日）
- 2 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十二年分以後の所得税について適用し、昭和六十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。
- 3 新法第十一條第一項の表の第一号、第三号、第四号及び第六号の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十一條第一項の表の第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 4 新法第十一條第一項の表の第二号の規定は、施行日以後に工業用水法（昭和三十一年法律百四十六号）第三條第一項に規定する指定地域となつた地域内に存する同号に規定する井戸に代えて事業の用に供される同号に掲げる機械その他の設備について適用し、施行日前に当該指定地域となつた地域内に存する旧法第十一條第一項の表の第三号に規定する井戸に代えて事業の用に供される同号に掲げる機械その他の設備については、なお従前の例による。
- 5 個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條の第二項に規定する地震防災応急対策用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 6 新法第十二條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 7 新法第十三條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三條第一項に規定する機械

7 新法第十三条の第二項の規定は、施行日以後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けるこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第十三条の第二項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けたこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

8 新法第十四条第一項及び第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物については、なお従前の例による。

9 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

10 新法第十八条第一項第六号の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に規定する負担金について適用する。

（個人の準備金に関する経過措置）  
 第四条 旧法第二十条の第二項のプログラム準備金を積み立てている個人の昭和六十二年一月一日における昭和六十一年から繰り越された同項のプログラム準備金の金額の事業所得の総収入金額への算入については、なお従前の例による。

（開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置）  
 第五条 新法第二十四条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する開墾又は埋立て若しくは干拓により耕作の用に供することとなつた土地における同項に規定する農産物の栽培から生ずる所得について適用する。  
 2 施行日前に旧法第二十四条第一項に規定する開墾又は埋立て若しくは干拓により耕作の用に供することのできることとなつた土地における

同項に規定する農産物の栽培から生ずる所得については、同条の規定は、なお効力を有する。（住宅を取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）  
 第六条 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が昭和六十二年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）  
 第七条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）  
 第八条 新法第四十三条第一項の表の第一号、第二号、第三号、第四号及び第六号の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号、第二号、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条第一項の表の第二号の規定は、施行日以後に工業用水域内第三号第一項に規定する指定地域となつた地域内に存する同号に規定する井戸に代えて事業の用に供される同号に掲げる機械その他の設備について適用し、施行日前に当該指定地域となつた地域内に存する旧法第四十三条第一項の表の第三号に規定する井戸に代えて事業の用に供される同号に掲げる機械その他の設備については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第四号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をされる当該減価償却資産については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の七まで、第四十二条の二から第四十九条まで、第五十一条、第四十五条の二、第五十二条の三、第六十四条（新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む）、第六十五条の七（新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む）及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第四項第二号中「若しくは第五十一条」とあるのは「第五十一条若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第十四号）以下「昭和六十二年改正法」という。）附則第八条第三項」と、新法第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項並びに第四十二条の七第一項及び第二項中「若しくは第五十一条」とあるのは「第五十一条若しくは昭和六十二年改正法附則第八条第三項」と、新法第四十三条の二第一項中「前条又は同条」とあるのは「前条若しくは昭和六十二年改正法附則第八条第三項」と、新法第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項並びに第四十五条の三第一項及び第二項中「第四十三条から前条まで」とあるのは「第四十二条から前条まで若しくは昭和六十二年改正法附則第八条第三項」と、新法第四十六条の二第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは「第五十一条若しくは昭和六十二年改正法附則第八条第三項」と、新法第四十七条第二項中「若しくは前項」とあるのは「前項若しくは昭和六十二年改正法附則第八条第三項」と、新法第四十八条第一項中「第四十五条の三まで」とあるのは「第四十五条の三まで若しくは昭和六十二年改正法附則第八条第三項」と、新法第五十一条第二項中「若しくは第四十七条から第四十九条まで」とあるのは「第四十七條から第四十九條まで若しくは昭和六十二年改正法附則第八条第三項」と、新法第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「又は

第五十一条」とあるのは「第五十一条又は昭和六十二年改正法附則第八条第三項」と、新法第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七条の四第六項中「及び第四十七条から第五十一条まで」とあるのは「第四十七條から第五十一条まで及び昭和六十二年改正法附則第八条第三項」とする。

5 法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十三条の二第一項に掲げる特定施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する地震防災応急対策用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 新法第四十四条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する高度技術工業用設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の二第一項に規定する高度技術工業用設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

8 新法第四十四条の三の規定は、法人が産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）の施行の日以後に取得等をする同条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産又は特定船舶製造業経営安定臨時措置法（昭和六十二年法律第二十五号）の施行の日以後に取得等をする同条の第二号に掲げる減価償却資産について適用する。

9 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

10 新法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する技術開発用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の二第一項に規定する技術開発用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

11 新法第四十六条第一項の規定は、施行日以後に同項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けるこれらの規定の商工組合等又は特定組合

及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

同項に規定する農産物の栽培から生ずる所得については、同条の規定は、なお効力を有する。（住宅を取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）  
 第六条 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が昭和六十二年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十六條第一項第一号又は第二号に規定する中小企業構造改善計画又は構造改善事業計画につき承認を受けたこれらの規定の商工組合等又は特定組合の構成員の有するこれらの規定に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

12 新法第四十六條の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六條の二第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

13 新法第四十七條第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物については、なお従前の例による。

14 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項の表の第一号に掲げる石油ガス貯蔵施設については、なお従前の例による。

15 新法第五十條第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧法第五十條第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

16 新法第五十二條第一項第六号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する負担金について適用する。

17 新法第五十二條の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二條の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第九條 新法第五十四條の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金の金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度

において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人で施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度終了の時に資本金の金額又は出資金額が一億円を超えるものに対する同条の規定の適用については、同項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額（昭和六十二年改正法の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあっては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から昭和六十二年三月三十一日までを期間（以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。）の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の二・五二に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の一・七六に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の三・四八に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の二・四四に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

2 旧法第五十六條の五第一項の表の上欄に掲げる法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てたプログラム準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

第十條 新法第六十六條の十四第一項の規定は、法人が産業構造転換円滑化臨時措置法の施行の日以後に行う設備の処理に係る同項に規定する設備廃棄による欠損金額又は特定船舶製造業経営安定臨時措置法の施行の日以後に行う設備の処理に係る同項に規定する設備廃棄による欠損金額について適用し、法人が施行日前に行つた設備の処理に係る旧法第六十六條の十四第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。

第十一條 新法第七十條の七第三項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該相続税額に係る利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び施行日前に当該納期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第十二條 新法第七十條の八の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第十三條 新法第七十條の九の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第十四條 新法第七十條の十の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第十五條 新法第七十條の十一の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第十六條 新法第七十條の十二の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第十七條 新法第七十條の十三の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第十八條 新法第七十條の十四の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第十九條 新法第七十條の十五の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第二十條 新法第七十條の十六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第二十一條 新法第七十條の十七の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第二十二條 新法第七十條の十八の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第二十三條 新法第七十條の十九の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第二十四條 新法第七十條の二十の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

第二十五條 新法第七十條の二十一の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した同項に規定する地区内にある土地に係る相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

附則（昭和六二年六月九日法律第七二

号）抄

附則（昭和六二年六月九日法律第七二

号）抄

附則（昭和六二年六月九日法律第七二

号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年六月二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年六月二日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三十四条から第四十一条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六十二年六月二日法律第八〇号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、同条約が昭和六十三年一月一日に効力を生じない場合において、この法律を同日から施行したとしても関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約（次項において「品目表条約」という。）の締約政府としての義務に反しないときは、同日から施行する。

2 この法律を昭和六十三年一月一日から施行したとしても品目表条約の締約政府としての義務に反しないこととなつた場合には、外務大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

3 第一項の規定によるこの法律の施行日が昭和六十三年一月一日に確定した場合には、大蔵大臣はその旨を速やかに告示するものとする。

附則（昭和六十二年九月二日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 昭和六十三年一月一日イからハまで 略

三 次に掲げる規定 昭和六十三年四月一日イ及びロ 略

四 第九条中租税特別措置法第三号及び第三号の二の改正規定、同法第三号の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第五項を削る改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第二項とし、同条第三項を削る改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同条第六項及び第七項の改正規定、同条を同法第三号の三とする改正規定、同法第四号の見出し及び同条第一項並びに第四号の二の見出し並びに同条第一項から第四項まで並びに同項第二号及び第三号の改正規定、同項第四号を削る改正規定、同項第五号を削る改正規定、同項第五号の改正規定、同項を同項第四号とする改正規定、同条第五項から第九項まで並びに同法第四号の三第一項から第七項まで及び第九項の改正規定、同条第十項を削る改正規定、同条第十一項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同法第五号の前に一条を加える改正規定、同法第八号の二、第八号の三、第八号の四第一項及び第六項、第八号の五第一項並びに第九号の二の見出し並びに同条第一項から第九項まで及び第五項各号列記以外の部分の改正規定、同項第一号を削る改正規定、同項第二号の改正規定、同項を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削る改正規定、同項第五号の改正規定、同項を同項第二号とする改正規定、同条第六項の改正規定並びに同法第四十一条の十一、第四十一条の十二第一項から第三項まで並びに第五項及び第六項並びに第六十八号の二第一項、第四項第四号及び第八項の改正規定並びに附則第四十条から第四十三号まで、第四十七号及び第四十八号の規定

八 第九条中租税特別措置法第三号及び第三号の二の改正規定、同法第三号の三を削る改正規定、同法第三号の四の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第五項を削る改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第二項とし、同条第三項を削る改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同条第六項及び第七項の改正規定、同条を同法第三号の三とする改正規定、同法第四号の見出し及び同条第一項並びに第四号の二の見出し並びに同条第一項から第四項まで並びに同項第二号及び第三号の改正規定、同項第四号を削る改正規定、同項第五号を削る改正規定、同項第五号の改正規定、同項を同項第四号とする改正規定、同条第五項から第九項まで並びに同法第四号の三第一項から第七項まで及び第九項の改正規定、同条第十項を削る改正規定、同条第十一項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同法第五号の前に一条を加える改正規定、同法第八号の二、第八号の三、第八号の四第一項及び第六項、第八号の五第一項並びに第九号の二の見出し並びに同条第一項から第九項まで及び第五項各号列記以外の部分の改正規定、同項第一号を削る改正規定、同項第二号の改正規定、同項を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削る改正規定、同項第五号の改正規定、同項を同項第二号とする改正規定、同条第六項の改正規定並びに同法第四十一条の十一、第四十一条の十二第一項から第三項まで並びに第五項及び第六項並びに第六十八号の二第一項、第四項第四号及び第八項の改正規定並びに附則第四十条から第四十三号まで、第四十七号及び第四十八号の規定

九 第九条中租税特別措置法第九号の十一第一項第一号及び第二号の改正規定、商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律（昭和六十二年法律第八十号）の施行の日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第三十九条 第九号の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）

第二章の規定は、新租税特別措置法及びこの附則に別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過措置）

第四十条 昭和六十三年四月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの（次項において「普通預金等」という。）にあつては、政令で定める日）前に支払を受けるべき又は支払うべき第九号の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三号第一項若しくは第三号の第二項に規定する利子所得又は旧租税特別措置法第三号の三第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第三号第一項に規定する利子等（普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子等」という。）で同日を含む利子等の計算期間に対応するものうち、その利子等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分

3 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき又は支払うべき新租税特別措置法第三号第三項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）で同日を含む利子等の計算期間に対応するものうち、その利子等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、なお従前の例による。

4 昭和六十三年四月一日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第三号の四第一項又は第二項に規定する国外公社債等の利子等については、なお従前の例による。

5 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第三号の三第一項から第三項までに規定する国外公社債等の利子等（以下この項において「国外公社債等の利子等」という。）で同日を含む国外公社債等の利子等の計算期間に対応するものうち、その国外公社債等の利子等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分

部分の国外公社債等の利子等については、なお従前の例による。（老人等の少額公債の利子の非課税に関する経過措置）

第四十一条 新租税特別措置法第四号の規定は、昭和六十三年四月一日以後に、国内に住所を有する個人で新所得税法第九号の二第一項に規定する老人等（第三項において「老人等」という。）であるものが購入をする新租税特別措置法第四号第一項に規定する公債について適用する。

2 旧租税特別措置法第四号第一項に規定する公債（以下この条において「旧公債」という。）の利子で次に掲げるものについては、なお従前の例による。

一 昭和六十三年四月一日前に支払を受けるべき利子

二 昭和六十三年四月一日を含む利子の計算期間に対応する利子のうち、その利子の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子

3 国内に住所を有する個人で昭和六十三年四月一日において老人等に該当するものが、同日前に購入をした旧公債で同日の前日において旧租税特別措置法第四号に規定する要件を満たすものを有する場合において、同年四月一日から同日以後当該旧公債の利子（同日以後支払を受けるべきものに限る。）につき最初に支払を受ける日（その日が昭和六十四年三月三十一日後である場合には、同日とし、昭和六十三年四月一日以後これらの日間に新租税特別措置法第四号第一項に規定する販売機関の営業所等において同項に規定する公債で同項の規定の適用を受けようとするものの購入をする場合には、その最初に購入をする日とする。）までに、同条第二項において準用する新所得税法第十号第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書を当該販売機関の営業所等を経由して同項に規定する税務署長に、当該旧公債に係る新租税特別措置法第四号第一項に規定する特別非課税貯蓄申込書を当該販売機関の営業所等に、それぞれ提出し、かつ、その提出をする際に、同条第二項において準用する新所得税法第十号第五項に規定する書類を提示して同項の規定に準じて告知をし、及び証印を受け、並びに新租税特別措置法第四号第一項に規定する保管の委託をし、又は登録を

2 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第三号第一項に規定する利子等（普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子等」という。）で同日を含む利子等の計算期間に対応するものうち、その利子等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分

3 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき又は支払うべき新租税特別措置法第三号第三項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）で同日を含む利子等の計算期間に対応するものうち、その利子等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分

4 昭和六十三年四月一日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第三号の四第一項又は第二項に規定する国外公社債等の利子等については、なお従前の例による。

5 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第三号の三第一項から第三項までに規定する国外公社債等の利子等（以下この項において「国外公社債等の利子等」という。）で同日を含む国外公社債等の利子等の計算期間に対応するものうち、その国外公社債等の利子等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分

（利子所得に関する経過措置）

第四十条 昭和六十三年四月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの（次項において「普通預金等」という。）にあつては、政令で定める日）前に支払を受けるべき又は支払うべき第九号の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三号第一項若しくは第三号の第二項に規定する利子所得又は旧租税特別措置法第三号の三第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第三号第一項に規定する利子等（普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子等」という。）で同日を含む利子等の計算期間に対応するものうち、その利子等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分

3 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき又は支払うべき新租税特別措置法第三号第三項に規定する利子等（以下この項において「利子等」という。）で同日を含む利子等の計算期間に対応するものうち、その利子等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、なお従前の例による。

4 昭和六十三年四月一日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第三号の四第一項又は第二項に規定する国外公社債等の利子等については、なお従前の例による。

5 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第三号の三第一項から第三項までに規定する国外公社債等の利子等（以下この項において「国外公社債等の利子等」という。）で同日を含む国外公社債等の利子等の計算期間に対応するものうち、その国外公社債等の利子等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分

受けるときは、当該利子については、当該旧公債は同年四月一日に当該販売機関の営業所等において購入をしたものと、これらの申告書及び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものと、それぞれみなして同条の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、昭和六十三年四月一日前に購入をした旧公債に係る新租税特別措置法第四条及び前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に關する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第四条の二及び第四條の三の規定は、昭和六十三年四月一日以後に締結する勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六條第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。)又は同法第六條第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約(以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。)に基づき預入、信託若しくは購入又は払込み(以下この条において「預入等」という。)をする新租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

2 昭和六十三年四月一日前に預入等をした旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同年三月三十一日において同条の要件を満たすものに係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益(以下この条において「利子等」という。)で次に掲げるものについては、なお従前の例による。

一 昭和六十三年四月一日前に支払を受けるべき利子等

二 昭和六十三年四月一日を含む利子等の計算期間、保険期間又は共済期間(以下この項及び第五項において「計算期間等」という。)に対応する利子等のうち、その利子等の計算期間等の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等

3 新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤労者が、昭和六十三年四月一日前に預入等

をした旧租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄で同日の前日において同条に規定する要件を満たすもの(第六項において「旧財産形成年金貯蓄」という。)を有する場合には、当該勤労者が同年四月一日において新租税特別措置法第四条の三に規定する要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

4 昭和六十三年三月三十一日において旧租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日において同条に規定する要件を満たすもの(以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。)を有する個人が、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十号)附則第二条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄引継契約に基づき、同項に規定する継続勤労者財産形成貯蓄契約を勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に変更した場合において、昭和六十三年四月一日から同日以後当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に係る当該旧財産形成貯蓄の利子等(同日以後支払を受けるべきものに限る。)につき最初に支払を受ける日(その日が同年九月三十日以後である場合には、同日とし、同年四月一日以後これらの日間に当該勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は当該勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく新租税特別措置法第四条の二第一項又は第四条の三第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄の預入等をする場合には、その最初に預入等をする日とする。)までに、新租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書をこれらに規定する所轄税務署長に、当該旧財産形成貯蓄に係るこれらの規定に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申込書又は財産形成非課税年金貯蓄申込書をこれらの規定に準じてこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に提出したとき(当該旧財産形成貯蓄がこれらの規定に規定する無記名の受益証券に係る貸付信託又は有価証券である場合には、その提出の際これらの規定に規定する保管の委託又は登録がされるときに限る。)は、当該利子等については、当該旧財産形成貯蓄は同年四月一日に当該金融機関の営業所等において預入等をしたものと、これらの申告書及

び申込書は同日に提出されたものと、当該保管の委託又は登録は同日に行われたものとそれぞれみなして、これらの規定を適用する。

5 昭和六十三年三月三十一日において旧財産形成貯蓄を有する個人が、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により、当該旧財産形成貯蓄に係る同項に規定する継続勤労者財産形成貯蓄契約を勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に変更したとき(前項の規定の適用を受けなかった場合を除く。)は、同条第一項の規定によりこれらの契約を締結したとみなされる日において、これらの契約を締結し、当該旧財産形成貯蓄の元本その他の金額として政令で定める金額の預入等をするものとして第一項の規定を適用する。ただし、同日を含む計算期間等に対応する利子等のうち、当該計算期間等の初日から当該締結したとみなされる日の前日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子等については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、旧財産形成年金貯蓄及び旧財産形成貯蓄に係る新租税特別措置法第四条の二及び第四條の三の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に關する経過措置)

第四十三条 昭和六十三年四月一日前に支払を受けるべき又は支払うべき旧租税特別措置法第八條の二第一項又は第八條の三第一項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第八條の二第一項、第三項又は第四項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等(以下この項において「証券投資信託の収益の分配に係る配当等」という。)で同日を含む証券投資信託の収益の分配に係る配当等の計算期間に対応するものうち、その証券投資信託の収益の分配に係る配当等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の証券投資信託の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき又は支払うべき新租税特別措置法第八條の二

第五項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等(以下この項において「証券投資信託の収益の分配に係る配当等」という。)で同日を含む証券投資信託の収益の分配に係る配当等の計算期間に対応するものうち、その証券投資信託の収益の分配に係る配当等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の証券投資信託の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

4 昭和六十三年四月一日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の二第一項又は第二項に規定する国外株式等の配当等については、なお従前の例による。

5 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第八條の三第一項、第二項又は第三項に規定する国外証券投資信託の配当等(以下この項において「国外証券投資信託の配当等」という。)で同日を含む国外証券投資信託の配当等の計算期間に対応するものうち、その国外証券投資信託の配当等の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の国外証券投資信託の配当等については、なお従前の例による。

(みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に關する経過措置)

第四十四条 新租税特別措置法第二十五條の二第五項及び第六項の規定は、昭和六十三年分の所得税について適用し、昭和六十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(恩給及び給与等とみなす年金に係る給与所得の源泉徴収の特例に關する経過措置)

第四十五条 昭和六十二年十二月三十一日以前に支払うべき旧租税特別措置法第二十九條の三第一項に規定する恩給及び年金に係る旧所得税法第八十三條第一項の規定による所得税の徴収及び納付並びに旧所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に關する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第三十一條の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)及び第三十一條の三第一項の規定は、個人が、昭和六十二年一月一日から同年九月三十

日までの間に、その有する旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する土地等又は旧租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する土地等と同年一月一日において旧租税特別措置法第三十一条第二項に規定する所有期間が十年を超えるものの譲渡をした場合において、当該譲渡の全部又は一部が旧租税特別措置法第三十一条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡若しくは同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡又は旧租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に該当するときに、これらの譲渡による譲渡所得に係る昭和六十二年分の所得税についても適用する。

2 新租税特別措置法第三十七条第一項及び第三項並びに第三十七条の三第一項の規定は、個人が昭和六十二年十月一日以後に新租税特別措置法第三十七条第一項に規定する資産の譲渡をする場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項に規定する資産の譲渡をした場合については、なお従前の例による。(定期積金の給付補てん金等の分離課税等に関する経過措置)

第四十七条 昭和六十三年四月一日前に支払を受けるべき新租税特別措置法第四十一条の十一第一項に規定する給付補てん金等については、なお従前の例による。

2 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第四十一条の十一第一項に規定する給付補てん金等(以下この項において「給付補てん金等」という。)で同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に対応するものうち、その期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年四月一日以後に支払うべき新租税特別措置法第四十一条の十一第三項に規定する給付補てん金等(以下この項において「給付補てん金等」という。)で同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に対応するものうち、その期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の給付補てん金等については、なお従前の例による。

(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)  
第四十八条 昭和六十三年三月三十一日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)  
第四十九条 新租税特別措置法第三章の規定は、新租税特別措置法及びこの附則に別段の定めがあるものを除くほか、法人の昭和六十二年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

第五十条 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号又は第十五号の規定は、法人が昭和六十二年十月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡で同項第八号又は第十五号に掲げる場合に該当するものに係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡で同項第八号に掲げる場合に該当するものに係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十号及び第十六号の規定は、法人が昭和六十二年十月一日以後に行うこれらの規定の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十号及び第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。(見直し)

第五十一条 利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする。  
附則(昭和六十二年九月二六日法律第九八号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和六十三年三月三十一日法律第四号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十八条第一項に一号を加える改正規定、第五十二条第一項に一号を加える改正規定、第五十五条の四第一項の表の第一号から第三号までの改正規定、同表に次のように加える改正規定及び第六十六条の十第一項に一号を加える改正規定 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(昭和六十三年法律第十七号)の施行の日  
二 第四十四条の四を第四十四条の五とし、第四十四条の三を第四十四条の四とし、第四十四条の二の次に一号を加える改正規定 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号)の施行の日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)  
第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十三年分以後の所得税について適用し、昭和六十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。(民間国外債の利子の非課税等に関する経過措置)

第三条 新法第六条の規定は、内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発行する同条第一項に規定する債券につき支払う同項に規定する利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第六条第一項に規定する債券につき支払う同項に規定する利子については、なお従前の例による。

2 新法第四十一条の十三の規定は、非居住者が施行日以後に発行される同条に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一条の十三に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(エネルギー基盤高度化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)  
第四条 旧法第十条の二第一項に規定する個人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。)をした同項に規定するエネルギー基盤高度化設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第十三号。以下「平成二年改正法」という。)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは平成二年改正法による改正後の租税特別措置法第十条の二第三項の規定によりその年の分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第九項中「租税特別措置法第十条の二第三項」とあるのは、「租税特別措置法第四号。以下「昭和六十三年改正法」という。)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三(新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十条の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは、「百分の二十に相当する金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四号。以下「昭和六十三年改正法」という。)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項の規定によりその年の分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額)を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は昭和六十三年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三(新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十条の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは、「百分の二十に相当する金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第四号。以下「昭和六十三年改正法」という。)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項の規定によりその年の分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額)を超える」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは、「控除される金額がある場合又は昭和六十三年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項」とする。

改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八条の三第十一項、第三十三条の六第二項及び第三十七条の三第二項中「第十六条まで」とあるのは「第十六条まで並びに昭和六十三年改正法附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」とする。

**第五條** 新法第十二條第一項の表の第一号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 新法第十二條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 旧法第十二條の二第一項に規定する個人（施行日前に同項に規定する認定を受けた同項に規定する組合等の構成員である者に限る。）が、同項に規定する期間内に、同項に規定する技術開発用機械等の取得等をしてその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第十号）による改正後の租税特別措置法（以下「平成五年新法」という。）第十号から第十條の五まで、第十一條の四、第十一條の六、第十二條の二から第十六條まで、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（平成五年新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成五年新法第十條第六項第二号中「又は第十六條」とあるのは、「第十六條又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号以下「昭和六十三年改正法」という。）附則第五條第三項」と、平成五年新法第十條の二第一項及び第三項、第十條の三第一項及び第三項、

第十條の四第一項及び第三項並びに第十條の五第一項中「又は第十六條」とあるのは、「第六條又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十一條の四第一項中「前三條」とあるのは、「前三條又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十一條の六及び第十二條の二第一項中「前条まで」とあるのは、「前条まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、同条第二項中「又は前項」とあるのは、「前項又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十二條の三第一項中「第十二條まで」とあるのは、「第十二條まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十三條の二第一項中「又は次条から第十六條まで」とあるのは、「次条から第十六條まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十三條の三第一項中「第十二條の三まで」とあるのは、「第十二條の三まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十八條の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第三項中「並びに第十三條の三から第十六條まで」とあるのは、「第十三條の三から第十六條まで並びに昭和六十三年改正法附則第五條第三項」とする。

第十條の四第一項及び第三項並びに第十條の五第一項中「又は第十六條」とあるのは、「第六條又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十一條の四第一項中「前三條」とあるのは、「前三條又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十一條の六及び第十二條の二第一項中「前条まで」とあるのは、「前条まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、同条第二項中「又は前項」とあるのは、「前項又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十二條の三第一項中「第十二條まで」とあるのは、「第十二條まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十三條の二第一項中「又は次条から第十六條まで」とあるのは、「次条から第十六條まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十三條の三第一項中「第十二條の三まで」とあるのは、「第十二條の三まで又は昭和六十三年改正法附則第五條第三項」と、平成五年新法第十八條の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第三項中「並びに第十三條の三から第十六條まで」とあるのは、「第十三條の三から第十六條まで並びに昭和六十三年改正法附則第五條第三項」とする。

5 新法第十二條の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二條の三第二項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第十三條の二第一項の規定は、施行日以後に同項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に定める漁業協同組合等の構成員の有する同号に定める漁船について適用し、施行日前に旧法第十三條の二第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計

画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に定める漁船については、なお従前の例による。

7 新法第十五條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五條第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

**第八條** 新法第三十一條の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十一條の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十一條の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等と同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡について適用する。

3 新法第三十六條の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が

施行日以後に行う同項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十六條の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

4 新法第三十七條の五第五項第一号の規定は、個人が施行日以後に行う同号に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十七條の五第五項第一号に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

**第九條** 新法第四十一條及び第四十二條の二の規定は、居住者が昭和六十三年一月一日以後に新法第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋の当該増改築等に係る部分を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に旧法第四十一條第一項に規定する居住用家屋又は既存住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー基盤高度化設備を取得した場合の特例）

第十一條 旧法第四十二條の五第一項に規定する法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次条において同じ。）をした同項に規定するエネルギー基盤高度化設備を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、旧法第四十二條の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前条、次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは、「平成二年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二條の四、第四十二條の五第二項及び第三項、第四十二條の六第二項から第四項まで及び第六項」と、並びに第六十八條の二」とあるのは、「第四十二條の八第二項並びに第六十八條の二並びに平成二年改正法附則第十五條第一項の規定によりな

施行日以後に行う同項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十六條の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。



おその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成二年改正法による改正後の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二条の五」とあるのは「又は租税特別措置法第四十二条の五」と、並びに租税特別措置法第四十二条の五」とあるのは「並びに昭和六十三年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における平成二年新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第五十二条の二、第五十二条の三又は第六十三条（平成二年新法第六十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二年新法第四十二条の四第一項中「第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに昭和六十三年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第三項」と、平成二年新法第四十二条の五第二項中「第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項若しくは平成二年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定によ

り当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、平成二年新法第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「第六十八条の二」とあるのは「第六十八条の二並びに昭和六十三年旧法第四十二条の五第三項」と、平成二年新法第五十二条の二第一項中「又は第五十一条」とあるのは「若しくは第五十一条又は昭和六十三年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第一項（以下この条及び次条において「昭和六十三年旧法第四十二条の五第一項」という。）と、同条第二項及び第三項並びに新法第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは「若しくは第五十一条又は昭和六十三年旧法第四十二条の五第一項」と、平成二年新法第六十三条第六項第二号中「とする」とあるのは「とし、昭和六十三年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十三年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十三条並びに第六十八条の二」とする」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十二条 新法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 旧法第四十五条の二第一項に規定する法人（施行日前に同項に規定する認定を受けた同項に規定する組合等の構成員である者に限る。）が、同項に規定する期間内に、同項に規定する技術開発用機械等の取得等をしてその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号）による改正後の租税特別措置法（以下「平成六年新法」という。）第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、平成六年新法第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「又は第四十三条から第四十九条まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号）附則第十二条第四項」とする。

6 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の三第二項に規定する医療用機器をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 新法第四十六条第一項の規定は、施行日以後に同項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に定める漁船について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に定める漁船については、なお従前の例による。

8 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項の表の第二号又は第三号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項の表の第二号又は第三号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定組合が新法第五十五条の四第一項に規定する事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項に規定する特定組合が旧法第五十五条の四第一項に規定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

10 法人が施行日前に支出した旧法第五十二条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第十三条 旧法第五十六条の五第一項の表の第三号の上欄に掲げる法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てたプログラム等準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

（特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第十四条 新法第六十五条の十の規定は、法人が施行日以後に行われる同条第一項各号に規定する交換分合により取得する同項に規定する交換取得資産について適用し、法人が施行日前に行われた旧法第六十五条の十第一項各号に規定する交換分合により取得した同項に規定する交換取得資産については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第十五条 法人が施行日前に取得し、又は製作した旧法第六十六条の十第一項第二号に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。

（民間国外債の利子及び発行差金の非課税に関する経過措置）

第十六条 新法第六十八条の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同条に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する利子又は発行差金について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧法第六十八条に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する利子又は発行差金については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十七条 新法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与を受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六条第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地についての所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する交換分合により同項に規定する者

定する事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

2 施行日前に行われた旧法第七十七条の四第一項に規定する交換分合により同項に規定する者



<p>条の二第二項の事業」とあるのは、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第二号の事業」と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、第九十六条の四並びに農用地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地開発公団法第二十三条第二項」と、「同法第五十三条の二の二第二項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二の二第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第二項の事業」とあるのは、「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」とする。</p>	<p>条の二第二項の事業」とあるのは、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第二号の事業」と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、第九十六条の四並びに農用地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地開発公団法第二十三条第二項」と、「同法第五十三条の二の二第二項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二の二第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第二項の事業」とあるのは、「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」とする。</p>				
<p>3 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="391 414 534 631"> <p>前条の規定</p> </td> <td data-bbox="534 414 1489 631"> <p>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 631 534 862"> <p>土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）</p> </td> <td data-bbox="534 631 1489 862"> <p>第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは「第十九条第一項第一号イ</p> </td> </tr> </table>	<p>前条の規定</p>	<p>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）</p>	<p>土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）</p>	<p>第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは「第十九条第一項第一号イ</p>
<p>前条の規定</p>	<p>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）</p>				
<p>土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）</p>	<p>第十九条第一項第一号イの事業」とあるのは「第十九条第一項第一号イ</p>				

<p>第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに農用地整備公団法</p>	<p>第二十三條第二項」と、「同法第五十三條の二の二第二項」とあるのは「土地改良法第五十三條の二の二第二項」と</p>	<p>又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第一項の事業」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法附則第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と</p>	<p>土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法附則第十九条第一項第一号イの事業」と</p>	<p>又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法附則第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と</p>	<p>の事業若しくは同法第二十三條第二項」と</p>
<p>第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに農用地整備公団法</p>	<p>第二十三條第二項」と、「同法第五十三條の二の二第二項」とあるのは「土地改良法第五十三條の二の二第二項」と</p>	<p>又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第一項の事業」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法附則第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と</p>	<p>土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法附則第十九条第一項第一号イの事業」と</p>	<p>又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法附則第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と</p>	<p>の事業若しくは同法第二十三條第二項」と</p>

<p>（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）  <b>第五条</b> 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「新租税特別措置法」という。）第十四条第三項及び第四十七條第三項の規定は、第三条第一項の認定を受けた日以後に個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条第三項第五号又は第四十七條第三項第五号に掲げる建築物で当該認定に係る第三条第一項に規定する宅地開発事業計画に定められた第二条第四項に規定する事業区域内に建築されたものについて適用し、同日前に個人又は法人が取得又は新築をした当該建築物については、なお従前の例による。</p>	<p>2 新租税特別措置法第三十一条の二第二項第六号、第三十四條の二第二項第三号、第三十七條の七第一項第二号、第六十五條の四第一項第三号及び第六十五條の十一第一項第二号の規定は、第三条第一項の認定を受けた日以後に、当該認定に係る第四条第一項第七号に規定する宅地開発事業として行われる一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために、個人又は法人が土地又は土地の上に存する権利（この項において「土地等」という。）の譲渡（新租税特別措置法第三十七條の七第一項又は第六十五條の十一第一項に規定する交換を含む。以下この項において同じ。）をする場合について適用し、同日前に個人又は法人が土地等の譲渡をした場合については、なお従前の例による。</p>
<p>（施行期日）  <b>九号）抄</b>  <b>附則（昭和六三年五月二〇日法律第四九号）抄</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>（施行期日）  <b>九号）抄</b>  <b>附則（昭和六三年五月二〇日法律第四九号）抄</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

<p>（施行期日）  <b>九号）抄</b>  <b>附則（昭和六三年五月二〇日法律第四九号）抄</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>（施行期日）  <b>九号）抄</b>  <b>附則（昭和六三年五月二〇日法律第四九号）抄</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p>（施行期日）  <b>九号）抄</b>  <b>附則（昭和六三年五月二〇日法律第四九号）抄</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p>（施行期日）  <b>九号）抄</b>  <b>附則（昭和六三年五月二〇日法律第四九号）抄</b>  <b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

3 新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第八号又は第六十五条の七第一項の表の第八号の規定は、個人又は法人が施行日以後に行うこれらの規定の上欄に掲げる資産の譲渡に係る所得税又は法人税について適用し、個人又は法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第八号又は第六十五条の七第一項の表の第八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

附則（昭和六三年二月三〇日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 昭和六十四年一月一日

イ 略

ロ 第十条中租税特別措置法第三条第一項、第三条の三第一項、第八条の二第一項、第八条の三第一項、第八条の四第一項及び第二項、第二十五条の二第二項第一号、第三項第一号及び第五項第二号、第二十六条第一項及び同項の表、第二十七条、第二十八条の四第一項及び第六項第一号、第二十八条の五第一項、第三十一条第一項各号列記以外の部分、同項第二号ロ及び第五項第一号、第三十一条の三第一項、第三十一条の四第一項、第三十二条第一項、第四十一条の十第一項、第四十一条の十二第一項並びに第四十一条の十四第一項、第二項及び第三項の表の改正規定並びに附則第六十三條の規定

二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

イ からチ まで 略

リ 第十条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第五節 交際費等の課税の特例（第六十二条）」を「第五節 交際費等の課税の特例（第六十二条）」／「第五節の二 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例（第六十二条の二）」に改める部分、「第五節の二」を「第五節の三」に改める部分及び「第七十条の八」を「第七十条の九」に改める部分を除く。）、同法第一条、第二条第三項第三号から第五号まで、第三十二条第二項、第二章第四節第九款の款名

及び第三十七条の十の改正規定、同法第二章第四節第九款中第三十七条の十の次に五の条を加える改正規定、「第三章 法人税法の特例」及び「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例」を削る改正規定、同法第四十二条の二及び第四十二条の三の改正規定、「第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例」を削る改正規定、同法第四十二条の四の前に章名及び節名を付する改正規定、同法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項、第六十三条の二第二項並びに第六十六条の七第一項及び第二項の改正規定、同法第三項及び第四項を削る改正規定、同法第六十六条の九、第六十六条の十五第四項、第六十七条第一項、同項の表及び第二項の改正規定、同法第三章第八節中第六十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第六章の章名及び同章第一節の節名並びに第八十五条及び第八十六条の改正規定、同法第八十六条の次に一条を加える改正規定、「第一節の二」たばこ消費税法の特例及び「第二節 物品税法の特例」を削る改正規定、同法第八十七条の前に節名及び一条を加える改正規定、同法第八十七条の五の見出し及び同条の改正規定、同法第八十七条の三とする改正規定、同法第八十八条から第八十八条の四までの改正規定、「第三節の二 石油税法の特例」を削る改正規定、同法第九十条の三の改正規定、同法第九十条の四の前に節名を付する改正規定、同法第六章第四節の節名の改正規定、同法第九十条の八から第九十三条の二までを削る改正規定、同法第九十四条を同法第九十一条とする改正規定、同法第九十五条を削る改正規定並びに附則第六十四条から第六十六条まで、第六十八条から第七十一条まで、第七十七条から第七十九条まで及び第八十条第二項の規定 公布の日から起算して三

四 月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 略

ロ 第十条中租税特別措置法第七十八条の四

第三項の改正規定

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第六十二条 第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、新租税特別措置法及びこの附則に別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十四年分以後の所得税について適用し、昭和六十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十三条 昭和六十四年分の所得税に係る新租税特別措置法第二十五条の二の規定の適用については、同条第二項第一号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第三項第一号ロ中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十八」と、同条第五項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。

（有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十四条 昭和六十四年四月一日前に行われた第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三十七条の十第一項第一号に規定する公社債又は同項第二号に規定する国債の譲渡による所得については、なお従前の例による。

（公社債等の譲渡等による所得の非課税に関する経過措置）

第六十五条 新租税特別措置法第三十七条の十三の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる同条第一項第一号に規定する公社債等の譲渡及び同項第二号に規定する証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約による所得について適用する。

（割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十六条 新租税特別措置法第三十七条の十四の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる同条第一項第一号に規定する公社債又は同項第二号に規定する国債の譲渡による所得及び当該譲渡に係る対価の支払に関する同条第三項に規定する調書について適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第六十七条 新租税特別措置法第三章の規定は、新租税特別措置法及びこの附則に別段の定めがあるものを除くほか、法人の昭和六十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置）

第六十八条 旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する内国法人の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に対する法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「百分の三十二」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の二十四」とあるのは「百分の二十六」と、「百分の二十二」とあるのは「百分の二十五」とする。

2

前項の場合において、旧租税特別措置法第四十二条の二第一項中「次条の規定」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十四年法律第九号。以下この項において「改正法」という。）附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二条の三の規定」と、「法人税法第二十三条の規定」とあるのは「改正法附則第十五条の規定により読み替え適用される法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十三条の規定」と、同条第三項中「及び租税特別措置法」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号）附則第六十八条第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置）」の規定によりなおその効力を有するものとされ同項及び同条第二項の規定により読み替えられた同法第

十条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法」とする。  
（法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過措置）

**第六十九条** 法人で旧租税特別措置法第四十二条の三第一項、第三項又は第四項に規定するもの昭和三十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得及び同日以前の解散による清算所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十二・五」と、「法人税法第二十三条」とあるのは「所得税法第九号。第四項において「改正法」という。）  
附則第十五条の規定により読み替えて適用される法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二十三條（第三項において「改正法による読み替え後の法人税法第二十三条」という。）と、同条第三項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十二・五」と、「同法第二十三条」とあるのは「改正法による読み替え後の法人税法第二十三条」と、同条第四項中「同法第九十三条」とあるのは「改正法第二條の規定による改正前の法人税法第九十三条（以下この項において「旧法人税法第九十三条」という。）及び改正法附則第十九條第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第九十三条（以下この項において「改正法による読み替え後の法人税法第九十三条」という。）と、「同条第二項第二号」とあるのは「旧法人税法第九十三条第二項第二号又は改正法による読み替え後の法人税法第九十三条第二項第二号」と、「同号の規定」とあるのは「これらの規定」と、「受けた配当等の金額」とあるのは「受けた配当等の金額（昭和六十五年三月三十一日以前に開始する清算中の各事業年度において受けたものに限る。）を昭和六十四年四月一日前に開始した清算中の各事業年度に受けた配当等の金額及び同日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始した清算中の事業年度に受けた配当等の金額に区分し、当該区分ごとの配当等の金額」と、「百分の二十五に相当する金額」とあるのは「昭和六十四年四月一日前に開始した清算中の各事業年度については百分の二十五、同日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始した清算中の事業年度については百分の十二・五をそれぞれ乗じて計算し

た金額の合計額」とするほか、同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。  
（特定外国子会社等の配当等に係る外国税額の控除に関する経過措置）

**第七十条** 旧租税特別措置法第六十六条の七第三項に規定する内国法人が、昭和六十四年四月一日前に開始した各事業年度において当該内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等から受けた同項に規定する配当等の額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前（特定の協同組合等に対する法人税率の特例に関する経過措置）  
**第七十一条** 新租税特別措置法第六十八条の三に規定する協同組合等の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度において附則第六十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する軽減税率適用所得金額がある場合における新租税特別措置法第六十八条の三第一項の規定の適用については、同項中「と超える」を「超える部分の金額」とする。「と超える」を「超える部分の金額（所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号）附則第六十八条第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条（租税特別措置法の一部改正）の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の二第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）に規定する軽減税率適用所得金額がある場合には、基準所得金額と当該軽減税率適用所得金額とのいずれか多い金額を超える部分の金額とする。）と超える」とする。  
（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例に関する経過措置）  
**第七十二条** 新租税特別措置法第六十九条の三第一項及び第二項の規定は、昭和六十三年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧租税特別措置法第六十九条の三第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。この場合において、同日から施行日までの間に相続又は遺贈により取得

した財産に係る新租税特別措置法第六十九条の三第一項の規定の適用については、同項中「事業の用若しくは居住の用」とあるのは、「事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の用若しくは居住の用」とする。  
2 附則第三十五条の規定は、前項の規定により新租税特別措置法第六十九条の三第一項及び第二項の規定が適用される場合について準用する。この場合において、附則第三十五条中「第二章第一節」とあるのは、「第二章第一節（第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十九条の三を含む。）」と読み替えるものとする。  
（相続開始前三年以内に取得等をした土地等又は建物等についての相続税の課税価格の計算の特例に関する経過措置）

**第七十三条** 新租税特別措置法第六十九条の四の規定は、施行日の翌日以後に相続若しくは遺贈により取得した同条第二項に規定する土地等若しくは建物等又は贈与により取得した当該土地等若しくは建物等のうち新相続税法第十九条の規定の適用を受けるものでその適用に係る相続税が同日以後開始したものに係る相続税について適用する。  
（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等に関する経過措置）  
**第七十四条** 新租税特別措置法第七十条第三項から第五項まで並びに第七十条の二第一項及び第二項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。  
（計画伐採に係る相続税の延納等の特例に関する経過措置）  
**第七十五条** 新租税特別措置法第七十条の七第一項の規定は、施行日の翌日以後に提出される同条第五項の規定による申請書に係る延納の許可について適用し、同日前に提出された旧租税特別措置法第七十条の七第五項の規定による申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。  
（不動産等に係る相続税の延納等の特例に関する経過措置）  
**第七十六条** 新租税特別措置法第七十条の九の規定は、施行日以後にする新相続税法第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納

の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。  
2 税務署長は、施行日前に延納を許可した相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新租税特別措置法第七十条の九第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が四分の三以上であるもののうち、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来するものがある場合には、施行日以後に当該納期限が到来する分納税額のうち、当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるものについては、施行日以後最初に到来する当該納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日）までにされた当該延納の許可を受けた者の申請により、施行日以後の延納期間の三分の一に相当する期間（当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間）の範囲内において延納期限を延長し、及び施行日以後の延納年割額を新相続税法第三十八条第二項の規定に準じて変更することができる。

3 前項に規定する場合において、施行日前に延納の許可を受けた者が施行日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日）までに新租税特別措置法第七十条の九第四項に規定する明細書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第二項の規定に準じて計算するものとする。  
（物品税の特例に関する経過措置）  
**第七十七条** 第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた旧租税特別措置法第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、なお従前の例による。  
2 旧租税特別措置法第八十八条の四の規定に該当する自動車で、同条に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに係る物品税については、なお従前の例による。  
3 第十条の規定の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる

物品税に係る同条の規定の施行後にした行為に  
対する罰則の適用については、なお従前の例に  
よる。

（砂糖消費税の特例に関する経過措置）

**第七十八條** 第十条の規定の施行前に課した、又  
は課すべきであつた旧租税特別措置法第九十條  
の八から第九十條の十まで又は第九十一條若し  
くは第九十二條に規定する砂糖類に係る砂糖消  
費税については、なお従前の例による。

**2** 第十条の規定の施行前に旧租税特別措置法第  
九十條の十一第一項の規定により課税済みの砂  
糖類を原料に用いて物品を製造した場合におけ  
る当該課税済みの砂糖類に係る砂糖消費税につ  
いては、なお従前の例による。

**3** 第十条の規定の施行前にした行為及び前二項  
の規定によりなお従前の例によることとされる  
砂糖消費税に係る同条の規定の施行後にした行  
為に対する罰則の適用については、なお従前の  
例による。

（印紙税の特例に関する経過措置）

**第七十九條** 第十条の規定の施行前に課した、又  
は課すべきであつた旧租税特別措置法第九十三  
條の二に規定する物品切手に係る印紙税につ  
いては、なお従前の例による。

**2** 第十条の規定の施行前にした行為及び前項の  
規定によりなお従前の例によることとされる印  
紙税に係る同条の規定の施行後にした行為に対  
する罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

（通行税の特例に関する経過措置）

**第八十條** 通行税法（昭和十五年法律第四十三  
号）第八條に規定する運輸業者が、昭和六十四  
年四月一日以後に租税特別措置法第九十五條第  
一項に規定する離島航空路線を航行する航空機  
の乗客に対し役務を提供する場合において、施  
行日から昭和六十四年三月三十一日までの間に  
当該離島航空路線を航行する航空機の乗客から  
役務の提供に係る対価を領収する場合における  
同項の規定の適用については、同項中「百分の  
五」とあるのは、「百分の三」とする。

**2** 昭和六十四年四月一日前に領収した旧租税特  
別措置法第九十五條第一項に規定する離島航空  
路線を航行する航空機の旅客運賃又は同日以前  
に行つた当該離島航空路線を航行する航空機によ  
る役務の提供に係る対価として同日以後に領収  
する旅客運賃に係る通行税については、なお従  
前の例による。

（見直し）

**第八十一條** 株式等の譲渡益に対する所得税の課  
税の在り方については、納税者番号制度の導入  
問題等所得把握の環境整備の状況、最高税率の  
水準を含む税率構造全体の在り方及び適切な源  
泉徴収制度との関連に配慮しつつ、総合課税へ  
の移行問題を含め、所得税法等の一部を改正す  
る法律（昭和六十二年法律第九十六号）附則第  
五十一條の規定に基づく利子所得に対する所得  
税の課税の在り方を見直しと併せて見直しを行  
うものとする。

附則（平成元年三月三十一日法律第一二  
号）抄

（施行期日）

**第一條** この法律は、平成元年四月一日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。

- 一 第十条の四第一項の表の第一号の改正規  
定、同表の第四号を同表の第五号とし、同表  
の第三号の次に一号を加える改正規定、第十  
八條第一項に一号を加える改正規定、第二十  
二條の七第一項の表の第一号の改正規定、同  
表の第四号を同表の第五号とし、同表の第三  
号の次に一号を加える改正規定、第四十四條  
の四第一項の表に一号を加える改正規定、第  
五十二條第一項に一号を加える改正規定、第  
六十六條の十第一項に一号を加える改正規  
定、第六十六條の十三第一項の改正規定（  
「次項」を「第三項」に、「この条」を「この  
項及び第三項」に改める部分に限る。）、同条  
第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、  
同条第一項の次に一項を加える改正規定及び  
第八十一條第一項の改正規定（「認定された  
日から五年以内」にされたものに限る。）の下  
に、「特定農産加工業経営改善臨時措置法第  
三條第二項若しくは第四條第一項の規定によ  
る承認（同法の施行の日の翌日から平成二年  
三月三十一日までの間にされたものに限る。）  
」を加える部分に限る。）並びに附則第四條  
第二項、第五條第十三項、第九條第二項、第  
十條第七項及び第十九項並びに第十三條第二  
項の規定、特定農産加工業経営改善臨時措置  
法（平成元年法律第六十五号）の施行の日  
（第十三條の二第一項第二号の改正規定（  
「昭和六十四年三月三十一日」を「平成三年  
三月三十一日」に改める部分を除く。）、第三  
八條第一項第三号の改正規定、第四十六條第

一項第二号の改正規定（昭和六十四年三月  
三十一日）を「平成三年三月三十一日」に改  
める部分を除く。）、第五十二條第一項第三号  
の改正規定、第六十六條の十第一項第三号の  
改正規定及び第八十一條第一項の改正規定  
（若しくは中小企業近代化促進法）を、「中  
小企業近代化促進法」に改め、「承認がされ  
た日から五年以内」にされたものに限る。）の  
下に「若しくは繊維工業構造改善臨時措置法  
第四條第四項若しくは第五條第一項の規定に  
よる承認（繊維工業構造改善臨時措置法の一  
部を改正する法律（平成元年法律第九十九号）  
の施行の日の翌日から平成二年三月三十一日  
までの間にされたものに限る。）」を加える部  
分に限る。並びに附則第五條第十二項、第  
十條第十八項及び第十三條第一項の規定、織  
維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する  
法律（平成元年法律第九十九号。以下「繊維工  
業構造改善臨時措置法改正法」という。）の  
施行の日

**三** 第六章第一節中第八十六條の二の次に三條  
を加える改正規定（第八十六條の五に係る部  
分に限る。）、平成二年一月一日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）

**第二條** 改正後の租税特別措置法（以下「新法」  
という。）第二章の規定は、別段の定めがある  
ものを除くほか、平成元年分（昭和六十四年一  
月一日から平成元年十二月三十一日までの期間  
に係る年分をいう。附則第六條及び第七條にお  
いて同じ。）以後の所得税について適用し、昭  
和六十三年前分以前の所得税については、なお従  
前の例による。

（特殊の外貨借入金等の利子の非課税に関する  
経過措置）

**第三條** 改正前の租税特別措置法（以下「旧法」  
という。）第七條に規定する国若しくは日本銀  
行又は外国為替公認銀行が、この法律の施行の  
日（以下「施行日」という。）前に借り入れ、  
又は預入を受けた同条に規定する借入金又は預  
り金につき支払う同条に規定する利子について  
は、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償  
却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第四條** 新法第十條の四（第一項の表の第四号を  
除く。）の規定は、個人が施行日以後に取得若  
しくは製作又は賃借をしてその事業の用に供す  
る同条第一項に規定する事業基盤強化設備につ

いて適用し、個人が施行日前に取得若しくは製  
作又は賃借をした旧法第十條の四第一項に規定  
する事業基盤強化設備をその事業の用に供した  
場合については、なお従前の例による。

**2** 新法第十條の四第一項の表の第四号の規定  
は、個人が特定農産加工業経営改善臨時措置法  
の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借を  
してその事業の用に供する同項に規定する事業  
基盤強化設備について適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

**第五條** 個人が昭和六十三年九月三十日以前に取  
得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下  
この条において同じ。）をした旧法第十一條の  
二第一項に規定する特定開発研究用資産をその  
事業の用に供した場合については、なお従前の  
例による。

**2** 前項の規定の適用がある場合における新法第  
十條から第十條の四まで、第十一條の二、第十  
二條、第十二條の二、第十三條から第十四條ま  
で、第十六條、第二十八條の三、第三十三條の  
六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第  
二項において準用する場合を含む。）の規定の  
適用については、新法第十條第四項（第二号中  
「又は第十六條」とあるのは「第十六條又は  
租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元  
年法律第十二号。以下「平成元年改正法」とい  
う。）附則第五條第一項」と、新法第十條の二  
第一項及び第三項、第十條の三第一項及び第三  
項並びに第十條の四第一項及び第三項中「又は  
第十六條」とあるのは「第十六條又は平成元  
年改正法附則第五條第一項」と、新法第十一條  
の二第一項中「前条」とあるのは「前条又は平  
成元年改正法附則第五條第一項」と、新法第十  
二條中「前三條」とあるのは「前三條若しくは  
平成元年改正法附則第五條第一項」と、新法第  
十二條の二第一項中「前条まで」とあるのは  
「前条まで又は平成元年改正法附則第五條第一  
項」と、同条第二項中「又は前項」とあるのは  
「前項又は平成元年改正法附則第五條第一項」  
と、新法第十三條第一項中「又は第十四條から  
第十六條まで」とあるのは「第十四條から第  
十六條まで又は平成元年改正法附則第五條第一  
項」と、新法第十三條の二第一項中「又は次条  
から第十六條まで」とあるのは「次条から第  
十六條まで又は平成元年改正法附則第五條第一  
項」と、新法第十四條第二項中「第十七條」と  
あるのは「第十七條若しくは平成元年改正法



四の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。第六十五條の七（新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七條の四並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第十三号）による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二年新法」という。）第四十二條の八の規定の適用については、新法第四十二條の四第五項第二号、第四十二條の五第二項及び第二項、第四十二條の六第一項及び第二項並びに第四十二條の七第一項及び第二項中「若しくは第五十一條」とあるのは、「第五十一條若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第四十四條第一項、第四十四條の二第一項、第四十四條の三第一項、第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項、第四十五條第一項並びに第四十五條の二第一項及び第二項中「第四十三條から前条まで」とあるのは「第四十三條から前条まで若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第四十六條第一項及び第四十六條の二第一項中「若しくは第五十一條」とあるのは「第五十一條若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第四十八條第一項中「第四十五條まで」とあるのは「第四十五條まで若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第四十九條第一項中「第四十五條の二まで」とあるのは「第四十五條の二まで若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第五十一條第二項中「若しくは第四十七條から第四十九條まで」とあるのは「第四十七條から第四十九條まで若しくは平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第五十二條の二及び第五十二條の三第一項中「又は第五十一條」とあるのは「第五十一條又は平成元年改正法附則第十條第二項」と、新法第六十四條第六項、第六十五條の七第七項及び第六十七條の四第六項中「及び第四十七條から第五十一條まで」とあるのは「第四十七條から第五十一條まで及び平成元年改正法附則第十條第二項」と、平成二年新法第四十二條の八第一項中「第五十一條」とあるのは「第五十一條若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）附則第十條第二項」とする。

4 新法第四十四條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四條第一項に規定する地震防災対策用資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

5 新法第四十四條の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する高度技術工業用設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四條の二第一項に規定する高度技術工業用設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第四十四條の四（第一項の表の第三号を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する産業構造転換設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十四條の四第一項に規定する産業構造転換設備等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 新法第四十四條の表の第三号の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供する同項に規定する産業構造転換設備等について適用する。

8 新法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

9 新法第四十五條の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條の二第二項に規定する医療用機器等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

10 特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行日の前日までに同項に規定する新法第四十五條の三第一項第二号の規定の適用については、同号中「第四十二條の七第一項の表の第五号」とあるのは、「第四十二條の七第一項の表の第四号」とする。

11 新法第四十五條の三第一項に規定する法人が、平成元年三月一日から同月三十一日までの間に取得又は製作をした同項に規定する特定事務用機器を同年四月一日から同月三十日までの間に当該法人の事業の用に供した場合については、当該特定事務用機器については、当該法人が同月一日に取得又は製作をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

12 新法第四十六條第一項（同項第一号に定める減価償却資産に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する中小企業構造改善計画につき同号に規定する承認を受ける同号の商工組合等の構成員の有する同号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十六條第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき同号に規定する承認を受けた同号の商工組合等の構成員の有する同号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

13 新法第四十六條第二項（同項第二号に定める減価償却資産に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画につき同号に規定する承認を受ける同号の特定構造改善計画につき同号に規定する承認を受ける同号の特定商工組合等の構成員の有する同号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十六條第二項第二号に規定する構造改善事業計画につき同号に規定する承認を受けた同号の特定商工組合等の構成員の有する同号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

14 新法第四十六條の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六條の二第二項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具については、なお従前の例による。

15 新法第四十七條第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

16 旧法第四十八條第一項の表の第一号に掲げる法人が施行日前に取得又は建設をした同号に掲げる石油ガス貯蔵施設及び施行日前に石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第十條の二第一項の規定により届出をした同項に規定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に取得又は建設をする同号に掲げる石油ガス貯蔵施設（以下この項において「施行日以後取得の石油ガス貯蔵施設」という。）については、旧法第四十八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日以後取得の石油ガス貯蔵施設に係る同条第一項の規定の適用については、同項中「百分の三十」とあるのは「百分の三十（平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては百分の二十、同年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては百分の十八、同年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては百分の十五）」と、「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは「平成四年三月三十一日」とする。

17 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号）による改正後の租税特別措置法（以下「平成六年新法」という。）第四十六條、第四十六條の二、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十一條の三、第六十四條（平成六年新法第六十四條の二第六項及び第六十五條の七（平成六年新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七條の四の規定の適用については、平成六年新法第四十六條第一項中「第四十九條まで」とあるのは「第四十九條まで若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）以下「平成元年改正法」という。）附則第十條第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成元年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八條（以下「平成元年旧法第四十八條」という。）と、平成六年新法第四十六條の二第一項中「第四十九條まで」とあるのは

が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

18 旧法第四十八條第一項の表の第一号に掲げる法人が施行日前に取得又は建設をした同号に掲げる石油ガス貯蔵施設及び施行日前に石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第十條の二第一項の規定により届出をした同項に規定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に取得又は建設をする同号に掲げる石油ガス貯蔵施設（以下この項において「施行日以後取得の石油ガス貯蔵施設」という。）については、旧法第四十八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日以後取得の石油ガス貯蔵施設に係る同条第一項の規定の適用については、同項中「百分の三十」とあるのは「百分の三十（平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては百分の二十、同年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては百分の十八、同年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては百分の十五）」と、「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは「平成四年三月三十一日」とする。

19 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号）による改正後の租税特別措置法（以下「平成六年新法」という。）第四十六條、第四十六條の二、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十一條の三、第六十四條（平成六年新法第六十四條の二第六項及び第六十五條の七（平成六年新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七條の四の規定の適用については、平成六年新法第四十六條第一項中「第四十九條まで」とあるのは「第四十九條まで若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）以下「平成元年改正法」という。）附則第十條第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成元年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八條（以下「平成元年旧法第四十八條」という。）と、平成六年新法第四十六條の二第一項中「第四十九條まで」とあるのは

が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅又は同条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

18 旧法第四十八條第一項の表の第一号に掲げる法人が施行日前に取得又は建設をした同号に掲げる石油ガス貯蔵施設及び施行日前に石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第十條の二第一項の規定により届出をした同項に規定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に取得又は建設をする同号に掲げる石油ガス貯蔵施設（以下この項において「施行日以後取得の石油ガス貯蔵施設」という。）については、旧法第四十八條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日以後取得の石油ガス貯蔵施設に係る同条第一項の規定の適用については、同項中「百分の三十」とあるのは「百分の三十（平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては百分の二十、同年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては百分の十八、同年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得又は建設をしたものについては百分の十五）」と、「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは「平成四年三月三十一日」とする。

19 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号）による改正後の租税特別措置法（以下「平成六年新法」という。）第四十六條、第四十六條の二、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十一條の三、第六十四條（平成六年新法第六十四條の二第六項及び第六十五條の七（平成六年新法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七條の四の規定の適用については、平成六年新法第四十六條第一項中「第四十九條まで」とあるのは「第四十九條まで若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）以下「平成元年改正法」という。）附則第十條第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成元年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八條（以下「平成元年旧法第四十八條」という。）と、平成六年新法第四十六條の二第一項中「第四十九條まで」とあるのは



「第四十九条まで若しくは平成元年旧法第四十一条」と、平成六年新法第五十二条の二第一項中「又は第四十三から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三から第四十九条まで又は平成元年旧法第四十一条」と、同条第二項中「又は第四十三から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十三から第四十九条まで又は平成元年旧法第四十一条」と、同条第三項及び第四十三から第四十九条まで」と、同条第四十六から第四十九条まで」とあるのは「若しくは第四十六から第四十九まで又は平成元年旧法第四十一条」と、同条第五十二から第五十九まで」とあるのは「若しくは第四十三から第四十九まで又は平成元年旧法第四十一条」と、同条第六十から第六十七及び第六十九から第七十まで」とあるのは「若しくは第四十三から第四十九まで又は平成元年旧法第四十一条」と、同条第七十から第七十七及び第七十九から第八十まで」とあるのは「第五十条まで及び平成元年旧法第四十一条」とする。

18 新法第五十二条第一項第三号の規定は、法人が繊維工業構造改善臨時措置法改正法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、法人が同日前に支出した旧法第五十二条第一項第三号に定める負担金については、なお従前の例による。

19 新法第五十二条第一項第八号の規定は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

**(法人の準備金に関する経過措置)**

11 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中小企業等海外市場開拓準備金について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において積み立てられた中小企業等海外市場開拓準備金の金額については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の八十三」とあるのは「百分の九十三」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の八十八」とあるのは「百分の九十八」とする。

2 前項の場合において、新法第五十四条第一項に規定する法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、前項後段の規定にかかわらず、同条第一項中「除して計算した金額」とあるのは、「除して計算した金額(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十二号)の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度にあつては、次項第一号に掲げる取引に係る収入金額に当該事業年度開始の日から平成元年三月三十一日までの期間(以下この項において「旧積立率適用指定期間」という。)の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の一・七六(当該事業年度終了の時にあっては資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人(以下この項において「中小法人」という。))については、千分の十・四)に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額に百分の九十九(当該事業年度における物品の輸入取引に係る対価の合計額の基準年度における物品の輸入取引に係る対価の額の合計額に対する割合が百分の百十以上の百分の百二十未満である場合には百分の九十三とし、当該割合が百分の百二十以上百分の百三十未満である場合には百分の九十五とし、当該割合が百分の百三十以上である場合には百分の九十八とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た金額の千分の一・六(中小法人については、千分の十)に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の二・四(中小法人については、千分の十四・一)に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額に百分の九十を乗じて得た金額の千分の二・二(中小法人については、千分の十三)に相当する金額との合計額を加算した金額」とする。

3 新法第五十五条(第十項を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。この場合において、施行日から平成二年三月三十一日までの間に、新法第五十五条第一項に規定する内国法人(同項に規定する中小企業者に該当する法人を除く。)が取得する同項の表の第一号又は第二号に掲げる法人に係る同項に規定する特定株式等については、同項中「当該事業年度(同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人の特定株式等については、当該内国法人が当該事業年度終了の日において第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する場合の当該事業年度に限る。）」とあるのは「当該事業年度」と、同項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」とあるのは「百分の八」として、同条の規定を適用する。

4 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、同項の規定の例による。

5 法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新法第五十六条の四の規定の適用については、同条第一項中「特約に係るものの合計額」とあるのは「特約に係るものの合計額(当該法人が当該特定電子計算機貸付会社とその他の電子計算機の貸付けを業とする者)と対し電子計算機の販売を行っている場合には、当該その他の電子計算機の貸付けを業とする者に対する電子計算機の販売に係る収入金額で当該特約に係るものの合計額の二分の一に相当する金額を加算した金額」と、同条第三項中「特定電子計算機貸付会社」とあるのは「特定電子計算機貸付会社又は同項に規定する電子計算機の貸付けを業とする者」と、「その求め」とあるのは「これらの者の求め」とする。

6 法人が平成二年四月一日前に開始した事業年度において積み立てた旧法第五十六条の四第一項に規定する電子計算機の貸付けを業とする者に販売した電子計算機に係る同項の電子計算機買戻金準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 旧法第五十七条の五第一項に規定する法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てた異常危険準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

8 旧法第五十七条の五第一項に規定する法人の施行日から平成二年三月三十一日までの間に開始する事業年度において積み立てられる異常危険準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「控除した金額」とあるのは、「控除した金額の百分の六十に相当する金額」とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

12 新法第五十八条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の二十二(次項第三号)とあるのは「当該事業年度開始の日から平成元年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の二十五(次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六)に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の二十二(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

13 新法第六十六条の十第一項第三号の規定は、同号に掲げる特定組合又は特定商工組合等が繊維工業構造改善臨時措置法改正法の施行の日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、旧法第六十六条の十第一項第三号に掲げる特定組合が同日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

2 新法第六十六条の十第一項第八号の規定は、同号に掲げる特定事業協同組合等が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用する。

(動力炉・核燃料開発事業団に対する出えん金の損金算入に関する経過措置)

14 新法第六十六条の十一の規定は、法人が施行日以後に支出する同条に規定する出えん

金について適用し、法人が施行日前に支出した旧法第六十六条の十一に規定する出えん金については、なお従前の例による。

(特定の事業者の設備廃棄により生ずる損失に係る欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)

第十五条 新法第六十六条の十三第一項の規定は、法人が施行日以後に行う設備の処理に係る同項に規定する設備廃棄による欠損金額について適用し、法人が施行日前に行った設備の処理に係る旧法第六十六条の十三第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十六条 新法第七十七条の三の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の三第一号に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二号に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の四第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七条の四第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地についての所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第八十一条第二項第三号の規定は、施行日以後にされる同項に規定する承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十

一条第二項に規定する承認に係る同項第三号に掲げる事項及び同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第八十二条の規定は、施行日以後に取得する同条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得した旧法第八十二条に規定する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附則 (平成元年三月三十一日法律第一三三号) 抄  
第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

附則 (平成元年三月三十一日法律第二〇二号) 抄  
第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第四五五号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第五六二号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第六一〇号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年六月三〇日法律第六四二号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第四十五条の二第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八

号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)がこの法律の施行の日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が同日前に取得等をした前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

附則 (平成元年二月一日法律第六八〇号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年二月二日法律第八五五号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二日法律第八五五号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二日法律第八五五号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二日法律第八五五号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二日法律第八五五号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二日法律第八五五号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成元年二月二日法律第八五五号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十条の二の改正規定、第二条の規定、第三条中国国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十四条の改正規定、同法附則第五十一条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く)、同法附則第六十四条に一項を加える改正規定及び同法附則第六十五条の改正規定、第四条の規定並びに附則第六条から第八条までの規定 平成二年四月一日

附則 (平成二年三月三十一日法律第一三三号) 抄  
第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十条の二第一項、第五十六条の三第一項及び第七十条の七第一項の改正規定並びに附則第十條、第二十条第四項及び第二十四条第一項の規定 森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)の施行の日

二 第四十四条の三第二項の改正規定、同項を同条第三項とする改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第十九条第三項の規定 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第四十二号)の施行の日

(所得税の特例に関する経過措置の原則) 第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分(昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。附則第二十九条第一項において同じ。)以前の所得税については、なお従前の例による。

(経済社会エネルギー基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) 第三条 改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条の二第二項に規定する個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する経済社会エネルギー基盤強化設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「次

号)抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

条から」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号。以下「平成四年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法（以下「平成四年新法」という。）第十条の三、第十条の四、第十条の五第一項、第十一号から」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年新法第十条の二第三項若しくは平成四年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第四項の規定によりその年の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第九項中「租税特別措置法第十条の二第三項」とあるのは「平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十条、第十条の二、第二十八号の三、第三十三条の六及び第三十七号の三（新法第三十七号の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十条第四項第二号中「又は第六号」とあるのは「若しくは第十六号又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第十三号。以下「平成二年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」と、新法第十条の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは第四項の規定によりその年の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額」と、新法第二十八号の三

第十一項、第三十三号の六第二項及び第三十七号の三第二項中「第十六号まで」とあるのは「第十六号まで並びに平成二年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」とする。  
 （電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）  
**第四条** 新法第十条の三の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第十条の三第一項に規定する電子機器利用設備については、なお従前の例による。  
 （事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）  
**第五条** 新法第十条の四第一項の表の第五号（同号に規定する飲食店業を営む個人に係る部分に限る。）の規定は、当該個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。  
 （個人の減価償却に関する経過措置）  
**第六条** 新法第十条の表の第一号、第三号及び第四号の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号、第三号及び第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の五第一項の規定の適用については、同項中「又は第十六号」とあるのは、「若しくは第十六号又は平成二年改正法附則第六条第二項」とする。

4 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

5 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫

用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。  
 （個人の準備金に関する経過措置）  
**第七条** 旧法第二十条第一項に規定する個人が平成二年以前の各年において積み立てた、又は積み立てる同項の中小企業海外市場開拓準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「金額の合計額」とあるのは、「金額の合計額（平成二年については、当該合計額の百分の八十に相当する金額）」とする。  
 2 旧法第二十条の六第一項に規定する国際花と緑の博覧会出展準備金を有する個人の平成三年以前の各年分の事業所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「個人が」とあるのは、「個人が、平成二年十二月三十一日までに」とする。  
 （個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）  
**第八条** 平成二年分の所得税に係る新法第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該収入金額の百分の十二（次項第三号）とあるのは「平成二年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の十二（次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の十二（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。  
 （肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置）  
**第九条** 新法第二十五条第一項第二号の規定は、個人が施行日以後に同号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合について適用し、個人が施行日前に旧法第二十五条第一項第二号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合については、なお従前の例による。  
 （山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置）  
**第十条** 新法第三十条の二第一項の規定は、個人が森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行の日以後に行う同項に規定する山林の伐採

又は譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十条の二第一項に規定する山林の伐採又は譲渡については、なお従前の例による。  
 （特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）  
**第十一条** 新法第三十七条第五項の規定は、個人が施行日以後に同項の譲渡をする場合（同項の譲渡をしたものとみなされる場合を含む。）について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条第一項の譲渡をした場合（同項の譲渡をしたものとみなされる場合を含む。）については、なお従前の例による。  
 （上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）  
**第十二条** 新法第三十七条の十一の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、施行日前に行われた旧法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）  
**第十三条** 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成二年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）  
**第十四条** 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
 （経済社会エネルギー基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
**第十五条** 旧法第四十二条の五第一項に規定する法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設を

又は譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十条の二第一項に規定する山林の伐採又は譲渡については、なお従前の例による。  
 （特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）  
**第十一条** 新法第三十七条第五項の規定は、個人が施行日以後に同項の譲渡をする場合（同項の譲渡をしたものとみなされる場合を含む。）について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条第一項の譲渡をした場合（同項の譲渡をしたものとみなされる場合を含む。）については、なお従前の例による。  
 （上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）  
**第十二条** 新法第三十七条の十一の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、施行日前に行われた旧法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）  
**第十三条** 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成二年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）  
**第十四条** 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
 （経済社会エネルギー基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
**第十五条** 旧法第四十二条の五第一項に規定する法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設を



は譲渡について適用し、法人が同日前に行った旧法第五十六条の第三項第一号に規定する伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

5 旧法第五十六条の六第一項の国際花と緑の博覧会出展準備金を有する法人の平成三年三月三十一日を含む事業年度以前の事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「法人が」とあるのは、「法人が、平成二年三月三十一日を含む事業年度終了の日までに」とする。

6 新法第五十七条の第三項に規定する法人で施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び次項において「改正事業年度」という。）の直前の事業年度終了の日において旧法第五十七条の第三項の使用済核燃料再処理準備金を有するものについては、新法第五十七条の第三項第二号に規定する累積限度額は、同条の規定にかかわらず、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額とする。

一 改正事業年度終了の日における新法第五十七条の第三項第一号に掲げる金額の百分の八十五に相当する金額

二 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額

イ 改正事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額（その日までに旧法第五十七条の第三項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、改正事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済核燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。）

ロ 改正事業年度終了の日における新法第五十七條の第三項第一号に掲げる金額

7 前項の規定の適用を受けた法人（改正事業年度の翌事業年度の第一号に掲げる金額が新法第五十七條の第三項第二号に規定する累積限度額を超えていた法人に限る。）の改正事業年度の翌事業年度から当該累積限度額が第一号に掲げる金額を超えることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（平成七年四月一日以後に開始する事業年度を除く。）においては、新法第五十七條の第三項第二号に規定する累積限度額は、同号の規定にかかわらず、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額（その日までに新法第五十七條の第三項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、当該金額を加算した金額とする。）

二 当該事業年度終了の日における新法第五十七條の第三項第一号に掲げる金額

8 新法第五十七條の第三項に規定する法人が施行日以後に開始する各事業年度（平成七年四月一日以後に開始する事業年度を除く。）終了の日において有する同項に規定する使用済核燃料のうち、特定使用済核燃料（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号）附則第十二条第五項に規定する政令で定める事業年度終了の日において有していた当該使用済核燃料をいう。）がある場合における当該各事業年度に係る新法第五十七條の三及び前二項の規定の適用については、同条第一項第二号中「前号に掲げる金額」とあるのは「前号に掲げる金額（平成二年改正法律附則第二十条第八項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、第六項第一号及び第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（第八項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、前項第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（次項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」とする。

一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額（その日までに新法第五十七條の第三項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済核燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。）

二 当該事業年度終了の日における新法第五十七條の第三項第一号に掲げる金額

8 新法第五十七條の第三項に規定する法人が施行日以後に開始する各事業年度（平成七年四月一日以後に開始する事業年度を除く。）終了の日において有する同項に規定する使用済核燃料のうち、特定使用済核燃料（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号）附則第十二条第五項に規定する政令で定める事業年度終了の日において有していた当該使用済核燃料をいう。）がある場合における当該各事業年度に係る新法第五十七條の三及び前二項の規定の適用については、同条第一項第二号中「前号に掲げる金額」とあるのは「前号に掲げる金額（平成二年改正法律附則第二十条第八項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、第六項第一号及び第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（第八項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、前項第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（次項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第二十一条 新法第五十八條第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の十二（次項第三号）とあるのは「当該事業年度開始の日から平成二年三月三十一日までの期間内当該収入金額の百分の二十二（次項第三号）に掲

げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の十二（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十二条 新法第六十三條第四項（新法第六十三條の二第四項において準用する場合を含む。）、第六十五條の七第一項、第六十五條の八第一項及び第六十五條の九の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五條の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十五條の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十四條、第六十五條、第六十五條の三、第六十五條の四及び第六十五條の十一の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十三条 新法第六十七條の三第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に同号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合について適用し、法人が施行日前に旧法第六十七條の三第一項第二号の農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託して同号に定める肉用牛を売却した場合には、同条の規定は、なお従前の例による。

（相続税の特例に関する経過措置）

第二十四条 新法第七十條の七第一項の規定は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行の日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力の生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同項に規定する立木に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第七十條の七第一項に規定する立木に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新法第七十條の七第三項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に

対応するものについて適用し、当該相続税額に係る利子税のうち施行日前の期間に對応するもの及び施行日前に当該納期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十五条 新法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡し又は譲与を受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六條第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七條の二第一項（所有権の移転の登記に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する法人が施行日以後に買入れをする同項に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の二第一項に規定する法人が買入れをした同項に規定する農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の二第二項の規定は、同項に規定する森林整備法人が施行日以後に同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受け、当該地上権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の二第二項に規定する森林整備法人が同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受けた場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七條の四第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條の四第一項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第八十一條第一項第三号の規定は、施行日以後にされる同項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項については、同項に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同項第三号に掲げる事項についての

登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第二十六条 新法第九十三条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する証券会社以外の者が同項に規定する発行法人に対し行う同項に規定する単位未満株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用する。

第二十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和六十三年改正法」という。）附則第四条第一項及び第五条第四項の規定は、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和六十三年改正法附則第十一条及び第十二条第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第三十一条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十条第三項及び第十一条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（平成二年三月三十一日法律第一五号）抄  
1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附則（平成二年六月一九日法律第三三号）抄  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月二二日法律第三六号）抄  
1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附則（平成二年六月二七日法律第五〇号）抄  
1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成二年六月二七日法律第五二号）抄  
1 この法律は、平成二年十月一日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月二九日法律第六一號）抄  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二年六月二九日法律第六二號）抄  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三年三月三〇日法律第一二二號）抄  
1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附則（平成三年三月三〇日法律第一六六號）抄  
1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定（「第九条の二」を「第九条の三」に改める部分、「第二十条の五」を「第二十条の四」に改める部分、「第三十一条の五」を「第三十一条の四」に改める部分、「第八十四条」を「第八十四条の二」に改める部分及び「第九十三条」を「第九十三条・第九十四条」に改める部分を除く。）、第三十一条第一項の改正規定（以下この条及び次

条）を「第三十一条の三」に改める部分を除く。）、第三十一条の四第一項の改正規定（「第三十一条の二」を削る部分を除く。）、第三十七条第一項の改正規定（同項の表の第四号の改正規定を除く。）、同条第三項及び第四項の改正規定、第三十七条の二第二項第一号の改正規定、第三十七条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第三十七条の四の改正規定、第三十七号の五第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項第二号の改正規定、第四十一条の四から第四十一条の六までの改正規定、「第六節 その他の特例」を削り、第四十一条の六の前に節名を付する改正規定、第六十三号の改正規定、第三章第五節の三中間条の前に一条を加える改正規定、第六十三号の二の改正規定、第六十五号の七第一項の改正規定（平成三年三月三十一日（次の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日）を「平成八年三月三十一日」に改める部分及び「同表の各号」を「次の表の各号」に改める部分並びに同項の表の第四号及び第十二号の改正規定を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第十項第二号の改正規定、第六十五号の八第一項の改正規定（平成三年三月三十一日（前条第一項の表の第十七号の上欄に掲げる船舶にあつては、平成八年三月三十一日）を「平成八年三月三十一日」に改める部分及び「同表」を「前条第一項の表」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第七項に後段を加える改正規定、第六十六条から第六十六条の三までの改正規定、第六十六条の前

に節名を付する改正規定並びに第七十条の四から第七十条の六までの改正規定並びに附則第七号第一項、第七項、第十六項から第十九項まで及び第二十一項、第十四条、第十五条第七項から第十一項まで並びに第十九条第一項から第十四項までの規定、平成四年一月一日

二 目次の改正規定（「第九十三条」を「第九十三条・第九十四条」に改める部分に限る。）、第五章に一条を加える改正規定（第八十四条の二第二項に係る部分に限る。）及び第六章第五節に一条を加える改正規定、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）の施行の日

三 第十号の四第一項の表に一号を加える改正規定及び第四十二条の七第一項の表に一号を加える改正規定並びに附則第三条第二項及び第十一条第二項の規定、中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の施行の日

四 第四十一条第一項の表の第六号を削る改正規定、第十一条の次に二条を加える改正規定（第十一条の六に係る部分に限る。）、第三十四号の二第二項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）、第四十三条第一項の表の第七号を削る改正規定、第四十四条の六の次に二条を加える改正規定（第四十四条の八第一項の表の第一号から第四号までに係る部分に限る。）及び第六十五号の四第一項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）、並びに附則第四条第二項及び第四項、第七号第十項、第十二条第二項及び第六項並びに第十五条第三項の規定、中小売商業振興法の一部を改正する法律（平成三年法律第八十四号。以下「中小売商業振興法改正法」という。）の施行の日

五 第三十条の二の改正規定（平成三年）を「平成五年」に改める部分を除く。）、第五十条第一項の改正規定（平成三年三月三十一日）を「平成五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、第五十六条の三第一項第二号の改正規定、第六十二条の三第三項第二号ハの改正規定及び第七十条の七第一項の改正規定（十分の四）を「十分の三」に改める部分を除く。）、並びに附則第六条、第十二条第十五項、第十三条第二項及び第十九条第十六項の規定、森林法等の一部を改正する法律（平成三年法律第三十八号。以下「森林法改正法」という。）の施行の日

六 第三十四条の二第二項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）、第四十四条の六の次に二条を加える改正規定（第四十四条の八第一項の表の第五号に係る部分に限る。）及び第六十五号の四第一項第六号の次に一号を加える改正規定（同項第七号に係る部分に限る。）並びに附則第七号第十項、第十二条第七項及び第十五条第四項の規定、特定商業集積の整備の促

成









条第一項に規定する増改築等に係る同条及び新法第四十一条の二の規定の適用については、同項中「二十万円以下であるとき」とあるのは、二十万円（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第四十一条の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務の金額を有するときは、二十万円から当該借入金又は債務の合計金額（当該合計金額が二十万円を超えるときは、二十万円）を控除した金額。以下この項において同じ。）以下であるとき」と、「二十万円」とあるのは「二十万円の一パーセントに相当する金額」とする。

**第十条** 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第十一条** 法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の七第一項第三号の中欄に掲げる同項の事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

**第十二条** 新法第四十二条の七第一項の表の第五号の規定は、法人が中小企業における労働力の確保のための雇用の促進に関する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

（法人の減価償却に関する経過措置）

**第十二条** 新法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をするこれらの規定に掲げる同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる同項の特定設備等については、なお従前の例による。

**2** 法人が中小小売商業振興法改正法の施行の日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる同項の特定設備等については、なお従前の例による。

**3** 新法第四十四条第一項の表の第一号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項の表の第一号の中欄に掲げる同項の地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

**4** 法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十四条の四第一項の表の第二号の中欄に掲げる同項の産業構造転換用設備等については、なお従前の例による。

**5** 新法第四十四条の六第一項の表の第二号の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定電気通信設備について適用する。

**6** 新法第四十四条の八第一項の表の第一号から第四号までの規定は、法人が中小小売商業振興法改正法の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

**7** 新法第四十四条の八第一項の表の第五号の規定は、法人が特定商業集積の整備に関する特別措置法の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

**8** 新法第四十四条の八第一項の表の第六号及び第七号の規定は、法人が食品流通構造改善促進法の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

**9** 法人が平成三年十二月五日前に取得等をした旧法第四十五条第一項の表の第七号に掲げる同項の工業用機械等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

**10** 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第四十五条から第四十九条まで、第五十一条、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十四条（新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七（新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第五項第二号、第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項、第四十二条の七第一項及び第二項並びに第四十二条の八第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは平成三年改正法附則第十二条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三年旧法第四十五条第一項の表の第七号（以下「旧法第四十五条第一項の表の第七号」という。）と、新法第四十五条第一項及び

第四十五条の二第二項から第三項までの規定中「前条まで」とあるのは「前条まで若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項中「若しくは第五十一条」とあるのは、「第五十一条若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第四十七条第二項中「若しくは前項」とあるのは、「前項若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第四十八条第一項中「第四十五条まで」とあるのは「第四十五条まで若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第四十九条第一項中「第四十五条の二まで」とあるのは「第四十五条の二まで若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第五十一条第二項中「若しくは第四十七条から第四十九条まで」とあるのは、「第四十七条から第四十九条まで若しくは旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第五十二条の二及び第五十二条の三第一項中「又は第五十一条」とあるのは、「第五十一条又は旧法第四十五条第一項の表の第七号」と、新法第六十六条第六項中「及び第四十七条から第五十一条まで」とあるのは、「第四十七条から第五十一条まで及び旧法第四十五条第一項の表の第七号」とする。

**11** 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

**12** 法人が平成二年九月三十日以前に取得又は製作をした旧法第四十五条の三第一項に規定する特定事務用機器については、なお従前の例による。

**13** 新法第四十六条第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧法第四十六条第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号

の承認又は認定を受けた当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

**14** 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

**15** 新法第五十条第一項の規定は、法人が森林法改正法の施行の日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が同日前に旧法第五十条第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

**16** 新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項の特定組合が新法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項の特定組合が旧法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

（法人の準備金等に関する経過措置）

**第十三条** 旧法第五十五条の七第一項の規定により積み立てられた採石災害防止準備金の金額は、新法第五十五条の七の規定の適用については、同条第一項の表の第一号の中欄に規定する岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

**2** 新法第五十六条の三第一項及び第六十二条の二第三項第二号ハの規定は、法人の森林法改正法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

**第十四条** 新法第六十二条の三の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用する。

**2** 新法第六十三条の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三条第一

項の承認又は認定を受けた当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

**14** 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

**15** 新法第五十条第一項の規定は、法人が森林法改正法の施行の日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が同日前に旧法第五十条第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

**16** 新法第五十一条第一項の規定は、施行日以後に同項の特定組合が新法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一条第一項の特定組合が旧法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六十三条の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三

4 法人の平成四年一月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における新法第六十三

15条 新法第六十五条の二、第六十五条の五及び第六十五条の六の規定は、法人が平成三年

2 新法第六十五条の四第一項（同項第七号を除く。）の規定は、法人が施行日以後に行う同項

3 新法第六十五条の四第一項第七号イの規定は、法人が中小小売商業振興法改正法の施行の

4 新法第六十五条の四第一項第七号ロの規定は、法人が特定商業集積の整備の促進に関する

5 新法第六十五条の四第一項第七号ハの規定は、法人が食品流通構造改善促進法の施行の日

6 新法第六十五条の七第一項の表の第四号及び第十三号の規定は、法人が施行日以後に行う同

譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の

7 新法第六十五条の七（同条第一項の表の第四号及び第十三号を除く。）及び第六十五条の八

8 法人が平成四年一月一日以後に旧法第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資

9 出をした場合における当該譲渡に限る。）特例期間内に行う当該減価償却資産の取得

10 出をした場合における当該譲渡に限る。）特例期間内に行う当該減価償却資産の取得

11 出をした場合における当該譲渡に限る。）特例期間内に行う当該減価償却資産の取得

12 出をした場合における当該譲渡に限る。）特例期間内に行う当該減価償却資産の取得

13 出をした場合における当該譲渡に限る。）特例期間内に行う当該減価償却資産の取得

Table with 4 columns: Old Law Item, New Law Item, Description of Transfer, and Reference to Law. It maps specific transfer scenarios from old laws to new laws.

Table with 4 columns: Old Law Item, New Law Item, Description of Transfer, and Reference to Law. It provides a summary of the legal references for various transfer types.



適用については、当該承認に係る当該転用は、これらの規定に規定する譲渡等に該当しないものとみなす。この場合において、当該特例農地等の全部につき当該承認に係る当該転用があったときは、当該農業相続人は、同条第一項第二号に掲げる場合に該当しないものとみなす。

一 当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等の上に賃貸の用に供する中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二十九条の三イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数三以上を有するものをいう。次号において同じ。）である共同住宅（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）の新築をし、又は独立行政法人都市再生機構から当該共同住宅の取得をし、かつ、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構その他政令で定める法人（ロにおいて「特定法人」という。）に対し当該新築又は取得をした共同住宅の貸付け（当該貸付けに係る権利の設定に際し、その対価を取得するものを除くものとし、当該貸付けの期間が二十年以上とされているものに限る。）を行うこと。

イ 住居の用途に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。次号イにおいて同じ。）が十五以上のものであること又は当該共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 建設の開始の時において、新築又は取得をした当該共同住宅を特定法人が借り受ける旨の契約がされていること。

ハ 平成十九年三月三十一日までに建設の工事に着手することとされていること。

ニ 当該農業相続人が、当該特定市街化区域農地等をその賃貸の用に供する中高層耐火建築物である共同住宅（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）の敷地の用に供すること。

イ 住居の用途に供する独立部分が十五以上のものであること又は当該共同住宅の床面積が千平方メートル以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

7 前項の税務署長は、同項の承認の申請があった場合において、平成十九年三月三十一日までに同項各号に掲げる要件に係る建設の工事に着手しないことと認められる事由があるときは、同項の承認を与えないことができる。

8 第六項の場合において、同項の税務署長の承認を受けたときにおける第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項及び第九項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 平成十九年三月三十一日において、第六項各号に掲げる要件に係る建設の工事に着手していない場合にかかわらず、同日において転用をされたものとみなす。

二 第六項第二号の要件に係る農業相続人が同各号の共同住宅に係る同号ニの証明書の写しを提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出しなかつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該提出期限において転用をされたものとみなす。

三 納税猶予期限までの間に第六項第一号の貸付けを行わないこととなつた場合又は同号若しくは同項第二号の共同住宅の敷地の用に供しないこととなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該行わなかつた日又はは当該供しないこととなつた日において転用をされたものとみなす。

四 前三号の規定に該当する場合には、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第九項の規定は、適用しない。

9 第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人が同項の特例農地等（当該承認を受けた特定市街化区域農地等を除く。以下この項において同じ。）を有する場合において、当該特例農地等の面積の百分の二十を超える面積の当該特例農地等の旧法第七十条の六第一項第一号に規定する譲渡等（同号に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）をしたとき、又は当該特例農地等に係る農業経営の廃止をしたときは、当該特例農地等については、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項各号に掲げる場合に該当するものとみなす。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等については、この限りでない。

10 第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人は、納税猶予期限までの間、当該承認を受けた日の翌日から起算して毎三年を経過するまでの日までに、政令で定めるところにより、引き続き同項各号に掲げる要件を満たす旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第六項に規定する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該相続税に係る農業相続人が死亡した場合）には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日（を）をもって第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

12 第六項第二号ニの証明書の写し又は第十項の届出書が提出期限又は同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該証明書の写し又は届出書が当該税務署長に提出されたときは、第八項第二号又は前項の規定の適用については、当該証明書の写し又は届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

13 第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人が、平成四年一月一日から平成六年十二月三十一日までの間に、国、地方公共団体、住宅・都市整備公団その他政令で定める法人に対し同項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地等（昭和六十年一月一日前に開始した相続に係るものに限る。）の同項第一号の譲渡をした場合には、当該譲渡については、同号に規定する収用交換等による譲渡とみなして同項ただし書及び同条第七項の規定を適用する。

14 前各項に定めるもののほか、第二項に規定する旧法の規定による農地等の贈与者が平成四年一月一日以後に死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に対する新法第七十条の五の規定の適用に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 新法第七十条の七（同条第一項に規定する割合に係る部分並びに同条第六項及び第七項に係る

10 前項の税務署長は、同項の承認の申請があった場合において、平成十九年三月三十一日までに同項各号に掲げる要件に係る建設の工事に着手しないことと認められる事由があるときは、同項の承認を与えないことができる。

手しないことと認められる事由があるときは、同項の承認を与えないことができる。

8 第六項の場合において、同項の税務署長の承認を受けたときにおける第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項及び第九項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 平成十九年三月三十一日において、第六項各号に掲げる要件に係る建設の工事に着手していない場合にかかわらず、同日において転用をされたものとみなす。

二 第六項第二号の要件に係る農業相続人が同各号の共同住宅に係る同号ニの証明書の写しを提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出しなかつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該提出期限において転用をされたものとみなす。

三 納税猶予期限までの間に第六項第一号の貸付けを行わないこととなつた場合又は同号若しくは同項第二号の共同住宅の敷地の用に供しないこととなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該行わなかつた日又はは当該供しないこととなつた日において転用をされたものとみなす。

四 前三号の規定に該当する場合には、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第九項の規定は、適用しない。

9 第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人が同項の特例農地等（当該承認を受けた特定市街化区域農地等を除く。以下この項において同じ。）を有する場合において、当該特例農地等の面積の百分の二十を超える面積の当該特例農地等の旧法第七十条の六第一項第一号に規定する譲渡等（同号に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）をしたとき、又は当該特例農地等に係る農業経営の廃止をしたときは、当該特例農地等については、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項各号に掲げる場合に該当するものとみなす。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等については、この限りでない。

10 第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人は、納税猶予期限までの間、当該承認を受けた日の翌日から起算して毎三年を経過するまでの日までに、政令で定めるところにより、引き続き同項各号に掲げる要件を満たす旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第六項に規定する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該相続税に係る農業相続人が死亡した場合）には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日（を）をもって第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

12 第六項第二号ニの証明書の写し又は第十項の届出書が提出期限又は同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該証明書の写し又は届出書が当該税務署長に提出されたときは、第八項第二号又は前項の規定の適用については、当該証明書の写し又は届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

13 第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人が、平成四年一月一日から平成六年十二月三十一日までの間に、国、地方公共団体、住宅・都市整備公団その他政令で定める法人に対し同項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地等（昭和六十年一月一日前に開始した相続に係るものに限る。）の同項第一号の譲渡をした場合には、当該譲渡については、同号に規定する収用交換等による譲渡とみなして同項ただし書及び同条第七項の規定を適用する。

14 前各項に定めるもののほか、第二項に規定する旧法の規定による農地等の贈与者が平成四年一月一日以後に死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に対する新法第七十条の五の規定の適用に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 新法第七十条の七（同条第一項に規定する割合に係る部分並びに同条第六項及び第七項に係る

手しないことと認められる事由があるときは、同項の承認を与えないことができる。

8 第六項の場合において、同項の税務署長の承認を受けたときにおける第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項及び第九項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 平成十九年三月三十一日において、第六項各号に掲げる要件に係る建設の工事に着手していない場合にかかわらず、同日において転用をされたものとみなす。

二 第六項第二号の要件に係る農業相続人が同各号の共同住宅に係る同号ニの証明書の写しを提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出しなかつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該提出期限において転用をされたものとみなす。

三 納税猶予期限までの間に第六項第一号の貸付けを行わないこととなつた場合又は同号若しくは同項第二号の共同住宅の敷地の用に供しないこととなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該行わなかつた日又はは当該供しないこととなつた日において転用をされたものとみなす。

四 前三号の規定に該当する場合には、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第九項の規定は、適用しない。

9 第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人が同項の特例農地等（当該承認を受けた特定市街化区域農地等を除く。以下この項において同じ。）を有する場合において、当該特例農地等の面積の百分の二十を超える面積の当該特例農地等の旧法第七十条の六第一項第一号に規定する譲渡等（同号に規定する収用交換等による譲渡その他政令で定める譲渡又は設定を除く。）をしたとき、又は当該特例農地等に係る農業経営の廃止をしたときは、当該特例農地等については、第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項各号に掲げる場合に該当するものとみなす。ただし、当該承認に係る特定市街化区域農地等については、この限りでない。

10 第六項に規定する承認を受けた同項に規定する農業相続人は、納税猶予期限までの間、当該承認を受けた日の翌日から起算して毎三年を経過するまでの日までに、政令で定めるところにより、引き続き同項各号に掲げる要件を満たす旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

11 前項の届出書が同項に規定する期限までに提出されない場合には、第六項に規定する相続税については、同項の規定にかかわらず、当該期限の翌日から二月を経過する日（当該期限後同日以前に当該相続税に係る農業相続人が死亡した場合）には、当該農業相続人の相続人が当該農業相続人の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日（を）をもって第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第七項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

12 第六項第二号ニの証明書の写し又は第十項の届出書が提出期限又は同項に規定する期限までに提出されなかつた場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該証明書の写し又は届出書が当該税務署長に提出されたときは、第八項第二号又は前項の規定の適用については、当該証明書の写し又は届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

13 第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける農業相続人が、平成四年一月一日から平成六年十二月三十一日までの間に、国、地方公共団体、住宅・都市整備公団その他政令で定める法人に対し同項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地等（昭和六十年一月一日前に開始した相続に係るものに限る。）の同項第一号の譲渡をした場合には、当該譲渡については、同号に規定する収用交換等による譲渡とみなして同項ただし書及び同条第七項の規定を適用する。

14 前各項に定めるもののほか、第二項に規定する旧法の規定による農地等の贈与者が平成四年一月一日以後に死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に対する新法第七十条の五の規定の適用に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 新法第七十条の七（同条第一項に規定する割合に係る部分並びに同条第六項及び第七項に係る

る部分に限る。)の規定は、施行日以後にする相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、第十七項及び第十八項に定めるものを除き、なお従前の例による。

17 施行日前にした延納の許可に係る相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち旧法第七十條の七第一項に規定する森林施設計画が定められている区域内に存する立木の価額の占める割合が十分の三以上で十分の四未満であるものがある場合において、当該延納の許可を受けた者から施行日以後に納期限が到来する延納に係る納税額について、施行日以後最初に到来する納期限(施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日。次項において同じ。)までに政令で定めるところにより当該許可を受けた者の申請があつたときは、税務署長は、新法第七十條の七第一項又は第二項の規定に準じて当該分納税額を変更することができる。

18 前項に規定する場合において、施行日前に延納の許可を受けた者が施行日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限までに新法第七十條の七第五項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第三項の規定に準じて計算するものとする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)  
第二十条 新法第七十七條の三の規定は、施行日以後に同条第一号に規定する協議、調停又はあつせんにより取得するこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の三第一号に規定する協議、調停又はあつせんにより取得したこれらの規定に規定する土地の所有

権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
2 新法第七十七條の四第二項の規定は、同項に規定する農住組合の組合員が施行日以後に同項に規定する交換分合により取得する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、当該組合員が施行日前に旧法第七十七條の四第二項に規定する交換分合により取得した土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十八條の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八條の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧法第八十一條第二項に規定する承認に係る同項各号に掲げる事項及び施行日から平成五年三月三十一日までの間にされる承認(産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第四條第二項に規定する特定設備(大蔵省令で定めるものに限る。)をその事業の用に供する同法第八條第一項に規定する承認提携事業者に係る同項の承認に限る。)に係る旧法第八十一條第二項各号に掲げる事項については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日以後にされる当該承認に係る同項各号に掲げる事項に係る同項の規定の適用については、同項中「平成三年三月三十一日」とあるのは、「平成五年三月三十一日」とする。

(有価証券取引税の特例に関する経過措置)  
第二十一条 新法第九十三條の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する証券会社以外の者が同項に規定する法人に対し行う同項に規定する端株の譲渡に係る有価証券取引税について適用する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第二十三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和六十三年改正法」という。)附則第五條第四項の規定は、平成二年分以前の所得税について適用し、平成二年分以前の所得税に

2 改正後の昭和六十三年改正法附則第十二條第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
附則(平成三年五月二日法律第六九号)抄  
第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

附則(平成三年一〇月五日法律第九五号)抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成四年三月三十一日法律第一四号)抄  
第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 目次の改正規定(第五節「有価証券取引税法の特例(第九十三條、第九十四條)」を「第五節 有価証券取引税法の特例(第九十三條、第九十四條)」を「第九十三條、第九十四條」第六節「取引所税法の特例(第九十五條、第九十六條)」に改める部分に限る。)、第一条の改正規定及び第六章に一節を加える改正規定 平成四年十月一日

二 第二十五條の改正規定、第二十五條の二を削る改正規定、第二十五條の三の改正規定及び同条に三項を加え、第二章第二節第五款中「附則第七條並びに第八條第一項及び第三項の規定」平成五年一月一日  
三 第十條の四第一項に各号を加える改正規定(同項第四号に係る部分に限る。)、第十八條第一項に二号を加える改正規定(同項第七号に係る部分に限る。)、第四十二條の七第一項に各号を加える改正規定(同項第四号に係る部分に限る。)、第五十二條第一項に二号を加える改正規定(同項第七号に係る部分に限る。)、及び第六十六條の十第一項に二号を加える改正規定(同項第七号に係る部分に限る。並びに附則第四條第五項及び第二十二條第五項の規定、特定中小企業集積の活性化に

関する臨時措置法(平成四年法律第四十四号)の施行の日  
四 第十八條第一項に二号を加える改正規定(同項第八号に係る部分に限る。)、第五十二條第一項に二号を加える改正規定(同項第八号に係る部分に限る。)、第五十五條の四第一項の表の第一号から第三号までの改正規定及び第六十六條の十第一項に二号を加える改正規定(同項第八号に係る部分に限る。)、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第四十一号)の施行の日  
五 第二十八條の二第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える改正規定及び第六十六條の十一第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に一号を加える改正規定、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第四十八号)の施行の日  
六 第四十二條の四から第四十二條の八までの改正規定(「第四十六條の二」を「第四十六條の三」に改める部分に限る。)、第四十六條の改正規定、第四十八條第一項の改正規定(「第四十五條まで」の下に「若しくは第四十六條の三」を加える部分に限る。)、第四十九條の改正規定、第六十四條第六項の改正規定、第六十五條の七第七項の改正規定、第六十六條の十二の見出しの改正規定、第六十六條の十三及び第六十六條の十四の改正規定(第六十六條の十三に係る部分に限る。)、及び第六十七條の四の改正規定並びに附則第二十二條第二項(「第四十六條の二」とあるのは「第四十六條の三」と読み替える部分に限る。)、第三十九條(「第四十六條の二第一項中「若しくは第五十一條」とあるのは「、第五十一條若しくは昭和六十三年改正法附則第十二條第四項」と)、第四十六條(「平成三年新法第四十八條第一項中「第四十五條まで」とあるのは「第四十五條まで」を「平成四年新法第四十八條第一項中「若しくは第四十六條の三」とあるのは「、第四十六條の三」に改める部分、平成三年新法第四十九條第一項中「第

四十五条の二まで」とあるのは「第四十五条の二まで」を「平成四年新法第四十九条第一項中「若しくは第四十六条の三」とあるのは「第四十六条の三」に改める部分及び「第四十七条から第五十一条まで」を「第四十六条の三から第五十一条まで」に改める部分に限る。及び第四十三条（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十五条第九項の表の改正規定に限る。）の規定 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）の施行の日

七 第四十四条の八第一項の表に一号を加える改正規定及び附則第二十一条第三項の規定 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）  
**第二条** 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成四年分以後の所得税について適用し、平成三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第三条** 改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の二第一項に規定する個人が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定するエネルギー環境変化対応設備を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「次条」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第十号）による改正後の租税特別措置法（以下「平成五年新法」という。）第十条の三」と、「第十三条の二」とあるのは「第十三条の三」と、同条第三項中「次条」とあるのは「平成五年新法第十条の三」と、「第十三条の二」とあるのは「第十三条の三」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成五年新法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第十三号。以下「平成二年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正

正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第四項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第九項中「租税特別措置法第十条の二第三項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における平成五年新法第十条、第十条の二、第二十八条の三、第三十三条の六又は第三十七条の三（平成五年新法第三十七条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成五年新法第十条第六項第二号中「又は第十六条」とあるのは「若しくは第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号。以下「平成四年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二」と、平成五年新法第十条の二第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（平成四年改正法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号。以下「平成四年改正法」という。）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二）」とする。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）  
**第四条** 個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借した旧法第十条の四第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる同項の事業基盤強化設備については、なお従前の例による。旧法第十条の四第一項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる個人で平成五年二月二十四日までに特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法（昭和六十一年法律第四号）第三条第一項に規定する事業転換計画に係る同項の承認を受けたものが施行日から平成五年三月三十一日まで期間内に取得若しくは製作又は賃借をした同表の第二号の中欄に掲げる旧法第十条の四第一項の事業基盤強化設備については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第十条の四、第十条の五第一項」と、同号の上欄中「のうち」と、「個人（前号に掲げる個人に該当する者を除く。）」とあるのは「個人」と、同号の下欄中「指定業種以外の業種に属する」とあるのは「当該事業転換計画に定められた事業の転換によつて行うこととなる」と、同条第三項中「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第十条の四、第十条の五第一項」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年新法第十条の四第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第五項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年新法第十条の四第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十条の四第一項」とする。

2 旧法第十条の四第一項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる個人で平成五年二月二十四日までに特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法（昭和六十一年法律第四号）第三条第一項に規定する事業転換計画に係る同項の承認を受けたものが施行日から平成五年三月三十一日まで期間内に取得若しくは製作又は賃借をした同表の第二号の中欄に掲げる旧法第十条の四第一項の事業基盤強化設備については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第十条の四、第十条の五第一項」と、同号の上欄中「のうち」と、「個人（前号に掲げる個人に該当する者を除く。）」とあるのは「個人」と、同号の下欄中「指定業種以外の業種に属する」とあるのは「当該事業転換計画に定められた事業の転換によつて行うこととなる」と、同条第三項中「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第十条の四、第十条の五第一項」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年新法第十条の四第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第五項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年新法第十条の四第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十条の四第一項」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第十条から第十四条の四まで、第二十八条の三、第

三十三條の六又は第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十条第四項第二号中「又は第十六条」とあるのは「若しくは第十六条又は平成四年改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の四（次条から第三十七條の三までにおいて「平成四年旧法第十条の四」という。）」と、新法第十条の二第二項及び第三項並びに第十条の三第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは「若しくは第十六条又は平成四年旧法第十条の四」と、新法第十条の四第三項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（平成四年改正法附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の四第三項若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の四）」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第十条から第十四条の四まで、第二十八条の三、第

4 新法第十条の四第一項第一号から第三号まで

以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、旧法第十条の四第一項の表の第三号から第五号までの上欄に掲げる個人が施行日前に取得若しく

は製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。この場合において、新法第十条の四第一項第一号から第三号までに掲げる個人が施行日から平成五年二月二十四日までの間に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備に係る同条の規定の適用については、同項中「貸付けの用に供した場合を除く」とあるのは、

「貸付けの用及び指定業種（特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法（昭和六十一年法律第四号）第二条第二項第一号の規定に基づき指定された業種又は同項第二号の規定に基づき地域を限って指定された業種をいう。以下この項において同じ。）に属する事業の用に供した場合を除くもの」とし、現に指定業種に属する事業を営む者として政令で定める個人にあつては当該指定業種に属する事業の用に供した場合を含む」とする。

5 新法第十条の四第一項第四号の規定は、個人が特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備については適用する。この場合において、前項後段の規定は、当該個人が同日から平成五年二月二十四日までとの間に取得若しくは製作又は賃借をする当該事業基盤強化設備について準用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）  
第五条 新法第十一条第一項の表の第一号の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

4 新法第十四条の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。  
5 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

6 新法第十七条の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条に規定する減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十七条に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

7 個人が、平成五年二月二十四日までに旧法第十八条第一項第五号に掲げる法人に対し支出した同号に定める負担金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）  
第六条 平成四年分の所得税に係る新法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の八（次項第三号）とあるのは「平成四年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の十二（次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の八（同号）と」、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（青色申告特別控除等に関する経過措置）  
第七条 新法第二十五条の二の規定は、平成五年分以後の所得税について適用する。この場合において、平成五年分から平成十六年分までの各年分の所得税については、同条第三項中「場合に限る」とあるのは「場合又は当該取引の内容を簡易な記録の方法及び記載事項により記録している場合」として財務省令で定める場合に限る」とし、同項第一号中「五十五万円」とあるのは「五十五万円（当該取引の内容を簡易な記録の方法及び記載事項により記録している場合として財務省令で定める場合には、四十五万円）」とする。

2 平成四年分以前の所得税に係る旧法第二十五条の三第一項に規定する青色申告控除額については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に関する経過措置）  
第八条 旧法第二十五条の二第一項の選択をした同項に規定する居住者の平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 平成四年分の所得税に係る旧法第二十五条の二の規定の適用については、同条第一項中「営むもの」とあるのは「営むもの（平成四年四月一日以後に新たに当該事業を開始したものを除く。）」と、「平成五年分」とあるのは「平成四年分」と、同条第四項中「平成五年分」とあるのは「平成四年分」とする。

3 平成四年分以前の所得税について旧法第二十五条の二の規定の適用を受けた第一項の居住者の平成五年分以後の所得税の額の計算その他必要な経過措置は、政令で定める。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）  
第九条 新法第三十一条の二第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧法第三十一条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条の三第二項第四号及び第五号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 新法第三十七条第一項及び第三十七条の三第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条第一項の表の第十五号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）  
第十条 新法第三十七条の十第三項第四号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する株式等の譲渡について適用する。

（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）  
第十一条 新法第三十七条の十一第一項第三号及び第四項第二号の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、施行日以前に行われた旧法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置）  
第十二条 新法第三十七条の十三第一項第一号、第三項及び第四項の規定は、個人が施行日以後

に行う同号に規定する公社債の譲渡又は同条第三項に規定する交換について適用する。  
（国等に重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の非課税に関する経過措置）  
第十三条 施行日前に個人が行った旧法第四十条の二に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）  
第十四条 新法第四十条の四の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

（年末調整に係る住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）  
第十五条 新法第四十一条の二の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項に規定する申告書を提出する場合について適用し、居住者が施行日前に旧法第四十一条の二第二項に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）  
第十六条 新法第四十一条の十二第七項の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同条第八項に規定する割引債について支払を受ける同項に規定する償還差益について適用し、外国法人が施行日以前に発行された旧法第四十一条の十二第七項に規定する割引債について支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）  
第十七条 新法第四十二条の規定は、同条第一項に規定する免税芸能法人等が施行日以後に行う同項に規定する芸能人等の役務提供を主たる内容とする事業に係る同項に規定する芸能人等の役務提供報酬で、当該免税芸能法人等が施行日以後に支払うものについて適用する。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）  
第十八条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日

以後に施行される法律の規定は、なお従前の例による。



以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(エネルギー環境変化対応設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第十九条** 旧法第四十二条の五第一項に規定する法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定するエネルギー環境変化対応設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前条、次条第二項から第四項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第二十二号)による改正後の租税特別措置法(以下「平成六年新法」という。第四十二条の四、第四十二条の五第二項及び第三項、第四十二条の六第二項から第四項まで及び第六項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成六年新法第四十二条の五第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第八項中「又は租税特別措置法第四十二条の五第二項」とあるのは「又は租税特別措置法第四十二条の五第二項」と、並びに租税特別措置法第四十二条の五第二項とあるのは「並びに平成四年改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項」とする。

十二条の五第三項(次条から第四十二条の八までにおいて「平成四年旧法第四十二条の五第三項」という。)、と、平成六年新法第四十二条の五第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年旧法第四十二条の五第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年旧法第四十二条の五第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、平成六年新法第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年旧法第四十二条の五第三項」と、平成六年新法第五十二条の二第二項中「又は第四十三條から第四十九條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十九條まで又は平成四年旧法第四十二条の五第一項」と、平成六年新法第六十二条第六項第二号中「とする」とあるのは「とし、平成四年改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二」とする」と、平成六年新法第六十二条の三第十一項第二号中「とする」とあるのは「とし、平成四年改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二」とする」とする。

**第二十條** 法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の七第一項の表の十二條の五第三項(次条から第四十二条の八までにおいて「平成四年旧法第四十二条の五第三項」という。)、と、平成六年新法第四十二条の五第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年旧法第四十二条の五第三項」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年旧法第四十二条の五第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、平成六年新法第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年旧法第四十二条の五第三項」と、平成六年新法第五十二条の二第二項中「又は第四十三條から第四十九條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十九條まで又は平成四年旧法第四十二条の五第一項」と、平成六年新法第六十二条第六項第二号中「とする」とあるのは「とし、平成四年改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二」とする」とする。

第一号又は第二号の中欄に掲げる同項の事業基盤強化設備については、なお従前の例による。  
2 旧法第四十二条の七第一項の表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人で平成五年二月二十四日までに特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第三条第一項に規定する事業転換計画に係る同項の承認を受けたものが施行日から同年三月三十一日までの期間内に取得若しくは製作又は賃借をした同号の中欄に掲げる旧法第四十二条の七第一項の事業基盤強化設備については、同条(同号に係る部分に限る。の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号の上欄中「のうち同項第三号に掲げるもので」とあるのは「のうち」と、「法人(前号に掲げる法人に該当する者を除く。）」とあるのは「法人」と、同号の下欄中「指定業種以外の業種に属する」とあるのは「当該事業転換計画に定められた事業の転換によつて行うこととなる」と、同条第二項中「第四十二条の四」とあるのは「平成六年新法第四十二条の四」と、「前条第二項」とあるのは「第四十二条の六第二項」と、「次条第二項」とあるのは「第四十二条の七第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の八第二項」と、同条第四項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成六年新法第四十二条の七第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第十一項中「又は租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号。以下「平成四年改正法」という。附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」と、並びに租税特別措置法第四十二条の七第二項から第四項まで」とあるのは「並びに平成四年改正法附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第二項」と、同条第十二項中「租税特別措置法第四十二条の七第六項」とあるのは「平成四年改正法附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における平成六年新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十二条及び第六十二条の三(平成六年新法第六十二条第五項及び第六十三条の二第六項において準用する場合を含む。の規定の適用については、平成六年新法第四十二条の四第一項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二」とする」と、同条第二項及び第三項並びに平成六年新法第五十二条の三第一項中「又は第四十三條から第四十九條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十九條まで又は平成四年旧法第四十二条の七第一項」と、平成六年新法第六十二条第六項第二号中「とする」とあるのは「とし、平成四年改正法附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七の規定の適用については、同

3 前項の規定の適用がある場合における平成六年新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十二条及び第六十二条の三(平成六年新法第六十二条第五項及び第六十三条の二第六項において準用する場合を含む。の規定の適用については、平成六年新法第四十二条の四第一項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同

3 前項の規定の適用がある場合における平成六年新法第四十二条の四から第四十二条の八まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十二条及び第六十二条の三(平成六年新法第六十二条第五項及び第六十三条の二第六項において準用する場合を含む。の規定の適用については、平成六年新法第四十二条の四第一項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年改正法附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同

条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十二條並びに第六十八條の二」とする」と、平成六年新法第六十二條の第三十一項第二号中「とする」とあるのは「とし、平成四年改正法附則第二十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の七の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十二條の三並びに第六十八條の二」とする」とする。

4 新法第四十二條の七第一項第一号から第三号までの規定は、これらの規定に掲げる法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、旧法第四十二條の七第一項の表の第三号から第五号までの上欄に掲げる法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。この場合において、新法第四十二條の七第一項第一号から第三号までに掲げる法人が施行日から平成五年二月二十四日までの間に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備に係る同條の規定の適用については、同項中「貸付けの用に供した場合を除く」とあるのは、「貸付けの用及び指定業種（特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第二條第二項第一号の規定に基づき指定された業種又は同項第二号の規定に基づき地域を限って指定された業種をいう。以下この項において同じ。）に属する事業の用に供した場合を除くものとし、現に指定業種に属する事業を営む者として政令で定める法人にあつては当該指定業種に属する事業の用に供した場合を含む」とする。

5 新法第四十二條の七第一項第四号の規定は、法人が特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。この場合において、前項後段の規定は、当該法人が同日から平成五年二月二十四日までの間に取得若しくは製作又は賃借をする当該事業基盤強化設備について準用する。（法人の減価償却に関する経過措置）

第二十一條 新法第四十三條第一項の表の第一号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三條第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十四條の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する高度技術工業用設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四條の二第一項に規定する高度技術工業用設備については、なお従前の例による。

3 新法第四十四條の八第一項の表の第八号の規定は、法人が中小企業流通業務効率化促進法の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

4 新法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

5 新法第四十五條の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五條の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 新法第四十七條第一項、第二項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同條第一項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

7 新法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八條第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

8 新法第五十一條第一項の規定は、施行日以後に同項の特定組合が新法第五十五條の四第一項の事業計画の承認等を受ける当該事業計画に定める共同利用施設について適用し、施行日前に旧法第五十一條第一項の特定組合が旧法第五十五條の四第一項の事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める共同利用施設については、なお従前の例による。

9 法人が、平成五年二月二十四日までに旧法第五十二條第一項第五号に掲げる法人に対し支出

した同号に定める負担金については、同條の規定は、なおその効力を有する。

10 新法第五十二條の四の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同條に規定する減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二條の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第二十二條 新法第五十八條第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の八（次項第三号）とあるのは、「当該事業年度開始の日から平成四年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の十二（次項第三号）に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の八（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十三條 新法第六十二條の三の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同條第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用する。

2 法人が平成四年一月一日から同年三月三十一日までの間にした新法第六十二條の三第一項に規定する土地の譲渡等が同日以前に終了した事業年度に係るものについては、同條第九項に規定する書類の添付がない同項に規定する法人税申告書の提出があった場合において、施行日以後二月を経過する日までに納税地の所轄税務署長に当該書類を提出したときは、同項の規定にかかわらず、同條第五項の規定を適用することができる。

3 新法第六十三條の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同條第一項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三條第一項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新法第六十三條の二の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同條第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三條の二第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新法第六十五條の七第一項及び第十項並びに第六十五條の八の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五條の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用する。（土地等の現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十四條 新法第六十六條の規定は、法人が施行日以後に行う同條第一項に規定する出資に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った同項に規定する出資に係る法人税については、なお従前の例による。（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十五條 新法第六十六條の六の規定は、同條第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧法第六十六條の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第二十六條 旧法第六十六條の十第一項第五号に掲げる法人が平成五年二月二十四日までに取得し、又は製作した同号に定める固定資産で同項に規定する試験研究用資産に該当するものについては、同條の規定は、なおその効力を有する。（関西文化学術研究都市における文化学術研究交流施設の設置等を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十七條 法人が旧法第六十六條の十四第一項の規定により施行日前に開始した事業年度において同項の特別勘定として経理した金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

4 新法第六十三條の二の規定は、法人が平成四年一月一日以後にする同條第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三條の二第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新法第六十五條の七第一項及び第十項並びに第六十五條の八の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五條の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用する。（土地等の現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十四條 新法第六十六條の規定は、法人が施行日以後に行う同條第一項に規定する出資に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った同項に規定する出資に係る法人税については、なお従前の例による。（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十五條 新法第六十六條の六の規定は、同條第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧法第六十六條の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第二十六條 旧法第六十六條の十第一項第五号に掲げる法人が平成五年二月二十四日までに取得し、又は製作した同号に定める固定資産で同項に規定する試験研究用資産に該当するものについては、同條の規定は、なおその効力を有する。（関西文化学術研究都市における文化学術研究交流施設の設置等を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十七條 法人が旧法第六十六條の十四第一項の規定により施行日前に開始した事業年度において同項の特別勘定として経理した金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

(日本国有鉄道清算事業団特別債権を交換した  
場合の課税の特例に関する経過措置)

**第二十八條** 新法第六十七條の五の規定は、法人  
が施行日以後に同法第六十七條の五の規定は、法人  
に係る法人税について適用する。  
(外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特  
例に関する経過措置)

**第二十九條** 新法第六十八條の四の規定は、法人  
が施行日以後に同法第六十八條の四の規定は、法人  
社から受ける法人税法第六十九條第四項に規定  
する配当等の額に係る新法第六十八條の四第一  
項に規定する外国係会社の所得に対して課され  
る同項に規定する外国法人税について適用す  
る。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)  
**第三十條** 新法第六十九條の三第一項及び第二項  
の規定は、平成四年一月一日以後に相続又は遺  
贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。  
以下この項において同じ。)により取得し  
た同法第一項に規定する小規模宅地等に係る相  
続税について適用し、同日前に相続又は遺贈に  
より取得した旧法第六十九條の三第一項に規定  
する小規模宅地等に係る相続税については、な  
お従前の例による。

**2** 新法第七十條の三第一項の規定は、平成四年  
一月一日以後に贈与(贈与者の死亡により効力  
を生ずる贈与を除く。以下この項において同  
じ。)により取得した財産に係る贈与税につ  
いて適用し、同日前に贈与により取得した財産に  
係る贈与税については、なお従前の例による。  
(登録免許税の特例に関する経過措置)  
**第三十一條** 新法第七十六條第一項の規定は、施  
行日以後に国から同項に規定する売渡しを受け  
る土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税  
について適用し、施行日前に国から旧法第七  
十六條第一項に規定する売渡し又は譲与を受けた  
土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税に  
ついては、なお従前の例による。

**2** 施行日前に旧法第七十七條の二第一項に規定  
する法人が借受けをした同項に規定する農地、  
採草放牧地又は開発して農地とすることが適当  
な土地の賃借権の設定又は移転の登記に係る登  
録免許税については、なお従前の例による。  
**3** 新法第七十七條の二第二項の規定は、同項に  
規定する森林整備法人が施行日以後に同項に規  
定する分収育林契約に係る土地につき地上権の  
設定を受ける場合の当該地上権の設定の登記に

係る登録免許税について適用し、施行日前に旧  
法第七十七條の二第二項に規定する森林整備法  
人が同項に規定する分収育林契約に係る土地に  
つき地上権の設定を受けた場合の当該地上権の  
設定の登記に係る登録免許税については、なお  
従前の例による。  
**4** 新法第七十七條の四第一項の規定は、施行日  
以後に行われる同項に規定する交換合分により  
取得する同項に規定する土地の所有権の移転の  
登記に係る登録免許税について適用し、施行日  
前に行われた旧法第七十七條の四第一項に規定  
する交換合分により取得した同項に規定する土  
地の所有権の移転の登記に係る登録免許税につ  
いては、なお従前の例による。  
**5** 新法第七十七條の五の規定は、個人が施行日  
以後に受ける同法第六十九條の三第一項の保  
存の登記に係る登録免許税について適用し、個  
人が施行日前に受けた旧法第七十七條の五に規  
定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免  
許税については、なお従前の例による。  
**6** 新法第八十一條の規定は、施行日以後にされ  
る同法に規定する勧告若しくは指示又は認定若  
しくは承認に係る同法各号に掲げる事項につ  
いての登記に係る登録免許税について適用し、施  
行日前にされた旧法第八十一條に規定する勧告  
若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同法  
各号に掲げる事項についての登記に係る登録免  
許税については、なお従前の例による。  
**7** 施行日から平成六年三月三十一日までの間に  
される旧法第八十一條に規定する承認(繊維工  
業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第八  
十二号)第四條第四項又は第五條第一項の規定  
による承認に限る。)に係る旧法第八十一條各  
号に掲げる事項については、同法第八十一條各  
号の効力を有する。この場合において、同法  
中「平成四年三月三十一日」とあるのは、「平  
成六年三月三十一日」とする。  
**8** 新法第八十一條の三の規定は、同法に規定す  
る者が施行日以後に同法に規定する無償又は減  
額した価額で取得する土地又は建物の所有権の  
移転の登記に係る登録免許税について適用し、  
施行日前に旧法第八十一條の三に規定する者が  
同法に規定する無償又は減額した価額で取得し  
た土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登  
録免許税については、なお従前の例による。  
**9** 新法第八十二條の三の規定は、同法に規定す  
る法人が施行日以後に取得する同法に規定する

土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税に  
ついて適用し、施行日前に旧法第八十二條の三  
に規定する法人が取得した同法に規定する土地  
の所有権の保存の登記に係る登録免許税につ  
いては、なお従前の例による。  
**10** 新法第八十三條第一項の規定は、施行日以後  
に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同  
項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に  
供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免  
許税について適用し、施行日前に旧法第八十三  
條第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う  
同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用  
に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録  
免許税については、なお従前の例による。  
(消費税の特例に関する経過措置)  
**第三十二條** 施行日前に国内において事業者が行  
った資産の譲渡等及び施行日前に国内において  
事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に保  
税地域から引き取った外国貨物に係る消費税に  
ついては、なお従前の例による。  
(酒税の特例に関する経過措置)  
**第三十三條** 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった酒税については、なお従前の例による。  
**2** 施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる酒税に係る施行  
日以後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。  
(石油税の特例に関する経過措置)  
**第三十四條** 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった石油税については、なお従前の例によ  
る。  
**2** 施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる石油税に係る施  
行日以後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。  
(有価証券取引税の特例に関する経過措置)  
**第三十五條** 新法第九十四條第二項の規定は、施  
行日以後に行う同項に規定する特別債券の譲  
渡に係る有価証券取引税について適用する。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置)  
**第四十條** 前条の規定による改正後の租税特別措  
置法の一部を改正する法律(次項において「改  
正後の昭和六十三年改正法」という。)附則第  
五條第四項の規定は、平成四年分以後の所得税  
については、なお従前の例による。

土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税に  
ついて適用し、施行日前に旧法第八十二條の三  
に規定する法人が取得した同法に規定する土地  
の所有権の保存の登記に係る登録免許税につ  
いては、なお従前の例による。  
**10** 新法第八十三條第一項の規定は、施行日以後  
に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同  
項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に  
供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免  
許税について適用し、施行日前に旧法第八十三  
條第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う  
同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用  
に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録  
免許税については、なお従前の例による。  
(消費税の特例に関する経過措置)  
**第三十二條** 施行日前に国内において事業者が行  
った資産の譲渡等及び施行日前に国内において  
事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に保  
税地域から引き取った外国貨物に係る消費税に  
ついては、なお従前の例による。  
(酒税の特例に関する経過措置)  
**第三十三條** 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった酒税については、なお従前の例による。  
**2** 施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる酒税に係る施行  
日以後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。  
(石油税の特例に関する経過措置)  
**第三十四條** 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった石油税については、なお従前の例によ  
る。  
**2** 施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる石油税に係る施  
行日以後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。  
(有価証券取引税の特例に関する経過措置)  
**第三十五條** 新法第九十四條第二項の規定は、施  
行日以後に行う同項に規定する特別債券の譲  
渡に係る有価証券取引税について適用する。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置)  
**第四十條** 前条の規定による改正後の租税特別措  
置法の一部を改正する法律(次項において「改  
正後の昭和六十三年改正法」という。)附則第  
五條第四項の規定は、平成四年分以後の所得税  
については、なお従前の例による。

**2** 改正後の昭和六十三年改正法附則第十二條第  
五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事  
業年度分の法人税について適用し、法人の施行  
日前に終了した事業年度分の法人税について  
は、なお従前の例による。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置)  
**第四十二條** 前条の規定による改正後の租税特別  
措置法の一部を改正する法律(次項において  
「改正後の平成二年改正法」という。)附則第三  
條第一項の規定は、平成四年分以後の所得税に  
ついて適用し、平成三年分以前の所得税につ  
いては、なお従前の例による。  
**2** 改正後の平成二年改正法附則第十五條の規定  
は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の  
法人税について適用し、法人の施行日前に終  
了した事業年度分の法人税については、なお従前  
の例による。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置)  
**第四十四條** 前条の規定による改正後の租税特別  
措置法の一部を改正する法律(次項において  
「改正後の平成三年改正法」という。)附則第七  
條第五項の規定は、個人が施行日以後に行う同  
項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡につ  
いて適用し、個人が施行日前に行つた当該特定  
市街化区域農地等の譲渡については、なお従前  
の例による。  
**2** 改正後の平成三年改正法附則第九條第二項の  
規定は、居住者が施行日以後に新法第四十一條  
第一項に規定する増改築等をした家屋(当該増  
改築等に係る部分に限る。)を同項の定めると  
ころによりその者の居住の用に供した場合につ  
いて適用する。

土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税に  
ついて適用し、施行日前に旧法第八十二條の三  
に規定する法人が取得した同法に規定する土地  
の所有権の保存の登記に係る登録免許税につ  
いては、なお従前の例による。  
**10** 新法第八十三條第一項の規定は、施行日以後  
に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同  
項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に  
供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免  
許税について適用し、施行日前に旧法第八十三  
條第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う  
同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用  
に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録  
免許税については、なお従前の例による。  
(消費税の特例に関する経過措置)  
**第三十二條** 施行日前に国内において事業者が行  
った資産の譲渡等及び施行日前に国内において  
事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に保  
税地域から引き取った外国貨物に係る消費税に  
ついては、なお従前の例による。  
(酒税の特例に関する経過措置)  
**第三十三條** 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった酒税については、なお従前の例による。  
**2** 施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる酒税に係る施行  
日以後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。  
(石油税の特例に関する経過措置)  
**第三十四條** 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった石油税については、なお従前の例によ  
る。  
**2** 施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる石油税に係る施  
行日以後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。  
(有価証券取引税の特例に関する経過措置)  
**第三十五條** 新法第九十四條第二項の規定は、施  
行日以後に行う同項に規定する特別債券の譲  
渡に係る有価証券取引税について適用する。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置)  
**第四十條** 前条の規定による改正後の租税特別措  
置法の一部を改正する法律(次項において「改  
正後の昭和六十三年改正法」という。)附則第  
五條第四項の規定は、平成四年分以後の所得税  
については、なお従前の例による。

**2** 改正後の昭和六十三年改正法附則第十二條第  
五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事  
業年度分の法人税について適用し、法人の施行  
日前に終了した事業年度分の法人税について  
は、なお従前の例による。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置)  
**第四十二條** 前条の規定による改正後の租税特別  
措置法の一部を改正する法律(次項において  
「改正後の平成二年改正法」という。)附則第三  
條第一項の規定は、平成四年分以後の所得税に  
ついて適用し、平成三年分以前の所得税につ  
いては、なお従前の例による。  
**2** 改正後の平成二年改正法附則第十五條の規定  
は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の  
法人税について適用し、法人の施行日前に終  
了した事業年度分の法人税については、なお従前  
の例による。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置)  
**第四十四條** 前条の規定による改正後の租税特別  
措置法の一部を改正する法律(次項において  
「改正後の平成三年改正法」という。)附則第七  
條第五項の規定は、個人が施行日以後に行う同  
項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡につ  
いて適用し、個人が施行日前に行つた当該特定  
市街化区域農地等の譲渡については、なお従前  
の例による。  
**2** 改正後の平成三年改正法附則第九條第二項の  
規定は、居住者が施行日以後に新法第四十一條  
第一項に規定する増改築等をした家屋(当該増  
改築等に係る部分に限る。)を同項の定めると  
ころによりその者の居住の用に供した場合につ  
いて適用する。

土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税に  
ついて適用し、施行日前に旧法第八十二條の三  
に規定する法人が取得した同法に規定する土地  
の所有権の保存の登記に係る登録免許税につ  
いては、なお従前の例による。  
**10** 新法第八十三條第一項の規定は、施行日以後  
に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同  
項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に  
供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免  
許税について適用し、施行日前に旧法第八十三  
條第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う  
同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用  
に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録  
免許税については、なお従前の例による。  
(消費税の特例に関する経過措置)  
**第三十二條** 施行日前に国内において事業者が行  
った資産の譲渡等及び施行日前に国内において  
事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に保  
税地域から引き取った外国貨物に係る消費税に  
ついては、なお従前の例による。  
(酒税の特例に関する経過措置)  
**第三十三條** 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった酒税については、なお従前の例による。  
**2** 施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる酒税に係る施行  
日以後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。  
(石油税の特例に関する経過措置)  
**第三十四條** 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった石油税については、なお従前の例によ  
る。  
**2** 施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる石油税に係る施  
行日以後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。  
(有価証券取引税の特例に関する経過措置)  
**第三十五條** 新法第九十四條第二項の規定は、施  
行日以後に行う同項に規定する特別債券の譲  
渡に係る有価証券取引税について適用する。  
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置)  
**第四十條** 前条の規定による改正後の租税特別措  
置法の一部を改正する法律(次項において「改  
正後の昭和六十三年改正法」という。)附則第  
五條第四項の規定は、平成四年分以後の所得税  
については、なお従前の例による。

附則 (平成四年四月一日法律第二六  
号)抄  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年四月二四日法律第三二  
号)抄  
(施行期日等)  
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行  
する。

附則 (平成四年五月六日法律第三九  
号)抄

附則 (平成四年五月六日法律第三九  
号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。

附則 (平成四年五月二二日法律第五七号) 抄  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年五月二九日法律第六四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
第十条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第十七条の規定は、施行日の属する年分以後の所得税について適用し、施行日の属する年分前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、既存登録ホテル等を有する個人の附則第三条の規定の適用を受けている期間内に終了する各年における当該ホテル又は旅館に係る新租税特別措置法第十七条の規定の適用については、同条中「国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第七条第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八条第二項に規定する登録旅館のうち、特に国際観光の振興に寄与するものとして政令で定めるもの」とあるのは、「国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十四号)附則第二条第一項の規定の適用を受けるホテル又は旅館」とする。

2 新租税特別措置法第五十二条の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八項に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、既存登録ホテル等を有する法人の附則第三条の規定の適用を受けている期間内に終了する各事業年度における当該ホテル又は旅館に係る新租税特別措置法第五十二条の規定の適用については、同条中「国際観光ホテル整備法第七条第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八条第一項に規定する登録旅館のうち、特に国際観光の振興に寄与するものとして政令で定めるもの」とあるのは、「国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十四号)附則第二条第一項の規定の適用を受けるホテル又は旅館」とする。

2 新租税特別措置法第五十二条の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八項に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、既存登録ホテル等を有する法人の附則第三条の規定の適用を受けている期間内に終了する各事業年度における当該ホテル又は旅館に係る新租税特別措置法第五十二条の規定の適用については、同条中「国際観光ホテル整備法第七条第一項に規定する登録ホテル又は同法第十八条第一項に規定する登録旅館のうち、特に国際観光の振興に寄与するものとして

政令で定めるもの」とあるのは、「国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十四号)附則第二条第一項の規定の適用を受けるホテル又は旅館」とする。

附則 (平成四年六月五日法律第七七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
第十一条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「改正後の租税特別措置法」という。)第三十七条第一項及び第三十七条の三第二項第二号の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に行う改正後の租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十一号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。

2 改正後の租税特別措置法第六十五条の七第一項及び第六十五条の八第一項の規定は、法人が施行日以後に行う改正後の租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十一号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。

附則 (平成四年六月二六日法律第八二号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
第十二条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「新租税特別措置法」という。)第二十八条の五第二項第四号の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた前条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧租税特別措置法」という。)第二十八条の五第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十三条の二第三項第四号の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八項に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、法人が施行日前に行つた旧

租税特別措置法第六十三条の二第三項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

附則 (平成四年六月二六日法律第八七号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成五年三月三一日法律第一〇号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(「第二十条の四」を「第二十条の五」に改める部分及び「第五十七条の八」を「第五十七条の九」に改める部分に限る。)、第十条の二第一項の改正規定(「又は第三号に掲げる減価償却資産」を「若しくはハ、第三号、第五号又は第六号に掲げる減価償却資産(第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。)」に改める部分(同項第六号に係る部分に限る。))及び「当該取得価額」を「当該取得価額(第六号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するもの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額)」に改める部分に限る。、同項に一号を加える改正規定、第十八条第一項に一号を加える改正規定、第二章第二節第二款第二十條の四の次に一項を加える改正規定、第四十二条の五第一項の改正規定(「又は第三号イに掲げる減価償却資産」を「若しくはハ、第三号イ、第五号又は第六号に掲げる減価償却資産(第五号に掲げる減価償却資産については、政令で定めるものに限る。)」に改める部分(同項第六号に係る部分に限る。))及び「当該取得価額」を「当該取得価額(第六号に掲げる減価償却資産で一の生産設備を構成するもの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該減価償却資産の取得価額が当該一の生産設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額のうち占める割合を乗

じて計算した金額)」に改める部分に限る。)、同項に一号を加える改正規定、第五十二条第一項に一号を加える改正規定、第三章第二節中第五十七条の八を第五十七条の九とし、第五十七条の七の次に一号を加える改正規定及び第六十六条の十第一項に一号を加える改正規定並びに附則第六条第二項及び第十二条第二項の規定 エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)の施行の日

二 目次の改正規定(「第四節 協同組合の課税の特例(第五十九条―第六十一条)」を「第四節 協同組合の課税の特例(第五十九条―第六十一条) 農業生産法人の課税の特例(第六十一条の二・第六十一条の三)」に改める部分に限る。)、第十条から第十条の四までの改正規定(「第十三条の二」を「第十三条の三」に改める部分に限る。)、第十条の五第一項の改正規定(「第十三条の三第一項」の下に、「第十三条の三第一項」を加える部分に限る。)、同条第三項の改正規定、第十三条の二の次に一項を加える改正規定(「第十三条の三第一項の規定に係る部分に限る。)、第十三条の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「第四号イに掲げる者が同号イに定める要件に該当する場合には、百分の三十」)を削る部分及び同項第四号を削る部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定(「第十三条の三第一項第一号に係る部分に限る。)、第二十八条の三第三十一項及び第三十三条の六第二項の改正規定(「第十四条」を「第十三条の三」に改める部分に限る。)、第三十四条の三第二項第二号の改正規定、第三十七条第一項の表の第十五号の改正規定、第三十七条の三第三項の改正規定(「第十四条」を「第十三条の三」に改める部分に限る。)、第四十二条の四から第四十二条の八までの改正規定(「第四十六条の三」を「第四十六条の四」に改める部分に限る。)、第四十六条の三の次に一項を加える改正規定(「第四十六条の四第一項第一号に係る部分に限る。)、第四十七条第三項の改正規定(「第四十五条の二まで」の下に、「第四十六条の三」を加える部分に限る。)、第四十八条第一項の改正規定(「若しくは第四十六条の三」を「第四十六



行日前に取得等をした旧法第十一条の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十一条の表の第二号の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の第二号に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3 新法第四十一条の第三号の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十一条の第三号に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

4 個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十一条の第四号に規定する特定電波有効利用設備については、なお従前の例による。

5 個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十二条の第二号第三号に掲げる同項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 個人が施行日前に取得等をした旧法第十三条第一項に規定する機械装置等を有する場合における新法第十三条の規定の適用については、同条第一項中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十四（平成元年四月一日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をしたものについては百分の十五とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十四とする。）」と、「百分の三十二」とあるのは「百分の三十二（平成元年四月一日前に取得等をしたものについては百分の二十一とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十九とする。）」とする。

7 新法第十四条第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第三項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

第九條 新法第三十一条の二第三項、第四項及び第六項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のた

めの譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧法第三十一条の二第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十七条第一項（同項の表の第十六号に係る部分に限る。）及び第三十七条の第三号第一号の規定は、個人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う新法第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。

第十條 新法第四十一条の十七の規定は、平成五年五月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する報酬又は料金について適用する。

第十一條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第十二條 新法第四十二条の五（同条第一項第六号に係る部分を除く。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

2 新法第四十二条の五（同条第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、法人がエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

第十三條 新法第四十二条の七（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が農業

機械化促進法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

第十四條 新法第四十三条第一項の表の第一号、第四号及び第五号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をするこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第一号、第四号及び第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条の四第二項の表の第二号の規定は、法人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用する。

3 新法第四十四条第一項の表の第二号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

4 新法第四十四条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する産業構造転換用設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十四条の四第一項に規定する産業構造転換用設備等については、なお従前の例による。

5 新法第四十四条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十四条の五第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

6 新法第四十四条の六第一項の表の第二号及び第三号の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十四条の六第一項の表の第一号の第三号に掲げる同項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

8 新法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定医療用建物について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十五条の二第三項に規定する老人保健施設用建物については、なお従前の例による。

9 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六条の二第一項に規定する機械及び装置、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具を有する場合における新法第四十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「百分の二十四」とあるのは「百分の二十四（平成元年四月一日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をしたものについては百分の十五とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十四とする。）」と、「百分の三十二」とあるのは「百分の三十二（平成元年四月一日前に取得等をしたものについては百分の二十一とし、同日から平成五年三月三十一日までの間に取得等をしたものについては百分の十九とする。）」とする。

10 新法第四十七条第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第三項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

第十五條 新法第五十八条の三第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第十六條 新法第六十二条の三第五項から第七項までの規定は、法人が施行日以後に行う同条第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧法第六十二条の三第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の四第一項第十六号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人

が施行日以前に行った旧法第六十五条の第四項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新法第六十五条の第五項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同項第二号に掲げる場合に該当する同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧法第六十五条の第五項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。この場合において、施行日から農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日までの間に開ける新法第六十五条の五の規定の適用については、同号中「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「農用地利用増進法第七十一条」と、「農用地利用増進計画」とあるのは「農用地利用増進計画」とする。

4 新法第六十五条の第五項（同項第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5 新法第六十五条の第七項（同項の表の第七号に係る部分に限る。）及び第十項並びに第六十五条の八第一項の規定は、法人が特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う新法第六十五条の七第一項の表の第七号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用する。

（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例に関する経過措置）  
第十七条 法人の施行日以前に終了した事業年度分の所得に対する法人税の額から控除する旧法第六十八条の二第四項第四号に規定する利子・配当等に係る所得税の額については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日以後に終了する各事業年度において、旧法第六十八条の二第四項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額を有する場合における新法第六十八条の二の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「相当する金額」とあるのは「相当する金額と当該事業年度における租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第十号）による改正前の租税特別措置法（以下「平成五年旧法」という。）第

六十八条の二第一項第三号に規定する四年以前の繰越所得税額控除限度超過額（以下この項において「旧法の四年以前の繰越所得税額控除限度超過額」という。）との合計額」と、同号ロ中「当該利子・配当等に係る所得税の額」とあるのは「当該利子・配当等に係る所得税の額、当該所得税額控除限度額から当該利子・配当等に係る所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の平成五年旧法第六十八条の二第一項第二号に規定する前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額（以下この項において「旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。）から順次充てるものとした場合におけるその充てられることとなる旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額及び旧法の四年以前の繰越所得税額控除限度超過額の合計額」と、同項第二号イ中「相当する金額」とあるのは「相当する金額と当該事業年度における旧法の四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額」と、同号ロ中「を加算した金額」とあるのは「旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額」と、同項第三号イ中「相当する金額」とあるのは「総額」と、「総額との合計額」とあるのは「総額（当該所得税額控除限度額が当該利子・配当等に係る所得税の額と当該繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額を超える場合には、当該繰越所得税額控除限度超過額の総額と当該繰越所得税額控除限度超過額の総額とを合算した金額）に最も新しい事業年度の旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てるものとした場合におけるその充てられることとなる旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額」との合計額に当該事業年度における旧法の四年以前の繰越所得税額控除限度超過額を加算した金額」と、同号ハ中「この合計額」とあるのは「この合計額に旧法の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額を加算した金額」と、当該合計額」とあるのは「当該金額と当該事業年度における旧法の四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額」と、同条第三項中「を有する場合」とあるのは「又は平成五年旧法第六十八条の二第四項第二号に規定する繰越所得税額控除限度超過額（以下この条において「旧法の繰越所得税額控除限度超過額」という。）を有する場合」と、「総額」とあるのは「総額又は旧法の繰越所得税額控除限度超過額の総額」と、同条第五項中「同項第一号」とあるのは「同項第一号（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第十号）附則第十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）と、「の生じた」とあるのは「又は旧法の繰越所得税額控除限度超過額の生じた」と、「の計算」とあるのは「又は当該旧法の繰越所得税額控除限度超過額の計算」と、「として記載」とあるのは「又は当該旧法の繰越所得税額控除限度超過額として記載」と、同条第六項中「の全部」とあるのは「又は旧法の繰越所得税額控除限度超過額の全部」と、同条第九項中「に相当する」とあるのは「又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第十号）による改正前の租税特別措置法第六十八条の二第四項第二号（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）に規定する繰越所得税額控除限度超過額に相当する」と、同条第十項中「の総額」とあるのは「この総額若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第十号）による改正前の租税特別措置法第六十八条の二第四項第二号（利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例）に規定する繰越所得税額控除限度超過額の総額」とする。

（相続税の特例に関する経過措置）  
第十八条 新法第七十条の九第二項の規定は、施行日以後にする相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可に係る相続税（昭和六十三年一月一日（以下この条において「特定日」という。）以後に開始した相続に係る相続税に限る。）について適用し、施行日以前にこれらの規定による延納の許可をした相続税及び施行日以後にするこれらの規定による延納の許可に係る相続税（特定日以前に開始した相続に係る相続税に限る。）については、次に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 税務署長は、施行日以前に延納を許可した相続税額（特定日以後に開始した相続に係る相続税額で旧法第七十条の九第二項又は所得税法第九号）附則第七十六条第三項の規定の適用を受けようとするものに限る。）で、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、新法第七十条の九第二項の規定に準じて計算するものとする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）  
第十九条 新法第七十七条の二第一項の規定は、同項に規定する法人が農業経営基盤の強化のため

の関係法律の整備に関する法律の施行の日以後に買入れをする同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧法第七十七条の二第一項に規定する法人が買入れをした同項に規定する土地（同日以後に農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律附則第三条第二項の規定により買入れをした当該土地を含む。）の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の三（同条の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号の上欄に規定する協議、調停又はあっせんにより取得する同欄に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日以前に旧法第七十七条の三第一号に規定する協議、調停又はあっせんにより取得した同号に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 施行日から農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日の前日までの間における新法第七十七条の三の規定の適用については、同条の表の第二号の上欄中「農業経営基盤強化促進法第四條第三項第一号」とあるのは「農用地利用増進法第二条第一号」と、同号の中欄中「農業経営基盤強化促進法第十九条」とあるのは「農用地利用増進法第七十一条」と、「農用地利用増進計画」とあるのは「農用地利用増進計画」とする。

4 新法第七十七条の三（農業経営基盤強化促進法第四條第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業及び同法第十九条の規定による農用地利用増進計画に係る部分に限る。）の規定は、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律の施行の日以後に新法第七十七条の三の表の第二号の上欄に規定する利用権設定等促進事業により取得する同欄に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧法第七十七条の三第二号又は前項の規定により読み替えられた新法第七十七条の三の表の第二号の上欄に規定する利用権設定等促進事業により取得したこれらの規定に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十八条の二の規定は、同条に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける同条の土地の所

有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、旧法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に同条に規定する出資を受けた同条の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧法第八十二条に規定する沖縄電力株式会社取得した電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供する土地又は家屋に関する同条各号に掲げる事項（合併に係るものを除く。）についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第八十三条第二項の規定は、施行日以後に同項の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第二項の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

21 有価証券取引税の特例に関する経過措置  
第二十一条 新法第九十三条の規定は、同条第一項の規定により同項の社債券又は外国社債券とみなされる証券又は証書であつて、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後に譲渡が行われるものについて適用する。

第二十三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の昭和六十三年改正法」という。）附則第五条第四項の規定は、平成五年分以後の所得税について適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和六十三年改正法附則第十二条第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第二十六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（次項において「改正後の平成四年改正法」という。）附則第三条の規定は、平成五年分以後の所得税については、適用し、平成四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 改正後の平成四年改正法附則第十九条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（平成五年四月二三日法律第二三三号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年四月二三日法律第二四二号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年四月二八日法律第二七二号）抄  
第一条 この法律は、平成五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定並びに附則第三条、第七条、第八条及び第十条の規定並びに附則第十一条中厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）第五条第五十四号及び第六条第五十三号の改正規定は平成六年四月一日から施行する。

附則（平成五年五月二二日法律第四四〇号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年六月一六日法律第六八八号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成五年四月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧法第四十一条第一項の規定の適用がある場合における新法第四十一条第一項に規定する増改築等に係る同条及び新法第四十一条の二の規定の適用については、新法第四十一条第二項第一号中「二千万円」とあるのは、「二千万円」（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八号）による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務（以下この項において「旧借入金等」という。）の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額」と、同項第二号中「二千万円」とあるのは、「二千万円（旧借入金等の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額）」と、同項第三号中「二千万円」とあるのは、「二千万円（旧借入金等の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額）」とする。

定は、居住者が平成五年四月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧法第四十一条第一項の規定の適用がある場合における新法第四十一条第一項に規定する増改築等に係る同条及び新法第四十一条の二の規定の適用については、新法第四十一条第二項第一号中「二千万円」とあるのは、「二千万円」（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十八号）による改正前の租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務（以下この項において「旧借入金等」という。）の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額」と、同項第二号中「二千万円」とあるのは、「二千万円（旧借入金等の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額）」と、同項第三号中「二千万円」とあるのは、「二千万円（旧借入金等の金額を有するときは、二千万円から旧借入金等の金額（当該金額が二千万円を超えるときは、二千万円）を控除した残額）」とする。

附則（平成五年四月二三日法律第二三三号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年四月二三日法律第二四二号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年四月二八日法律第二七二号）抄  
第一条 この法律は、平成五年十月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は公布の日から、第二条及び第四条の規定並びに附則第三条、第七条、第八条及び第十条の規定並びに附則第十一条中厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）第五条第五十四号及び第六条第五十三号の改正規定は平成六年四月一日から施行する。

附則（平成五年五月二二日法律第四四〇号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年六月一六日法律第六八八号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

2 新法第四十一条の十六第二項の規定により読み替えられたる所得税法（昭和四十年法律第三十

三）第九十条の規定は、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である場合について適用し、その年最後に当該給与等の支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第四十一条の十六第二項の規定により読み替えられたる所得税法第二三三條の三の規定は、施行日以後に支払うべき同法第二三三條の二に規定する公的年金等について適用し、施行日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号）抄  
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成六年二月四日法律第二二〇号）抄  
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第百四号）の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（平成六年三月二二日法律第二二二号）抄  
第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二二〇号）の施行の日から起算して一月一日から施行する。

附則（平成六年三月二二日法律第二二二号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月三十一日法律第二二二号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十條の四第一項の改正規定（（第一号に掲げる個人については、平成六年六月三十日）を削る部分に限る。）、第十八條第一項



の改正規定（同項第六号に係る部分に限る。）  
 、第四十二条の七第一項の改正規定（「第一号に掲げる法人については、平成六年六月三十日」を削る部分に限る。）、第四十四条の四第一項の改正規定、第五十二条第一項の改正規定（同項第六号に係る部分に限る。）、第六十六条の十第一項の改正規定（同項第六号に係る部分に限る。）、及び第六十六条の十二第二項の改正規定。特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第六十八号）の施行の日

二 第十三条の二第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定、第十八条第一項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）、同項第三号の改正規定、第三十七条第一項の表の第十七号の上欄の改正規定、第四十六条第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定、第五十二条第一項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）、同項第三号の改正規定、第六十五条の七第一項の表の第十八号の上欄の改正規定、第六十六条の十第一項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）、及び同項第三号の改正規定。繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十七号）の施行の日

三 第十四条第三項の改正規定（百分の百十七）の下に（「当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の百二十」）を加える部分及び「として同項」を「として同条第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項に一号を加える部分に限る。）、第四十七条第三項の改正規定（「百分の十七」の下に（「当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の二十」）を加える部分に限る。）及び同条第四項に一号を加える改正規定並びに附則第六条第八項及び第十五条第十四項の規定。高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）の施行の日

四 第五十六条の改正規定（平成六年三月三十一日）を「平成八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、及び附則第十六条第四項の規定。特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第三十五号）の施行の日

**第二条** 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがある

ものを除くほか、平成六年分以後の所得税について適用し、平成五年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
 （利益をもつてする株式の消却の場合のみなしに配当に対する源泉徴収の不適用等に関する経過措置）

**第三条** 新法第九条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に株式会社が利益をもつてする株式の消却を行う場合について適用する。  
 （エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第四条** 新法第十条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。  
 （事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第五条** 新法第十条の四（同条第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。  
 （個人の減価償却に関する経過措置）

**第六条** 個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第十一条第一項の表の第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

**2** 個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の五第一項に規定する店舗用建物等消火設備については、なお従前の例による。  
**3** 新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

**4** 新法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

**5** 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。  
**6** 新法第十三条の三第一項第一号（同号ロからニまでに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する農業経営改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。  
**7** 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する優良貸家共同住宅については、なお従前の例による。  
**8** 新法第十四条第二項（同条第三項第六号に係る部分に限る。）の規定は、個人が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行の日以後に取得又は新築をする同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用する。  
**9** 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。  
**10** 旧法第十五条第一項第二号に掲げる個人が施行日前に建設に着手し、かつ、施行日から平成七年六月三十日までの間に取得又は建設をする同号に定める穀物用サイロ（新法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等に該当するものを除く。）については、旧法第十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成六年三月三十一日」とあるのは「平成七年六月三十日」と、「百分の百十八」とあるのは「百分の百十四」とする。  
**11** 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正後の租税特別措置法（以下「平成七年新法」という。）第十条から第十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三（平成七年新法第三十七条の五第二項にお

いて適用し、平成七年新法第十條第七項第二号中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十二号。以下「平成六年改正法」という。）附則第六條第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第十五条（以下「旧法第十五条」という。）と、平成七年新法第十條の二第一項及び第三項、第十條の三第一項及び第三項並びに第十條の四第一項及び第三項中「又は第十六条」とあるのは、「第十六条又は旧法第十五条」と、平成七年新法第十三條第一項中「又は第十四條から第十六條まで」とあるのは、「第十四條から第十六條まで又は旧法第十五條」と、平成七年新法第十三條の二第一項中「又は次條から第十六條まで」とあるのは、「次條から第十六條まで又は旧法第十五條」と、平成七年新法第二十八條の三第十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第三項中「並びに第十三條の三から第十六條まで」とあるのは、「第十三條の三から第十六條まで並びに旧法第十五條」とする。  
**12** 個人が施行日前に取得等をした旧法第十七條に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。  
**13** 新法第十八條第一項第十號の規定は、個人が施行日以後に支出する同號に定める負担金について適用する。  
 （個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

**第七条** 平成六年分の所得税に係る新法第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該収入金額の百分の七（次項第三号）とあるのは「平成六年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の八（次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六）に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七（同号）」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の三十五」とあるのは「百分の四十」とする。  
 （特定組合に納付した中小企業構造改善等準備金に係る納付金の必要経費算入に関する経過措置）

**第八条** 旧法第五十五条の四第一項の表の第一号に掲げる特定組合が施行日前に同号の承認を受

けた同号の中小企業構造改善事業計画に従い、当該特定組合の同項に規定する組合員等である個人が納付する旧法第二十八条の納付金については、なお従前の例による。

第九条 新法第三十一条の二の規定は、個人が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

第十條 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成六年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の

用に供した場合については、なお従前の例による。

第十二条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第十三条 新法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

第十四条 法人税額の特別控除に関する経過措置(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)は、新法第四十二条の七(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

第十五条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をした旧法第四十三条第一項の表の第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

第十六条 新法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定の施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十三条の二第一項に規定する特定の施設については、なお従前の例による。

第十七条 新法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条の三第一項の表の各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

第十八条 新法第四十三条の四第一項(同項第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定の民間施設について適用する。

第十九条 新法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する高度技術工業用設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の二第一項に規定する高度技術工業用設備については、なお従前の例による。

第二十条 新法第四十四条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三第一項に規定する特定事業用資産については、なお従前の例による。

第二十一条 新法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

第二十二条 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の七第一項に規定する店舗用建物等消火設備については、なお従前の例による。

第二十三条 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

第二十四条 新法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する機械及び装置について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

第二十五条 新法第四十五条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の三第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

第二十六条 新法第四十六条の四第一項第一号(同号ロから二までに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する農業経営改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の農業生産法人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

第二十七条 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する優良貸家共同住宅については、なお従前の例による。

第二十八条 新法第四十七条第二項(同条第三項第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行の日以後に取得又は新築をする同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

第二十九条 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

第三十条 旧法第四十八条第一項第二号に掲げる法人が施行日前に建設に着手し、かつ、施行日から平成七年六月三十日までの間に取得又は建設をする同号に定める穀物用サイロ(新法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等に該当するものを除く。)については、旧法第四十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成六年三月三十一日」とあるのは「平成七年六月三十日」と、「百分の十八」とあるのは「百分の十四」とする。

第三十一条 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「平成十一年新法」という。)第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、平成十一年新法第五十二条の二第一項中「又は第四十三条から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は平成六年改正法附則第十五条第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第四十八条(以下「旧法第四十八条」という。）」と、同条

第二項中「又は第四十三条から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は旧法第四十八条」と、又は第四十八条の三から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十六條の三から第四十八条まで又は旧法第四十八条」と、同条第三項及び平成十一年新法第五十二條の三第一項中「又は第四十三條から第四十八條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十八條まで又は旧法第四十八條」と、同条第三項中「又は第四十六條の三から第四十八條まで」とあるのは「若しくは第四十六條の三から第四十八條まで又は旧法第四十八條」とする。

18 旧法第五十一條第一項の特定組合が施行日前に旧法第五十五條の四第一項の事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める旧法第五十一條第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

19 新法第五十二條第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

20 法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二條の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十六條 新法第五十五條の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五條第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に旧法第五十五條第一項に規定する特定株式等を取付た場合において、施行日以後に新法第五十五條第四項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、同項の規定の例による。

3 旧法第五十五條の四第一項の表の第一号に掲げる特定組合が施行日前に同号の承認を受けた同号の中小企業構造改善事業計画に従い、当該特定組合の同項に規定する組合員等である法人が納付する同条第七項の納付金又は当該特定組合が積み立てる中小企業構造改善準備金については、なお従前の例による。

4 新法第五十六條の規定は、法人の特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年

度分の法人税については、なお従前の例による。

5 旧法第五十六條の二第一項に規定する法人が施行日前に着手した同項に規定する特定工事及び施行日前にガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二十五條の二第一項の規定により届出をした同項に規定するガスの供給計画に基づき施行日から平成九年三月三十一日までの間に着手する旧法第五十六條の二第一項に規定する特定工事の施行に伴って取得又は建設をする同条第一項に規定する特定供給設備に係る特定ガス導管工事償却準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「百分の十六」とあるのは「百分の十(平成六年四月一日前に着手した特定工事に係るものについては、百分の十六)」と、同条第八項中「第五十六條の二第三項」とあるのは「平成六年改正法附則第十六條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第五十六條の二第三項」とする。

6 新法第五十六條の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十七條 新法第五十八條第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の七(次項第三号」とあるのは「当該事業年度開始の日から平成六年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の八(次項第三号に掲げる当該収入金額と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の七(同号」と、「金額の合計額」とあるのは「金額と合計額」と、「百分の三十五」とあるのは「百分の四十」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十八條 新法第六十二條の三の規定は、法人が平成六年一月一日以後にする同条第一項に規定

する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日前にした旧法第六十二條の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が平成六年一月一日から同年三月三十一日までの間にした新法第六十二條の三第四項第七号に掲げる土地等の譲渡又は同項第十号に掲げる土地等の譲渡(同号イの一団の宅地の面積が千平方メートル未満の宅地の造成に係るものに限る。)に係る同条第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡で同日以前に終了した事業年度に係るものについては、同条第十項に規定する書類の添付がない同項に規定する法人税申告書の提出があった場合においても、施行日以後二月を経過する日までに納税地の所轄税務署長に当該書類を提出したときは、同項の規定にかかわらず、同条第五項の規定を適用することができる。

3 新法第六十五條の三第一項第五号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4 新法第六十五條の四第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第十九條 新法第六十六條の十第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用する。

(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)

第二十條 新法第六十六條の十三第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧法第六十六條の十三第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第二十一條 新法第六十六條の十四に規定する特定中小企業者に該当する法人の平成五年十一月二十五日から施行日の前日までの間に終了した事業年度において生じた法人税法第二十二條第二十二号に規定する欠損金額に係る同法第八十一條第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求をすることが

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第二十二條 新法第六十九條の三第一項から第三項までの規定は、平成六年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)により取得した同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第六十九條の三第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。ただし、同日から施行日までの間に相続又は遺贈により当該小規模宅地等を取付たすべての者が当該小規模宅地等について同条第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額を計算することを選択する場合には、同条の規定を適用することができる。

2 新法第七十條の三の規定は、平成六年一月一日以後に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。)により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

(地価税の特例に関する経過措置)

第二十三條 新法第四章の二の規定は、平成六年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する土地等に係る地価税について適用し、平成五年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十四條 新法第七十六條第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡しを受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六條第一項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七條の二第二項の規定は、同項に規定する森林整備法人が施行日以後に同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受ける場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七條の二第二項に規定する森林整備法人が同項に規定する分収育林契約に係る土地につき地上権の設定を受けた場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の五の規定は、個人が施行日以後に受ける同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、個人が施行日前に受けた旧法第七十七条の五に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物について当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が施行日から平成八年三月三十一日までの間に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の三十」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

一 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十三号。次号において「昭和六十一年改正法」という。）の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地又は建物	千分の二十
二 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。）の施行の日から昭和六十一年改正法の施行の日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物	千分の十二
三 新法第七十八条の三第三項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第一一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。）の施行の日から昭和五十三年改正法の施行の日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	千分の十
四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの	千分の二十
五 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの	千分の十
六 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が施行日前に取得した同項に規定する土地	千分の六
七 新法第七十九条の規定は、施行日以後に新造される同条第一項に規定する外航船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された旧法第七十九条第一項に規定する外航船舶については、これらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。	千分の五
八 新法第八十一条の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。	千分の二
九 新法第八十二条の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に取得する同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十二条の二に規定する法人が取得した同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。	千分の二
十 新法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。	千分の六

取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

4 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

5 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の施行の前日に取得した同項に規定する建物で政令で定めるもの

6 新法第七十八条の三第二項に規定する事業協同組合等が施行日前に取得した同項に規定する土地

7 新法第七十九条の規定は、施行日以後に新造される同条第一項に規定する外航船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新造された旧法第七十九条第一項に規定する外航船舶については、これらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新法第八十一条の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新法第八十二条の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に取得する同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十二条の二に規定する法人が取得した同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

一 新法第八十一条の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧法第八十一条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同条第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。	千分の二
二 新法第八十二条の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に取得する同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十二条の二に規定する法人が取得した同条に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。	千分の二
三 新法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。	千分の六

11 新法第八十四条の三に規定する不動産の登記が平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に受けるものである場合については、同条中「百分の五十」とあるのは、「百分の四十」として、同条の規定を適用する。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律第十二条第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十條第十七項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条並びに第二十条第二項及び第三項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則（平成六年六月二四日法律第四〇号）抄
（施行期日）	附則（平成六年六月二四日法律第四〇号）抄
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二十二條の改正規定並びに附則第四条から第六條まで及び第八條の規定は、同年五月一日から施行する。	附則（平成六年三月三一日法律第二四号）抄
（施行期日）	附則（平成六年三月三一日法律第二四号）抄
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第二十二條の改正規定並びに附則第四条から第六條まで及び第八條の規定は、同年五月一日から施行する。	附則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄
（施行期日）	附則（平成六年六月二九日法律第五六号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則（平成六年一月二五日法律第一〇四号）抄
（施行期日）	附則（平成六年一月二五日法律第一〇四号）抄
この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則（平成六年二月二日法律第一〇九号）抄
（施行期日）	附則（平成六年二月二日法律第一〇九号）抄
第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。	附則（平成六年二月二日法律第一〇九号）抄
（施行期日）	附則（平成六年二月二日法律第一〇九号）抄
（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）	附則（平成六年二月二日法律第一〇九号）抄
第二十七条 平成六年分以前の所得税に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十六第一項（特定扶養親族に係る扶養控除の特例）に規定する扶養控除の額については、なお従前の例による。	附則（平成六年二月二日法律第一〇九号）抄
（施行期日）	附則（平成六年二月二日法律第一〇九号）抄
第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
（施行期日）	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
第二十三条 施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六條第一項に	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六條第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の同法第二十六條第一項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成六年六月二九日法律第七一號）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年六月二九日法律第七一號）抄

（施行期日）

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成六年六月二九日法律第七一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。

（施行期日）

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 平成六年分以前の所得税に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十六第一項（特定扶養親族に係る扶養控除の特例）に規定する扶養控除の額については、なお従前の例による。

附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六條第一項に

（施行期日）	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則（平成六年六月二九日法律第七一號）抄
（施行期日）	附則（平成六年六月二九日法律第七一號）抄
この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	附則（平成六年六月二九日法律第七一號）抄
（施行期日）	附則（平成六年六月二九日法律第七一號）抄
第一条 この法律は、平成七年一月一日から施行する。	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
（施行期日）	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
第二十七条 平成六年分以前の所得税に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十六第一項（特定扶養親族に係る扶養控除の特例）に規定する扶養控除の額については、なお従前の例による。	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
（施行期日）	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
（施行期日）	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄
第二十三条 施行日前に行われた前条の規定による改正前の租税特別措置法第二十六條第一項に	附則（平成六年七月一日法律第一一七号）抄



に改める部分に限る。)、第三十三条の六第二項の改正規定(「第十条の四」を「第十条の五」に改める部分に限る。)、第三十七条の三第三項の改正規定(「第十条の四」を「第十条の五」に改める部分に限る。)、第四十二条の四第一項の改正規定(「第四十二条の八第二項」を「第四十二条の八第二項から第四項まで及び第六項、第四十二条の九第二項」に改める部分に限る。)、同条第七項第三号の改正規定(「第四十六条の四」を「第四十六条の三」に改める部分を除く。)、第四十二条の五第一項の改正規定(「次条、第四十二条の七、第四十二条の八第一項」を「次条から第四十二条の八まで、第四十二条の九第一項」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「第四十六条の四」を「第四十六条の三」に改める部分を除く。)、第四十二条の六第一項の改正規定(「第四十六条の四」を「第四十六条の三」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定(「第四十六条の四」を「第四十六条の三」に改める部分を除く。)、同条第三項及び第六項の改正規定(「第四十二条の七第一項の改正規定(「次条第一項」を「第四十二条の九第一項」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定(「次条第二項」を「次条第六項、第四十二条の九第二項」に改める部分及び「次条第一項」を「第四十二条の九第一項」に改める部分に限る。)、同条第六項の改正規定、第四十二条の八第二項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同条を第四十二条の九とし、第四十二条の七の次に一条を加える改正規定、第五十二条第一項の改正規定(「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める部分を除く。)、第五十二条の二及び第五十二条の三の改正規定、第六十一条の三第四項の改正規定(「第四十二条の七」を「第四十二条の八」に改める部分に限る。)、第六十二条及び第六十二条の三から第六十四条までの改正規定、第六十五条の七第七項の改正規定、第六十六条の十第一項の改正規定(「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める部分を除く。)、第六十六条の十三第一項の次に二項を加える改正規定(同条第二項第二号及び第三項第二号に係る部分を除く。)、並びに第六十七條の四第六項の改正規定並びに附則第十二條第十二項及び第十三項、第十三条第二項、

第二十七條第十八項及び第十九項、第二十八條第二項、第三十一条並びに第四十五条(第二條第三号の改正規定(第十条の五及び第十条の六に係る部分に限る。))に限る。)、の規定、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の施行の日  
 三 第三十一条第一項の表の第三号の中欄の改正規定(同欄のイに係る部分に限る。))及び第四十三條第一項の表の第三号の中欄の改正規定(同欄のイに係る部分に限る。))並びに附則第十條第二項及び第二十七條第二項の規定、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)の施行の日  
 四 第十四條第一項に一号を加える改正規定、同条第三項第一号の改正規定(「以下この項において「高度利用地区」という。))及び「(これに準ずるものとして政令で定める建築物を含む。))」を削る部分を除く。)、第三十三條第一項第三号の改正規定、第三十七條第一項の表以外の部分の改正規定(「のうち近郊整備地帯等(同号)を(「同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における特別措置法第二條第五号に規定する特別措置法第二條第五号に規定する都心共同住宅供給事業(以下この項及び第三十七條の三第二項において「都心共同住宅供給事業」という。))の用に供されるものとして政令で定めるものに係るものを除く。))のうち近郊整備地帯等(同表の第一号)に改める部分及び「のうち近郊整備地帯等内」を「(同号の上欄に掲げる資産のうち都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものに係るものを除く。))のうち近郊整備地帯等内」に改める部分に限る。)、第三十七條の三第二項第一号の改正規定(「資産」を「資産(同号の上欄に掲げる資産のうち都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものに係るものを除く。))」に改める部分に限る。)、第四十七條第一項に一号を加える改正規定、同条第三項第一号の改正規定(「以下この項において「高度利用地区」という。))及び「(これに準ずるものとして政令で定める建築物を含む。))」を削る部分を除く。)、第六十五條の七第一項の表以外の部分の改正規定(「第一号の場合」を「第一号の場合(同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域

における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二條第五号に規定する都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものの譲渡をした場合を除く。))及び第六十五條の八第一項の改正規定(「第一号の場合の同号」を「第一号の場合(同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二條第五号に規定する都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものの譲渡をした場合を除く。))」の同表の第一号)に改める部分に限る。))及び第六十五條の八第一項の改正規定(「第一号の場合の同号」を「第一号の場合(同号の上欄に掲げる資産のうち大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二條第五号に規定する都心共同住宅供給事業の用に供されるものとして政令で定めるものの譲渡をした場合を除く。))」の同表の第一号)に改める部分に限る。))並びに附則第十條第十項、第十四條第五項、第二十七條第十六項及び第三十條第五項の規定、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第十五号)の施行の日  
 五 第三十四條の二第二項に一号を加える改正規定、第三十四條の三第二項第一号から第三号までの改正規定、第六十五條の四第一項に一号を加える改正規定及び第六十五條の五第一項第一号から第三号までの改正規定並びに附則第三十條第三項の規定、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(平成七年法律第四号)の施行の日  
 (所得税の特例に関する経過措置の原則)  
 第二條 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。))第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
 (内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例に関する経過措置)  
 第三條 新法第三條の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に支払うべき同条に規定する利子等又は配当等について適用し、施行日前に支払うべき改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。))第三條の二に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。  
 (証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置)  
 第四條 新法第八條の二の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する配当等について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧法第八條の二第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

(確定申告を要しない配当所得に関する経過措置)  
 第五條 施行日前に支払を受けるべき旧法第八條の五第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。  
 (利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等に関する経過措置)  
 第六條 新法第九條の五の規定は、株式会社が行日以後に利益をもってする株式の消却を行う場合について適用し、株式会社が行日前に利益をもってする株式の消却を行った場合については、なお従前の例による。  
 (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置)  
 第七條 平成七年分の所得税に係る新法第十條(同条第六項に係る部分を除く。))の規定の適用については、同条第二項中「百分の五」とあるのは「百分の五(平成七年四月一日前に事業の用に供したものの百分の五)」とあり、同条第四項中「百分の十二」とあるのは「百分の十五」とあり、同条第一号中「百分の五」とあるのは「百分の五(平成七年四月一日前に事業の用に供したものの百分の五)」とする。  
 2 平成七年分の所得税に係る新法第十條(同条第六項に係る部分に限る。))の規定の適用については、同項において読み替えて適用する同条第二項中「百分の五」とあるのは「百分の五(平成七年四月一日前に事業の用に供したものの百分の五)」とあり、「百分の十三」とあるのは「百分の十五」とあり、同条第六項において読み替えて適用する同条第四項中「百分の十三」とあるのは「百分の十五」とあり、同条第一号中「百分の五」とあるのは「百分の五(平成七年四月一日前に事業の用に供したものの百分の五)」とする。  
 (エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)  
 第八條 新法第十條の二の規定は、個人が行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が行日前に取得又は



(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十一条 平成七年分の所得税に係る新法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「総収入金額のうち」とあるのは「総収入金額のうち」として、同項中「総収入金額のうち」とあるのは「平成七年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の同条第二項各号に掲げる取引による収入金額の百分の七(同項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十四)に相当する金額」と同項四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の次項各号に掲げる取引による収入金額の百分の七(同項第二号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十五」とする。

第十二条 施行日前に旧法第二十四条第一項に規定する開墾又は埋立て若しくは干拓により耕作の用に供することができることとなつた土地における同項に規定する農産物の栽培から生ずる所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。

第十三条 前項の規定の適用がある場合における新法第十三条の三第一項の規定の適用については、同項中「各年」とあるのは、「各年(第一号及び第二号に掲げる場合(第一号に掲げる場合に於ては、同号イからハまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に限る。))については、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十四条第一項の規定の適用を受ける年を除くものとし」とする。

第十三条 旧法第五十五条の五第一項に規定する特定組合が施行日前に同項の承認等(以下この項において「承認等」という。)を受けた同条第一項の事業計画(以下この項において「事業計画」という。)及び施行日から平成七年八月三十一日までの間に承認等を受けた事業計画に

従い、当該特定組合の旧法第五十五条の五第一項に規定する組合員等である個人が納付する旧法第二十八条の納付金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

第十四条 新法第三十一条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第十五条 新法第三十二条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第十六条 新法第三十三条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十三条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第十七条 新法第三十四条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十四条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第十八条 新法第三十五条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十五条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第十九条 新法第三十六条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十六条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第二十条 新法第三十七条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十七条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第二十一条 新法第三十八条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十八条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第二十二条 新法第三十九条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第三十九条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第二十三条 新法第四十条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第四十条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第二十四条 新法第四十一条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第四十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第二十五条 新法第四十二条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第四十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第二十六条 新法第四十三条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第四十三条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

第二十七条 新法第四十四条第一項の規定は、個人が平成七年一月一日以後に行う同項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧法第四十四条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

十七号第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

第十六条 新法第三十七条の十(同条第三項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する株式等の譲渡について適用する。

第十五条 新法第三十七条の十(同条第三項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する株式等の譲渡について適用する。

第十四条 新法第三十七条の十(同条第三項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する株式等の譲渡について適用する。

第十三条 新法第三十七条の十(同条第三項第六号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する株式等の譲渡について適用する。



正前の租税特別措置法第三十八條第五項」と、「第三十三條の五第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十三條の五第一項」とする。

第十八条 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成七年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前に旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（山林を現物出資した場合の納期限の特例に関する経過措置）  
第十九条 個人が、平成七年十二月三十一日以前に旧法第四十一条の六第一項に規定する山林を法人の設立のために出資した場合における同項の規定による納期限の延長については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成八年十二月三十一日」とあるのは、「平成七年十二月三十一日」とする。

（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等に関する経過措置）  
第二十条 新法第四十一条の九の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金等について適用する。

（免税芸能法人等が支払う芸能人等の役員提供報酬等に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）  
第二十一条 新法第四十二条第三項の規定は、同条第一項に規定する免税芸能法人等が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する芸能人等の役員提供に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十一条第二号に掲げる対価について適用する。

（外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例に関する経過措置）  
第二十二条 新法第四十二条の二（所得税法第八十条第一項に係る部分に限る。）の規定は、新法第四十二条の二に規定する外国法人（次項及び第三項において「外国銀行等」という。）が施行日以後に支払を受けるべき所得税法第八

六十一年第六号に掲げる国内源泉所得（次項において「貸付金利子」という。）について適用する。

2 外国銀行等が施行日前に所得税法第八十条第一項に規定する証明書を同項の定めるところにより貸付金利子の支払をする者に提出した場合には、当該外国銀行等が施行日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該貸付金利子については、当該外国銀行等が当該証明書を新法第四十二条の二の規定により読み替えられた所得税法第八十条第一項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、同項の規定を適用する。

3 新法第四十二条の二（所得税法第八十条第一項に係る部分を除く。）の規定は、外国銀行等が施行日以後に交付を受ける同項に規定する証明書について適用する。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）  
第二十二條の二 附則第十二條又は第十八條の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）以下「所得税等負担軽減措置法」という。第六條の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第十二條及び第十八條の規定並びに」とする。

2 附則第十八條の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第十二條の規定の適用については、同條第二項中「規定を」とあるのは、「規定（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第十八條の規定の適用がある場合には、当該規定を含む。）を」と、「同條第二号」とあるのは、「所得税法第九十條第二号」とする。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）  
第二十三條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第二十四條 新法第四十二條の四（同條第七項に係る部分を除く。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同條の規定の適用については、同條第二項中「百分の五」とあるのは「百分の五（平成七年四月一日前に事業の用に供したものの用については、百分の七）」と、同條第四項中「百分の十三」とあるのは「百分の十五」と、同條第一号中「百分の五」とあるのは「百分の五（平成七年四月一日前に事業の用に供したものの用については、百分の七）」とする。

2 新法第四十二條の四（同條第七項に係る部分に限る。）の規定は、法人の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。この場合において、法人の平成七年四月一日前に開始し、かつ、同法の施行の日以後に終了する事業年度における同條の規定の適用については、同項において読み替えて適用する同條第二項中「百分の五」とあるのは「百分の五（平成七年四月一日前に事業の用に供したものの用については、百分の七）」と、同條第三項中「百分の五」とあるのは「百分の五（平成七年四月一日前に事業の用に供したものの用については、百分の七）」と、同條第四項中「百分の十三」とあるのは「百分の十五」と、同條第一号中「百分の五」とあるのは「百分の五（平成七年四月一日前に事業の用に供したものの用については、百分の七）」とする。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第二十六條 新法第四十二條の七の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同條第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二條の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2 旧法第四十二條の七第十三項に規定する法人が平成六年十二月三十一日以前に取得若しくは製作又は賃借をした同項各号に定める減価償却資産については、同項から同條第十七項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同條第十三項中「第一項若しくは第二項、次条第一項」とあるのは「平成七年新法第四十二條の四第二項から第四項までの規定又は平成七年新法第四十二條の五から第四十二條の七まで、第四十二條の九第一項」と、「第四十六條の四」とあるのは「第四十六條の三」と、「第四十九條又は」とあるのは「第四十九條若しくは」と、「第五十二條の三第一項」とあるのは「平成七年新法第五十二條の三第一項」と、同條第一号中「第一項第一号」とあるのは「平成七年新法第四十二條の七第一項第一号」と、同條第二号中「第四十五條の二第一項」とあるのは「平成七年新法第四十五條の二第一項」と、同條第十四項中「同項に係る第五十二條の三第一項」とあるのは「同項に係る平成七年新法第五十二條の三第一項」と、「第二項、第三項、第四項（第十六項において準用する場合を含む。）、第六項（第十六項において準用する場合を含む。）、この項及び次項、第四十二條の四」とあるのは「この項及び次項並びに第十二項において準用する平成七年新法第四十二條の七第四項及び第六項並びに平成七年新法第四十二條の四」と、「前条第二項」とあるのは「第四十二條の六第二項」と、「次条第二項」とあるのは「第四十二條の七第二項から第四項まで及び第六項、第四十二條の八第六項、第四十二條の九第二項」と、「第一項若しくは第二項、次条第一項」とあるのは「平成七年新法第四十二條の四第二項から第四項までの規定又は平成七年新法第四十二條の五から第四十二條の七まで、第四十二條の九第一項」と、「第四十六條の四」とあるのは「第四十六條の三」と、「第四十九條又は」とあるのは「第四十九條若しくは」







ている同条第三項に規定する試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作した場合（その取得又は製作をするための費用を賦課し、当該賦課に基づいて納付された金額の全部又は一部に相当する金額をもってその納付された事業年度において取得又は製作をした場合に限る。）には、当該固定資産を新法第六十六条の十第一項に規定する試験研究用資産とみなして、同条の規定を適用する。

**第三十二条** 旧法第六十六条の十二第一項に規定する承認事業適応計画で施行日前に産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十号）第五条第一項の承認（同法第六条第一項の承認を含む。）がされたものに係る旧法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、同項及び同条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成七年三月三十一日」とあるのは「平成七年十二月三十一日」と、同条第三項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする。

**第三十三条** 新法第六十七条の五第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後にする同項に規定する交換に係る法人税について適用する。

**第三十四条** 新法第六十七条の六の規定は、法人が施行日以後に支払を受ける同条に規定する特定株式投資信託の収益の分配について適用する。

**第三十五条** 新法第六十八条の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**第三十六条** 新法第七十条の四の規定は、平成七年一月一日以後に行われる同条第一項に規定する農地等の贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）に係る贈与税について適用する。

**第三十七条** 新法第七十条の五の規定は、平成七年一月一日以前に行われた旧法第七十条の四第一項に規定する農地等（以下この条において「農地等」という。）の贈与に係る贈与税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

**第三十八条** 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者（以下この条において「受贈者」という。）が施行日から平成十四年三月三十一日までの間で、かつ、同項に規定する贈与者の死亡の日前に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人で政令で定めるものに対し旧法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合において、当該設定をしたことについての届出書が、財務省令で定めるところにより、当該設定の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたときは、当該受贈者に係る同項ただし書及び同条第三項の規定の適用については、当該設定は、なかつたものとみなす。

**第三十九条** 前項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けている農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人で政令で定めるもの（以下この条において「特定農地所有適格法人」という。）が合併により消滅し、又は分割をした場合において、当該受贈者が、財務省令で定めるところにより、その合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人又はその分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当することについての届出書を当該合併又は当該分割の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該合併法人又は当該分割承継法人を同項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人とみなす。

**第四十条** 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該設定に係る農地等（農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するも

のとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）を引き続き特定農地所有適格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧法第七十条の四第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人（以下この号及び次号において「被設定者」という。）がその有する当該権利の旧法第七十条の四第一項第一号に規定する譲渡等（当該農地等につき民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条において当該被設定者が当該農地等を耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。）若しくは当該農地等の転用をした場合又は当該農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該譲渡等若しくは転用又は廃止をした日において当該受贈者が当該譲渡等若しくは転用又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合（政令で定める場合を除く。）には、第三項の規定にかかわらず、当該設定しなかった日において使用貸借による権利の設定をしたものとみなす。

三 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第七十条の四第十五項に規定する一時的道路用地等（第九項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するために当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。第八項までにおいて「地上権等の設定」という。）に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等について特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納

税地の所轄税務署長の承認を受けたときに於ける第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る使用貸借による権利の消滅及び地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部について、当該特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っていない場合には、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

三 前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎年一年を経過することの日に、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

四 前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る地上権等の設定があつたものとして、旧法第七十条の四第一項ただし書及び第三項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

五 前二項に定めるもののほか、第六項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が旧法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等である場合における旧法第七十条の四第四項の規定の適用に関する事項その他第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 第三項に規定する届出書を提出した受贈者については、旧法第七十条の四第十項中「提出期限」とあるのは「提出期限（租税特別措置法の

とみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）を引き続き特定農地所有適格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧法第七十条の四第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人（以下この号及び次号において「被設定者」という。）がその有する当該権利の旧法第七十条の四第一項第一号に規定する譲渡等（当該農地等につき民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条において当該被設定者が当該農地等を耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。）若しくは当該農地等の転用をした場合又は当該農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該譲渡等若しくは転用又は廃止をした日において当該受贈者が当該譲渡等若しくは転用又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合（政令で定める場合を除く。）には、第三項の規定にかかわらず、当該設定しなかった日において使用貸借による権利の設定をしたものとみなす。

三 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第七十条の四第十五項に規定する一時的道路用地等（第九項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するために当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。第八項までにおいて「地上権等の設定」という。）に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等について特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納

税地の所轄税務署長の承認を受けたときに於ける第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る使用貸借による権利の消滅及び地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部について、当該特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っていない場合には、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

三 前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎年一年を経過することの日に、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

四 前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る地上権等の設定があつたものとして、旧法第七十条の四第一項ただし書及び第三項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

五 前二項に定めるもののほか、第六項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が旧法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等である場合における旧法第七十条の四第四項の規定の適用に関する事項その他第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 第三項に規定する届出書を提出した受贈者については、旧法第七十条の四第十項中「提出期限」とあるのは「提出期限（租税特別措置法の

とみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）を引き続き特定農地所有適格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧法第七十条の四第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該農地等につき使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人（以下この号及び次号において「被設定者」という。）がその有する当該権利の旧法第七十条の四第一項第一号に規定する譲渡等（当該農地等につき民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条において当該被設定者が当該農地等を耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）又は養畜の用に供しているときにおける当該設定を除く。）若しくは当該農地等の転用をした場合又は当該農地等に係る農業経営の廃止をした場合には、当該譲渡等若しくは転用又は廃止をした日において当該受贈者が当該譲渡等若しくは転用又は廃止をしたものとみなす。

二 被設定者が特定農地所有適格法人に該当しないこととなった場合（政令で定める場合を除く。）には、第三項の規定にかかわらず、当該設定しなかった日において使用貸借による権利の設定をしたものとみなす。

三 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第七十条の四第十五項に規定する一時的道路用地等（第九項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するために当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。第八項までにおいて「地上権等の設定」という。）に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等について特定農地所有適格法人に対して使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納

税地の所轄税務署長の承認を受けたときに於ける第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る使用貸借による権利の消滅及び地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部について、当該特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っていない場合には、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

三 前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎年一年を経過することの日に、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

四 前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る地上権等の設定があつたものとして、旧法第七十条の四第一項ただし書及び第三項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

五 前二項に定めるもののほか、第六項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が旧法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等である場合における旧法第七十条の四第四項の規定の適用に関する事項その他第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 第三項に規定する届出書を提出した受贈者については、旧法第七十条の四第十項中「提出期限」とあるのは「提出期限（租税特別措置法の

とみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）を引き続き特定農地所有適格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧法第七十条の四第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

とみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）を引き続き特定農地所有適格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧法第七十条の四第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

とみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）を引き続き特定農地所有適格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る旧法第七十条の四第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号。以下この項において「平成七年改正法」という。）附則第三十六條第十項の規定によりこの項の規定の適用を受けることとなつた受贈者については、同条第三項の届出書を提出した日」と、「引き続き同項」とあるのは、「引き続き第一項」と、「同項の規定の適用を受ける農地等のうちに都市営農農地等を有する受贈者については、その適用を受けた旨及び当該農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書」とあるのは「平成七年改正法附則第三十六條第三項の規定の適用を受ける農地等に係る同条第五項第一号に規定する被設定者の農業経営に関する事項及び当該被設定者が同条第四項に規定する特定農地所有資格法人に該当する事実の明細の記載があるものに限る。」として同項の規定を適用し、同条第十三項の規定は、適用しない。

11 旧法第七十條の四第一項の規定の適用を受け当贈者で第三項の規定の適用を受けたものが当該農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等を引き続き特定農地所有資格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る同条第一項及び第三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第三項から前項までの規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十條第二項の規定によるなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九條第一項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

13 旧法第七十條の十第三項に規定する期間内に提出された同条第二項に規定する特例物納に係る同条第三項の申請書に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

第三十七條 新法第七十一條の十の規定は、平成七年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する同条第一項に規定する土地等に係る地価税について適用する。

2 新法第七十一條の十三の規定は、平成七年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する同条第一項各号に掲げる土地等に係る地価税について適用する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）  
第三十八條 施行日前に日本勤労者住宅協会が新築した旧法第七十四條の二に規定する住宅用の家屋の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七條の規定は、平成八年一月一日以後に行われる同条に規定する贈与により取得する同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の地上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に行われた旧法第七十七條に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の地上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税は、なお従前の例による。

3 新法第七十七條の四第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する交換分合により取得する同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十七條の四第二項に規定する交換分合により取得した同項に規定する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第八十三條第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する貸付けを受けて行う同項に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三條第二項に規定する貸付けを受けて行う同項に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第三十九條 新法第九十一條の二第一項第一号の規定は、施行日以後に作成する印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第一第四号に掲げる株券について適用する。

第四十條 新法第九十四條の二の規定は、施行日以後に行う同条に規定する交換の場合における同条に規定する受益証券及び株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用する。

附則（平成七年三月三十一日法律第五八号）抄

（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成七年四月二日法律第七五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年五月一九日法律第九四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成七年五月二二日法律第九八号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成七年五月二二日法律第九九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）  
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十條の四の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十條の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は所得税額の特別控除及び個人の輸入製品国内市場開拓準備金に関する経過措置）  
第三条 新法第十條の六及び第二十二條の規定は、平成七年分以後の所得税について適用し、平成六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第四条 新法第四十二條の七の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする新法第四十二條の七第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行

日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二條の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割増償却又は法人税額の特別控除及び法人の輸入製品国内市場開拓準備金に関する経過措置）  
第五条 新法第四十二條の九及び第五十四條の規定は、法人の平成七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）  
第六条 法人の平成七年四月一日前に終了した事業年度において生じた旧法第六十六條の十四に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

2 新法第六十六條の十四に規定する承認事業展開計画に従って事業展開を行う特定中小企業者に該当する法人の平成七年四月一日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額に係る同法第八十一條第一項の規定による法人税額の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ

3 前項の場合において、同項に規定する法人が、同項の欠損金額につき、既に他の法令の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかつたものとみなす。

4 前項の規定に該当する法人で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第二項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

附則（平成七年六月七日法律第一〇六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、保険業法（平成七年法律第一百五十五号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）  
第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年十一月一日法律第一二八号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一條 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成七年十一月一七日法律第一三二号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年二月二〇日法律第一三七号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成八年三月三十一日法律第一七号) 抄

第一條 (施行期日) この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目的の改正規定(「第八十七条の三」を「第八十七条の四」に改める部分に限る。)、第八十五条第一項の改正規定及び第六章第二節中第八十七条の三を第八十七条の四とし、第八十七条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第二十三条の規定 平成八年十月一日

二 第四条の二及び第四条の三の改正規定並びに附則第三条の規定 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十四号)中勤労者財産形成促進法第十四条の次に二条を加える改正規定の施行の日

三 第十三条の三第一項の改正規定(「第二号に掲げる場合には、百分の三十」を「当該資産が第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、第三号又は第四号に定める資産である場合には百分の十五とする。」に改める部分)、同項第三号に係る部分に限る。に改める部分、同項第三号の改正規定、第四十六条の三第一項の改正規定(「百分の二十」の下に「当該資産が第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十五」を加える部分(同項第二号に係る部分に限る。))に限る。及び同項第二号の改正規定並びに附則第七条第五項及び第十二条第十項の規定 林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第四十六号)の施行の日

四 第十三条の三第一項の改正規定(「第二号に掲げる場合には、百分の三十」を「当該資産が第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、第三号又は第四号に定める資産である場合には百分の十五とする。」に改める部分(同項第四号に係る部分に限る。))に限る。)、同項に一号を加える改正規定、第四十六条の三第一項の改正規定(「百分の二十」の下に「当該資産が第二号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十五」を加える部分(同項第三号に係る部分に限る。))及び同項に一号を加える改正規定(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の施行の日)

五 第十四条第三項第五号の改正規定、第四十七条第三項第五号の改正規定及び第六十二条の二第三項第二号ホの改正規定並びに附則第七条第九項、第十二条第十四項及び第十四条の規定 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十六号)の施行の日

六 第十四条第三項に一号を加える改正規定、第三十四条の二第二項第一号の改正規定(「第七号」を「第八号」に改める部分に限る。)、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第二十号を同項第二十一号とする改正規定、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に一号を加える改正規定、第三十四条の三第二項の改正規定、第三十七条第一項の表以外の部分の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分及び「第二十一号」を「第二十二号」に、「第十八号」を「第十九号」に、「第十九号」を「第二十号」に改める部分に限る。)、同項の表第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とする改正規定、同表第十八号を第十九号とし、第十六号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第三十七条の三第二項第一号の改正規定、第三十七条の四の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第三十七条の五第二項の表の

改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第四十七条第三項に一号を加える改正規定、第六十五条の四第一項第一号の改正規定(「第七号」を「第八号」に改める部分に限る。)、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第二十号を同項第二十一号とする改正規定、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に一号を加える改正規定、第六十五条の五第一項の改正規定(「第十八号」を「第十九号」に改める部分及び「第二十二号」を「第二十三号」に、「第十九号」を「第二十号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める部分に限る。)、同項の表第二十二号を第二十三号とする改正規定、同表第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とする改正規定、同表第十八号を第十九号とし、第十六号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第三十七号の五第二項の表の

改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第四十七号第三項に一号を加える改正規定、第六十五条の四第一項第一号の改正規定(「第七号」を「第八号」に改める部分に限る。)、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第二十号を同項第二十一号とする改正規定、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に一号を加える改正規定、第六十五条の五第一項の改正規定(「第十八号」を「第十九号」に改める部分及び「第二十二号」を「第二十三号」に、「第十九号」を「第二十号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める部分に限る。)、同項の表第二十二号を第二十三号とする改正規定、同表第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とする改正規定、同表第十八号を第十九号とし、第十六号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第三十七号の五第二項の表の

改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第四十七号第三項に一号を加える改正規定、第六十五条の四第一項第一号の改正規定(「第七号」を「第八号」に改める部分に限る。)、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第二十号を同項第二十一号とする改正規定、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に一号を加える改正規定、第六十五条の五第一項の改正規定(「第十八号」を「第十九号」に改める部分及び「第二十二号」を「第二十三号」に、「第十九号」を「第二十号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める部分に限る。)、同項の表第二十二号を第二十三号とする改正規定、同表第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とする改正規定、同表第十八号を第十九号とし、第十六号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第三十七号の五第二項の表の

改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第四十七号第三項に一号を加える改正規定、第六十五条の四第一項第一号の改正規定(「第七号」を「第八号」に改める部分に限る。)、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第二十号を同項第二十一号とする改正規定、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に一号を加える改正規定、第六十五条の五第一項の改正規定(「第十八号」を「第十九号」に改める部分及び「第二十二号」を「第二十三号」に、「第十九号」を「第二十号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める部分に限る。)、同項の表第二十二号を第二十三号とする改正規定、同表第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とする改正規定、同表第十八号を第十九号とし、第十六号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第三十七号の五第二項の表の

改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第四十七号第三項に一号を加える改正規定、第六十五条の四第一項第一号の改正規定(「第七号」を「第八号」に改める部分に限る。)、同項第二十一号を同項第二十二号とし、同項第二十号を同項第二十一号とする改正規定、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号の次に一号を加える改正規定、第六十五条の五第一項の改正規定(「第十八号」を「第十九号」に改める部分及び「第二十二号」を「第二十三号」に、「第十九号」を「第二十号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める部分に限る。)、同項の表第二十二号を第二十三号とする改正規定、同表第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とする改正規定、同表第十八号を第十九号とし、第十六号の次に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第十七号」を「第十八号」に改める部分に限る。)、第三十七号の五第二項の表の

正規定(「添付」を「添付」に改める部分を除く。)、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一号を加える改正規定、第三十四条の二第三項及び第四項の改正規定、第六十五条の三第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定(「添付」を「添付」に改める部分を除く。)、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一号を加える改正規定、第六十五条の四第二項及び第三項の改正規定並びに第六十五条の五第三項及び第五項並びに附則第九条第二項、第三項の規定 平成九年一月一日

九 第五十七条の七の改正規定、第八十二条の見出しの改正規定、同条の改正規定(「昭和五十九年法律第五十三号」を削る部分に限る。)、同条第二号の改正規定及び同条に一号を加える改正規定並びに附則第十三条第十一項の規定 関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律(平成八年法律第三十六号)の施行の日

十 第七十九条に二項を加える改正規定 海上運送法の一部を改正する法律(平成八年法律第九十九号)の施行の日

十一 第九十条の九第一項第一号イの改正規定及び附則第二十四条の規定 平成八年五月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成八年分以後の所得税については適用し、平成七年分以前の所得税については、なお従前の例による。)

第三条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第二条第一号に規定する勤労者が、改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。第四条の二第二項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申込書又は同条第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書(同条第五項の申告書を含む。))を、同条第一項に規定する勤務先を経由して提出している場合において、附則第一条第二号に定める日以後に当該勤労者に係る新法第四条の二第一項に規定する特定賃







取引員でないこととなった場合 その廃止し、又はないこととなった日における取引責任準備金残額

二 解散した場合 当該解散の日における取引責任準備金残額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）  
三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合において取引責任準備金残額を取り崩した場合は、その取り崩した日における取引責任準備金残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

七 第五項に規定する法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合における取引責任準備金残額については、旧法第五十七条第六項の規定の例による。この場合において、同項中「第一項の証券取引責任準備金又は第二項の商品取引責任準備金を積み立てている」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十三条第五項に規定する取引責任準備金残額（以下この項において「取引責任準備金残額」という。）を有する」と、「における証券取引責任準備金の金額又は商品取引責任準備金の金額」とあるのは「当該証券取引責任準備金の金額又は商品取引責任準備金の金額」と、「前三項及び第九項」とあるのは「平成八年改正法附則第十三条第五項及び第六項」とする。

八 第五項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

九 第五項に規定する法人が改正事業年度以後の各事業年度において合併をした場合における取引責任準備金残額の処理その他同項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

十 旧法第五十七条の六第一項の規定により積み立てられた同項の原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金の金額は、その積立てを行ったときにおいて新法第五十七条の六第一項の規定により積み立てられた同項の原子力保険に係る異常危険準備金の金額とみなして、同条の規定を適用する。

十一 新法第五十七条の七の規定は、関西国際空港株式会社、関西国際空港株式会社の一部を改

正する法律の施行の日以後に終了する事業年度の法人税について適用し、同社の同日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

十四 旧法第五十七条の八第一項に規定する法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てた再生資源利用促進準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。  
（新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例に関する経過措置）

第十四条 新法第六十二条の二第三項第二号ホの規定は、法人が大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に取得する同号ホに掲げる土地等について適用し、法人が同日前に取得した旧法第六十二条の二第三項第二号ホに掲げる土地等については、なお従前の例による。  
（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第十五条 新法第六十二条の三の規定は、法人が平成八年一月一日以後にする同条第一項に規定する土地の譲渡等（新法第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る新法第六十二条の三第一項に規定する譲渡利益金額（同条第九項に規定する益金の額に算入された金額で当該土地の譲渡等に係るものを含む。以下この項において「新法土地譲渡利益金額」という。）について適用し、法人が同日前にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等（旧法第六十三条第一項又は第六十三条の二第一項の規定の適用があるものを除く。）に係る旧法第六十二条の三第一項に規定する譲渡利益金額（同条第九項に規定する益金の額に算入された金額で当該土地の譲渡等に係るものを含む。以下この項において「旧法土地譲渡利益金額」という。）について適用する。

新法第六十二条の三第一項に規定する譲渡利益金額（同条第九項に規定する益金の額に算入された金額で当該土地の譲渡等に係るものを含む。以下この項において「旧法土地譲渡利益金額」という。）については、なお従前の例による。この場合において、新法土地譲渡利益金額と旧法土地譲渡利益金額のいずれもがある各事業年度の新法土地譲渡利益金額と旧法土地譲渡利益金額との合計額（以下この項において「新旧土地譲渡利益金額の合計額」という。）が次の各号に規定する場合に該当する場合には、当該各号に定めるところによる。

一 新旧土地譲渡利益金額の合計額が旧法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合に

は、新旧土地譲渡利益金額の合計額を旧法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。  
二 新旧土地譲渡利益金額の合計額が新法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧土地譲渡利益金額の合計額を新法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

二 新法第六十三条の規定は、法人が平成八年一月一日以後にする同条第一項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等（新法第六十三条の二第二項の規定の適用があるものを除く。）に係る新法第六十三条第一項に規定する譲渡利益金額（同条第四項において準用する新法第六十二条の三第九項に規定する益金の額に算入された金額で当該短期所有に係るものを含む。以下この項において「新法短期所有土地の譲渡利益金額」という。）について適用し、法人が同日前にした旧法第六十三条の二第二項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等に係るものを含む。以下この項において「旧法超短期所有土地の譲渡利益金額」という。）及び旧法第六十三条の二第五項に規定する超える金額に相当する金額については、なお従前の例による。この場合において、新法の超短期所有土地の譲渡利益金額と旧法の超短期所有土地の譲渡利益金額のいずれもがある各事業年度の新法の超短期所有土地の譲渡利益金額と旧法の超短期所有土地の譲渡利益金額との合計額（以下この項において「新旧超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額」という。）が次の各号に定めるところによる。

一 新旧の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額が旧法の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額を旧法の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額とみなす。

二 新旧の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額が新法の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額を新法の超短期所有土地の譲渡利益金額の合計額とみなす。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十六条 新法第六十五条の三第二項の規定は、法人が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

新法第六十五条の四第一項第七号の規定は、法人が幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う同項

は、新旧土地譲渡利益金額の合計額を旧法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。  
二 新旧土地譲渡利益金額の合計額が新法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧土地譲渡利益金額の合計額を新法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

は、新旧土地譲渡利益金額の合計額を旧法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。  
二 新旧土地譲渡利益金額の合計額が新法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧土地譲渡利益金額の合計額を新法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

は、新旧土地譲渡利益金額の合計額を旧法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。  
二 新旧土地譲渡利益金額の合計額が新法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧土地譲渡利益金額の合計額を新法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

は、新旧土地譲渡利益金額の合計額を旧法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。  
二 新旧土地譲渡利益金額の合計額が新法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧土地譲渡利益金額の合計額を新法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

は、新旧土地譲渡利益金額の合計額を旧法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。  
二 新旧土地譲渡利益金額の合計額が新法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧土地譲渡利益金額の合計額を新法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

は、新旧土地譲渡利益金額の合計額を旧法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。  
二 新旧土地譲渡利益金額の合計額が新法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧土地譲渡利益金額の合計額を新法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

は、新旧土地譲渡利益金額の合計額を旧法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。  
二 新旧土地譲渡利益金額の合計額が新法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧土地譲渡利益金額の合計額を新法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

は、新旧土地譲渡利益金額の合計額を旧法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。  
二 新旧土地譲渡利益金額の合計額が新法土地譲渡利益金額の合計額に満たない場合には、新旧土地譲渡利益金額の合計額を新法土地譲渡利益金額の合計額とみなす。

に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新法第六十五条の四第二項の規定は、法人が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新法第六十五条の七第一項、第六十五条の八第一項及び第六十五条の九の規定の適用については、これらの規定中「同表の第二十一号」とあるのは、「同表の第二十二号」とする。

5 新法第六十五条の七（同条第一項の表の第十八号に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（同号に係る部分に限る。）の規定は、法人が幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る同条第一項の特別勘定について適用する。

6 新法第六十五条の七（同条第一項の表の第二十号に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（同号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及び当該資産に係る同条第一項の特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項の特別勘定については、なお従前の例による。

7 新法第六十五条の七（同条第一項の表の第二十一号に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（同号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る同条第一項の特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の表の

第二十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項の特別勘定並びに法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

8 施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における前二項の規定の適用については、第六項中「第二十号」とあるのは、「第十九号」と、前項中「第二十一号」とあるのは「第二十号」とする。

第十七条 新法第六十六条の十三第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧法第六十六条の十三第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

2 新法第六十六条の十三第二項第三号及び第三項第三号の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同条第二項に規定する特例欠損金額について適用する。

第十八条 新法第六十八条の六の規定は、同条に規定する公益法人等の平成九年一月一日以後に開始する事業年度の収支計算書について適用する。

第十九条 平成八年一月一日前に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得した旧法第六十九条の四第一項に規定する土地等若しくは建物等又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した当該土地等若しくは建物等のうち相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十九条の規定の適用を受けるものである相続税については、第三項及び第四項に定めるところによるものを除くほか、なお従前の例による。

2 平成八年一月一日から施行日の前日までの間に相続若しくは遺贈により取得した旧法第六十

九条の四第一項に規定する土地等若しくは建物等又は贈与により取得した当該土地等若しくは建物等のうち相続税法第十九条の規定の適用を受けるものである相続税については、旧法第六十九条の四の規定は、当該相続若しくは遺贈又は贈与により当該土地等又は建物等を取付した者が政令で定めるところにより同条の規定の適用を選択した場合を除き、適用しない。

3 個人が、平成三年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に相続若しくは遺贈により取得した旧法第六十九条の四第一項に規定する土地等又は贈与により取得した当該土地等のうち相続税法第十九条の規定の適用を受けるものでその適用に係る相続が当該期間内に開始したものである場合には、当該相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該土地等のうち相続税法第十九条の規定の適用を受けるもの

の適用を受けるものとして、当該期間内に開始したものを有する場合における同法の規定による当該個人に係る相続税額（同法第十九条の規定（同条第一項に規定する贈与税の税額として政令の定めるところにより計算した金額の控除に係る部分に限る。）及び第十九条の二から第二十一条までの規定を適用する前の相続税額をいう。）は、当該個人が次の各号に掲げる者の区分のいずれかに該当するかに応じ当該各号に定める金額と、当該土地等について旧法第六十九条の四第一項の規定の適用がなく、かつ、同項に規定する建物等について同項の規定の適用があるものとした場合における当該個人に係る相続税法第十五条第一項に規定する相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額とのいずれか少ない金額とする。

一 旧法第七十条の六第二項の規定の適用がある者 当該個人が同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該個人に係る当該土地等及び当該建物等について旧法第六十九条の四第一項の規定の適用があるものとして当該各号に定めるところにより算出した金額（当該個人が相続税法第十八条の規定の適用がある者である場合には、当該金額を同法第十七条の規定により算出された金額であるものとして同法第十八条の規定を適用して算出した金額）

二 前号に掲げる者以外の者 当該個人に係る当該土地等及び当該建物等について旧法第六十九条の四第一項の規定の適用があるものとして相続税法第十五条から第十七条までに定めるところにより算出した金額（当該個人が同法第十八条の規定の適用がある者である場合には、同条の規定を適用して算出した金額）

4 前項の規定により同項の相続税額が同項に規定する百分の七十の割合を乗じて算出した金額とされる個人が、相続税法第十九条の第二項に規定する配偶者である場合には、当該配偶者については、当該百分の七十の割合を乗じて算出した金額（当該配偶者が同法第十九条の規定の適用がある者である場合には、当該金額から同条第一項の規定により控除すべき同項に規定する贈与税の額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額）を同法第十九条の第二項第一号に掲げる金額と、第二号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

一 当該配偶者の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者について前項の規定の適用がなく、かつ、当該財産のうち旧法第六十九条の四第一項に規定する土地等及び建物等について同項の規定の適用があるものとして相続税法第十九条の第二項第二号に定めるところにより算出した金額

二 当該配偶者に係る当該百分の七十に相当する金額が、当該配偶者に係る前項に規定する当該各号に定める金額のうち占める割合が第三項に規定する期間内に相続又は遺贈により財産を取得した個人又は当該個人の相続人（包括受遺者を含む。）が施行日の前日までに相続税について申告書（当該申告書に係る国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）を提出し、又は同法第二十五条の規定による決定を受けている場合において、当該申告又は決定に係る相続税額（当該申告書を提出した後又は当該決定を受けた後同日までに同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があった場合には、当該修正申告又は更正に係る相続税額）が、前二項の規定の適用により過大となることとなつたときは、これらの者は、施行日から六月以内に、税務署長に対し、当該相続税額につき同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

6 前項の更正の請求をしようとする者は、第三項に規定する土地等の同項に規定する相続若しくは遺贈又は贈与の時に定める時価の評価に関する書類を国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に添付するものとする。



項又は第三項の規定による承認で、同法第四項又は第二項の規定による承認がされる日から五年以内に行われるものに係る旧法第八十一条各号に掲げる事項については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日から平成十年三月三十一日までの間に中小企業近代化促進法第四項又は第二項の規定による承認がされる同条第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る同法第八十一条又は第三項の規定による承認に係る旧法第八十一条各号に掲げる事項に係る同条の規定の適用については、同条中「平成八年三月三十一日までの間に同条第一項」とあるのは、「平成十年三月三十一日までの間に同条第一項」とする。

8 日本たばこ産業株式会社が行日から平成九年三月三十一日までの間に受ける旧法第八十一条の二に規定する登記又は登録については、同条の規定は、なおその効力を有する。

9 新法第八十一条の規定は、同条に規定する者が施行日以後に同条に規定する無償又は減額した価額で取得する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十一条の三に規定する者が同条に規定する無償又は減額した価額で取得した土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 施行日から国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第四十三号）の施行の日の前日までの間における新法第八十一条の二の規定の適用については、同条中「第二項第一項、第二項の二」とあるのは「第二項」と、「医療機関（当該医療機関と一体として整備される施設として政令で定めるものを含む。）」とあるのは「医療機関」とする。

11 新法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第

十一号）第三十八条に規定する株式会社及び有限会社が施行日から平成九年三月三十一日までの間に受ける旧法第八十四条の表の各号の上欄に掲げる登記については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（酒税の特例に関する経過措置）

第二十三条 平成八年十月一日（以下この条において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった酒税法（昭和二十八年法律第六号）第四條第一項に規定する発泡酒に係る酒税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 指定日前に酒類の製造場から移出された酒税法第四條第一項に規定する発泡酒（新法第八十七条の三第一項に規定する税率（以下この条において「新法の税率」という。）により算出した場合の酒税額が酒税法第二十二條第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、同法第二十八條第三項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について、同法第二十八條第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該発泡酒に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

3 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた酒税法第四條第一項に規定する発泡酒について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該発泡酒に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八條の三第一項	同法第二十八條の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一條第一項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第一項	同法第十二條第四項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

4 指定日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第二十四條 新法第九十條の九第一項第一号イの規定は、平成八年五月一日以後に同項に規定する自動車検査証の交付等を受ける検査自動車に係る自動車重量税について適用し、同日前に旧法第九十條の九第一項に規定する自動車検査証の交付等を受けた検査自動車に係る自動車重量税については、なお従前の例による。

附則（平成八年五月二四日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年五月三二日法律第五五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

19 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六項第三号ロの規定に基づいてした告示は、この法律による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六項第三号ロの規定に基づいてしたもののみならず。

附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月三一日法律第二二二号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年三月三一日法律第二二二号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の三 自動車重量税の特例（第九十條の八・第九十條の九）を「第三節の三 航空機燃料料税法の特例（第九十條の八）／第三節の四 自動車重量税の特例（第九十條の九・第九十條の十）」に改める部分に限る。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第三項第六号を同項第七号とし、同法第五号の次に一号を加える改正規定、同法第九十條の九を同法第九十條の十とし、同法第九十條の八を同法第九十條の九とする改正規定及び同法第六章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に一節を加える改正規定並びに附則第二十一條の規定 平成九年七月一日

二 第一条中租税特別措置法第十條の四第一項第四号の改正規定（「前三号」を「前各号」に改める部分を除く。）、同法第十一條の三の見出しの改正規定、同法第三項の改正規定、同項を同法第四項とする改正規定、同法第二項の改正規定、同項を同法第三項とし、同条





止準備金の金額は、新租税特別措置法第五十五条の七の規定の適用については、同条第一項の表の第三号の中欄に規定する露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

4 新租税特別措置法第五十六条の三第四項の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において同条第一項の規定により積み立てる計画造林準備金の金額の益金の額への算入について適用し、法人が施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第五十六条の三第一項の規定により積み立てた計画造林準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び次項において「改正事業年度」という。）において第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるもの改正事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する累積限度額は、同号の規定にかかわらず、第二号に掲げる金額とする。

一 改正事業年度終了の日における新租税特別措置法第五十七条の三第一項第一号イに掲げる金額の百分の六十に相当する金額  
 二 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額  
 イ 改正事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額（その日までに旧租税特別措置法第五十七条の三第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、改正事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済核燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。）  
 ロ 改正事業年度終了の日における新租税特別措置法第五十七条の三第一項第一号イに掲げる金額の百分の七十に相当する金額

6 前項の規定の適用を受けた法人の改正事業年度の翌事業年度から経過措置適用後の事業年度（当該事業年度の新租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号に規定する累積限度額が当該事業年度の第一号に掲げる金額を超えることとなる最初の事業年度をいう。）の直前の事業年度までの各事業年度においては、同条第一項第二号に規定する累積限度額は、同号の規定にか

かわらず、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。  
 一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額（その日までに新租税特別措置法第五十七条の三第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済核燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。）  
 二 当該事業年度終了の日における新租税特別措置法第五十七条の三第一項第一号イに掲げる金額の百分の七十に相当する金額

7 新租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が施行日以後に開始する各事業年度終了の日において有する同項に規定する使用済核燃料のうち、特定使用済核燃料（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第十一号）附則第十二条第五項に規定する政令で定める事業年度終了の日において有していた当該使用済核燃料をいう。）がある場合における新租税特別措置法第五十七条の三及び前二項の規定の適用については、同条第一項第二号中「前号イに掲げる金額」とあるのは、「前号イに掲げる金額（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第二十二号）附則第十四条第七項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、第五項第一号及び第二号ロ中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（第七項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、前項第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額（次項に規定する特定使用済核燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」とする。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）  
 第十五条 新租税特別措置法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、法人の旧租税特別措置法第五十八条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了

する事業年度における新租税特別措置法第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十」とする。  
 （法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）  
 第十六条 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二号の規定は、法人が平成九年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号の規定は、法人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。  
 3 新租税特別措置法第六十五条の七（同条第一項の表の第十九号に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（同号に係る部分に限る。）の規定は、法人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る同条第一項の特別勘定について適用する。  
 （内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）  
 第十七条 新租税特別措置法第六十六条の六第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

（地価税の特例に関する経過措置）  
 第十八条 新租税特別措置法第七十一条の規定は、平成九年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する同条第一項から第三項までに規定する土地等に係る地価税について適用し、平成八年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。  
 （登録免許税の特例に関する経過措置）  
 第十九条 新租税特別措置法第七十二条から第七十四条までの規定は、施行日以後に新築し、又

は取得するこれらの規定に規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧租税特別措置法第七十二条から第七十四条までに規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
 2 新租税特別措置法第七十七条の規定は、平成十年一月一日以後に行われる同条に規定する贈与により取得する同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日以前に行われた旧租税特別措置法第七十七条に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第七十七条の四第二項に規定する農住組合の組合員が平成十一年三月三十一日までに同項に規定する交換分合により土地を取得する場合には、同項に規定する登記については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成九年三月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。  
 4 旧租税特別措置法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が平成十一年三月三十一日までに同条に規定する出資を受ける場合における同条に規定する登記については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成九年三月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

（酒税の特例に関する経過措置）  
 第二十条 平成九年十月一日から平成十年四月三十日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七条に規定するようちゅう甲類に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第三章及び次条」とあるのは、「同法第三章、酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第二十一号）附則第四条第一項

は取得するこれらの規定に規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧租税特別措置法第七十二条から第七十四条までに規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
 2 新租税特別措置法第七十七条の規定は、平成十年一月一日以後に行われる同条に規定する贈与により取得する同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日以前に行われた旧租税特別措置法第七十七条に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

は取得するこれらの規定に規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧租税特別措置法第七十二条から第七十四条までに規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
 2 新租税特別措置法第七十七条の規定は、平成十年一月一日以後に行われる同条に規定する贈与により取得する同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日以前に行われた旧租税特別措置法第七十七条に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。



の規定によりなおその効力を有するものとされ  
同項の規定により読み替えられた同法による改  
正前の酒税法第二十二條及び次條第一項」とす  
る。

2 平成九年十月一日から平成十年九月三十日ま  
での間に酒類の製造場から移出される新租税特  
別措置法第八十七條に規定するしようちゅう乙  
類に係る同條の規定の適用については、同條中  
「同法第三章及び次條」とあるのは、「同法第三  
章、酒税法の一部を改正する法律（平成九年法  
律第二十一號）附則第四條第二項の規定により  
なおその効力を有するものとされ同項の規定に  
より読み替えられた同法による改正前の酒税法  
第二十二條並びに次條第一項及び第二項」とす  
る。

3 平成十年十月一日から平成十二年九月三十日  
までの間に酒類の製造場から移出される新租税  
特別措置法第八十七條に規定するしようちゅう  
乙類に係る同條の規定の適用については、同條  
中「同法第三章及び次條」とあるのは、「同法  
第三章、酒税法の一部を改正する法律（平成九  
年法律第二十一號）附則第四條第三項の規定に  
よりなおその効力を有するものとされ同項の規  
定により読み替えられた同法による改正前の酒  
税法第二十二條及び次條第三項」とする。  
（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第二十一條 平成九年七月一日（以下この條にお  
いて「指定日」という。）前に課した、又は課  
すべきであった航空機燃料税については、なお  
従前の例による。

2 指定日以後最初に航行する時において新租税  
特別措置法第九十條の八第一項に規定する沖繩  
路線航空機である航空機に航空機燃料税法（昭  
和四十七年法律第七號）第十一條に規定する税  
率により航空機燃料税が課された、又は課され  
べき航空機燃料税が現存する場合には、その時  
に、当該航空機の現存する場所において、当該  
航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたも  
のとみなし、かつ、同項に規定する税率により  
航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該  
航空機に積み込まれたものとみなす。この場合  
において、当該航空機燃料税に対する同法の規定  
の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 指定日前にした行為及び第一項の規定により  
なお従前の例によることとされる航空機燃料税  
に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適  
用については、なお従前の例による。

（印紙税の特例に関する経過措置）

第二十二條 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった印紙税法（昭和四十二年法律第二十三  
號）別表第一號の物件名の欄1に掲げる不  
動産の譲渡に關する契約書及び同表第二號に掲  
げる請負に關する契約書に係る印紙税について  
は、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりな  
お従前の例によることとされる印紙税に係る施  
行日以後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。

（有価証券取引税の特例に関する経過措置）

第二十三條 新租税特別措置法第九十四條第一項  
の規定は、施行日以後に行う同項に規定する株  
式の譲渡に係る有価証券取引税について適用す  
る。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控  
除の適用期間に係る特例に関する経過措置）

第二十四條 第二條の規定による改正前の阪神・  
淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨  
時特例に關する法律（以下「旧震災特例法」と  
いう。）第十六條第一項に規定する居住者が、  
同項に規定する居住の用に供する各がでぎな  
くなった日の属する年の翌年以後の各年（同項  
に規定する家を居住の用に供した日の属する  
年の翌年以後五年間の各年に限る。）において  
同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場  
合については、なお従前の例による。

2 旧震災特例法第十六條第二項に規定する居住  
者が、同項に規定する住宅の取得等をし、平成  
八年十二月三十一日以前に同項の定めるところ  
により居住の用に供した場合については、なお  
従前の例による。

3 前二項の場合において、旧震災特例法第十六  
條第一項又は第二項の規定の適用があり、か  
つ、新租税特別措置法第四十一條第一項の規定  
の適用がある場合における附則第十條第二項の  
規定の適用については、同項中「場合におけ  
る」とあるのは「場合における第二條の規定に  
よる改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に  
係る国税関係法律の臨時特例に關する法律（以  
下この項において「旧震災特例法」という。）第  
十六條第一項又は第二項の規定により読み替  
えて適用される」と、「については」とあるのは  
「については、旧震災特例法第十六條第一項又  
は第二項の規定により読み替えて適用される」と  
する。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控  
除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第二十五條 第二條の規定による改正後の阪神・  
淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨  
時特例に關する法律（以下「新震災特例法」と  
いう。）第十六條第一項又は第二項の規定の適  
用があり、かつ、附則第十條第一項の規定によ  
り旧租税特別措置法第四十一條第一項の規定の  
適用がある場合における附則第十條第二項の規  
定の適用については、同項中「新租税特別措  
置法第四十一條第一項」とあるのは「第二條の規  
定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等  
に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律第  
十六條第一項又は第二項」と、「租税特別措置  
法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税  
関係法律の臨時特例に關する法律の一部を改正  
する法律（平成九年法律第二十二號）第一條の  
規定による改正後の租税特別措置法第四十一條  
第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金  
又は債務」とあるのは「租税特別措置法及び阪  
神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律  
の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律  
（平成九年法律第二十二號）第二條の規定によ  
る改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係  
る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六  
條第一項（同條第二項の規定に係る同條第一項に  
規定する再建住宅借入金等（同條第二項の規定  
の適用がある場合には、同項に規定する他の住  
宅借入金等を含む。）とする。」とする。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控  
除の適用期間に係る特例に関する経過措置等）

第二十五條の二 前二條の規定の適用がある場合  
における所得税等負担軽減措置法第六條の規定  
の適用については、所得税等負担軽減措置法第  
二條第三項中「規定及び」があるのは、「規  
定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災  
者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する  
法律の一部を改正する法律（平成九年法律第二  
十二號）附則第二十四條及び第二十五條の規定  
並びに」とする。

2 前二條の規定の適用がある場合における所得  
税等負担軽減措置法第十二條の規定の適用につ  
いては、同條第二項中「規定を」とあるのは  
「規定（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災  
の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關  
する法律の一部を改正する法律（平成九年法律  
第二十二號）附則第二十四條又は第二十五條の  
規定の適用がある場合には、これらの規定を含む  
。）を」と、「同條第二項」とあるのは「所得  
税法第九十條第二項」とする。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部  
改正に伴う経過措置）

第二十九條 前條の規定による改正前の租税特別  
措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六  
項に規定する農業相續人が施行日前に同項に規  
定する特定市街化区域農地等に該当するものに  
ついて同項各号に掲げる要件に該当する転用を  
する見込みであることにつき同項に規定する税

替えて適用される」と、「租税特別措置法及び  
阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法  
律の臨時特例に關する法律の一部を改正する法  
律（平成九年法律第二十二號）第一條の規定に  
よる改正後の租税特別措置法第四十一條第一項  
の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は  
債務」とあるのは「租税特別措置法及び阪  
神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律  
の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律  
（平成九年法律第二十二號）第二條の規定によ  
る改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係  
る国税関係法律の臨時特例に關する法律第十六  
條第一項（同條第二項の規定に係る同條第一項に  
規定する再建住宅借入金等（同條第二項の規定  
の適用がある場合には、同項に規定する他の住  
宅借入金等を含む。）とする。」とする。

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控  
除の適用期間に係る特例に関する経過措置等）

（住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控  
除の適用期間に係る特例に関する経過措置等）



改正規定及び同法第六十六条の十第一項に  
号を加える改正規定並びに附則第十六条第三  
項及び第四十三条の規定、食品の製造過程の  
管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年  
法律第五十九号）の施行の日

四 第一条中租税特別措置法第十一条の第六  
項の改正規定、同法第三十三条の第三項の  
改正規定（「第二十八条の五」を削る部分  
を除く）、同法第三十四条の第二項第一号  
の改正規定、同法第二十三号を同項第二十四  
号とし、同項第二十号から第二十二号までを  
一号ずつ繰り下げる改正規定、同項第十九号  
の改正規定、同号を同項第二十号とし、同項  
第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下  
げる改正規定、同項第十号の改正規定、同号  
を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十  
号とし、同項第八号の次に一号を加える改正  
規定、同条第三項の改正規定、同法第三十四  
条の三第一項の改正規定、同法第四十四条の  
第一項の改正規定（平成十一年三月三十  
一日の下に「（同表の第八号から第十一号  
までの上欄に掲げるものについては、平成十  
二年三月三十一日）を、「上欄に掲げる法  
人」の下に「及び同表の第八号の上欄に掲  
げる法人のうち政令で定めるもの」を加える部  
分及び同項の表に四号を加える部分に限る）  
、同法第六十五条第一項の改正規定、同法第  
六十五条の四第一項第一号の改正規定、同法  
第二十三号を同項第二十四号とし、同項第  
二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下  
げる改正規定、同項第十九号の改正規定、同号  
を同項第二十号とし、同項第十一号から第十  
八号までを一号ずつ繰り下げる改正規定、同  
項第十号の改正規定、同号を同項第十一号と  
し、同項第九号を同項第十号とし、同項第八  
号の次に一号を加える改正規定、同条第二項  
の改正規定、同法第六十五条の五第一項の改  
正規定及び同法第八十三号の四を同法第八十  
三条の五とし、同条の次に一号を加える改正  
規定（同法第八十三号の四を同法第八十三号  
の五とする部分を除く）並びに附則第五条  
第三項、第十条第一項、第十六条第六項並び  
に第二十一条第一項及び第二項の規定、中心  
市街地における市街地の整備改善及び商業等  
の活性化の一体的推進に関する法律（平成十  
年法律第九十二号）の施行の日

第三号の改正規定並びに附則第五条第七項及  
び第十六条第十項の規定、医療法の一部を改  
正する法律（平成九年法律第二百二十五号）の  
施行の日

六 第一条中租税特別措置法第八十七条の二の  
改正規定及び第三条の規定（酒税法の一部を  
改正する法律附則第五条第三項の改正規定を  
除く）並びに附則第三十五条の規定、平成  
十年五月一日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特  
例に関する経過措置の原則）

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措  
置法（以下「新租税特別措置法」という。）第  
二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほ  
か、平成十年分以後の所得税については適用し、  
平成九年分以前の所得税については、なお従前  
の例による。

（特別国際金融取引勘定において経理された預  
金等の利子の非課税に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の租税特別措  
置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第  
七条に規定する外国為替公認銀行がこの法律の  
施行の日（以下「施行日」という。）前に預入  
を受け、又は借り入れた同条に規定する預金又  
は借入金につき支払う利子については、なお従  
前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した  
場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す  
る経過措置）

第四条 新租税特別措置法第十条の二の規定は、  
個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設  
をする同条第一項に規定するエネルギー需給構  
造改革推進設備について適用し、個人が施行日  
前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特  
別措置法第十条の二第一項に規定するエネルギ  
ー需給構造改革推進設備については、なお従前  
の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第五条 新租税特別措置法第十一条第一項（同項  
の表の第一号、第三号及び第四号に係る部分に  
限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等  
（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この  
条において同じ。）をする同項に規定する特定  
設備等について適用し、個人が施行日前に取得  
等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規  
定する特定設備等については、なお従前の例に  
よる。

2 新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定  
は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規  
定する特定電気通信設備について適用し、個人  
が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第  
十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備  
については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十一条の六第一項（同項  
の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、  
個人が中心市街地における市街地の整備改善及  
び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の  
施行の日以後に取得等をする同項に規定する商  
業施設等について適用する。

4 新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定  
は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規  
定する再商品化設備等について適用し、個人が  
施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十  
一条の七第一項に規定する再商品化設備等につ  
いては、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十二条第一項（同項の表  
の第一号から第五号までに係る部分に限る。）  
の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同  
項に規定する工業用機械等について適用し、個  
人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法  
第十二条第一項に規定する工業用機械等につ  
いては、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第十二条第二項（同項の表  
の第十号に係る部分に限る。）の規定は、個人  
が沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法  
律（平成十年法律第二十一号）の施行の日以後  
に取得等をする同項に規定する工業用機械等に  
ついて適用する。

7 新租税特別措置法第十二条の三第一項の規定  
は、個人が医療法の一部を改正する法律（平成  
九年法律第二百二十五号）の施行の日以後に取得  
又は建設をする同項に規定する特定医療用建物  
について適用する。

8 新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、  
個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に  
規定する優良賃貸住宅について適用し、個人が  
施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置  
法第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅につ  
いては、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第十四条第二項の規定は、  
個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に  
規定する特定再開発建築物等について適用し、  
個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特  
別措置法第十四条第二項に規定する特定再開発  
建築物等については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第十四条第三項第六号の規  
定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする  
同号に掲げる構築物について適用する。

11 新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、  
個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に  
規定する倉庫用建物等について適用し、個人が  
施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置  
法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等につ  
いては、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第十六条第二項の規定は、  
個人が施行日以後に取得する同項に規定する通  
気坑道又は排水坑道について適用し、個人が施  
行日前に取得した旧租税特別措置法第十六条第  
二項に規定する通気坑道又は排水坑道について  
は、なお従前の例による。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除  
に関する経過措置）

第六条 平成十年分の所得税に係る新租税特別措  
置法第二十一条の規定の適用については、同条  
第一項中「当該収入金額の百分の六（次項第二  
号）とあるのは「平成十年一月一日から同年三  
月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分  
の七（次項第二号）に掲げる取引によるものにつ  
いては、百分の十二）に相当する金額」と同年四  
月一日から同年十二月三十一日までの期間内の  
当該収入金額の百分の六（同号）と、「金額の  
合計額」とあるのは「金額との合計額」とす  
る。

（個人の超短期所有土地の譲渡等に係る事業所  
得等の課税の特例に関する経過措置）

第七条 個人が平成十年一月一日前にした旧租税  
特別措置法第二十八条の五第一項に規定する超  
短期所有土地の譲渡等については、なお従前の  
例による。

（特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等の  
行使による株式の取得に係る経済的利益の非課  
税等に関する経過措置）

第八条 施行日前に新租税特別措置法第二十九条  
の二第一項本文に規定する契約（同項各号に掲  
げる要件（以下この条において「要件」とい  
う。）の全部又は一部が定められていないもの  
に限る。以下この条において「当初契約」とい  
う。）を締結した同項の株式会社及び同項の取  
締役等が、施行日から平成十年九月三十日まで  
の間に、当該当初契約の内容を変更するための  
契約（以下この条において「変更契約」とい  
う。）を締結し、当該変更契約において当該

五 第一条中租税特別措置法第十二条の第三  
項の改正規定及び同法第四十五条の二第三項

初契約に定められていなかった要件を定めた場合において、当該取締役等が当該当初契約の締結の日から当該変更契約の締結の日の前日まで間に当該当初契約に従って同項に規定する株式譲渡請求権又は新株引受権の行使をしていないときにおける新租税特別措置法第二十九条の二の規定の適用については、当該要件は、当該当初契約において定められたものとみなす。

(特定の取締役等を受ける新株の発行に係る株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

**第九条** 施行日前にされた旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する決議に基づき締結された同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株発行請求権に係る株式については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

**第十条** 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第九号及び第十一号の規定は、個人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

**2** 新租税特別措置法第三十六条の六の規定は、個人が平成十年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十六条の六第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。この場合において、同日前に同項に規定する譲渡資産の同項に規定する譲渡をした個人が、同日以後に当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡をしたときにおける同条の規定の適用については、同条第四項中「収用交換等による」とあるのは、「平成十年一月一日以後の一」とする。

**3** 新租税特別措置法第三十七条及び第三十七条の四の規定は、個人が平成十年一月一日以後に新租税特別措置法第三十七条第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同表の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日以前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をし、

かつ、当該個人が同日以前に同表の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第十一条** 新租税特別措置法第四十条の四の規定は、その施行日以後に終了する事業年度の終了の日において同条第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、その施行日前に終了した事業年度の終了の日において旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等に該当した外国法人の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第十二条** 新租税特別措置法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成十年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日以前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整)

**第十二条の二** 附則第四条又は前条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号。以下「所得税等負担軽減措置法」という。)第六十六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)附則第四条及び第十二条の規定並びに」とする。

**2** 前条の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第十二条の規定の適用については、同条第二項中「規定等」とあるのは、「規定(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)附則第十二条の規定の適用がある場合には、当該規定を含む。)」と、「同条第二号」とあるのは、「所得税法第九十条第二号」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

**第十三条** 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第十四条** 新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

(電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第十五条** 新租税特別措置法第四十二条の六の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する電子機器利用設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する電子機器利用設備については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

**第十六条** 新租税特別措置法第四十三条第一項(同項の表の第一号及び第三号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設を行う。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

**2** 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

**3** 法人が食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の施行の日前に取得又は製作をし

た旧租税特別措置法第四十四条の四第三項に規定する経営改善用設備については、なお従前の例による。

**4** 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

**5** 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第五号及び第八号に規定する商業施設等については、なお従前の例による。

**6** 新租税特別措置法第四十四条の七第一項(同項の表の第八号から第十一号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用する。

**7** 新租税特別措置法第四十四条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

**8** 新租税特別措置法第四十五条第一項(同項の表の第一号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

**9** 新租税特別措置法第四十五条第一項(同項の表の第十号に係る部分に限る。)の規定は、法人が沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第二十一号)の施行の日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

**10** 新租税特別措置法第四十五条の二第三項第三号の規定は、法人が医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第二十五号)の施行の日以後に取得又は建設をする同号に掲げる建物及びその附属設備について適用する。

**11** 新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用し、法

人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第四十七条第三項第六号の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同号に掲げる構築物について適用する。

14 新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第四十九条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する通気坑道又は排水坑道について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第四十九条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)  
第十七条 新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次に定める場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取扱った場合において、施行日以後に新租税特別措置法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、同項の規定の例による。

3 新租税特別措置法第五十五条第三項の規定は、法人が沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第二十一号)の施行の日以後に取得する同項に規定する特定株式等について適用する。

4 新租税特別措置法第五十五条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する特定株式について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条の四第一項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第五十五条の七第一項(同項の第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人の平成十年六月十七日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。  
(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)  
第十八条 新租税特別措置法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条第一項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の六(次項第二号)とあるのは「当該事業年度開始の日から平成十年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七(次項第二号)に掲げる取引によるものについては、百分の十二)に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の六(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額」との合計額」とする。  
(新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例の廃止に伴う経過措置)  
第十九条 旧租税特別措置法第六十二条の規定は、法人が平成十年一月一日以後に取得した同条第一項に規定する新規取得土地等については適用がないものとし、法人が同日前に取得した当該新規取得土地等についてはこの法律の施行後もなおその効力を有する。この場合において、同条の規定の適用については、同条第一項中「同じ。」の額」とあるのは「同じ。」の額(第六十六条の五第一項(同条第七項において準用する場合を含む。))の規定により損金の額に算入されない金額を除く。以下この条において同じ。」と、同条第三項第二号中「その日」とあるのは「その日」と平成九年十二月三十一日のいずれか早い日」とする。  
(法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置)  
第二十条 新租税特別措置法第六十二条の三第三項の規定は、平成十年一月一日を含む事業年度において同日前に同条第一項に規定する土地の譲渡等(次項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等及び第三項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等を除く。以下この項において「土地の譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日前にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ。))の合計額が当該事業年度にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額を上回るものに限る。)が当該事業年度の同日以後にした土地の譲渡等については、適用しない。

2 新租税特別措置法第六十三条第七項の規定は、平成十年一月一日を含む事業年度において同日前に同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等を除く。以下この項において「短期所有に係る土地の譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に短期所有に係る土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日前にした短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ。))の合計額が当該事業年度にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額を上回るものに限る。)が当該事業年度の同日以後にした土地の譲渡等については、適用しない。

3 旧租税特別措置法第六十三条の二の規定は、法人が平成十年一月一日から施行日の前日までにした同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等(以下この条において「超短期所有に係る土地の譲渡等」という。)(次項の規定の適用があるものを除く。)については、適用がないものとし、法人が同年一月一日前にした超短期所有に係る土地の譲渡等については、なお従前の例による。

4 平成十年一月一日を含む事業年度において同日前に超短期所有に係る土地の譲渡等(以下この項において「前期譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に超短期所有に係る土地の譲渡等をしたもの(前期譲渡等に係る譲渡利益金額(旧租税特別措置法第六十三条の二第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。))の合計額が当該事業年度にした超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額を上回るものに限る。)が当該事業年度の同日以後にした超短期所有に係る土地の譲渡等については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 施行後、第二項又は前項の法人がこれらの規定の適用を受けた事業年度において平成十年一月一日以後にしたこれらの規定に規定する土地の譲渡等、短期所有に係る土地の譲渡等又は超短期所有に係る土地の譲渡等に係る新租税特別措置法第六十二条の三第八項又は同条第九項(新租税特別措置法第六十三条第四項又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十三条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用に必要事項は、政令で定める。  
(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)  
第二十一条 新租税特別措置法第六十五条第一項の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に同項に規定する換地処分等により取得する資産について適用する。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第九号、第十一号及び第二十号の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九までの規定は、法人が平成十年一月一日以後に新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同表の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項の特別勘定について適用し、法人が同日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした同表の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項の特別勘定並びに法人が同日以後に新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同表の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 前条第二項の規定により新租税特別措置法第六十三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る土地等は、新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九までの規定の適用については、新租税特別措置法第六十五条の七第一項、第六十五条の八第一項及び第六十五条の九に規定する

業年度において同日以後に土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日前にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ。))の合計額が当該事業年度にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額を上回るものに限る。)が当該事業年度の同日以後にした土地の譲渡等については、適用しない。

2 新租税特別措置法第六十三条第七項の規定は、平成十年一月一日を含む事業年度において同日前に同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等(次項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等を除く。以下この項において「短期所有に係る土地の譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に短期所有に係る土地の譲渡等をしたもの(当該事業年度の同日前にした短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額(同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。以下この項において同じ。))の合計額が当該事業年度にした土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額を上回るものに限る。)が当該事業年度の同日以後にした土地の譲渡等については、適用しない。

3 旧租税特別措置法第六十三条の二の規定は、法人が平成十年一月一日から施行日の前日までにした同条第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等(以下この条において「超短期所有に係る土地の譲渡等」という。)(次項の規定の適用があるものを除く。)については、適用がないものとし、法人が同年一月一日前にした超短期所有に係る土地の譲渡等については、なお従前の例による。

4 平成十年一月一日を含む事業年度において同日前に超短期所有に係る土地の譲渡等(以下この項において「前期譲渡等」という。)をした法人で当該事業年度において同日以後に超短期所有に係る土地の譲渡等をしたもの(前期譲渡等に係る譲渡利益金額(旧租税特別措置法第六十三条の二第二項第二号に規定する譲渡利益金額をいう。))の合計額が当該事業年度にした超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額を上回るものに限る。)が当該事業年度の同日以後にした超短期所有に係る土地の譲渡等については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 施行後、第二項又は前項の法人がこれらの規定の適用を受けた事業年度において平成十年一月一日以後にしたこれらの規定に規定する土地の譲渡等、短期所有に係る土地の譲渡等又は超短期所有に係る土地の譲渡等に係る新租税特別措置法第六十二条の三第八項又は同条第九項(新租税特別措置法第六十三条第四項又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十三条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用に必要事項は、政令で定める。  
(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)  
第二十一条 新租税特別措置法第六十五条第一項の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に同項に規定する換地処分等により取得する資産について適用する。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第九号、第十一号及び第二十号の規定は、法人が中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九までの規定は、法人が平成十年一月一日以後に新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同表の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項の特別勘定について適用し、法人が同日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした同表の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項の特別勘定並びに法人が同日以後に新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同表の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 前条第二項の規定により新租税特別措置法第六十三条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する短期所有に係る土地の譲渡等に係る土地等は、新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九までの規定の適用については、新租税特別措置法第六十五条の七第一項、第六十五条の八第一項及び第六十五条の九に規定する

新租税特別措置法第六十三条第一項の規定の適用がある土地等に該当しないものとみなす。  
(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二十二條 新租税特別措置法第六十六条の六の規定は、その施行日以後に終了する事業年度の終了の日において同条第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、その施行日前に終了した事業年度の終了の日において旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等に該当した外国法人の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税に関する経過措置)

第二十三條 旧租税特別措置法第六十七条の十第一項に規定する外国法人が施行日前に同項に規定する外国為替公認銀行に預入し、又は貸し付けた同項に規定する預金又は貸付金につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

(銀行持株会社の創設等に係る課税の特例に関する経過措置)

第二十四條 新租税特別措置法第六十七条の十から第六十七条の十二までの規定は、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第百二十一号)の施行の日以後に行うこれらの規定に規定する交付、合併及び譲渡に係る法人税について適用する。

(地価税の課税の停止に係る経過措置)

第二十五條 新租税特別措置法第七十一条の規定は、平成十年以後の各年の課税時期において、個人又は法人が有する地価税法(平成三年法律第六十九号)第二条第一号に規定する土地等に係る地価税について適用し、平成九年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十六條 新租税特別措置法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に国から同項に規定する売渡しを受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十四条第二項の規定は、東海旅客鉄道株式会社が行日以後に受ける同項に規定する土地若しくは建物の所有権の移転の登記又は当該土地の地上権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十四条第二項に規定する旅客鉄道株式会社が受けた同項に規定する土地若しくは建物の所有権の移転の登記又は当該土地の地上権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第二十七條 新租税特別措置法第九十一条の二の規定は、施行日以後に作成される印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一第三号に掲げる約束手形について適用する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四條 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第二十二條第三項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十八条の三第一項に規定する組合員又は所員たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得する同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第七十八条の三第一項に規定する組合員又は所員たる中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附則(平成一〇年三月三十一日法律第二四号)抄

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(所得税の特別修繕準備金に関する経過措置)

第二十一條 第三条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二十条の五の規定は、個人が平成十一年以後の各年において事業の用に供する同条第一項各号に掲げる固定資産(附則第十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第五十五条の特別修繕引当金勘定が設けられている固定資産を除く。)について、適用する。

(同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例に関する経過措置)

第二十二條 新租税特別措置法第四十一条の十四の規定は、平成十年分以後の所得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置(原則))

第二十三條 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(特別修繕準備金に関する経過措置)

第二十四條 新租税特別措置法第五十七条の八の規定は、法人が施行日以後に開始する各事業年度において事業の用に供する同条第一項各号に掲げる固定資産(当該固定資産に係る附則第七條第一項に規定する特別修繕引当金勘定の金額があるものを除く。)について、適用する。

(土地等の現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十五條 法人が施行日前にした第三条の規定による改正前の租税特別措置法(次条において「旧租税特別措置法」という。)第六十六条第一項に規定する出資により取得した株式に係る所得の金額の計算については、なお従前の例による。

(外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例に関する経過措置)

第二十六條 法人が施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の四第一項に規定する外国子会社から受けた旧法人税法第六十九条第四項に規定する配当等の額に係る旧租税特別措置法第六十八条の四第一項に規定する外国孫会社の所得に対して課された同項に規定する外国法人税については、なお従前の例による。

附則(平成一〇年三月三十一日法律第三二号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成一〇年五月二十九日法律第八四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

10条第三項の規定は、平成十年分以後の所得税について適用し、平成九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(中小企業者の機械の特別償却に関する経過措置)

第五條 個人が平成十年五月三十一日以前に取得又は製作をした新租税特別措置法第十二條の二第一項に規定する機械及び装置(次項に規定する政令で定める機械及び装置を除く。)については、なお従前の例による。

2 個人が取得又は製作をして事業の用に供する租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十二号)以下「平成十一年改正措置法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「平成十一年新措置法」という。)第十二條の二第一項に規定する機械及び装置が政令で定める機械及び装置である場合における同項の規定の適用については、同項中「平成十二年六月一日」とあるのは、「昭和四十七年四月一日」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における平成十一年新措置法第十條の二から第十條の五まで、第十二條の二、第十三條から第十四條まで、第十六條、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三(平成十一年新措置法第三十七條の五第二項及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十四條第五項において準用する場合を含む。)の規定並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)以下「平成十一年改正法」という。)附則第十條第九項又は第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「平成十一年旧法」という。)第十三條の二、平成十一年改正法附則第十四條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第三十七條の三及び平成十一年改正措置法附則第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正措置法による改正前の租税特別措置法(以下「平成十一年旧措置法」という。)第三十七條の三の規定の適用については、これらの規定に規定する平成十一年新措置法第十二條の二第一項の規定

(特別修繕準備金に関する経過措置)

第二十四條 新租税特別措置法第五十七条の八の規定は、法人が施行日以後に開始する各事業年度において事業の用に供する同条第一項各号に掲げる固定資産(当該固定資産に係る附則第七條第一項に規定する特別修繕引当金勘定の金額があるものを除く。)について、適用する。

(土地等の現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十五條 法人が施行日前にした第三条の規定による改正前の租税特別措置法(次条において「旧租税特別措置法」という。)第六十六条第一項に規定する出資により取得した株式に係る所得の金額の計算については、なお従前の例による。

(外国子会社の配当等に係る外国税額控除の特例に関する経過措置)

第二十六條 法人が施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の四第一項に規定する外国子会社から受けた旧法人税法第六十九条第四項に規定する配当等の額に係る旧租税特別措置法第六十八条の四第一項に規定する外国孫会社の所得に対して課された同項に規定する外国法人税については、なお従前の例による。

附則(平成一〇年三月三十一日法律第三二号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成一〇年五月二十九日法律第八四号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第四條 第二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第

は、前項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとする。

（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六条 新租税特別措置法第四十二条の四第三項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等の機械の特別償却に関する経過措置）

第七条 法人が平成十年五月三十一日以前に取得又は製作をした新租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置（次項に規定する政令で定める機械及び装置を除く。）については、なお従前の例による。

2 法人が取得又は製作をして事業の用に供する平成十一年新措置法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置が政令で定める機械及び装置である場合における同項の規定の適用については、同項中「平成十二年六月一日」とあるのは、「昭和四十七年四月一日」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における平成十一年新措置法第四十二条の五から第四十二条の十まで、第四十五条の二、第四十六条から第四十七条まで、第四十九条、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十一条の三、第六十四条（平成十一年新措置法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七（平成十一年新措置法第六十五条の八第七項並びに阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十号第五項及び第二十一条第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七條の四の規定並びに平成十一年改正法附則第二十六條第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第四十六條、平成十一年改正法附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の七（同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）及び平成十一年改正措置法附則第五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第

六十五條の七（同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第六十五條の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定に規定する平成十一年新措置法第四十五條の二第一項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される場合を含むものとする。

附則（平成一〇年六月二日法律第八六号）抄

（施行期日等）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年六月一〇日法律第九号）抄

（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を經過した日から施行する。

附則（平成一〇年六月一五日法律第一〇七号）抄

この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。

附則（平成一〇年六月一五日法律第一〇七号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二條中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五條の六に係る部分に限る。）、第二十三條の規定並びに第二十五條の規定並びに附則第四十條、第四十二條、第五十八條、第六百三十六條、第四百九條、第五百八條、第六百六十四條、第四百九條、第五百八條、第六百六十四條、第六百八十七條（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第六百八十八條から第九百九十九條までの規定 平成十年七月一日  
（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第二百四十五條 第二十六條の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条及び次条において

「新租税特別措置法」という。）第八條の二の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同条第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた第二十六條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「旧租税特別措置法」という。）第八條の二第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する証券投資信託の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八條の三第一項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する公募国外証券投資信託に係る同項に規定する公募国外証券投資信託の配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第八條の三第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する国外証券投資信託の配当等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八條の三第二項、第三項及び第六項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同条第二項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する公募国外証券投資信託の配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第八條の三第一項に規定する証券投資信託に係る同条第二項に規定する国外証券投資信託の配当等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八條の六の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同条第一項第一号に規定する証券投資信託に係る同号に掲げる配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第八條の五第一項第一号に規定する証券投資信託に係る同号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第九條第一項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する配当所得について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第九條第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第九條第三項の規定は、平成十一年分以後の所得税について適用する。

7 新租税特別措置法第三十七條の十第三項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する私募証券投資信託の受益証券について適用する。

8 新租税特別措置法第三十七條の十第五項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する私募証券投資信託に係る同項に規定する支払われる金額について適用する。

9 新租税特別措置法第三十七條の十五第一項第一号及び第二号の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項第一号に規定する証券投資信託に係る同号及び同項第二号に掲げる所得について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第三十七條の十五第一項第一号に規定する証券投資信託に係る同号及び同項第二号に掲げる所得については、なお従前の例による。

（処分等の効力）  
第八十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第九十條 附則第二条から第九十六條まで、第九十三條、第九十九條及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年九月二八日法律第一〇号）  
この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月一九日法律第一三六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)  
第九條 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一〇年二月一八日法律第一四八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一〇年二月一八日法律第一五二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一二年三月三十一日法律第八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)  
第十一条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第六十七條の二第一項及び第六十八條の三第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (平成一二年三月三十一日法律第九号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定(一)第九十二條「附則」を「第四節 印紙税法の特例(第九十一條―第九十二條) /第七章 利子税等の割合の特例(第九十三條―第九十六條) /附則」に改める部分に限る。、同法第一条の改正規定、同法第六十六條の三の改正規定及び同法の本則に一章を加える改正規定並びに附則第四十一條の規定 平成十二年一月一日
- 二 第一条中租税特別措置法第八條第一項第一号の改正規定(一)により登録した公社債の下に(「国債にあつては、第五條の二第四項第四号に規定する一括登録がされているもの

に限る。)」を加える部分に限る。)、及び附則第四條の規定 平成十三年一月一日

三 第一条中租税特別措置法第十條の四第一項の改正規定(「当該特定事業基盤強化設備が第六号に定める資産である場合には、百分の二十」)を削る部分及び同項第六号の改正規定に限る。)、同条第三項の改正規定(「当該特定事業基盤強化設備が第一項第六号に定める資産である場合には、百分の五」)を削る部分に限る。)、同条第四項の改正規定、同法第四十二條の七第一項の改正規定(「当該特定事業基盤強化設備が第六号に定める資産である場合には、百分の二十」)を削る部分及び同項第六号の改正規定(「当該特定事業基盤強化設備が前項第六号に定める資産である場合には、百分の五」)を削る部分に限る。)、及び同条第三項の改正規定並びに附則第八條第一項及び第二十四條第二項の規定 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第百十号)の施行の日

四 第一条中租税特別措置法第十條の四第一項第七号の改正規定、同法第十三條の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(同項に一号を加える部分に限る。)、同法第十八條第一項の改正規定(平成十一年三月三十一日)を「平成十三年三月三十一日」に改める部分を除く。、同法第四十二條の七第一項第七号の改正規定、同法第四十六條の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(同項に一号を加える部分に限る。)、同法第五十二條第一項の改正規定(平成十一年三月三十一日)を「平成十三年三月三十一日」に改める部分を除く。、同法第六十六條の十第一項の改正規定(平成十一年三月三十一日)を「平成十三年三月三十一日」に改める部分を除く。、同法第六十六條の十四に各号を加える改正規定(第二号に係る部分に限る。))並びに附則第八條第二項、第十條第十項及び第十六項、第十四條第七項、第二十四條第三項、第二十六條第十三項及び第十九項、第二十九條第五項並びに第三十條の規定 中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の施行の日

五 第一条中租税特別措置法第十一條の五の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(同項の表の第一号の改正規定を除く。)、同法第四十四條の六第一項の表の第三号を削る改正規定及び同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を削り、同表に一号を加える改正規定並びに附則第十條第五項並びに第二十六條第六項及び第七項の規定 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の施行の日

六 第一条中租税特別措置法第三十七條の十三の次に一号を加える改正規定及び同法第六十七條の九の次に三條を加える改正規定並びに附則第十六條及び第三十三條の規定 商法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第百二十五号)の施行の日

七 第一条中租税特別措置法第三十七條の十六第一項に一号を加える改正規定及び附則第十七條第二項の規定 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号) 附則第一条ただし書に規定する日

八 第一条中租税特別措置法第八十五條第一項の改正規定、同法第八十八條の改正規定及び同法第八十八條の三及び第八十八條の四の改正規定並びに附則第三十八條第一項及び第四項、第五十一條並びに第五十三條の規定 平成十一年五月一日

九 第一条中租税特別措置法第九十條の八第一項の改正規定(「二万五千六百円」を「一万三千円」に改める部分に限る。))及び附則第三十九條の規定 平成十一年七月一日

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に關する経過措置の原則)  
第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。))第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十一年分以後の所得税について適用し、平成十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第四十四條の六第一項の表の第三号を削る改正規定及び同表の第四号を同表の第三号とし、同表の第五号を削り、同表に一号を加える改正規定並びに附則第十條第五項並びに第二十六條第六項及び第七項の規定 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の施行の日

六 第一条中租税特別措置法第三十七條の十三の次に一号を加える改正規定及び同法第六十七條の九の次に三條を加える改正規定並びに附則第十六條及び第三十三條の規定 商法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第百二十五号)の施行の日

七 第一条中租税特別措置法第三十七條の十六第一項に一号を加える改正規定及び附則第十七條第二項の規定 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号) 附則第一条ただし書に規定する日

八 第一条中租税特別措置法第八十五條第一項の改正規定、同法第八十八條の改正規定及び同法第八十八條の三及び第八十八條の四の改正規定並びに附則第三十八條第一項及び第四項、第五十一條並びに第五十三條の規定 平成十一年五月一日

九 第一条中租税特別措置法第九十條の八第一項の改正規定(「二万五千六百円」を「一万三千円」に改める部分に限る。))及び附則第三十九條の規定 平成十一年七月一日

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に關する経過措置の原則)  
第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。))第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十一年分以後の所得税について適用し、平成十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 新租税特別措置法第五條の二の規定は、非居住者又は外国法人が支払を受ける同条第一項に規定する一括登録国債の利子でその計算期間の初日が平成十一年九月一日以後であるものについて適用する。

(金融機関等を受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用に關する経過措置)  
第四条 新租税特別措置法第八條第一項第一号の規定は、同項に規定する金融機関又は同条第二

項に規定する証券業者等が支払を受ける同号に掲げる利子でその計算期間の初日が平成十三年一月一日以後であるものについて適用し、その計算期間の初日が平成十三年一月一日以前であるものについては、なお従前の例による。

(上場会社等の利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例等に關する経過措置)  
第五条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。))前に利益をもつてする株式の消却に係る第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。))第九條の五第一項に規定する公開買付けに応じ行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした個人の同条第三項に規定する場合における当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第九條の五第一項に規定する個人が、施行日から平成十四年十二月三十一日までの間に、利益をもつてする株式の消却に係る同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、同条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第一項の規定の一」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法第九條の四第一項の規定」と、「第三十七條の十一」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号) 附則第十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七條の十一」とする。

3 個人が、施行日前に旧租税特別措置法第九條の七第三項に規定する決議による株式の買受けに係る同項に規定する公開買付けに応じて行う株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

4 個人が、施行日から商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号) 附則第二十四條第一項に規定する株式会社と同項に規定する次期決算期に關する定時総会の終結の時点までの間に、当該株式会社の同法による廃止前の株式の消却の手續に關する商法の特例に關す

るものについては、なお従前の例による。



る法律（平成九年法律第五十五号）第三条の二第四項の決議による株式の買受けに係る旧租税特別措置法第九條の七第三項に規定する公開買付けに依りて行つた株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第三十七條の十一」とあるのは、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第三十七條の十一」とする。

（試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第六條** 新租税特別措置法第十條の規定は、個人の平成十二年以後の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第三項第一号に規定する試験研究費の額及び同項第四号に規定する特別試験研究費の額について適用し、平成十一年以前の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される旧租税特別措置法第十條第七項第一号に規定する試験研究費の額、平成十一年三月三十一日以前に個人の事業の用に供した同項第二号に規定する基盤技術開発研究用資産、同年以前の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同項第三号に規定する特別試験研究費の額については、なお従前の例による。

**2** 前項の基盤技術開発研究用資産につき旧租税特別措置法第十條第二項から第四項までの規定の適用がある場合における当該基盤技術開発研究用資産の取得に係る新租税特別措置法第二十八條の第三第三項（新租税特別措置法第二十七條の五第二項において準用する場合を含む。）及び第三十七條の九の二第五項の規定の適用については、新租税特別措置法第二十八條の第三十一項中「までの規定」とあるのは、「まで並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成十一年旧法」という。）第十條第二項から第四項までの規定」と、新租税特別措置法第三十三條の六第二項、第三十七條の三

第三項及び第三十七條の九の二第五項中「までの規定」とあるのは、「まで並びに平成十一年旧法第十條第二項から第四項までの規定」とする。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第七條** 新租税特別措置法第十條の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十條の二第二項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第八條** 新租税特別措置法第十條の四（同条第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる個人が持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、旧租税特別措置法第十條の四第一項第六号に掲げる個人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第十條の四（同条第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる個人が中小企業経営革新支援法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、旧租税特別措置法第十條の四第一項第七号に掲げる個人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第九條** 新租税特別措置法第十條の七の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十條の七第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

**第十條** 新租税特別措置法第十一條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第十一條の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の二第二項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

**3** 新租税特別措置法第十一條の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する事業革新設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一條の三第二項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

**4** 新租税特別措置法第十一條の五第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の五第二項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

**5** 個人が平成十一年三月三十一日以前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の五第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

**6** 新租税特別措置法第十二條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二條第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

**7** 新租税特別措置法第十二條の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二條の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

**8** 施行日から中小企業経営革新支援法の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第十三條の二第一項の規定の適用については、同項中「百分の二十七（当該機械設備等が第一号に定める漁船である場合には、百分の十六）」とあるのは、「百分の十六」とする。

**9** 中小企業経営革新支援法の施行の日以前に旧租税特別措置法第十三條の二第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受けた同号の商工組合等の構成員である個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条の規定（同号に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「平成十一年三月三十一日」とあるのは、「中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）附則第二條の四（昭和二十八年法律第六十四号）第二條」とあるのは、「中小企業近代化促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第二條」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とあるのは、「中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）附則第二條の規定による廃止前の中小企業近代化促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第二條」と、同条中「平成十一年三月三十一日」とあるのは、「中小企業近代化促進法」という。第二條」と、同条中「平成十一年三月三十一日」とあるのは、「中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）の施行の日（前日）」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の施行の日（前日）」と、同条中「中小企業近代化促進法」とあるのは、「旧中小企業近代化促進法」と、同条中「中小企業近代化促進法」とあるのは、「旧中小企業近代化促進法」とあるのは、「旧中小企業近代化促進法第一項」とあるのは、「旧中小企業近代化促進法第一項」とする。

**11** 施行日から平成十三年十二月三十一日までの間に沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）第二十條第一項に規定する構造改善計画につき同項又は同条第二項の承認を受ける同条第一項の商工組合等の構成員である個人の有する旧租税特別措置法第十三條の二第二項第一号に定める減価償却資産については、なおその効力を有する。

**12** 旧租税特別措置法第十三條の二第二項第二号に規定する構造改善事業計画又は構造改善円滑化計画につき同号の承認を受けた同号の特定組合又は特定商工組合等の構成員である個人が平成十一年において有する同号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

**13** 新租税特別措置法第十四條第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別

別措置法第十四条第三項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

14 個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第十六条第二項に規定する通気坑道又は排水坑道については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第十八条第一項第二号の規定は、個人が中小企業経営革新支援法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、個人が同日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第二号、第三号又は第八号に定める負担金については、なお従前の例による。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第十一条 平成十一年分の所得税に係る新租税特別措置法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「総収入金額のうち」とあるのは「総収入金額のうち租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第二十一条第一項に規定する技術等海外取引又は」と、「当該収入金額の百分の十二」とあるのは「平成十一年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の同条第二項各号に掲げる取引による収入金額の百分の六（同項第二号に掲げる取引によるものについては、百分の十二）に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の技術等海外取引による収入金額の百分の十二」と、「金額（当該金額）」とあるのは「金額との合計額（当該合計額）」とする。

（特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第十二条 旧租税特別措置法第二十九条の第二第五項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が施行日前にした同項に規定する特定株式又は承継特定株式の同項に規定する株式等の譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第二十九条の第二第四項に規定する特例適用者又は承継特例適用者が、施行日から平成十四年十二月三十一日までの期間内に、同項に規定する特定株式又は承継特定株式の譲渡をする場合における当該譲渡による所得については、旧租税特別措置法第二十九条の二

第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第五項中「第三十七条の十一第一項」とあるのは、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項」とする。

第十三条 新租税特別措置法第三十条の二の規定は、個人が施行日以後に行うその有する山林の同条第一項に規定する伐採又は譲渡について適用し、個人が施行日前に行ったその有する山林の旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

第十四条 新租税特別措置法第三十一条第二項の規定は、個人が平成十一年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十一条の二の規定は、個人が平成十一年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等予定地のための譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号の規定は、個人が平成十一年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第八号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用す

5 旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十九号の上欄のイ又は同表の第二十号の上欄のイ若しくはハに掲げる個人が施行日前に行った同表の第十九号の上欄又は同表の第二十号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

6 旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十九号の上欄のイに掲げる個人が施行日から同欄のイの承認を受けた日以後三年を経過する日までの間に行う同欄に掲げる資産の譲渡については、同条から第三十七条の四まで（同欄のイに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第三十一条若しくは」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）以下「平成十一年改正法」という。）、第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成十一年新法」という。）第三十一条（平成十一年新法第三十一条の二の規定により適用される場合を含む。）若しくは」と、同欄のイ中「平成十一年三月三十一日まで」とあるのは「中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）の施行の日の前日まで」と、旧租税特別措置法第三十七条第四項及び第五項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第六項中「第三十一条第一項」とあるのは「平成十一年新法第三十一条第一項」と、同条第七項及び第八項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、旧租税特別措置法第三十七条の三第三項中「第十条第二項から第四項まで、第十条の二から第十条の五まで、第十条の七から第十二条の三まで及び第十三条の三から第十六条までの規定」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第十九条各号に掲げる規定（同法第十三条第一項及び第十三条の二の規定を除く。）とする。

7 中小企業経営革新支援法の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中「前日まで」とあるのは、「前日まで」と、「特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは、「同法附則第二条の規定による廃止前の特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）」とする。

8 第六項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十一条の三、第三十四条から第三十六条の三まで、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十六条の六、第三十七条の五及び第三十七条の六の規定の適用については、新租税特別措置法第三十一条の三第一項中「第三十七条の九の二の規定」とあるのは「第三十七条の九の二の規定若しくは租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成十一年旧法」という。）第三十七条若しくは第三十七条の四の規定」と、新租税特別措置法第三十四条第一項、第三十四条の二第二項及び第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九の二」とあるのは「若しくは第三十七条の九の二又は平成十一年旧法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新租税特別措置法第三十五条第一項中「第三十七条の九の二」とあるのは「第三十七条の九の二の規定若しくは平成十一年旧法第三十七条の九の二の規定」と、新租税特別措置法第三十六条の二第二項中「又は第三十七条の九の二」とあるのは「若しくは第三十七条の九の二」と、新租税特別措置法第三十七条の二第一項中「又は第三十七条の九の二」とあるのは「若しくは第三十七条の九の二又は平成十一年旧法第三十七



4 第二項の居住者が、二以上の住宅の取得等を受け、かつ、これらの住宅の取得等をした同項の居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を平成十一年一月一日から同年三月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、同項に規定する選択は、これらの住宅の取得等に係る特例適用住宅借入金等の金額のすべてについてしなればならないものとする。

5 第二項の居住者が、特例適用住宅借入金等の金額（同項の規定により新租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けるものに限る。）に係る住宅の取得等以外の住宅の取得等（以下この項において「他の住宅取得等」という。）をし、かつ、当該他の住宅取得等をした新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を平成十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、特例適用年において当該他の住宅取得等に係る同項に規定する住宅借入金等（以下この項において「平成十一年居住分の他の住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、当該平成十一年居住分の他の住宅借入金等の金額は、特例適用住宅借入金等の金額に該当するものとみなして、第二項から前項までの規定を適用する。

6 第二項の規定により新租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、新租税特別措置法第四十一条第一項中「六年間（同日（以下この項、次項及び次条において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び次条において「平成十三年前期」という。）の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日」とあるのは「六年間の各年（同日」と、新租税特別措置法第四十一条の二の二の項中「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する」とあるのは「の属する」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年前期の日である場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には八年内とする。）」とあるのは「四年内」と、「第四十一条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

あるのは「の属する」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）の日である場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には八年内とする。）」とあるのは「四年内」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「五年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は当該居住日が平成十三年前期の日である場合には十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には九年内とする。）」とあるのは「五年内」と、「同条第五項中「居住日」とあるのは「第四十一条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年前期の日である場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には八年内とする。）」とあるのは「四年内」と、「第四十一条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

7 第二項の規定により新租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条第十項の規定の特例その他第二項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除に関する経過措置）

第十九条 居住者が平成十年十二月三十一日以前に行った旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡資産の譲渡につき同条第一項の規定の適用を受けた場合における当該適用に係る同条第四項に規定する買換え資産の取得については、なお従前の例による。

2 居住者が平成十年十二月三十一日以前に行った旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一

号に規定する譲渡資産の譲渡に係る同条第五項に規定する買換え資産に係る居住用財産の譲渡損失の金額については、なお従前の例による。

3 平成十年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡資産の譲渡を行った同条第十項に規定する者の同項の規定による修正申告書の提出及び当該修正申告書の提出により納付すべき税額の納付については、なお従前の例による。

（償還差益に対する分離課税等に関する経過措置）

第二十条 外国法人が施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の第十二項に規定する割引債については支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第二十一条 附則第六条から第九条まで、第十四条又は第十八条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下「所得税等負担軽減措置法」という。）第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第六条から第九条まで、第十四条及び第十八条の規定並びに」とする。

2 附則第十八条の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第十二条の規定の適用については、同条第二項中「規定を」とあるのは、「規定（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十八条の規定の適用がある場合には、当該規定を含む。）を」と、「同条第二号」とあるのは、「所得税法第九十号第二号」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第二十二条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同

じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十三条 新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第四十二条の五第二項に規定する法人が同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等の取得又は製作若しくは建設をした場合における新租税特別措置法第四十二条の四から第四十二条の十二までの規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項、第四十二条の八第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項及び第四十二条の十二第二項中「第六十八号の二」とあるのは、「第六十八号の二並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十三条第一項」とする。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十四条 新租税特別措置法第四十一条の七の規定は、次項及び第三項に定めるものを除き、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十二条の七（同条第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる法人が持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業

基盤強化設備について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第六号に掲げる法人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十二条の七(同条第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる法人が中小企業経営革新支援法の施行の日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第七号に掲げる法人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定中核的民間施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定中核的民間施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする

同項に規定する事業革新設備について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十四条の六第一項(同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項(同項の表の第二号及び第四号に係る部分に限る。)に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

6 法人が平成十一年三月三十一日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項(同項の表の第三号に係る部分に限る。)に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

7 法人が平成十一年五月三十一日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項(同項の表の第五号に係る部分に限る。)に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第四十四条の七第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する商業施設等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項に規定する商業施設等については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

12 中小企業経営革新支援法の施行の日前に旧租税特別措置法第四十六条第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受けた同号の商工組合等の構成員である法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条の規定(同号に係る部分に限る。)は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「平成十一年三月三十一日」とあるのは、「中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の施行の日」と、「同法」とあるのは、「中小企業近代化促進法」とする。

13 中小企業経営革新支援法の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中「平成十一年三月三十一日」とあるのは、「中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)とあるのは、「中小企業近代化促進法第二条による廃止前の中小企業近代化促進法(昭和三十一年法律第六十四号)以下、「旧中小企業近代化促進法」という。第二号」と、「平成十一年三月三十一日」とあるのは、「中小企業経営革新支援法」と、「中小企業近代化促進法」とあるのは、「旧中小企業近代化促進法」と、「中小企業近代化促進法」とあるのは、「旧中小企業近代化促進法」とする。

14 施行日から平成十三年十二月三十一日までの間に沖繩振興開発特別措置法第二十条第一項に規定する構造改善計画につき同項又は同条第二項の承認を受ける同条第一項の商工組合等の構成員である法人の有する旧租税特別措置法第四十六条第一項第一号に定める減価償却資産については、同条の規定(同号に係る部分に限る。)は、なおその効力を有する。

15 第十二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、同法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の九から第四十四条の八まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の九から第四十八条まで又は租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)附則第二十六条」とあるのとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条」とする。

16 旧租税特別措置法第四十六条第一項第二号に規定する構造改善事業計画又は構造改善円滑化計画につき同号の承認を受けた同号の特定組合又は特定商工組合等の構成員である法人が平成十一年六月三十日以前に終了する事業年度において有する同号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第四十七条第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

18 新租税特別措置法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支払う場合について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十条第一項に規定する植林費を支払った場合については、なお従前の例による。

19 新租税特別措置法第五十二条第一項第二号の規定は、法人が中小企業経営革新支援法の施行の日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、法人が同日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第二号、第三号又は第八号に定める負担金については、なお従前の例による。

20 新租税特別措置法第五十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

21 沖繩振興開発特別措置法第四十六条第四項に規定する内国法人が施行日から平成十四年三月三十一日までの間に取得する同項に規定する株式又は出資については、旧租税特別措置法第五十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第八項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

22 旧租税特別措置法第五十五条の六第一項に規定する法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てた海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額を有するもの施行日以後に開始する事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

る。この場合において、同項中「平成十二年三月三十一日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同条第七項中「第五十五条の六第一項」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十七條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の六第一項」と、同条第八項中「平成十二年三月三十一日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」とする。

4 新租税特別措置法第五十六条の二第一項に規定する大規模な事業者として財務省令で定める法人が施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第五十六条の二第一項の規定により積み立てたガス熱量変更準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第五十六条の三第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同項の規定の適用については、同項中「十三万円」とあるのは、「十五万円」とする。

6 旧租税特別措置法第五十七条の二第一項に規定する法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てた湯水準備金の金額及び施行日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度において積み立てる湯水準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第二条第一項第七号」とあるのは「第二条第一項第九号」と、「いづれか低い金額」とあるのは「いづれか低い金額（平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については当該いづれか低い金額の百分の七十五に相当する金額とし、同年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度については当該いづれか低い金額の百分の五十に相当する金額とし、同年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については当該いづれか低い金額の百分の二十五に相当する金額とする。）」と、同条第八項中「第五十七条の二第一項」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十七條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の二第一項」とする。

第二十八條 新租税特別措置法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条第一項の規定の適用については、同項中「総収入金額のうち」とあるのは「総収入金額のうち」に租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十八条第一項に規定する技術等海外取引又は」と、「当該収入金額の百分の十二」とあるのは「当該事業年度開始の日から平成十一年三月三十一日までの期間内の同条第二項各号に掲げる取引による収入金額の百分の六（同項第二号に掲げる取引によるものについては、百分の十二）に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の技術等海外取引による収入金額の百分の十二」と、「金額（当該金額）」とあるのは「金額との合計額（当該合計額）」とする。（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十九條 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第三号の規定は、法人が平成十一年一月一日以後に同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二十号の上欄のイ又は同表の第二十一号の上欄のイ若しくはハに掲げる法人が施行日前に行つた同表の第二十号の上欄又は同表の第二十一号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二十号の上欄のイ又は同表の第二十一号の上欄のイ若しくはハに掲げる法人が施行日前に行つた同表の第二十号の上欄又は同表の第二十一号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二十号の上欄のイに掲げる法人が施行日から同欄のイの承認を受けた日以後三年を経過する日までの間に行う同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、同条から第六十五条の九まで（同欄のイに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同欄のイ中「平成十一年三月三十一日まで」とあるのは「中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）の施行の日の前日まで」と、旧租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条第七項中「第四十二条の四第二項から第四項まで、第四十二条の九及び第四十二条の十の規定並びに第四十二条の五から第四十二条の八まで、第四十二条の十二から第四十二条の二まで及び第四十二条の三から第五十条まで並びにこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定」とあるのは「租税特別措置法第五号の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定（同法第四十六条及び第四十六条の二第一項並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の三の規定を除く。）」と、旧租税特別措置法第六十五条の八第七項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする。

5 中小企業経営革新支援法の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中「前日まで」とあるのは、「前日まで」と、「特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは「同法附則第二条の規定による廃止前の特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造の変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（平成五年法律第九十三号）」と、同条第四項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十二条の三、第六十五条の三から第六十五条の五まで及び第六十五条の十の規定の適用については、新租税特別措置法第六十二条の三第九項中「又は第六十四条」とあるのは「第六十四条」と、「第六十六条の規定」とあるのは「第六十六条の規定又は租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成十一年旧法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九までの規定」と、「又は第六十五条の十四第四項の規定」とあるのは「若しくは第六十五条の十四第四項の規定又は平成十一年旧法第六十五条の七第四項（平成十一年旧法第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。若しくは第六十五条の八第三項若しくは第四項の規定）」と、新租税特別措置法第六十五条の三第一項、第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは平成十一年旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新租税特別措置法第六十五条の十第一項各号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は平成十一年旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで」とする。

7 新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二十三号の規定は、法人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二十三号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十五条の十一第一項の規定は、法人が平成十一年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の交換又は譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の十一第一項に規定する土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第三十條 新租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号の規定は、同号に掲げる組合等又は特定組合等が中小企業経営革新支援法の施行の日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる商工組合等、同項第三号に掲げる特定組合若しくは特定商工組合等又は同項第八号に掲げる組合等が同日以前に取

置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十九條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「平成十一年旧法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九までの規定」と、「又は第六十五条の十四第四項の規定」とあるのは「若しくは第六十五条の十四第四項の規定又は平成十一年旧法第六十五条の七第四項（平成十一年旧法第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。若しくは第六十五条の八第三項若しくは第四項の規定）」と、新租税特別措置法第六十五条の三第一項、第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは平成十一年旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新租税特別措置法第六十五条の十第一項各号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は平成十一年旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで」とする。

得又は製作をしたこれらの規定に定める固定資産については、なお従前の例による。

**第三十一条** 新租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定は、法人が施行日以後に行う設備の廃棄に係る同項の設備廃棄による欠損金額について適用し、法人が施行日以前に行った設備の廃棄に係る旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。

**第三十二条** 新租税特別措置法第六十六条の十四（同条第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた同条に規定する欠損金額について適用する（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

**第三十三条** 新租税特別措置法第六十七条の九の二から第六十七条の九の四までの規定は、法人が商法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第百二十五号）の施行の日以後に行うこれらの規定に規定する移転又は譲渡に係る法人税について適用する。（銀行持株会社の創設等に係る課税の特例に関する経過措置）

**第三十四条** 新租税特別措置法第六十七条の十二第一項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十七条の十二第一項に規定する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

**第三十五条** 新租税特別措置法第六十八条第一項の規定は、外国法人が支払を受ける同項に規定する利子でその計算期間の初日が平成十一年九月一日以後であるものについて適用する。

**2** 外国法人が施行日以前に発行された旧租税特別措置法第六十八条第二項に規定する割引債について支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

**第三十六条** 新租税特別措置法第六十九条の三の規定は、平成十一年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税に適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧租税特別措置法第六十九条の三第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第七十条の三第一項の規定は、平成十一年一月一日以後に贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第三十七条** 新租税特別措置法第七十条の規定は、平成十二年一月一日以後に行われる同条に規定する贈与により取得する同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前行われた旧租税特別措置法第七十条に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**2** 旧租税特別措置法第七十条の三の表の第三号の上欄に規定する農業を営む者が平成十三年三月三十一日までに同欄に規定する農林地所有権移転等促進事業により同欄に規定する土地を取得し、当該農業を営む者の農業の用に供した場合における当該土地の所有権の移転の登記については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十一年三月三十一日」とあるのは「平成十三年三月三十一日」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする。

**3** 施行日以前に新造された旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する国際船舶についての同項に規定する所有権の保存の登記及び同条第四項に規定する抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**4** 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する承認（同項に規定する事業革新法の規定による承認に限る。）に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日以前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する承認（特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）の規定による承認に限る。）に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**5** 新租税特別措置法第八十三条の七の規定は、施行日以後に同条に規定する特定目的会社が同条に規定する指名金銭債権を取得する場合の質権又は抵当権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。

**6** 新租税特別措置法第八十四条の四の規定は、施行日以後に受ける同条に規定する不動産の登記に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた旧租税特別措置法第八十四条の四に規定する不動産の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**第三十八条** 平成十一年五月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

**2** たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十一条第二項に規定する特定販売業者又は同法第二十七条第二項に規定する卸売販売業者が平成十一年五月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこを同年四月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合又は、当該製造たばこについては、当該特定販売業者又は卸売販売業者を当該製造たばこの製造たばこ製造者とし、当該承認を受けた場所を当該製造たばこの製造場とみなし、当該移入を当該製造たばこの製造場への戻入れとみなして、同法及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三十七号）の規定を適用する。

**3** 前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る場所につきたばこ税及びたばこ特別税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

**4** 平成十一年五月一日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例に関する経過措置）

**第三十九条** 平成十一年七月一日（以下この条において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

**2** 指定日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が課された場合は、その時に、当該航空機の現存する場所においては、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**3** 指定日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の八第二項に規定する一般国内航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所においては、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に対する同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**4** 指定日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなす。

**4** 指定日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなす。





汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十七号第二項の改正規定中「第二十条第十項」を「第二十条第十二項」に改める部分に限る。第二十六号（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二十一条第一項の改正規定中「第二十条第十項」を「第二十条第十二項」に改める部分に限る。）、第三十条及び第三十一条（振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十八条第一項の改正規定中「第二十条第十項」を「第二十条第十二項」に改める部分に限る。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二十一年六月一日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）が施行日以前に行った前条の規定による改正前の租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第一項、第三十三条の三第二項、第三十三条の四第一項又は第六十五条第一項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 施行日以後に新法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十三条の三第二項、第六十四条第一項及び第六十五条第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに緑資源公団法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、「同法第五十三条の二の二第一項」とあるのは「土地改良事業若しくは緑資源公団法附則第十三条

法第三十三条の二第二項第二号中「又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第一項の事業」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第一項の事業又は緑資源公団法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、新租税特別措置法第三十三条の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、緑資源公団法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、新租税特別措置法第三十四条の三第二項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び土地等（旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イに規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき緑資源公団法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により緑資源公団法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第四項に規定する清算金（当該土地等について、緑資源公団法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するもの）とされる旧農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する土地改良法第八十五条第六項において準用する土地改良法第二十一条第六項に規定する施設の利用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は緑資源公団法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の三の二第二項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため緑資源公団法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の二の二第二項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となる土地若しくはその部分を定めたこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得する場合」と、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは緑資源公団法附則第十三条

第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、「第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに緑資源公団法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、「同法第五十三条の二の二第二項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二の二第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第二項の事業」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第二項の事業又は緑資源公団法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、緑資源公団法附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

3 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）の施行の日以後における前項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

場における新租税特別措置法	場における租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）
土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは緑資源公団法（昭和三十一年法律第八十五号）」	第十八条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十八条第一項第七号イの事業若しくは同法
第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに緑資源公団法	第二十二條の四第二項及び同法
第二十三條第二項」と、「同法第五十三條の二の二第一項」とあるのは「土地改良法第五十三條の二の二第一項」と	第二十三條第二項」と

又は農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第二項の事業」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第二項の事業又は緑資源公団法第十九条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、緑資源公団法附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは緑資源公団法附則第十三条第一項第二号イの事業」とする。

4 前三項の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二十三条第一項から第三項までの規定」とする。

附則（平成二十一年六月一日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第二条、第七十二条、第七十六条の二、第七十七条、第百条から第百二条まで及び第百四条から第百七条までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第百八条

から第百十一條の二まで、第百十二條及び第百十三條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第百十四條から第百二十五條まで、第百二十九條、第百三十六條、第百五十五條及び第百五十五條から第百五十七條の二までの改正規定、同條を第百五十七條の三とし、第百五十七條の次に一條を加える改正規定、第百六十條の改正規定並びに附則第八條から第十二條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十一号の改正規定に限る。）及び第二十一條から第二十三條までの規定、平成十二年二月一日

附則（平成二十一年六月一日法律第七三号）抄

（施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七條から第十九條まで及び第二十一條から第六十六條までの規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則（平成二十一年六月一六日法律第七六号）抄

（施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七條から第七十二條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）  
 第六十條 個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）が前條の規定の施行前に行つた同條の規定による改正前の租税特別措置法第二十八條の四第一項、第三十一條の二第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十七條第一項、第六十二條の三第一項、第六十三條第一項、第六十四條第一項、第六十五條の三第一項、第六十五條の四第一項及び第六十五條の七第一項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等又は資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 前條の規定の施行の日以後において、住宅・都市整備公団が旧公団法第五十五條第二項の規定により発行した特別住宅債券は公団が附則第十三條第一項の規定により発行した特別住宅債券に該当するものとみなして、前條の規定による改正後の租税特別措置法第四十一條の十二の規定を適用する。

3 第一項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号。以下この項及び附則第六十八條第二項において「所得税等負担軽減措置法」という。）第六條の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六十條第一項の規定」とする。

附則（平成二十一年六月三〇日法律第八二号）抄

（施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）  
 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十條中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四條の規定（農業改良助長法第十四條の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十二條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定、公布の日

（国等の事務）  
 第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）  
 第六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）  
 第六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）  
 第六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
 第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）  
 第二十五條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

（施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年七月三〇日法律第一一七号）抄

（施行期日）  
 第一条 この法律は、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

（個人の事業革新設備等の特別償却に関する経過措置）  
 第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十一條の三第一項に規定する認定を受け、かつ、同項に規定する承認を受けた同項の個人が、最初に当該承認を受けた日

から第百十一條の二まで、第百十二條及び第百十三條の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、第百十四條から第百二十五條まで、第百二十九條、第百三十六條、第百五十五條及び第百五十五條から第百五十七條の二までの改正規定、同條を第百五十七條の三とし、第百五十七條の次に一條を加える改正規定、第百六十條の改正規定並びに附則第八條から第十二條まで、第十六條、第十八條、第十九條、第二十條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十一号の改正規定に限る。）及び第二十一條から第二十三條までの規定、平成十二年二月一日



と、旧法第六十五条の八第七項中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における新法第六十二条の三、第六十五条の三から第六十五条の五まで及び第六十五条の十の規定の適用については、新法第六十二条の三第九項中「又は第六十四条」とあるのは、「第六十四条」と、「第六十六条の規定」とあるのは「第六十六条の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十二号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法（以下「平成十一年旧法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九までの規定」と、「又は第六十五条の十四第四項の規定」とあるのは「若しくは第六十五条の十四第四項の規定又は平成十一年旧法第六十五条の七第七項（平成十一年旧法第六十五条の八第六項において準用する場合を含む。）若しくは第六十五条の八第三項若しくは第四項の規定」と、新法第六十五条の三第一項、第六十五条の四第一項及び第六十五条の五第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは平成十一年旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新法第六十五条の十第一項各号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は平成十一年旧法第六十五条の七から第六十五条の九まで」とする。

（共同で現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）  
第六条 旧法第六十六条第一項に規定する特定事業法人が施行日前にした同項に規定する特定共同出資については、なお従前の例による。

（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）  
第七条 新法第六十六条の十二第三項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に終了する事業年度において生じた同項に規定する設備廃棄等による欠損金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。

（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）  
第八条 新法第六十六条の十四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた

同条第一項に規定する欠損金額又は設備廃棄等による欠損金額について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧法第六十六条の十四に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）  
第九条 施行日前にされた旧法第八十条第一項に規定する承認（同項に規定する事業革新法の規定による承認に限る。）に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日  
二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定 平成十二年七月一日

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一二二三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）  
第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十二年分以後の所得税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）  
第三条 新租税特別措置法第十条の二の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）  
第四条 旧租税特別措置法第十条の四第一項第五号に掲げる個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）  
第五条 新租税特別措置法第十条の六の規定は、平成十三年分以後の所得税については、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）  
第六条 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

（新租税特別措置法第十一条の三第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する技術革新設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する技術革新設備については、なお従前の例による。）  
3 新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

（新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。）  
5 新租税特別措置法第十一条の八第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する輸入関連事業用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の八第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

（新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。）  
7 新租税特別措置法第十三条第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

（新租税特別措置法第十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項第三号に規定する林業経営改善計画又は同項第四号に規定する共同改善計画につき同項第三号又は第四号に規定する認定を受ける同項第三号又は第四号の個人の有する同項第三号又は第四号に定める減価償却資産について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第三号に規定する林業経営改善計画又は同項第四号に規定する共同改善計画につき同項第三号又は第四号に規定する認定を受けた同項第三号又は第四号の個人の有する同項第三号又は第四号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。）  
9 新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

（新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。）  
10 新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

（新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。）

（新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。）

（新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。）

（新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。）

11 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第三号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

（個人のプログラム等準備金及び技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）  
第七條 新租税特別措置法第二十条の二及び第二十一条の規定は、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）  
第八條 新租税特別措置法第三十一条の二の規定は、個人が平成十二年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条の三第二項の規定は、個人が施行日以後に行うこれらの規定に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条の三第二項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）  
第九條 附則第三条から第五条まで又は前条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第一条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）附則第三条から第五条まで及び第八条の規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）  
第十條 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法

昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第十一條 新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第十二條 旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第五号に掲げる法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

第十三條 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

第十四條 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する技術革新設備について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第二項に規定する技術革新設備については、なお従前の例による。

第十五條 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

第十六條 新租税特別措置法第四十四条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人

が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

第十七條 新租税特別措置法第四十四条の十第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する輸入関連事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

第十八條 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

第十九條 新租税特別措置法第四十五条の二第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第三項に規定する特定医療用建物については、なお従前の例による。

第二十條 新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

第二十一條 新租税特別措置法第四十六条の三第一項の規定は、施行日以後に同項第二号に規定する林業経営改善計画又は同項第三号に規定する共同改善計画につき同項第二号又は第三号に規定する認定を受けた同項第二号又は第三号の法人の所有する同項第二号又は第三号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

第二十二條 新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

第二十三條 新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

第二十四條 新租税特別措置法第四十八条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する特定株式について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第四十八条の二第一項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

第二十五條 新租税特別措置法第四十九条第一項又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

第二十六條 新租税特別措置法第六十条の二第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧租税特別措置法第六十条の二第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

第二十七條 旧租税特別措置法第六十六条の十三第三号に定める期間内に同条第二項第三号に規定

する経過措置）  
第十六條 旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第六号に掲げる組合等が施行日前に取得又は製作をした同項第三号又は第六号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）  
第十七條 新租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

第十八條 旧租税特別措置法第六十六条の十三第三号に定める期間内に同条第二項第三号に規定

する経過措置）  
第十六條 旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第六号に掲げる組合等が施行日前に取得又は製作をした同項第三号又は第六号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）  
第十七條 新租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

第十八條 旧租税特別措置法第六十六条の十三第三号に定める期間内に同条第二項第三号に規定

する経過措置）  
第十六條 旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第六号に掲げる組合等が施行日前に取得又は製作をした同項第三号又は第六号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）  
第十七條 新租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

第十八條 旧租税特別措置法第六十六条の十三第三号に定める期間内に同条第二項第三号に規定

する認定を受けた同号に掲げる法人の同項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置）

第十八条 新租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる同族会社の施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第十九条 新租税特別措置法第六十九条の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第七項に規定する賃借権等の設定がされる場合における同項に規定する貸付特例適用農地等に係る贈与税について適用する。

3 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第七項から第十二項まで及び新租税特別措置法第七十条の六第十八項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項（五十年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものと

される同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

4 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地につき同条第十項に規定する賃借権等の設定がされる場合における同項に規定する貸付特例適用農地等に係る相続税について適用する。

5 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第十項から第十六項までの規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に必要事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

6 新租税特別措置法第七十条の八第三項、第七十条の九第一項、第七十条の十第二項、第七十条の十一及び第九十三条第二項の規定は、これらの規定に規定する利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子税のうち施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。この場合において、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の九第一項の規定の適用を受けていた者に係る旧租税特別措置法第七十条の八第一項に規定する課税相続財産の価額のうち旧租税特別措置法第七十条の十第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が十分の五以上であるときの新租税特別措置法第七十条の十一の規定の適用については、同条中「第七十条の九第一項又は」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

7 税務署長は、施行日前に相続税法（昭和五十五年法律第七十三号）第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可をした相続税額（租税特別措置法の一部を改正する法

律（平成五年法律第十号。以下この項において「平成五年改正法」という。）附則第十八条第二項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号。以下この項において「平成三年改正法」という。）附則第十九条第十八項又は所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号。以下この項において「昭和六十三年改正法」という。）附則第七十六条第三項の規定の適用を受けているものに限る。）に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、平成五年改正法附則第十八条第二項、平成三年改正法附則第十九条第十八項及び昭和六十三年改正法附則第七十六条第三項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第七十条の八第三項、第七十条の九第一項、第七十条の十第二項及び第九十三条第二項の規定に準じて計算するものとする。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十条 施行日前に国から旧租税特別措置法第七十六条第一項に規定する譲与を受けた土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧租税特別措置法第七十七条の四に規定する農業を営む者が同条第二号に掲げる交換分合により取得した同号に定める土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十八条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得する同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の三第二項に規定する中小企業者が同項に規定する事業協同組合等から取得した同項に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 施行日から平成十四年三月三十一日までの間にされる旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定（漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十条第一項の規定による認定に限る。）に係る旧租税特別措置法第八十条第一項各号に掲げる事項については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十四年三月三十一日」と、同項第二号中「合併による」とあるのは「合併又

は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、「超える資本の金額」とあるのは「超える資本の金額又は分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額」と、同項第四号中「合併」とあるのは「合併又は分割」とする。

5 新租税特別措置法第八十条第二項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 施行日前に取得された旧租税特別措置法第八十四条の三第二項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物についての同項に規定する所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の特例に関する経過措置）

第二十一条 施行日前に課した、又は課すべきであった酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第六号に規定するみりん及び同法第四条第一項に規定するその他の雑酒（同法第二十二条第一項第十号ハ（一）に掲げるものに限る。）のうち、エキス分（同法第三条第二号に規定するエキス分をいう。）が十六度未満のもの（次項において「みりん等」という。）に係る酒税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 施行日前に酒類の製造場から移出されたみりん等（新租税特別措置法第八十七条の三に規定する税率（以下この条において「新法の税率」という。）により算出した場合の酒税額が酒税法第二十二条第一項に規定する税率により算出

は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、「超える資本の金額」とあるのは「超える資本の金額又は分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額」と、同項第四号中「合併」とあるのは「合併又は分割」とする。

5 新租税特別措置法第八十条第二項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 施行日前に取得された旧租税特別措置法第八十四条の三第二項に規定する鉄道施設に係る土地又は建物についての同項に規定する所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の特例に関する経過措置）

第二十一条 施行日前に課した、又は課すべきであった酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第六号に規定するみりん及び同法第四条第一項に規定するその他の雑酒（同法第二十二条第一項第十号ハ（一）に掲げるものに限る。）のうち、エキス分（同法第三条第二号に規定するエキス分をいう。）が十六度未満のもの（次項において「みりん等」という。）に係る酒税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。



置法」という。) 第九条の規定は、平成十二年以後の各年分の新租税特別措置法第二条第一項第七号に規定する配当所得について適用し、平成十一年以前の各年分の第六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第二条第一項第七号に規定する配当所得については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六号の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号) 附則第二十七条第一項の規定」とする。

3 新租税特別措置法第四十条の四の規定は、その施行日以後に終了する事業年度の終了の日において同条第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、その施行日前に終了した事業年度の終了の日において旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等に該当した外国法人の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十六条の六の規定は、その施行日以後に終了する事業年度の終了の日において同条第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、その施行日前に終了した事業年度の終了の日において旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等に該当した外国法人の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

5 旧特定目的会社の施行日前に終了した事業年度分の法人税並びに法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が施行日前に受けた旧租税特別措置法第六十七条の十四第四項に規定する利益の配当の額及び法人が施行日前に行った同条第五項に規定する金銭以外の資産の出資については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十七条の十五第一項の規定は、同項に規定する投資法人の施行日以後

に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する証券投資法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十七条の十五第三項(法人税法第六十九条第四項に係る部分に限る。)の規定は、内国法人が施行日以後に開始する事業年度において法人税法第六十九条第四項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する配当等の額について適用し、内国法人が施行日前に開始した事業年度において当該外国子会社から受けた当該配当等の額については、なお従前の例による。

8 旧特定目的会社が平成十四年三月三十一日までに旧租税特別措置法第八十三条の七に規定する特定資産を取得した場合における当該特定資産の取得に伴う不動産の権利の移転の登記については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成十二年六月二日法律第一〇五号)抄

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一号 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十條第三項、第十五條の五から第十五條の七まで及び第十五條の九の改正規定並びに第三條(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十五條の改正規定を除く。)の規定並びに附則第六條、第十條(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百一條の三十四第三項第八号の改正規定を除く。)、第十一條(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三十四條の二第二項第十三号及び第六十五條の四第一項第十三号の改正規定に限る。)及び第十三條の規定 公布の日

附則(平成十二年一月一日法律第一一八号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一條の十七の規定は、個人が施行日以後に支出する同条第一項に規定する政治活動に関する寄附に係る支出金について適用する。

附則(平成十二年一月八日法律第一一九号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行日前に死亡した者等に係る更正の請求)

2 この法律の施行の日前に平成十二年分の所得税につき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五條又は第二百二十七條(これらの規定を同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に平成十二年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合には、その更正後の事項)につきこの法律による改正後の租税特別措置法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、同日から一年以内、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項の更正を請求することができる。

附則(平成十二年二月六日法律第一四一号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成十三年三月三〇日法律第七四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第九号の改正規定、同法第九条の四から第九号の八までの改正規定、同法第三十一條の二の改正規定(同条第二項第七号口の改正規定を除く。)、同法第三十七條の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定 同法第四十二條の三の二第一項の改正規定(、第九條の五第三項後段)を削る部分に限る。、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定(当該計算した金額を「当該金額」と改め、「の百分の十三に相当する金額」と改める部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 前条の規定による改正後の租税特別措置法第十二條の三第一項又は第四十五條の二第三項の規定は、個人又は法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)が新医療法の施行の日以後に取得又は建設をすることこれらの規定に規定する特定医療用建物について適用し、個人又は法人が同日前に取得又は建設をした前条の規定による改正前の租税特別措置法第十二條の三第一項又は第四十五條の二第三項に規定する特定医療用建物については、なお従前の例による。

附則(平成十二年二月六日法律第一四三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成十三年三月三〇日法律第七四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第九号の改正規定、同法第九条の四から第九号の八までの改正規定、同法第三十一條の二の改正規定(同条第二項第七号口の改正規定を除く。)、同法第三十七條の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定 同法第四十二條の三の二第一項の改正規定(、第九條の五第三項後段)を削る部分に限る。、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定(当該計算した金額を「当該金額」と改め、「の百分の十三に相当する金額」と改める部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び

附則(平成十二年二月六日法律第一四三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成十三年三月三〇日法律第七四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第九号の改正規定、同法第九条の四から第九号の八までの改正規定、同法第三十一條の二の改正規定(同条第二項第七号口の改正規定を除く。)、同法第三十七條の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定 同法第四十二條の三の二第一項の改正規定(、第九條の五第三項後段)を削る部分に限る。、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定(当該計算した金額を「当該金額」と改め、「の百分の十三に相当する金額」と改める部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び

附則(平成十二年二月六日法律第一四三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成十三年三月三〇日法律第七四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第九号の改正規定、同法第九条の四から第九号の八までの改正規定、同法第三十一條の二の改正規定(同条第二項第七号口の改正規定を除く。)、同法第三十七條の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定 同法第四十二條の三の二第一項の改正規定(、第九條の五第三項後段)を削る部分に限る。、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定(当該計算した金額を「当該金額」と改め、「の百分の十三に相当する金額」と改める部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び



「百分の九」を「百分の八」に改める部分を除く。）、同法第五十七条の三から第五十七條の九までの改正規定、同法第五十八條第七項の改正規定、同法第五十八條の二の改正規定、同法第五十八條の三の改正規定、同法第五十九條の改正規定、同法第六十一條第六項の改正規定、同法第六十一條の二の改正規定、同法第六十四條の改正規定（同法第二項第二号に係る部分及び同法第六項を改める部分を除く。）、同法第六十四條の二の改正規定、同法第六十五條の改正規定（「第七條第一項」の下に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三條第一項」を加える部分を除く。）、同法第六十五條の二の改正規定、同法第六十五條の三の改正規定（同法第一項第四号に係る部分を除く。）、同法第六十五條の四の改正規定（同法第一項第三号に係る部分及び同法第二十一号に係る部分を除く。）、同法第六十五條の七の改正規定（同表の第二十一号の場合の同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第二十号の場合又は第二十号を「同表の第二十号」に、「これらの号」を「同表の第二十号」に改める部分、同法第一項の表の第四号、第九号、第十一号及び第二十一号を改める部分並びに同法第七項を改める部分を除く。）、同法第六十五條の八の改正規定（同表の第二十一号の場合の同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第二十一号の場合又は第二十号を「同表の第二十号」に、「これらの号」を「同表の第二十号」に改める部分、同法第一項の表の第四号、第九号、第十一号及び第二十一号を改める部分並びに同法第七項を改める部分を除く。）、同法第六十五條の九の改正規定、同法第六十五條の十の改正規定、同法第六十五條の十一の改正規定（同法第一項第三号に係る部分を除く。）、同法第六十五條の十二から第六十六條までの改正規定、同法第六十六條の四から第六十六條の八までの改正規定、同法第六十六條の九から第六十六條の十二までの改正規定、同法第六十七條の四の改正規定（同法第六十七條の四の改正規定（同法第六十一項とし、同項の次に一項を加える部分（第十二項に係る部分に

限る。）を除く。）、同法第六十七條の七及び第六十七條の八の改正規定、同法第六十七條の九の三第五項の改正規定、同法第六十七條の十四の改正規定、同法第六十七條の十五の改正規定、同法第六十八條の三の改正規定（同法第九項及び第十一項に係る部分に限る。）、同法第六十八條の三の四の改正規定（同法第九項及び第十一項に係る部分に限る。）、同法第六十八條の三の五から第六十八條の三の九までの改正規定、同法第六十八條の六の次に一條を加える改正規定並びに同法第七十一條の十七の改正規定並びに附則第三條、第五條、第六條、第十二條、第十四條、第十五條、第二十條、第二十一條第一項から第三項まで、第六項及び第七項、第二十二條第一項、第二十三條並びに第二十七條から第三十一條までの規定

ハ 第三條中租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）附則第十八條の改正規定

ニ 第五條中租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第四項の改正規定

ホ 第六條中租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第五條第二項の改正規定（平成十三年三月三十一日）を「平成十五年三月三十一日」に改める部分を除く。

二 第一條中租税特別措置法第十三條の三第一項第三号の改正規定、同法第三十四條の三第二項の改正規定、同法第四十六條の三第一項第二号の改正規定、同法第六十五條の五第一項の改正規定、同法第七十七條の三の改正規定（平成十三年三月三十一日）を「平成十五年三月三十一日」に改める部分を除く。

三 第一條中租税特別措置法第十四條第三項第二号の改正規定、同法第二十八條の四第三

項第四号の改正規定、同法第三十一條の二第二項第七号の改正規定、同法第三十四條の二第二項第三号の改正規定、同法第三十七條の七第一項第三号の改正規定、同法第四十七條第三項第二号の改正規定、同法第六十二條の三第四項第七号の改正規定、同法第六十三條第三項第四号の改正規定、同法第六十五條の四第一項第三号の改正規定、同法第六十五條の十一第一項第三号の改正規定及び同法第七十一條の七第一項の改正規定（都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日

四 第一條中租税特別措置法第十三條の三の次に一條を加える改正規定（第十四條第二項に係る部分に限る。）、及び同法第四十六條の三の次に一條を加える改正規定（第四十七條第三項に係る部分に限る。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十号）の施行の日

五 第一條中租税特別措置法第四十一條の十七の次に一條を加える改正規定、同法第六十六條の十一の次に一條を加える改正規定及び同法第七十條に五項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）、並びに附則第二十六條及び第三十二條第二項の規定（平成十三年十月一日

六 第一條中租税特別措置法第八十七條の三の改正規定及び附則第三十四條の規定（平成十三年五月一日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二條 第一條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十三年分以後の所得税については適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税に関する経過措置）

第三條 個人が、平成十三年四月一日前に支払を受けるべき第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第八條の五第一項第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

（配当控除の特例に関する経過措置）

第四條 新租税特別措置法第九條の規定は、個人の平成十四年分以後の新租税特別措置法第二條

第一項第七号に規定する配当所得について適用し、個人の平成十三年分以前の当該配当所得については、なお従前の例による。

（利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例等に関する経過措置）

第五條 旧租税特別措置法第九條の五第三項に規定する上場会社等が平成十三年四月一日前に利益をもつてする株式の消却を行った場合における同項に規定するのみなし配当額については、なお従前の例による。

2 株式会社等が平成十三年四月一日前に行った株式の消却に係る旧租税特別措置法第九條の六第一項に規定する利益の配当の額とみなされ、かつ、当該消却の時において当該株式会社からその株主に対し交付がされたものとみなされる金額については、なお従前の例による。

（特定の農業協同組合連合会等の合併の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第六條 内国法人が平成十三年四月一日前に行われた旧租税特別措置法第九條の八各号に掲げる合併により金銭その他の資産の交付を受けた場合における同法に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七條 新租税特別措置法第十條の四の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得若しくは製作又は賃借をする同法第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十條の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第八條 新租税特別措置法第十一條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一條の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法

第十一条の第二項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の第三項に規定する技術革新設備については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十一条の第五項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の第五項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項(同項の表の第六号から第八号までに係る部分を除く。)に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

6 個人が平成十三年十一月十二日までに取得等をする旧租税特別措置法第十二条第一項(同項の表の第六号から第八号までに係る部分に限る。)に規定する工業用機械等については、同条(これらの号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

7 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号。以下この項において「平成十一年改正法」という。)附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「平成十一年旧法」という。)第三十七條の三の規定及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十二号。以下この項において「平成十一年改正措置法」という。)附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正措置法による改正前の租税特別措置法(以下この項において「平成十一年旧措置法」という。)第三十七條の三の規定の適用については、平成十一年改正法附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第三十七條の三第三項及び平成十一年改正措置法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第三十七條の三第三項中「第十六条まで」

とあるのは、「第十六条まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)附則第八条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条第一項(同項の表の第六号から第八号までに係る部分に限る。)」とする。

8 新租税特別措置法第十二条の第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

9 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の四第一項に規定する特定情報通信機器については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第十三条第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第十四条の第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第三項第一号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第十四条の第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同号に掲げる建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第三項第一号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

13 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第三項第三号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

14 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第四号に定める負担金については、なお従前の例による。

第九條 新租税特別措置法第二十条の二及び第二十一条の規定は、平成十四年分以後の所得税について適用し、平成十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置)

第十條 新租税特別措置法第二十八条の第二項第五号の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に掲げる負担金について適用し、個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第二十八条の第二項第五号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

第十一條 新租税特別措置法第三十三条第三項第二号の規定は、施行日以後にされる同号の処分に伴い個人が取得する補償金について適用する。

第十二條 新租税特別措置法第三十三条の第三項の規定は、個人が平成十三年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第三十三条の第三項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

第十三條 新租税特別措置法第三十四条の第二項第二十一号の規定は、個人が平成十三年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

第十四條 新租税特別措置法第三十七条(同条第一項の表の第四号及び第九号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同表の第四号及び第九号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第四号及び第九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

第十五條 個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七條の表の第十一号及び第二十号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

第十六條 新租税特別措置法第三十七條の十第四項(新租税特別措置法第三十七條の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、平成十三年四月一日以後に生ずる新租税特別措置法第三十七條の十第四項各号に規定する事由により交付される当該各号に掲げる金額について適用し、同日前に生じた旧租税特別措置法第三十七條の十第四項各号に規定する事由により交付を受ける当該各号に掲げる金額については、なお従前の例による。

第十七條 新租税特別措置法第四十条の五第一項の規定は、同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき平成十三年四月一日以後に生ずる同項各号に掲げる事実について適用し、旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同日前に生じた同項各号に掲げる事実については、なお従前の例による。

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第十三條 新租税特別措置法第四十条第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する取消しに係る延滞税について適用する。

第十四條 新租税特別措置法第四十条の五第一項の規定は、同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき平成十三年四月一日以後に生ずる同項各号に掲げる事実について適用し、旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同日前に生じた同項各号に掲げる事実については、なお従前の例による。

第十五條 附則第四条、第五条第一項、第七条、第十一条又は第十二条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)附則第四条、第五条第一項、第七条、第十一条及び第十二条の規定並びに」とする。

第十六條 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十七條 新租税特別措置法第四十二条の七の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)  
第十八条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条の第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の第二項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十三条の第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定中核的民間施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の第三項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の第二項に規定する高度技術工業用設備については、なお従前の例による。

6 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第二項に規定する技術革新設備については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項(同項の表の第六号から第八号までに係る部分を除く。)に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

9 法人が平成十三年十一月十二日までに取得等をする旧租税特別措置法第四十五条第一項(同

項の表の第六号から第八号までに係る部分に限る。)に規定する工業用機械等については、同条(これらの号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

10 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号。以下この項において「平成十一年改正法」という。)附則第二十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとする。

11 新租税特別措置法第四十五条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の三第一項に規定する特定情報通信機器については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第四十五条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第四十五条の三第三項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により同項に規定する特定医療用建物の移転を受ける場合について適用する。

14 新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により同項に規定する優良賃貸住宅の移転を受ける場合について適用する。

16 新租税特別措置法第四十七条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第四十七条の二第二項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併等により同項に規定する特定再開発建築物等の移転を受ける場合について適用する。  
18 新租税特別措置法第四十七条の二第三項第一号の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築

りなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第一項(同項の表の第六号から第八号までに係る部分に限る。)とする。

19 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項第三号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

20 新租税特別措置法第四十八条第二項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併等により同項に規定する倉庫用建物の移転を受ける場合について適用する。

21 新租税特別措置法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十条第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

22 法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第四号に定める負担金については、なお従前の例による。  
(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例に関する経過措置)

第十九条 新租税特別措置法第五十二条の二第四項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併等により同項に規定する特別償却対象資産の移転を受ける場合について適用する。  
(準備金方式による特別償却に関する経過措置)

第二十条 新租税特別措置法第五十二条の三の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度分の法人税については、次項から第二十二項までに定める場合を除き、なお従前の例による。ただし、同条第十五項後段、第十六項、第十七項後段、第十九項、第二十項後段、第二十二項、第二十三項後段及び第二十五項の規定は、これらの規定に規定する合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人の同日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2 平成十三年四月一日前に開始した各事業年度において旧租税特別措置法第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合には、法人が、同項の規定の適用を受けた事業年度終了日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度

をする同号に掲げる建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項第一号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

（平成十三年四月一日以後に開始する事業年度に限るものとし、当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。）において、その満たない金額（その金額のうち同条第二項の規定又はこの項の規定により既に損金の額に算入された金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若しくは第二項の規定又は前項の規定の適用を受けた法人が平成十三年四月一日以後に終了する各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額（その日までに同条第五項若しくは次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又は前事業年度終了の日までに同条第四項の規定若しくはこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該特別償却準備金の金額については、その積立ををした事業年度の別々に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立ををした事業年度の所得の金額の計算上旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若しくは第二項の規定又は前項の規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数乗じてこれを八十四で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（それぞれ新租税特別措置法第二条第二項第十一号、第十四号、第十七号又は第十八号に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この条において同じ。）により減価償却資産（同項第二十五号に規定する減価償却資産をいう。以下この条において同じ。）の全部を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合は、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含まず事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併又は分割型分割（同項第十二号に規定

する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合にあっては、同号に規定する特別償却準備金の金額をその積立ををした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立ををした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 減価償却資産の全部を有しないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）その有しなくなった日における特別償却準備金の金額  
 二 合併又は分割型分割により合併法人（新租税特別措置法第二条第四号に規定する合併法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は分割承継法人（同項第六号に規定する分割承継法人をいう。第十三項において同じ。）に減価償却資産の全部を移転した場合 その合併又は分割型分割の直前における特別償却準備金の金額  
 三 前項及び前二号の場合以外の場合において特別償却準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別償却準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額  
 第三項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第二項の規定は、旧租税特別措置法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二項に規定する満たない金額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の新租税特別措置法第二条第二十七号に規定する確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載及びその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

号に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により旧特別償却に関する規定に規定する減価償却資産（以下この条において「旧特別償却対象資産」という。）を移転する場合において、当該旧特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、当該適格分社型分割等の直前の時を当該事業年度終了の時として当該旧特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 平成十三年四月一日前に開始した各事業年度において旧租税特別措置法第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合で、かつ、法人が、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。）において平成十三年四月一日以後に行われる適格分社型分割等により旧特別償却対象資産を移転する場合には、当該適格分社型分割等の直前の時を当該事業年度終了の時としてその満たない金額（その金額のうち同条第二項又はこの項の規定により既に損金の額に算入された金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 第七項及び第八項の規定は、これらの規定に規定する法人が適格分社型分割等の日以後二月以内にこれらの規定の特別償却準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

立てている法人が平成十三年四月一日以後の適格合併により合併法人に減価償却資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別償却準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

12 前項に規定する合併法人のその適格合併の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、前項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

14 前項の場合において、同項の適格分割が分社型分割（新租税特別措置法第二条第二項第十三号に規定する分社型分割をいう。）であるときは、前項の特別償却準備金を積み立てている法人の当該適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合は当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、

「当該事業年度開始の日から当該適格分割の日  
の前日までの期間の月数」とする。

15 第十三項に規定する分割承継法人のその適格  
分割の日を含む事業年度に係る第三項の規定の  
適用については、同項に規定する前事業年度か  
ら繰り越された特別償却準備金の金額は、第十  
三項の規定により当該分割承継法人が有するも  
のとみなされた特別償却準備金の金額を含むも  
のとする。この場合において、当該分割承継法  
人が当該適格分割により設立された法人とな  
るときは、当該分割承継法人の有するものと  
みなされた特別償却準備金の金額については、第  
三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、第  
三項中「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終  
了の日までの期間の月数」とする。

16 旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若し  
くは第二項又は第二項、第七項若しくは第八項  
の特別償却準備金を積み立てている法人が平成  
十三年四月一日以後の適格現物出資により被現  
物出資法人（新租税特別措置法第二条第二項第  
八号に規定する被現物出資法人をいう。以下こ  
の項において同じ。）に旧特別償却対象資産を  
移転した場合として政令で定める場合（当該適  
格現物出資により減価償却資産の全部を移転し  
た場合を含む。）には、その適格現物出資直前  
における特別償却準備金のうちその移転  
することとなった旧特別償却対象資産に係るも  
のとして政令で定めるところにより計算した金  
額（当該適格現物出資により減価償却資産の全  
部を移転した場合においては、その適格現物出資直前  
における特別償却準備金の金額）は、当該被現  
物出資法人に引き継ぐものとする。この場合に  
おいて、その被現物出資法人が引継ぎを受けた  
特別償却準備金の金額は、当該被現物出資法人  
がその適格現物出資の日において有する特別償  
却準備金の金額とみなす。

17 前項の場合において、同項の特別償却準備金  
を積み立てている法人の当該適格現物出資の日  
を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開  
始の日である場合の当該事業年度を除く。）に  
ついては、当該適格現物出資の日の前日を当該  
事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を  
適用する。この場合において、同項中「当該各  
事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度  
開始の日から当該適格現物出資の日の前日まで  
の期間の月数」とする。

18 第十六項に規定する被現物出資法人のその適  
格現物出資の日を含む事業年度に係る第三項の  
規定の適用については、同項に規定する前事業  
年度から繰り越された特別償却準備金の金額  
は、第十六項の規定により当該被現物出資法人  
が有するものとみなされた特別償却準備金の金  
額を含むものとする。この場合において、当該  
被現物出資法人が当該適格現物出資により設立  
された法人でないときは、当該被現物出資法人  
の有するものとみなされた特別償却準備金の金  
額については、第三項中「当該各事業年度の月  
数」とあるのは、「当該適格現物出資の日から  
同日を含む事業年度終了の日までの期間の月  
数」とする。

19 旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若し  
くは第二項又は第二項、第七項若しくは第八項  
の特別償却準備金を積み立てている法人が平成  
十三年四月一日以後の適格事後設立により被事  
後設立法人（新租税特別措置法第二条第二項第  
十号に規定する被事後設立法人をいう。以下こ  
の項において同じ。）に旧特別償却対象資産を  
移転した場合として政令で定める場合（当該適  
格事後設立により減価償却資産の全部を移転し  
た場合を含む。）には、その適格事後設立直前  
における特別償却準備金のうちその移転  
することとなった旧特別償却対象資産に係るも  
のとして政令で定めるところにより計算した金  
額（当該適格事後設立により減価償却資産の全  
部を移転した場合においては、その適格事後設立直前  
における特別償却準備金の金額）は、当該被事  
後設立法人に引き継ぐものとする。この場合に  
おいて、その被事後設立法人が引継ぎを受けた  
特別償却準備金の金額は、当該被事後設立法人  
がその適格事後設立の日において有する特別償  
却準備金の金額とみなす。

20 前項の場合において、同項の特別償却準備金  
を積み立てている法人の当該適格事後設立の日  
を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開  
始の日である場合の当該事業年度を除く。）に  
ついては、当該適格事後設立の日の前日を当該  
事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を  
適用する。この場合において、同項中「当該各  
事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度  
開始の日から当該適格事後設立の日の前日まで  
の期間の月数」とする。

21 第十九項に規定する被事後設立法人のその適  
格事後設立の日を含む事業年度に係る第三項の  
規定の適用については、同項に規定する前事業  
年度から繰り越された特別償却準備金の金額  
は、第十九項の規定により当該被事後設立法人  
が有するものとみなされた特別償却準備金の金  
額を含むものとする。この場合において、当該  
被事後設立法人の有するものとみなされた特別  
償却準備金の金額については、第三項中「当該  
各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事  
後設立の日から同日を含む事業年度終了の日ま  
での期間の月数」とする。

22 第五項、第六項及び第十項に定めるもののほ  
か、第二項から第四項まで、第七項から第九項  
まで及び第十一項から前項までの規定の適用に  
関し必要な事項は、政令で定める。  
（法人の準備金に関する経過措置）  
第二十一条 新租税特別措置法第五十五条から第  
五十六条の二まで、第五十六条の四、第五十七  
条の三から第五十七条の九まで、第五十八条の  
二及び第六十一条の二の規定は、平成十三年四  
月一日以後に合併、分割、現物出資又は事後設  
立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事  
後設立をいう。以下同じ。）が行われる場合に  
ついて適用し、同日前に合併、現物出資又は事  
後設立が行われた場合については、なお従前の  
例による。

2 旧租税特別措置法第五十六条の三第一項に規  
定する法人が、平成十三年四月一日から同日以  
後最初に開始する事業年度開始の日までの間に  
合併（当該法人が被合併法人（新租税特別措置  
法第二条第二項第三号に規定する被合併法人を  
いう。以下この条において同じ。）となるもの  
に限る。）を行った場合において、その合併の  
日の前日を含む事業年度の旧租税特別措置法第  
五十六条の三の規定の適用については、同条第  
一項中「解散（合併による解散を除く。）の日  
を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除  
く」とあるのは、「当該法人が被合併法人となる  
適格合併を行う場合における当該適格合併（法  
人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併  
をいう。以下この条において同じ。）の日の前  
日を含む事業年度に限る」と、同項第一号中  
「交換」とあるのは、「交換、法人税法第二条第  
十二号の十に規定する分社型分割（同条第十二  
号の十三に規定する適格分社型分割を除く。）」  
と、同条第四項中「が合併法人」とあるのは  
「が適格合併又は合併（平成十三年四月一日前  
に行われた合併に限る。）に係る合併法人」と、  
「その合併」とあるのは「その適格合併又は合  
併」と、同条第五項中「事業年度」とあるのは

「事業年度（第二号に掲げる場合であつて、合  
併（適格合併を除く。）により解散した場合に  
は、その合併の日の前日を含む事業年度）」と、  
同項第二号中「解散した場合 当該」とあるの  
は「解散した場合（適格合併により解散した場  
合を除く。）その」と、「金額（合併により解  
散した場合において合併法人に引き継がれたも  
のを除く。）」とあるのは「金額」と、同条第八  
項中「第五十五条第九項、第十項及び第十一項  
前段」とあるのは「第五十五条第十項、第十一  
項及び第十二項前段」と、「合併した」とある  
のは「被合併法人」となる適格合併が行われた  
と、「同条第十項」とあるのは「同条第十項」  
と、「第五十六条の三第一項」とあるのは「租  
税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十  
三年法律第七号）第一条の規定による改正前の  
租税特別措置法第五十六条の三第一項」と、  
「同条第十一項前段」とあるのは「同条第十二  
項前段」とする。

3 前項に規定する合併の日が当該合併に係る合  
併法人の平成十三年四月一日以後最初に開始す  
る事業年度開始の日以後である場合における同  
項の規定の適用については、同項中「第五十  
六条の三第一項」とあるのは「第五十六条の  
三第一項の」と、「第五十六条の三第一項」  
と」とあるのは「第五十六条の三第一項の」と、  
「と」とあるのは「と」とあるのは「と」、「第五  
十六条の三第一項、第三項」とあるのは「租税特  
別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年  
法律第七号）附則第二十一条第四項の規定によ  
りなおその効力を有するものとされる同法第一  
条の規定による改正前の租税特別措置法第五  
十六条の三第三項」とする。

4 旧租税特別措置法第五十六条の三第一項に規  
定する法人が平成十三年四月一日以後最初に開  
始する事業年度の直前の事業年度終了の日にお  
いて同項第二号に規定する計画造林準備金の金  
額を有する場合には、同条第二項から第  
六項まで及び第八項の規定は、なおその効力を  
有する。この場合において、同条第四項中「が  
合併法人」とあるのは「が適格合併（法人税法  
第二条第十二号の八に規定する適格合併をい  
う。以下この条において同じ。）又は合併（平  
成十三年四月一日前に行われたものに限る。）  
に係る合併法人」と、「その合併」とあるのは  
「その適格合併又は合併」と、同条第五項中  
「事業年度」とあるのは「事業年度（第二号に

は、第十九項の規定により当該被事後設立法人  
が有するものとみなされた特別償却準備金の金  
額を含むものとする。この場合において、当該  
被事後設立法人の有するものとみなされた特別  
償却準備金の金額については、第三項中「当該  
各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事  
後設立の日から同日を含む事業年度終了の日ま  
での期間の月数」とする。





2 新租税特別措置法第七十八條の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する事業譲渡により取得する不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第七十八條の二第一項に規定する事業譲渡により取得した不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八十條の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定若しくは承認に係る同項各号に掲げる事項又は同条第二項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十條第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定若しくは承認に係る同項各号に掲げる事項又は同条第二項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十三條第二項の規定は、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二條第一項の免許を施行日以後に受けて行う新租税特別措置法第八十三條第二項に規定する公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用する。

5 公有水面埋立法第二條第一項の免許を施行日前に受けて行われた旧租税特別措置法第八十三條第二項に規定する公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「の所有権の取得をした場合には」とあるのは「に係る当該免許の取得をした場合には、当該免許に係る」と、「当該取得後」とあるのは「当該土地の取得後」と、「千分の三」とあるのは「千分の一」とする。

6 新租税特別措置法第八十三條の六第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定中核的

7 新租税特別措置法第八十三條の七第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三條の六第二項に規定する認定中核的支援機関が取得した不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 旧租税特別措置法第八十四條第一項に規定する法人が、平成十九年三月三十一日までに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から同項に規定する土地の所有権又は地上権を取得した場合においては、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道建設公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「平成十三年三月三十一日」とあるのは「平成十九年三月三十一日」と、「地上権の設定」とあるのは「地上権の設定若しくは移転」とする。

第三十四條 平成十三年五月一日（以下この条において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三條第四号に規定する合成清酒（次項において「合成清酒」という。）、同条第六号に規定するみりん（以下この条において「みりん」という。）及び同法第四條第一項に規定するその他の雑酒（同法第二十二條第一項第十号ハ（一）に掲げるものに限る。以下この条において「みりん類似雑酒」という。）に係る酒税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 指定日前に酒類の製造場から移出された合成清酒、みりん及びみりん類似雑酒（新租税特別措置法第八十七條の三に規定する税率（以下この条において「新法の税率」という。）により算出した場合の酒税額が酒税法第二十二條第一項に規定する税率（エキス分（同法第三條第一号に規定するエキス分をいう。第五項において同じ。）が十六度未満のみりん及びみりん類似雑酒にあっては、旧租税特別措置法第八十七條

の三に規定する税率）により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において「特定合成清酒等」という。）で、酒税法第二十八條第三項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について、同法第二十八條第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該特定合成清酒等に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

3 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九條に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）から引き取られた特定合成清酒等について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該特定合成清酒等に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八條の三第一項	同法第二十八條の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一條第一項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十二條第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項	同法第十三條第五項

7 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十三年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。前項の規定は、同項に規定する第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項

関する法律（昭和二十七年法律百二十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

4 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において特定合成清酒等を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合においては、その数量（二以上の場所所持する場合には、その合計数量）が百リットル以上であるときは、当該特定合成清酒等については、その者が酒類の製造者として当該特定合成清酒等を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

5 前項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と酒税法第二十二條第一項に規定する税率（エキス分が十六度未満のみりん及びみりん類似雑酒にあっては、旧租税特別措置法第八十七條の三に規定する税率）により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。

6 第四項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所（ことに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。）

一 所持する酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量  
二 前号の数量により算出した第四項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額  
三 その他政令で定める事項

7 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十三年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。前項の規定は、同項に規定する第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項

8 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十三年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。前項の規定は、同項に規定する第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項



の納期限前に提出したものは又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五條第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

9 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者（酒税法第七條第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該酒類が第四項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、同法第三十條の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは保税地域からの引取りにより納付された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第四項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移出された場合を含む。）  
二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第四項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移出し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合

10 酒税法第四十八條（第二号を除く。）の規定は、第六項の規定による申告書を提出しなればならない者について準用する。  
11 第六項（前項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。  
13 指定日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る指

定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十六條 第四條の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九條第六項に規定する農業相続人が施行日前に同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当するものについて同項各号に掲げる要件に規定する見込みであることにつき同項に規定する税務署長の承認を受けた場合における相続税については、なお従前の例による。

第三十七條 第五條の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第六項から第九項までの規定は、施行日以後に同条第三項の規定の適用を受ける同条第六項に規定する農地等の全部又は一部につき同条第六項に規定する使用貸借による権利を消滅させ、かつ、同項に規定する地上権等の設定に基づき貸付けを行う場合における当該農地等に係る贈与税について適用する。（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八條 第七條の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）附則第二十四條第四項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する認定に係る同項に規定する事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた第七條の規定による改正前の同法附則第二十四條第四項に規定する認定に係る同項に規定する事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十九條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。  
附則（平成一三年三月二日法律第二一号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七條、第八條、第十條、第十三條及び第十五條の規定は、平成十四年一月一日から施行する。  
附則（平成一三年五月二五日法律第三七号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附則（平成一三年六月六日法律第三九号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。  
附則（平成一三年六月二五日法律第五〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。  
（罰則に關する経過措置）  
第三十七條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（その他の経過措置の政令への委任）  
第三十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。  
附則（平成一三年六月二〇日法律第五一号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。  
附則（平成一三年六月二二日法律第六一号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（政令への委任）  
第二十一條 附則第六條から第十三條までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
附則（平成一三年六月二七日法律第六七号）抄  
（施行期日）

この法律は、平成十三年十月一日から施行する。  
附則（平成一三年六月二七日法律第六七号）抄  
（施行期日等）  
第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

（罰則の適用に關する経過措置）  
第七條 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（その他の経過措置の政令への委任）  
第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。  
附則（平成一三年六月二九日法律第八〇号）抄  
（施行期日）

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。  
附則（平成一三年六月二九日法律第八九号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附則（平成一三年六月二九日法律第九〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。  
附則（平成一三年六月二九日法律第九四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。  
附則（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄  
（施行期日）

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。  
（罰則の適用に關する経過措置）  
2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附則（平成一三年一月三〇日法律第一三四号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。  
一 第一条中租税特別措置法第三十七條の十四の次に一条を加える改正規定  
二 第二条及び第三条の規定並びに附則第四条の規定

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置)  
第二条 商法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第七十九号。以下「商法等改正法」という。)附則第八号第一項の規定の適用がある場合における第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の十一、第三十七条の十二の二及び第三十七条の十四の二の規定の適用については、同法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の同項第四号に掲げる譲渡及び同法第三十七条の十四の二第一項に規定する特定上場株式等の同項第四号に掲げる譲渡には、商法等改正法附則第八号第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同項に規定する株式会社等の端株(当該上場株式等又は当該特定上場株式等に該当するものに限る。)の商法等改正法第一条の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十条ノ八ノ二第二項の規定の例により行う譲渡を含むものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三十四号)附則第二条第一項の規定並びに」とする。  
附則(平成一四年二月八日法律第一号)抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第十三条第三号から第九号まで及び第十八条第三項の規定 平成十四年九月一日  
二 第一条中租税特別措置法第三十七条の十第二項の改正規定、同法第三十七条の十一第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の二の次に三条を加える改正規定、同法第三十七条の十四の二第二項の改正規定、同法第四十一条の十二第二十三項の改正規定及び同法第四十二条の三の改正規定並びに附則第十三条第一項及び第二項、第十四条、第十五条並びに第十八条第二項の規定 平成十五年一月一日  
三 次に掲げる規定 平成十八年一月一日  
イ 第一条中租税特別措置法第三条の四の見出しの改正規定(「老人等」を「障害者等」に改める部分に限る。)、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第四条の見出しの改正規定並びに同条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第三条第一項及び第二項の規定  
四 第一条中租税特別措置法第十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第七十九条第一項の改正規定(「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。)、及び同条第二項の改正規定並びに附則第七号第九項後段、第二十三条第十三項後段及び第三十三条第七項の規定、漁業再整備特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十三号)の施行の日  
五 第一条中租税特別措置法第三十一条の二第二項第三号及び第四号の改正規定、同法第三十三号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二号の改正規定、同法第六十四条の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二号の改正規定並びに同法第六十五条の七第一項の表の第十二号の改正規定 都市再開発法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十一号)の施行の日  
六 次に掲げる規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の施行の日  
イ 第一条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定(同条第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。)、同法第三十三号の三に三項を加える改正規定、同法第三十三号の六の改正規定、同法第三十四条の二の改正規定(同条第二項第二号に係る部分及び同項第十三号に係る部分を除く。)、同法第三十四条の三第二項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十五条の二の改正規定(同条第三項に係る部分を除く。)、同法第六十五条の四の改正規定(同条第一項第二号に係る部分及び同項第十三号に係る部分を除く。)、同法第六十五条の五の

改正規定、同法第六十五条の七第十五項第一号イの改正規定、同法第六十五条の九の改正規定、同法第七十五条の改正規定並びに同法第九十七条の改正規定並びに附則第二十六号第一項及び第四項並びに第四十九条の規定  
七 第一条中租税特別措置法第三十三条の四の改正規定、同法第三十四条の二第二項第十三号の改正規定、同法第六十五条の二第三項の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第十三号の改正規定並びに附則第二十六号第二項及び第三項の規定、土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三十三号)の施行の日  
八 第一条中租税特別措置法第五十六条の三を削る改正規定、同法第五十六条の二の改正規定(同条第二項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。)、同法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十四条の二第一号の改正規定 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十四号)の施行の日  
九 第一条中租税特別措置法第七十八条の二第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定 水産業協同組合法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十五号)の施行の日  
(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)  
第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十四年分以後の所得税について適用し、平成十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

あるものが同日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第四条第一項に規定する公債(次項において「公債」という。)の利子については、なお従前の例による。  
2 国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるものが、平成十八年一月一日前に購入をした公債で同日において附則第一条第三号イに掲げる規定による改正前の租税特別措置法(次項において「改正前措置法」という。)第四条に規定する要件を満たすもの(同条第二項において準用する旧所得税法第十条の規定により同項に規定する特別非課税貯蓄申込書の提出の際に提示した同条第五項に規定する書類及び同項の規定により提示した同項に規定する書類がその者の新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第五項に規定する書類(次項において「障害者等確認書類」という。))に該当しているものを除く。以下この項及び次項において「障害者等確認公債」という。)を有する場合において、同日以後に支払を受けるべき当該障害者等未確認公債の利子で同日を含む利子の計算期間に対応するものうち、その利子の計算期間の初日から平成十七年十二月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、なお従前の例による。

第三条 新租税特別措置法第四条第一項から第三項までの規定は、国内に住所を有する個人で第二十条の規定による改正後の所得税法(以下「新所得税法」という。)第九条の二第一項に規定する障害者等(以下この条において「障害者等」という。)であるものが平成十八年一月一日以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第四条第一項に規定する公債の利子について適用し、国内に住所を有する個人で第二条の規定による改正前の所得税法(以下「旧所得税法」という。)第九条の二第一項に規定する老人等で

3 前項の場合において、同項に規定する個人で障害者等に該当するものが、平成十八年一月一日前に、政令で定めるところにより、障害者等未確認公債に係る改正前措置法第四条第一項に規定する販売機関の営業所等の長に対し同条第二項において準用する旧所得税法第十条第五項に規定する書類(障害者等確認書類に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を提示して障害者等に該当することにつき確認を受けた場合には、当該障害者等未確認公債は、同条第二項に規定する特別非課税貯蓄申込書及び同条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書又は同条第四項の申告書の提出の際に同条第五項に規定する書類を提示して当該販売機関の営業所等において購入したものとみなして、新租税特別措置法第四条第一項から第三項まで及び前項の規定を適用する。  
4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

あるものが同日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第四条第一項に規定する公債(次項において「公債」という。)の利子については、なお従前の例による。  
2 国内に住所を有する個人で年齢六十五歳以上であるものが、平成十八年一月一日前に購入をした公債で同日において附則第一条第三号イに掲げる規定による改正前の租税特別措置法(次項において「改正前措置法」という。)第四条に規定する要件を満たすもの(同条第二項において準用する旧所得税法第十条の規定により同項に規定する特別非課税貯蓄申込書の提出の際に提示した同条第五項に規定する書類及び同項の規定により提示した同項に規定する書類がその者の新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第五項に規定する書類(次項において「障害者等確認書類」という。))に該当しているものを除く。以下この項及び次項において「障害者等確認公債」という。)を有する場合において、同日以後に支払を受けるべき当該障害者等未確認公債の利子で同日を含む利子の計算期間に対応するものうち、その利子の計算期間の初日から平成十七年十二月三十一日までの期間に対応するもの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、なお従前の例による。

(一括登録国債の利子の課税の特例に関する経過措置)

第四条 新租税特別措置法第五条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する一括登録国債の利子について適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する一括登録国債の利子については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除等に関する経過措置)

第五条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第一項第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する電子機器利用設備については、次項及び第四項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する個人が、施行日前に、同項に規定する電子機器利用設備を取得若しくは製作又は賃借をして、これを当該個人の営む同項に規定する指定事業の用に供した場合において、当該指定事業の用に供した日の属する年が平成十四年であるときは、当該個人が取得又は製作をした同項に規定する特定電子機器利用設備を新租税特別措置法第十条の六第一項に規定する個人が取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等に該当する同項第一号に掲げる減価償却資産と、旧租税特別措置法第十条の三第四項に規定する個人が賃借をした同項に規定する電子機器利用設備を新租税特別措置法第十条の六第四項に規定する個人が賃借をした同条第一項第一号に掲げる減価償却資産と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

4 個人が、平成十四年において旧租税特別措置法第十条の三第六項に規定する繰越税額控除限度超過額を有する場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第六項中「又はリース税額控除限度額」とあるのは「若しくはリース税額控除限度額又は租税特別措置法第十五号)第一号の規定による改正前の租税特別措置法(第九項において「平成十四年旧

法」という。)第十条の三第三項に規定する税額控除限度額若しくは同条第四項に規定するリース税額控除限度額」と、「又は第四項」とあるのは「第四項又は同条第四項の」と、同条第九項中「供用年」とあるのは「供用年(平成十四年旧法第十条の三第三項に規定する税額控除限度額又は同条第四項に規定するリース税額控除限度額に係る第五項に規定する繰越税額控除限度超過額がある場合には、同条第三項又は第四項に規定する供用年)」と、「同項に」とあるのは「第五項に」とする。

(製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六条 個人の旧租税特別措置法第十条の六第一項に規定する適用年に係る同項に規定する製品輸入増加額については、なお従前の例による。

第七条 新租税特別措置法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十一条の三第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第十一条の八第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する輸入関連事業用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の八第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

7 個人が旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる低開発地域工業開発地区として指定された地区(昭和四十一年十二月十五日までに指定されたものに限る。)内において当該指定の日から四十年以内の期間内に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

8 新租税特別措置法第十二条第一項(同項の表の第一号及び第五号から第七号までに係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等(同項の表の第二号及び第六号から第八号までの第三欄に掲げる資産に限る。)については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧租税特別措置法第十三条の二第一項第一号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号の漁業協同組合等の構成員である個人の有する同号に定める漁船については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、漁業再整備特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十三号)の施行の日以後における同条(同項第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同法中「漁業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第二条第一項」とあるのは「漁業再整備特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十三号)第一条の規定による改正前の漁業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)以下この号において「旧漁業再整備特別措置法」という。第二条第一項」と、「同法」とあるのは「旧漁業再整備特別措置法」とあるのは「旧漁業再整備特別措置法第五条第一項」とする。

10 新租税特別措置法第十三条の三第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する共同改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

11 施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項第四号に規定する共同改善計画につき同号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

12 新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する優良賃貸住宅について適用する。

13 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

14 新租税特別措置法第十四条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

15 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

16 新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用する。

17 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

18 新租税特別措置法第十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

19 新租税特別措置法第二十条の二の規定は、平成十五年分以後の所得税について適用し、平成十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

第九条 施行日前に締結された新租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する契約で旧租税

特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件が定められているもの（施行日から平成十四年九月三十日までの間に行われた当該契約の変更により、当該契約に定められていた同項第二号に掲げる要件に代えて新租税特別措置法第二十九条の二第一項第二号に掲げる要件が定められた場合には、当該要件及び旧租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件（同項第二号に掲げるものを除く。）が定められているものを含む。）は、新租税特別措置法第二十九条の二第一項各号に掲げる要件が定められている同項の契約とみなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十九条の二第五項に規定する付与決議に基づく契約により、同項に規定する新株引受権又は株式譲渡請求権の付与があった場合における同項に規定する調書の提出については、なお従前の例による。

（山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置）

第十条 新租税特別措置法第三十条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する伐採又は譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第十一条 個人が施行日に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第七号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第十二条 新租税特別措置法第三十七条の十第三項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する株式等の同条第一項の譲渡による所得について適用する。

2 商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第二十八号。以下この項及び附則第十六条第二項において「商法等改正法」という。）附則第六条第一項又は第七条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十七条の十第三項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号に規定する株式には、商法等改正法附則第六条

第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株の引受権又は商法等改正法附則第七号第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付付された新株の引受権を含むものとし、新租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号に規定する新株予約権付社債には、商法等改正法附則第七号第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債を含むものとする。（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第十三条 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項の規定は、平成十五年一月一日以後に設定される同条第三項第一号に規定する特定口座（以下この条において「特定口座」という。）に係る同日以後の新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項の規定は、平成十五年一月一日以後に設定される特定口座において同日以後に処理される同項の決済に係る同項に規定する信用取引に係る上場株式等の譲渡について適用する。

3 特定口座を設定しようとする新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び当該特定口座の設定を受けようとする同号に規定する証券業者（以下この条において「証券業者」という。）は、平成十五年一月一日前においても、同号の規定の例により、同号に規定する特定口座開設届出書を提出しようとする同号に規定する上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引に係る口座の設定及び当該特定口座開設届出書の提出その他必要な行為（上場株式等（新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）の受入れ（次項の規定によるものを除く。）及び上場株式等の信用取引（同号に規定する信用取引をいう。以下この条において同じ。）の移管（第六項の規定によるものを除く。）を除く。）をすることができ、この場合において、その提出がされた当該特定口座開設届出書は同日に提出がされたものとして、その設定がされた当該特定口座開設届出書に係る当該上場株式等の保管の委託又は上場株式等の信用取引に係る口座（以下この条において「準備口座」という。）は同日に設定がされ

たものとそれぞれみなして、新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定を適用する。

4 前項後段の規定の適用を受ける準備口座においては、当該準備口座を設定する証券業者の平成十四年の最終営業日後の同年中のいずれかの日において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日において有する上場株式等のうち次に掲げるものを受け入れることができるものとする。

一 当該準備口座を設定する証券業者に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該準備口座以外の有価証券の保管の委託に係る口座（以下この項において「他の保管口座」という。）にその取得（平成十五年一月一日以後の取得で、当該証券業者への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）による取得又は当該証券業者からの取得に該当するものに限る。）後直ちに保管の委託がされた上場株式等（その取得後引き続き当該他の保管口座において保管がされていることその他政令で定める要件を満たすものに限る。次号において「特定上場株式等」という。）で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

二 当該準備口座を設定する証券業者に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の他の保管口座に平成十三年九月三十日以前から引き続き保管の委託がされている上場株式等（特定上場株式等を除く。）で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

5 前項の規定により準備口座を受け入れた上場株式等は、新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号の規定に該当して、平成十五年一月一日に第三項後段の規定により同日に設定がされたものとみなされた準備口座に係る特定口座において受け入れた上場株式等とみなして、同条第一項の規定を適用する。

6 第三項後段の規定の適用を受ける準備口座においては、当該準備口座を設定する証券業者の平成十四年の最終営業日後の同年中のいずれかの日において、当該準備口座を設定する証券業者に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該準備口座以外

この項において「他の信用取引口座」という。）において処理されている上場株式等の信用取引（平成十五年一月一日以後に当該信用取引に係る決済が行われ、かつ、当該決済を第三項後段の規定により同日にその設定がされたものとみなされた当該準備口座に係る特定口座において行うこととされているものに限る。）を当該他の信用取引口座から政令で定めるところにより移管できるものとする。

7 前項の規定により準備口座に移管された同項に規定する上場株式等の信用取引は、新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号の規定に該当して、平成十五年一月一日に第三項後段の規定により同日に設定がされたものとみなされた準備口座に係る特定口座において開始した信用取引とみなして、同条第二項の規定を適用する。

8 第五項及び前項に定めるもののほか、第四項の規定により受け入れた上場株式等の取得価額及び取得の時期の判定に関する特例、第六項の規定により移管された上場株式等の信用取引に係る必要経費の特例その他第三項、第四項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第四項及び第五項の規定は、平成十五年一月一日以後に同条第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の提出をする場合（第三項の規定により同日前に当該特定口座開設届出書の提出をする場合を含む。）について適用する。（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収の特例に関する経過措置）

第十四条 新租税特別措置法第三十七条の十一の四の規定は、平成十五年一月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価及び同項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる同項に規定する差金決済により生じた差損について適用する。（確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得に関する経過措置）

第十五条 新租税特別措置法第三十七条の十一の五の規定は、平成十五年分以後の各年分の同条第一項各号に掲げる金額について適用する。

この項において「他の信用取引口座」という。）において処理されている上場株式等の信用取引（平成十五年一月一日以後に当該信用取引に係る決済が行われ、かつ、当該決済を第三項後段の規定により同日にその設定がされたものとみなされた当該準備口座に係る特定口座において行うこととされているものに限る。）を当該他の信用取引口座から政令で定めるところにより移管できるものとする。

この項において「他の信用取引口座」という。）において処理されている上場株式等の信用取引（平成十五年一月一日以後に当該信用取引に係る決済が行われ、かつ、当該決済を第三項後段の規定により同日にその設定がされたものとみなされた当該準備口座に係る特定口座において行うこととされているものに限る。）を当該他の信用取引口座から政令で定めるところにより移管できるものとする。

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 新租税特別措置法第三十七条の十五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する公社債の譲渡による所得について適用する。

2 商法等改正法附則第七條第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十七條の十五第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号に規定する公社債には、商法等改正法附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債又は新株引受権付社債を含むものとする。

3 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七條の十五第三項に規定する交換による同項に規定する特定株式投資信託の受益証券の譲渡については、なお従前の例による。(償還差益に対する分離課税等に関する経過措置)

第十七条 施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の第十二項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整)

第十八条 附則第五條、第六條、第十一條又は第十二條の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号。以下「所得税等負担軽減措置法」という。)第六條の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第十三條第一項及び第十四條並びに第十五條の規定並びに」とする。

2 附則第十三條第一項若しくは第二項、第十四條又は第十五條の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六條の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第十三條第一項及び第十四條並びに第十五條の規定並びに」とする。

3 附則第十三條第三項から第九項までの規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置

法第六條の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第十三條第三項から第九項までの規定並びに」とする。(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十九条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第二十條 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二條の五第一項第五号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。(電子機器利用設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十一條 旧租税特別措置法第四十二條の六第一項に規定する中小企業者等(以下この条において「中小企業者等」という。)又は旧租税特別措置法第四十二條の六第二項に規定する特定中小企業者等(以下この条において「特定中小企業者等」という。)が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二條の六第一項に規定する電子機器利用設備については、次項及び第三項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

2 中小企業者等又は特定中小企業者等が、施行日前に、旧租税特別措置法第四十二條の六第一項に規定する電子機器利用設備を取得若しくは製作又は賃借をして、これを当該中小企業者等又は特定中小企業者等の営む同項に規定する指定事業の用に供した場合において、当該指定事業の用に供した日を含む事業年度が施行日以後最初に終了する事業年度であるときは、中小企業者等が取得又は製作をした同項に規定する特定電子機器利用設備を新租税特別措置法第四十二條の十一第一項に規定する中小企業者等が取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等に該当する同項第一号に掲げる減価償却資産

と、特定中小企業者等が取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二條の六第二項に規定する特定電子機器利用設備を新租税特別措置法第四十二條の十一第二項に規定する特定中小企業者等が取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等に該当する同条第一項第一号に掲げる減価償却資産と、中小企業者等が賃借をした旧租税特別措置法第四十二條の六第三項に規定する電子機器利用設備を新租税特別措置法第四十二條の十一第三項に規定する中小企業者等が賃借をした同条第一項第一号に掲げる減価償却資産と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

3 法人が、施行日以後に終了する各事業年度において旧租税特別措置法第四十二條の六第四項に規定する繰越税額控除限度額を有する場合同項における新租税特別措置法第四十二條の十一の規定の適用については、同条第五項中「又はリース税額控除限度額(当該法人の)とあるのは「若しくはリース税額控除限度額又は租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)第一條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び第十條において「平成十四年旧法」という。)第四十二條の六第二項若しくは第三項に規定する税額控除限度額若しくはリース税額控除限度額(当該法人の)と、第二項又は第三項」とあるのは、「第二項若しくは第三項又は平成十四年旧法第四十二條の六第二項若しくは第三項」と、「同条第二項」とあるのは「第六十八條の十五第二項」と、「前項の」とあるのは「前項又は平成十四年旧法第四十二條の六第四項の」と、「同条第四項」とあるのは「第六十八條の十五第四項」と、同条第十項中「、供用年度」とあるのは「、供用年度(平成十四年旧法第四十二條の六第二項又は第三項に規定する税額控除限度額又はリース税額控除限度額に係る第四項に規定する繰越税額控除限度額超過額がある場合には、供用年度又は同条第二項若しくは第三項に規定する供用年度)」と、「同項に」とあるのは「第四項に」とする。

(自由貿易地域等において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十二條 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設(次項において「取得等」という。)をした旧租税特別措置法第四十二條の九第一項

に規定する工業用機械等については、次項及び第三項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に、旧租税特別措置法第四十二條の九第一項に規定する地区内において同項に規定する工業用機械等を取

得等をして、これを当該地区内において当該法人の事業の用に供した場合において、その事業の用に供した日を含む事業年度が施行日以後最初に終了する事業年度であるときは、次の表の上欄に掲げる資産を同表の下欄に掲げる資産と、それぞれみなして、新租税特別措置法第四十二條の九の規定を適用する。

<p>3 法人が、施行日以後に終了する各事業年度において旧租税特別措置法第四十二條の九第二項</p>	<p>旧租税特別措置法第四十二條の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>	<p>新租税特別措置法第四十二條の九第一項に規定する期間内に同項の表の第一号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>
<p>旧租税特別措置法第四十二條の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>	<p>新租税特別措置法第四十二條の九第一項に規定する期間内に同項の表の第二号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>	<p>旧租税特別措置法第四十二條の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>
<p>旧租税特別措置法第四十二條の九第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>	<p>新租税特別措置法第四十二條の九第一項に規定する期間内に同項の表の第三号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>	<p>旧租税特別措置法第四十二條の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>
<p>旧租税特別措置法第四十二條の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>	<p>新租税特別措置法第四十二條の九第一項に規定する期間内に同項の表の第一号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>	<p>旧租税特別措置法第四十二條の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>
<p>旧租税特別措置法第四十二條の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>	<p>新租税特別措置法第四十二條の九第一項に規定する期間内に同項の表の第二号の第一欄に掲げる地区内において取得等をした同号の第三欄に掲げる減価償却資産</p>	



20 新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用する。

21 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「前項の規定」とあるのは、「前項の規定(当該適格合併、適格分割又は適格現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法人の当該適格合併若しくは適格分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合(以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。))には、法人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号)附則第二十八条第六項の規定により読み替えられた同法第三条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項の規定」と、「受けている倉庫用建物等」とあるのは「受けている倉庫用建物等(連結法人から引継ぎを受けた場合)」と、同条第一項に規定する倉庫用建物等」と、「同項の供用日」とあるのは「前項の供用日」と、「供用期間」とあるのは「供用期間(連結法人から引継ぎを受けた場合)」と、同条第一項に規定する供用期間」とする。

22 第十三項、第十五項、第十七項、第十九項及び前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第二十三条第十三項、第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条(第一項第一号に係る部分に限る。)、第四十六条の三(第一項第三号に係る部分に限る。)、第四十七条(第一項に係る部分に限る。)、第四十七条の二若しくは第四十八条)とする。

24 新租税特別措置法第五十二条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

2 旧租税特別措置法第五十五条の四第一項に規定する投資育成会社(次項において「投資育成会社」という。)の施行日前に開始した各事業年度において同項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入された創業中小企業投資損失準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中、「第五十五条の四第三項」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号)附則第二十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の四第三項」と、「同条第四項」とあるのは、「法人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号)附則第二十九条第四項」と、「同条第三項」とあるのは「同法附則第二十九条第三項」と、同条第三項第五号中「次項」とあるのは「次項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第二十四条第三項」と、同条第四項中「前日を含む事業年度」とあるのは「前日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日(以下この項において「二年経過日」という。))を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五十五条の四第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度

開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当している場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における創業中小企業投資損失準備金は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

2 旧租税特別措置法第六十五条の二第三項第一号の規定は、法人が土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三十三号)次項において「土地収用法改正法」という。)の施行の日以後に行う同条第一項に規定する収用換地等による資産の譲渡に係る法人税について適用する。

2 新租税特別措置法第六十五条の二第三項第一号の規定は、法人が土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三十三号)次項において「土地収用法改正法」という。)の施行の日以後に行う同条第一項に規定する収用換地等による資産の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第三号の規定は、法人が土地収用法改正法の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十三号の規定は、法人がマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4 新租税特別措置法第五十七条の二の規定は、法人の平成十四年七月一日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。

2 新租税特別措置法第六十五条の二第三項第一号の規定は、法人が土地収用法の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三十三号)次項において「土地収用法改正法」という。)の施行の日以後に行う同条第一項に規定する収用換地等による資産の譲渡に係る法人税について適用する。

2 新租税特別措置法第六十六条の四第一項第一号(第二号に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用する。

2 前項の場合において、平成十四年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新租税特

2 前項の場合において、平成十四年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新租税特

2 前項の場合において、平成十四年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新租税特

2 前項の場合において、平成十四年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新租税特

2 前項の場合において、平成十四年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新租税特

2 前項の場合において、平成十四年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新租税特

2 前項の場合において、平成十四年一月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新租税特

別措置法第六十九條の五第二項第六号に規定する特定事業用資産を相続又は遺贈により取得したときにおける新租税特別措置法第六十九條の四及び第六十九條の五の規定の適用については、同条第二項第四号中「森林法第十一條第四項（同法第十二條第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十條第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九條の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一條の規定による改正前の租税特別措置法第三十條の二第一項に規定する市町村の長の認定」と、「同法第十一條第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号に規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六條又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十條第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。」とあるのは「同項に規定する森林施業計画」とする。

3 新租税特別措置法第七十條の三（新租税特別措置法第六十九條第四項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得した新租税特別措置法第七十條の三第一項に規定する住宅取得資金又は同条第五項に規定する住宅増改築資金に係る贈与税について適用し、施行日前に贈与により取得した旧租税特別措置法第七十條の三第一項に規定する住宅取得資金又は同条第五項に規定する住宅増改築資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第七十條の四の規定は、施行日以後に同条第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同条第五項に規定する使用貸借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る贈与税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同条第五項に規定する使用貸借による権利の設定がされた場合における当該農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十條の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条

第五項及び第六項の規定その他の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）第十項において「平成三年改正法」という）附則第十九條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第十項において「平成十二年改正法」という。）第一條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第七号）第一條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六 旧租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

6 新租税特別措置法第七十條の八（第一項に規定する割合に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にする相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、施行日前にしたこれらの規定による延納の許可に係る相続税については、第八項及び第九項に定めるものを除き、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第七十條の八第三項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限

が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、当該相続税額に係る利子税のうち施行日前の期間に対応するもの及び施行日前に当該納期限が到来した相続税額に係る利子税については、なお従前の例による。

8 施行日前にした延納の許可に係る相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち旧租税特別措置法第七十條の八第一項に規定する森林施業計画が定められていた区域内に存する立木の価額の占める割合が十分の二以上で十分の三未満であるものがあつた場合において、当該延納の許可を受けた者から施行日以後に納期限が到来する延納に係る分納税額について、施行日以後最初に到来する納期限（施行日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、施行日から四月を経過する日。次項において同じ。）までに政令で定めることにより当該許可を受けた者の申請があつたときは、税務署長は、新租税特別措置法第七十條の八第一項から第三項まで及び第九項の規定に準じて当該分納税額を変更することができる。

9 前項に規定する場合において、施行日前に延納の許可を受けた者が施行日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限までに新租税特別措置法第七十條の八第五項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、同条第三項及び新租税特別措置法第九十三條第二項の規定に準じて計算するものとする。

10 税務署長は、施行日前に相続税法第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可をした相続税額（平成十二年改正法附則第十九條第五項の規定の適用を受けているもの）のうち平成三年改正法附則第十九條第八項の規定に係るものに限る。）に係る利子税のうち施行日以後の期間に対応するものについては、平成三年改正法附則第十九條第八項及び平成十二年改正法附則第十九條第五項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第七十條の八第三項及び第九十三條第二項の規定に準じて計算するものとする。（登録免許税の特例に関する経過措置）

第三十三條 施行日前に旧租税特別措置法第七十六條第一項に規定する売渡しを受けた土

地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第七十七條の四に規定する農業を営む者が、平成十六年三月三十一日までに同条に規定する交換分合により同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

3 新租税特別措置法第七十八條の規定は、施行日以後にされる同条に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第七十八條に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 森林組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八條の二第三項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第七十八條の三に規定する土地又は建物が、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号）の施行の日から平成六年三月三十一日までの間に同条に規定する事業協同組合等により取得されたものである場合には、同条に規定する組合員又は所属員たる中小企業者が施行日から平成十五年三月三十一日までの間に取得する当該土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条中「千分の三十」とあるのは、「千分の二十五」と読み替えて同条の規定を適用する。

6 旧租税特別措置法第七十八條の三第二項に規定する組合員又は所属員たる中小企業者が、平成十九年三月三十一日までに同項に規定する事業協同組合等から同項に規定する土地を取得する場合における所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十九年三月三十一日」とする。

7 新租税特別措置法第七十九條第一項及び第二項の規定は、漁業再建整備特別措置法等の一部



を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日以後に同条第一項に規定する改善計画に基づいて建造され、又は取得される同項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に建造された旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船の所有権の保存の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第七十九条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に建造され、又は取得される同条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に建造され、又は取得された旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十三条第一項の規定によるものを除く。）又は承認に係る旧租税特別措置法第八十条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十一条の規定は、同条に規定する者が施行日以後に同条に規定する無償又は減額した価額で取得する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十一条に規定する者が同条に規定する無償又は減額した価額で取得した土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する法人が、施行日前に同項の貸付けを受けて同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権を取得した場合における当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する法人が、施行日前に同項の貸付けを受けて同項に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権を取得した場合における当該所有権の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第八十三条の二の規定は、同条に規定する民間都市開発推進機構が施行日以後に同条に規定する事業見込地である土地の所有権を取得する場合における当該所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、旧租税特別措置法第八十三条の二に規定する民間都市開発推進機構が施行日前に同条に規定する事業見込地である土地の所有権を取得した場合における当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14 旧租税特別措置法第八十三条の三第一項に規定する業務の執行の委任を受けた者が、施行日前に受けた不動産（同項の不動産特定共同事業契約に係る出資により同項に規定する事業参加者から取得したものに限り。）の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

15 旧租税特別措置法第八十三条の五第一項に規定する沿道整備権利移転等促進計画に基づき、平成十六年三月三十一日までに同項に規定する遮音上有効な機能を有する建築物等若しくは工作物又は沿道地区施設の用に供することとされている土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十六年三月三十一日」と、「千分の二十五」とあるのは「千分の八」とする。

16 旧租税特別措置法第八十三条の六第一項第二号に掲げる者が、施行日前に同号の認定特定事業計画に基づき取得した同号の施設に係る土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

17 旧租税特別措置法第八十三条の六第二項に掲げる認定中核的支援機関が、施行日前に同項の基本構想に基づき同項の新事業支援機関から取得した不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

18 旧租税特別措置法第八十四条の三に規定する鉄道事業者が、平成十六年三月三十一日までに同条の鉄道施設に係る土地又は建物を取得する場合における当該土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の保存、移転又は設定の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

（沖繩特定離島路線航空機に積み込まれる航空燃料に係る航空機燃料税の税率の特例に関する経過措置）

第三十四条 施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の八の二に規定する沖繩特定離島路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の八の二において準用する同法第九十条の八の二に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第二項に規定する一般国内航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する沖繩路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

5 施行日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「平成十一年改正法」という。）附則第十四条第六項の規定は、個人が施行日以後に取得（建設及び製作を含む。）以下この条において同じ。）をする同項の規定によるなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成十一年旧法」という。）第三十七条の三第三項に規定する買換資産について適用し、個人が施行日前に取得をした前条の規定による改正前の平成十一年改正法附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第三十七条の三第三項に規定する買換資産については、なお従前の例による。

みなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 施行日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「平成十一年改正法」という。）附則第十四条第六項の規定は、個人が施行日以後に取得（建設及び製作を含む。）以下この条において同じ。）をする同項の規定によるなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成十一年旧法」という。）第三十七条の三第三項に規定する買換資産について適用し、個人が施行日前に取得をした前条の規定による改正前の平成十一年改正法附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第三十七条の三第三項に規定する買換資産については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の平成十一年改正法附則第二十九条第四項の規定は、法人が施行日以後に取得をする同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項に規定する資産について適用し、法人が施行日前に取得をした前条の規定による改正前の平成十一年改正法附則第二十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項に規定する資産については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（以下この条にお

き）を改正する法律（平成十四年法律第七十三号）の施行の日以後に同条第一項に規定する改善計画に基づいて建造され、又は取得される同項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に建造された旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船の所有権の保存の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第七十九条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に建造され、又は取得される同条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に建造され、又は取得された旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十三条第一項の規定によるものを除く。）又は承認に係る旧租税特別措置法第八十条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十一条の規定は、同条に規定する者が施行日以後に同条に規定する無償又は減額した価額で取得する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十一条に規定する者が同条に規定する無償又は減額した価額で取得した土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する法人が、施行日前に同項の貸付けを受けて同項に規定する特定の民間都市開発事業等の用に供する土地の所有権を取得した場合における当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する法人が、施行日前に同項の貸付けを受けて同項に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権を取得した場合における当該所有権の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

いて「平成十一年改正法」という。）附則第三条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成十一年旧法」という。）第三十七条の第三項に規定する買換資産について適用し、個人が施行日前に取得をした前条の規定による改正前の平成十一年改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第三十七条の第三項に規定する買換資産については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の平成十一年改正法附則第五条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得をする同項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項に規定する資産について適用し、法人が施行日前に取得をした前条の規定による改正前の平成十一年改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項に規定する資産については、なお従前の例による。

**附則（平成一四年四月二四日法律第二九号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）**

**第七条** 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第三十四條の二第二項第二十五号及び第六十五條の四第一項第二十五号の規定は、個人又は法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）がこの法律の施行の日以後に行う同日以後に新租税特別措置法第三十四條の二第二項第二十五号又は第六十五條の四第一項第二十五号の認定がされたこれらの規定に規定する地域内の土地の譲渡について適用し、個人又は法人が同日以前に行った同日以前に前条の規定による改正前の租税特別措置法第三十四條の二第二項第二十五号又は第六十五條の四第一項第二十五号の認定がされたこれらの規定に規定する地域内の土地の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）附則第七条第一項の規定」とする。

**附則（平成一四年五月二九日法律第四五号）抄**

**（施行期日）**

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附則（平成一四年六月二二日法律第六五号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

**（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）**

**第十条** 第十四條の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する公債の利子（施行日以後五年を経過する日後に第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該公債につき当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、第十四條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第四条第一項に規定する個人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する公債の利子については、なお従前の例による。

2 振替移行期日までにその起債又は発行の決定がされた旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第一条第三号に定める日から郵政民営化法の施行の日の前日までの間は、旧租税特別措置法第四条第一項中「老人等」とあるのは「所得税法第九条の二第二項に規定する障害者等」と、「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第九条の二第二項に規定する障害者等」とし、郵政民営化法の施行の日以後は、同条第一項中「老人等」とあるのは「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」と、「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」と、同条第三項中「老人等」とあるのは「所得税法第十条第一項に規定する障害者等」とする。

3 その利子の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条第一項第一号に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている次の各号に掲げる国債又は地方債が、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定める国債又は地方債とみなされて新租税特別措置法第四条第一項第一号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子に係る当該各号に定める国債又は地方債は当該特例計算期間の初日から引き続き同項第一号に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 新社債等振替法附則第十九條に規定する特例国債 同条に規定する振替国債

二 新社債等振替法附則第二十七條第一項に規定する特例地方債 同項に規定する振替地方債

4 新租税特別措置法第四条の二第二項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配（施行日以後五年を経過する日後に前条第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該財産形成住宅貯蓄につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、個人が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第四条の二第二項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の二第二項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条の二第二項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条の二（第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の施行の日以後は、同条第一項中「第十四條の二第二項」とあるのは「第十四條第二項」とし、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日以後は、同項中「証券業者」とあるのは「金融商品取引業者」とする。

**（施行期日）**

6 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の二第二項第二号又は第三号に定めるところにより保管の委託をし、登録を受け、又は信託されている前条第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるところとみなされて新租税特別措置法第四条の二第二項第二号又は第三号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項第二号又は第三号に規定するところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項の規定を適用する。

7 新租税特別措置法第四条の三第八項の規定は、個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配（施行日以後五年を経過する日後に前条第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該財産形成年金貯蓄につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、個人が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第四条の三第八項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

8 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の第三項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第四条の第三項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第四条の三（第八項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十四条の二第二項」とあるのは、「第十四条第二項」とする。

9 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の第三項に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている前条第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるところとみなされて新租税特別措置法第四条の第三項に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるところは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録された日以後に支払を受けるべきものとみなして、同項の規定を適用する。

10 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子（施行日以後五年を経過する日後に新借付等振替法附則第十九条に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた同条に規定する特例国債に係る当該振替国債につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する非居住者又は外国人が、施行日前に支払を受けるべき同項に規定する一括登録国債の利子については、なお従前の例による。

11 振替移行期日までに発行された旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する一括登録国債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの（特例計算期間に対応するものに限る。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。その利子の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するもの

とされる旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する一括登録国債である新借付等振替法附則第十九条に規定する特例国債が、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に同条の規定により同条に規定する振替国債とみなされて新租税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替記載等を受けた場合には、当該特例計算期間については、当該利子に係る当該振替国債は当該特例計算期間の開始日から引き続き当該振替記載等を受けていたものとみなして、同条の規定を適用する。

13 旧租税特別措置法第五条の二第五項第三号に規定する適格外国仲介業者として承認を受けた者（施行日において当該承認を取り消されていない者に限る。）が、新租税特別措置法第五条の二第一項又は新租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する特定振替機関（日本銀行が新借付等振替法第四十七条の規定に基づく指定を受け、かつ、新借付等振替法第十三条の規定に基づき国債を取り扱うことについて国から同意を得ている場合における日本銀行に限る。）の新借付等振替法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた新租税特別措置法第五条の二第五項第七号若しくは新租税特別措置法第六十七条の十七第四項第九号に規定する外国再間口座管理機関又は新租税特別措置法第五条の二第五項第八号若しくは新租税特別措置法第六十七条の十七第四項第十号に規定する外国間口座管理機関に該当する場合には、当該者は新租税特別措置法第五条の二第五項第四号又は新租税特別措置法第六十七条の十七第四項第六号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けたものとみなして、新租税特別措置法第五十二条の二及び新租税特別措置法第六十七条の十七の規定を適用する。

14 新租税特別措置法第八号第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び同条第二項の規定は、同条第一項に規定する金融機関又は同条第二項に規定する証券業者等が施行日以後に支払を受けるべき同条第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配（施行日以後五年を経過する日後に前条第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該公社債又は受益証券につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）に

ついて適用し、旧租税特別措置法第八号第一項に規定する金融機関又は同条第二項に規定する証券業者等が施行日前に支払を受けるべき同条第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

15 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第八号第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第八号第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。）については、旧租税特別措置法第八号（第一項第一号及び第三号並びに同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「証券業者又は」とあるのは「金融商品取引業者等、金融商品取引清算機関又は」と、「証券業者等」とあるのは「金融商品取引業者等」と、同条第四項中「証券業者等」とあるのは「金融商品取引業者等」とする。

16 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八号第一項第一号又は第三号に定めるところにより登録を受け、又は委託されている前条第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるところとみなされて新租税特別措置法第八号第一項第一号又は第三号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるところは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項第一号又は第三号に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録された日以後に支払を受けるべきものとみなして、同項及び同条第二項の規定を適用する。

19 新租税特別措置法第四十一条の第十二項から第十四項までの規定は、施行日以後最初に同条第十二項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の第十二項に規定する受寄金融機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定短期国債等の同項に規定する混蔵寄託をする場合については、なお従前の例による。

20 新借付等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の第十二項に規定する特定短期国債等を施行日から当該政令で定める日までの間に、最初に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定短期国債等の同項に規定する混蔵寄託をする場合には、同条第十二項から第十四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十二項中「受寄金融機関等（第五条の二第一項）」とあるのは「受寄金融機関等（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）第十四条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第五条の二第一項）」と、「第五条の二第五項第八号」とあるのは「旧租税特別措置法第五条の二第五項第八号」と、「営業所等（第五条の二第一項）」とあるのは「営業所等（旧租税特別措置法第五条の二第一項）」と、「第五条の二第五項第五号」とあるのは「旧租税特別措置法第五条の二第五項第五号」とする。

21 新租税特別措置法第四十一条の第十二項第五項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第十五項に規定する特定振替国債等を譲渡した者及び当該譲渡を受けた法人並びに当該譲渡の対価を支払をする法人について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の第十二項第五項に規定する特定短期国債等を譲渡した者及び当該

譲渡を受けた法人並びに当該譲渡の対価の支払をする法人については、なお従前の例による。

22 新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の第十五項に規定する特定短期国債等を施行日以後に譲渡した者及び当該譲渡を受けた法人並びに当該譲渡の対価の支払をする法人については、同項及び同条第十九項の規定は、なおその効力を有する。

23 新租税特別措置法第四十一条の第十二項、第十七項及び第二十項の規定は、施行日以後に同条第十六項に規定する特定振替国債等の場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の第十二項に規定する特定短期国債等の同項に規定する償還金の支払を受ける場合については、なお従前の例による。

24 新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の第十二項に規定する特定短期国債等につき、施行日以後に同項に規定する償還金の支払を受ける場合には、同条第十六項、第十七項及び第二十項の規定は、なおその効力を有する。

25 第二十二項又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十一条の第十二項又は第二十項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期国債等の償還金の支払調書については、同条第二十一項から第二十三項までの規定は、なおその効力を有する。

26 新租税特別措置法第四十二条の第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に開始する同項に規定する債券現先取引から生ずる同項に規定する特定利子について適用し、施行日前に開始した旧租税特別措置法第四十二条の第二項に規定する債券現先取引（当該取引に係る同項第一号に規定する一括登録がされている国債が、当該取引の開始の日から終了の日までの間に、新社債等振替法附則第十九条の規定により同条に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた場合を含む。次項において同じ。）から生ずる旧租税特別措置法第四十二条の第二項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

27 旧租税特別措置法第四十二条の第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から施行日以後五年を経過する日までの間に開始する同項に規定する債券現先取引から生ずる同項に規定する特定利子については、なおその効力を有する。

28 新租税特別措置法第六十七条の十六第一項の規定は、同項に規定する外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子（施行日以後五年を経過する日後に新社債等振替法附則第十九条に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた同条に規定する特別国債に係る当該振替国債につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十六第一項に規定する外国法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する一括登録国債の利子については、なお従前の例による。

29 振替移行期日までに発行された旧租税特別措置法第六十七条の十六第一項に規定する一括登録国債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの（特例計算期間に対応するものに限る。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。

30 新租税特別措置法第六十七条の十六第三項の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債につき支払を受ける同項に規定する償還差益について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧租税特別措置法第六十七条の十六第三項に規定する特定短期国債等につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

31 施行日から振替移行期日までの間に発行された旧租税特別措置法第六十七条の十六第三項に規定する特定短期国債等につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、同項の規定は、なおその効力を有する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八十四条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年六月二九日法律第七五号）抄

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

附則（平成一四年六月二九日法律第七五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年七月三日法律第七九号）抄

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。ただし、第三条中租税特別措置法第三章に十七節を加える改正規定（第六十八条の七十二第八項に係る部分に限る。）は、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の施行の日から施行する。（法人税法等の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）の規定、第四条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）の規定並びに第九条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）附則第七条及び第二十四条の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税（連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日以後の解散（合併）による解散を除く。以下この条において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る

法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の同日以前に終了した計算期間の所得に対する法人税、法人の同日以前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。（資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十四条 新租税特別措置法第六十四条の第二項（新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第十項、第六十五条の十二及び第六十五条の十四第十一項の規定は、法人の施行日の翌日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度終了の時に有するこれらの規定に規定する特別勘定の金額について適用する。

2 法人が附則第三条第一項の規定の適用を受けた場合において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の新法人税法第十五条の第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）終了の日を含む事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日が当該最初連結親法人事業年度開始の日である場合には、当該事業年度）終了の時に時価評価資産等（新法人税法第四条の三第九項第一号に規定する時価評価資産等をいう。以下この項において同じ。）を有するとき又は最初連結親法人事業年度に当該法人との間に当該法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなつた法人が当該完全支配関係を有することとなつた日を含む事業年度終了の時に時価評価資産等を有する場合（新租税特別措置法第六十五条の二第十項（新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第十項、第六十五条の十二第十一項若しくは第六十五条の十四第十一項に規定する連結開始直前事業年度又はこれらの規定に規定する連結加入直前事業年度（次項において「連結開始直前事業年度等」という。）は最初連結親法人事業年度終了の日を含む事業年度として、これらの規定を適用する。）

3 法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する連結開始直前事業年度等においては、新法人

3 法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する連結開始直前事業年度等においては、新法人

3 法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する連結開始直前事業年度等においては、新法人

3 法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する連結開始直前事業年度等においては、新法人

3 法人の平成十八年十二月三十一日前に終了する連結開始直前事業年度等においては、新法人



号又は第三号に定める資産である場合には、百分の十二」とあるのは、「第二号に定める資産である場合には百分の十二とし、第三号に定める資産である場合には百分の十四とする。」とする。

4 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）の施行の日（平成十四年四月一日）前に同法附則第二十三条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅を取得若しくは新築をした法人の同項に規定する供用日以後五年以内の日を含む連結事業年度又は同条第二項の適格合併、適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により同項に規定する優良賃貸住宅の移転を受けた連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する期間内の日を含む連結事業年度におけるこれらの優良賃貸住宅に係る新租税特別措置法第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条第一項中「百分の三十」とあるのは「百分の三十二」と、同項第四号中「第四十七条第一項第二号」とあるのは「第四十七号第一項第二号」とあるのは「第四十七号第一項第二号又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十三条第十七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧租税特別措置法」という。）第四十七条第一項第二号」と、同条第二項中「第四十七条第一項」とあり、及び「同条第一項」とあるのは「第四十七号第一項又は旧租税特別措置法第四十七号第一項」とする。

同項に規定する期間内の日を含む連結事業年度におけるこれらの特定再開発建築物に係る新租税特別措置法第六十八条の三十五の規定の適用については、同条第一項中「百分の十」とあるのは「百分の十二」と、同条第二項中「第四十七号の第二項」とあるのは「第四十七号の第二項又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十三条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四十七条の第二項」と、「同条第一項」とあるのは「第四十七号の第二項又は旧租税特別措置法第四十七号の第二項」とする。

6 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）の施行の日（平成十四年四月一日）前に同法附則第二十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等を取引若しくは建設をした法人の同項に規定する供用日以後五年以内の日を含む連結事業年度又は同条第二項に規定する適格合併等により同項に規定する倉庫用建物等を受けた連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する期間内の日を含む連結事業年度におけるこれらの倉庫用建物等に係る新租税特別措置法第六十八条の三十六の規定の適用については、同条第一項中「百分の十二」とあるのは「百分の十六」と、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは「第四十八条第一項又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第二十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四十八条第一項」と、「同条第一項」とあるのは「第四十八条第一項又は旧租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

開始の日の前日を含む事業年度において、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号。以下この条において「平成十四年改正法」という。）附則第二十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十四年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第五十五条の第二十一項の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入された海外投資等損失準備金の金額（適格分割型分割により分割承継法人に引き継がれたものを除く。）がある場合には、当該海外投資等損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 平成十四年改正法附則第二十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五十五条の第二十七項の規定により海外投資等損失準備金の金額の引継ぎを受けた合併法人又は分割承継法人が連結親法人又はその連結子法人である場合には、当該合併法人又は分割承継法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該合併法人又は分割承継法人の適格合併又は適格分割型分割の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 連結親法人である平成十四年改正法附則第二十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五十五条の第四第一項に規定する投資育成会社が、新法人税法第十五条の第二第一項に規定する最初連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度終了の時に、同条第二項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同条第二項において準用する旧租税特別措置法第五十五条第三項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額を有する場合には、当該最初連結事業年度以後の各連結事業年度終了の日において前連結事業年度（当該投資育成会社の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された旧租税特別措置法第五十五条の第四第一項に規定する特定会社（次項及び第六項において「特定会社」という。）に係る創業中小

企業投資損失準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項において準用する旧租税特別措置法第五十五条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額を有する。次項及び第六項において同じ。）のうちにその積立てをした事業年度終了の日の翌日から五年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金」という。）があるときは、当該据置期間経過準備金については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上旧租税特別措置法第五十五条の四第一項の規定により損金の額に算入された当該創業中小企業投資損失準備金として積み立てた金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 前項に規定する投資育成会社が、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあつては、これらの号に規定する創業中小企業投資損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社の株式の全部又は一部を有しないこととなつた場合 その有しないこととなつた日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定会社の株式の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当

該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額)

二 前号に規定する特定会社が解散(適格合併による解散を除く)をした場合、当該解散の日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額

三 第一号に規定する特定会社の株式についてその帳簿価額を減額した場合、その減額をした日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

四 当該投資育成会社が解散した場合、その解散の日における創業中小企業投資損失準備金の金額

五 前項及び前各号の場合以外の場合において特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

五 第三項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

六 前項に定めるもののほか、特定会社が合併により消滅した場合における創業中小企業投資損失準備金の金額の処理その他第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

七 新租税特別措置法第六十八條の五十八の規定は、法人の平成十五年三月三十一日以後に終了する各連結事業年度において事業の用に供する同条第一項各号に掲げる固定資産(当該固定資産に係る法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号)附則第七条第一項に規定する特別修繕引当金勘定の金額があるものを除く)について、適用する。

三項又は第五項」とあるのは「第六十五條第一項、第三項又は第六項」と、同条第十一項中「第六十五條第一項第六号に規定する権利変換の時において当該権利変換により譲渡した資産(同号に規定する敷地利用権に係る部分に限る)の価額と同号に規定する施行再建マンションに係る敷地利用権の価額との差額がある場合における当該譲渡した資産の第一項に規定する譲渡直前の帳簿価額の計算、同項」とあるのは「第一項」と、第七項及び第八項」とあるのは「及び第七項」と、新租税特別措置法第六十八條の七十三第七項中「第五項の規定を含む」とあるのは「第六項の規定を含む」と、新租税特別措置法第六十八條の七十五第二項及び第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号」とあるのは「又は第十七号から第二十号まで」と、新租税特別措置法第六十八條の七十六第一項中「第二十六号」とあるのは「第二十五号」と、新租税特別措置法第六十八條の七十八第十五項第一号イ中「及び第四号から第六号まで」とあるのは「第四号及び第五号」と、「第六十八條の七十二第七項若しくは第八項」とあるのは「第六十八條の七十二第七項」と、新租税特別措置法第六十八條の八十八中「第六号」とあるのは「第五号」とする。

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一四年七月二二日法律第八八号)抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年七月二六日法律第九三号)抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 次条から附則第五条まで並びに附則第八條、第九條(第四号に掲げる規定を除く)、第十三條、第十四條、第十七條、第二十四條及び第三十一條から第三十三條までの規定 公布の日

附則(平成一四年八月二日法律第一〇二号)抄

第一條 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三條中老人保健法第七十九條の二の次に一條を加える改正規定は公布の日から、第二條、第五條及び第八條並びに附則第六條から第八條まで、第二十三條、第三十四條、第三十九條、第四十一條、第四十八條、第四十九條第三項、第五十一條、第五十二條第三項、第五十四條、第六十七條、第六十九條、第七十一條、第七十三條及び第七十七條の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一條の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第五十二号)第十五條の規定の施行の日又はこの法律の施行の日を遅く遅い日から施行する。

附則(平成一四年一月二二日法律第一四〇号)抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から八まで 略
- 九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日（いずれか遅い日）

附則（平成十五年三月三十一日法律第八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 平成十五年三月三十一日
- イ 略
- ロ 第十二条中租税特別措置法第六十六条の十二第一項の改正規定（同条第十一項を「同条第九項」に改める部分に限る。）、同条第四項及び第五項の改正規定、同法第六十六条の十三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（同条第十一項を「同条第九項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定並びに同条第七項の改正規定（「第二項各号」を「第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第四百四十九条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第二十七条の改正規定に限る。）及び第五百十條の規定

二 次に掲げる規定 平成十五年五月一日

イ 略

- ロ 第十二条中租税特別措置法第八十七条の四の改正規定及び同法第八十七条の五第一項の改正規定（並びに第八十七条の二及び前条を「及び第八十七条の二」に改める部分に限る。）

三 次に掲げる規定 平成十五年七月一日

イ 略

- ロ 第十二条中租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（平成十五年三月三十一日）を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第二百二十八条から第三百三十二條まで並びに第四百四十四條の規定

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日

イ からりまで 略

- ロ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定（「石油税法」を「石油石炭税法」に改める部分に限る。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第三項第五号の改正規定、同法第三十三条第一項第三号の改正規定、同法第三十三条の三第二項第六号の改正規定、同法第三十四条の三第二項第六号の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定、同法第七十条の四第五項の改正規定（第三項）を「第四項」に改める部分及び同条第五項を同条第六項とする部分を除く。）、同法第七十一条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十八条の四第三項第二号の改正規定、同法第八十四条第三節の二の節名の改正規定、同法第九十条の四の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第九十条の五の改正規定、同法第九十条の六の改正規定、同法第九十条の六の二の改正規定（平成十五年三月三十一日）を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第九十条の七第三項の改正規定並びに附則第七十六條第二項及び第三項、第九十九條第一項及び第二項、第一百八十八條第一項及び第二項、第一百三十三條並びに第四百四十九條（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）附則第三十三條第八項の改正規定に限る。）の規定

五 次に掲げる規定 平成十六年一月一日

イ及びロ 略

- ハ 第十二条中租税特別措置法第八条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第八条の三第一項から第四項までの改正規定、同法第八条の四の改正規定、同法第九条第一項の改正規定、同法第三十七条の十第三項及び第五項の改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定、同法第三十七條の十一の四の改正規定、同法第三十七條の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七條の十四の二第一項の改正規定並びに同法第三十七條の十五の改正規定並びに附則第六十一条、第六十二條第一項、第六十三條、第

- 六十六條、第七十七條第一項及び第二項、第七十八條、第七十九條第一項及び第六項、第八十條並びに第八十二條の規定
- 六から八まで 略
- 九 次に掲げる規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百六号）の施行の日

イからホまで 略

- ヘ 第十二条中租税特別措置法第七十一条の四第一項第一号の改正規定
- 十 第十二条中租税特別措置法第十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の四の改正規定、同法第六十六条の改正規定（平成十五年三月三十一日）を「平成十七年三月三十一日」に改める部分及び「同条第十一項」を「同条第九項」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の二十一の改正規定、同法第六十八條の八十六の改正規定、同法第八十条第二項を削る改正規定及び同法第八十条の次に二条を加える改正規定（第八十条の二を加える部分に限る。）、並びに附則第三百三条第一項の規定 産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）の施行の日

十一 第十二条中租税特別措置法第十一条の七の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条の八の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）、及び同法第六十八條の二十四の次に一条を加える改正規定（第六十八條の二十四の二第二項に係る部分に限る。）、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第七十一号）の施行の日

十二 第十二条中租税特別措置法第二十条の三第一項の改正規定、同法第二十八條の二第二項第四号の改正規定、同法第五十五条の五の改正規定、同法第六十六条の十一第一項第四号の改正規定及び同法第六十八條の四十四の改正規定並びに附則第七十三條第一項、第七十五條、第九十七條第一項、第一百一条第一項、第一百六十六條第一項及び第一百二十條第一項の規定 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第一条第四号に定める日

十三 第十二条中租税特別措置法第三十四条の二第二項第十九号の改正規定、同法第四十一

条の十二第九項第七号の次に一号を加える改正規定及び同法第六十五条の四第一項第十九号の改正規定並びに附則第七十六條第四項、第八十四條第四項、第九十九條第三項及び第一百八十八條第三項の規定 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第二号に定める日

十四 第十二条中租税特別措置法第七十八條の二第五項及び第六項の改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）、及び附則第二百二十四條第八項の規定 平成十五年四月一日又は漁業協同組合併促進法の一部を改正する法律（平成十五年法律第十三号）の施行の日（翌日のいずれか遅い日）

十五 第十二条中租税特別措置法第八十四条の五の改正規定 平成十五年四月一日又は株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）の施行の日（いずれか遅い日）

十六 第十二条中租税特別措置法第九十条の十二第一項の改正規定 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）附則第一条第二号に定める日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第五十八條 第十二条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十五年分以後の所得税について適用し、平成十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（振替国債の利子の課税の特例に関する経過措置）

第五十九條 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子については、なお従前の例による。

（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第六十條 新租税特別措置法第八條第二項、第三項及び第五項の規定は、これらの規定に規定する証券業者等又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する利子につ



いて適用し、旧租税特別措置法第八条第二項に規定する証券業者等が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する利子については、なお従前の例による。

第六十一条 旧租税特別措置法第八条の二第一項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項に規定する非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置

（公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第六十二条 旧租税特別措置法第八条の三第一項に規定する居住者又は同条第二項に規定する内国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する国外公募投資信託等の配当等及び同条第二項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八条の三第六項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるとき同項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

（特定投資法人の投資口の配当等に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第六十三条 旧租税特別措置法第八条の四第一項に規定する居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項に規定する非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成十六年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定投資法人の投資口の配当等については、なお従前の例による。

（株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税に関する経過措置）

第六十四条 旧租税特別措置法第八条の五第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（確定申告を要しない配当所得に関する経過措置）

第六十五条 旧租税特別措置法第八条の六第一項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この項において「配当等」という。）で新租税特別措置法第八条の五第一項第一号又は第二号に掲げるものに係る同条の規定の適用については、当該配当等には、次に掲げる配当等（国外において支払を受けるもののうち政令で定めるものを除く。）を含まないものとする。

一 新租税特別措置法第八条の五第一項第三号に規定する内国法人から支払を受けるべき同項に規定する公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当等

二 新租税特別措置法第八条の五第一項第五号に規定する特定投資法人から支払を受けるべき同項に規定する投資口の配当等

第六十六条 新租税特別措置法第九条の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（国外で発行された株式の配当所得の源泉徴収の特例に関する経過措置）

第六十七条 新租税特別措置法第九条の二第五項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に同項第一号に規定する支払の取扱者から交付を受けるとき同項に規定する国外株式の配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第六十八条 平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（以下この項において「配当等」という。）で新租税特別

措置法第九条の三第一項第一号に掲げるものに係る同条の規定の適用については、当該配当等には、同項第三号に規定する特定投資法人の同項に規定する投資口の配当等を含まないものとする。

2 平成十五年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三第二項の配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「百分の七」とあるのは、「百分の十」とする。

（中小企業者が機械等を取付した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十九条 新租税特別措置法第十条の三の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の六第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取付した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十条 新租税特別措置法第十条の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（事業化設備等を取付した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七十一条 個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第七十二条 新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第十二条の三第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同

3 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

4 個人が平成十五年六月三十日までに取得等をする旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

5 新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第十一条の六第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第十一条の九第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の七第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

9 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第十二条の三第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同

項に規定する建替え病院用等建物について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十二条の第三項に規定する建替え病院用建物については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第十三条の第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。この場合において、施行日前に同号に規定する認定を受けたことのある同号の個人が施行日以後最初に同号に規定する認定を受けたときにおける同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「各年（その適用開始年が同項第一号の他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年以内の年である同号の新農業経営改善計画にあつては、当該他の農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年の翌年から当該新農業経営改善計画に係る適用開始年以後五年を経過する年までの各年）」とあるのは、「各年」とする。

13 施行日前に旧租税特別措置法第十三条の第三項第一号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

14 新租税特別措置法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

15 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第二項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

16 新租税特別措置法第十四条の第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

17 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の第二項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

18 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十六条第一項各号に掲げる資産については、なお従前の例による。

19 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過措置）  
第七十三条 新租税特別措置法第二十条の規定は、個人が附則第一条第二号に定める日以後に積み立てた新租税特別措置法第二十条第一項の減価防止積立金について適用し、個人の同日前に積み立てた旧租税特別措置法第二十条の第三項第一項の減価防止積立金については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第二十条の表の各号の上欄に掲げる個人が平成十五年以前の各年において積み立てた同項のプログラム等準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）  
第七十四条 個人の平成十五年以前の各年分の事業所得に係る総収入金額のうち旧租税特別措置法第二十一条第一項に規定する収入金額がある場合については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置）  
第七十五条 新租税特別措置法第二十八条第一項第四号の規定は、個人が附則第一条第二号に定める日以後に支出する同項第四号に掲げる負担金について適用し、個人が同日前に支出した旧租税特別措置法第二十八条の第二項第四号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）  
第七十六条 新租税特別措置法第三十一条の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十三条第一項第三号、第三十三条の二第一項第二号、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項第六号の規定は、個人が附則第一条第四号に定める日以後に行うこれらの規定に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号、第三十三条の二第一項第二号、第三十三条の三第一項又は第三十四条の三第二項第六号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 附則第一条第四号に定める日以後に独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第三十四条の三第二項の規定の適用については、新租税特別措置法第三十三条第一項第三号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは、「第十一条第一項第七号イの事業若しくは同法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六条第一項」とあるのは、「第十六条第二項及び同法附則第八項」とされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項」と、新租税特別措置法第三十三条の二第二項中「第二号中『第十一条第一項第八号の事業』とあるのは、『第十一条第一項第八号の事業若しくは同法附則第八項第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業』と、新租税特別措置法第三十三条の二第二項中『第十一条第一項第七号イの事業』とあるのは、『第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八項第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業』と、新租税特別措置法第三十三条の二第二項中『第十一条第一項第七号イの事業』とあるのは、『第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八項第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業』とあるのは、『次に掲げる場合及び土地等（旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イに規定する農用地及び当該農用地の上に存する権利に限る。）につき独立行政法人緑資源機構法附則第八条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第四項に規定する清算金（当該土地等について、独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十一条第六項において準用する土地改良法第八項第五項第二号に規定する施設の利用若しくは同項第三号に規定する農用地以外の用途に供する土地又は独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の三の二第二項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため独立行政法人緑資源機構法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十三条の二の二第二項の規定により、地積を特に減じて換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかつたことにより支払われるものに限る。）を取得する場合」とする。

4 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第九号の規定は、個人が附則第一条第三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6 個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）  
第七十七条 新租税特別措置法第三十七条の十第三項の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同項に規定する株式等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十第三項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十第五項の規定は、平成十六年一月一日以後の同項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する私募証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

3 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十五年分の所得税につき所得税法第二百七条（同法第六十六条において準用する場合を含む。）

（個人の準備金に関する経過措置）  
第七十三条 新租税特別措置法第二十条の規定は、個人が附則第一条第二号に定める日以後に積み立てた新租税特別措置法第二十条第一項の減価防止積立金について適用し、個人の同日前に積み立てた旧租税特別措置法第二十条の第三項第一項の減価防止積立金については、なおその効力を有する。

の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者に係る旧租税特別措置法第三十七条の十第六項の規定による控除については、なお従前の例による。

第七十八條 新租税特別措置法第三十七条の十一の三の規定は、同条第二項に規定する特定口座

の三の規定は、同条第二項に規定する特定口座において平成十六年一月一日以後に処理される同項に規定する信用取引等について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する特定口座において同日前に処理された同項に規定する信用取引については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二

項に規定する特定口座においては、平成十六年一月一日前に当該特定口座以外の口座において処理された上場株式等(新租税特別措置法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等)の三第二項に規定する発行日取引であつて同日以後に当該発行日取引に係る決済が行われるものを当該口座から政令で定めるところにより移管できるものとする。この場合において、当該移管がされた取引は、当該特定口座において処理された取引とみなして、同条の規定を適用する。

第七十九條 新租税特別措置法第三十七条の十一

の四(第八項を除く。)の規定は、平成十六年一月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価及び同項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額並びに同日前行われた同項に規定する差金決済により生じた同条第三項第一号に規定する差損金額については、なお従前の例による。

2 平成十五年四月一日から同年十二月三十一日

までの期間(次項において「特例期間」という。)

内に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用を受ける同項の特定口座に係る同項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された同項に規定する上場株式等の信用取引に係る差金決済により同項に規定する特定口座内調整所得金額が生じた場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 特例期間内の各月の末日において旧租税特別

措置法第三十七条の十一の四第三項の規定の適用を受ける同項の特定口座に係る同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

4 平成十五年十二月三十一日において旧租税特別

措置法第三十七条の十一の四第三項の特定口座を開設している同項の証券業者は、同日において当該特定口座に係る第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超える場合には、当該特定口座を開設する同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し、当該超える部分の金額(次項において「超過額」という。)に相当する所得税を還付しなければならない。

一 平成十五年年中に行われた当該特定口座に係る旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座において処理された同項に規定する上場株式等の信用取引に係る差金決済につき同項の規定による徴収をした、又は徴収をすべき所得税の額の合計額から同年中の各月につき同条第三項の規定による還付をした、又は還付をすべき所得税の額の合計額を控除した残額

二 当該特定口座について平成十五年において

最後に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等に係る同項第一号に掲げる金額の百分の七に相当する金額

5 前項の規定による超過額の還付の手続その他

同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第八

項の規定は、平成十六年一月一日以後に同項の源泉徴収選択口座において処理される新租税特

別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書について適用する。

7 旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一

項に規定する特定口座源泉徴収届出書の提出がされた同項に規定する特定口座において平成十五年十二月三十一日までに処理された旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書(同項の規定により税務署長に提出することとされるものに限る。)については、同項の規定にかかわらず、その作成及び提出は、要しない。

(確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得に関する経過措置)

第八十條 新租税特別措置法第三十七条の十一の

五の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第八十一條 新租税特別措置法第三十七条の十三

の三の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十三第八項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

(公社債等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置)

第八十二條 新租税特別措置法第三十七条の十五

第一項第一号及び第二項第一号の規定は、平成十六年一月一日以後に行われるこれらの規定に規定する公社債等の譲渡について適用し、同日前行われた旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号及び第二項第一号に規定する公社債等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十五第一項第

二号及び第二項第二号の規定は、平成十六年一月一日以後のこれらの規定に規定する公社債投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第二号及び第二項第二号に規定する公社債投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

3 平成十六年一月一日前行われた旧租税特別

措置法第三十七条の十五第一項第三号及び第二

項第三号に規定する特定の投資法人の投資口の譲渡については、なお従前の例による。

4 平成十六年一月一日前に生じた旧租税特別措

置法第三十七条の十第四項各号に規定する事由により旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第四号及び第二項第四号に規定する特定の投資法人の投資口を有する者に対して交付される金額については、なお従前の例による。

(住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十三條 新租税特別措置法第四十一条第八

項の規定は、同項の居住者が施行日以後に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋をその者の居住の用に供しないこととなった場合について適用する。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措

置)

第八十四條 新租税特別措置法第四十一条の十二

第二項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する割引債について適用し、施行日以前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する割引債については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十二第六項の

規定は、施行日以後に支払をすべき同項に規定する償還差益について適用し、施行日前に支払をすべき旧租税特別措置法第四十一条の十二第六項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第

四号の規定は、施行日以後に発行される同号に規定する国債について適用する。

4 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第

八号の規定は、附則第一条第十三号に定める日以後に発行される同項第八号に規定する国債について適用する。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例に関する経過措置)

第八十五條 新租税特別措置法第四十一条の十四

第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成十五年一月一日以後に行う同項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済について適用し、個人が同日前行った旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る同項に規定する差金等決済については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十四(第一項

第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が

平成十六年一月一日以後に行う同項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済について適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整)

**第八十六条** 附則第六十二條第一項、第六十四條、第六十六條、第六十九條から第七十一條まで、第七十六條から第八十一條まで、第八十三條又は前條の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第六條の規定の適用については、同法第二條第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第六十二條第一項、第六十四條、第六十六條、第六十九條から第七十一條まで、第七十六條から第八十一條まで、第八十三條及び第八十五條の規定並びに」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

**第八十七条** 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第二百二十二條までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第八十八条** 新租税特別措置法第四十二條の四の規定は、法人の平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の平成十五年一月一日前に開始した事業年度及び施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第八十九条** 新租税特別措置法第四十二條の五第五項の規定は、法人税法第四條の五第一項の規

定により同法第四條の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第九十条** 新租税特別措置法第四十二條の六の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用する。

(事業基盤強化設備を取得了した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第九十一条** 新租税特別措置法第四十二條の七(第七項を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二條の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第四十二條の七第七項の規定は、法人税法第四條の五第一項の規定により同法第四條の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

(事業化設備等を取得了した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第九十二条** 法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二條の八第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得了した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第九十三条** 新租税特別措置法第四十二條の九第四項の規定は、法人税法第四條の五第一項の規定により同法第四條の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得了した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

定により同法第四條の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

(情報通信機器等を取得了した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第九十五条** 新租税特別措置法第四十二條の十一の規定は、平成十五年一月一日以後に同条第一項に規定する情報通信機器等の取得若しくは製作又は賃借をする法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

**第九十六条** 新租税特別措置法第四十三條第一項(同項の表の第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三條第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第四十三條の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三條の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

**3** 新租税特別措置法第四十三條の三第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三條の三第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

**4** 新租税特別措置法第四十四條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四條第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

**5** 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四條の四第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

**6** 法人が平成十五年六月三十日までに取得等をする旧租税特別措置法第四十四條の四第二項に

規定する製造過程管理高度化設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

**7** 新租税特別措置法第四十四條の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十四條の五第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

**8** 新租税特別措置法第四十四條の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四條の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

**9** 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四條の七第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

**10** 新租税特別措置法第四十四條の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四條の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

**11** 新租税特別措置法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五條第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

**12** 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五條の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

**13** 新租税特別措置法第四十五條の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五條の三第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

**14** 新租税特別措置法第四十五條の二第四項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する建替え病院用等建物について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五條の三第四項に規定す

る旧租税特別措置法第四十五條の三第四項に規定す

る建替え病院用建物については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第四十六条の第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の法人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。この場合において、施行日前に同号に規定する認定を受けたことのある同号の法人が施行日以後最初に同号に規定する認定を受けたときにおける同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「期間（同項第一号）に規定する新農業経営改善計画にあつては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間」とあるのは、「期間」とする。

16 施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の第三項第一号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

17 新租税特別措置法第四十七条第三項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

18 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「第六十八条の三十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第十五条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第三項」とする。

19 新租税特別措置法第四十七条の第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

20 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の第二項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第十五条第二項（平成十五年法律第八号）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

21 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十九条第一項各号に掲げる資産については、なお従前の例による。

22 法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金については、なお従前の例による。

23 第六項、第十六項、第十八項及び第二十項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十四条まで」とあるのは、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十六条第六項、第十六項、第十八項若しくは第九十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十四条の四（第二項に係る部分に限る。）、第四十六条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十七条（第三項に係る部分に限る。）若しくは第四十七条の二」とする。

号中「第十一条第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一条第一項第七号イの事業、同法附則第八條第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業」とする。

3 新租税特別措置法第六十五條の四第一項第九号の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の第二十号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）  
第百零九條 旧租税特別措置法第六十六條の十第一項第三号、第四号又は第六号に掲げる法人が施行日以前に取得又は製作をしたこれらの号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）  
第百一十條 新租税特別措置法第六十六條の十一第一項第四号の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に支出する同項第四号に掲げた旧租税特別措置法第六十六條の十一第一項第四号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六條の十一第一項第五号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に掲げる負担金について適用する。  
（認定特定非常利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例に関する経過措置）  
第百一十二條 新租税特別措置法第六十六條の十一の二第一項の規定は、同項に規定する認定特定非常利活動法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）  
第百一三條 新租税特別措置法第六十六條の十二第一項の規定は、法人の附則第一条第十号に定め

る日以後に終了する事業年度において生じた同項に規定する設備廃棄等による欠損金額について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六條の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第六十六條の十三第三項第二号に定める期間内に同条第二項第二号に規定する認定を受けた同号に掲げる法人の同項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

（特定の医療法人の法人税率の特例に関する経過措置）  
第百一四條 新租税特別措置法第六十七條の二第一項の規定は、医療法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、医療法人の施行日以前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 医療法人が、施行日以前に旧租税特別措置法第六十七條の二第一項の規定により受けた財務大臣の承認は、新租税特別措置法第六十七條の二第一項の規定により受けた国税庁長官の承認とみなす。  
（振替国債の利子等の非課税に関する経過措置）  
第百一五條 新租税特別措置法第六十七條の十六第三項の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債につき支払を受ける同項に規定する償還差益について適用し、外国法人が施行日以前に発行された旧租税特別措置法第六十七條の十六第三項に規定する特定短期公社債につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

（特定目的信託に係る課税の特例等に関する経過措置）  
第百一六條 新租税特別措置法第六十八條の三の三第一項第二号イ及び第六十八條の三の四第一項第二号イの規定は、特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である法人の施行日以後に開始した計算期間（法人税法第十五條の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この条において同じ。）分の法人税について適用し、特定信託の受託者である法人の施行日以前に開始した計算期間分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百一七條 新租税特別措置法第六十八條の九の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五條の二第二項に規定する連結親法人事業年度）が平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が平成十五年一月一日前に開始した連結事業年度及び施行日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百一八條 新租税特別措置法第六十八條の十第五項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百一九條 新租税特別措置法第六十八條の十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十一第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十一第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。）

法第十五條の二第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が平成十五年一月一日前に開始した連結事業年度及び施行日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百一八條 新租税特別措置法第六十八條の十第五項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百一九條 新租税特別措置法第六十八條の十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産について適用する。

（特定中小連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百二十條 新租税特別措置法第六十八條の十二（第七項を除く。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十一第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の十二第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（特別中小連結法人が事業化設備等を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百二十一條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十二第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十二第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。）

（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十二第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。）

（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十二第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。）

前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十二第一項に規定する事業化設備等については、なお従前の例による。

（連結親法人が沖繩の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百二十二條 新租税特別措置法第六十八條の十三第四項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百二十三條 新租税特別措置法第六十八條の十四第七項の規定は、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認が施行日後に取り消される場合について適用し、同項の規定により同条の承認が施行日以前に取り消された場合については、なお従前の例による。

（連結親法人が情報通信機器等を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第百二十四條 新租税特別措置法第六十八條の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十五年一月一日以後に同条第一項に規定する情報通信機器等の取得若しくは製作又は賃借をしたもの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十五第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結親法人の減価償却に関する経過措置）  
第百二十五條 新租税特別措置法第六十八條の十六第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。）

（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。）

（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。）

した旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の十八第二項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十八第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十九第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の二十一第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十五年六月三十日まで取得等をする旧租税特別措置法第六十八條の二十一第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7 新租税特別措置法第六十八條の二十二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧

租税特別措置法第六十八條の二十二第一項に規定する特定余暇利用施設については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十八條の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

9 連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十四第一項の表の第三号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十八條の二十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十五第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の二十八第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第六十八條の二十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税

特別措置法第六十八條の二十九第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第六十八條の二十九第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する建替え病院用等建物について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八條の二十九第四項に規定する建替え病院用建物については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第六十八條の三十二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の連結親法人又はその連結子法人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。この場合において、施行日前に同号に規定する認定を受けたことのある同号の連結親法人又はその連結子法人が施行日以後最初に同号に規定する認定を受けたときにおける同条の規定の適用については、同条第二項第一号中「期間（同項第一号に規定する新農業経営改善計画にあつては、同号に規定する他の農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日を含む連結事業年度終了の日（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日）の翌日（その日が当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日前である場合には、当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日）から当該新農業経営改善計画に係る適用期間開始日以後五年を経過した日の前日までの期間）」とあるのは、「期間」とする。

16 施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の三十二第一項第一号に規定する認定を受けた同号の連結親法人又はその連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

17 新租税特別措置法第六十八條の三十四第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

18 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得

又は新築をした旧租税特別措置法第六十八條の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「第四十七條第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十六條第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第四十七條第三項」とする。

19 新租税特別措置法第六十八條の三十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

20 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八條の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七條の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十六條第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第四十七條の二第一項」とする。

21 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の三十七第一項に規定する資産については、なお従前の例による。

22 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八條の三十九第一項に規定する負担金（旧租税特別措置法第五十二条第一項第三号、第四号又は第六号に定める負担金に限る。）については、なお従前の例による。

23 第六項、第十六項、第十八項及び第二十項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八條の四十及び第六十八條の四十一の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八條の四十第一項中「又は第六十八條の二十九から第六十八條の三十六まで」とあるのは、「若しくは第六十八條の二十九から第六十八條の三十六まで又は所得税法等の一部を改正する

法律（平成十五年法律第八号）附則第十五条第六項、第十六項、第十八項若しくは第二十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の第二十一項、第六十八条の三十二第一項（第一号に係る部分に限る。）、第六十八条の三十四（第三項に係る部分に限る。）、若しくは第六十八条の三十五」とする。（連結法人の準備金に関する経過措置）

**第百十六條** 新租税特別措置法第六十八条の四十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第十二号に定める日以後に積み立てた鉱害防止積立金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に積み立てた鉱害防止積立金については、なお従前の例による。

**2** 旧租税特別措置法第六十八条の五十一第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人の施行日前に開始した各連結事業年度において同項の規定により連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたプログラム等準備金の金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第五十七条第一項の規定」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧法」という。）第五十七条第一項の規定」と、「第五十七条第一項の規定に」とあるのは「旧法第五十七条第一項の規定に」と、同条第三項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「合併又は分割型分割」とあるのは「合併」と、同項第一号中「適格現物出資又は適格事後設立」とあるのは「又は適格現物出資」と、同項第二号中「場合又は分割型分割（その分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。）により無償補修の全部又は一部を行わないこととなつた場合」とあるのは「場合」と、「金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金の金額のうちその行わないこととなつた無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなつた場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）」とあるのは「金額」と、同

項第三号中「連結子法人の解散にあつてはその解散の日」とあるのは「連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日」と、同条第七項中「第五十七条第一項」とあるのは「旧法第五十七条第一項」と、「第五十七條第八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七條第八項」と、「第六十八條の五十一第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の五十一第二項」と、同条第八項中「第五十七條第一項」とあるのは「旧法第五十七條第一項」と、「適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）に」とあるのは「適格分割型分割に」と、「第五十七條第九項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十七條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七條第九項」と、「第六十八條の五十一第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の五十一第二項」とする。

**2** 附則第一条第四号に定める日以後に独立行政法人緑資源機構法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第六十八条の七十一第一項及び第六十八条の七十二第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「第十一條第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一條第一項第七号イの事業若しくは同法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六條第二項及び同法附則第八号第一項第二項」とあるのは「第十六條第二項及び同法附則第八号第一項第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「第十一條第一項第八号の事業」とあるのは「第十一條第一項第八号の事業若しくは同法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第三号中「第十一條第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一條第一項第七号イの事業」と、「同項第三号中「第十一條第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一條第一項第七号イの事業」と、同法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、同法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

**3** 新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第九号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八

分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第三号並びに第六十五条第一項第二号及び第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

**2** 附則第一条第四号に定める日以後に独立行政法人緑資源機構法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における新租税特別措置法第六十八条の七十一第一項及び第六十八条の七十二第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第六十四条第一項第三号中「第十一條第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一條第一項第七号イの事業若しくは同法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、「第十六條第二項及び同法附則第八号第一項第二項」とあるのは「第十六條第二項及び同法附則第八号第一項第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「第十一條第一項第八号の事業」とあるのは「第十一條第一項第八号の事業若しくは同法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第三号中「第十一條第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一條第一項第七号イの事業」と、「同項第三号中「第十一條第一項第七号イの事業」とあるのは「第十一條第一項第七号イの事業」と、同法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、同法附則第八号第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」とする。

**3** 新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第九号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八

条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

**4** 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

**5** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

**第百十九條** 連結親法人で旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第三号、第四号又は第六号に掲げるものが施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する試験研究用資産（これらの号に定める固定資産に限る。）については、なお従前の例による。

（連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

**第百二十條** 新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項（新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に支出する新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に掲げる負担金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に支出した旧租税特別措置法第六十六条の十一第一項第四号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項（新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係



にある連結子法人が施行日以後に支出する同号に掲げる負担金について適用する。  
(特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例に関する経過措置)

**第二百一十一条** 新租税特別措置法第六十八条の百第一項の規定は、医療法人である連結親法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税率について適用し、医療法人である連結親法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税率については、なお従前の例による。  
(連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等に関する経過措置)

**第二百二十二条** 新租税特別措置法第六十八条の百九第三項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。)が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税率について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税率については、なお従前の例による。  
(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

**第二百二十三条** 旧租税特別措置法第六十九条第一項又は第二項に規定する個人が平成十五年一月一日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第六十九条の四の規定(同条第三項第四号の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分に限る。)は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

**3** 新租税特別措置法第六十九条の四の規定(同条第三項第四号の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分以外の部分に限る。)は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

**4** 新租税特別措置法第六十九条の五の規定(同条第二項第五号イの特定株式の総数又は特定出

資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分に限る。)は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

**5** 新租税特別措置法第六十九条の五の規定(同条第二項第五号イの特定株式の総数又は特定出資の金額の合計額が当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額に占める割合に係る部分以外の部分に限る。)は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

**6** 新租税特別措置法第七十条の二第一項の規定は、平成十五年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

**7** 次に掲げる者(以下この条において「特定受贈者等」という。)が平成十五年一月一日前に贈与により旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等を取得した場合には、当該特定受贈者等に係る贈与税については、なお従前の例による。

一 旧租税特別措置法第七十条の三第一項に規定する特定受贈者  
二 旧租税特別措置法第七十条の三第二項第一号から第三号までに掲げる要件を満たす者で同条第三項に規定する譲渡をする見込みであり、かつ、同項に規定する合計所得金額が千二百万円以下となる見込みであるもの  
三 旧租税法第一条の二第一号の規定に該当する個人(旧租税特別措置法第六十九条第二項の規定に該当する者を含む。)で旧租税特別措置法第七十条の三第五項第一号及び第二号に掲げるすべての要件を満たすもの

**8** 特定受贈者等が平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に贈与により旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等の取得をした場合において、当該特定受贈者等が次に掲げる者に該当しないときは、当該特定受贈者等が贈与により取得する財産については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中

「昭和五十九年一月一日から平成十五年十二月三十一日」とあるのは「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日」と、同項第一号中「相続税法第二十一条の七」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第三条の規定による改正後の相続税法(以下「新相続税法」という。)第二十一条の七」と、同項第二号中「相続税法」とあるのは「新相続税法」と、同条第二項第一号中「相続税法第一条の二第一号」とあるのは「新相続税法第一条の四第一号又は第二号」と、同項第二号中「第三十五条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十五条第一項」と、同項第三号中「又は第五項」とあるのは「若しくは第五項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三第一項、第三項若しくは第五項」と、同条第五項中「相続税法第一条の二第一号」とあるのは「新相続税法第一条の四第一号又は第二号」と、「平成十三年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで」とあるのは「平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで」と、同項第二号中「又はこの項」とあるのは「若しくはこの項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三第一項、第三項若しくは第五項」と、同条第八項から第十項までの規定中「相続税法」とあるのは「新相続税法」と、同条第十五項中「相続税法」とあり、及び「同法」とあるのは「新相続税法」と、及び租税特別措置法」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第百二十三条第八項(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)」と、「並びに租税特別措置法」とあるのは「並びに旧租税特別措置法」とする。

一 旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等の贈与をした者に係る新相続税法第二十一条の九第五項(新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)に規定する相続時精算課税適用者

二 旧租税特別措置法第七十条の三第八項に規定する住宅取得資金等を贈与により取得した日の属する年中において、当該住宅取得資金等の贈与をした者からの贈与を受けた財産について新相続税法第二十一条の九第二項(新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)の届出書を提出する者

三 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十条の三の規定の適用を受けた者は、贈与により同項の住宅取得資金等の取得をした日の属する年の翌年以後四年内に当該住宅取得資金等の贈与をした者からの贈与により財産を取得した場合には、当該取得をした日の属する年中の贈与については、新相続税法第二十一条の九第二項(新租税特別措置法第七十条の三第一項において準用する場合を含む。)の届出書を提出することができない。

**10** 新租税特別措置法第七十条の四(第六項を除く。)の規定は、平成十五年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

**11** 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、平成十五年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。  
(登録免許税の特例に関する経過措置)

**第二百二十四条** 新租税特別措置法第五章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、施行日以後に受ける登記又は登録に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

**3** 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)ロに掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に同

**2** 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)イに掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に同項の規定により所有権の移転の登記を受ける場合における同条第二項の規定の適用については、同条中「千分の二」とあり、及び「千分の五」とあるのは、「千分の二」とする。

**3** 施行日前に旧登録免許税法別表第一第一号(九)ロに掲げる仮登記を受けた者が、新租税特別措置法第七十二条第一項に規定する不動産について、当該仮登記に基づき施行日以後に同

項の規定により所有権の保存の登記、地上権、永小作権、賃借権若しくは採石権の設定、転賃若しくは移転の登記、信託の登記又は相続財産の分離の登記を受ける場合における登録免許税については、同条第二項の規定は、適用しない。

4 個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第七十三条に規定する住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 旧租税特別措置法第七十七条に規定する者が、施行日前に同条に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権に關し、施行日以後に受ける当該所有権又は地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年十二月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、「千分の十八」とあるのは「千分の六」とする。

6 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定を受けた者が、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条の第三項の都道府県知事のあっせんにより取得した森林に係る土地の所有権に關し、施行日以後に受ける当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「千分の二十五」とあるのは、「千分の八」とする。

7 農業共済組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第五項の権利義務の承継又は同条第六項の合併により取得した不動産の所有権に關し、施行日以後に受ける当該所有権の移転の登記に係る登録免許税については、これらの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第五項中「平成十六年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、「千分の六」とあるのは「千分の二」と、同条第六項中「千分の二」とあるのは「千分の〇・五」とする。

8 施行日前に漁業協同組合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第四条第二項の都道府県知事の認定を受けた漁業協同組合が合併をし

た場合には、当該合併後存続する漁業協同組合又は当該合併により設立した漁業協同組合が当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 不動産の所有権の移転の登記 千分の二
- 二 不動産の地上権又は賃借権の移転の登記 千分の〇・五
- 三 船舶の所有権の移転の登記 千分の二

9 旧租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定事業者又は認定活用事業者が、施行日前に受けた同項に規定する認定により同項各号に掲げる事項に關し、施行日以後に受ける同項に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第四号中「千分の三十五」とあるのは「千分の十」と、同項第五号中「千分の三」とあるのは「千分の三（不動産の所有権の取得にあつては、千分の一）」とする。

10 旧租税特別措置法第八十一条に規定する場合に同条に規定する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する者その他政令で定める者が、平成十八年三月三十一日までに旧租税特別措置法第八十一条に規定する国立病院等の用に供されている土地又は建物を取得する場合における当該土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年三月三十一日まで」と、「国立病院等の再編成に伴う特別措置に關する法律」とあるのは「独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一号）附則第十四条の規定による廃止前の国立病院等の再編成に伴う特別措置に關する法律」と、「千分の九」とあるのは「千分の四」とする。

（酒税の特例に關する経過措置）  
第二百二十五条 平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった酒税法第三条第四号に規定する合成清酒又は旧酒税法第四条第一項に規定する発泡酒に係る酒税については、なお従前の例による。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十五年五月一日前に課した、又は課すべきであつた旧租税特別措置法第八十七条の四に規定する発泡酒に係る酒税については、なお従前の例による。

3 平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであつた新酒税法第三条第七号に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

（清酒等に係る酒税の税率の特例に關する経過措置）  
第二百二十六条 平成十五年四月一日から同月三十日まで間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七条に規定する発泡酒に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第二十二條第一項第十号イ（一）」とあるのは「第八十七條の四第一項第一号」と、「及び次条」とあるのは「並びに次条及び第八十七條の四」とする。

（酒税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）  
第二百二十七条 第十二条の規定の施行前にした行為及び附則第二百二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税の特例に關する一般的経過措置）  
第二百二十八条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十二条の規定（租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（平成十五年三月三十一日）を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）に關する「施行日前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。」（未納税移出等に係る経過措置）  
第二百二十九条 平成十五年七月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が平成十五年七月一日以後に到来するものに限る。）について、同法第十二条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第二項又は第四項の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）  
第二百三十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成十五年七月一日

前日に保税地域から引き取られた製造たばこについては、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第二項の税率とする。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第一項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第四項	同法第十二條第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	同法第十三條第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項	同法第十三條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律第四條において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律第八條（日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律第四條において準用する場合を含む。）

（手持品課税）  
第二百三十一條 平成十五年七月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合においては、その合計本数とする。）が三万本以上であるときは、当該製造たばこについて

は、その者が製造したこの製造者として当該製造したものを同日にその者の製造したこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造したこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

- 一 製造したばこ（次号に掲げる製造したばこを除く。）千本につき四百十円
- 二 たばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造したばこ千本につき百九十五円

2 前項に規定する者は、その所持する製造したばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあつては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年七月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 一 所持する製造したばこの区分（たばこ税法第二条第二項に規定する製造したばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量
- 二 前号の数量により算出した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額
- 三 その他参考となるべき事項

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号）附則第七條第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第十四條第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらに規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成十六年一月五日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものは、同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五條第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造したばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取った製造したばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造したばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該製造したばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造したばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の確認を受けたときは、当該製造したばこに課する金額は、同法第十五條第一項の規定に準じて、当該製造したばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造したばこ製造者をいう。第四項に規定する製造したばこ製造者（以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造したばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造したばこの戻入れ又は移入に係る製造したばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六條の規定に準じて、当該製造したばこにつき当該製造したばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあつては、同項に規定する他の製造したばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に還付するたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

8 製造したばこ製造者がその製造場から移出した製造したばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造したばこ製造者の他の製造したばこの製造場に移入された場合を含む。

9 前号に該当する場合を除き、製造したばこ製造者が、他の製造したばこの製造場から移出された、又は保税地域から引き取られた製造したばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造したばこの製造場に移入し、当該製造したばこをその移入した製造場から更に移出した場合

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科す。（たばこ税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

11 第十二條の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる例によることとされるたばこ税に係る第十二條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 第十二條の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる例によることとされるたばこ税に係る第十二條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 第十二條の規定の施行前に旧租税特別措置法第九十條の四第一項の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、第十二條の規定の施行後に新租税特別措置法第九十條の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同法第五項の規定を適用する。

14 第十二條の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる例によることとされるたばこ税に係る第十二條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 第十二條の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる例によることとされるたばこ税に係る第十二條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

16 第十二條の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる例によることとされるたばこ税に係る第十二條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 第十二條の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる例によることとされるたばこ税に係る第十二條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百五十條 前條の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第二十七條第三項から第六項までの規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則（平成十五年四月九日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年四月三〇日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

附則（平成十五年五月三〇日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一條中証券取引法第二條第八項、第二十七條の二第四項、第二十七條の二十八第三項及び第三十二條第三項の改正規定、同法第五項の改正規定（「銀行」の下に、「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、同法第六項、同法第五十四條第一項第四号及び同法第六十五條第一項の改正規定、同法第二項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）並びに同法第六十五條の二第二項、同法第三項、同法第九項、第六十五條の三、第六十六條第五項及び第二百一十一條第二項の改正規定、第二條中外国証券業者に関する法律第二條第一号の改正規定、同法第十四條第一項の改正規定（「のうち銀行」の下に、「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、同法第二十二條第一項第四号の改正規定（「銀行」の下に、「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、及び同項第五号の改正規定、第六條中商工組合中央金庫法第二十八條第一項第七号及び第十九號の改正規定、同法第六項を削る改正規定並びに同法第三項の次に一項を加える改正規定、第七條中農業協同組合法第十條第六項第三号の次に一号を加える改正規

定は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年五月三〇日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一條中証券取引法第二條第八項、第二十七條の二第四項、第二十七條の二十八第三項及び第三十二條第三項の改正規定、同法第五項の改正規定（「銀行」の下に、「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、同法第六項、同法第五十四條第一項第四号及び同法第六十五條第一項の改正規定、同法第二項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）並びに同法第六十五條の二第二項、同法第三項、同法第九項、第六十五條の三、第六十六條第五項及び第二百一十一條第二項の改正規定、第二條中外国証券業者に関する法律第二條第一号の改正規定、同法第十四條第一項の改正規定（「のうち銀行」の下に、「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、同法第二十二條第一項第四号の改正規定（「銀行」の下に、「協同組織金融機関」を加える部分に限る。）、及び同項第五号の改正規定、第六條中商工組合中央金庫法第二十八條第一項第七号及び第十九號の改正規定、同法第六項を削る改正規定並びに同法第三項の次に一項を加える改正規定、第七條中農業協同組合法第十條第六項第三号の次に一号を加える改正規

定、同項第六号の二、同項第十五号及び同条第十二項の改正規定、同条第十三項及び第十六項を削る改正規定並びに同条第九項の次に二項を加える改正規定、第八号中水産業協同組合法第十一条第三項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第八十七号第四項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第九十三号第二項第三号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十七号第三項第三号の次に一号を加える改正規定、第九号中中小企業等協同組合法第九号の八第二項第七号の改正規定、第十号中信用金庫法第五十三号第三項第二号及び第五十四号第四項第二号の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八号第二項第八号及び第五十八号の二第一項第六号の改正規定、第十二号中農林中央金庫法第五十四号第四項第二号の改正規定、第十三号の規定、附則第十六条中租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十七号の十一第一項第一号、第三十七号の三十七号の二第一項第一号及び第四十一条の十四第三項第二号の改正規定並びに附則第十七号中所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十四条の三第一項第二号の改正規定公布の日から起算して一月を経過した日

(罰則の適用に関する経過措置)  
第三十八号 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)  
第三十九号 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成十五年六月一八日法律第八十九号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成十五年六月一八日法律第九号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一及び二 略

三 第二条の規定並びに附則第七号、第八号、第九号第五項、第十二号から第十四号まで、

第四十四号、第四十七号、第四十九号、第五十号(第二条第十二項)を「第二条第十三項」に改める部分に限る。)、第五十二号及び第五十三号の規定 平成十六年四月一日  
附則(平成十五年六月一八日法律第九号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則(平成十五年六月二〇日法律第一〇一号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成十五年七月二四日法律第一二五号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六号から附則第十五号まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則(平成十六年三月三十一日法律第一四四号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 次に掲げる規定 平成十六年七月一日

イ 略  
ロ 第七号中租税特別措置法第二十八条の四第三項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第二号の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同項第五号の改正規定(「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法第三十三条第一項第三号の五の改正規定(同号を同

項第三号の六とする部分を除く。)、同法第三十四条第二項第一号の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。)、同法第三十四条の二第二項第一号の改正規定(「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の二の二を削る改正規定、同法第四十二条の二の二を削る改正規定、同法第四十四条第一項第三号の五の改正規定(同号を同項第三号の六とする部分を除く。)、同法第六十五号の三第一項第一号の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。)、同法第六十五条の四第一項第一号の改正規定(「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法第六十五条の七第一項の表の第十五号の改正規定並びに同法第八十三条の三第四項の改正規定並びに附則第三十五条及び第六十一条(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。))の規定

二 第七号中租税特別措置法第十一条第一項の表の第一号の改正規定、同法第四十三条第一項の表の第一号の改正規定及び同法第六十八条の十六第一項の表の第一号の改正規定並びに附則第二十五条第一項、第四十条第一項及び第四十九条第一項の規定 平成十六年十一月一日  
三 次に掲げる規定 平成十七年一月一日  
イ 略  
ロ 第七号中租税特別措置法第十二条第一項の改正規定(「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。)、同法第三十四条の三第三項第四号の改正規定、同法第四十一条の十五の次に一号を加える改正規定、同法第四十一条の十七第一項の改正規定及び同法第四十五条第一項の改正規定(「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加える部分を除く。)、並びに附則第二十五条第五項、第三十四条、第

四十号第八項、第四十九号第八項及び第七十一条の規定  
四 第七号中租税特別措置法第四十一条の第十二項の改正規定(「第十六項」を「第十八項」に改める部分を除く。)、及び附則第三十三号第二項の規定 平成十八年四月一日  
五 次に掲げる規定 信託業法(平成十六年法律第五十四号)の施行の日  
イからホまで 略

ハ 第七号中租税特別措置法第九号第二項の改正規定、同法第九号の四の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十一条の九の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第六十六条の四第六項の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十八号の三の三の改正規定(同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第六十八号の三の四の改正規定(同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第六十八号の三の五第一項、第三項、第五項から第八項まで、第十四項、第十五項第一号、第十六項及び第十八項の改正規定、同法第六十八号の三の六から第六十八号の四までの改正規定、同法第六十八号の八十八第五項の改正規定並びに同法第六十八号の九十の改正規定

六 第七号中租税特別措置法第十四条の二第二項第五号の改正規定及び同法第四十七条の二第三項第五号の改正規定並びに附則第二十五条第十項及び第十一項、第四十条第十三項及び第十四項の規定 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行の日  
七 第七号中租税特別措置法第二十六条第二項第三号の改正規定 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)の施行の日

八 第七号中租税特別措置法第二十八条第一項第二号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第十二号の改正規定(「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構

八 四十号第八項、第四十九号第八項及び第七十一条の規定  
四 第七号中租税特別措置法第四十一条の第十二項の改正規定(「第十六項」を「第十八項」に改める部分を除く。)、及び附則第三十三号第二項の規定 平成十八年四月一日  
五 次に掲げる規定 信託業法(平成十六年法律第五十四号)の施行の日  
イからホまで 略

ハ 第七号中租税特別措置法第九号第二項の改正規定、同法第九号の四の改正規定、同法第四十条の四の改正規定、同法第四十一条の九の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第六十六条の四第六項の改正規定、同法第六十六条の六の改正規定、同法第六十八号の三の三の改正規定(同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第六十八号の三の四の改正規定(同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第六十八号の三の五第一項、第三項、第五項から第八項まで、第十四項、第十五項第一号、第十六項及び第十八項の改正規定、同法第六十八号の三の六から第六十八号の四までの改正規定、同法第六十八号の八十八第五項の改正規定並びに同法第六十八号の九十の改正規定

六 第七号中租税特別措置法第十四条の二第二項第五号の改正規定及び同法第四十七条の二第三項第五号の改正規定並びに附則第二十五条第十項及び第十一項、第四十条第十三項及び第十四項の規定 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行の日  
七 第七号中租税特別措置法第二十六条第二項第三号の改正規定 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)の施行の日

八 第七号中租税特別措置法第二十八条第一項第二号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第十二号の改正規定(「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構

法(平成十四年法律第四百七十七号)第十五条  
第一項第三号に規定する連携等若しくは中小  
企業の集積の活性化」に改める部分に限る。  
、同法第六十五条の四第一項第十二号の改正  
規定(中小企業総合事業法第二十一条第  
一項第二号に規定する中小企業構造の高度  
化)を「独立行政法人中小企業基盤整備機構  
法第十五条第一項第三号に規定する連携等若  
しくは中小企業の集積の活性化」に改める部  
分に限る。及び同法第六十六条の十一第一  
項第二号の改正規定 中小企業総合事業法  
及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律  
(平成十四年法律第四百六十六号)の施行の日  
第七号中租税特別措置法第三十四条の二第  
九項第一号の改正規定(同じ。の下に「  
独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え  
る部分に限る。及び同法第六十五条の四第  
一項第一号の改正規定(同じ。の下に「  
独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え  
る部分に限る。)) 中小企業金融公庫法及び独  
立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を  
改正する法律(平成十六年法律第三十五号)  
附則第一条中租税特別措置法の施行の日  
第七号中租税特別措置法第八十条の三の改  
正規定及び同法第八十一条第五項の改正規定  
(同項を同条第四項とする部分を除く。)) 金  
融機能の強化のための特別措置に関する法律  
(平成十六年法律第二百二十八号)の施行の日  
(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特  
例に関する経過措置の原則)

第十九条 第七号の規定による改正後の租税特別  
措置法(以下附則第五十七条までにおいて「新  
租税特別措置法」という。第二章の規定は、  
別段の定めがあるものを除くほか、平成十六年  
分以後の所得税について適用し、平成十五年分  
以前の所得税については、なお従前の例によ  
る。  
(勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成  
年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措  
置)

第二十条 新租税特別措置法第四条の二第九項及  
び第四条の第三十項の規定は、施行日以後にこ  
れらの規定に規定する事実が生ずる場合に  
適用し、施行日前に第七号の規定による改正  
前の租税特別措置法(以下附則第五十七号まで  
において「旧租税特別措置法」という。第四  
条の二第九項又は第四条の第三十項に規定する

事実が生じた場合については、なお従前の例に  
よる。  
(公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取  
った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係  
る源泉徴収の特例に関する経過措置)  
第二十一条 新租税特別措置法第九条の五の規定  
は、同条第一項に規定する証券業者等が施行日  
以後に買い取る同項に規定する公募株式等証券  
投資信託の受益証券に係る当該公募株式等証券  
投資信託の終了又は一部解約について適用す  
る。  
(相続財産に係る株式をその発行した上場会社  
等以外の株式会社へ譲渡した場合のみなし配当  
課税の特例に関する経過措置)  
第二十二条 新租税特別措置法第九条の七の規定  
は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する  
相続又は遺贈により取得する同項に規定する株  
式を施行日以後に譲渡する場合について適用す  
る。  
(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した  
場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す  
る経過措置)  
第二十三条 個人が施行日前に取得又は製作若し  
くは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第  
一項第四号に掲げる減価償却資産については、  
なお従前の例による。  
(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償  
却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)  
第二十四条 新租税特別措置法第十条の四の規定  
は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は  
賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化  
設備について適用し、個人が施行日前に取得若  
しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第  
十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備に  
ついては、なお従前の例による。  
(個人の減価償却に関する経過措置)  
第二十五条 新租税特別措置法第十一条の規定  
は、個人が平成十六年十一月一日以後に取得等  
(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この  
条において同じ。))をする新租税特別措置法第  
十一条第一項に規定する特定設備等について適  
用し、個人が同日前に取得等をした旧租税特別  
措置法第十一条第一項に規定する特定設備等に  
ついては、なお従前の例による。  
2 施行日前に旧租税特別措置法第十一条の五第  
一項に規定する承認を受けた同項の基本構想に  
おいて定められた同項の重点整備地区の区域内

において、個人が取得又は建設をする同項に規  
定する特定余暇利用施設については、同条の規  
定は、なおその効力を有する。  
3 新租税特別措置法第十一条の九の規定は、個  
人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規  
定する再商品化設備等について適用し、個人が  
施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十  
一条の九第一項に規定する再商品化設備等につ  
いては、なお従前の例による。  
4 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措  
置法第十一条の十第一項に規定する輸入関連事  
業用資産については、なお従前の例による。  
5 個人が旧租税特別措置法第十二条第一項の表  
の第一号に規定する実施計画(平成十六年十二  
月三十一日までに定められたものに限る。))に  
定められた工業等導入地区内において当該実施  
計画が定められた日から平成二十一年十二月三  
十一日までの間に取得等をする同項に規定する  
工業用機械等については、同条(同号に係る部  
分に限る。))の規定は、なおその効力を有する。  
6 新租税特別措置法第十二条(第一項の表の第  
三号に係る部分に限る。))の規定は、個人が施  
行日以後に取得等をする同項に規定する工業用  
機械等について適用する。  
7 施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第  
一項第三号に規定する認定を受けた同号の個人  
の有する同号に定める減価償却資産について  
は、同条(同号に係る部分に限る。))の規定は、  
なおその効力を有する。  
8 新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、  
個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に  
規定する特定優良賃貸住宅について適用する。  
9 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税  
特別措置法第十四条第一項に規定する優良賃貸  
住宅については、同条(同項に係る部分に限  
る。))の規定は、なおその効力を有する。  
10 新租税特別措置法第十四条の二第一項の規定  
は、個人が附則第一条第六号に定める日以後に  
取得又は新築をする同項に規定する特定再開発  
建築物等について適用する。  
11 個人が附則第一条第六号に定める日前に取得  
又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二  
第一項に規定する特定再開発建築物等につい  
ては、同条の規定は、なおその効力を有する。  
12 新租税特別措置法第十五条の規定は、個人が  
施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に  
規定する倉庫用建物等について適用する。

13 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税  
特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建  
物等については、同条の規定は、なおその効力  
を有する。  
14 新租税特別措置法第十八条の規定は、個人が  
施行日以後に支出する同条第一項第二号に定め  
る負担金について適用し、個人が施行日前に支  
出した旧租税特別措置法第十八条第一項第二号  
に定める負担金については、なお従前の例によ  
る。  
(青色申告特別控除に関する経過措置)  
第二十六条 新租税特別措置法第二十五条の二第  
三項の規定は、平成十七年分以後の所得税につ  
いて適用し、平成十六年分以前の所得税につ  
いては、なお従前の例による。  
(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措  
置)  
第二十七条 新租税特別措置法第三十一条の規定  
は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条  
第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡につ  
いて適用し、個人が同日前行った旧租税特別  
措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は  
建物等の譲渡については、なお従前の例によ  
る。  
2 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六  
年分の所得税につき所得税法第二百七条(同  
法第六十六条において準用する場合を含む。))  
の規定による申告書提出した者及び施行日前  
に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条  
の規定による決定を受けた者の同年分の所得税  
に係る新租税特別措置法第三十一条(新租税特  
別措置法第三十一条の二又は第三十一条の三の  
規定により適用される場合を含む。))の規定の  
適用については、新租税特別措置法第三十一条  
第一項中「第三十二条第一項に規定する短期譲  
渡所得の金額の計算上生じた損失の金額がある  
ときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計  
算した金額を限度として当該損失の金額を控除  
した後の金額」とあるのは、「第三項第二号の規  
定により読み替えられた同法第六十九条から第  
七十一条までの規定の適用がある場合には、そ  
の適用後の金額」と、「課する。この場合にお  
いて、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失  
の金額があるときは、同法その他所得税に関す  
る法令の規定の適用については、当該損失の金  
額は生じなかつたものとみなす」とあるのは  
「課する」と、同条第三項第二号中「第六十九

13 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税  
特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建  
物等については、同条の規定は、なおその効力  
を有する。  
14 新租税特別措置法第十八条の規定は、個人が  
施行日以後に支出する同条第一項第二号に定め  
る負担金について適用し、個人が施行日前に支  
出した旧租税特別措置法第十八条第一項第二号  
に定める負担金については、なお従前の例によ  
る。  
(青色申告特別控除に関する経過措置)  
第二十六条 新租税特別措置法第二十五条の二第  
三項の規定は、平成十七年分以後の所得税につ  
いて適用し、平成十六年分以前の所得税につ  
いては、なお従前の例による。  
(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措  
置)  
第二十七条 新租税特別措置法第三十一条の規定  
は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条  
第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡につ  
いて適用し、個人が同日前行った旧租税特別  
措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は  
建物等の譲渡については、なお従前の例によ  
る。  
2 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六  
年分の所得税につき所得税法第二百七条(同  
法第六十六条において準用する場合を含む。))  
の規定による申告書提出した者及び施行日前  
に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条  
の規定による決定を受けた者の同年分の所得税  
に係る新租税特別措置法第三十一条(新租税特  
別措置法第三十一条の二又は第三十一条の三の  
規定により適用される場合を含む。))の規定の  
適用については、新租税特別措置法第三十一条  
第一項中「第三十二条第一項に規定する短期譲  
渡所得の金額の計算上生じた損失の金額がある  
ときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計  
算した金額を限度として当該損失の金額を控除  
した後の金額」とあるのは、「第三項第二号の規  
定により読み替えられた同法第六十九条から第  
七十一条までの規定の適用がある場合には、そ  
の適用後の金額」と、「課する。この場合にお  
いて、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失  
の金額があるときは、同法その他所得税に関す  
る法令の規定の適用については、当該損失の金  
額は生じなかつたものとみなす」とあるのは  
「課する」と、同条第三項第二号中「第六十九

13 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税  
特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建  
物等については、同条の規定は、なおその効力  
を有する。  
14 新租税特別措置法第十八条の規定は、個人が  
施行日以後に支出する同条第一項第二号に定め  
る負担金について適用し、個人が施行日前に支  
出した旧租税特別措置法第十八条第一項第二号  
に定める負担金については、なお従前の例によ  
る。  
(青色申告特別控除に関する経過措置)  
第二十六条 新租税特別措置法第二十五条の二第  
三項の規定は、平成十七年分以後の所得税につ  
いて適用し、平成十六年分以前の所得税につ  
いては、なお従前の例による。  
(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措  
置)  
第二十七条 新租税特別措置法第三十一条の規定  
は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条  
第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡につ  
いて適用し、個人が同日前行った旧租税特別  
措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は  
建物等の譲渡については、なお従前の例によ  
る。  
2 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六  
年分の所得税につき所得税法第二百七条(同  
法第六十六条において準用する場合を含む。))  
の規定による申告書提出した者及び施行日前  
に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条  
の規定による決定を受けた者の同年分の所得税  
に係る新租税特別措置法第三十一条(新租税特  
別措置法第三十一条の二又は第三十一条の三の  
規定により適用される場合を含む。))の規定の  
適用については、新租税特別措置法第三十一条  
第一項中「第三十二条第一項に規定する短期譲  
渡所得の金額の計算上生じた損失の金額がある  
ときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計  
算した金額を限度として当該損失の金額を控除  
した後の金額」とあるのは、「第三項第二号の規  
定により読み替えられた同法第六十九条から第  
七十一条までの規定の適用がある場合には、そ  
の適用後の金額」と、「課する。この場合にお  
いて、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失  
の金額があるときは、同法その他所得税に関す  
る法令の規定の適用については、当該損失の金  
額は生じなかつたものとみなす」とあるのは  
「課する」と、同条第三項第二号中「第六十九



十三第一項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十三の三の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する特定中小会社の特定株式（新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるもの）については、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十一条 居住者が、新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二までの規定の適用については、その適用を受けようとする新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する適用年が平成十六年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条第三項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における同項に規定する適用年が平成十五年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置)

第三十二条 新租税特別措置法第四十一条の五の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第九号の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第

四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十二第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に同項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十一条の十二第十五項及び第十六項の規定は、施行日以後に同項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する特定振替国債等について適用する。

4 新租税特別措置法第四十一条の十二第二十一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする同項各号に掲げる者が行う当該支払について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする法人が行う当該支払については、なお従前の例による。

(公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第四十一条の十五の二第二項第一号の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の三の規定は、平成十七年一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等については、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

(外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十五条 旧租税特別措置法第四十二条の二に規定する外国法人が平成十六年七月一日前に支払を受けるべき同条に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、旧租税特別措置法第四十二条の二に規定する外国法人が平成十六年七月一日前に同条の規定により読み替えられた所得税法第八十条第一項に規定する証明書を用いた旧租税特別措置法第四十二条の二の規定により読み替えられた同項の定めるところにより同条に規定する国内源泉所得の支払をす

る者に提示した場合には、当該外国法人が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該外国法人が当該証明書と同項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、所得税法第八十条の規定を適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整)

第三十六条 附則第二十三条、第二十四条又は第二十七条から第三十一条までの規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六号の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第二十三条、第二十四条及び第二十七条から第三十一条までの規定並びに」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第三十七条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特例)

第三十八条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十九条 新租税特別措置法第四十二条の七の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成十六年十一月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十三条の三第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する承認を受けた同項の基本構想において定められた同項の重点整備地区の区域内において、法人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第六号から第九号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十四条の九の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

7 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

8 法人が旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に規定する実施計画（平成十六年十二月三十一日までに定められたものに限る。）に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月

三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

9 新租税特別措置法第四十五条（第一項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

10 施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第二号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11 新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

12 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

13 新租税特別措置法第四十七条の二第一項の規定は、法人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

14 法人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十九条第十四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

15 新租税特別措置法第四十八条の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

16 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用

建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十九条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」とする。

17 新租税特別措置法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第一項第二号に定める負担金について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）  
第四十一条 新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十六条第一項に規定する法人が施行日前に受けた同項に規定する認定に係る同項に規定する整備事業計画に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事に係る同項の規定の適用については、同条第二号中「十分の四」とあるのは、「二分の一」とする。  
（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第四十二条 新租税特別措置法第六十四条（第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。）、第六十五条及び第六十六条の二の規定は、法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡（新租税特別措置法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十四条（第一項第三号の三に係る部分に限る。）、第六十五条及び第六十六条の二の規定に該当する資産の譲渡（旧租税特別措置法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十四条（第一項第五号に係る部分に限る。）、第六十五条（第一項第五号に係る部分に限る。）及び第六十六条（第一項第五号に係る部分に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号、第二号の二及び第三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行つた同項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6 法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。  
（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）  
第四十三条 新租税特別措置法第六十六条の十の規定は、同条第一項第二号に掲げる法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が施行日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。  
（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）  
第四十四条 旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する法人の平成十三年四月一日前

に開始した事業年度において生じた欠損金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第二項	第四項
法人税 所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）	租税特別措置 所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十四条第一項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法	法人税 旧法人税法
同法第八十条 旧法人税法第八十条第一項	租税特別措置 所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第五条の規定による改正前の国税通則法	租税特別措置 （租税特別措置） 法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十四条第一項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法
	同法第八十条 旧法	租税特別措置 （租税特別措置） 法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十四条第一項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）
	同法第八十条 旧法	租税特別措置 （租税特別措置） 法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十四条第一項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）



項二第	項一第	項六第	項五第
法人税法 (同法) 同法第八 十 条 旧法人税法	法人税法 所得税法等の一部を改正する 法律(平成十六年法律第十四 号)第二条の規定による改正 前の法人税法(以下この条に おいて「旧法人税法」とい う。)	法人税法 旧法人税法	法人税 旧法人税法
		租税特 別措置 法第六 十六 条の十 二 第一 項 の規 定	租税特 別措置 法第六 十六 条の十 二 第一 項 の規 定
		旧効力措置法第六十六條の十 二第一項の規定	所得税法等の一部を改正する 法律(平成十六年法律第十四 号)附則第四十四條第一項 (欠損金の繰越期間の特例に 関する経過措置)の規定によ りなおその効力を有するもの とされる同法第七條の規定に よる改正前の租税特別措置法 (以下この項において「旧効力 措置法」という。)第六十六 條の十二第一項の法人

項七第	項六第	項四第
租税特別 措置法第 十六 条の十 三第 一 項又 は第 二 項に 関する 経過 措置)の 規定に よる 改正 前の 租税 特別 措置 法(以 下この 項にお いて「 旧効力 措置法 &quot;とい う。)	租税特 別措置 法 (所得 税法等 の一部 を改正 する 法律(平 成十六 年法律 第十四 号)附 則第四 十四條 第二項 (欠損 金の繰 越期間 の特例 に 関する 経過 措置)の 規定に よる 改正 前の 租税 特別 措置 法(以 下この 項にお いて「 旧効力 措置法 &quot;とい う。)	同法第八 十 条 旧法人 税法 所得税法 等の一部 を改正 する 法律(平 成十六 年法律 第十四 号)第五 條の規 定に よる 改正 前の 租税 特別 措置 法(以 下この 項にお いて「 旧効力 措置法 &quot;とい う。)
同法 第八 十 条 旧法人 税法	同法 第八 十 条 旧法人 税法	同法第八 十 条 旧法人 税法

項八第	項七第	項六第	項五第
租税特別 措置法第 十六 条の十 三第 一 項又 は第 二 項に 関する 経過 措置)の 規定に よる 改正 前の 租税 特別 措置 法(以 下この 項にお いて「 旧効力 措置法 &quot;とい う。)	租税特別 措置法第 十六 条の十 三第 一 項又 は第 二 項に 関する 経過 措置)の 規定に よる 改正 前の 租税 特別 措置 法(以 下この 項にお いて「 旧効力 措置法 &quot;とい う。)	租税特 別措置 法 (所得 税法等 の一部 を改正 する 法律(平 成十六 年法律 第十四 号)附 則第四 十四條 第二項 (欠損 金の繰 越期間 の特例 に 関する 経過 措置)の 規定に よる 改正 前の 租税 特別 措置 法(以 下この 項にお いて「 旧効力 措置法 &quot;とい う。)	租税特 別措置 法 (所得 税法等 の一部 を改正 する 法律(平 成十六 年法律 第十四 号)附 則第四 十四條 第二項 (欠損 金の繰 越期間 の特例 に 関する 経過 措置)の 規定に よる 改正 前の 租税 特別 措置 法(以 下この 項にお いて「 旧効力 措置法 &quot;とい う。)
旧法人税法	旧法人税法	旧法人税法	旧法人税法

4 施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の十二第二項に規定する承認を受けた同項の基本構想において定められた同項の重点整備地区の区域内において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十四條の五第一項」とあるのは「所得税法等(以下この項において「旧効力措置法」という。)第四十四條の五第一項」と、「第四十四條の五第一項各号」

3 新租税特別措置法第六十八條の十八第二項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十八第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の十六第一項(同項の表の第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

1 (連結法人の減価償却に関する経過措置)  
第四十九條 新租税特別措置法第六十八條の十六第一項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十六年十一月一日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

とあるのは「旧効力措置法第四十四条の五第一項各号」とする。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第六号から第九号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の二十六（新租税特別措置法第四十四条の九第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に規定する実施計画（平成十六年十二月三十一日まで定められたものに限る。）に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等に係る新租税特別措置法第六十八条の二十七の規定の適用については、同条第一項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十五条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第四十五条第一項	第四十五条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第四十五条第一項
同項の表の各欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄	第四十五条第一項の表の各号の第一欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄

号の第一欄

当該各号の第二欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄

当該各号の第三欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄

同表の他の号

第四十五条第一項の表の他の号（旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の適用を受ける場合には、第四十五条第一項の表の各号）

9 新租税特別措置法第六十八条の二十七（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。

10 施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十二第二項第二号に規定する認定を受けた同号の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の所有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11 新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第二号中「第四十七条第一項第二号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第一項第二号」と、同条第二項中

「第四十七条第一項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条第一項」とする。

13 新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項（新租税特別措置法第四十七条の二第三項第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第三項第五号に掲げる構築物について適用する。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等に係る新租税特別措置法第六十八条の三十五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十七条の二第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四条の二第一項	第四十七条の二第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四条の二第一項
第四十七条の二第二項	第四十七条の二第二項
第四十七条の二第三項	第四十七条の二第三項
第四十七条の二第四項	第四十七条の二第四項
第四十七条の二第五項	第四十七条の二第五項
第四十七条の二第六項	第四十七条の二第六項
第四十七条の二第七項	第四十七条の二第七項
第四十七条の二第八項	第四十七条の二第八項
第四十七条の二第九項	第四十七条の二第九項
第四十七条の二第十項	第四十七条の二第十項
第四十七条の二第十一項	第四十七条の二第十一項
第四十七条の二第十二項	第四十七条の二第十二項
第四十七条の二第十三項	第四十七条の二第十三項
第四十七条の二第十四項	第四十七条の二第十四項
第四十七条の二第十五項	第四十七条の二第十五項
第四十七条の二第十六項	第四十七条の二第十六項
第四十七条の二第十七項	第四十七条の二第十七項
第四十七条の二第十八項	第四十七条の二第十八項
第四十七条の二第十九項	第四十七条の二第十九項
第四十七条の二第二十項	第四十七条の二第二十項
第四十七条の二第二十一項	第四十七条の二第二十一項
第四十七条の二第二十二項	第四十七条の二第二十二項
第四十七条の二第二十三項	第四十七条の二第二十三項
第四十七条の二第二十四項	第四十七条の二第二十四項
第四十七条の二第二十五項	第四十七条の二第二十五項
第四十七条の二第二十六項	第四十七条の二第二十六項
第四十七条の二第二十七項	第四十七条の二第二十七項
第四十七条の二第二十八項	第四十七条の二第二十八項
第四十七条の二第二十九項	第四十七条の二第二十九項
第四十七条の二第三十項	第四十七条の二第三十項
第四十七条の二第三十一項	第四十七条の二第三十一項
第四十七条の二第三十二項	第四十七条の二第三十二項
第四十七条の二第三十三項	第四十七条の二第三十三項
第四十七条の二第三十四項	第四十七条の二第三十四項
第四十七条の二第三十五項	第四十七条の二第三十五項
第四十七条の二第三十六項	第四十七条の二第三十六項
第四十七条の二第三十七項	第四十七条の二第三十七項
第四十七条の二第三十八項	第四十七条の二第三十八項
第四十七条の二第三十九項	第四十七条の二第三十九項
第四十七条の二第四十項	第四十七条の二第四十項
第四十七条の二第四十一項	第四十七条の二第四十一項
第四十七条の二第四十二項	第四十七条の二第四十二項
第四十七条の二第四十三項	第四十七条の二第四十三項
第四十七条の二第四十四項	第四十七条の二第四十四項
第四十七条の二第四十五項	第四十七条の二第四十五項
第四十七条の二第四十六項	第四十七条の二第四十六項
第四十七条の二第四十七項	第四十七条の二第四十七項
第四十七条の二第四十八項	第四十七条の二第四十八項
第四十七条の二第四十九項	第四十七条の二第四十九項
第四十七条の二第五十項	第四十七条の二第五十項
第四十七条の二第五十一項	第四十七条の二第五十一項
第四十七条の二第五十二項	第四十七条の二第五十二項
第四十七条の二第五十三項	第四十七条の二第五十三項
第四十七条の二第五十四項	第四十七条の二第五十四項
第四十七条の二第五十五項	第四十七条の二第五十五項
第四十七条の二第五十六項	第四十七条の二第五十六項
第四十七条の二第五十七項	第四十七条の二第五十七項
第四十七条の二第五十八項	第四十七条の二第五十八項
第四十七条の二第五十九項	第四十七条の二第五十九項
第四十七条の二第六十項	第四十七条の二第六十項
第四十七条の二第六十一項	第四十七条の二第六十一項
第四十七条の二第六十二項	第四十七条の二第六十二項
第四十七条の二第六十三項	第四十七条の二第六十三項
第四十七条の二第六十四項	第四十七条の二第六十四項
第四十七条の二第六十五項	第四十七条の二第六十五項
第四十七条の二第六十六項	第四十七条の二第六十六項
第四十七条の二第六十七項	第四十七条の二第六十七項
第四十七条の二第六十八項	第四十七条の二第六十八項
第四十七条の二第六十九項	第四十七条の二第六十九項
第四十七条の二第七十項	第四十七条の二第七十項
第四十七条の二第七十一項	第四十七条の二第七十一項
第四十七条の二第七十二項	第四十七条の二第七十二項
第四十七条の二第七十三項	第四十七条の二第七十三項
第四十七条の二第七十四項	第四十七条の二第七十四項
第四十七条の二第七十五項	第四十七条の二第七十五項
第四十七条の二第七十六項	第四十七条の二第七十六項
第四十七条の二第七十七項	第四十七条の二第七十七項
第四十七条の二第七十八項	第四十七条の二第七十八項
第四十七条の二第七十九項	第四十七条の二第七十九項
第四十七条の二第八十項	第四十七条の二第八十項
第四十七条の二第八十一項	第四十七条の二第八十一項
第四十七条の二第八十二項	第四十七条の二第八十二項
第四十七条の二第八十三項	第四十七条の二第八十三項
第四十七条の二第八十四項	第四十七条の二第八十四項
第四十七条の二第八十五項	第四十七条の二第八十五項
第四十七条の二第八十六項	第四十七条の二第八十六項
第四十七条の二第八十七項	第四十七条の二第八十七項
第四十七条の二第八十八項	第四十七条の二第八十八項
第四十七条の二第八十九項	第四十七条の二第八十九項
第四十七条の二第九十項	第四十七条の二第九十項
第四十七条の二第九十一項	第四十七条の二第九十一項
第四十七条の二第九十二項	第四十七条の二第九十二項
第四十七条の二第九十三項	第四十七条の二第九十三項
第四十七条の二第九十四項	第四十七条の二第九十四項
第四十七条の二第九十五項	第四十七条の二第九十五項
第四十七条の二第九十六項	第四十七条の二第九十六項
第四十七条の二第九十七項	第四十七条の二第九十七項
第四十七条の二第九十八項	第四十七条の二第九十八項
第四十七条の二第九十九項	第四十七条の二第九十九項
第四十七条の二第百項	第四十七条の二第百項

るものとされる同法第七十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

17 新租税特別措置法第六十八条の三十九（新租税特別措置法第五十二条第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第五十条 新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に受けた新租税特別措置法第五十六条第一項に規定する認定に係る新租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する整備事業計画に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「十分の四」とあるのは、「二分の一」とする。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十一条 新租税特別措置法第六十八条の七十三（新租税特別措置法第六十四条第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。）第六十八号の七十二及び第六十八号の七十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡（新租税特別措置法第六十八条の七十二第二項の規定により取用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連

結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設した旧租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第四十条第十六項の規定によりなおその効力を有する

結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十（旧租税特別措置法第六十四條第一項第三号の三に係る部分に限る。）、第六十八條の七十二及び第六十八條の七十三の規定に該当する資産の譲渡（旧租税特別措置法第六十八條の七十第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。）に係る法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十（旧租税特別措置法第六十四條第一項第五号に係る部分に限る。）及び第六十八條の七十二（旧租税特別措置法第六十五條第一項第三号に係る部分に限る。）の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十四第一項（新租税特別措置法第六十五條の第三項第一号、第二号の二及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五條の第四項第八号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行つた旧租税特別措置法第六十五條の第四項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買収された場合については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五條の第四項第九号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行つた旧租税特別措置法第六十五條の七第一項の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8 連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置

9 新租税特別措置法第六十八條の九十四の規定は、連結親法人で新租税特別措置法第六十六條の十第一項第二号に掲げるものが施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、連結親法人で旧租税特別措置法第六十六條の十第一項第二号に掲げるものが施行日以前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

10 損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例に関する経過措置

11 新租税特別措置法第六十八條の百三十二の規定は、連結親法人の法人税法第十五條の第二項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

12 相続税及び贈与税の特例に関する経過措置

13 相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第六十九條の五第二項（第十二号イの十億円に係る部分に限る。）及び第五項（十億円に係る部分に限る。）の規定は、平成十六年一月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第七十九條第一項及び第二項の規定は、施行日以後に受ける同条第一項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた旧租税特別措置法第七十九條第一項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

16 新租税特別措置法第七十九條第三項及び第四項の規定は、施行日以後に受ける同条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた旧租税特別措置法第七十九條第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第八十條の二第三項の規定は、施行日以後に受ける同項に規定する資本の増加の登記に係る登録免許税について適用する。

18 施行日前に旧租税特別措置法第八十三條に規定する法人が、同条に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権の取得をした場合における当該所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

19 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる石油石炭税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

20 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十條の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十條の八の二において準用する旧租税特別措置法第九十條の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が課された場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十條の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

21 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十條の九第二項に規定する一般国内航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十條の八の二において準用する旧租税特別措置法第九十條の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

22 施行日以前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

23 改正に伴う経過措置

24 前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六

項に規定する農業相続人が、同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき施行日前に同項に規定する税務署長の承認を受けた場合における相続税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律附則第十八条の規定は、平成十六年分以後の所得税については、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）附則第六十五条第一項の規定並びに」とする。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年四月二一日法律第三四号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)  
第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年四月二一日法律第三五号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 第二条、次条（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四十六号）附則第九条から第十八条までの改正規定を除く。）並びに附則第三条から第七条まで、第十一条、第二十二條及び第三十條の規定 公布の日  
附則（平成一六年五月二一日法律第四三号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年五月二一日法律第四三号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第八八号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一〇七号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一〇九号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二四号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二九号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二九号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)  
第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附則（平成一六年二月二一日法律第一四七号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年二月二一日法律第一五〇号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二一日法律第一五七号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年三月三一日法律第二二一号）抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十七年七月一日  
イ及びロ 略  
ハ 第五条中租税特別措置法第三十七条の十一の三第八項の改正規定、同法第四十一条の十二第三項の改正規定（「記録した」の下に「光ディスク」を加える部分及び「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める部分に限る。）及び同法第四十一条の十四の改正規定並びに附則第二十四条、第二十七条及び第二十八條の規定  
二 次に掲げる規定 平成十七年十月一日  
イ 略  
ロ 第五条中租税特別措置法第二十六条第二項の改正規定、同法第三十七条の十一第一項第三号の改正規定、同法第三十七条の十一の三第三項第一号の改正規定、同法第五十六條を削る改正規定、同法第五十六條の第二十二項、第十四項、第十六項及び第十八項の改正規定、同法第五十六條の三第三十項の改正規定、同法第五十六條の二と

する改正規定、同法第六十八條の四十七の改正規定、同法第六十八條の四十八の改正規定並びに同法第六十八條の四十九の改正規定並びに附則第二十条、第二十三條、第三十四條第二項、第四十八條第二項及び第七十四條の規定 平成十八年一月一日  
三 次に掲げる規定 平成十八年四月一日  
イ 略  
ロ 第五条中租税特別措置法第四十一条の四の次に一條を加える改正規定  
四及び五 略  
六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日  
イ 略  
ロ 第五条中租税特別措置法第八十四條の四の改正規定（同条第一項第一号に掲げる登記に係る部分及び同項第三号に掲げる登記に係る部分のうち同項第一号に掲げる登記に係る部分を除く。）  
七 次に掲げる規定 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の施行の日  
イ 略  
ロ 第五条中租税特別措置法第二十七條の次に一條を加える改正規定、同法第六十七條の十一の次に二條を加える改正規定（第六十七條の十三に係る部分に限る。）及び同法第六十八條の百五の次に二條を加える改正規定（第六十八條の百五の三に係る部分に限る。）並びに附則第四十條第二項及び第五十三條第二項の規定  
八 次に掲げる規定 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日  
イ 略  
ロ 第五条中租税特別措置法第八十四條の四の改正規定（同条第一項第一号に掲げる登記に係る部分及び同項第三号に掲げる登記に係る部分のうち同項第一号に掲げる登記に係る部分に限る。）  
九から十八まで 略  
十九 第五条中租税特別措置法第十條の四第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第十條の五第一項の改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第二項の改正規定（「、

の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第二項の改正規定（「、

の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第二項の改正規定（「、

の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第二項の改正規定（「、

の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第二項の改正規定（「、

の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第二項の改正規定（「、

の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第二項の改正規定（「、

の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第二項の改正規定（「、

の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十三第一項第一号の改正規定、同法第四十二條の七第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一號を加える改正規定、同法第二項の改正規定（「、

第五号又は第六号」を「又は第五号」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十第一項の改正規定、同法第四十四条の第二項の改正規定（平成十七年三月三十一日）を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の十二第一項の改正規定、同法第六十八条の第二項の改正規定、同法第六十八条の十二第一項第六号及び第七号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第二項の改正規定（、「第五号又は第六号」を「又は第五号」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の十四第一項の改正規定並びに同法第六十八条の百九の改正規定（同条第四項中「書類」の下に「（前項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、同項の割合の計算に関する明細書）」を加える部分を除く。）並びに附則第十六条、第十七条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十九条、第四十三条第一項、第四十五条、第四十六条及び第五十四条の規定 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日

二十 第五条中租税特別措置法第十四条の第二項の改正規定（「次項第三号」を「次項第二号又は第三号」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）、同法第三十一条の二の改正規定（同条第二項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分及び同号口に係る部分を除く。）、同法第四十七条の二第一項の改正規定（「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項第二号を削る部分及び同項第五号に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三十五第一項の改正規定（「第三項第三号」を「第三項第二号又は第三号」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（同項第二号を削る部分を除く。）、同法第八十三条の二（見出しを含む。）、同法第九十七条の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第三十一条の第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第三十一条

の第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分及び「第六十二条の第三項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第六十二条の第三項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分並びに同表の市町村の項中「第三十一条の第二項第十四号ニ、第六十二条の第三項第十四号ニ」を「第三十一条の第二項第十五号ニ、第六十二条の第三項第十五号ニ」に改める部分に限る。）並びに附則第十八条第十三項、第二十一条第一項、第三十三条第二十項、第四十七条第二十項及び第六十五条（別表第一租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の項第一号中「第三十一条の第二項第十三号ハ及び第十四号ニ」を「第三十一条の第二項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分及び「第六十二条の第三項第十四号ニ」を「第三十一条の第二項第十五号ニ」に改める部分及び「第六十二条の第三項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第六十二条の第三項第十四号ハ及び第十五号ニ」に改める部分並びに同項第二号中「第三十一条の第二項第十四号ニ、第六十二条の第三項第十四号ニ」を「第三十一条の第二項第十五号ニ、第六十二条の第三項第十五号ニ」に改める部分に限る。）の規定 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号） 附則第一条ただし書に規定する日

二十一 第五条中租税特別措置法第十五条第一項の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定及び同法第六十八条の三十六第一項の改正規定並びに附則第十八条第十五項及び第十六項、第三十三条第二項及び第二十三項並びに第四十七条第二項及び第二十三項の規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行の日

二十二 第五条中租税特別措置法第二十八条第二項第三号の改正規定、同法第四十一条の十二第一項の改正規定及び同法第六十六条の十一第一項第三号の改正規定 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律百二二号）の施行の日

二十三 第五条中租税特別措置法第三十一条の二第二項の改正規定（同項第十三号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加える部分並びに同項第十号中「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等

の譲渡」を加える部分及び同号口に係る部分に限る。）、同法第三十三条第一項第三号の改正規定、同法第三十四条の第二項第二十一号の改正規定（「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十四条第一項第三号の改正規定及び同法第六十五条の四第一項第二十一号の改正規定（「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加える部分に限る。）並びに附則第二十一条第二項、第三項及び第八項、第三十五条第一項及び第六項並びに第四十九条第一項及び第六項の規定 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）の施行の日

二十四 第五条中租税特別措置法第三十四条の三第二項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分並びに同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の五第一項の改正規定（同項第一号及び第二号に係る部分並びに同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の七第一項の改正規定（「土地等又は」を「土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得する農用地区域等内にある土地等（同条第二項に規定する特定農業法人が取得をするものに限る。）」又は「に改める部分に限る。）、同法第七十六条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第二十一条第九項、第三十五条第七項及び第十項並びに第四十九条第七項の規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十三号）の施行の日

二十五 第五条中租税特別措置法第五十七条の三の改正規定、同法第五十七条の四第二項の改正規定及び同法第六十八条の五十三の改正規定並びに附則第三十四条第四項から第十四項まで及び第四十八条第四項から第十四項までの規定 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の施行の日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第十五条 第五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下附則第五十六条までにおいて「新

租税特別措置法」という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。）、（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第十六条 新租税特別措置法第十条の四（第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則第五十六条までにおいて「旧租税特別措置法」という。）、第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。）、（沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取付した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする新租税特別措置法第十条の五第一項に規定する経営革新設備等について適用し、個人が同日前に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の五第一項に規定する経営革新設備等については、なお従前の例による。）、（個人の減価償却に関する経過措置）

第十八条 新租税特別措置法第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。）、

2 新租税特別措置法第十一条の第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。）、

3 新租税特別措置法第十一条の第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個

人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十一條の七第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の七第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十一條の八第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條の八第一項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第十二條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二條第一項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7 旧租税特別措置法第十三條の二第一項第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日以後における同条（同項第一号に係る部分に限る。）の規定については、同項第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。

8 新租税特別措置法第十三條の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

9 施行日前に旧租税特別措置法第十三條の三第一項第二号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について

は、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

10 新租税特別措置法第十四條（第一項に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

11 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四條第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

12 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四條の二第二項第二号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

13 新租税特別措置法第十四條の二（第二項第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一條第二十号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四條の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

14 新租税特別措置法第十四條の二（第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

15 新租税特別措置法第十五條の規定は、個人が附則第一條第二十一号に定める日以後に取得又は建設をする新租税特別措置法第十五條第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

16 個人が附則第一條第二十一号に定める日以前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五條第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

17 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

18 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

19 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

20 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

21 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

22 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

23 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

24 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

25 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

26 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

27 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

28 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

29 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

30 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

31 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

32 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

33 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

34 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

35 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

36 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

37 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八條第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。

いて適用し、個人が同日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十三（第一項第四号に係る部分に限る。）並びに同号に係る新租税特別措置法第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三の規定は、個人が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十六条 新租税特別措置法第四十条の四第一項、第二項第一号及び第三号、第三項並びに第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の四第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十条の五第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係信託につき施行日以後に生ずる同項第四号に掲げる事実について適用する。

（償還差益等に係る分離課税等の特例に係る特定振替国債等の譲渡対価の支払調書等に関する経過措置）

第二十七条 新租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

（先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置）

第二十八条 新租税特別措置法第四十一条の十四（第五項に係る部分を除く。）及び第四十一条の

十五の規定は、個人が平成十七年七月一日以後に行う新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済について適用する。

2 新租税特別措置法第四十一条の十四第五項の規定は、平成十七年九月一日以後に提出する同項に規定する光ディスク等について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第二十九条 附則第十六条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十八条第一項の規定並びに「とあるのは、一規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第十六条、第十七条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十八条第一項の規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第三十条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十一条 新租税特別措置法第四十二条の七（第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

計画（以下この項において「承認経営革新計画」という。）が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第二条の規定により承認経営革新計画とみなされたものである場合には、当該法人の新租税特別措置法第四十二条の七の規定の適用については、同条第二項中「又は第五号」とあるのは、「第五号又は第六号」とする。

（沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十二条 新租税特別措置法第四十二条の十の規定は、法人が附則第一条第十九号に定める日以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする新租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する経営革新設備等について適用し、法人が同日前に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する経営革新設備等については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第三十三条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定資産については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第四十四条の七第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の八第一項に規定する飼料製造設備等については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第四十四条の八第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の八第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

13 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項の表の第二号

- の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 14 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の第二項第一号に掲げる建物及びその附属設備については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八条の二十九第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第四十七条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十九第二項」とする。
- 15 旧租税特別措置法第四十六条第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該法人の同項に規定する適用事業年度が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日以後に終了する場合には、同項第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。
- 16 法人の新租税特別措置法第四十六条第一項に規定する適用事業年度が施行日から中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日までの間に終了する場合には、同条の規定の適用については、同項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十一条第八号」とあるのは、「中小企業経営革新支援法第二十一条第六号」とする。
- 17 新租税特別措置法第四十七条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。
- 18 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第四十七条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の三十四第一項」とする。
- 19 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の第三項第二号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第四十七条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。
- 20 新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第二十号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。
- 21 新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。
- 22 新租税特別措置法第四十八条の規定は、法人が附則第一条第二十一号に定める日以後に取得又は建設をする新租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。
- 23 法人が附則第一条第二十一号に定める日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第四十七条第二十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」とする。
- 24 法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項各号に定める費用又は負担金については、なお従前の例による。
- 第三十三条 新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に適格現物出資により外

号二第項一第	号一第項一第	が連結事業年度	が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「連結事業年度」という。）
第六十八条の四十七第二項	資又は適格事後設立	資又は適格事後設立	資又は適格事後設立

項八第	項七第	イ号二第項六第	項六第	でま項五第らか項三第	項二第
第六十八条の四十七第二項	第六十八条の四十七第二項	合併又は分割	資又は適格事後設立	第六十八条の四十七第二項	除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）に
が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、	旧効力措置法第六十八条の四十七第二項	合併	又は適格現物出資	旧効力措置法第六十八条の四十七第二項	除く。）により
第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の	合併法人	合併の日	資又は適格現物出資	合併	という。）第六十八条の四十七第一項





4 新租税特別措置法第五十七条の三の規定は、法人の附則第一条第二十五号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

5 青色申告書を提出する法人で電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むものが、附則第一条第二十五号に定める日において旧租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合に、同日を含む事業年度開始の日（附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後十五年以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額（次項において「十五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 前項の場合において、十五年均等取崩金額が当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額（その日までに同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された金額、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第四十八条第七項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該十五年均等取崩金額は、当該使用済核燃料再処理準備金の金額とする。

7 第五項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に原子力発電における使用済核燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第二条第一項に規定する使用済核燃料（以下この項及び第十一項において「使用済核燃料」という。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む

事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を廃止した場合、当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額  
二 合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合、その合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額  
三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における使用済核燃料再処理準備金の金額  
四 第五項、前三号、次項及び第九項の場合以外の場合において使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩した日、その取り崩した日における使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

8 第五項の規定の適用を受ける法人が、附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度開始の日（同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後十四年を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消さず、又は青色申告書による申告を要する旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における使用済核燃料再処理準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日（その日を含む事業年度）（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）には、当該事業年度開始の日（翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該使用済核燃料再処理準備金の金額については、第五項、前項及び第十一項の規定は、適用しない。

9 第五項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書

により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告を要する旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第五項、前二項及び第十一項の規定は、適用しない。

10 第五項の月数は、曆に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

11 第五項の規定の適用を受ける法人が適格合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合（附則第四十八条第九項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第五項の使用済核燃料再処理準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）には、同条第五項の使用済核燃料再処理準備金の金額）とみなす。

12 前項又は附則第四十八条第九項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13 第十一項又は附則第四十八条第九項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額は、第十一項又は同条第九項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものと

みなされた使用済核燃料再処理準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを百八十から経過期間（附則第一条第二十五号に定める日を含む事業年度開始の日（同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十五条 新租税特別措置法第六十四条（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4 法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十七号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号の規定は、法人が附則第一条第二十三号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一

項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十五条の五第一項第三号の規定は、法人が附則第一条第二十四号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

8 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9 法人が施行日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十三号）の施行日の前日までの間に行う新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る同条から第六十五条の九まで（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「同条第二項第二号」とあるのは、「同条第二項第一号」とする。

10 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十六号の下欄に掲げる資産のうち農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする資産に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第二十四号に定める日以後に取得をする当該資産について適用する。

（共同で現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十六条 法人が旧租税特別措置法第六十六条第一項に規定する特定共同出資により施行日前に取得した同項の株式又は出資については、なお従前の例による。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十七条 新租税特別措置法第六十六条の六第一項、第二項第一号及び第三号、第三項並びに第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の六第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十六条の八第一項の規定は、同項に規定する内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合における当該内国法人の同項に規定する課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該内国法人の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの）並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るもの）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき施行日以前に同項各号に掲げる事実が生じた場合における当該内国法人の同項に規定する課税済留保金額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十六条の八第二項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合において、同条第二項の規定により内国法人の同条第一項に規定する課税済留保金額とみなされる新租税特別措置法第六十八条の九第二項第一項に規定する個別課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十八条の九第一項の規定により当該内国法人の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額）に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六条の八第二項の規定により当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るもの）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の八第二項の規定により当該内国法人の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの）について適用する。

額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八条の九第一項の規定により当該内国法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るもの）について適用する。

5 新租税特別措置法第六十六条の八第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格合併等が行われる場合において、同項の規定により内国法人の同条第一項に規定する課税済留保金額とみなされる同条第三項に規定する被合併法人等の同項各号に定める金額に係る同条第一項に規定する課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの）並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るもの）又は新租税特別措置法第六十八条の九第二項第一項に規定する個別課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十八条の九第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの）並びに新租税特別措置法第六十八条の九第一項の規定により当該被合併法人等の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るもの）について適用する。

6 新租税特別措置法第六十六条の八第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格分割等が行われる場合において、同項の規定によりなされる同条第一項に規定する適格分割等に係る課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該各事業年度の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの）並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るもの）について適用する。

7 新租税特別措置法第六十六条の八第五項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格分割等が行われる場合において、同項の規定によりなされる同条第一項に規定する適格分割等に係る課税済留保金額（旧租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該各事業年度の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの）並びに新租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るもの）について適用する。

製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。  
（欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第三十九条 旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項第二号に規定する中小企業者又は特定中小企業者の附則第一条第十九号に定める日以前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

（組合事業に係る損失がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第四十条 新租税特別措置法第六十七条の十二の規定は、施行日以後に締結される組合契約（同条第三項第一号に規定する組合契約（平成十九年四月一日前に締結される航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可に係る事業の用に供する航空機の賃貸に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び施行日以後に組合契約に係る新租税特別措置法第六十七条の十二第一項に規定する組合員（以下この項において「組合員」という。）たる地位の承継（施行日前に締結された組合契約に係る組合員たる地位の適格合併による承継その他の政令で定める承継を除く。）を受ける法人の当該承継に係る組合契約について適用する。

2 新租税特別措置法第六十七条の十三の規定は、附則第一条第七号に定める日以後に締結される新租税特別措置法第六十七条の十三第一項に規定する有限責任事業組合契約について適用する。  
（特定短期国債の償還差益の課税の特例に関する経過措置）

第四十一条 新租税特別措置法第六十七条の十六第四項の規定は、同項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人が施行日以後に新租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定振替記載等を受ける新租税特別措置法第六十七条の十六第四項に規定する外国投資信託の信託財産に属する同項に規定する特定短期国債の同項に規定する償還差益について適用し、旧租税特別措置法第五十五条の二第二項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人が施行日以前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定振替記載等を受けた旧租税特別措置法第五十五条の二第二項に規定する外国投資信託の信託財産に属する旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債のう

第三十八条 旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が施行日前に取得又は

第三十八條 旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が施行日前に取得又は

ち同項第一号から第八号までに掲げるもの同条第七項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

第四十二條 新租税特別措置法第六十七條の十七

第一項から第三項までの規定は、外国法人が施行日以後に同条第一項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額（以下この条において「損失額」という。）及び施行日前に旧租税特別措置法第六十七條の十七第一項に規定する振替記載等を受けた同項に規定する分離振替国債（同項第一号の規定による同号の非課税適用申告書の提出があるものに限る。以下この条において「旧分離振替国債」という。）の保有又は譲渡により施行日以後に生ずる所得又は損失額について適用し、旧分離振替国債の保有又は譲渡により施行日前に生じた所得又は旧租税特別措置法第六十七條の十七第二項に規定する損失の額その他の政令で定める金額（次項において「損失の額等」という。）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七條の十七第四項

の規定は、同項に規定する外国投資信託の受託者である外国法人（以下この項において「受託者である外国法人」という。）が、施行日以後に同条第一項に規定する振替記載等を受ける同条第四項に規定する外国投資信託（以下この項において「外国投資信託」という。）の信託財産に属する同条第一項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は損失額及び外国投資信託の信託財産に属する旧分離振替国債の保有又は譲渡により施行日以後に生ずる所得又は損失額について適用し、受託者である外国法人の外国投資信託の信託財産に属する旧分離振替国債の保有又は譲渡により施行日前に生じた所得又は損失の額等については、なお従前の例による。

第四十三條 新租税特別措置法第六十八條の二

第一項の規定は、同項第一号及び第二号に掲げる同族会社の附則第十九号に定める日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の二第一項第一号から第三号までに掲げる同族会社の同日

（同号に掲げる同族会社にあつては、平成十七年四月十三日）前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 法人が施行日から附則第一号第十九号に定める日の前日までの間に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十八條の二第二項に規定する書類を添付する場合における同項の規定の適用については、同項中「前項第三号」とあるのは、「前項第四号」とする。

第四十四條 新租税特別措置法第六十八條の三

第七項、第二項第一号及び第三号、第三項並びに第五項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の三の七第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の三の七第二項

の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の三の七第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の三の九第一項

の規定は、同項に規定する特定信託に係る同項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合における当該特定信託に係る同項に規定する課税留保金額（旧租税特別措置法第六十八條の三の七第一項の規定により当該特定信託の平成十二年四月一日以後に終了した各計算期間（法人税法第十五條の三第三項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八條の三の七第一項の規定により当該特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上

益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の三の九第一項に規定する特定信託に係る同項につき施行日前に同項各号に掲げる事実が生じた場合における当該特定信託に係る同項に規定する課税留保金額については、なお従前の例による。

（連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五條 新租税特別措置法第六十八條の十二

（第一項第六号から第八号までに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第十九号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十二第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の十二第一項

第六号に掲げる連結子法人の同号に規定する承認経営革新計画（以下この項において「承認経営革新計画」という。）が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第二條の規定により承認経営革新計画とみなされたものである場合には、当該連結子法人の新租税特別措置法第六十八條の十二の規定の適用については、同条第二項中「又は第五号」とあるのは、「第五号又は第六号」とする。

第四十六條 新租税特別措置法第六十八條の十四

の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第十九号に定める日以後に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をする新租税特別措置法第六十八條の十四第一項に規定する経営革新設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得若しくは製作若しくは建設又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の

十四第一項に規定する経営革新設備等については、なお従前の例による。

十四第一項に規定する経営革新設備等については、なお従前の例による。

第四十七條 新租税特別措置法第六十八條の十六

第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の十七第一項

の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 連結親法人が施行日前に取得又は建設をした

旧租税特別措置法第六十八條の十八第一項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の十八第一項

の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十八第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の十九第一項

の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定資産につ

いて適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する特定資産については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第一項に規定する飼料製造設備等については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第六十八条の二十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する製造過程管理高度化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第二項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第六十八条の二十七（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号及

び第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄又は第三号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

13 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第二項（旧租税特別措置法第四十五条の第二項第一号に係る部分に限る。）に規定する特定医療用建物については、旧租税特別措置法第六十八条の二十九（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十五条の第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第三十三条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「旧効力措置法」という。）第四十五条の第二項」と、同条第三項中「第四十五条の第二項各号」とあるのは「旧効力措置法第四十五条の第二項各号」と、同条第三項中「第四十五条の第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十五条の第二項」とする。

15 旧租税特別措置法第六十八条の三十第一項第一号に規定する経営基盤強化計画につき同号の承認を施行日前に受けた同号の特定組合等の構成員である連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人の同項に規定する適用事業年度が中小企業経営革新支援法の施行の日以後に終了する場合における同条（同項第

一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）」による改正前の中小企業経営革新支援法」とする。

16 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の新租税特別措置法第六十八条の三十第一項に規定する適用事業年度が施行日から中小企業経営革新支援法の施行の日の前日まで間に終了する場合における同条の規定の適用については、同項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二号第一項第八号」とあるのは、「中小企業経営革新支援法第二号第一項第六号」とする。

17 新租税特別措置法第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等した新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

18 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等した新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第三十三条第十八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

19 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等した新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条の第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第三十三条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の第二項」とする。

20 新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一号に定める日以後に取得等した新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

21 新租税特別措置法第六十八条の三十五（新租税特別措置法第四十七条の第三項第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等した新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

22 新租税特別措置法第六十八条の三十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一号に定める日以後に取得等した新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

23 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一号第二十一号に定める日以前に取得等した旧租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第三十三条第二十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

24 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の三十九第一項に規定する費用又は負担金については、なお従前の例による。

親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一号第二十二号に定める日以後に取得等した新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

22 新租税特別措置法第六十八条の三十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一号に定める日以後に取得等した新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

23 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一号第二十一号に定める日以前に取得等した旧租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第三十三条第二十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

24 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の三十九第一項に規定する費用又は負担金については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第四十八条 新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に適格現物出資により外国法人である被現物出資法人に移転する同条第一項に規定する特定法人の株式（出資を含む。）又は債権について適用する。

2 旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する整備事業計画につき旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受けた旧租税特別措置法第六十

<p>第六項 第五十六條第 一項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第五十六條第 一項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第五十六條第 一項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第五十六條第 一項 資又は適格事 後設立</p>	<p>八条の四十七第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十六條第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第六十八條の四十七（第八項（第四号に係る部分に限る。）、第十七項及び第十八項に係る部分を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>第六項 第六項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第六項 第六項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第六項 第六項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第六項 第六項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第六項 第六項 資又は適格事 後設立</p>
<p>第十項 第十項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第十項 第十項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第十項 第十項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第十項 第十項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第十項 第十項 資又は適格事 後設立</p>
<p>第七項 第七項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第七項 第七項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第七項 第七項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第七項 第七項 資又は適格事 後設立</p>	<p>第七項 第七項 資又は適格事 後設立</p>

第八項	第五十七條第二項	旧効力措置法第五十七條の第二項
第九項	第五十七條第二項	旧効力措置法第五十七條の第二項
第十條	第五十七條第二項	旧効力措置法第五十七條の第二項

4 新租税特別措置法第六十八條の五十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一條第二十五号に定める日以後に終了する連結事業年度の法人税について適用する。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業法第二條第一項第十四号に規定する発電事業を営むものが、附則第一條第二十五号に定める日において旧租税特別措置法第六十八條の五十三第一項第二号に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額を有する場合には、同日を含む連結事業年度開始の日（附則第一條第二十五号に定める日を含む事業年度）が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）以後十五年以内の日を含む各連結事業年度において、当該使用済核燃料再処理準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して計算した金額（次項において「十五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 前項の場合において、十五年均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における使用済核燃料再処理準備金の金額（その日までに同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第三十條第七項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同條第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額、以下この条において同じ。）を超えるときは、当該十五年均等取崩金額は、当該使用済核燃料再処理準備金の金額とする。

7 第五項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格併法の再処理等の実施に関する法律第二條第一項に規定する使用済核燃料（以下この項及び第九項において「使用済核燃料」という。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 電気事業法第二條第一項第十四号に規定する発電事業を廃止した場合 当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五條の第二項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第九項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に使用済核燃料を移転した場合 その合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつては、その破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

四 第五項及び前三号の場合以外の場合において使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

第五項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第五項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に使用済核燃料を移転した場合には、その適格合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受

けた使用済核燃料再処理準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の使用済核燃料再処理準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、附則第三十四條第五項の使用済核燃料再処理準備金の金額）とみなす。

10 前項又は附則第三十四條第十一項に規定する合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する使用済核燃料再処理準備金の金額は、前項又は同條第十一項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額とみなされた使用済核燃料再処理準備金の金額については、第五項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを百八十で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格合併の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを百八十から経過期間（附則第一條第二十五号に定める日を含む連結事業年度開始の日（同号に定める日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

2 連結親法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十四條第一項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十五（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第七号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第八号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十号（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一條第二十三号に定める日以後に行つた同項第二十号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十一号に規定する

11 第五項及び第七項の規定により益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一條の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に關する経過措置）

第四十九條 新租税特別措置法第六十八條の七十五（新租税特別措置法第六十四條第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一條第二十三号に定める日以後に行つた同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある

2 連結親法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十四條第一項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十五（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第七号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第八号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十号（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一條第二十三号に定める日以後に行つた同項第二十号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十一号に規定する

土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八條の七十六（新租税特別措置法第六十五條の五第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一條第二十四号に定める日以後に行う同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

8 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十三号）の施行の日の日までの間に新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡及び同号の下欄に掲げる資産の取得に係る同条から第六十八條の八十まで（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「同条第二項第二号」とあるのは、「同条第二項第一号」と、「土地等、農業経営基盤強化促進法第二十七條の三第一項に規定する勧告に係る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等（当該連結親法人又はその連結子法人で、同条第二項に規定する特定農業法人に該当するものが取得をするものに限る。）」とあるのは、「土地等」とする。

（連結親法人が共同で現物出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）  
第五十條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第六十八條の八十六第一項に規定する特定共同出資により施行日前に取得した同項の株式又は出資については、なお従前の例による。

（連結親法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）  
第五十一條 新租税特別措置法第六十八條の九十一第一項、第三項及び第六項の規定は、同条第一

項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の九十二第二項第二号の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度において生ずる同号に規定する欠損の金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度において生じた同条第二項第二号に規定する欠損の金額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の九十二第一項の規定は、同項に規定する連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等、外国関係会社又は外国関係信託につき施行日以後に同項各号に掲げる事実が生ずる場合における当該連結法人の同項に規定する個別課税対象留保金額（旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項の規定により当該連結法人の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八條の九十一第一項の規定により当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十二第二項に規定する連結法人に係る同項につき施行日前に同項各号に掲げる事実が生じた場合における当該連結法人の同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

項に規定する課税対象留保金額（旧租税特別措置法第六十六條の六第一項の規定により当該連結法人の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六條の六第一項の規定により当該連結法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用する。

5 新租税特別措置法第六十八條の九十二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格合併等が行われる場合において、同項の規定により連結法人の同条第一項に規定する個別課税対象留保金額とみなされる同条第三項に規定する被合併法人等の同項各号に定める金額に係る同条第一項に規定する個別課税対象留保金額（旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十六條の八第一項に規定する課税対象留保金額（旧租税特別措置法第六十六條の六第一項の規定により当該被合併法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用する。

6 新租税特別措置法第六十八條の九十二第四項の規定は、施行日以後に同項に規定する適格分割等が行われる場合において、同項の規定によりならないものとされる当該適格分割等に係る同項に規定する分割法人等の同条第一項に規定する個別課税対象留保金額（旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項の規定により当該分割法人等の平成十二年四月一日以後に終了した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入した金額及び益金の額に算入する金額に係るもの並びに新租税特別措置法第六十八條の九十一第一項の規定により当該分割法人等の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入する金額に係るものに限る。）について適用する。

入する金額に係るものに限る。）について適用する。  
（連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）  
第五十二條 旧租税特別措置法第六十八條の九十四第一項に規定する連結親法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六條の十第一項第二号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（連結親法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例に関する経過措置）  
第五十三條 新租税特別措置法第六十八條の百五十二の二の規定は、施行日以後に締結される組合契約（新租税特別措置法第六十七條の十二第三項第一号に規定する組合契約（平成十九年四月一日前に締結される航空法第百零九第一項の許可に係る事業の用に供する航空機の賃貸に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）及び施行日以後に組合契約に係る新租税特別措置法第六十七條の十二第一項に規定する組合員（以下この項において「組合員」という。）たる地位の承継（施行日前に締結された組合契約に係る組合員たる地位の適格合併による承継その他の政令で定める承継を除く。）を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該承継に係る組合契約については適用する。

2 新租税特別措置法第六十八條の百五十三の三の規定は、附則第一條第七号に定める日以後に締結される新租税特別措置法第六十八條の百五十三の三第一項に規定する有限責任事業組合契約については適用する。

（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に関する経過措置）  
第五十四條 新租税特別措置法第六十八條の百九十一第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が附則第一條第十九号に定める日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の百九十一第一項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第六十八條の百九十二第二項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が平成





農地等であつた農地等で政令で定めるものにつき同日までに特定農地所有適格法人で政令で定める日までに政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をしたときに限り、同項の規定は適用しないとする。

9 第三項又は第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人が合併により消滅し、又は分割をした場合において、当該設定をした受贈者が、財務省令で定めるところにより、その合併に係る法人税法第十二条第二号に規定する合併法人又はその分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農地所有適格法人に該当することについての届出書を当該合併又は当該分割の日から二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出したときは、当該合併法人又は当該分割承継法人を第三項又は第五項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けている特定農地所有適格法人とみなす。

10 第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を受けた受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、旧租税特別措置法第七十条の四第十六項に規定する一時的道路用地等（以下第十三項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するために当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下第十二項までにおいて「地上権等の設定」という。）に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期間」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供して農地等について特定農地所有適格法人で政令で定めるものに対し使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、第四項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一 当該承認に係る使用貸借による権利の消滅及び地上権等の設定は、なかつたものとみなす。  
二 当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に

供されていた農地等の全部又は一部について、特定農地所有適格法人で政令で定めるところに対し使用貸借による権利の設定を行っていない場合には、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

11 前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して一年を経過することの日に、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

12 前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている農地等につき地上権等の設定があつたものとして、旧租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書及び第四項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合において、納税地の所轄税務署長が当該提出期限までにその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

13 前二項に定めるもののほか、第十項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が旧租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等である場合における同条第五項の規定の適用に関する事項その他第十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第三項又は第五項に規定する届出書を提出した受贈者に係る旧租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用については、同項中「及び同項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第三項又は第五項の規定の適用を受ける農地等又は借受代替農地等に係る同条第四項第一号又は第六項第一号に規定する被設定者の農業経営に関する事項及び当該被設定者が同条第四項に規定する特定

農地所有適格法人に該当する事実の明細」とする。

15 旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受ける受贈者で第三項又は第五項の規定の適用を受けたものが当該農地等又は当該借受代替農地等につき使用貸借による権利の設定をした後当該農地等又は当該借受代替農地等を引き続き特定農地所有適格法人に使用させている場合における当該受贈者に係る同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

16 次に掲げる者は、旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、第三項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者  
三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者  
四 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者  
六 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百三十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

17 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。  
（登録免許税の特例に関する経過措置）  
第五十六条 新租税特別措置法第七十六条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する農用地の買入れをする場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十六条に規定する農用地又は開発して耕作の目的に供される土地とすることが適当な土地の買入れをした場合におけるこれらの土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十七条の規定は、施行日以後に同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地を取得した場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十八条の二第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 農林中央金庫が、平成十七年十二月三十一日まで旧租税特別措置法第七十八條の二第三項に規定する特定漁業協同組合等から同項に規定する全部事業譲渡により不動産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

5 旧租税特別措置法第七十八條の二第三項に規定する信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工工業協同組合連合会が、平成十七年十二月三十一日まで同項に規定する特定漁業協同組合又は特定水産加工工業協同組合から同項に規定する信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産又は船舶に関する権利の取得をする場合における当該不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

6 新租税特別措置法第七十八條の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第六項に規定する権利義務の承継をする場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十八條の二第六項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 旧租税特別措置法第八十二條第三項に規定する指定会社が、施行日前に同項各号に掲げる事項について受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 旧租税特別措置法第八十三條に規定する民間都市開発推進機構が、施行日前に受けた同条に規定する事業見込地である土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第五十七條 施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第一第一号の物件名の欄3に掲げる消費税貸借に関する契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

第五十八條 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第八十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年六月一〇日法律第五三号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年六月二九日法律第七八号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年七月二九日法律第八九号）抄  
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二條中租税特別措置法第八十四條の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四條中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五條を同法附則第八十六條とし、同法附則第八十二條から第八十四條までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一條の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十條、第三十一條、第三十四條、第六十條第十二項、第六十六條第一項、第六十七條及び第九十三條第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

第九十二條 国内に住所を有する個人で第六十二條の規定による改正前の租税特別措置法（以下

この条において「旧租税特別措置法」という。）第三條の四第一項に規定する障害者等であるものが、施行日前に第七十八條の規定による改正前の所得税法（次項において「旧所得税法」という。）第九條の二第一項の規定によつて預入をした旧租税特別措置法第三條の四第一項に規定する郵便貯金（附則第五條第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」という。）については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧租税特別措置法第三條の四第一項に規定する障害者等であるものが、施行日前に旧所得税法第九條の二第一項の規定によつて預入をした旧租税特別措置法第三條の四第一項に規定する郵便貯金（承継郵便貯金を除く。）で施行日前に支払を受けるべき当該郵便貯金の利子で施行日の前日を含む利子の計算期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 第六十二條の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第四條の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一項に規定する障害者等であるものが、施行日以後に購入する同項に規定する公債について適用し、施行日前に購入した旧租税特別措置法第四條第一項に規定する公債については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四條の二及び第四條の三の規定は、施行日以後に締結する勤労者財産形成促進法第六條第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（次項において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）又は同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（次項において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に基づく預入、信託若しくは購入又は払込み（次項において「預入等」という。）をす新租税特別措置法第四條の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄又は新租税特別措置法第四條の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄について適用する。

5 新租税特別措置法第四條の二第一項又は第四條の三第一項に規定する勤労者が、施行日前に旧公社と締結した勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等をした旧租税特別措置法第四條の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たすもの（以下こ

の項及び次項において「旧財産形成住宅貯蓄」という。）又は旧租税特別措置法第四條の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄で施行日の前日において同条に規定する要件を満たすもの（以下この項及び次項において「旧財産形成年金貯蓄」という。）を有する場合には、当該旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄については、当該勤労者が、施行日において新租税特別措置法第四條の二又は第四條の三に規定する要件に従つて預入等をしたものとみなして、新租税特別措置法第四條の二又は第四條の三の規定を適用する。この場合において、郵政民営化法第七十五條第一項の規定により郵便貯金銀行と締結されたものとされた勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく新租税特別措置法第四條の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄に係る同条の規定の適用については、同条第七項第一号中「五百五十万円」とあるのは、「三百八十五万円」とする。

6 前二項に定めるもののほか、旧財産形成住宅貯蓄及び旧財産形成年金貯蓄に係る新租税特別措置法第四條の二及び第四條の三の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 新租税特別措置法第五條の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子について適用し、当該非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五條の二第一項に規定する振替国債の利子については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七條の十一、第三十七條の十一の三から第三十七條の十一の五まで及び第三十七條の十二の二の規定は、個人が施行日以後に行う新租税特別措置法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第六十七條の十七第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する外国法人が施行日以後に同項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額について適用し、当該外国法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十七條の十七第一項に規定する振替記載等を受けた同項に規定

する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十九條の四の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をする財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百十七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二條（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四十條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄  
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第二十四條、第四十四條、第一百一條、第一百三條、第一百六條から第一百八條まで及び第二百二十二條の規定 公布の日

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第百三條 附則第一百一條の規定による改正後の租税特別措置法第二十六條の規定は、平成十七年十月一日以後に行われる同条第二項に規定する社会保険診療について適用する。  
第百四條 附則第一百二條の規定による改正後の租税特別措置法第二十六條の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた附則第一百二條の規定による改正前の租税特別措置法第二十六條第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。  
（罰則の適用に関する経過措置）  
第百二十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（その他の経過措置の政令への委任）  
第百二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年二月一〇日法律第二二二号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附則（平成一八年三月三二日法律第一〇〇号）抄  
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 次に掲げる規定 平成十八年五月一日  
イ 略  
ロ 第十三条中租税特別措置法第八十七條から第八十七條の四までの改正規定、同法第八十七條の五第一項の改正規定（「第三章」を「第二十三條」に改める部分に限る。）、同法第八十七條の六第一項の改正規定（「第三條第七号」を「第三條第十二号」に改める部分及び「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項」に改める部分に限る。）、並びに附則第五十二條の規定  
二 第十三条中租税特別措置法第十一條の六第一項の改正規定（同項の表の第一号中「有線

テレビジョン放送法」の下に「昭和四十七年法律第十四号」を加える部分を除く。）、同法第四十四條の六第一項の改正規定（同項の表の第一号中「電気通信事業法」の下に「昭和五十九年法律第八十六号」を加える部分を除く。）及び同法第六十八條の二十三第一項の改正規定並びに附則第八十三條第五項、第七十七條第五項及び第三百三十三條第五項の規定 平成十八年六月一日  
三 次に掲げる規定 平成十八年七月一日  
イ 略  
ロ 第十三条中租税特別措置法第八十八條の改正規定及び同法第八十八條の二の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）、並びに附則第五十三條から第五十七條まで及び第六十六條の規定  
四 次に掲げる規定 平成十八年十月一日  
イ から 略  
ロ 第十三条中租税特別措置法第二條第二項の改正規定（同項第二十号から第二十号の三までを削り、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十一号の二を同項第二十号の二とし、同項第二十一号の三を同項第二十一号とする部分を除く。）、同法第二十六條第二項第六号の改正規定、同法第三十七條の十四を削る改正規定、同法第三十七條の十四の二を同法第三十七條の十四とする改正規定、同法第六十二條の三第九項の改正規定（「第六十五條の十五」を「第六十六條」に改める部分を除く。）、同法第六十三條第四項の改正規定、同法第六十四條の二の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第七項に係る部分を除く。）、同法第六十五條の二第七項の改正規定、同法第六十五條の七第一項の改正規定（「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の八の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項及び第四項に係る部分、同条第七項に係る部分、同条第八項に係る部分、同条第十四項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改める部分並びに同条第十三項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の十二の改正規定（同条第一項に係る部分及び

同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十五條の十四の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十七條の八から第六十七條の十までの改正規定、同法第六十八條の六十八第九項の改正規定（「第六十八條の八十五の二」を「第六十八條の八十五の三」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の六十九第四項の改正規定、同法第六十八條の七十一の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の七十三第七項の改正規定、同法第六十八條の七十八第八項の改正規定（「次条第十四項及び第十五項」を「次条第十五項及び第十六項」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十九の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第三項に係る部分、同条第五項に係る部分、同条第八項に係る部分、同条第九項に係る部分、同条第十五項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改める部分並びに同条第十四項中「第二十一号」及び「第二十四号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の八十三の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第九項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の八十五の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第九項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の八十八條の百三の三及び第六十八條の百四の二を削る改正規定、同法第六十八條の百三の二を同法第六十八條の百四とする改正規定並びに同法第六十八條の百五の改正規定並びに附則第八十六條第二項、第九十三條第一項、第九十二條第三項、第九十五條、第九十七項及び第九十九條第二項、第一百二十條第一項、第一百三十八條第三項、第一百五項、第十七項及び第十九項、第四百五十五條第二項並びに第四百六十六條第一項の規定 平成十九年一月一日  
イ から 略  
ロ 第十三条中租税特別措置法第二十五條第二項の改正規定、同法第二十九條の二に三項を加える改正規定、同法第三十七條の十一の三の改正規定（同条第三項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十一條の十六第四項を削る改正規定、同法第四十二條の三の改正規定、同法第六十七條の二第一項の

改正規定（同項の表の第一号中「有線テレビジョン放送法」の下に「昭和四十七年法律第十四号」を加える部分を除く。）、同法第四十四條の六第一項の改正規定（同項の表の第一号中「電気通信事業法」の下に「昭和五十九年法律第八十六号」を加える部分を除く。）及び同法第六十八條の二十三第一項の改正規定並びに附則第八十三條第五項、第七十七條第五項及び第三百三十三條第五項の規定 平成十八年六月一日  
三 次に掲げる規定 平成十八年七月一日  
イ 略  
ロ 第十三条中租税特別措置法第八十八條の改正規定及び同法第八十八條の二の改正規定（「平成十八年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。）、並びに附則第五十三條から第五十七條まで及び第六十六條の規定  
四 次に掲げる規定 平成十八年十月一日  
イ から 略  
ロ 第十三条中租税特別措置法第二條第二項の改正規定（同項第二十号から第二十号の三までを削り、同項第二十一号を同項第二十号とし、同項第二十一号の二を同項第二十号の二とし、同項第二十一号の三を同項第二十一号とする部分を除く。）、同法第二十六條第二項第六号の改正規定、同法第三十七條の十四を削る改正規定、同法第三十七條の十四の二を同法第三十七條の十四とする改正規定、同法第六十二條の三第九項の改正規定（「第六十五條の十五」を「第六十六條」に改める部分を除く。）、同法第六十三條第四項の改正規定、同法第六十四條の二の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第七項に係る部分を除く。）、同法第六十五條の二第七項の改正規定、同法第六十五條の七第一項の改正規定（「次条第十三項及び第十四項」を「次条第十四項及び第十五項」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の八の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項及び第四項に係る部分、同条第七項に係る部分、同条第八項に係る部分、同条第十四項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改める部分並びに同条第十三項中「第二十四号」及び「第二十一号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同法第六十五條の十二の改正規定（同条第一項に係る部分及び

改正規定、同法第六十八條第一項の改正規定、同法第六十八條の百第一項の改正規定及び同法第六十八條の百八第一項の改正規定並びに附則第八十五條、第八十八條第三項、第九十二條、第九十九條、第一百七一條、第二百二十三條、第四百二十三條及び第四百七十七條の規定  
六 次に掲げる規定 会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日  
イ及びロ 略

ハ 第十三条中租税特別措置法第五条の二第一項の改正規定、同法第八条の二第二項第二号の改正規定、同法第八条の五の改正規定、同法第九条第一項第七号の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九條の三第一項第一号の改正規定、同法第二十九條の二の改正規定（同条に三項を加える部分を除く。）、同法第三十二條第二項第一号の改正規定、同法第三十七條の十の改正規定（同条第三項第四号を削る部分、同項第五号を同項第四号とする部分、同項第六号に係る部分及び同号を同項第五号とする部分を除く。）、同法第三十七條の十一第一項の改正規定（同項第三号に係る部分を除く。）、同法第三十七條の十一の二第二項第三号の改正規定、同法第三十七條の十四の二第一項の改正規定 同法第三十七條の十五第一項第一号の改正規定、同法第四十條の四第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第四十條の五第一項の改正規定（同項第二号中「第二條第二項第二十一号」を「第二條第二項第二十号」に改める部分を除く。）、同法第四十條の八第一項の改正規定（同項第三号中「第二條第二項第二十号」を「第二條第二項第二十号」に改める部分を除く。）、同法第四十條の十一第一項の改正規定（同項第三号中「第二條第二項第二十号」を「第二條第二項第二十号」に改める部分を除く。）、同法第五十五條の五の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十五條の六の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十六

条第一項の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十七條の三第一項の改正規定、同法第五十七條の四第一項の改正規定、同法第五十七條の五第一項の改正規定（同項第二号の次に一号を加える部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同法第五十七條の六の改正規定、同法第五十七條の八の改正規定、同法第五十七條の九第一項の改正規定、同法第五十八條の改正規定、同法第六十一條の改正規定、同法第六十一條の四第一項の改正規定（「資本金の額又は出資金の額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める部分に限る。）、同法第六十二條の三第二項第一号の改正規定、同法第六十三條第三項第十号の改正規定、同法第六十四條第一項の改正規定、同法第六十四條の二第一項の改正規定 同条第七項の改正規定、同法第六十五條の七第一項の改正規定（、「当該事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（確定した決算において利益又は」を「当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の八第一項の改正規定（「特別勘定として」を「特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む）」により「に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「終了の時ににおいて」を「の確定した決算」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の十一第一項の改正規定、同法第六十五條の十二第一項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十五條の十三第一項の改正規定、同法第六十五條の十四第一項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十五條の十五第一項の改正規定、同法第六十六條の四第三項の改正規定、同法第六十六條の六第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十六條の八第一項の改正規定、同法第六十六條の九の四第一項第三号の改正規定、同法第六十六條の

十一の二第二項の改正規定、同法第六十七條の四の改正規定、同法第六十七條の五第一項の改正規定（「第六十七條の五第一項」を「第六十七條の六第一項」に改める部分を除く。）、同法第六十七條の十四第一項の改正規定、同条第九項を削る改正規定、同法第六十七條の十五第一項の改正規定、同法第六十八條の三の二第一項の改正規定、同法第六十八條の三の三第一項第一号イの改正規定、同条第四項の改正規定、同法第六十八條の三の四第四項の改正規定、同法第六十八條の三の五第一項の改正規定（「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」の下に「（平成十二年法律第九十七号）を加える部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同法第六十八條の三の七第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十八條の三の九第一項の改正規定、同法第六十八條の三の十三第一項第三号の改正規定、同法第六十八條の四十一の改正規定、同法第六十八條の四十三の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十六の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十四の改正規定（同条第一項中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十八第一項の改正規定、同法第六十八條の五十の改正規定、同法第六十八條の五十三第一項の改正規定、同法第六十八條の五十四第一項の改正規定、同法第六十八條の五十五第一項の改正規定（「第一号」の下に「又は第一号の二」を加える部分及び同項第一号の次に一号を加える部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同法第六十八條の五十六の改正規定、同法第六十八條の五十七の改正規定、同法第六十八條の五十八第一項の改正規定、同法第六十九條の改正規定、同法第六十八條の五十九第一項の改正規定、同法第六十八條の

六十一の改正規定、同法第六十八條の六十四の改正規定、同法第六十八條の六十五第一項の改正規定、同法第六十八條の六十六第一項の改正規定（「資本金の額又は出資金の額」を「資本金の額又は出資金の額」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の六十八第二項第一号ハを削る改正規定、同法第六十八條の六十九第三項第十号の改正規定、同法第六十八條の七十第一項の改正規定、同法第六十八條の七十一第一項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第六十八條の七十八第一項の改正規定（、「当該連結事業年度終了の時ににおいて」を削り、「損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十九第一項の改正規定（平成十八年三月三十一日）を「平成二十三年三月三十一日」に、「第十九号」を「第二十一号」に、「第二十一号」を「第二十八号」に改める部分を除く。）、同条第八項の改正規定（「第二十一号」を「第十八号」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の八十二第一項の改正規定、同法第六十八條の八十三第一項の改正規定、同条第九項の改正規定、同法第六十八條の八十四第一項の改正規定、同法第六十八條の八十五第一項の改正規定、同法第六十八條の八十八第三項の改正規定、同法第六十八條の九十第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十八條の九十二第一項の改正規定、同法第六十八條の九十三の四第一項第三号の改正規定、同法第六十八條の九十六第一項の改正規定、同法第六十八條の百二第二項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第十項の改正規定、同法第六十八條の百六第三項を削る改正規定、同法第六十九條の四第三項第四号の改正規定、同法第六十九條の五の改正規定（同条第十四項を同条第十五項とする部分及び同条第十

三項の次に一項を加える部分を除く。)、同法第七十一条の二の改正規定、同法第八十条の改正規定(平成十八年三月三十一日)を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分、同条第一号から第三号までの規定中「千分の三・五」を「千分の五」に改める部分、同条第四号に係る部分、同条第五号中「千分の一」を「千分の三」に改める部分、同条に一項を加える部分及び同条を同法第七十九条とする部分を除く。)、同法第八十条の二の改正規定(同条第一項第四号に係る部分及び同条を同法第八十条とする部分を除く。)、同法第八十条の三の改正規定(「第八号」を「第十号」に改める部分及び同条を同法第八十条の二とする部分を除く。)、同法第八十一条の改正規定(同条第四項中「又は有会社」を削る部分、同条第二項中「又は有会社」を削る部分及び同条第二項中「又は有会社」を削る部分に限定する。)、同法第八十二条の改正規定(平成十八年三月三十一日)を「平成二十年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第八十三条の三第一項第一号の改正規定、同法第八十四条の五の改正規定(別表第一第十九号(一)カ)を「別表第一第二十四号(一)カ」に改める部分を除く。)、並びに同法第九十一条の四の改正規定並びに附則第七十七条、第七十八条、第八十一条第一項及び第二項、第九十条第一項から第六項まで及び第九項、第九十一条、第九十二条第二項、第九十四条、第九十五条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零八条、第一百零九条第一項、第二項、第十項、第十四項、第十六項、第十八項及び第二十項、第一百零五条、第一百零六条、第一百零八条、第一百零九条第三項、第二百一十一条第一項及び第二項、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十四条、第二百三十五条第一項、第二百三十六條、第二百三十八条第一項、第二項、第十項、第十四項、第十六項、第十八項及び第二十項、第二百四十一条、第二百四十二条並びに第二百四十四条の規定

七 八 次に掲げる規定 道路運送法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十号) 附則 第一条第二号に定める日

イ 略  
九 第十三条中租税特別措置法第九十条の十の改正規定  
一 第一項の改正規定  
二 第三十七條の九の三を「第三十七條の九の四」に改める部分及び「第六十八條の八十五の二」を「第六十八條の八十五の三」に改める部分に限定する。)、同法第三十一条の二第四項の改正規定、同法第三十一条の三第一項の改正規定、同法第三十一条の三第二項の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第三十六条の二第一項の改正規定、同法第三十七条の九の三を「第三十七條の九の四」に改める部分に限定する。)、同法第二章第四節第八款中第三十七條の九の三の次に一條を加える改正規定、同法第六十二条の三第九項の改正規定(「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改める部分に限定する。)、同法第六十五条の三第一項の改正規定、同法第六十五条の四第一項の改正規定(「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改める部分に限定する。)、同法第六十五条の五第一項の改正規定、同法第六十六条及び第六十六条の二の改正規定、同法第六十六条の六十八條の九の二の改正規定(「第六十六条の八十五の二」を「第六十八條の八十五の三」に改める部分に限定する。)、同法第六十六条の七十四第一項の改正規定、同法第六十六条の七十五第一項及び第六十六条の七十六第一項の改正規定並びに同法第三章第十九節第四款中第六十八條の八十五の二の次に一條を加える改正規定並びに附則第八十九条第一項、第一百二十二條第二項及び第三百三十八條第二十一項の規定 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十五号)の施行の日

十 第十三条中租税特別措置法第十四条の改正規定、同法第三十三条の三第一項の改正規定、同法第三十四条の二第二項の改正規定(同項第十二号口を削る部分、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする部分及び同項第十三号に係る部分を除く。)、同法第三十七条の五第一項の表の改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第六十五条第一項の改正規定、同法第六十五条の四第一項の改正規定(「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改

める部分、同項第十二号口を削る部分、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとする部分及び同項第十三号に係る部分を除く。)、及び同法第六十八条の三十四の改正規定並びに附則第八十三条第十項及び第十一項、第八十九条第一項、第二項、第四項、第六項及び第十項、第一百七七条第十二項及び第十三項、第一百零二条第四項、第五項、第七項及び第九項、第一百三十三條第十二項及び第十三項並びに第三百三十八條第四項、第五項、第七項及び第九項の規定 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第五十四号)の施行の日

十一 第十三条中租税特別措置法第五十七條の五第一項の改正規定(同項第二号の次に一號を加える部分に限定する。)、同条第十二項の改正規定、同法第六十八條の五十五第一項の改正規定(「第二号」の下に「又は第一号の二」を加える部分及び同項第一号の次に一號を加える部分に限定する。)、及び同条第十三項の改正規定並びに附則第九九條第七項及び第三百三十五條第七項の規定 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の施行の日

十二 第十三条中租税特別措置法第八十二条の次に二條を加える改正規定(第八十二条の三に係る部分に限定する。)、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八号)の施行の日  
(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)  
第七十六條 第十三条の規定による改正後の租税特別措置法(以下附則第一百五十五條までにおいて「新租税特別措置法」という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十八年分以後の所得税については、なお従前の例による。)  
確定申告を要しない配当所得に関する経過措置  
第七十七條 新租税特別措置法第八條の五第一項及び第三項の規定は、個人が支払を受けるべき同条第一項第一号及び第二号に規定する配当等及び当該配当等の支払に係る同項第一号及び第二号の基準日が会社法施行日以後であるものについて適用し、個人が支払を受けるべき第十三条の規定による改正前の租税特別措置法(以下附則第一百五十一條までにおいて「旧租税特別措置法」という。第八條の五第一項第一号及び第二号に規定する配当等当該配当等の支払に係る基準日が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。)  
(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置)  
第七十八條 新租税特別措置法第九條の三第一項の規定は、個人又は法人が支払を受けるべき同項第一号に規定する配当等当該配当等の支払に係る同号の基準日が会社法施行日以後であるものについて適用し、個人又は法人が支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一項第一号に規定する配当等当該配当等の支払に係る基準日が会社法施行日前であるものについては、なお従前の例による。  
(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)  
第七十九條 新租税特別措置法第十條の規定は、平成十九年以後の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第七項第一号に規定する試験研究費の額及び同項第三号に規定する特別試験研究費の額について適用し、平成十八年以前の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される旧租税特別措置法第十條第八項第一号に規定する試験研究費の額、同項第四号に規定する特別試験研究費の額及び同項第六号に規定する特別共同試験研究費の額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十條第三項又は第五項に規定する個人のこれらの規定の適用を受けようとする年又はその年の前年の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額のうち、旧租税特別措置法第十一條の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として必要経費に算入された金額がある場合における新租税特別措置法第十條第三項又は第五項の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(中小企業者が機械等を取付した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)  
第八十條 新租税特別措置法第十條の三の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得若し

くは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十  
条の三第一項各号に掲げる減価償却資産につ  
ては、なお従前の例による。

(情報基盤強化設備等)を取得した場合等の特別  
償却又は所得税額の特別控除に関する経過措  
置)

**第八十一条** 新租税特別措置法第十条の六の規定  
は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は  
賃借をする同条第一項に規定する情報基盤強化  
設備等について適用する。

(情報通信機器等)を取得した場合等の特別償却  
又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第八十二条** 個人が施行日前に取得若しくは製作  
又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の六第  
一項に規定する情報通信機器等を同項に規定す  
る事業の用に供した場合における所得税につ  
ては、同条の規定は、なおその効力を有する。  
この場合において、同条第五項中「第三項又は  
前項」とあるのは「第三項若しくは前項」と、  
「控除される金額がある場合には、当該金額」  
とあるのは「控除される金額がある場合又は所  
得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八  
年法律第十号)第十三条の規定による改正後の  
租税特別措置法第十条の六第三項若しくは第四  
項の規定によりその年分の総所得金額に係る所  
得税の額から控除される金額がある場合には、  
これらの金額」と、同条第十項中「租税特別措  
置法第十条の六第三項」とあるのは「所得税法  
等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律  
第十号)附則第八十二条の規定によりなおその  
効力を有するものとされる同法第十三条の規定  
による改正前の租税特別措置法第十条の六第三  
項」と、同条第十四項第二号中「租税特別措  
置法第十条の六第十一項」とあるのは「所得税法  
等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律  
第十号)附則第八十二条の規定によりなおその  
効力を有するものとされる同法第十三条の規定  
による改正前の租税特別措置法第十条の六第十  
一項」とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

**第八十三条** 新租税特別措置法第十一条第一項  
(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定  
は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作  
若しくは建設をいう。以下この条において同  
じ。)をする同号の中欄に掲げる減価償却資産  
について適用し、個人が施行日前に取得等をし  
た旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第一  
号の中欄に掲げる減価償却資産については、な  
お従前の例による。

2 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措  
置法第十一条第一項の表の第二号の中欄に掲  
げる減価償却資産については、なお従前の例に  
よる。

3 新租税特別措置法第十一条の二第一項(同項  
の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、  
個人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄  
に掲げる減価償却資産について適用する。

4 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税  
特別措置法第十一条の三第一項に規定する開発  
研究用設備については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十一条の四第一項の規定  
は、個人が平成十八年六月一日以後に取得等  
をする同項の表の第一号の中欄に掲げる減価償  
却資産について適用し、個人が同日以前に取得  
等をした旧租税特別措置法第十一条の六第一項  
の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産につ  
いては、なお従前の例による。

6 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措  
置法第十一条の七第一項の表の第二号の中欄に  
掲げる減価償却資産については、なお従前の例  
による。

7 新租税特別措置法第十一条の七第一項の規定  
は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規  
定する再商品化設備等について適用し、個人が  
施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十  
一条の九第一項に規定する再商品化設備等につ  
いては、なお従前の例による。

8 旧租税特別措置法第十三条の三第一項第三号  
に規定する共同改善計画につき同号の認定を施  
行日前に受けた個人が有する同号に定める減価  
償却資産については、同条(同号に係る部分に  
限る。)の規定は、なおその効力を有する。

9 旧租税特別措置法第十三条の四第一項に規定  
する改善計画につき同項の認定を施行日前に受  
けた個人が有する同項に規定する漁船について  
は、同条の規定は、なおその効力を有する。

10 新租税特別措置法第十四条(第一項に係る部  
分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第十  
号に定める日以後に取得又は新築をする同項に  
規定する中心市街地優良賃貸住宅について適用  
する。

11 個人が平成十八年三月三十一日以前に取得又  
は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項  
に規定する特定優良賃貸住宅については、同条

(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその  
効力を有する。

(個人の準備金に関する経過措置)

**第八十四条** 施行日前に旧租税特別措置法第二十  
条の二第二項第二号ロに規定する政令で定める  
ところにより委託している信託財産に係る信託  
の契約を締結している同条第一項の表の第二号  
の上欄に掲げる個人の平成十八年以後の各年分  
の事業所得の金額の計算については、同条の規  
定は、なおその効力を有する。この場合におい  
て、同項中「平成十九年三月三十一日」とある  
のは、「同表の第二号の中欄に規定する廃棄物  
の最終処分の日」とする。

(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に  
関する経過措置)

**第八十五条** 新租税特別措置法第二十五条第二項  
の規定は、平成十九年分以後の所得税について  
適用し、平成十八年分以前の所得税について  
は、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する  
経過措置)

**第八十六条** 新租税特別措置法第二十六条(第二  
項第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規  
定は、施行日以後に行われる同項に規定する社  
会保険診療について適用し、施行日前に行われ  
た旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定す  
る社会保険診療については、なお従前の例によ  
る。

2 新租税特別措置法第二十六条(第二項第六号  
に係る部分に限る。)の規定は、平成十八年十  
月一日以後に行われる同項に規定する社会保険  
診療について適用し、同日以前に行われた旧租  
税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保  
険診療については、なお従前の例による。

(中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の  
必要経費算入の特例に関する経過措置)

**第八十七条** 新租税特別措置法第二十八条の二  
の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若  
しくは建設をする同条第一項に規定する少額減  
価償却資産について適用し、個人が施行日前に取  
得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置  
法第二十八条の二第一項に規定する少額減価償  
却資産については、なお従前の例による。

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使  
に関する経過措置)

2 執行役である旧租税特別措置法第二十九条の  
二第一項に規定する個人が、会社法施行日前に  
行われた同項に規定する付与決議に基づき締結  
された契約(同項各号に掲げる要件が定められ  
ているものに限る。)により与えられる同項に  
規定する新株予約権(以下この項において「旧  
新株予約権」という。)につき、その者が会社  
法施行日前に当該契約に従って当該旧新株予約  
権の行使をしたもの以外の旧新株予約権は新租  
税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する  
特定新株予約権等とみなして、同条の規定を適  
用する。この場合において、同条第五項中「そ  
の付与をした日の属する年の翌年一月三十一  
日」とあるのは、「平成十九年一月三十一日」  
とする。

3 新租税特別措置法第二十九条の二第九項から  
第十一項までの規定は、平成十九年一月一日以  
後に同条第九項の規定による質問又は検査をす  
る場合について適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措  
置)

**第八十九条** 新租税特別措置法第三十三条の三第  
一項の規定は、個人が附則第一条第十号に定め  
る日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に  
ついて適用し、個人が同日以前に行った旧租税特  
別措置法第三十三条の三第一項に規定する土地  
等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第九  
号の規定は、個人が附則第一条第十号に定める  
日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二  
第一項に規定する土地等の譲渡について適用  
し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第  
三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡に  
ついては、なお従前の例による。

3 個人が有する旧租税特別措置法第三十四条の二  
第二項に規定する土地等が、施行日前に同条  
第二項第十二号に規定する法人に同号(ロに係

る部分に限る。)の事業の用に供するために買  
い取られた場合については、なお従前の例によ  
る。

4 新租税特別措置法第三十四条の第二項第十  
二号(ロに係る部分に限る。)の規定は、個人  
が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租  
税特別措置法第三十四条の第二項に規定する  
土地等の譲渡について適用し、個人が同日前  
に行った旧租税特別措置法第三十四条の第二項  
に規定する土地等の譲渡については、なお従前  
の例による。

5 新租税特別措置法第三十四条の第二項第十  
三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第  
一項に規定する土地等の譲渡について適用し、  
個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三  
十四条の第二項に規定する土地等の譲渡につ  
いては、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十四条の第二項第十  
九号の規定は、個人が附則第一条第十号に定め  
る日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の  
第二項に規定する土地等の譲渡について適用  
し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第  
三十四条の第二項に規定する土地等の譲渡及  
び当該土地等のうち中心市街地における市街地  
の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に  
関する法律の一部を改正する等の法律附則第三  
条の規定によりなお従前の例によることとされ  
る保留地の特例に係る同法第一条の規定による  
改正前の中心市街地における市街地の整備改善  
及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律  
(平成十年法律第九十二号)第七号第一項に規  
定する保留地に対応する部分の同日以後に行う  
譲渡については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十七条(第一項の表の  
第九号の上欄に係る部分に限る。)の規定は、  
個人が施行日以後に行う同欄に掲げる資産の譲  
渡について適用し、個人が施行日前に行った旧  
租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号  
の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従  
前の例による。

8 個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第  
三十七号第一項の表の第十六号又は第十七号の  
上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前  
の例による。

9 新租税特別措置法第三十七条(第一項の表の  
第十七号の下欄に係る部分に限る。)の規定は、  
個人が施行日以後に取得をする同欄に掲げる資  
産について適用し、個人が施行日前に取得をし  
た旧租税特別措置法第三十七号第一項の表の第  
二十三号の下欄に掲げる資産については、なお  
従前の例による。

10 新租税特別措置法第三十七号の五の規定は、  
個人が附則第一条第十号に定める日以後に行う  
新租税特別措置法第三十七号の五第一項に規定  
する譲渡資産に該当する資産の譲渡について適  
用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法  
第三十七号の五第一項に規定する譲渡資産に該  
当する資産の譲渡については、なお従前の例に  
よる。

11 新租税特別措置法第三十七号の九の四の規定  
は、個人が附則第一条第九号に定める日以後に  
行う新租税特別措置法第三十七号の九の四第一  
項に規定する所有隣接土地等の交換について適  
用する。  
(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関す  
る経過措置)

第九十条 新租税特別措置法第三十七号の第十  
二項の規定は、個人が会社法施行日以後に行う同  
項に規定する株式等の同条第一項の譲渡による  
所得について適用し、個人が会社法施行日前に  
行った旧租税特別措置法第三十七号の第十二項  
に規定する株式等の同条第一項の譲渡による所  
得については、なお従前の例による。

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関す  
る法律(以下この項において「会社法関係整備  
法」という。)第九十八号第二項又は第二百十  
四号第二項の規定の適用がある場合における新  
租税特別措置法第三十七号の第十二項(第一号  
及び第四号に係る部分に限る。)の規定の適用  
については、同項第一号に規定する株式には、  
会社法関係整備法第九十八号第二項の規定によ  
りなお従前の例によることとされた新株の引受  
権を含むものとし、新租税特別措置法第三十七  
号の第十二項第四号に規定する優先出資には、  
会社法関係整備法第二百四号第二項の規定に  
よりなお従前の例によることとされた優先出資  
を引き受けることができる権利を含むものとす  
る。

3 新租税特別措置法第三十七号の第十三項第一  
号(新租税特別措置法第三十七号の第十二項第  
四号において準用する場合を含む。)の規定は、個  
人が同号に規定する合併により交付を受ける、同  
号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価  
額の合計額で当該合併が会社法施行日以後であ  
るものについて適用し、個人が旧租税特別措  
置法第三十七号の第十三項第一号(旧租税特別措  
置法第三十七号の第十二項第四号において準用す  
る場合を含む。)に規定する合併により交付を受  
ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資  
産の価額の合計額で当該合併が会社法施行日前  
であるものについては、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七号の第十三項第二  
号(新租税特別措置法第三十七号の第十二項第  
四号において準用する場合を含む。)の規定は、個  
人が同号に規定する分割により交付を受ける、同  
号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価  
額の合計額で当該分割が会社法施行日以後であ  
るものについて適用し、個人が旧租税特別措  
置法第三十七号の第十三項第二号(旧租税特別措  
置法第三十七号の第十二項第四号において準用す  
る場合を含む。)に規定する分割により交付を受  
ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資  
産の価額の合計額で当該分割が会社法施行日前  
であるものについては、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第三十七号の第十三項第三  
号(新租税特別措置法第三十七号の第十二項第  
四号において準用する場合を含む。)の規定は、次  
項に定めるものを除き、個人が同号に規定する  
資本の払戻しにより交付を受ける同号に規定す  
る金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額  
で当該資本の払戻しに係る基準日が会社法施行  
日以後であるものについて適用し、個人が旧租  
税特別措置法第三十七号の第十三項第三号(旧  
租税特別措置法第三十七号の第十二項第四号に  
おいて準用する場合を含む。)に規定する資本又は  
出資の減少により交付を受ける同号に規定する  
金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で  
当該資本又は出資の減少に係る基準日が会社法  
施行日以前であるものについては、なお従前の例  
による。

6 会社法第四百五十四号第一項若しくは第五項  
の決議又は同法第四百五十九号第一項の規定に  
よる定款の定めがある場合における取締役会の  
決議による新租税特別措置法第三十七号の第十  
三項第三号(新租税特別措置法第三十七号の第十  
三項第四号において準用する場合を含む。)以下  
の項において同じ。)に規定する資本の払戻し  
により個人が交付を受ける同号に規定する金銭  
の額及び金銭以外の資産の価額の合計額につ  
いては、当該資本の払戻しに係る基準日が会社法  
施行日以前であるものであっても、新租税特別措  
置法第三十七号の第十三項の規定を適用する。

7 個人が旧租税特別措置法第三十七号の第十三  
項第四号(旧租税特別措置法第三十七号の第十二  
項第四号において準用する場合を含む。)に規定  
する株式の消却により交付を受ける同号に規定  
する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計  
額で当該株式の消却が施行日以前であるものにつ  
いては、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七号の第十三項第五  
号(新租税特別措置法第三十七号の第十二項第  
四号において準用する場合を含む。)の規定は、個  
人が同号に規定する事由により交付を受ける同  
号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価  
額の合計額で当該事由が施行日以後であるもの  
について適用し、個人が旧租税特別措置法第三  
十七号の第十三項第六号(旧租税特別措置法第三  
十七号の第十二項第四号において準用する場合を  
含む。)に規定する持分の払戻しにより交付を  
受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の  
資産の価額の合計額で当該持分の払戻しが施行  
日以前であるものについては、なお従前の例によ  
る。

9 新租税特別措置法第三十七号の第十三項第六  
号(新租税特別措置法第三十七号の第十二項第  
四号において準用する場合を含む。)の規定は、個  
人が同号に規定する組織変更により交付を受け  
る同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産  
の価額の合計額で当該組織変更が会社法施行日  
以後であるものについて適用する。  
(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲  
渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第九十一条 新租税特別措置法第三十七号の第十  
一第一項の規定は、個人が会社法施行日以後に行  
う同項の上場株式等の譲渡について適用し、個  
人が会社法施行日以前に行った旧租税特別措置法  
第三十七号の第十一第一項の上場株式等の譲渡に  
ついては、なお従前の例による。  
(報告書に関する経過措置)

第九十二条 新租税特別措置法第三十七号の第十  
一第三項及び第九項の規定は、平成十九年一  
月一日以後に交付する同条第七項の報告書につ  
いて適用する。  
(株式交換又は株式移転に係る課税の特例に関  
する経過措置)

第九十三条 個人が平成十八年十月一日前に行っ  
た旧租税特別措置法第三十七号の第十四第一項に  
規定する特定子会社株式の同項の移転による譲  
渡については、なお従前の例による。

第九十四条 個人が平成十八年十月一日前に行っ  
た旧租税特別措置法第三十七号の第十四第一項に  
規定する特定子会社株式の同項の移転による譲  
渡については、なお従前の例による。



2 個人が会社法施行日から平成十八年九月三十日までの間に行う旧租税特別措置法第三十七條の十四第一項に規定する特定子会社株式の同項の移転に係る同條の規定の適用については、同項中「商法第三百五十二條第一項の株式交換又は同法第三百六十四條第一項の株式移転」とあるのは「株式交換又は株式移転」と、「同法第三百五十二條第一項の完全子会社」とあるのは「同法第三百六十八條第一項第一号に規定する株式交換完全子会社又は同法第七百七十三條第一号に規定する株式移転設立完全親会社」と、「商法第三百五十二條第二項又は第三百六十四條第二項」とあるのは「同法第七百六十九條第三項又は第七百七十四條第二項」とする。

（特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）  
**第九十四條** 新租税特別措置法第三十七條の十四第一項の規定は、個人が会社法施行日以後に行う同項の特定上場株式等の譲渡について適用し、個人が会社法施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七條の十四の二第一項の特定上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（公社債等の譲渡等による所得の課税の特例に関する経過措置）  
**第九十五條** 新租税特別措置法第三十七條の十五（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、会社法施行日以後に行われる同号に規定する公社債等の同号に規定する譲渡について適用し、会社法施行日前に行われた旧租税特別措置法第三十七條の十五第一項第一号に規定する公社債等の譲渡については、なお従前の例による。

（居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入に関する経過措置）  
**第九十七條** 新租税特別措置法第四十條の四第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払

に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第四十條の四第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の五第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第四十條の五第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（居住者に係る特定外国信託の留保金額の総収入金額算入に関する経過措置）  
**第九十八條** 新租税特別措置法第四十條の八第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第四十條の八第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例に関する経過措置）  
**第九十九條** 平成十八年十二月三十一日以前に支払うべき所得税法第八十三條第一項に規定する給与等について旧租税特別措置法第四十一條の十六第四項の規定により読み替えられた第十四條の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律別表第一から別表第三までを適用する場合における当該給与等については、なお従前の例による。

（所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整に関する経過措置）  
**第一百條** 平成十八年分の所得税につき新租税特別措置法第三條の三第四項後段、第八條の三第四項第一号、第九條、第十條、第十條の二第三項若しくは第四項、第十條の三第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十條の四第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十條の五第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十條の六第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十條の七、第二十五條、第二十八條の四、第二、第三章第四節第二款から第八款まで、第三十七條の

十から第三十七條の十三の三まで、第三十九條、第四十條の二第二項、同章第五節、第四十一條の七第二項又は第四十一條の十四から第四十一條の十九の二までの規定の適用がある個人については、旧租税特別措置法第四十二條の三の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第三十七條の十四」とあるのは「第三十七條の十三の三」と、「第四十一條の十九」とあるのは「第四十一條の十九の二」と、「所得税等負担軽減措置法第六條」とあるのは「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下この条において「所得税等負担軽減措置法」という。）第六條」とする。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）  
**第一百一條** 附則第七十九條から第八十二條まで、第八十九條から第九十一條まで又は第九十三條の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第七十九條から第八十二條まで、第八十九條から第九十一條まで及び第九十三條の規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）  
**第一百二條** 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第九十九條までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法又は当該連結親法による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法又は当該連結親法による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
**第一百三條** 新租税特別措置法第四十二條の四第三項又は第七項に規定する法人のこれらの規定の

適用を受けようとする事業年度又は当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される新租税特別措置法第六十八條の九第一項に規定する試験研究費の額）のうち、旧租税特別措置法第四十四條の三第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合における新租税特別措置法第四十二條の四第三項又は第七項の規定の施行に必要経過措置は、政令で定める。

（中小企業者が機械等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
**第一百四條** 新租税特別措置法第四十二條の六の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項各号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二條の六第一項各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（情報基盤強化設備等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
**第一百五條** 新租税特別措置法第四十二條の十一の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する情報基盤強化設備等について適用する。

（情報通信機器等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
**第一百六條** 法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二條の十一第一項に規定する情報通信機器等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす。

第八項	
前項	第六項又は第六項若しくは前項
控除される金額がある	控除される金額がある場合又は所得税法等の一部

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
**第一百三條** 新租税特別措置法第四十二條の四第三項又は第七項に規定する法人のこれらの規定の



ては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日

第六十八條の第三十四第一項

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第三百三十三條第十号）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四第一項

〔準備金方式による特別償却に関する経過措置〕

第九百八條 新租税特別措置法第五十二條の三の規定は、同条第一項から第三項までに規定する法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第五十二條の三第一項から第三項までに規定する法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）

第九百九條 新租税特別措置法第五十五條第一項、第五十五條の五第一項、第五十七條の七第一項、第五十七條の七第二項（第二号の二に係る部分を除く。）、第五十七條の六第一項、第五十七條の八第一項並びに第五十八條第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第五十五條第一項、第五十五條の五第一項、第五十七條の七第一項、第五十七條の八第一項並びに第五十八條第一項及び第二項に規定する法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十五條の六の規定は、同条第一項の表の上欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第五十五條の六第一項の表の第一号又は第三号の上欄に掲げる法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第五十五條の六第一項の表の上欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度であつて、会社法施行日前に終了する事業年度の同項の規定の適用については、同項中

「損金経理の方法」とあるのは「損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」と、「積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」とあるのは「積み立てたとき」とする。

4 施行日前に旧租税特別措置法第五十五條の六第二項第二号ロに規定する政令で定めるところにより委託している信託財産に係る信託の契約を締結している同条第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（次項において「信託契約締結法人」という。）の施行日以後に終了する事業年度（会社法施行日前に終了する事業年度に限る。）の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第 一 項	平成十九年三月三十一日	同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分の終了の日（第九項において「廃棄物最終処分終了の日」という。）
第 三 項	第六十八條の四十五第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第三百三十五條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八條の四十五第一項
第 四 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 七 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項

第 九 項	平成十九年三月三十一日	廃棄物最終処分終了の日
第 十 一 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 二 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 三 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 四 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 五 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 六 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 七 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 八 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 九 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項

第 一 項	平成十九年三月三十一日	同表の第二号の中欄に規定する廃棄物の最終処分
第 二 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 三 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 四 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 五 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 六 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 七 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 八 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 九 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 一 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 二 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 三 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 四 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 五 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 六 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 七 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 八 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 九 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
第 十 十 項	第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項

5 信託契約締結法人の施行日以後に終了する事業年度（会社法施行日以後に終了する事業年度に限る。）の所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第五十五條の六の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。







九 第 一 項	第三百五十 二条第一項 の完全親会 社	第七百六十七條に規定 する株式交換完全親会 社又は同法第七百七十 三条第一項第一号に規 定する株式移転設立完 全親会社
第十 一 項	第九十二條 の八第一項 の株式移転 の株式移転	第九十六條の八第一項 に規定する組織変更株 式移転
第十 二 項	商法第三百 五十二條第 一項の完全 子会社	会社法第七百七十三條 第一項第五号に規定す る株式移転完全子会社
第十 三 項	同項の完全 親会社	同項第一号に規定する 株式移転設立完全親会 社

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

**第二百二十二条** 新租税特別措置法第六十七條の十の五の規定は、同条第一項に規定する投資法人の会社法施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七條の十五第一項に規定する投資法人の会社法施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の協同組合等の法人税率の特例に関する経過措置）

**第二百二十三條** 新租税特別措置法第六十八條第一項の規定は、同項に規定する協同組合等の平成十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八條第一項に規定する協同組合等の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例に関する経過措置）

**第二百二十四條** 新租税特別措置法第六十八條の三の二第一項の規定は、法人が会社法施行日以後に行う分割について適用し、法人が会社法施行日前に行つた分割については、なお従前の例による。

（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

**第二百五條** 新租税特別措置法第六十八條の三の五第六項の規定は、特定信託の施行日以後に開始する計算期間の所得の金額又は欠損金額について法人税法第二条第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十四号に規定する決定（以下この条において「決定」という。）をする場合について適用し、特定信託の施行日前に開始した計算期間の所得の金額又は欠損金額について更正又は決定をする場合については、なお従前の例による。

（特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

**第二百二十六條** 新租税特別措置法第六十八條の三の六の規定は、特定信託の受託者である法人の施行日以後に終了する計算期間分の法人税について適用し、特定信託の受託者である法人の施行日前に終了した計算期間分の法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特例に関する経過措置）

**第二百二十九條** 新租税特別措置法第六十八條の九の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度の法人税額第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第四百九十九條までにおいて同じ。）が施行日以後に開始する連結

ける同条の規定の適用については、同条第一項中「資金供与者等（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）に負債の利子等（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」と、「特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債」とあるのは、「特定国外受益者等及び資金供与者等に対する負債（政令で定める負債を除く。以下この条において同じ。）」とする。

（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入に関する経過措置）

**第二百二十七條** 新租税特別措置法第六十八條の三の七第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八條の三の七第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の三の九第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八條の三の九第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（特定信託に係る特定外国信託の留保金額の益金算入に関する経過措置）

**第二百二十八條** 新租税特別措置法第六十八條の三の十三第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項第三号に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八條の三の十三第一項第三号に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（連結親法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特例に関する経過措置）

**第二百二十九條** 新租税特別措置法第六十八條の九の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度の法人税額第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第四百九十九條までにおいて同じ。）が施行日以後に開始する連結

事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人若しくは当該連結親法人の新租税特別措置法第六十八條の九第三項若しくは第七項の規定の適用を受けようとする連結事業年度終了の時に当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（同条第一項に規定する試験研究費の額をいう。以下この項において同じ。）又は当該連結親法人若しくは当該連結親法人の同条第三項若しくは第七項に規定する前連結事業年度（以下この項において「前連結事業年度」という。）終了の時に当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額のうち、旧租税特別措置法第六十八條の二十の二第一項に規定する開発研究用設備の償却費として損金の額に算入された金額がある場合における新租税特別措置法第六十八條の九第三項又は第七項の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（中小連結法人が機械等を取扱った場合の特例の特例又は法人税額の特例に関する経過措置）

**第三十條** 新租税特別措置法第六十八條の十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十一第一項に規定する特定機械装置等及び同条第三項に規定する減価償却資産について、なお従前の例による。

（情報基盤強化設備等を取扱った場合の特例の特例又は法人税額の特例に関する経過措置）

**第三十一條** 新租税特別措置法第六十八條の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条

第一項に規定する情報基盤強化設備等について適用する。  
 (情報通信機器等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)  
**第百三十二条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十五第一項に規定する情報通信機器等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第 八 項	第 十 項
第六項又は前項 控除される金額がある場合には、当該金額	第四十二條の十一第六項又は第七項
第六項若しくは前項 控除される金額がある場合又は所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号。第十項において「平成十八年改正法」という。)第十三條の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第六十八條の十五第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額	平成十八年改正法附則第百六條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十八年改正法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」と

第 十 一 項	第 二 十 項	第 七 十 項	第 十 八 項
第四十二條の十一第二項 次項及び新租税特別措置法第六十八條の第九第十項第十一項 第六十八條の十四第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項 旧効力措置法第四十二條の十一第七項	前項、第六十八條の第九第十項第十一項 第六十八條の十四第六項及び第七項、第六十八條の十五第六項及び第七項 旧効力措置法第四十二條の十一第九項	第四十二條の十一第六項 旧効力措置法第四十二條の十一第六項 法人税法第二條第三十一号	又は租税特別措置法第六十八條の第十五第六項 旧効力措置法第四十二條の十一第八項

第 九 十 項	第 十 三 項
及び租税特別措置法第六十八條の十五第六項 「租税特別措置法第六十八條の十五第十項又は第十二項(以下「旧効力連結措置法」という。)第六十八條の十五第十一項又は第十二項(以下「旧効力連結措置法」という。)	及び旧効力連結措置法第六十八條の十五第六項 「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)附則第百三十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力連結措置法」という。)

- 取得等をする同號の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。
- 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の二十の二第一項に規定する開発研究用設備については、なお従前の例による。
- 新租税特別措置法第六十八條の二十三第一項(同項の表の第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年六月一日以後に取得等をする同表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十三第一項の表の第一号又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十四第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 新租税特別措置法第六十八條の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。
- 新租税特別措置法第六十八條の三十一第二項(同項の表の第五号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同號の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。
- 新租税特別措置法第六十八條の三十一第三項第三号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了した連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結親法人の減価償却に関する経過措置)  
**第百三十三條** 新租税特別措置法第六十八條の十六第一項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同號の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。



10 旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項第二号に規定する共同改善計画につき同号の規定を施行日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

11 旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項に規定する改善計画につき同項の規定を施行日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同項に規定する漁船については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 新租税特別措置法第六十八条の三十四（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する中心市街地優良賃貸住宅について適用する。

13 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する特定優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資	、現物出資法人又は現物分配
又は現物出資	、現物出資法人又は現物分配
又は適格分割	にあつては当該適格合併の日
型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日	の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。

第四十七条第一項 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百七条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項

（連結法人の準備金方式による特別償却に関する経過措置）

第三百三十四条 新租税特別措置法第六十八条の四十一の規定は、同条第一項から第三項までに規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項までに規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第三百三十五条 新租税特別措置法第六十八条の四十三第一項、第六十八条の四十四第一項、第六十八条の四十六第一項、第六十八条の五十一第一項、第六十八條の五十五第一項（第一号の二に係る部分を除く。）、第六十八條の五十六第一項、第六十八條の五十八第一項並びに第六十八條の六十一第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の四十三第一項、第六十八條の四十六第一項、第六十八條の五十一第一項、第六十八條の五十五第一項、第六十八條の五十六第一項及び第二項並びに第六十八條の五十八第一項及び第二項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の四十五の規定は、同条第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該

連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第一号又は第三号の上欄に掲げるものの施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度であつて、会社法施行日前に終了する連結事業年度の同項の規定の適用については、同項中「損金経理の方法」とあるのは「損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）」と、「積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）」とあるのは「積み立てたとき」とする。

4 施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の四十五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第二項第二号に規定する政令で定めるところにより委託している信託財産に係る信託の契約を締結しているもの（次項において「信託契約締結連結法人」という。）の施行日以後に終了する連結事業年度（会社法施行日前に終了する連結事業年度に限る。）の連結所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十五条の六第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第五十五条の六第一項	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項

第二項	第五十五条の六第一項	「廃棄物最終処分終了の日」という。）
第二項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第二項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
第三項	第五十五条の六第一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第三項	第五十五条の六第一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第四項	第五十五条の六第一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第五項	第五十五条の六第一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第六項	第五十五条の六第一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第七項	第五十五条の六第一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第八項	第五十五条の六第一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第九項	第五十五条の六第一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項
第十項	第五十五条の六第一項	「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百九条第四項の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項





法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第六十八條の七十五（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第十九号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡及び当該土地等のうち中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる保留地の特別に係る同法第一条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第七條第一項に規定する保留地に対応する部分の同日以後に行う譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項（同項の表以外の部分に限り、新租税特別措置法第六十八條の七十九第八項において準用する場合を含む。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第九号の上欄に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十五号又は第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

ある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十五号又は第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十八号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得をした旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第二十一号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第六十八條の七十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第六十八條の七十九第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

16 新租税特別措置法第六十八條の八十二第一項（新租税特別措置法第六十八條の八十三第九項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十八條の八十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第六十八條の八十三第十三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

よる連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

18 新租税特別措置法第六十八條の八十四第一項（新租税特別措置法第六十八條の八十五第九項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十八條の八十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

19 新租税特別措置法第六十八條の八十五第十三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年十月一日以後に行う同項に規定する非適格株式交換等について適用する。

20 新租税特別措置法第六十八條の八十五の第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

21 新租税特別措置法第六十八條の八十五の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の八十五の三第一項に規定する所有隣接土地等の交換に係る法人税について適用する。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）  
**第三百三十九條** 新租税特別措置法第六十八條の八十八第六項の規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額について法人税法第二條第四十三号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二條第四十四号に規定する決定（以下この条において「決定」という。）をする場合について適用し、連結法人の施行日以前に開始した連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額について更正又は決定をする場

合については、なお従前の例による。

（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例に関する経過措置）  
**第四百四條** 新租税特別措置法第六十八條の八十九の規定は、連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の施行日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結法人の施行日以前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項中「資金供与者等に負債の利子等」とあるのは「資金供与者等（政令で定める者を除く。以下この条において同じ。）に負債の利子等（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）と、「国外支配株主等及び資金供与者等」に対する負債」とあるのは「国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債（政令で定める負債を除く。以下この条において同じ。）」とする。

（連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入に関する経過措置）  
**第四百四十一條** 新租税特別措置法第六十八條の九十二第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配がある場合について適用し、会社法施行日以前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八條の九十二第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の九十二第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日以前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八條の九十二第一項に規定する利益の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

（連結法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入に関する経過措置）  
**第四百四十二條** 新租税特別措置法第六十八條の九十三の四第一項の規定は、会社法施行日以後の日をその支払に係る基準日とする同項第三号に規定する剰余金の配当等がある場合について適用し、会社法施行日以前の日をその支払に係る基準日とする旧租税特別措置法第六十八條の九十三の四第一項第三号に規定する利益の配当又は

剰余金の配当又は剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。

剰余金の分配がある場合については、なお従前の例による。  
(特定の医療法人である連結親法人の法人税率の特例に関する経過措置)

**第百四十三条** 新租税特別措置法第六十八条の百第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成十九年一月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(連結法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

**第百四十四条** 新租税特別措置法第六十八条の百第二項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び同条第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の会社法施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置)

**第百四十五条** 新租税特別措置法第六十八条の百二の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。  
(連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十八年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の百三の三第一項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。)

**第百四十六条** 連結法人が平成十八年十月一日以前に行った旧租税特別措置法第六十八条の百四第一項に規定する特定子会社株式の同項に規定する株式交換等による移転及び旧租税特別措置法第六十八条の百五第一項に規定する子会社株式等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。  
2 連結法人が施行日から平成十八年九月三十日までの間に行う旧租税特別措置法第六十八条の

百五第一項に規定する子会社株式等の譲渡に係る同条の規定の適用については、同条第四項中「第二条第十八号の二の規定の適用については同号イに規定する個別所得金額に、同法第八十一条の十三第二項及び第三項の規定の適用については」とあるのは「第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用については」と、それぞれ含まれる」とあるのは「含まれる」とする。  
(特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例に関する経過措置)

**第百四十七条** 新租税特別措置法第六十八条の百八第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成十九年一月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用に係る経過措置)

**第百四十八条** 新租税特別措置法第六十八条の百九第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用に係る経過措置)

**第百四十九条** 旧租税特別措置法第六十八条の百九第一項又は第二項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

**第百五十条** 新租税特別措置法第六十九条の四第八項及び第六十九条の五第十四項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により取得する財産(施行日以後に新相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があった場合において、新相続税法第二十一条の十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得するものとみなされる財産を含む。)に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産(施行日前に旧相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者の相続の開始があった場合において、旧相続税法第二十一条の

十六第一項の規定により同項に規定する相続により取得したものとみなされる財産を含む。)に係る相続税については、なお従前の例による。  
2 新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に同条第二十九項各号に掲げる場合に該当することとなる同条第一項の規定の適用を受ける贈与税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の四第二十九項各号に掲げる場合に該当することとなった同条第一項の規定の適用を受けていた贈与税については、なお従前の例による。  
3 新租税特別措置法第七十条の六(第三十三項に係る部分を除く。)の規定は、施行日以後に同条第三十五項各号に掲げる場合に該当することとなる同条第一項の規定の適用を受ける相続税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の六第三十五項各号に掲げる場合に該当することとなった同条第一項の規定の適用を受けていた相続税については、なお従前の例による。  
(登録免許税の特例に関する経過措置)

**第百五十一条** 個人又は法人が、施行日前に受け旧租税特別措置法第七十二条の規定による不動産に関する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
2 新租税特別措置法第七十八条の規定は、施行日以後にされる同条に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第七十八条に規定する農林漁業者に対する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
3 農林中央金庫又は旧租税特別措置法第七十八条の二第一項に規定する信用農業協同組合連合会が、施行日前に同項に規定する事業譲渡若しくは全部事業譲渡又は信用事業の全部を譲り受けたことにより不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
4 農業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第二項に規定する権利義務の承継を移した場における当該承継に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第七十八条の二第一項の規定は、施行日以後に漁業協同組合が同項に規定する権利義務の承継をする場合における当該承継に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第四項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
6 新租税特別措置法第七十八条の二第二項の規定は、施行日以後に漁業協同組合が同項に規定する合併をする場合において当該合併により取得する不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に漁業協同組合が旧租税特別措置法第七十八条の二第五項に規定する合併をした場合において当該合併により取得した不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
7 施行日前に、漁業を営む者が建造し、又は取得した旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船に係る所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
8 施行日前に、旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する海上運送事業者が建造し、又は取得した同項に規定する国際船舶に係る所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
9 新租税特別措置法第七十九条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する報告若しくは指示又は認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条に規定する報告若しくは指示又は認定に係る同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。  
10 施行日から会社法施行日の前日までの間における新租税特別措置法第七十九条の規定の適用については、同条第一項第四号中「資本金若しくは出資」とあるのは、「資本若しくは出資」とする。  
11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

11 新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る

同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 施行日から会社法施行日の前日までの間に於ける新租税特別措置法第八十条の規定の適用については、同条第一項第四号中「資本金若しくは出資金の額」とあるのは、「資本若しくは出資」とする。

13 新租税特別措置法第八十条の二の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14 施行日から会社法施行日の前日までの間に於ける新租税特別措置法第八十一条第一項、第二項及び第五項から第七項までの規定の適用については、これらの規定中「株式会社」とあるのは、「株式会社又は有限会社」とする。

15 施行日前に株式会社又は有限会社が新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第一項の表の各号の上欄に掲げる権利の取得をした場合における当該権利に係る登記又は登録に係る登録免許税については、同項及び同条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「新設分割」とあるのは「新設分割」と、「取得し」とあるのは「取得した場合には」と、「登記又は」とあるのは「受ける登記又は」と、「を受ける場合には、当該登記等に係る」とあるのは「に係る」と、同条第二項中「新設分割」とあるのは「新設分割」とする。

16 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十一条第一項の規定の適用がある場合における旧租税特別措置法第七十二条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「合併」とあるのは、「合併若しくは分割」とする。

17 施行日前に株式会社又は有限会社が新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第一項の表の各号の上欄に掲げる権利の取得をした場合において、施行日前に旧租税特別措

置法第八十条に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の三第一項に規定する認定があつたときは、当該権利に係る登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

18 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する事業区域内の土地の所有権の移転の登記、同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記又は同条第四項の認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

19 新租税特別措置法第八十三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得する同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

20 新租税特別措置法第八十三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

21 新租税特別措置法第八十三条の三第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(酒税の特例に関する経過措置)  
第百五十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十八年五月一日前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

2 平成十八年五月一日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(たばこ税の特例に関する一般的経過措置)  
第百五十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十三条の規定(租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定(平成十八年三月三十一日)を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。)を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。

(未納税移出等に係る経過措置)  
第百五十四条 平成十八年七月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項(同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。)については、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第三項又は第六項の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)  
第百五十五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成十八年七月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第三項の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
たばこ税法第十三条第	同法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項	同法第十一条第五項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税率法第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律の臨時特例に関する法律第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律の臨時特例に関する法律第八条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。)

(手持品課税)  
第百五十六条 平成十八年七月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で作られたたばこを販売するため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数(たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で作られたたばこを所持する場合には、その合計本数とする。が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

- 一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。)千本につき四百二十六円
  - 二 たばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこ 千本につき二百一十円
- 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所(た

ばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあつては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十八年七月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法第二條第二項に規定する製造たばこの区分をいう。）の数量  
二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額  
三 その他参考となるべき事項

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第九條第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第十七條第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書と併せて、これらに規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合において、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したものは同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五條第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売の

ため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けて廃棄した場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税関長の承認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五條第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しくは納付すべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六條第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六條の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に還付するたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻入れられた場合（当該製造たばこの製造場から移出されたたばこが、同法第十五條第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課され

た、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合  
8 たばこ税法第二十六條（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しななければならない者について準用する。  
9 第二項の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科す。  
（たばこ税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

第一百五十七條 第十三條の規定の施行前にした行為及び附則第一百五十三條の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第十三條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）

第二百一十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（その他の経過措置の政令への委任）

第二百十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
附則（平成一八年三月三十一日法律第一七号）抄

附則（平成一八年五月三十一日法律第四六号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
附則（平成一八年六月二日法律第八〇号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一八年六月二日法律第八三号）抄  
第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
一 第十條並びに附則第四條、第三十三條から第三十六條まで、第五十二條第一項及び第二項、第三百五條、第二百二十四條並びに第三百三十一條から第三百三十三條までの規定 公布の日（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三百十三條 前條の規定による改正後の租税特別措置法第二十六條の規定は、施行日以後に行われる同条第二項に規定する社会保険診療について適用し、施行日以前に行われた前條の規定による改正前の租税特別措置法第二十六條第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）

第三百三十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前にした行為は、当該各規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行前第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（処分、手続等に関する経過措置）

第三百三十二條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。  
2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていなければ、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていなければ、この法律の規定により手続がされていなければ、この法律の規定を適用する。

第一条（施行期日） この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一八年六月二二日法律第九一号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一八年一二月二二日法律第七一八号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十九年五月一日  
イ から 略

ホ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定(第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例(第四十条の七―第四十条の九)を「/」第二款 削除/第三款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第四十条の十一―第四十条の十二)を「/」に改める部分、第二款 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例(第六十六条の九の二―第六十六条の九の五)を「/」第二款 削除/第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第六十六条の九の六―第六十六条の九の九)を「/」に改める部分及び「第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例(第六十八条の九十三の二―第六十八条の九十三の五)を「/」第二款 削除/第三款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第六十八条の九十三の六―第六十八条の九十三の九)を「/」に改める部分に限る。)、同法第三十七条の十第三項第一号の改正規定(「又は出資以外の」を「若し

くは出資又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。)の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の」に、「されたものに限る」を「されなかつたものを除く」に改める部分に限る。)、同項第二号の改正規定(「又は出資以外の」を「若しくは出資又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の」に改める部分及び「されたものに限る」を「されなかつたものを除く」に改める部分に限る。)、同法第三十七条の十一の第二項第三号の改正規定、同法第三十七条の十四の次に二条を加える改正規定、同法第二章第四節の二に一款を加える改正規定、同法第三章第七節の四に一款を加える改正規定、同法第六十八条の三の改正規定(「第六十八条の三」を「第六十八条の二の二」に改める部分に限る。)、同条を同法第六十八条の二の二とし、同条の次に二条を加える改正規定、同章第二十四節に一款を加える改正規定及び同法第六十八条の百九の次に一条を加える改正規定並びに附則第七十五条第二項及び第四項、第七十六条、第七十七条、第八十三条、第一百一条、第九十九条、第一百十條、第二百二十四条並びに第二百二十八条の規定 平成十九年七月一日  
イ 略  
ロ 第十二条中租税特別措置法第四十一条の十五の二第二項第一号の改正規定  
三 略  
四 次に掲げる規定 平成二十年一月一日  
イ 略  
ロ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第八十四条の五」を「第八十四条の六」に改める部分に限る。)、同法第三条第三項の改正規定、同法第五条の二第四項の改正規定、同法第八条の二第五項の改正規定、同法第八条の五第四項の改正規定、同法第三十四条第三項の改正規定、同法第三十八条(見出しを含む。)の改正規定、

同法第六十五条の三第二項の改正規定、同法第三項の改正規定、同法第六十八条の七十四第四項及び第三項の改正規定並びに同法第五章中第八十四条の五を第八十四条の六とし、第八十四条の四の次に一条を加える改正規定並びに附則第七十四条第五項、第七十八条、第九十七条第三項及び第二百十條第三項の規定 平成二十年一月四日  
イ 略  
ロ 第十二条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第九十七条」を「第九十七条・第九十八条」に改める部分に限る。)、同法第四十一条の十九の二の次に一条を加える改正規定及び同法第八章中第九十七条を第九十八条とし、同条の前に一条を加える改正規定並びに附則第八十六条の規定  
六 次に掲げる規定 平成二十年四月一日  
イ から 略  
ニ 第十二条中租税特別措置法第十条の二の改正規定、同法第十条の三(見出しを含む。)の改正規定、同法第十条の四の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(「及び第四項」及び「(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)を削り、「以下第四項まで及び第七項において「特定事業基盤強化設備」を「以下この条において「事業基盤強化設備」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同条第五項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第六項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条第十項の改正規定、同条第十一項から第十四項までを削る改正規定、同法第十条の五(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第十条の六(見出しを含む。)の改正規定、同法第十一条第一項の改正規定、同法第十一条の二第一項の改正規定(同項の表の第

一号に係る部分を除く。)、同法第十一条の三第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該事業革新設備をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十一条の四第一項の改正規定(「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十二条の七第一項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、同法第十二条第一項の改正規定(「供したとき」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十二条の二第一項の改正規定(「場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十二条の三第三項の改正規定(場合(一)の下に「所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、」を加える部分に限る。)、同法第十三条第一項の改正規定(「建設したもの」の下に「所有権移転外リース取引により取得したものを除く。」を加える部分に限る。)、同条第三項の改正規定、同法第十三条の二第一項の改正規定(「附属設備」(一)の下に「所有権移転外リース取引により取得したものを除く。」を加える部分に限る。)、同法第十四条第一項の改正規定(「第五項」を「第三項」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第十四条の二第一項の改正規定(「供した場合」の下に「(所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。)」を加える部分に限る。)、同法第二十八条の三第二項の改正規定、



同法第三十三條第一項の改正規定、同法第三十七條第一項の改正規定（交換によるもの）の下に、「所有権移転外リース取引によるもの」を加える部分に限る。）、同法第三十七條の五第一項の改正規定（又は交換）を、「交換又は所有権移転外リース取引」に改める部分に限る。）、同法第四十二條の四の改正規定（同法第十一項及び第十四項に係る部分を除く。）、同法第四十二條の五の改正規定（同法第四項に係る部分及び同法第八項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第四十二條の六（見出しを含む。）の改正規定（同法第五項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改める部分及び同法第十項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第四十二條の七の見出しの改正規定、同法第一項の改正規定（及び第三項）及び「（以下この条において「事業基盤強化設備」という。）を削り、「以下第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」を「以下この条において「事業基盤強化設備」に、「又は特定事業基盤強化設備」を「又は事業基盤強化設備」に、「当該特定事業基盤強化設備」を「当該事業基盤強化設備」に改める部分に限る。）、同法第二項の改正規定（又は第五号）を削り、「政令で定める法人を」を「政令で定める法人を、同項第四号に掲げる法人にあつては同号に規定する大規模法人をそれぞれ」に改める部分及び「基準取得価額」を「取得価額」に改める部分を除く。）、同法第三項を削る改正規定、同法第四項の改正規定、同項を同法第三項とする改正規定、同法第五項の改正規定（第二條第三十一号の三）を「第二條第三十二号」に改める部分を除く。）、同項を同法第四項とする改正規定、同法第六項を削る改正規定、同法第七項の改正規定、同項を同法第五項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八項を同法第七項とする改正規定、同法第九項の改正規定、同項を同法第八項とする改正規定、同法第十項の改正規定（第二條第三十一号の三）を「第二條第三十二号」に改める部分を除く。）、同項を同法第九項とする改正規定、同法第十

十一項の改正規定、同項を同法第十項とする改正規定、同法第十一項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第十三項を削る改正規定、同法第四十二條の九第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四項の改正規定、同法第四十二條の十（見出しを含む。）の改正規定（同法第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同法第五項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改める部分及び同法第十項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第四十二條の十一（見出しを含む。）の改正規定（同法第五項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改める部分及び同法第十項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第四十二條の十二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十二條の十三（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十三條の二第一項の改正規定（場合）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十四條の第一項の改正規定（場合）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十四條の二第一項の改正規定（場合）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該研究施設をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十三條の三第一項の改正規定（場合）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十四條の三第一項の改正規定（場合）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該保全事業等資産をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十四條の四第一項の改正規定（場合）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定電気通信設備等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十四條の七第一項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、同法第四十五條第一項の改正規定（供したとき）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除く。）」を加える

部分に限る。）、同法第四十五條の二第一項の改正規定（場合）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該医療用機器等をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四項の改正規定（場合）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建築物をその用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十六條第一項の改正規定（附属設備）の下に「（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十六條の二第一項の改正規定（建設したもの）の下に「（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十七條第一項の改正規定、同法第四十七條の二第一項の改正規定（供した場）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第四十八條第一項の改正規定（供した場合）の下に「（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）」を加える部分に限る。）、同法第六十二條第一項の改正規定（第九十二條）を「第九十一條第一項」に改める部分を除く。）、同法第六項第一項の改正規定、同法第六十二條の三第一項の改正規定、同法第六十二條の四第一項の改正規定（第四項第十一号から第十六号まで）を「第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分を除く。）、同法第六十二條の五第一項の改正規定、同法第六十三條第一項の改正規定、同法第六十四條第一項の改正規定、同法第六十五條の七第十五項第二号の改正規定（よるもの）の下に「（所有権移転外リース取引によるもの）」を加える部分に限る。）、同法第六十七條の四第二項の改正規定、同法第六十八條の九の改正規定（同法第十一項に係る部分及び同法第十四項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の十の改正規定（同法第四項に係る部

分及び同法第九項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に、「同法第三十一号の三」を「同法第三十二号」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の十一（見出しを含む。）の改正規定（同法第五項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改める部分並びに同法第十一項中「第二條第三十一号の三」を「第二條第三十二号」に改める部分及び「同法第三十一号の三」を「同法第三十二号」に改める部分及び「同法第三十一号の三」を「同法第三十二号」に改める部分を除く。）、同項を同法第十項とする改正規定、同項を同法第九項とする改正規定、同項を同法第九項とする改正規定、同項を同法第十項とする改正規定、同法第十一項の改正規定、同法第十二項の改正規定、同法第十三項の改正規定、同項を同法第十二項とし、同項の次に一項を加える改正規定、同法第十四





第一号の改正規定、同条第二項の改正規定（「受益証券」を「受益権」に改める部分に限る。）、同法第九条の五（見出しを含む）の改正規定、同法第九条の六第一項の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十九条の二の改正規定、同法第三十二条第二項の改正規定（同項第二号中「第二十九項」を「第二十一項」に改める部分及び「第二十二項」を「第二十四項」に改める部分に限る。）、同法第三十七条の十の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項に係る部分（同項第六号に係る部分を除く。）、及び同条第三項第四号に係る部分に限る。）、同法第三十七条の十一第一項の改正規定（同項中「平成十九年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める部分及び「同条第四項」を「同項第五項」に改め、「株式等証券投資信託」の下に「（第三條の二に規定する特定株式投資信託を除く。）」を加える部分並びに同項第四号中「第四項」を「第四項各号」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「譲渡」の下に「その他これに類する上場株式等の譲渡として政令で定めるもの」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第三十七条の十一の三の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第三項第一号中「その口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその口座に係る委託」に、「保管の委託又は」を「振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は」に改める部分及び同項第二号中「上場株式等の保管の委託」を「上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」に、「当該保管の委託」を「当該記載若しくは記録又は保管の委託」に、「保管の委託」を「記載若しくは記録又は保管の委託」に、「おいて振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託」に改める部分を除く。）、同法第三十七条の十一の四の改正規定（同条第二項に係る部分及び

同条第五項に係る部分を除く。）、同法第三十七條の十三第一項第三号の改正規定、同法第三十七條の十三の二第一項の改正規定、同法第三十七條の十三の三第一項の改正規定（同項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第三十七條の十四第一項の改正規定（同項第三号中「第四項」を「第四項各号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「譲渡」の下に「その他これに類する特定上場株式等の譲渡として政令で定めるもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第三十七條の十五の改正規定、同法第四十一条の九第二項の改正規定、同法第四十一条の十二第九項の改正規定、同法第四十一条の十四の改正規定、同法第四十二条の二第四項第二号イの改正規定、同法第六十二条の三第二項第一号ロ（2）の改正規定（「第二十九項」を「第二十二項」に改める部分及び「第二十一項」を「第二十四項」に改める部分に限る。）、同法第六十七條の十四第一項第一号の改正規定、同項第二号ホの改正規定、同法第六十七條の十五第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の表第二号第十号の項の改正規定、同条第四項の表第五十七條の十第一項の項の改正規定、同法第六十八條の三の三第一項第一号の改正規定、同法第六十八條の三の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九條の五第二項第一号の改正規定、同項第三号及び第三号の改正規定並びに同法第九十一条の四の改正規定（平成十九年三月三十一日）を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、並びに附則第八十五条及び第九百三十四條の規定並びに附則第九百五十二條中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第九條第二項の改正規定（「障害者等に」と「障害者等に」と、又は収益の分配の」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当（第二十四條第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。）の」と、

「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は剰余金の配当」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定（「又は収益の分配」を「」、収益の分配又は第二十四條第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六條」とあるのは「第一条」に改める部分を除く。）、同法附則第十條第二項の改正規定及び同法第十五項に後段として次のように加える改正規定

十九 第十二条中租税特別措置法第四條の二第一項の改正規定（「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める部分を除く。）、同法第四條の三第一項の改正規定、同法第二十九條第三項の改正規定（「第九條第一項第一号」を「第九條第一項」に改める部分に限る。）、同法第二十九條の三の改正規定及び同法第四十一条の七の改正規定並びに附則第七十三條の規定並びに附則第五十二條中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第十條第五項に後段として次のように加える改正規定及び同条第八項に後段として次のように加える改正規定、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の施行の日

十一 第十二条中租税特別措置法第十條の四第一項の改正規定（同項第六号の次に一号を加える部分に限る。）、同法第四十二條の七第一項の改正規定（同項第六号の次に一号を加える部分に限る。）、及び同法第六十八條の十二第一項の改正規定（同項第六号の次に一号を加える部分に限る。）、並びに附則第六十七條第三項、第九十條第五項及び第九百三十四條第五項の規定、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の施行の日

十二 第十二条中租税特別措置法第十一條の五の改正規定、同法第三十四條の二第二項第十二号イの改正規定、同法第四十四條の二の改正規定及び同法第六十八條の二十の改正規定並びに附則第七十條第四項、第九十三條第四項及び第九百七十七條第四項の規定、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行の日

十三 第十二条中租税特別措置法第十一條の七第一項第二号の改正規定及び同法第四十四條の七第一項第二号の改正規定並びに附則第七十條第七項、第九十三條第十項及び第九百七十七條第十項の規定、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十三号）の施行の日

十四 第十二条中租税特別措置法第三十一條の二の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同法第三十四條の二の改正規定（同条第二項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に一号を加える部分並びに同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、同法第三十七條の五の改正規定（同条第二項の表第三十七條第四項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める部分に限る。）、同法第六十二條の三第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定（「第四項第十一号から第十六号まで」を「第四項第十二号から第十七号まで」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の四の改正規定（同条第一項第八号に係る部分、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる部分、同項第十九号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に一号を加える部分並びに同条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、同法第六十五條の五第一項の改正規定（平成十八年十二月三十一日）を「平成二十年十二月三十一日」に改



(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取  
得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控  
除に関する経過措置)

第六十八條 新租税特別措置法第十条の五(第六  
項に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成  
二十年四月一日以後に締結する同項に規定する  
所有権移転外リース取引に係る契約について適  
用し、個人が同日前に締結した旧租税特別措  
置法第十条の五第一項に規定する経営革新設備  
等の賃借に係る契約については、なお従前の例  
による。

(情報基盤強化設備等取得した場合等の特別  
償却又は所得税額の特別控除に関する経過措  
置)

第六十九條 個人が平成二十年四月一日前に締結  
した旧租税特別措置法第十条の六第一項に規定  
する情報基盤強化設備等の賃借に係る契約につ  
いては、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七十條 新租税特別措置法第十一条第一項、第  
十一条の二第一項、第十一条の三第一項、第十  
一条の四第一項、第十二条の五第一項、第十二  
条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三  
第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一  
項、第十四条第一項、第十四条の二第一項及び  
第十五条第一項(これらの規定に規定する所有  
権移転外リース取引に係る部分に限る。)の規  
定は、個人が平成二十年四月一日以後に締結す  
るこれらの規定に規定する所有権移転外リース  
取引に係る契約について適用し、個人が同日前  
に締結した旧租税特別措置法第十一条第一項、  
第十一条の二第一項、第十一条の三第一項、第  
十一条の四第一項、第十二条第一項、第十二条  
の二第一項、第十二条の三第一項、第十三条第  
一項、第十三条の二第一項、第十四条第一項、  
第十四条の二第一項及び第十五条第一項に規定  
する減価償却資産の賃借に係る契約について  
は、なお従前の例による。

2 施行日から産業活力再生特別措置法等の一部  
を改正する法律(平成十九年法律第三十六号)  
の施行の日前までの間における新租税特別  
措置法第十一条の三第一項の規定の適用につ  
いては、同項中「次の各号」とあるのは「所得税  
法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第  
六号)第十二条の規定による改正前の租税特別  
措置法(以下この項において「旧租税特別措  
置法」という。)

「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する  
法律(平成十九年法律第三十六号)の施行の日  
から平成二十一年三月三十一日まで」とあるの  
は「平成十九年四月一日から産業活力再生特別  
措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法  
律第三十六号)の施行の日前日まで」とし、  
「第二条第八項」とあるのは「第二条第五項」  
と、「百分の二十(当該事業革新設備が、産業  
活力再生特別措置法第二条第十項に規定する特  
定事業革新設備である場合又は第四号若しくは  
第五号に掲げる計画に記載されたものである場  
合には、百分の三十)」とあるのは「百分の二  
十四(当該事業革新設備が、旧租税特別措置法  
第十一条の三第一項第一号又は第三号に掲げる  
計画に記載されたものである場合には百分の三  
十とし、同項第二号に掲げる計画に記載された  
ものである場合には百分の四十とする。)」とす  
る。

3 新租税特別措置法第十一条の四第一項の規定  
は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作  
若しくは建設をいう。以下この条において同  
じ。)をする同項に規定する特定電気通信設備  
等について適用し、個人が施行日前に取得等を  
した旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規  
定する特定電気通信設備等については、なお従  
前の例による。

4 新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定  
は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後  
に取得等をする同項に規定する集積産業用資産  
については、なお従前の例による。

5 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措  
置法第十一条の五第一項に規定する商業施設等  
については、なお従前の例による。

6 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措  
置法第十一条の六第一項に規定する製造過程管  
理高度化設備等については、なお従前の例によ  
る。

7 新租税特別措置法第十一条の六第一項の規定  
は、個人が附則第一条第十三号に定める日以後  
に取得等をする同項に規定する再商品化設備等  
について適用し、個人が同日前に取得等をした  
旧租税特別措置法第十一条の七第一項に規定す  
る再商品化設備等については、なお従前の例に  
よる。

8 個人が平成二十年四月一日前に締結した旧租  
税特別措置法第十一条の七第一項に規定する再  
商品化設備等の賃借に係る契約については、な  
お従前の例による。

9 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、  
個人が施行日以後に取得等をする同項に規定す  
る工業用機械等について適用し、個人が施行日  
前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第  
一項に規定する工業用機械等については、なお  
従前の例による。

10 新租税特別措置法第十二条の二第一項の規定  
は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同  
項に規定する医療用機器等について適用し、個  
人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別  
措置法第十二条の二第一項に規定する医療用機  
器等については、なお従前の例による。

11 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税  
特別措置法第十二条の三第一項に規定する特定  
医療用建物については、同条(同項に係る部分  
に限る。)の規定は、なおその効力を有する。  
この場合において、同条第二項中「ついて前  
項、第十三条第一項、第十三条の二第一項又  
は」とあるのは「ついて前項の規定又は所得税  
法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第  
六号)第十二条の規定による改正後の租税特別  
措置法(以下「平成十九年新法」という。)

第十三条第一項若しくは第十三条の二第一項の規  
定若しくは所得税法等の一部を改正する法律  
(平成十九年法律第六号)附則第七十条第十四  
項の規定によりなおその効力を有するものとさ  
れる同法第十二条の規定による改正前の租税特  
別措置法(以下「平成十九年旧法」という。)

12 前項の規定の適用がある場合における新租税  
特別措置法第十三条第二項(新租税特別措置法  
第十三条の二第三項において準用する場合を含  
む。)の規定の適用については、新租税特別措  
置法第十三条第二項中「又は次条第一項」とあ  
るのは「若しくは次条第一項の規定又は所得税  
法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第  
六号)附則第七十条第十一項の規定によりなお  
その効力を有するものとされる同法第十二条の  
規定による改正前の租税特別措置法第十三条の  
二第三項中「前項又は」とあるのは「前項若しく

は」と、「第十三条第一項又は」とあるのは  
「第十三条第一項若しくは」とする。

13 個人が平成二十年四月一日前に締結した旧租  
税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者  
対応設備等の賃借に係る契約については、なお  
従前の例による。

14 旧租税特別措置法第十三条の三第一項第一号  
に規定する農業経営改善計画につき同号に規定  
する認定を施行日前に受けた同項各号の個人の  
有する当該各号に定める減価償却資産について  
は、同条の規定は、なおその効力を有する。こ  
の場合において、同条第三項中「第十二条の三  
第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正  
する法律(平成十九年法律第六号)第十二条の  
規定による改正後の租税特別措置法(以下「平  
成十九年新法」という。)

第十三条の三第一項」とあるのは「第十三条の三第一項」  
と、「前項」とあるのは「第十三条の三第一項」  
とあるのは「前項」とあるのは「所得税法  
等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六  
号)附則第七十条第十四項の規定によりなお  
その効力を有するものとされる同法第十二条の  
規定による改正前の租税特別措置法第十三条の  
二第三項」と、新租税特別措置法第十三条の二



定」と、新租税特別措置法第三十七条の六第一項第三号中「又は前条の規定」とあるのは「若しくは前条の規定又は平成十九年旧法第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定」と、新租税特別措置法第四十一条第七項中「第三十七条の九の二の規定」とあるのは「第三十七条の九の二の規定若しくは平成十九年旧法第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定」と、同条第八項中「又は第三十六条の二第一項」とあるのは「若しくは第三十六条の二第一項」と、「譲渡資産」とあるのは「譲渡資産又は平成十九年旧法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産」と、「又は第三十七条の九の二の規定」とあるのは「若しくは第三十七条の九の二の規定又は平成十九年旧法第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定」と、新租税特別措置法第四十一条の五の第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「第三十六条の五の規定」とあるのは「第三十六条の五の規定若しくは平成十九年旧法第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定」とする。

11 個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十六条の五に規定する交換譲渡資産の同条に規定する交換については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第三十七条（第一項の表の第十五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う同項の表の第十五号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用する。

13 新租税特別措置法第三十七条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、個人が同日前に締結した旧租税特別措置法第三十七条第一項に規定する買換資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第三十七条の五（第一項に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、個人が同日前に締結した旧租税特別措置法第三十七条の五第一項に規定する買換資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第七十五条 新租税特別措置法第三十七条の十第二項第六号の規定は、個人が信託法施行日以後

に行う同項に規定する株式等の同条第一項の譲渡による所得について適用し、個人が信託法施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等の同条第一項の譲渡による所得については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第一号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定（信託の併合に係る部分を除く。）は、個人が同号に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が平成十九年五月一日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第一号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が同日以前であるものについては、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第一号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定（信託の併合に係る部分に限る。）は、個人が同号に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が信託法施行日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第一号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する合併により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該合併が信託法施行日以前であるものについては、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定（信託の併合に係る部分を除く。）は、個人が同号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が平成十九年五月一日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が同日以前であるものについては、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定（信託の分割に係る部分に限る。）は、個人が同号に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が信託法施行日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第二号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する分割により交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該分割が信託法施行日以前であるものについては、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が同号に規定する資本の払戻しにより交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該資本の払戻しが信託法施行日以後であるものについて適用し、個人が旧租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号（旧租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）に規定する資本の払戻しにより交付を受ける同号に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額で当該資本の払戻しが信託法施行日以前であるものについては、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十七条の十第四項第一号の規定は、信託法施行日以後の同号に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部解約の解除について適用し、信託法施行日以前の旧租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する株式等証券投資信託等の終了又は一部解約については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条の十第四項第二号の規定は、信託法施行日以後の同号に規定する信託の分割について適用する。

2 新租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項の規定は、平成十九年五月一日以後に同項に

規定する国内事業管理親法人株式につき同項に規定する行為が行われる場合について適用する。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

第七十七条 新租税特別措置法第三十七条の十四の三第一項から第三項まで及び第五項の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定非適格合併、特定非適格分割型合併又は特定非適格株式交換が行われる場合について適用する。

（株式等の譲渡の対価に係る支払調書等の特例に関する経過措置）

第七十八号 新租税特別措置法第三十八号第二項の規定は、平成二十年一月一日以後に提出する同項に規定する調書について適用する。

（相続財産に係る譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十九号 新租税特別措置法第三十九号第四項の規定は、同条第一項の規定の適用を受けた個人が施行日以後に同条第四項の修正申告書を出したこと又は更正があったことにより納付すべき所得税について適用する。

（国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第八十条 新租税特別措置法第四十条の二第一項の規定は、個人が附則第一条第十五号に定める日以後に行う同項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第四十条の二第一項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第八十一条 新租税特別措置法第四十条の四第一項、第二項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の四第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国信託



の受託者の当該外国信託に係る信託法施行日以後に終了する事業年度に係る同項の規定により適用される同条第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用する。

(居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第八十二条 旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する特定外国信託の信託法施行日前に終了した同項に規定する計算期間に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

第八十三条 新租税特別措置法第四十条の十の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項に規定する特定関係が生ずる場合について適用する。

(特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十一条の四の二(同条第一項に規定する特定受益者に係る部分に限る。)の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託)については、信託法施行日以後に遺言がされたものに限る。及び信託法施行日以後に信託の同項に規定する受益者たる地位(信託法施行日前にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。以下この条において「旧信託」という。)にあつては、第一条の規定による改正前の所得税法第十三条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この条において「旧受益者」という。)たる地位)の承継を受ける個人の当該承継(相続(相続人に対する遺贈を含む。)により信託法施行日前から旧受益者であつた者(遺言によってされた旧信託にあつては、その効力が生じた時から旧受益者であつた者を含む。))からその地位の承継を受ける場合のその承継を除く。次項において同じ。)に係る信託について適用する。

2 旧信託の旧受益者たる地位の承継を受ける者について新租税特別措置法第四十一条の四の二の規定を適用する場合には、同条第一項中「所得税法第十三条第一項に規定する受益者(同条

第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。とあるのは、「受益者(受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、当該信託の委託者)とする。(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項第十一号の規定は、附則第一条第八号に定める日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用する。

(施行日前に電子情報処理組織を使用して確定申告書の提出を行い出国をした者に係る特例)

第八十六条 平成十九年分の所得税につき附則第一条第五号に定める日以前に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して所得税法第二百二十七条第一項又は第二項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を除く。)の提出を行った者(財務省令で定める)の提出により新租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する確定申告情報と同項に規定する電子証明書とを併せて送信したものに限り、次項において「電子申告を行った者」という。)の平成十九年分の所得税については、新租税特別措置法第四十一条の十九の三第二項の規定は、適用しない。この場合において、同条第一項の規定により控除される金額は、当該確定申告情報として送信された所得税の額に限るものとする。

2 平成十九年分の所得税につき電子申告を行った者は、前項に規定する確定申告情報として送信された事項につき、新租税特別措置法第四十一条の十九の三の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、附則第一条第五号に定める日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができ。

3 前項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書の記載事項の特例その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第八十七条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人

税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十八条 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(中小企業者等が機械等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十九条 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の六第一項各号に掲げる減価償却資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十条 新租税特別措置法第四十二条の七(第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める器具及び備品について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第三号に定める器具及び備品については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十二条の七(同条第一項第四号に規定する大規模法人(以下この項において「新法適用大規模法人」という。))に係る部分(「新法適用大規模法人」という。)に係る部分に限る。)の規定は、新法適用大規模法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第四号に規定する大規模法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例による。

3 前項に規定する新法適用大規模法人が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に締結す

る契約により新租税特別措置法第四十二条の七第三項に規定する賃借をする場合の同項の規定の適用については、同項中「特定中小企業者等」とあるのは、「特定中小企業者等(第一項第四号に掲げる法人にあつては、同号に規定する大規模法人を除く。)」が」と、「金額(第一項第四号に規定する大規模法人が賃借をした同号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額)」とあるのは「金額」とする。

4 法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第五号及び第八号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十二条の七(第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

6 新租税特別措置法第四十二条の七(第六項に係る部分に限る。)の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十一条 新租税特別措置法第四十二条の十(第六項に係る部分に限る。)の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する経営革新設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(情報基盤強化設備等取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第九十二条 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する情報基盤強化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第九十三条 新租税特別措置法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三第

一項、第四十四条第一項、第四十四条の第二項、第四十四条の第三項、第四十四条の第四項、第四十五条の第二項から第三項まで、第四十六条第一項、第四十六条の第二項、第四十六条の第三項、第四十七条第三項、第四十七条の第二項及び第四十八条第一項（これらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結するこれらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第四十三条第一項、第四十三条の第二項、第四十四条の第三項、第四十四条の第四項及び第四十五条第一項、第四十五条の第二項及び第四項、第四十六条第一項、第四十六条の第二項、第四十七条第三項、第四十七条の第二項並びに第四十八条第一項に規定する減価償却資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条の第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の第二項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十三条の第三項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の第三項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条の第二項の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用する。

5 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の第二項に規定する高度技術産業用設備については、なお従前の例による。

6 施行日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日前日までの間における新租税特別措置法第四十四条の第三項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律

第六号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四十四条の第三項各号」と、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」とあるのは「平成十九年四月一日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日前日まで」と、「第二条第八項」とあるのは「第二条第五項」と、「百分の二十（当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二条第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十）」とあるのは「百分の二十四（当該事業革新設備が、旧租税特別措置法第四十四条の第三項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする）」とする。

7 新租税特別措置法第四十四条の第四項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の第四項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

8 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の第五項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の第六項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第四十四条の第六項の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得等をする同項に規定する再商品化設備等について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の第七項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十四条の第七項に規定する再商品化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規

定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第四十五条の第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第四十五条の第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定増改築施設について適用する。

15 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の第二項に規定する特定医療用建物については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資	、現物出資法人又は現物分配
法人	法人

にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。

第六十八条の二十九第二項 所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則百七条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租

税特別措置法第六十八条の二十九第二項

16 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十六条の第二項に規定する障害者対応設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第四十六条の第三項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する事業所内託児施設等について適用する。

18 旧租税特別措置法第四十六条の第三項に規定する農業経営改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた同項に規定する農業生産法人の有する同項に規定する農業用の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに生物については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

19 法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

20 新租税特別措置法第四十七条（第三項に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

21 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資	、現物出資法人又は現物分配
法人	法人



(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第九十九条 新租税特別措置法第六十六条の六第一項、第二項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の六第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国信託の受託者の当該外国信託に係る信託法施行日以後に終了する事業年度に係る同項の規定により適用される同条第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用する。(内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第九十条 旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国信託の信託法施行日前に終了した同項に規定する計算期間に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第九十一条 新租税特別措置法第六十六条の九の六の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項に規定する特定関係が生ずる場合について適用する。(特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)

第九十二条 新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第一項又は第二項に規定する寄附金について適用する。(欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第九十三条 施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十二第二項に規定する設備の廃棄等を行った法人の当該設備の廃棄等の日を含む事業年度

において生じた当該設備の廃棄等に係る同項に規定する設備廃棄等欠損金額については、なお従前の例による。(転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第九十四条 新租税特別措置法第六十七条の四の規定は、法人が平成二十年四月一日以後に締結する同条第二項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十七条の四第二項に規定する固定資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。(組合事業等による損失がある場合の課税の特例に関する経過措置)

第九十五条 新租税特別措置法第六十七条の十二(同条第一項に規定する特定受益者に係る部分に限る。)の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託)については、信託法施行日以後に遺言がされたものに限る。及び信託法施行日以後に信託の同項に規定する受益者たる地位(信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託)にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。以下この条において「旧信託」という。)にあつては、第二項の規定による改正前の法人税法第十二条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この条において「旧受益者」という。)たる地位)の承継を受ける法人の当該承継(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により信託法施行日前から旧受益者であつた者(遺言によってされた旧信託)にあつては、その効力が生じた時から旧受益者であつた者を含む。)からその地位の承継を受ける場合のその承継を除く。次項において同じ。)に係る信託について適用する。

2 旧信託の旧受益者たる地位の承継を受ける者について新租税特別措置法第六十七条の十二の規定を適用する場合には、同条第一項中「法人税法第二十九条に規定する集団投資信託及び法人課税信託を除く。以下この条において同じ。」の同法第十二条第一項に規定する受益者(同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。)とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十六号)第二条の規定による改正前の法人税法第十二条第一項ただし書に規定する

信託を除く。以下この条において同じ。)の受益者(受益者が特定していない場合又は存在していない場合には、当該信託の委託者)とする。(投資法人に係る課税の特例に関する経過措置)

第九十六条 旧租税特別措置法第六十七条の十五第九項に規定する不動産投資法人が施行日前に同項に規定する特定目的会社の同項に規定する優先出資証券を取得した場合については、なお従前の例による。(振替国債の利子の非課税に関する経過措置)

第九十七条 新租税特別措置法第六十七条の十六第六項の規定は、同項に規定する外国法人が平成二十年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替地方債の利子について適用する。(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例に関する経過措置)

第九十八条 新租税特別措置法第六十八条の二の二の規定は、施行日以後に行われる同条第四号に掲げる合併について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の三第四号に掲げる合併については、なお従前の例による。(適格合併等の範囲に関する特例に関する経過措置)

第九十九条 新租税特別措置法第六十八条の二の三の規定は、平成十九年十月一日以後に行われる合併、分割、株式交換又は現物出資について適用する。(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置)

第一百十条 新租税特別措置法第六十八条の三の規定は、平成十九年十月一日以後に合併、分割型分割又は株式交換が行われる場合について適用する。(特定目的信託等に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置)

第一百十一条 新租税特別措置法第六十八条の三の二の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる同条第一項に規定する特定目的信託(新法信託を含む。)について適用する。

2 信託法施行日前に効力が生じた旧租税特別措置法第六十八条の三の三第一項に規定する特定目的信託(新法信託を除く。)の受託者である内国法人の各計算期間分の法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の三の三の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる同条第一

項に規定する特定投資信託(新法信託を含む。)について適用する。

4 信託法施行日前に効力が生じた旧租税特別措置法第六十八条の三の四第一項に規定する特定投資信託(新法信託を除く。)の受託者である内国法人の各計算期間分の法人税については、なお従前の例による。(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。(中小連結法人が機械等を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等又は同条第三項に規定する減価償却資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。(連結法人が事業基盤強化設備を取付した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第一百十四条 新租税特別措置法第六十八条の十二(第二項第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める器具及び備品について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項第三号に定める器具及び備品については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十二(同条第一項第四号に規定する大規模連結法人)以下この項において「新法適用大規模連結法人」という。)に係る部分に限る。)の規定は、新法適用大規模連結法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、旧租税特別

措置法第六十八条の十二(同条第一項第四号に規定する大規模連結法人)以下この項において「新法適用大規模連結法人」という。)に係る部分に限る。)の規定は、新法適用大規模連結法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、旧租税特別

措置法第六十八條の十二第一項第四号に規定する大規模連結法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例による。

3 前項に規定する新法適用大規模連結法人が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に締結する契約により新租税特別措置法第六十八條の十二第三項に規定する賃借をする場合の同項の規定の適用については、同項中「特定中小連結子法人等」とあるのは「特定中小連結子法人等（第一項第四号に掲げる連結子法人を除く。）は、同号に規定する大規模連結法人を除く。」と、「金額（第一項第四号に規定する大規模連結法人が賃借をした同号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」とあるのは「金額」とする。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十二第一項第五号及び第八号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の十二（第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

6 新租税特別措置法第六十八條の十二（第六項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の十二第一項に規定する事業基盤強化設備の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五條 新租税特別措置法第六十八條の十四（第六項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の十四第一項に規定する事業基盤強化設備の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の十四第一項に規定する事業革新設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（連結親法人が情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十六條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の十五第一項に規定する情報基盤強化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（連結親法人が情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却に関する経過措置）

第六十七條 新租税特別措置法第六十八條の十六（第一項、第六十八條の十七第一項、第六十八條の十八第一項、第六十八條の十九第一項、第六十八條の二十第一項、第六十八條の二十一第一項、第六十八條の二十三第一項、第六十八條の二十四第一項、第六十八條の二十七第一項、第六十八條の二十九第一項から第三項まで、第六十八條の三十第一項、第六十八條の三十一第一項、第六十八條の三十二第一項、第六十八條の三十四第一項、第六十八條の三十五第一項及び第六十八條の三十六第一項（これらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結するこれらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項、第六十八條の十七第一項、第六十八條の十八第一項、第六十八條の十九第一項、第六十八條の二十一第一項、第六十八條の二十三第一項、第六十八條の二十七第一項、第六十八條の二十九第一項及び第六十八條の三十一第一項、第六十八條の三十四第一項、第六十八條の三十五第一項及び第六十八條の三十六第一項に規定する減価償却資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（連結親法人が情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却に関する経過措置）

2 新租税特別措置法第六十八條の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の十八第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十八第一項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用する。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十第一項に規定する高度技術産業用設備については、なお従前の例による。

6 施行日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の二十一第一項の規定の適用については、同項中「第四十四條の三第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四十四條の三第一項各号」と、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」とあるのは「平成十九年四月一日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日（前日）まで」と、「第二条第八項」とあるのは「第二条第五項」と、「百分の二十」（当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第

二条第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四十四條の三第一項第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十）」とあるのは「百分の二十四（当該事業革新設備が、旧租税特別措置法第四十四條の三第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）」とする。

7 新租税特別措置法第六十八條の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十四第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十五第一項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十八條の二十六（新租税特別措置法第四十四條の六第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

第 二 項	第四十五條の第二項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第九十三条第十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」と
-------	-----------	---

借に係る契約については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第六十八條の二十七(新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第六十八條の二十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の二十九第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第六十八條の二十九第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定増設施設について適用する。

15 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八條の二十九第二項に規定する特定医療用建物については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第 三 項	立	適格事後設	適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)	二項(第四十五條の第二項)	適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。)
第 四 項	資出人	又は現物出資	又は現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)	資出人	又は現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)
第 五 項	資出人	又は現物出資	又は現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)	資出人	又は現物出資(以下この項において「適格合併等」という。)

16 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の三十一第二項に規定する障害者対応設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第六十八條の三十二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する事業所内託児施設等について適用する。

18 旧租税特別措置法第六十八條の三十二第一項に規定する農業経営改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた同項に規定する農業生産法人の有する同項に規定する農業用の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに生物については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「適格事後設立」とあるのは、「適格現物分配」とする。

19 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の三十四第一項に規定する中心市街地優良賃貸

第 三 項	第四十七條	所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第九十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」という。)
第 四 項	資出人	又は現物出資
第 五 項	資出人	又は現物出資

住宅の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

20 新租税特別措置法第六十八條の三十四(第三項に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

21 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八條の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第 六 十 八 條 第 一 項	第六十一條	所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第九十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び次条において「旧効力措置法」という。)
第 六 十 九 條 第 一 項	第六十一條	所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第九十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び次条において「旧効力措置法」という。)
第 七 十 條 第 一 項	第六十一條	所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)附則第九十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び次条において「旧効力措置法」という。)

22 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八條の三十四第五項に規定する改良優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

(連結親法人である認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置)

第六十八條 新租税特別措置法第六十八條の六十四及び第六十八條の六十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分については、同条及び旧租税特別措置法第六十八條の六十五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十四 第四項	連結子法人又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)第十二条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八條の六十四第一項の規定の適用を受ける連結親法人若しくは同項の規定の適用を受ける連結子法人に
第六十 八條の 第六十四 第六項	第六十一 條の二第 一項 「第五十五條第十一項」とあるのは「所得税法等の一」とあるのは「第六十 一條の二 第七項」 「第五十五條第十一項」とあるのは「所得税法等の一」とあるのは「第六十 一條の二 第七項」
第六十 八條の 第六十四 第七項	第六十一 條の二第 七項 旧効力措置法第六十一條の二第七項

第六十 八條の 第六十五 第一項	第六十一 條の二第 一項 旧効力措置法第六十一條の二第一項
第六十一 條の二第 一項 設立	第六十一 條の二第 二項 旧効力措置法第六十一條の二第二項
第六十二 條の二第 一項	第六十二 條の二第 二項

(連結子法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

**第二百二十條** 新租税特別措置法第六十八條の七十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の七十第一項に規定する代替資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第六十八條の七十四(新租税特別措置法第六十五條の三第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前行った旧租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

**3** 新租税特別措置法第六十八條の七十四第二項及び第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前行った旧租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

**4** 新租税特別措置法第六十八條の七十五(新租税特別措置法第六十五條の四第一項第十一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある

連結子法人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

**5** 新租税特別措置法第六十八條の七十五(新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

**6** 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで(新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十六号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う同表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用する。

**7** 新租税特別措置法第六十八條の七十八及び第六十八條の七十九(新租税特別措置法第六十八條の七十八第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項に規定する買換資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(連結子法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

**第二百二十一條** 新租税特別措置法第六十八條の八十八の二の規定は、施行日以後に同条第一項の申請が行われる場合について適用する。

(連結子法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第二百二十二條** 新租税特別措置法第六十八條の九十一第一項、第二項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用

対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第六十八條の九十第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国信託の受託者の当該外国信託に係る信託法施行日以後に終了する事業年度に係る同項の規定により適用される同条第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額について適用する。

(連結子法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第二百二十三條** 旧租税特別措置法第六十八條の九十三の二第一項に規定する特定外国信託の信託法施行日前に終了した同項に規定する計算期間に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である連結子法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第二百二十四條** 新租税特別措置法第六十八條の九十三の六の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項に規定する特定関係が生ずる場合について適用する。

(連結子法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)

**第二百二十五條** 新租税特別措置法第六十八條の九十六の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同条第一項又は第二項に規定する寄附金について適用する。

(連結子法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

**第二百二十六條** 新租税特別措置法第六十八條の百二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同条第二項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人に

よる連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の百二第二項に規定する固定資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例に関する経過措置)

**第二百二十七条** 新租税特別措置法第六十八条の百五の二(同条第一項に規定する特定受益者に係る部分に限る。)の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあつては、信託法施行日以後に遺言がされたものに限る。)及び信託法施行日以後に信託の同条第四項に規定する受益者たる地位(信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によってされたものを含む。))に信託法施行日前に遺言がされたものを含む。新法信託を除く。以下この条において「旧信託」という。にあつては、第二十条の規定による改正前の法人税法第十二条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この条において「旧受益者」という。))たる地位)の承継を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人又は適格事後設立により信託法施行日前から旧受益者であつた者(遺言によってされた旧信託にあつては、その効力が生じた時から旧受益者であつた者を含む。))からその地位の承継を受ける場合のその承継を除く。次項において同じ。)に係る信託について適用する。

**第二百二十八条** 新租税特別措置法第六十八条の百九の二の規定は、平成十九年十月一日以後に合併、分割型分割又は株式交換が行われる場合に併して適用する。

(外国特定目的信託の利益の分配に係る課税の特例に関する経過措置)

**第二百二十九条** 新租税特別措置法第六十八条の百十第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が信託法施行日以後に受けるべき同項に規定する外国特定目的信託の利益の分配の額(信託法施行日以後に効力が生ずる新租税特別措置法第六十八条の三の第二項に規定する特定目的信託(新法信託を含む。))に係るものに限る。)について適用する。

(外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例に関する経過措置)

**第二百三十条** 新租税特別措置法第六十八条の百十一第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が信託法施行日以後に受けるべき同項に規定する外国特定投資信託の収益の分配の額(信託法施行日以後に効力が生ずる新租税特別措置法第六十八条の三の第三項に規定する特定投資信託(新法信託を含む。))に係るものに限る。)について適用する。

**第二百三十一条** 新租税特別措置法第六十九条の四及び第六十九条の五の規定は、平成十九年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与をされた者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

**第二百三十二条** 新租税特別措置法第七十条第一項及び第二項の規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が施行日以後に金銭の贈与(贈与をされた者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。))をする場合について適用する。

**第二百三十三条** 新租税特別措置法第七十条の三及び第七十条の三の二の規定は、平成十九年一月一日以後に贈与により取得する新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百三十四条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百三十五条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百三十六条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百三十七条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百三十八条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百三十九条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十一条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十二条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十三条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十四条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十五条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十六条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十七条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十八条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百四十九条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十一条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十二条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十三条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十四条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十五条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十六条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十七条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十八条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百五十九条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十一条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十二条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十三条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十四条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十五条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十六条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十七条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十八条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百六十九条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百七十条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百七十一条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百七十二条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百七十三条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

**第二百七十四条** 新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。



月三十一日までの間に同項の業務に係る債権を担保するために抵当権の設定の登記又は登録を受けることにおける同項の規定の適用については、同項中「千分の二」とあるのは「千分の二」とあり、及び「千分の二」とあるのは「千分の一・五」とする。

8 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、附則第一条第十六号に定める日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する事業区域内の土地の所有権の移転の登記又は同条第二項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十三条第三項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第三項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同条第五項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第百三十三条 旧租税特別措置法第八十六条の四

第一項に規定する普通乗用自動車で、同項に規定する期間内に国内において譲渡が行われたもの又は保税地域から引き取られたものに係る消費税については、なお従前の例による。

第百三十四条 旧租税特別措置法第八十六条の五

第一項に規定する期間内に終了した同項の課税期間に係る消費税については、なお従前の例による。

第百三十五条 旧租税特別措置法第八十六条の六

信託法施行日以後に効力が生ずる第六条の規定による改正後の消費税法第十五条第一項に規定する法人課税信託（遺言によってされた信託に該当するものにあつては信託法施行日以後に遺言がされたもの）に限り、新法信託に該当するものを含む。）について適用する。

第百三十六条 旧租税特別措置法第八十六条の七

この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条における

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

（罰則に関する経過措置）

規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年六月二七日法律第九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条第三項及び第四項、第二十九条並びに第三十六条の規定、附則第六十三条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第十八条第一項の改正規定、附則第六十四条中特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二十三条第一項、第六十七条第一項及び第九十一条の改正規定並びに附則第六十六条及び第七十五条の規定 公布の日

附則（平成一九年七月六日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 個人が施行日前に行った前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第三十三条第一項第三号、第三十三條の二第一項第二号、第三十三條の三第一項又は第三十四條の三第二項第七号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項

七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における租税特別措置法第三十三條の三第一項及び第三十四條の三第二項の規定の適用については、同法第三十三條第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下この号、次条第一項及び第三十四條の三第二項において「研究所法」という。）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三條の三第一項及び第三十四條の三第二項において「旧緑資源機構法」という。）第十一條第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号。以下この号、次条第一項第二号、第三十三條の三第一項及び第三十四條の三第二項において「旧農用地整備公団法」という。）第十九條第一項第一号イの事業」と、「第九十六條の四第一項」とあるのは「第九十六條の四第一項並びに研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六條第二項及び研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項」と、「清算金（同法）」とあるのは「清算金（土地改良法）」と、同法第三十三條の二第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業」と、「第十三條の二第二項の事業」とあるのは「第十三條の二第二項の事業又は研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一條第一項第八号の事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第二号

の事業」と、同法第三十三條の三第一項中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業」と、同法第三十四條の三第二項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合及び土地等（旧緑資源機構法第十一條第一項第七号イ又は旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イに規定する農用地及び当該農地上に存する権利に限る。）につき研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一條第一項第七号イの事業又は研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イの事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六條第二項又は研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することを予定する土地に充てるため研究所法附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六條第二項又は研究所法附則第十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十三條の三の二第一項第一号に規定する農用地に供することにより、地積を特に減じて換地若しくは当該権利

の目的となるべき土地若しくはその部分を定めたとこと又は換地若しくは当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分が定められなかったことにより支払われるものに限る。）を取得する場合」とする。

3 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。）が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十四條第一項第三号又は第六十五條第一項第二号若しくは第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 連結親法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同条第十二号の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（同条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。）が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十第一項に規定する資産の譲渡（旧租税特別措置法第六十四條第一項第三号に規定する土地等の譲渡に限る。）又は旧租税特別措置法第六十八條の七十二第一項に規定する資産の譲渡（旧租税特別措置法第六十五條第一項第二号又は第三号に規定する土地等の譲渡に限る。）に係る法人税については、なお従前の例による。

5 施行日以後に新研究所法附則第九条第一項に規定する業務のうち旧機構法第十一条第一項第七号イ若しくは第八号の事業又は新研究所法附則第十一条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九條第一項第一号イ若しくは第二号の事業が施行された場合における租税特別措置法第六十四條第一項、第六十五條第一項、第六十八條の七十第一項及び第六十八條の七十二第一項の規定の適用については、同法第六十四條第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号。以下この号並びに第六十五條第一項第二号及び第三号において「研究所法」という。）附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下この号並びに第六十五條第一項第一号及び第三号において「旧緑資源機構法」という。）第十一條第一項第七号イの事業若しくは研究所法附則

第十一号第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八條の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）以下この号並びに第六十五号第一項第二号及び第三号において「旧農用地整備公団法」という。）第十九号第一項第一号イの事業」と、「第九十六條の四第一項」とあるのは「第九十六條の四第一項並びに研究所法附則第九條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧緑資源機構法第十六條第二項及び研究所法附則第十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法第二十三條第二項」と、「清算金（同法）」とあるのは「清算金（土地改良法）」と、同法第六十五條第一項第二号中「土地改良事業又は」とあるのは「土地改良事業」と、「第十三條の二第一項の事業」とあるのは「第十三條の二第一項の事業又は研究所法附則第九條第一項に規定する業務のうち旧緑資源機構法第十一條第一項第八号の事業若しくは研究所法附則第十一條第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第九條第一項第一号イの事業」とする。

**附則（平成二〇年三月三十一日法律第九号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次條の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日から施行する。

**附則（平成二〇年四月三〇日法律第二十三号）抄**  
**（施行期日）**  
**第一条** この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八條中租税特別措置法第六十六條の十（見出しを含む。）の改正規定及び同法第六十八條の九十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第六十二條及び第八十二條の規定 平成二十年七月一日

二 第八條中租税特別措置法第四十一條の七の見出しの改正規定、同條第二項の改正規定（「附則第四條第二項」を「附則第四條第三項」に改める部分に限る。）及び同法第四十三條の十二第九項の改正規定並びに附則第五十二條第三項の規定 平成二十年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十一年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第八條中租税特別措置法第四條の二第九項の改正規定、同法第四條の四の改正規定、同法第八條の四の改正規定、同法第八條の五第一項の改正規定、同條第二項の改正規定、同法第九條第二項の改正規定、同法第九條の三第一項の改正規定（同項第一号に係る部分に限る。）、同條第二項を削る改正規定、同法第九條の四第二項の改正規定、同法第十條の改正規定、同法第十條の四（見出しを含む。）の改正規定（同條第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える部分を除く。）、同法第十條の七を削る改正規定、同法第十三條第二項の改正規定、同法第十三條の二の改正規定、同條を第十三條の三とし、第十三條の次に一條を加える改正規定、同法第十四條の二第三項及び第十五條第二項の改正規定、同法第十九條第一号の改正規定、同法第二十四條の三第四項の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條第二項第六号の改正規定（「平成十七年法律第二百二十三号」を削る部分に限る。）、同法第二十八條の三第十一項の改正規定、同法第三十三條の六第二項の改正規定、同法第三十七條の三第二項の改正規定、同法第三十七條の九の二第五項の改正規定、同法第三十七條の十の改正規定、同法第三十七條の十の二第一項の改正規定、同法第三十七條の十の二第二項の改正規定（「特定管理口座」を「特定管理口座」に改める部分に限る。）、同法第三十七條の十一の二第一項の改正規定、同法第三十七條の十一の三第一項の改正規定（「第三十七條の十一の五」を「第三十七條の十一の六」に改める部分を除く。）、同條第二項の改正規定、同條第三項第一号の改正規定（「この条及び次条」

を「この条、次条及び第三十七條の十一の六」に改め、「これらの契約」の下に「及び第三十七條の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加える部分を除く。）、同法第三十七條の十一の四の改正規定（同條第一項に係る部分を除く。）、同法第三十七條の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七條の十二の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七條の十三第一項第三号の改正規定、同法第三十七條の十三の二の改正規定、同法第三十七條の十四の二第六項の改正規定（同項第四号を削る部分を除く。）、同法第三十七條の十四の三第四項の改正規定（同項第三号を削る部分を除く。）、同法第四十一條の十四の改正規定、同法第四十一條の十五の二を第四十一條の十五の三とし、第四十一條の十五の次に一條を加える改正規定並びに同法第四十二條の三の改正規定並びに附則第三十條、第三十一條、第三十三條（第四項第二号及び第三号に係る部分を除く。）、第三十六條、第三十八條、第四十二條、第四十三條、第四十四條第一項、第四十五條、第四十七條及び第五十四條の規定、附則第九十三條中租税協約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の改正規定（同條第十四項及び第二十項に係る部分に限る。）並びに附則第九十四條の規定

三の二 附則第三十三條（第四項第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定 平成二十一年四月一日

四 第八條中租税特別措置法第九條の三第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同條の次に一條を加える改正規定、同法第三十七條の十の二第二項の改正規定（「第三十七條の十一の五」を「第三十七條の十一の六」に改める部分に限る。）、同條第三項第一号の改正規定（「この条及び次条」を「この条、次条及び第三十七條の十一の六」に改め、「これらの契約」の下に「及び第三十七條の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加える部分に限る。）、同條

第七項の改正規定、同條第十一項の改正規定、同法第三十七條の十一の四第一項の改正規定及び同法第三十七條の十一の五の次に一條を加える改正規定並びに附則第四十四條第二項及び第三項並びに第四十六條の規定並びに附則第九十三條中租税協約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の改正規定（同條第十四項及び第二十項に係る部分を除く。）、平成二十二年一月一日

五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）イからへまで 略

ト 第八條中租税特別措置法第三條の三第六項の改正規定、同法第五條の二の改正規定、同法第八條の三第二項の改正規定、同法第九條の二第一項の改正規定、同法第二十八條第一項第五号の改正規定、同法第三十四條の二第二項第七号の改正規定、同項第二十五号の改正規定、同法第三十七條の九の二第一項第二号の改正規定、同法第四十條の二第一項第一号の改正規定、同法第四十一條の九第二項の改正規定、同法第四十一條の十二第六項の改正規定、同法第四十一條の十八の二の改正規定、同法第六十二條第一項の改正規定（「及び第四百十三條第一項から第三項まで」を「並びに第四百十三條第一項及び第二項」に改める部分に限る。）、同條第四項の改正規定、同法第六十二條の三第一項の改正規定（「及び第四百十三條第一項から第三項まで」を「並びに第四百十三條第一項及び第二項」に改める部分に限る。）、同條第八項の改正規定（「及び第四百十三條第一項及び第二項」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の四第一項第七号の改正規定、同項第二十五号の改正規定、同法第六十五條の十三第一項第二号の改正規定、同法第六十六條の十一第一項第六号の改正規定、同法第六十六條の十二（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八條の

六（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八條の八十四條の第一項第二号の改正規定、同法第六十八條の九十六の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十條の改正規定、同法第七十一條の六第一項の改正規定及び同法第九十一條の二の改正規定並びに附則第四十條、第四十一條、第五十條、第五十二條第二項、第五十五條、第六十一條、第六十三條、第六十五條、第八十一条、第八十三條、第八十四條、第八十一条及び第九十二條の規定

六略

七 第八條中租税特別措置法第十條の四第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える改正規定、同法第十二條の七第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える改正規定及び同法第六十八條の十二第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同項に一号を加える改正規定並びに第九十條の二の改正規定並びに第九十一條の二の改正規定並びに第九十二條の規定

八 第八條中租税特別措置法第十一條の五第一項の改正規定、同法第四十四條の二第一項の改正規定及び同法第六十八條の二十第一項の改正規定並びに附則第三十七條第三項、第六十條第二項及び第八十條第二項の規定、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十七号）の施行の日

九 第八條中租税特別措置法第八十八條の六の次に一号を加える改正規定及び同法第八十九條の二第二項の改正規定並びに附則第九十一條の規定、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十八号）の施行の日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二十九條 第八條の規定による改正後の租税特別措置法（以下附則第九十四條までにおいて「新租税特別措置法」という。）第二十二條の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十年分以後の所得税について適用し、平成十九

年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
（勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例に関する経過措置）

第三十條 新租税特別措置法第四條の四第三項の規定は、平成二十一年一月一日以後の同項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約について適用する。  
（民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置）

第三十一條 新租税特別措置法第六條第一項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子について適用し、施行日前に発行された第八條の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則第九十二條までにおいて「旧租税特別措置法」という。）第六條第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受けるべき利子については、なお従前の例による。  
2 新租税特別措置法第六條第二項の規定は、施行日以後に発行する同項に規定する一般民間国外債につき支払をする利子について適用し、施行日前に発行した旧租税特別措置法第六條第二項に規定する一般民間国外債につき支払をした利子については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六條第四項及び第十項の規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する一般民間国外債又は同条第十項に規定する指定民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第六條第四項に規定する一般民間国外債又は同条第十項に規定する指定民間国外債につき支払を受けた利子については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十二條 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新租税特別措置法第八條の四第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し課する所得税の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当

該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の七に相当する額とする。  
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第八條の四第三項の規定の適用については、同項第一号中「特例」とあるのは、「特例」（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第三十二條第一項（上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）とする。

二 新租税特別措置法第八條の五第一項の規定の適用については、同項中「又は前条第一項」とあるのは、「又は前条第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第三十二條第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第二百二十條から」とあるのは、「所得税法第二百二十條から」とする。

3 新租税特別措置法第三十七條の十二の二第一項又は第六項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、同項中「同項前段」とあるのは、「新租税特別措置法第三十七條の十二の二第五項又は第十項の規定により読み替えられた新租税特別措置法第八條の四第一項前段」とする。

4 新租税特別措置法第八條の四第四項の規定は、平成二十一年一月一日以後に支払うべき同項に規定する上場株式配当等については、平成二十一年一月一日以後に支払うべき同条第四項に規定する上場株式配当等又は所得税法第二百二十五條第二項第一号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る同法第二十四條第一項に規定する配当等について適用する。  
（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第三十三條 平成二十一年一月一日前に個人又は内国法人若しくは外国法人が支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九條の三の場合において、同条各号に掲げる配当等が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの

間に支払を受けるべきものであるときは、当該配当等に係る同条の規定の適用については、同条中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

3 前項の規定は、新租税特別措置法第四條の二第九項又は第四條の三十項の規定により支払があったものとみなされる収益の分配に係る所得税法第二十四條第一項に規定する配当等については、適用しない。  
（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十四條 新租税特別措置法第十條の二（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用する。  
（事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十五條 個人が附則第一條第七号に定める日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十條の四第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十條の四（第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一條第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。  
（教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十六條 旧租税特別措置法第十條の七第一項又は第二項に規定する個人の平成二十年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
（個人の減価償却に関する経過措置）

第三十七條 新租税特別措置法第十一條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。



上場株式等の譲渡又は当該特定口座に受け入れられたる上場株式等の配当等に係る同項の報告書について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項の特定口座において処理された同項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収の特例に関する経過措置）

**第四十五条** 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等（同条第二項に規定する信用取引等をいう。）に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済をしたときは、当該譲渡又は差金決済により生じた同項に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

**2** 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の場合において、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に同条第二項に規定する対象譲渡等を行ったときは、当該対象譲渡等により生じた同条第三項に規定する満たない部分の金額に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。

**3** 平成二十一年一月一日前に旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第八項の源泉徴収選択口座において処理された旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第七項に規定する上場株式等の譲渡に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例に関する経過措置）

**第四十六条** 新租税特別措置法第三十七条の十一の六の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十二年一月一日以後に同項の金融商品取引業者等から交付を受ける同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収の特例に関する経過措置）

**2** 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出に関する特例は、政令で定める。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置）

**第四十七条** 新租税特別措置法第三十七条の十二の二の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

**第四十八条** 施行日前に旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定中小会社の特定株式（同項に規定する特定株式をいう。）については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）の施行日の前日」と、同条第三項の十第一項とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八項の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成二十五年新法」という。）第三十七条の十第一項又は第三十七条の十一第一項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「平成二十五年新法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は平成二十五年新法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二号に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）とする。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

**第四十九条** 施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間は、旧租税特別措置法第三十七条の十四の三第四項第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号「上場株式等又は第三十七条の十四第一項に規定する特定上場株式等」とあるのは「上場株式等」と、「第三十七条の十一又は第三十七条の十四」とあるのは「同条」と、「第三十七条の十一第一項第五号及び第三十七条の十四第一項第四号中」とあるのは「同項第五号中」とする。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

**第五十条** 新租税特別措置法第四十条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第五号に定める日以後にされる同項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第四十条（第一項に係る部分を除く。）の規定は、附則第一条第五号に定める日以後にされる新租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しについて適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第四十条第二項の規定による同条第一項後段の承認の取消しについては、なお従前の例による。

**3** 特例民法法人である新租税特別措置法第四十条第三項に規定する公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第四十四条の認定を受けた場合又は整備法第四十五条の認可を受けた場合には、当該認定又は認可を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、当該公益法人等の名称及び所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

**4** 前項に規定する特例民法法人とは、旧租税特別措置法第四十条第一項に規定する民法第三十三条の規定により設立された法人であつて整備法第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、整備法第六十六条第一項（整備法第二百一十一条第一項において読み替へて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第三百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を

取り消されたものにあつては、法人税法第二条第九号の二イに掲げるものに該当するものに限る。）をいう。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

**第五十一条** 新租税特別措置法第四十一条の三の二の規定は、居住者が同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等をした家屋（当該住宅の増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）を施行日以後に新租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する住宅の増改築等をした家屋を施行日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置）

**第五十二条** 新租税特別措置法第四十一条の十二第一項及び第三項の規定は、施行日以後に発行される同条第七項に規定する割引債につき支払を受けるべき同項に規定する償還差益について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債につき支払を受けるべき同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

**2** 附則第二条に規定する外国法人が平成二十五年十一月三十日までに支払を受ける旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益又は新租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益については、旧租税特別措置法第四十一条の十二第六項の規定は、なおその効力を有する。

**3** 平成二十一年十月一日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項第十号に掲げる短期商工債については、なお従前の例による。

（民間国外債の発行差金の非課税に関する経過措置）

**第五十三条** 新租税特別措置法第四十一条の十三の規定は、施行日以後に発行される同条に規定する民間国外債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十三に規

定する民間国外債につき支払を受けた同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

第五十四條 新租税特別措置法第四十一条の十四の規定は、同条第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日以前に行われたものについては、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十五の二の規定は、同条に規定する先物取引の差金等決済で平成二十一年一月一日以後に行われるものについて適用する。

(特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例に関する経過措置)

第五十五条 個人が平成二十五年十一月三十日まで

に支出する地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十六号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第四十一条の十八の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「同法第十九条第一項に」とあるのは「地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十六号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この条において「効力地域再生法」という。)(第十九条第一項に」と、「同法第五条第三項第三号」とあるのは「効力地域再生法第五条第三項第三号」と、「同法第十九条第一項の」とあるのは「効力地域再生法第十九条第一項の」と、同条第二項中「地域再生法第五条第三項第三号」とあるのは「効力地域再生法第五条第三項第三号」とする。

第五十六條 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する

事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十七条 新租税特別措置法第四十二条の五

(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

(事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十八条 法人が附則第一条第七号に定める日

前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十二条の七(第一項第七号に係る部分に限る。)

の規定は、法人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

(情報基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十九条 新租税特別措置法第四十二条の十一

の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する大規模法人として政令で定める法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、同項中「大規模法人」として政令で定める法人の当該供用年度の指定期間内における適用対象投資額」とあるのは「平成二十年四月一日から当該供用年度終了の日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」と、「には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額」とあるのは「における当該期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第六十条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が附則第一条第八号に定める日以後

に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、法人が同日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十四条の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に

規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に

規定する資源再生化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする

同項に規定する障害者対応設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第六十五条の四第

一項第七号及び第二十五号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の十三第一項第

二号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第六十二条 旧租税特別措置法第六十六条の第十

一項第二号に掲げる法人が平成二十年七月一日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置)

第六十三条 新租税特別措置法第六十六条の十一

第一項第六号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する同項第六号に掲げる負担金について適用する。

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例に関する経過措置)

第六十四条 新租税特別措置法第六十六条の十一

の二第四項の規定は、法人が施行日以後に行う同条第三項の認定の申請について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定の申請については、なお従前の例による。

(特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)

第六十五条 法人が平成二十五年十一月三十日ま

でに支出する地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十六号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	同法第十九条	地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十六号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この項及び第四項において「効力地域再生法」という。)(第十九条第一
項	に	項に





業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十六条 新租税特別措置法第六十八条の十(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。  
(連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十七条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項第六号に定める機械及び装置については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十二(第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第七号に定める日以後に取得又は製作をする同項第七号に定める機械及び装置について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八条の十二(第五項に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。  
(連結法人が情報基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八条 新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、同条第一項に規定する大規模連結法人として政令で定める連結親法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、同項中「大規模連結法人として政令で定める連結親法人の当

該供用年度の指定期間内における適用対象投資額」とあるのは、「平成二十年四月一日から当該供用年度終了の日までの期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計額」と、「には、二百億円に当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用対象投資額」とあるのは、「における当該期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得価額については、二百億円に当該取得価額が当該合計額」とする。  
(連結法人の教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十九条 旧租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項又は第二項に規定する連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第八十条 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第八号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十三第一項に規定する特定

電気通信設備等については、なお従前の例による。  
4 新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する資源再生化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。  
5 新租税特別措置法第六十八条の三十一第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の三十一第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。  
(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第六十八条の七十五(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第七号及び第二十五号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。  
2 新租税特別措置法第六十八条の八十四第一項第二号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日に行つた旧租税特別措置法第六十八条の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。  
(連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第八十二条 旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する連結親法人が平成二十年七月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に定める固定資産については、なお従前の例による。  
(連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項(新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金について適用する。  
(連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)

第八十四条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十五年十一月三十日まで支出する地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十六号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

新租税特別措置法第六十八条の八十四第一項第二号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日に行つた旧租税特別措置法第六十八条の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。  
(連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に定める固定資産については、なお従前の例による。 (連結法人の特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置)	第八十三条 新租税特別措置法第六十八条の九十五第一項(新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に支出する新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第六号に掲げる負担金について適用する。 (連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)	第八十四条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十五年十一月三十日まで支出する地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十六号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法第十九条第一項に規定する特定地域雇用等促進法人に対する寄附金については、旧租税特別措置法第六十八条の九十六の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
同法第十九条第一項	効力地域再生法第十九条第一項	地域再生法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十六号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の地域再生法(以下この項において「効力地域再生法」という。)第十九条第一項に
同法第三号	効力地域再生法第五項第三号	
同法第三号	効力地域再生法第五項第三号	

項一第	十九條	同法第十九條	効力地域再生法第十九條第二項
	第二十條	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第八十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法	
項三第	同法第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第八十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の九十六の二第二項	
	同法第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第八十四條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の九十六の二第二項	

項五第	前項	（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の適用に関する経過措置）	（連結欠損金額の特例に関する経過措置）
	第四項	連結事業年度（平成二十一年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度）	（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十一年四月一日以後に終了する連結事業年度の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。）
項四第	第四項	連結事業年度（平成二十一年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を除く。）が	（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。）
	第五項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第八十六條の規定により読み替えられた第一項	（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。）

項一第	第九條第一項	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）	（登録免許税の特例に関する経過措置）
	第九條第一項	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）	（登録免許税の特例に関する経過措置）
項二第	第九條第一項	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）	（登録免許税の特例に関する経過措置）
	第九條第一項	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）	（登録免許税の特例に関する経過措置）

項一第	第九條第一項	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）	（登録免許税の特例に関する経過措置）
	第九條第一項	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）	（登録免許税の特例に関する経過措置）
項二第	第九條第一項	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）	（登録免許税の特例に関する経過措置）
	第九條第一項	地域再生法の一部を改正する法律（平成二十年法律第三十六号）附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の地域再生法（以下この項及び次項において「効力地域再生法」という。）	（登録免許税の特例に関する経過措置）

8 旧租税特別措置法第八十条の第三項に規定する信用農業協同組合が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 旧租税特別措置法第八十条の第三項に規定する特定農業協同組合が、施行日前に同項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けにより取得した不動産に係る抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十条の第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得する不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の第三項に規定する特定農業協同組合が同項に規定する合併により取得した不動産に係る権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 農業信用基金協会が、施行日前に旧租税特別措置法第八十条の四項に規定する保証事業の譲渡を行った場合において当該譲渡により個人又は法人が取得をした不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 株式会社が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第八十一条第九項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であつて当該期間内にされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く）、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第四号までを除く）又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13 株式会社が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第

八十一条第十項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であつて当該期間内にされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項（第一号から第四号までを除く）、旧租税特別措置法第八十条第一項（第一号から第四号までを除く）又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項（第一号から第三号まで及び第五号を除き、同条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第八十三条の第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得する同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の第三項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する特定不動産で同項第二号の要件を満たすもの又は指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第八十三条の第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の第三項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

16 新租税特別措置法第八十三条の第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の特例に関する経過措置）  
第九十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課税し、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置）

第九十一条 第八十条の規定（租税特別措置法第八十条の六の次に一条を加える改正規定に限る。）の施行の際、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十二条の第五項第三号に規定する揮発油特定加工業者又は同法第十七条の第三項に規定する揮発油生産業者の揮発油の製造場に現存する揮発油（当該製造場において製造されたものに限る。）のうち、新租税特別措置法第八十八条の七第一項各号のいずれかに掲げる物品と揮発油（同項各号に掲げる物品以外のアルコール含有物又はエチルターシャリブチルエテルを混和して製造したものを除く。）とを混和して製造した揮発油であつて揮発油等の品質の確保等に関する法律第十三条に規定する揮発油規格に適合するもの（当該揮発油が同項各号のいずれかに掲げる物品を混和して製造したものであることにつき、政令で定めるところにより、経済産業大臣が証明したものに限る。）については、当該揮発油を同項に規定するバイオエタノール等揮発油と、当該揮発油の製造者を新租税特別措置法第八十八条の七第三項前段の届出をした者と、それぞれみなして、同条（第三項から第六項まで及び第九項を除く。）の規定を適用する。

（印紙税の特例に関する経過措置）  
第九十二条 旧租税特別措置法第九十一条の二に規定する民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するものうち、同法第六十六条第一項（同法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないものは、新租税特別措置法第九十一条の二に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみなして、同条の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）  
第一百九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）  
第一百九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第二十号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二〇年五月二三日法律第四〇号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日法律第四九号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年六月六日法律第五三号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）  
第一百九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読み替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第二十号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二〇年五月二三日法律第四〇号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年五月三〇日法律第四九号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年六月六日法律第五三号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



十七条の第三項の改正規定、同法第六十八  
 条の六十四第一項の改正規定（第二条第七  
 項）を「第二条第三項」に改める部分に限  
 る。）、同法第六十八條の七十三第三項第一  
 号の改正規定、同法第六十八條の七十六第一  
 項の改正規定（第二条第七項）を「第二条第  
 三項」に改める部分に限る。）、同法第六十八  
 條の七十八第一項の表の第十四号の改正規  
 定、同法第六十八條の百一第一項の改正規  
 定、同法第七十條の四の改正規定、同法第七  
 十條の五の改正規定、同法第七十條の六の改  
 正規定、同法第七十條の六の次に二条を加え  
 る改正規定、同法第七十條の七第一項の改正  
 規定、同法第三項の改正規定（同法第三十  
 五項第一号）を「同法第三十九項第一号」に  
 改める部分に限る。）、同法第七十六條第一  
 項の改正規定（千分の十（平成二十一年三月  
 三十一日までに買入れをした当該農用地の所  
 有権の移転の登記にあつては、千分の八）を  
 「千分の八」に改める部分を除く。）、同法  
 第二項の改正規定（平成二十一年三月三十  
 一日）を「平成二十三年三月三十一日」に改  
 める部分を除く。）、同項を同法第三項とし、  
 同法第二項の次に一項を加える改正規定、同  
 法第七十七條（見出しを含む。）の改正規定  
 （平成二十一年三月三十一日）を「平成二十  
 三年三月三十一日」に改める部分を除く。）、  
 同法に一項を加える改正規定、同法第九十三  
 條第二項第二号の改正規定及び同法第九十八  
 條の表の改正規定（同表の都道府県の項中  
 「第七十條の四第三十項（第七十條の六第三  
 十六項）」を「第七十條の四第三十五項（第七  
 十條の六第四十項）」に改める部分及び同表の  
 市町村の項中「第七十條の四第三十項（第七  
 十條の六第三十六項）」を「第七十條の四第三  
 十五項（第七十條の六第四十項）」に、「第七  
 十條の四第三十一項（第七十條の六第三十七  
 項）」を「第七十條の四第三十六項（第七十條  
 の六第四十一項）」に改める部分に限る。）、並  
 びに附則第二十九條第二項、第三項、第七項  
 及び第八項、第四十三條第一項、第二項及び  
 第六項から第八項まで、第五十八條第一項、  
 第二項及び第六項から第八項まで、第六十六  
 條、第六十七條第一項、第六十九條第一項並  
 びに第九十一條（別表第一 租税特別措置法  
 （昭和三十一年法律第二十六号）の項第一号  
 中「第七十條の四第三十項（第七十條の六第

三十六項）」を「第七十條の四第三十五項（第  
 七十條の六第四十項）」に改める部分及び同項  
 第二号中「第七十條の四第三十項（第七十條  
 の六第三十六項）」を「第七十條の四第三十五  
 項（第七十條の六第四十項）」に、「第七十條  
 の四第三十一項（第七十條の六第三十七項）」  
 を「第七十條の四第三十六項（第七十條の六  
 第四十一項）」に改める部分に限る。）、規定  
 農地法等の一部を改正する法律（平成二十  
 一年法律第五十七号）の施行の日  
 六 第五条中租税特別措置法第三十四條の二第  
 二項第十三号イの改正規定及び同法第六十五  
 條の四第一項第十三号イの改正規定並びに附  
 則第二十九條第四項から第六項まで、第四十  
 三條第三項から第五項まで及び第五十八條第  
 三項から第五項までの規定、商店街の活性化  
 のための地域住民の需要に応じた事業活動の  
 促進に関する法律（平成二十一年法律第八十  
 号）の施行の日  
 七 第五条中租税特別措置法第四十一條の七の  
 改正規定、雇用保険法等の一部を改正する法  
 律（平成十九年法律第三十号）附則第一條第  
 三号に定める日  
 八 第五条中租税特別措置法第七十三條の二第  
 一項の改正規定、長期優良住宅の普及の促進  
 に関する法律（平成二十年法律第八十七号）  
 の施行の日  
 （租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特  
 例に関する経過措置の原則）  
 第二十一條 第五條の規定による改正後の租税特  
 別措置法（以下附則第六十九條までにおいて  
 「新租税特別措置法」という。）第二章の規定  
 は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二  
 十一年分以後の所得税について適用し、平成二  
 十年分以前の所得税については、なお従前の例  
 による。  
 （上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関  
 する経過措置）  
 第二十二條 新租税特別措置法第八條の四第四項  
 の規定は、施行日以後に支払う同項に規定する  
 上場株式配当等について適用し、施行日前に支  
 払った第五條の規定による改正前の租税特別措  
 置法（以下附則第六十八條までにおいて「旧租  
 税特別措置法」という。）第八條の四第四項に  
 規定する上場株式配当等については、なお従前  
 の例による。  
 （上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特  
 例に関する経過措置）  
 第二十三條 新租税特別措置法第九條の四の二の  
 規定は、施行日以後の同法第一項に規定する上

場証券投資信託の終了又は一部の解約について  
 適用する。  
 （公募株式等証券投資信託の受益権を買い取つ  
 た金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分  
 配に係る源泉徴収の特例に関する経過措置）  
 第二十四條 新租税特別措置法第九條の五第一項  
 の規定は、施行日以後の同項に規定する公募株  
 式等証券投資信託の終了又は一部の解約につい  
 て適用し、施行日前の旧租税特別措置法第九條  
 の五第一項に規定する公募株式等証券投資信託  
 の終了又は一部の解約については、なお従前の  
 例による。  
 （エネルギー需給構造改革推進設備を取得した  
 場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す  
 る経過措置）  
 第二十五條 新租税特別措置法第十條の二第六項  
 及び第七項の規定は、個人が施行日以後に取得  
 又は製作若しくは建設をする同法第一項に規定  
 するエネルギー需給構造改革推進設備について  
 適用する。  
 （情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償  
 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）  
 第二十六條 新租税特別措置法第十條の六第一項  
 及び第三項の規定は、個人が施行日以後に取得  
 又は製作をする同法第一項に規定する情報基盤  
 強化設備等について適用し、個人が施行日前に  
 取得又は製作をした旧租税特別措置法第十條の  
 六第一項に規定する情報基盤強化設備等につい  
 ては、なお従前の例による。  
 （個人の減価償却に関する経過措置）  
 第二十七條 新租税特別措置法第十一條第一項の  
 規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は  
 製作若しくは建設をいう。以下この条において  
 同じ。）をする同項に規定する特定設備等につ  
 いて適用し、個人が施行日前に取得等をした旧  
 租税特別措置法第十一條第一項に規定する特定  
 設備等については、なお従前の例による。  
 2 新租税特別措置法第十一條の二第二項（同項  
 の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、  
 個人が施行日以後に取得等をする同項に規定す  
 る地震防災対策用資産について適用し、個人が  
 施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十  
 一條の二第二項に規定する地震防災対策用資産  
 については、なお従前の例による。  
 3 新租税特別措置法第十一條の三第一項の規定  
 は、個人が附則第一條第二号に定める日以後に  
 取得又は製作をする同項に規定する事業革新設

備について適用し、個人が同日前に取得又は製  
 作をした旧租税特別措置法第十一條の三第一項  
 に規定する事業革新設備については、なお従前  
 の例による。  
 4 新租税特別措置法第十一條の三第二項から第  
 五項までの規定は、個人が附則第一條第二号に  
 定める日以後に取得等をする新租税特別措置法  
 第十一條の三第二項に規定する資源需給構造変  
 化対応設備等について適用する。  
 5 新租税特別措置法第十一條の七の規定は、個  
 人が附則第一條第三号に定める日以後に取得又  
 は製作をする新租税特別措置法第十一條の七第  
 一項に規定する新用途米穀加工品等製造設備に  
 ついて適用する。  
 6 個人が、旧租税特別措置法第十二條第一項の  
 表の第一号二に掲げる地区（水源地域対策特別  
 措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第三條  
 第一項の規定により、施行日前に水源地域とし  
 て指定された地区に限る。）内において施行日  
 から平成二十四年三月三十一日までの間に取得  
 等をする旧租税特別措置法第十二條第一項に規  
 定する工業用機械等については、同項（同項の  
 表の第一号二に係る部分に限る。）の規定は、  
 なおその効力を有する。  
 7 新租税特別措置法第十二條第一項（同項の表  
 の第一号二に係る部分に限る。）の規定は、個  
 人が施行日以後に取得等をする同項に規定する  
 工業用機械等について適用する。  
 8 新租税特別措置法第十二條の二第二項の規定  
 は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同  
 項に規定する医療用機器等について適用し、個  
 人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別  
 措置法第十二條の二第二項に規定する医療用機  
 器等については、なお従前の例による。  
 9 新租税特別措置法第十四條（第二項に係る部  
 分に限る。）の規定は、個人が附則第一條第四  
 号に定める日以後に取得又は新築をする同項に  
 規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用  
 する。  
 10 個人が附則第一條第四号に定める日前に取得  
 又は新築をした旧租税特別措置法第十四條第二  
 項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について  
 は、同法（同項に係る部分に限る。）の規定は、  
 なおその効力を有する。  
 11 新租税特別措置法第十四條の二（第二項第一  
 号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行

日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

12 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条(第二項第一号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

第二十八條 旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の第二号の上欄に掲げる個人(石炭の採掘の事業を営むものを除く。)の平成二十二年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、同条(第三項から第六項まで及び第八項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

2 新租税特別措置法第二十四条の二(第三項及び第七項から第九項までに係る部分に限る。)の規定は、同条第一項に規定する農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が施行日以後に同条第三項第三号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、旧租税特別措置法第二十四条の二第一項に規定する農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人が施行日前に同条第三項第三号に掲げる場合に該当することとなつた場合については、なお従前の例による。

2 個人の有する旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等が、附則第一条第五号に定める日以前に旧租税特別措置法第三十四条第二項第三号に規定する裁定により買い取られた場合については、なお従前の例による。

29 個人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 個人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 個人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 個人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 個人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十条第二項に規定する特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4 個人の有する旧租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等が、附則第一条第六号に定める日以前に旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第十三号に規定する法人に同号(イに係る部分に限る。)の事業の用に供するため買い取られた場合については、なお従前の例による。

5 附則第一条第六号に定める日以後に個人の有する新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等が中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一十号)第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化学事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化学事業(同日前に当該認定を受けた高度化学事業計画に基づくものであって、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

6 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十三号イの規定は、個人が附則第一条第六号に定める日以後に行つた新租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等の譲渡について適用する。

7 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第十五号の規定は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に行つた新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

8 個人が、附則第一条第五号に定める日以前にその有する旧租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等を同条第二項第三号に規定する協議により同号に規定する特定農業法人に譲渡した場合については、なお従前の例による。

8 個人が、附則第一条第五号に定める日以前にその有する旧租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等を同条第二項第三号に規定する協議により同号に規定する特定農業法人に譲渡した場合については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第三十七条の九の五の規定は、個人が平成二十一年一月一日以後に同条第一項に規定する取得をする同項に規定する先行取得土地等について適用する。

30 新租税特別措置法第三十八条第一項の規定は、施行日以後に行つた旧租税特別措置法第三十八条第一項に規定する支払又は交付について適用し、施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十八条第一項に規定する支払については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十八条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する支払を受ける同項に規定する株式等の譲渡の対価について適用し、施行日以前に旧租税特別措置法第三十八条第二項に規定する支払を受けた同項に規定する株式等の譲渡の対価については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十八条第三項の規定は、平成二十二年一月一日以後の同項に規定する上場投資信託等の終了若しくは一部の解約又は同項に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割について適用する。

31 新租税特別措置法第四十条の四第一項から第四項までの規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の五の規定は、居住者が同条第一項に規定する特定外国子会社等から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。)がある場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同項各号に掲げる事実(当該特定外国子会社等又は外国関係会社の施行日以前に開始した事業年度に係るものに限る。)が生じた場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の五の規定は、居住者が同条第一項に規定する特定外国子会社等から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。)がある場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同項各号に掲げる事実(当該特定外国子会社等又は外国関係会社の施行日以前に開始した事業年度に係るものに限る。)が生じた場合については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額(居住者の新租税特別措置法第四十条の五第一項第一号に規定する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される金額に限る。)又は旧租税特別措置法第四十条の五第二項に規定する控除未済配当等の額のうち居住者の新租税特別措置法第四十条の五第一項第二号に規定する前年以前三年内の各年分に対応する部分の金額は、当該居住者の同項各号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

32 新租税特別措置法第四十条の七第一項、第二項第三号、第三項及び第四項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の十第一項に規定する特定外国法人の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の八の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者が同項に規定する特定外国法人から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。)がある場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の十一第一項に規定する居住者に係る同項に規定する特定外国法人又は外国関係法人につき同項各号に掲げる事実(当該特定外国法人又は外国関係法人の施行日以前に開始した事業年度に係るものに限る。)が生じた場合については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第四十条の十一第一項に規定する特定外国法人の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額(新租税特別措置法第四十条の八第一項第一号に規定する特殊関係株主等である居住者の同号に規定する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される金額に限る。)又は旧租税特別措置法第四十条の十一第二項に規定する控除未済配当等の額のうち新租税特別措置法第四十

3 旧租税特別措置法第四十条の十一第一項に規定する特定外国法人の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額(新租税特別措置法第四十条の八第一項第一号に規定する特殊関係株主等である居住者の同号に規定する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される金額に限る。)又は旧租税特別措置法第四十条の十一第二項に規定する控除未済配当等の額のうち新租税特別措置法第四十

条の八第一項第二号に規定する特殊関係株主等である居住者の同号に規定する前年以前三年内の各年分に対応する部分の金額は、当該居住者の同項各号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第五項に規定する認定長期優良住宅の新築等に係る家屋を平成二十一年一月一日以後に同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)を同日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 居住者が、新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二までの規定の適用については、その適用を受けようとする同項に規定する適用年が平成二十一年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における同項に規定する適用年が平成二十一年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特別に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第四十一条の三の二(第十二項に係る部分を除く。)の規定は、居住者が同条第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等をした家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。)を平成二十一年一月一日以後に同条第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第四

項に規定する住宅の増改築等をした家屋を同日前に同条第一項又は第四項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 居住者が、新租税特別措置法第四十一条の三の二(第十二項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項又は第四項に規定する増改築等特別適用年が平成二十一年以後の各年に係る同条第一項又は第四項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額を有する場合における同条第一項又は第四項に規定する増改築等特別適用年が平成二十一年以前の各年に係る同条第一項又は第四項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、居住者が平成二十一年一月一日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用し、居住者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

(外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置)

第三十六条 新租税特別措置法第四十一条の二十一の規定は、同条第一項の非居住者が施行日以後に有する所得税法第六十一条に規定する国内源泉所得又は同項の外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同条第一号の二から第七号まで若しくは第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第三十七条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の

法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置)

第三十八条 新租税特別措置法第四十二条の三の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十九条 新租税特別措置法第四十二条の五第六項及び第七項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をす同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する保全事業等の計画につき同項に規定する認定を施行日前に受けた法人が当該認定の日から三年以内の期間内に取得等をする同項に規定する保全事業等資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

4 新租税特別措置法第四十四条第一項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十四条の三第一項の規定は、法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する事業革新設備について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十四条の三第二項及び第三項の規定は、法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第四十四条の三第二項に規定する資源需給構造変化対応設備等について適用する。

7 新租税特別措置法第四十四条の七の規定は、法人が附則第一条第三号に定める日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第四十四条の七第一項に規定する新用途米穀加工品等製造設備について適用する。

8 法人が、旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号二に掲げる地区(水源地域対策特別措置法第三条第一項の規定により、施行日前に水源地域として指定された地区に限る。)内において施行日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得等をする旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、同項(同号二に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

9 新租税特別措置法第四十五条第一項(同項の表の第一号二に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

10 新租税特別措置法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第四十七条(第三項に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第四号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

12 法人が附則第一条第四号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

適格事後設立	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資 法人	、現物出資法人又は現物分配 法人
又は適格分割 型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八條の三十四第三項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四第三項
13 新租税特別措置法第四十七條の二（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。	14 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七條の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

型分割の日の前日又は当該適格分社型分割若しくは適格現物出資の日	前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第六十八條の三十五第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十六條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十五第一項
被合併法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人等
15 新租税特別措置法第五十二條第一項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において施行日以後に国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の対象となる事業に係る同条第一項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第五十二條第一項に規定する植林費を支出した場合又は法人の施行日以後に開始する事業年度において施行日以後に国若しくは地方公共団体から交付を受けた補助金等の対象となる事業に係る同項に規定する植林費を支出する場合については、なお従前の例による。	（法人の準備金に関する経過措置） 第四十一條 旧租税特別措置法第五十五條の六第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（石炭の採掘の事業を営むものを除く。）の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条（第三項から第七項まで、第十一項から第十五項まで及び第十八項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	第三項	第四項	第五項	第五項	第七項
第八号）第十六條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二條第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	、適格現物出資又は適格事後設立 合併又は分割 型分割の日 合併又は分割 合併法人又は 分割承継法人	第六十八條の四十五第一項 第六十八條の四十五第一項
しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できず（き）により、当該	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項	又は適格現物出資 合併の日 合併	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項 旧効力措置法第六十八條の四十五第一項
法第六十四條の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	合併法人	第六十八條の四十五第一項

第十項	第十項	第十項	第十項	第十項	第十項
場を含む。） 第五十五條第十一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項
により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む場合に	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項
令和二年旧措置法第五十五條第十一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項



項五第十	項四第十	項三十第	項二十第	項十第	項五第十
第五十五條第十九項前段	第六十八條の四十五第一項	第五十五條第十五項前段	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項	第六十八條の四十五第一項
令和二年旧措置法第五十五條第十九項前段	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項	令和二年旧措置法第五十五條第十五項前段	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項	「同条第十項」とあるのは「第六十八條の四十五第一項」	同条第十三項前段中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八條の四十五第十項」
					第五十五條の第六第二項
					所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十一條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力単体措置法」という。）第五十五條の第六第二項

第五十五條の第六第二項、旧効力連結措置法第六十八條の四十五第十項

2 旧租税特別措置法第五十七條第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において同条第四項に規定する電子計算機買戻失準備金の金額を有する場合には、当該開始の日以後五年以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該電子計算機買戻失準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（次項において「五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の場合において、五年均等取崩金額が当該事業年度終了の日における電子計算機買戻失準備金の金額（その日までに同項に規定する電子計算機買戻失準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第五十七條第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該五年均等取崩金額を、当該電子計算機買戻失準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に旧租税特別措置法第五十七條第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した同条第三項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第十一項において「特定電子計算機」という。）の買戻しの全部を行わないこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合は、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に

掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 旧租税特別措置法第五十七條第三項に規定する政令で定める特約を有しないこととなった場合、その有しないこととなった日における電子計算機買戻失準備金の金額

二 合併により特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合、その合併の直前における電子計算機買戻失準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における電子計算機買戻失準備金の金額

四 第二項、前三号、次項及び第六項の場合以外の場合において電子計算機買戻失準備金の金額を取り崩した場合は、その取り崩した日における電子計算機買戻失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第二項の規定の適用を受ける法人が、施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）以後四年を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しとなった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における電子計算機買戻失準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

この場合においては、当該電子計算機買戻失準備金の金額については、第二項、前項、第八項及び第十一項の規定は、適用しない。

6 第二項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前二項、第八項及び第十一項の規定は、適用しない。

7 第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第二項の規定の適用を受ける法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（附則第五十七條第六項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引き継ぎを受けた電子計算機買戻失準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の電子計算機買戻失準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の電子計算機買戻失準備金の金額）とみなす。

9 前項又は附則第五十七條第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者又は旧租税特別措置法第五十七條第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該事業年度終了の日における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第八項又は附則第五十七條第六項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する電子計算機買戻失準備金の金額は、第八項又は同条第六項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた電子計算機買戻失準備

て、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前二項、第八項及び第十一項の規定は、適用しない。

金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた電子計算機買戻準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを六十月から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格合併の日以前までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

11 第二項の規定の適用を受ける法人が分割法人となる適格分割型分割が行われた場合（附則第五十七条第九項前段に規定する場合を除く。）において、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が特定電子計算機の買戻しの全部を行うこととなつたときは、その適格分割型分割直前における電子計算機買戻準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた電子計算機買戻準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日において有する第二項の電子計算機買戻準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合においては、同条第二項の電子計算機買戻準備金の金額）とみなす。

12 前項又は附則第五十七条第九項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割型分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができるときは、旧租税特別措置法第五十七条第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該事業年度終了の日における電子計算機買戻準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13 第十一項又は附則第五十七条第九項の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格分割型分割の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度

後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する電子計算機買戻準備金の金額は、第十一項又は同条第九項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割型分割の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを六十月から経過期間（施行日以後最初に開始する事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格分割型分割の日以前までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

第四十二条 新租税特別措置法第六十一条の規定は、同条第一項に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第四十三条 法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等が、附則第六十一条第五号に定める日前に同項第三号に規定する裁定により買収取られた場合については、なお従前の例による。

2 附則第一条第五号に定める日以後に農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第七條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法（以下この項において「旧農地法」という。）第七十五条の二第一項に規定する草地利用権に係る新租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等が旧農地法第七十五条の八第一項の裁定により買収取られる場合には、当該買収取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の三第一項第三号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

3 法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が、附則第一条第六号に定める日前に同項第十三号に規定する法人に同号（イに係る部分に限る。）の事業の用に供するために買収取られた場合については、なお従前の例による。

4 附則第一条第六号に定める日以後に法人の有する新租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が中小小売商業振興法第四条第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業（同日前に当該認定を受けた高度化事業計画に基づくものであつて、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買収取られる場合には、当該買収取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

5 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号の規定は、法人が附則第一条第六号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

6 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十五号の規定は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 旧租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農業生産法人が、附則第一条第五号に定める日前にその有する同項に規定する土地等を同項第三号に規定する協議により同号に規定する特定農業法人に譲渡した場合については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十四号に係る部分に限る。）の規定は、法人の附則第一条第五号に定める日以後に取得をする同表の第十四号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が同日前に取得をした旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十四号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第六十六条の二の規定は、法人が平成二十一年一月一日以後に取得をする同条第一項に規定する先行取得土地等について適用する。

10 新租税特別措置法第六十六条の二第一項に規定する法人が、当該法人の施行日前に終了する事業年度（当該事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出期限が平成二十一年四月三十日前に到来する事業年度に限る。）において同項に規定する先行取得土地等の取得をした場合における当該先行取得土地等に係る新租税特別措置法第六十六条の二の規定の適用については、同項中「当該取得の日を含む事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出期限までに」とあるのは、「平成二十一年四月三十日までに」とする。

第四十四条 新租税特別措置法第六十六条の六第一項から第四項までの規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の七第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十六条の八の規定は、内国法人が同条第二項に規定する剰余金の配当等から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）がある場合について適用し、旧租税特別措置法第

六十六条の八第一項に規定する内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同項各号に掲げる事実(当該特定外国子会社等又は外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。)が生じた場合については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第六十六條の八第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額(内国法人の新租税特別措置法第六十六條の八第三項第一号に規定する事業年度(以下この項において「配当等事業年度」という。))の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に限る。以下この項において同じ。又は旧租税特別措置法第六十六條の八第一項に規定する課税対象留保金額(同条第二項又は第三項の規定により同条第一項に規定する課税対象留保金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。))のうち内国法人の新租税特別措置法第六十六條の八第三項第二号に規定する前十年以内の各事業年度(以下この項において「前十年以内の各事業年度」という。))に対応する部分の金額(同条の規定により控除される同号に規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。)、当該内国法人の課税対象留保金額又は課税対象留保金額に係る事業年度又は連結事業年度の期間に対応する配当等事業年度又は前十年以内の各事業年度と同条第三項各号に掲げる金額とみなして、同条第一項から第三項までの規定を適用する。

5 内国法人の施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人に係る旧租税特別措置法第六十六條の六第一項に規定する特定外国子会社等から受ける新租税特別措置法第六十六條の六第一項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。))については、新法人税法第二十三條の二の規定は、適用しない。この場合において、当該内国法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各事業年度又は各連結事業年度において当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税(旧法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。))の額及び当該特定外国子会社等に係る旧法人税法第六十九條第十一項又は第八十一條の十五第十一項に規定する外国孫会社の所得に對

して課される外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、旧法人税法第二十八條並びに第六十九條第八項、第十一項、第十三項及び第十五項から第十八項まで又は第八十一條の五並びに第八十一條の十五第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十七項までの規定は、なおその効力を有する。

6 内国法人の施行日前に開始した事業年度において当該内国法人に係る新租税特別措置法第六十六條の六第一項に規定する特定外国子会社等(新法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。))から受けた旧租税特別措置法第六十六條の六第一項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。))については、附則第六條の規定にかかわらず、新法人税法第二十三條の二の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第六十九條第八項又は第八十一條の十五第八項に規定する外国子会社及び旧法人税法第六十九條第十一項又は第八十一條の十五第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される旧法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、附則第十二條第二項又は第十六條第二項の規定は、適用しない。

7 前項前段の規定の適用がある場合における旧法人税法の規定の適用については、旧法人税法第六十七條第三項第二号中「除く。」とあるのは、「除く。」及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四十四條第六項前段(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)の規定により適用される第二十三條の二(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)(租税特別措置法第六十六條の八第二項前段)(特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額とする。

第四十五條 新租税特別措置法第六十六條の九の第二項、第三項、第三項及び第四項の

規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六條の九の六第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六條の九の三第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額に係る同項に規定する課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六條の九の七第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十六條の九の四の規定は、同条第二項に規定する特殊関係株主等である内国法人が同項に規定する特定外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。)がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十六條の九の八第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人又は外国関係法人につき同項各号に掲げる事実(当該特定外国法人又は外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。)が生じた場合については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第六十六條の九の八第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額(新租税特別措置法第六十六條の九の四第三項第一号に規定する特殊関係株主等である内国法人の同号に規定する事業年度(以下この項において「配当等事業年度」という。))の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に限る。以下この項において同じ。又は旧租税特別措置法第六十六條の九の八第一項に規定する課税対象留保金額(同条第二項又は同条第三項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十六條の八第三項の規定により旧租税特別措置法第六十六條の九の八第一項に規定する課税

対象留保金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。))のうち新租税特別措置法第六十六條の九の四第三項第二号に規定する特殊関係株主等である内国法人の同号に規定する前十年以内の各事業年度(以下この項において「前十年以内の各事業年度」という。))に対応する部分の金額(同号の規定により控除される同号に規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。))は、当該内国法人の課税対象留保金額又は課税対象留保金額に係る事業年度又は連結事業年度の期間に対応する配当等事業年度又は前十年以内の各事業年度と同条第三項各号に掲げる金額とみなして、同条第一項から第三項までの規定を適用する。

5 新租税特別措置法第六十六條の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以後に開始する事業年度において当該内国法人に係る旧租税特別措置法第六十六條の九の六第一項に規定する特定外国法人から受ける新租税特別措置法第六十六條の九の二第一項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。))については、新法人税法第二十三條の二の規定は、適用しない。この場合において、当該内国法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各事業年度又は各連結事業年度において当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税(旧法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。))の額及び当該特定外国法人に係る旧法人税法第六十九條第十一項又は第八十一條の十五第十一項に規定する外国孫会社の所得に對して課される同号に規定する外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、旧法人税法第二十八條並びに第六十九條第八項、第十一項、第十三項及び第十五項から第十八項まで又は第八十一條の五並びに第八十一條の十五第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十七項までの規定は、なおその効力を有する。

6 旧租税特別措置法第六十六條の九の六第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日前に開始した事業年度において当該内国法人に係る新租税特別措置法第六十六條の九の二第一項に規定する特定外国法人(新法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該

から受けた旧租税特別措置法第六十六条の九の六第一項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。)については、附則第六十六条の規定にかかわらず、新法人税法第二十三条の二の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第六十九条第八項又は第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社及び旧法人税法第六十九条第十一項又は第八十一条の十五第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される旧法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、附則第十二条第二項又は第十六条第二項の規定は、適用しない。

7 前項前段の規定の適用がある場合における旧法人税法の規定の適用については、旧法人税法第六十七条第三項第二号中「除く。」とあるのは、「除く。」及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四十五条第六項前段(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)の規定により適用される第二十三号の二(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)(租税特別措置法第六十六条の九の四第二項前段(特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額」とする。

(鉱工業技術研究組合の所得計算の特例に関する経過措置)  
**第四十六条** 新租税特別措置法第六十六条の十第一項の規定は、法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する試験研究用資産について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十六条の十第一項に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(以下この項において「産業活力再生特別措置法等改正法」という。)附則第六条の規定により技術研究組合(産業活力再生特別措置法等改正法第二条の規定による改正後の技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第二条第一項に規定する技

術研究組合をいう。)とみなされた鉱工業技術研究組合(産業活力再生特別措置法等改正法第二条の規定による改正前の鉱工業技術研究組合)に係る新租税特別措置法第六十六条の十の規定の適用については、同条第一項中「費用を賦課し」とあるのは、「費用の賦課(我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定により技術研究組合法第九条第一項の規定による費用の賦課とみなされるものを含む。)をし」とする。

**第四十七条** 新租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定は、法人の平成二十一年二月一日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項本文に規定する事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

(特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置)  
**第四十八条** 新租税特別措置法第六十七条の十四第一項の規定は、同項に規定する特定目的会社の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七条の十四第三項(同項の表第四十二号の三の二第一項の表の第一号の項に係る部分に限る。)の規定は、新租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社(次項において「特定目的会社」という。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十七条の十四第三項(同項の表第六十六号の十三第一項第一号の項に係る部分に限る。)の規定は、特定目的会社の平成二十一年二月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

(投資法人に係る課税の特例に関する経過措置)  
**第四十九条** 新租税特別措置法第六十七条の十五第一項の規定は、同項に規定する投資法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五

第一項に規定する投資法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七条の十五第四項(同項の表第四十二号の三の二第一項の表の第一号の項に係る部分に限る。)の規定は、新租税特別措置法第六十七条の十五第二項に規定する投資法人(次項において「投資法人」という。)の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十七条の十五第四項(同項の表第六十六号の十三第一項第一号の項に係る部分に限る。)の規定は、投資法人の平成二十一年二月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

**第五十条** 新租税特別措置法第六十七条の十六の規定は、同条第一項の外国法人が施行日以後に有する法人税法第三百三十八条に規定する国内源泉所得について適用する。

(振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置)  
**第五十一条** 新租税特別措置法第六十七条の十七第三項の規定は、外国法人の施行日以後に発行する同項に規定する割引債の同項に規定する償還差益について適用する。

2 新租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定は、法人税法第四百四十一条第二号から第四号までに掲げる外国法人が施行日以後に発行される同項に規定する割引債につき支払を受ける同項に規定する償還差益について適用する。

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置)  
**第五十二条** 新租税特別措置法第六十八条の三の第二項の規定は、同項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の第二項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例に関する経過措置)  
**第五十三条** 新租税特別措置法第六十八条の三の第三項の規定は、同項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の施行日以後

に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の第三項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等である連結法人の法人税率の特例に関する経過措置)  
**第五十四条** 新租税特別措置法第六十八条の八の規定は、連結親法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人がエネルギー供給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特例に関する経過措置)  
**第五十五条** 新租税特別措置法第六十八条の十第六項及び第七項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー供給構造改革推進設備等について適用する。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)  
**第五十六条** 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第六十八条の十八第一項に規定する保全事業等の計画につき同項に規定する認定を施行日前に受けた連結親法人が当該認定の日から三年以内の期間内に取得等をする同項に規定する保全事業等資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

4 新租税特別措置法第六十八条の十九第一項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定

は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十九第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の二十一第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する事業革新設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の二十一第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八條の二十一第二項及び第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十一第二項に規定する資源需給構造変化対応設備等について適用する。

7 新租税特別措置法第六十八條の二十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第三号に定める日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する新用途米穀加工品等製造設備について適用する。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、附則第四十條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十五條第一項の表の第一号に掲げる地区（水源地域対策特別措置法第三條第一項の規定により、施行日以前に水源地域として指定された地区に限る。）内において施行日から平成二十四年三月三十一日まで期間に取得等をする附則第四十條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十五條第一項に規定する工業用機械等に係る新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項の規定の適用については、同項中「掲げる地区」とあるのは「掲げる地区（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年

法律第十三号）附則第四十條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第四十五條第一項の表の第一号に掲げる地区（以下この項において「経過措置適用地区」という。）を含む。」と、「当該各号の第二欄に掲げる事業（経過措置適用地区にあつては、製造の事業その他の政令で定める事業）」と、「当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表」とあるのは「当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（経過措置適用地区にあつては、機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、政令で定めるものとし、第四十五條第一項の表及び旧効力措置法第四十五條第一項の表」とする。

9 新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項（新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第一号二に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用する。

10 新租税特別措置法第六十八條の二十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の二十九第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第六十八條の三十四（第三項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日以後に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八條の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第四号に定める日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八條の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項	第三項
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	第四十七條第三項
立	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十條第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七條第三項
適格事後設	適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）
適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）	適格合併等
又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人
又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日	にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。
第四十七條	旧効力措置法第四十七條
第三項	第三項

第四項	第三項	第二項
適格合併、適格分割又は適格現物出資	適格合併、適格分割又は適格現物出資	適格合併、適格分割又は適格現物出資
又は現物出資法人	又は現物出資法人	又は現物出資法人
適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分割若しくは適格現物出資の日の前日	適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分割若しくは適格現物出資の日の前日	適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分割若しくは適格現物出資の日の前日
第四十七條	第四十七條	第四十七條
第二項	第二項	第二項
所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七條の第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七條の第二項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七條の第二項
被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人
第四十七條	第四十七條	第四十七條
第三項	第三項	第三項
旧効力措置法第四十七條	旧効力措置法第四十七條	旧効力措置法第四十七條
第二項	第二項	第二項

15 新租税特別措置法第六十八條の三十八第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度において施行日以後に国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の対象となる事業に係る同条第一項に規定する植林費

を支出する場合について適用し、連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の三十八第一項に規定する植林費を支出した場合又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度において施行日以前に国若しくは地方公共団体から交付を受けた補助金等の対象となる事業に係る同項に規定する植林費を支出する場合には、なお従前の例による。

**第五十七條** 旧租税特別措置法第六十八条の四五第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人（石炭の採掘の事業を営むものを除く。）に該当するものの施行日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八条の四五（第三項から第五項まで、第十一項から第十四項まで及び第十七項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項 五 第	項 四 第	項 三 第
第五十五条の六第一項	第五十五条の六第一項	第五十五条の六第一項
旧効力措置法第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の六第一項

資又は適格事業後設立	又は適格現物出資
合併又は分割	合併の日
合併又は分割	合併
合併にあつては、その	合併にあつては、その
以下この条	第十項及び第十一項
合併に、分割	合併に限る
型分割にあつては、その分割	
連結親法人の	
業年度開始の日である場合	
の当該分割型	
分割に、それ	
ぞれ限る	
合併法人又は	合併法人
分割承継法人	
連結子法人の	連結子法人の破産手続
解散にあつて	開始の決定による解散
はその解散の	にあつては、その破産手
日	続開始の決定の日

第六十八条の	の六十一項
四十五第二項	第五十五条
	の六十一項
	（平成二十一年法律第十三号）附
	則第五十七条第一項の
	規定によりなおその効
	力を有するものとされ
	る同法第五十五条の規定
	による改正前の租税特別
	措置法（以下この条に
	おいて「旧効力連結措
	置法」という。）第六
	十八条の四五第二項
	「同条第十一項」とあ
	るものは「旧効力単体措
	置法第五十五条の六第
	十一項
	の六第一項
	旧効力措置法第五十五
	条の六第一項
	適格分割により
	適格分割（適
	格分割型分割
	にあつては、
	その適格分割
	型分割の日が
	その連結親法
	人事業年度開
	始の日である
	場合の当該適
	格分割型分割
	に限る。）に
	よ
	り
	第六十八条の
	四十五第二項
	旧効力連結措置法第六
	十八条の四五第二項
	旧効力単体措置法第五
	十五條の六第十二項
	旧効力措置法第五十五
	条の六第一項

第六十八条の	旧効力連結措置法第六
四十五第二項	十八条の四五第二項
第五十五条の	旧効力単体措置法第五
第六十四項	十五條の六第十四項
旧租税特別措置法第六十八條の五十第一項に	
規定する連結親法人又は当該連結親法人による	
連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以	
後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行	
日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度	
に該当しない場合には、当該事業年度開始の	
日）において同条第四項に規定する電子計算機	
買戻準備金の金額を有する場合には、当該	
開始の日以後五年以内の日を含む各連結事業年	
度において、当該電子計算機買戻準備金の	
金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれ	
を六十で除して計算した金額（次項において	
「五年均等取崩金額」という。）に相当する金額	
を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計	
算上、益金の額に算入する。	
前項の場合において、五年均等取崩金額が当	
該連結事業年度終了の日における電子計算機買	
戻準備金の金額（その日までに同項に規定	
する電子計算機買戻準備金の金額に次項の	
規定により益金の額に算入された、若しくは算	
入されるべきこととなった金額（附則第四十一	
条第四項の規定により益金の額に算入された金	
額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結事	
業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事	
業年度に該当しない場合には、その前日を含む	
事業年度）終了の日までに前項の規定により益	
金の額に算入された金額（同条第二項の規定に	
より益金の額に算入された金額を含む。）があ	
る場合には、これらの金額を控除した金額。以	
下この条において同じ。）を超えるときは、当	
該五年均等取崩金額は、当該電子計算機買戻	
準備金の金額とする。	
第二項の規定の適用を受ける連結親法人又は	
その連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格	
合併又は適格分割型分割により、その適格合併	
又は適格分割型分割前に旧租税特別措置法第六	
十八条の五十第二項に規定する特定電子計算機	
貸付会社に販売した同条第三項の買戻しに係る	
電子計算機（以下この項及び第九項において	
「特定電子計算機」という。）の買戻しの全部を	
行わないこととなった場合を除く。）に該当す	

4 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に旧租税特別措置法第六十八条の五十第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した同条第三項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第九項において「特定電子計算機」という。）の買戻しの全部を行わないこととなった場合を除く。）に該当す

3 前項の場合において、五年均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における電子計算機買戻準備金の金額（その日までに同項に規定する電子計算機買戻準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第四十一条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該五年均等取崩金額は、当該電子計算機買戻準備金の金額とする。

2 旧租税特別措置法第六十八條の五十第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）において同条第四項に規定する電子計算機買戻準備金の金額を有する場合には、当該開始の日以後五年以内の日を含む各連結事業年度において、当該電子計算機買戻準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額（次項において「五年均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

ることとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げられた場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 旧租税特別措置法第六十八條の五十第三項に規定する政令で定める特約を有しないこととなつた場合 その有しないこととなつた日における電子計算機買戻失準備金の金額  
二 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限るものとする。）により特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなつた場合 その合併の直前における電子計算機買戻失準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する電子計算機買戻失準備金の金額  
四 第二項及び前三号の場合以外の場合において電子計算機買戻失準備金の金額を取り崩したした場合 その取り崩した日における電子計算機買戻失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

五 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。  
六 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合には、その適格合併直前における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた電子計算機買戻失準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の電子計算機買戻失準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年

度に該当しない場合には、附則第四十一条第二項の電子計算機買戻失準備金の金額）とみなす。  
七 前項又は附則第四十一条第八項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が旧租税特別措置法第六十八條の五十第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
八 第六項又は附則第四十一条第八項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する電子計算機買戻失準備金の金額は、第六項又は同条第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた電子計算機買戻失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた電子計算機買戻失準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格合併の日を含む連結事業年度にあつては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを六十から経過期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

分割の日において有する同項の電子計算機買戻失準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度の電子計算機買戻失準備金の金額）とみなす。  
十 前項又は附則第四十一条第十一項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）が旧租税特別措置法第六十八條の五十第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。  
十一 第九項又は附則第四十一条第十一項の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割型分割の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格分割型分割の日を含む事業年度以後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する電子計算機買戻失準備金の金額は、第九項又は同条第十一項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻失準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度にあつては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを六十から経過期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格分割型分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

分割の日において有する同項の電子計算機買戻失準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度の電子計算機買戻失準備金の金額）とみなす。  
十二 第九項又は附則第四十一条第十一項の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）のその適格分割型分割の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格分割型分割の日を含む事業年度以後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する電子計算機買戻失準備金の金額は、第九項又は同条第十一項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた電子計算機買戻失準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度にあつては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを六十から経過期間（施行日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（施行日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格分割型分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

五 新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第十日前に旧租税特別措置法第六十五條の三第一項第三号に規定する裁定により買戻取られた場合については、なお従前の例による。）  
六 附則第一条第五号に定める日以後に農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第七條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一條の規定による改正前の農地法（以下この項において「旧農地法」という。）第七十五條の二第一項に規定する草地利用権に係る新租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等が旧農地法第七十五條の八第一項の裁定により買戻取られる場合には、当該買戻取られる場合を新租税特別措置法第六十五條の三第一項第三号に掲げる場合に該当するものとみなして、新租税特別措置法第六十八條の七十四の規定を適用する。  
七 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等が、附則第一条第六号に定める日前に旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第十三号に規定する法人に同号（イに係る部分に限る。）の事業の用に供するために買戻取られた場合については、なお従前の例による。  
八 附則第一条第六号に定める日以後に連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等が中小売商業振興法第四條第一項から第三項まで又は第六項の規定による認定を受けた高度化事業計画に基づく同条第七項第一号に規定する高度化事業（同日前に当該認定を受けた高度化事業計画に基づくものであつて、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合して行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人に買戻取られる場合には、当該買戻取られる場合を新租税特別措置法第六十五條の四第一項第十三号に掲げる場合に該当するものとみなして、新租税特別措置法第六十八條の七十五の規定を適用する。

三号イに係る部分に限る。の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

6 新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である旧租税特別措置法第六十八條の七十六第一項に規定する農業生産法人が、附則第一条第五号に定める日以前にその有する同項に規定する土地等を旧租税特別措置法第六十五條の五第一項第三号に規定する協議により同号に規定する特定農業法人に譲渡した場合については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一条第五号に定める日以後に取得をする同表の第十四号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以前に取得をした旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十四号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第六十八條の八十五の四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十一年一月一日以後に取得をする同条第一項に規定する先行取得土地等について適用する。

10 新租税特別措置法第六十八條の八十五の四第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、当該連結親法人又はその連結子法人の施行日前

に終了する連結事業年度（当該連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出期限が平成二十一年四月三十日以前に到来する連結事業年度に限る。）において同項に規定する先行取得土地等の取得をした場合における当該先行取得土地等に係る新租税特別措置法第六十八條の八十五の四の規定の適用については、同項中「当該取得の日を含む連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出期限までに」とあるのは、「平成二十一年四月三十日までに」とする。（連結親法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十九條 新租税特別措置法第六十八條の九十九第一項から第四項までの規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十九第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の九十一第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の九十二の規定は、連結親法人が同条第二項に規定する特定外国子会社等から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。）がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十二第一項に規定する連結親法人に係る同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同項各号に掲げる事実（当該特定外国子会社等又は外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。）が生じた場合については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第六十八條の九十二第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額（連結親法人の新租税特別措置法第六十八條の九十二第三項第一号に規定する連結事業年度（以下この項において「配当等連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に限る。以下この項において同じ。）又は旧租税特別措置法第六十八條の九十二第一項に規定する個別課税対象金額（同条第二項又は第三項の規定により同条第一項に規定する個別課税対象金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。）のうち連結親法人の新租税特別措置法第六十八條の九十二第三項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度（以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号の規定により控除される同号に規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該連結親法人の個別課税対象金額又は個別課税対象金額に係る連結事業年度又は事業年度の期間に対応する配当等連結事業年度又は前十年以内の各連結事業年度の同条第三項各号に掲げる金額とみなして、同条第一項から第三項までの規定を適用する。

5 連結親法人の施行日以後に開始する連結事業年度において当該連結親法人に係る旧租税特別措置法第六十八條の九十九第一項に規定する特定外国子会社等から受ける新租税特別措置法第六十八條の九十九第一項第一号イに規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、新法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別利益金額を計算する場合における新法人税法第二十三條の二の規定は、適用しない。この場合において、当該連結親法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各連結事業年度又は各事業年度において当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（旧法人税法第八十一條の十五第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額及び当該特定外国子会社等に係る旧法人税法第八十一條の十五第一項又は第六十九條第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、旧法人税法第八十一條の

五並びに第八十一條の十五第八項、第十一項、第二十八項並びに第六十九條第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十八項までの規定は、なおその効力を有する。

6 連結親法人の施行日前に開始した連結事業年度において当該連結親法人に係る新租税特別措置法第六十八條の九十九第一項に規定する特定外国子会社等（新法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別利益金額を計算する場合における新法人税法第二十三條の二第一項に規定する外国子会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。）から受けた旧租税特別措置法第六十八條の九十九第一項に規定する剰余金の配当等の額（当該特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。）については、附則第六條の規定にかかわらず、新法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別利益金額を計算する場合における新法人税法第二十三條の二の規定を適用する。この場合において、旧法人税法第八十一條の十五第八項又は第六十九條第八項に規定する外国子会社及び旧法人税法第八十一條の十五第十一項又は第六十九條第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される旧法人税法の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、附則第六條第二項又は第十二條第二項の規定は、適用しない。

7 前項前段の規定の適用がある場合における旧法人税法の規定の適用については、旧法人税法第八十一條の十三第二項第二号中「第八十一條の四」とあるのは、「第八十一條の三第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第五十九條第六項前段（連結親法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により適用される第二十三條の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）（租税特別措置法第六十八條の九十二第二項前段（特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により個別利益金額を計算する場合に限る。）（個別利益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得

に終了する連結事業年度（当該連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出期限が平成二十一年四月三十日以前に到来する連結事業年度に限る。）において同項に規定する先行取得土地等の取得をした場合における当該先行取得土地等に係る新租税特別措置法第六十八條の八十五の四の規定の適用については、同項中「当該取得の日を含む連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出期限までに」とあるのは、「平成二十一年四月三十日までに」とする。（連結親法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）



の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額及び第八十一条の四」とする。  
(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第六十条** 新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項、第二項第三号、第三項及び第四項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の七第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

**3** 新租税特別措置法第六十八条の九十三の四の規定は、同条第二項に規定する特殊関係株主等である連結法人が同項に規定する特定外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。)がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の八第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人又は外国関係法人につき同項各号に掲げる事実(当該特定外国法人又は外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。)が生じた場合については、なお従前の例による。

**4** 旧租税特別措置法第六十八条の九十三の八第一項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額(新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項第一号に規定する特殊関係株主等である連結法人の同号に規定する連結事業年

度(以下この項において「配当等連結事業年度」という。)の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される金額に限る。以下この項において同じ。)又は旧租税特別措置法第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税留保金額(同条第二項又は同条第三項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九十二第三項の規定により旧租税特別措置法第六十八条の九十三の八第一項に規定する個別課税留保金額とみなされたものを含む。以下この項において同じ。)のうち新租税特別措置法第六十八条の九十三の四第三項第二号に規定する特殊関係株主等である連結法人の同号に規定する前十年以内の各連結事業年度(以下この項において「前十年以内の各連結事業年度」という。)に対応する部分の金額(同号の規定により控除される同号に規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。)は、当該連結法人の個別課税対象留保金額又は個別課税留保金額に係る連結事業年度又は事業年度の期間に対応する配当等連結事業年度又は前十年以内の各連結事業年度の同条第三項各号に掲げる金額とみなして、同条第一項から第三項までの規定を適用する。

**5** 新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度において当該連結法人に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項に規定する特定外国法人から受ける新法人税法第二十三条第一項第一号に掲げる金額(当該特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係るものに限る。以下この項において「剰余金の配当等の額」という。)については、新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における新法人税法第二十三条の二の規定は、適用しない。この場合において、当該連結法人の施行日から三年を経過する日以前に開始する各連結事業年度又は各事業年度において当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税(旧法人税法第八十一条の十五第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。)の額及び当該特定外国法人に係る旧法人税法第八十一条の十五第一項又は第六十九條第十一項に規定する外国孫会社の所得に対して課される外国法人税の額のうち当該剰余金の配当等の額に係るものについては、旧法人

税法第八十一条の五並びに第八十一条の十五第八項、第十一項、第十三項及び第十五項から第十七項まで又は第二十八項並びに第六十九條第八項、第九項、第十一項から第十三項まで及び第十五項から第十八項までの規定は、なおその効力を有する。

**6** 旧租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日前に開始した連結事業年度において当該連結法人に係る新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人(新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における新法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。)から受けた旧租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。)については、附則第六条の規定にかかわらず、新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における新法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。)から受けた旧租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係るものに限る。以下この項において同じ。)については、附則第六条の規定にかかわらず、新法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合における新法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものに限る。以下この項において同じ。)

**7** 前項前段の規定の適用がある場合における旧法人税法の規定の適用については、旧法人税法第八十一条の十三第二項第二号中「第八十一条の四」とあるのは、「第八十一条の三第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十条第六項前段(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)の規定により適用される第二十三条の二(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)(租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項前段(特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等)の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により個別益金額

を計算する場合に限る。)(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額及び第八十一条の四」とする。  
(連結親法人である鉱工業技術研究組合の所得計算の特例に関する経過措置)

**第六十一条** 新租税特別措置法第六十八条の九十四第一項の規定は、連結親法人が附則第一条第二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する試験研究用資産について適用し、連結親法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の九十四第一項に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。

**2** 前項の場合において、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(以下この項において「産業活力再生特別措置法等改正法」という。)附則第六条の規定により技術研究組合(産業活力再生特別措置法等改正法第二条の規定による改正後の技術研究組合法第二条第一項に規定する技術研究組合をいう。)とみなされた鉱工業技術研究組合(産業活力再生特別措置法等改正法第二条の規定による改正前の技術研究組合法第二条の規定による改正後の技術研究組合法第二条第一項に規定する技術研究組合をいう。)とみなされた技術研究組合(産業活力再生特別措置法等改正法第二条の規定による改正前の技術研究組合法第二条の規定による改正後の技術研究組合法第二条第一項に規定する技術研究組合をいう。)に係る新租税特別措置法第六十八条の九十四の規定の適用については、同条第一項中「費用を賦課し」とあるのは、「費用の賦課(我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条の規定により技術研究組合法第九条第一項の規定による費用の賦課とみなされるものを含む。)をし」とする。  
(連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

**第六十二条** 新租税特別措置法第六十八条の九十四第一項の規定は、連結親法人の平成二十一年二月一日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額について適用し、連結親法人の同日前に終了した旧租税特別措置法第六十八条の九十八第一項本文に規定する連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。  
(非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予に関する経過措置)

**第六十三条** 新租税特別措置法第七十条の七の規定は、施行日以後に贈与(贈与をした者の死亡

により効力を生ずる贈与を除く。以下附則第六十六條までにおいて同じ。）により取得をする新租税特別措置法第七十條の七第二項第二号に規定する非上場株式等（以下附則第六十五條までにおいて「非上場株式等」という。）に係る贈与税について適用する。

2 新租税特別措置法第七十條の七の二の規定は、平成二十年十月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下附則第六十六條までにおいて同じ。）により取得をする非上場株式等に係る相続税について適用する。この場合において、当該相続又は遺贈により取得をする当該非上場株式等に係る会社の株式又は出資については、旧租税特別措置法第六十九條の五第一項の規定は、適用しない。

（非上場株式等）についての相続税の課税価格の計算の特例等に関する経過措置

第六十四條 旧租税特別措置法第六十九條の五第二項第十一号に規定する特定事業用資産相続人等（以下第五項までにおいて「特定事業用資産相続人等」という。）が施行日前に贈与により取得をした同条第二項第八号に規定する特定受贈同族会社株式等（以下第三項まで及び次条第二項において「特定受贈同族会社株式等」という。）につき旧租税特別措置法第六十九條の五第十項又はこの項の規定により相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十八條第一項の申告書（第六項において「贈与税の申告書」という。）及び旧租税特別措置法第六十九條の五第十項の書類を納税地の所轄税務署長に提出している場合には、当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 前項に規定する場合（当該特定受贈同族会社株式等の贈与をした者（以下この項及び第四項において「特定贈与者」という。）が平成二十年十月一日以後に死亡した場合に限る。）において、当該特定贈与者に係る特定事業用資産相続人等が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該特定事業用資産相続人等は、当該特定受贈同族会社株式等（この項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択したものに限る。以下この項及び第四項において「選択特定受贈同族会社株式等」という。）を当該特定贈与者から相続（当該特定事業用資産相続人等が当該特定贈与者の相続人以外の者

である場合には、遺贈）により取得をした非上場株式等とみなして、新租税特別措置法第七十條の七の二の規定の適用を受けることができる。

一 当該特定事業用資産相続人等が、平成二十二年三月三十一日までに納税地の所轄税務署長に、この項の規定により新租税特別措置法第七十條の七の二の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を提出していること。ただし、当該特定贈与者の死亡に係る相続税法第二十七條第一項に規定する相続税の申告書（次号、第七項及び次条において「相続税の申告書」という。）の提出期限が同日までに到来する場合には、既に当該書類を提出している場合を除き、当該書類を当該相続税の申告書に添付して提出することとする。

二 当該特定事業用資産相続人等が、当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告書の提出期限（次号及び第七項において「申告期限」という。）を超過する時までの間のうち政令で定める期間において、当該選択特定受贈同族会社株式等に係る認定承継会社（新租税特別措置法第七十條の七の二第二項第一号に規定する認定承継会社をいう。第七項第二号において同じ。）の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

三 当該特定事業用資産相続人等が、当該特定贈与者からの贈与により取得をした選択特定受贈同族会社株式等のすべてを当該贈与の時から当該相続に係る申告期限（当該特定事業用資産相続人等が当該申告期限内に死亡した場合）には、その死亡の日）まで引き続き保有していること。

3 第一項の規定は、前項の規定により特定事業用資産相続人等が当該特定受贈同族会社株式等について新租税特別措置法第七十條の七の二の規定の適用を受ける場合には、適用しない。

4 特定事業用資産相続人等が、当該特定事業用資産相続人等に係る特定贈与者から相続又は遺贈により取得をした株式又は出資（選択特定受贈同族会社株式等に係る法人のものに限る。）については、当該選択特定受贈同族会社株式等につき第二項の規定の適用を受ける場合を除き、新租税特別措置法第七十條の七の二の規定は、適用しない。

5 特定事業用資産相続人等が第二項の規定により新租税特別措置法第七十條の七の二の規定の適用を受ける場合の納税の猶予をする相続税の額の調整方法その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 旧租税特別措置法第七十條の三の第三項第一号に規定する特定受贈者（以下この条において「特定受贈者」という。）が平成二十年十二月三十一日以前に贈与により取得をした同項第二号に規定する特定同族株式等（以下この条及び次条第二項において「特定同族株式等」という。）につき旧租税特別措置法第七十條の三の三第一項又は第七十條の三の四第一項の規定により贈与税の申告書（これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出している場合には、当該特定同族株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

7 前項に規定する場合（当該特定同族株式等の贈与をした者（以下次項までにおいて「特定同族株式等贈与者」という。）が平成二十年十月一日以後に死亡した場合に限る。）において、当該特定同族株式等贈与者に係る特定受贈者が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該特定受贈者は、当該特定同族株式等贈与者からの贈与（旧租税特別措置法第七十條の三の三第三項第一号に規定する選択年中における当該特定同族株式等の最初の贈与の日から同項第四号に規定する確認日（第四号において「確認日」という。）までの間に行われたものに限る。）により取得をした株式又は出資（当該特定同族株式等に係る会社のものうち、この項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択したものに限る。以下次項までにおいて「選択特定同族株式等」という。）を当該特定同族株式等贈与者から相続（当該特定受贈者が当該特定同族株式等贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得をした非上場株式等とみなして、新租税特別措置法第七十條の七の二の規定の適用を受けることができる。

一 当該特定受贈者が、平成二十二年三月三十一日までに納税地の所轄税務署長に、この項の規定により新租税特別措置法第七十條の七の二の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を提出していること。ただし、当該特定同族株式等

贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限が同日までに到来する場合には、既に当該書類を提出している場合を除き、当該書類を当該相続税の申告書に添付して提出することとする。

二 当該特定受贈者が、当該特定同族株式等に係る贈与の時から当該特定同族株式等贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限を超過する時までの間のうち政令で定める期間において、当該選択特定同族株式等に係る認定承継会社の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

三 当該特定受贈者が、当該特定同族株式等贈与者からの贈与により取得をした選択特定同族株式等のすべてを当該贈与の時から当該相続に係る申告期限（当該特定受贈者が当該申告期限内に死亡した場合には、その死亡の日）まで引き続き保有していること。

四 当該特定受贈者が、確認日の翌日から二月を経過する日までに、当該特定同族株式等に係る旧租税特別措置法第七十條の三の三第一項に規定する確認書を納税地の所轄税務署長に提出していること。

8 特定受贈者が、当該特定受贈者に係る特定同族株式等贈与者から相続又は遺贈により取得をした株式又は出資（選択特定同族株式等に係る会社のものに限る。）については、当該選択特定同族株式等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、新租税特別措置法第七十條の七の二の規定は、適用しない。

9 特定受贈者が第六項の規定の適用を受けている場合の新租税特別措置法第六十九條の四、第六十九條の五、第七十條の三又は第七十條の三の二の規定の適用に関する調整その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 特定受贈者が第七項の規定により新租税特別措置法第七十條の七の二の規定の適用を受ける場合の納税の猶予をする相続税の額の調整方法その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

11 新租税特別措置法第六十九條の四及び第六十九條の五の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、前条第二項の

規定の適用がある場合を除き、なお従前の例による。

第六十五条 平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間（以下この条において「特例期間」という。）を開始した相続に係る被相続人が当該相続の開始の直前に有していた財産の中に非上場株式等が含まれており、かつ、当該被相続人が当該非上場株式等に係る会社の代表権（制限が加えられた代表権を除く。次項において同じ。）を有していた場合には、当該被相続人からの相続又は遺贈（贈与により取得をした財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。次項及び第五項において同じ。）により財産の取得をした者が提出すべき相続税の申告書の提出期限については、同法第二十七条第一項中「十月以内」とあるのは、「十月を経過する日又は平成二十二年二月一日のいずれか遅い日まで」とする。

2 特定受贈同族会社株式等（前条第一項又は第二項の規定の適用に係るものに限る。）の贈与をした者（当該特定受贈同族会社株式等に係る会社の代表権を有していた者に限る。）又は特定同族株式等（同条第六項の規定の適用に係るものに限る。）の贈与をした者（当該特定同族株式等に係る会社の代表権を有していた者に限る。）が特例期間内に死亡した場合に、これらの者がからの相続又は遺贈により財産の取得をした者が提出すべき相続税の申告書の提出期限については、相続税法第二十七条第一項中「十月以内」とあるのは、「十月を経過する日又は平成二十二年二月一日のいずれか遅い日まで」とする。

3 前二項に規定する場合において、特例期間内に相続税法第四条に規定する事由が生じたときにおける同法第二十九条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限については、同項中「十月以内」とあるのは、「十月を経過する日又は平成二十二年二月一日のいずれか遅い日まで」とする。

4 第一項及び第二項に規定する場合において、特例期間内に相続税法第三十五条第二項第一号又は第五号に規定する事由に該当することとなつたときにおける同項に規定する決定又は更正については、「十月を経過する日又は第五号中「十月」とあるのは、「十月を経過する日又は平成二十二年二月一日のいずれか遅い日」とする。

5 特例期間内に相続又は遺贈により非上場株式等の取得をした新租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等で同条第一項の規定の適用を受けたものに係る同項の規定による納税の猶予を受けた相続税に係る同条第十四項第七号の規定の適用については、同号中「国税徴収法」とあるのは、「国税徴収法第三十五条第一項中「一年以上前」とあるのは、「一年以上前（当該滞納に係る国税が相続税である場合にあつては、当該相続税に係る被相続人の相続の開始の前）」と、同法」とする。（農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置）

第六十六条 新租税特別措置法第七十条の四の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に行われる新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税について適用する。

2 附則第一条第五号に定める日に行われた旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第二十一項から第二十四項まで、第二十八項、第三十四項、第三十五項及び第三十七項、新租税特別措置法第七十条の五第一項並びに第七十条の六第二十九項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

6 附則第一条第五号に定める日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

7 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第二十七項、第二十八項、第三十三項、第四十項及び第四十二項の規定（第二号から第六号までに掲げる農業相続人にあつては、同条第三十九項の規定を含む。）を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

前項の規定により新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなされた

の六第一項に規定する農業相続人とみなされた

八

前項の規定により新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなされた

前項各号に掲げる農業相続人が同条第二十七項において準用する新租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「同条第二十七項、第二十八項、第三十三項、第四十項及び第四十二項の規定（第二号から第六号までに掲げる農業相続人については、同条第三十九項の規定を含む）」とあるのは、「同条（第五項及び第三十八項を除く）」とする。

9 新租税特別措置法第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項の規定は、附則第一条第五号に定める日以後の期間に対応する利子税について適用し、同日前の期間に対応する利子税については、なお従前の例による。

第六十七条 新租税特別措置法第七十六条第三項の規定は、同項に規定する特定農業法人が附則第一条第五号に定める日以後に同項に規定する農地の取得をする場合における当該農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十六条第二項に規定する特定農業法人が、同項に規定する特定遊休農地の取得をした場合における当該特定遊休農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は中小企業等協同組合が、平成二十年九月三十日まで旧租税特別措置法第七十八条に規定する農林漁業者に対して行った貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、附則第一条第二号に定める日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十一条第一項の規定は、株式会社等が、施行日以後に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得する場合の同項各号に掲げる事項し、施行日前に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得した場合の旧租税特別措置法第八十一条第

一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 株式会社等が、平成二十年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割により旧租税特別措置法第八十一条第三項の表の各号の上欄に掲げる権利を取得した場合における当該権利に係る登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第八十一条第二項の規定は、株式会社等が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第四項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第八十一条第三項の規定は、株式会社等が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第六項各号に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 株式会社等が平成二十一年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第八十一条第九項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定、旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定又は旧租税特別措置法第八十条の二第一項に規定する認定であつて同日までになされたものに係る旧租税特別措置法第七十九条第一項第五号、第八十条第一項第五号又は第八十条の二第一項第四号若しくは第六号（同条第八二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 旧租税特別措置法第八十二条の三第一項に規定する特定外資埠頭管理運営者が、平成二十一年三月三十一日までに同項に規定する指定法人から同項に規定する外資埠頭業務用不動産の出資を受けた場合には、当該出資に伴う当該外資埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 旧租税特別措置法第八十三条第四項に規定する整備事業区域内の土地に関する権利を有して

いた者が、平成二十年三月三十一日までに同条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた同項に規定する認定民間都市再生事業計画に基づき取得をする同条第四項の土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第八十四条の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に電子情報処理組織を使用して同条各号に掲げる登記の申請を行う場合における当該登記に係る登録免許税について適用し、同日前に電子情報処理組織を使用して旧租税特別措置法第八十四条の五各号に掲げる登記の申請を行った場合における当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（地方道路税の特例に関する経過措置）

第六十八条 施行日前に課した、又は課すべきであつた地方道路税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧租税特別措置法第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項、第九十条第一項又は第九十条の二第一項の規定により地方道路税の免除を受けた揮発油は、施行日以後に新租税特別措置法第八十九条の二第一項、第八十九条の三第一項、第八十九条の四第一項、第九十条第一項又は第九十条の二第一項の規定により地方揮発油税の免除を受けたものとみなして、新租税特別措置法第八十九条の二第四項、第八十九条の三第五項（新租税特別措置法第八十九条の四第三項において準用する場合を含む。）、第八十九条の四第二項において準用する揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第十四条の二第七項、新租税特別措置法第九十条第五項（新租税特別措置法第九十条の二第三項において準用する場合を含む。）、又は第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項の規定を適用する。

（利子税等の割合の特例に関する経過措置）

第六十九条 新租税特別措置法第九十三条第四項の規定（新租税特別措置法第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項に係る部分に限る。）は、附則第一条第五号に定める日以後の期間に対応する利子税について適用し、同日前の期間に対応する利子税については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第九十三

条第四項の規定の適用については、同項中「第七十条の四第三十四項及び第七十条の六第三十九項」とあるのは、「第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十五項」とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十一条 第七十条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十三条第五項の規定は、平成二十一年分以後の所得税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第一百一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第一百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見直しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二十年代（平成二十二年から令和元年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給付所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせるもの)の仕組みその他これに準ずるものをいう。の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲)をいう。第五号において同じ。の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立つて複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討することにより、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。

附則(平成二十二年四月三〇日法律第二九号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十九条 施行日が株式会社企業再生支援機構法の施行の前日である場合には、前条中「第八十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次」とあるのは「第八十四条の六」と、同法附則第六条中「第八十四条の六」とあるのは「第八十四条の六第三項を同条第四項とし、同条第二項の次」とする。

附則(平成二十二年六月二四日法律第五七号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十二年六月二六日法律第六一号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十条の二の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用する。(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三条 新法第十条の七の規定は、平成二十二年分以後の所得税について適用する。(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第四条 新法第四十二条の四の二の規定は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二

条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第五条 新法第四十二条の十二の規定は、法人の平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。(交際費等の損金不算入に関する経過措置)

第六条 新法第六十一条の四第一項の規定は、法人の平成二十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則(平成二十二年六月二六日法律第六三号)抄  
(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第七条 新法第六十八条の九の二の規定は、連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が平成二十一年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八条 新法第六十八条の十五の二の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。(連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置)

第九条 新法第六十八条の六十六第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十一年四月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十二年六月二六日法律第六三号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八号の規定 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二十九号)の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附則(平成二十二年七月一〇日法律第七四号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から「施行日」という。)から施行する。

附則(平成二十二年三月三十一日法律第六八号)抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日イからレまで 略  
ソ 第十八条中租税特別措置法の目次の改正規定(「第七十条の十二」を「第七十条の十三」に改める部分に限る。)、同法第五十条の二第五項の改正規定(「規定する条約の下に」その他の我が国が締結した国際約束」を、「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。)、同項第五号の改正規定、同法第九条の四の二(見出しを含む。)の改正規定、同法第九条の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の三第八項の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の三(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項第二号中「規定する報告書」の下に「、第三十七条の十四第十五項に規定する報告書」を加える部分並びに同項第五号及び第六号に係る部分を除く。)、同法第六十六号の四第十二項の改正規定(「十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。)、同法第十九項の改正規定(同項を同条第十八項とする部分を除く。)、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定(「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の八十八第十一項の改正規定、同法第十九項の改正規定、同法第六十八号の八十八の二第一項の改正規定、同

法第四章中第七十条の十二の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条の二の改正規定、同法第八十七条の八の改正規定、同法第八十八条の七の改正規定、同法第八十九条の二の改正規定、同法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の改正規定、同法第九十条の四の改正規定（同法第九十条の四の二の改正規定を除く。）、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定（同法第九十条の六の改正規定を除く。）、同法第九十条の六の改正規定及び同法第九十条の七の改正規定並びに附則第五十条、第七十二条及び第二百二十四条第七項から第九項までの規定

二 第十八条中租税特別措置法第十三条第五項第三号の改正規定、同法第四十六条の二第三項第三号の改正規定及び同法第六十八条の三十一第三項第三号の改正規定並びに附則第五十七條第四項、第七十九條第四項及び第七百一十二条第四項の規定 平成二十二年七月一日

三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イからチまで 略

リ 第十八条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定（同項第十号の七に係る部分を除く。）、同法第三条の三第五項の改正規定、同法第六条第三項の改正規定（、第八十一条の十四第一項及び第九百条第一項を、及び第八十一条の十四第一項に改める部分に限る。）、同法第八条の三第五項の改正規定、同法第九条の二第四項の改正規定、同法第三十七條の十第三項第二号の改正規定、同法第三十七條の十四の二第五項第三号の改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十二条の四第十六項の改正規定、同法第四十七條第四項の改正規定（第六十八條の三十四第三項を「第六十八條の三十四第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改める部分及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、同法第四十七條の二第二項及び第四十八條第二項の改正規定、同法第五十二条の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十二条の四の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十二条の五の改正規定、同法第五十二条の六の改正規定、同法第五十二条の七の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第五十二条の八の改正規定、同法第五十二条の九の改正規定、同法第五十二条の十の改正規定（「除く」の下に「。次項において同じ」を、「残額」の下に「。次項において同じ」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第五項の次に一項を加える改正規定、同法第五十八條の改正規定（同条第三項に係る部分及び同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一条の三第一項の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定（平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分及び、第四十二条の十一第五項を削る部分を除く。）、同法第六十二条の三の改正規定（同条第一項中「第四十二条の十一第五項」を削る部分、同条第八項中「第四十二条の十一第五項」を削る部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十三条第一項の改正規定（、第四十二条の十一第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十四条の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十五条の三第三項第四号の改正規定、同法第六十五条の四第三項第四号の改正規定、同法第六十五条の五の二の改正規定、同法第六十五条の七の改正規定、同法第六十五条の八の改正規定、同法第六十五条の十の改正規

定、同法第六十五条の十一の改正規定、同法第六十五条の十二の改正規定、同法第六十五条の十三の改正規定、同法第六十五条の十四の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十六条の二の改正規定、同法第六十六条の四の改正規定（同条第七項中「帳簿書類」を「書類」として財務省令で定めるもの」に改め、「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「次項、第九項及び第十二項第二号において同じ」を削る部分、同条第九項中「帳簿書類又は」を「財務省令で定めるもの又は」に改める部分、同条第十二項中「十万円」を「三十万円」に改める部分及び同法第十九項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の五の改正規定、同法第六十六条の八第二項の改正規定（この項及び次項を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の改正規定（第六十八條の九十二第二項を「第六十八條の九十二第二項」に改める部分、「第三項」を「第四項」に改める部分及び「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とする部分を除く。）、同条第七項の次に六項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に改める部分、「第三項」を「第四項」に改める部分、同項第三号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に改める部分及び同項を同条第六項とする部分を除く。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十六条の九の四第二項の改正規定（この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の次に六項を加える改正規定（第九項に係る部分に限る。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十六条の十三第一項の改正規定（同項ただし書中「ただし、」の下に「清算中に終了する事業年度及び」

を加える部分に限る。）、同法第六十七条の四の改正規定、同法第六十七条の六第一項の改正規定、同法第六十七条の十四第六項の改正規定、同法第六十七条の十五第七項の改正規定、同法第六十八条の二の三（見出しを含む。）、同法第六十八条の三の三の改正規定、同法第六十八条の三の二第六項の改正規定、同法第六十八条の三の三第六項の改正規定、同法第六十八条の三の四を削る改正規定、同法第六十八条の三の五を同法第六十八条の三の四とする改正規定、同法第六十八条の九の四とする改正規定、同法第六十八条の九の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第九項に係る部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の九の二の改正規定、同法第六十八条の十第九項の改正規定、同法第六十八条の十一第七項の改正規定、同法第六十八条の十二第九項の改正規定、同法第六十八条の十三第五項の改正規定、同法第六十八条の十四第七項の改正規定、同法第六十八条の三十四第四項の改正規定（「第四十七條第三項」を「第四十七條第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改める部分及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、同法第六十八條の三十五第二項及び第六十八條の三十六第二項の改正規定、同法第六十八條の四十四の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同項の表の第三号及び第四号に係る部分並びに同条第八項中「百分の百」を「百分の九十」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十四の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十八の改正規定、同法第六十八條の五十三の改正規定、同法第六十八條の五十四の改正規定、同法第六十八條の五十五の改正規定、同法第六十八條の五十六の改正規定、同法第六十八

を加える部分に限る。）、同法第六十七條の四の改正規定、同法第六十七條の六第一項の改正規定、同法第六十七條の十四第六項の改正規定、同法第六十七條の十五第七項の改正規定、同法第六十八條の二の三（見出しを含む。）、同法第六十八條の三の三の改正規定、同法第六十八條の三の二第六項の改正規定、同法第六十八條の三の三第六項の改正規定、同法第六十八條の三の四を削る改正規定、同法第六十八條の三の五を同法第六十八條の三の四とする改正規定、同法第六十八條の九の四とする改正規定（同条第一項に係る部分、同条第九項に係る部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の九の二の改正規定、同法第六十八條の十第九項の改正規定、同法第六十八條の十一第七項の改正規定、同法第六十八條の十二第九項の改正規定、同法第六十八條の十三第五項の改正規定、同法第六十八條の十四第七項の改正規定、同法第六十八條の三十四第四項の改正規定（「第四十七條第三項」を「第四十七條第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改める部分及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、同法第六十八條の三十五第二項及び第六十八條の三十六第二項の改正規定、同法第六十八條の四十四の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同項の表の第三号及び第四号に係る部分並びに同条第八項中「百分の百」を「百分の九十」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十四の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の四十八の改正規定、同法第六十八條の五十三の改正規定、同法第六十八條の五十四の改正規定、同法第六十八條の五十五の改正規定、同法第六十八條の五十六の改正規定、同法第六十八

条の五十八の改正規定、同法第六十八條の五十八の二の改正規定、同法第六十八條の五十九の改正規定（同条第一項中「各連結事業年度終了の時にける」を「法人税法第二條第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時にける」に、「法人税法第二條第九号に規定する普通法人及び」を「もの及び同法第六十六條第六項第二号に掲げる法人に該当するもの並びに」に改める部分を除く）、同法第六十八條の六十一の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く）、同法第六十八條の六十四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く）、同法第六十八條の六十五の改正規定、同法第六十八條の六十八第九項の改正規定（「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める部分に限る）、同条第十項の改正規定、同法第六十八條の七十の改正規定、同法第六十八條の七十一の改正規定、同法第六十八條の七十二の改正規定、同法第六十八條の七十四第三項第四号の改正規定、同法第六十八條の七十五第三項第四号の改正規定、同法第六十八條の七十六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く）、同法第六十八條の七十八の改正規定、同法第六十八條の七十九の改正規定、同法第六十八條の八十二の改正規定、同法第六十八條の八十三の改正規定、同法第六十八條の八十四の改正規定、同法第六十八條の八十五の改正規定、同法第六十八條の八十五の三の改正規定、同法第六十八條の八十五の四の改正規定、同法第六十八條の八十八第六項の改正規定（「第二條第四十三号」を「第二條第三十九号」に、「同条第四十四号」を「同条第四十号」に改める部分に限る）、同法第六十八條の九十二第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る）、同条第六項の改正規定（「第六十六條の八第八項」を「第六十六條の八第六項」に改める部分及び「同条第五項」を「同条第六項」

項」に、「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とする部分を除く）、同条第七項の次に六項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る）、同条第五項の改正規定（「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に改める部分、「第三項」を「第四項」に改める部分、同条第三号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に改める部分及び同項を同条第六項とする部分を除く）、同条第六十八條の九十三の四第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る）、同条第六項の次に六項を加える改正規定（第九項に係る部分に限る）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の百四第二項の改正規定、同法第六十八條の百九の二の改正規定並びに同法第六十八條の二第一項の改正規定（平成二十二年三月三十一日）を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く）並びに附則第四十四條、第七十四條、第七十九條第六項及び第八項から第十三項まで、第八十條、第八十一條、第八十二條第一項及び第四項、第八十三條、第八十四條第二項、第八十六條、第八十七條第九項、第九十條第七項、第九十一條第九項、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條第三項、第九十七條、第九十九條から百四條まで、百五條第二項、百六條、百七條第三項、百八條、百九條、百十二條第六項及び第八項から第十三項まで、百十三條、百十四條、百十五條第一項及び第三項、百十六條、百十七條、百十八條第一項、百十九條第七項、百二十條第五項、百二十二條、百二十三條、百二十七條、百三十五條から百四十四條まで並びに百四十二條（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十八條第三項の改正規定に限る。）の規定

四 次に掲げる規定 平成二十三年一月一日

イ及びロ 略  
ハ 第十八條中租税特別措置法第八條の四第三項第一号の改正規定、同法第二十八條の

四第五項第一号の改正規定、同法第二十九條の改正規定、同法第三十一條第三項第一号の改正規定、同法第三十七條の十第一項の改正規定、同法第六項第一号の改正規定、同法第三十七條の十一及び第三十七條の十一の二の改正規定、同法第三十七條の十四の二第六項の改正規定、同法第三十七條の十四の三第四項の改正規定、同法第四十一條第一項第四号の改正規定、同法第四十一條の三の二第三項第三号の改正規定、同法第四十一條の五第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一條の十四第一項第一号の改正規定並びに同法第四十一條の十六（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五十八條、第六十二條、第六十五條、第六十六條、第七十一條、第一百三十一條及び第一百三十二條の規定

五 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 略  
ロ 第十八條中租税特別措置法第四條の四第二項の改正規定

七 附則第六十四條第三項及び第四項の規定

七 平成二十五年十月一日  
七の二 第十八條中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九條の七」を「第九條の八」に改める部分に限る）、同法第二章第一節中第九條の七の次に一項を加える改正規定、同法第三十七條の十の二第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く）、同法第三十七條の十四の改正規定、同法第四十二條の三第四項の改正規定及び同法第九十七條の改正規定並びに附則第五十二條、第六十一條並びに第六十四條第一項及び第二項の規定 平成二十六年一月一日

八 略

九 第十八條中租税特別措置法第十條の二の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二條の五第一項第二号の改正規定並びに附則第五十三條、第七十五條及び百五條第一項の規定 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日

十 第十八條中租税特別措置法第三十四條第二項第四号の改正規定、同法第三十四條の二第二項第二十四号の改正規定、同法第六十五條

の三第一項第四号の改正規定及び同法第六十五條の四第一項第二十四号の改正規定並びに附則第五十九條第二項、第八十七條第三項及び百十八條第三項の規定 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行の日  
（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）  
第四十三條 第十八條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成二十二年分以後の所得税について適用し、平成二十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等の経過措置等）  
第四十四條 平成二十二年九月三十日以前に解散（合併による解散及び十月旧法人税法第九十二條第二項に規定する信託特定解散を除く。）をした第十八條の規定による改正前の租税特別措置法（以下附則百三十條までにおいて「旧租税特別措置法」という。）第三條の三第五項、第六條第三項（同条第十三項において準用する場合を含む。）、第八條の三第五項、第九條の二第四項、第四十一條の九第四項及び第四十一條の十二第四項に規定する内国法人に対するこれらの規定により読み替えて適用する十月旧法人税法の規定の適用については、なお従前の例による。  
（勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例に関する経過措置）  
第四十五條 新租税特別措置法第四條の四第三項の規定は、平成二十二年一月一日以後の同項に規定する証券投資信託の終了又は一部解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第四條の四第三項に規定する証券投資信託の終了又は一部解約については、なお従前の例による。  
（振替国債等の利子の課税の特例に関する経過措置）  
第四十六條 施行日前に提出された旧租税特別措置法第五條の二第一項第一号に規定する振替国債非課税適用申告書又は同項第二号に規定する振替地方債非課税適用申告書（当該振替国債非課税適用申告書若しくは当該振替地方債非課税適用申告書又はこれらにつき提出された同条第十項若しくは第十一項に規定する申告書

(以下この項において「変更申告書」という。)  
 の提出後に当該振替国債非課税適用申告書若しくは当該振替地方債非課税適用申告書又は当該変更申告書に記載された氏名若しくは名称又は同条第一項第一号イに規定する住所の変更をしていないものに限る。)は、施行日において新租税特別措置法第五条の第二項第一号の規定により提出された同号の非課税適用申告書とみなす。

2 新租税特別措置法第五条の第二項の規定は、同項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人が支払を受ける同条第一項に規定する振替国債(以下この条において「振替国債」という。)又は同項に規定する振替地方債(以下この条において「振替地方債」という。)の利子のうち施行日以後の期間に対応する部分について適用し、旧租税特別措置法第五条の第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債又は振替地方債の利子のうち施行日以前の期間に対応する部分については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧租税特別措置法第五条の第二項第四号の規定により受けた税務署長の承認は、施行日において新租税特別措置法第五条の第二項第四号の規定により受けた国税庁長官の承認とみなす。

4 新租税特別措置法第五条の第九項及び第十項の規定は、これらの規定に規定する非課税区分口座において同条第五項第六号に規定する振替記載等を受ける振替国債又は振替地方債につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後であるものについて適用する。

5 新租税特別措置法第五条の第十五項及び第十九項から第二十二項までの規定は、その利子の計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後である振替国債又は振替地方債については、なお従前の例による。

(振替社債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第四十七条 新租税特別措置法第五条の三の規定は、同条第一項に規定する特定振替社債等の利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後であるものについて適用する。

2 施行日から平成二十二年五月三十一日までの間における新租税特別措置法第五条の三第四項第五号及び第六号の規定の適用については、同項第五号中「条約その他の我が国が締結した国際約束」とあるのは「条約」と、「締約国又は締約者」とあるのは「締約国」と、「条約相手国等」とあるのは「条約相手国」と、同項第六号中「条約相手国等」とあるのは「条約相手国」とする。

(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第四十八条 新租税特別措置法第六条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に発行される同条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第六条第一項に規定する一般民間国外債につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六条第四項から第十項までの規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第六条第四項に規定する一般民間国外債につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

3 施行日前に発行された旧租税特別措置法第六条第十項に規定する指定民間国外債(次項において「指定民間国外債」という。)につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

4 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間に発行される指定民間国外債につき支払を受ける利子については、旧租税特別措置法第六条(第十項から第十二項までに係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十項中「第四項に規定する政令で定める外国法人により発行された」とあるのは「その利子の額が当該指定民間国外債の発行をする者又は当該発行をする者の特殊関係者(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八条の規定による改正後の租税特別措置法第六条第四項に規定する特殊関係者をいう。以下この項において同じ。)に関する同条第四項に規定する政令で定める指標を基礎として算出される」と、「利子」とあるのは「利子で当該発行をする者の特殊関係者でないものが受けるもの」とする。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第四十九条 新租税特別措置法第八条の第四項の規定は、同項に規定する支払の確定した日が施行日以後である同項に規定する上場株式配当等について適用し、旧租税特別措置法第八条の第四項に規定する支払の確定した日が施行日前である同項に規定する上場株式配当等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八条の四第五項の規定は、同項に規定する支払の確定した日が平成二十二年一月一日以後である同条第四項に規定する上場株式配当等又は新所得税法第二百二十五条第二項第一号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る新所得税法第二百四十二条第一項に規定する配当等について適用し、旧租税特別措置法第八条の四第五項に規定する支払の確定した日が同年一月一日以前である同条第四項に規定する上場株式配当等又は旧所得税法第二百二十五条第二項第一号に規定するオープン型の証券投資信託の収益の分配に係る旧所得税法第二百四十二条第一項に規定する配当等については、なお従前の例による。

第五十条 新租税特別措置法第九条の四の二の規定は、平成二十二年六月一日以後の同条第一項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第九条の四の二第一項に規定する上場証券投資信託の終了又は一部解約については、なお従前の例による。

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第五十一条 施行日前に旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じ行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合には、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十二年三月三十一日」とあるのは「平成二十二年十二月三十一日」と、同条第二項中「とあるのは」とあるのは「とあるのは」と、「第九条の六第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」と、「とあるのは」とあるのは「と、同法」とあるのは「所得税法」とする。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置)

第五十二条 新租税特別措置法第九条の八の規定は、平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五十三条 新租税特別措置法第十条の二の二(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五十四条 新租税特別措置法第十条の四(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の四第一項第四号に定める機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十条の四(第一項第五号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める減価償却資産について適用する。

(情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五条 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の六第一項に規定する情報基盤強化設備等と同項に規定する個人の営む事業の用に供した場合における所得税につ

年十二月三十一日」と、同条第二項中「とあるのは」とあるのは「とあるのは」と、「第九条の六第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」と、「とあるのは」とあるのは「と、同法」とあるのは「所得税法」とする。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置)

第五十二条 新租税特別措置法第九条の八の規定は、平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五十三条 新租税特別措置法第十条の二の二(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五十四条 新租税特別措置法第十条の四(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の四第一項第四号に定める機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十条の四(第一項第五号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める減価償却資産について適用する。

(情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五条 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の六第一項に規定する情報基盤強化設備等と同項に規定する個人の営む事業の用に供した場合における所得税につ



いては、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「場合には、当該金額を控除した残額」とあるのは、「場合には当該金額を控除した残額とし、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の第三項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には同条第三項の規定による同項に規定する税額控除限度額にその年においてその事業の用に供した同条第一項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額がその年においてその事業の用に供した同条第四項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額を控除した残額とする。」と、同条第十項中「並びに租税特別措置法第十条の六第三項」とあるのは「並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の六第三項」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

**第五十六条** 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次掲各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の六第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）
各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の六第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の六第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する

第二項	又は前条第四項又は旧効力措置法第十条の六第四項	繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を
第三項	若しくは前条第五項	、前条第五項若しくは旧効力措置法第十条の六第五項

**第五十七条** 個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

- 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の四第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。
- 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の六第一項に規定する資源再生化設備等については、なお従前の例による。
- 個人が平成二十二年七月一日前に死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合における旧租税特別措置法第十三条第五項第三号に規定する雇用障害者数の計算については、なお従前の例による。
- 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

**第六** 新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第二項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

**第五十八条** 旧租税特別措置法第二十九条第一項に規定する給与所得者等（以下この条において

「給与所得者等」という。）が、同項に規定する資金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で受けた場合における同項に規定する経済的利益益で平成二十三年一月一日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等（土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で国内にあるものをいう。以下この条において同じ。）の取得に要する資金に充てるため、平成二十三年一月一日前に使用者等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等又は同法第三十条第一項に規定する退職手当等の支払をする者をいう。以下この条において同じ。）から当該資金の貸付けを使用人である地位に基づき無利息又は低い金利による利息で受けた場合における経済的利益（当該経済的利益が使用人である地位に基づいて通常受ける経済的利益を著しく超える場合として政令で定める場合に該当するときは、その著しく超える経済的利益の部分として政令で定める金額に相当する部分を除く。）で同日以後の期間に係るものについては、所得税を課さない。

3 給与所得者等が、旧租税特別措置法第二十九条第二項に規定する利子（次項において「利子」という。）で平成二十三年一月一日前に支払うべきものに充てるためその全部又は一部に相当する金額をその使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けた場合における同条第二項に規定するその支払を受けた金額については、なお従前の例による。

4 給与所得者等が、平成二十三年一月一日前に自己の居住の用に供する住宅等の取得に要する資金を新租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り受けた場合（当該資金を勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第三項に規定する福利厚生会社から借り受けた場合で政令で定める場合を含む。）において、同日以後に支払うべき利子に充てるため当該利子の全部又は一部に相当する金額をその使用者から使用人である地位に基づいて支払を受けたときは、その支払を受けた金額（その金額が使用人である地位に基づいてその利子に充てるため通常支払を受ける金額を著しく超える場合として政令で定める場合に該当するときは、その著しく超える部分の金額として政令で定める金額に相当する金額を除く。）については、所得税を課さない。

5 給与所得者等が、勤労者財産形成促進法第九条第二項第二号に規定する勤労者の負担を軽減するために必要な措置若しくは同法第十条第三項に規定する当該措置に準ずる措置により受ける旧租税特別措置法第二十九条第三項に規定する経済的利益又はこれらの措置により支払を受ける金額で政令で定めるもの（以下この条において「経済的利益等」という。）のうち平成二十三年一月一日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

6 給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得につき、平成二十三年一月一日前に勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する住宅資金の貸付けを受けた場合において、その給与所得者等が受ける経済的利益等のうち同日以後の期間に係るもの（第二項又は第四項の規定の適用を受けるものを除く。）については、所得税を課さない。

7 第二項、第四項及び前項の規定は、これらの規定に規定する経済的利益、支払を受けた金額又は経済的利益等が給与所得者等に通常支給すべきであったと認められる第二項に規定する給与等又は退職手当等に代えて支払われたと認められる場合には、適用しない。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

**第五十九条** 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第六号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十四号の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に同項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の土地の同日以後に行う譲渡について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の土地の同日以前に行った譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十六条の二の規定は、個人が平成二十二年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十六条の二の規定は、個人が平成二十二年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六十条 新租税特別措置法第三十七条の第十四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の同号に規定する公募株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、施行日以前の旧租税特別措置法第三十七条の第十四項第一号に規定する公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の第十四項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十二年一月一日以後の同項第二号に規定する株式等証券投資信託等の終了若しくは一部の解約又は同項第三号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割について適用し、同日前の旧租税特別措置法第三十七条の第十四項第二号に規定する株式等証券投資信託等の終了若しくは一部の解約又は同項第三号に規定する特定受益証券発行信託に係る信託の分割については、なお従前の例による。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第三十七条の十の二第一項(第一号に係る部分を除く。)の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(平成二十三年九月三十日以前に取得した上場株式等の取得費の特例に関する経過措置)

設定される同条第五項第一号に規定する非課税口座に係る同日以後の同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡及び同条第四項各号に掲げる事由による同項の非課税口座内上場株式等の払出しについて適用する。

2 新租税特別措置法第三十七条の第十四項から第十三項までの規定は、平成二十六年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の提出(同号に規定する提出をいう。次項において同じ。)又は同条第六項の申請書の提出(同項に規定する提出をいう。第四項において同じ。)をする場合について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七条の第十四項第一号に規定する非課税口座を設定しようとする同号の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び同号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長は、平成二十六年一月一日前においても、同号及び同条第十一項から第十三項までの規定の例により、同号に規定する非課税口座開設届出書の提出、同条第十一項において準用する同条第七項の告知及び確認、同条第十三項に規定する財務省令で定める事項(以下この項において「記載事項」という。)の提供その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該非課税口座開設届出書の提出、告知及び確認並びに記載事項の提供は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

4 新租税特別措置法第三十七条の第十四項第三号に規定する非課税口座開設確認書の交付を受けようとする同条第六項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者、同項の金融商品取引業者等の営業所の長及び同条第九項に規定する所轄税務署長は、平成二十六年一月一日前においても、同条第六項から第十項までの規定の例により、同条第六項の申請書の提出、同条第七項の告知及び確認、同条第九項に規定する申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録、同条第十項第一号の非課税口座開設確認書又は同項第二号の書面の交付その他必要な行為をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた当該申請書の提出、告知及び確認、申請事項の提供及び帳簿への記載又は記録並びに非課税口座開設確認書又は書面の交付は、同日においてこれらの規定により行われたものとみなす。

(合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置)

第六十五条 新租税特別措置法第三十七条の第十四項第六項の規定は、平成二十三年一月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換が行われる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項から第三項までに規定する特定合併、特定分割型分割又は特定株式交換が行われた場合については、なお従前の例による。

(特定合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第三十七条の十四の三第四項の規定は、平成二十三年一月一日以後に同条第一項から第三項までに規定する特定非適格合併、特定非適格分割型分割又は特定非適格株式交換が行われる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七条の十四の三第一項から第三項までに規定する特定非適格合併、特定非適格分割型分割又は特定非適格株式交換が行われた場合については、なお従前の例による。

(割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第三十七条の十六(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同号に規定する公社債の譲渡による所得について適用する。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第四十条の四第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十条の四第三項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十条の四第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十条の四第七項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額につき同条第三項又は第四項の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十条の五の規定は、居住者が施行日以後に外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、居住者が施行日以前に旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

6 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下この項及び次条第四項において「平成二十一年改正法」という。)第五項の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び次条第四項において「旧法」という。)第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額(居住者の有する当該特定外国子会社等の新租税特別措置法第四十条の五第二号イに規定する間接保有の株式等の数(以下この項において「間接保有の株式等の数」という。)に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。)のうち当該居住者の同号イに規定する配当日の属する年分に対応する部分の金額又は旧法第四十条の五第二項に規定する除除未済配当等の額(当該居住者の有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。)のうち当該居住者の同号ロに規定する前二年内の各年分に対応する部分の金額は、当該居住者の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第四十条の五第一項の規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる

金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第三十一条第三項の規定により平成二十一年改正法第五十条の規定による改正後の租税特別措置法第四十条の五第一項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十九條 旧租税特別措置法第四十条の七第三項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十条の七第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額について適用する。

3 新租税特別措置法第四十条の八の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者が施行日以後に外国法人から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、旧租税特別措置法第四十条の八第一項に規定する特殊関係株主等である居住者が施行日前に同項に規定する特定外国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

4 旧法第四十条の十一第一項に規定する特定外国法人の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（居住者の有する当該特定外国法人の新租税特別措置法第四十条の八第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。）のうち当該居住者の同号イに規定する配当日の属する年分に対応する部分の金額又は旧法第四十条の十一第二項に規定する控除未済配当等の額（当該居住者の有する当該特定外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。）のうち当該居住者の同号ロに規定する前二年内の各年分に対応する部分の金額は、当該居住者の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第四十条の八第二項の規定を適用する場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第三十二

条第三項の規定により平成二十一年改正法第五十条の規定による改正後の租税特別措置法第四十条の八第一項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

（振替国債の償還差益等の非課税等に関する経過措置）

第七十條 新租税特別措置法第四十一条の十三第一項の規定は、施行日以後に取得する同項に規定する振替国債（第四項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（第四項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける同条第一項に規定する償還差益について適用する。

2 新租税特別措置法第四十一条の十三第二項の規定は、平成二十二年六月一日以後に取得する同項に規定する特定振替社債等（第四項において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける同条第二項に規定する償還差益について適用する。

3 新租税特別措置法第四十一条の十三第三項の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する民間国債（次項において「民間国債」という。）につき支払を受ける同条第三項に規定する発行差金について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十三に規定する民間国債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十一条の十三第四項及び第五項の規定は、施行日以後に取得する振替国債又は振替地方債につき支払を受ける同条第一項に規定する償還差益及びその償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）により生ずる損失の額、平成二十二年六月一日以後に取得する特定振替社債等につき支払を受ける同条第二項に規定する償還差益及びその償還により生ずる損失の額並びに施行日以後に発行される民間国債につき支払を受ける同条第三項に規定する発行差金及びその償還により生ずる同条第四項に規定する損失の額について適用する。

（同居の老親等に係る扶養控除の特例に関する経過措置）

第七十一條 新租税特別措置法第四十一条の十六の規定は、平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

第七十二條 新租税特別措置法第四十二条の第二項第一号の規定は、同項に規定する外国金融機関等が平成二十二年六月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の第二項に規定する外国金融機関等が同日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第七十三條 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十四條 新租税特別措置法第四十二条の四第十六項の規定は、平成二十二年十月一日以後に現物分配（附則第十條第二項に規定する現物分配をいう。以下同じ。）が行われる場合における法人の事業年度の法人税について適用し、同日前に事後設立（附則第十條第二項に規定する事後設立をいう。以下附則第二百二十二條までにおいて同じ。）が行われた場合における法人の事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五條 新租税特別措置法第四十二条の五（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

<p>（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）</p> <p>第七十六條 新租税特別措置法第四十二条の七（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める機械及び装置並びに器具及び備品について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項第四号に定める機械及び装置並びに器具及び備品については、なお従前の例による。</p> <p>2 新租税特別措置法第四十二条の七（第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める減価償却資産について適用する。</p> <p>（情報基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）</p> <p>第七十七條 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する情報基盤強化設備等を同項に規定する法人の営む事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>第三項</td> <td>場合には、当該金額を控除した残額</td> </tr> </table>	第三項	場合には、当該金額を控除した残額	<table border="1"> <tr> <td>場合には当該金額を控除した残額とし、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。次項において「平成二十二年改正法」という。）第十八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の七第二項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には同条第二項の規定による同項に規定する税額控除限度額に当該事業年度においてその事業の用に供した同条第一項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が当該事業年度においてその事業の用に供した同条第三</td> </tr> </table>	場合には当該金額を控除した残額とし、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。次項において「平成二十二年改正法」という。）第十八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の七第二項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には同条第二項の規定による同項に規定する税額控除限度額に当該事業年度においてその事業の用に供した同条第一項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が当該事業年度においてその事業の用に供した同条第三
第三項	場合には、当該金額を控除した残額				
場合には当該金額を控除した残額とし、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。次項において「平成二十二年改正法」という。）第十八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の七第二項（同条第一項第五号に係る部分に限る。）の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には同条第二項の規定による同項に規定する税額控除限度額に当該事業年度においてその事業の用に供した同条第一項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が当該事業年度においてその事業の用に供した同条第三					

第十項	第九項	第五項	第四項
第二項 又は租税特別措置法第四十条の規定によりなされる同法第十八条の規定による改	第六十八 条の十五 第二項 同法第二 条第三十 二號 第六十八 条の十五 第三項	第六十八 条の十五 第二項 同法第六 十六條第 一項 第四十二 条の四第 十一項 (第四十二 条の四の 第二項 第七項 第四十二 条の五第 五項 前条第五 項	第六十八 条の十五 第二項
又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第七十七條の規定によりなされる同法第十八条の規定による改	旧効力措置法第六十八條の十五第三項	新租税特別措置法第四十二條の五第五項	平成二十二年改正法附則第八十條の規定によりなされる平成二十二年改正法第十條の規定による改正前の租税特別措置法(次項及び第九項において「旧効力措置法」という。)第六十八條の十五第二項

第十項	第九項	第五項	第四項
並びに租税特別措置法第四十二條の十一第二項	並びに租税特別措置法第四十二條の十一第二項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第七十七條の規定によりなされる同法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法(第三項において「旧効力単体措置法」という。)第四十二條の十一第五項(	正前の租税特別措置法(以下「旧効力単体措置法」という。)第四十二條の十一第二項
租税特別措置法第四十二條の十一第一項	租税特別措置法第四十二條の十一第一項	旧効力単体措置法第四十二條の十一第五項	並びに租税特別措置法第四十二條の十一第二項

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)  
第七十八條 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二條の十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十項	第九項	第五項	第四項
並びに租税特別措置法第四十二條の十一第二項	並びに租税特別措置法第四十二條の十一第二項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第七十七條の規定によりなされる同法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法(第三項において「旧効力単体措置法」という。)第四十二條の十一第五項(	正前の租税特別措置法(以下「旧効力単体措置法」という。)第四十二條の十一第二項
租税特別措置法第四十二條の十一第一項	租税特別措置法第四十二條の十一第一項	旧効力単体措置法第四十二條の十一第五項	並びに租税特別措置法第四十二條の十一第二項

第十項	第九項	第五項	第四項
金額	金額	金額	金額
限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。	前条第三項又は旧効力措置法第四十二條の十一第三項	前条第四項若しくは旧効力措置法第四十二條の十一第四項	前条第三項

(法人の減価償却に関する経過措置)  
第七十九條 法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をした旧租税特別措置法第四十四條第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

第十項	第九項	第五項	第四項
項及び同項の規定によりなされる同法の規定の適用については、同項中「同条第二項中」とあるのは「同条第二項中「適格事後設立」とあるのは「適格現物分配(以下この項において「適格合併等」という。）」と、「適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この項において「適格合併等」という。）」とあるのは「適格合併等」と「又は現物出資法人」とあるのは「現物出資法人又は現物分配法人」と、「又は適格分割型分割の日の前日」とあるのは「又は適格分割型分割の日の前日」とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。」と、「と」とあるのは、「と」とあるのは「と」とあるのは」とする。	新租税特別措置法第四十七條第一項の規定は、法人が施行日後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七條第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、なお従前の例による。	新租税特別措置法第四十七條第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。	
新租税特別措置法第四十七條第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。	新租税特別措置法第四十七條第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。	新租税特別措置法第四十七條第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以前に行われた旧租税特別措置法第四十七條第四項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第六十八條の三十四第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第七十七條第九項の規定によりなされる同法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の三十四第三項」とする。	新租税特別措置法第四十七條第二項の規定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

る適格分割又は適格事後設立により移転を受け  
た同項に規定する特定再開発建築物等について  
は、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、  
なおその効力を有する。この場合において、同  
項中「第六十八条の三十五第一項」とあるの  
は、「所得税法等の一部を改正する法律（平成  
二十二年法律第六号）附則第十二条第十一項  
の規定によりなおその効力を有するものとされ  
る同法第十八条の規定による改正前の租税特別  
措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

12 新租税特別措置法第四十八条第二項の規定  
は、法人が平成二十二年十月一日以後に行われ  
る同項に規定する適格分割又は適格現物分配に  
より移転を受ける同項に規定する倉庫用建物等  
について適用する。

13 法人が平成二十二年十月一日前に行われた旧  
租税特別措置法第四十八条第二項に規定する適  
格分割又は適格事後設立により移転を受けた同  
項に規定する倉庫用建物等については、同条  
（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその  
効力を有する。この場合において、同項中「第  
六十八条の三十六第一項」とあるのは、「所得  
税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法  
律第六号）附則第十二条第十三項の規定によ  
りなおその効力を有するものとされる同法第十  
八条の規定による改正前の租税特別措置法第六  
十八条の三十六第一項」とする。  
（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計  
算の特例に関する経過措置）

第八十条 新租税特別措置法第五十二条の二第四  
項及び第五項の規定は、法人が平成二十二年十  
月一日以後に行われる同条第四項に規定する適  
格分割又は適格現物分配により移転を受ける同  
項に規定する特別償却対象資産について適用  
し、法人が同日前に行われた旧租税特別措置法  
第五十二条の二第四項に規定する適格分割又は  
適格事後設立により移転を受けた同項に規定す  
る特別償却対象資産については、なお従前の例  
による。

（準備金方式による特別償却に関する経過措置）  
第八十一条 新租税特別措置法第五十二条の三の  
規定は、平成二十二年十月一日以後に分割又は  
現物分配が行われる場合における法人の事業年  
度分の法人税について適用し、同日前に分割又  
は事後設立が行われた場合における法人の事業  
年度分の法人税については、なお従前の例によ  
る。

（法人の準備金に関する経過措置）  
第八十二条 新租税特別措置法第五十五条（第一  
項の表の第三号及び第四号、第二項第一号並び  
に第九項に係る部分を除く。）、第五十五条の五  
から第五十六条まで、第五十七条の五、第五十  
七条の六、第五十七条の八、第五十七条の九及  
び第五十八条の規定は、平成二十二年十月一日  
以後に分割又は現物分配が行われる場合におけ  
る法人の事業年度分の法人税について適用し、  
同日前に分割又は事後設立が行われた場合にお  
ける法人の事業年度分の法人税については、な  
お従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十五条（第一項の表の  
第三号及び第四号並びに第二項第一号に係る部  
分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取  
得する同条第一項に規定する特定株式等につい  
て適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特  
別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式  
等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第五十五条第九項（同項に  
規定する特定株式等の取得価額に乗ずる割合に  
係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以  
後に取得する当該特定株式等について適用し、  
法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第  
五十五条第九項に規定する特定株式等について  
は、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第五十五条第九項（同項に  
規定する特定株式等の取得価額に乗ずる割合に  
係る部分を除く。）の規定は、平成二十二年十  
月一日以後に同項に規定する適格分割又は適格  
現物分配が行われる場合における法人の事業年  
度分の法人税について適用し、同日前に旧租税  
特別措置法第五十五条第九項に規定する適格分  
割又は適格事後設立が行われた場合におけ  
る法人の事業年度分の法人税については、な  
お従前の例による。

（中小企業等の貸倒引当金の特例に関する経過  
措置）  
第八十三条 新租税特別措置法第五十七条の十第  
二項の規定は、法人の平成二十二年十月一日以  
後に行う同項に規定する適格分割等について適  
用する。

（認定農業生産法人等の課税の特例に関する経  
過措置）  
第八十四条 施行日前に積み立てた旧租税特別措  
置法第六十一条の二第一項に規定する農業経営  
基盤強化準備金の金額を有している同項及び旧

租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定す  
る法人（旧租税特別措置法第六十一条の二第一  
項に規定する認定農業生産法人等のうち同項に  
規定する農業の担い手に対する経営安定のため  
の交付金の交付に関する法律（平成十八年法律  
第八十八号）第二条第二項第一号に掲げるも  
のに限る。）の施行日以後に終了する事業年度  
分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十一条の三第一項の規  
定は、法人が平成二十二年十月一日以後に行わ  
れる同項に規定する適格現物分配により取得す  
る同項に規定する農用地について適用し、法人  
が同日前に行われた旧租税特別措置法第六十一  
条の三第一項に規定する適格事後設立により取  
得した同項に規定する農用地については、なお  
従前の例による。

（交際費等の損金不算入に関する経過措置）  
第八十五条 施行日から平成二十二年九月三十日  
までの間に解散が行われる場合における法人の  
事業年度分の法人税に係る新租税特別措置法第  
六十一条の四第一項の規定の適用については、  
同項中「各事業年度」とあるのは、「各事業年  
度（清算中の各事業年度を除く。）」とする。

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に  
関する経過措置）  
第八十六条 新租税特別措置法第六十二条第一項  
の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が  
行われる場合における法人の事業年度分の法人  
税について適用し、同日前に旧租税特別措置法  
第六十二条第一項に規定する解散が行われた場  
合における法人の同項に規定する清算所得に対  
する法人税については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関  
する経過措置）  
第八十七条 新租税特別措置法第六十四条から第  
六十五条まで、第六十五条の三（第三項第四号  
に係る部分に限る。）、第六十五条の四（第三項  
第四号に係る部分に限る。）、第六十五条の五の  
二、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六  
十五条の十から第六十六条の二までの規定は、  
平成二十二年十月一日以後に分割若しくは現物  
分配が行われる場合又は同日以後に解散が行わ  
れる場合における法人の事業年度分の法人税に  
ついて適用し、同日前に分割若しくは事後設立  
が行われた場合又は同日前に解散が行われた場  
合における法人の事業年度分の法人税について  
は、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第  
六十五条の四第一項第六号に規定する土地等の  
譲渡に係る法人税については、なお従前の例に  
よる。

3 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二  
十四号の規定は、法人が附則第一条第十号に定  
める日以後に同項第二十四号の認定がされた同  
号に規定する地域内の土地の同日以後に行う譲  
渡に係る法人税について適用し、法人が同日前  
に旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二  
十四号の認定がされた同号に規定する地域内の  
土地の同日前に行った譲渡に係る法人税につい  
ては、なお従前の例による。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関す  
る経過措置）  
第八十八条 平成二十二年九月三十日以前に旧租  
税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する  
法人の解散（合併による解散を除く。）が行わ  
れた場合における当該法人の同項に規定する清  
算所得に対する法人税については、なお従前の  
例による。

2 平成二十二年九月三十日以前に旧租税特別措  
置法第六十六条の四第三項に規定する法人の解  
散（合併による解散を除く。）が行われた場合  
における当該法人の清算中の事業年度の所得に  
対する法人税については、なお従前の例によ  
る。

3 施行日から平成二十二年九月三十日までの間  
における旧租税特別措置法第六十六条の四第八  
項の規定の適用については、同項中「保存する  
帳簿書類」とあるのは、「保存する帳簿書類  
（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成  
又は保存がされている場合における当該電磁的  
記録を含む。以下この項、次項及び第十二項第  
二号において同じ。）」とする。

（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の  
特例に関する経過措置）  
第八十九条 平成二十二年九月三十日以前に旧租  
税特別措置法第六十六条の五第一項に規定する  
内国法人の解散（合併による解散を除く。）が  
行われた場合における当該内国法人の清算所得  
に対する法人税（清算所得に対する法人税を課  
される法人の清算中の事業年度の所得に係る法  
人税を含む。）については、なお従前の例によ  
る。

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第九十条 新租税特別措置法第六十六条の六第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第六十六条の六第三項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十六条の六第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額について適用する。

4 新租税特別措置法第六十六条の六第七項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額につき同条第三項又は第四項の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十六条の七の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は同項に規定する部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の七第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十六条の八(第三項、第六項、第七項及び第十項を除く。)の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度にお

いて外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の施行日以前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第六十六条の八第二項に規定する特定外国子会社等から受けた同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十六条の八第三項及び第十項の規定は、内国法人が平成二十二年十月一日以後に取得(適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。)をする株式又は出資に係る同条第三項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

8 新租税特別措置法第六十六条の八第六項及び第七項の規定は、平成二十二年十月一日以後に適格分割型分割又は適格現物分配(適格現物分配が残余財産の分配である場合には、同日以後の解散によるものに限る。)が行われる場合の同条第六項に規定する内国法人の前十年以内の各事業年度の課税対象金額及び同条第七項に規定する分割法人等の分割前十年内事業年度の課税対象金額について適用し、同日前に適格分割型分割又は適格事後設立が行われた場合の第十八条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の租税特別措置法第六十六条の八第六項に規定する内国法人の前十年以内の各事業年度の課税対象金額及び同条第七項に規定する分割法人等の分割前十年内事業年度又は分割等前十年内事業年度の課税対象金額については、なお従前の例による。この場合において、施行日から平成二十二年九月三十日まで間に適格分割型分割が行われる場合における同条第六項第二号の規定の適用については、同条中「特定外国子会社等」とあるのは、「外国法人」とする。

9 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下この項及び次条第七項において「平成二十一年改正法」という。)第五十五条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び次条第七項において「旧法」という。)第六十六条の八第一項に規定する特定外国子会社等の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額(内国法人の有する当該特定外国子会社等の新租税特別措置法第六十六条の八第一項第二号イに規定する間接保有の株式等の数)とい

う)に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において「同じ。」のうち当該内国法人の同号イに規定する配当事業年度(以下この項において「配当事業年度」という。)に対応する部分の金額又は旧法第六十六条の八第一項に規定する課税対象留保金額(同条第二項又は第三項の規定により同条第一項に規定する課税対象留保金額とみなされたものを含むものとし、当該内国法人の有する当該特定外国子会社等の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。)のうち当該内国法人の同号ロに規定する前二年以内の各事業年度(以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。)に対応する部分の金額(同号ロの規定により控除される同号ロに規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。)は、当該内国法人の課税対象留保金額又は課税対象留保金額に係る事業年度又は連結事業年度の期間に対応する配当事業年度又は前二年以内の各事業年度の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第六十六条の八第八項から第十項までの規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第四十四条第四項の規定により平成二十一年改正法第五十五条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の八第三項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

10 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に合併が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の八第十三項の規定の適用については、同項の表第六項第一号の項中「合併等前十年内事業年度」とあるのは「合併前十年内事業年度」と、「合併等前二年内事業年度」とあるのは「合併前二年内事業年度」とする。

11 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分割型分割が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の八第十三項の規定の適用については、同項の表第六項第二号の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度」と、「分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」とする。

第九十一条 旧租税特別措置法第六十六条の九の二第三項に規定する特定外国法人の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の九の二第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額について適用する。

3 新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は同項に規定する部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の三第一項に規定する特定外国法人の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十六条の九の四(第三項及び第九項を除く。)の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の四第二項に規定する特殊関係株主等である内国法人の施行日以前に開始した事業年度において同項に規定する特定外国法人から受けた同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十六条の九の四第三項及び第九項の規定は、内国法人が平成二十二年

十月一日以後に取得（適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。）をする株式又は出資に係る同条第三項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

6 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の九の四第六項の規定の適用については、同項の表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第六項第二号」とあるのは、「第六十六条の八第六項第二号及び第三号」とする。

7 旧法第六十六条の九の八第一項に規定する特定外国法人の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額（内国法人の有する当該特定外国法人の新租税特別措置法第六十六条の九の四第十項第二号イに規定する間接保有の株式等の数（以下この項において「間接保有の株式等の数」という。）に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該内国法人の同号イに規定する配当事業年度（以下この項において「配当事業年度」という。）に対応する部分の金額又は旧法第六十六条の九の八第一項に規定する課税対象留保金額（同条第二項又は同条第三項の規定により読み替えられた旧法第六十六条の八第三項の規定により旧法第六十六条の九の八第一項に規定する課税対象留保金額とみなされたものを含むものとし、当該内国法人の有する当該特定外国法人の間接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額に限る。以下この項において同じ。）のうち当該内国法人の同号ロに規定する前二年以内の各事業年度（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）に対応する部分の金額（同号ロの規定により控除される同号ロに規定する剰余金の配当等の額に相当する金額を除く。）は、当該内国法人の課税対象留保金額又は課税対象留保金額に係る事業年度又は連結事業年度の期間に対応する配当事業年度又は前二年以内の各事業年度の同号イ又はロに掲げる金額とみなして、新租税特別措置法第六十六条の九の四第七項から第十項までの規定を適用する。この場合において、同号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額は、平成二十一年改正法附則第四十五条第四項の規定により平成二十一年改正法第五十六条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の九の四第三

項各号に掲げる金額とみなされる金額に含まれないものとする。

8 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に合併が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の九の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十六条の八第六項第一号の項中「合併等前十年内事業年度」とあるのは「合併前十年内事業年度」と、合併等前二年内事業年度」とあるのは「合併前二年内事業年度」とする。

9 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分割型分割が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の九の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十六条の八第六項第二号の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度」と、分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」と、直接保有の株式等の数」とあるのは「特定外国子会社等の直接保有の株式等の数」と、間接保有の株式等の数」とあるのは「外国法人の間接保有の株式等の数」と、同表第六十六条の八第七項の項中「分割等前十年内事業年度」とあるのは「分割前十年内事業年度」と、分割等前二年内事業年度」と、分割等前二年内事業年度」とあるのは「分割前二年内事業年度」と、同表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第六項第二号」とあるのは、「第六十六条の八第六項第二号」とする。

10 施行日から平成二十二年九月三十日までの間に分社型分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における新租税特別措置法第六十六条の九の四第十二項の規定の適用については、同項の表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第六項第二号」とあるのは、「第六十六条の八第六項第二号」とする。

（特定地域雇用会社に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第九十二条 法人が施行日前にされた旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する指定の有効期間内に支出する同項に規定する特定地域雇用会社に対する同項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

第九十三条 新租税特別措置法第六十六条の十三第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に解散が行われた場合における

法人の清算中の事業年度に係る法人税については、なお従前の例による。

（転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十四条 新租税特別措置法第六十七条の四の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割又は現物分配が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例に関する経過措置）

第九十五条 新租税特別措置法第六十七条の六第一項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散する法人が支払を受ける同項に規定する特定株式投資信託の収益の分配について適用し、同日前に解散した法人が支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の六第一項に規定する特定株式投資信託の収益の分配については、なお従前の例による。

（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十六条 新租税特別措置法第六十七条の第十四第一項第一号ロ（2）及びハ（同号ハに規定する基準特定出資に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する特定目的会社（以下この項において「特定目的会社」という。）の施行日以後に開始する事業年度（施行日前に設立された特定目的会社で平成二十七年三月三十一日までで資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第四条第二項に規定する業務開始届出をしないもの）（以下この項において「届出未済会社」という。）にあっては平成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に限り、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては施行日以後最初に変更等届出（新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ハに規定する資産流動化計画に係る資産の流動化に関する法律第九条第一項の規定による届出又は同法第十条第一項の規定による届出をいう。以下この項において同じ。）をする日以後に終了する事業年度に限る。）分の法人税について適用し、特定目的会社の施行日前に開始した事業年度（届出未済会社にあっては施行日以後に開始し、かつ、同月一日前に終了した

事業年度を含み、施行日前に設立された特定目的会社（届出未済会社を除く。）にあっては施行日以後に開始し、かつ、施行日以後最初に変更等届出をする日前に終了した事業年度を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、届出未済会社の最初に変更等届出をする日前に終了する事業年度に係る新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ロ（2）の規定の適用については、同号ロ（2）中「保有されることが見込まれている」とあるのは、「引き受けられた」とする。

2 新租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号ハ（同号ハに規定する基準特定出資に係る部分を除く。）の規定は、同項に規定する特定目的会社の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十七条の十四第六項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散する法人が支払を受ける同項に規定する利益の配当の額について適用し、同日前に解散した法人が支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十四第六項に規定する利益の配当の額については、なお従前の例による。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十七条 新租税特別措置法第六十七条の第十五第七項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解散する法人が支払を受ける同項に規定する配当等の額について適用し、同日前に解散した法人が支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十五第七項に規定する配当等の額については、なお従前の例による。

（振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置）

第九十八条 新租税特別措置法第六十七条の十七第一項の規定は、同項に規定する振替国債（第五項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（第五項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が平成二十二年六月一日以後であるもの及び施行日以後に取得する当該振替国債又は振替地方債につき支払を受ける同条第一項に規定する償還差益について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債又は振替地方債につき支払





(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取  
得した場合の特別償却又は法人税額の特別控  
除に関する経過措置)

第九十條 新租税特別措置法第六十八條の十四第  
七項の規定は、平成二十二年十月一日以後に解  
散が行われる場合における連結親法人又は当該  
連結親法人による連結完全支配関係にある連結  
子法人の連結事業年度分の法人税について適用  
し、同日前に解散が行われた場合における連結  
親法人又は当該連結親法人による連結完全支配  
関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人  
税については、なお従前の例による。

(連結法人が情報基盤強化設備等を取  
得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に  
関する経過措置)

第十十條 連結親法人又は当該連結親法人による  
連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前  
に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十  
八條の十五第一項に規定する情報基盤強化設備  
等を同項に規定する連結親法人又はその連結子  
法人の営む事業の用に供した場合における法人  
税については、同條の規定は、なおその効力を  
有する。この場合において、次の表の上欄に掲  
げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、  
同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	控除され る金額が ある場合 には、当 該金額を 控除した 残額	控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額とし、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号。次項において「平成二十二年改正法」という。)第十八條の規定による改正後の租税特別措置法(以下この項及び第五項において「新租税特別措置法」という。)第六十八條の十二第二項(同條第六十八條の第五号に係る部分に限る。)の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には同條第二項の規定による同項に規定する税額控除限度額に当該連結事業年度においてその事業の用に供した同條第一項に規定する情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が当該連結
-----	--	--

第五項	第六十八條の九第十一項(第六十八條の九の二第七項)	第四十二條の十一第二項	事業年度においてその事業の用に供した同條第三項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額として計算した金額を控除した残額とする。
第六十八條の九第十一項	新租税特別措置法第六十八條の九第十一項(新租税特別措置法第六十八條の九の二第七項)	平成二十二年改正法附則第七十七條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十二年改正法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法(第十項において「旧効力措置法」という。)第四十二條の十一第二項	平成二十二年改正法附則第七十七條の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十二年改正法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法(第十項において「旧効力措置法」という。)第四十二條の十一第二項

第十項	第四十二條の十一第二項	同法第二十一條第三十號	法人税法第二十一條第三十號
第十一項	第四十二條の十一第三項	又は租税特別措置法第六十八條の十五第二項	又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第十十條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八條の十一第二項
第十二項	「租税特別措置法第六十八條の十五第二項(第五項)」	並びに租税特別措置法第六十八條の十五第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八條の十五第二項
第十三項	租税特別措置法第六十八條の十五第五項	旧効力連結措置法第六十八條の十五第五項	旧効力連結措置法第六十八條の十五第五項
第十四項	及び租税特別措置法第六十八條の十五第五項	及び旧効力連結措置法第六十八條の十五第五項	及び旧効力連結措置法第六十八條の十五第五項

第八條の十一第五項	(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)
第九十條	前條の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八條の十五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。
第一項	次の各号に掲げる規定(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第十十條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十八條の十五第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。)
第二項	当該各号に定める金額(旧効力措置法第六十八條の十五第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同條第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同條第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。)を
第三項	若しくは、前條第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の十五第四項
第四項	若しくは、前條第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の十五第四項

第九十二條 (連結法人の減価償却に関する経過措置)  
連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をした旧租税特別措置法第六十八條の十九第一項の表の第二

号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の第二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の第二十五第一項に規定する資源再生化設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八条の第三十一第三項第三号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十二年七月一日以後に終了する連結事業年度の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等した旧租税特別措置法第六十八条の第三十四第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

6 平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資又は現物分配が行われる場合における前項及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の三十四の規定の適用については、同項中「同条第二項中」とあるのは「同条第二項中「適格事後設立」とあるのは「適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）」と、適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）とあるのは「適格合併等」と、又は現物出資法人」とあるのは「現物出資法人又は現物分配法人」と、又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型の日の前日」とあるのは「にあっては当該適格合併の日の前日とし、残

余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。」と、「とあるのは」とあるのは「とあるのは」とする。

7 新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十八条の三十四第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の三十四第四項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十七条第三項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十九条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第三項」とする。

10 新租税特別措置法第六十八条の三十五第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の三十五第二項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する特

定再開発建築物等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十七条の二第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第二項」とする。

12 新租税特別措置法第六十八条の三十六第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する倉庫用建物等について適用する。

13 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の三十六第二項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する倉庫用建物等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十八条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十九条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

（連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例に関する経過措置）

第百十三条 新租税特別措置法第六十八条の第四十四項及び第五項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同条第四項に規定する適格分割又は適格現物分配により移転を受ける同項に規定する特別償却対象資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の第四十四項に規定する適格分割又は適格事後設立により移転を受けた同項に規定する特別償却対象資産については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金方式による特別償却に関する経過措置）

第百十四条 新租税特別措置法第六十八条の四十一の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割

又は現物分配が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割又は事後設立が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第百十五条 新租税特別措置法第六十八条の四十三（第一項の表の第三号及び第四号、第二項第一号並びに第八項に係る部分を除く。）、第六十八條の四十八から第六十八條の四十六まで、第六十八條の四十八から第六十八條の五十八、第六十八條の五十六まで、第六十八條の五十八、第六十八條の五十八の二及び第六十八條の六十一の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の四十三（第一項の表の第三号及び第四号並びに第二項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の四十三第八項（同項に規定する特定株式等の取得価額に乘ずる割合に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する当該特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措

置法第六十八條の四十三第八項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の四十三第八項(同項に係る部分を除く。)の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する適格分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小連結法人等の貸倒引当金の特例に関する経過措置)

第一百六條 新租税特別措置法第六十八條の五十九第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十二年十月一日以後に行う同項に規定する適格分割等について適用する。

(連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置)

第一百七條 新租税特別措置法第六十八條の六十四第三項第五号及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後にこれらの規定に規定する解散又は破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十八條の六十四第三項第五号及び第四項に規定する解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の六十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する適格現物分配により取得する同項に規定する農用地について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行われた旧租税特別措置法第六十八條の六十五第一項に規定する適格事後設立に

より取得した同項に規定する農用地については、なお従前の例による。

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第一百八條 新租税特別措置法第六十八條の七十四(第三項第四号に係る部分に限る。)、第六十八條の七十五(第三項第四号に係る部分に限る。)、第六十八條の七十六の二(第一項に係る部分を除く。)、第六十八條の七十八、第六十八條の七十九、第六十八條の八十一から第六十八條の八十五まで、第六十八條の八十五の三及び第六十八條の八十五の四の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項(旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第六号に係る部分に限る。)に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十五(新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に同項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の土地の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十四号の認定がされた同号に規定する地域内の旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項(旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十四号に係る部分に限る。)に規定する土地等の同日に行つた譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第一百九條 新租税特別措置法第六十八條の九十一第一項及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第六十八條の九十三第三項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の九十四第四項及び第五項の規定は、同条第四項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額について適用する。

4 新租税特別措置法第六十八條の九十七第七項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の九十一の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は同項に規定する個別部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八條の九十二(第三項、第六項、第七項及び第十項を除く。)の規定は、連結親法人の施行日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八條の九十二第三項及び第十項の規定は、連結親法人が平成二十二年十月一日以後に取得(適格合併又は適格分割型分割による引継ぎを含む。)をする株式又は出資に係る同条第三項に規定する剰余金の配当等の額について適用する。

8 新租税特別措置法第六十八條の九十二第六項及び第七項の規定は、平成二十二年十月一日以後に適格分割型分割又は適格現物分配(適格現物分配が残余財産の分配である場合には、同日以後の解散によるものに限る。)が行われる場合の同条第六項に規定する連結親法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税対象金額及び同条第七項に規定する分割法人等の分割等前十年内事業年度の個別課税対象金額について適用し、同日前に適格分割型分割又は適格事後設立が行われた場合の第十八條の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の租税特別措置法第六十八條の九十二第六項に規定する連結親法人の前十年以内の各連結事業年度の個別課税対象金額及び同条第七項に規定する分割法人等の分割等前十年内事業年度の個別課税対象金額については、なお従前の例による。

9 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以下この項及び次条第七項において「平成二十一年改正法」という。)第五條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項及び次条第七項において「旧法」という。)第六十八條の九十二第一項に規定する特定外国子会社等の平成二十一年四月一日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象留保金額(連結親法人の有する当該特定外国

定は、連結親法人の施行日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結親法人の施行日以前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八條の九十二第二項に規定する特定外国子会社等から受けた同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。



日前にされた旧租税特別措置法第六十八條の九十六の二第一項に規定する指定の有効期間内に支出する同項に規定する特定地域雇用会社に対する同項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

(連結法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第二百二十二条 新租税特別措置法第六十八條の百二の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日以前に分割若しくは事後設立が行われた場合又は同日以前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十三条 新租税特別措置法第六十八條の百九の二の規定は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に合併、分割又は株式交換が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第二百二十四条 新租税特別措置法第六十九條の四の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第六十九條の四第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。

2 平成二十二年一月一日前に旧租税特別措置法第七十條の二第二項第一号に規定する特定受贈者が贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十條の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十二年一月一日以後に贈与により取得をする同

項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。この場合において、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十條の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金について同条第一項の規定の適用を受けた者に係る新租税特別措置法第七十條の二の規定の適用については、同条第一項中「平成二十三年十二月三十一日」とあるのは「同年十二月三十一日」と、「住宅資金非課税限度額」とあるのは「千五百万円」と、「この項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の二第一項」と、同条第六項第四号中「同条第二項第六号に規定する住宅資金非課税限度額」とあるのは「千五百万円」とし、同条第二項第六号の規定は、適用しない。

4 平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間にその直系尊属からの贈与により旧租税特別措置法第七十條の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする同項第一号に規定する特定受贈者が、同条第一項各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、その者の選択により、同条の規定を適用することができる。

5 旧租税特別措置法第七十條の三の二第一項に規定する特定受贈者が平成二十二年一月一日前に贈与により取得をした同項に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第七十條の七、第七十條の七の二及び第七十條の七の四の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする新租税特別措置法第七十條の七第二項第二号に規定する非上場株式等(新租税特別措置法第七十條の七の三第一項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する特例受贈非上場株式等を含む。)に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十條の七第二項第二号に規定する非上場株式等(旧租税特別措置法第七十條の七の三第一項の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する特例受贈非上場株式等を含む。)に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

7 正当な理由がなくて旧租税特別措置法第七十條の二第四項の規定による同項に規定する修正申告書をその提出期限(平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。)までに提出しなかつた者に対する新租税特別措置法第七十條の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十條の三第四項」とあるのは、「第七十條の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十四條第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の三の三第五項若しくは第七十條の三の四第三項」とする。

8 正当な理由がなくて旧租税特別措置法第七十條の三の二第三項の規定による同項に規定する修正申告書をその提出期限(平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。)までに提出しなかつた者に対する新租税特別措置法第七十條の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十條の三第四項」とあるのは、「第七十條の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第二百二十四條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合若しくは同条第四項の規定により同項の特定受贈者が同法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の二の規定の適用を選択した場合における同条第四項」とする。

9 正当な理由がなくて所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の三の三第五項又は第七十條の三の四第三項の規定によるこれらの規定に規定する修正申告書をその提出期限(平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。)までに提出しなかつた者に対する新租税特別措置法第七十條の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十條の三第四項」とあるのは、「第七十條の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十四條第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の三の三第五項若しくは第七十條の三の四第三項」とする。

10 正当な理由がなくて所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の三の三第五項又は第七十條の三の四第三項の規定によるこれらの規定に規定する修正申告書をその提出期限(平成二十二年六月一日以後に到来するものに限る。)までに提出しなかつた者に対する新租税特別措置法第七十條の十三の規定の適用については、同条中「又は第七十條の三第四項」とあるのは、「第七十條の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十四條第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の三の三第五項若しくは第七十條の三の四第三項」とする。

が、施行日前に同項に規定する農用地の買入れをした場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第七十六條第二項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う法人が、施行日前に同項の農用地の買入れをした場合における当該農用地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 漁業協同組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八條第一項に規定する権利義務の承継をした場合における当該承継に係る不動産又は船舶の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同項第一号から第三号までに掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十條第一項に規定する認定がされた場合における同項第一号から第三号までに掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧租税特別措置法第八十條第二項に規定する決定がされた場合における同条第一項第一号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 農林中央金庫が、施行日前に旧租税特別措置法第八十條の三第一項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の抵当権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 旧租税特別措置法第八十條の三第二項に規定する特定農業協同組合が、施行日前に同項に規定する合併により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第八十三條の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合又は指名金銭債権を取得する場合における当該不動産の所有権又は当該指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三條の三第一項に規定する特定目的会社が取得した同項に規定する

特定不動産で同項第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合における当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第八十三条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第八十三条の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の三第三項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧租税特別措置法第八十三条の四に規定する旅客鉄道事業者であつて同条に規定する鉄道事業再構築実施計画について施行日前に同条に規定する国土交通大臣の認定を受けた者が当該鉄道事業再構築実施計画に基づいて同条に規定する特定鉄道施設の取得をした場合については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(酒税の特例に関する経過措置)  
第百二十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。  
2 旧租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

(たばこ税の税率の特例に関する経過措置)  
第百二十七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十八条の規定(租税特別措置法第十八条の二第一項の改正規定(平成二十二年三月三十一日)を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。)に限る。)の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

(揮発油税及び地方揮発油税の特例に関する経過措置)  
第百二十八条 施行日から平成二十二年五月三十一日までの間における新租税特別措置法第八十九条第十七項の規定の適用については、同項の表第八十九条の四第一項の項中「第八十九条の四第四項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第八十九条の四第二項」と、同表第九十条の二第一項の項中「第九十条の二第四項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八条法律第六号)第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九十条の二第二項」とする。

2 施行日から平成二十二年五月三十一日までの間に新租税特別措置法第八十九条第二十五項又は第二十七項第一号の違反行為があつたときの同条第二十五項から第二十七項までの規定の適用については、同条第二十五項中「十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金」とあるのは「五年若しくは百万円若しくは五十万円以下の罰金」と、同条第二十六項中「百万円」とあるのは「五十万円」と、同条第二十七項中「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」とあるのは「十万円以下の罰金又は科料」とする。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)  
第百二十九条 施行日前に課した、又は課すべきであつた航空機燃料税については、なお従前の例による。

(自動車重量税の特例に関する経過措置)  
第百三十条 新租税特別措置法第九十条の十二第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する自動車検査証の交付等を受ける検査自動車に係る自動車重量税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第二項及び第三項に規定する自動車検査証の交付等を受けた検査自動車に係る自動車重量税については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部を改正する法律等の一部改正に伴う経過措置)  
第百四十条 附則第三百三十五条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項、附則第三百三十六条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第三十四條第二項、附則第三百三十七條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律附則第七條第十三項、附則第三百三十八條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十三條第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第九十六條並びに前條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十條第十二項及び第十四項並びに第四十一條第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日以前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日以前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第百四十六條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる

第三十四條第二項、附則第三百三十七條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律附則第七條第十三項、附則第三百三十八條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十三條第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第九十六條並びに前條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十條第十二項及び第十四項並びに第四十一條第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日以前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日以前に解散が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 附則第三百三十五條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第一百六條第二項、附則第三百三十六條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十八條第二項及び第八項第三号、附則第三百三十七條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律附則第三百三十三條第三項及び第三百三十五條第六項、附則第三百三十八條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第一百七條第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第九十九條並びに前條の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十六條第十二項及び第十四項並びに第五十七條第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)  
第百四十六條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第百四十七條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地球温暖化対策のための税についての検討)  
第百四十八條 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

(車体課税についての検討)  
第百四十九條 政府は、車体課税(自動車重量税、自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の課税をいう。以下この条において同じ。)について、新租税特別措置法第九十条の十二並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の二第二項並びに附則第十二条の二の三第二項及び第三項に規定する自動車重量税及び自動車取得税の特例の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえて、新租税特別措置法第九十条の十一第一項及び第九十条の十一の二第一項並びに地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法附則第十二条の二の三第一項の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化(環境への負荷の低減に資するための見直しをいう)、負担の軽減その他車体課税を取り巻く状況の変化に適確に対応するための措置について検討し、その結果に応じて、所要の見直しを行うものとする。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第三四号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第三四号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第三四号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第三四号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第三四号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成二十三年三月三十一日法律第七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条及び第六条の規定並びに附則第八条中輸徴法第十六条の改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定 平成二十四年一月一日

附則 (平成二十三年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十四号)の公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年五月二十五日法律第四九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七条の二第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十号の三の次に三号を加える改正規定、同法第九十八条及び第九十九条第一項第三号の改正規定並びに同法第六号の改正規定(「第九十八号(第五号及び第八号を除く。)」を「第九十八号第四号の二」に改める部分に限る。)、第六条中投資信託及び投資法人に関する法律第二百四十八条の改正規定並びに附則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定、同法第三十一条の三の次に一条を加える改正規定、同法第三十六条の二第二項の改正規定、同法第六章中第七十一条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条及び第九十二条第三項の改正規定、同法第二百条第

十二号の二の次に一号を加える改正規定、同法第二百七条第一項第五号の改正規定並びに同項第六号の改正規定(「第二百条第十七号」を「第二百条第十二号の三、第十七号」に改める部分に限る。)、第二条の規定、第六条中投資信託及び投資法人に関する法律第十一条、第二十六条第三項、第二百一条、第二百二条第二項、第二百二十五条及び第二百二十五条の二の改正規定、第十条中銀行法第二十条及び第五十二条の二十八の改正規定、第二十一条中保険業法第九十八条第二項にただし書を加える改正規定及び同法第三十三條第一項の改正規定、第十二条の規定並びに附則第八条、第九条、第十二条から第十四条まで、第十七条から第二十條まで及び第二十五条から第二十九條までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第六十八条の三の第二項(第一号ロ及びハ並びに第二号イ及びロに係る部分に限る。)、の規定は、特定目的信託(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人(新租税特別措置法第二条の二第三項において準用する法人税法第四条の七の第一号の規定により内国法人として新租税特別措置法の規定を適用するものに限る。)(の第二号施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人(前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第二条の二第三項において準用する法人税法第四条の七の第一号の規定により内国法人として旧租税特別措置法の規定を適用したものに限り。)(の第二号施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十三年六月二十五日法律第六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十三年六月二十二日法律第七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 施行日前に前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第六十六条の十一の第二第三項の認定を受けた法人のその認定の有効期間については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十六条の十一の第二第三項の認定の申請につき、国税庁長官が施行日以後に行う同項の認定については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の十一の第二第三項の認定を受けた法人(施行日以後に前項の規定に基づきなお従前の例により同条第三項の認定を受けた法人を含み、新特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を除く。)(の国税庁長官が施行日以後に行う旧租税特別措置法第六十六条の十一の第二第五項の認定の取消しについては、なお従前の例による。

5 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第四十一条の十八の二の規定は、平成二十四年分以前の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

6 個人が平成二十四年以後の各年において支出する寄附金の額のうち旧認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額がある場合においては、当該旧認定特定非営利活動法人を新認定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新租税特別措置法第四十一条の十八の二の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

7 新租税特別措置法第六十六条の十一の第二第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税(次項に規定する事業年度分の法人税を除く。)(について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

8 旧認定特定非営利活動法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧租税特別措置法第六十六条の十一の第二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、同項中「第四十六条第一項」とあるのは「第七十条第一項」と、「同項中「第三十七條の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七條の規定を適用する場合(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十六条の十一の第二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七條の規定を適用する場合を除く。)」とあるのは、「同条第四項中「公益法人等」とあるのは、「公益法人等又は認定特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成二十三年法律第七十号)附則第十條第八項(租税特別措置法第七十号)一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十條第八項(租税特別措置法第七十号)の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十條第八項(租税特別措置法第七十号)の一部を改正するもの」とされる同法附則第九條(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の第二第一項(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例)に規定する認定特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。)(が」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等又は認定特定非営利活動法人が」とする。

9 新租税特別措置法第六十六条の十一の第二第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律





イ 略

第十七条中租税特別措置法第四十一条の改正規定及び附則第四十四条の規定

六 次に掲げる規定 平成二十六年一月一日

イ及びロ 略

ハ 第十七条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定及び同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定(第四十二条の二の二第一項に係る部分に限る。)並びに附則第二十九条、第三十七条及び第四十九条第一項の規定

七 第十七条中租税特別措置法第十一条の三第一項の改正規定(平成二十三年六月三十日)を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。、同条第二項の改正規定、同法第四十四条の三第一項の改正規定(平成二十三年六月三十日)を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。、同条第二項の改正規定、同法第六十八条の二第一項の改正規定(第四十四条の三第一項各号)を「第四十四条の二第一項各号」に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「第四十四条の三第一項第三号」を「第四十四条の二第一項第三号」に改める部分を除く。及び同条第二項の改正規定

八 第十七条中租税特別措置法第十三条の二第一項の改正規定、同法第四十六条の三第一項の改正規定及び同法第六十八条の三第二項の改正規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号) 附則第一

九 第十七条中租税特別措置法第十四条(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。)、同法第四十七条(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。)

十 第十七条中租税特別措置法第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定(同条第一項及び第二項に係る部分に限る。)、同法第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、同法第二十九条の三を同法第二十九条の四とし、同条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定(第二十九条の二第一項本文)の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分に限る。、同法第四十二条の三第二項第二号の改正規定、同法第三章第三節の三の次に二節を加える改正規定(第三節の五に係る部分に限る。)

十一 第十七条中租税特別措置法第三十四条の二第二項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第四十一条の十九第一項の改正規定(第二十九条の二第一項本文)の下に「又は第二十九条の三第一項本文」を加える部分を除く。、同法第四十二条の十の次に二条を加える改正規定(第四十二条の十一に係る部分に限る。)、同法第三章第三節の三の次に二節を加える改正規定(第三節の五に係る部分を除く。)、同法第六十五条の四第一項の改正規定(同項第十四号の次に一号を加える部分に限る。)、同法第六十八条の十四の次に二条を加える改正規定(第六十八条の十五に係る部分に限る。)、同法第十四節の次に二節を加える改正規定(第十四節の三に係る部分を除く。)

十二 第十七条中租税特別措置法第四十四条の五を加える改正規定及び同法第六十八条の二の五とし、同条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十一条の五及び第六十八条第五項の規定並びに附則第五十一条の五の改正規定(第六十八条の十四第五項)の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。及び第二十三条第一項の改正規定(第六十八条の十四第五項)の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。、及び第三十二年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。の規定 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の施行の日

十三 第十七条中租税特別措置法第八十三条の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(平成二十三年六月三十日)を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。及び同条第二項の改正規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十四号)の施行の日

第十四条 租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則) 別段の定めがあるものを除き、第七十二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)

第十五条 平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第十六条 特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置

第十七条 新租税特別措置法第四条の五の規定は、居住者が施行日以後に締結する同条第二項に規定する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる同条第一項に規定する利子等について適用する。(振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置)

出しを含む。)の改正規定(同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。)

並びに附則第三十五条第二項、第四十五条、第五十二条、第五十四条、第五十六条第二項、第六十六条、第六十九条、第七十二条第二項、第八十四条(第六十五条第一項の改正規定(第四十二条の十第五項)の下に「第四十一条の十一第五項」を加える部分に限る。)

及び第二十三条第一項の改正規定(第六十八条の十四第五項)の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。、及び第三十二年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。の規定 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の施行の日

第十二条 第十七条中租税特別措置法第四十四条の五を加える改正規定及び同法第六十八条の二の五とし、同条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十一条の五及び第六十八条第五項の規定並びに附則第五十一条の五の改正規定(第六十八条の十四第五項)の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。及び第二十三条第一項の改正規定(第六十八条の十四第五項)の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。、及び第三十二年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。の規定 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の施行の日

第十三条 第十七条中租税特別措置法第八十三条の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(平成二十三年六月三十日)を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。)

第十四条 租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則) 別段の定めがあるものを除き、第七十二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)

第十五条 平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第十六条 特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置

第十七条 新租税特別措置法第四条の五の規定は、居住者が施行日以後に締結する同条第二項に規定する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる同条第一項に規定する利子等について適用する。(振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置)

第十八条 旧租税特別措置法第九条の四の二第三項に規定する償還金等の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

第十九条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

第二十条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

第二十一条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

第二十二条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

第二十三条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

に係る部分に限る。)

並びに附則第三十五条第二項、第四十五条、第五十二条、第五十四条、第五十六条第二項、第六十六条、第六十九条、第七十二条第二項、第八十四条(第六十五条第一項の改正規定(第四十二条の十第五項)の下に「第四十一条の十一第五項」を加える部分に限る。)

及び第二十三条第一項の改正規定(第六十八条の十四第五項)の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。、及び第三十二年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。の規定 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の施行の日

第十二条 第十七条中租税特別措置法第四十四条の五を加える改正規定及び同法第六十八条の二の五とし、同条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第五十一条の五及び第六十八条第五項の規定並びに附則第五十一条の五の改正規定(第六十八条の十四第五項)の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。及び第二十三条第一項の改正規定(第六十八条の十四第五項)の下に「第六十八条の十五第五項」を加える部分に限る。、及び第三十二年法律第二十六号)の項第二号に係る部分に限る。の規定 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の施行の日

第十三条 第十七条中租税特別措置法第八十三条の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(平成二十三年六月三十日)を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。)

第十四条 租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則) 別段の定めがあるものを除き、第七十二条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)

第十五条 平成二十三年分以後の所得税について適用し、平成二十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第十六条 特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置

第十七条 新租税特別措置法第四条の五の規定は、居住者が施行日以後に締結する同条第二項に規定する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産につき生ずる同条第一項に規定する利子等について適用する。(振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置)

第十八条 旧租税特別措置法第九条の四の二第三項に規定する償還金等の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

第十九条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

第二十条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

第二十一条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

第二十二条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

第二十三条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

準用する場合を含む。)の規定は、新租税特別措置法第五条の二第三項に規定する外国年金信託の信託財産につき生ずる同条第一項に規定する振替国債(次項において「振替国債」という。)

若しくは同条第一項に規定する振替地方債(次項において「振替地方債」という。)

又は新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等(次項において「特定振替社債等」という。)

の利子でその計算期間の初日が施行日以後であるものについて適用する。

新租税特別措置法第五条の二第四項(新租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。)

の規定は、非居住者又は外国法人が新租税特別措置法第五条の二第四項に規定する組合契約に係る同項に規定する組合財産又は同項に規定する信託の信託財産に属する振替国債若しくは振替地方債又は特定振替社債等につき支払を受ける利子でその計算期間の初日が施行日以後であるものについて適用する。

(上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関する経過措置)

第二十六条 新租税特別措置法第八條の四第一項の規定は、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等について適用し、第百七條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)

第八條の四第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置)

第二十七条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例等に関する経過措置)

第二十八条 旧租税特別措置法第九條の四の二第三項に規定する償還金等の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

第二十九条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

第三十条 新租税特別措置法第九條の三の規定は、個人が平成二十三年十月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用し、個人が同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九條の三第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置)

**第二十九条** 新租税特別措置法第九条の八の規定は、同条の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一号に掲げる配当等について適用する。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第三十条** 新租税特別措置法第十条の二の三の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)

**第三十一条** 新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。)をする同条第一項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

**2** 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

**3** 新租税特別措置法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

**4** 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十二条の三第一項に規定する建替え病院用等建物については、なお従前の例による。

**5** 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

**6** 新租税特別措置法第十四条の規定は、個人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用する。

**7** 個人が附則第一条第九号に定める日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。

**8** 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第三号に掲げる建築物については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

(肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に関する経過措置)

**第三十二条** 新租税特別措置法第二十五条の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置)

**第三十三条** 新租税特別措置法第二十九条の二第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する取締役等又は権利承継相続人が附則第一条第十号に定める日以後に行う同項に規定する新株予約権等の行使について適用し、旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する取締役等又は権利承継相続人が同日以前に行う同項に規定する新株予約権等の行使については、なお従前の例による。

**2** 旧租税特別措置法第二十九条の二第七項に規定する株式会社又は金融商品取引業者等が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

**第三十四条** 新租税特別措置法第二十九条の三の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第二十九条の三第一項に規定する特定外国新株予約権の行使について適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

**第三十五条** 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条第一項第四号に規定する土地等その他の資産の譲渡については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第四号の二の規定は、個人が附則第一条第十一号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

**3** 新租税特別措置法第三十七条(同条第一項の表の第一号又は第十号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得をする同表の第一号又は第十号の下欄に掲げる資産について適用し、個人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第三十七条の表の第一号又は第十号又は第八号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

**4** 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七号の表の第一号から第四号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十五号又は第十七号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

**5** 新租税特別措置法第三十七条(同条第一項の表の第二号、第四号又は第五号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七号の表の第五号、第七号又は第九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

**6** 新租税特別措置法第三十七条の五の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

**7** 新租税特別措置法第三十七条の九の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七号の九の二第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例に関する経過措置)

**第三十六条** 旧租税特別措置法第三十七条の十一の三十項に規定する金融商品取引業者等が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

適用し、個人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第三十七号の表の第一号又は第八号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

**4** 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七号の表の第一号から第四号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十五号又は第十七号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

**5** 新租税特別措置法第三十七条(同条第一項の表の第二号、第四号又は第五号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七号の表の第五号、第七号又は第九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

**6** 新租税特別措置法第三十七号の五の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七号の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

**7** 新租税特別措置法第三十七号の九の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七号の九の二第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例に関する経過措置)

**第三十六条** 旧租税特別措置法第三十七条の十一の三十項に規定する金融商品取引業者等が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

**第三十七条** 新租税特別措置法第三十七条の十四第五項の規定は、平成二十六年一月一日以後に行われる同項第二号イに規定する上場株式等の募集により取得する同号の上場株式等について適用する。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第三十八条** 新租税特別措置法第四十条の四第三項及び第四項の規定は、同条第一項各号に掲げる居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額(当該居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)及び当該居住者の平成二十三年分以後の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分課税対象金額(当該居住者に係る同項に規定する適用対象金額及び当該居住者の平成二十二年分以前の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額)については、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第三十九条** 新租税特別措置法第四十条の七第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額(当該居住者に係る同項に規定する適用対象金額)及び当該居住者の平成二十二年分以前の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第四十条** 新租税特別措置法第四十一条第六項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する増改築等に係る契約を締結する場合について適用し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第六項に規定する増改築等に係る契約を締結した場合には、なお従前の例による。

居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額(当該居住者に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)及び当該居住者の平成二十三年分以後の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分課税対象金額(当該居住者に係る同項に規定する適用対象金額及び当該居住者の平成二十二年分以前の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額)については、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

**第三十九条** 新租税特別措置法第四十条の七第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である居住者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額(当該居住者に係る同項に規定する適用対象金額)及び当該居住者の平成二十二年分以前の各年分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する  
場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例  
に関する経過措置)

**第四十一条** 新租税特別措置法第四十一条の三  
の規定は、居住者が施行日以後に同条第一項  
又は第四項に規定する住宅の増改築等に係る契  
約を締結する場合について適用し、居住者が施  
行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二  
第一項又は第四項に規定する住宅の増改築等に  
係る契約を締結した場合については、なお従前  
の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措  
置)

**第四十二条** 新租税特別措置法第四十一条の十二  
第九項の規定は、施行日以後に発行される同項  
に規定する特定短期公社債について適用し、施  
行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一  
条の十二第九項に規定する特定短期公社債につ  
いては、なお従前の例による。

**2** 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三  
項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支  
払をする者又は特定振替国債等の償還金若しく  
は利息の支払の取扱いをする者が平成二十四年  
一月一日前に提出した同項に規定する光ディ  
スク等については、なお従前の例による。  
(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に關  
する経過措置)

**第四十三条** 新租税特別措置法第四十一条の十四  
及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措  
置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取  
引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居  
住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が  
平成二十四年一月一日以後に行うものについて  
適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第  
一項に規定する先物取引に係る同項に規定する  
差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施  
設を有する非居住者が同日以前に行ったものにつ  
いては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)  
**第四十四条** 新租税特別措置法第四十一条の十七  
第二項の規定により読み替えられた所得税法第  
二百三条の三の規定は、平成二十五年一月一日  
以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定す  
る公的年金等について適用し、同日前に支払う  
べき当該公的年金等については、なお従前の例  
による。

**2** 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の  
規定により読み替えられた所得税法第二百三条

の五第一項第二号の規定は、平成二十五年一月  
一日以後に提出する同条第八項に規定する公的  
年金等の受給者の扶養親族等申告書について適  
用する。  
(特定新規中小会社が発行した株式を取得した  
場合の課税の特例に関する経過措置)

**第四十五条** 新租税特別措置法第四十一条の十九  
第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、  
同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非  
居住者が附則第一条第一号に定める日以後に  
払込みにより取得をする同項に規定する特定新  
規株式について適用する。  
(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の  
特別控除に関する経過措置)

**第四十六条** 新租税特別措置法第四十一条の十九  
第二項の規定は、居住者が施行日以後に同条第一  
項に規定する住宅耐震改修に係る契約を締結す  
る場合について適用し、居住者が施行日前に旧  
租税特別措置法第四十一条の十九の第二項に  
規定する住宅耐震改修に係る契約を締結した場  
合については、なお従前の例による。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の  
所得税額の特別控除に関する経過措置)  
**第四十七条** 新租税特別措置法第四十一条の十九  
の三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規  
定は、居住者が施行日以後に同項に規定する改  
修工事に係る契約を締結する場合について適用  
し、居住者が施行日前に旧租税特別措置法第四  
十一条の十九の三第一項に規定する改修工事に  
係る契約を締結した場合については、なお従前  
の例による。  
(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子  
の課税の特例に関する経過措置)

**第四十八条** 新租税特別措置法第四十二条の二第  
一項の規定は、同項に規定する外国金融機関等  
が施行日以後に開始する同項に規定する債券現  
先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける同  
項に規定する特定利子について適用し、旧租税  
特別措置法第四十二条の二第一項に規定する外  
国金融機関等が施行日前に開始した同項に規定  
する債券現先取引につき支払を受ける同項に規  
定する特定利子については、なお従前の例によ  
る。  
(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

**第四十九条** 新租税特別措置法第四十二条の二の  
第二項及び第三項(同条第一項に係る部分に  
限る。)の規定は、平成二十六年一月一日以後

に提出すべき同条第一項に規定する調書等につ  
いて適用する。  
**2** 新租税特別措置法第四十二条の二の第二項  
及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)  
の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出す  
る同条第二項に規定する光ディスク等について  
適用する。  
**3** 平成二十四年一月一日前において旧租税特別  
措置法第九条の四の第二項、第二十九条の二  
第七項、第三十七条の十一の第三十項又は第四  
十一条の十二第三項の規定に基づき受けた  
これらの規定に規定する税務署長の承認につ  
いては、新租税特別措置法第四十二条の二の二  
第二項の規定に基づき受けた同項に規定する税務  
署長の承認とみなして、同項の規定を適用す  
る。  
**4** 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一  
日までの間における新租税特別措置法第四十二  
条の二の二第二項及び第三項の規定の適用につ  
いては、同条第二項中「調書等」とあるのは  
「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五  
項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若し  
くは第五項、第三十七条の十一の第三十七項又は  
第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二  
項の規定により提出するこれらの規定に規定す  
る調書及び報告書(以下この条において「調書  
等」という。)を」と、「第三十七条の十四第  
十五項若しくは」とあるのは「若しくは」と、  
同条第三項中、「第三十七条の十四第十五項又  
は」とあるのは「又は」と、「第三十七条の十  
四第十七項から第二十一項まで、第四十一条の  
十二第二十四項」とあるのは「第四十一条の十  
二第二十四項」とする。  
(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特  
例に関する経過措置の原則)

**第五十条** 別段の定めがあるものを除き、新租税  
特別措置法第三章の規定は、法人の平成二十三  
年四月一日以後に開始する事業年度(施行日前  
に終了する事業年度を除く。)分の法人税及び  
連結親法人又は当該連結親法人による連結完全  
支配関係にある連結子法人の同年四月一日以後  
に開始する連結事業年度(施行日前に終了する  
連結事業年度を除く。)分の法人税について適  
用し、法人の同年四月一日前に開始した事業年  
度(同日以後に開始し、かつ、施行日前に終了  
する事業年度を含む。)分の法人税及び連結親  
法人又は当該連結親法人による連結完全支配関  
係にある連結子法人の同年四月一日前に開始し  
た連結事業年度(同日以後に開始し、かつ、施  
行日前に終了する連結事業年度を含む。)分の  
法人税については、なお従前の例による。  
(エネルギー環境負荷低減推進設備等取得し  
た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に關  
する経過措置)

**第五十一条** 新租税特別措置法第四十二条の五の  
二の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作  
若しくは建設をする同条第一項に規定するエネ  
ルギー環境負荷低減推進設備等について適用す  
る。  
(国際戦略総合特別区域において機械等を取  
得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に  
関する経過措置)  
**第五十二条** 新租税特別措置法第四十二条の十一  
の規定は、法人が附則第一条第一号に定める  
日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租  
税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定す  
る特定機械装置等について適用する。  
(法人の減価償却に関する経過措置)  
**第五十三条** 新租税特別措置法第四十三条第一項  
の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又  
は製作若しくは建設をいう。以下この条におい  
て同じ。)をする同項に規定する特定設備等につ  
いて適用し、法人が施行日前に取得等をした  
旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する  
特定設備等については、なお従前の例による。  
**2** 新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規  
定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に  
規定する研究施設について適用し、法人が施行  
日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三  
条の二第一項に規定する研究施設については、  
なお従前の例による。  
**3** 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措  
置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策  
用資産については、なお従前の例による。  
**4** 新租税特別措置法第四十四条の三第一項の規  
定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に  
規定する共同利用施設について適用し、法人が  
施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四  
十四条の四第一項に規定する共同利用施設につ  
いては、なお従前の例による。  
**5** 新租税特別措置法第四十四条の五の規定は、  
法人が附則第一条第二号に定める日以後に取  
得等をする新租税特別措置法第四十四条の五第

一項に規定する特定高度通信設備について適用する。

6 新租税特別措置法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

7 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する特定増改築施設については、なお従前の例による。

8 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十五条の二第三項に規定する建替え病院用等建物については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第四十六条の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

10 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

11 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十六条の四第一項に規定する事業所内託児施設等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 新租税特別措置法第四十七条の規定は、法人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用する。

13 法人が附則第一条第九号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第六十八条第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

14 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第六十八条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

15 法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項に規定する植林費については、なお従前の例による。

第五十四条 新租税特別措置法第六十条の二の規定は、法人の附則第一条第十号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。（認定研究開発事業法人等の課税の特例に関する経過措置）

第五十五条 新租税特別措置法第六十条の三の規定は、法人の附則第一条第十号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十六条 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十四条第一項第四号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十四号の二の規定は、法人が附則第一条第十一号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号又は第十号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得する同表の第一号又は第十号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号又は第十九号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号から第四号まで、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号又は第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第四号又は第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十五条の十三第一項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

第七号又は第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

第五十七条 新租税特別措置法第六十六条の四第二項の規定は、法人の平成二十三年十月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第五十八条 新租税特別措置法第六十六条の六第三項及び第四項の規定は、同条第一項各号に掲げる内国法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額（当該内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）及び当該内国法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度に係る同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の平成二十三年四月一日前に終了した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該内国法人の同日以前に終了した事業年度に係る同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

成二十三年四月一日前に終了した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該内国法人の同日以前に終了した事業年度に係る同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合は、なお従前の例による。

（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十九条 新租税特別措置法第六十六条の九の二第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である内国法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該内国法人に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第四項に規定する特殊関係株主等である内国法人の平成二十三年四月一日前に終了した事業年度に係る同項に規定する部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

第六十条 新租税特別措置法第六十六条の十一の二第九項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に認定を取り消された法人の施行日以後に開始する事業年度において支出する金額について適用する。

（中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第六十一条 新租税特別措置法第六十六条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人の平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度（施行日前に終了する事業年度を除く。）において生じた欠損金額について適用し、法人の同年四月一日前に開始した事業年度（同日以後に開始し、かつ、施行日前に終了する事業年度を含む。）において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

（農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第六十二条 新租税特別措置法第六十七条の三の規定は、法人の平成二十四年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法

成二十三年四月一日前に終了した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該内国法人の同日以前に終了した事業年度に係る同条第四項に規定する部分課税対象金額を計算する場合は、なお従前の例による。

人の同日前に終了した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項一第	項五第	項六第
（その売却した肉用牛が、財務省令とし、その売却した肉用牛が財務省令	（平成二十四年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内にその売却した肉用牛が財務省令	（当該事業年度開始の日から平成二十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「従前期間」という。）及び同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間（以下この項において「経過期間」という。）
とし、その売却した肉用牛が財務省令	とし、その売却した肉用牛が財務省令	とし、その売却した肉用牛が財務省令

（振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置）

**第六十三条** 新租税特別措置法第六十七条の第十七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国金融機関等が施行日以後に開始する同項に規定する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子及び貸借料等について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の第十七項に規定する外国金融機関等に該当する外国法人が施行日前に開始した同項に規定する債券現先取引につき支払を受けた同項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

（農林中央金庫の合併等に係る課税の特例に関する経過措置）

**第六十四条** 旧租税特別措置法第六十八条の第二項に規定する法人が施行日に行つた同項に規定する共同事業現物出資については、なお従前の例による。

**第六十五条** 新租税特別措置法第六十八条の十の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第六十六条** 新租税特別措置法第六十八条の十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の十五第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

（連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第六十七条** 新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条及び附則第七十一条において同じ。）が平成二十三年四月一日以後に開始する連結事業年度（連結親法人事業年度が施行日前に終了する連結事業年度を除く。）分の法人税について適用する。

（連結親法人の減価償却に関する経過措置）

**第六十八条** 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

**第六十九条** 新租税特別措置法第六十八条の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

**第七十条** 新租税特別措置法第六十八条の十八第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十八第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

（医療用機器等については、なお従前の例による。）

**第七十一条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第二項に規定する特定増改築施設については、なお従前の例による。

**第七十二条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第三項に規定する建替え病院用等建物については、なお従前の例による。

**第七十三条** 新租税特別措置法第六十八条の三十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**第七十四条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の三十一第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

**第七十五条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項に規定する事業所内託児施設等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

**第七十六条** 新租税特別措置法第六十八条の三十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第九号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用する。

**第七十七条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第九号に定める日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十

）の同日前に終了した事業年度分の法人税について、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項一第	項五第	項六第
（その売却した肉用牛が、財務省令とし、その売却した肉用牛が財務省令	（平成二十四年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内にその売却した肉用牛が財務省令	（当該事業年度開始の日から平成二十四年三月三十一日までの期間（以下この項において「従前期間」という。）及び同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間（以下この項において「経過期間」という。）
とし、その売却した肉用牛が財務省令	とし、その売却した肉用牛が財務省令	とし、その売却した肉用牛が財務省令

二号) 附則第五十三條第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七條の規定による改正前の租税特別措置法第四十七條第一項」とする。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八條の三十五第三項第三号に掲げる建築物については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七條の第二項」とあるのは、「現下の厳しい経済状況及び雇情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)附則第五十三條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十七條の規定による改正前の租税特別措置法第四十七條の第二項」とする。

15 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八條の三十八第一項に規定する植林費については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例に関する経過措置)

第六十九條 新租税特別措置法第六十八條の六十三の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一條第十一号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。(連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例に関する経過措置)

第七十條 新租税特別措置法第六十八條の六十三の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の附則第一條第十号に定める日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。(連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置)

第七十一條 新租税特別措置法第六十八條の六十六第一項の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が平成二十三年四月一日以後に開始する連結事業年度(連結親法人事業年度が施行日前に終了する連結事業年度を除く。)分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が同年四月一日前に開始した連結事業年度(連

結親法人事業年度が同日以後に開始し、かつ、施行日前に終了する連結事業年度を含む。)分の法人税については、なお従前の例による。(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

七十二條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十一第一項(旧租税特別措置法第六十四條第一項第四号に係る部分に限る。)に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項(新租税特別措置法第六十五條の四第一項第四号の二に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一條第十一号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで(新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同表の第一号又は第十号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第一号又は第十九号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による)。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第二号から第四号まで、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号又は第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで(新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第二号、第四号又は第五号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法

人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第五号、第七号又は第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八條の八十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(連結親法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

第七十三條 新租税特別措置法第六十八條の八十八第二項の規定は、連結親法人の平成二十三年十月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結親法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十四條 新租税特別措置法第六十八條の九十三第三項及び第四項の規定は、同条第一項各号に掲げる連結親法人の平成二十三年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額を計算する場合の第三項に規定する適用対象金額(当該連結親法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)及び当該連結親法人の平成二十三年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同条第四項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額(当該連結親法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十一第一項各号に掲げる連結親法人の平成二十三年四月一日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該連結親法人の同日前に終了した連結事業年度に係る同条第四項に

規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。(特殊関係株主等である連結親法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十五條 新租税特別措置法第六十八條の九十三の二第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である連結親法人の平成二十三年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額(当該連結親法人に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十三の二第四項に規定する特殊関係株主等である連結親法人の平成二十三年四月一日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

(中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第七十六條 新租税特別措置法第六十八條の九十八第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人の平成二十三年四月一日以後に開始する連結事業年度(施行日前に終了する連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額について適用し、連結親法人の同年四月一日前に開始した連結事業年度(同日以後に開始し、かつ、施行日前に終了する連結事業年度を含む。)において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

(連結親法人である農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十七條 新租税特別措置法第六十八條の百一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十四年四月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事

業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす

第一項	(その売却した肉用牛が、財務省令とし、その売却した肉用牛が財務省令	(平成二十四年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間内にその売却した肉用牛が財務省令
第二項	(当該連結事業年度開始の日から平成二十四年三月三十一日までの期間(以下この項において「従前期間」という。))及び同年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間(以下この項において「経過期間」という。))	(当該連結事業年度開始の日から平成二十四年三月三十一日までの期間(以下この項において「従前期間」という。))及び同年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間(以下この項において「経過期間」という。))
第三項	が二千頭を乗じてこれを十二で除して計算した頭数と千五百頭を乗じてこれを十二で除して計算した頭数とを合計した頭数	が二千頭を乗じてこれを十二で除して計算した頭数と千五百頭を乗じてこれを十二で除して計算した頭数とを合計した頭数
第四項	、当該従前期間及び経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該合計した頭数	、当該従前期間及び経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該合計した頭数
第五項	前項	現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)附則第七十七條の規定により読み替えられた第一項

第七十八條 新租税特別措置法第七十條の二第一項及び第二項並びに第七十條の三第一項及び第三項の規定は、平成二十三年一月一日以後の贈

与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得をする財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十條の七、第七十條の七の二、第七十條の七の四及び第七十條の八の二第一項の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。))又は贈与により取得をする新租税特別措置法第七十條の七第二項第二号に規定する非上場株式会社等に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日以前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十條の七第二項第二号に規定する非上場株式会社等に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の三の三第五項又は第七十條の三の四第三項の規定によるこれらの規定に規定する修正申告書をその提出期限(附則第一條第一号に定める日以後に到来するものに限る。)までに提出しなかつた者に対する新租税特別措置法第七十條の三の三の規定の適用については、同條第一項中「又は第七十條の三の四第一項」とあるのは、「第七十條の三の四第四項」とあるのは、「第七十條の三の四第四項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十四條第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の三の三第五項若しくは第七十條の三の四第三項」とする。

(登録免許税の特例に関する経過措置) 第七十九條 旧租税特別措置法第七十六條に規定する特定農業法人が、施行日以前に同條に規定する農地の取得をした場合における当該農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第七十七條第二項に規定する農業を営む者が、施行日以前に同項に規定する農地利用集積圃田滑化事業により同項の土地の取得をした場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十八條第一項又は第二項の規定は、施行日の翌日以後にこれらの規定

に規定する債権を担保するために受けるこれらの規定に規定する抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十八條第一項又は第二項に規定する債権を担保するために受けるこれらの規定に規定する抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 施行日以前に旧租税特別措置法第七十九條に規定する認定がされた場合における同條各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 施行日以前に旧租税特別措置法第八十三條第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する整備事業区域内の土地の所有権の移転の登記、同條第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記又は同條第四項の認定民間都市再生整備事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 旧租税特別措置法第八十三條の二第一項に規定する特定目的会社が、施行日以前に取得をした指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第八十四條の五の規定は、施行日の翌日以後に電子情報処理組織を使用し同條第一項各号に掲げる登記の申請を行う場合における当該登記に係る登録免許税について適用し、同日前に電子情報処理組織を使用して旧租税特別措置法第八十四條の五各号に掲げる登記の申請を行った場合における当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置) 第八十條 新租税特別措置法第九十條の八から第九十條の九までの規定は、平成二十三年四月一日から適用し、同日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十條の八に規定する航空機が平成二十三年四月一日以後最初に航行する時(以下この項において「初回航行時」という。))において、当該航空機に航空機燃料税法第一條又は旧租税特別措置法第九十條の八第一項若しくは第九十條の九第一項に規定する税

率により航空機燃料税が課された、又は課されべき航空機燃料税が現存する場合には、初回航行時(初回航行時が施行日以前である場合には、施行日)に、当該航空機が初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 新租税特別措置法第九十條の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十條の八の二第二項に規定する沖繩路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十條の八の二第二項に規定する新租税特別措置法第九十條の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十條の九第一項

3 平成二十三年四月一日から施行日の前日までの間に同月分以後の航空機燃料税につき航空機燃料税法第十四條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及び同月一日から施行日の前日までの間に同月分以後の航空機燃料税につき国税通則法第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同月一日から施行日の前日までの間に同法第十九條第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項)につき、新租税特別措置法第九十條の八から第九十條の九までの規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項の更正の請求をすることができ。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別還付金の支給に関する経過措置) 第八十一條 平成二十四年一月一日以後に新租税特別措置法第九十七條の二第二十項第一号イに規定する特別還付金支払決定日がある場合における同項(同号イに係る部分に限る。)の規定の適用については、同号イ中「であつて、かつ」

率により航空機燃料税が課された、又は課されべき航空機燃料税が現存する場合には、初回航行時(初回航行時が施行日以前である場合には、施行日)に、当該航空機が初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 新租税特別措置法第九十條の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十條の八の二第二項に規定する沖繩路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十條の八の二第二項に規定する新租税特別措置法第九十條の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十條の九第一項

3 平成二十三年四月一日から施行日の前日までの間に同月分以後の航空機燃料税につき航空機燃料税法第十四條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及び同月一日から施行日の前日までの間に同月分以後の航空機燃料税につき国税通則法第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同月一日から施行日の前日までの間に同法第十九條第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の事項)につき、新租税特別措置法第九十條の八から第九十條の九までの規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項の更正の請求をすることができ。

とあるのは「である場合において」と、「金額である場合には」とあるのは「金額であるとき」と、「を除去」とあるのは「を除去」とし、当該還付金の額の基礎となる金額が所得税法第二百一十号第一項第六号又は第二百二十三号第二項第七号に掲げる金額に相当する金額であるときは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の所得税法第二百一十九号第四項の規定による期間の日数とする。」とする。

（罰則に関する経過措置）

第九十二条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第九十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七号、第四十八号の四から第四十八号の七まで及び第九十七号の改正規定に限る。）、第

百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。）、第四十条、第一百十号（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第一百四十条、第二百一十号（都市再開発法第三百三十三号の改正規定に限る。）、第二百二十五号（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第三百三十一号（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。）、第三百三十三号、第三百四十一号、第三百四十七号（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七号の改正規定に限る。）、第四百九号（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七号、第二百九十一号、第二百九十三号から第二百九十五号まで及び第二百九十八号の改正規定に限る。）、第五百三十三号、第五百五十五号（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第五百五十六号（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定に限る。）、第五百五十九号、第六十号（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六号第二項及び第三項の改正規定。同条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第六十二号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「とき」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合」は協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には「を削る部分を除く。」）並びに同法第三十二号、第三十九号及び第五十四号の改正規定に限る。）、第六十三号、第六十六号、第六十七号、第六十七号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五号の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第七十五号及び第八十六号（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七号第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三号、第五十

七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第五百八十七号の二及び附則第十一条の改正規定に限る。）、第九十一号（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十三号、第三十四号の三第二項第五号及び第六十四号の改正規定に限る。）、第九十二号（高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十五号の改正規定を除く。）、第九十三号、第九十五号、第一百一十号、第一百三十三号、第一百五号及び第一百八十八号の規定。公布の日から起算して三月を経過した日）

附則（平成二十三年二月二日法律第一一四号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 次に掲げる規定。平成二十四年四月一日及び略
- ハ 第十九号中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第十条の二の二を削る改正規定、同法第十九条の二の三の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の四の五の改正規定（同条第八項及び第九項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の四とする改正規定、同法第十条の六の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の七の改正規定（同条第四項に係る部分を除く。）、同条を同法第十条の六とする改正規定、同法第十一条の二を削る改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同条を同法第十一条の二とする改正規定、同法第十一条の四（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第十一条の三とする改正規定、同法第十九号第一号の改正規定、同法第四十二号の三の二の改正規定、同法第四十二号の四第一項の改正規定、同条第十一項の改正規定、同法第四十二号の五を削る改正規定、同法第四十二号の五の二の改正規定（同条第八項に係る部分及び同条第九項に係る部分（「第六十八号の十第二項」を「第六十八号の十の二第三項」を「第六十八号

の十第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第四十二号の五とする改正規定、同法第四十二号の六第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二号の七及び第四十二号の八の改正規定、同法第四十二号の九第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第四十二号の十第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二号の十一第二項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第四十二号の十二第一項の改正規定、同法第四十二号の十三の改正規定（同条第五項に係る部分を除く。）、同法第四十四号第一項の改正規定、同法第四十四号の二の改正規定、同法第四十四号の三第一項の改正規定、同法第四十四号の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十二号の二第一項の改正規定、同法第五十三号第一項第二号の改正規定、同法第五十五号の六の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第五十五号の七第六項の改正規定、同条を同法第五十五号の六とし、同条に見出しを付する改正規定の六とし、同条に見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七号の八（見出しを含む。）の改正規定、同法第五十七号の十の改正規定、同法第三第三章第四節を削る改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、同法第六十二号の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第六十二号の三の改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）、同法第六十三号第一項の改正規定、同法第六十七号の十四第二項の改正規定、同法第六十七号の十四第二項の表の改正規定、同法第六十七号の十五第三項の表の改正規定、同法第六十八号第一項の改正規定、同法第六十八号の十の二の改正規定（同条第九項に係る部分及び同条第十項に係る部分（「第四十二号の五の二第二項」を「第四十二号の五第二項」に、「第四十二号の五の二第二項」を「第四十二号の五第三項」に改める部分を除く。）を除く。）、同条を同法第





第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第十条の四第六項に規定する個人の平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

**第四十八条** 附則第四十五条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第十条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第二項
次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定(以下この条において「旧効力措置法」という。))第十条の二の二第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。)
各号に掲げる規定	当該各号に定める金額(旧効力措置法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。)
第十條の五の三第四項又は旧効力措置法第十條の二の二第四項	第十條の五の三第四項又は旧効力措置法第十條の二の二第四項

第三項若しくは第十條の五の三第五項若しくは第十條の五の三第五項

(個人の減価償却に関する経過措置)

**第四十九条** 個人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の二第二項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第十一条の二第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた個人が取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)をする同条第二項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

3 新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が平成二十四年四月一日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用し、個人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、同年分の所得税についての新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定の適用については、同項中「その年の指定期間内」とあるのは、「平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

4 新租税特別措置法第十一条の三第一項に係る部分に限る。の規定は、個人が平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。(個人の準備金に関する経過措置)

**第五十条** 旧租税特別措置法第二十条の二第一項の表の各号の上欄に掲げる個人の平成二十五年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、同条(第三項から第六項まで及び第八項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

2 旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する個人が平成二十五年一月一日において同条

第三項に規定する特別修繕準備金の金額(同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。)を有する場合には、同年から平成二十八年までの各年(当該個人が所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者(以下この条において「中小事業者」という。))である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年(以下「当該個人が中小事業者である場合には、十分の一」)に相当する金額(次項において「四年等均等取崩金額」という。))を、当該各年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 前項の場合において、四年等均等取崩金額がその年の十二月三十一日における特別修繕準備金の金額(その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又はその年の前年の十二月三十一日までに前項の規定により総収入金額に算入された金額)がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。))を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 準備金設定資産(第二項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この項において同じ。))について特別の修繕(第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。))を完了した場合。その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合。その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 準備金設定資産をその用に供する事業(旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する

事業をいう。))の全部を譲渡し、又は廃止した場合。その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額

四 第二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合。その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第二項の規定の適用を受ける個人が、平成二十五年から平成二十七年までの各年(当該個人が中小事業者である場合には、平成二十五年から平成三十三年までの各年)に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、当該特別修繕準備金の金額については、第二項及び前項の規定は、適用しない。

6 旧租税特別措置法第二十条第六項から第八項までの規定は、平成二十五年から平成二十八年までの各年(当該個人が中小事業者である場合には、平成二十五年から平成三十四年までの各年)において第二項の特別修繕準備金の金額を有する個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

**第五十一条** 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

三 準備金設定資産をその用に供する事業(旧租税特別措置法第二十条の四第一項に規定する

(中小企業者等の法人税率の特例に関する経過措置)

第五十二條 旧租税特別措置法第四十二条の三の二項に規定する協同組合等の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各事業年度」とあるのは、「終了する各事業年度(同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を含む。）」とする。

第五十三條 新租税特別措置法第四十二条の四第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に確定申告書等(期限後申告書を除く。以下同じ)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第五十四條 新租税特別措置法第四十二条の四の二第十項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十五條 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方税法(平成二十六年法律第十一号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

Table with 2 columns: Item No. (第二項, 第四十二條, 第四條, 第二項, 第十條) and Description (所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十一号)第十條の規定による)

Main comparison table with 3 columns: Item No., Description of the measure, and the corresponding provision in the amended law. Includes items 3, 4, and 5.

Main comparison table with 3 columns: Item No., Description of the measure, and the corresponding provision in the amended law. Includes items 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, and 20.

Main comparison table with 3 columns: Item No., Description of the measure, and the corresponding provision in the amended law. Includes items 21, 22, and 23.

第三項	控除される金額	控除される金額がある場合又は旧効力措置法第四十二条の五第二項若しくは第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額
	ある場合	は、
第二項	金額	（沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を得た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）
第一項	金額	（沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を得た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十一条	新租税特別措置法第四十二条の十一第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日以前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。	（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）
	第六十二条	新租税特別措置法第四十二条の十二第四項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日以前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。
第六十三条	附則第五十五条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	

第六十四条	新租税特別措置法第四十二条の十三第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日以前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。	（法人の減価償却に関する経過措置）
	第六十五条	旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の平成二十四年四月一日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条（第三項から第七項まで及び第十一項から第十六項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十六条	旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。	（法人の準備金に関する経過措置）
	第六十七条	新租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日以前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

第一項	連結事業年度に	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二項第二十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に
-----	---------	---



の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第八十二条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を越えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産（同項の特別修繕準備金に係る固定資産をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 準備金設定資産について特別の修繕を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。） その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合 当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

四 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における特別修繕準備金の金額

五 第二項、前各号、次項及び第六項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第二項の規定の適用を受ける法人が、平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該

連結事業年度開始の日）以後三年（当該法人が中小企業者である場合には、九年）を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特別修繕準備金の金額については、第二項、前項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

6 第二項の規定の適用を受ける法人について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失った場合で、かつ、当該法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人的事業年度終了の日である場合には、当該効力を失った日）を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合には、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、前二項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

7 第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第二項の規定の適用を受ける法人が適格合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第六項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

9 前項又は附則第八十二条第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において令和二年旧措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人（以下この条において「連結法人」という。）に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができず者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 第八項又は附則第八十二条第六項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合にあっては、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第六項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とする。

11 第二項の規定の適用を受ける法人が適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第八項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

12 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合）の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を含む事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあっては、当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数）」とする。

13 第十一項又は附則第八十二条第八項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

14 第十一項又は附則第八十二条第八項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格分割の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合にあっては、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第八項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間

の月数)を乗じてこれを四十八月(当該法人が中小企業者である場合には、百二十月)から経過期間(平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

15 第二項の規定の適用を受ける法人が適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合(附則第八十二条第十一項前段に規定する場合を除く。)には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額(当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

16 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格現物出資の日を含む事業年度(同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。)については、当該適格現物出資の日の前日当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数(当該適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、当該適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数)」とする。

17 第十五項又は附則第八十二条第十一項の場合において、これらの規定の被現物出資法人(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

18 第十五項又は附則第八十二条第十一項の被現物出資法人(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)のその適格現物出資の日を含む事業年度以後の各事業年度(当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度以後の各事業年度)の各事業年度(平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十五項又は同条第十一項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を乗じてこれを四十八(当該法人が中小企業者である場合には、百二十)で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数(当該適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該法人が中小企業者である場合には、百二十月)から経過期間(平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十五項又は同条第十一項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を乗じてこれを四十八(当該法人が中小企業者である場合には、百二十)で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数(当該適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該法人が中小企業者である場合には、百二十月)から経過期間(平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

16 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格現物出資の日を含む事業年度(同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。)については、当該適格現物出資の日の前日当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数(当該適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、当該適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数)」とする。

17 第十五項又は附則第八十二条第十一項の場合において、これらの規定の被現物出資法人(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

18 第十五項又は附則第八十二条第十一項の被現物出資法人(その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。)のその適格現物出資の日を含む事業年度以後の各事業年度(当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度以後の各事業年度)の各事業年度(平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十五項又は同条第十一項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を乗じてこれを四十八(当該法人が中小企業者である場合には、百二十)で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数(当該適格現物出資の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該法人が中小企業者である場合には、百二十月)から経過期間(平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

び第十一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同項に規定する法人につき同日前日から引き続き行われている調査(同日前に当該法人に対して当該調査に係る旧法人税法第五十三条又は旧法人税法第五十五条において準用する旧法人税法第五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行った同項の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の四第九項及び第十項(第九項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。

3 新租税特別措置法第六十六条の四第十六項の規定は、施行日以後に国税通則法第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

4 新租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第十五項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各連結事業年度」とあるのは、「終了する各連結事業年度(同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を含む。）」とする。

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の第十項に規定するエネルギー供給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

項	第二
第六十八	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第九号)第十條の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第六十八條の九、新租税特別措置法第六十八條の十第一項、第三項及び第五項、新

<p>第四十二 条の五第 二項</p>	<p>第三項</p>	<p>第三項及び 第五項</p>
<p>経済社会の構造の変化に 対した税制の構築を図るた めの所得税法等の一部を改 正する法律（平成二十三年 法律第百十四号）附則第五 十五條の規定によりなおよ その効力を有するものとさ れる同法第十九條の規定に よる改正前の租税特別措置 法（第十一項において「旧効 力措置法」という。）第四十二 條の五第二項</p>	<p>新租税特別措置法第六十八 條の十第二項</p>	<p>新租税特別措置法第六十八 條の十三、新租税特別措置 法第六十八條の十四第二項、 第三項及び第五項、租税特 別措置法等の一部を改正す る法律（平成二十四年法律 第十六号）附則第三十三條 第一項の規定によりなおよ その効力を有するものとさ れる同法第一條の規定によ る改正前の租税特別措置法 （第五項において「平成二十 四年旧効力措置法」という 。）第六十八條の十四第二項 、第三項及び第五項、新租 税特別措置法第六十八條の 十五第二項、第三項及び第 五項、新租税特別措置法第 六十八條の十五の二、新租 税特別措置法第六十八條の 十五の三第二項、新租税特 別措置法第六十八條の十五 の四第二項、第三項及び第 五項、新租税特別措置法第 六十八條の十五の五並びに 新租税特別措置法第六十八 條の十五の六第七項及び第 八項</p>

<p>第三十項</p>	<p>第二十項</p>	<p>第五項</p>
<p>又は租税 特別措置 法第六十 八條の十 第二項</p>	<p>同法第三 十條第三 十號 第四十二 條の五第 三項</p>	<p>第六十八 條の第九 項（前条第七 項の規定 により読 み替えて 適用する 場合を含 む。）、次 条第五項、 第六十八 條の十一 第五項</p>
<p>おその効力を有するものと される同法第十九條の規定</p>	<p>法人税法第二條第三十一號 旧効力措置法第四十二條の 五第三項</p>	<p>所得税法等の一部を改正す る法律（平成三十年法律第 七号）第十五條の規定によ る改正後の租税特別措置法 （以下この項において「平成 三十年新租税特別措置法」 という。）第六十八條の十一 第五項</p>

<p>及び租税 特別措置 法第六十 八條の十 第五項 するほか 、同法</p>	<p>租税特別 措置法第 六十八條 の十第五 項</p>	<p>「租税特別 措置法第 六十八條 の十第五 項（</p>	<p>並びに租 税特別措 置法第六 十八條の 十第二項 法人税法 第十條</p>
<p>、地方法人税法第十五條第 一項中「第一号に掲げる金 額」とあるのは「第一号に 掲げる金額及び経済社会の 構造の変化に対応した税制 の構築を図るための所得税 法等の一部を改正する法律 （平成二十三年法律第百十四 号）附則第七十二條の規定 によりなおよその効力を有す</p>	<p>旧効力連結措置法第六十八 條の十第五項」 及び旧効力連結措置法第六 十八條の十第五項</p>	<p>「経済社会の構造の変化に対 応した税制の構築を図るた めの所得税法等の一部を改 正する法律（平成二十三年 法律第百十四号）附則第七 十二條の規定によりなおよ その効力を有するものとさ れる同法第十九條の規定に よる改正前の租税特別措置 法（以下「旧効力連結措置法 」という。）第六十八條の十 第五項（</p>	<p>による改正前の租税特別措 置法（以下「旧効力連結措 置法」という。）第六十八條 の十第二項 並びに旧効力連結措置法第 六十八條の十第二項</p>

<p>調整前 連結税 額の百 分の二 に相 当する 金額 帰せら れる金 額の百 分の二 に相 当する 金額</p>	<p>調整前連結税額の百分の二十に 相当する金額（旧効力措置法第 六十八條の十第二項の規定によ り当該供用年度の連結所得に 対する調整前連結税額から控除さ れる金額がある場合には、当該 金額を控除した残額） 帰せられる金額の百分の二十に 相当する金額（旧効力措置法第 六十八條の十第二項の規定によ り当該供用年度の連結所得に 対する調整前連結税額から控除さ れる金額）</p>	<p>第七十三條 前條の規定の適用がある場合にお ける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十 六年法律第十号）第十條の規定による改正後の 租税特別措置法第六十八條の十の規定の適用に ついては、次の表の上欄に掲げる同條の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ る字句とする。 及び第八項並びに経済社会の構 造の変化に対応した税制の構築 を図るための所得税法等の一部 を改正する法律（平成二十三年 法律第百十四号）附則第七十二 條の規定によりなおよその効力を 有するものとされる同法第十九 條の規定による改正前の租税特 別措置法（以下この項及び次項 において「旧効力措置法」とい う。）第六十八條の十第二項、第 三項及び第五項</p>	<p>るものとされる同法第十九 條の規定による改正前の租 税特別措置法第六十八條の 十第五項に規定する加算し た金額のうち連結親法人又 は各連結子法人に帰せられ るものとして政令で定める 金額の百分の四・四に相当 する金額の合計額」と、 （同法）とあるのは「（法人 税法）とするほか、法人税 法</p>
--	--	--	---



<p>2 旧租税特別措置法第六十八條の十二第五項に規定する連結法人の法人税法第十五條の第二</p>	<p>第三項 控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額</p>	<p>第三項 控除される金額がある場合又は旧効力措置法第六十八條の第十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額</p>	<p>同項 若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合又は旧効力措置法第六十八條の第十第二項若しくは第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人若しくはその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、これらの金額</p>	<p>当する金額 法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額</p>
---	---------------------------------------	--	--	---

項に規定する連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第七十六條** 新租税特別措置法第六十八條の第十三第六項及び第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第七十七條** 新租税特別措置法第六十八條の第十四第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第七十八條** 新租税特別措置法第六十八條の第十五第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第七十九條** 新租税特別措置法第六十八條の第十五第二項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除の特例に関する経過措置)

**第八十條** 附則第七十二條の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第十條の規定による改正後の租税特別措置法第六十八條の十五の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>2 新租税特別措置法第六十八條の十五の第三第五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の</p>	<p>第三項 若しくは第六十八條の十五の第四第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の第十第四項</p>	<p>第二項 又は第六十八條の十五の第四第三項又は旧効力措置法第六十八條の第十第三項</p>	<p>第一項 各号に掲げる規定</p>	<p>次の各号の各号の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十四号)附則第七十二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。第六十八條の第十第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。)</p>
---	--	--	---------------------	---

提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

**第八十一條** 新租税特別措置法第六十八條の第二十一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。)をする同条第一項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の第二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八條の第二十第一項の規定の適用については、同項中「当該連結事業年度の指定期間」とあるのは、「平成二十四年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間」とする。

**2** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の第二十一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

**3** 旧租税特別措置法第六十八條の第二十一第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が取得等をする同項に規定する資源供給構造変化対応設備等については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

**4** 新租税特別措置法第六十八條の第二十五(第一項に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

**第八十二條** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租

<p>「第五十 五条第十 一項」と あるのは 「第五十 五条の六 第十一項</p>	<p>第五十五 条の第六 第一項</p>	<p>「第五十五 条第十一項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五條の六第一項</p>	<p>第三項 第五十五 条の第六 第一項</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五條の六第一項</p>
---	------------------------------	---	--

<p>2 旧租税特別措置法第六十八條の五十八第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業</p>	<p>第四十 項 第五十五 条の第六 第十四項</p>	<p>第三十 項 第六十八 条の第四 五第二項</p>	<p>第二十 項 第五十五 条の第六 第十二項</p>	<p>第十 項 第六十八 条の第四 五第二項</p>	<p>第五十五 条の第六 第一項</p>	<p>第六十八 条の第四 五第二項</p>	<p>第六十八 条の第四 五第二項</p>	<p>第六十八 条の第四 五第二項</p>	<p>第六十八 条の第四 五第二項</p>	<p>第六十八 条の第四 五第二項</p>	<p>第六十八 条の第四 五第二項</p>	<p>第六十八 条の第四 五第二項</p>	<p>第六十八 条の第四 五第二項</p> <p>経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第八十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の四十五第二項</p>
--	---	---	---	--	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---

3 前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（附則第六十五條第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合は、その前日を含む事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同（じ）を。を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産（同項の特別修繕準備金に係る固定資産をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 準備金設定資産について特別の修繕を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。） その行わないこととなった日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に準備金設定資産を移転した場合 当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

四 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限り） その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特別修繕準備金の金額

五 第二項及び前各号の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日で

ある場合の当該適格合併に限る。)により合併法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の特別修繕準備金の金額(当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

7 前項又は附則第六十五条第八項の合併法人(その適格合併後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、前項又は同条第八項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数」を乗じてこれを四十八(当該連結事業法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格合併の日を含む連結事業年度にあつては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)から経過期間(平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

9 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格分割の日を含む連結事業年度(同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く)については、当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格分割の日を含む連結事業年度にあつては、当該適格分割の日を含む事業年度終了の日とみなして、当該適格分割の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数)とする。」

10 第八項又は附則第六十五条第十一項の分割承継法人(その適格分割後において連結法人に該当するものに限る。)のその適格分割の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第十一項の規定により当該承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数」を乗じてこれを四十八(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格分割の日を含む連結事業年度にあつては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十)から経過期間(平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

8 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備

金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する同項の特別修繕準備金の金額(当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

11 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する同項の特別修繕準備金の金額(当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額)とみなす。

12 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格現物出資の日を含む連結事業年度(同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く)については、当該適格現物出資の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあつては、当該適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数)とする。」

13 第十一項又は附則第六十五条第十五項の被現物出資法人(その適格現物出資後において連結親法人に該当するものに限る。)のその適格現物出資の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度)に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第十五項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数」を乗じてこれを四十八(当該連結親法人又はその連結子法人である場合には、百二十)で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数(当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあつては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該連結親法人又はその連結子法人である場合には、百二十)から経過期間(平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

あつては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数)を乗じてこれを四十八月(当該連結親法人又はその連結子法人である場合には、百二十)から経過期間(平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日)から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。)の月数を控除した月数で除して」とする。

(連結親法人が使途秘匿金の支出をした場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第六十八条の第六十七項の規定は、平成二十五年一月一日以後に連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行う新租税特別措置法第七十四条の二(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求(附則第三十九条第一項に規定する経過措置調査等に係るものを除く。)について適用する。

2 平成二十四年二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行った旧法人税法第百五十三条(旧法人税法第百五十五条において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査(附則第二十五条に規定する経過措置調査に係るものを除く。)については、なお従前の例による。

(連結親法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第六十八条の第八十八項、第十項(第九項に係る部分を除く。)及び第十一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同項に規定する連結法人につき同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該連結親法人に対して当該調査に係る旧法人税法第百五十三条又は旧法人税法第百五十五条において準用する旧法人税法第百五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第八項



条及び第四十八条の規定 平成二十四年十月一日

四 一次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

イ 第一条中租税特別措置法第二十九条の三第六項の改正規定 同法第九十条の四の改正規定(同条第一項に係る部分を除く)。

五

第一条中租税特別措置法の目次の改正規定(第七節の三 国外支配株主等に係る負債の課税の特例(第六十六条の五)を)

第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例(第六十六条の五)を

第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例(第六十六条の五)を

第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例(第六十六条の五)を

第七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例(第六十六条の五)を

第六から九まで 略

十 第一条中租税特別措置法第十条の二の二第一項の改正規定及び同法第六十八条の十第一項の改正規定及び同法第六十八条の十第一項の改正規定

改正規定並びに附則第五条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十一 第一条中租税特別措置法第三十七条の十三第一項に一号を加える改正規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十四号)の施行の日

イ

第一条中租税特別措置法第四十一条の改正規定、同法第四十一条の三の二第二項の改正規定、同法第七十三条の改正規定及び同法第七十四条の次に一条を加える改正規定

十三 第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の日

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、平成二十四年分以後の所得税について適用し、平成二十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 新租税特別措置法第五条の二第二十五項(新租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。)の規定は、非居住者又は外国法人が新租税特別措置法第五条の二第二十五項に規定する信託の信託財産に属する同条第一項に規定する振替国債若しくは同項に規定する振替地方債又は新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等につき支払を受ける利子又は同項に規定する利子等、その計算期間の初日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後であるものについて適用する。

(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第四条 新租税特別措置法第六十条第十項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に発行される同条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子について適用し、施行日前に発行された第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第六十条第四項に規定する民間国外債につき支払を受ける利子については、なお従前の例による。

第五

第五条 新租税特別措置法第十条の二(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、個人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の規定を受けた個人の附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間における新租税特別措置法第十条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「平成二十三年法律第百八号) 第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の規定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備は、新租税特別措置法第十条の二の二第一項に規定する指定期間内に取得した同項第一号イに規定する認定発電設備に該当するものとみなし

て、同条(同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

第六 中小企業者が機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置(新租税特別措置法第十条の三(第一項第一号に係る部分に限る。))の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

第七

第七条 旧租税特別措置法第十条の四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた個人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第三項中「事業所得に係る所得税の額」として政令で定める金額(次項において「事業所得に係る所得税額」という。)とあるのは「調整前事業所得税額(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号) 第十二条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第八項第四号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。))と、同条第四項中「事業所得に係る所得税額」とあるのは「調整前事業所得税額」と、同条第十項中「並びに」とあるのは「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号) 附則第七条(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)」の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前」とする。

(所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第八条 前条の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号) 第十条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。)) 第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: 規定中同表の中欄に掲げる字句 (規定中同表の中欄に掲げる字句) and 同表の下欄に掲げる字句 (同表の下欄に掲げる字句)

<p>2 前条の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十六年新震災特例法」という。）第十条の二から第十条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十六年新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、前項及び平成二十六年新震災特例法第十条の四第一項の規定</p>	<p>第三項若しくは第十項は、第十条の五の三第五項若しくは旧効力措置法第十条の四第五項</p>	<p>第二項又は第十条の四第四項</p>	<p>第一項 次の各号に掲げる規定（租税特例措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定を含む。以下この条において同じ。）を                  当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定にあつては、それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしなくても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を</p>
--	---	----------------------	--

<p>次に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二第二項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p>	<p>次に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二第二項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p>
--	--

<p>第二項</p>	<p>又して額の額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として                  若しくは第十条の五の三第四項、旧効力措置法第十条の四第四項又は震災特例法第十条の二第四項、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項</p>
------------	---

<p>第九條 新租税特別措置法第十一條第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一條第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。</p>	<p>第三項 青色申告書                  若しくは旧効力措置法第十条の四第五項                  若しくは第十条第八項第五号</p>
--	---

2 新租税特別措置法第十二条第一項(同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区のうち沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号。以下「沖繩振興特別措置法一部改正法」という。)附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域(沖繩振興特別措置法一部改正法による改正後の沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号。以下「新沖繩振興特別措置法」という。))第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。)とみなされる地域は、新租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条(同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

4 旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する経営基盤強化計画につき同項の承認を施行日前に受けた同項に規定する指定中小企業者である個人の有する同項に規定する機械設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「沖繩振興特別措置法」とあるのは「沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号)による改正前の沖繩振興特別措置法」と、同条第三項中「第十三条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力措置法」という。))第十三条の三第一項」と、「第十三条の三第二項本文」とあるのは「同項本文」と、「次条第一項」とあるのは「又は次条第一項若しくは第二項」と、「第十三条第一項、第十三条の二第二項」とあるのは「前項、次条第一項若しくは第二項又は旧効力措置法第十三条の三第一項」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

5 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第十三条第二項(新租税特別措置法第十三条の二第三項及び第十三条の三第二項に

おいて準用する場合を含む。)の規定の適用については、新租税特別措置法第十三条第二項中「又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは「次条第一項若しくは第二項の規定又は租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の三第一項」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

6 第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する機械設備等については、新租税特別措置法第二十四条の三第四項、第二十八条の三第一項、第三十三条の六第二項、第三十七条第五第二項において準用する場合を含む。)及び第三十七条の九の二第六項並びに新震災特別法第十二条第七項の規定は、適用しない。

7 新租税特別措置法第十四条の二(第二項第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

10 新租税特別措置法第二十六条(第二項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六条第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。(山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置)

11 新租税特別措置法第三十条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する伐採又は譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する伐採又は譲渡については、なお従前の例による。

2 個人が施行日以後に行う旧租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する森林施業計画に基づく同項に規定する伐採又は譲渡については、新租税特別措置法第三十条の二第一項に規定する森林経営計画に基づく同項に規定する伐採又は譲渡とみなして、同条の規定を適用する。(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

12 新租税特別措置法第三十一条の二第二項(第九号に係る部分に限る。)の規定は、個

人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の二第二項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成二十四年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十六条の二の規定は、個人が平成二十四年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条(第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成二十四年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以前に同号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置)

13 新租税特別措置法第三十七条の十一の第三第八項の規定は、平成二十四年以後の各年において同条第七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書について適用し、平成二十三年以前の各年において旧租税特別措置法第三十七条の十一の第三七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の特定口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置)

14 新租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項(第九号及び第十号に係る部分に限る。)の規定は、同項の居住者又は国内に恒久

的施設を有する非居住者が施行日以後に行う同項に規定する上場株式等の譲渡について適用する。(国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

15 新租税特別措置法第四十条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する重要有形民俗文化財の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第四十条の二第二項に規定する対象資産の譲渡については、なお従前の例による。(給与、退職手当等について源泉徴収した所得の納期限の特例に関する経過措置)

16 平成二十四年七月一日前に支払うべき旧租税特別措置法第四十一条の六第一項に規定する給与等及び退職手当等については、なお従前の例による。(認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

17 新租税特別措置法第四十一条の十九の四の規定は、居住者が平成二十四年一月一日以後に同条第一項に規定する認定長期優良住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、居住者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定長期優良住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

18 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人(法人税法第二十条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。(エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

19 新租税特別措置法第四十二条の五(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、法

人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については適用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の規定を受けた法人の附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間における新租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備は、新租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定する指定期間内に取得した同項第一号イに規定する認定発電設備に該当するものとみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十條 新租税特別措置法第四十二条の六（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十一條 新租税特別措置法第四十二条の九第一項（同項の表の第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特

別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。	2 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖繩振興特別措置法第二十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定があつた日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。	3 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区のうち沖繩振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖繩振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。
（沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取 得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 に関する経過措置）	第二十二條 旧租税特別措置法第四十二条の十第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方税法（平成二十六年法律第十一号）の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	

第二号の六第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項	調整前法人税額の額	調整前法人税額の額	調整前法人税額の額
第六十八條の第十四第二項	第六十八條の第十四第二項	第六十八條の第十四第二項	第六十八條の第十四第二項
租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八條の第十四第二項	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八條の第十四第二項	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八條の第十四第二項	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八條の第十四第二項

第四十二條の第四十一項（第四十二條の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二條の五第五項	第四十二條の六第五項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十二の三第五項、第四十二條の十二の四第五項	第四十二條の六第五項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十二の三第五項、第四十二條の十二の四第五項	第四十二條の六第五項、第四十二條の九第四項、第四十二條の十二の三第五項、第四十二條の十二の四第五項
第六十八條の第十四第二項	第六十八條の第十四第二項	第六十八條の第十四第二項	第六十八條の第十四第二項
法人税法第二条第三十号	法人税法第二条第三十号	法人税法第二条第三十号	法人税法第二条第三十号









に、新沖繩振興特別措置法第二十九条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定があつた日の前日)までの間は、新表の第一号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条(同号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を適用する。

6 旧表の第二号の中欄に掲げる地区のうち沖繩振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の沖繩振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域(新表の第二号の上欄に規定する指定を受けた同号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条(同号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を適用する。)

2 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで(新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。)の規定は、法人が平成二十四年一月一日以後に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けたもの(附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用については、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条

第二十八条 新租税特別措置法第六十六条の五第四項の規定は、法人の平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

第三十一年 新租税特別措置法第六十八条の十一(新租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

第三十二年 新租税特別措置法第六十八条の十三第一項(新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、新沖繩振興特別措置法第二十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定があつた日の前日)までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の十三(同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区のうち沖繩振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域(新沖繩振興特別措置法第四十二条第一項の規定により

第三十一年 新租税特別措置法第六十八条の十一(新租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

第三十二年 新租税特別措置法第六十八条の十三第一項(新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、新沖繩振興特別措置法第二十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定があつた日の前日)までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の十三(同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

3 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区のうち沖繩振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域(新沖繩振興特別措置法第四十二条第一項の規定により

第三十一年 新租税特別措置法第六十八条の十一(新租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

第一項	平成二十四年三月三十日	平成二十五年三月三十一日
第二項	法人税の額(この項、次項及び第五項、第六十、六十八、第六十八條の十第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第一項、第三項及び第五項、前二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三)	調整前連結税額(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)第十二條の規定による改正後の租税特別措置法(第五項において「新租税特別措置法」という。)第六十八條の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう)

第十項	第五項	第四項	
同法第二十三条第二号	第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第六十八條の第十第五項	第六十二條の第十第二項	第八十一條の十七までの規定を適用しない。で計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。「調整前連結税額」という
法人税法第二十三条第二号	第六十八條の十一第五項、第六十八條の十三第四項、第六十八條の十五の四第五項、第六十八條の十五の五第五項	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二條の第十第二項	同じ

第十項			
第四十二條の第十第三項	第二編第一章の二及び地方税法（平成二十六年法律第十一号）	旧効力措置法第四十二條の第十第三項	並びに租税特別措置法第六十八條の第十四第二項
第二編第一章の二	法人税法（平成二十六年法律第十一号）	第二編第一章の二及び地方税法（平成二十六年法律第十一号）	並びに旧効力連結措置法第六十八條の第十四第二項
同法	法人税法	「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の第十四第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八條の第十四第二項
又は租税特別措置法第六十八條の第十四第二項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の第十四第二項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項（沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の第十四第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八條の第十四第二項

第二十項			
法人税法	法人税法及び地方税法	あるのは「（法人税法）」とする	及び租税特別措置法第六十八條の第十四第五項
同法	法人税法	法人税法及び地方税法	及び租税特別措置法第六十八條の第十四第五項
「租税特別措置法第六十八條の第十四第五項（）」	「租税特別措置法第六十八條の第十四第五項（）」	「租税特別措置法第六十八條の第十四第五項（）」	「租税特別措置法第六十八條の第十四第五項（）」
「租税特別措置法第六十八條の第十四第五項（）」	「租税特別措置法第六十八條の第十四第五項（）」	「租税特別措置法第六十八條の第十四第五項（）」	「租税特別措置法第六十八條の第十四第五項（）」

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十條の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。）第六十八條の九（平成二十六年新租税特別措置法第六十八條の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八條の十、第六十八條の十一、第六十八條の十三から第六十八條の十五の六まで、第六十八條の六十七及び第六十八條の六十八（平成二十六年新租税特別措置法第六十八條の六十九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十六年新租税特別措置法第六十八條の九第一項、第六十八條の十第二項、第六十八條の十一第一項、第六十八條の十二第二項、第六十八條の十三第一項、第六十八條の十四第二項、第六十八條の十五第二項、第六十八條の十五の二第二項、第六十八條の十五の三第二項及び第六十八條の十五の四第二項中「並びに法人税法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八條の十五の五第一項中「並びに同法」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第六十八條の十五の七まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三條

第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八條の十四と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八條の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八條の六十八並びに法人税法」とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八條の六十九、旧効力措置法第六十八條の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八條の六十八並びに法人税法」とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八條の十四第二項中「法人税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八條の六十八並びに法人税法」とする」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五條の二から第二十五條の三の三までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十 五條の 二第二 項	第六十 八條の 六十九	第六十八條の六十九、租 税特別措置法等の一部を改正 する法律（平成二十四年法 律第十六号）附則第三十三 條第一項の規定によりなお その効力を有するものとさ れる同法第一条の規定によ る改正前の租税特別措置法 （以下「旧効力措置法」とい う。）第六十八條の十四第二 項、第三項及び第五項
------------------------	-------------------	--

第二十 五條の 二第十 四項	第六十 八條の 十五 六まで	第六十八條の十五の六まで 並びに旧効力措置法第六十 八條の十四
第二十 五條の 二第三 項	第六十 八條の 六十九	第六十八條の六十九、旧効 力措置法第六十八條の十四 第二項、第三項及び第五項
第二十 五條の 二第十 三項	第六十 八條の 十五 六まで	第六十八條の十五の六まで 並びに旧効力措置法第六十 八條の十四
第二十 五條の 二第十 四項	第六十 八條の 十五 六まで	第六十八條の十五の六まで 並びに旧効力措置法第六十 八條の十四

第二十 五條の 三第一 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の二の二 第二項及び第三項並びに法 人税法」とする
第二十 五條の 三第二 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする
第二十 五條の 三第三 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする
第二十 五條の 三第四 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする

第二十 五條の 三第一 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする
第二十 五條の 三第二 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする
第二十 五條の 三第三 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする
第二十 五條の 三第四 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする

第三十四條 前条第一項の規定の適用がある場合における所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十六年新租税特別措置法」という。）第六十八條の十五の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十 五條の 三第一 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする
第二十 五條の 三第二 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする
第二十 五條の 三第三 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする
第二十 五條の 三第四 項	第六十 八條の 九	第六十八條の九 と、旧効力措置法第六十八 條の十四第二項中「法人税 法」とあるのは「東日本大 震災の被災者等に係る国税 関係法律の臨時特例に関す る法律第二十五條の三並び に法人税法」とする

2 前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において	項四第	項三第	項二第	項一第
	号項第十の二第 各一三の四	項第十の二第 四四五の八	項第十の二第 三四五の八	項第十の二第 八及び
	改正法附則第二十三条第一項の規定により読み替えられた第四十二條の十三第一項各号	、第六十八條の十五の四第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の十四第四項	若しくは第六十八條の十五の四第三項又は旧効力措置法第六十八條の十四第三項	及び第八項並びに旧効力措置法第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項

を額金額に規定に各該当	項一第	項二第	項三第	項四第
	次	掲	掲	掲
	て「平成二十六年新震災特例法」という。）第二十五条の二から第二十五条の三の三までの規定の適用がある場合における平成二十六年新租税特別措置法第六十八條の十五の七の規定の適用については、前項及び平成二十六年新震災特例法第二十五条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる平成二十六年新租税特別措置法第六十八條の十五の七の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八條の十四第二項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三第二項の規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）	当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八條の十四第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項の規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をした金額の合計額又は同条第三項の規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定による控除をした金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二	しては同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二

項八第及び	をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項の規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二
-------	---

項四第の五の十の条八十六第はくし若	項三第	項二第	項一第
第四の五の十の条八十六第はくし若	第六十八條の十五の四第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の十四第四項	第六十八條の十五の四第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の十四第四項	第六十八條の十五の四第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の十四第四項
	、第六十八條の十五の四第四項若しくは旧効力措置法第六十八條の十四第四項	若しくは第六十八條の十五の四第四項	第十五條の三から第二十五条の三の三まで

第四項	改正法附則第二十三條第二項の規定により読み替えられた第四十二條の十三第一項各号
第四條第二十三條第一項各号	該当するもの又は震災特例法第二十五條の二第四項、第二十五條の二の三第四項若しくは第二十五條の二の四の規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに

**第三十五條** 新租税特別措置法第六十八條の十六

第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項

（新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

**3** 旧租税特別措置法第四十五條第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区のうち沖繩振興特別

措置法一部改正法附則第三條第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖繩振興特別措置法第四十二條第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八條の二十七（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

措置法一部改正法附則第三條第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖繩振興特別措置法第四十二條第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八條の二十七（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

**4** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八條の第一項に規定する経営基盤強化計画につき同項の承認を施行日前に受けた同項に規定する指定中小企業者であるものがある同項に規定する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「沖繩振興特別措置法」とあるのは、「沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖繩振興特別措置法」とする。

**5** 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八條の三十第一項に規定する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、新租税特別措置法第六十八條の六十五第四項、第六十八條の七十五第五項（同条第八項並びに新租税特別措置法第六十八條の七十一第五項及び第六十八條の七十二第十項において準用する場合を含む。）、第六十八條の七十八第七項（同条第十項並びに新租税特別措置法第六十八條の七十九第十七項、第六十八條の八十四第三項及び第五項並びに第六十八條の八十五第十六項において準用する場合を含む。）及び第六十八條の百二十三項並びに新震災特例法第二十七條第六項（同条第九項及び新震災特例法第二十八條第十六項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

**6** 新租税特別措置法第六十八條の三十五（第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

**第三十六條** 新租税特別措置法第六十八條の五十七の規定は、同条第一項に規定する指定会社の平成二十四年七月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

**2** 旧租税特別措置法第六十八條の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている連結親法人である日本郵政株式会社の附則第一條第十三号に定める日を含む連結事業年度開始の日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算については、なお従前の例による。

**3** 連結親法人である日本郵政株式会社が付則第一條第十三号に定める日を含む連結事業年度開始の日において有する旧租税特別措置法第六十八條の五十八の二第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（沖繩の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）

**第三十七條** 新租税特別措置法第六十八條の六十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同条第一項の表（以下この条において「新表」という。）の各号の上欄に掲げる連結親法人に該当するもの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八條の六十三第一項の表（以下この条において「旧表」という。）の各号の上欄に掲げる連結親法人に該当するもの施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

**2** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に設立されたものの施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八條の六十三（次項、第五項及び第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「当該各号の上欄に規定する指定の日」とあるのは、「指定等（同表の第一号の上欄に掲げる連結親法人にあつては沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖繩振興特別措置法第二十八條第七項の規定による同意をいい、同表の第二号の上欄に掲げる連結親法人にあつては同法第四十二條第一項の規定による指定をいい、同表の第三号の上欄に掲げる連結親法人にあつては同欄に規定する指定をいう。）の日」とする。

表の第一号又は第二号の上欄に規定する認定を受けたもの（施行日以後に新表の第一号又は第二号の上欄に規定する認定を受けたものを除くものとし、旧表の第二号の上欄に掲げる連結親法人にあつては、沖繩振興特別措置法一部改正法附則第四條第三項の規定により新沖繩振興特別措置法第四十四條第一項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）は、これらの連結親法人又はその連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度（旧表の第一号の上欄に掲げる連結親法人にあつては、沖繩振興特別措置法一部改正法附則第四條第一項の規定により新沖繩振興特別措置法第三十條第一項の認定を受けたものとみなされる間に終了する連結事業年度に限る。）において、それぞれ新表の第一号又は第二号の上欄に掲げる連結親法人とみなす。この場合において、新租税特別措置法第六十八條の六十三第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」とする。

**4** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第三号の上欄に規定する認定を受けたもの（施行日以後に新表の第三号の上欄に規定する認定を受けたものを除く。）の施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八條の六十三の規定の適用については、同条第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」とする。

**5** 旧表の第一号の中欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日まで、新沖繩振興特別措置法第二十九條第一項の規定による指定があつた場合には、その指定があつた日の前日）までの間は、新表の第一号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八條の六十三（同号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を適用する。

**6** 旧表の第二号の中欄に掲げる地区のうち沖繩振興特別措置法一部改正法附則第三條第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖繩振興特別措置法第四十二條第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をい



う。)とみなされる地域は、施行日において新表の第二号の上欄に規定する指定を受けた同号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八條の六十三(同号に係る部分に限る。)及び第三項の規定を適用する。

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第三十八條 新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項(新租税特別措置法第六十五條の四第一項第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年一月一日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで(新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以前に旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日以後に取得をする同号の下欄に掲げる資産又は同日以後に係る旧租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日以前に取得をした同号の下欄に掲げる資産について、なお従前の例による。

第三十九條 新租税特別措置法第六十八條の八十九第四項の規定は、連結法人の連結親法人事業

年度(法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が平成二十五年四月一日以後に開始する連結事業年度の法人税について適用する。

(連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例に関する経過措置)

第四十條 新租税特別措置法第六十八條の八十九の二第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日以後に開始する連結事業年度の法人税について適用する。

2 新租税特別措置法第六十八條の八十九の三第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、同項第二号に規定する適格合併若しくは同項第三号に規定する合併の日が平成二十五年四月一日以後の日である場合の当該適格合併若しくは当該合併の日を含む同項の連結親法人の連結事業年度以後の各連結事業年度(連結親法人の連結事業年度が同年四月一日以後に開始する各連結事業年度に限る。)又は同項第二号若しくは第三号に規定する残余財産の確定の日が同年四月一日以後の日である場合の当該残余財産の確定の日の翌日を含む同項の連結親法人の連結事業年度以後の各連結事業年度(連結親法人の連結事業年度が同年四月一日以後に開始する各連結事業年度に限る。)において同条第一項又は第二項の規定を適用する場合について適用する。

第四十一條 新租税特別措置法第六十九條の五第七十條の六の四又は第七十條の八の二の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得をする山林(立木又は土地若しくは土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。)に係る相続税について適用する。

期とする期間をいう。次項において同じ。)中は、なおその効力を有する。

3 前項(旧租税特別措置法第六十九條の五に係る部分に限る。)の場合(同項の森林施設計画に係る旧森林法第十二條第一項に規定する認定森林所有者等が死亡した場合において、当該死亡により開始した相続に係る相続税法第二十七條第一項に規定する相続税の申告書の提出期限(以下この項及び次項において「申告期限」という。)までに当該森林施設計画の申告が満了する)において、当該認定森林所有者等が相続又は遺贈により前項の山林の取得をした個人が、当該申告期限までに当該山林に係る新租税特別措置法第六十九條の五第二項第一号に規定する森林経営計画(当該森林施設計画と期間が連続するものに限る。)について同号に規定する市町村長等の認定を受けたときは、旧租税特別措置法第六十九條の五の規定は、なおその効力を有する。

4 新租税特別措置法第六十九條の五の規定は、特定計画山林相続人等(被相続人である旧租税特別措置法第六十九條の五第二項第二号に規定する特定贈与者からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。))により同条第八項の特定受贈森林施設計画対象山林の取得をした同項の特定計画山林相続人等であつて、同項の期間内に、同項の書類を納税地の所轄税務署長に提出した者(以下「が、」)が、当該特定受贈森林施設計画対象山林について、第二項の森林施設計画の期間満了後当該特定贈与者の死亡により開始する相続に係る申告期限まで引き続き新租税特別措置法第六十九條の五第二項第一号に規定する市町村長等の認定を受けた同号の森林経営計画に基づき施設を行つていない場合について適用する。

5 新租税特別措置法第七十條の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十條の二第二項第一号に規定する特定受贈者(次項において「特定受贈者」という。)が同日以前に贈与により取得をした同条第二項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

6 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八條の規定による改正前

の租税特別措置法第七十條の二第一項又は旧租税特別措置法第七十條の二第一項の規定の適用を受けた特定受贈者が平成二十四年一月一日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十條の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。(登録免許税の特例に関する経過措置)

第四十二條 新租税特別措置法第七十四條第二項の規定は、施行日以後に取得をする同項に規定する特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に取得をした旧租税特別措置法第七十四條第二項に規定する特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定がされる場合における同項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十條第一項に規定する認定がされた場合における同項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八十條第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する決定がされる場合における同項第一号に定める資本金の額の増加又は同項第二号に定める株式会社の設立の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十條第二項に規定する決定がされた場合における同項に規定する資本金の額の増加の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十條の二第一項又は第二項の規定は、同条第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日以後に提出される場合における同条第一項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、旧租税特別措置法第八十條の二第一項に規定する認定経営基盤強化計画又は同条第二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同項第二号に規定する変更後の経営強化計画が施行日前に提出された場合における同条第一項第三号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第八十一條第一項の規定は、株式会社が、施行日以後に新設分割又は吸

収分割により不動産に関する権利を取得する場合には、同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得した場合における旧租税特別措置法第八十一条第一項各号に掲げる事項については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第八十一条第二項の規定は、株式会社等が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第二項各号に掲げる仮登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第八十一条第三項の規定は、株式会社等が、施行日以後に新設分割又は吸収分割を行う場合における同項各号に掲げる登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第三項各号に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 株式会社等が施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合において、旧租税特別措置法第八十一条第六項の規定により読み替えて適用される旧租税特別措置法第八十一条第一項に規定する認定であつて施行日前になされたもの又は旧租税特別措置法第八十一条第二項に規定する認定経営基盤強化計画若しくは同条第二項第一号に規定する経営強化計画若しくは同条第二号に規定する変更後の経営強化計画であつて施行日前に提出されたものに係る旧租税特別措置法第八十一条第一項第五号又は第八十一条第二項第一号若しくは第六号(同条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第八十三条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、原油(石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。)、ガス状炭化水素(同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。若しくは石炭(同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。))の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られる原油若しくは石油製品(同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。)、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九條及び新租税特別措置法第九條の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

(石油石炭税の税率の特例に関する経過措置)  
第四十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであつた石油石炭税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に、原油(石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。)、ガス状炭化水素(同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。若しくは石炭(同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。))の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られる原油若しくは石油製品(同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。)、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九條及び新租税特別措置法第九條の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

3 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九條及び新租税特別措置法第九條の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キログラムにつき二千二百九十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千三百四十円
- 三 石炭 一トンにつき九百二十円

4 平成二十四年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十條第三項(同法第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第十條第三項各号に掲

- 一 原油及び石油製品 一キログラムにつき二千五百四十円
- 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千六百円
- 三 石炭 一トンにつき千四百四十円

ける日が同月一日以後に到来するものに限る。)について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

7 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十四年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保稅地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一條第一項	同法第十二條第四項	追徴の規定	同法第十一條第五項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項及び第二項			

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項	同法第十三條第五項	同法第十三條第五項	同法第十三條第五項
租税特別措置法第九十條の四第一項	同法第九十條の四の七項	同法第九十條の四の二第五項	同法第九十條の四の三第五項
租税特別措置法第九十條の四の二第一項	同法第九十條の四の三第五項	同法第九十條の四の二第五項	同法第九十條の四の三第五項
租税特別措置法第九十條の四の三第一項	同法第九十條の四の三第五項	同法第九十條の四の三第五項	同法第九十條の四の三第五項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の臨時特例に伴う所得税法等の臨時	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の臨時特例に伴う所得税法等の臨時	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の臨時特例に伴う所得税法等の臨時	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の臨時特例に伴う所得税法等の臨時

時特例に関する法律第四 条において準用する 場合を含む。)	特例に関する法律第 四条において準用す る場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆 国との間の相互防衛援 助協定第六条	日本国とアメリカ合衆 国との間の相互防 衛援助協定の実施に 伴う関税法等の臨時 特例に関する法律 (昭和二十九年法律第 百二十二号) 第二条第 一項

8 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十六年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

9 第七項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十八年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。  
(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置)

4 第四十四条 平成二十四年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第四十三条第二項」と、同条第五項中「前条第三号に定める税率」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第四十三条第二項第三号に定める税率」とする。

2 平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条

の三の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。）」並びに国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十一条、第二十二条(第一号を除く。）」及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法」とあるのは「同法」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、同法第九十条の三の三第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭(租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビ)」とあるのは「第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法第二十一条」とあるのは「同法第二十一条」と、「第二十四条(第五号に係る部分に限る。）」とあるのは「第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項並びに同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビ)」と、「第二十五条第一項並びに同項第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）」及び第二百

十九号」とあるのは「第二十六条第一項」とする。  
(特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置)

4 第四十五条 平成二十四年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第四十三条第二項第一号に定める税率」とする。

2 平成二十四年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二条(第一号を除く。）」並びに国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十二条(第一号を除く。）」及び第二十三条(第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十一条中」とあるのは「同法第二十一条中」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「この条」とあるのは「この条」と、「同法第九十条の三の四第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品(租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同号ニ中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第三号中「原油等又は前号に規定する原油」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビ)」とあるのは「第二十三号(第一項第二号及び第四号並びに第四項」と、「準用される同

項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条」とあるのは「同法第二十一条」と、「第二十四条(第五号に係る部分に限る。）」とあるのは「第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項並びに同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビ)」とあるのは「第二十三号(第一項第二号及び第四号並びに第四項」と、「準用される同

項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条」とあるのは「同法第二十一条」と、「第二十四条(第五号に係る部分に限る。）」とあるのは「第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）」及び第二百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。  
(引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税に関する経過措置)

4 第四十六条 施行日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の四の三第二項の規定の適用については、同項中「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条(第一号を除く。）」並びに国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビを除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十二条(第一号を除く。）」及び第二十三条(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」とあるのは「この場合において」と、「において「沖縄発電用特定石炭等」とあるのは「並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭等」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等(同法第四条第二項(納税義務者)に規定する原油等」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」と、「沖縄発電用特定石炭等(租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた天然ガス又は石炭」と、同号ハ中「原油等又はロ」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」と、同項第三号中「原油等又は前号」と、「沖縄発電用特定石炭等」と、同法第七十四条の三第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビ)」とあるのは「第二十三号(第一項第二号及び第四号並びに第四項」と、「準用される同

項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条」とあるのは「同法第二十一条」と、「第二十四条(第五号に係る部分に限る。）」とあるのは「第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項並びに同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビ)」とあるのは「第二十三号(第一項第二号及び第四号並びに第四項」と、「準用される同

項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条」とあるのは「同法第二十一条」と、「第二十四条(第五号に係る部分に限る。）」とあるのは「第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項並びに同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号(ロ及びビ)」とあるのは「第二十三号(第一項第二号及び第四号並びに第四項」と、「準用される同







る改正規定、同法第二十五条の四第一項の改正規定（第六十八条の十五の三）を「第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「第六十八条の九の第二項第一号」を「第六十八条の十第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に改める部分を除く。）、同法第二十五条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の三の改正規定、同法第二十六条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の六第一項の改正規定及び同法第二十六条の七第一項の改正規定並びに附則第九十二条、第九十七条第二項、第九十九条第二項及び第四百四條（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第八條第二項の改正規定（「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第十條の二の二第四項」を「第十條の二の二第四項若しくは第十條の二の三第四項」に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第十條の二の二第五項」を「第十條の二の二第五項若しくは第十條の二の三第五項」に改める部分に限る。）、同法附則第二十二條第三項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第十七條の二の二第九項の項の次に次のように加える改正規定、同表に次のように加える改正規定（「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第十七條の二の二第四項若しくは第十七條の二の三第四項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條第三項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第二十五條の二の第九項の項の次に次のように加える改正規定、同表に次のように加える改正

正規定、同法附則第三十四條第二項の改正規定（「新租税特別措置法第六十八條の十五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法第六十八條の十五の六」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第二十五條の二の二第三項」を「第二十五條の二の二第三項若しくは第二十五條の二の三第三項」に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第二十五條の二の二第四項」を「第二十五條の二の二第四項若しくは第二十五條の二の三第四項」に改める部分に限る。）及び同法附則第六十六條第二項の改正規定に限る。）、の規定

**第十八条** 別段の定めがあるものを除き、第八條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十五年分以後の所得税について適用し、平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第十九条** 個人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき第八條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三章第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

**第二十條** 旧租税特別措置法第三條の三第一項の居住者又は同條第二項の内国法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同條第一項に規定する国外公社債等の利子等については、なお従前の例による。

**第二十一條** 新租税特別措置法第四條の四第三項の規定は、平成二十八年一月一日以後の同項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第四條の四第三項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

**第二十二條** 新租税特別措置法第五條の二の規定は、非居住者又は外国法人が平成二十八年一月

一日以後に支払を受けるべき同條第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子について適用し、同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五條の二第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子については、なお従前の例による。

2 平成二十八年一月一日前に提出された旧租税特別措置法第五條の二第一項第一号に規定する非課税適用申告書又は同條第四項第一号に規定する組合等届出書及び組合契約書の写し（当該非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書の写し又はこれらにつき提出された同條第十四項に規定する申告書若しくは届出書及び組合契約書の写し（以下この項において「異動申告書等」という。）の提出後に同條第十四項に規定する変更をした場合において、その変更をした日以後平成二十七年十二月三十一日までに異動申告書等の提出がされていないときにおける当該非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書の写しを除く。）は、平成二十八年一月一日において提出された新租税特別措置法第五條の三第四項に規定する非課税適用申告書又は同條第九項において準用する組合等届出書及び組合契約書の写しとみなす。

3 新租税特別措置法第五條の三の規定は、非居住者又は外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同條第一項に規定する特定振替債等の同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五條の三第一項に規定する特定振替債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

4 平成二十八年一月一日前に提出された旧租税特別措置法第五條の三第一項第一号に規定する書類（以下この項において「非課税適用申告書」という。）又は同條第五項において準用する旧租税特別措置法第五條の二第四項第一号に規定する組合等届出書及び組合契約書の写し（当該非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書の写し又はこれらにつき提出された旧租税特別措置法第五條の三第五項において準用する旧租税特別措置法第五條の二第四項に規定する申告書若しくは届出書及び組合契約書の写し（以下この項において「異動申告書等」という。）の提出後に旧租税特別措置法第五條の二第二十四項に規定する変更を

した場合において、その変更をした日以後平成二十七年十二月三十一日までに異動申告書等の提出がされていないときにおける当該非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書の写しを除く。）は、平成二十八年一月一日において提出された新租税特別措置法第五條の三第一項に規定する非課税適用申告書又は同條第九項において準用する新租税特別措置法第五條の二第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書の写しとみなす。

5 平成二十八年一月一日前に旧租税特別措置法第五條の二第十八項（旧租税特別措置法第五條の三第五項において準用する場合を含む。）の規定により取り消されていないものに限る。）は、同日において新租税特別措置法第五條の三第四項第八号の規定により承認を受けた同号に規定する適格口座管理機関とみなす。

6 施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における旧租税特別措置法第五條の三第五項の規定の適用については、同項の表前條第八項の項及び前條第九項の項中「次條第四項第五号」とあるのは「次條第四項第四号」と、同表前條第二十二項の項中「同條第四項第五号」とあるのは「同條第四項第四号」とする。

**第二十二條の二** 新租税特別措置法第六條第十項の規定は、平成二十八年一月一日以後に発行される同項に規定する特定民間国外債について適用し、同日前に発行された旧租税特別措置法第六條第十項に規定する特定民間国外債については、なお従前の例による。

**第二十三條** 新租税特別措置法第八條の規定は、同條第一項に規定する金融機関、同條第二項に規定する金融商品取引業者等又は同條第三項に規定する内国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同條第一項に規定する利子、収益の分配又は剰余金の配当について適用し、旧租税特別措置法第八條第一項に規定する金融機関、同條第二項に規定する金融商品取引

業者等又は同条第三項に規定する内国法人が同日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子、収益の分配又は剰余金の配当については、なお従前の例による。

(私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置)

第二十四条 旧租税特別措置法第八条の第二項の居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項の非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

(国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置)

第二十五条 旧租税特別措置法第八条の第三項の居住者又は同条第二項の内国法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等及び同条第二項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置)

第二十六条 旧租税特別措置法第八条の第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八条の第四項から第七項までの規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき同条第四項に規定する上場株式配当等について適用し、同日前に支払うべき旧租税特別措置法第八条の第四項に規定する上場株式配当等については、なお従前の例による。

(確定申告を要しない配当所得等に関する経過措置)

第二十七条 旧租税特別措置法第八条の第五項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置)

第二十八条 平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三に規定する配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置)

第二十九条 平成二十八年一月一日前に旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国

法人若しくは外国法人に対して支払われる同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

(上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十条 新租税特別措置法第九条の四の二第一項の規定は、施行日以後の同項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、施行日以前の旧租税特別措置法第九条の四の二第一項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

(相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する経過措置)

第三十一条 新租税特別措置法第九条の七第一項の規定は、平成二十七年一月一日以後に開始する相続又は遺贈による同項に規定する財産の取得について適用し、同日前に開始した相続又は遺贈による旧租税特別措置法第九条の七第一項に規定する財産の取得については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置)

第三十二条 新租税特別措置法第九条の八の規定は、同条の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第十条第八項第三号の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、個人が施行日以前に支出した旧租税特別措置法第十条第八項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第十条の二の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(エネルギー環境負担軽減推進設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十五条 新租税特別措置法第十条の二の二第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第

一号イに係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同号イに掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項第一号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 個人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項第二号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十条の二の二第六項及び第七項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第六項に規定する特定エネルギー環境負担軽減推進設備等について適用する。

4 新租税特別措置法第十条の二の二第九項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定するエネルギー環境負担軽減推進設備等について適用する。

(雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十六条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、平成二十六年分以前の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十七条 新租税特別措置法第十条の五の三の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三十八条 新租税特別措置法第十二条(第一項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十二条(第三項及び第四項に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に同条第三項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

3 新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に

規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、個人が施行日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十四条の二(第二項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

5 個人が施行日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第一号から第三号までに掲げる建築物については、同条(同項第一号から第三号までに掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

(探鉱準備金に関する経過措置)

第三十九条 新租税特別措置法第二十二條の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第二十六條第一項の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第三十三條の三第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十三條の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 個人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十四條の二第一項に規定する土地等のうち同条第二項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡については、なお従前の例による。

3 個人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十七條の九の二第一項に規定する所有隣接地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

(一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第四十二条 旧租税特別措置法第三十七條の十第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日前に行った同項



に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

(特定管理株式会社等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

**第四十三条** 新租税特別措置法第三十七条の十一の二の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有する同項に規定する特定管理株式会社等、特定保有株式又は特定口座内公社債につき平成二十八年一月一日以後に同項に規定する事実が発生する場合について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十の二第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有する同項に規定する特定管理株式会社又は特定保有株式につき同日前に同項に規定する事実が発生した場合については、なお従前の例による。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等に関する経過措置)

**第四十四条** 新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定は、個人が平成二十八年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2 平成二十八年一月一日において新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等(以下この条において「金融商品取引業者等」という。)の営業所(同号に規定する営業所をいう。次項において同じ。)に開設されている特定口座(同号に規定する特定口座をいう。以下この項及び次項において同じ。)には、当該特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日において有する上場株式等(新租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいい、特定公社債等に該当するものに限る。以下この条において同じ。)のうち次に掲げるものを受け入れることができるものとす。

一 当該金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該特定口座以外の有価証券の振替口座簿(社債、株式等の振替に関する法律

(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿をいう。以下この項及び第四項において同じ。)への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座(以下この項及び第四項において「他の保管口座」という。)に、その取得(平成二十七年十二月三十一日以前の取得で、当該金融商品取引業者等への買付けの委託(買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。)による取得、当該金融商品取引業者等からの取得又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する取得勧誘若しくは同条第四項に規定する売付け勧誘等に応じたこと)による取得に限る。次項及び第四項において「特定取得」という。)後直ちに振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされていることその他政令で定める要件を満たす上場株式等(以下この項及び次項において「特定取得上場株式等」という。)で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

二 当該金融商品取引業者等に開設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の他の保管口座に、平成二十七年六月三十日以前から引き続き当該金融商品取引業者等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等(特定取得上場株式等を除く。次項において「一般取得上場株式等」という。)で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

3 平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座には、当該特定口座を開設している当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する上場株式等(同年一月一日以後に当該金融商品取引業者等を通じて特定取得がされたもの並びに特定取得上場株式等及び一般取得上場株式等を除く。)を、政令で定めるところにより受け入れることができるものとする。

4 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)により取得した上場株式等(当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が他の保管口座を開設している金融商品取引業者

等に当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者(以下この項において「被相続人等」という。)が開設した有価証券の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座(以下この項において「相続等口座」という。)において振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされているものに限る。)で次の各号に掲げるものの全部又は一部が、平成二十七年十二月三十一日までに、当該相続等口座から当該他の保管口座に移管された場合には、その移管がされた当該各号に掲げる上場株式等は当該各号に定める上場株式等に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

一 その被相続人等が平成二十七年十二月三十一日までに特定取得をした上場株式等で、その特定取得の日以後引き続き当該相続等口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該相続等口座に保管の委託がされていたことその他政令で定める要件を満たすもの 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該特定取得があった日に特定取得をし、かつ、当該特定取得の日以後引き続き当該他の保管口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該他の保管口座に保管の委託をしていた上場株式等(前号に掲げるものを除く。)

二 平成二十七年六月三十日以前から引き続き当該相続等口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該相続等口座に保管の委託がされていた上場株式等(前号に掲げるものを除く。)

5 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が政令で定める日に取得し、かつ、当該取得の日以後引き続き当該他の保管口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該他の保管口座に保管の委託をしていた上場株式等

第二項に規定する特定公社債等とは、次に掲げる公社債又は受益権をいう。

一 新租税特別措置法第三条第一項第一号に規定する特定公社債(新株予約権付社債(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。))を除く。)

二 公社債投資信託又は証券投資信託以外の投資信託で、その設定に係る受益権の募集が新

租税特別措置法第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの又はその受益権が新租税特別措置法第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの特権

三 新租税特別措置法第三十七条の十一第二項第四号に掲げる社債的受益権

6 第二項から第四項までの規定により受け入れた上場株式等の取得価額及び取得の時期の判定に関する特例その他第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例に関する経過措置)

**第四十五条** 新租税特別措置法第三十七条の十一の六の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に同項の金融商品取引業者等から交付を受ける同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日前に同項の金融商品取引業者等から交付を受けた同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等については、なお従前の例による。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置)

**第四十六条** 新租税特別措置法第三十七条の十二の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例に関する経過措置)

**第四十七条** 新租税特別措置法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

**第四十八条** 新租税特別措置法第三十七条の十四第一項から第五項まで及び第十五項の規定は、平成二十六年一月一日以後に設定される同条第五項第一号に規定する非課税口座に係る同日以後の同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡及び同条第四項に規定する事由による同項の非課税口座内上場株式等の払出しについて適用する。





税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十二条 新租税特別措置法第四十二条の四第十二項第三号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第四十二条の四第十二項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十四条 新租税特別措置法第四十二条の五（第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号に掲げる減価償却資産をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十二条の五第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十二条の五第六項及び第七項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

4 新租税特別措置法第四十二条の五第九項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

（国際戦略総合特別区域において機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五条 新租税特別措置法第四十二条の十一（同条第一項第一号に規定する器具及び備品に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に規定する器具及び備品について適用する。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十六条 新租税特別措置法第四十二条の十二の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用する。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第六十七条 新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第四項までにおいて同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十四条の五の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定信頼性向上設備について適用する。

3 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する特定高度通信設備については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十五条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十五条（第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同条第二項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

6 新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第一号から第三号までに掲げる建築物については、同条（同項第一号から第三号までに掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）

第六十八条 施行日前に旧租税特別措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受けた法人（施行日以後に新租税特別措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受ける法人を除く。）の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新租税特別措置法第五十九条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「日本船舶（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」とあるのは「日本船舶」と、「同法」とあるのは「海上運送法」とする。

2 施行日以後に新租税特別措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受ける法人の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度における同条の規定の適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日以後二月を経過した日」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十九条 新租税特別措置法第六十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条第一項に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等のうち同項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例に関する経過措置）

第七十条 新租税特別措置法第六十七条の五の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十一条 新租税特別措置法第六十七条の十五第一項第二号への規定は、同項に規定する投資法人の附則第一条第八号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置）

第七十二条 新租税特別措置法第六十七条の十七第一項及び第十項の規定は、外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子及び同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子及び同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七条の十七第二項及び第十項の規定は、外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等及び償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等及び償還差益については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十七条の十七第三項及び第十項の規定は、外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第三項に規定する民間国外債の利子及び同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第三項に規定する民間国外債の利子及び同項に規定する発行差金については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定は、平成二十八年一月一日以後に生ずる新租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益及び新租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一

項に規定する償還差益及び新租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一

号に規定する割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益について適用し、同日前に生じた旧租税特別措置法第六十七條の十七第四項に規定する割引債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十七條の十七第六項及び第十項の規定は、外国法人の同条第六項に規定する特定振替割引債の保有により平成二十八年一月一日以後に生ずる所得について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七條の十七第六項に規定する特定短期公社債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十七條の十七第九項及び第十項の規定は、外国法人が有する同条第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債若しくは民間国外債の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に生ずる損失の額又は同条第九項に規定する特定振替割引債の保有により同日以後に生ずる同項に規定する政令で定める金額について適用し、旧租税特別措置法第六十七條の十七第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債、同条第二項に規定する特定振替社債等、同条第三項に規定する民間国外債又は同条第六項に規定する特定短期公社債の償還により同日前に生じた同条第九項に規定する損失の額については、なお従前の例による。

（分離振替国債の課税の特例に関する経過措置）  
第七十三條 外国法人の旧租税特別措置法第六十七條の十八第一項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により平成二十八年一月一日前に生じた所得及び同条第二項に規定する損失額については、なお従前の例による。

（分離振替国債の課税の特例に関する経過措置）  
第七十三條 外国法人の旧租税特別措置法第六十七條の十八第一項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により平成二十八年一月一日前に生じた所得及び同条第二項に規定する損失額については、なお従前の例による。

第七十四條 新租税特別措置法第六十八條の九第十二項第三号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八條の九第十二項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第七十六條 新租税特別措置法第六十八條の十第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号イに掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十第一項第一号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第七十六條 新租税特別措置法第六十八條の十第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第七十六條 新租税特別措置法第六十八條の十第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号イに掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十第一項第一号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十第一項第二号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の十第六項及び第七項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

4 新租税特別措置法第六十八條の十第九項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

（連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第七十七條 新租税特別措置法第六十八條の十五第一号に規定する器具及び備品に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に規定する器具及び備品について適用する。

（連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第七十八條 新租税特別措置法第六十八條の十五第二号の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第七十八條 新租税特別措置法第六十八條の十五第二号の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第七十八條 新租税特別措置法第六十八條の十五第二号の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

以後を開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
（特定中小連結法人が経営改善設備を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第七十九條 新租税特別措置法第六十八條の十五第四号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用する。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）  
第八十條 新租税特別措置法第六十八條の十六第六項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第四項までにおいて同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の二十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定信頼性向上設備について適用する。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する特定高度通信設備については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の二十七（新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五條第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の二十七（第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同条第二項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

6 新租税特別措置法第六十八條の三十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八條の三十四第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八條の三十五（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八條の三十五第三項第一号及び第二号並びに旧租税特別措置法第四十七條の第二第三号に掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八條の三十五第二項中「第四十七條の第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十七條第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第四十七條の第二項」とする。

（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）  
第八十一條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の六十二の第二項に規定する計画の認定を受けたもの（施行日以後に新租税特別措置法第六十八條の

（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）  
第八十一條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の六十二の第二項に規定する計画の認定を受けたもの（施行日以後に新租税特別措置法第六十八條の

（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）  
第八十一條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の六十二の第二項に規定する計画の認定を受けたもの（施行日以後に新租税特別措置法第六十八條の

（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）  
第八十一條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の六十二の第二項に規定する計画の認定を受けたもの（施行日以後に新租税特別措置法第六十八條の

（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）  
第八十一條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の六十二の第二項に規定する計画の認定を受けたもの（施行日以後に新租税特別措置法第六十八條の

（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）  
第八十一條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の六十二の第二項に規定する計画の認定を受けたもの（施行日以後に新租税特別措置法第六十八條の

（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）  
第八十一條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の六十二の第二項に規定する計画の認定を受けたもの（施行日以後に新租税特別措置法第六十八條の

六十二の二第一項に規定する計画の認定を受けるものを除く。)の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八條の六十二の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「日本船舶(特定準日本船舶(海上運送法第三十九條の第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。を含む。次号において同じ。))とあるのは「日本船舶」と、「同法」とあるのは「海上運送法」とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日以後に新租税特別措置法第六十八條の六十二の二第一項に規定する計画の認定を受けるものの施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度における同条の規定の適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日以後一月を経過した日」とする。(連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第六十八條の六十六第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第六十八條の七十二(新租税特別措置法第六十五條第一項に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十二第一項に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十二第一項に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等のうち旧租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。(中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第六十八條の百二の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。(相続税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第六十九條の四第一項及び第三項第二号の規定は、平成二十六年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十九條の四第二項、第六十九條の五並びに第七十條の六の四第二項、第五号及び第五項の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の例による。(非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置)

第八十六条 附則第一条第五号ハに掲げる規定による改正後の租税特別措置法(以下この条及び附則七十条において「新租税法」という。)第七十条の七の規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用する。

2 平成二十七年一月一日前に贈与により取得をした附則第一条第五号ハに掲げる規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び附則七十条において「旧租税法」という。)第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日から平成二十六年十二月三十一日まで間における新租税特別措置法第七十條の七第二項第五号の規定の適用については、同条中「第七十條の二の三及び第七十條の二の四」とあるのは、「第七十條の二の三」とする。  
4 次に掲げる者は、その者の選択により、新租税法第七十條の七第二項第三号に規定する経営

承継受贈者とみなして、同項第五号並びに同条第四項第二号及び第十号、第十四項第九号及び第十号、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで、第二十八項並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第二百二十四條第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者(当該経営承継受贈者が同条第一項に規定する贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により新租税法第七十條の七第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等(医療法人の出資を除く。以下この項において同じ。))の取得をしている場合を除く。)

二 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)附則第七十八條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十七條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者(当該経営承継受贈者が同条第一項に規定する贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により新租税法第七十條の七第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。)

三 旧租税法第七十條の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者(当該経営承継受贈者が同条第一項に規定する贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により新租税法第七十條の七第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。)

5 前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租税法第七十條の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日までの間における同条第四項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第二号中「各第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一

種贈与基準日」と、「第一種贈与基準日」とあるのは「第一種贈与基準日(平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。))の」とする。

6 新租税法第七十條の七の二の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用する。

7 平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税法第七十條の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

8 次に掲げる者は、その者の選択により、新租税法第七十條の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同項第五号並びに同条第三項第二号及び第十号、第十四項第九号から第十二号まで、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで、第二十八項並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第二百二十四條第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の七の二第二項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等(当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租税法第七十條の七の二第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等(医療法人の出資を除く。以下この項において同じ。))の取得をしている場合を除く。)

二 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)附則第七十八條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十七條の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等(当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租税法第

七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等(当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租税法第

七十条の七の第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。

三 旧租税法第七十条の七の第二項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等(当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租税法第七十条の七の第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。)

9 前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租税法第七十条の七の第二項第六号に規定する経営承継期間の末日までの間における同条第三項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第二号中「各第一種基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種基準日」と、「第一種基準日」とあるのは「第一種基準日(平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）」とする。

10 新租税法第七十条の七の第四項の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする新租税法第七十条の七の第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用する。

11 平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税法第七十条の七の第四項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 次に掲げる者は、その者の選択により、新租税法第七十条の七の第四項第三号に規定する経営承継承継受贈者とみなして、同項第四号、同条第三項において準用する新租税法第七十条の七の第二項第三号及び第十号、新租税法第七十条の七の第四項第一項において準用する新租税法第七十条の七の第二項第二号から第二十六項まで並びに新租税法第七十条の七の第四項第五号において準用する新租税法第七十条の七の第二十八項及び第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継承継受贈者に係

るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)附則第二百四十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の第四項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継承継受贈者(当該経営承継承継受贈者が同法第七十条の七の第三項の贈与者から同法第七十条の七の第一項の規定の適用に係る贈与により新租税法第七十条の七の第四項第四号に規定する政令で定める法人の株式等(医療法人の出資を除く。以下この項において同じ。))の取得をしている場合を除く。)

二 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)附則第七十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の第四項第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継承継受贈者(当該経営承継承継受贈者が同法第七十条の七の第三項の贈与者から同法第七十条の七の第一項の規定の適用に係る贈与により新租税法第七十条の七の第四項第四号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。)

三 旧租税法第七十条の七の第四項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継承継受贈者(当該経営承継承継受贈者が旧租税法第七十条の七の第三項の贈与者から旧租税法第七十条の七の第一項の規定の適用に係る贈与により新租税法第七十条の七の第四項第二号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。)

13 前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租税法第七十条の七の第四項第五号に規定する経営承継承継期間の末日までの間における同条第三項において準用する新租税法第七十条の七の第二項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、新租税法第七十条の七の第四項第三号「各第一種贈与基準日」とあるのは「各第一種贈与基準日(平成二十七年一月一日以後に到来する

ものに限る。以下この号において同じ。)」と、「各第一種相続基準日(平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。以下この号において同じ。)」とする。

14 第四項、第八項及び第十二項の規定は、これらの規定に規定する経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営承継承継受贈者が、次に掲げる日のいずれか遅い日までに納税地の所轄税務署長に対し、これらの規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出した場合に限り、適用する。

一 平成二十七年一月一日以後最初に到来する新租税法第七十条の七の第十項、新租税法第七十条の七の第二項又は新租税法第七十条の七の第四項において準用する新租税法第七十条の七の第二項に規定する届出書の提出期限(これらの規定に規定する届出期限をいう。)

二 平成二十七年三月三十一日  
15 新租税法第七十条の八の第二項の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする新租税法第七十条の七の第二項に規定する特例非上場株式等又は新租税法第七十条の七の第四項に規定する特例相続非上場株式等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税法第七十条の七の第二項に規定する特例非上場株式等又は旧租税法第七十条の七の第四項に規定する特例相続非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)  
第八十七条 新租税特別措置法第七十四条の二第一項又は第二項の規定は、平成二十五年六月一日以後に新築又は取得をする同条第一項に規定する認定低炭素住宅の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新築又は取得をした旧租税特別措置法第七十条の二第一項に規定する認定低炭素住宅の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定

を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八十三条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 施行日前に電子情報処理組織を使用して旧租税特別措置法第八十四条の五第一項各号に掲げる登記の申請を行った場合における当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(酒税の特例に関する経過措置)  
第八十八条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する経過措置)  
第八十九条 新租税特別措置法第九十一条第二項から第四項までの規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同条第一項に規定する不動産譲渡契約書及び同項に規定する建設工事請負契約書について適用し、同日前に作成される当該不動産譲渡契約書及び当該建設工事請負契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

(利子税等の割合の特例に関する経過措置)  
第九十条 新租税特別措置法第九十三条から第九十五条までの規定は、租税特別措置法第九十六条に規定する利子税等のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子税等のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

2 平成二十六年一月一日前に開始した新租税特別措置法第九十三条第四項第一号に規定する分納期間のうち同日以後の期間(以下この項において「特例対象期間」という。)がある場合

における当該特例対象期間に対応する利子税に係る同条第三項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第四項第二号中「開始の日の属する年」とあるのは「旧延納特例基準割合（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する延納特例基準割合をいう。）又は平成二十六年」と、〇をいう」とあるのは「〇のうちいずれか低い割合をいう」とする。

3 税務署長は、平成二十六年一月一日前に所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第五十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三条の規定による改正前の相続税法第三十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可をした相続税額（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）以下この項において「平成十四年改正法」という。）附則第三十二条第九項の規定の適用を受けているものに限る。）に係る利子税のうち同日以後の期間に対応するものについては、平成十四年改正法附則第三十二条第九項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第九十三条第三項の規定に準じて計算するものとする。（特別還付金の支給に関する経過措置）

第九十一条 新租税特別措置法第九十七条の第二項及び第二十二項の規定は、同条第十項に規定する加算金及び同条第二十一項の延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該加算金及び当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）  
 第一百六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
 第一百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）  
 第一百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制

上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準（所得税法第五十七条の二第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

附則（平成二五年五月三一日法律第二五号）抄

（施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則）抄  
 この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三号から第四十二号まで、第四十四号（内閣府設置法第四条第三項第四十一号の次に一号を加える改正規定に限る。）及び第五十号の規定 公布の日

二 略  
 三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二号まで、第十四号、第十五号、第十九号、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九号（行政手続等における情報通信の技術の利用に

関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む。）を「第十条第二項において準用する第三項第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二條第二項」に改める部分に限る。）第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

附則（平成二五年六月二二日法律第三四号）抄

（施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年六月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八条第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八条の三、第九十九条の六、第二号、第二百五条第十四号並びに第二百七条第一項第二号及び第二項の改正規定、第三条の規定、第四条中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五条のうち水産業協同組合法第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二十二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十

一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二條の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三條第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第十三号））第七條第二項の改正規定に限る。）、第三十二条、第三十六条及び第三十七條の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法第七十九条の四十九項、第七十九條の五十三第四項及び第五項、第七十九條の五十五第二項並びに第八十五條の十六の改正規定、第十三條の規定、第十六條中保険業法第二百四十條の六第一項、第二百四十一條第一項、第二百四十九條第一項、第二百四十九條の二第二項及び第五項、第二百四十九條の三並びに第二百六十五條の二十八第一項の改正規定、第十七條の規定（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十五條第三項の改正規定を除く。）、第二十條の規定並びに附則第十七條から第十九條まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十九條（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第三百三十三号））第三十一條の改正規定に限る。）、第三十條（株式会社地域経済活性化支援機構法第二十三條第二項の改正規定を除く。）、第三十一條（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第七條第二項の改正規定を除く。）、第三十三條及び第三十四條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則の適用に関する経過措置）  
 第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
 第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）  
 第三十八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制



附則（平成二五年六月一九日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（調整規定）

第六条 この法律の施行の日が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）の施行の日前である場合には、前条のうち租税特別措置法第八十四条の六の改正規定中「第八十四条の六第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に」とあるのは、「第八十四条の六に」とする。

2 前項の場合において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第五条のうち租税特別措置法第八十四条の六の改正規定中「第八十四条の六に」とあるのは、「第八十四条の六第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に」とする。

附則（平成二五年二月一日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 前条の規定による改正前の租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定（附則第五条から第八十条まで又は第二十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該認定を含む。）に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う調整規定）

第三十一条 この法律の施行の日が金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同法附則第十九条のうち租税特別措置法第八十条第二項の改正規定中「第八十条第二項」とあるのは、「第八十条第三項」とする。

附則（平成二五年二月一日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二六年三月二日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 平成二十七年一月一日

イ 略

第十条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第十条第六項の改正規定、同法第十条の六第一項の改正規定（政令で定める金額の下に「の百分の九十」を加える部分に限る。）、同法第十三条第一項の改正規定（平成二十六年三月三十一日）を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第二十六条第二項に一号を加える改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第一項に係る部分、同法第四項に係る部分（第十五項）を「第二十五項」に改める部分を除く。）、同法第五項第二号中「設けられるものをいう」の下に「以下この条において同じ」を加える部分、同項第三号に係る部分、同条第六項に係る部分及び同条第十二項に係る部分を除く。）、同法第三十九条の改正規定、同法第四十二条の二第二項の改正規定、同条第二項の改正規定（第三十七条の十四第十五項）を「第三十七条の十四第二十五項」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定（第三十七条の十四第十五項）を「第三十七条の十四第二十五項」に改める部分に限る。）、同条第三十七項の改正規定（第三十七項の十四第二十一項まで）を「第三十七項の十四第二十七項から第三十一項まで」に改める部分に限る。）、及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第五十条、第五十二条、第五十三条第六項、第五十六条、第六十一条（第四項を除く。）、第六十三条及び第六百六十二条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条第三項の改正規定（第十五項）を「第二十五項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

三 次に掲げる規定 平成二十七年四月一日  
イからホまで 略

（第十条中租税特別措置法第六十六条の四の第二項ただし書の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定、同条第六項の改正規定（法人税）の下に「及び地方法人税」を加える部分を除く。）、同法第六十八条の八十八の二第二項ただし書の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に一号を加える改正規定、同条第六項の改正規定（法人税）の下に「及び地方法人税」を加える部分を除く。）、及び同法第九十四条第二項の改正規定並びに附則第九十一条第三項及び第九百二十三条第三項の規定

四 略

五 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日

イ 略

第十条中租税特別措置法第三条第三項の改正規定、同法第三条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第五条の二第六項の改正規定、同法第九条第三項の改正規定、同法第三十七条の十一の改正規定、同法第四十一条の十二第七項第三号の改正規定、同法第四十一条の十二の二第六項第一号の改正規定及び同法第四十一条の十三の三第三項の改正規定並びに附則第四十四条及び第四十五条第四項の規定

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日  
イからホまで 略

第十条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二章（第二条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「国内に恒久的施設を有する外国法人」に、「国内に恒久的施設を有する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める改正規定、同法第三章の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第五条の二の改正規定（同条第二項に係る部分及び同条第六項に係る部分を除く。）、同法第五条の三の改正規定、同法第六条の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の四第三項第四号の改正規定、同法第九条の四第四項の改正規定、同

法第九条の四の二の改正規定、同法第九条の六の改正規定、同法第二十八条の四第五項第三号の改正規定、同法第三十一条第三項第四号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第六号の改正規定、同法第三十七条の十二の二の改正規定、同法第三十七項の十四の三の改正規定、同法第三十七項の十四の四及び第四十五項第四項の規定

第十条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二章（第二条の二、第五条の二第六項及び第四十一条の二十一を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「国内に恒久的施設を有する外国法人」に、「国内に恒久的施設を有する外国法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に改める改正規定、同法第三章の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法第五条の二の改正規定（同条第二項に係る部分及び同条第六項に係る部分を除く。）、同法第五条の三の改正規定、同法第六条の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の四第三項第四号の改正規定、同法第九条の四第四項の改正規定、同

法第九条の四の二の改正規定、同法第九条の六の改正規定、同法第二十八条の四第五項第三号の改正規定、同法第三十一条第三項第四号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第六号の改正規定、同法第三十七条の十二の二の改正規定、同法第三十七項の十四の三の改正規定、同法第三十七項の十四の四の改正規定、同法第二章第四節の二を同章第四節の三とし、同章第四節の次に一節を加える改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条の十一（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十一条の十三の三の改正規定、同法第四十一条の十四第二項第五号の改正規定、同法第四十一条の十五の三の改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定（第六百六十五項）を「第六百六十五項第一項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の四の次に一号を加える改正規定、同法第四十一条の二十一の改正規定、同法第四十一条の二十二の改正規定、同法第四十二条の改正規定、同法第四十二条の二の改正規定（同条第八項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第一項の改正規定、同法第四十二条の四第一項の改正規定（連結法人）の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の五第十三項の改正規定、同法第四十二条の六第十項の改正規定（「第二項又は第三項」を「第七項から第九項まで」に改める部分、「第四十二条の六第二項若しくは第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第四十二条の六第二項及び第三項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで」に、「同条第二項及び第三項」を「同条第七項から第九項まで」に改める部分及び同項を同条第十九項とする部分を除く。）、同法第四十二条の九第七項の改正





十三第四項」の下に、「第六十八條の十四第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の十五の五第一項の改正規定（第六十八條の十三」の下に、「第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分及び同項第六號の次に一號を加える部分に限る。）、同法第二項の改正規定（第六十八條の十三第二項」の下に、「第六十八條の十四第三項」を加える部分に限る。）、同法第三項の改正規定（第六十八條の十三第三項」の下に、「第六十八條の十四第四項」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の三十五第三項第二號の改正規定、同法第六十八條の四十第一項の改正規定（第六十八條の十五第一項」を「第六十八條の十四第一項、第六十八條の十五第一項」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の四十二第一項第二號の改正規定（第六十八條の十一」の下に、「第六十八條の十四」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の六十三の改正規定（同法第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の六十七第一項の改正規定（第六十八條の十三第四項」の下に、「第六十八條の十四第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の六十八第一項の改正規定（第六十八條の十三第四項」の下に、「第六十八條の十四第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の六十九第一項の改正規定（第六十八條の十三第四項」の下に、「第六十八條の十四第五項」を加える部分に限る。）、及び同法第八十三條の改正規定並びに附則第五十三條第七項、第八十一條、第八十四條第七項、第一百十條及び第一百五條第七項の規定

ロ及びハ 略

ニ 第十五条中経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

百十四号）附則第五十五條の表第二項の項の改正規定（「新租税特別措置法第四十二條の九」の下に、「新租税特別措置法第四十二條の十第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、同表第五項の項の改正規定（「新租税特別措置法第四十二條の九第四項」の下に、「新租税特別措置法第四十二條の十第五項」を加える部分に限る。）、同法附則第七十二條の表第二項の項の改正規定（「新租税特別措置法第六十八條の十三」の下に、「新租税特別措置法第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項」を加える部分に限る。）、及び同表第五項の項の改正規定（「新租税特別措置法第六十八條の十三第四項」の下に、「新租税特別措置法第六十八條の十四第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の四十二第一項第二號の改正規定（第六十八條の十一」の下に、「第六十八條の十四」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の六十三の改正規定（同法第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八條の六十七第一項の改正規定（第六十八條の十三第四項」の下に、「第六十八條の十四第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の六十八第一項の改正規定（第六十八條の十三第四項」の下に、「第六十八條の十四第五項」を加える部分に限る。）、同法第六十八條の六十九第一項の改正規定（第六十八條の十三第四項」の下に、「第六十八條の十四第五項」を加える部分に限る。）、及び同法第八十三條の改正規定並びに附則第五十三條第七項、第八十一條、第八十四條第七項、第一百十條及び第一百五條第七項の規定

ホ 第十六条中租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）

附則第二十二條第一項の表第二項の項の改正規定（第四十二條の十一第二項」を「第四十二條の十第二項、第三項及び第五項、第四十二條の十一第二項」に改める部分に限る。）、同表第五項の項の改正規定（第四十二條の十一第五項」を「第四十二條の十第五項、第四十二條の十一第五項」に改める部分に限る。）、同表第二項の表第二項の項の改正規定（第六十八條の十五第二項」を「第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第二項」に改める部分に限る。）、同表第五項の項の改正規定（第六十八條の十五第五項」を「第六十八條の十四第五項、第六十八條の十五第五項」に改める部分に限る。）、及び同法第八十三條の改正規定並びに附則第五十三條第七項、第八十一條、第八十四條第七項、第一百十條及び第一百五條第七項の規定

十八 第十條中租税特別措置法第二十四條の二第一項の改正規定、同法第三十四條の二第二項第二十五號の改正規定、同法第六十一條の

第二項の改正規定、同法第六十五條の四第一項第二十五號の改正規定、同法第六十八條の六十四第一項の改正規定、同法第七十條の四第一項の改正規定（同項第四號に係る部分を除く。）、同法第十項第二號の改正規定、同法第七十條の六第一項の改正規定（及び第二項）を「から第二十一項まで」に、「第三十八項第三號」を「第三十九項第三號」に、「第三十九項第五號」を「第四十項第五號」に改める部分を除く。）、及び同法第十二項第二號の改正規定並びに附則第五十九條第五項、第九十條第四項、第九十條第四項及び第九十條第十二項の規定、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二號）の施行の日

十九 第十條中租税特別措置法第三十一條の二

第二項の改正規定、同法第三十三條の三の改正規定（同法第一項に係る部分を除く。）、同法第三十三條の六第一項の改正規定、同法第三十四條の二第二項第二十二號の改正規定、同法の次に一號を加える改正規定、同法第三項の改正規定、同法第六十二條の三第四項第九號の改正規定、同法の次に一號を加える改正規定、同項第十號の改正規定、同項第十一號の改正規定、同法第六十五條第一項第六號の改正規定、同法第六十五條の四第一項第十二號の改正規定、同法の次に一號を加える改正規定、同法第二項及び第三項の改正規定、同法第六十八條の七十五第二項及び第三項の改正規定、同法第七十六條の改正規定（平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、並びに同法第一項を加える改正規定並びに附則第五十九條第一項及び第四項、第九十條第三項並びに第九十二條第三項の規定、マシンの建替等の円滑化等に関する法律（平成二十六年法律第八十號）の施行の日

二十 第十條中租税特別措置法第三十四條の二第二項第十號の改正規定、同法第三十七條第一項の改正規定（同項の表の第四號の次に一號を加える部分に限る。）、同法第六十五條の四第一項第十號の改正規定及び同法第六十五條の七第一項の改正規定（同項の表の第四號の次に一號を加える部分に限る。）、並びに附則第五十九條第三項及び第十一項、第九十條

第二項及び第七項並びに第九十二條第二項及び第七項の規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九號）の施行の日

二十一 第十條中租税特別措置法第四十三條の次に一號を加える改正規定（第四十三條の二第二項に係る部分に限る。）、及び同法第六十八條の十六の次に二號を加える改正規定（第六十八條の十七第二項に係る部分に限る。）、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一號）附則第一條第二號に掲げる規定の施行の日

二十二 第十條中租税特別措置法第六十九條の五第一項の改正規定、同法第七十條の七の四の次に五號を加える改正規定、同法第七十條の八の二の改正規定（同法第一項中「並びに第七十條の十二第一項及び第三項」を「及び第七十條の十二第一項」に改める部分を除く。）、同法第九十三條第三項第三號の改正規定及び同法第五項の改正規定（第七十條の四第三十四項及び第七十條の六第三十九項」を「第七十條の四第三十五項及び第七十條の六第四十項」に改める部分を除く。）、並びに附則第二百二十八條第十三項から第十五項まで、第十八項及び第十九項の規定、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三號）附則第一條第二號に掲げる規定の施行の日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第四十二條 別段の定めがあるものを除き、第十條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第四十三條 新租税特別措置法第三條第二項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する一般利子等について適用する。

2 第十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三條第二項の非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する一般利子等については、同項の規定は、なおその効力を有

第二項及び第七項並びに第九十二條第二項及び第七項の規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九號）の施行の日

二十一 第十條中租税特別措置法第四十三條の次に一號を加える改正規定（第四十三條の二第二項に係る部分に限る。）、及び同法第六十八條の十六の次に二號を加える改正規定（第六十八條の十七第二項に係る部分に限る。）、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一號）附則第一條第二號に掲げる規定の施行の日

二十二 第十條中租税特別措置法第六十九條の五第一項の改正規定、同法第七十條の七の四の次に五號を加える改正規定、同法第七十條の八の二の改正規定（同法第一項中「並びに第七十條の十二第一項及び第三項」を「及び第七十條の十二第一項」に改める部分を除く。）、同法第九十三條第三項第三號の改正規定及び同法第五項の改正規定（第七十條の四第三十四項及び第七十條の六第三十九項」を「第七十條の四第三十五項及び第七十條の六第四十項」に改める部分を除く。）、並びに附則第二百二十八條第十三項から第十五項まで、第十八項及び第十九項の規定、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三號）附則第一條第二號に掲げる規定の施行の日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第四十二條 別段の定めがあるものを除き、第十條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第四十三條 新租税特別措置法第三條第二項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する一般利子等について適用する。

2 第十條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三條第二項の非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する一般利子等については、同項の規定は、なおその効力を有

する。この場合において、同項中「所得税法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第一条の規定による改正前の所得税法」とする。

**第四十四条** 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三条の二の規定の適用については、同条中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

**第四十五条** 新租税特別措置法第五条の二第五項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する振替国債及び振替地方債の利子について適用する。

**2** 旧租税特別措置法第五条の二第五項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、なおその効力を有する。

**3** 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第五条の二第六項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項」と、「同条第五項後段」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十五条第二項（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「同条第一項」とあるのは、「租税特別措置法第五条の二第一項」と、「又は第五項後段」とあるのは、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）以下この条及び第八條の五第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「当該利子」とあるのは、「当該利子」と、「同法第二百二十五条第一

項」とあるのは、「所得税法第二百二十五条第一項」と、「第五条の二第五項後段」とあるのは「平成二十六年改正法附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の二第五項後段」と、「とする」とあるのは「同法第二百二十条」とあるのは「所得税法第二百二十条」とする。

**4** 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第五条の二第六項の規定の適用については、同項中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

**5** 新租税特別措置法第五条の三第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する特定振替社債等の利子等について適用する。

**6** 旧租税特別措置法第五条の三第三項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する特定振替社債等の利子等については、同項の規定は、なおその効力を有する。

**7** 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第五条の三第九項の規定の適用については、同項の表前条第六項の項中「及び第三項」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の三第三項」と、「同条第五項後段」とあるのは「同条第五項後段の規定の適用を受けた場合には、同条第一項」と、「同条第三項後段」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十五条第六項（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の三第三項後段の規定の適用を受けた場合には、租税特別措置法第五条の三第一項」と、「又は第三項後段」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）以下「平成二十六年改正法」という。）附則第四十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第

十條の規定による改正前の租税特別措置法第五条の三第三項後段」と、「第八条の二第一項」とあるのは「同法第二百二十五条第一項」とあるのは「所得税法第二百二十五条第一項」と、「第八条の二第二項」と、「第五条の三第三項後段」とあるのは「平成二十六年改正法附則第四十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の三第三項後段の規定の適用を受けた場合には、租税特別措置法第五条の三第一項」と、「又は第三項後段」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）以下「平成二十六年改正法」という。）附則第四十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第

十條の規定による改正前の租税特別措置法第五条の三第三項後段」と、「第八条の二第一項」とあるのは「同法第二百二十五条第一項」とあるのは「所得税法第二百二十五条第一項」と、「第八条の二第二項」と、「第五条の三第三項後段」とあるのは「平成二十六年改正法附則第四十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五条の三第三項後段」とする。

**第四十六条** 新租税特別措置法第六條第一項及び第二項の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において発行する同条第一項に規定する債券又は同条第二項に規定する民間国外債の利子について適用し、外国法人が同日前に開始した事業年度において発行した旧租税特別措置法第六條第一項に規定する債券又は同条第二項に規定する民間国外債の利子については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第六條第六項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する民間国外債の利子について適用する。

**3** 旧租税特別措置法第六條第六項の国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する民間国外債の利子については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第六條第六項後段」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第四十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六條第六項後段」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

**4** 新租税特別措置法第六條第九項の規定は、附則第一条第十五号に定める日以後に提出する同項において準用する新租税特別措置法第六條第四項に規定する非課税適用申告書について適用し、同日前に提出した旧租税特別措置法第六條第九項において準用する同条第四項に規定する非課税適用申告書については、なお従前の例による。

恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等について適用する。

**2** 旧租税特別措置法第八條の二第二項又は第三項の非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等については、同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「所得税法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第一条の規定による改正前の所得税法（次項において「旧所得税法」という。）と、同条第三項中「所得税法」とあるのは「旧所得税法」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

**第四十八条** 新租税特別措置法第九條の四の二第一項及び第二項の規定は、平成二十八年四月一日以後の同条第一項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第九條の四の二第一項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部解約については、なお従前の例による。

**第四十九条** 旧租税特別措置法第九條の六第一項から第四項までの非居住者又は外国法人が平成二十八年四月一日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例に関する経過措置

**第五十条** 新租税特別措置法第十條第六項の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第五十一条** 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十條の二の

（エネルギー環境負荷低減推進設備等）取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置

第二項第一号ハに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第五十二条 新租税特別措置法第十条の六第一項（第五号及び第十号に係る部分を除く。）の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第五十三条 個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十二条第一項（同項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号。以下「沖繩振興特別措置法一部改正法」という。）による改正後の沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「新沖繩振興特別措置法」という。）第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4 新租税特別措置法第十二条（第三項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

5 個人が施行日前に旧租税特別措置法第十二条第三項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第二号（同号の上欄に規定する政令で定める区域に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

6 新租税特別措置法第十三条の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十

六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第十四条の二（第二項第二号（同号に規定する区域計画に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十七号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8 新租税特別措置法第十四条の二（第二項第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十六号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

（個人の準備金に関する経過措置）

第五十四条 新租税特別措置法第二十条第四項、第二十条の二第四項、第二十条の三第六項、第二十条第五項及び第二十四条の二第四項の規定は、個人の施行日以後に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日。以下この条において「施行日以後取消事実発生日」という。）の属する年分（平成二十七年以後の年分に限る。）の所得税について適用し、個人の施行日前に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合におけるその承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）の属する年分（施行日以後取消事実発生日の属する年分（平成二十六年以前）の年分を含む。）及びその翌年分の所得税については、なお従前の例による。

（農用地等取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十五条 新租税特別措置法第二十四条の三の規定は、個人が施行日以後に行われる現物分配（法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をいう。以下同じ。）により移転を受ける新租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定

する農用地等について適用し、個人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する農用地等については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第五十六条 新租税特別措置法第二十六条（第二項第六号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年一月一日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用する。

（特定に基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第五十七条 個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第二十八条第一項第三号に掲げる掛金については、なお従前の例による。

（債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第五十八条 新租税特別措置法第二十八条の二の規定は、同条第一項の個人が施行日以後に同項に規定する債務処理計画に基づき債務の免除を受ける場合について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十九条 新租税特別措置法第三十一条の二（第二項第九号の二に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

2 新租税特別措置法第三十四条（第二項第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十四条の二（第二項第十号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第二十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十四条の二（第二項第二十二号の二に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

5 新租税特別措置法第三十四条の二（第二項第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十八号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十六条の二の規定は、個人が平成二十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日以前に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の三まで（新租税特別措置法第三十七条第一項（同項の表に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行われる現物分配により同表の各号の下欄に掲げる資産の移転を受ける場合における当該各号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行われた現物分配により旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の移転を受けた場合における当該各号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、第十二項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

9 施行日が附則第一条第十八号に定める日以前である場合には、施行日から同号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第三十七



(国等)に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置)

第六十四条 新租税特別措置法第四十条第十一項から第十三項までの規定は、同条第十一項に規定する公益合併法人並びに同条第十二項に規定する引継法人、受贈公益法人等及び譲受人が施行日以後に同条第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。)に規定する書類を提出する場合について適用する。

2 新租税特別措置法第四十条第十六項及び第十七項の規定は、同条第十六項に規定する公益法人等が施行日以後に同項の規定により確認を求めるときは、(国等)に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第六十五条 新租税特別措置法第四十条の二の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する資産又は同条第二項に規定する重要有形民俗文化財の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第四十条の二第一項に規定する資産又は同条第二項に規定する重要有形民俗文化財の譲渡については、なお従前の例による。

(非居住者の内部取引に係る課税の特例等に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第四十条の三の規定は、非居住者の平成二十九年分以後の所得税に適用する。

2 新租税特別措置法第四十条の三の四の規定は、非居住者の平成二十九年分以後の所得税につき申請される同条第一項の規定による納税の猶予について適用する。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第四十一条第二項第四項の規定は、居住者が施行日以後に同項に規定する要耐震改修住宅の同条第一項に規定する取得をする場合について適用する。

(定期積金の給付補填金等の分離課税等に関する経過措置)

第六十八条 新租税特別措置法第四十一条の十第二項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する給付補填金等について適用する。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十第二項の非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支

払を受ける同項に規定する給付補てん金等については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項「所得税法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第一条の規定による改正前の所得税法」とする。

(割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例に関する経過措置)

第六十九条 新租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第三号イの規定は、外国法人により平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において発行される同号イに掲げる割引債について適用し、外国法人により同日前に開始した事業年度において発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第三号イに掲げる割引債については、なお従前の例による。

(振替国債等の償還差益の非課税等に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第四十一条の十三第五項の規定は、同条第一項から第三項までに規定する償還差益又は同条第四項に規定する損失の額のうち、平成二十九年一月一日以後に同条第五項の恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は同項の恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものについて適用する。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十三第一項から第三項までに規定する償還差益又は同条第四項に規定する損失の額のうち、平成二十八年十二月三十一日以前に同条第五項の国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は同項の国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものについては、同項の規定は、なおその効力を有する。

(割引債の償還差益等に係る国内源泉所得の課税の特例に関する経過措置)

第七十一条 新租税特別措置法第四十一条の十三の二第一項の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において発行する同項に規定する割引債の同項に規定する償還差益について適用し、外国法人が同日前に開始した事業年度において発行した旧租税特別措置法第四十一条の十三の二第一項に規定する割引債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

(振替割引債の差益金額等の課税の特例に関する経過措置)

第七十二条 新租税特別措置法第四十一条の十三の三第五項の規定は、同条第二項に規定する償

還差益又は同条第三項に規定する損失の額のうち、平成二十九年一月一日以後に同条第五項の恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は同項の恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものについて適用する。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十三の三第二項に規定する償還差益又は同条第三項に規定する損失の額のうち、平成二十八年十二月三十一日以前に同条第五項の国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は同項の国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものについては、同項の規定は、なおその効力を有する。

(国外所得金額の計算の特例に関する経過措置)

第七十三条 新租税特別措置法第四十一条の十九の五の規定は、居住者の平成二十九年分以後の同条第一項に規定する国外所得金額の計算について適用する。

(外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置)

第七十四条 新租税特別措置法第四十一条の二十第一項の規定は、同項の非居住者が平成二十九年以後の各年において有する新所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得又は新租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受けるべき新所得税法第六十一条第一項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得について適用する。

2 平成二十八年以前各年において旧所得税法第六十一条に規定する国内源泉所得を有する旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の国内に恒久的施設を有する非居住者の平成二十八年分以前の所得税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(「もの」は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)第一条の規定による改正前の所得税法(以下この条において「旧所得税法」という。))と、「所得税法その他」とあるのは、「旧所得税法その他」と、同項第五号中「所得税法」とあるのは、「旧所得税法」と、同条第三項、第七項及び第九項中「所得税法」とあり、及び「同法」とあるのは、「旧所得税法」とする。

3 旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の外国法人が平成二十八年四月一日前に支払

受けるべき旧所得税法第六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号までに掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

(外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

第七十四条の二 新租税特別措置法第四十二条第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条第三項の国内に恒久的施設を有する外国法人が同日前に支払を受けた同条第一項に規定する利子については、なお従前の例による。

(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

第七十五条 新租税特別措置法第四十二条の二第三項の規定は、同項の恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する特定利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の二第三項の国内に恒久的施設を有する外国法人が同日前に支払を受けた同条第一項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第七十六条 新租税特別措置法第四十二条の二第二項の規定は、施行日以後に提供する同条第一項に規定する調書等の同項に規定する記載事項について適用する。

2 施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の二の二第三項の規定の適用については、同項中「第三十七条の十四第十五項」とあるのは、「第三十七条の十四第十五項」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第七十七条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子

法人による連結完全支配関係にある連結子



法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(エネルギー環境負荷低減推進設備等)を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第七十八條** 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号へに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。  
(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第七十九條** 新租税特別措置法第四十二条の六(特定生産性向上設備等(同条第二項から第四項まで、第八項及び第十項に規定する特定生産性向上設備等をいう。以下この項において同じ。)に係る部分に限る。)の規定は、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の施行の日以後に、特定生産性向上設備等の取得若しくは製作をし、又は特定生産性向上設備等の移転を受ける法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

**2** 施行日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三章第一節の二から第八節までの規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の六第五項中「第七十二条第一項第一号又は第四百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号」とあるのは「第七十二条第一項第一号」と、「同法第七十二条第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」とする。  
(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第八十條** 新租税特別措置法第四十二条の九(第一項の表の第二号から第五号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

**2** 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日まで)、新沖縄復興特別措置法第二十八條第五項の規定

による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の一欄に掲げる地区とみなして、同条(同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

**3** 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の一欄に掲げる地区は、施行日日から施行日以後六月を経過する日(その日まで)、新沖縄復興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の一欄に掲げる地区とみなして、同条(同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。  
(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第八十一條** 新租税特別措置法第四十二条の十の規定は、法人が附則第一条第十七号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等について適用する。  
**2** 附則第一条第十七号に定める日から平成二十七年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十第二項及び第十二項の規定の適用については、同条第二項中「第七十条の二まで、第四百四十四条及び第四百四十四条の二」とあるのは「第七十条の二まで」と、同条第十二項中「及び第三編第二章」とあるのは「(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。)」と、「同法第四百四十四条中」とあるのは「(と、「法人税の額」とあるのは「法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)と」と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額(租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)及び第三項において同じ。)」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」

とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」とする。  
**3** 附則第一条第十七号に定める日から同条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十第三項の規定の適用については、同項中「法人税法及び地方税法」とあるのは「法人税法」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「同法及び地方税法」とあるのは「同法」とする。  
(雇用人給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第八十二條** 新租税特別措置法第四十二条の十二の四の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
**2** 法人の平成二十五年四月一日以後に開始し、かつ、施行日前に終了した事業年度(旧租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項に規定する各事業年度に該当する事業年度に限り、同項の規定の適用がある事業年度及び第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」という。))第十七条の三から第十七条の三の三までの規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「経過年度」という。が対象経過年度(経過年度を新租税特別措置法第四十二条の十二の四第二項第三号に規定する適用年度とみなして同条の規定を適用したならば同条第一項本文に規定するときに該当することとなる)における当該経過年度をいう。である場合には、当該法人の施行日以後最初に終了する事業年度分の法人税に係る同項の規定の適用については、同項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額と経過年度控除限度額(所得税法等の一部を改正する法

律(平成二十六年法律第十号)附則第八十二条第二項に規定する対象経過年度である各経過年度(同項に規定する経過年度をいう。以下この項において同じ。))に係る経過雇用者給与等支給増加額(当該各経過年度を次項第三号に規定する適用年度とみなした場合の雇用者給与等支給増加額をいう。))の合計額の百分の十に相当する金額をいう。))との合計額(二)と、「百分の十(当該法人が中小企業者等(第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等)である場合には、百分の二十)に当該事業年度及び当該各経過年度の月数の合計数を当該事業年度の月数で除して得た数(当該数に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を乗じて計算した割合をいう。))を乗じて計算した」と、「当該百分の十に相当する金額」とあるのは「当該計算した金額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「前二項」とする。  
**3** 前項の法人の平成二十五年四月一日以後に開始し、かつ、施行日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合において、当該連結事業年度が、附則第一百二十二條第二項に規定する経過年度に該当し、かつ、同項に規定する対象経過年度であるときは、当該連結事業年度を前項に規定する対象経過年度である同項に規定する経過年度とみなす。  
**4** 第二項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第一項第十二号中「第四十二条の十二の四第一項」とあるのは「第四十二条の十二の四第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第四十二条の十二の四第一項」とする。  
**5** 第二項の規定の適用がある場合における第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「新震災特例法」という。))第十七条の二第二十三項、第十七條の二の二第二十項及び第十七條の二の三第十項の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五ま

とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」とする。  
**3** 附則第一条第十七号に定める日から同条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十第三項の規定の適用については、同項中「法人税法及び地方税法」とあるのは「法人税法」と、「法人税法」とあるのは「同法」と、「同法及び地方税法」とあるのは「同法」とする。  
(雇用人給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)



により同条第一項に規定する新表の第二号の上欄に掲げる法人とみなされたものにあつては、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖繩振興特別措置法第四十二条第一項の規定による（指定）をいう。）の日」と、「ものに限り」とあるのは「もの」とする。

3 施行日前に旧表の第一号の上欄に規定する認定を受けた法人（沖繩振興特別措置法一部改正法附則第四条第一項の規定により新沖繩振興特別措置法第三十条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）は、当該法人の施行日以後に終了する事業年度において、新表の第一号の上欄に掲げる法人とみなす。

4 施行日前に旧表の第二号の上欄に規定する認定を受けた法人（沖繩振興特別措置法一部改正法附則第四条第三項の規定により新沖繩振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）は、当該法人の施行日以後に終了する事業年度において、新表の第二号の上欄に掲げる法人とみなす。

5 施行日前に旧表の第三号の上欄に規定する認定を受けた法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税については、旧租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「沖繩振興特別措置法」とあるのは、「沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）による改正前の沖繩振興特別措置法」とする。

6 旧表の第一号の中欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日まで、新沖繩振興特別措置法第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）までの間は、新表の第一号の

中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

7 旧表の第二号の中欄に掲げる地区（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十六条第六項の規定により同欄に掲げる地区とみなされた地域を含む。）は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日まで）、新沖繩振興特別措置法第四十一条第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）までの間は、新表の第二号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

8 新租税特別措置法第六十条（第二項に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置）

第八十七条 新租税特別措置法第六十一条の第二項の規定は、法人の施行日以後取消事実発生日を含む事業年度（施行日以後に開始する事業年度に限る。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合に於けるその承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日である場合には、同日）を含む事業年度（施行日以後取消事実発生日を含む事業年度）で施行日前に開始したものを含む。）から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十一条の三の規定は、法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける同条第一項に規定する農用地等について適用し、法人が施行日以前に行われた現物分配により移転を受けた旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する農用地等については、なお従前の例による。

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十八条 国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日以後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行日の前日までの間における新租税特別措置法第六十二条第六項の規定の適用については、同条第二号中「及び第四十二条の九」とあるのは「第四十二条の九及び第四十二条の十一」と、「第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」とあるのは「第四十二条の九第一項」とする。

（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第八十九条 国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日以後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行日の前日までの間における新租税特別措置法第六十二条の三第十一項の規定の適用については、同条第二号中「及び第四十二条の九」とあるのは、「第四十二条の九及び第四十二条の十一」と、「第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」とあるのは「第四十二条の九第一項」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第九十条 新租税特別措置法第六十五条の三（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四（第一項第十号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第二十号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十五条の四（第一項第二十二号の二に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十九号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4 新租税特別措置法第六十五条の四（第一項第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十八号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、第八項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

租税特別措置法第六十五条の九まで（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十五条の七第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第四項中「において第六十八条の七十八第一項」とあるのは「において所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の七十八第一項」と、第六十八條の七十八第一項とあるのは、「旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、同条第七項中「及び第四十六条の二並びにこれら」とあるのは「の規定及び同条」と、同条第十二項中「第六十八条の七十八第一項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五条の八第一項中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」と、同条第十四項及第十五項中「第六十八条の七十九第八項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八條の七十九第八項」と、第六十八條の七十八第一項とあるのは、「旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五条の九中「平成二十六年三月三十一日」とあるのは「平成二十八年三月三十一日」とする。

9 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十五条の三、第六十五条の四、第六十五条の五の二及び第六十六条の二の規定の適用については、新租税特別措置法第六十五条の三第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新租税特別措置法第六十五条の四第一項及び第六十五条の五の二第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新租税特別措置法第六十六条の二第十四項第二号ハ中「又は

第六十五条の十二」とあるのは「若しくは第六十五条の十二又は旧効力措置法第六十五条の七若しくは第六十五条の八」とする。

10 新租税特別措置法第六十五条の七第十五項の規定は、法人が、施行日以後に行う現物分配により移転をする同条第一項の表の各号の上欄に掲げる資産又は施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける同表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が、施行日以前に持った現物分配により移転をした旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産又は施行日以前に行われた現物分配により移転を受けた同表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）

第九十一条 新租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定は、法人に係る同項に規定する国外関連者である恒久的施設を有する外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度における当該法人と当該外国法人との取引について適用し、法人に係る旧租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連者である外国法人の同日前に開始した事業年度における当該法人と当該外国法人との取引については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の四第三項の規定は、法人に係る同条第一項に規定する国外関連者である恒久的施設を有する外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において当該法人が当該外国法人に対して支出する同条第三項に規定する寄附金の額について適用し、法人に係る旧租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連者である外国法人の同日前に開始した事業年度において当該法人が当該外国法人に対して支出した同条第三項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十六条の四の第二項及び第五項の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される同条第一項の規定による納税の猶予について適用し、同日前に申請された旧租税特別措置法第六十六条の四の第二項の規定による納税の猶予については、なお従前の例による。（外国法人の内部取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十二条 新租税特別措置法第六十六条の四の三の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

第九十三条 外国法人が平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において支払った旧租税特別措置法第六十六条の五第十項に規定する負債の利子等については、なお従前の例による。（関連者等に係る純支払利子等の課税の特例に関する経過措置）

第九十四条 新租税特別措置法第六十六条の五の第七項及び第九項から第十一項までの規定は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十五条 附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七第一項の規定の適用については、同項中「第六十九条第十四項」とあるのは、「第六十九條第八項」とする。（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十六条 附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三第一項の規定の適用については、同項中「第六十九条第十四項」とあるのは、「第六十九條第八項」とする。（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第九十七条 法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十六条の十一第一項第三号に掲げる掛金については、なお従前の例による。（特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税に関する経過措置）

第九十八条 旧租税特別措置法第六十七条の十一第一項の外国法人が平成二十八年四月一日前に支払を受けた同項に規定する利子については、なお従前の例による。（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第九十九条 新租税特別措置法第六十七条の十五（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する投資法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。（外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置）

第一百条 新租税特別措置法第六十七条の十六の規定は、同条第一項の外国法人が平成二十八年四月一日以後に有することとなる新法人税法第三百三十八條第一項に規定する国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十六第一項の外国法人が同日前に有することとなつた旧法人税法第三百三十八條に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。（振替国債の償還差益等の非課税等に関する経過措置）

第一百一条 外国法人が平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子、同条第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等及び同条第三項に規定する民間国外債の利子については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において発行する同項に規定する割引債について適用し、外国法人が同日前に開始した事業年度において発行した旧租税特別措置法第六十七条の十七第四項に規定する割引債については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十七条の十七第五項の規定は、外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において支払を受ける同項に規定する償還差益について適用する。

4 外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において支払を受ける旧租税特別措置法第六十七条の十七第五項に規定する外国法人の発行する割引債の償還差益（旧租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定の適用を受けたものに限る。）については、旧租税特別措置法第六十七条の十七第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法人税法第四百一条第二号から第四号までに掲げる外国法人」とあるのは「外国法人」と、「割引債（第四十一条の十二第三項）とあるのは「第四十一条の十二第三項に規定する割引債（同条第三項）」と、「以下この項において同じ。」とあるのは「」の同条第七項に規定する」と、「前項の規定は」とあるのは「当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の」と、「同法第四百一条





性向上設備等（同条第一項、第三項、第四項及び第九項に規定する特定生産性向上設備等）をいう。以下この項において同じ。）の同条第一項に規定する取得等をし、又は特定生産性向上設備等の移転を受けるものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

2 国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の十五の六第七項の規定の適用については、同項中「第六十八條の十三、第六十八條の十四第二項、第六十八條の十五」とあるのは、「第六十八條の十三及び第五項」とあるのは、「第六十八條の十三」とする。

3 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の十五の六第六項の規定の適用については、同項中「第二編第一章の二及び地方税法附則」とあるのは「第二編第一章の二」と、「地方税法」とあるのは「同法」と、「と」と、地方税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八條の十五の六第七項及び第八項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「同法」とあるのは「（「法人税法」とする）」とあるのは「（と）」とする。

（連結親法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第百十四條 新租税特別措置法第六十八條の十五の七の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人の減価償却に関する経過措置）

第百十五條 施行日から附則第一条第二十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の十七第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「第一項」とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をした旧租税特別措置法第六十八條の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項（新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4 旧租税特別措置法第四十五條第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖繩振興特別措置法第四十一條第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

5 新租税特別措置法第六十八條の二十七（第二項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の二十七第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第二号（旧租税特別措置法第四十五條第二項の表の第二号の上欄及び第三項中「第四十五條第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第八十四條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條第二項」とする。）に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八條の二十七第二項の表の第二号の上欄及び第三項中「第四十五條第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第八十四條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第四十五條第二項」とする。

7 新租税特別措置法第六十八條の三十五（第三項第二号（同号に規定する区域計画に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十七号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八條の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8 新租税特別措置法第六十八條の三十五（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十六号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八條の三十五第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

第百十六條 新租税特別措置法第六十八條の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項の特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の四十三第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の四十三の二及び第六十八條の四十三の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する（沖繩の認定法人の連結所得の特別控除に関する経過措置）

第百十七條 新租税特別措置法第六十八條の六十三（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同項の表（以下この条において「新表」という。）の各号の上欄に掲げる連結親法人に該当するものの施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八條の六十三第一項の表（以下この条において「旧表」という。）の第一号又は第二号の上欄に掲げる連結親法人に該当するものの施行日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に設立されたもの（第六項又は第七項の規定により新表の各号の上欄に掲げる地区とみなされる地区内においてそのみなされる間に設立されたものを含む。）の施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八條の六十三（第一項に係る部分に限る。次項、第四項、第六項又は第七項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「（当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち地区指定（同表の第一号の上欄に掲げる連結親法人にあつては沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）による改正前の沖繩振興特別措置法第二十九條第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる連結親法人にあつては同法第四十二條第一項の規定による指定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十七條第三項の規定により同条第一項に規定する新表の第二号の上欄に掲げる連結親法人とみなされたものにあつては、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖繩振興特別措置法第四十二條第一項の規定による指定）をいう。」の日」と、「ものに限る。」とあるのは「もの」とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第一号の上欄に規定する認定を受けたもの（沖繩振興特別措置法一部改正法附則第四條第一項の規定により新沖繩振興特別措置法第三十條第一項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）は、当該連結親法人又はその連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度における新表の第一号の上欄に掲げる連結親法人とみなす。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第二号の上欄に規定する認定を受けたもの（沖繩振興特別措置法一部改正法附則第四條第三項の規定により新沖繩振興特別措置法第四十四條第一項の認定を受けたものとみなされるもの）に限り、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十七條第三項の規定により同欄に掲げる連結親法人とみなされたもの（以下この項において「旧認定法人」という。）を含む。）は、これらの連結親法人又はその連結子法人の施行日以後に終了

立されたもの（第六項又は第七項の規定により新表の各号の上欄に掲げる地区とみなされる地区内においてそのみなされる間に設立されたものを含む。）の施行日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八條の六十三（第一項に係る部分に限る。次項、第四項、第六項又は第七項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「（当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち地区指定（同表の第一号の上欄に掲げる連結親法人にあつては沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）による改正前の沖繩振興特別措置法第二十九條第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる連結親法人にあつては同法第四十二條第一項の規定による指定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十七條第三項の規定により同条第一項に規定する新表の第二号の上欄に掲げる連結親法人とみなされたものにあつては、沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖繩振興特別措置法第四十二條第一項の規定による指定）をいう。」の日」と、「ものに限る。」とあるのは「もの」とする。

する連結事業年度において、新表の第二号の上欄に掲げる連結法人とみなす。この場合において、旧認定法人に係る新租税特別措置法第六十八條の六十三の規定の適用については、同条第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」とする。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧表の第三号の上欄に規定する認定を受けたものの施行日以後に終了する連結事業年度の法人税については、旧租税特別措置法第六十八條の六十三（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「沖繩振興特別措置法」とあるのは、「沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）による改正前の沖繩振興特別措置法」とする。

6 旧表の第一号の中欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日まで、新沖繩振興特別措置法第二十八條第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新表の第一号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八條の六十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

7 旧表の第二号の中欄に掲げる地区（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十七條第六項の規定により同欄に掲げる地区とみなされた地域を含む。）は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日まで、新沖繩振興特別措置法第四十一條第五項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新表の第二号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八條の六十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

8 新租税特別措置法第六十八條の六十三（第二項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同項に規定する連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人が農用地等を取得了た場合の課税の特例に関する経過措置）

第百十八條 新租税特別措置法第六十八條の六十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行われる現物分配により移転を受ける同条第一項に規定する農用地等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行われた現物分配により移転を受けた旧租税特別措置法第六十八條の六十五第一項に規定する農用地等については、なお従前の例による。（連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置）

第百十九條 新租税特別措置法第六十八條の六十六の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。（連結法人が使途秘匿金の支出をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第百二十條 国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の六十七第五項の規定の適用については、同項第二号中「及び第六十八條の十三」とあるのは、「第六十八條の十三及び第六十八條の十五」と、「第六十八條の十三第一項、第六十八條の十四第二項」とあるのは、「第六十八條の十三第一項」とする。（連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第百二十一條 国家戦略特別区域法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が施行日後である場合には、施行日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の六十八第一項の規定の適用については、同項第二号中「及び第六十八條の十三」とあるのは、「第六十八條の十三及び第六十八條の十五」と、「第六十八條の十三第一項、第六十八條の十四第二項」とあるのは、「第六十八條の十三第一項」とする。（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第百二十二條 新租税特別措置法第六十八條の七十四（新租税特別措置法第六十五條の三第一項

第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の七十五（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十五（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十二号の二に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十九号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4 新租税特別措置法第六十八條の七十五（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十八号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項又は第十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法

人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同表の第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第一号から第三号まで、第五号、第七号、第八号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定又は第三項の特別勘定については、第八項に規定する場合を除き、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第二十号に定める日以後に同表の第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用する。

8 施行日前にその施行の認可をされた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第八号の下欄に掲げる資





一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第二百三十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の四第十五項及び第十六項の規定並びに新租税特別措置法第七十条の八第一項の規定は、施行日以後に前項各号に掲げる受贈者がこれらの規定に規定する取用交換等による譲渡をする場合について適用する。

六 新租税特別措置法第七十条の四の二の規定は、施行日以後に同条第二号に規定する猶予適用者が同条第一号に掲げる貸付けを行う場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の四の二第二項に規定する猶予適用者が同条第一号に掲げる貸付けを行つた場合については、なお従前の例による。

七 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

八 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第十二項(第二号を除く)、第十九項及び第二十項の規定(第六号に掲げる農業相続人にあつては同条第一項、第十二項(第二号を除く)、第十九項及び第二十項の規定とし、第七号に掲げる農業相続人にあつては同条第一項、第十二項、第十九項及び第二十項の規定とする。)並びに新租税特別措置法第七十条の八第三項の規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十三号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第二百三十三条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

九 前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の六第十九項及び第二十項の規定並びに新租税特別措置法第七十条の八第三項の規定は、施行日以後に前項各号に掲げる農業相続人がこれらの規定に規定する取用交換等による譲渡をする場合について適用する。

十 新租税特別措置法第七十条の六の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する猶予適用者が同項第一号に掲げる貸付けを行う場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の六の二第二項に規定する猶予適用者が同項第一号に掲げる貸付けを行った場合については、なお従前の例による。

十一 施行日から附則第一条第十八号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条の四第十項、第七十条の四の二第一項、第七十条の六第十二項及び第七十条の六の二第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第七十条の四第十項第三号及び第七十条の六第十二項第三号中、「当該農地中間管理機構から借り受けた者」とあるのは、「当該農地中間管理機構から借り受けた者」とし、農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人が借り受けた者である場合には当該農地保有合理化法人から借り受けた者とする。」と、新租税特別措置法第七十条の四の二第一項第一号及び第七十条の六の二第二項第一号中「農地中間管理事業のため」とあるのは「農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化事業(同項第一号に掲げる事業に限る。)のため」とする。

十二 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律附則第三条の規定によりなお従前の例により同条に規定する旧農地保有合理化法人が新たに同条に規定する旧農地保有合理化事業を行う場合又は同法附則第四条第一項の規定により同項各号に掲げる同法附則第三条に規定する旧農地保有合理化事業の実施についてなお従前の例によることとされる場合には、旧租税特別措置法第七十条の四第十項(第三号に係る部分に限る。)、第七十条の四の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、及び第七十条の六の二第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「農業経営基盤強化促進法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第二百二号)第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法」とする。

十三 新租税特別措置法第七十条の七の五から第七十条の七の七までの規定は、附則第一条第二十二号に定める日以後に、新租税特別措置法第七十条の七の五第二項第一号に規定する認定医療法人の同項第二号に規定する持分の放棄又は新租税特別措置法第七十条の七の七第一項の個人の死亡に伴い取得する新租税特別措置法第七十条の七の五第一項に規定する経済的利益に係る贈与税について適用する。

十四 附則第一条第二十二号に定める日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の七の五及び第七十条の七の六の規定の適用については、新租税特別措置法第七十条の七の五第一項中「第七十条の二三及び第七十条の二の四」とあるのは「第七十条の二三」と、同条第三項第二号中「第七十条の二の五第一項又は第七十条の三第一項」とあるのは「第七十条の三第一項」と、新租税特別措置法第七十条の七の六第一項中「第七十条の二三及び第七十条の二の四」とあるのは「第七十条の二三」とする。

十五 新租税特別措置法第七十条の七の八及び第七十条の七の九の規定は、附則第一条第二十二号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する新租税特別措置法第七十条の七の八第二項に規定する経過措置医療法人の新租税特別措置法第七十条の七の五第二項第二号に規定する持分に係る相続税について適用する。

十六 新租税特別措置法第七十条の八第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する取用交換等による譲渡をする場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

よる譲渡をする場合の新租税特別措置法第七十  
条の四第三十五項の規定により同条第一項本文  
の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が  
納付すべき利子税の額について適用し、施行日  
前に旧租税特別措置法第七十条の八第一項に規  
定する取用交換等による譲渡をした場合の旧租  
税特別措置法第七十条の四第三十四項の規定に  
より同条第一項本文の規定の適用を受ける同項  
に規定する受贈者が納付すべき利子税の額につ  
いては、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第七十条の八第三項の規定  
は、施行日以後に同条第一項に規定する取用交  
換等による譲渡をする場合の新租税特別措置法  
第七十条の六第四十項の規定により同条第一項  
本文の規定の適用を受ける同項に規定する農業  
相続人が納付すべき利子税の額について適用  
し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の八  
第一項に規定する取用交換等による譲渡をした  
場合の旧租税特別措置法第七十条の六第三十九  
項の規定により同条第一項本文の規定の適用を  
受ける同項に規定する農業相続人が納付すべき  
利子税の額については、なお従前の例による。

18 新租税特別措置法第七十条の八の二の規定  
は、附則第一条第二十二号に定める日から平成二  
十六年十二月三十一日までの間における新租税  
特別措置法第七十条の八の二の規定の適用につ  
いては、同条第四項第三号中「第七十条の七の  
七の第二十四項第十号」とあるのは「第七十条の  
七の第二十四項第十号」と、「株式（投資信託  
及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規  
定する投資口を含む）」とあるのは「株式」と  
する。

19 附則第一条第二十二号に定める日から平成二  
十六年十二月三十一日までの間における新租税  
特別措置法第七十条の八の二の規定の適用につ  
いては、同条第四項第三号中「第七十条の七の  
七の第二十四項第十号」とあるのは「第七十条の  
七の第二十四項第十号」と、「株式（投資信託  
及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規  
定する投資口を含む）」とあるのは「株式」と  
する。

20 旧租税特別措置法第七十条の十二第一項に規  
定する物納の許可の申請に係る相続の開始の直  
前までに当該相続に係る被相続人と環境大臣と  
の間で同条第三項第二号に規定する風景地保護  
協定が締結された場合において、同条第一項に  
規定する納税義務者が同条第三項各号に掲げる  
要件を満たす土地について同条第一項に規定す  
る物納の許可の申請をするときは、同条第三項  
及び第四項の規定は、なおその効力を有する。  
(登録免許税の特例に関する経過措置)

第百二十九条 新租税特別措置法第八十条の二の  
規定は、同条に規定する経営強化計画又は変更

後の経営強化計画が施行日以後に提出される場  
合における同条各号に掲げる事項についての登  
記に係る登録免許税について適用し、旧租税特  
別措置法第八十条の二第二項に規定する認定経  
営盤強化計画又は同条第二項第一号に規定す  
る経営強化計画若しくは同項第二号に規定する  
変更後の経営強化計画が施行日前に提出された  
場合における同条第一項各号（同条第二項にお  
いて準用する場合を含む。）に掲げる事項につ  
いての登記に係る登録免許税については、なお  
従前の例による。

2 施行日前に新開西国際空港株式会社が旧租税  
特別措置法第八十二条に規定する土地の買入れ  
を行った場合における当該土地の所有権の移転  
の登記に係る登録免許税については、なお従前  
の例による。  
(酒税の税率の特例に関する経過措置)

第百三十条 施行日前に課した、又は課すべきで  
あった酒税については、なお従前の例による。  
(たばこ税の税率の特例に関する経過措置)

第百三十一条 施行日前に課した、又は課すべき  
であったたばこ税については、なお従前の例に  
よる。  
(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の  
軽減に関する経過措置)

第百三十二条 施行日から平成二十八年三月三十  
一日までの間における新租税特別措置法第九十  
条の三の三第一項及び第五項の規定の適用につ  
いては、同条第一項中「前条」とあるのは「前  
条及び租税特別措置法等の一部を改正する法律  
（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三  
条第三項」と、同条第五項中「前条第三号」とあ  
るのは「租税特別措置法等の一部を改正する法  
律（平成二十四年法律第十六号）附則第四十三  
条第三項第三号」とする。

(特定)の石油製品を特定)の運送又は農林漁業の  
用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経  
過措置)

第百三十三条 施行日から平成二十八年三月三十  
一日までの間における新租税特別措置法第九十  
条の三の四第一項の規定の適用については、同  
項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、  
「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平  
成二十四年法律第十六号）附則第四十三条第三  
項第一号」とする。

(特定)の重油を農林漁業の用に供した場合の石  
油石炭税の還付に関する経過措置)

第百三十四条 施行日から平成二十八年三月三十  
一日までの間における新租税特別措置法第九十

条の六第一項の規定の適用については、同項中  
「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「租税  
特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十  
四年法律第十六号）附則第四十三条第三項第一  
号」とする。  
(利子税の割合の特例に関する経過措置)

第百三十五条 附則第一条第十二号に定める日か  
ら平成二十八年三月三十一日までの間における  
新租税特別措置法第九十三条第一項第二号の規  
定の適用については、同号中「第四百四十四  
条の八」とあり、及び「第四百四十四条の七」とある  
のは「第四百四十五条第一項」とする。  
(罰則の適用に関する経過措置)

第百六十四条 この法律（附則第一条各号に掲げ  
る規定にあつては、当該規定。以下この条にお  
いて同じ。）の施行前にした行為及びこの附則  
の規定によりなお従前の例によることとされる  
場合におけるこの法律の施行後にした行為に対  
する罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。  
(政令への委任)

第百六十五条 この附則に規定するもののほか、  
この法律の施行に必要な経過措置は、政令  
で定める。  
附則（平成二六年四月一八日法律第二  
四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
附則（平成二六年五月三〇日法律第四  
六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。  
附則（平成二六年六月一八日法律第七  
二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年  
を超えない範囲内において政令で定める日  
から施行する。  
附則（平成二六年六月二七日法律第九  
一号）抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の  
施行の日から施行する。  
附則（平成二七年三月三十一日法律第九  
号）抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
一 第八条中租税特別措置法第九十条の十一第  
一項の改正規定、同法第九十条の十一の第二  
項及び第二項の改正規定、同法第九十条の  
十二の改正規定、同法第九十条の十三の改正  
規定並びに同法第九十条の十四（見出しを含  
む。）の改正規定並びに附則第九十九条の規  
定、平成二十七年五月一日

二 次に掲げる規定、平成二十七年七月一日  
イからニまで、略  
ホ 第八条中租税特別措置法第三十七条の十  
一の四第二項の改正規定、同法第三十九  
条の改正規定、同法第四十二條第二項各号の  
改正規定、同法第四十一条の二十二  
とし、同条の次に一条を加える改正規定、  
同法第七十条の二第二項第一号の改正規  
定、同法第七十条の三第三項第一号イの改  
正規定及び同法第九十三条第一項第一号の  
改正規定、平成二十七年十月一日

三 次に掲げる規定、平成二十七年十月一日  
イからハまで、略  
ニ 第八条中租税特別措置法第八十五条第二  
項の改正規定、同法第八十六条第一項の改  
正規定、同法第八十六条の四の見出しの改  
正規定、同法第八十七条の七第二項の改正  
規定及び同法第八十八条の三第二項の改正  
規定、平成二十八年一月一日

四 次に掲げる規定、平成二十八年一月一日  
イ及びロ、略  
ハ 第八条中租税特別措置法の目次の改正規  
定（「第九号の八」を「第九号の九」に改  
める部分に限る。）、同法第四条の二第一項  
及び第四条の三第一項の改正規定、同法第  
八条の二第二項第二号の改正規定、同法第  
八条の四第一項の改正規定（同項第一号に  
係る部分を除く。）、同法第八条の五第一項  
の改正規定、同法第九条の三の改正規定  
（同条第一号に係る部分を除く。）、同法第  
九条の三の二第二項の改正規定、同法第九  
条の八の改正規定、同法第二章第一節中同  
条の次に一条を加える改正規定、同法第十  
条の改正規定、同法第十条の二を削る改正  
規定、同法第十条の二の二第三項の改正規

定、同条第四項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十條の二とする改正規定、同条第十條の三（見出しを含む。）の改正規定、同条第十條の五の二を削る改正規定、同条第十條の五の三の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条第一項中「ものを含む」の下に「。以下この項において「認定経営革新等支援機関等」というを、「財務省令で定めるもの」の下に「（以下この項において「経営改善指導助言書類」という。）を加える部分、（「もの」の下に「認定経営革新等支援機関等を除く。」を加える部分及び「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「当該書類」を「経営の改善に資する資産としてその交付を受けた経営改善指導助言書類」に改める部分を除く。）同条を同条第十條の五の二とする改正規定、同条第十條の五の四の改正規定、同条第十條の五の五の四とする改正規定、同条第十條の六の改正規定（同条第一項第五号の次に一号を加える部分及び同項第六号に係る部分を除く。）同条第十一條第一項の表の第一号の改正規定、同条第十一條の第三項の改正規定（「第三項」を「次項」に改める部分を除く。）同条第十三條第二項の改正規定、同条第十三條の二を削る改正規定、同条第十三條の三第二項の改正規定（「特定建築物等」を「次世代育成支援対策資産」に改める部分を除く。）同条第三項の改正規定、同条を同条第十三條の二とする改正規定、同条第十四條の三第三項の改正規定（「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改める部分を除く。）同条第十五條第二項の改正規定、同条第十九條第一号の改正規定（「第十條の二の二、第十條の三」を「第十條の二から第十條の四まで」に改める部分を除く。）同条第二十四條の三第四項の改正規定、同条第二十六條第二項第五号の改正規定、同条第二十八條の二（見出しを含む。）の改正規定、同条第二十八條の三第十一項の改正規定、同条第三十條の二第二項第一号の改正規定、同条第三十三條の六第二項の改正規定、同条第三十七條の三第二項の改正規定、

同条第三十七條の十第四項第三号の改正規定、同条第三十七條の十一第二項の改正規定、同条第三十七條の十一の三第五項の改正規定、同条第三十七條の十四の改正規定（同条第七項に係る部分、同条第九項に係る部分、同条第十三項に係る部分、同条第十六項に係る部分、同条第十九項に係る部分、同条第二十一項に係る部分及び同条第二十三項に係る部分を除く。）同条第三十七條の十四の三第四項の改正規定、同条第三十七條の十四の四とする改正規定、同条第三十七條の十四の二第六項の改正規定、同条を同条第三十七條の十四の三とする改正規定、同条第三十七條の十四の次に一号を加える改正規定、同条第四十一條の十五の三第二項第一号の改正規定、同条第四十二條の二の二の改正規定、同条第四十二條の三第四項の改正規定並びに同条第六十七條の十七第二項の改正規定（「及び第九項」を「第九項及び第十一項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十六條、第五十七條第一項、第五十八條、第六十二條、第六十四條第一項、第六十六條、第六十九條第一項、第七十條、第六十七條第三項、第七十五條（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七條の改正規定に限る。）第百二十七條（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九條第三項の改正規定（「第二十五項」を「第二十六項」に改める部分に限る。））及び第百二十九條の規定

ニからへまで 略  
ト 第十七條中経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十條の改正規定  
チ 第十九條中所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第五十九條第十二項の改正規定  
五 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日イからホまで 略  
ヘ 第八條中租税特別措置法第九條の四の改正規定、同法第四十一條の十三の二第二項の改正規定、同法第四十二條の四第十二項第八号の改正規定、同条第十七項の改正規定（「第三項まで、第六項、第七項又は第九項」を「第四項まで」に改める部分及び「第三項まで、第六項、第七項若しくは第九項」を「第四項まで」に、「並びに」を「及び」に、「第三項まで、第六項、第七項及び第九項」を「第四項まで」に改める部分を除く。）同法第四十二條の十二第六項の改正規定（「第一項の」を「第一項から第三項までの」に改める部分及び「第四十二條の十二第一項」を「第四十二條の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改める部分を除く。）同条第二項第一号の改正規定（「同法第四十一條第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二條第六号」を「同条第六号」に改める部分に限る。）同項第七号の改正規定（「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八條第一項第一号に規定する本店等」を加える部分に限る。）同法第四十二條の十二の三第十項の改正規定、同法第六十六條の八の改正規定、同法第六十六條の九の四の改正規定、同法第六十七條の十七第二項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分に限る。）同条第四項の改正規定、同法第六十八條の三の四第四項の改正規定、同法第六十八條の九十三の四の改正規定及び同法第六十八條の九十三の四の改正規定並びに附則第五十五條、第八十三條第三項及び第五項並びに第九十四條第三項及び第五項の規定  
六から八の二まで 略  
九 次に掲げる規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日  
イ 略  
ロ 第八條中租税特別措置法第三十七條の十一の三第四項の改正規定及び同法第三十七條の十四第七項の改正規定並びに附則第六十八條及び第六十九條第二項の規定  
十一 次に掲げる規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日  
イ 第八條中租税特別措置法第十條の四の改正規定、同法第十條の五の改正規定、同法

第十條の六第一項第五号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第十九條第一号の改正規定（「第十條の二の二、第十條の三」を「第十條の二から第十條の四まで」に改める部分に限る。）同法第三十七條第十項を同条第十一項とする改正規定、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定、同法第三十七條の二の改正規定、同法第三十七條の三の改正規定（同条第二項中「及び第三十三條の二」を削る部分を除く。）同法第三十七條の五の改正規定（同条第一項の表の第二号の上欄の口に係る部分及び同条第二項の表第三十七條第四項の項に係る部分を除く。）同法第三十七條の十三第一項第四号の改正規定、同法第四十二條の十二の改正規定（同条第一項に係る部分（「法人税の額（この条、第四十二條の四、第四十二條の五第二項、第三項及び第五項、第四十二條の六第七項から第九項まで及び第十二項、第四十二條の九、第四十二條の十第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第四十一條の十一の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二の五第七項及び第八項並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。）を「調整前法人税額（第四十二條の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう）」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える部分に限る。）同条第六項に係る部分（「第一項の」を「第一項から第三項までの」に改める部分及び「第四十二條の十二第一項」を「第四十二條の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項」を「同条第一項から第三項まで」に改める部分を除く。）及び同条第二項に係る部分（同項第一号中「同法第四十一條第一号に掲げる外国法人に該当する」を「恒久的施設を有する」に、「同法第二條第六号」を「同条第六号」に改める部分及び同項第七号中「連結法人」の下に「及び当該法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八條第一項第一号に規定す

る本店等」を加える部分に限る。を、同法第四十二條の十二の二とする。同法第四十二條の十一の次に加える改正規定、同法第四十二條の十二の四第一項の改正規定（第四十二條の十二の二）を「（第四十二條の十二の二）に改める部分に限る。」、同法第四十二條の十三第一項第九號の改正規定、同項第八號を同項第九號とし、同號の次に一號を加える改正規定（同項第八號を同項第九號とする部分を除く。）、同法第五十二條の二第一項の改正規定（第四十二條の十一第一項の下に「（第四十二條の十二第二項）を加える部分に限る。」、同法第五十三條第一項第二號の改正規定（第四十二條の十、第四十二條の十一）を「第四十二條の十から第四十二條の十二まで」に改める部分に限る。）、同法第六十五條の七第十五項を同法第十六項とし、同法第十四項を同法第十五項とし、同法第十三項の次に一號を加える改正規定、同法第六十五條の八第十八項の改正規定、同項を同法第十九項とし、同法第十七項の次に一號を加える改正規定、同法第六十八條の三の四第二項の改正規定（第四十二條の十一第三項、第四十二條の十二）を「第四十二條の十一第三項、第四十二條の十二の二」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の十五の二の改正規定（同法第六十八條の十五の二の改正規定（この條、第六十八條の九、第六十八條の十第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八條の十三、第六十八條の十四第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第六十八條の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一條の十三から第八十一條の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。）、調整前連結税額（第六十八條の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう。）、この項において「調整前連結税額」という。を「第三項までにおいて同じ」に改める部分及びただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のよ

うに加える部分に限る。を、同法第六十八條の十五の三とする改正規定、同法第六十八條の十五の次に一號を加える改正規定、同法第六十八條の十五の五第一項の改正規定（第六十八條の十五の二）を「第六十八條の十五の三」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の十五の七第一項第九號の改正規定、同項第八號を同項第九號とし、同號の次に一號を加える改正規定（同項第八號を同項第九號とする部分を除く。）、同法第六十八條の四十第一項の改正規定（第六十八條の十五第一項の下に「（第六十八條の十五の二第一項）を加える部分に限る。」、同法第六十八條の四十二第二項第二號の改正規定（第六十八條の十四、第六十八條の十五）を「第六十八條の十四から第六十八條の十五の二まで」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の七十八第十五項を同法第十六項とし、同法第十四項を同法第十五項とし、同法第十三項の次に一號を加える改正規定、同法第六十八條の七十九第十九項の改正規定及び同項を同法第二十項とし、同法第十八項の次に一號を加える改正規定並びに附則第六十條、第六十一條、第六十四條第四項、第六十七條第四項、第七十三條第三項、第七十六條、第七十七條第一項、第八十二條第三項、第八十七條第一項及び第九十三條第三項の規定

を除く。）、同法第四十一條の十九第一項に一號を加える改正規定、同法第四十二條の十第一項の改正規定（第十一項）を「第十項」に改める部分を除く。）、同法第六十二條の三第四項の改正規定及び同法第六十八條の十四第四項の改正規定（第十一項）を「第十一項」に改める部分を除く。）、並びに附則第六十七條第一項、第七十五條第一項及び第八十六條の規定、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日

十四 第八條中租税特別措置法第五十七條の三の改正規定及び同法第六十八條の五十三の改正規定並びに附則第八十條第一項及び第九十一條第一項の規定、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一條第八号に掲げる規定の施行の日

十五 第八條中租税特別措置法第五十七條の四の改正規定、同法第六十八條の五十四の改正規定（平成二十七年三月三十一日）を「平成二十二年三月三十一日」に改める部分を除く。）、並びに附則第八十條第二項、第九十一條第二項及び第九十二條の規定、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

十六 第八條中租税特別措置法第八十二條（見出しを含む。）の改正規定、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第五十四條 別段の定めがあるものを除き、第八條の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第五十五條 第八條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第九條の四第五項に規定する特定目的信託の同項に規定する受託法人が平成二十八年四月一日

前に支払を受けるべき同項に規定する特定国内源泉所得については、なお従前の例による。（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第五十六條 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九條の九の規定の適用については、同法第一項及び第二項中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十七條 新租税特別措置法第十條の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における旧租税特別措置法第十條の規定の適用については、同法第八項第三号中「第四十二條の四第十二項第五号」とあるのは、「第四十二條の四第六項第四号」とする。（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第五十八條 旧租税特別措置法第十條の二第一項に規定する個人の平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。（エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十九條 新租税特別措置法第十條の二第六項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設を若しくは建設をする同項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十條の二の二第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。（地方活力向上地域において特定建物等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十條 附則第一條第一号に定める日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第十條の四第三項の規定の適用については、同項中「第十條第六項第二号に規定する調整前事業所得税額」とあるのは、「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」とする。

(雇用人の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第十条の五(第二項及び第三項に係る部分に限る。)の規定は、附則第一条第十一号に定める日の属する年分以後の所得税について適用する。

2 附則第一条第十一号に定める日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、同条第一項中「第十条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額」とあるのは「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額」と、「中小事業者(第十条第六項第四号)とあるのは「中小企業者(第十条第四号)と、「中小企業者」とあるのは「中小企業者に該当する個人を」と、同項第一号中「中小事業者」とあるのは「中小企業者」とする。

第六十二条 個人が平成二十七年以前の各年において旧租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する取得等をした同項に規定する生産等資産については、なお従前の例による。

第六十三条 新租税特別措置法第十条の五の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の三第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

第六十四条 新租税特別措置法第十一条第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。)をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する新用途米穀加工品等製造設備については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十二条(第一項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十二条(第三項の表の第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

5 個人が施行日前に旧租税特別措置法第十二条第三項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

6 施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第十二条の規定の適用については、同条第三項中「第十条第六項第四号」とあるのは「第十条第四号」と、「中小企業者」とあるのは「中小企業者に該当する個人」とする。

7 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第一項第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

8 個人が平成二十七年以前の各年において旧租税特別措置法第十三条の二第一項に規定する支援事業所取引金額(以下この項において「支援事業所取引金額」という。)がある場合において、その年における支援事業所取引金額の合計額がその年の前年における支援事業所取引金額の合計額を超えるときにおける同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する三年以内取得資産については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定を受ける個人の平成二十七年以後の各年の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する基準適合認定を受けた個人の平成二十七年以前の各年の同項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第十四条の二(第二項第一号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

11 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第一号及び第二号に掲げる建築物(同号に掲げる建築物にあつては、同号口に掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。)については、同条(第二項第一号及び第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

12 新租税特別措置法第十四条の二(第二項第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

13 個人が附則第一条第十二号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第四号に掲げる構築物(当該構築物と併せて設置される同項に規定する財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)については、同条(同号に掲げる構築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」とあるのは、「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号)の施行の日(前日)」とする。

14 附則第一条第十一号に定める日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第十九条の規定の適用については、同条第一号中「第十条の二」とあるのは、「第十条の二」とする。

用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第三十一条の二(第二項第八号の二に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第十三号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

2 新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで(新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第六号の下欄に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前に同号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで(新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成二十七年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日以前に旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以前に同号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条第九項、第三十七条の二第二項から第四項まで(新租税特別措置法第三十七条第九項に係る部分に限る。)及び第三十七条の三第二項の規定は、個人が附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用する。

第六十六条 新租税特別措置法第三十条の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用する。



第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得了た場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第四百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得了た場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」と、同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得了た場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号及び同条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び租税特別措置法第四十二条の十第三項」とする。

（地方活力向上地域において特定建物等を取得了た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第七十六条** 附則第一条第十一号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二第六項の規定の適用については、同項中「及び第三編第二章」とあるのは「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」と、「と、同法第四百四十四条中「と」とあるのは「と、法人税の額」とあるのは「法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得了た場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得了た場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、「と、同法第四百四十四条の六第一項第三号及び同法第四百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二第二項（地方活力

向上地域において特定建物等を取得了た場合の法人税額の特別控除）」とする」とあるのは「ととする」とする。（雇用人の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第七十七条** 新租税特別措置法第四十二条の十二（第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、法人の附則第一条第十一号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における第八号の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第四十二条の十二第一項の規定の適用については、同項中「第一号において」とあるのは、「第二号イにおいて」とする。

**第七十八条** 新租税特別措置法第四十二条の十二の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。（法人の減価償却に関する経過措置）

**第七十九条** 新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第六項までにおいて同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十四条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する共同利用施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の三第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第二項に規定する新用途米穀加工品等製造設備については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定信頼性向上設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する特定信頼性向上設備については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十五条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第四十五条（第二項の表の第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

8 法人が施行日前に旧租税特別措置法第四十五条第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「第六十八条の二十七第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第九十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項」とする。

9 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第一項第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第四十六条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定を受ける法人の施行日以後に開始する事業年度（施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度を含む。）終了の日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項に規定する基準適合認定を受けた法人の施行日前に開始した事業年度終了の日において有する同項に

規定する特定建物等については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

12 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第一号及び第二号に掲げる建築物（同号に掲げる建築物にあつては、同号ロに掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。）については、同条（第三項第一号及び第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第九十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

13 新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

14 法人が附則第一条第十二号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第四号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される同項に規定する財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）については、同条（同号に掲げる構築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」とあるのは、「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日の前日」と、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

（法人の準備金に関する経過措置）

**第八十条** 新租税特別措置法第五十七条の三の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に行



われる適格分割又は適格現物出資について適用し、同日前に行われた適格分割又は適格現物出資については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十七條の四の規定は、附則第一条第十五号に定める日以後に行われる新租税特別措置法第五十七條の四第一項に規定する特定原子力発電施設の移転について適用し、同日前に行われた旧租税特別措置法第五十七條の四第一項に規定する特定原子力発電施設の移転については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十一條の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十一條の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十一條の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十一條の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五條の七から第六十五條の九まで（新租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十七年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五條の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人

が同日前に旧租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五條の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十五條の七第十四項（新租税特別措置法第六十五條の八第十八項において準用する場合を含む。）の規定は、法人が附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五條の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用する。

3 新租税特別措置法第六十六條の八第二項、第三項、第九項及び第十項の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十六條の八第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十六條の八第二項、第三項、第九項及び第十項の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十六條の八第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十六條の八第二項、第三項、第九項及び第十項の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十六條の八第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十六條の九の二第八項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用する。

5 新租税特別措置法第六十六條の九の四第二項、第三項、第八項及び第九項の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十六條の九の四第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における第八條の規定（同号に掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第六十八條の九から第六十八條の十一まで、第六十八條の十三から第六十八條の十五の二まで及び第六十八條の十五の四から第六十八條の十五の七まで並びに新震災特例法第二十五條の二から第二十五條の三の三までの規定の適用については、第八條の規定（同号に掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第六十八條の九の二第二項、第六十八條の十五の三とあるのは、「第六十八條の十五の二」とする。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第六十八條の九第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額については、なお従前の例による。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度における旧租税特別措置法第六十八條の九第十二項第四号に規定する連結繰越税額控除限度超過額（同条第四項の規定により同号に規定する連結繰越税額控除限度超過額とみなされる金額を含む。）については、なお従前の例による。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四條

の五第一項の規定により同法第四條の二の承認を取り消された場合における当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の旧租税特別措置法第六十八條の九第十一項に規定する取消日前五年以内に開始した各連結事業年度のうち連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度に係る同項（附則第一百十六條の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第六十八條の九の二第一項に規定する試験研究費の額がある場合における当該連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八條の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により控除を受ける金額については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については適用し、連結親法人又は当該連

（連結親法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）  
第八十五條 新租税特別措置法第六十八條の十第六項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については適用し、連結親法人又は当該連

結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

(連結法人が国家戦略特別区域において機械等を取扱った場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第八十六条** 新租税特別措置法第六十八条の十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する特定機械装置等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十四第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

**第八十七条** 新租税特別措置法第六十八条の十五の三(第二項及び第三項に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人の附則第一条第十一号に定める日以後に終了する連結事業年度の法人税について適用する。

2 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における第八十八条の規定(同号イに掲げる規定を除く。)による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用については、同項中「第三項まで」とあるのは「この項」と、「第一号において」とあるのは「第二号イにおいて」とする。

(連結法人の国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第八十八条** 連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度において連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する取得等をした同項に規定する生産等資産については、なお従前の例による。

(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第八十九条** 新租税特別措置法第六十八条の十五の四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

(連結親法人の減価償却に関する経過措置)

による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

(連結親法人の減価償却に関する経過措置)

**第九十条** 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下第六項までにおいて同じ。)をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得等をする同項に規定する共同利用施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十九第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の二十四第一項の規定は、連結親法人が施行日後に取得等をする同項に規定する共同利用施設について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十四第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十五第二項に規定する新用途米穀加工品等製造設備については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得等をする同項に規定する特定信頼性向上設備について適用し、連結親法人又は当該

連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する特定信頼性向上設備については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八条の二十七(新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の二十七(第二項の表の第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得等をする同項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の二十七第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号の上欄及び同条第三項中「第四十五条第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十九条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十五条第二項」とする。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十九第一項第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十八条の三十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、施行日後に同項に規定する基準適合認定又は特別基準適合認定を受けるもの施行日後に開始する連結事業年度(施行日前に開始し、かつ、施行日後に終了する連結事業年度を含む。)

11 新租税特別措置法第六十八条の三十五(第三項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第一号及び第二号に掲げる建築物(同号に掲げる建築物にあつては、同号に掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。)については、同条(第三項第一号及び第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条の二第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」とする。

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第一号及び第二号に掲げる建築物(同号に掲げる建築物にあつては、同号に掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。)については、同条(第三項第一号及び第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七号の二第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七号の二第一項」とする。

13 新租税特別措置法第六十八条の三十五(新租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第四号に掲げる構築物(当該構築物と併せて設置される旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項に規定する財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)については、旧租税特別措置

終了の日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項に規定する基準適合認定を受けたものの施行日前に開始した連結事業年度終了の日において有する同項に規定する特定建築物等については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第六十八条の三十五(第三項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第一号及び第二号に掲げる建築物(同号に掲げる建築物にあつては、同号に掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。)については、同条(第三項第一号及び第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七号の二第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七号の二第一項」とする。

13 新租税特別措置法第六十八条の三十五(新租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第四号に掲げる構築物(当該構築物と併せて設置される旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項に規定する財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)については、旧租税特別措置

11 新租税特別措置法第六十八条の三十五(第三項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第一号及び第二号に掲げる建築物(同号に掲げる建築物にあつては、同号に掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。)については、同条(第三項第一号及び第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七号の二第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七号の二第一項」とする。

13 新租税特別措置法第六十八条の三十五(新租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第四号に掲げる構築物(当該構築物と併せて設置される旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項に規定する財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。)については、旧租税特別措置

11 新租税特別措置法第六十八条の三十五(第三項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

法第六十八條の三十五(同号に掲げる構築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成二十七年三月三十一日」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十二号)の施行の日(前日)」と、同条第二項中「第四十七條の第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第七十九條第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力単体措置法」という。)(第四十七條の第二項)」と、同条第三項中「第四十七條の第二項第四号」とあるのは「旧効力単体措置法第四十七條の二第三項第四号」とする。

**第九十一条** (連結法人の準備金に関する経過措置)

三の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に行われる適格分割又は適格現物出資について適用し、同日前に行われた適格分割又は適格現物出資については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の五十四の規定は、附則第一条第十五号に定める日以後に行われる新租税特別措置法第六十八條の五十四第一項に規定する特定原子力発電施設の移転について適用し、同日前に行われた旧租税特別措置法第六十八條の五十四第一項に規定する特定原子力発電施設の移転については、なお従前の例による。

(連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置)

**第九十二条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八條の六十四第一項に規定する特定農業法人(農地法第二条第三項に規定する農業生産法人を除く。)に該当するものが施行日前に交付を受けた旧租税特別措置法第六十八條の六十四第一項に規定する交付金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の六十五第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は

製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八條の六十五第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

**第九十三条** 新租税特別措置法第六十八條の七十二項及び第七十一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、法人税法第六十一條の十三第三項に規定する譲渡利益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額につき同法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十一條の十三第一項の規定の適用を受けたもの(連結事業年度に該当しない事業年度において同項の規定の適用を受けたものを含む。)の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

2 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで(新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十七年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をした同号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十九第十四項(新租税特別措置法第六十八條の七十九第十四項において準用する場合を含む。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産に係る新租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日以前に開始した旧租税特別措置法第六十八條の九十二第一項に規定する剰余金の配当等がある場合については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の九十三の四第二項、第三項、第八項及び第九項の規定は、連結親法人の平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結親法人の同日前に開始し

た連結事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十八條の九十三の四第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。(保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例に関する経過措置)

**第九十五条** 新租税特別措置法第六十八條の百四十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例に関する経過措置)

**第九十六条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度における旧租税特別措置法第六十八條の百四十四第一項に規定する特別利子については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

**第九十七条** 新租税特別措置法第七十條の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十條の二第二項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十條の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「平成二十一年旧法」という。)第七十條の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

三 旧租税特別措置法第七十條の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

四 新租税特別措置法第六十八條の九十三の二第八項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用する。

4 新租税特別措置法第六十八條の九十三の二第八項の規定は、同条第一項に規定する特定外国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額につき同条第三項又は第五項の規定を適用する場合について適用する。

5 新租税特別措置法第六十八條の九十三の四第二項、第三項、第八項及び第九項の規定は、連結親法人の平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結親法人の同日前に開始し

た連結事業年度において外国法人から受けた旧租税特別措置法第六十八條の九十三の四第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。(保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例に関する経過措置)

**第九十五条** 新租税特別措置法第六十八條の百四十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例に関する経過措置)

**第九十六条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度における旧租税特別措置法第六十八條の百四十四第一項に規定する特別利子については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

**第九十七条** 新租税特別措置法第七十條の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十條の二第二項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十條の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「平成二十一年旧法」という。)第七十條の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

三 旧租税特別措置法第七十條の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

3 新租税特別措置法第七十条の二の二第七項の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出する同項に規定する領収書等（少額の支払の事実を記載した書類に限る。）について適用する。

4 施行日から平成二十七年十二月三十一日まで  
の間における新租税特別措置法第七十条の二の二第七項の規定の適用については、同項中「除き、その支払が少額の支払として財務省令で定める金額以下のものである場合における当該支払の事実を記載した書類として財務省令で定める書類を含む」とあるのは、「除く」とする。

5 施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の二の三第七項の規定の適用については、同項中「提出したもの（同条第七項に規定する財務省令で定める書類に記載された支払に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するものを含む。）」とあるのは、「提出したもの」とする。

6 新租税特別措置法第七十条の七の規定は、施行日以後に贈与により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用し、施行日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

7 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同条第一項、第四項第三号、第五項、第十六項及び第二十八項の規定並びに新租税特別措置法第七十条の七の三の規定を適用する。

一 平成二十二年旧法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

二 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十八号）第十七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十三年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十五年旧法」という。）第七十条の七

第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者  
四 旧租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

8 新租税特別措置法第七十条の七の二の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

9 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同条第三項第三号、第四項、第十六項及び第二十八項の規定を適用する。

一 平成二十二年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

二 平成二十三年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

10 新租税特別措置法第七十条の七の四の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する特別受贈非上場株式等に係る相続税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同条第一項に規定する特別受贈非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

11 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同項第五号、同条第三項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第三項第三号及び第四項、新租税特別措置法第七十条の七の四第十二項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第十六項並びに新租税特別措置法第七十条の七の四第十五

項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第二十八項の規定を適用する。

一 平成二十二年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

二 平成二十三年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

三 平成二十五年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

四 旧租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

第九十八条 株式会社（登録免許税の特例に関する経過措置）は吸収分割により不動産に関する権利を取得した場合における当該不動産に関する旧租税特別措置法第八十一条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 株式会社（吸収分割）が、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における旧租税特別措置法第八十一条第二項各号に掲げる仮登記又は当該仮登記に基づき受ける不動産の所有権、地上権、永小作権、賃借権若しくは探石権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 株式会社（吸収分割）が、施行日前に新設分割又は吸収分割を行った場合における登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第七条第二項に規定する信託による財産権の移転の登記又は登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第八十三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の二第一項に規定する特定目的会社が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の二第一項に規定する特定目的会社が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第八十三条の二第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する信託会社等が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の二第二項に規定する信託会社等が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第八十三条の二第三項の規定は、施行日以後に同項に規定する投資法人が同項に規定する不動産の所有権を取得する場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の二第三項に規定する投資法人が同項に規定する倉庫等以外の不動産の所有権を取得した場合における当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第九十九条 平成二十七年五月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた検査自動車（同条第一項に規定する検査自動車をいう。次項において同じ。）に係る同条第四項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第九十条の十二第三項第一号イ（同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車（新租税特別措置法第九十条の十二の規定の適用があるものを除く。）について平成二十九年四月三十日まで初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税については、新租税特別措置法第九十条の十一の規定は、適用しない。この場合において、新租税特別措置法第九十条の十四第三項中「検査自動車にあつては、同法」とあるのは、

〔検査自動車並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第九十九条第二項の規定の適用がある検査自動車にあつては、自動車重量税法〕とする。

（罰則に関する経過措置）  
第三百三十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）  
第三百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十七年六月五日法律第三五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十七年六月一日法律第四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十七年六月二四日法律第四七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略  
五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二條（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七條（附則第二十四條第一項に係る部分に限る。）、第二十八條（第五項を除く。）、第二十九條から第三十一条まで、第三十三條、第三十四條、第三十六條（附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五条、第二十八條第一項及び第二

項、第二十九條第一項、第三十條第一項及び第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七條、第三十八條、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二条、第四十三条、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十三條及び第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十七條、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七條中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九條の第三項及び第七百一十條の第三十四條第三項第十七號の改正規定、附則第七十八條第一項から第六項まで及び第七十九條から第八十二条までの規定、附則第八十三條中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五條第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五條中登録免許税法別表第一第一号の改正規定及び同表第四号（八）の改正規定、附則第八十七條の規定、附則第八十八條中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十條から第九十五條まで及び第九十七條の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二十七年六月二六日法律第五〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条（農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る。）、第九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る。）、第十一条（採石法第三十三條の七の次に一条を加える改正規定に限る。）及び第十七條（建築基準法第八十條を削る改正規定、同法第八十條の二を同法第八十條とする改正規定、同法第八十條の三を同法第八十條の二とする改正規定及び同法第八十三條の改正規定を除く。）の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定、公布の日

二及び三 略

四 第十三條、第十五條及び第十六條の規定並びに附則第五条及び第九條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一「租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）」の項第一号の改正規定に限る。）、の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日  
（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第五条 都道府県知事が第十六條の規定による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下この条において「新経営承継円滑化法」という。）第十六条の規定に基づく政令の規定により新経営承継円滑化法第十二條第一項の経済産業大臣の権限に属する事務を行うこととされる場合においては、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に経済産業大臣又は経済産業局長が第十三條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第七十條の七第三十一項又は第七十條の七の二第三十一項（旧租税特別措置法第七十條の七の四第四十六項において準用する場合を含む。）（以下この条において「旧租税特別措置法関係規定」という。）に規定する納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知り、かつ、同日前に旧租税特別措置法関係規定による通知をしていないときは、同日において当該都道府県知事が当該事実があつたことを知つたものとみなして、第十三條の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第七十條の七第三十一項（新租税特別措置法第七十條の七の四第四十六項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）  
第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの項において「処分等の行為」という。）による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこ

れらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八條の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。  
2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八條の規定に基づく政令の規定に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）  
第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）  
第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十七年九月四日法律第六三三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略  
三 附則第一百三十三條の規定（医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

（罰則に関する経過措置）  
第一百四十四條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年九月二八日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定並びに次条から附則第七條までの規定、附則第九條の規定、附則第十一條の二の規定(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第九十二條の改正規定を除く)、附則第十三條の規定及び附則第十七條の規定(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十四條の二の改正規定に限る)。公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二十八年三月三十一日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十條中租税特別措置法第四十一條の第十四條の改正規定及び附則第七十九條の規定 平成二十八年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イからホまで 略

ヘ 第十條中租税特別措置法第十條の五第四項第八號の改正規定、同法第二十八條の三第九項第二號の改正規定、同法第三十條の二第七項第二號の改正規定、同法第三十一條の二第九項第二號の改正規定、同法第三十三條の五の改正規定、同法第四十一條の三第三項第二號の改正規定、同法第四十一條の五第七項第一號の改正規定(「第三十三條第三項第一號」を「同条第一項」に改める部分に限る)、同法第四十一條の七の次に一條を加える改正規定、同法第四十一條の十九の四第十六項第二號の改正規定、同法第六十九條の三第四項第二號の改正規定、同法第七十條の二第六項第二號の改正規定及び同

法第七十條の三第六項第二號の改正規定並びに附則第六十七條第一項、第六十九條第七十條第一項及び第四項、第七十六條第二項、第七十八條、第八十二條第二項並びに第九十七條第一項から第四項までの規定

四 略

五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

イ及びロ 略

ハ 第十條中租税特別措置法第五條の二第七項第四號の改正規定、同法第五條の三第三項第三號の改正規定、同法第四十一條の四第四十二條の二第二項第一號の改正規定並びに附則第八十四條の規定

六 次に掲げる規定 平成二十九年四月一日

イ 第十條中租税特別措置法第十條の五の四を削る改正規定、同法第十條の六の改正規定、同法第十九條第一號の改正規定、同法第四十二條の四第六項第二號イの改正規定(「第四十二條の二の四並びに第四十二條の五第七項及び第八項」を「並びに第四十二條の二の四」に改める部分に限る)、同法第四十二條の二の五を削る改正規定、同法第四十二條の三第三項第十三號の改正規定、同項第十四號を削り、同項第十五號を同項第十四號とする改正規定、同法第五十二條の二第一項の改正規定(「第四十二條の二の五第一項」を削る部分に限る)、同法第五十三條第一項第二號の改正規定(「第四十一條の二の五」を削る部分に限る)、同法第六十六條の四の改正規定、同法第六十六條の四の三の改正規定、同法第六十七條の八の改正規定、同法第六十八條の九第六項第二號イの改正規定(「第六十八條の五の五並びに第六十八條の五の六第七項及び第八項」を「並びに第六十八條の五の五」に改める部分に限る)、同法第六十八條の五の六の改正規定、同法第六十八條の五の七第一項第十四號を削り、同項第十五號を同項第十四號とする改正規定、同法第六十八條の四十六項第一號の改正規定(「第六十八條の五の五」を削る部分に限る)、同法第六十八條の四十二項第一項第二

號の改正規定(「第六十八條の五の六」を削る部分に限る)、同法第六十八條の八十八の改正規定、同法第六十八條の八十八の二第一項の改正規定及び同法第六十八條の百七の二の改正規定並びに附則第六十二條、第九十一條、第九十八條第一項から第四項まで、第九十三條、第九十四條、第九十一條及び第九十二條の規定 平成三十年一月一日

七 略

七の二 略

七の三 次に掲げる規定 令和元年十月一日

イ 略

ロ 第三條の規定(同条中地方税法第十二條第五項の改正規定を除く)並びに附則第三十條、第五十九條(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第三十三條第一項の表第十二項の項の改正規定に限る)及び第六十條の規定

八 及び八の二 略

九 次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ及びロ 略

ハ 第十條中租税特別措置法第八十六條の五の改正規定及び附則第二百二十八條の二の規定

十 次に掲げる規定 医療法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十四号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

イ 略

ロ 第十條中租税特別措置法第六十七條の改正規定及び同法第六十八條の九十九の改正規定

十一 第十條中租税特別措置法の目次の改正規定(「国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における指定法人」に改める部分及び「国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人」を「国家戦略特別区域における連結法人である指定法人」に改める部分に限る)、同法第四十一條の十九第一項第四號の改正規定、同法第三章第三節の四の節名の改正規

定、同法第六十一條の改正規定(同条第二項第一号に係る部分を除く)、同章第十四節の二の節名の改正規定及び同法第六十八條の六十三の二の改正規定(同条第二項第一号に係る部分並びに同項第二号及び第三号に係る部分を除く)並びに附則第九十五條、第九十八條及び第九十四條の規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十五号)の施行の日

十二 次に掲げる規定 地域再生法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十号)の施行の日

イ 第十條中租税特別措置法第十條の四第一項及び第三項の改正規定、同法第十條の五第四項第十號の改正規定、同項第五號の改正規定(「第五條第四項第四号」を「第五條第四項第五号」に改める部分に限る)、同法第三十七條第九項の改正規定、同法第四十二條の四第六項第二號イの改正規定(「第四十二條の二の三第二項」を「第四十二條の二の二、第四十二條の二の三第二項」に改める部分に限る)、同法第四十二條の二第二項第一項及び第二項の改正規定、同法第四十二條の二第二項第十號の改正規定、同項第五號の改正規定(「第五條第四項第四号」を「第五條第四項第五号」に改める部分に限る)、同法第四十二條の二とし、同条の次に一條を加える改正規定(同法第四十二條の二の二を同法第四十二條の二とし、同条の次に一條を除く)、同法第四十二條の三第一項第十一號の次に一號を加える改正規定、同法第六十五條の七第十四項の改正規定、同法第六十八條の九第六項第二號イの改正規定(「第六十八條の五の四第二項」を「第六十八條の五の三、第六十八條の五の四第二項」に改める部分に限る)、同法第六十八條の五の二第二項及び第二項の改正規定、同法第六十八條の五の三第五項第十號の改正規定、同項第五號の改正規定(「第五條第四項第四号」を「第五條第四項第五号」に改める部分に限る)、同条を同法第六十八條の五の二とし、同条の次に一條を加える改正規定(同法第六十八條の五の三を同法第六十八條の五の二とする部分を除く)、同法第六十八條の五の七第一項第十一號の次に一號を加える改正

規定、同法第六十一條の改正規定(同条第二項第一号に係る部分を除く)、同章第十四節の二の節名の改正規定及び同法第六十八條の六十三の二の改正規定(同条第二項第一号に係る部分並びに同項第二号及び第三号に係る部分を除く)並びに附則第九十五條、第九十八條及び第九十四條の規定 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十五号)の施行の日

規定並びに同法第六十八條の七十八條第十四項の改正規定並びに附則第九十條及び第九十二條の規定

十三 第十條中租稅特別措置法第十條の五第四項第三號の改正規定、同法第四十二條の十二の二第五項第三號の改正規定及び同法第六十八條の十五の三第五項第三號の改正規定、雇用保險法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七號）の施行の日

十四 第十條中租稅特別措置法第十四條の二第二項第一號の改正規定、同法第三十三條の三の改正規定、同法第四十七條の二第三項第一號の改正規定、同法第六十五條の改正規定、同法第六十八條の三十五第三項第一號の改正規定、同法第六十八條の七十二の改正規定及び同法第八十三條第二項の改正規定並びに附則第七十條第二項及び第三項、第九十七條第二項及び第三項並びに第九十二條第二項及び第三項の規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二號）の施行の日

十五 第十條中租稅特別措置法第十五條の改正規定、同法第四十八條の改正規定及び同法第六十八條の三六の改正規定並びに附則第六十三條第六項及び第七項、第九十二條第九項及び第十項並びに第九十五條第九項及び第十項の規定、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六號）の施行の日

十六 第十條中租稅特別措置法第四十四條の五の見出しの改正規定、同條第一項の改正規定、同法第六十八條の二六の見出しの改正規定及び同條第一項の改正規定並びに附則第九十二條第二項及び第九十五條第二項の規定、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施法円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十二號）の施行の日

（租稅特別措置法の一部改正に伴う所得稅の特例に関する経過措置の原則）

第五十七條 別段の定めがあるものを除き、第十條の規定による改正後の租稅特別措置法（以下「新租稅特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十八年分以前の所得稅については、なお従前の例による。

（障害者等の少額公債の利子の非課稅に関する経過措置）

第五十八條 新租稅特別措置法第四條第一項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特別非課稅貯蓄申込書について適用し、施行日前に提出した旧租稅特別措置法第四條第一項に規定する特別非課稅貯蓄申込書については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は所得稅額の特別控除に関する経過措置）

第五十九條 新租稅特別措置法第十條の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同條第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租稅特別措置法第十條の二第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等及び同條第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

（雇用の特別控除に関する経過措置）

第六十條 新租稅特別措置法第十條の五の規定は、平成二十九年分以後の所得稅について適用し、平成二十八年分以前の所得稅については、なお従前の例による。

（雇用の特別控除に関する経過措置）

第六十一條 新租稅特別措置法第十條の五の三の額の特例控除に関する経過措置

第六十二條 個人が施行日前に取得等（旧租稅特別措置法第十條の五の四第一項に規定する取得等）をいう。以下この条において同じ。）をした旧租稅特別措置法第十條の五の四第三項又は第六項に規定する特定生産性向上設備等及び個人が平成二十九年四月一日前に取得等をした同條

第一項又は第五項に規定する特定生産性向上設備等については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六十三條 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租稅特別措置法第十一條の三第一項に規定する特定農産加工品生産設備については、なお従前の例による。

（平成二十八年分の所得稅に係る新租稅特別措置法第十三條の規定の適用については、同條第一項中「期間（以下この項において「指定期間」という。）」とあるのは「期間」として、障害者が労働に従事する事業所にあるものとして政令で定めるもののうちその年の指定期間内」とあるのは「のうち、その年」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額（障害者が労働に従事する事業所にある資産として政令で定めるものに該当しないものにあつては、当該金額に平成二十八年一月一日から同年三月三十一日（当該個人が、同日前において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合）には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする。

（探査準備金に関する経過措置）

第六十四條 新租稅特別措置法第二十二條第一項の規定は、平成二十九年分以後の所得稅について適用し、平成二十八年分以前の所得稅については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六十五條 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租稅特別措置法第十一條の三第一項に規定する特定農産加工品生産設備については、なお従前の例による。

（平成二十八年分の所得稅に係る新租稅特別措置法第十三條の規定の適用については、同條第一項中「期間（以下この項において「指定期間」という。）」とあるのは「期間」として、障害者が労働に従事する事業所にあるものとして政令で定めるもののうちその年の指定期間内」とあるのは「のうち、その年」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額（障害者が労働に従事する事業所にある資産として政令で定めるものに該当しないものにあつては、当該金額に平成二十八年一月一日から同年三月三十一日（当該個人が、同日前において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合）には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日）までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする。

（探査準備金に関する経過措置）

第六十六條 新租稅特別措置法第二十四條の三第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同條第一項に規定する特定農業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租稅特別措置法第十一條の三第一項に規定する特定農産加工品生産設備については、なお従前の例による。

（探査準備金に関する経過措置）

第六十七條 新租稅特別措置法第二十二條第三項の規定は、個人が平成二十九年以後において同條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入について適用し、個人が平成二十八年以前において旧租稅特別措置法第二十二條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

（探査準備金に関する経過措置）

第六十八條 新租稅特別措置法第二十四條の三第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同條第一項に規定する特定農業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租稅特別措置法第十一條の三第一項に規定する特定農産加工品生産設備については、なお従前の例による。

（探査準備金に関する経過措置）

第六十九條 新租稅特別措置法第二十四條の三第四項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同條第一項に規定する特定農業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租稅特別措置法第十一條の三第一項に規定する特定農産加工品生産設備については、なお従前の例による。

（探査準備金に関する経過措置）

第七十條 新租稅特別措置法第二十二條第三項の規定は、個人が平成二十九年以後において同條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入について適用し、個人が平成二十八年以前において旧租稅特別措置法第二十二條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

（探査準備金に関する経過措置）

第七十一條 新租稅特別措置法第二十二條第三項の規定は、個人が平成二十九年以後において同條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入について適用し、個人が平成二十八年以前において旧租稅特別措置法第二十二條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

（探査準備金に関する経過措置）

第七十二條 新租稅特別措置法第二十二條第三項の規定は、個人が平成二十九年以後において同條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入について適用し、個人が平成二十八年以前において旧租稅特別措置法第二十二條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

（探査準備金に関する経過措置）

第七十三條 新租稅特別措置法第二十二條第三項の規定は、個人が平成二十九年以後において同條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入について適用し、個人が平成二十八年以前において旧租稅特別措置法第二十二條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

（探査準備金に関する経過措置）

第七十四條 新租稅特別措置法第二十二條第三項の規定は、個人が平成二十九年以後において同條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入について適用し、個人が平成二十八年以前において旧租稅特別措置法第二十二條第一項の規定により積み立てた探査準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については、なお従前の例による。

（探査準備金に関する経過措置）

別措置法第二十四条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

（個人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第六十七条 新租税特別措置法第二十八条の三第九項第二号の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第七項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。

2 新租税特別措置法第二十八条の三第十一項の規定は、個人が施行日以後に同条第二項に規定する取得又は同項に規定する改良をする同項の資産について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第二十八条の三第二項に規定する取得又は同項に規定する改良をした同項の資産については、なお従前の例による。

（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第六十八條 旧租税特別措置法第二十九条の三第一項に規定する取締役等又は権利承継相続人が施行日以前に行った同項に規定する特定外国新株予約権の行使については、なお従前の例による。

（山林所得に係る森林計画特別控除に関する経過措置）

第六十九條 新租税特別措置法第三十条の二第七項第二号の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第五項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第七十條 新租税特別措置法第三十一条の二第九項第二号の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第七項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。

2 新租税特別措置法第三十三条の三第二項及び第三項の規定は、個人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十三条の三第二項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第二項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十三条の三第五項の規定は、個人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十三条の三第四項に規定する資産の譲渡について適用し、個人

が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第四項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十三条の五第三項第二号（新租税特別措置法第三十五条第十項、第三十六条の三第五項、第三十七条の二第四項及び第三十七條の八第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年一月一日以後に新租税特別措置法第三十三条の五第一項、第三十五条第八項、第三十六条の三第一項から第三項まで、第三十七條の二第一項若しくは第三項又は第三十七條の八第一項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。

5 新租税特別措置法第三十三条の六第二項の規定は、個人が施行日以後に取得（製作及び建設を含む。以下この条において同じ。）をする新租税特別措置法第三十三条の六第一項に規定する代替資産等について適用し、個人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第三十三条の六第一項に規定する代替資産等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十七條の三第三項（新租税特別措置法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が施行日以後に取得をする新租税特別措置法第三十七條第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、個人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第三十七條第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例に関する経過措置）

第七十一條 新租税特別措置法第三十七條の十一の三第四項の規定は、施行日以後に同条第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の同号に規定する提出をする場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七條の十一の三第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の同号に規定する提出をした場合には、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置）

第七十二條 個人が施行日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七條の十三第一項第四号に規定する株式については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税等に関する経過措置）

第七十三條 新租税特別措置法第三十七條の十四第六項の規定は、施行日以後に同項各号に定める書類の同項に規定する提出をする場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七條の十四第六項の申請書の同項に規定する提出をした場合には、なお従前の例による。

2 平成二十九年分の新租税特別措置法第三十七條の十四第五項第二号に規定する非課税管理勘定が設定されている同項第一号に規定する非課税口座を平成二十九年十月一日において開設している同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、同日においてその者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号を当該非課税口座が開設されている同号に規定する金融商品取引業者等の営業所（同号に規定する営業所をいう。）の長に告知をしているものは、同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、新租税特別措置法第三十七條の十四第六項第二号に掲げる場合と該当して同号に定める申請書を提出したものとみなす。

3 前項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者から同項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、平成二十九年九月三十日までに、同項の規定の適用を受けない旨その他財務省令で定める事項を記載した書類の提出があった場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者については、同項の規定は、適用しない。

4 第二項の金融商品取引業者等の営業所の長は、同項の規定の適用があった者又は同項の規定の適用があると見込まれる者に対し、平成二十九年十月十五日までに、同項の規定の適用があった旨又は同項の規定の適用があると見込まれる旨の通知をしなければならない。

5 平成二十九年分の租税特別措置法第三十七條の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定が設定されている同項第一号に規定する非課税口座を令和三年四月一日において開設している同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、同日前にその者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号（以下この項及び次項において「個人番号」という。）を当該非課税口座が開設されている租税特別措置

法第三十七條の十四第一項に規定する金融商品取引業者等の営業所（同項に規定する営業所をいう。以下この項及び次項において同じ。）の長に告知をしていないものが当該金融商品取引業者等の営業所の長に対して同日から同年十二月三十一日までの間に同号に規定する提出をした同号に規定する非課税口座開設届出書については、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同条第九項の規定にかかわらず、これを受領することができる。ただし、同条第八項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、同項に規定する住所及び個人番号が記載されている当該非課税口座開設届出書については、この限りでない。

6 平成二十九年分の租税特別措置法第三十七條の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定が設定されている同項第一号に規定する非課税口座を令和三年十二月三十一日において開設している同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、同日においてその者の個人番号を当該非課税口座が開設されている同条第一項に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に告知をしていないものは、令和四年一月一日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同条第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出をしたものとみなす、同条第十七項及び第十八項の規定を適用する。

7 新租税特別措置法第三十七條の十四の二第二項の規定は、施行日以後に同項の申請書の同項に規定する提出をする場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十七條の十四の二第二項の申請書の同項に規定する提出をした場合には、なお従前の例による。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する経過措置）

第七十四條 新租税特別措置法第四十条の三の二第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の同項の贈与について適用する。

（非居住者の内部取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十五條 新租税特別措置法第四十条の三の三第三項及び第四項の規定は、非居住者の平成三十年分以後の所得税について適用する。



成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十六条 新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の三まで(新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の新築等をする個人に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に当該住宅の取得等又は当該認定住宅の新築等をする場合について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の新築等又は同条第十項に規定する認定住宅の新築等をした場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の三第三項第二号(同条第一項の規定による修正申告書に係る部分に限る。)の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る特例に関する経過措置)

第七十七条 新租税特別措置法第四十一条の三の二(同条第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をする個人に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に当該住宅の増改築等をする場合について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をした場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の三の二(同条第一項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額、同条第二項第三号に規定する特定多世帯同居改修工事等及び同条第八項に規定する住宅の増改築等に係る部分に限る。)の規定は、個人が同条第一項、第五項又は第八項に規定する住宅の増改築等をした家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。以下この項において同じ。)を施行日以後に同条第一項、第五項又は第八項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をした家屋を施行日前に同条第一項又は第五項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置)

第七十八条 新租税特別措置法第四十一条の五第十六項第二号の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第十三項又は第十四項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。(先物取引に係る雑所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七十九条 新租税特別措置法第四十一条の十四(第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成二十八年十月一日以後に行う同項に規定する先物取引について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引については、なお従前の例による。(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第四十一条の十九の三(同条第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をする同項に規定する特定個人又は同条第三項に規定する一般断熱改修工事等をする個人に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等をする場合について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等又は同条第三項に規定する一般断熱改修工事等をした場合については、なお従前の例による。(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十九の四(同条第一項に規定する認定住宅の新築又は取得をする個人に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に当該認定住宅の新築又は取得をする場合について適用し、個人が施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅の新築又は取得をした場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十九の四第六項第二号(同条第十四項の規定による修正申告書に係る部分に限る。)の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第十四項に規定する修正申告書の提出期限が到来する所得税について適用する。(国外所得金額の計算の特例に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十九の五第三項及び第四項の規定は、居住者の平成三十年分以後の所得税について適用する。

2 新租税特別措置法第四十一条の十九の五第五項、第六項及び第十三項の規定は、居住者の平成三十年分以後の所得税について適用し、居住者の平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

第八十四条 新租税特別措置法第四十二条の第二第二項第一号の規定は、同項に規定する外国金融機関等が適用開始日(附則第五十六条第一項に規定する適用開始日をいう。以下この条において同じ。)以後に支払を受けるべき新租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する特定利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の二第二項に規定する外国金融機関等が適用開始日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定利子については、なお従前の例による。(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第八十五条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。(エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー

1 環境負荷低減推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等及び同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2 施行日から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)の施行の日の日までの間における新租税特別措置法第四十二条の五の規定の適用については、同条第一項第一号中「第二項第五項」とあるのは、「第三項第二項」とする。(中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十七条 法人が施行日前に開始した事業年度において旧租税特別措置法第四十二条の六第五項の規定により積み立てた特別償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。(国家戦略特別区域において機械等を取付した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十八条 新租税特別措置法第四十二条の十第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等の償却限度額(償却費として損金の額に算入する金額の限度額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等の償却限度額については、なお従前の例による。

2 連結子法人が法人税法第四十四条の五第一項の規定により同法第四十四条の二の承認を取り消された場合における当該連結子法人の旧租税特別措置法第四十二条の十第五項に規定する取消日前五年以内に開始した各連結事業年度のうち施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定により連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額については、なお従前の例による。

2 連結子法人が法人税法第四十四条の五第一項の規定により同法第四十四条の二の承認を取り消された場合における当該連結子法人の旧租税特別措置法第四十二条の十第五項に規定する取消日前五年以内に開始した各連結事業年度のうち施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定により連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域において機械等を取  
得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に  
関する経過措置)

第八十九条

新租税特別措置法第四十二条の十一  
第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後  
に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項  
に規定する特定機械装置等の償却限度額及び当  
該特定機械装置等を同項に規定する特定国際戦  
略事業の用に供する日を含む事業年度において  
当該特定機械装置等につき当該事業年度の所得  
に対する調整前法人税額(同条第二項に規定す  
る調整前法人税額をいう。)から控除される金  
額について適用し、法人が施行日前に取得又は  
製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四  
十二条の十一第一項に規定する特定機械装置等  
の償却限度額及び当該特定機械装置等を同項に  
規定する特定国際戦略事業の用に供した日を含  
む事業年度において当該特定機械装置等につき  
当該事業年度の所得に対する調整前法人税額  
(同条第二項に規定する調整前法人税額をいう  
。)から控除される金額については、なお従前  
の例による。

第九十条

法人の施行日前に開始した事業年度に  
おける新租税特別措置法第四十二条の十二の二  
第三項の規定の適用については、同項中「及び  
第三編第二章」とあるのは、「同法第七十二条  
及び第七十四条を所得税法等の一部を改正する  
法律(平成二十六年法律第十号)附則第二十五  
条の規定によりなお従前の例によることとされ  
る場合における同法第三条の規定による改正前  
の法人税法第四十五条第一項において準用す  
る場合を含む。」「と、「は、同法」とあるのは  
「は、法人税法」と、「と、同法第四十四条中

「と」とあるのは「と」、「法人税の額」とある  
のは「法人税の額(租税特別措置法第四十二条  
の十二の二第二項(認定地方公共団体の寄附活  
用事業に關連する寄附をした場合の法人税額の  
特別控除)の規定により控除する金額がある場  
合には、当該金額を控除した金額)」と、「と、  
同法第四十四条の二第二項中「対する法人税  
の額」とあるのは「対する法人税の額(租税特  
別措置法第四十二条の十二の二第二項(認定地  
方公共団体の寄附活用事業に關連する寄附をし  
た場合の法人税額の特別控除)の規定により控  
除する金額がある場合には、当該金額を控除し  
た金額。次項及び第三項において同じ。))と、  
同法第四十四条の四第一項第三号中「の規  
定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二  
条の十二の二第二項(認定地方公共団体の寄附  
活用事業に關連する寄附をした場合の法人税額  
の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同条  
第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及び  
租税特別措置法第四十二条の十一の二第一項  
と、同法第四十四条の六第一項第三号中「の  
規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四  
十二条の十二の二第二項(認定地方公共団体の寄  
附活用事業に關連する寄附をした場合の法人税  
額の特別控除)の規定」と、同項第四号及び同  
条第二項第二号中「前節」とあるのは「前節及  
び租税特別措置法第四十二条の十一の二第一  
項」とする」とあるのは「と」とする。」とす  
る(生産性向上設備等を取付した場合の特別償却  
又は法人税額の特別控除に關する経過措置)

第九十一条

法人が施行日前に取得等(旧租税特  
別措置法第四十二条の五第一項に規定す  
る取得等をいう。以下この項において同じ。)  
をした同条第二項又は第八項に規定する特定生  
産性向上設備等及び法人が平成二十九年四月一  
日前に取得等をした同条第一項又は第七項に規  
定する特定生産性向上設備等については、なお  
従前の例による。

第九十二条

法人が施行日前に取得又は製作をし  
た旧租税特別措置法第四十四条の四第一項に規  
定する特定農産加工品生産設備については、な  
お従前の例による。

新租税特別措置法第四十四条の五第一項の規  
定は、法人が附則第一条第十六号に定める日以  
後に取得等(取得又は製作若しくは建設をい  
う。以下この項及び次項において同じ。)をす  
る新租税特別措置法第四十四条の五第一項に規  
定する特定電気通信設備について適用し、法人  
が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四  
十四条の五第一項に規定する特定信頼性向上設  
備については、なお従前の例による。

法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措  
置法第四十四条の五第二項に規定する災害対策  
用基幹放送設備等については、なお従前の例に  
よる。

新租税特別措置法第四十六条の規定は、法人  
の施行日以後に終了する事業年度の法人税に  
ついて適用し、法人の施行日前に終了した事業  
年度分の法人税については、なお従前の例によ  
る。

法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後  
に終了する事業年度における新租税特別措置法  
第四十六条の規定の適用については、同条第一  
項中「期間(以下この項において「指定期間」  
という。）」とあるのは「期間」と、「障害  
者が労働に従事する事業所にあるものとして政  
令で定めるものうち当該事業年度の指定期間  
内」とあるのは「のうち、当該事業年度」と、  
「金額をいう」とあるのは「金額(障害者が労  
働に従事する事業所にある資産として政令で定  
めるものに該当しないものにあつては、当該金  
額に当該事業年度開始の日から平成二十八年三  
月三十一日までの期間の月数を乗じてこれを当  
該事業年度の月数で除して計算した金額)をい  
う」とする。

前項の規定により読み替えて適用する新租税  
特別措置法第四十六条第一項の月数は、暦に従  
って計算し、一月に満たない端数を生じたとき  
は、これを一月とする。

新租税特別措置法第四十七条第一項の規定  
は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同  
項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅  
について適用する。

法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税  
特別措置法第四十七条第一項に規定するサービ  
ス付き高齢者向け賃貸住宅については、同条の  
規定は、なおその効力を有する。この場合にお  
いて、同条第二項中「第六十八条の三十四第一  
項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正す

る法律(平成二十八年法律第十五号)附則第百  
十五号第八項の規定によりなおその効力を有す  
るものとされる同法第十条の規定による改正前  
の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」  
とする。

新租税特別措置法第四十八条の規定は、法人  
が附則第一条第十五号に定める日以後に取得又  
は建設をする新租税特別措置法第四十八条第一  
項に規定する倉庫用建物等について適用する。

附則第一条第十五号に定める日前に流通業務  
の総合化及び効率化の促進に關する法律の一部  
を改正する法律(平成二十八年法律第三十六  
号)による改正前の流通業務の総合化及び効率  
化の促進に關する法律(以下この項において  
「旧効率化法」という。)第四条第一項の認定を  
受けた法人又は同日前に旧効率化法第七条第一  
項に規定する確認を受けた法人が平成二十九年  
三月三十一日以前に取得又は建設をした旧租税  
特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用  
の建物及びその附属設備又は構築物について  
は、同条の規定は、なおその効力を有する。こ  
の場合において、同項中「流通業務の総合化  
及び効率化の促進に關する法律」とあるのは  
「流通業務の総合化及び効率化の促進に關す  
る法律の一部を改正する法律(平成二十八年法  
律第三十六号)以下この項において「効率化法  
改正法」という。))による改正前の流通業務の  
総合化及び効率化の促進に關する法律(以下こ  
の項において「旧効率化法」という。))と、  
「又は同法」とあるのは「又は旧効率化法」と、  
「流通業務の総合化及び効率化の促進に關する  
法律第五条第一項に規定する認定総合効率化計  
画に記載された同法」とあるのは「効率化法改  
正法附則第二条に規定する総合効率化計画に記  
載された旧効率化法」と、同条第二項中「第六  
十八条の三十六第一項」とあるのは「所得税法  
等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第  
十五号)附則第十五条第十項の規定によりな  
おその効力を有するものとされる同法第十条の  
規定による改正前の租税特別措置法第六十八条  
の三十六第一項」とする。

第九十三条

新租税特別措置法第五十五条(第四  
項を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取  
得する同条第一項の特定株式等について適用  
し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置



した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八條の六十一第一項又は第二項の規定により積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金を含む。の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例に関する経過措置)

第九十五条 施行日前に旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する指定を受けた法人の当該指定に係る同項に規定する適用事業年度分の法人税及び同条第五項に規定する取り消された法を含む事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人が農用地等を取付した場合の課税の特例に関する経過措置)

第九十六条 新租税特別措置法第六十一条の三第四項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定農業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第九十七条 新租税特別措置法第六十四条第六項(同条第九項並びに新租税特別措置法第六十四条の二第二十四項及び第六十五条第十二項において準用する場合を含む。)の規定は、法人が施行日以後に取得(製作及び建設を含む。以下この項及び第四項において同じ。)をする新租税特別措置法第六十四条第一項に規定する代替資産及び新租税特別措置法第六十五条第一項に規定する交換取得資産について適用し、法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十四条第一項に規定する代替資産及び旧租税特別措置法第六十五条第一項に規定する交換取得資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第七項の規定は、法人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十五条第一項第四号に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日に行つた旧租税特別措置法第六十五条第一項第四号に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十五条第八項の規定は、法人が附則第一条第十四号に定める日以後

に行う新租税特別措置法第六十五条第一項第五号に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日に行つた旧租税特別措置法第六十五条第一項第五号に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十五条の七第七項(同条第十項及び新租税特別措置法第六十五条の八第十六項において準用する場合を含む。)の規定は、法人が施行日以後に取得をする新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

(国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置)

第九十八条 新租税特別措置法第六十六条の四第六項及び第七項の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

2 新租税特別措置法第六十六条の四第八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定は、法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十六条の四の三第四項及び第五項の規定は、外国法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

4 新租税特別措置法第六十六条の四の三第六項、第七項及び第十四項の規定は、外国法人の平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十六条の四の四の規定は、施行日以後に開始する最終親会計年度(同条第四項第七号に規定する最終親会計年度をいう。次項において同じ。)に係る同条第一項に規定する国別報告事項について適用する。

6 新租税特別措置法第六十六条の四の五の規定は、施行日以後に開始する最終親会計年度に係る同条第一項に規定する事業概況報告事項について適用する。

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第九十九条 新租税特別措置法第六十六条の六第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額については、なお従前の例による。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関する経過措置)

第二百五条 新租税特別措置法第六十八条の三の四第三項の規定は、恒久的施設を有する外国法人が施行日以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用する。

2 新租税特別措置法第六十八条の三の四第四項の規定は、恒久的施設を有しない外国法人が施行日以後に恒久的施設を有することとなる場合について適用する。

(連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特例に関する経過措置)

第二百七条 新租税特別措置法第六十八条の十の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等及び同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2 施行日から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第五十九号を改正する法律(平成二十八年法律第五十九号)の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条の五第一項各号」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第八十六条第二項の規定により読み替えられた第四十二条の五第一項各号」とする。

(中小連結法人が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特例に関する経過措置)

第二百八条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の十一第五項の規定により積み立てた特別償却準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

第二百九条 施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の二第一号に掲げる合併については、なお従前の例による。

(連結法人が国家戦略特別区域において機械等  
を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特  
別控除に関する経過措置)

**第九十九条** 新租税特別措置法第六十八条の十四第  
一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人  
による連結完全支配関係にある連結子法人が施  
行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同  
項に規定する特定機械装置等の償却限度額(償  
却費として損金の額に算入する金額の限度額を  
いう。以下この項及び次条第一項において同  
じ。)について適用し、連結親法人又は当該連  
結親法人による連結完全支配関係にある連結子  
法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設を  
した旧租税特別措置法第六十八条の第十四第一  
項に規定する特定機械装置等の償却限度額につ  
いては、なお従前の例による。

**第二百条** 新租税特別措置法第六十八条の十四の  
第二項及び第三項の規定は、連結親法人又は  
当該連結親法人による連結完全支配関係にある  
連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しく  
は建設をする同条第一項に規定する特定機械装  
置等の償却限度額及び当該特定機械装置等を同  
項に規定する特定国際戦略事業の用に供する日  
を含む連結事業年度において当該特定機械装置  
等につき当該連結事業年度の連結所得に対する  
調整前連結税額(同条第二項に規定する調整前  
連結税額をいう。)から控除される金額につい  
て適用し、連結親法人又は当該連結親法人によ  
る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日  
前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特  
別措置法第六十八条の十五第一項に規定する特  
定機械装置等の償却限度額及び当該特定機械装

置等を同項に規定する特定国際戦略事業の用に  
供した日を含む連結事業年度において当該特定  
機械装置等につき当該連結事業年度の連結所得  
に対する調整前連結税額(同条第二項に規定す  
る調整前連結税額をいう。)から控除される金  
額については、なお従前の例による。

**第二百一条** 新租税特別措置法第六十八条の十五  
の二の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度  
(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結  
親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日  
以後に開始する連結事業年度分の法人税につ  
いて適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施  
行日前に開始した連結事業年度分の法人税につ  
いては、なお従前の例による。

**第一百十二条** 連結親法人又は当該連結親法人によ  
る連結完全支配関係にある連結子法人の連結親  
法人事業年度が平成三十年四月一日前に終了し  
た連結事業年度における新租税特別措置法第六  
十八条の十五の三第四項の規定の適用について  
は、同項中「百分の十・三」とあるのは、「百  
分の四・四」とする。

**第一百十三条** 新租税特別措置法第六十八条の十五  
の五の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度  
が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人  
税について適用し、連結親法人の連結親法人事業  
年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法  
人税については、なお従前の例による。

**第一百十四条** 連結親法人又は当該連結親法人によ  
る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日  
前に取得等(旧租税特別措置法第六十八条の十  
五の六第一項に規定する取得等をいう。以下こ  
の項において同じ。)をした同条第二項又は第  
八項に規定する特定生産性向上設備等及び連結  
親法人又は当該連結親法人による連結完全支配  
関係にある連結子法人が平成二十九年四月一日  
前に取得等をした同条第一項又は第七項に規定  
する特定生産性向上設備等については、なお従  
前の例による。

**第一百十五条** 連結親法人又は当該連結親法人によ  
る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日  
前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六  
十八条の二十五第一項に規定する特定農産加工  
品生産設備については、なお従前の例による。

**第二百六条** 連結親法人又は当該連結親法人によ  
る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日  
前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六  
十八条の二十六第一項に規定する特定信頼  
性向上設備については、なお従前の例による。

**第二百七条** 連結親法人又は当該連結親法人によ  
る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日  
前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八  
条の二十六第二項に規定する災害対策用基幹放  
送設備等については、なお従前の例による。

**第二百八条** 新租税特別措置法第六十八条の三十一  
の規定は、連結親法人又は当該連結親法人によ  
る連結完全支配関係にある連結子法人の施行日  
以後に終了する連結事業年度分の法人税につ  
いて適用し、連結親法人又は当該連結親法人  
による連結完全支配関係にある連結子法人の  
施行日以前に終了した連結事業年度分の法人  
税については、なお従前の例による。

し、かつ、施行日以後に終了する連結事業年度  
における新租税特別措置法第六十八条の三十一  
の規定の適用については、同条第一項中「期間  
(以下この項において「指定期間」という。)」  
とあるのは、「期間」と、「で、障害者が労働に  
従事する事業所にあるものとして政令で定める  
ものうち当該連結事業年度の指定期間内」と  
あるのは、「のうち、当該連結事業年度」と、  
「金額をいう」とあるのは、「金額(障害者が労  
働に従事する事業所にある資産として政令で定  
めるものに該当しないものにあつては、当該金  
額に当該連結事業年度開始の日から平成二十八  
年三月三十一日までの期間の月数を乗じてこれ  
を当該連結事業年度の月数で除して計算した金  
額)をいう」とする。

**第二百九条** 前項の規定により読み替えて適用する新租税  
特別措置法第六十八条の三十一第一項の月数  
は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を  
生じたときは、これを一月とする。

**第三百条** 新租税特別措置法第六十八条の三十四第一  
項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人によ  
る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日  
以後に取得又は新築をする同項に規定するサ  
ービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用す  
る。

**第三百一条** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完  
全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得  
又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の  
三十四第一項に規定するサービス付き高齢者向  
け賃貸住宅については、同条の規定は、なおそ  
の効力を有する。この場合において、同条第二  
項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得  
税法の一部を改正する法律(平成二十八年法  
律第十五号)附則第九十二条第八項の規定によ  
りなおその効力を有するもの」とされる同法第十  
七条の規定による改正前の租税特別措置法第四  
十七条第一項」とする。

(平成二十八年法律第三十六号)による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下この項において「旧効率化法」という。)

第四号第一項の規定を受けたもの又は同日前に旧効率化法第七号第一項の規定する確認を受けたものが平成二十九年三月三十一日以前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八号の三十六号第一項に規定する倉庫用の建物及びその附属設備又は構築物については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」とあるのは、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十六号。以下この項において「効率化法改正法」という。)」による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下この項において「旧効率化法」という。)」と、「又は同法」とあるのは、「又は旧効率化法」と、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五号第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法」とあるのは「効率化法改正法附則第二条に規定する総合効率化計画に記載された旧効率化法」と、同条第二項中「第四十八号第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十二条第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十号の規定による改正前の租税特別措置法第四十八号第一項」とする。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第一百十六号 新租税特別措置法第六十八号の四十三(第四項を除く。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同条第一項の特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八号の四十三第一項の特定株式等については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に全国新幹線鉄道整備法第十五号第一項の指定を受けたものの当該指定に係る旧租税特別措置法第六十八号の四十八号第一項に規定する承認積立計画に係る同項の新幹線鉄道大規模改修準備金(連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第五十六号第一項

の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。)については、旧租税特別措置法第六十八号の四十八号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

項一第	第六十八号第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)第十一号の規定による改正前の租税特別措置
項一第	第五十六号第一項	旧効力措置法第五十六号第一項
項一第	第五十六号第一項	旧効力措置法第五十六号第一項
項一第	第五十六号第一項	旧効力措置法第五十六号第一項

項一第	第五十六号第一項	法第六十八号の四十三の二第四項
項一第	第五十五号第十一項とあるのは「第五十六号第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十号の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力単体措置法」という。)	第五十五号第十一項とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十三号第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十号の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力単体措置法」という。)
項一第	第六十八号の四十八号第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十号の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力単体措置法」という。)
項一第	第六十八号の四十八号第一項	旧効力連結措置法第六十八号の四十八号第一項
項一第	第六十八号の四十八号第一項	旧効力連結措置法第六十八号の四十八号第一項

項一第	第五十六号第一項	旧効力単体措置法第五十六号第一項
項一第	第六十八号の四十八号第一項	旧効力連結措置法第六十八号の四十八号第一項
項一第	第六十八号の四十八号第一項	旧効力連結措置法第六十八号の四十八号第一項
項一第	第六十八号の四十八号第一項	旧効力連結措置法第六十八号の四十八号第一項

(連結法人の探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置)

第一百十七号 新租税特別措置法第六十八号の六十一第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に開始する連結事業年度において同条第一項又は第二項の規定により積み立てる探鉱準備金又は海外探鉱準備金(施行日以後に開始する連結事業年度に該当しない事業年度において新租税特別措置法第五十八号第一項又は第二項の規定により積み立てる探鉱準備金又は海外探鉱準備金を含む。)の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に開始した連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八号の六十一第一項又は第二項の規定により積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金(施行日前に開始した連結事業年度に該当しない事業年度において旧租税特別措置法第五十八号第一項又は第二項の規定により積み立てた探鉱準備金又は海外探鉱準備金を含む。)の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例に関する経過措置)

第百十八條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の六十三の二第一項に規定する指定を受けたものの当該指定に係る同項に規定する適用連結事業年度分の法人税及び同条第五項に規定する取り消された日を含む連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が農用地等取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第百十九條 新租税特別措置法第六十八條の六十五第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定農業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八條の六十五第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

(連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第百二十條 新租税特別措置法第六十八條の七十五第五項(同条第八項並びに新租税特別措置法第六十八條の七十一第十五項及び第六十八條の七十二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得(製作及び建設を含む。以下この項及び第四項において同じ。)をする新租税特別措置法第六十八條の七十一第一項に規定する代替資産及び新租税特別措置法第六十八條の七十二第一項に規定する交換取得資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十八條の七十一第一項に規定する代替資産及び旧租税特別措置法第六十八條の七十二第二項に規定する交換取得資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の七十二第二項(新租税特別措置法第六十五條第一項第四号に係る部分に限る。)及び第七項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配

関係にある連結子法人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十五條第一項第四号に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十五條第一項第四号に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十二第八項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十五條第一項第四号に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行つた旧租税特別措置法第六十五條第一項第四号に規定する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の七十八第七項(同条第十項及び新租税特別措置法第六十八條の七十九第十七項において準用する場合を含む。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得をする新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

(連結親法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

第百二十一條 新租税特別措置法第六十八條の八十八第六項及び第七項の規定は、連結法人の平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の八十八第八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定は、連結法人の平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第百二十二條 新租税特別措置法第六十八條の九十三第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十三第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額については、なお従前の例による。

第百二十三條 新租税特別措置法第六十八條の百二十三條第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同条第二項に規定する取得又は改良をする固定資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の百二十二條第二項に規定する取得又は改良をした固定資産については、なお従前の例による。

第百二十四條 新租税特別措置法第六十八條の百二十四條第一項の規定は、同項に規定する中小連結親法人又はその中小連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の百二十二條第一項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二十三條第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八條第三項

の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十一 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、施行日以後に民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九條の二第二項の地上権の設定をする場合について適用し、施行日前に同項の地上権の設定をした場合については、なお従前の例による。

八 新租税特別措置法第七十条の四の二第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する特定貸付けを行う場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けを行った場合については、なお従前の例による。

九 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

十 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同項ただし書（第一号に係る部分に限る。）及び同条第七項の規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九條第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百二十三條第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五條第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八條第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十條の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

八 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

九 前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の六第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）及び第七項の規定は、施行日以後に民法第二百六十九條の二第二項の地上権の設定をする場合について適用し、施行日前に同項の地上権の設定をした場合については、なお従前の例による。

十 登録免許税の特例に關する経過措置（登録免許税の特例に關する経過措置）  
第二百二十八條 新租税特別措置法第八十條第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前

にされた旧租税特別措置法第八十條第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧租税特別措置法第八十二條第一項に規定する空港運営権者が設定を受けた同項に規定する公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（適格請求書発行事業者の登録の取消し等に關する特例に關する経過措置）  
第二百二十八條の二 新租税特別措置法第八十六條の五第十三項の規定は、同項の適格請求書発行事業者が令和五年十月一日以後に五年改正規定による改正後の消費税法第五十七條の二十第十項第一号の規定による届出書を提出する場合について適用し、新租税特別措置法第八十六條の五第十四項の規定は、同項の適格請求書発行事業者が同日以後に同条第三項の届出書を提出する場合について適用する。

（租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第二百五十條 第十五條の規定による改正後の租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律附則第十二條第二項の規定により読み替えられた同項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「改正前の租税特別措置法」という。）第四十一條の十第十年旧効力措置法」という。）第四十一條の十第十年旧効力措置法は、施行日以後に同条第一項の規定による延納の許可が行われる場合について適用し、施行日前に第十五條の規定による改正前の租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律附則第十二條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一條の十第十項の規定による延納の許可が行われた場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和六十年旧効力措置法第四十一條の十第七項の規定は、同項に規定する利子税のうち平成二十九年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子税のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第二百五十一條 第十六條の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三十

にされた旧租税特別措置法第八十條第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。







一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第六号の次に一号を加える改正規定、同法第七号の改正規定、同法第十九条第一号の改正規定（「第十条の四」を「第十条の四の二」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四第六項第二号イの改正規定（「第四十二条の十一の二第二項」の下に「、第四十二条の十一の三第二項」を加える部分に限る。）、同法第四十二条の十一の二第六項の改正規定（「第四十二条の十一の二第二項」を「第四十二条の十一の三第二項」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十一の三とする改正規定、同法第四十二条の十一の次に一号を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第九号の次に一号を加える改正規定、同法第十号の改正規定、同法第五十二条の二第二項の改正規定（「第四十二条の十一の二第二項」の下に「、第四十二条の十一の三第一項」を加える部分に限る。）、同法第五十三号第一項第二号の改正規定（「第四十二条の十一の二」を「第四十二条の十一の三」に改める部分に限る。）、同法第六十八条の九第六項第二号イの改正規定（「第六十八条の十四の二第二項」の下に「、第六十八条の十四の三第二項」を加える部分に限る。）、同法第六十八条の十四の二の次に一号を加える改正規定、同法第六十八条の十五の七第一項第九号の次に一号を加える改正規定及び同法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の十四の二第一項」の下に「、第六十八条の十四の三第一項」を加える部分に限る。）

十一 第十二条中租税特別措置法第十三条の二の次に一号を加える改正規定、同法第四十七条（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十六条の十三の改正規定（同条第一項ただし書に係る部分を除く。）、同法第六十八条の三十四（見出しを含む。）の改正規定、同法第六十八条の九十八の改正規定（同条第一項ただし書に係る部分を除く。）及び同法第八十条の改正規定並びに附則第六十七条第六項及び第七項並びに第八十二条第七項及び第八項の規定、農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）の施行の日

十二 第十二条中租税特別措置法第三十四条の三第二項第四号の改正規定及び附則第五十一

条第十二項の規定、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）の施行の日

十三 第十二条中租税特別措置法第五十七条の四の次に一号を加える改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定（「、第五十七条の五」を「から第五十七条の五まで」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の五十四の次に一号を加える改正規定、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十号）の施行の日

十四 第十二条中租税特別措置法第五十九条の二第一項の改正規定（「に海上運送法」の下に「（昭和二十四年法律第八十七号）」を加える部分を除く。）及び同法第六十八条の六十二の二第一項の改正規定、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十一号）の施行の日

十五 第十二条中租税特別措置法第七十条の七の五第一項の改正規定（「以下第七十条の七の七まで」の下に「及び第七十条の七の七」を加える部分に限る。）、同条第二項の改正規定、同法第七十条の七の九の次に一号を加える改正規定及び同法第七十条の十三第一項の改正規定並びに附則第八十八条第十九項の規定、医療法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十六 第十二条中租税特別措置法第八十三条の三（見出しを含む。）の改正規定（同条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日

十七 第十二条中租税特別措置法第九十条の三の三第一項の改正規定（「その保税地域の所在地」を「納税地」に改める部分に限る。）、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第四十三条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第二章の規定は、平成二十九年分以後の所得税について適用し、平成二十八年分

以前の所得税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除等に関する経過措置）

第四十四条 新租税特別措置法第十条（第十項を除く。）の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十条第十項、第十条の二第九項及び第十項、第十条の三第八項及び第九項、第十条の四の二第六項、第十条の五第七項、第十条の五の二第八項及び第九項、第十条の五の四第四項並びに第十条の六第四項の規定は、個人が施行日以後に提出する修正申告書若しくは更正請求書に係る所得税又は施行日以後にされる国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（施行日前に提出された更正請求書に係るものを除く。）に係る年分の所得税について適用し、個人が施行日前に提出した修正申告書若しくは更正請求書に係る所得税又は施行日前にされた更正（同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下同じ。）に係る年分の所得税については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負担低減推進設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条 新租税特別措置法第十条の二（第九項及び第十項を除く。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項第一号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の二第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（中小事業者が機械等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十六条 新租税特別措置法第十条の三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の三第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 個人の平成二十九年分の所得税について前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第十条の三第六項の規定により同年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、新租税特別措置法第十条の三第四項、第十条の五の二第三項及び第四項並びに第十条の五の三第三項及び第四項の規定の適用については、当該控除される金額は、新租税特別措置法第十条の三第三項の規定により同年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額に含まれるものとする。

（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十七条 新租税特別措置法第十条の五（第七項を除く。）の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四十八条 新租税特別措置法第十条の五の四（第四項を除く。）の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第四十九条 新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2 平成二十八年分の所得税につき新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定を適用したならば当該個人の同項に規定する被災代替資産等に該当することとなる減価償却資産（新租税特別措置法第十九条各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特別被災代替資産等」という。）については、当該個人が平成二十九年において当該特別被災代替資産等を有する場合には、同年分の所得税において、当該特別被災代替資産等に係る新租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特別償却限度額に相当する金額を同条第二項において準用する新租税特別措置法第十一条第二項の必要経費に算入することができる

（個人の減価償却に関する経過措置）

第四十九条 新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2 平成二十八年分の所得税につき新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定を適用したならば当該個人の同項に規定する被災代替資産等に該当することとなる減価償却資産（新租税特別措置法第十九条各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特別被災代替資産等」という。）については、当該個人が平成二十九年において当該特別被災代替資産等を有する場合には、同年分の所得税において、当該特別被災代替資産等に係る新租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特別償却限度額に相当する金額を同条第二項において準用する新租税特別措置法第十一条第二項の必要経費に算入することができる

償却費の限度額に満たない金額とみなして、新  
 租税特別措置法第十一條の三第二項から第四項  
 までの規定を適用する。

3 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税  
 特別措置法第十四條第一項に規定するサービ  
 ス付き高齢者向け賃貸住宅については、同條の規  
 定は、なおその効力を有する。

4 新租税特別措置法第十四條(第二項第二号に  
 係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以  
 後に取得又は新築をする同條第一項に規定する  
 特定都市再生建築物等について適用する。

5 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税  
 特別措置法第十四條の二第二項第二号に掲げる  
 建築物及び構築物並びに同項第三号に掲げる構  
 築物(当該構築物と併せて設置される同号に規  
 定する財務省令で定めるものを含む。以下この  
 項において同じ。)については、同條(第二項  
 第二号に掲げる建築物及び構築物並びに同項第  
 三号に掲げる構築物に係る部分に限る。)の規  
 定は、なおその効力を有する。

(山林所得に係る森林計画特別控除に関する経  
 過措置)

5 新租税特別措置法第三十條の二第一項  
 の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定  
 する伐採又は譲渡について適用し、個人が施行  
 日前に行つた旧租税特別措置法第三十條の二第  
 一項に規定する伐採又は譲渡については、なお  
 従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措  
 置)

5 新租税特別措置法第三十一條の二  
 (第二項第二号の二に係る部分に限る。)の規  
 定は、個人が平成二十九年一月一日以後に都市  
 計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定に基  
 づく決定(以下この条において「都市計画決  
 定」という。)がされた都市計画に定められた  
 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十  
 四号)第五條第一項の被災市街地復興推進地域  
 (以下この条において「被災市街地復興推進地  
 域」という。)内にある新租税特別措置法第三  
 十一條の二第二項第二号の二の土地等(次項に  
 おいて「土地等」という。)の同日以後に行う  
 譲渡について適用する。

2 新租税特別措置法第三十一條の二(第二項第  
 二号の二に係る部分に限る。)の規定は、個  
 人が平成二十九年一月一日以後に同号に規定  
 する住宅被災市町村となつた市町村の区域内に

ある土地等の同日以後に行う譲渡について適用  
 する。

3 新租税特別措置法第三十一條の二第七項の規  
 定は、個人の同項に規定する予定期間の末日が  
 施行日以後である同條第三項に規定する確定優  
 良住宅地等予定地のための譲渡について適用す  
 る。

4 新租税特別措置法第三十三條(第一項第三号  
 の六に係る部分に限る。)の規定は、個人が平  
 成二十九年一月一日以後に都市計画決定がされ  
 た都市計画に定められた被災市街地復興推進地  
 域において施行される同号の被災市街地復興土  
 地区画整理事業の施行区域内にある同号の土地  
 等の同日以後に行う譲渡について適用する。

5 新租税特別措置法第三十三條(第一項第三号  
 の七に係る部分に限る。)の規定は、個人が平  
 成二十九年一月一日以後に同号に規定する住宅  
 被災市町村となつた市町村の区域において施行  
 される同号に規定する第二種市街地再開発事業  
 の施行区域内にある同号の土地等の同日以後に  
 行う譲渡について適用する。

6 新租税特別措置法第三十三條(第三項第三号  
 に係る部分に限る。)及び同号に係る新租税特  
 別措置法第三十三條の四第一項の規定は、平成  
 二十九年一月一日以後に同号に規定する資産が  
 除却されることに伴い個人が取得する同号に規  
 定する補償金について適用する。

7 新租税特別措置法第三十三條第七項(新租税  
 特別措置法第三十三條の二第五項において準用  
 する場合を含む。以下この項において同じ。)の  
 規定は、個人の新租税特別措置法第三十三條  
 第七項に規定する取得指定期間の末日が施行日  
 以後である同條第一項に規定する譲渡した資産  
 に係る同項に規定する代替資産又は新租税特別  
 措置法第三十三條の二第一項に規定する譲渡し  
 た資産に係る同條第二項に規定する代替資産に  
 ついて適用する。

8 新租税特別措置法第三十三條の三第八項から  
 第十一項まで及び第三十三條の六(第一項第四  
 号に係る部分に限る。)の規定は、個人が平成  
 二十九年一月一日以後に都市計画決定がされた  
 都市計画に定められた被災市街地復興推進地域  
 内にある新租税特別措置法第三十三條の三第八  
 項に規定する土地等の同日以後に行う譲渡につ  
 いて適用する。

9 新租税特別措置法第三十三條の三第十二項の  
 規定は、個人が平成二十九年一月一日以後に都

市計画決定がされた都市計画に定められた被災  
 市街地復興推進地域内にある土地又は土地の上  
 に存する権利の同日以後に行う譲渡について適  
 用する。

10 新租税特別措置法第三十四條の二(同條第二  
 項第二十号の被災市街地復興特別措置法の規定  
 による買取りに係る部分に限る。)の規定は、  
 個人が平成二十九年一月一日以後に都市計画決  
 定がされた都市計画に定められた被災市街地復  
 興推進地域内にある同号の土地等の同日以後に  
 行う譲渡について適用する。

11 新租税特別措置法第三十四條の二(第二項第  
 二十一号の二及び第三項に係る部分に限る。)の  
 規定は、個人が平成二十九年一月一日以後に  
 都市計画決定がされた都市計画に定められた被  
 災市街地復興推進地域において同号の被災市街  
 地復興土地地区画整理事業が施行される場合に  
 おける同号の保留地の対価の額に対応する部分の  
 同日以後に行う譲渡について適用する。

12 新租税特別措置法第三十四條の三(第二項第  
 四号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附  
 則第一條第十二号に定める日以後に行う新租税  
 特別措置法第三十四條の三第一項に規定する土  
 地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に  
 行つた旧租税特別措置法第三十四條の三第一項  
 に規定する土地等の譲渡については、なお従前  
 の例による。

13 新租税特別措置法第三十六條の二第二項の規  
 定は、個人の同項の譲渡をした日の属する年の  
 翌年十二月三十一日が施行日以後である同項に  
 規定する買換資産について適用し、個人の旧租  
 税特別措置法第三十六條の二第二項の譲渡をし  
 た日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日  
 前である同項に規定する買換資産については、  
 なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第三十七條から第三十七條  
 の四まで(新租税特別措置法第三十七條第一項  
 の表の第一号及び第八号に係る部分に限る。)の  
 規定は、個人が施行日以後に同表の第一号又  
 は第八号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、か  
 つ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄  
 に掲げる資産の取得(建設及び製作を含む。以  
 下この項において同じ。)をする場合における  
 当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧  
 租税特別措置法第三十七條第一項の表の第一号  
 又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場  
 合及び個人が施行日以後にこれらの資産の譲渡

をし、かつ、当該個人が施行日前にこれらの号  
 の下欄に掲げる資産の取得をした場合における  
 これらの譲渡については、第十八項に規定する  
 場合を除き、なお従前の例による。

15 個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第  
 三十七條第一項の表の第二号又は第七号の上欄  
 に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例  
 による。

16 個人が施行日から平成二十九年十二月三十一  
 日までの間に譲渡をする旧租税特別措置法第三  
 十七條第一項の表の第二号又は第七号の上欄に  
 掲げる資産及び特定個人(平成二十八年十二月  
 一日から平成二十九年十二月三十一日までの間  
 に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する  
 法律(令和四年法律第五十六号)第一條の規定  
 による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和  
 五十五年法律第六十五号。附則第六十九條第九  
 項において「令和四年旧基盤強化法」という。)  
 第十五條第一項の規定により同項に規定する同  
 意市町村の農業委員会に対して農地中間管理事  
 業の推進に関する法律等の一部を改正する法律  
 (令和元年法律第十二号)第二條の規定による  
 改正前の農業経営基盤強化促進法(附則第六十  
 九條第九項及び第八十四條第九項において「旧  
 基盤強化法」という。)第四條第四項第一号に  
 規定する利用権の設定等(所有権の移転に限  
 る。以下この項において「利用権の設定等」と  
 いう。)を受けた旨の申出又は利用権の設定  
 等についてあつせんを受けた旨の申出をした  
 個人をいう。)が平成三十年一月一日から令和  
 元年十二月三十一日までの間に譲渡をする同表  
 の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産につ  
 いては、旧租税特別措置法第三十七條から第三  
 十七條の四まで(これらの号に係る部分に限る。)  
 の規定は、なおその効力を有する。この場合に  
 おいて、旧租税特別措置法第三十七條第一項中  
 「同年三月三十一日」とあるのは「同年三月  
 三十一日」とし、所得税法等の一部を改正する等  
 の法律(平成二十九年法律第四号)附則第五十  
 一條第十六項に規定する特定個人の同表の第二  
 号又は第七号の上欄に掲げる資産にあつては令  
 和元年十二月三十一日とする。」と、同表の第  
 七号の下欄中「農業経営基盤強化促進法第十九  
 條の規定による公告があつた同條の」とあるの  
 は「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す  
 る法律(令和四年法律第五十六号)附則第五十  
 一條に規定する」と、同條第三項及び第四項

を

を

を

を

中、「同年三月三十一日」とあるのは「同年三月三十一日」とし、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一條第十六項に規定する特定個人の同表の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産にあつては令和元年十二月三十一日とする。」と、同条第十一項中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十九年十二月三十一日（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一條第十六項に規定する特定個人の第一項の表の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産にあつては、令和元年十二月三十一日）」と、旧租税特別措置法第三十七條の四（「同年三月三十一日」とあるのは「同年三月三十一日」とし、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一條第十六項に規定する特定個人の同表の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産にあつては令和元年十二月三十一日とする。」とする。

17 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十一條の二、第三十一條の三、第三十四條から第三十五條の二まで、第三十六條の二、第三十六條の五、第三十七條、第三十七條の四から第三十七條の六まで及び第三十七條の九の規定の適用については、同法第三十一條の二第四項中「又は第三十七條の九」とあるのは「若しくは第三十七條の九又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一條第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第三十七條若しくは第三十七條の四」と、同法第三十一條の三第一項中「第三十七條の九」とあるのは「第三十七條の九の規定若しくは旧効力措置法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、同法第三十四條第二項、第三十四條の二第一項及び第三十四條の三第一項中「又は第三十七條の九」とあるのは「若しくは第三十七條の九又は旧効力措置法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、同法第三十五條第二項第一号中「第三十七條の九」とあるのは「第三十七條の九の規定若しくは旧効力措置法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、同法第三十五條の二第二項中「又は第三十七條の八」又は旧効力措置法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、同法第三十六條の二第一項

中「又は第三十七條の九」とあるのは「若しくは第三十七條の九又は旧効力措置法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、同法第三十七條第一項の表の第一号の上欄中「超えるもの」とあるのは「超えるもの（旧効力措置法第三十七條第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」と、同法第三十七條の五第一項中「若しくは第三十七條」とあるのは「若しくは第三十七條若しくは旧効力措置法第三十七條」と、同法第三十七條の六第一項第一号中「又は第三十七條の四」とあるのは「若しくは第三十七條の四又は旧効力措置法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、同法第三十七條の四（「同年三月三十一日」とあるのは「同年三月三十一日」とし、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一條第十六項に規定する特定個人の同項に規定する特定資産にあつては令和二年九月三十日とする。」とする。

18 個人が施行日から平成二十九年十二月三十一日までの間に譲渡をする旧租税特別措置法第三十七條第一項の表の第十号の上欄に掲げる資産のうち漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）の用に供されるもの（以下この項において「特定資産」という。）及び特定個人（その有する特定資産につき同日以前に漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二十七條の規定により農林水産大臣に対して試験の依頼をした個人をいう。）が平成三十年一月一日から令和二年九月三十日までの間に譲渡をする当該特定資産については、旧租税特別措置法第三十七條から第三十七條の四まで（同表の第十号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第三十七條第一項、第三項及び第四項並びに第三十七條の四中、「同年三月三十一日」とあるのは、「同年三月三十一日」とし、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一條第十六項に規定する特定個人の同項に規定する特定資産にあつては令和二年九月三十日とする。」とする。

中「又は第三十七條の九」とあるのは「若しくは第三十七條の九又は旧効力措置法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、同法第三十七條第一項の表の第一号の上欄中「超えるもの」とあるのは「超えるもの（旧効力措置法第三十七條第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」と、同法第三十七條の五第一項中「若しくは第三十七條」とあるのは「若しくは第三十七條若しくは旧効力措置法第三十七條」と、同法第三十七條の六第一項第一号中「又は第三十七條の四」とあるのは「若しくは第三十七條の四又は旧効力措置法第三十七條若しくは第三十七條の四」と、同法第三十七條の四（「同年三月三十一日」とあるのは「同年三月三十一日」とし、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一條第十六項に規定する特定個人の同項に規定する特定資産にあつては令和二年九月三十日とする。」とする。

19 新租税特別措置法第三十七條第八項（新租税特別措置法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、個人の新租税特別措置法第三十七條第八項に規定する取得指定期間の末日が施行日以後である同条第一項に規定する譲渡をした資産に係る同項に規定する買換資産又は新租税特別措置法第三十七條の五第一項に規定する譲渡をした資産に係る同項に規定する買換資産について適用する。（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第五十二條 新租税特別措置法第三十七條の十第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する株式分配について適用する。

（合併等により外国親法人株式等の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十三條 新租税特別措置法第三十七條の十四第三項、第五項及び第八項の規定は、施行日以後に行われる同条第三項に規定する特定株式分配について適用する。

2 施行日から平成二十九年九月三十日までの間における新租税特別措置法第三十七條の十四の三第六項第五号の規定の適用については、同条中「同条第十二号の五の二」とあるのは、「同条第十二号の六」とする。

（居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第五十四條 新租税特別措置法第四十條の四（第十一項を除く。）の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十條の四第一項に規定する特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額並びに同条第四項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の四第十一項の規定は、同項各号に掲げる外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類について適用し、旧租税特別措置法第四十條の四第六項に規定する特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十條の七（第十一項を除く。）の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十條の七第一項に規定する特定外国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額並びに同条第四項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十條の七第十一項の規定は、同項各号に掲げる外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類について適用し、旧租税特別措置法第四十條の七第六項に規定する特定外国法人の同日前に開始した事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類については、なお従前の例による。

（住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十五條 災害により平成二十八年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第四十一條第一項、第十八項又は第二十一項の家屋を居住の用に供することができなくなった個人の当該家屋を居住の用に供することができなくなった日の属する年分の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一條第二十四項の規定は、災害により平成二十八年一月一日以後に同項に規定する従前家屋を居住の用に供するこ

新租税特別措置法第三十七條第八項（新租税特別措置法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、個人の新租税特別措置法第三十七條第八項に規定する取得指定期間の末日が施行日以後である同条第一項に規定する譲渡をした資産に係る同項に規定する買換資産又は新租税特別措置法第三十七條の五第一項に規定する譲渡をした資産に係る同項に規定する買換資産について適用する。（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第五十二條 新租税特別措置法第三十七條の十第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する株式分配について適用する。

（合併等により外国親法人株式等の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十三條 新租税特別措置法第三十七條の十四第三項、第五項及び第八項の規定は、施行日以後に行われる同条第三項に規定する特定株式分配について適用する。

2 施行日から平成二十九年九月三十日までの間における新租税特別措置法第三十七條の十四の三第六項第五号の規定の適用については、同条中「同条第十二号の五の二」とあるのは、「同条第十二号の六」とする。

（居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第五十四條 新租税特別措置法第四十條の四（第十一項を除く。）の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十條の四第一項に規定する特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額並びに同条第四項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一條第二十四項の規定は、災害により平成二十八年一月一日以後に同項に規定する従前家屋を居住の用に供するこ

とができなくなった個人の平成二十九年分以後の所得税について適用する。  
(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

**第五十六条** 災害により平成二十八年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八項に規定する住宅の増改築等をした家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。)を居住の用に供することができなくなった個人の当該家屋を居住の用に供することができなくなった日の属する年分の所得税については、なお従前の例による。

**2** 新租税特別措置法第四十一条の三の二(同条第二項第四号に規定する特定耐久性向上改修工事等に係る部分に限る。)の規定は、個人が同条第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をした家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。)を施行日以後に同条第一項又は第五項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をした家屋(当該住宅の増改築等に係る部分に限る。)を施行日以前に同条第一項又は第五項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置)

**第五十七条** 新租税特別措置法第四十一条の五の規定は、個人の同条第七項第一号の特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日以後である同号に規定する買換資産について適用し、個人の旧租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号の特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日以前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。  
(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に関する経過措置)

**第五十八条** 新租税特別措置法第四十一条の十七の二第三項の規定により読み替えられた新所得税法第二百十條第四項及び第五項(これらの規定を新所得税法第二百二十二條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、平成三十年一月一日以後に確定申告書を提出する場合について適用し、同日前に確定

申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

**2** 平成三十年一月一日以後に平成二十九年から令和元年までの各年分の所得税に係る確定申告書を提出する場合には、令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「令和三年改正前租税特別措置法」という。)第四十一条の三の二第三項の規定により読み替えられた令和三年改正前所得税法第二百二十二條第四項、第二百二十三條第三項、第二百二十五條第四項及び第二百二十七條第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。及び前項の規定にかかわらず、当該申告書に記載した令和三年改正前所得税法第七十三條第一項の規定による医療費控除を受ける金額の計算の基礎となる令和三年改正前租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費(以下この項において「特定一般用医薬品等購入費」という。)を領収した者のその領収を証する書類(その領収をした金額のうち、特定一般用医薬品等購入費に該当するものの金額が明らかにされているものに限る。以下この項において「添付等」という。)をもち、以下この項において「添付等」という。)をもって、同条第三項の規定により読み替えられた令和三年改正前所得税法第二百十條第四項に規定する明細書の当該申告書への添付に代えることができる。この場合において、当該添付等をしたその領収を証する書類に係る特定一般用医薬品等購入費については、令和三年改正前租税特別措置法第四十一条の十七第三項の規定により読み替えられた令和三年改正前所得税法第二百二十二條第五項、(令和三年改正前所得税法第二百二十二條第四項及び第二百二十七條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。  
(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第五十九条** 新租税特別措置法第四十一条の十九の三第十五項の規定は、個人が同条第三項に規定する対象一般断熱改修工事等をして施行日以後に同項又は同条第七項若しくは第八項の定めるところにより居住の用に供する場合について適用する。  
(外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例に関する経過措置)

**第六十条** 新租税特別措置法第四十二条の二第一項の規定は、同条第六項第一号に規定する外国

金融機関等が、施行日以後に開始する同条第一項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等につき支払を受ける同項に規定する支払を受ける利子について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の二第四項第一号に規定する外国金融機関等が、施行日以前に開始した同条第一項に規定する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける同項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

**2** 施行日前に提出された旧租税特別措置法第四十二条の二第五項に規定する非課税適用申告書(当該非課税適用申告書又は当該非課税適用申告書につき提出された同条第八項に規定する申告書(以下この項において「異動申告書」という。))の提出後に同条第八項に規定する変更をした場合において、その変更をした日以後施行日以前までに異動申告書の提出がされていないときにおける当該非課税適用申告書を除く。は、施行日において提出された新租税特別措置法第四十二条の二第七項に規定する非課税適用申告書とみなす。  
(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

**第六十一条** 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日以前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置)

**第六十二条** 新租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号の二の規定は、法人の平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。  
**2** 新租税特別措置法第四十二条の四第十項、第四十二条の五第九項及び第十項、第四十二条の六第八項及び第九項、第四十二条の九第五項及び第六項、第四十二条の十第六項、第四十二条の十一第六項、第四十二条の十一の三第五項、第四十二条の十二第八項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第八項及び第

九項、第四十二条の十二の五第四項並びに第四十二条の十三第五項の規定は、法人が施行日以後に提出する修正申告書若しくは更正請求書に係る法人税又は施行日以後にされる更正(施行日以前に提出された更正請求書に係るものを除く。)に係る事業年度分の法人税について適用し、法人が施行日以前に提出した修正申告書若しくは更正請求書に係る法人税又は施行日以前にされた更正に係る事業年度分の法人税については、なお従前の例による。  
(エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第六十三条** 新租税特別措置法第四十二条の五(第九項及び第十項を除く。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項第一号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。  
(中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第六十四条** 新租税特別措置法第四十二条の六(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。  
**2** 法人が施行日以前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の六第二項に規定する特定生産性向上設備等については、なお従前の例による。

**3** 法人の施行日以後に終了する事業年度において前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の六第四項の規定により同項に規定する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、新租税特別措置法第四十二条の六第三項、第四十二条の十二の三第二項及び第三項並びに第四十二条の十二の四第二項及び第三項の規定の適用については、当該控除される金額は、新租税特別措置法第四十二条の六第二項の規定により同項に規定する調整前法人税額から控除される金額に含まれるものとする。

4 新租税特別措置法第四十二条の六第三項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十五条 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第十二条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の租税特別措置法第四十二条の十一の第二項六の規定の適用については、同項中「第四十二条の十一の第三項」とあるのは、「第四十二条の十一の第二項」とする。

(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十六条 新租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第六十七条 新租税特別措置法第四十三条第一項(同項の表の第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2 新租税特別措置法第四十三条の三の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

3 法人の施行日前一年以内に終了した事業年度(その終了した事業年度が連結事業年度に該当する場合)には、その終了した連結事業年度。次項において「一年以内事業年度等」という。

つき新租税特別措置法第四十三条の三第一項の規定(当該連結事業年度にあつては、新租税特別措置法第六十八条の十八第一項の規定)を適用したならば当該法人のこれらの規定に規定する被災代替資産等に該当することとなる減価償却資産(新租税特別措置法第五十三条第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特例を定めている規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特例被災代替資産等」という。)については、次に定めるところによる。

一 当該法人の施行日を含む事業年度(以下この項及び次項において「経過事業年度」という)において当該特例被災代替資産等を有する場合においては、当該経過事業年度において、当該特例被災代替資産等を新租税特別措置法第五十二条の二第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものと、当該特例被災代替資産等に係る新租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特別償却限度額(新租税特別措置法第六十八条の十八第一項に規定する被災代替資産等に該当することとなるもの)にあつては、同項に規定する特別償却限度額。以下この項において同じ。)に相当する金額を新租税特別措置法第五十二条の二第一項に規定する特別償却不足額と、それぞれみなして、同条(第三項を除く。)の規定を適用する。

二 法人が、適格合併等(施行日以前に行われた適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては、施行日前に残余財産が確定した当該適格現物分配に限る。))をいう。第四号及び次項において同じ。)により特例被災代替資産等の移転を受けた場合において、当該特例被災代替資産等をその経過事業年度において当該法人の事業用の用(機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。)に供するとき、当該法人について、当該特例被災代替資産等を新租税特別措置法第五十二条の二第四項に規定する特別償却対象資産と、当該経過事業年度(その移転を受けた日を含む事業年度を除く。)を同項に規定する移転を受けた日を含む事業年度と、当該特例被災代替資産等に係る新租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特別償却限度額に相当する金額を新租税特別措置法第五十二条の二第四項に規定する合併等特別償却不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

三 当該法人の経過事業年度において当該特例被災代替資産等を有する場合には、当該経過事業年度において、当該特例被災代替資産等につき第一号の規定によりみなして新租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合を除き、当該経過事業年度を新租税特別措置法第五十二条の三第二項又は第十二項に規定する積立適用後年度と、当該特例被災

代替資産等を同条第二項又は第十二項の特別償却対象資産と、当該特例被災代替資産等に係る新租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特別償却限度額に相当する金額を新租税特別措置法第五十二条の三第二項又は第十二項に規定する満たない金額と、それぞれみなして、同条(第九項を除く。)の規定を適用する。

四 法人が、適格合併等により特例被災代替資産等の移転を受けた場合において、当該特例被災代替資産等をその経過事業年度において当該法人の事業用の用(機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。)に供するとき、当該法人について、当該特例被災代替資産等につき第二号の規定によりみなして新租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合を除き、当該特例被災代替資産等を新租税特別措置法第五十二条の三第三項に規定する特別償却対象資産と、当該経過事業年度(その移転を受けた日を含む事業年度を除く。)を同項に規定する移転を受けた日を含む事業年度と、当該特例被災代替資産等に係る新租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特別償却限度額に相当する金額を新租税特別措置法第五十二条の三第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

四 法人が、適格合併等により特例被災代替資産等の移転を受けた場合において、当該特例被災代替資産等をその経過事業年度において当該法人の事業用の用(機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。)に供するとき、当該法人について、当該特例被災代替資産等につき第二号の規定によりみなして新租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用を受ける場合を除き、当該特例被災代替資産等を新租税特別措置法第五十二条の三第三項に規定する特別償却対象資産と、当該経過事業年度(その移転を受けた日を含む事業年度を除く。)を同項に規定する移転を受けた日を含む事業年度と、当該特例被災代替資産等に係る新租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特別償却限度額に相当する金額を新租税特別措置法第五十二条の三第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項第一号又は第三号にあつては、これらの号の法人の一年以内事業年度等から経過事業年度の直前の事業年度(当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、経過事業年度の直前の連結事業年度)までの各事業年度について連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出(当該各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしていない場合(同項第一号の規定によりみなして新租税特別措置法第五十二条の二第一項の規定を適用する場合には当該経過事業年度の確定申告書等に同号に規定する特例被災代替資産等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額(以下「償却限度額」という。))の計算に関する明細書の添付がある場合に、前項第三号の規定によりみなして新租税特別措置法第五十二条の三第二項の規定を適用する場合は当該経過事業年度の確定申告書等に特別償却準備

金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載及びその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に、それぞれ限るものとする。に限り、前項第二号又は第四号にあつては、これらの号に規定する特例被災代替資産等の移転をした法人の一年以内事業年度等の開始の日からその適格合併等の日の前日(残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては、当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日)までの間に終了した各事業年度(当該各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結事業年度)について連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出(当該各事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしていない場合で、かつ、同項第二号又は第四号の法人の当該適格合併等の日を含む事業年度から経過事業年度までの各事業年度(当該各事業年度が連結事業年度に該当する場合は、連結事業年度)について連続して同条第三十一号に規定する確定申告書の提出(当該各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしていない場合に限り、適用する。

5 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十三条の三の規定の適用については、同条第二項中「中小企業者(適用除外事業者)に該当するものを除く。」とあるのは、「中小企業者」とする。

6 新租税特別措置法第四十七条の規定は、法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十七条第一項に規定する事業再編促進機械等について適用する。

7 法人が平成二十九年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第八十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載及びその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に、それぞれ限るものとする。に限り、前項第二号又は第四号にあつては、これらの号に規定する特例被災代替資産等の移転をした法人の一年以内事業年度等の開始の日からその適格合併等の日の前日(残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては、当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日)までの間に終了した各事業年度(当該各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結事業年度)について連続して法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書の提出(当該各事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしていない場合で、かつ、同項第二号又は第四号の法人の当該適格合併等の日を含む事業年度から経過事業年度までの各事業年度(当該各事業年度が連結事業年度に該当する場合は、連結事業年度)について連続して同条第三十一号に規定する確定申告書の提出(当該各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出)をしていない場合に限り、適用する。

5 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十三条の三の規定の適用については、同条第二項中「中小企業者(適用除外事業者)に該当するものを除く。」とあるのは、「中小企業者」とする。

6 新租税特別措置法第四十七条の規定は、法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十七条第一項に規定する事業再編促進機械等について適用する。

7 法人が平成二十九年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第八十二条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。





年法律第五十六号)附則第五条第二項に規定する」と、同条第四項中「連結事業年度において第六十八條の七十八第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六條の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条及び次条において「連結事業年度」という。)において所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第八十四條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び次条において「旧効力連結措置法」という。)第六十八條の七十八第一項」と、第六十八條の七十八第一項」とあるのは、「旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項」と、同条第十二項中「第六十八條の七十八第一項」とあるのは、「旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五條の八第一項中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「平成三十一年三月三十一日」と、同条第十四項及び第十五項中「第六十八條の七十九第八條の七十九第八項」と、「第六十八條の七十八第一項」とあるのは、「旧効力連結措置法第六十八條の七十九第八項」と、旧租税特別措置法第六十五條の九中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「平成三十一年三月三十一日」とする。

10 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十五條の三から第六十五條の五の二まで、第六十五條の七から第六十五條の十まで及び第六十六條の二の規定の適用については、同法第六十五條の三第一項中「第六十五條の九まで」とあるのは「第六十五條の九まで若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第六十九條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力措置法」という。)第六十五條の七から第六十五條の九まで」と、同法第六十五條の四第一項、第六十五條の五第一項及び第六十五條の五の二第一項中「第六十五條の九まで」とあるのは「第六十五條の九まで若しくは旧効力措置法第六十五條の七から第六十五條の九まで」と、同法第六十五條の七第一項の上欄中「超えるもの」とあるのは「超えるもの(旧効力措置法第六十五條の七第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」と、同法第六十五條の十第一項第一号中「又は前三條」とあるのは「若しくは前三條又は旧効力措置法第六十五條の七から第六十五條の九まで」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前三條」とあるのは「若しくは前三條又は旧効力措置法第六十五條の七から第六十五條の九まで」と、「同法」とあるのは「集落地域整備法」と、同項第三号中「又は前三條」とあるのは「若しくは前三條又は旧効力措置法第六十五條の七から第六十五條の九まで」と、「ともに同法」とあるのは「ともに農住組合法」と、同法第六十六條の二第二項第二号ハ中「又は第六十五條の八」とあるのは「若しくは第六十五條の八又は旧効力措置法第六十五條の七若しくは第六十五條の八」とする。

11 第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法(以下この項において「旧効力措置法」という。)第六十五條の八第一項の特別勘定(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六條の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(第十三項において「連結事業年度」という。))において設けた附則第八十四條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八條の七十九第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、法人税法第六十四條の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四條の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四條の十三第一項に規定する通算法人(同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。))に該当することとなった場合において、同法第六十四條の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四條の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四條の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に旧効力措置法第六十五條の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

12 その有する旧租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の第十号の上欄に掲げる資産のうち漁業(水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。)の用に供されるものにつき施行日前に漁船法第二十七條の規定により農林水産大臣に対して試験の依頼をした法人が、施行日から令和元年十二月三十一日までの間に譲渡をする当該資産については、旧租税特別措置法第六十五條の七、第六十五條の八第一項、第四項から第九項まで及び第十一項から第十九項まで並びに第六十五條の九(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十五條の七第一項中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「令和元年十二月三十一日」と、同条第四項中「連結事業年度において第六十八條の七十八第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六條の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条及び次条において「連結事業年度」という。))において所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第八十四條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び次条において「旧効力措置法」という。))第六十八條の七十八第一項」と、「第六十八條の七十八第一項」とあるのは、「旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項」と、同条第十二項中「において第六十八條の七十八第一項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項」と、同条第十四項及び第十五項中「第六十八條の七十九第八項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八條の七十九第八項」と、「又は第六十八條の七十八第一項」とあるのは「又は旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五條の九中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「令和元年十二月三十一日」と、同条第十四項及び第十五項中「第六十八條の七十九第八項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八條の七十九第八項」と、同法第六十八條の七十九第八項」と、「又は第六十八條の七十八第一項」とあるのは「又は旧効力連結措置法第六十八條の七十八第一項」と、旧租税特別措置法第六十五條の九中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「令和元年十二月三十一日」とする。

13 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法(以下この項において「旧効力措置法」という。)第六十五條の八第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた附則第八十四條第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八條の七十九第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人が、法人税法第六十四條の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四條の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四條の十三第一項に規定する通算法人(同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。))に該当することとなった場合において、同法第六十四條の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四條の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四條の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に旧効力措置法第六十五條の八第四項第一号に規定する特別勘定の金額(政令で定める金額未満のものを除く。)を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

14 新租税特別措置法第六十五條の八第十一項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十月新法人税法第二条第十二條の十六に規定する株式交換等について適用し、同日以前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

15 新租税特別措置法第六十五條の八第九項の規定は、法人の同項に規定する取得指定期間の末日が施行日以後である同条第一項に規定する譲渡をした資産に係る同条第七項に規定する特別勘定について適用する。

16 新租税特別措置法第六十五條の第十二項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十月新法人税法第二条第十二條の十六に規定する株式交換等について適用し、同日以前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

(内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第六十六條の六(第十一項を除く。)の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額

並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額並びに同条第四項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の六第十一項の規定は、同項各号に掲げる外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第六項に規定する特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十六条の七第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の七第一項に規定する特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十六条の七第四項から第七項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

5 新租税特別措置法第六十六条の九の二(第一項を除く。)の規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及

び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特定外国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額並びに同条第四項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十六条の九の二第十一項の規定は、同項各号に掲げる外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第六項に規定する特定外国法人の同日前に開始した事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十六条の九の三第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の三第一項に規定する特定外国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項から第七項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に關する経過措置)  
第七十一条 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定の適用については、同項ただし書中「同法」とあるのは「並びに同法」とし、「災害損失欠損金額(次項において「災害損失欠損金額」という。))並びに設備廃棄等欠損金額」とあるのは「災害損失欠損金額」とする。

(振替国債の償還差益等の非課税等に關する経過措置)  
第七十二条 新租税特別措置法第六十七条の十七第七項の規定は、同項に規定する外国金融機関等が、施行日以後に開始する同項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等につき支払を受ける同項に規定する貸借料等について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十七第七項に規定する外国金融機関等が、施行日以前に開始した同項に規定する債券現先取引又は証券貸借取引につき支払を受ける同項に規定する貸借料等については、なお従前の例による。

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に關する経過措置)  
第七十三条 施行日から平成二十九年九月三十日までの間における新租税特別措置法第六十八条の三第三項の規定の適用については、同項中「同法」とあるのは、「法人税法」とする。

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例に關する経過措置)  
第七十四条 新租税特別措置法第六十八条の三の四第一項及び第二項の規定は、施行日後に同条第一項に規定する公益法人等に該当することとなる同項に規定する特定普通法人等について適用し、施行日以前に旧租税特別措置法第六十八条の三の四第一項に規定する公益法人等に該当することとなった同項に規定する特定普通法人については、なお従前の例による。

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等に關する経過措置)  
第七十五条 新租税特別措置法第六十八条の九(第八項第五号の二及び第十項に係る部分を除く。)の規定は、連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に關する経過措置)  
第七十六条 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九第三項の規定の適用については、同項中「適用除外事業者に該当しないもの又は」とあるのは、「又は」とする。  
3 新租税特別措置法第六十八条の九第八項第五号の二の規定は、連結法人の連結親法人事業年度の平成三十一年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

4 新租税特別措置法第六十八条の九第十項、第六十八条の第十項及び第十一項、第六十八条の十一項第九項及び第十項、第六十八条の十三第六項及び第七項、第六十八条の十四第七項、第六十八条の十四の二第六項、第六十八条の十五第六項、第六十八条の十五の二第八項、第六十八条の十五の三第三項、第六十八条の十五の四第九項及び第十項、第六十八条の十五の六第四項並びに第六十八条の十五の七第五項の規定は、連結親法人が施行日以後に提出する修正申告書若しくは更正請求書に係る法人税又は施行日以後にされる更正(施行日以前に提出された更正請求書に係るものを除く。)に係る連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人が施行日以前に提出した修正申告書若しくは更正請求書に係る法人税又は施行日以前にされた更正に係る連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に關する経過措置)  
第七十六条 新租税特別措置法第六十八条の十(第十項及び第十一項を除く。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(中小連結法人が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に關する経過措置)  
第七十七条 新租税特別措置法第六十八条の十一(新租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(中小連結法人が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に關する経過措置)  
第七十七条 新租税特別措置法第六十八条の十一(新租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十一第二項に規定する特定生産性向上設備等については、なお従前の例による。

3 連結親法人又はその連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度において前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十一第四項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、新租税特別措置法第六十八条の十一第三項、第六十八条の十五の四第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の五第二項及び第三項の規定の適用については、当該控除される金額は、新租税特別措置法第六十八条の十一第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額に含まれるものとする。

4 新租税特別措置法第六十八条の十一第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結親法人の特定の地域において雇用者の数が過半数の場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八條 新租税特別措置法第六十八条の十五の二(第八項を除く。)の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十九條 新租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成三十年四月一日前に終了した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の十五の五第十一項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

(連結親法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十一條 新租税特別措置法第六十八条の十五の六(第四項を除く。)の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第八十二條 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十六の規定の適用については、同条第一項の表の第一号の上欄中「中小連結法人(同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小連結法人」とする。

2 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項(同項の表の第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八条の十八の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以前一年以内に終了した連結事業年度(施行日以前一年以内に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度、次項において「一年以内連結事業年度等」という。)につき新租税特別措置法第六十八条の十八第一項の規定(当該事業年度にあつては、新租税特別措置法第四十三条の三第一項の規定)を適用したならば

ば当該連結親法人又はその連結子法人のこれらの規定に規定する被災代替資産等に該当することとなる減価償却資産(新租税特別措置法第六十八条の四十二第一項各号に掲げる規定その他の政令で定める減価償却資産に関する特別を定めている規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「特別被災代替資産等」という。)については、次に定めるところによる。

一 当該連結親法人又はその連結子法人の施行日を含む連結事業年度(以下この項及び次項において「経過連結事業年度」という。)において、当該特別被災代替資産等を有する場合においては、当該経過連結事業年度において、当該特別被災代替資産等を新租税特別措置法第六十八条の四十第一項に規定する特別償却に關する規定の適用を受けたものと、当該特別被災代替資産等に係る新租税特別措置法第六十八条の十八第一項に規定する特別償却限度額(新租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する被災代替資産等に該当することとなるものにあつては、同項に規定する特別償却限度額。以下この項において同じ。)に相当する金額を新租税特別措置法第六十八条の四十第一項に規定する特別償却不足額と、それぞれみなして、同条(第三項を除く。)の規定を適用する。

二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併等(施行日以前に行われた適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては、施行日前に残余財産が確定した当該適格現物分配に限る。))をいう。第四号及び次項において同じ。により特別被災代替資産等の移転を受けた場合において、当該特別被災代替資産等をその経過連結事業年度において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。))に供するときは、当該連結親法人又はその連結子法人について、当該特別被災代替資産等を新租税特別措置法第六十八条の四十第四項に規定する特別償却対象資産と、当該経過連結事業年度(その移転を受けた日を含む連結事業年度を除く。))を同項に規定する移転を受けた日を含む連結事業年度(その移転を受けた日を含む連結事業年度を除く。))を同項に規定する移転を受けた日を含む連結事業年度と、当該特別被災代替資産等に係る新租税特別措置法第六十八条の四十一第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

三 当該連結親法人又はその連結子法人の経過連結事業年度において当該特別被災代替資産等を有する場合には、当該経過連結事業年度において、当該特別被災代替資産等につき第一号の規定によりみなして新租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合を除き、当該経過連結事業年度を新租税特別措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項に規定する積立適用後年度と、当該特別被災代替資産等を同条第二項又は第十二項の特別償却対象資産と、当該特別被災代替資産等に係る新租税特別措置法第六十八条の十八第一項に規定する特別償却限度額に相当する金額を新租税特別措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項に規定する満たない金額と、それぞれみなして、同条(第九項を除く。)の規定を適用する。

四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併等により特別被災代替資産等の移転を受けた場合において、当該特別被災代替資産等をその経過連結事業年度において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。))に供するときは、当該連結親法人又はその連結子法人について、当該特別被災代替資産等につき第二号の規定によりみなして新租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合を除き、当該特別被災代替資産等を新租税特別措置法第六十八条の四十一第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

五 前項の規定は、同項第一号又は第三号にあつては、これらの号の連結親法人又はその連結子法人の一年以内連結事業年度等から経過連結事業年度に規定する特別償却限度額を新租税特別措置法第六十八条の四十四第四項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

六 前項の規定は、同項第一号又は第三号にあつては、これらの号の連結親法人又はその連結子法人の一年以内連結事業年度等から経過連結事業年度に規定する特別償却限度額を新租税特別措置法第六十八条の四十四第四項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

七 前項の規定は、同項第一号又は第三号にあつては、これらの号の連結親法人又はその連結子法人の一年以内連結事業年度等から経過連結事業年度に規定する特別償却限度額を新租税特別措置法第六十八条の四十四第四項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

特別償却限度額に相当する金額を新租税特別措置法第六十八条の四十四第四項に規定する合併等特別償却不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

三 当該連結親法人又はその連結子法人の経過連結事業年度において当該特別被災代替資産等を有する場合には、当該経過連結事業年度において、当該特別被災代替資産等につき第一号の規定によりみなして新租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合を除き、当該経過連結事業年度を新租税特別措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項に規定する積立適用後年度と、当該特別被災代替資産等を同条第二項又は第十二項の特別償却対象資産と、当該特別被災代替資産等に係る新租税特別措置法第六十八条の十八第一項に規定する特別償却限度額に相当する金額を新租税特別措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項に規定する満たない金額と、それぞれみなして、同条(第九項を除く。)の規定を適用する。

四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併等により特別被災代替資産等の移転を受けた場合において、当該特別被災代替資産等をその経過連結事業年度において当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。))に供するときは、当該連結親法人又はその連結子法人について、当該特別被災代替資産等につき第二号の規定によりみなして新租税特別措置法第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合を除き、当該特別被災代替資産等を新租税特別措置法第六十八条の四十一第三項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

五 前項の規定は、同項第一号又は第三号にあつては、これらの号の連結親法人又はその連結子法人の一年以内連結事業年度等から経過連結事業年度に規定する特別償却限度額を新租税特別措置法第六十八条の四十四第四項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

六 前項の規定は、同項第一号又は第三号にあつては、これらの号の連結親法人又はその連結子法人の一年以内連結事業年度等から経過連結事業年度に規定する特別償却限度額を新租税特別措置法第六十八条の四十四第四項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

七 前項の規定は、同項第一号又は第三号にあつては、これらの号の連結親法人又はその連結子法人の一年以内連結事業年度等から経過連結事業年度に規定する特別償却限度額を新租税特別措置法第六十八条の四十四第四項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

業年度の直前の連結事業年度（経過連結事業年度の直前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）までの各連結事業年度について連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（経過連結事業年度までに開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第三十一号に規定する確定申告書の提出）をしていない場合（同項第一号の規定によりみなして新租税特別措置法第六十八条の四十第一項の規定を適用する場合には当該経過連結事業年度の連結確定申告書等に同号に規定する特別被災代替資産等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に、前項第三号の規定によりみなして新租税特別措置法第六十八条の四十一第一項の規定を適用する場合には当該経過連結事業年度の連結確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損算入に関する申告の記載及びその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に、それぞれ限るものとする。）に限り、前項第二号又は第四号にあっては、これらの号に規定する特別被災代替資産等の移転をした法人の一年以内連結事業年度等の開始の日からその適格合併等の日の前日（残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては、当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日。以下この項において同じ。）までの間に終了した各連結事業年度（当該前日まで終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）について連続して当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（当該前日まで終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第三十一号に規定する確定申告書の提出）をしていない場合、かつ、前項第二号又は第四号の連結親法人又はその連結子法人の当該適格合併等の日を含む連結事業年度から経過連結事業年度までの各連結事業年度（経過連結事業年度までに開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）について連続して当該連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（経過連結事業年度までに開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同条第三十一号に規定する確定申告書の提出）をしていない場合に限り、適用する。

6 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十八の規定の適用については、同条第二項中「中小連結法人（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小連結法人」とする。

7 新租税特別措置法第六十八条の三十四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十一号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する事業再編促進機械等について適用する。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十九年三月三十一日以前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十七条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

9 新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物等について適用する。

10 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第二号に掲げる建築物及び構築物並びに旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される同号に規定する財務省令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）については、旧租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第二号に掲げる建築物及び構築物並びに旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に掲げる構築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八条の三十五第一項中「第四十七条の二第三項第三号」とあるのは「第四十七条の二第三項第三号」とする。

「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十七条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第三項において「旧効力措置法」という。）第四十七条の二第三項第三号」と、同条第二項中「第四十七条の二第二項」と、同条第三項中「第四十七条の二第三項第二号」とあるのは「旧効力措置法第四十七条の二第二項」と、同条第三号とあるのは「旧効力措置法第四十七条の二第三項第三号」とする。

第八十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧産業競争力強化法第二十六条第一項に規定する特定事業再編計画について同項の認定を施行日前に受けたものの施行日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「同法」とあるのは「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号。以下この項及び第四項第一号において「産業競争力強化改正法」という。）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下この項及び同号において「旧産業競争力強化法」という。）と、同法」とあるのは「産業競争力強化改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、「記載された旧産業競争力強化法」と、「第五十五条の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第五十五条の三第一項」と、同条第三項及び第四項中「第五十五条の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」と、同項第一号中「産業競争力強化法」とあるのは「産業競争力強化改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法」と、同条第九項中「第五十五条の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第一項」とする。

（連結親法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十四条 新租税特別措置法第六十八条の七十（新租税特別措置法第六十四条第一項第三号の六に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十九年一月一日以後に都市計画法の規定に基づく決定（第五項及び第六項において「都市計画決定」という。）がされた都市計画に定められた被災市街地復興特別措置法第五条第一項の被災市街地復興推進地域（第五項及び第六項において「被災市街地復興推進地域」という。）において施行される同号の被災市街地復興土地画整理事業の施行区域内にある同号の土地等の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用する。

2 新租税特別措置法第六十八条の七十（新租税特別措置法第六十四条第一項第三号の七に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十九年一月一日以後に同号に規定する住宅被災市町村となつた市町村の区域において施行される同号に規定する第二種市街地再開発事業の施行区域内にある同号の土地等の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八条の七十一第十二項（新租税特別措置法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十月新法人税法第二条第十二号の十六に規定する株式交換等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八条の七十一第十八項（新租税特別措置法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の新租税特別措置法第六十八条の七十一第十八項に規定する指定期間の末日が施行日以後である同条第一項に規定する取用等又は新租税特別措置法第六十八条の七十二第一項に規定する換地処分等に係る新租税特別措置法第六十八条の七十一第八項に規定する特別勘定について適用する。

5 新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号の

被災市街地復興特別措置法の規定による買取りに係る部分に限る。の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十九年一月一日以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域内にある同号の土地等の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用する。

6 新租税特別措置法第六十八條の七十五（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十一号の二に係る部分及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十九年一月一日以後に都市計画決定がされた都市計画に定められた被災市街地復興推進地域において同号の被災市街地復興土地地区画整理事業が施行される場合における同号の保留地の対価の額に対応する部分の同日以後に行う譲渡に係る法人税について適用する。

7 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同表の第一号又は第八号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第一号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産）については、新租税特別措置法第六十八條の八十中「平成二十九年三月三十一日」とする。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、平成二十八年十二月一日から施行日の前日までの間に農業経営基盤強化促進法第十五條第一項の規定により旧基盤強化法第四條第四項第一号に規定する利用権の設定等（所有権の移転に限る。以下この項において「利用権の設定等」という。）を受けた旨の申出又は利用権の設定等についてあつせんを受けた旨の申出をしたものが施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に譲渡をする旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産については、同条から旧租税特別措置法第六十八條の八十まで（これらの号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「平成三十一年三月三十一日」と、同條第四項中「おいて第六十五條の七第一項」とあるのは「おいて所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法（以下この条及び次条において「旧効力単体措置法」という。）第六十五條の七第一項」と、第六十五條の七第一項中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「平成三十一年三月三十一日」と、同條第十五項及び第十六項中「第六十五條の八第七項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五條の八第七項」と、第六十五條の七第一項中「あるのは、旧効力単体措置法第六十八條の八十中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「平成三十一年三月三十一日」とする。

10 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八條の七十四から第六十八條の七十六の二まで、第六十八條の七十八から第六十八條の八十一まで及び第六十八條の八十五の規定の適用については、同法第六十八條の七十四第一項中「第六十八條の八十まで」とあるのは「第六十八條の八十まで若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第八十四條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで」と、同法第六十八條の七十六の二第一項中「第六十八條の八十まで」とあるのは「第六十八條の八十まで若しくは旧効力措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで」と、同法第六十八條の七十八第一項の表の第一号の上欄中「もの」とあるのは「もの（旧効力措置法第六十八條の七十八第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」と、同法第六十八條の八十一第一項第一号中「又は前三條」とあるのは「若しくは前三條又は旧効力措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで」と、同法第六十八條の七十九とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前三條」とあるのは「若しくは前三條又は旧効力措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで」と、同法第六十八條の八十五第四項中「又は第六十八條の七十九」とあるのは「若しくは第六十八條の七十九又は旧効力措置法第六十八條の七十八若しくは第六十八條の七十九」とする。

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、その有する旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第十号の上欄に掲げる資産のうち漁業（水産動物植物の採捕又は養殖の事業をいう。）の用に供されるものにつき施行日前に漁船法第二十七條の規定により農林水産大臣に対して試験の依頼をしたものが、施行日から令和元年十二月三十一日までの間に譲渡をする当該資産については、旧租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「令和元年十二月三十一日」と、同欄中「第六十五條の七第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び次条において「旧効力単体措置法」という。）第六十五條の七第一項」と、同條第四項中「第六十五條の七第一項の規定」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五條の七第一項の規定」と、「又は同條第一項」とあるのは「又は旧効力単体措置法第六十五條の七第一項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同條第十二項中「おいて第六十五條の七第一項」とあるのは「おいて旧効力単体措置法第六十五條の七第一項」と、「又は同條第一項」とあるのは「又は旧効力単体措置法第六十五條の七第一項」と、旧租税特別措置法第六十八條の七十九第一項中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「令和元年十二月三十一日」と、同條第十五項及び第十六項中「第六十五條の八第七項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十五條の八第七項」と、「又は第六十五條の七第一項」とあるのは「又は旧効力単体措置法第六十五條の七第一項」と、旧租税特別措置法第六十八條の八十中「平成二十九年三月三十一日」とあるのは「令和元年十二月三十一日」とする。

12 新租税特別措置法第六十八條の七十九第十二項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行われる十月新法人税法第二條第十二号の十六に規定する株式交換等について適用し、同日以前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第六十八條の七十九第二十二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規定する取得指定期間の末日が施行日以後である同條第一項に規定する譲渡をした資産に係る同條第八項に規定する特別勘定について適用する。

14 新租税特別措置法第六十八條の八十三第十三項の規定は、平成二十九年十月一日以後に行わ

れる十月新法人税法第二条第十二号の十六に規定する株式交換等について適用し、同日前に行われた株式交換については、なお従前の例による。

(連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第六十八条の九十一(第十一項を除く。)の規定は、同条第二項第一号以後に開始する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額並びに同条第四項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の九十一第一項の規定は、同項各号に掲げる外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十六項に規定する特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の九十一第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十一第一項に規定する特定外国子会社等の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八条の九十一第四項から第七項までの規定は、同条第四項に規定する

外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

5 新租税特別措置法第六十八条の九十三の二(第十一項を除く。)の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額並びに同条第四項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項の規定は、同項各号に掲げる外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第六項に規定する特定外国法人の同日前に開始した事業年度の同項に規定する財務省令で定める書類については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項から第三項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の三第一項に規定する特定外国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又は個別部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項から第七項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

第八十六条 施行日から附則第一条第一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九十八第一項の規定の適用については、同項ただし書中「同条第五項」とあるのは、「及び同条第五項」と、「災害損失欠損金額(次項において「災害損失欠損金額」という。)及び設備廃棄等欠損金額」とあるのは「災害損失欠損金額」とする。

第八十七条 施行日から平成二十九年九月三十日までの間における新租税特別措置法第六十八条の百九の二第三項の規定の適用については、同項中「同法」とあるのは、「法人税法」とする。

第八十八条 新租税特別措置法第六十九条の六から第六十九条の八までの規定は、平成二十九年一月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

2 新租税特別措置法第六十九条の六第一項に規定する特定非常災害発生日(平成二十八年四月一日以後の日)に限る。次項において「特定非常災害発生日」という。前項、かつ、平成二十九年一月一日前に相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項(租税特別措置法第七十条の二の六第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。により財産を取得した者があり、かつ、当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が当該特定非常災害発生日以後である場合において、その者が当該相続又は遺贈により取得した財産で当該特定非常災害発生日において所有していたものうちに、新租税特別措置法第六十九条の六第一

項に規定する特定土地等又は特定株式等があるときは、当該相続又は遺贈により財産を取得した者は、新租税特別措置法第六十九条の六及び第六十九条の八の規定の適用を受けることができる。

3 平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に贈与により取得した財産で特定非常災害発生日において所有していたものうちに、新租税特別措置法第六十九条の六第一項に規定する特定土地等又は特定株式等がある場合には、当該贈与により財産を取得した者は、新租税特別措置法第六十九条の七及び第六十九条の八の規定の適用を受けることができる。

4 新租税特別措置法第七十条の二第八項から第十三項までの規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成二十九年一月一日以後に贈与により取得する同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

5 平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までの間に贈与により取得した旧租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について同条第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者は、同年四月一日以後に発生した災害(新租税特別措置法第七十条の二第八項第一号に規定する災害に相当する災害をいう。第八項において同じ。)により、旧租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用に係る住宅用家屋の滅失(通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含む。第八項及び附則百四十二条第二項において同じ。)により当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなくなった場合、旧租税特別措置法第七十条の二第一項各号に規定する期限までに当該住宅用の家屋の新築、取得若しくは同条第二項第四号に規定する増改築等ができなかった場合、当該期限までに当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなかった場合又は同条第四項各号に規定する期限までに当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなかった場合には、新租税特別措置法第七十条の二第八項から第十一項までの規定の適用を受けることができる。

6 新租税特別措置法第七十条の二の二第七項の規定は、平成二十九年六月一日以後に同項に規定する領収書の提出又は提供をする場合について適用する。

7 新租税特別措置法第七十条の三第八項から第十一項までの規定は、同条第三項第一号に規定する

する特定受贈者が平成二十九年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

8 平成二十七年一月一日から平成二十八年十二月三十一日までの間に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の第三項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について同条第一項の規定の適用を受けた同条第三項第一号に規定する特定受贈者は、同年四月一日以後に発生した災害により、同条第一項の規定の適用に係る住宅用の家屋の滅失により当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなくなった場合、同項各号に規定する期限までに当該住宅用の家屋の新築、取得若しくは同条第三項第四号に規定する増改築等ができなかった場合、当該期限までに当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなかつた場合又は同条第四項各号に規定する期限までに当該住宅用の家屋を居住の用に供することができなかつた場合には、新租税特別措置法第七十条の第三項第八号から第十一项までの規定の適用を受けることができる。

9 新租税特別措置法第七十条の六の四の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第三号に規定する特例施業対象山林に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六の四第二項第三号に規定する特例施業対象山林に係る相続税については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第七十条の七の規定は、平成二十九年一月一日以後に贈与により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

11 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同条第三十項から第三十四項までの規定を適用する。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十二年旧法」という。）第七十条の七

第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

二 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）第十七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十三年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十五年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

五 旧租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

12 前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の七第三十項から第三十四項までの規定は、次に掲げる会社が、平成二十八年四月一日以後に発生した同条第三十一項に規定する災害等により同条第三十項各号に掲げる場合に該当することとなった場合について適用する。

一 前項第一号に掲げる経営承継受贈者が有する平成二十二年旧法第七十条の七第一項の特例受贈非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定贈与承継会社

五 前項第五号に掲げる経営承継受贈者が有する旧租税特別措置法第七十条の七第一項の特例受贈非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定贈与承継会社

13 新租税特別措置法第七十条の七の二の規定は、平成二十九年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

14 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同条第三十一項から第三十四項まで及び第三十九項の規定を適用する。この場合において、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 平成二十二年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

二 平成二十三年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

三 平成二十五年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

四 平成二十七年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

五 旧租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

項の特例非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定承継会社

三 前項第三号に掲げる経営承継相続人等が有する平成二十五年旧法第七十条の七の二第一項の特例非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定承継会社

四 前項第四号に掲げる経営承継相続人等が有する平成二十七年旧法第七十条の七の二第一項の特例非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定承継会社

五 前項第五号に掲げる経営承継相続人等が有する旧租税特別措置法第七十条の七の二第一項の特例非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定承継会社

16 新租税特別措置法第七十条の七の四の規定は、平成二十九年一月一日以後に新租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同条第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係る相続税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた同条第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

17 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同条第十六項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第三十一項及び第三十二項並びに新租税特別措置法第七十条の七の四第十七項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第三十三項及び第三十四項の規定を適用する。この場合において、当該経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 平成二十二年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

二 平成二十三年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

三 平成二十五年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

四 平成二十七年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者

五 旧租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続継受贈者

18 前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の第三十一項及び第三十二項並びに新租税特別措置法第七十条の七の四第十七項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の第三十三項及び第三十四項の規定は、次に掲げる会社が、平成二十八年四月一日以後に発生した新租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の第三十二項に規定する災害等により新租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の第三十一項各号に掲げる場合に該当することとなった場合について適用する。

- 一 前項第一号に掲げる経営相続継受贈者が有する平成二十二年旧法第七十条の七の四第一項の特例相続非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定相続継受贈者
- 二 前項第二号に掲げる経営相続継受贈者が有する平成二十三年旧法第七十条の七の四第一項の特例相続非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定相続継受贈者
- 三 前項第三号に掲げる経営相続継受贈者が有する平成二十五年旧法第七十条の七の四第一項の特例相続非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定相続継受贈者
- 四 前項第四号に掲げる経営相続継受贈者が有する平成二十七年旧法第七十条の七の四第一項の特例相続非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定相続継受贈者
- 五 前項第五号に掲げる経営相続継受贈者が有する旧租税特別措置法第七十条の七の四第一項の特例相続非上場株式等に係る同条第二項第一号に規定する認定相続継受贈者

所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する者が同条に規定する土地を取得した場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 2 施行日前に旧租税特別措置法第八十二条に規定する公社管理道路運営権者が同条に規定する公共施設等運営権の設定を受けた場合における当該公共施設等運営権の設定の登録に係る登録免許税については、なお従前の例による。
- 3 新租税特別措置法第八十四条の四の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同条第一項に規定する自然災害（以下この条において「自然災害」という。）に係る同項に規定する滅失建物等に代わる建物の新築又は取得をする場合における当該建物の所有権の保存若しくは移転又は新租税特別措置法第八十四条の四第二項に規定する当該建物等を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。
- 4 新租税特別措置法第八十四条の四の規定は、同条第一項に規定する被災者等（第六項において「被災者等」という。）が平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間に発生した自然災害に係る同条第一項に規定する滅失建物等に代わる建物の新築又は取得をした場合において、当該期間内に受けた当該建物の所有権の保存若しくは移転又は同条第二項に規定する当該建物等を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、同条第一項中「については、財務省令で定めるところにより当該自然災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に受けるものに限る」とあるのは「のうち平成二十八年四月一日から所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行の日の前日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受けた」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。
- 5 新租税特別措置法第八十四条の五の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した自然災害に係る同条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の取得をする場合における当該土地の所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転又は同条第二項に規定する当該土地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。

6 新租税特別措置法第八十四条の五の規定は、被災者等が平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間に発生した自然災害に係る同条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の取得をした場合において、当該期間内に受けた当該土地の所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転又は同条第二項に規定する当該土地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、同条第一項中「については、財務省令で定めるところにより当該自然災害の発生した日から同日以後五年を経過する日までの間に受けるものに限る」とあるのは「のうち平成二十八年四月一日から所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行の日の前日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受けた」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

- 第九十条 新租税特別措置法第八十六条の五の規定は、同条第一項に規定する指定日（施行日以後に到来する場合における被災日（同項に規定する被災日という。以下この条において同じ。）の属する課税期間（消費税法第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この条において同じ。）から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に発生した特定非常災害（新租税特別措置法第八十六条の五第一項に規定する特定非常災害をいう。以下この条において同じ。）に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた者のうち政令で定める者については、新租税特別措置法第八十六条の五の規定は、当該特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定により延長された期限として政令で定める日（施行日以後に到来する場合における被災日の属する課税期間から適用する。この場合における新租税特別措置法第八十六条の五の規定の適用については、同条第一項中「国税庁長官が当該特定非常災害の状況及び当該特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律

第四号）附則第九十条第二項に規定する政令で定める日」と、「を同項」とあるのは「を消費税法第九條第四項」とする。

- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定は、施行日前一年以内に発生した特定非常災害の被災者である事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）のうち当該各号に定める事業者の施行日以後に終了する課税期間（前二項の規定により新租税特別措置法第八十六条の五の規定の適用を受ける課税期間を除く。）について適用する。
- 一 新租税特別措置法第八十六条の五第二項 被災日前に消費税法第九條第四項の規定による届出書を提出した事業者であつて、当該特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた事業者
- 二 新租税特別措置法第八十六条の五第四項 当該特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた事業者
- 三 新租税特別措置法第八十六条の五第五項 次に掲げる事業者
  - イ 被災日前に高額特定資産の仕入れ等を行った場合（消費税法第十二條の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合をいう。ロ及び第五号において同じ。）に該当していた事業者であつて、当該特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた事業者
  - ロ 被災日から平成三十年十二月三十一日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当することとなつた事業者であつて、当該特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた事業者
- 四 新租税特別措置法第八十六条の五第六項 当該特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた事業者
- 五 新租税特別措置法第八十六条の五第七項 次に掲げる事業者
  - イ 被災日前に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当していた事業者であつて、当該特定非常災害に係る国税通則法第十一條の規定の適用を受けた事業者
  - ロ 被災日から平成三十年十二月三十一日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に該当するこ



となつた事業者であつて、当該特定非常災害に係る国税通則法第十一条の規定の適用を受けた事業者

六 新租税特別措置法第八十六条の五第九項被災日前に消費税法第三十七条第一項の規定による届出書を提出した事業者であつて、当該特定非常災害に係る国税通則法第十一条の規定の適用を受けた事業者

第九十一条 別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであつた旧租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る酒税については、なお従前の例による。

2 令和二年十月一日から令和八年九月三十日までとの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る同条の規定の適用については、同条第一号中「十度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、同条第二号中「十度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、「十度」とあるのは「八度」とする。

3 前項の場合において、所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第十五条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この項において「平成三十年新租税特別措置法」という。)第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、新租税特別措置法第八十七条の三第一項、所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「新震災特例法」という。)第四十三条の二第一項及び所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この項において「令和三年新震災特例法」という。)第四十三条第一項の規定の適用については、平成三十年新租税特別措置法第八十七条第一項中「次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」と、新租税特別措置法第八十七条の三第一項中「前条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される前条」と、新震災特例法第四十三条の二第一項及び令和三年新震災特例法第四十三条第一項中「第八十七条の二」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される第八十七条の二」と、「同項」とあるのは「同法第八十七条第一項」とする。

第九十二条 新租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定は、平成二十九年十月一日以後に、同条第七項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同条第一項に規定する非居住者に対し、同項に規定する酒類で輸出するため同項に規定する方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出する酒類について適用する。

2 平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第八十七条の六第一項及び第二項の規定の適用については、同条第十一項中「規定は第三項」とあるのは「規定は、第三項」と、「同法第七十四条の四第三項、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者について、それぞれ準用する」とあるのは「準用する」と、「酒類製造者等(酒類製造者」とあるのは「酒類製造者」と、「同じ」とあるのは「第三項において同じ」とあるのは「同じ」と、「同条第三項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等」と、「これららの者」とあるのは「その者」と読み替える」とあるのは「読み替える」と、同条第十二項中「同条第一項」とあるのは、「同条第一項」と、「酒類製造者等」とみなして同法第二十八項」とあるのは「酒類製造者等」とみなして、同法第二十七項」と、「第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の四第

三項の規定が準用される第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者と取引があると認められる者は同条第三項に規定する者とみなして同法第二十八項(第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。)及び第百三十条の規定を、それぞれ適用する」とあるのは「第百二十九条の規定を適用する」とする。

3 新租税特別措置法第八十七条の六第七項の許可を受けようとする酒類製造者は、平成二十九年十月一日前においても、同項の規定の例により、輸出酒類販売場の許可を受けようとする酒類の製造場の所在地の所轄税務署長に対し、許可を受けるための申請をすることができる。ただし、同日までに当該許可を受けようとする酒類製造者は、同年六月三十日までに、その申請をしなければならない。

4 税務署長は、前項の規定により新租税特別措置法第八十七条の六第七項の許可の申請を受けた場合は、平成二十九年十月一日前においても、同項の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、同項の規定の例により許可を受けたときは、同日において同項の規定により許可を受けたものとみなす。(自動車重量税の特例に関する経過措置)

第九十三条 平成二十九年五月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車(租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。第五項において同じ。)に係る旧租税特別措置法第九十条の十二第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第九十条の十二第四項第一号イに掲げる検査自動車(同条第一項第三号に規定する電力併用自動車及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三条に規定する軽自動車を除く。次項において同じ。)で平成二十九年五月一日から平成三十年四月三十日までの間において新租税特別措置法第九十条の十二の規定の適用がないもの(次項において「平成二十九年本則税率適用車」という。)について当該期間内に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税については、新租税特別措置法第九十条の十一の規定を、適用しない。

3 旧租税特別措置法第九十条の十二第四項第一号イに掲げる検査自動車(平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの間において新租税特別措置法第九十条の十二の規定の適用がないもの(平成二十九年本則税率適用車を除く。))について当該期間内に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税については、新租税特別措置法第九十条の十一の規定は、適用しない。

4 新租税特別措置法第九十条の十二の二の規定は、施行日以後に法定納期限(国税通則法第二十条第八項に規定する法定納期限をいう。次項及び第八項において同じ。)の到来する自動車重量税について適用する。

5 国土交通大臣等(自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十条に規定する国土交通大臣等をいう。次項において同じ。)は、自動車検査証の交付等(同法第二条第一項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下この項及び次項において同じ。)を受けた者が同法第八号、第十号、第十條の二又は第十二条第二項から第四項までの規定により当該自動車検査証の交付等に係る検査自動車につき納付すべき自動車重量税(施行日前に法定納期限の到来したものに限り)の額の全部又は一部を納付していない事実をその法定納期限後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該自動車検査証の交付等を受けた者以外の者(以下第七項までにおいて「第三者」という。)にあるときは、同法第十三条第一項の規定による通知に先立ち、当該第三者(当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。次項及び第七項において同じ。)に対し、当該納付していない自動車重量税の納付を申し出る機会を与えることができる。

6 国土交通大臣等は、前項の規定による申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、自動車重量税法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該第三者の同項に規定する納税地の所轄税務署長に対し、同項の規定による通知をしなければならない。この場合においては、当該第三者を当該通知に係る自動車検査証の交付等を受けた者とみなして、これに当該通知に係る自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を課する。

3 旧租税特別措置法第九十条の十二第四項第一号イに掲げる検査自動車(平成三十年五月一日から平成三十一年四月三十日までの間において新租税特別措置法第九十条の十二の規定の適用がないもの(平成二十九年本則税率適用車を除く。))について当該期間内に初めて道路運送車両法第六十条第一項又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合には、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税については、新租税特別措置法第九十条の十一の規定は、適用しない。

4 新租税特別措置法第九十条の十二の二の規定は、施行日以後に法定納期限(国税通則法第二十条第八項に規定する法定納期限をいう。次項及び第八項において同じ。)の到来する自動車重量税について適用する。

5 国土交通大臣等(自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十条に規定する国土交通大臣等をいう。次項において同じ。)は、自動車検査証の交付等(同法第二条第一項第二号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下この項及び次項において同じ。)を受けた者が同法第八号、第十号、第十條の二又は第十二条第二項から第四項までの規定により当該自動車検査証の交付等に係る検査自動車につき納付すべき自動車重量税(施行日前に法定納期限の到来したものに限り)の額の全部又は一部を納付していない事実をその法定納期限後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該自動車検査証の交付等を受けた者以外の者(以下第七項までにおいて「第三者」という。)にあるときは、同法第十三条第一項の規定による通知に先立ち、当該第三者(当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。次項及び第七項において同じ。)に対し、当該納付していない自動車重量税の納付を申し出る機会を与えることができる。

6 国土交通大臣等は、前項の規定による申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、自動車重量税法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該第三者の同項に規定する納税地の所轄税務署長に対し、同項の規定による通知をしなければならない。この場合においては、当該第三者を当該通知に係る自動車検査証の交付等を受けた者とみなして、これに当該通知に係る自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を課する。

7 第五項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

8 第六項の規定の適用がある場合における自動車重量税の額については、その法定納期限の翌日から当該自動車重量税の額に係る国税通則法第三十六条第二項に規定する納税告知書に記載された納期限までの期間は、同法第六十条第二項の規定による延滞税の計算の基礎となる期間に算入しない。

9 前二項に定めるもののほか、第六項後段の規定の適用がある場合における自動車重量税法の規定の適用に関し必要な技術的読替その他第五項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

10 新租税特別措置法第九十条の十五の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同条第二項に規定する自然災害に係る同項に規定する被災自動車について適用する。

**第九十四条** 新租税特別措置法第九十一条の二及び第九十一条の四の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した新租税特別措置法第九十一条の二第二項に規定する自然災害に係る同項に規定する不動産譲渡契約書等又は同日以後に発生した新租税特別措置法第九十一条の四第一項に規定する災害に係る同項に規定する消費貸借契約書について適用する。

2 新租税特別措置法第九十一条の二第一項又は第九十一条の四の規定により印紙税を課さないこととされるこれらの規定に規定する不動産譲渡契約書等又は消費貸借契約書で平成二十八年四月一日から施行日の前日までの間に作成したのものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、当該納付された印紙税を印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十四条第一項の過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。

（関税率率法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

**第三百三十九条** 関税率率法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日である場合には、前条の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

**第四百十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の

規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第四百十一条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年四月一四日法律第一五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第十九条から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二十九年六月九日法律第五十四号）抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中地方自治法第九十六条及び第九十九条の三の改正規定、同法第二百条の次に二条を加える改正規定並びに同法第二百二十二条の七、第二百五十二条の十三、第二百五十二条の二十七第二項、第二百五十二条の三十三第二項及び第二百五十二条の三十六並びに附則第九条の改正規定、第二条中地方公営企業法第三十条の改正規定、第三条（地方独立行政法人法第十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法第二十三条第一項の改正規定（含む））の下に「、第十九条の二第二項及び第四項」を加える部分に限る。を除く。）の規定並びに第四条中市町村の合併の特例に関する法律

第四十五条の改正規定並びに次条第二項並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七項から第十項まで、第十三項及び第十六項、第五条第一項、第八条、第九条並びに第十二条の規定。平成三十年四月一日

附則（平成二十九年六月二三日法律第七十四号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第二十五条の規定。公布の日（次号において「公布日」という。）

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

**第十七条** 前条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「新租税特別措置法」という。）第二十五条の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七条の三及び第六十八条の百一の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（法人税法（昭和四十二年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）分の法人税及び連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）にある連結子法人（法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第二十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成三〇年三月三十一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第四項の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定及び同法第九十条の十四の改正規定。平成三十年五月一日

三 次に掲げる規定。平成三十年十月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二の改正規定（同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）

四 次に掲げる規定。平成三十一年一月一日

イからハまで 略

ト 第十五条中租税特別措置法第五条の二第二項第七号及び第五号の三第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分（平成三十四年法律第五十一号）を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の三第三十七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第一百条及び第四百二十二条の規定

五 次に掲げる規定。平成三十一年四月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第六十七条の五第一項の改正規定（中小企業者又は「を」中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は「に」改める部分に限る。）及び同法第六十八条の百二の二第一

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第四項の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定及び同法第九十条の十四の改正規定。平成三十年五月一日

三 次に掲げる規定。平成三十年十月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二の改正規定（同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）

四 次に掲げる規定。平成三十一年一月一日

イからハまで 略

ト 第十五条中租税特別措置法第五条の二第二項第七号及び第五号の三第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分（平成三十四年法律第五十一号）を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の三第三十七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第一百条及び第四百二十二条の規定

五 次に掲げる規定。平成三十一年四月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第六十七条の五第一項の改正規定（中小企業者又は「を」中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は「に」改める部分に限る。）及び同法第六十八条の百二の二第一

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第四項の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定及び同法第九十条の十四の改正規定。平成三十年五月一日

三 次に掲げる規定。平成三十年十月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二の改正規定（同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）

四 次に掲げる規定。平成三十一年一月一日

イからハまで 略

ト 第十五条中租税特別措置法第五条の二第二項第七号及び第五号の三第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分（平成三十四年法律第五十一号）を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の三第三十七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第一百条及び第四百二十二条の規定

五 次に掲げる規定。平成三十一年四月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第六十七条の五第一項の改正規定（中小企業者又は「を」中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は「に」改める部分に限る。）及び同法第六十八条の百二の二第一

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第四項の改正規定、同法第九十条の十三の改正規定及び同法第九十条の十四の改正規定。平成三十年五月一日

三 次に掲げる規定。平成三十年十月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二の改正規定（同条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める部分を除く。）

四 次に掲げる規定。平成三十一年一月一日

イからハまで 略

ト 第十五条中租税特別措置法第五条の二第二項第七号及び第五号の三第四項第四号の改正規定、同法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定（同条第五項第二号に係る部分、同項第四号に係る部分及び同条第九項に係る部分（平成三十四年法律第五十一号）を削る部分に限る。）を除く。）、同法第四十条の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十条の三の三第二十項の改正規定、同法第四十一条の三第三十七項第四号の改正規定、同法第四十一条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定（同条第一項中「が千」を「が百」に改める部分を除く。）、同法第四十二条の三第四項の改正規定、同法第六十六条の四第二十五項の改正規定、同法第六十七条の十六の改正規定並びに同法第六十八条の八十八第二十六項の改正規定並びに附則第七十四条、第七十六条、第八十四条、第一百条及び第四百二十二条の規定

五 次に掲げる規定。平成三十一年四月一日

イ 略

ロ 第十五条中租税特別措置法第六十七条の五第一項の改正規定（中小企業者又は「を」中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は「に」改める部分に限る。）及び同法第六十八条の百二の二第一



の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五号第四項第五号に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加える部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定、同法第六十五号の七第十四項の改正規定、同法第六十八号の十五の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（平成三十年三月三十一日）を「平成三十年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同法第六十八号の十五の二の見出しの改正規定、同条第三項の改正規定（「連結子法人（認定事業者であるものに限る）」の下に「以下この項においてそれぞれ「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という」を加え、）の合計を乗じて計算した金額を「以下この項において「連結内地方事業所特別基準雇用者数」という。）」の合計を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五号第四項第五号に規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該適用年度の連結内地方事業所特別基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額（）に改める部分及び（）を乗じて計算した金額（）を「以下この項において「加入法人地方事業所特別基準雇用者数」という。）」を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第四項第五号に規定する準地方活力向上地域内にある場合には二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結法人の当該適用年度の加入法人地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とし、）に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項第七号の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）、同項第十二号の改正規定及び同法第六十八号の七第十四項の改正規定並びに附則第八十三号第二項の規定、地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行の日

十六 第十五条中租税特別措置法第七十条の四第二項の改正規定（同項第一号及び第四号に係る部分を除く。）、同法第七十条の四の第二項の改正規定、同法第七十条の六の第一項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同条第二項第一号の改正規定、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同条第六項の改正規定、同条第三十九項第四号の改正規定、同法第七十条の六の二第一項の改正規定、同法第七十条の六の四第十五項第二号及び第六号の改正規定、同条第十六項の改正規定、同条を同法第七十条の六の六とし、同条の次に一項を加える改正規定（同法第七十条の六の四を同法第七十条の六の六とする部分に限る。）、同法第七十条の六の三の次に二項を加える改正規定、同法第七十条の八第四項の改正規定、同法第七十条の八の二第四項第二号の改正規定、同法第九十三号第五項の改正規定（第七十条の六の四第十九項）を「第七十条の六の六第十九項」に改める部分に限る。）並びに同法第九十八号の表の改正規定（同表の都道府県の項中「第七十条の六の四第二十項」を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分及び同表の市町村の項に係る部分に限る。）並びに附則第一百八号第十二項、第十七項及び第十八項並びに第三百三十七号（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の項第一号の改正規定（第七十条の六の四第二十項）を「第七十条の六の六第二十項」に改める部分に限る。）及び同項第二号の改正規定に限る。）及び都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の施行の日

九項の規定、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十二号）の施行の日

十八 第十五条中租税特別措置法第八十三条の二を同法第八十三条の二とし、同法第八十三条の次に一項を加える改正規定、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日

十九 第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の次に二項を加える改正規定（同法第八十四条の二の二に係る部分に限る。）、道路法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第六号）の施行の日

二十 第十五条中租税特別措置法第八十四条の二の次に二項を加える改正規定（同法第八十四条の二の三第二項に係る部分に限る。）、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の施行の日

二十一 第十五条中租税特別措置法第八十四条の七第四項の改正規定、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二十二 第十五条中租税特別措置法第九十条の十二第一項第四号イ（二）の改正規定（「昭和五十四年法律第四十九号」を削る部分を除く。）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日

第五十六条 第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第三条第三項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和二年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する一般利子等について適用する。（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第五十七条 新租税特別措置法第八号の二第五項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和二年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等について適用する。（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置）

第五十八条 新租税特別措置法第八号の四第三項第四号の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

的施設を有する非居住者が令和二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等について適用し、第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第八号の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。（確定申告を要しない配当所得等に関する経過措置）

第五十九条 新租税特別措置法第八号の五第一項及び第二項の規定は、同条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和二年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等について適用し、旧租税特別措置法第八号の五第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置）

第六十条 新租税特別措置法第九号の三の二第一項、第三項及び第五項から第七項までの規定は、同条第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して令和二年一月一日以後に支払われる同項に規定する上場株式等の配当の三の二第二項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して同日前に支払われた同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等に関する経過措置）

第六十一条 新租税特別措置法第九号の六の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する特定目的会社の同項に規定する利益の配当について適用する。

2 新租税特別措置法第九号の六の二の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる同条第一項に規定する投資法人の同項に規定する配当等について適用する。

3 新租税特別措置法第九号の六の三の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる特定目的信託の剰余金の配当について適用する。

4 新租税特別措置法第九号の六の四の規定は、令和二年一月一日以後に支払われる同条第一項

に規定する特定投資信託の剰余金の配当について適用する。  
 (高度省エネルギー増進設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)  
**第六十二条** 施行日からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十五号)の施行の日(前日)までの間における新租税特別措置法第十条の第二項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十年四月一日(第二号及び第三号に掲げるもの)にあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(平成三十年法律第四十五号)の施行の日(前日)までの間における新租税特別措置法第十条の第二項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	平成三十年四月一日
一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七條第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八條第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者(同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業(以下この号において「特定連鎖化事業」という。))の同項に規定する加盟者(以下この号において「特定加盟者」という。)を含む。同法第十五條第一項又は第二十六條第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において記載されたエネルギー(同法第二條第一項に規定するエネルギーをいう。以下第三号までにおいて同じ。)の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの(当該特定加盟者の同法第二十六條第一項の計画に係るもの)	一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七條第三項ただし書に規定する特定事業者 同法第十四條第一項の規定により同項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記載されたエネルギー(同法第二條第一項に規定するエネルギーをいう。以下この号及び次号において同じ。)の使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの

あつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三條第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。  
 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六條第一項の認定を受けた同項の工場等を設置している者 当該認定に係る同法第四十七條第三項に規定する連携省エネルギー計画に記載された同法第四十六條第一項に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設(次号において「取得等」という。)をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの  
 二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十九條第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業(以下この号において「特定連鎖化事業」という。))の同項に規定する加盟者(以下この号において「特定加盟者」という。)を含む。同法第十四條第一項(同法第十九條の第二項において準用する場合に限る。以下この号において同じ。)の規定により同法第十四條第一項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記

載されたエネルギーの使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの(当該特定加盟者の同項の計画に係るもの)にあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三條第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。  
 (エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)  
**第六十三条** 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の第二項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。  
**第六十四条** 新租税特別措置法第十条の五の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

での期間をいう。附則第八十四條第一項において同じ。))以後の各年に限る。))において旧租税特別措置法第十条の五第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす場合には、当該適用年における新租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、次に定めるところによる。  
 一 新租税特別措置法第十条の五第一項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとする。  
 二 新租税特別措置法第十条の五第一項中「金額を超える」とあるのは「金額(前条第三項の規定により当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超える」と、同項第二号イ中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、同号ハ中「イ及びロに」とあるのは「イに」とする。  
 三 新租税特別措置法第十条の五第二項第二号ロ及び第五項の規定は、適用しない。  
 四 前項の規定は、新租税特別措置法第十条の五第七項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。  
 4 施行日から附則第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の五の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第三項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同項第二号中「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同号イ又はロに掲げる地域」とあるのは「同号に規定する地方活力向上地域」とする。  
 (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置)  
**第六十五条** 新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
**第六十六条** 施行日から附則第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、同条第一項第十三号中「第十条の五の四第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第五項中「第七号又は第十三号の二」とあるのは「又は第七号」と、同項第一号中「第十条の五の四第三項

2 施行日前に地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七條の二第三項の認定を受けた個人(施行日以後に同項の認定(同条第四項の規定による変更の認定を含む。)を受けた個人を除く。))が、新租税特別措置法第十条の五第三項第一号に規定する適用年(令和元年(平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日まで

第五号」とあるのは「前条第三項第五号」と、同項第二号中「第十条の五の四第三項第七号」とあるのは「前条第三項第七号」と、同条第六項中「第十条の四第六項及び前条第六項」とあるのは「及び第十条の四第六項」とする。

**第六十七條** 新租税特別措置法第十一條第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設を適用する同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2 新租税特別措置法第十三條の規定は、令和元年分以後の所得税について適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧租税特別措置法第十三條の第二項に規定する基準適合認定を受けた個人の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産及び施行日前に同項に規定する特例基準適合認定を受けた個人の同項に規定する特例認定適用年（平成三十年から令和二年までの各年に限る。）の同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（特定災害防止準備金に関する経過措置）  
**第六十八條** 新租税特別措置法第二十條の二（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同項第一号に規定する確認を受ける場合におけるその確認を受ける日の属する年分の所得税及び個人が施行日以後に同項第二号に規定する許可を取り消される場合におけるその取り消される日の属する年分の所得税について適用する。

（農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置）  
**第六十九條** 新租税特別措置法第二十四條の二及び第六十四條の三（新租税特別措置法第二十四條の二の第二項第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同号に規定する農用地等の同号に規定する取得等をする場合におけるその取得等をする日の属する年分の所得税について適用する。

（青色申告特別控除に関する経過措置）  
**第七十條** 新租税特別措置法第二十五條の二の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人はその承認を受けている年分（令和二年分に限る。）の所得税に係る所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この項において「令和三年改正法」という。）第七條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「令和三年改正前租税特別措置法」という。）第二十五條の第二項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類については、当該個人が令和二年における当該帳簿書類の備付けを開始する日において当該帳簿書類に係る令和三年改正法第十二條の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下この項において「令和三年改正前電子帳簿保存法」という。）第四條第一項又は第五條第一項の承認を受けていない場合であつて、同日の三月前の日が、当該帳簿書類に係る令和三年改正前電子帳簿保存法第七條第一項（令和三年改正前電子帳簿保存法第九條において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出がされた日又は令和三年改正前電子帳簿保存法第八條第二項（令和三年改正前電子帳簿保存法第九條において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた日以後一年以内の日でない場合には、令和三年改正前租税特別措置法第二十五條の第二項第一号中「その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四條第一項又は第五條第一項の承認を受けて」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第七十條第二項の規定により読み替えられた所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第十二條の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六條第一項（同法第九條において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づき同法第四條第一項又は第五條第一項の承認を受けて前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものに係る同法第二條第三号に規定する電磁的記録の備付けを開始する日から令和二年十二月三十一日までの間における当該帳簿書類にあつては」と、同法

第二條第三号」とあるのは「同号」とし、令和三年改正前電子帳簿保存法第四條第一項及び第五條第一項中「最初の記録段階から一貫して」とあるのは「令和二年において電磁的記録の備付けを開始する日から一貫して」と、令和三年改正前電子帳簿保存法第六條第一項及び第五條第一号中「国税関係帳簿の備付けを開始する日」とあるのは「国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付けを開始する日」として、これらの法律の規定を適用することができる。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）  
**第七十一條** 新租税特別措置法第二十六條（第二項第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第二十六條第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例に関する経過措置）  
**七十二條** 新租税特別措置法第二十七條の規定は、令和二年分以後の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）  
**七十三條** 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七條の七第一項に規定する土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）  
**七十四條** 新租税特別措置法第三十七條の第十四項（第二号及び第四号に係る部分を除く。）第十項から第十六項まで及び第二十七項の規定は、平成三十一年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する提出をする同号に規定する非課税口座簡易開設届出書について適用する。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）  
**七十五條** 新租税特別措置法第四十條第三項の規定は、施行日以後にされる同条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第四十條第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同号に規定する財産の譲渡について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第四十條第五項に規定する財産の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされた旧租税特別措置法第四十條第五項に規定する財産の譲渡については、なお従前の例による。

（国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税に関する経過措置）  
**七十六條** 個人が平成三十一年一月一日以前に行つた旧租税特別措置法第四十條の二第二項に規定する重要な有形民俗文化財の譲渡については、なお従前の例による。

（居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）  
**七十七條** 新租税特別措置法第四十條の四第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十條の四第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の七第二項、第六項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の七第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八條 新租税特別措置法第四十一条の二の二第四項から第六項まで及び第九項(これらの規定を新租税特別措置法第四十一条の三の二第二十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和二年十月一日以後に提出する新租税特別措置法第四十一条の二の二第二項に規定する申告書について適用する。

(所得金額調整控除に関する経過措置)

第七十九條 新租税特別措置法第四十一条の三の三の規定は、令和二年分以後の所得税について適用する。

(年末調整に係る所得金額調整控除に関する経過措置)

第八十條 新租税特別措置法第四十一条の三の四の規定は、令和二年一月一日以後に支払うべき同条第一項に規定する給与等について適用する。

(公的年金等控除の最低控除額等の特例に関する経過措置)

第八十一條 新租税特別措置法第四十一条の三の五の三第一項の規定により読み替えられた新所得税法第三十五条第四項の規定は、令和二年分以後の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の三の三第三項の規定により読み替えられた新所得税法第六十九條第三号及び第二百三十三條第一項第一号イの規定は、令和二年一月一日以後に支払うべき所得税法第六十一条第一項第十二号ロに掲げる年金については、なお従前の例による。

(消滅時効を援用せずに支払うこととされた公的年金等に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第八十二條 新租税特別措置法第四十一条の三の四の規定は、施行日以後に支払う同条第一項に規定する公的年金等について適用する。

(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十三條 施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九第一項第二号の指定を受けた同号に規定する指定会社により当該指定の日以後に発行される株式については、なお従前の例による。

2 附則第一条第十五号に定める日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九第一項第五号の確認を受けた同日以後に発行される株式については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

(非居住者又は外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置)

第八十四條 新租税特別措置法第四十一条の二十一の規定は、同条第一項の非居住者が令和元年以後の各年において有することとなる当該非居住者に係る同項及び同条第三項に規定する国内源泉所得又は同条第一項の外国法人が平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき当該外国法人に係る同項に規定する国内源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の非居住者が平成三十年以前の各年において有することとなった所得税法第六十一条第一項に規定する国内源泉所得又は旧租税特別措置法第四十一条の二十一第一項の外国法人が同日前に開始した事業年度において支払を受けるべき所得税法第六十一条第一項第四号から第十一号まで若しくは第十三号から第十六号までに掲げる国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の二十一第九項に規定する非居住者が平成三十年以前の各年において同項に規定する国内源泉所得を有することとなった場合における同項の書類の提出については、なお従前の例による。

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第八十五條 新租税特別措置法第四十二条の二の二第一項の規定は、令和三年一月一日以後に提出すべき同項に規定する調書等について適用し、同日前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二条の二の二第一項に規定する調書等については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第八十六條 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置)

第八十七條 新租税特別措置法第四十二条の四第十二項及び第十三項(これらの規定を新租税特別措置法第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二の第二第三項、第四十二条の十三第十項又は第四十二条の十四第十項において準用する場合を含む。)の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 施行日から令和元年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の四第十二項(新租税特別措置法第四十二条の五第七項、第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項、第四十二条の十第七項、第四十二条の十一の三第六項、第四十二条の十二の第二第三項、第四十二条の十三第十項、第四十二条の十四第十項、第四十二条の十五第十項、第四十二条の十六第十項、第四十二条の十七第十項、第四十二条の十八第十項、第四十二条の十九第十項、第四十二条の二十第十項、第四十二条の二十一第十項、第四十二条の二十二第十項、第四十二条の二十三第十項、第四十二条の二十四第十項、第四十二条の二十五第十項、第四十二条の二十六第十項、第四十二条の二十七第十項、第四十二条の二十八第十項、第四十二条の二十九第十項、第四十二条の三十第十項、第四十二条の三十一第十項、第四十二条の三十二第十項、第四十二条の三十三第十項、第四十二条の三十四第十項、第四十二条の三十五第十項、第四十二条の三十六第十項、第四十二条の三十七第十項、第四十二条の三十八第十項、第四十二条の三十九第十項、第四十二条の四十第十項、第四十二条の四十一第十項、第四十二条の四十二第十項、第四十二条の四十三第十項、第四十二条の四十四第十項、第四十二条の四十五第十項、第四十二条の四十六第十項、第四十二条の四十七第十項、第四十二条の四十八第十項、第四十二条の四十九第十項、第四十二条の五十第十項、第四十二条の五十一第十項、第四十二条の五十二第十項、第四十二条の五十三第十項、第四十二条の五十四第十項、第四十二条の五十五第十項、第四十二条の五十六第十項、第四十二条の五十七第十項、第四十二条の五十八第十項、第四十二条の五十九第十項、第四十二条の六十第十項、第四十二条の六十一第十項、第四十二条の六十二第十項、第四十二条の六十三第十項、第四十二条の六十四第十項、第四十二条の六十五第十項、第四十二条の六十六第十項、第四十二条の六十七第十項、第四十二条の六十八第十項、第四十二条の六十九第十項、第四十二条の七十第十項、第四十二条の七十一第十項、第四十二条の七十二第十項、第四十二条の七十三第十項、第四十二条の七十四第十項、第四十二条の七十五第十項、第四十二条の七十六第十項、第四十二条の七十七第十項、第四十二条の七十八第十項、第四十二条の七十九第十項、第四十二条の八十第十項、第四十二条の八十一第十項、第四十二条の八十二第十項、第四十二条の八十三第十項、第四十二条の八十四第十項、第四十二条の八十五第十項、第四十二条の八十六第十項、第四十二条の八十七第十項、第四十二条の八十八第十項、第四十二条の八十九第十項、第四十二条の九十第十項、第四十二条の九十一第十項、第四十二条の九十二第十項、第四十二条の九十三第十項、第四十二条の九十四第十項、第四十二条の九十五第十項、第四十二条の九十六第十項、第四十二条の九十七第十項、第四十二条の九十八第十項、第四十二条の九十九第十項、第四十二条の百第十項)の規定は、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項中「同法第七十条の二又は第四百四十四條の二の三に定める順序により法人税法税額控除規定による控除」とあるのは、「法人税法税額控除規定による控除(内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除)」とする。

3 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の五第七項若しくは第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二の五第七項」とする。

(高度省エネルギー増進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十八條 施行日からエネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十五号)の施行の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の五第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十年四月一日(第二号及び第三号に掲げるもの)にあつては、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十五号)の施行の日(日)	平成三十年四月一日
一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七條第三項ただし書に規定する特定事業者又は同法第十八條第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者(同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業(以下この号において「特定連鎖化事業」という。))の同項に規定する加盟者(以下この号において「特定加盟者」という。を含む。)	一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七條第三項ただし書に規定する特定事業者 同法第十四條第一項の規定により同項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記載されたエネルギー(同法第十五條第一項又は第二十六條第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー(同法第十五條第一項に規定するエネルギーをいう。以下この号において同じ。))及び次号において同じ。
一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七條第三項ただし書に規定する特定連鎖化事業者(以下この号において「特定連鎖化事業」という。))の同項に規定する加盟者(以下この号において「特定加盟者」という。を含む。)	一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七條第三項ただし書に規定する特定事業者 同法第十四條第一項の規定により同項の主務大臣に提出された同項の計画において設置するものとして記載されたエネルギー(同法第十五條第一項又は第二十六條第一項の規定によりこれらの規定の主務大臣に提出されたこれらの規定の計画において設置するものとして記載されたエネルギー(同法第十五條第一項に規定するエネルギーをいう。以下この号において同じ。))及び次号において同じ。

して政令で定めるもの（当該特定加盟者の同法第二十六条第一項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第一項の認定を受けた同項の工場等を設置している者 当該認定に係る同法第四十七条第三項に規定する連携省エネルギー計画に記載された同法第四十六条第一項に規定する連携省エネルギー措置の実施により取得又は製作若しくは建設（次号において「取得等」という。）をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

三 エネルギーの使用の合理化等に関する法律百十七条第一項の認定を受けた同項の荷主 当該認定に係る同法第百十八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画に記載された同法百十七条第一項に規定する荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等される機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして政令で定めるもの

械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第十九条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者（同項ただし書に規定する特定連鎖化事業者が行う同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という。）を含む。） 同法第十四条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合に限る。以下この号において同じ。）の規定により同法第十四条第一項の主務大臣に提出された同項の計画において設置する

ものとして記載されたエネルギーの使用の合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして政令で定めるもの（当該特定加盟者の同項の計画に係るものにあつては、当該特定加盟者が設置している当該特定連鎖化事業に係る同法第三条第一項に規定する工場等に係るものとして政令で定めるものに限る。）

2 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定の適用については、同項中「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小企業者」とする。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十九条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、租税特別措置法第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同法第十二項中「第一項、第四項

及び第七項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第二項及び第三項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第四十二条の五の二第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の五の二第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第二項」とする。

4 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十二条の五の六第六項」とあるのは、「第四十二条の五の七第七項」とする。

5 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の五第五項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章（第二節を除く。）の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第十二項の規定を準用する。この場合において、同項中「及び第五項」とあるのは、「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」と読み替えるものとする。

（中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第九十条 新租税特別措置法第四十二条の六第十二項（新租税特別措置法第四十二条の九第九項、第四十二条の十二の三第十二項又は第四十二条の十二の四第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十一条 施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定による変更の認定を含む。）を受けた法人を除く。）が、施行日以後に開始する新租税特別措置法第四十二条の第十二第四項第一号に規定する適用年度において旧租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす場合には、当該適用年度における新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとする。

二 新租税特別措置法第四十二条の第十二第一項中「金額を超える」とあるのは「金額（前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超える」と、同項第二号イ中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、同号中「イ及びロ」とあるのは「イ」とする。

三 新租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第二号ロ及び第六項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、新租税特別措置法第四十二条の第十二第八項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

3 施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同項第二号中「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、「同号イ又はロに掲げる地域」とあるのは「同号に規定する地方活力向上地域」とする。

4 附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項から第三項までの規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項

（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十一条 施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定による変更の認定を含む。）を受けた法人を除く。）が、施行日以後に開始する新租税特別措置法第四十二条の第十二第四項第一号に規定する適用年度において旧租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす場合には、当該適用年度における新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとする。

二 新租税特別措置法第四十二条の第十二第一項中「金額を超える」とあるのは「金額（前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超える」と、同項第二号イ中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、同号中「イ及びロ」とあるのは「イ」とする。

三 新租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第二号ロ及び第六項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、新租税特別措置法第四十二条の第十二第八項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

3 施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同項第二号中「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、「同号イ又はロに掲げる地域」とあるのは「同号に規定する地方活力向上地域」とする。

4 附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項から第三項までの規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項

（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十一条 施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定による変更の認定を含む。）を受けた法人を除く。）が、施行日以後に開始する新租税特別措置法第四十二条の第十二第四項第一号に規定する適用年度において旧租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす場合には、当該適用年度における新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとする。

二 新租税特別措置法第四十二条の第十二第一項中「金額を超える」とあるのは「金額（前条第二項の規定により当該適用年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超える」と、同項第二号イ中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、同号中「イ及びロ」とあるのは「イ」とする。

三 新租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第二号ロ及び第六項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、新租税特別措置法第四十二条の第十二第八項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

3 施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、同項第二号中「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、「同号イ又はロに掲げる地域」とあるのは「同号に規定する地方活力向上地域」とする。

4 附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項から第三項までの規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項

（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十一条 施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けた法人（施行日以後に同項の認定（同条第四項の規定による変更の認定を含む。）を受けた法人を除く。）が、施行日以後に開始する新租税特別措置法第四十二条の第十二第四項第一号に規定する適用年度において旧租税特別措置法第四十二条の第十二第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たす場合には、当該適用年度における新租税特別措置法第四十二条の十二の規定の適用については、次に定めるところによる。



及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第十二項から第三項まで」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

5 附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十六条の七第九項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二の六第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十一条第四項」とする。

6 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第七項」とする。

（雇用人給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）  
**第九十二条** 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定の適用については、同項中「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小企業者」とする。

2 附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章及び第三編第二章の規定の適用については、新租税特別措置法第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

3 附則第八十六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十六条の七第九項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二の六第六項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第七項」とする。

4 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「第四十二条の十二の五第七項」とする。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）  
**第九十三条** 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、同条第四項第十七号中「第四十二条の十二の五第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第六項中「第十号又は第十七号の二」とあるのは「又は第十号」と、「第四十二条の十二の五第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号」と、同項第一号中「第四十二条の十二の五第三項第六号」とあるのは「前条第三項第六号」と、同項第二号中「第四十二条の十二の五第三項第八号」とあるのは「前条第三項第八号」と、同条第七項中「第四十二条の十二の五第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号」と、同条第八項中「第四十二条の十一の二第五項及び前条第五項」とあるのは「及び第四十二条の十一の二第五項」とする。

2 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三第六項の規定の適用については、同項中「中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）」とあるのは、「中小企業者」とする。

（法人の減価償却に関する経過措置）  
**第九十四条** 新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。第三項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2 新租税特別措置法第四十三条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする

同項に規定する技術基準適合施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の二第二項に規定する技術基準適合施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十四条の五第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する情報流通円滑化設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定を受けた法人の施行日以後に終了する同項に規定する適用事業年度又は特例認定適用事業年度終了の日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（法人の準備金に関する経過措置）  
**第九十五条** 新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項の特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項の特定株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十六条（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同項第一号に規定する確認を受ける場合におけるその確認を受ける日を含む事業年度分の法人税及び法人が施行日以後に同項第二号に規定する許可を取り消される場合におけるその取り消される日を含む事業年度分の法人税について適用する。

（認定農地所有適格法人等の課税の特例に関する経過措置）  
**第九十六条** 旧租税特別措置法第六十一条の二第一項に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（同項に規定する認定農地所有適格法人を除く。）が施行日前に交付を受けた同項に規定する交付金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十一条の二及び第六十一条の三（新租税特別措置法第六十一条の二第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同号に規定する農用地等の同号に規定する取得等をする場合におけるその取得等をする日を含む事業年度分の法人税について適用する。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）  
**第九十七条** 新租税特別措置法第六十四条第四項及び第五項（これらの規定を新租税特別措置法第六十四条の二十三項（新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。）、第六十五条の二第四項及び第五項並びに第六十五条の三第四項及び第五項（これらの規定を新租税特別措置法第六十五条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十一第一項に規定する土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）  
**第九十八条** 新租税特別措置法第六十六条の六第二項及び第六項から第八項までの規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第七項から第十項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する

る事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

3 施行日から令和元年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七の規定の適用については、同条第七項中「同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」と、同条第九項中「同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定」とあるのは「第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定」とあるのは「法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二に定める順序により第六十六条の七第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」とする。

4 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七第九項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第七項」とする。

5 新租税特別措置法第六十六条の九の二第二項及び第六項から第八項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額

額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項及び第七項から第十三項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

7 施行日から令和元年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三の規定の適用については、同条第七項中「同法第六十九条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」と、同条第九項中「同法第七十条の二又は第四百四十四条の二の三」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二」と、「法人税法税額控除規定」とあるのは「第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除（内国法人にあつては、同法第七十条の二に定める順序による法人税法税額控除規定による控除）」とあるのは「同条第七項及び同法第七十条の二に定める順序により第六十六条の九の三第四項の規定及び法人税法税額控除規定による控除」と、同条第十二項中「同法第十二条の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは「同法」とする。

8 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の六第六項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第七項」とする。

9 令和二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十七条の十四第四項の特定目的会社の同項の利益の配当の額については、なお従前の例による。

100条 新租税特別措置法第六十七条の十六の規定は、同条第一項の外国法人が平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度において有する源泉所得について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十六第一項の外国法人が同日以前に開始した事業年度において有することとなった法人税法第三百三十八条第一項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が令和元年十月一日前に開始した連結親法人事業年度における租税特別措置法第六十八条の九第十三項（同法第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第七項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十四の三第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十項、第六十八条の十五の五第十項、第六十八条の十五の六第七項若しくは第六十八条の十五の六の二第七項の規定又は附則第五十五条第二項、第七十七条第五項若しくは第八十条の規定の適用については、同法第六十八条の九第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

2 令和二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十八条の三の三第四項の特定投資信託に係る同項の収益の分配の額については、なお従前の例による。

2 令和二年一月一日前に支払われた旧租税特別措置法第六十八条の三の三第四項の特定投資信託に係る同項の収益の分配の額については、なお従前の例による。

2 令和二年一月一日後に開始する課税事業年度の法人税法及び同法同日以後に開始する課税事業年度の地方税法について適用する。

100条 新租税特別措置法第六十八条の四の規定は、法人の令和二年四月一日以後に開始する課税事業年度の法人税法及び同法同日以後に開始する課税事業年度の地方税法について適用する。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が令和元年十月一日前に開始した連結親法人事業年度における租税特別措置法第六十八条の九第十三項（同法第六十八条の十第八項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十三第八項、第六十八条の十四第七項、第六十八条の十四の二第七項、第六十八条の十四の三第七項、第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項、第六十八条の十五の三第四項、第六十八条の十五の四第十項、第六十八条の十五の五第十項、第六十八条の十五の六第七項若しくは第六十八条の十五の六の二第七項の規定又は附則第五十五条第二項、第七十七条第五項若しくは第八十条の規定の適用については、同法第六十八条の九第十三項第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

3 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第六十八条の十五の六第七項若しくは第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「若しくは第六十八条の十五の六第七項」とする。

3 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第六十八条の十五の六第七項若しくは第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「若しくは第六十八条の十五の六第七項」とする。

4 施行日からエネルギー増進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置

100条 施行日からエネルギー増進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置

(連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五節 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八條の十第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八條の十第二項又は第三項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章の二及び新地方税法第十五條の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、租税特別措置法第六十八條の九第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の十第二項及び第七項」と、「同法」とあるのは、「法人税法」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八條の十第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八條の九第十二項及び第六十八條の九十三の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八條の十五の六の二第七項」とあるのは、「若しくは第六十八條の十五の六の二第七項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第五條第二項」とする。

4 施行日から附則第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第六十八條の十五の七第七項」とあるのは、「第六十八條の十五の六第七項」とする。

5 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八條の十第五項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章の二(第二節第一款を除く。)及び新地方税法第十五條の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、

ず、新租税特別措置法第六十八條の十一第十三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第五項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の十第五項」と読み替えるものとする。(中小連結法人が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置)

第六節 新租税特別措置法第六十八條の十一第十三項(新租税特別措置法第六十八條の十三第十項、第六十八條の十五の四第十三項又は第六十八條の十五の五第十三項において準用する場合を含む。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人による連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が令和元年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八條の十一第十三項(新租税特別措置法第六十八條の十三第十項、第六十八條の十五の四第十三項若しくは第六十八條の十五の五第十三項又は前条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八條の十一第十三項第三号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

第七節 新租税特別措置法第六十八條の十五の二の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

に施行日以後に同項の認定(同条第四項の規定による変更の認定を含む。)を受けたものがある場合を除く。)において、連結親法人事業年度が施行日以後に開始する新租税特別措置法第六十八條の十五の二第四項第一号に規定する適用年度において旧租税特別措置法第六十八條の十五の二第一項第一号及び第三号に掲げる要件を満たすときは、当該適用年度における新租税特別措置法第六十八條の十五の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 新租税特別措置法第六十八條の十五の二第一項第一号イ及びロに掲げる要件を満たすものとする。

二 新租税特別措置法第六十八條の十五の二第一項中「金額を超える」とあるのは「金額(前条第二項の規定により当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超える」と、同項第二号イ中「百分の八」とあるのは「百分の十」と、同号ハ中「イ及びロ」とあるのは「イ」とする。

三 新租税特別措置法第六十八條の十五の二第二項第二号ロ及び第六項の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、新租税特別措置法第六十八條の十五の二第八項に規定する書類に前項の規定の適用を受ける旨の記載がある場合に限り、適用する。

4 施行日から附則第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の十五の二の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第四項第一号中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」と、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」とあるのは、「地方活力向上地域」とする。

同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の十五の二第一項から第三項まで」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八條の十五の二第一項から第三項までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八條の九第十二項及び第六十八條の九十三の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八條の十五の七第七項」とあるのは、「若しくは第六十八條の十五の七第七項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第七條第五項」とする。

7 施行日から附則第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第六十八條の十五の七第七項」とあるのは、「第六十八條の十五の六第七項」とする。

(連結親法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八節 新租税特別措置法第六十八條の十五の六の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 施行日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八條の十五の六第二項の規定の適用については、同項中「中小連結法人で同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当しないもの」とあるのは、「中小連結法人」とする。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八條の十五の六第一項の規定の適用がある場合における新法人税法第二編第一章の二及び新地方税法第十五條の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第六十八條の九第十二項及び第十三項の規定を準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とある

のは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項」と、「同法」とあるのは「法人税法」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧租税特別措置法第六十八条の十五の六第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九十一第九項及び第六十八条の九十三の第三項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「若しくは第六十八条の十五の七第七項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十一条第三項」とする。

5 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「第六十八条の十五の七第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の六第七項」とする。

（連結親法の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第九十条 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における第十五条の規定（同号に掲げる規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定の適用については、同条第一項第十七号中「第六十八条の十五の六第二項」とあるのは「前条第二項」と、同条第六項中「中小連結法人で同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当しないもの」とあるのは「中小連結法人」と、「第十号又は第十七号の二」とあるのは「又は第十号」と、同項第一号中「第六十八条の十五の六第三項第五号」とあるのは「前条第三項第五号」と、同項第二号中「第六十八条の十五の六第三項第七号」とあるのは「前条第三項第七号」と、同条第八項中「第六十八条の十四の三第六項及び前条第六項」とあるのは「及び第六十八条の十四の三第六項」とする。

2 附則第一条第十四号に定める日から平成三十一年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の八第六項の規定の適用については、同項中「中小連結法人で同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当しないもの」とあるのは、「中小連結法人」とする。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第一百十條 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。第三項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

2 新租税特別措置法第六十八条の十七第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する技術基準適合施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十七第二項に規定する技術基準適合施設については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の二十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する情報流通円滑化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十三第一項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定を受けたものの施行日以後に終了する同項に規定する適用連結事業年度又は特例認定適用連結事業年度終了の日において有する同項に規定する次世代育成支援対策資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第一百十一條 新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同条第一項の特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項の特定株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の四十六（第三項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項第一号に規定する確認を受ける場合におけるその確認を受ける日を含む連結事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同項第二号に規定する許可を取り消される場合におけるその取り消される日を含む連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人である認定農地所有適格法人等の課税の特例に関する経過措置）

第一百十二條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の六十四第一項に規定する特定農業法人である同項に規定する農地所有適格法人（同項に規定する認定農地所有適格法人を除く。）に該当するものが施行日前に交付を受けた同項に規定する交付金等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の六十四及び第六十八条の六十五（新租税特別措置法第六十八条の六十四第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同号に規定する農用地等の同号に規定する取得等をする場合におけるその取得等をする日を含む連結事業年度分の法人税について適用する。

（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例等に関する経過措置）

第一百十三條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が令和元年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十七第六項（新租税特別措置法第六十八条の六十八第十三項又は第六十八条の六十九第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の六十七第六項第四号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

（連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第一百十四條 新租税特別措置法第六十八条の七十三第三項及び第四項（これらの規定を新租税特別措置法第六十八条の七十一第十四項（新租税特別措置法第六十八条の七十一第十四項）に準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第三項若しくは第四項において準用する場合を含む）、第六十八条の七十三第四項及び第五項並びに第六十八条の七十四第四項及び第五項（これらの規定を新租税特別措置法第六十八条の七十五第五項において準用する場合を含む。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の八十二第一項に規定する土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の国外関連事業者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

第一百十五條 新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十項後段の規定は、令和二年四月一日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する国外関連事業者の名称及び本店又は主たる事務所所在地その他財務省令で定める事項を記載した書類について適用する。

（連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第一百十六條 新租税特別措置法第六十八条の九十二第二項及び第六項から第八項までの規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額について適用する。

係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の九十一第四項及び第七項から第十三項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

3 施行日から令和元年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八條の九十一の規定の適用については、同条第七項中「同法第八十一條の十五の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあり、及び同条第十二項中「同法第十二條の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは、「同法」とする。

4 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の九十一第九項の規定の適用については、同項中「第六十八條の十五の六第七項又は第六十八條の十五の七第七項」とあるのは、「又は第六十八條の十五の六第七項」とする。

5 新租税特別措置法第六十八條の九十三の二第二項及び第六項から第八項までの規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十三の二第一項に規定する外国関係法人の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額について適用する特定居住用宅地

融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八條の九十三の三第四項及び第七項から第十三項までの規定は、同条第四項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する所得税等の額について適用する。

7 施行日から令和元年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八條の九十三の三の規定の適用については、同条第七項中「同法第八十一條の十五の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあり、及び同条第十二項中「同法第十二條の二の規定による控除をした後に、かつ、同法」とあるのは、「同法」とする。

8 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の九十三の三第九項の規定の適用については、同項中「第六十八條の十五の六第七項又は第六十八條の十五の七第七項」とあるのは、「又は第六十八條の十五の六第七項」とする。  
(連結法人が租税特別措置の適用を受ける場合の電子情報処理組織による法人税及び地方方法人税の申告の特例に関する経過措置)

第九十七條 新租税特別措置法第六十八條の百十七の二の規定は、連結親法人の令和二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税及び同日以後に開始する課税事業年度分の地方方法人税について適用する。  
(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第九十八條 新租税特別措置法第六十九條の四第三項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第一項に規定する宅地等(次項及び第四項において「宅地等」という。)に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第六十九條の四第一項に規定する宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。

2 個人が施行日から令和二年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得をする財産のうち、施行日の前日において当該相続又は遺贈があったものとした場合に旧租税特別措置法第六十九條の四第一項に規定する租税特別対象宅地等(同条第三項第二号に規定する特定居住用宅地

等のうち同号に掲げる要件を満たすものに限る。)に該当することとなる宅地等(以下この項及び次項において「経過措置対象宅地等」という。)がある場合には、当該経過措置対象宅地等に係る新租税特別措置法第六十九條の四第三項第二号の規定の適用については、同号中「要件のいずれか」とあるのは、「要件(所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第一百八條第二項に規定する経過措置対象宅地等にあつては、同法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十九條の四第三項第二号に掲げる要件を含む。)のいずれか」とする。

3 個人が令和二年四月一日以後に相続又は遺贈により取得をする財産のうち経過措置対象宅地等がある場合において、同年三月三十一日において当該経過措置対象宅地等の上に存する建物の新築又は増築その他の工事が行われており、かつ、当該工事の完了前に当該相続又は遺贈があつたときは、当該相続又は遺贈に係る新租税特別措置法第六十九條の四第三項第一号に規定する申告期限までに当該個人が当該建物

を自己の居住の用に供したときに限り、当該経過措置対象宅地等は相続開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人の居住の用に供されていたものと、当該個人は同項第二号に掲げる要件を満たす親族とそれぞれみなして、同条第一項の規定を適用する。

4 施行日から令和三年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得をする宅地等に係る新租税特別措置法第六十九條の四第三項第四号の規定の適用については、同号中「相続開始前三年以内」とあるのは、「平成三十年四月一日以後」とする。

5 新租税特別措置法第七十條の二の七の規定は、平成三十年一月一日以後に贈与により取得する新租税特別措置法第七十條の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場株式等に係る贈与税について適用する。

6 新租税特別措置法第七十條の四第一項第一号及び第二項第一号の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に贈与により取得する新租税特別措置法第七十條の四第一項に規定する農地等に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十條の四第一項に規定する農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第七十條の四第二項第四号、第五項及び第七項の規定は、施行日以後に贈与により取得をする同条第一項に規定する農地等に係る贈与税について適用し、施行日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十條の四第一項に規定する農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

8 次項各号に掲げる受贈者は、新租税特別措置法第七十條の四第一項に規定する受贈者とみなして、同項ただし書(第一号に係る部分に限る。)及び同条第四項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 旧租税特別措置法第七十條の四第一項の規定の適用を受ける同項に規定する農地等について、施行日以後に次の各号に掲げる受贈者が同条第十五項から第十七項までの規定の適用を受ける場合には、新租税特別措置法第七十條の四第二項第四号に掲げる農地を取得し、又は農業の用に供することができるものとする。この場合において、当該農地に係る贈与税については、同条第五項及び第七項の規定を適用する。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十九條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第十五号)附則第三十六條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十三号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)第一条の規定によ

る改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第三十二条

第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第二百三十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第二百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第二百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十二 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者  
施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条

の四の二第九項の規定の適用については、同第十二号中「附則第一百八条第六項又は第七項」とあるのは、「附則第一百八条第七項」とする。

十一 新租税特別措置法第七十条の六第一項第一号の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に相続又は遺贈により取得をする同項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

十二 新租税特別措置法第七十条の六第六項及び第三十九項の規定は、附則第一条第六号に定める日以後に相続又は遺贈により取得をする新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

十三 新租税特別措置法第七十条の六第八項及び第二十一項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

十四 次項各号に掲げる農業相続人は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同項ただし書(第一号に係る部分に限る。)及び同条第七項の規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

十五 旧租税特別措置法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等について、施行日以後に次の各号に掲げる農業相続人が同条第十九項において準用する旧租税特別措置法第七十条の四第十五項の規定、旧租税特別措置法第七十条の六第二十項の規定又は同条第二十一項において準用する旧租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定の適用を受ける場合には、新租税特別措置法第七十条の四第二項第四号に掲げる農地を取得し、又は農業用に供することができるものとする。この場合において、当該農地に係る相続税については、新

租税特別措置法第七十条の六第八項の規定及び同条第二十一項において準用する新租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定を適用する。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十三号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)附則第二百三十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第十号)附則第二百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

八 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第二百二十七条第九

項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

九 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

十 施行日から附則第一条第十六号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条の六の二第二項の規定の適用については、同項第九号中「附則第一百八条第十一項から第十三項まで」とあるのは、「附則第一百八条第十三項」とする。

十一 附則第一条第十六号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第七十条の六の二第二項の規定の適用については、同項第九号中「附則第一百八条第十一項から第十三項まで」とあるのは、「附則第一百八条第十三項」とする。

十二 新租税特別措置法第七十条の六の四(第七項を除く。)及び第七十条の六の五の規定は、附則第一条第十六号に定める日以後に相続又は遺贈により取得をする新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用する。

十三 新租税特別措置法第七十条の六の七の規定は、附則第一条第十七号に定める日以後に相続又は遺贈により取得する新租税特別措置法第七十条の六の七第二項第一号に規定する特定美術品に係る相続税について適用する。

十四 新租税特別措置法第七十条の七の規定は、平成三十年一月一日以後に贈与により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税については、なお従前の例による。

十五 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同条第一項から第四項まで、第十五項及び第三十項の規定(第一号又は第二号に掲げる経営承継受贈者にあつては、同条第十五項の規定)を適用する。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

十六 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号)第十八条の規定による改

正

正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十二年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

二 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）第十七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十三年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十五年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十七年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

五 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十九年旧法」という。）第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

六 旧租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

22 新租税特別措置法第七十条の七の二の規定は、平成三十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

23 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同条第一項から第四項まで、第十二号に掲げる経営承継相続人等にあつては、同条第十六項の規定）を適用する。この場合にお

いて、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。一 平成二十二年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

二 平成二十三年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

三 平成二十五年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

四 平成二十七年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

五 平成二十九年旧法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

六 旧租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等

24 新租税特別措置法第七十条の七の四の規定は、平成三十年一月一日以後に新租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得をしたものと同条第二項第三号に規定する対象受贈非上場株式等に係る相続税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈により取得をしたものと同条第二項第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

25 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第三項及び第四項、新租税特別措置法第七十条の七の四第十二項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の四第十六項並びに新租税特別措置法第七十条の七の四第十六項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第三十一項の規定（第一号又は第二号に掲げる経営承継受贈者にあつては、新租税特別措置法第七十条の七の四第十二項において準用する新租税特別措置法第七十条の七の二第十六項の規定）を適用する。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一 平成二十二年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

二 平成二十三年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

三 平成二十五年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

四 平成二十七年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

五 平成二十九年旧法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

六 旧租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者

26 新租税特別措置法第七十条の七の五の規定は、平成三十年一月一日以後に贈与により取得をする同条第二項第五号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用する。

27 新租税特別措置法第七十条の七の六の規定は、平成三十年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第五号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用する。（登録免許税の特例に関する経過措置）

第百十九条 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、附則第一条第十三号に定める日以後にされる同項の認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項の認定（産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）次項において「産競法等改正法」という。）附則第四号第一項又は第五号第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該認定を含む。）に係る旧租税特別措置法第八十条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 産競法等改正法附則第十条の規定により産競法等改正法第一条の規定による改正後の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十三条第一項の認定を受けた同項に規定する創業支援等事業計画とみなされた産競法等改正法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第百十三条第一項に規定する創業支援等事業計画は、新租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定創業支援等事業計画とみなして、同項の規定を適用する。

3 附則第一条第十三号に定める日から同条第二十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条第二項の規定の適用については、同項中「第百二十八条第二項」とあるのは「第百四十四条第二項」と、「第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項」とあるのは「第百四十四条第一項」と、「第百四十四条第一項」とあるのは「第百四十四条第二項」と、「第百二十六条第二十二項」とする。

第百二十条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった清酒等（新租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等をいう。次項において同じ。）に係る酒税については、なお従前の例による。

2 令和二年十月一日から令和五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される清酒及び果実酒（これらの酒類でその他の発泡性酒類（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この項及び附則第二百五条において同じ。）に該当するものを除く。以下この項において同じ。）並びに発泡酒（新租税特別措置法第八十七條第一項に規定する発泡酒をいう。以下この項及び附則第二百五条において同じ。）並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る新租税特別措置法第八十七條第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三條及び次条」とあるのは清酒及び果実酒にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六條第三項及び次条」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六條第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四條の規定により読み替えられる酒税法第三條第三号ハ」とする。

2 産競法等改正法附則第十条の規定により産競法等改正法第一条の規定による改正後の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十三条第一項の認定を受けた同項に規定する創業支援等事業計画とみなされた産競法等改正法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第百十三条第一項に規定する創業支援等事業計画は、新租税特別措置法第八十条第二項に規定する認定創業支援等事業計画とみなして、同項の規定を適用する。

(ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置)

第百二十一條 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであったビールに係る酒税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第八十七条の四第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

3 令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出されるビールに係る新租税特別措置法第八十七条の四第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第三項(同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号) 附則第三十六条第一項」とする。(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百二十七條 第二十条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三十六条第五項の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に同項第一号に規定する被設定者が同項に規定する農地等を同号に規定する耕作の用に供する場合について適用し、同日前に第二十条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第三十六条第五項第一号に規定する被設定者が同項の農地等を同号の耕作の用に供した場合については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置) 第百二十八條 第二十一条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第四項の規定は、附則第一条第十号に定める日以後に同項第一号に規定する被設定者が同項に規定する農地等を同号に規定する耕作の用に供する場合について適用し、同日前に第二十一条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十五条第四項第一号に規定する被設定者が同項の農地等を同号の耕作の用に供した場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第百四十三條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第百四十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三〇年四月一八日法律第一六号) 抄 第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。

附則 (平成三〇年五月二三日法律第二六号) 抄 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三〇年六月二二日法律第六二号) 抄 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定。公布の日(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第十三條 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第三十四条の二(第二項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四(第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の七十五(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項において同じ。)にある連結子法人(法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。)の項において同じ。)が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第三十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第三十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成三〇年二月一四日法律第九五号) 抄 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定及び附則第八十三条の規定。令和元年五月一日 二 第十一条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定、同法第三十三条第一項第一号の改正規定、同法第六十二条の三第四項の改正規定及び同法第八十四条の二の三第二項の改正規定並びに附則第三十四条第一項及び第二項の規定。令和元年六月一日 三 次に掲げる規定。令和元年七月一日 イからニまで 略 四 略 五 次に掲げる規定。令和元年十月一日 イ 略 六 略 七 略 八 第十一条中租税特別措置法第九十条の三の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十七の二の表第二十三号の五第一項第二号の改正規定、同法第八十七条の六第十一項の改正規定、同法第八十八条の七第九項の改正規定、同法第八十九条の二第二項の改正規定、同法第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項の改正規定、同法第九

一 第十一条中租税特別措置法第九十条の十二の改正規定及び附則第八十三条の規定。令和元年五月一日 二 第十一条中租税特別措置法第三十一条の二の改正規定、同法第三十三条第一項第一号の改正規定、同法第六十二条の三第四項の改正規定及び同法第八十四条の二の三第二項の改正規定並びに附則第三十四条第一項及び第二項の規定。令和元年六月一日 三 次に掲げる規定。令和元年七月一日 イからニまで 略 四 略 五 次に掲げる規定。令和元年十月一日 イ 略 六 略 七 略 八 第十一条中租税特別措置法第九十条の三の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定、同法第四十一条の十五の三第二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十七の二の表第二十三号の五第一項第二号の改正規定、同法第八十七条の六第十一項の改正規定、同法第八十八条の七第九項の改正規定、同法第八十九条の二第二項の改正規定、同法第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項の改正規定、同法第九





法第七十七条の改正規定（第四条第四項第一号）を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。」並びに附則第三十四條第五項、第五十五條第三項、第七十二條第三項並びに第七十九條第九項及び第十項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

**第二十八條** 別段の定めがあるものを除き、第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、令和元年分以後の所得税については適用し、平成三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第二十九條** 新租税特別措置法第十条の規定は、令和二年分以後の所得税については適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第三十條** 新租税特別措置法第十条の四第一項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の四第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

**第三十一條** 新租税特別措置法第十条の五の二第一項（同項に規定する経営改善設備に係る同項に規定する経営改善指導助言書類に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する経営改善設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

2 個人が、施行日前に旧租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する経営改善指導助言書類の交付を受け、施行日から令和元年九月三十日までの間に当該経営改善指導助言書類に係る同項に規定する経営改善設備の取得等をする場合には、当該経営改善設備を新租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する経営改善設備とみなして、同条の規定を適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

**第三十二條** 個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をした旧租税特別措置法第十一条の表の第一号から第三号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

3 新租税特別措置法第十四條（第二項第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物について適用する。

4 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四條第二項第一号に掲げる建築物（同号ロに掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。）及び同条第二項第二号に掲げる建築物については、同条（同項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる構築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

**第三十三條** 新租税特別措置法第二十九條の二の規定は、同条第一項に規定する取締役等又は特定従事者が附則第一条第十六号に定める日以後に行われる同項に規定する付与決議に基づき締結される同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権に係る株式について適用し、旧租税特別措置法第二十九條の二第一項に規定する取締役等が同日に行われた同項に規定する付与決議に基づき締結された同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権等に係る株式については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

**第三十四條** 新租税特別措置法第三十一條の二（第二項第八号の三に係る部分に限る。）の規定

は、個人が令和元年六月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

2 新租税特別措置法第三十三條（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和元年六月一日以後に同項に規定する資産が収用され、補償金を取得する場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十三條第一項に規定する資産が収用され、補償金を取得した場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十四條（第二項第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四條第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十四條から第三十四條の三まで（新租税特別措置法第三十四條第二項第七号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四條第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

5 新租税特別措置法第三十四條の二（第二項第二十五号（同号の買取りをする者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十七号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第三十五條第三項から第五項までの規定は、個人が施行日以後に行う同条第三項に規定する対象譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十五條第三項に規定する対象譲渡については、なお従前の例による。

（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

**第三十五條** 新租税特別措置法第三十七條の十第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する合併について適用し、施行日以前に行われた旧租税特別措置法第三十七條の十第三項第一号に規定する合併については、なお従前の例による。

（新租税特別措置法第三十七條の十第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する分割について適用し、施行日以前に行われた旧租税特別措置法第三十七條の十第三項第二号に規定する分割については、なお従前の例による。）

（特定中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置）

**第三十六條** 個人が施行日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七條の十三第一項第三号に定める特定株式に係る同条及び旧租税特別措置法第三十七條の十三の二の規定の適用については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

**第三十七條** 新租税特別措置法第三十七條の十四第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年一月一日以後に開設される同号に規定する非課税口座について適用し、同日前に開設された旧租税特別措置法第三十七條の十四第五項第一号に規定する非課税口座については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七條の十四第二十七項から第三十一項までの規定は、施行日以後に同条第二十七項に規定する出国をする同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者について適用する。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

**第三十八條** 新租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項の規定は、令和五年一月一日以後に開設される同項第一号に規定する未成年者口座及び同日以後に設けられる同項第三号に規定する非課税管理勘定について適用し、同日前に開設された旧租税特別措置法第三十七條の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座及び同日前に設けられた同項第三号に規定する非課税管理勘定については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七條の十四の二第二十二項の規定は、令和四年四月一日以後に同条第二十二項に規定する提出を受ける同項に規定する未成年者口座廃止届出書について適用し、同日前に旧租税特別措置法第三十七條の十四の二第二十二項に規定する提出を受けた同項に規定する未成年者口座廃止届出書については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七條の十四の二第二十八項から第三十項までの規定は、施行日以後に生ずる同条第六項に規定する契約不履行等事

（新租税特別措置法第三十七條の十四の二第二十八項から第三十項までの規定は、施行日以後に生ずる同条第六項に規定する契約不履行等事



(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十条 新租税特別措置法第四十二条の十一の第二項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十一の第二項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法第四十二条の十二の第三項(同項に規定する経営改善設備に係る同項に規定する経営改善指導助言書類に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する経営改善設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に旧租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善指導助言書類の交付を受け、施行日から令和元年九月三十日までの間に当該経営改善指導助言書類に係る同項に規定する経営改善設備の取得等をする場合には、当該経営改善設備を新租税特別措置法第四十二条の十二の三第一項に規定する経営改善設備とみなして、同条の規定を適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第五十二条 法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。)をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号から第三号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条第一項(同項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

3 法人の施行日前に開始した事業年度における新租税特別措置法第四十四条の第二項の規定の適用については、同項中「中小企業者(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事

業者に該当するものを除く。)」とあるのは、「中小企業者」とする。

4 新租税特別措置法第四十七条の二(第三項第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物について適用する。

5 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第一号に掲げる建築物(同号ロに掲げる地域内において整備されるものに限る。以下この項において同じ。)及び同条第三項第二号に掲げる建築物については、同条(同項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「事業年度が」とあるのは「事業年度が所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二項第十九号に規定する」と、「第六十八条の三十五第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第六十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

(新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置)

第五十三条 施行日前に受けた旧租税特別措置法第五十五条の二第一項に規定する計画の認定に係る同項に規定する投資事業有限責任組合(以下この条において「投資事業有限責任組合」という。)に係る同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結している法人が施行日以後に終了する各事業年度において有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である同項に規定する新事業開拓事業者の同項に規定する株式については、旧租税特別措置法第五十五条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「同法」とあるのは「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十五号。以下この項において「産業競争力強化法改正法」という。)(以下この項において「旧産業競争力強化法」という。)」と、「産業競争力強化法第二条第六項」とあるのは「旧産業競争力強化法第二条第

七項」と、「産業競争力強化法」とあるのは「旧産業競争力強化法」と、「変更の認定」とあるのは「変更の認定(産業競争力強化法改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧産業競争力強化法第十七条第一項の規定による変更の認定を含む。)」と、「第二条第五項」とあるのは「第一条第六項」と、同条第二項中「が連結結業年度」とあるのは「が所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「令和二年旧措置法」という。)(第二条第二項第十九号に規定する連結結業年度(以下この条において「連結結業年度」という。))と、「第六十八条の四十三の二第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則第七十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(第七項及び第九項において「旧効力措置法」という。)(第六十八条の四十三の二第一項」と、「連結所得」とあるのは「令和二年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得」と、同条第七項中「第六十八条の四十三の四十三の二第七項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の二第七項」と、同条第九項中「第六十八条の四十三の二第九項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三の二第九項」と、同条第十項中「前条第一項」とあるのは「令和二年旧措置法第五十五条第一項」と、「規定」とあるのは「規定(令和二年旧措置法」とする。

(中小企業等の貸倒引当金の特例に関する経過措置)

第五十四条 旧租税特別措置法第五十七条の九第三項に規定する法人の令和五年三月三十一日以前に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成三十一年三月三十一日」とあるのは「令和五年三月三十一日」と、「中小企業等」とあるのは「中小企業者等」と、「百分の百十」とあるのは「百分の百十(平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百八とし、同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百六とし、同年四月一日から令和

和四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百四とし、同年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百二とする。)」とする。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第五十五条 新租税特別措置法第六十五条の三(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の三から第六十五条の五まで(新租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第十五号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の四(第一項第二十五号(同号の買取りをする者に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第十七号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置)

第五十六条 新租税特別措置法第六十六条の四第一項、第二項、第七項、第十二項、第十四項及び第十六項から第三十二項までの規定は、法人の令和二年四月一日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、法人の同日以前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の四第八項から第十一項まで、第十三項及び第十五項の規定は、法人の令和二年四月一日以後に開始する事業年度の法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十六条の四の三第五項から第七項まで及び第十四項の規定は、外国法人の令和二年四月一日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、外国法人の同日以前



る公益法人等に該当することとなる同項第二号の二に規定する普通法人及び同項第一号の四に規定する協同組合等について適用し、施行日以前に旧租税特別措置法第六十八条の三の四第一項に規定する公益法人等に該当することとなつた同項に規定する特定普通法人等については、なお従前の例による。

（中小連結法人が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第六十六条 新租税特別措置法第六十八条の十一第一項（同項に規定する中小連結法人に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十七条 新租税特別措置法第六十八条の十四の三第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十四の三第一項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十八条 新租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項（同項に規定する経営改善設備に係る同項に規定する経営改善指導助言書類に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する経営改善設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善指導助言書類の交付を受け、施行日から令和元年九月三十日までの間に当該経営改善指導助言書類に係る同項に規定する経営改善設備の取得等をする場合には、当該経営改善設備を新租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備とみなして、同条の規定を適用する。

取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善指導助言書類の交付を受け、施行日から令和元年九月三十日までの間に当該経営改善指導助言書類に係る同項に規定する経営改善設備の取得等をする場合には、当該経営改善設備を新租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備とみなして、同条の規定を適用する。

第六十九条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。次項において同じ。）をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号から第三号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用する。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定の適用については、同項中「中小連結法人（第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者）に該当するものを除く。」とあるのは、「中小連結法人」とする。

4 新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定都市再生建築物について適用する。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第一号に掲げる建築物（同号ロに掲げる地域内において整備されるものに限る。）

以下この項において同じ。）及び同条第三項第二号に掲げる構築物については、同条（同項第一号に掲げる建築物及び同項第二号に掲げる構築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第四十七条の二第三項第二号」とあるのは「所得税法第六号）の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一号の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第三項第二号において「旧効力措置法」という。）第四十七条の二第三項第二号」と、同条第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条の二第一項」と、同条第三項第二号中「第四十七条の二第三項第二号」とあるのは「旧効力措置法第四十七号」とする。

（連結法人の新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置）

第七十条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人で、施行日前に受けた旧租税特別措置法第六十八条の四十三の二第一項に規定する計画の認定に係る同項に規定する投資事業有限責任組合（以下この条において「投資事業有限責任組合」という。）に係る同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結しているものが施行日以後に終了する各連結事業年度において有している当該投資事業有限責任組合の組合財産である同項に規定する新事業開拓事業者の同項に規定する株式については、旧租税特別措置法第六十八条の四十三の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第二条第六項」とあるのは「第二条第七項」と、「第二条第五項」とあるのは「第二条第六項」と、同条第二項中「第五十五条の二第一項」とあるのは「所得税法第六号）附則第五十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（第八項及び第十項において「旧効力措置法」という。）第五十五条の二第二項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第六項」と、同条第十項中「第五十五条の二第八項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第八項」とする。

（中小連結法人等の貸倒引当金の特例に関する経過措置）

第七十一条 旧租税特別措置法第六十八条の五十九第三項に規定する協同組合等の令和五年三月三十一日以前に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成三十一年三月三十一日」とあるのは「令和五年三月三十一日」と、「百分の百十」とあるのは「百分の百十（平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百八とし、同年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百六とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百四とし、同年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度については百分の百二とする）」とする。

（連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第七十二条 新租税特別措置法第六十八条の七十四（新租税特別措置法第六十五条の三第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の七十四から第六十八条の七十六まで（新租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が附則第一條第十五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十五号（同号の買取りをする者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が附則第一條第十七号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が同

項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人が同

日前に行つた旧租税特別措置法第六十八條の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の国外関係者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

第七十三條 新租税特別措置法第六十八條の八十八第一項、第七項、第十二項、第十四項及び第十六項から第三十三項までの規定は、連結法人の令和二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の八十八第八項から第十一項まで、第十三項及び第十五項の規定は、連結法人の令和二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。 (連結法人の対象純支払子等に係る課税の特例に関する経過措置)

第七十四條 新租税特別措置法第六十八條の八十九の二及び第六十八條の八十九の三第一項の規定は、連結法人の法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度が令和二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の八十九の三第五項の規定は、令和二年四月一日以後に連結確定申告書等(期限後申告書を除く。以下この項において同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、同日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第七十五條 新租税特別措置法第六十八條の九十二第一項、第二項(第二号イ(3)から(5)までに係る部分に限る。)及び第三項の規定は、同条第一項各号に掲げる連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該連結法人に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十年

四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)を計算する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十二第一項各号に掲げる連結法人の施行日以前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八條の九十二第二項(第二号ロ及びハに係る部分に限る。)、第六項(第七号の二及び第十一号に係る部分に限る。)

及び第七項の規定は、同条第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十二第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の九十二第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額をいい、当該連結法人に係る同項に規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)

に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十二第一項に規定する連結法人の施行日以前に終了した連結事業年度の同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は

個別金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

個別金融子会社等部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八條の九十二第十四項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等(期限後申告書を除く。以下この項において同じ。)の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第六十八條の九十三の二第二項(第三号イ(3)から(5)までに係る部分に限る。)

及び第三項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をいい、当該連結法人に係る同条第一項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)

を計算する場合について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八條の九十三の二第二項(第三号ロ及びハに係る部分に限る。)、第六項(第七号の二及び第十一号に係る部分に限る。)

及び第七項の規定は、同条第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する個別課税対象金額、同条第六項

に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八條の九十三の三第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の個別課税対象金額等(同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額をいい、当該連結法人に係る同項に規定する外国関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。)

に係る同項に規定する外国法人税の額について適用し、旧租税特別措置法第六十八條の九十三の三第一項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以前に終了した連結事業年度の同項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

(中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例に関する経過措置)

第七十六條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人については、施行日以前に旧租税特別措置法第六十八條の百二の三第一項に規定する事実が生じた場合における当該連結親法人又はその連結子法人の当該事実が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の連結国外所得金額の計算の特例に関する経過措置)

第七十七條 新租税特別措置法第六十八條の百七の二第四項から第六項まで及び第十三項の規定は、連結法人の令和二年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(特定合併等が行われた場合の連結法人である株主等の新税則の特例に関する経過措置)

第七十八條 新租税特別措置法第六十八條の百九の二の規定は、施行日以後に合併、分割又は株

式交換が行われる場合について適用し、施行日前に合併、分割又は株式交換が行われた場合については、なお従前の例による。

第七十九条 新相続特別措置法第六十九条の四第三項及び第六項の規定は、施行日以後に相続又は遺贈により取得する同条第一項に規定する宅地等（次項において「宅地等」という。）に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した旧相続特別措置法第六十九条の四第一項に規定する宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間に相続又は遺贈により取得する宅地等に係る新相続特別措置法第六十九条の四第三項第一号の規定の適用については、同号中「相続開始前三年以内」とあるのは、「平成三十一年四月一日以後」とする。

3 新相続特別措置法第七十条の二の二第一項、第四項及び第十項の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等に係る贈与税について適用し、施行日前に取得した旧相続特別措置法第七十条の二の二第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等に係る贈与税については、なお従前の例による。

4 施行日から令和元年六月三十日までの間ににおける新相続特別措置法第七十条の二の二の規定の適用については、同条第二項第一号イ中「並びに第十一項及び第十二項」とあるのは「及び第十一項」と、同条第六項中「第十二項第五号」とあるのは「第十二項第三号」と、同条第十一項第三号中「をいう。次項において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第十四項及び第十五項中「第十二項第四号」とあるのは「第十二項第二号」とする。

5 新相続特別措置法第七十条の二の三第一項及び第四項の規定は、施行日以後に取得する同条第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等に係る贈与税について適用し、施行日前に取得した旧相続特別措置法第七十条の二の三第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等に係る贈与税については、なお従前の例による。

6 新相続特別措置法第七十条の二の五第一項及び第二項、第七十条の二の六第一項及び第二項、第七十条の二の七第一項（同項に規定する

特例事業受贈者の年齢の要件に係る部分に限る。）第七十条の二の第二項第三号イ並びに第七十条の七の五第二項第六号イの規定は、令和四年四月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

7 施行日から令和四年三月三十一日までの間に贈与をする場合における新相続特別措置法第七十条の二の八及び第七十条の六の八第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

8 令和二年四月一日前に次の各号に掲げる届出書の提出があった場合における当該各号に定める贈与税又は相続税（当該贈与税又は相続税に係る利子税及び延滞税を含む。）の徴収を目的とする国の権利の時効については、新相続特別措置法第七十条の四第二十九項、第七十条の六第三十四項、第七十条の六の六第十二項、第七十条の七第十項及び第七十条の七の二第二項第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 旧相続特別措置法第七十条の四第二十七項の届出書 同条第二十九項に規定する贈与税の届出書 同条第三十四項に規定する相続税の届出書 同条第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額に相当する相続税  
二 旧相続特別措置法第七十条の六第三十二項の届出書 同条第三十四項に規定する相続税  
三 旧相続特別措置法第七十条の六の六第十一項の届出書 同条第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額に相当する相続税  
四 旧相続特別措置法第七十条の七第九項の届出書 同条第二項第七号ロに規定する猶予中贈与税額に相当する贈与税  
五 旧相続特別措置法第七十条の七の二第十項の届出書 同条第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額に相当する相続税

9 附則第一条第十七号に掲げる規定の施行の際現に旧相続特別措置法第七十条の四の二第二項第二号に掲げる貸付けが行われている場合における同条の規定の適用については、なお従前の例による。

10 附則第一条第十七号に掲げる規定の施行の際現に旧相続特別措置法第七十条の六の二第二項第二号に掲げる貸付けが行われている場合における同条の規定の適用については、なお従前の例による。

11 新相続特別措置法第七十条の六の八の規定は、平成三十一年一月一日以後に贈与により取得する同条第二項第一号に規定する特定事業用資産に係る贈与税について適用する。

12 施行日から令和二年三月三十一日までの間ににおける新相続特別措置法第七十条の六の八第十項の規定の適用については、同項中「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」とあるのは「に中断し、当該届出書の」と、「その進行を始める」とあるのは「進行する」とする。

13 新相続特別措置法第七十条の六の十の規定は、平成三十一年一月一日以後に相続又は遺贈により取得する同条第二項第一号に規定する特定事業用資産に係る相続税について適用する。

14 施行日から令和二年三月三十一日までの間ににおける新相続特別措置法第七十条の六の十第十一項の規定の適用については、同項中「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」とあるのは「に中断し、当該届出書の」と、「その進行を始める」とあるのは「進行する」とする。

第八十条 令和元年十月一日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

第八十一条 令和元年十月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

第八十二条 旧相続特別措置法第八十八条の八第一項の規定の適用を受けた揮発油（租税特別措置法第八十八条の五に規定する揮発油をい、同法第八十九条第十五項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）につき、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条第一項の規定の適用がある場合において、これらの規定による控除を受けようとする月分が令和十六年四月分以後の各月分であるときは、当該揮発油については、新相続特別措置法第八十八条の八第一項の規定の適用を受けた揮発油を揮発油の製造者がその製造場に戻し入れ、又は移入したものとみなして、揮発油税法第十七条及び地方揮発油税法第九条の規定を適用する。

2 前項の規定は、旧相続特別措置法第八十八条の八第一項の規定の適用を受けた揮発油につき、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予

等に関する法律第七十条の規定の適用がある場合について準用する。

第八十三条 令和元年五月一日前に旧相続特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車（租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。）に係る旧相続特別措置法第九十条の十二第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

第八十四条 個人が施行日前に提出した旧相続特別措置法第九十七条の二第三項に規定する特別還付金請求書に係る同条第一項に規定する特別還付金についての同条の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）  
第八十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第八十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年五月二四日法律第二二二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略  
二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第二号に係る部分を除く。）、第二条中農業経営基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第四条から第七条までの改正規定、同法第二章第三節を削る改正規定、同法第十二条第一項及び第十三条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の六第一項第二号、第十五条第二項及び第十六条の改正規定、同法第十八条の改正規定（同条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とする部分を除く。）



並びに同法第二十三条第十項及び第三十三条の改正規定、第三条中農地法第二条第三項第二号の改正規定、同法第三条の改正規定(同条第一項第七号の二に係る部分及び同条中第六項を削り、第七項を第六項とする部分を除く。)、同法第四条第一項第三号及び第五号第一項第二号の改正規定、同法第十七条ただし書の改正規定(「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める部分に限る。)、同法第三十五条(見出しを含む。)の改正規定並びに同法第三十六条第一項第二号、第四十六条第一項及び第六十三条第一項第十四号の改正規定、第四条中農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項第五号の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定、附則第十一条中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の項第十四号の改正規定並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条から第十八条までの規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (令和元年五月二四日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から五まで 略
- 六 第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十三条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六十条第一項第三号の改正規定及び同法第四百五十四条第一項第二号の改正規定に限る。)、第十五条、第十六条(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第九十条の十五第一項及び第二項の改正規定に限る。)、第十八条及び第二十二條(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二條の二第三項の改正規定並びに同条第十二項の表第一百条第一項の項及び同表第一百条第二項の項の改正規定に限る。))の規定、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から三まで 略
- 四 附則第三十九条(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第二十五条の二第四項第二号の改正規定に限る。))の規定、平成三十二年一月一日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))のいずれか遅い日

附則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定、令和二年十月一日
- イ及びロ 略
- ハ 第十五条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定(「一万二千五百円」を「一万三千五百円」に改める部分に限る。))並びに附則第一百条及び第四百十条の規定
- 二 次に掲げる規定、令和三年一月一日
- イ及びロ 略
- ハ 第十五条中租税特別措置法第四十一条の四の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十九第一項の改正規定(「十万円」を「八百万円」に改める部分に限る。)、同法第九十三条の改正規定(同条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える部分を除く。)、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十六条の改正規定並びに附則第七十四条第一項及び第三項、第十一條、第四百四十四條並びに第四百四十九條の規定

- 三 次に掲げる規定、令和三年四月一日
- イ 略
- ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の八の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定(同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法」を、「利用する方法」の下に「を」という。以下この条において同じ。))を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「当該金融商品取引業者等の営業所に長に」を加える部分、同項中「を」、当該金融商品取引業者等の営業所に

長に提出しなければ」を「の提出(当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類(第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。))の提示又はその者の特定署名用電子証明書等(同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。))の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。))をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十一項に係る部分、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く。)、同法第三十七条の十四の二第十八項の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八條第一項から第三項まで、第六十八條及び第六十九條の規定

- 四 次に掲げる規定、令和四年一月一日
- イ及びロ 略
- ハ 第十五条中租税特別措置法第二十五条の二第三項の改正規定及び同法第四十一条の二第二十四項の改正規定、令和四年四月一日
- 五 次に掲げる規定、令和四年四月一日
- イ 略
- ロ 第三条の規定(同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。))及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。))並びに附則第十四條から第十八條まで、第二十條から第三十七條まで、第三十九條(地価税法(平成三年

法律第六十九号)第三十二條第五項の改正規定に限る。)、第四百三十三條、第五百十条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十條の二第十六項の改正規定に限る。)、第五百五十一條から第五百六六條まで、第五百五十九條から第六百六十二條まで、第六百六十三條(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八條第一項の改正規定に限る。)、第六百六十四條、第六百六十五條及び第六百六十七條の規定

- ハからトまで 略
- チ 第十五条中租税特別措置法第三十七条の十四第三十三項の改正規定(「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。))並びに附則第六十八條第七項及び第八項並びに第八十七條第二項の規定
- リ 第十六条の規定並びに附則第一百二十二條から第一百三十條まで、第四百四十一條、第四百四十七條、第四百四十八條の二(所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第九十五条第一項の改正規定及び同法附則第一百二條の改正規定を除く。)、第五百五十條(地方自治法第二百六十條の二第十六項の改正規定を除く。)、第五百五十八條及び第六百六十六條の規定
- 又からワまで 略
- カ 第二十四條の規定
- キ 第二十五條の規定
- ク 第二十六條中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四十一條第一項の表の改正規定
- ク 第二十七條の規定
- ク 第二十八條中所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十三條第二項の改正規定
- ク 第二十九條中所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第六十八條の改正規定及び同法附則第六十九條の改正規定(同条第十一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める部分を除く。))並びに附則第三十七條の規定
- ネ 第三十條中所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第二十八條の改正規定(同条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十



有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と、「第二条第一項」とあるのは「第二条」とする。

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）  
第五十七条 新租税特別措置法第十条の五の四第一項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）  
第五十八条 個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び施行日前に生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十二条第一項の認定を受けた個人が当該認定に係る同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画に従って実施される旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）  
第五十九条 新租税特別措置法第十条の六第五項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
2 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第十条の五の四第一項	前条第一項
第二項	第十条の五の四第二項	前条第二項

第十三 前条第三項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額  
第十四 前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めて政令で定める金額  
第十五 第六号又は第十三号  
第十六 第六号又は第十三号  
第十七 第六号又は第十三号  
第十八 第六号又は第十三号  
第十九 第六号又は第十三号  
第二十 第六号又は第十三号

第十三 前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めて政令で定める金額  
第十四 前各号に掲げるもののほか、所得税の額の計算に関する特例を定めて政令で定める金額  
第十五 第六号又は第十三号  
第十六 第六号又は第十三号  
第十七 第六号又は第十三号  
第十八 第六号又は第十三号  
第十九 第六号又は第十三号  
第二十 第六号又は第十三号

（個人の減価償却に関する経過措置）  
第六十条 新租税特別措置法第十一条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第四項において同じ。）をする同条第一項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。  
2 個人が旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設をした同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。  
3 新租税特別措置法第十三条の規定は、令和三年分以後の所得税については、なお従前の例による。  
4 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十三条の三第一項に規定する企業主導型保育施設用資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）  
第六十二条 新租税特別措置法第二十八条の二第二項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。  
第六十三条 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第八号及び第十二号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による。  
2 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二及び第三号の三に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得する同項第三号の二又は第三号の三に規定する補償金について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二又は第三号の三に規定する補償金については、なお従前の例による。  
3 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する資産につき取用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなることに伴い個人が取得する同号に規定する対価又は補償金について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十三条第三項第二号に規定する資産につき取用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなったことに伴い個人が取得した同号に規定する対価又は補償金については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十九条の規定の適用については、同条第一号中「第十条の五の四の二又は一」とあるのは、「又は一」とする。  
（特定災害防止準備金に関する経過措置）  
第六十一条 新租税特別措置法第二十条第一項の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）  
第六十二条 新租税特別措置法第二十八条の二第二項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。  
第六十三条 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第八号及び第十二号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による。  
2 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二及び第三号の三に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得する同項第三号の二又は第三号の三に規定する補償金について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号の二又は第三号の三に規定する補償金については、なお従前の例による。  
3 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する資産につき取用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなることに伴い個人が取得する同号に規定する対価又は補償金について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十三条第三項第二号に規定する資産につき取用をし、又は取壊し若しくは除去をしなければならなくなったことに伴い個人が取得した同号に規定する対価又は補償金については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に個人が取得する同号に規定する補償金について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十三条第三項第三号に規定する資産が除却されたことに伴い個人が取得した同号に規定する補償金については、なお従前の例による。  
5 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する権利の価値が減少し、又は同号に規定する権利が消滅することに伴い個人が取得する同号に規定する対価又は補償金について適用する。  
6 新租税特別措置法第三十三条の二及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条の二第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得する同号に規定する資産又は当該資産に係る配偶者居住権と同種の資産その他のこれらに代わるべき資産について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第三十三条の二第一項第一号に規定する資産と同種の資産については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十三条の三第二項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第三項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第二項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。  
8 新租税特別措置法第三十三条の三第四項及び第五項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第四項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第四項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。  
9 新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第二号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧

4 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に個人が取得する同号に規定する補償金について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第三十三条第三項第三号に規定する資産が除却されたことに伴い個人が取得した同号に規定する補償金については、なお従前の例による。  
5 新租税特別措置法第三十三条及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条第三項第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する権利の価値が減少し、又は同号に規定する権利が消滅することに伴い個人が取得する同号に規定する対価又は補償金について適用する。  
6 新租税特別措置法第三十三条の二及び第三十三条の四（新租税特別措置法第三十三条の二第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得する同号に規定する資産又は当該資産に係る配偶者居住権と同種の資産その他のこれらに代わるべき資産について適用し、個人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第三十三条の二第一項第一号に規定する資産と同種の資産については、なお従前の例による。  
7 新租税特別措置法第三十三条の三第二項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第三項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第二項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。  
8 新租税特別措置法第三十三条の三第四項及び第五項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第四項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第四項に規定する資産の譲渡については、なお従前の例による。  
9 新租税特別措置法第三十七条から第三十七条の四まで（新租税特別措置法第三十七条第一項の表の第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第二号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に旧









七年及び第四項並びに	六年から第五項まで及び
租税特別措置法第六十六条の四第二十七項	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第八十九條第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項（
租税特別措置法第六十六条の四第二十七項	令和二年改正法附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の
租税特別措置法第六十六条の四第二十七項	令和二年改正法附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と
租税特別措置法第六十六条の四第二十七項	令和二年改正法附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項
租税特別措置法第六十六条の四第二十七項	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法（昭和三十

と、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法
---

とあるのは

第二十七項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九條第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法
---	--

と、「同法第六十六条の四の三第十四項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項」とする。（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

**第九十条** 新租税特別措置法第六十六条の七第四項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用する。

2 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六

条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の五の二第六項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第七項」とする。

（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

**第九十一条** 新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第六十六条の十二第一項本文に規定する欠損金額をいう。次項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項本文に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法第二条第二十九号に規定する青色申告書を提出する法人（同法第六十六条の十二第一項各号に掲げる法人を除く。）で旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する認定事業再編事業者であるもの（施行日前に同項に規定する特定事業再編計画について農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定を受けたものに限り。以下この項及び第四項において「認定事業再編法人」という。）の施行日以後に終了する事業年度（租税特別措置法第四十六条並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第五十二条の二第一項及び第四項並びに第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において生じた欠損金額（法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項の規定又は同法第四百四十四条の十三第一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎となる租税特別措置法第六十六条の十二第一項ただし書に規定する災害損失欠損金額（当該認定事業再編法人が同法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人である場合には、法人税法第八十条第十三項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額とされた金額）を除く。）のうち、旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する政令で定める金額に達するまでの金額（以下この条において「特定設備廃棄等欠損金額」という。）については、租税特別措置法第六十六

3 特定設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十条第一項又は第四百四十四条の十三第一項若しくは第二項の規定を適用する場合には、当該特定設備廃棄等欠損金額が生じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の欠損金額のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

4 通算法人（租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。附則第七十七条において同じ。）である認定事業再編法人の特定設備廃棄等欠損金額は、同法第六十六条の十二第二項の規定の適用については、同項に規定する還付対象欠損金額とみなす。

5 前二項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条及び第四百四十四条の十三の規定の適用その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

**第九十二条** 新租税特別措置法第六十七条の第十八第三項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十八第三項において準用する旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人の施行日前に開始した事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十七条の十八第三項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十七条の十八第三項の規定の適用については、同項の表第六十六条の四第二十七項の項中

と、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法
---

とあるのは

租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九條第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）において準用する同法
---	--

とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と

と、「同法第六十六条の四の三第十四項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項」とする。（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

**第九十条** 新租税特別措置法第六十六条の七第四項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用する。

2 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六





3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主であるものに対する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の二第五項第七号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇管理の改善等に関する法律第二条第一項」とあるのは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇管理の改善等に関する法律第二条第一項」とする。

(連結親法人が認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)  
第九十七条 新租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項(同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同項に規定する特定寄附金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項(同項に規定する特定寄附金に係る部分を除く。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(連結親法人が革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)  
第九十八条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に、施行日前に生産性向上特別措置法第二十二

条第一項の認定を受けたものが当該認定に係る同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画に従って実施される旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。  
(連結親法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)  
第九十九条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七 第六十八条の十五の六の二第二項の規定	十七 前各号に掲げるもの
同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額	のほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める金額
十八 前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める金額に類するもの	に定める金額
第九号又は第十七号	又は第九号
第六 第六十八条の十四の三第六項及び第六十八条の十五の六の二第六項	及び第六十八条の十四の三第六項

第八 第六十八条の十四の三第六項及び第六十八条の十五の六の二第六項

第九十條 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設をした同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する情報流通円滑化設備については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八条の三十一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する企業主導型保育施設用資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十七条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条第一項」とする。

(連結親法人の準備金に関する経過措置)  
第一百一条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日の前日を含む連結事業年度終了の日において旧租税特別措置法第六十八条の四十四第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を有するもの(連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日以後に同条第一項に規定する特定施設(その使用の開始の日が令和二年三月三十一日以前であるものに限る。)の移転を受けるものを含む)の施行日以後に開始する各連結事業年度の旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得の金額の計算については、旧租税特

別措置法第六十八条の四十四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」とあるのは「令和五年三月三十日」と、「第五十五条の第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第八十七条とされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第五十五条の二第一項」と、「おいて同法」とあるのは「おいて金属鉱業等鉱害対策特別措置法」と、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「百分の八十」とあるのは「百分の八十」とあるのは「百分の八十(当該連結事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の五十とする。)」と、同条第二項及び第三項中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第一項」と、同条第六項中「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「百分の八十」とあるのは「百分の八十(当該連結事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度であるときは百分の五十とする。)」と、同条第八項から第十項までの規定中「第五十五条の二第一項」とあるのは「旧効力措置法第五十五条の二第一項」とする。

2 新租税特別措置法第六十八条の四十六第一項及び第六項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第一百二条 新租税特別措置法第六十八條の七十八から第六十八條の八十まで(新租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同表の第二号、第五号又は第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作を含む。以下この条において同じ。)をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第二号、第六号又は第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、第三項の規定の適用がある場合を除き、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八條の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日から令和四年九月三十日までの間に取得をする旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第七号の下欄に掲げる資産(同欄に規定する国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具の

うち政令で定めるもので当該連結親法人又はその連結子法人が施行日前に締結した契約に基づき取得をするものに限る。)については、租税特別措置法第六十八條の七十八第一項の表の第四号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から同法第六十八條の八十まで(同法第六十八條の七十八第十四項(同法第六十八條の七十九第九項において準用する場合を含む。))を除く。)の規定を適用する。

第三百三条 新租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項及び第三十一項の規定は、施行日以後に同条第二十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人の施行日前に開始した連結事業年度(施行日以後に新租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。)における新租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項及び第三十一項の規定の適用については、同条第二十八項中「七年」とあるのは「六年」と、及び第四項並びに「あるのは「から第五項まで及び」と、「租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年改正法」という。))附則第三十三條(連結親法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八條の八

十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「(租税特別措置法)とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。))附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八條の八

十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「(租税特別措置法)とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。))附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八條の八

十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「(租税特別措置法)とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。))附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八條の八

十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「(租税特別措置法)とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。))附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八條の八

十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「(租税特別措置法)とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。))附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八條の八

十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「(租税特別措置法)とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。))附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八條の八

十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「(租税特別措置法)とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。))附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八條の八

十八第二十八項」とあるのは「令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「(租税特別措置法)とあるのは「(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。))附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八條の八十八第二十八項」と、「租税特別措置法第六十八條の八

2 連結親法人(新租税特別措置法第六十八條の九十七各号に掲げるものを除く。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八條の九十八第二項に規定する認定事業者再編事業者であるもの(施行日前に同項に規定する特定事業者再編計画について農業競争力強化支援法第十八條第一項の認定を受けたものに限る。)の施行日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち、当該連結親法人又はその連結子法人(新租税特別措置法第六十八條の三十三並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第六十八條の四十一第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定に係る連結法人を除く。)に係る旧租税特別措置法第六十八條の九十八第二項に規定する政令で定める金額に達するまでの金額(当該金額が当該連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額(同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を除く。)を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)の合計額(次項及び第四項において「特定設備廃棄等欠損金額」という。)については、新租税特別措置法第六十八條の九十七の規定は、適用しない。

3 特定設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十一條の三十一第一項の規定を適用する場合には、当該特定設備廃棄等欠損金額が生じた同項に規定する欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

4 前項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十一條の九第六項に規定する連結欠損金額個別帰属額の計算及び同法第八十一條の三十一の規定の適用その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置)

第一百六条 旧租税特別措置法第六十八條の百二の二第一項に規定する中小連結親法人又はその中小連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。



れる同法による改正前の租税特別措置法第七十  
十条の四第一項本文の規定の適用を受けてい  
る同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平  
成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の  
規定によりなお従前の例によることとされる  
場合における同法による改正前の租税特別措  
置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を  
受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平  
成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二  
項の規定によりなおその効力を有するものと  
される同法による改正前の租税特別措置法第  
七十条の四第一項本文の規定の適用を受けて  
いる同項に規定する受贈者

四 租税特別措置法等の一部を改正する法律  
（平成十二年法律第十三号）第一条の規定に  
よる改正前の租税特別措置法第七十条の四第  
一項本文の規定の適用を受けている同項に規  
定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律  
（平成十三年法律第七号）第一条の規定によ  
る改正前の租税特別措置法第七十条の四第  
一項本文の規定の適用を受けている同項に規  
定する受贈者

六 租税特別措置法等の一部を改正する法律  
（平成十四年法律第十五号）附則第三十二  
条第四項の規定によりなお従前の例によるこ  
ととされる場合における同法第一条の規定によ  
る改正前の租税特別措置法第七十条の四第  
一項本文の規定の適用を受けている同項に規  
定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十  
五年法律第八号）附則第二百二十三条第十項  
の規定によりなお従前の例によることとされ  
る場合における同法第十二条の規定による改  
正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本  
文の規定の適用を受けている同項に規定する  
受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十  
七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項  
の規定によりなおその効力を有するものとさ  
れる同法第五条の規定による改正前の租税特  
別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適  
用を受けている同項に規定する受贈者

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二  
十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項

の規定によりなおその効力を有するものとさ  
れる同法第五条の規定による改正前の租税特  
別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適  
用を受けている同項に規定する受贈者

十 所得税法等の一部を改正する法律（平成二  
十六年法律第十号）附則第二百二十八条第三  
項の規定によりなお従前の例によることとされ  
る場合における同法第十条の規定による改正  
前の租税特別措置法第七十条の四第一項本  
文の規定の適用を受けている同項に規定する  
受贈者

十一 所得税法等の一部を改正する法律（平成  
二十八年法律第十五号）附則第二百二十七条第  
五項の規定によりなお従前の例によることと  
される場合における同法第十条の規定による  
改正前の租税特別措置法第七十条の四第一  
項本文の規定の適用を受けている同項に規定  
する受贈者

十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成  
三十年法律第七号）附則第一百八条第六項又  
は第七項の規定によりなお従前の例によるこ  
ととされる場合における同法第十五条の規定  
による改正前の租税特別措置法第七十条の四  
第一項本文の規定の適用を受けている同項に  
規定する受贈者

十三 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本  
文の規定の適用を受けている同項に規定する  
受贈者

次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十  
条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、  
同条第八項（第二号に係る部分に限る）、同条  
第十九項において準用する新租税特別措置法第  
七十条の四第十五項、新租税特別措置法第七  
十条の六第二十項及び同条第二十一項において準  
用する新租税特別措置法第七十条の四第十七項  
の規定を適用する。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平  
成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の  
規定によりなおその効力を有するものとされ  
る同法による改正前の租税特別措置法第七  
十条の六第一項本文の規定の適用を受けてい  
る同項に規定する農業相続人

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律  
（平成十二年法律第十三号）第一条の規定に  
よる改正前の租税特別措置法第七十条の六第  
一項本文の規定の適用を受けている同項に規  
定する農業相続人

三 租税特別措置法等の一部を改正する法律  
（平成十三年法律第七号）第一条の規定によ  
る改正前の租税特別措置法第七十条の六第  
一項本文の規定の適用を受けている同項に規  
定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成十  
五年法律第八号）附則第二百二十三条第十一  
項の規定によりなお従前の例によることとされ  
る場合における同法第十二条の規定による改  
正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本  
文の規定の適用を受けている同項に規定する  
農業相続人

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成十  
七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七  
項の規定によりなお従前の例によることとさ  
れる場合における同法第五条の規定による改  
正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本  
文の規定の適用を受けている同項に規定する  
農業相続人

六 所得税法等の一部を改正する法律（平成二  
十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項  
の規定によりなおその効力を有するものとさ  
れる同法第五条の規定による改正前の租税特  
別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適  
用を受けている同項に規定する農業相続人

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成二  
十六年法律第十号）附則第二百二十八条第七  
項の規定によりなお従前の例によることとされ  
る場合における同法第十条の規定による改正  
前の租税特別措置法第七十条の六第一項本  
文の規定の適用を受けている同項に規定する農  
業相続人

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二  
十八年法律第十五号）附則第二百二十七条第九  
項の規定によりなお従前の例によることとさ  
れる場合における同法第十条の規定による改  
正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本  
文の規定の適用を受けている同項に規定する  
農業相続人

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成三  
十年法律第七号）附則第一百八条第十一項か  
ら第十三項までの規定によりなお従前の例に  
よることとされる場合における同法第十五  
条の規定による改正前の租税特別措置法第七  
十条の六第一項本文の規定の適用を受けてい  
る同項に規定する農業相続人

十 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本  
文の規定の適用を受けている同項に規定する農  
業相続人

（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税  
の免税に関する経過措置）

第九十條 新租税特別措置法第八十七条の六第二  
項の規定は、施行日以後に酒税法第三十条の二  
第一項又は第二項の規定による申告書の提出期  
限が到来する酒税について適用し、施行日前に  
当該申告書の提出期限が到来した酒税について  
は、なお従前の例による。

（たばこ税の税率の特例に関する経過措置）

第九十條 令和二年十月一日前に課した、又は課  
すべきであった新租税特別措置法第八十八条の  
二第一項に規定する紙巻たばこに係るたばこ税  
については、なお従前の例による。

（利子税等の割合の特例に関する経過措置）

第九十條 新租税特別措置法第九十三条から第  
九十六条までの規定は、令和三年一月一日以後  
の期間に対応する同条第一項に規定する利子税  
等について適用し、同日前の期間に対応する旧  
租税特別措置法第九十六条に規定する利子税等  
については、なお従前の例による。

第九十條 令和三年一月一日前に開始した新租税特別措  
置法第九十三条第四項第一号に規定する分納期  
間のうち同日以後の期間（以下この項において  
「特例対象期間」という。）がある場合にお  
ける当該特例対象期間に対応する利子税に係る  
同条第三項、第四項及び第六項の規定の適用に  
ついては、同条第四項第二号中「一年」とある  
のは「一年の所得税法等の一部を改正する法律  
（令和二年法律第八号）第十五条の規定による  
改正前の租税特別措置法第九十三条第二項に規  
定する特例基準割合又は令和三年の」と、「一」  
をいう」とする。

（居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特  
例に関する経過措置）

第九十條 租税特別措置法第四十条の四第二項  
第一号に規定する外国関係会社の四年新措置法  
第四十条の四第一項に規定する事業年度に当該  
外国関係会社に係る四年旧措置法第六十八条の  
九十第一項各号に掲げる連結法人がある場合に  
おける四年新措置法第四十条の四第二項及び第  
四項の規定の適用については、同条第二項第二  
号ハ（一）及び第三号ハ（一）中「内国法人」  
とあるのは、「内国法人、所得税法等の一部を  
改正する法律（令和二年法律第八号）第十六  
条の規定による改正前の租税特別措置法第六  
十八條の九十第一項各号に掲げる所得税法等の一

を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人」とする。

（第十六条の規定による改正に伴う試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第百十三條** 四年新措置法第四十二条の四の規定の適用については、同条第十九項第五号に規定する試験研究費の額には同号に規定する各事業年度に該当する各連結事業年度（四年旧措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第百二十条までにおいて同じ。）の四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額（当該各連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の四第十九項第三号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の四第十九項第六号の二に規定する試験研究費の額には同項第六号の三に規定する基準事業年度に該当する連結事業年度の四年旧措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研究費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該試験研究費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとする。

2 前項の月数は、曆に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第百十三條の二** 四年新措置法第四十二条の六第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して四年新措置法第二条第二項第二十九号に規定する青色申告書（以下附則第百九条までにおいて「青色申告書」という。）の提出（連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る四年旧措

置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人による旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしてしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十一第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の六第三項又は四年旧措置法第四十二条の六第三項の規定により当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2 四年新措置法第四十二条の六第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前一年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る四年旧措置法第二条第二項第十号の四に規定する連結親法人（以下附則第百三十条までにおいて「連結親法人」という。）による連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下附則第百三十条までにおいて同じ。）の提出をしていなかった場合には、青色申告書の提出をしていなかったものとみなす。

3 四年新措置法第四十二条の六第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の六第四項の法人に係るものを含むものとする。

4 四年新措置法第四十二条の六第八項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十一第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつた場合には、法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書（以下附則第百三十条までにおいて「確定申告書」という。）に四年新措置法第四十二条の六第三項に規定する繰越税額控除

限度超過額の明細書の添付があつたものとみなす。（沖繩の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第百十四條** 四年新措置法第四十二条の九第二項の規定の適用については、同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第二項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしてしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十一第三項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に四年新措置法第四十二条の九第二項又は四年旧措置法第四十二条の九第二項の規定により当該事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の九第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の九第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2 四年新措置法第四十二条の九第三項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前四年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていなかった場合には、青色申告書の提出をしていなかったものとみなす。

3 四年新措置法第四十二条の九第三項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十三第二項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の九第三項の法人に係るものを含むものとする。

4 四年新措置法第四十二条の九第五項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十

三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつた場合には、確定申告書に四年新措置法第四十二条の九第二項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があつたものとみなす。（第十六条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第百十五條** 四年新措置法第四十二条の十二第二項の規定の適用については、同項に規定する要件適格法人には、四年旧措置法第六十八条の十五第一項の規定（同項の規定に係る第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。次項において同じ。）若しくは四年旧措置法第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた連結事業年度においてその適用を受けなかったものとしたらば四年旧措置法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項の規定の適用を受けたもの（次項において「要件適格連結法人」という。）を含むものとする。

2 要件適格連結法人に係る四年新措置法第四十二条の十二第二項の規定の適用については、同項に規定する適用を受ける事業年度は、四年旧措置法第六十八条の十五第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は四年旧措置法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日以後に開始する事業年度とする。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第百十五條の二** 四年新措置法第四十二条の十二の四第三項の規定の適用については、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額には、同項の法人の同条第三項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしてしている場合の各連結事業年度に限る。）における四年旧措置法第六十八条の十五の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。）のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれ

ない金額（既に四年新措置法第四十二条の六第三項又は四年旧措置法第四十二条の六第三項の規定により当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十一第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

ない金額（既に四年新措置法第四十二条の十二の四第三項又は四年旧措置法第四十二条の十二の四第三項の規定により当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度において四年新措置法第四十二条の四十九項第二号に規定する調整前法人税額又は四年旧措置法第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額から控除された金額（既に四年旧措置法第六十八条の十五の五第三項の規定により当該各連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）を含むものとする。

2 四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前一年以内に開始した各事業年度後の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていない場合には、青色申告書の提出をしていないものとみなす。

3 四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の規定の適用については、同項に規定する調整前法人税額から控除された金額には、既に四年旧措置法第六十八条の十五の五第三項の規定により法人税の額から控除された金額のうち四年新措置法第四十二条の十二の四第四項の法人に係るものを含むものとする。

4 四年新措置法第四十二条の十二の四第八項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の十五の五第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があった場合には、確定申告書に四年新措置法第四十二条の十二の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があったものとみなす。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第百十五條の三** 四年新措置法第四十二条の十二の五の規定の適用については、同条第三項第八号に規定する教育訓練費の額には同号に規定する各事業年度に該当する連結事業年度の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第二百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の十二の

五第一項第二号に規定する教育訓練費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとし、租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度の給与等の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された国内雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する国内雇用者をいう。）に対する四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等の同項第四号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとする。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（第十六條の規定による改正に伴う法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

**第百十六條** 四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定の適用については、同項に規定する超過連結事業年度の連結親法人による連結確定申告書の提出をしていない場合には、青色申告書の提出をしていないものとみなす。

2 四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定は、四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用を受けた法人の同条第三項に規定する超過連結事業年度（次項において「超過連結事業年度」という。）後の各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度まで）の間の連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度に限る。）において、同条第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（当該法人に帰せられる金額に限る。）について準用する。

3 四年新措置法第四十二条の十三第三項（前項において準用する場合に限る。以下この項にお

いて同じ。）の規定は、超過連結事業年度後の各事業年度の確定申告書に四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書の添付がある場合（当該各事業年度までの間の連結事業年度に該当する各事業年度にあつては、連結確定申告書に当該明細書の添付があった場合）で、かつ、四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の四年新措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等（四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定により適用する同条第二項に規定する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる四年新措置法第二条第二項第三十一号に規定する修正申告書又は同項第三十二号に規定する更正請求書を提出する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に四年新措置法第四十二条の十三第三項の規定により適用する同条第二項に規定する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる同条第一項に規定する調整前法人税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合限り、適用する。

4 四年新措置法第四十二条の十三第四項の規定の適用については、同条第三項に規定する超過事業年度後の各連結事業年度の連結確定申告書に四年旧措置法第六十八条の十五の八第一項に規定する調整前連結税額超過額の明細書の添付があつた場合には、確定申告書に四年新措置法第四十二条の十三第四項に規定する明細書の添付があつたものとみなす。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に関する経過措置）

**第百十七條** 附則第二十九條第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた通算法人（当該通算法人であつた法人を含む。以下この条において同じ。）が、四年新措置法第四十二条の十四第四項に規定する失効日において、当該通算法人の当該失効日前五年以内に開始した各連結事業年度において連結税額控除規定（四年旧措置法第六十八条の十一第二項若しくは第三項、第六十八条の十三第一項若しくは第二項若しくは第六十八条の十五の五第二項若しくは第三項の規定、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二百五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合

における同法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第二項若しくは第三項の規定又は所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第六十三條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項の規定をいう。以下この条において同じ。）の適用に係る法人であるときは、当該連結税額控除規定を四年新措置法第四十二条の十四第四項に規定する特別税額控除規定とみなす。この場合において、同項に規定する控除された金額に相当する金額は、当該連結税額控除規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該通算法人に係る金額に相当する金額とする。

（第十六條の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置）

**第百十八條** 租税特別措置法第四十五条第四項の規定の適用については、法人が同項に規定する適格合併等により四年旧措置法第六十八条の二十七第三項の規定の適用を受けている同項に規定する産業振興機械等の移転を受けた場合には、当該産業振興機械等は、租税特別措置法第四十五条第三項の規定の適用を受けている同項に規定する産業振興機械等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の二十七第三項に規定する供用期間を租税特別措置法第四十五条第四項の供用期間とみなす。

2 租税特別措置法第四十六条第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により四年旧措置法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けている同項に規定する事業再編促進機械等の移転を受けた場合には、当該事業再編促進機械等は、租税特別措置法第四十六条第一項の規定の適用を受けている同項に規定する事業再編促進機械等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の三十三第一項に規定する供用期間を租税特別措置法第四十六条第二項の供用期間とみなす。

3 四年新措置法第四十七条第二項の規定の適用については、法人が同項に規定する適格合併等により四年旧措置法第六十八条の三十五第一項の規定の適用を受けている同項に規定する特定都市再生建築物の移転を受けた場合には、当該特定都市再生建築物は、四年新措置法第四十七

条第一項の規定の適用を受けている同項に規定する特定都市再生建築物とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八條の三十五第一項に規定する供用期間を四年新措置法第四十七條第二項の供用期間とみなす。

4 四年新措置法第四十八條第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により四年旧措置法第六十八條の三十六第一項の規定の適用を受けている同項に規定する倉庫用建物等の移転を受けた場合には、当該倉庫用建物等は、四年新措置法第四十八條第一項の規定の適用を受けている同項に規定する倉庫用建物等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八條の三十六第一項に規定する供用期間を四年新措置法第四十八條第二項の供用期間とみなす。

5 四年新措置法第五十二條の二の規定の適用については、同条第一項、第二項及び第五項に規定する特別償却に関する規定には、四年旧措置法第六十八條の十一第一項、第六十八條の十四第一項、第六十八條の十四の二第一項、第六十八條の十四の三第一項、第六十八條の十五第一項、第六十八條の十五の五第一項、第六十八條の十五の六の二第一項、第六十八條の十五の七第一項から第三項まで、第六十八條の十六から第六十八條の二十まで、第六十八條の二十四、第六十八條の二十七、第六十八條の二十九、第六十八條の三十一、第六十八條の三十三、第六十八條の三十五若しくは第六十八條の三十六の規定又は減価償却資産（四年新措置法第二條第二項第二十四号に規定する減価償却資産をいう。第七項及び第十八項において同じ。）に関する特例を定めている規定として政令で定める規定を含むものとする。

6 四年新措置法第五十二條の二第二項の規定の適用については、同項に規定する開始の日前一年以内を開始した各事業年度以後の連結事業年度について同条第一項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていた場合には、青色申告書の提出をしていない場合とみなす。

7 四年新措置法第五十二條の二第二項の規定の適用については、同項に規定する所得の金額の計算上損金の額に算入された金額には連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含むものとし、同項後段に規定する減価償却資産には四年旧措置法第六十八條の十八の規定の適用を受けた減価償却資産を含むものとする。

8 四年新措置法第五十二條の二第三項の規定の適用については、同項に規定する直前の事業年度までの各連結事業年度の連結確定申告書に同項に規定する明細書の添付があった場合には、確定申告書に同項に規定する明細書の添付があったものとみなす。

9 四年新措置法第五十二條の二第五項の規定の適用については、旧法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における旧法人税法第三十一條第二項又は第三十二條第二項に規定する期中損金額のうち損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十二條の二第五項に規定する損金の額に算入された金額とみなす。

10 四年新措置法第五十二條の二第二項の規定の適用については、同項に規定する満たない場合には四年旧措置法第六十八條の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項に規定する特別償却限度額に満たない場合を含むものとし、四年新措置法第五十二條の三第二項に規定する満たない金額には当該満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、同項に規定する算入済金額には四年旧措置法第六十八條の四十一第一項の規定により既に損金の額に算入された金額を含むものとする。

11 四年新措置法第五十二條の三第二項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八條の四十一第一項の規定の適用を受けた連結事業年度は四年新措置法第五十二條の三第一項の規定の適用を受けた事業年度とみなし、同条第二項に規定する翌日以後一年以内を終了する各事業年度前の連結事業年度について同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていない場合には青色申告書の提出をしていないものとみなす。

12 四年新措置法第五十二條の三第三項の規定の適用については、同項に規定する満たない金額には、四年旧措置法第六十八條の四十一第一項又は第十一項の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定の特別償却限度額に満たない場合のその満たない金額を含むものとする。

13 四年新措置法第五十二條の三第五項及び第六項の規定の適用については、これらの規定に規定する法人には四年旧措置法第六十八條の四十一第一項から第三項までの規定の適用を受けたものを除くものとし、四年新措置法第五十二條の三第五項に規定する特別償却準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八條の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十二條の三第六項の規定により損金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の四十一第六項の規定により損金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十二條の三第五項の規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十二條の三第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額とみなす。

14 四年新措置法第五十二條の三第五項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八條の四十一第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十二條の三第一項から第三項までの規定により損金の額に算入された金額とみなす。

15 四年新措置法第五十二條の三第九項の規定の適用については、同項に規定する適用を受けた事業年度以後の各連結事業年度の連結確定申告書に同項に規定する明細書の添付があった場合には、確定申告書に同項に規定する明細書の添付があったものとみなす。

16 四年新措置法第五十二條の三第十二項の規定の適用については、同項に規定する満たない場合には四年旧措置法第六十八條の四十一第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項に規定する特別償却限度額に満たない場合を含むものとし、四年新措置法第五十二條の三第十二項に規定する満たない金額には当該満たない場合におけるその満たない金額を含むものとし、同項に規定する算入済金額には四年旧措置法第六十八條の四十一第一項の規定により既に損金の額に算入された金額を含むものとする。

17 四年新措置法第五十二條の三の規定の適用については、同条第十五項、第十七項、第十八項、第二十項、第二十一項、第二十三項及び第二十四項の特別償却準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の四十一第一項から第三項までの特別償却準備金を含むものとする。

18 四年新措置法第五十二條の三第二十六項の規定の適用については、その事業の用に供した連結事業年度において四年旧措置法第六十八條の十八の規定の適用を受けることができる減価償却資産は同項に規定する減価償却資産とみなす。

19 四年新措置法第五十三條第二項の規定の適用については、同項に規定する試験研究費の額には、四年旧措置法第六十八條の九第八項第一号に規定する試験研究費の額を含むものとする。この場合において、当該試験研究費の額につき同条第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたときは、四年新措置法第四十二條の四第一項、第四項又は第七項の規定の適用を受けたものとみなす。

（第十六條の規定による改正に伴う準備金に関する経過措置）  
第百十九條 四年新措置法第五十五條第三項の規定の適用については、同項に規定する内国法人には四年旧措置法第六十八條の四十三第一項の規定の適用を受けたものを除くものとし、四年新措置法第五十五條第三項に規定する海外投資等損失準備金の金額には前事業年度から繰り越された同項の特定法人に係る四年旧措置法第六十八條の四十三第一項の海外投資等損失準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十五條第四項の規定により損金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の四十三第三項の規定により損金の額に算入された金額を含むものとする。

2 四年新措置法第五十五條第三項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八條の四十三第一項の規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十五條第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

3 四年新措置法第五十五條の規定の適用については、同条第四項、第五項、第十項、第十三項、第十四項、第十七項、第十八項、第二十一項、第二十二項及び第二十五項の海外投資等損失準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の四十三第一項の海外投資等損失準備金を含むものとする。  
4 租税特別措置法第五十六條の規定の適用については、同条第二項から第四項までの中小企業事業再編投資損失準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の四



十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含むものとする。

5 租税特別措置法第五十六条第二項の規定の適用については、同項に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額には前事業年度から繰り越された同項の特定法人に係る四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、租税特別措置法第五十六条第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、租税特別措置法第五十六條第二項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の四十四第一項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、租税特別措置法第五十六條第二項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の四十四第一項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

6 租税特別措置法第五十六條第二項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八條の四十四第一項の規定により損金の額に算入された金額は、租税特別措置法第五十六條第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

7 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「令和四年旧効力措置法」という。）第五十六條の規定の適用については、同条第二項から第四項まで、第八項、第九項及び第十一項の特定災害防止準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の四十六第一項の特定災害防止準備金を含むものとする。

8 令和四年旧効力措置法第五十六條の規定の適用については、同条第二項に規定する特定災害防止準備金の金額には同項の特定廃棄物最終処分場に係る四年旧措置法第六十八條の四十六第一項の特定災害防止準備金の金額を含むものとし、令和四年旧効力措置法第五十六條第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の四十六第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

9 所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第四十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項及び次項において「令和五年旧効力措置

法」という。）第五十七條の四の規定の適用については、同条第一項第二号、第三項及び第四項に規定する原子力発電施設解体準備金の金額には前事業年度から繰り越されたこれらの規定の特定原子力発電施設に係る四年旧措置法第六十八條の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとし、令和五年旧効力措置法第五十七條の四第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、令和五年旧効力措置法第五十七條の四第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十四第二項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、令和五年旧効力措置法第五十七條の四第二項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十四第一項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

10 令和五年旧効力措置法第五十七條の四の規定の適用については、同条第三項から第六項まで、第十一項、第十二項及び第十四項の原子力発電施設解体準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の五十四第一項の原子力発電施設解体準備金（令和五年旧効力措置法第五十七條の四第一項に規定する特定原子力発電施設に係るものに限る。）を含むものとする。

11 租税特別措置法第五十七條の四の規定の適用については、同条第二項から第四項までの特定原子力発電施設等除去準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の五十四の二第一項の特定原子力発電施設等除去準備金を含むものとする。

12 租税特別措置法第五十七條の四の規定の適用については、同条第二項に規定する特定原子力発電施設等除去準備金の金額には同項の特定原子力発電施設に係る四年旧措置法第六十八條の五十四の二第一項の特定原子力発電施設等除去準備金の金額を含むものとし、租税特別措置法第五十七條の四第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十四の二第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

13 四年新措置法第五十七條の五の規定の適用については、同条第六項から第九項まで及び第十

四項から第十六項までの異常危険準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の五十五第一項の異常危険準備金を含むものとする。

14 四年新措置法第五十七條の五の規定の適用については、同条第六項に規定する異常危険準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八條の五十五第一項の異常危険準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の五第八項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十五第八項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の五第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十五第六項、第七項又は第九項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

15 旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された後青色申告書の提出の承認を受けた場合における四年旧措置法第六十八條の五十五第一項の異常危険準備金の益金算入については、なお従前の例による。

16 四年新措置法第五十七條の六の規定の適用については、同条第三項から第六項まで、第十項、第十一項及び第十三項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を含むものとする。

17 四年新措置法第五十七條の六の規定の適用については、同条第三項に規定する原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額には四年旧措置法第六十八條の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の六第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十六第三項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の六第四項の規定又は同条第六項において準用する四年新措置法第五十七條の五第九項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十六第四項の規定又は

同条第六項において準用する四年旧措置法第六十八條の五十五第九項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

18 旧法人税法第四条の五第一項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された後青色申告書の提出の承認を受けた場合における四年旧措置法第六十八條の五十六第一項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の益金算入については、なお従前の例による。

19 四年新措置法第五十七條の七の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する関西国際空港用地整備準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八條の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の七第五項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十七第五項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の七第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十七第四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

20 四年新措置法第五十七條の七の規定の適用については、同条第四項から第六項まで、第九項及び第十項の関西国際空港用地整備準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の五十七第一項の関西国際空港用地整備準備金を含むものとする。

21 四年新措置法第五十七條の七の二の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する中部国際空港整備準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八條の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の七の二第四項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十七の二第四項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の七の二第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十七の二第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

22 四年新措置法第五十七條の七の二の規定の適用については、同条第三項から第五項まで、第八項及び第九項の中部国際空港整備準備金に

は、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含むものとする。

23 四年新措置法第五十七條の八の規定の適用については、同条第三項から第六項まで、第十一項、第十二項及び第十四項の特別修繕準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の五十八第一項の特別修繕準備金を含むものとする。

24 四年新措置法第五十七條の八の規定の適用については、同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額には同項の準備金設定特定船舶に係る四年旧措置法第六十八條の五十八第一項の特別修繕準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の八第三項又は第五項の規定により利益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十八第三項又は第五項の規定により利益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十七條の八第四項の規定により利益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の五十八第四項の規定により利益金の額に算入された金額を含むものとする。

(鉱業所得の課税の特例に関する経過措置)  
第九十二條 四年新措置法第五十八條及び第五十九條の規定の適用については、四年新措置法第五十八條第四項に規定する法人には四年旧措置法第六十八條の六十一第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新措置法第五十八條第四項及び第五十九條第一項第二号に規定する探鉱準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八條の六十一第二項の海外探鉱準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十八條第五項の規定により利益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の六十一第一項の探鉱準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十八條第六項及び第七項の規定により利益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十八條第七項の規定により利益金の額に算入された金額を含むものとする。

2 四年新措置法第五十八條及び第五十九條の規定の適用については、四年新措置法第五十八條

第五項、第六項及び第十項から第十二項まで並びに第五十九條第一項の探鉱準備金には連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の六十一第一項の探鉱準備金を含むものとし、四年新措置法第五十八條第五項、第六項及び第十項並びに第五十九條第二項の海外探鉱準備金には連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の六十一第二項の海外探鉱準備金を含むものとする。

(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置)  
第二百一十一條 四年新措置法第五十九條の二第一項の規定は、同項に規定する法人が、同条第二項の規定の適用に係る同項に規定する認定計画の同項に規定する計画期間開始の日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む連結事業年度において四年旧措置法第六十八條の六十二の二第一項の規定の適用を受けていた場合には、適用しない。

2 四年新措置法第五十九條の二の規定の適用については、同条第四項に規定する法人には、同項に規定する適用対象年度において四年旧措置法第六十八條の六十二の二第一項の規定の適用を受けた四年旧措置法第二條第二項第十号の六に規定する連結法人(当該適用に係る四年旧措置法第五十九條の二第一項に規定する計画の認定を受けた連結親法人又は四年旧措置法第二條第二項第十号の五に規定する連結子法人(以下附則第二百二十七條までにおいて「連結子法人」という。)に限る。)に該当するものを含むものとする。

3 四年新措置法第五十九條の二第四項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八條の六十二の二第一項の規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十九條の二第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。  
(認定農地所有適格法人の課税の特例に関する経過措置)  
第二百二十二條 四年新措置法第六十一條の二及び第六十一條の三の規定の適用については、四年新措置法第六十一條の二第二項に規定する法人には四年旧措置法第六十八條の六十四第一項の規定の適用を受けたものを含むものとし、四年新措置法第六十一條の二第二項及び第六十一條の三第一項第一号イに規定する農業経営基盤強

化準備金の金額には前事業年度から繰り越された四年旧措置法第六十八條の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第六十一條の二第三項の規定により利益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の六十四第三項の規定により利益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第六十一條の二第二項の規定により利益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八條の六十四第二項の規定により利益金の額に算入された金額を含むものとする。

2 四年新措置法第六十一條の二及び第六十一條の三の規定の適用については、四年新措置法第六十一條の二第三項、第四項及び第六項並びに第六十一條の三第三項の農業経営基盤強化準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八條の六十四第一項の農業経営基盤強化準備金を含むものとする。  
(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)  
第二百二十三條 租税特別措置法第六十四條第十二項の規定の適用については、同項に規定する代替資産には、連結事業年度において四年旧措置法第六十八條の七十第一項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産を含むものとする。

2 四年新措置法第六十四條の二の規定の適用については、同条第四項第一号に規定する特別勘定の金額には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八條の七十一第一項の特別勘定の金額(既に利益金の額に算入された、又は利益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額)を含むものとする。

3 四年新措置法第六十四條の二の規定の適用については、同条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項までの特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八條の七十一第一項の特別勘定を含むものとする。  
4 四年新措置法第六十四條の二第二十一項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。  
5 附則第二十九條第一項の規定による新法人税法第六十四條の九第一項の規定による承認があったものとみなされた法人の四年新措置法第六十四條の二第二十一項に規定する特別勘定の金額については、同項の規定は、適用しない。

6 附則第三十條第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四條の十一第一項各号又は第六十四條の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた法人は新法人税法第六十四條の十一第一項各号又は第六十四條の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十條第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四條の十一第一項各号又は第六十四條の十二第二項各号に掲げる法人は新法人税法第六十四條の十一第一項各号又は第六十四條の十二第二項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、四年新措置法第六十四條の二第一項の規定を適用する。

7 四年新措置法第六十四條の二第十六項の規定の適用については、同項に規定する資産には、連結事業年度において四年旧措置法第六十八條の七十一第八項又は第九項の規定の適用を受けた資産を含むものとする。  
8 第二項から第六項までの規定は、四年新措置法第六十五條第三項において四年新措置法第六十四條及び第六十四條の二の規定を準用する場合について準用する。

9 四年新措置法第六十五條第七項から第十項までの規定の適用については、四年旧措置法第六十八條の七十二第一項(四年旧措置法第六十五條第一項第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合には四年新措置法第六十五條第一項第四号の規定の適用を受けたものとみなし、四年旧措置法第六十八條の七十二第一項(四年旧措置法第六十五條第一項第五号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合には四年新措置法第六十五條第一項第五号の規定の適用を受けたものとみなし、四年旧措置法第六十八條の七十二第二項(四年旧措置法第六十五條第一項第六号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合には四年新措置法第六十五條第一項第六号の規定の適用を受けたものとみなし、同条第十項に規定する譲渡利益額につき旧法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における旧法人税法第六十一條の十三第一項の規定の適用を受けた場合には新法人税法第六十一條の十一第一項の規定の適用を受けたものとみなし、四年新措置法第六十五條第十項に規定する資産の譲渡につき四年旧措置法第六十八條の七十二第二項又は第五項の規定の適用を受けた場

合については、四年新措置法第六十四條及び第六十四條の二の規定を準用する場合について準用する。

合には四年新措置法第六十五条第一項又は第五項の規定の適用を受けたものとみなす。

17 四年新措置法第六十五条の七の規定の適用については、同条第四項に規定する法人には四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の規定の適用を受けたものを含まむものとし、四年新措置法第六十五条の七第四項に規定する買換資産には四年旧措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとし、四年新措置法第六十五条の七第十二項及び第十三項に規定する買換資産には四年旧措置法第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定の適用を受けたものを含まむものとし、

23 附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた法人は新法人税法第六十六条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第二項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、四年新措置法第六十五条の八第十一項の規定を適用する。

26 四年新措置法第六十五条の十第七項の規定の適用については、同項に規定する交換取得資産には、四年旧措置法第六十八条の八十一第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含むものとする。

11 四年新措置法第六十五条の第二項、第二項及び第七項の規定の適用については、これらの規定に規定する損金の額に算入する金額には四年旧措置法第六十八条の七十三第一項、第二項又は第七項の規定により損金の額に算入した金額を含むものとし、四年新措置法第六十五条の第二項第七項に規定する特別勘定の金額には四年旧措置法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額を含むものとする。

18 前項の規定により買換資産を含むものとするた資産について四年新措置法第六十五条の七第四項又は第十二項の規定を適用する場合には、四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産をそれぞれ四年新措置法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産とみなし、四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額を四年新措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなし、四年旧措置法第六十八条の七十九第九項の規定により損金の額に算入された金額を四年新措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

24 四年新措置法第六十五条の八の規定の適用については、同条第十四項に規定する法人には四年旧措置法第六十八条の七十九第八項の規定の適用を受けたものを含まむものとし、四年新措置法第六十五条の八第十四項に規定する買換資産には四年旧措置法第六十八条の七十九第八項に規定する買換資産を含むものとし、四年新措置法第六十五条の八第十五項及び第十七項に規定する買換資産には四年旧措置法第六十八条の七十九第八項又は第九項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する買換資産を含むものとする。

27 四年新措置法第六十六条第七項の規定の適用については、同項に規定する交換取得資産には、四年旧措置法第六十八条の八十四第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含むものとする。

12 四年新措置法第六十五条の第二項に規定する譲渡した資産のいずれかについて四年旧措置法第六十八条の七十一第一項（四年旧措置法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む）、第六十八条の七十九第八項（四年旧措置法第六十八条の七十九第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む）又は第六十八條の七十二第二項若しくは第五項の規定の適用を受けていたときは、四年新措置法第六十五条の二第七項に規定する該当することとなつた日を含む事業年度については、同項の規定は、適用しない。

19 四年新措置法第六十五条の八の規定の適用については、同条第四項第一号に規定する特別勘定の金額には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）を含むものとする。

25 前項の規定により買換資産を含むものとするた資産について四年新措置法第六十五条の八第十四項又は第十五項の規定を適用する場合には、四年旧措置法第六十八条の七十八第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産をそれぞれ四年新措置法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定する地域及び同欄に掲げる資産とみなし、四年旧措置法第六十六条の七十九第八項において準用する四年旧措置法第六十六条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額を四年新措置法第六十五条の八第七項において準用する四年新措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなし、四年旧措置法第六十六条の七十九第九項において準用する四年旧措置法第六十六条の七十八第一項の規定により損金の額に算入された金額を四年新措置法第六十六条の七十九第九項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

28 四年新措置法第六十六条の五第五項の規定の適用については、同項第九号に規定する内国法人の各事業年度の所得には、各連結事業年度の連結所得を含むものとする。

13 四年新措置法第六十五条の三第一項の規定の適用については、同項に規定する損金の額に算入する金額には、四年旧措置法第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含むものとする。

20 四年新措置法第六十五条の八の規定の適用については、同条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項までの特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の七十九第九項の特別勘定を含むものとする。

29 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた法人の四年新措置法第六

14 四年新措置法第六十五条の四第一項の規定の適用については、同項に規定する損金の額に算入する金額には、四年旧措置法第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含むものとする。

21 四年新措置法第六十五条の八第十一項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。

30 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた法人の四年新措置法第六

16 四年新措置法第六十五条の五の二第一項の規定の適用については、同項に規定する損金の額に算入する金額には、四年旧措置法第六十八條

22 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた法人の四年新措置法第六

31 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた法人の四年新措置法第六

32 附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた法人の四年新措置法第六

特別措置法第六十六条の五の三第一項に規定する超過利子額をいう。以下この条において同じ。とみなす。

2 四年新措置法第六十六条の五の三第三項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（四年旧措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（連結子法人にあつては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限る。）である場合又は四年新措置法第六十六条の五の三第三項の残余財産が確定した他の法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限る。）である場合には、当該被合併法人又は他の法人の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前七年以内に開始した各連結事業年度において生じた連結超過利子個別帰属額を同項に規定する前七年内事業年度において生じた超過利子額と、連結確定申告書を確定申告書と、当該連結超過利子個別帰属額が生じた連結事業年度を当該被合併法人又は他の法人の事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

3 前項に規定する場合において、同項の適格合併に係る被合併法人又は残余財産が確定した他の法人となる連結法人に同項に規定する各連結事業年度前の各事業年度で四年新措置法第六十六条の五の三第三項に規定する前七年内事業年度に該当する事業年度において生じた超過利子額があるときは、当該超過利子額については、同項の規定は、適用しない。

4 四年新措置法第六十六条の五の三第一項又は第二項の法人が旧法人税法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度終了の日後に旧法人税法第四条の五第一項若しくは第二項の規定により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合（附則第十六条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例により旧法人税法第四条の二の承認を取り消された場合を含む。）又は附則第二十九條第一項若しくは第二項の規定の適用を受けた場合の最終の連結事業年度後の各事業年度における四年新措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定の適用については、当該連結事業年度

前の各事業年度において生じた超過利子額（当該各事業年度において四年旧措置法第六十六条の五の三第三項又は第四項の規定により当該各事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額とみなされたものを含む。）は、ないものとする。

5 第一項又は前項の規定の適用がある場合における四年新措置法第六十六条の五の三第三項の規定の適用については、同項中「この項の」とあるのは「この項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二百二十五条第一項の」と、「含む」とあるのは「含み、同条第四項の規定によりならないものとされたものを除く。」と、「同条第三十一号」とあるのは「法人税法第二条第三十一号」とする。

6 第一項の規定により法人の超過利子額とみなされたもの又は第二項の規定によりみなして適用する四年新措置法第六十六条の五の三第三項の規定により法人の超過利子額とみなされたものに係る同条第一項及び第二項の規定は、これらの法人が第一項の最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む事業年度又は第二項の規定によりみなして適用する同条第三項に規定する合併等事業年度以後の各事業年度の確定申告書の提出があり、かつ、同条第一項及び第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の四年新措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等、同条第三十一号に規定する修正申告書又は同条第三十二号に規定する更正請求書に四年新措置法第六十六条の五の三第四項に規定する事項を記載した書類の添付がある場合限り、適用する。この場合において、同条第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる超過利子額は、当該書類に記載された超過利子額を限度とする。

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）  
第二百二十六条 租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の事業年度に当該外国関係会社に係る四年旧措置法第六十六条の九十一第一項各号に掲げる連結法人がある場合における四年新措置法第六十六条の六第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項第二号ハ（一）及び第三号ハ（一）中「内国法人」とあるのは、「内国法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第六十六条の規定による改正前の租税特別措置法

第六十八条の九十一第一項各号に掲げる所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第六十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人」とする。

2 内国法人が、各連結事業年度において、当該内国法人に係る四年旧措置法第六十八条の九十一第二項第一号に規定する外国関係会社の同条第一項に規定する個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合、当該外国関係会社の同条第六項に規定する個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合又は当該外国関係会社の同条第八項に規定する個別金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合において、その適用を受けた連結事業年度終了の日後に開始する各事業年度の期間において当該外国関係会社の所得に対して外国法人税（四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）が課せられるとき（四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定めるとき）は、当該外国関係会社の当該個別課税対象金額、当該個別部分課税対象金額又は当該個別金額に相当する金額は、四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する外国関係会社の租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額又は同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額と、同号に規定する外国関係会社の所得に対して課せられる当該外国法人税の額（四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する政令で定める金額）は、四年新措置法第六十六条の七第一項に規定する外国関係会社の所得に対して課せられる外国法人税の額とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における四年新措置法第六十六条の七第二項の規定の適用については、同項に規定する内国法人には、前項の内国法人を含むものとする。

4 内国法人が租税特別措置法第六十六条の八第一項から第三項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額（同条第一項に規定する剰余金の配当等の額をいう。第八項において同じ。）を受ける日を含む事業年度開始の日前十年以内

に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税対象金額（四年旧措置法第六十八条の九十二第四項第二号に規定する個別課税対象金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）があるときは、四年新措置法第六十六条の八第四項の規定の適用については、その個別課税対象金額は、当該連結事業年度の期間に対応する同条第二号に規定する前十年以内の各事業年度の課税対象金額（同号に規定する課税対象金額をいう。次項及び第六項において同じ。）とみなす。

5 四年新措置法第六十六条の八第五項の規定の適用については、同条第一号の被合併法人又は現物分配法人の合併等前十年内事業年度（同号に規定する合併等前十年内事業年度をいう。以下この項において同じ。）の課税対象金額には当該合併等前十年内事業年度の個別課税対象金額を含むものとし、同条第五項第二号に規定する分割法人等の分割等前十年内事業年度（同号に規定する分割等前十年内事業年度をいう。以下この項において同じ。）の課税対象金額には当該分割等前十年内事業年度の個別課税対象金額を含むものとする。

6 四年新措置法第六十六条の八第六項の規定の適用については、同項に規定する課税対象金額とみなされる金額には、四年旧措置法第六十八条の九十二第六項の規定により同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度の個別課税対象金額とみなされる金額を含むものとする。

7 四年新措置法第六十六条の八第十項の規定の適用については、同条第一号の他の外国法人の租税特別措置法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度には、当該他の外国法人の四年旧措置法第六十八条の九十一第一項、第六項又は第八項の規定の適用に係る事業年度を含むものとし、同号の内国法人が四年新措置法第六十六条の八第七項から第九項までの規定の適用を受けた金額には当該内国法人が四年旧措置法第六十八条の九十二第八項から第十項までの規定の適用を受けた金額を含むものとする。

8 内国法人が四年新措置法第六十六条の八第七項から第九項までに規定する外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む事業年度開始の日前二年内に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別間

に開始した連結事業年度がある場合において、当該連結事業年度に係る個別課税対象金額（四年旧措置法第六十八条の九十二第四項第二号に規定する個別課税対象金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。）があるときは、四年新措置法第六十六条の八第四項の規定の適用については、その個別課税対象金額は、当該連結事業年度の期間に対応する同条第二号に規定する前十年以内の各事業年度の課税対象金額（同号に規定する課税対象金額をいう。次項及び第六項において同じ。）とみなす。



条第十項中「前項まで」とあるのは、「第八項まで及び前項（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二百二十七条第五項前段の規定によりみなして適用する場合を含む）」とする。

6 前条第五項及び第六項の規定は、四年新措置法第六十六条の九の四第十項において四年新措置法第六十六条の八第五項及び第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第五項中「合併等前十年内事業年度（同号）に規定する合併等前十年内事業年度」とあるのは「合併等前二年内事業年度（四年新措置法第六十六条の九の四第十項の規定により読み替えられた四年新措置法第六十六条の八第五項第一号に規定する合併等前二年内事業年度）」と、課税済金額には当該合併等前十年内事業年度の個別課税済金額」とあるのは「間接配当等（四年新措置法第六十六条の九の四第九項第一号に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は間接課税済金額（四年新措置法第六十六条の九の四第九項第二号に掲げる金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は間接課税済金額（四年旧措置法第六十八条の九の四第十項第二号に規定する個別間接課税済金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と、「同条第五項第二号に規定する分割法人等の分割等前十年内事業年度（同号に規定する分割等前十年内事業年度）」とあるのは「四年新措置法第六十六条の九の四第十項において準用する四年新措置法第六十六条の八第五項第二号に規定する分割法人等の分割等前二年内事業年度（四年新措置法第六十六条の九の四第十項の規定により読み替えられた四年新措置法第六十六条の八第五項第二号に規定する分割等前二年内事業年度）」と、「課税済金額には当該分割等前十年内事業年度の個別課税済金額」とあるのは「間接配当等又は間接課税済金額には当該分割等前二年内事業年度の個別間接配当等又は個別間接課税済金額」と、同条第六項中「同措置法第六十六条の九の四第十項の規定により読み替えられた四年新措置法第六十六条の八第六項に規定する間接配当等又は間接課税済金

額」と、「には」とあるのは「には、四年旧措置法第六十八条の九の四第十二項において準用する」と、「同条第四項第二号に規定する前十年以内の各連結事業年度の個別課税済金額」とあるのは「四年旧措置法第六十八条の九の四第十項第一号に規定する前二年以内の各連結事業年度等の個別間接配当等又は同項第二号に規定する前二年以内の各連結事業年度の個別間接課税済金額」と読み替えるものとする。

7 特殊関係株主等である内国法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における四年新措置法第六十六条の九の四第五項及び第十項において準用する四年新措置法第六十六条の八第十二項の規定の適用については、前条第十項の規定を準用する。（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第二百二十七条の二 附則第二十条第一項又は第四項の規定の適用がある場合における四年新措置法第六十六条の十一の四の規定の適用については、同条第二項第一号中「第五十七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この号において「令和二年改正法」という。）附則第二十条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「法人税法第五十七条第四項」と、「又は第九項」とあるのは「若しくは第九項又は令和二年改正法附則第二十条第四項」と、「同法第五十八条」とあるのは「法人税法第五十八条」とする。

2 四年新措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する認定事業適応法人の基準事業年度（同項第一号に規定する基準事業年度をいう。第一号において同じ。）以後の事業年度のうちに連結事業年度に該当する事業年度がある場合における同条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 基準事業年度後の各連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九の四第二項第一号に規定する欠損控除前連結所得金額が生じた連結事業年度がある場合には、当該連結事業年度を四年新措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額が生じた事業年度とみなす。

二 連結事業年度に該当する特例事業年度（四年旧措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）において生じた同条第三項第二号に規定する連結欠損金個別帰属額で附則第二十条第一項の規定により当該認定事業適応法人の四年新措置法第二十条第二項第二号に規定する欠損金額とみなされた金額（次に掲げるものを除く。）を当該特例事業年度に係る四年新措置法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額とみなす。

イ 旧法人税法第五十七条第四項若しくは第五項又は新法人税法第五十七条第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定によりないものとされたもの  
ロ 旧法人税法第五十七条の二第二項の規定により旧法人税法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの

ハ 新法人税法第五十七条の二第二項の規定により新法人税法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの  
ニ 当該適用事業年度（四年新措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する適用事業年度をいう。）開始の日前に開始した連結事業年度で四年旧措置法第六十六条の九の四第二項第一項の規定の適用を受けた連結事業年度における各特例事業年度において生じた四年旧措置法第二十条第二項第二号の三に規定する連結欠損金額に係る四年旧措置法第六十六条の九の四の二第二項に規定する超過控除対象額及び個別超過控除対象額の合計額のうち四年新措置法第六十六条の十一の四第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を同号に掲げる金額に加算する。

三 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額）を含むものとする。

2 租税特別措置法第六十六条の十三の規定の適用については、同条第二項第二号、第三項、第六項から第九項まで、第十一項及び第十二項第一号の特別勘定には、連結事業年度において設けた四年旧措置法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含むものとする。

3 四年新措置法第六十六条の十三第八項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。  
附則第二十九条第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた法人の四年新措置法第六十六条の十三第八項に規定する特別勘定の金額については、同項の規定は、適用しない。

4 附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものと、附則第三十条第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものとみなされた法人は新法人税法第六十四条の十一第一項第二号又は第六十四条の十二第一項各号に掲げる法人に該当しないものと、それぞれみなして、四年新措置法第六十六条の十三第八項の規定を適用する。  
（転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

3 四年新措置法第六十七条の四の四第十四項の規定の適用については、同項に規定する固定資産に

は、四年旧措置法第六十八条の百二第二項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は同条第三項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた四年新措置法第二十二項第二十三号に規定する固定資産を含むものとする。

（組合事業等による損失がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第四百三十条 四年新措置法第六十七条の十二の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の百五の二第一項に規定する連結組合等損失超過額は四年新措置法第六十七条の十二第一項に規定する組合等損失超過額とみなし、四年旧措置法第六十八条の百五の二第二項の規定の適用を受けた連結事業年度は四年新措置法第六十七条の十二第三項第四号に規定する適用年度とみなし、同号に規定する前事業年度以前の連結事業年度については同号の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をした場合においては確定申告書の提出をしていいたものとみなし、四年旧措置法第六十八条の百五の二第二項の規定により損金の額に算入された金額は四年新措置法第六十七条の十二第二項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

2 四年新措置法第六十七条の十三の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の百五の三第一項に規定する連結組合損失超過額は四年新措置法第六十七条の十三第一項に規定する組合損失超過額とみなし、四年旧措置法第六十八条の百五の三第二項の規定の適用を受けた連結事業年度は四年新措置法第六十七条の十三第三項に規定する適用年度とみなし、同項に規定する前事業年度以前の連結事業年度については同項の法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出をしていいた場合には確定申告書の提出をしていいたものとみなし、四年旧措置法第六十八条の百五の三第二項の規定により損金の額に算入された金額は四年新措置法第六十七条の十三第二項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百七条 第二十九条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律（次項及び第三項において「新平成二十九年改正法」という。）附則第六十九條第十一項及び第十三項の規定は、法人の令和四年三月三十一日以後に

終了する事業年度分の法人税について適用する。

2 附則第二十九條第一項の規定により新法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があつたものとみなされた法人の新平成二十九年改正法附則第六十九條第十一項及び第十三項に規定する特別勘定の金額については、これらの規定は、適用しない。

3 附則第三十條第三項又は第五項の規定により新法人税法第六十四条の十一第一項各号又は第六十四條の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなされた内国法人は新法人税法第六十四條の十一第一項各号又は第六十四條の十二第一項各号に掲げる法人に該当するものとみなし、新平成二十九年改正法附則第六十九條第十一項及び第十三項の規定は、適用しない。

5 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新平成三十年改正法附則第八十九條第三項、第九十條第二項及び第九十條第三項の規定の適用については、新平成三十年改正法附則第八十九條第三項中「第四十二條の十二の五の二第六項」とあるのは「第四十二條の十二の五の二第七項」と、新平成三十年改正法附則第九十條第二項中「第六十八條の十五の六の二第七項」とあるのは「第六十八條の十五の六の二第七項」と、新平成三十年改正法附則第九十條第三項中「第六十八條の十五の六の二第七項」とあるのは「第六十八條の十五の六の二第七項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の

施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
第七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年三月三十一日法律第一一〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和二年四月二四日法律第二二〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和二年六月一二日法律第四九〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和二年六月一九日法律第五八〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和二年二月四日法律第六八〇号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日法律第一一〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第七十條中租税特別措置法第六十六條の五の二の改正規定及び同法第六十八條の八十九の二の改正規定並びに附則第五十五條及び第七十一條の規定 令和三年三月三十一日  
二 第七十條中租税特別措置法第九十條の十第二項の改正規定、同法第九十條の十二の改正規定（同条第一項第三号に係る部分）、同項第四号イ（2）に係る部分（エネルギーの使用

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

の合理化等に関する法律」の下に「昭和五十四年法律第四十九号」を加える部分に限る。）、同項第六号イに係る部分及び同条第五項に係る部分（「の記載事項」を「に記録された事項」に改める部分に限る。）を除く。）及び同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第八十一条の規定、令和三年五月一日

三略

四 第七条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万三千五百円」を「一万四千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第七十九号及び第九十条の規定、令和三年十月一日

五

イ 第一条の規定（同条中所得税法第九条の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一号の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第七十八条第二項第三号の改正規定、同法第九十六条第一項の改正規定、同法第九十八条の改正規定、同法第二百三十三条の改正規定（同条第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。）及び同法第二百三十四条の六の改正規定を除く。）並びに附則第五号、第七号、第九号、第二百一十二条、第二百二十三号及び第二百二十六号（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第七号の改正規定及び同法附則第五十八号の改正規定に限る。）の規定、口から二まで 略

ホ

第七条中租税特別措置法第九号の三の二第六項の改正規定、同法第二十五条の二第二十一号の改正規定、同法第三十七条の十一の四第三項の改正規定、同法第三十七条の十二の二第九項の改正規定、同法第四十一条の十五第五項の改正規定、同法第四十一条の十七の改正規定及び同法第八十七条の六第十一項の改正規定並びに附則第三十四号、第三十六号第三項、第三十八号及び第七十八号の規定、へからりまで 略

又

第十八条中所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第七十条第二項の改正規定

七 略  
次に掲げる規定、令和四年四月一日

イ略

第七条中租税特別措置法第二十四条の二

第一項の改正規定（「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十一条の二第二項の改正規定（「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八号の六十四第一項の改正規定（「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第七十条の二の三第一項の改正規定（「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。）及び同法第七十条の四第十項、第五十一号及び第六十七号の規定

八

第七条中租税特別措置法第九十条の十二第一項第六号イの改正規定、令和四年五月一日

九略

次に掲げる規定、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日

十

第七条中租税特別措置法第十条の五の三第一項の改正規定（「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第十条の五の四の二第五項の改正規定、同条を同法第十条の五の五とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十条の六第一項第十三号の改正規定、同条第六項の改正規定（「第十条第九項」を「第十条第十項」に改める部分を除く。）、同法第十九号第一号の改正規定（「第十条の五の四の二」を「第十条の五の五、第十条の五の六」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の四第八項第二号イの改正規定（「並びに第四十二条の十二の五の二第二項」を「、第四十二条の十二の六第二項並びに第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定（「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の五の二第六項の改正規定、同条を同法第四十二条の十二の

六とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の十三第一項第十七号の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十二条の二の改正規定（同条第一項中「第四十二条の五の五第一項」を「又は繰延資産で」に改め、「、第四十二条の十二の三第一項」を削る部分を除く。）、同法第五十二条の三第五項の改正規定、同法第五十三条第一項第二号の改正規定（「第四十二条の五の五の二」を「第四十二条の十二の六、第四十二条の七」に改める部分に限る。）、同法第五十五条の次に一条を加える改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条の四第九項の改正規定、同法第五十七号の四の二第六項、第五十七号の五第十一項、第五十七号の六第七項、第五十七号の七第九項、第五十七号の八第八項及び第五十八号第八項の改正規定、同法第六十一条の二第六項の改正規定、同法第六十二条の七第十項の改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の九の三第九項の改正規定（「又は第四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七第十項」に改める部分に限る。）、同法第六十六条の十二の前に一条を加える改正規定、同法第六十六条の十三第十項の改正規定、同法第六十八条の三第四項の改正規定、同条第三項の改正規定、同法第六十八号の九第八項第二号イの改正規定（「、次条第二項」及び「、第六十八号の十五の四第二項、第三項及び第五項」を削る部分を除く。）、同法第六十八条の十五の五第一項の改正規定（「第二条第二項に規定する中小企業者等」を「第二条第六項に規定する特定事業者等（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）」に改める部分に限る。）、同法第六十八号の七の七の改正規定、同法第六十八号の十五の八第八項の改正規定、同法第六十八号の四十四の改正規定（同条第一項中「第六十八号の十一第一項」を「又は繰延資産で」に改め、「、第六十八号の十五の四第一項」を削る部分を除く。）、同法第六

十八号の四十一第五項の改正規定、同法第六十八号の四十二第二号の改正規定（「第六十八号の十五の六の二」の下に「第六十八号の十五の七」を加える部分に限る。）、同法第六十八号の四十四及び第六十八号の四十五の改正規定、同法第六十八号の四十六第五項の改正規定、同法第六十八号の五十四第七項、第六十八号の五十四の二第五項、第六十八号の五十五第十二項、第六十八号の五十六第八項、第六十八号の五十七第七項、第六十八号の五十七の二第六項、第六十八号の五十八第八項及び第六十八号の六十四第七項の改正規定、同法第六十八号の六十四第五項の改正規定、同法第六十八号の九十一第九項の改正規定（「又は第六十八号の十五の六の二第七項」を「、第六十八号の十五の六の二第七項又は第六十八号の十五の七第十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十八号の九十三の三第九項の改正規定（「又は第六十八号の十五の六の二第七項」を「、第六十八号の十五の六の二第七項又は第六十八号の十五の六の二第七項又は第六十八号の十五の七第十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十八号の九十六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八号の九十八第八項の改正規定、同法第七十条の六の八第二項第二号ロ及び第二十七項、第七十条の七第二項第四号及び第三十五項並びに第七十条の七の五第二項第二号及び第二十六項の改正規定並びに同法第八十条第一項の改正規定（「若しくは第二十四条第一項の認定又は同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に係る同法第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項」を「又は第二十四条第一項」に改める部分に限る。）、

ロ略

第十九条中所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六号の改正規定（租税特別措置法第四十二条の四第八項第二号イの改正規定に係る部分（「第四十二条の十二の五の二第二項」を「第四十二条の十二の七第四項から第六項まで」に改める部分に限る。）、同法第四十二条の十二の五の改正規定の次に次のように加える部分、同法第五十二条の二第五項の改正規定に係る部分、同法第五十五条の改正規定の次に次のように加える部分、同法第五

十八号の四十一第五項の改正規定、同法第六十八号の四十二第二号の改正規定（「第六十八号の十五の六の二」の下に「第六十八号の十五の七」を加える部分に限る。）、同法第六十八号の四十四及び第六十八号の四十五の改正規定、同法第六十八号の四十六第五項の改正規定、同法第六十八号の五十四第七項、第六十八号の五十四の二第五項、第六十八号の五十五第十二項、第六十八号の五十六第八項、第六十八号の五十七第七項、第六十八号の五十七の二第六項、第六十八号の五十八第八項及び第六十八号の六十四第七項の改正規定、同法第六十八号の六十四第五項の改正規定、同法第六十八号の九十一第九項の改正規定（「又は第六十八号の十五の六の二第七項」を「、第六十八号の十五の六の二第七項又は第六十八号の十五の七第十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十八号の九十六の次に一条を加える改正規定、同法第六十八号の九十八第八項の改正規定、同法第七十条の六の八第二項第二号ロ及び第二十七項、第七十条の七第二項第四号及び第三十五項並びに第七十条の七の五第二項第二号及び第二十六項の改正規定並びに同法第八十条第一項の改正規定（「若しくは第二十四条第一項の認定又は同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に係る同法第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項」を「又は第二十四条第一項」に改める部分に限る。）、



十六条の改正規定に係る部分、同法第五十七條の四第九項の改正規定、同法第五十七條の五第十一項の改正規定、同法第五十七條の六第七項の改正規定、同法第五十七條の七第九項の改正規定、同法第五十七條の八第九項の改正規定に係る部分、同法第六十一條の二第六項を同条第五項とする改正規定に係る部分並びに同法第六十六條の十三の改正規定の前に次のように加える部分に限る。)、所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第二十三條の改正規定(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八條の三第六項の改正規定に係る部分及び同法第十八條の八第七項の改正規定に係る部分に限る。)、所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第一百八十八條第五項の改正規定(第六十八條の十五の六の二第二項)の下に、第六十八條の十五の七の二第一項から第三項までを加える部分に限る。)、同条第九項の改正規定、同法附則第一百九十九條の改正規定及び同法附則第二百二十七條の次に一條を加える改正規定

十一 第七条中租税特別措置法第十条の五の四第二項第二号口の改正規定、同法第十一条の三第一項の改正規定(第五十条第一項又は第五十二条第一項)を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改める部分及び「第五十二条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十一条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十九條第一項」に、「第五十条第二項第二号口」を「第五十六条第二項第二号口」に改める部分に限る。)、同法第六十六條の十三

第一項の改正規定、同法第六十八條の十五の六第二項第二号口の改正規定、同法第六十八條の二十第二項の改正規定(第五十条第一項又は第五十二条第一項)を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改める部分及び「第五十二条第一項」を「第五十八条第一項」に、「第五十一条第一項」を「第五十七條第一項」に、「第五十三条第一項」を「第五十九條第一項」に、「第五十条第二項第二号口」を「第五十六条第二項第二号口」に改める部分に限る。)、同法第六十八條の九十八第一項の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定(第一条第十一項)を「第二条第十七項」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定並びに附則第五十八條、第七十四條及び第七十六條第一項の規定(産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第七十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十二 第七条中租税特別措置法第三十一条の二第二項第十号の改正規定、同法第三十四條の二第二項第二号口の改正規定、同法第六十二條の三第四項第十号の改正規定及び同法第六十五條の四第一項第二号口の二の改正規定(マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十三 次に掲げる規定(マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第六十二号)の施行の日

十四 削除

十五 次に掲げる規定(新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十六号)の施行の日

十六 第七条中租税特別措置法第六十六條の十一の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(第六十六條の十一の二第二項)を「第六十六條の十一の三第二項」に改める部分に限る。)、同条第五項の改正規定、同条を同法第六十六條の十一の三とする改正規定、同法第六十六條の十一の次に一條を加える改正規定、同法第六十八條の九十五の次に一條を加える改正規定及び同法第六十八條の九十六第一項の改正規定(第六十六條の十一の二第二項)を「第六十六條の十一の三第二項」に改める部分に限る。)

十七 次に掲げる規定(新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十六号)の施行の日

十八 第七条中租税特別措置法第六十六條の十一の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(第六十六條の十一の二第二項)を「第六十六條の十一の三第二項」に改める部分に限る。)

十九 第三項第三号の改正規定、同法第六十八條の七十二の改正規定、同法第六十八條の七十三第一項及び第六十八條の七十六の二第七項第二号イの改正規定、同法第六十八條の七十八第六項第一号イの改正規定(「第六号」を「第七号」に改める部分に限る。)、同法第六十八條の八十五第十四項第二号イの改正規定並びに同法第七十六條の改正規定

二十 第七条中租税特別措置法第八十条第一項の改正規定(「に」に係るものであつて同法)を「造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第十五條の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む」に係るものであつて産業競争力強化法)に改める部分に限る。)、及び附則第七十六條第二項の規定(海事業業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二十一 第七条中租税特別措置法第八十条の二の次に一條を加える改正規定及び附則第七十六條第三項の規定(良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二十二 第七条中租税特別措置法第九十條の十二第五項の改正規定(「の記載事項」を「に記録された事項」に改める部分に限る。)、道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

二十三 (租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二十五条 別段の定めがあるものを除き、第七條の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。第二章の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。)

第二十六条 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第二十七條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第二十八條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第二十九條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十一條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十二條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十三條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十四條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十五條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十六條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十七條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十八條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第三十九條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十一條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十二條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十三條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十四條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十五條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十六條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十七條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十八條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第四十九條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十一條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十二條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十三條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十四條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十五條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十六條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十七條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十八條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第五十九條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十一條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十二條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十三條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十四條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十五條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十六條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十七條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十八條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第六十九條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十一條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十二條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十三條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十四條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十五條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十六條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十七條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十八條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第七十九條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十一條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十二條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十三條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十四條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十五條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十六條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十七條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十八條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第八十九條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十一條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十二條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十三條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十四條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十五條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十六條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十七條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十八條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第九十九條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

第一百條 新租税特別措置法第三十條(利子所得の分離課税等に関する経過措置)

項に規定する特別非課税貯蓄申告書及び新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第四項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第四条第二項において準用する旧所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄申告書及び旧租税特別措置法第四条第二項において準用する旧所得税法第十条第四項の申告書については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第八項の金融機関の営業所等に対して行う新租税特別措置法第四条第二項において準用する新所得税法第十条第三項に規定する特別非課税貯蓄限度額変更申告書に記載すべき事項の提供について適用する。(財産形成非課税申込書等の提出の特例に関する経過措置)

第十九条 新租税特別措置法第四条の三の二の規定は、施行日以後に行う同条第一項に規定する電磁的方法による同項に規定する記載事項及び同条第五項に規定する書類に記載されるべき事項の提供について適用する。(特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置)

第二十條 新租税特別措置法第四条の五第三項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する特定寄附信託申告書について適用し、施行日前に提出した旧租税特別措置法第四条の五第三項に規定する特定寄附信託申告書については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四条の五第五項から第七項までの規定は、施行日以後に同条第三項の特定寄附信託の受託者の同項に規定する営業所等に対して行う同条第五項に規定する電磁的方法による同条第三項に規定する特定寄附信託申告書に記載すべき事項及び同項に規定する特定寄附信託契約書の写しに記載されるべき事項の提供について適用する。

(振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置)

第二十一條 新租税特別措置法第五条の第二十七項(同条第十九項の規定により読み替えて適用する場合並びにこれらの規定を新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第十八項(新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第五条の三第十七項の特定振替機関等又は特定受託者に対して行う同項に規定する電磁的方法による租税特別措置法第五条の二第二項、第五項の三第一項若しくは第四十一条の十三の三第一項に規定する非課税適用申告書に記載すべき事項、新租税特別措置法第五条の二第四項(新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する組合等届出書に記載すべき事項及び新租税特別措置法第五条の二第四項に規定する組合契約書等の写しに記載されている事項又は租税特別措置法第五条の二第十二項第一号若しくは第三号(これらの規定を新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。)に定める届出書に記載すべき事項若しくは租税特別措置法第五条の二第十二項第二号若しくは第四号(これらの規定を新租税特別措置法第五条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に定める届出書に記載すべき事項及び租税特別措置法第五条の二第十二項第二号若しくは第四号に定める組合契約書等の写しに記載されている事項の提供について適用する。(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経過措置)

第二十二條 新租税特別措置法第六条第八項(同条第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)及び第九項(新租税特別措置法第六条第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に同条第八項の利子の支払をする者に対して行う同項に規定する電磁的方法による同条第四項(同条第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。)に規定する非課税適用申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

第二十三條 新租税特別措置法第八条第五項の規定は、施行日以後に同条第四項の支払の取扱者に対して行う同条第五項に規定する電磁的方法による同条第四項の明細書に記載すべき事項の提供について適用する。

用申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第二十四條 新租税特別措置法第九条の五第三項の規定は、施行日以後に同条第三項に規定する電磁的方法による同条第二項の申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

(公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例に関する経過措置)

第二十五條 新租税特別措置法第十条の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第二十六條 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第二項に規定する高度省エネルギー増進設備等(以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。)及び次の各号に掲げる個人が施行日から令和四年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をする高度省エネルギー増進設備等当該各号に定めるものについては、なお従前の例による。

一 旧租税特別措置法第十条の二第二項第一号に掲げる個人 同号に定める減価償却資産(租税特別措置法第二条第一項第六号に規定する減価償却資産をいう。以下この条及び附則第三十二条において同じ。)のうちエネルギー(旧租税特別措置法第十条の二第二項第一号に規定するエネルギーをいう。)の使用の合理化に特に効果の高いものであることが施行日前に確認されたものとして財務省令で定めるもの

二 施行日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)

第四十六条第一項の認定を受けた同項の工場等を設置している者 旧租税特別措置法第十条の二第二項第一号に定める減価償却資産(施行日以後に当該認定に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第三項に規定する連携省エネルギー計画につき同条第一項の規定による変更の認定があるときは、その変更により当該連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除く。)

三 施行日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律百十七条第一項の認定を受けた同項の荷主 旧租税特別措置法第十条の二第二項第三号に定める減価償却資産(施行日以後に当該認定に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律百十八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画につき同条第一項の規定による変更の認定があるときは、その変更により当該荷主連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除く。)

(中小事業者が機械等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十七條 新租税特別措置法第十条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十条の三第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

(特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十八條 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の五の二第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

(特定中小事業者が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十九條 第七條の規定(附則第一条第十号イに掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)による改正後の租税特別措置法第十条の五の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第七條の規定による改正前の租税特別措置法第

十条の五の第三項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十条 新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第三十一条 新租税特別措置法第十条の六第五項（各号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一项	第十二項	第十三項
九項までの規定	それぞ	れ同条第七項に規定する	税額控除限度額のうち同	項の規定による控除をし	ても控除しきれない金額	を控除した金額、同条第	八項に規定する繰延資産	税額控除限度額のうち同	項の規定による控除をし	ても控除しきれない金額	を控除した金額又は同条	第九項に規定する生産工
十二 前条第七項から第	九項までの規定	それぞ	れ同条第七項に規定する	税額控除限度額のうち同	項の規定による控除をし	ても控除しきれない金額	を控除した金額、同条第	八項に規定する繰延資産	税額控除限度額のうち同	項の規定による控除をし	ても控除しきれない金額	を控除した金額
十二 前各	号に掲げる	ものほ	か、所得税の	額の計算に	関する特例	を定めてい	る規定とし	て政令で定	める規定	当該各号に	定める金額	に類するも
十三 前各号に掲げるも	のほ	か、所得税の額	の計算に	関する特例を定	めている規定として政令で	定める規定	当該各号に	定める金額	に類するも	のほ	か、所得税の額	の計算に
十三 前各号に掲げるも	のほ	か、所得税の額	の計算に	関する特例を定	めている規定として政令で	定める規定	当該各号に	定める金額	に類するも	のほ	か、所得税の額	の計算に

第五項、第十一号又は第十二号 又は第十一号

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三十二条 個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第五項までにおいて同じ。）をした旧租税特別措置法第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条の第三項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の第三項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十一条の第三項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項」とあるのは、「第五十条第一項」とする。

4 個人が令和三年十二月三十一日以前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、同条（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条の第一欄中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは、「令和三年三月三十一日における旧過疎地域自立促進特別措置法」とする。

5 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第十条の五の五の第一項」とあるのは、「第十条の五の四の第二項」とする。

7 個人が施行日前に旧租税特別措置法第十二条第三項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

8 新租税特別措置法第十九条第二項の規定は、令和四年分以後の所得税について適用する。

9 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十九条の規定の適用については、同条第二項中「又は繰延資産の額のうち」とあるのは、「のうち」と、「又は繰延資産について」とあるのは、「に」とする。

（個人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）

第三十三条 新租税特別措置法第二十四条の第二項の規定は、令和五年分の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（青色申告特別控除に関する経過措置）

第三十四条 新租税特別措置法第二十五条の二（第四項第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。この場合において、租税特別措置法第二十条第一項第十一号に規定する青色申告書を提出することが、その年において旧租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類につき同号に規定する承認を受けて同号に規定する財務省令で定めるところにより当該帳簿書類に係る同号に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の同号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っているときは、その年において新租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に掲げる要件を満たしているものとみなす。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十五条 新租税特別措置法第三十四条の第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十四条の第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（有価証券の譲渡による所得の課税の特例等に関する経過措置）

第三十六条 新租税特別措置法第三十七条の十（第三項第八号に係る部分に限る。）の規定は、

同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還により施行日以後に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同項第八号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還により施行日以前に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産については、なお従前の例による。

同項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する特定口座源泉徴収選出書の同項に規定する提出について適用し、施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する特定口座源泉徴収選出書の同項に規定する提出について適用し、施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する特定口座源泉徴収選出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる同条第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日以前に行われた旧租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する源泉徴収選出口座内配当等受入開始届出書の同項に規定する提出について適用し、施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選出口座内配当等受入開始届出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第三十七条の十三の三の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する株式交付について適用する。

6 施行日前に受けた旧租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項に規定する認定に係る同項に規定する特別事業再編計画に係る同項に規定する特別事業再編による同項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第三十七条の十四第十三項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する金融商品取引業者等変更届出書の同項に規定する提出について適用し、施行日以前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十四第十三項に規定する金融商品取引業者等変更届出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第三十七条の十四第十六項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する非

同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還により施行日以後に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同項第八号に規定する特定公社債以外の公社債の同号に規定する償還により施行日以前に交付を受けるべき金銭又は金銭以外の資産については、なお従前の例による。

課税口座廃止届出書の同項に規定する提出について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の第十四第六項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

9 新租税特別措置法第三十七条の十四の第二項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する未成年者口座廃止届出書の同項に規定する提出について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十四の第二十項に規定する未成年者口座廃止届出書の同項に規定する提出については、なお従前の例による。

第三十七条 新租税特別措置法第四十一条の二の規定は、施行日以後に行う同条第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の二の第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の三の四の規定は、施行日以後に行う同条第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の三の四の第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

第三十八條 新租税特別措置法第四十一条の十七（第二項に係る部分に限る。）の規定は、令和四年分以後の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十七（第四項に係る部分に限る。）の規定は、令和四年一月一日以後に令和三年分以後の所得税に係る確定申告書を提出した場合及び同日以後に令和二年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合には、なお従前の例による。

第三十九條 新租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項及び第二項の規定は、個人が施行日

以後に支出する支出金について適用し、個人が施行日前に支出した支出金については、なお従前の例による。

第四十条 施行日前に提出された租税特別措置法第四十一条の第二十五項に規定する特例適用申告書（以下この条において「特例適用申告書」という。）（当該特例適用申告書又は当該特例適用申告書につき提出された旧租税特別措置法第四十一条の第二十九項に規定する変更申告書の提出後に同項に規定する変更をした場合において、その変更をした日以後施行日の前日まで同項に規定する変更申告書の提出がされていないときにおける当該特例適用申告書を除く。）は、施行日において提出された特例適用申告書とみなす。

2 新租税特別措置法第四十一条の第二十一第十項において準用する租税特別措置法第四十一条の第二十一第六項の規定は、新租税特別措置法第四十一条の第二十一第九項第一号に掲げる場合に該当することとなった日が施行日以後である場合について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の第二十一第九項に規定する変更をした日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十一条の第二十一第十項から第十三項までの規定は、施行日以後に同条第十一項の配分の取扱者に対して行う同項に規定する電磁的方法による特例適用申告書に記載すべき事項及び租税特別措置法第四十一条の第二十一第五項に規定する財務省令で定める書類に記載されるべき事項又は新租税特別措置法第四十一条の第二十一第九項第一号に定める添付書類に記載されるべき事項の提供について適用する。

第四十一条 新租税特別措置法第四十二条第十一項及び第十二項の規定は、施行日以後に同条第十一項の利子の支払をする者又は国内金融機関等若しくは金融商品取引清算機関に対して行う同項に規定する電磁的方法による租税特別措置法第四十二条第五項に規定する非課税適用申告書又は新租税特別措置法第四十二条第八項各号

（外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措置）

に定める申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

第四十二条 新租税特別措置法第四十二条の第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に同条第十四項の特定利子の支払をする者又は特定金融機関等に対して行う同項に規定する電磁的方法による租税特別措置法第四十二条の第二十八項に規定する非課税適用申告書又は新租税特別措置法第四十二条の第二十一項各号に定める申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第四十三条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第五十七条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の法人税及び連結親法人（同項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下附則第七十三条までにおいて同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第七十三条までにおいて同じ。）にある連結子法人（同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第七十三条までにおいて同じ。）の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度（租税特別措置法第二条第二項附則第七十二条までにおいて同じ。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（高度省エネルギー増進設備等取得した場合の特例償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十四条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等（以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。）及び次の各号に掲げる法人が施行日から令和四年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をする高度省エネルギー増進設備等当該各号に定めるものについては、なお従前の例による。

一 旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号に掲げる法人 同号に定める減価償却資産（租税特別措置法第二条第二項第二十五号に規定する減価償却資産をいう。以下附則第六十六条までにおいて同じ。）のうちエネルギー（旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号に規定するエネルギーをいう。）の使用の合理化に特に効果の高いものであることが施行日前に確認されたものとして財務省令で定めるもの

二 施行日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十六条第一項の規定を受けた同項の工場等を設置している者 旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第二号に定める減価償却資産（施行日以後に当該認定に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第三項に規定する連携省エネルギー計画につき同条第一項の規定による変更の認定があるときは、その変更により当該連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除く。）

三 施行日前にエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十七条第一項の認定を受けた同項の荷主 旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第三号に定める減価償却資産（施行日以後に当該認定に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第三項に規定する荷主連携省エネルギー計画につき同条第一項の規定による変更の認定があるときは、その変更により当該荷主連携省エネルギー計画に新たに記載されるものを除く。）

第四十五条 新租税特別措置法第四十二条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の六第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等取得した場合の特例償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十六条 新租税特別措置法第四十二条の七第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十六條 新租税特別措置法第四十二條の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二條の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 施行日から附則第十条に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二條の九第一項の規定の適用については、同項中「第四十二條の十二の六第一項」とあるのは、「第四十二條の十二の五の二第一項」とする。(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十七條 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二條の十二の三第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第四十八條 第七條の規定(附則第一条第十号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)による改正後の租税特別措置法第四十二條の十二の四第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第七條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の十二の四第一項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第四十九條 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二條の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす

Table with 2 columns: 第一 (Section 1) and 十六 (Section 16). Content: 十六 前条第四項から第一号に掲げる

Table with 2 columns: 第六 (Section 6) and 第七 (Section 7). Section 6: (法人の減価償却に関する経過措置) 第五十條 法人が施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下第六項までにおいて同じ。)をした旧租税特別措置法第四十三條第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。 Section 7: 第六項に規定する被災代替資産等に関する経過措置 第五十一條 法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四條の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十... 5 法人が令和三年三月三十一日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五條第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号の第一欄中「過疎地域自立促進特別措置法」とあるのは、「令和三年三月三十一日における旧過疎地域自立促進特別措置法」とする。 6 新租税特別措置法第四十五條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項の表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五條第一項の表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。 7 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十五條第一項の規定の適用については、同項中「第四十二條の十二の六第一項」とあるのは、「第四十二條の十二の五の二第一項」とする。 8 法人が施行日前に旧租税特別措置法第四十五條第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条(同項の表の第四号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「連結事業年度」とあるのは、「連結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第十六條の規定による改正前の租税特別措置法第二條第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。)」と、「第六十八條の二十七第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第六十六條第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の規定による改正前の租税特別措置法第六十八條の二十七第二項」とする。 9 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十二條の二の規定の適用については、同条第一項中「減価償却資産又は繰延資産」とあるのは、「減価償却資産」とする。 10 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十三

条の規定の適用については、同条第二項中「又は繰延資産の額のうち」とあるのは「のうち」と、「又は繰延資産について」とあるのは「について」とする。(法人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置) 第五十一條 新租税特別措置法第六十一條の二第一項の規定は、法人の令和四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置) 第五十二條 新租税特別措置法第六十五條の四第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。 2 法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五條の七第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得(建設及び製作を含む。以下この項において同じ。)をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五條の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。(株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置) 第五十三條 新租税特別措置法第六十六條の二の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する株式交付について適用する。(特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置) 第五十四條 施行日前に受けた旧租税特別措置法第六十六條の二の二第一項に規定する特別事業再編計画に係る同項に規定する特別事業再編による同項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。(対象純支払子等に係る課税の特例に関する経過措置) 第五十五條 新租税特別措置法第六十六條の五の規定は、法人の令和三年三月三十一日以後

に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第五十六条 新租税特別措置法第六十六条の八の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において外国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の九の四の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第六十六条の九の四第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、内国法人の施行日前に開始した事業年度において外国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例に関する経過措置)

第五十七条 第七條の規定(附則第一条第十五号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)による改正後の租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定により読み替えて適用する新法人税法第三十七条第四項の規定は、法人が施行日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用し、法人が施行日前に支出した第七條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項の規定により読み替えて適用する旧法人税法第三十七条第四項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置)

第五十八条 附則第一条第十一号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定の適用については、同項中「同条第二十五項」とあるのは、「同条第二十一項」とする。(外国法人である外国組合員に対する課税の特例に関する経過措置)

第五十九条 施行日前に提出された旧租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する

租税特別措置法第四十一条の第二十一第五項に規定する特例適用申告書(当該特例適用申告書又は当該特例適用申告書につき提出された旧租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する旧租税特別措置法第四十一条の第二十一第九項に規定する変更申告書の提出後に同項に規定する変更をした場合において、その変更をした日以後施行日の前日までに同項に規定する変更申告書の提出がされていないときにおける当該特例適用申告書を除く。)は、施行日において提出された新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する租税特別措置法第四十一条の第二十一第五項に規定する特例適用申告書(第三項において「特例適用申告書」という。)とみなす。

2 新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の第二十一第十項の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十一条の第二十一第六項の規定は、新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の第二十一第九項第一号に掲げる場合に該当することとなった日が施行日以後である場合について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する旧租税特別措置法第四十一条の第二十一第九項に規定する変更をした日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の第二十一第十項から第十三項までの規定は、施行日以後に新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の第二十一第一項の配分の取扱者に対して行う同項に規定する電磁的方法による特例適用申告書に記載すべき事項及び新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する租税特別措置法第四十一条の第二十一第五項に規定する財務省令で定める書類に記載されるべき事項又は新租税特別措置法第六十七条の十六第四項において準用する新租税特別措置法第四十一条の第二十一第九項第一号に定める申告書に記載すべき事項及び同項に規定する添付書類に記載されるべき事項の提供について適用する。

(連結法人が高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前

に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等(以下この条において「高度省エネルギー増進設備等」という。)及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、附則第四十四条各号に掲げる法人に該当するものが施行日から令和四年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をす高度省エネルギー増進設備等で当該各号に定めるものについては、なお従前の例による。

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十一条 新租税特別措置法第六十八条の十一第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

(連結法人が沖繩の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十二条 新租税特別措置法第六十八条の十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の四第一項に規定する経営改善設備については、なお従前の例による。

(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

Table with 2 columns: 第六十五條 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 and 十六 前条第四項から第六項までの規定。 それぞれのほかに、法人税の額を計算するに当たっては、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第六項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六	第十五号又は第十六号	又は第十五号
----	------------	--------

第六十六号 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第六項までにおいて同じ。）をした旧租税特別措置法第六十八号の表の第一号の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八号の十八号第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八号の二十号第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第一条第十一号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八号の二十号第一項の規定の適用については、同条中「第五十六号第一項」とあるのは、「第五十号第一項」とする。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が令和三年十二月三十一日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五号第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、旧租税特別措置法第六十八号の二十七（同号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第四十五号第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五号第一項」とする。

6 新租税特別措置法第六十八号の二十七号第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第四十五号第一項の表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五号第一項の表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

7 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に旧租税特別措置法第六十八号の二十七号第二項に規定する取得等をした同項に規定する産業振興機械等については、同条（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号の上欄中「第四十五号第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十五号第二項」と、同条第三項中「第四十五号第二項」とあるのは、「旧効力措置法第四十五号第二項」とする。

8 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八号の四十号の規定の適用については、同条第一項中「減価償却資産又は繰延資産で」とあるのは、「減価償却資産で」とする。

9 施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八号の四十二号の規定の適用については、同条第二項中「又は繰延資産の額のうち」とあるのは、「のうち」と、「又は繰延資産について」とあるのは、「について」とする。

第六十七号 新租税特別措置法第六十八号の六十四号第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の令和四年四月一日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日以前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十八号 新租税特別措置法第六十八号の七十五号第一項（新租税特別措置法第六十五号の第四号第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八号の七十五号第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八号の七十五号第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に旧租税特別措置法第六十八号の七十八号第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日以前に取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得する同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十八号の七十九号第一項又は第三項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例に関する経過措置）

第六十九号 新租税特別措置法第六十八号の八十六号の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する株式交付について適用する。

（特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例に関する経過措置）

第七十条 施行日以前に受けた旧租税特別措置法第六十八号の八十六号第一項に規定する認定に係る同項に規定する特別事業再編計画に係る同項に規定する特別事業再編による同項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（連結親法人の対価純支払子等に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十一条 新租税特別措置法第六十八号の八十九号の二の規定は、連結親法人（租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）の法人税法第十五号の二第一項に規定する連結親法人事業年度が令和三年三月三十一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、

連結親法人の同項に規定する連結親法人事業年度が同日以前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結親法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第七十二条 新租税特別措置法第六十八号の九十二号の規定は、連結親法人の施行日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第六十八号の九十二号第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結親法人の施行日以前に開始した連結事業年度において外国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八号の九十三号の四の規定は、連結親法人の施行日以後に開始する連結事業年度において外国法人から受ける租税特別措置法第六十八号の九十三号の四第一項に規定する剰余金の配当等の額がある場合について適用し、連結親法人の施行日以前に開始した連結事業年度において外国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当等の額がある場合については、なお従前の例による。

（連結親法人の認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第七十三条 新租税特別措置法第六十八号の九十六号第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第八十一条の六第四項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人が施行日以後に支出する同項に規定する寄附金の額について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に支出した旧租税特別措置法第六十八号の九十六号第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第八十一条の六第四項に規定する寄附金の額については、なお従前の例による。

（連結親法人が特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第七十四条 附則第一条第十一号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八号の九十八号第一項の規定の適用については、同条中「同条第二十五項」とあるのは、「同条第二十一項」とする。

（贈与税の特例に関する経過措置）

第七十五条 新租税特別措置法第七十条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者

が令和三年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十条の二の二第七項及び第八項の規定は、施行日以後に同条第七項の取扱金融機関の営業所等に対して行う同項に規定する電磁的方法による同条第二項第三号に規定する教育資金非課税申告書又は同条第四項に規定する追加教育資金非課税申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

3 施行日前に個人が旧租税特別措置法第七十条の二の二第十項に規定する贈与者の行為により同条第一項に規定する信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を同項に規定する銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した同項に規定する金銭等で同項に規定する金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合同様に、当該個人が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときにおける当該贈与者の死亡に係る同条第十項第一号の規定による届出（施行日以後に当該個人が当該贈与者の行為又は当該贈与者からの書面による贈与により新租税特別措置法第七十条の二の二第一項本文の規定の適用に係る当該信託受益権、金銭又は金銭等を取得している場合における当該届出を除く。）及び旧租税特別措置法第七十条の二の二第十項第二号に規定する管理残額（当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に係る相続税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第七十条の二の三第七項及び第八項の規定は、施行日以後に同条第七項の取扱金融機関の営業所等に対して行う新租税特別措置法第七十条の二の二第七項に規定する電磁的方法による新租税特別措置法第七十条の二の三第二項第三号に規定する結婚・子育て資金非課税申告書又は同条第四項に規定する追加結婚・子育て資金非課税申告書に記載すべき事項の提供について適用する。

5 施行日前に個人が旧租税特別措置法第七十条の二の三第十項に規定する贈与者の行為により同条第一項に規定する信託受益権を取得した場合、当該贈与者からの書面による贈与により取得した金銭を同項に規定する銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は当該贈与者からの書面による贈与により取得した同項に規定する金銭等で同項に規定する金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合において、当該個人が当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について同項本文の規定の適用を受けたときにおける当該贈与者の死亡に係る同条第十項第二号に規定する管理残額（当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に限る。）に係る相続税については、なお従前の例による。

第七十六条 附則第一条第十一号に定める日から同条第十号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第二条第十七項」とあるのは「第二条第十二項」とし、「第二条第二十七項」とする。

2 附則第一条第十六号に定める日から海産物の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条」とあるのは、「第十四条」とする。

3 附則第一条第十七号に定める日から地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十二号）附則第一条第二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第八十条の三の規定の適用については、同条第一項中「第十二条の二第一項」とあるのは「第十一条の二第一項」とし、「第十二条の六第一項」とあるのは「第十一条の六第一項」とする。

（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）

第七十七条 施行日から令和五年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出されるビールに係る新租税特別措置法第八十七条の四第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される

場合を含む。）及び第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第一項」とする。（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税に関する経過措置）

第七十八条 新租税特別措置法第八十七条の六第十項の規定は、令和四年一月一日以後に国税通則法第二条第七号に規定する法定申告期限（同法第十条第二項の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含む、同法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。）が到来する酒税について適用する。

（たばこ税の税率の特例に関する経過措置）

第七十九条 令和三年十月一日前に課した、又は課すべきであった新租税特別措置法第八十八条の二第一項に規定する紙巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第八十条 施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機が施行日以後最初に航行する時（以下この項において「初回航行時」という。）において、当該航空機に旧租税特別措置法第九十条の八、第九十条の八の二第一項又は第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が課された、又は初回航行時に、当該航空機が初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八

二 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項

三 新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の九第一項

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第八十一条 令和三年五月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車（租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。）に係る旧租税特別措置法第九十条の十二第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有するものとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和三年三月三十一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年四月二八日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（相続税法及び租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 施行日前に旧民法第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された場合における前条の規定による改正後の相続税法第四項第一項及び租税特別措置法第六十九条の六第二項の規定の適用については、これらの規定中「民法第九百五十八條の二第一項」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第四条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の民法第九百五十八條の三第一項」とする。



附則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。))並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定公布の日

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第九十一号)第三十五条の改正規定(二(条例を含む。))を削る部分に限る。))を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和三年六月一六日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第三条の規定、第八条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十八条、第三十条、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定 令和三年六月五日又はこの法律の公布の日(いずれか遅い日)

附則 (令和三年一二月二四日法律第八七号) 抄

1 この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則 (令和四年三月三一日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。一 次に掲げる規定 令和四年十月一日

ロ 第十一条中租税特別措置法第七十四条第一項の改正規定(「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分を除く。)

二及び三 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ 略

ロ 第十一条中租税特別措置法第八十七条の六第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定並びに同条第四項及び第七項の改正規定並びに附則第五十三条の規定

五 次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ 略

ロ 第十一条中租税特別措置法第八十八条の四の改正規定、同法第九十条の四の二第三項の改正規定、同法第四十一条の二十一第十四項第二号の改正規定、同法第四十二条の三第三項第二号の改正規定(第九十条の四の二第二項)を「(第八条の四第九項に規定する報告書、第九条の四の二第二項)に改める部分及び「調査書」に改める部分に限る。)、同項第五号の改正規定(「第九十条の四の二第三項」を「(第八条の四第十項、第九条の四の二第三項)に改める部分に限る。))及び同項第六号の改正規定(「第九十条の四の二第三項」に改める部分に限る。))

ニ 第十一条中租税特別措置法第二十八条の三第九項第二号の改正規定、同法第三十条の二第七項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第十項第二号の改正規定、同法第三十三条の五第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の三第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の五第十六項第二号の改正規定、同法第四十一条の十九の四第十六項第二号の改正規定(「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める部分に限る。))及び同法第六十九条の三の改正規定

六 次に掲げる規定 令和六年一月一日

イ 略

ニ 第十一条中租税特別措置法第二十八条の三第九項第二号の改正規定、同法第三十条の二第七項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第十項第二号の改正規定、同法第三十三条の五第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の三第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の五第十六項第二号の改正規定、同法第四十一条の十九の四第十六項第二号の改正規定(「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める部分に限る。))及び同法第六十九条の三の改正規定

七及び八 略

九 次に掲げる規定 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)の施行の日

イ 第十一条中租税特別措置法第十一条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第四十四条の三の次に一条を加える改正規定 十 次に掲げる規定 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十九号)の施行の日

イ 第十一条中租税特別措置法第十三条の二を同法第十三条とし、同条の次に一条を加える改正規定(同法第十三条の二を同法第十三条とする部分を除く。))及び同法第四十六条の二を同法第四十六条とし、同条の次に一条を加える改正規定(同法第四十六条の二を同法第四十六条とする部分を除く。))並びに附則第四十六條の規定

十一 次に掲げる規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号。以下「基盤強化法等改正法」という。))の施行の日

イ 第十一条中租税特別措置法第二十四条の二第一項の改正規定、同法第三十三条の四第三項第七号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第七号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定、同法第三十四条の三第二項第二号の改正規定、同法第六十一条の二第一項の改正規定、同法第六十五条の二第三項第一号の改正規定、同法第六十五条の三第三項第七号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の五第一項第二号の改正規定、同法第七十条の四の二の改正規定、同法第七十条の六の改正規定、同法第七十条の六の二の改正規定及び同法第七十条の六の三の改正規定並びに附則第三十三条(見出しを含む。))の改正規定並びに附則第三十三条、第三十二条第二項から第八項まで、第四十六条、第四十七条第二項から第八項まで、第五十一条第六項から第十五項まで並びに第五十二条第一項及び第二項の規定

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二十二條 別段の定めがあるものを除き、第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。))第二章の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置)

第二十三条 新租税特別措置法第八条の四第一項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十月一日以後に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等について適用し、第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧租税特別措置法」という。)第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八条の四第九項から第十四項までの規定は、同条第九項の内国法人が令和五年十月一日以後に支払うべき同項の配当等について適用する。

(地方活力向上地域等において特定建物等を得た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十四条 新租税特別措置法第十条の四の二第一項及び第三項の規定は、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた個人が施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同月三十一日以後に旧租税特別措置法第十条の四の二第一項又は第三項に規定する認定を受けた個人が施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び同月三十一日前に同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十五条 新租税特別措置法第十条の五の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十六条 新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十七条 新租税特別措置法第十条の五の五第三項の規定は、個人が施行日以後に事業の用に

供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、個人が施行日前に事業の用に供した旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第二十八条 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第十二条第一項の表(次項において「新表」という。)の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、同条(これらの号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

一 「個人」の表(以下「個人」の表)とあるのは「個人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「当該各号の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七号。以下この項において「沖繩法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の沖繩振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖繩法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている個人が当該事業の用に供した場合に限る。」とする。

一 施行日の前日において沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七号。以下「沖繩法等改正法」という。)附則第五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画に定められている沖繩法等改正法第一条の規定による改正前の沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号。以下「旧沖繩法」という。)第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域(以下「旧沖繩法等改正法」)

下「旧産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域。施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに沖繩法等改正法第一条の規定による改正後の沖繩振興特別措置法(以下「新沖繩法」という。)第三十五条第四項の規定による同条第一項に規定する産業イノベーション促進計画の提出があつた場合は、その提出があつた日の前日)までの期間(以下「経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間」という。)

二 施行日の前日において沖繩法等改正法附則第六条第一項に規定する旧提出国際物流拠点産業集積計画に定められている沖繩振興特別措置法第四十一条第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域(以下「旧国際物流拠点産業集積地域」という。)の区域。施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに新沖繩法第四十一条第四項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日)までの期間(以下「経過旧国際物流拠点産業集積計画期間」という。)

3 施行日の前日において沖繩法等改正法附則第七条第一項に規定する旧認定経済金融活性化計画に定められている沖繩振興特別措置法第五十五条の二第二号に規定する特定経済金融活性化産業(以下「旧特定経済金融活性化産業」という。)に属する事業は、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに新沖繩法第五十五条の二第四項の規定による同条第一項に規定する経済金融活性化計画の認定があつた場合には、その認定があつた日の前日)までの期間(以下「経過旧経済金融活性化計画期間」という。)

において、新表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新租税特別措置法第十二条(同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「個人」の表の各号の第一欄に掲げる事業者(以下「個人」の表の各号の第一欄に掲げる事業者」とあるのは「個人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「当該各号の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4 個人が令和四年以前の各年において旧租税特別措置法第十三条第一項の障害者を雇用しており、かつ、同項各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合における同項に規定する十二月三十

一日において有する同項に規定する特定機械装置については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

(個人の特定災害防止準備金に関する経過措置)

第二十九条 旧租税特別措置法第二十条第一項に規定する個人の令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 令和四年十二月三十一日(以下この項において「基準日」という。)において廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項又は第十五条第一項の許可(以下この項において「設置許可」という。)を受けている個人(基準日後に他の者から旧租税特別措置法第二十条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場(当該他の者が法人又は所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日)が当該他の者の施行日の前日を含む事業年度終了の日以前であるもの)に、当該他の者が個人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が基準日以前であるもの)に、それぞれ限

る。この場合において、同条第一項中「令和四年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十(当該年分が、令和七年分であるときは百分の五十とし、令和八年分であるときは百分の四十とし、令和九年分であるときは百分の三十とし、令和十一年分であるときは百分の二十とし、令和十一年分であるときは百分の十とする。）」と、同条第三項第四号中「相続人」とあるのは「相続人(所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)附則第二十九条第二項に規定する個人であるもの)に限る。第六項及び第七項において同じ。」とする。

(個人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置)

第三十条 新租税特別措置法第二十四条の二第一項に規定する認定農業者等に該当する個人で基

盤強化法等改正法附則第十一条第二項に規定する協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものは、基盤強化法等改正法附則第五条第一項に規定する二年を経過する日までの間は、新租税特別措置法第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定めるものとみなして、同条の規定を適用する。

(中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置)

第三十一条 新租税特別措置法第二十八条の二第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同一項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二条 新租税特別措置法第三十三条第二項(新租税特別措置法第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、個人が施行日以後にされる取用等(新租税特別措置法第三十三条第一項(新租税特別措置法第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する取用等をいう。)に係る新租税特別措置法第三十三条第二項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2 新租税特別措置法第三十四条第二項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、個人の有する同条第一項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、個人の有する旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

3 附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第三十四条第二項第七号に規定する農用地で基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する農用地利用規程に係る基盤強化法等改正法第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下「旧基盤強化法」とい

う。)第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第二十三条の二第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構(旧租税特別措置法第三十四条第二項第七号に規定する農地中間管理機構に限る。)に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十四条第二項第七号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十四条の二の規定の適用については、同条第二項第二十五号中「場合」とあるのは、「場合(所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号)附則第三十二条第三項の規定によりみなして適用する前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」とする。

5 新租税特別措置法第三十四条の二第二項(第二十五号に係る部分に限る。)の規定は、個人の有する同条第一項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、個人の有する旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6 附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号に規定する農用地で同号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第十六条第二項の協議に基づき、同項の農地中間管理機構(同号に規定する農地中間管理機構に限る。)に買い取られる場合(新租税特別措置法第三十四条第二項第七号(第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。))に掲げる場合に該当する場合を除く。には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

7 新租税特別措置法第三十四条の三第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第十一号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前行った旧租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

8 附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第二号に規定する土地等を基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合(新租税特別措置法第三十四条第二項第七号(第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。))又は第三十四条の二第二項第二十五号(第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用がある場合を除く。には、当該譲渡した場合を新租税特別措置法第三十四条の三第二項第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

9 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

10 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第七号に規定する土地の譲渡については、なお従前の例による。

11 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第九号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

12 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の六第一項第一号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡については、なお従前の例による。

13 個人が旧租税特別措置法第三十七条の九第一項に規定する取得をした日の属する年の十二月三十一日後十年以内に行った同項に規定する事業用土地等の同項に規定する譲渡については、なお従前の例による。

(債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第四十条の三の二第一項の規定は、同項の個人が施行日以後に行う同項の贈与について適用し、旧租税特別措置法第四十条の三の二第一項の個人が施行日前に行った同項の贈与については、なお従前の例による。

(住宅借入金等有する場合の特別税額控除に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二まで(新租税特別措置法第四十一条第六項、第十三項及び第十六項に係る部分を除く。)の規定は、個人が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が同日以前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 施行日から住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第四十一条第十項及び第十九項の規定の適用については、同条第十項第一号及び第十九項第一号中「第十一号第一項」とあるのは、「第十号第一項」とする。

3 新租税特別措置法第四十一条の二の三第一項に規定する債権者のうち同条第二項に規定する十月三十一日に同項の調査を提出することが困難である旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を令和六年一月三十一日までに同項に規定する所轄税務署長に提出したものは、その者が当該税務署長にその困難である事情が解消した旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を提出する日までの間は、同条の規定にかかわらず、同項の規定による調査の提出を要しない。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十五条 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、個人が令和四年一月一日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等又は同条第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日以後に当該特定個人又は個人の居住の用に供する場合について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人又は個人が、当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について同項の高齢者等居住改修工事等、同条第三項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第五項の多世帯同居改修工事等又は同条第六項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該特定個人又は個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

**第三十七條** 新租税特別措置法第四十一条の十九の四の規定は、個人が、認定住宅等（同条第一項に規定する認定住宅等をいう。以下この条において同じ。）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、当該認定住宅等を令和四年一月一日以後にその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が、認定住宅（旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅をいう。以下この条において同じ。）の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する取得をして、当該認定住宅を同日前にその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

**第三十八條** 旧租税特別措置法第四十一条の二十第三項の非居住者の同項に規定する国内源泉所得及び同条第三項の外国法人の同項に規定する使用料については、なお従前の例による。

**第三十九條** 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（租税特別

措置法第二条第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第四十七条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（沖繩の特定地域において工業用機械等を取付た場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第四十條** 新租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表（次項及び第四項において「新表」という。）の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人であるもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「供したとき」とあるのは「供したとき（同表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）の第一条の規定による改正前の沖繩振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。）とする。

一 施行日の前日において沖振法等改正法附則第三条第一項に規定する旧提出観光地形成促進計画に定められている沖繩振興特別措置法第六条第二号に規定する観光地形成促進地域（以下「旧観光地形成促進地域」という。）の区域 施行日から施行日以後六月を

経過する日（その日までに新沖振法第六条第四項の規定による同条第一項に規定する観光地形成促進計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）までの期間（以下「経過旧観光地形成促進計画期間」という。）

二 施行日の前日において沖振法等改正法附則第四条第一項に規定する旧提出情報通信産業振興計画に定められている沖繩振興特別措置法第二十八条第二号に規定する情報通信産業振興地域（以下「旧情報通信産業振興地域」という。）の区域 施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに新沖振法第二十八条第四項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）までの期間（以下「経過旧情報通信産業振興計画期間」という。）

**第四十一條** 新租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、令和二年三月

三 旧産業高度化・事業革新促進地域の区域 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

四 旧国際物流拠点産業集積地域の区域 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

**第四十二條** 新租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定は、法人が施行日以後に事業の用に供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

**第四十三條** 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第四十五条第一項の表（次項において「新表」という。）の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4 新租税特別措置法第四十二条の九第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（新表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当することとなつた日以後に終了する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に限る。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（施行日以後に終了する事業年度（適用年度を除く。）を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取付た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第四十一條** 新租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、令和二年三月

三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた法人が施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同月三十一日以後に旧租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項に規定する認定を受けた法人が施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取付た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第四十二條** 新租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定は、法人が施行日以後に事業の用に供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

**第四十三條** 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第四十五条第一項の表（次項において「新表」という。）の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において、同条の第三号に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和

令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた法人が施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同月三十一日以後に旧租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項に規定する認定を受けた法人が施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

四年法律第七号。以下この項において「沖振法等改正法」という。第一条の規定による改正前の沖振振興特別措置法第三十五条の第三項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。」とする。

一 旧産業高度化・事業革新促進地域の区域  
経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間  
二 旧国際物流拠点産業集積地域の区域  
経過旧国際物流拠点産業集積計画期間  
三 旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新租税特別措置法第四十五条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4 新租税特別措置法第四十六条の第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併により第十二条の規定による改正後の令和二年改正前租税特別措置法（以下「新令和二年改正前租税特別措置法」という。）第六十八条の第三十四第一項の規定を受けている同項に規定する輸出事業用資産の移転を受けた場合には、当該輸出事業用資産は、新租税特別措置法第四十六条の第二項の規定の適用を受けている同項に規定する輸出事業用資産とみなす。

5 新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

第四十四条 施行日の前日を含む事業年度終了の日（以下この条において「基準日」という。）

において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八條第一項又は第十五條第一項の許可（以下この条において「設置許可」という。）を受けている法人（基準日後に他の者から旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（当該他の者が法人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が令和四年十二月三十一日以前であるもの）に、それぞれ限る。）の移転を受ける法人を含む。）の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和四年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、「（第七項）」とあるのは「（第六項）」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第十三項中「第六項」とあるのは「第五項」と、「（第七項）」とあるのは「第六項」とする。

（被現物出資法人が同法附則第四十四条に規定する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）と、同条第五項中「前条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の第二項」と、同条第六項中「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第十三項中「第六項」とあるのは「第五項」と、「（第七項）」とあるのは「第六項」とする。

（被現物出資法人が同法附則第四十四条に規定する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）と、同条第五項中「前条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の第二項」と、同条第六項中「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第十三項中「第六項」とあるのは「第五項」と、「（第七項）」とあるのは「第六項」とする。

同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第十三項中「第六項」とあるのは「第五項」と、「（第七項）」とあるのは「第六項」とする。

2 内国法人で次に掲げる法人に該当するもの（当該内国法人が通算法人（租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）である場合には、他の通算法人のいずれかが次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人を含む。）の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち計画を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第四十五条第二項各号に掲げる法人に該当する内国法人をいう。以下この項において同じ。）以外の内国法人にあつては同表の各号の上欄に規定する提出をいい、同表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する経過措置内国法人にあつては沖振振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）による改正前の沖振振興特別措置法（以下この項において「平成二十六年旧沖振法」という。）第二十九條第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する経過措置内国法人にあつては沖振振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一條の規定による改正前の沖振振興特別措置法（以下この項において「旧沖振法」という。）第四十一条第五項の規定による提出（平成二十六年旧沖振法第

（被現物出資法人が同法附則第四十四条に規定する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）と、同条第五項中「前条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の第二項」と、同条第六項中「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第十三項中「第六項」とあるのは「第五項」と、「（第七項）」とあるのは「第六項」とする。

四十二条第一項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された区域内に本店又は主たる事務所を有する経過措置内国法人にあつては、その指定をいう。の日」と、「有するものに限る。」とあるのは「有するもの（一）と、同項の表の第一号の上欄中「限る。」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）と、同号の中欄中「同法第二十九條第一項」とあるのは「沖振振興特別措置法第二十九條第一項」と、「（区域）」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第二十九條第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八條第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖振振興特別措置法」と、「認定特定情報通信事業」とあるのは「認定特定情報通信事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第三十條第一項に規定する特定情報通信事業）」と、同表の第二号の上欄中「限る。」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第六條第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）と、同号の中欄中「同法第四十二條第一項」とあるのは「沖振振興特別措置法第四十二條第一項」と、「（区域）」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第四十二條第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている同号に規定する国際物流拠点産業集積地域）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖振振興特別措置法」と、「認定特定国際物流拠点事業」とあるのは「認定特定国際物流拠点事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第四十四條第一項に規定する特定国際物流拠点事業）」とする。

（被現物出資法人が同法附則第四十四条に規定する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）と、同条第五項中「前条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の第二項」と、同条第六項中「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第十三項中「第六項」とあるのは「第五項」と、「（第七項）」とあるのは「第六項」とする。

（被現物出資法人が同法附則第四十四条に規定する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）と、同条第五項中「前条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一條の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の第二項」と、同条第六項中「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第十三項中「第六項」とあるのは「第五項」と、「（第七項）」とあるのは「第六項」とする。

業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下同じ。の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

二 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間の末日以前に設立された法人で旧国際物流拠点産業集積地域の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

3 内国法人で旧認定法人（沖振法等改正法附則

第七條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人をいう。以下この項において同じ。）に該当するもの（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかが旧認定法人に該当する場合における当該内国法人を含む。）の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十條の規定の適用については、同条第二項中「（限る）」とあるのは「（限る）。又は所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第四十五條第三項に規定する旧認定法人」と、同法とあるのは、「沖振振興特別措置法」とする。（法人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）

第四十六條 新租税特別措置法第六十一條の二第

一項に規定する認定農地所有適格法人に該当する法人で基盤強化法等改正法附則第十一條第二項に規定する協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者としてされたものは、基盤強化法等改正法附則第五條第一項に規定する二年を経過する日までの間は、新租税特別措置法第六十一條の二第一項に規定する財務省令で定めるものとみなして、同条の規定を適用する。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第四十七條 新租税特別措置法第六十四條第三項

（同条第十項（新租税特別措置法第六十五條第三項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十五條第三項において準用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定は、法人が施行日以後にされる取用等（新租税特別措置法第六十四條第一項（新租税特別措置法第六十五條第三項において準用する場合を含む。）に係る新租税特別措置法第六十四條第三項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2 新租税特別措置法第六十五條の三第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、法人の有する同項に規定する土地等が附則第一條第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する旧租税特別措置法第六十五條の三第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

3 附則第一條第十一号に定める日以後に、旧租

税特別措置法第六十五條の三第一項第七号に規定する農用地で基盤強化法等改正法附則第六條第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する農用地利用規程に係る旧基盤強化法第二十三條の二第一項にあるものが、基盤強化法等改正法附則第六條第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第二十三條の二第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（同号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五條の三第一項第七号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における新租税

特別措置法第六十五條の四の規定の適用については、同条第一項第二十五号中「場合」とあるのは、「場合（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第四十七條第三項の規定によりみなして適用する前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」とする。

5 新租税特別措置法第六十五條の四第一項（第

二十五号に係る部分に限る。）の規定は、法人の有する同項に規定する土地等が附則第一條第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する旧租税特別措置法第六十五條の四第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6 附則第一條第十一号に定める日以後に、旧租

税特別措置法第六十五條の四第一項第二十五号に規定する農用地で同号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第三條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第六十六條第二項の協議に基づ

き、同項の農地中間管理機構（同号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合（新租税特別措置法第六十五條の三第一項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五條の四第一項第二十五号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

7 新租税特別措置法第六十五條の五第一項（第

二号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する農地所有適格法人が附則第一條第十一号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十五條の五第一項に規定する農地所有適格法人が同日前に行った同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8 附則第一條第十一号に定める日以後に旧租税

特別措置法第六十五條の五第一項第二号に規定する土地等を基盤強化法等改正法附則第五條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合（新租税特別措置法第六十五條の三第一項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第六十五條の四第一項第二十五号（第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除く。）には、当該譲渡した場合を新租税特別措置法第六十五條の五第一項第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

9 旧租税特別措置法第六十五條の五第一項に規

定する農地所有適格法人が施行日以前に行った同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

10 旧租税特別措置法第六十五條の五第一項に規

定する農地所有適格法人が施行日以前に行った同項第四号に規定する土地の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

11 法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第

六十五條の十第一項第二号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

12 法人が旧租税特別措置法第六十六條の二第一

項に規定する取得の日を含む事業年度終了の日以後十年以内に行った同項に規定する他の土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第四十八條 新租税特別措置法第六十七條の五第一項（同項の通算法人に係る部分を除く。）の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第六十七條の五第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第四十九條 旧租税特別措置法第六十七條の十六の二第一項の外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度の同項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

（農業協同組合等の合併に係る課税の特例に関する経過措置）

第五十條 新租税特別措置法第六十八條の二の規定は、施行日以後に行われる同条各号に掲げる合併について適用し、施行日以前に行われた旧租税特別措置法第六十八條の二各号に掲げる合併については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第五十一條 新租税特別措置法第七十條の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が令和四年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）以下この条及び附則第七十五條において同じ。）により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十條の二第二項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間に贈与により新租税特別措置法第七十條の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

- 3 次に掲げる者が、令和四年一月一日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。
- 一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第二項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者
- 二 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者
- 三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者
- 四 旧租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者
- 4 新租税特別措置法第七十条の三の規定は、同条第三項第一号に規定する特定受贈者が令和四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。
- 5 令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間に贈与により新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする場合における同項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。
- 6 新租税特別措置法第七十条の四の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。
- 7 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第八項から第十四項までの規定を適用する。

- 一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 四 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 五 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 六 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百三十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

- 九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 十 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 十一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第二百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一百八条第六項又又は第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 十三 令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 十四 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者
- 15 前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の四第八項から第十四項までの規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合については、なお従前の例による。
- 16 新租税特別措置法第七十条の四の二第一項及び第二項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十条の四の二

- 第一項に規定する特定貸付けが行われる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けが行われた場合については、なお従前の例による。
- 17 附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第七十条の四第八項若しくは第十一項又は第七十条の四の二第二項の農地又は採草放牧地の全部又は一部が基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合は、新租税特別措置法第七十条の四第八項若しくは第十一項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられたもの又は新租税特別措置法第七十条の四の二第二項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、新租税特別措置法第七十条の四第八項から第十四項まで、第七十条の四の二又は第七十条の六の三の規定を適用する。
- 18 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得をする新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。
- 19 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第十項から第十七項までの規定を適用する。
- 一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人
- 二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人
- 三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定によ

る改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定を受けている同項に規定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百三十三条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定を受けている同項に規定する農業相続人

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定を受けている同項に規定する農業相続人

六 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定を受けている同項に規定する農業相続人

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定を受けている同項に規定する農業相続人

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第二百二十七条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定を受けている同項に規定する農業相続人

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一百八十八条第十項から第十三項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定を受けている同項に規定する農業相続人

十 令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定を受けている同項に規定する農業相続人

十一 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定を受けている同項に規定する農業相続人

13 前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の六第十項から第十七項までの規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十条の六第十項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられた場合について、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第七十条の六の二第一項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に同項に規定する特定貸付けが行われる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の六の二第一項に規定する特定貸付けが行われた場合については、なお従前の例による。

15 附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第七十条の六第十項若しくは第十三項又は第七十条の六の二第一項の農地又は採草放牧地の全部又は一部が基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合には、新租税特別措置法第七十条の六第十項若しくは第十三項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、若しくは借り受けられたもの又は新租税特別措置法第七十条の六の二第一項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、新租税特別措置法第七十条の六第十項から第十七項まで、第七十条の六の二又は第七十条の六の三の規定を適用する。

第五十二条 新租税特別措置法第七十七条の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十七条に規定する者が同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する者が同条に規定する土地を取得した場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第五十三条 新租税特別措置法第八十七条の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第八十七条に規定する者が同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第五十四条 施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第十一号に定める日以後に基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりな

おその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に係る旧基盤強化法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地の取得をする場合には、新租税特別措置法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより同条に規定する土地の取得をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

3 施行日から令和五年三月三十一日までの間に新租税特別措置法第八十一条第一項の規定を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「千分の十三」とあるのは、「千分の十一」とする。

第五十三条 新租税特別措置法第八十七条の六第一項から第四項まで及び第七項の規定は、令和五年四月一日以後に、同項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）が、新租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者に対し、同項に規定する酒類を輸出するため同項に規定する方法により購入されるもの販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出する酒類について適用し、同日前に、旧租税特別措置法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同条第一項に規定する非居住者に対し、同項に規定する酒類を輸出するため同項に規定する方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出する酒類については、なお従前の例による。

第五十四条 施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機が施行日以後最初に航行する時（以下この項において「初回航行時」という。）において、当該航空機に旧租税特別措置法第九十条の八、第九十条の八の二第一項又は第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合に、又は初回航行時に、当該航空機が初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料税が

当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八  
二 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項  
三 新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の九第一項  
3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年三月三十一日法律第五号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年四月一日法律第二四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和四年五月二〇日法律第四六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十二条の規定 公布の日



二 第二条中エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第二条第六項の改正規定、第三条の規定、第六条中電気事業法第二十七条の二十七第三項の改正規定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三条の三の改正規定（「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」を「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部分に限る。）及び同法第二百二十八条第一号の改正規定並びに次条並びに附則第五条から第九条まで、第十二条及び第十五条の規定、附則第十六条中租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十八條第一項第三号、第五十七條の四第五項第三号及び第六十六條の十一第一項第三号の改正規定並びに附則第七條、第十八條、第二十四條から第二十六條まで及び第二十八條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）  
第十七條 前条の規定による改正後の租税特別措置法第五十七條の四第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、附則第五条に規定する経過する日以後に行う同号に規定する原子炉の運転の廃止について適用し、同日前に行つた前条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七條の四第五項第三号に規定する原子炉の運転の廃止については、なお従前の例による。  
（政令への委任）

第三十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。  
附則（令和四年五月二〇日法律第四七号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第四条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年五月二七日法律第五六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八條の規定は、公布の日から施行する。  
（政令への委任）  
第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
附則（令和四年六月一日法律第六〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
（施行期日）  
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九條の規定 公布の日  
附則（令和四年六月一七日法律第七一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、労働者協同組合法の施行の日から施行する。

附則（令和五年三月三一日法律第三三三号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 次に掲げる規定 令和五年五月一日  
イ 略  
ロ 第十条中租税特別措置法第八十六條の二の改正規定、同法第八十七條の六の改正規定、同法第九十條の十二の改正規定（同条第一項に係る部分（令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで）を「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」に改める部分に限る。）に改める部分に限る。）、「令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）、「同条第三項に係る部分（「又は第九十條の十四第一項」を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）及び同条

第四項に係る部分（若しくは第二項）を削り、「令和三年五月一日から令和五年四月三十日まで」を「令和五年五月一日から令和八年四月三十日まで」に改める部分に限る。）及び同法第九十條の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第五十二條、第五十七條、第七十條及び第七十七條（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第八十四條第七号の改正規定（第八十七條の六第六十五項）を「第八十七條の六第六十六項」に改める部分に限る。）に限る。）の規定  
二 次に掲げる規定 令和五年十月一日  
イ 略  
ロ 第十条中租税特別措置法第三十七條の十三の三第一項の改正規定、同法第四十二條の二の二第一項の改正規定（第九條の四の二第二項）を「第八條の四第九項、第九條の四の二第二項」に改める部分及び「調査及び報告書」を「報告書及び調査書」に改める部分に限る。）、「同条第四項の改正規定（「の」の下に「第八條の四第九項」を加える部分及び「並びに」の下に「第八條の四第十項から第十四項まで」を加える部分に限る。）及び同法第六十六條の二第一項の改正規定並びに附則第三十三條及び第四十七條の規定  
三 次に掲げる規定 令和六年一月一日  
イ からハまで 略  
ニ 第十条中租税特別措置法第三十五條の改正規定、同法第四十條の四の改正規定、同法第四十條の七の改正規定、同法第四十二條の三第一項及び第三項の改正規定（第三十五條第八項）を「第三十五條第九項」に改める部分に限る。）、「同法第六十九條の五第一項の改正規定、同法第七十條の三の次に二条を加える改正規定 同法第七十條の四第三項第二号の改正規定、同法第七十條の六の八第二項第三号口、第七十條の七第二項第五号口及び第七十條の七の五第二項第八号口の改正規定、同法第七十條の七の十四第四項第二号の改正規定、同法第八十九條第四項ただし書の改正規定、同法第九十條の十二の改正規定（第一号口に掲げる改正規定を除く。）並びに同法第九十條の十二の二の改正規定並びに附則第三十二

条第三項、第三十五條、第五十一條第一項及び第四項から第七項まで並びに第五十九條の規定  
次に掲げる規定 令和六年四月一日  
イ からハまで 略  
ニ 第十条中租税特別措置法第三十七條第一項の改正規定（「ときは」の下に「、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」を加える部分に限る。）、「同条第三項の改正規定（令和五年十二月三十一日）を「令和八年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、「第三号」に改める部分を除く。）、「同条第四項の改正規定（令和五年十二月三十一日）を「令和八年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、「第三号」に改める部分を除く。）、「同法第三十七條の四第二号の改正規定、同法第六十五條の七第一項の改正規定（「は、当該買換資産」の下に「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該買換資産に限る。」を加える部分に限る。）、「同条第九項の改正規定（第五号）を「第四号」に改める部分を除く。）、「第五号」を「第四号」に改める部分を除く。）、「同条第八項の改正規定（第五号）を「第四号」に改める部分を除く。）、「同法第六十五條の九第二号の改正規定、同法第六十六條の六の改正規定、同法第六十六條の七の改正規定（同条第九項中「第四十二條の七の第十項」を「第四十二條の七の第十一項」に改める部分を除く。）、「同法第六十六條の九の二の改正規定、同法第六十六條の九の三の改正規定（同条第八項中「第四十二條の七の第十項」を「第四十二條の七の第十一項」に改める部分を除く。）及び同法第六十八條の四の改正規定並びに附則第三十二條第七項、第四十六條第三項、第四十八條及び第五十六條第一項から第五項までの規定  
次に掲げる規定 令和七年一月一日  
イ 略  
ロ 第十条中租税特別措置法第四條の二第一項及び第四條の三第一項の改正規定、同法第四十一條の十八の二第二項の改正規定、

同法第四十一條の十八の二第二項の改正規定、

同法第四十一條の十八の二第二項の改正規定、

同法第四十一條の十八の二第二項の改正規定、

同法第四十一條の十八の二第二項の改正規定、

同法第四十一條の十八の二第二項の改正規定、

同法第四十一條の十八の二第二項の改正規定、

同法第四十一条の十九第一項の改正規定、同法第四十一条の十八の四とし、同法第四十一条の二十一第四項第十七号の改正規定並びに附則第三十六条の規定  
六及び七 略

八 次に掲げる規定 令和九年一月一日

イ 略

ロ 第十条中租税特別措置法第四十一条の九次に掲げる規定 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

ハ 第十条中租税特別措置法第四十一条の十四第一項第二号の改正規定、同法第四十一条の十五の二の改正規定及び同法第四十二条第四項第三号の改正規定

九 次に掲げる規定 土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

イ 略

ロ 第十条中租税特別措置法第二条第二項の改正規定、同法第四十二条の四第十九項第四号の改正規定、同法第四十二条の六項第一号の改正規定、同法第四十二条の十二の五第三項第一号の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定、同法第六十六条の五の二第二項第三号の改正規定及び同法第六十六条の十一第一項第五号の改正規定

十一 略

十二 第十条中租税特別措置法第十一条第一項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第四十三条第一項第一号及び第二号の改正規定、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加える改正規定、同法第五十九条の二第一項の改正規定（令和二年三月三十一日）を「令和七年三月三十一日」に改める部分を除く、同法第四項の改正規定並びに同法第六項の改正規定並びに附則第二十九条第一項及び第四十二条第一項の規定 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十三 第十条中租税特別措置法第五十七条の四を削る改正規定、同法第五十七条の四の二第一項の改正規定（において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の下に「（昭和三十一年法律第六十六号）」を加える部分に限る、同法第五十七条の四とす改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第九十条の三の三第一項の改正規定並びに附則第四十三条及び第六十四条（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一百九条の改正規定に限る。）の規定 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行の日

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十五条 第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第十条の規定は、令和六年分以後の所得税については、なお従前の例による。

（中小事業者が機械等を取扱った場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条 新租税特別措置法第十条の三第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第十条の三第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取扱った場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十七条 新租税特別措置法第十条の五の三第一項の規定は、同項に規定する特定中小事業者が施行日以後に同項に規定する指定事業の用に供する同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第十条の五の三第一項に規定する特定中小事業者が施行日前に同項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十八条 新租税特別措置法第十条の五の六第十二項の規定は、令和五年分以後の所得税について適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第二十九条 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定船舶（同日前に締結した契約に基づき取得するもの（以下この項において「経過特定船舶」という。）を除く。）について適用し、個人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する特定船舶（経過特定船舶を含む。）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十一条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設（以下この項及び第四項において「取得等」という。）をする同条第一項において「取得等」という。）をする同条第一項において「個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の三第一項に規定する特定事業継続力強化設備等」として、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第十二条（第四項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（租税特別措置法第十二条第二項に規定する取得等という。）以下この項において同じ。）をする新租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第四項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十三条第一項の規定は、個人が取得等をする同項に規定する事業再編促進機械等で施行日以後に受ける農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（施行日前に受けた同法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画）について施行日以後に同条第一項の規定による変更の認定があったときにおけるその変更後のもの（以下この項において「経過認定事業再編計画」という。）を含む。）に記載されたものについて適用し、個人が取得等をした旧租税特別措置法第十三条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（経過認定事業再編計画を除く。）に記載されたものについては、なお従前の例による。

（個人が農用地等を取扱った場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十条 新租税特別措置法第二十四条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第二十四条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。

（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等に関する経過措置）

第三十一条 新租税特別措置法第二十九条の二（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する取締役等又は特定従事者が施行日以後に行われる同項に規定する付与決議に基づき締結される同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権に係る株式について適用し、旧租税特別措置法第二十九条の二第一項に規定する取締役等又は特定従事者が施行日前に行われた同項に規定する付与決議に基づき締結された同項の契約により与えられる同項に規定する特定新株予約権に係る株式については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十二条 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号に掲げる土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十一条（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十五条の規定は、個人が令和六年一月一日以後に行う同条第三項に規定する対象譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十五条第三項に規定する対象譲渡については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十五条の第三第二項第二号の規定は、個人が令和五年一月一日以後に行う同条第一項に規定する低未利用土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十五条の第三第一項に規定する低未利用土地等の譲渡については、なお従前の例による。

5 個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

6 第十条の規定（附則第一条第四号二に掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法（以下この項において「令和五年新措置法」という。）第三十七條から第三十七條の四まで（令和五年新措置法第三十七條第一項の表の第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同表の第一号、第三号又は第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日以前に旧租税特別措置法第三十七條第一項の表の第二号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以前にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

7 第十条の規定（附則第一条第四号二に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の租税特別措置法（以下この項において「令和六年新措置法」という。）第三十七條及び第三十七條の四（令和六年新措置法第三十七條第一項の届出に係る部分に限る。）の規定は、個人が令和六年四月一日以後に同項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日以前に第十条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七條第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に同表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以前に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。

8 施行日以前において旧租税特別措置法第三十七条の第五第二項において準用する旧租税特別措置法第三十七條第四項の規定に基づき受けた同項の税務署長の承認は新租税特別措置法第三十七條の第五第二項の規定に基づき受けた同項の税務署長の承認と、施行日以前において旧租税特別措置法第三十七條の第五第二項において準用する旧租税特別措置法第三十七條第四項の規定に基づき同項の税務署長が認定した日は新租税特別措置法第三十七條の第五第二項の規定に基づき同項の税務署長が認定した日と、それぞれみなして、同項の規定を適用する。

（株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十三条 新租税特別措置法第三十七條の十三の四第一項の規定は、令和五年十月一日以後に行われる株式交付について適用し、同日以前に行われた株式交付については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第三十四条 新租税特別措置法第三十七條の十四の第五項第一号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十二月三十一日において同号の金融商品取引業者等の営業所に開設している同号に規定する非課税口座に同年分の租税特別措置法第三十七條の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定又は新租税特別措置法第三十七條の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定を設定している場合には、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者（同日に当該金融商品取引業者等の営業所の長に租税特別措置法第三十七條の十四第十六項に規定する非課税口座座廃止届出書の同項に規定する提出をした者その他の政令で定める者を除く。）は令和六年一月一日において当該金融商品取引業者等と新租税特別措置法第三十七條の十四第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、新租税特別措置法第九條の八及び第三十七條の十四の規定を適用する。

2 新租税特別措置法第三十七條の十四第二十七項の金融商品取引業者等の営業所の長が施行日前に旧租税特別措置法第三十七條の十四第二十七項の規定による承認を受けた場合には、当該承認を施行日に受けた新租税特別措置法第三十七條の十四第三十項に規定する所轄税務署長の承認とみなして、同項の規定を適用する。

（居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第三十五条 新租税特別措置法第四十條の第四第五項、第十一項及び第十二項の規定は、租税特別措置法第四十條の四第一項各号に掲げる居住者の令和六年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合に適用し、同条第一項各号に掲げる居住者の令和五年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十條の七第五項及び第十一項から第十三項までの規定は、租税特別措置法第四十條の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和六年分以後の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合に適用し、同条第一項に規定する特殊関係株主等である居住者の令和五年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

（特定の基準所得金額の課税の特例に関する経過措置）

第三十六条 新租税特別措置法第四十一條の十九の規定は、令和七年分以後の所得税について適用する。

（支払調書等の提出の特例に関する経過措置）

第三十七条 新租税特別措置法第四十二條の二の第二項の規定は、施行日以後に提出すべき同条第一項に規定する調書等について適用し、施行日以前に提出すべき旧租税特別措置法第四十二條の二の第二項に規定する調書等については、なお従前の例による。

2 施行日から令和五年九月三十日までの間における新租税特別措置法第四十二條の二の第二項の規定の適用については、同項中「所轄の税務署長（第八条の四第九項）」とあるのは、「所轄の税務署長（一）」とする。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十八条 新租税特別措置法第四十二條の四の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第

二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第四十六條までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度（新租税特別措置法第四十二條の四第八項第三号の通算法人の租税特別措置法第四十二條の四第八項第二号に規定する適用対象事業年度（以下この条において「適用対象事業年度」という。）を除く。）分の法人税及び新租税特別措置法第四十二條の四第八項第三号の通算法人に係る租税特別措置法第二条第二項第十号の四に規定する通算親法人（以下この条及び附則第四十三條第五項において「通算親法人」という。）の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日以前に開始した事業年度（旧租税特別措置法第四十二條の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。）分の法人税及び旧租税特別措置法第四十二條の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十九条 新租税特別措置法第四十二條の六第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定機械装置等について適用し、旧租税特別措置法第四十二條の六第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に取得又は製作をした同項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条 新租税特別措置法第四十二條の十二の四第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に同項に規定する指定事業の用に供する同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第四十二條の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に同項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条 新租税特別措置法第四十二條の十二の四第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に同項に規定する指定事業の用に供する同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第四十二條の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に同項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条 新租税特別措置法第四十二條の十二の四第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に同項に規定する指定事業の用に供する同項に規定する特定経営力向上設備等について適用し、旧租税特別措置法第四十二條の十二の四第一項に規定する中小企業者等が施行日以前に同項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等については、なお従前の例による。

(事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)  
第四十一条 新租税特別措置法第四十二条の十二の七第九項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。  
(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をする船舶(以下この項において「経過特定船舶」という。)(以下この項において「経過特定船舶」という。))を除く。について適用し、法人が同日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定船舶(経過特定船舶を含む。))については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する法人の施行日以後に終了する各事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三年を経過する日」とあるのは、「三年を経過する日(災害その他やむを得ない事情により同日までにその特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事を完了することが困難となつた特定技術基準対象施設として財務省令で定めるものについては、当該報告を行つた日以後五年を経過する日)」とする。

3 新租税特別措置法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設(以下この項及び第五項において「取得等」という。))をする同条第一項に規定する特定事業継続力強化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する特定事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十五条(第三項の表の第二号から第四号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等(租税特別措置法第四十五条第二項に規定する取得等を含む。以下この項において同じ。))をする新租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十六条第一項の規定は、法人が取得等をする同項に規定する事業再編促進機械等で施行日以後に受ける農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画(施行日前に受けた同法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画)について施行日以後に同条第一項の規定による変更の認定があつたときにおけるその変更後のもの(以下この項において「経過認定事業再編計画」という。))を含む。に記載されたものについて適用し、法人が取得等をした旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する事業再編促進機械等で施行日前に受けた農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る同法第十九条第二項に規定する認定事業再編計画(経過認定事業再編計画を除く。))に記載されたものについては、なお従前の例による。

第四十三条 附則第一条第十三号に定める日前に設置された旧租税特別措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「原子力発電施設」とあるのは、「(原子力発電施設(所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第一条第十三号に定める日以後に終了する事業年度にあつては、同日前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第一項の規定により指定されたものに限る。))と、同条第三項中「原子力発電施設解体準備金」とあるのは、「原子力発電施設解体準備金(特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金(以下この条において同じ。))と、同条第四項並びに第五項第二号イ及び第四号中「原子力発電施設解体準備金の金額」とあるのは、「特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額」と、同項第五号中「原子力発電施設解体準備金を」とあるのは、「特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金を」と、同条第六項中「原子力発電施設解体準備金の金額」とあるのは、「特定原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額」と、同条第十一項、第十三項及び第十五項中「第五十七条の四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附

則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四第一項」とする。

2 青色申告書(租税特別措置法第二条第二項第二十九号に規定する青色申告書をいう。第五項及び第八項において同じ。))を提出する法人が附則第一条第十三号に定める日を含む事業年度開始の日(以下この項及び第九項において「基準日」という。))において旧租税特別措置法第五十七条の四第一項に規定する特定原子力発電施設(同号に定める日前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第六十四条の二第一項の規定により指定された原子力発電施設を除く。以下この条において「経過措置原子力発電施設」という。))に係る旧租税特別措置法第五十七条の四第三項(附則第六十四条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第九十九条第九項の規定により適用する場合を含む。))に規定する原子力発電施設解体準備金の金額を有する場合には、基準日以後に終了する各事業年度において、当該原子力発電施設解体準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して計算した金額(次項において「三十年均等取崩金額」という。))に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前項の場合において、三十年均等取崩金額が当該事業年度終了の日における当該経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額(その日まで)に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。))を超えるときは、当該三十年均等取崩金額は、当該原子力発電施設解体準備金の金額とする。

4 第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合(当該法人が被合併法人(租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人をいう。第一号及び第七項において同じ。))となる適格合併(同条第二項第十一号に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。))が行われた場合を除く。に該当することとなる場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を合算する事業年度(第一号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該法人が被合併法人となる合併が行われた場合 その合併の直前における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額  
二 解散した場合(合併により解散した場合を除く。))その解散の日における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額  
5 第二項の規定の適用を受ける法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日(次の各号に掲げる場合に該当する場合)は、当該各号に定める日)又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日)が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前項及び第七項の規定は、適用しない。

一 通算法人(租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。以下この項及び附則第四十九条において同じ。))がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合、その通知を受けた日の前日(当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日)  
二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日(当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日)のいずれか遅い日  
6 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第二項の規定の適用を受ける法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合には、その適

した場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を合算する事業年度(第一号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

格合併直前における当該経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該適格合併に係る合併法人（租税特別措置法第二条第二項第四号に規定する合併法人をいう。）に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた原子力発電施設解体準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の原子力発電施設解体準備金の金額とみなす。

8 前項の場合において、同項の合併法人がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等（租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する確定申告書等をいう。）を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 第七項の合併法人のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度に係る第二項の規定の適用については、基準日において有する経過措置原子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の金額は、第七項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた原子力発電施設解体準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人の有するものとみなされた原子力発電施設解体準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを三百六十で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（第九項の適格合併の日を含む事業年度にあつては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを三百六十から経過期間（当該適格合併に係る租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人の基準日から当該適格合併の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）

第四十四条 施行日以後に海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三十五条第三項の規定を受ける法人の施行日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新租税特別措置法第五十九条の二の規定の適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日以後二月を経過した日」とする。（法人が農用地等を取得した場合の課税の特例に関する経過措置）

第四十五条 新租税特別措置法第六十一条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製

作若しくは建設をする同項に規定する特定農業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。（法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第四十六条 法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

2 第十条の規定（附則第一条第四号二に掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法（以下この項において「令和五年新措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで（令和五年新措置法第六十五条の七第一項の表の第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同表の第一号、第三号又は第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る令和五年新措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第四号又は第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

3 第十条の規定（附則第一条第四号二に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の租税特別措置法（以下この項において「令和六年新措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで（令和六年新措置法第六十五条の七第一項及び第九項の届出に係る部分に限る。）の規定は、法人が令和六

年四月一日以後に令和六年新措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産について適用し、法人が同日前に第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする当該各号の下欄に掲げる資産及び法人が同日以後に同表の各号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした当該各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。（株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例に関する経過措置）

第四十七条 新租税特別措置法第六十六条の二第一項の規定は、令和五年十月一日以後に行われた株式交付については、なお従前の例による。（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十八条 新租税特別措置法第六十六条の六第五項、第十一項及び第十二項の規定は、租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人の令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項各号に掲げる内国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十六条の九の二第五項及び第十一項から第十三項までの規定は、租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の令和六年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合について適用し、同条第一項に規定する特殊関係株主等である内国法人の同日前に開始した事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八

項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を計算する場合には、なお従前の例による。（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第四十九条 旧租税特別措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する一年を経過する日以前に新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十五第一項の規定を受けた法人（当該法人が通算法人である場合には、他の通算法人を含む。）の施行日前に開始した事業年度において生じた租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第一項の規定により租税特別措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額とみなされたものを含む。）については、なお従前の例による。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動と出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第五十条 新租税特別措置法第六十六条の十三の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第五十一条 相続税法第二十一条の九第三項（租税特別措置法第七十条の二の六第一項、第七十条の二の七第一項（同法第七十条の二の八において準用する場合を含む。）又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける新租税特別措置法第六十九条の五第一項に規定する特定計画山林を贈与により取得する場合において、同項の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する当該特定計画山林に係る相続税について適用する。2 新租税特別措置法第七十条の二の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等（以下この項において「信託受益権等」という。）を取得する個人（以下この項において「新法適用者」という。）に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に信託受益権等を取得した個人（新法適用者を除

く。)に係る当該信託受益権等に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。この場合において、施行日前に信託受益権等を取付した新法適用者に係る同条第十二項第一号に規定する管理残額及び当該新法適用者に係る同条第十七項第二号の規定により租税特別措置法第七十条の二の五第三項に規定する一般贈与財産(次項において「一般贈与財産」という。))とみなされる新租税特別措置法第七十条の二の二第十七項に規定する残額の計算に必要事項は、政令で定める。

3 新租税特別措置法第七十条の二の三第十四項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する信託受益権、金銭又は同項に規定する金銭等(以下この項において「信託受益権等」という。))を取得する個人(以下この項において「新法適用者」という。))に係る当該信託受益権等に係る贈与税について適用し、施行日前に信託受益権等を取得した個人(新法適用者を除く。))に係る当該信託受益権等に係る贈与税については、なお従前の例による。この場合において、施行日前に信託受益権等を取付した新法適用者に係る同条第十四項第二号の規定により一般贈与財産とみなされる同項に規定する残額の計算に必要事項は、政令で定める。

4 新租税特別措置法第七十条の三の二の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

5 新租税特別措置法第七十条の三の三の規定は、令和六年一月一日以後に同条第一項の土地又は建物と同項に規定する災害により被害を受ける場合について適用する。この場合において、同日前に贈与により取得した当該土地又は建物に係る相続税については、附則第十九条第一項の規定にかかわらず、新相続税法第二十一条の十五第一項又は第二十一条の十六第三項の規定を適用する。

6 新租税特別措置法第七十条の六の八第二項第三号の規定は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する特定事業用資産(租税特別措置法第七十条の六の八第二項第一号に規定する特定事業用資産をいう。以下この項において同じ。))に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した特定事業用資産に係る贈与税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第七十条の七第二項第五号ロ及び第七十条の七の五第二項第八号ロの規定

は、令和六年一月一日以後に贈与により取得する非上場株式会社等(租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式会社等をいう。以下この項において同じ。))に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した非上場株式会社等に係る贈与税については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第七十条の七の九第十四項(新租税特別措置法第七十条の七の九第十四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十条の七の九第十四項に規定する認定医療法人の認定移行計画の変更について、同条第二項第一号に規定する平成十八年医療法等改正法附則第十条の四第一項の規定による認定を行う場合について適用する。

第五十二条 新租税特別措置法第八十六条の二第三項の規定は、令和五年五月一日以後に行われる物品の譲渡(租税特別措置法第八十六条の二第一項に規定する物品の譲渡をいう。以下この条において同じ。))に係る譲渡又は譲受け(新租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する第六条の規定による改正後の消費税法第八十四条第四項ただし書の承認を受けないでされた新租税特別措置法第八十六条の二第三項に規定する譲渡又は譲受けをいう。以下この条において同じ。))について適用し、同日前に行われた物品の譲渡に係る譲渡又は譲受けについては、なお従前の例による。

第五十三条 新租税特別措置法第八十六条の六の規定は、施行日以後に開始する消費税法第十九条第一項に規定する課税期間(同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。))について適用する。

第五十四条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった清酒等(旧租税特別措置法第八十七条第一項に規定する清酒等をいう。以下この条及び附則第六十三条において同じ。))に係る酒税については、なお従前の例による。

2 酒類(租税特別措置法第二条第四項第一号に規定する酒類をいう。以下この条並びに附則第

五十六条及び第五十七条において同じ。))の製造者が施行日から令和六年三月三十一日までの間に酒類の製造場(以下附則第五十六条まで及び第六十三条において単に「製造場」という。))から移出する清酒等については、旧租税特別措置法第八十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和五年三月三十一日」とあるのは、「令和六年三月三十一日」とする。

3 承認酒類製造者(新租税特別措置法第八十七条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。同条第三項第七号から第九号までに掲げる者を除く。第九項並びに次条第三項及び附則第六十三条第三項において同じ。))が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移出する清酒等については、旧租税特別措置法第八十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和五年三月三十一日」とあるのは、「令和十一年三月三十一日」と、同項の表酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留焼酎、同条第十号に規定する単式蒸留焼酎又は同条第十三号に規定する果実酒(同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものに限る。))の項中「百分の八十」とあるのは、令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までにおいて「百分の八十二」と、同項の果実酒(同条第三号ハに規定する果実酒(同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。))の項中「百分の六十四」とあるのは、令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までにおいて「百分の六十六・六」と、同項の果実酒(同条第三号ハに規定する果実酒(同条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。))の項中「百分の六十四」とあるのは、令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までにおいて「百分の九十一」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにおいて「百分の九十五・五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにおいて「百分の九十二」と、同条第二項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の六十四」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の八十六」とする。

4 施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出される清酒(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第三条第七号に規定する清酒をいう。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。))及び果実酒(同法第三条第十三号に規定する果実酒をいう。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。))これらの酒類でその他の発泡性酒類(所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六号第二項第三号に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下この条並びに附則第五十六条第三項及び第六十三条において同じ。))に該当するものを除く。以下この項及び附則第六十三条第四項において同じ。))並びに発泡酒(旧租税特別措置法第八十七条第一項に規定する発泡酒をいう。以下この条及び附則第六十三条において同じ。))並びにその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは、清酒及び果実酒にあっては「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第三項」と、発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等にあつては「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十六条第二項第一号、第二号又は第四号」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第三十四条の規定により読み替えて適用される酒税法第三条第三号ハ」とする。

5 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一

分の九十一」と、「百分の六十六・六」とあるのは「百分の八十二」と、「百分の九十一」とあるのは「百分の九十五・五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までにおいて「百分の八十四」とあるのは「百分の九十二」と、「百分の六十九・二」とあるのは「百分の八十四」と、「百分の九十二」とあるのは「百分の八十六」とする。

5 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に該当する清酒等に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一

項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一

項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第五項」と、同項の表中「同条第三号ハ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十四条の規定により読み替えて適用される酒税法第三条第三号ハ」とする。

6 施行日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類に係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「次条」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」とする。

7 第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が令和六年三月三十一日までにその旨を記載した届出書を製造場（二以上の製造場を有するときは、いずれか一の製造場。次項及び第九項において同じ。）の所在地を所轄する税務署長に提出した場合に限り、適用する。この場合において、当該届出書の提出があったときは、その者については、新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

8 前項の規定による届出書を提出した者は、第三項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、当該適用を受けることをやめようとする年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前年度の三月三十一日までに、その旨を記載した届出書を製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該適用を受けることをやめようとする年度分以後の各年度分の酒税については、前項の規定による届出は、その効力を失うものとする。

9 第三項の規定は、承認酒類製造者が、新租税特別措置法第八十七条第七項に規定する書面をその年度の翌年度の五月三十一日までに製造場

の所在地を所轄する税務署長に提出しない場合には、その年度については、適用しない。ただし、同日までに当該書面の提出がなかったことにつき当該税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、同日後に当該書面の提出があったときは、この限りでない。

10 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
（ビールに係る酒税の税率の特例に関する経過措置）  
第五十五条 別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであったビール（旧租税特別措置法第八十七条の四第一項に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）に係る酒税については、なお従前の例による。

2 酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。次条第六項において同じ。）が施行日から令和六年三月三十一日までの間に製造場から移出するビールについては、旧租税特別措置法第八十七条の四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法」とあるのは「酒税法」と、「ビールの」とあるのは「ビール（同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「うちその年度」とあるのは「うちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「酒類の数」とあるのは「酒類（同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。）の数」と、「同年四月一日」とあるのは「令和五年四月一日」と、三月三十一日」とあるのは「令和六年三月三十一日」とする。

3 承認酒類製造者が令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に製造場から移出するビールについては、旧租税特別措置法第八十七条の四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「令和三年三月三十一日以前に酒税法」とあるのは「酒税法」と、「ビールの」とあるのは「ビール（同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この項及び次項において同じ。）の」と、「うちその年度」とあるのは「うちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）の」とする。

ちその年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）と、「酒類の数」とあるのは「酒類（同法第二十八条若しくは第二十九条の規定又は第八十七条の六の規定の適用を受けるものを除く。）の数」と、「同年四月一日」とあるのは「令和六年四月一日」と、「令和五年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、同項中「百分の八十五」とあるのは、令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間にあっては「百分の八十六・五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間にあっては「百分の八十八」と、同条第四項中「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とあるのは、令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間にあっては「百分の八十六・五」とあるのは「百分の九十三・二五」と、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間にあっては「百分の九十四」とする。

4 施行日から令和五年九月三十日までの間に製造場から移出されるビールに係る第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条の四第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第一項」とする。

5 令和五年十月一日から令和八年九月三十日までの間に製造場から移出されるビールに係る第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八十七条の四第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第三項中「同法第二十三条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第一項」とする。

6 前条第七項から第十項までの規定は、第三項の場合について準用する。  
第五十六条 承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例に関する経過措置  
第五十六条 新租税特別措置法第八十七条第一項の規定は、令和六年四月一日以後に承認酒類製造者（同条第四項第一号に規定する承認酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）の製造場から移出する酒税について適用する。

2 令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類（発泡酒（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第五項第一号及び第二号に規定する発泡酒をいう。次項において同じ。）及びその他の発泡性酒類（酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。）を除く。）に係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第四項」と、同法第二十三条又は次条」とあるのは「同項」とする。

3 令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される発泡酒及びその他の発泡性酒類に係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第四項」と、同法第二十三条又は次条」とあるのは「同項」とする。

4 令和六年四月一日から令和八年九月三十日までの間に承認酒類製造者の製造場から移出される租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「及び次条」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」と、「同法第二十三条又は次条」とあるのは「酒税法第二十三条又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」と、同法第二十三条又は次条」とあるのは「同項」とする。

5 新租税特別措置法第八十七条第一項（承認酒類製造者との間に完全支配関係（同条第四項第二号に規定する完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）がある者の前年度課税移出

の間に承認酒類製造者の製造場から移出される酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類（発泡酒（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第五項第一号及び第二号に規定する発泡酒をいう。次項において同じ。）及びその他の発泡性酒類（酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。）を除く。）に係る新租税特別措置法第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「同法第二十三条及び次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十六条第四項」と、同法第二十三条又は次条」とあるのは「同項」とする。

数量（同条第一項に規定する前年度課税移出数量をいう。以下この項において同じ。）を含むことに係る部分に限る。）の規定は、施行日前から引き続き承認酒類製造者との間に完全支配関係がある者の前年度課税移出数量については、適用しない。

6 酒類製造者が主となって組織する法人（酒類製造者である法人を除くものとし、施行日前一年以内において酒税法第二十八条第一項の規定に該当する酒類を当該法人の酒類の蔵置場に移入し、又は酒類をその蔵置場から移出した法人に限る。）が、令和六年三月三十一日までに、当該法人を組織している酒類製造者の住所及び氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を記載した届出書をその蔵置場（二以上の蔵置場を有するときは、いずれか一の蔵置場）の所在地を所轄する税務署長に提出した場合においては、当該法人を同法第七条第一項の規定により製造免許（同項に規定する製造免許をいう。以下この項において同じ。）（施行日前から引き続き当該法人を組織している酒類製造者が同条第一項の規定により製造免許を受けている酒類）の同一の品目（同項に規定する品目をいう。）の製造免許とする。）を受けている酒類製造者とみなして、新租税特別措置法第八十七条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「含む。次項」とあるのは「含む。以下この項次項」と、「のもの」とあるのは「のものであつて、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則第五十六条第六項に規定する施行日前から引き続き当該法人を組織している酒類製造者（前年度課税移出数量が三千キログラムを超える者及び第三項各号に掲げる者を除く。）から移入したもののその他政令で定めるもの」と、「は、同法」とあるのは「は、酒税法」とする。

7 令和五年十二月三十一日までに新租税特別措置法第八十七条第五項に規定する申請があつた場合においては、同条第六項の規定の適用については、同項中「当該申請があつた日の翌日から起算して三月以内」とあるのは、「令和六年三月三十一日まで」とする。

（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免除に関する経過措置）

第五十七条 新租税特別措置法第八十七条の六第五項及び第六項の規定は、令和五年五月一日以後に行われる酒類の移出（租税特別措置法第八

十七条の六第一項に規定する移出をいう。以下この条において同じ。）に係る譲渡等（新租税特別措置法第八十七条の六第四項ただし書の承認を受けないでされる同項に規定する譲渡等をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に行われた酒類の移出に係る譲渡等については、なお従前の例による。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第五十八条 施行日前に課した、又は課すべきであつた航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、航空機（新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機をいう。第五項及び第六項において同じ。）に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第十一条及び新租税特別措置法第九十条の八の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき一万三千円

二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき一万五千元

3 次の各号に掲げる期間内に、沖縄路線航空機（新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機をいう。第五項第二号及び第六項第二号において同じ。）に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の八の二第一項並びに前項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき六千五百円

二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき七千五百円

4 次の各号に掲げる期間内に、特定離島路線航空機（新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機をいう。次項第三号及び第六項第三号において同じ。）に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率は、航空機燃料税法第十一条、新租税特別措置法第九十条の八及び第九十条の九第一項並びに第二項の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき九千七百五十円

二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき一万二千二百五十円

5 航空機が令和七年四月一日以後最初に航行する時（以下この項において「令和七年初回航行時」という。）において、当該航空機に第二項第一号、第三項第一号又は前項第一号に定める税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、令和七年初回航行時に、当該航空機が令和七年初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和七年初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定に定める税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八

一 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき九千七百五十円

二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき一万二千二百五十円

6 航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時（以下この項において「令和九年初回航行時」という。）において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、令和九年初回航行時に、当該航空機が令和九年初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和九年初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定に定める税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 一般国内航空機（新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機をいう。次項第一号において同じ。）である航空機 第二項第二号

二 沖縄路線航空機である航空機 第三項第二号

三 特定離島路線航空機である航空機 前項第二号

7 施行日から令和七年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の八の二第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「前項に規定する」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。次項において「令和五年改正法」という。）附則第五十八条第三項第一号に定める」と、「前条に規定する」とあるのは「同条第二項第一号に定める」と、同条第三項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「前条に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第一号に定める」と、同条第四項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）及び第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」と、「同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）」に規定する」とあるのは「同条第三項第一号に定める」とする。

8 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の八の二第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「前項に規定する」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。次項において「令和五年改正法」という。）附則第五十八条第三項第二号に定める」と、「前条に規定する」とあるのは「同条第二項第二号に定める」と、同条第三項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の税率の特例）及び第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」と、「同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）」に規定する」とする。

一 施行日から令和七年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき九千七百五十円

二 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 航空機燃料一キログラムにつき一万二千二百五十円

9 航空機が令和九年四月一日以後最初に航行する時（以下この項において「令和九年初回航行時」という。）において、当該航空機に第二項第二号、第三項第二号又は第四項第二号に定める税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、令和九年初回航行時に、当該航空機が令和九年初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、令和九年初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定に定める税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八

二 沖縄路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項

三 特定離島路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の九第一項



三十一日までの間」と、「前条に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第二号に定める」と、同条第四項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年改正法）第三号。以下この条において「令和五年改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）及び第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」と、「同法第九十条の八の二第一項（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例）に規定する」とあるのは「同条第三項第二号に定める」とする。

9 施行日から令和七年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の九第二項から第六項までの規定の適用については、同条第二項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「前項に規定する」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年改正法）第三号。次項から第五項までにおいて「令和五年改正法」という。）附則第五十八条第四項第一号に定める」と、「第九十条の八に規定する」とあるのは「同条第二項第一号に定める」と、同条第三項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「第一項に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第四項第一号に定める」と、「前条第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第一号に定める」と、同条第四項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「第九十条の八に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第一号に定める」と、同条第五項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「第九十条の八に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第一号に定める」と、同条第六項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年改正法）第三号。以下この条において「令和五年改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）及び第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第一号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」と、「同法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例）に規定する」とあるのは「同条第四項第一号に定める」とする。

10 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の九第二項から第六項までの規定の適用については、同条第二項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「前項に規定する」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年改正法）第三号。次項から第五項までにおいて「令和五年改正法」という。）附則第五十八条第四項第二号に定める」と、「第九十条の八に規定する」とあるのは「同条第二項第二号に定める」と、同条第三項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「第一項に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第四項第二号に定める」と、「前条第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第二号に定める」と、同条第四項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「第九十条の八に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第二号に定める」と、同条第五項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「第九十条の八に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第三項第二号に定める」と、同条第六項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年改正法）第三号。以下この条において「令和五年改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）及び第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」と、「同法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例）に規定する」とあるのは「同条第四項第二号に定める」とする。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。  
 第五十九条 令和六年一月一日前に旧租税特別措置法第九十条の十二第一項の規定の適用を受けた検査自動車（租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。次項において同じ。）に係る旧租税特別措置法第九十条の十二第二項の規定の適用については、なお従前の例による。  
 2 新租税特別措置法第九十条の十二第四項第一号イ、第二号又は第三号イに掲げる検査自動車のうち、同条第一項第四号イ（2）に規定するエネルギー消費効率率が、同号イ（2）に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であり、かつ、同号イ（2）に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率以上であるものとして財務省令で定めるものと令和七年五月一日から令和八年四月三十日までの間において同条の規定の適用がないものについて当該期間内に租税特別措置法第九十条の十第一項に規定する自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税については、同法第九十条の十一から第九十条の十一の三までの規定は、適用しない。

一日までの間」と、「前条第一項に規定する」とあるのは「令和五年改正法附則第五十八条第三項第二号に定める」と、「第一項に規定する」とあるのは「同条第四項第二号に定める」と、同条第六項中「令和十年三月三十一日まで」とあるのは「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間」と、「及び租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和五年改正法）第三号。以下この条において「令和五年改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の八（航空機燃料税の特例）及び第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例）並びに令和五年改正法附則第五十八条第二項第二号（航空機燃料税の特例に関する経過措置）」と、「同法第九十条の九第一項（特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の特例）に規定する」とあるのは「同条第四項第二号に定める」とする。

3 新租税特別措置法第九十条の十二の二第四項の規定は、令和六年一月一日以後に法定納期限（国税通則法第二十条第八号に規定する法定納期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が到来する自動車重量税について適用し、同日前に法定納期限が到来した自動車重量税については、なお従前の例による。  
 4 新租税特別措置法第九十条の十二の二第七項の規定は、令和六年一月一日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。  
 （罰則に関する経過措置）  
 第七十八条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 （政令への委任）  
 第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
 附則（令和五年五月八日法律第二二一号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。  
 附則（令和五年一月二九日法律第七九号）抄  
 （施行期日）  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 及び二 略  
 三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第二項、第二十一条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七号の二第二項及び第七項、第六十六号第四項及び第五項、第七十七



もの」を「青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げる法人に該当するもの」に改める部分、「第三項第一号において同じ」を「以下この条において同じ」に改める部分及び「を除く。」において、「及び同日において当該措置に基因し、又は関連して生ずる損害を填補する保険で財務省令で定めるものの契約（第三項第七号において「特定保険契約」という。）を締結している場合を除く。」において、「改める部分並びに同条第三項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分を除く。」、同法第六十六号の四第二十七項の改正規定、同法第六十六号の四第三十四項の表第六十六号の四第二十七項の改正規定、同法第六十六号の七第九項及び第六十六号の九の第三第八項の改正規定（「第四十二号の七の第七十一項」を「第四十二号の十二の第七十一項」に改める部分に限る。）、同法第六十六号の十三第一項の改正規定（「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める部分に限る。）、同法第六十七号の十八第十三項の表第六十六号の四第二十七項の改正規定、同法第六十八号の三の四第二項及び第四項の改正規定、同法第八十条第二項の改正規定（「第二号第三十一項」を「第二号第三十三項」に改める部分に限る。）、同法第三十三項に改める部分の次に、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに同法第九十条の十第三項の改正規定並びに附則第四十五号第二項及び第四十九号第二項の規定

略

ハ 第二十二条中所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号） 附則第四十九号の改正規定

十四 第十三条中租税特別措置法第十一条の四の次に一條を加える改正規定、同法第四十四条の四の次に一條を加える改正規定及び同法第八十一条を削り、同法第八十条の三を同法第八十一条とし、同法第八十条の二の次に一條を加える改正規定（同法第八十条の二の次に一條を加える部分に限る。）、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和六年法律第一号）

十五 第十三条中租税特別措置法第十五条第一項の改正規定（流通業務の総合化及び効率

化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号） 第四条第一項を「物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号） 第六条第一項」に改める部分及び「第五号第一項」を「第七号第一項」に、「第二号第三号」を「第四号第三号」に改める部分に限る。）、及び同法第四十八条第一項の改正規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項を「物資の流通の効率化に関する法律第六号第一項」に改める部分及び「第五号第一項」を「第七号第一項」に、「第二号第三号」を「第四号第三号」に改める部分に限る。）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第一号）の施行の日

十六 第十三条中租税特別措置法第四十条第八項の改正規定（「同条第十七号」を「同条第二十号」に改める部分に限る。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第一号）の施行の日

（寄附金控除に関する経過措置）

第三十条 前項の規定の適用がある場合における第十三条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。） 第四条の五及び第四十一条の十八から第四十一条の三までの規定の適用については、新租税特別措置法第四条の五第二項中「特定寄附金」とあるのは「特定寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号） 附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。） 第七十八号第三項の規定又は「規定、旧所得税法（以下「旧所得税法」と、「除く」と、同法」）とあるのは「所得税法」と、「除く」と、同法」）とあるのは「旧所得税法第七十八号第三項中「支出した金銭」とあるのは「支出した金銭（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に相当する部分を除く。）」と、「と、新租税特別措置法第四十一条の十八第二項中「及び前項」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号） 附則第三条第一項の

規定によりなおその効力を有するものとされる規定による改正前の所得税法第七十八号第三項の規定又は前項」と、新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項中「及び前条第一項」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号） 附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる規定による改正前の所得税法第七十八号第三項の規定又は前条第一項」と、新租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項中「第四十一条の十八第一項又は」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号） 附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる規定による改正前の所得税法第七十八号第三項の規定又は前条第一項」と、新租税特別措置法第八号（第一項第一号、第二号第二号及び第三号第二号に係る部分に限る。）、同条第一項に規定する金融商品取引業者等又は同条第三項に規定する内国法人が施行日以後に支払を受けるべき同条第一項第二号、第二項第二号又は第三項第二号に規定する社債の利子について適用する。（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十二号 新租税特別措置法第十条第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第十条第八項第一号の規定は、令和八年分以後の所得税について適用し、令和七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十三号 新租税特別措置法第十条の四第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第十条の四第一項に規定する特定事業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十四号 第十三条の規定（附則第一条第十二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法第十条の四の二第二項及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

2 第十三条の規定（附則第一条第十二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の租税特別措置法第十条の四の二第一項及び第三項の規定は、同号に定める日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受ける個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同日前に第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の四の二第二項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第十条の四の二第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「一の特定業務施設」とあるのは、「一の同号に規定する特定業務施設」とする。





条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の同月一日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十二条の四第十九項第一号の規定は、法人の令和七年四月一日以後に開始する事業年度（租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。）分の法人税及び租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の同日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、法人の同月一日前に開始した事業年度（旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事業年度を除く。）分の法人税及び旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の同日前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（国際戦略総合特別区域において機械等を取付した場合は、特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条 新租税特別措置法第四十二条の十一第一項及び第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する特定機械装置等について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十一第一項に規定する特定機械装置等については、なお従前の例による。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合は、特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十一条 新租税特別措置法第四十二条の十一第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法第四十二条の十一の二第二項に規定する特定事業用機械等について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する特定事業用機械等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合は、特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十二条 新租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受ける法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、施行日以前に旧租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

2 第十三条の規定（附則第一条第十二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、同号に定める日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同日前に第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をする当該認定に係るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載された同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

3 施行日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一の特定業務施設」とあるのは、「一の同号に規定する特定業務施設」とする。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十三条 新租税特別措置法第四十二条の十二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につ

いて同項に規定する計画の認定を受ける法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について適用し、施行日以前に旧租税特別措置法第四十二条の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について同項に規定する計画の認定を受けた法人の当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十四条 新租税特別措置法第四十二条の十二の五第四項の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度において生ずる同条第五項第十二号に規定する控除しきれない金額について適用する。

（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十五条 新租税特別措置法第四十二条の十二の七第三項及び第六項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第三項に規定する生産工程効率化等設備について適用し、法人が施行日以前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の七第三項に規定する生産工程効率化等設備等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十二条の七（第七項、第八項、第十項及び第十一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第四十二条の七の七第七項に規定する半導体生産用資産及び同条第十項に規定する特定商品生産用資産について適用する。

3 第十三条の規定（附則第一条第十三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の租税特別措置法（次項において「四月新租税特別措置法」という。）第四十二条の十一の七第九項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

と、「第二十一条の二十第二項第二号」とあるのは、「第二十一条の十三第二項第三号」と、同条第六項中「第二十一条の十五第一項」とあるのは、「第二十一条の十五第一項」と、同条第九項第三号中「第二十一条の二十二第一項」とあるのは、「第二十一条の十五第一項」と、「第二十一条の二十三第一項」とあるのは、「第二十一条の十六第一項」とする。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第四十六条 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「、第四十二条の十二の五第四項又は前条第八項若しくは第十二項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第五項第十二号又は前条第九項若しくは第十二項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第五項第十二号」とする。

2 新租税特別措置法第四十二条の十三第七項の規定は、租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以後に開始する事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法人の施行日以前に開始した事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に関する経過措置）

第四十七条 新租税特別措置法第四十二条の十四第四項（新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項に係る部分に限る。）の規定は、新租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項の規定により施行日以後に開始する各事業年度の所得に対する法人税の額から控除された金額について適用する。

2 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十四第四項の規定の適用については、同項中「、第四十二条の十二の五第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二の七第七項、第八項、第十項若しくは第十一項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第三項若しくは第四項」とする。

(法人の減価償却に関する経過措置)  
第四十八條 法人が施行日前に租税特別措置法第四十五條第二項に規定する取得等をした旧租税特別措置法第四十五條第三項に規定する産業振興機械等(同項の表の第四号の下欄に掲げる設備を構成するものに限る。)については、なお従前の例による。

2 法人が取得又は製作若しくは建設(以下この項及び次項において「取得等」という。)をした旧租税特別措置法第四十六條第一項に規定する事業再編促進機械等(施行日前に受けた農業競争力強化支援法第十八條第一項の認定に係る同法第十九條第二項に規定する認定事業再編計画に記載されたもの(法人が施行日以後に取得等をする旧租税特別措置法第四十六條第一項に規定する事業再編促進機械等にあつては、施行日の前日において記載されているものに限る。))については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十六條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする旧租税特別措置法第四十六條第一項に規定する輸出事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十六條の二第一項に規定する輸出事業用資産については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十八條第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八條第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第十五号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十八條第一項の規定の適用については、同項中「物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号」とあるのは、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号」とする。(中小企業事業再編投資損失準備金に関する経過措置)

第四十九條 新租税特別措置法第五十六條第一項(同項に規定する特定保険契約に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する取得をする同項に規定する株式等について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十六條第一項に規定する取得をした同項に規定する株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十六條(第一項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定は、法人が

附則第一条第十三号に定める日以後に同項に規定する取得をする同項に規定する株式等について適用する。

3 新租税特別措置法第五十六條第三項(第七号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に締結する同条第一項に規定する特定保険契約について適用する。

4 施行日から附則第一条第十三号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十六條第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げる法人に該当するもの」とあるのは、「第四十二條の四第十九項第七号に規定する中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通常適用除外事業者に該当するものを除く。))で青色申告書を提出するものうち、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第七十号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に中小企業等経営強化法第三十七條第一項に規定する経営力向上計画(同条第四項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において「経営力向上計画」という。)について同条第一項の認定を受けたもの」と、同条第三項第七号中「の表の各号の第二欄に掲げる措置」とあるのは、「に規定する事業承継等」とする。(国家戦略特別区域における経過措置)

第五十條 新租税特別措置法第六十一條第一項の規定は、施行日以後に同項の指定を受ける租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する内国法人(新租税特別措置法第六十一條第一項の指定に係る国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十号)第二十七條の三の認定区域計画に定められている同条に規定する特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画を施行日前に同法第七條第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣に提出したものの(以下この条において「経過内国法人」という。)を除く。)の各事業年度分の法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十一條第一項の指定を受けた租税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する内国法人(経過内国法人を含む。)の各事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十一條第五項の規定は、施行日以後に同条第一項の指定を受ける租

税特別措置法第二条第二項第一号の二に規定する内国法人(経過内国法人を除く。)の新租税特別措置法第六十一條第五項に規定する適用事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入した金額について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十一條第一項の指定を受けた同号に規定する内国法人(経過内国法人を含む。)の同条第五項に規定する適用事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入した金額については、なお従前の例による。(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除に関する経過措置)

第五十一條 新租税特別措置法第六十五條の三第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人の有する同項に規定する土地等が附則第一条第十号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する旧租税特別措置法第六十五條の三第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

(技術研究組合の所得の計算の特例に関する経過措置)  
第五十二條 新租税特別措置法第六十六條の十第一項の規定は、同項に規定する技術研究組合が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する試験研究用資産について適用し、旧租税特別措置法第六十六條の十第一項に規定する技術研究組合が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する試験研究用資産については、なお従前の例による。

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置)  
第五十三條 新租税特別措置法第六十六條の十一第二項の規定は、法人の締結していた同項に規定する共済契約につき令和六年十月一日以後に解除があつた後同項に規定する共済契約を締結した当該法人が当該共済契約について支出する同項に規定する掛金について適用する。

第五十四條 新租税特別措置法第七十條第三項及び第四項の規定は、附則第一条第九号に定める日以後に支出をする財産に係る相続税について適用する。

2 相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により財産を取得した者が当該財産に属する金銭を旧租税特別措置

法第七十條第三項に規定する特定公益信託(移行認可を受けたものを除く。)の信託財産とするために支出をした場合については、同項及び同条第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三項中「公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託で信託の終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたもの」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号)附則第五十四條第二項に規定する特定公益信託」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第七十條第三項の規定の適用を受けた金銭を受け入れた前項の特定公益信託が移行認可を受けた場合には、当該移行認可の日以後は、当該金銭を新租税特別措置法第七十條第三項の規定の適用を受けた財産とみなして、同条第四項の規定を適用する。

4 新租税特別措置法第七十條の二の規定は、特定受贈者(租税特別措置法第七十條の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下この項及び次項において同じ。)が令和六年一月一日以後に贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)により取得をする住宅取得等資金(租税特別措置法第七十條の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。以下この条において同じ。)に係る贈与税については、なお従前の例による。

5 特定受贈者が令和六年一月一日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金を充てて住宅用家屋(租税特別措置法第七十條の二第二項第二号に規定する住宅用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、これらの住宅用家屋が旧租税特別措置法第七十條の二第二項第六号イに規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として政令で定めるものに該当し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、これらの住宅用家屋を新租税特別措置法第七十條の二第二項第六号イ(1)に掲げる要件を満たす住

宅用家屋を新租税特別措置法第七十條の二

宅用の家屋とみなして、同条の規定を適用する。

一 これらの住宅用家屋が令和五年十二月三十一日以前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による確認を受けているものであること。

二 これらの住宅用家屋が令和六年六月三十日以前に建築されたものであること。

6 次に掲げる者が、令和六年一月一日以後に贈与により取得する住宅取得等資金については、新租税特別措置法第七十条の二の規定は、適用しない。

一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

三 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

四 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

五 旧租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第五十五条 施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第三項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第四項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧租税特別措置法第八十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者が受けた同項の認定に係る同項の不

動産の所有権の移転の登記又は同条第二項の建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和六年六月七日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和六年六月七日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条の規定（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の目次の改正規定、同法第二条第七項の改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定並びに同法第十六条にただし書及び各号を加える改正規定（同条ただし書に係る部分に限る。次号において同じ。）を除く。）並びに附則第八条から第十一条までの規定、附則第十三条中デジタル庁設置法第四条第二項第四号の改正規定及び附則第十五条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）